

H28-31 淀川河川公園  
運営維持管理業務  
民間競争入札実施要項

平成27年8月

国土交通省近畿地方整備局

## 目 次

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項	1
1.1. 対象施設及び対象業務の概要	1
1.1.1 対象施設の概要	1
1.1.2 開園期間及び時間	3
1.1.3 入園料	5
1.1.4 施設目的	5
1.1.5 対象業務の概要	6
1.2. 業務内容	
1.2.1 本業務全体の計画立案及びマネジメント業務	9
1.2.2 企画運営管理業務	9
1.2.3 施設・設備維持管理業務	9
1.2.4 植物管理業務	9
1.2.5 収益施設等管理運営業務	10
1.3. サービスの質の設定	11
1.3.1 包括的な質の設定	11
1.3.2 個別業務の質の設定	15
1.3.3 創意工夫の発揮可能性	16
1.3.4 モニタリング方法	17
1.3.5 委託費の支払い方法	18
1.3.6 費用負担等に関するその他の留意事項	19
2. 実施期間に関する事項	23
3. 入札参加資格に関する事項	24
3.1. 入札参加資格について	24
3.2. 企業の業務実績に関する要件	26
3.3. 配置予定者の業務実績に関する要件	29
3.4. 共同体での入札について	33
4. 入札に参加する者の募集に関する事項	34
4.1. 入札の実施手続及びスケジュール（予定）	34
4.2. 入札実施手続	36
4.2.1 提出書類	36
4.2.2 申請書類の内容	36
4.2.3 企画書の内容	37
4.2.4 収益施設運営計画書	37
4.2.5 ヒアリングの実施	37
4.2.6 その他	38



5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項.....	39
5.1. 事業者決定にあたっての質の評価項目の設定.....	39
5.1.1 基本項目審査.....	39
5.1.2 提案項目審査.....	39
5.2. 事業者決定にあたっての評価方法.....	42
5.2.1 事業者の決定方法.....	42
5.2.2 総合評価の方法.....	42
5.2.3 留意事項.....	44
5.3. 初回の入札で事業者が決定しなかった場合の取り扱いについて.....	44
6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項.....	45
7. 事業者に使用させることができる国有財産に関する事項.....	46
7.1. 施設.....	46
7.2. 設備.....	46
8. 事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により事業者が講ずべき措置に関する事項.....	47
8.1. 報告について.....	47
8.1.1 業務計画書の協議と承諾.....	47
8.1.2 業務責任者及び業務の関係者.....	47
8.1.3 業務報告書.....	47
8.1.4 検査・監督体制.....	47
8.2. 調査への協力.....	47
8.3. 指示について.....	48
8.4. 秘密の保持.....	48
8.5. 個人情報の取り扱い.....	48
8.6. 契約に基づき落札業者が講ずべき措置.....	48
8.6.1 業務の開始及び中止.....	48
8.6.2 公正な取り扱い.....	48
8.6.3 金品等の授受の禁止.....	48
8.6.4 法令の遵守.....	49
8.6.5 安全衛生.....	49
8.6.6 記録・帳簿書類等.....	49
8.6.7 権利の譲渡.....	49
8.6.8 権利義務の帰属等.....	49
8.6.9 一般的損害.....	49
8.6.10 再委託または下請負の取り扱い.....	49
8.6.11 契約解除.....	50
8.6.12 契約解除時の取り扱い.....	50

8.6.13	契約内容の変更	51
8.6.14	契約の解釈	51
8.6.15	業務計画書の提出	51
8.6.16	業務計画書の変更	51
8.6.17	業務の引き継ぎへの対応	51
8.6.18	業務評定について	51
9.	事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を与えた場合において、その損害の賠償に関し契約により事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項	53
10.	対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項	54
10.1.	調査方法	54
10.2.	実施状況に関する調査の時期	54
10.3.	調査方法及び項目	54
10.4.	近畿地方整備局国営公園運営維持管理業務有識者委員会への報告	54
11.	その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項	55
11.1.	対象公共サービスの実施状況等の監理委員会への報告及び公表	55
11.2.	近畿地方整備局の監督体制	55
11.3.	事業者が負う可能性のある主な責務等	55
11.3.1	罰則等	55
11.3.2	会計検査について	55

## H28-31 淀川河川公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争のもとで事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、国土交通省近畿地方整備局（以下「近畿地方整備局」という。）は、公共サービス改革基本方針（平成 27 年 7 月 10 日閣議決定）別表（新プロセス移行事業一覧）において民間競争入札の対象として選定された H28-31 淀川河川公園公園運営維持管理業務（以下「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

## 1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項

### 1.1. 対象施設及び対象業務の概要

#### 1.1.1 対象施設の概要

##### (1) 対象施設

施設名称	淀川河川公園
所在地	大阪市福島区海老江三丁目・四丁目・六丁目並びに大阪市大淀北二丁目（海老江地区）～京都府八幡市八幡在応寺地先（背割堤地区）
敷地面積	333.0ha 注)

注) 本業務の対象敷地は淀川河川公園（以下「本公園」という。）の供用区域（平成26年度供用240.2ha）及び隣接する緊急河川敷道路、坂路、保安区域であり、その面積は、平成27年6月現在333.0haである。なお、平成28年度第4四半期に背割堤地区で0.4haを追加供用する予定である。

また、本業務実施期間中に下記の地区について供用する可能性がある。この場合必要に応じて、設計変更協議を行うこととする。

- ・御幸橋野草地区（新規供用）
- ・大山崎地区（追加供用）
- ・西中島地区（追加供用）

##### (2) 施設概要

対象となる施設は、本公園の供用区域に位置する各公園施設であり、本実施要項表1に示すとおりである。

詳細は、別紙1「主要公園施設一覧」、別紙2「主要建築物一覧」、別紙3「収益施設一覧」を参照のこと。

表1 主な対象施設一覧

対応窓口	地区名称	敷地面積 (ha)	主 要 施 設
守口 サービス センター	海老江地区	10.5	野球場(4面)、少年野球場(2面)、テニスコート(3面)、サッカー・ラグビー場(陸上トラック兼用1面)、駐車場(133台)、移動式トイレ(6基)、管理所(1基)、バーベキュー指定区域
	大淀野草地区	7.5	野草広場
	長柄地区	4.3	芝生広場、移動式トイレ(1基)、バーベキュー指定区域
	長柄河畔地区	0.8	休養施設、移動式トイレ(1基)
	毛馬地区	9.4	野球場(2面)、テニスコート(2面)、サッカー・ラグビー場(陸上トラック兼用1面)、野草広場、移動式トイレ(3基)、バーベキュー指定区域
	赤川地区	4.8	テニスコート(6面)、サッカー・ラグビー場(1面)、駐車場(120台)、移動式トイレ(4基)、管理所(1基)、バーベキュー指定区域
	城北河畔地区	0.9	休養施設
	太子橋地区	13.3	野球場(2面)、少年野球場(1面)、徒渉池、駐車場(177台)、移動式トイレ(5基)、管理所(1基)、バーベキュー指定区域
	外島地区	3.7	テニスコート(6面)、陸上トラック(1面)、移動式トイレ(2基)、管理所(1基)、バーベキュー指定区域
	守口地区	2.2	休養施設
	守口スポーツプラザ (本業務対象外)	-	アイススケート場、駐車場(95台) (2施設とも本業務対象外)
	八雲野草地区	8.5	野草広場
	八雲地区	5.7	少年野球場(1面)、テニスコート(3面)、駐車場(32台)、移動式トイレ(1基)、管理所(1基)、バーベキュー指定区域
	庭窪河畔地区	0.8	休養施設
	十三野草地区	8.3	野草広場
太間 サービス センター	西中島地区	10.9	野球場(3面)、駐車場(222台)、移動式トイレ(6基)、管理所(1基)、バーベキュー指定区域
	豊里地区	7.4	テニスコート(4面)、更衣室(1棟)、駐車場(152台)、移動式トイレ(3基)、管理所(1基)、バーベキュー指定区域
	大日地区	4.9	野球場(2面)、駐車場(177台)、移動式トイレ(3基)
	佐太西地区	10.0	野球場(2面)、少年野球場(2面)、テニスコート(3面)、駐車場(356台)、移動式トイレ(6基)、管理所(1基)、バーベキュー指定区域
	仁和寺野草地区	15.7	パターゴルフコース(27ホール)、ゲートボール場(3面)、ディスクゴルフコース(8ホール)・グラウンドゴルフ(24ホール)兼用、駐車場(85台)、移動式トイレ(2基)、管理所(1基)
	点野野草地区	4.2	野草広場
	太間地区	15.1	野球場(1面)、陸上トラック(1面)、駐車場(544台)、移動式トイレ(7基)、管理所(1基)、バーベキュー指定区域
	木屋元地区	6.5	野球場(2面)、サッカー・ラグビー場(1面)、テニスコート(3面)、ストリートバスケットコート(2面)、移動式トイレ(3基)、バーベキュー指定区域
	出口野草地区	4.0	野草広場
	出口地区	8.7	芝生広場、移動式トイレ(1基)
出口河畔地区	0.3	休養施設	

対応窓口	地区名称	敷地面積 (ha)	主 要 施 設
太間 サービス センター	伊加賀野草地区	10.0	野草広場
	三矢地区	2.4	テニスコート(4面)、砂場、駐車場(68台)、移動式トイレ(1基)、バーベキュー指定区域
	枚方地区	33.2	淀川スタジアム(野球場・サッカー場兼用)(1面)、淀川アクアシアター、多自然池、駐車場(420台)、移動式トイレ(6基)、管理所(2基)、バーベキュー指定区域
鳥飼 サービス センター	一津屋野草地区	10.4	野草広場、駐車場(61台)、移動式トイレ(1基)、管理所(1基)
	一津屋河畔地区	0.3	芝生広場
	鳥飼西地区	3.0	駐車場(59台)、移動式トイレ(2基)、管理所(1基)、バーベキュー指定区域
	鳥飼野草地区	5.4	野草広場
	鳥飼下地区	11.1	サッカー場(1面)、フットサルコート(2面)、駐車場(136台)、多目的広場、移動式トイレ(2基)、管理所(1基)、バーベキュー指定区域
	鳥飼上地区	13.4	野球場(3面)、テニスコート(7面)、サッカー・ラグビー場(陸上トラック兼用1面)、ローラースケート場、駐車場(309台)、移動式トイレ(5基)、管理所(1基)、バーベキュー指定区域
	三島江地区	8.3	野球場(2面)、テニスコート(4面)、サッカー・ラグビー場(1面)、駐車場(316台)、移動式トイレ(4基)、管理所(1基)、バーベキュー指定区域
	三島江野草地区	5.9	野草広場
背割堤 サービス センター(仮称)	大塚地区	25.2	野球場(2面)、テニスコート(2面)、サッカー・ラグビー場(1面)、ゲートボール場(4面)、駐車場(458台)、移動式トイレ(6基)、管理所(1基)、バーベキュー指定区域
	背割堤地区	20.5	桜並木、駐車場(156台)、移動式トイレ(4基)、管理所(1基)、バーベキュー指定区域
	島本地区	4.9	野球場(1面)、少年野球場(1面)、テニスコート(2面)、サッカー・ラグビー場(1面)、駐車場(61台)、移動式トイレ(3基)、管理所(1基)
	大山崎地区	10.5	野球場(2面)、フットサルコート(1面)、駐車場(268台)、移動式トイレ(4基)、管理所(1基)、バーベキュー指定区域
守口 サービスセンター	面積は守口地区 に含む		インフォメーション、会議室、休憩室、トイレ
太間 サービスセンター	0.1		休憩室、シャワー室、ロッカー、トイレ
鳥飼 サービスセンター	0.2		休憩室、シャワー室、ロッカー、トイレ
背割堤 サービスセンター(仮称)	面積は背割堤地 区に含む		展望棟、イベント広場、学習室、会議室、情報発信スペース、トイレ
庭窪 レストセンター	面積は庭窪河畔 地区に含む		会議室、休憩室、シャワー室、ロッカー、トイレ

- ・下線は利用料金を徴収する施設や物販施設(以下「収益施設」という。)を示す。
- ・このほかに自動販売機を設置する。
- ・駐車場の台数は臨時駐車場を含む。
- ・背割堤サービスセンター(仮称)は平成28年度第4四半期に供用予定である。それまでの対応窓口は、背割堤地区は太間サービスセンター、島本地区と大山崎地区は鳥飼サービスセンターとする。

### 1.1.2 開園期間及び時間

本公園は、人の出入りが自由な河川敷又はその隣接地に立地しており、駐車場、サ

ービスセンター及び野球場・テニスコート等の運動施設（アイススケート場を除く）  
 について、本実施要項表 2 に示す運営期間及び時間において利用可能となるよう、本  
 業務を実施するものとする。

表 2 開園期間及び時間

地区名	管理所	3月1日～ 5月31日、 9月1日～ 11月30日	6月1日～ 8月31日	12月1日～ 2月28日(29日)
海老江地区	海老江管理所	(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00	(平日)9:00～19:00 (土日祝)7:00～19:00	9:00～17:00
大淀野草地区		9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
長柄地区	赤川管理所	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
長柄河畔地区		9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
毛馬地区		(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00	(平日)9:00～19:00 (土日祝)7:00～19:00	9:00～17:00
赤川地区		(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00	(平日)9:00～19:00 (土日祝)7:00～19:00	9:00～17:00
城北河畔地区		9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
太子橋地区	太子橋管理所	(平日土)9:00～17:00 (日祝)7:00～17:00	(平日土)9:00～19:00 (日祝)7:00～19:00	9:00～17:00
外島地区		(平日土)9:00～17:00 (日祝)7:00～17:00	(平日土)9:00～19:00 (日祝)7:00～19:00	9:00～17:00
守口地区	○八雲管理所 (八雲地区)	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
八雲野草地区		9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
八雲地区		9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
庭窪河畔地区		9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
十三野草地区	西中島管理所	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
西中島地区		(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00	(平日)9:00～19:00 (土日祝)7:00～19:00	9:00～17:00
豊里地区	豊里管理所	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
大日地区	佐太西管理所	(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00	(平日)9:00～19:00 (土日祝)7:00～19:00	(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00
佐太西地区		(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00	(平日)9:00～19:00 (土日祝)7:00～19:00	(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00
仁和寺野草地区		(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00	(平日)9:00～19:00 (土日祝)7:00～19:00	(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00
点野野草地区	太間管理所	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
太間地区		7:00～17:00	7:00～19:00	7:00～17:00
木屋元地区		(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00	(平日)9:00～19:00 (土日祝)7:00～19:00	9:00～17:00
出口野草地区		9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
出口地区		9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
出口河畔地区	枚方管理所(下流)	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
伊加賀野草地区		9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
三矢地区	○枚方管理所 (上流)	(平日土)9:00～17:00 (日祝)7:00～17:00	(平日土)9:00～19:00 (日祝)7:00～19:00	9:00～17:00
枚方地区		7:00～17:00	7:00～19:00	7:00～17:00
背割堤地区	背割堤管理所	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
一津屋野草地区	一津屋管理所	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
一津屋河畔地区	○鳥飼西管理 所(鳥飼西地 区)	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
鳥飼西地区		9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
鳥飼野草地区	鳥飼上管理所	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
鳥飼下地区		(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00	(平日)9:00～19:00 (土日祝)7:00～19:00	9:00～17:00

地区名	管理所	3月1日～ 5月31日、 9月1日～ 11月30日	6月1日～ 8月31日	12月1日～ 2月28日(29日)
鳥飼上地区		(平日土)9:00～17:00 (日祝)7:00～17:00	(平日土)9:00～19:00 (日祝)7:00～19:00	9:00～17:00
三島江地区	三島江管理所	(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00	(平日)9:00～19:00 (土日祝)7:00～19:00	9:00～17:00
三島江野草地区		9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
大塚地区	大塚管理所	7:00～17:00	7:00～19:00	7:00～17:00
島本地区	島本管理所	(平日土)9:00～17:00 (日祝)7:00～17:00	(平日土)9:00～19:00 (日祝)7:00～19:00	9:00～17:00
大山崎地区	大山崎管理所	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00

- ・○の管理所は土曜日・日曜日・祝祭日のみ運営する。
- ・背割堤地区の休園日は12月29日～1月3日、その他の地区は休園日なし。
- ・鳥飼サービスセンター、太間サービスセンター、背割堤サービスセンター(仮称)、庭窪レストセンターの休館日は12月29日～1月3日、守口サービスセンターは休館日なし。
- ・繁忙期、行催事開催時等においては、本業務の受託者(以下「事業者」という。)が近畿地方整備局に協議し、承諾を得た上で開園時間の変更を行うことができる。
- ・開園期間においても、定期点検等の実施により休園が必要な場合は、事業者が近畿地方整備局に協議し、承諾を得た上で休園とすることができる。

### 1.1.3 入園料

#### (1)入園料

本公園の入園料は無料である。

### 1.1.4 施設目的

淀川河川公園は、都市公園法第2条第1項第2号「イ)一の都府県の区域を超えるような見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地」に基づくイ号国営公園である。淀川の広大な河川敷、豊富な自然環境を活かして、近畿のレクリエーション需要の増大に対応するとともに、淀川の河川空間を広域緑地系統の骨格として活用することを目的として公園整備を進めている。大阪府大阪湾河口部から桂川、宇治川、木津川が合流する京都府三川合流部までの延長約37km、計画面積1,216haのうち、約240.2ha、計40地区を開園している。

本公園では、「自然と人間との出会い」を基本テーマとして、以下の3つの基本方針、4つの管理運営方針のもとに総合的に整備、管理運営を進めている。

#### <基本方針>

- ① 河川は人を含むすべての生物にとって共有の財産であり、淀川における自然環境や歴史・文化、人との関わりを大切にしたい公園にします。
- ② 淀川の自然環境や淀川と人との関わりを次世代に引き継ぎます。
- ③ 多様な主体の参加と連携のもと、全ての生物が共存できる健全かつ秩序ある利用を促し、淀川流域とその周辺の人々が将来にわたって自然とふれあえる公園にします。

#### <管理運営方針>

- ① 淀川の自然環境の保全・再生に関する調査・分析と見直しを行う



- ② 安全、快適に利用できるようにする
- ③ 淀川にふれ、学ぶための機会を増やす
- ④ 多様な主体の参加と連携を図る

昭和 48 年度の供用開始時から平成 26 年度までの累計入園者数は約 14,770 万人であり、平成 26 年度には約 646 万人の方々に利用されている。

事業にあたっては、上記 3 つの基本方針のもとに永続的な需要喚起と入園者に対するサービス向上を目指し、一元的に運営維持管理を進めるものである。(詳細は、別紙 4 「H28-31 淀川河川公園運営維持管理業務基本方針」(以下「基本方針」という。)を参照のこと)。

### 1.1.5 対象業務の概要

#### (1) 対象業務の構成

本業務は、委託契約により、本公園において、国営公園設置の意義を踏まえ、その効用を最大限発揮させるべく、公園の運営維持管理全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで、利用促進のための行催事や広報宣伝の企画・立案・実施、徴収、巡視・保安警備、公園利用者に対するサービスの提供、利用指導、救急、公園利用者の安全・安心の確保、地域貢献や市民等との協働、他の施設管理者との連携、建物や工作物等公園施設の維持管理、清掃、植物の育成・維持管理、収益施設の運営など多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものである。

このうち、運動施設等の運営、公園利用者へのサービス向上に資する収益施設については、近畿地方整備局からの委託費で運営維持管理を行うものではなく、事業者が独立採算で運営維持管理を行うものである。収益施設におけるサービス提供が、委託費による公園の運営維持管理と両輪をなす事業として、互いに相乗効果を発揮し、公園利用者にとって利便性が高く魅力のある公園管理が展開されるよう、事業者の創意工夫を期待するものである。

さらに、委託費で行う業務に加え、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、近畿地方整備局の許可を受けた上で、事業者の提案により土地使用料等を納めて独立採算により臨時の飲食・物販施設等の運営や行催事を行う事業(以下「自主事業」という。)について、効果的に行われることを期待する。

本業務は、委託費により行う「本業務全体の計画立案及びマネジメント業務」、「企画運営管理業務」、「施設・設備維持管理業務」及び「植物管理業務」と、事業者の提案により独立採算で行う収益施設の運営及び自主事業(以下「収益施設等管理運営業務」という。)により構成される。

なお、会計上の注意として、事業者は、委託費を収益施設等管理運営業務の実施に用いてはならない。ただし、「本業務全体の計画立案及びマネジメント業務」、「企画運営管理業務」、「施設・設備維持管理業務」及び「植物管理業務」を実施する上で、収益施設等管理運営業務と調整する業務については、委託費を充当して差し支えない。

また、委託費で行う事業と独立採算で行う収益施設等管理運営業務の経理状況に関する帳簿類は分けて整理し、年度終了毎に決算書類を提出することとする。

さらに本業務は、利用指導の一環として、都市公園法の許認可に係る前段階の調整、近畿地方整備局が行う各種行事への対応を実施するなど、行政と連携を行うものである。

これら多岐にわたる業務は相互に密接に関連するものであり、公園の円滑な運営維持管理のため、総合的な調整のもとに実施されるものである。

なお、高水敷上の除草及び塵芥処理、出水時の公園施設の撤去復旧、建設業法上の改築工事、施設保全業務、光熱水費の支払い等は本業務には含まれず、近畿地方整備局が別途行う。

本業務の実施にあたっては、都市公園関係法令等を踏まえた公園管理のための専門的知識を有し、また一定のサービス水準の維持及び公園利用者の安全確保のため、上記業務を安定的に行うとともに、事故・災害等緊急事案にも迅速な対応が可能となる管理体制を整えることが必要である。

## (2) 対象業務項目

本業務に含まれる対象業務は下記のとおりである。

### 1) 公園運営維持管理業務（委託費により行う業務）

#### ① 本業務全体の計画立案及びマネジメント業務

- ・本業務全体の計画立案及びマネジメント
- ・臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務 等

#### ② 企画運営管理業務

- ・企画広報（行催事企画運営、広報、公園ボランティア活動の支援・調整）
- ・公園利用者への利用指導、公園利用者へのサービス、園内巡視 等

#### ③ 施設・設備維持管理業務

- ・維持修繕・保守点検等（建物、建物設備、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設、給水施設、水景施設、その他設備）
- ・清掃（園内清掃、園内建物清掃） 等

#### ④ 植物管理業務

- ・高木管理、中低木管理、草丈管理、草花管理等（草刈り、施肥、灌水、剪定等）

### 2) 収益施設等管理運営業務（土地使用料等を納めた上で独立採算により行う業務）

#### ① 収益施設運営業務

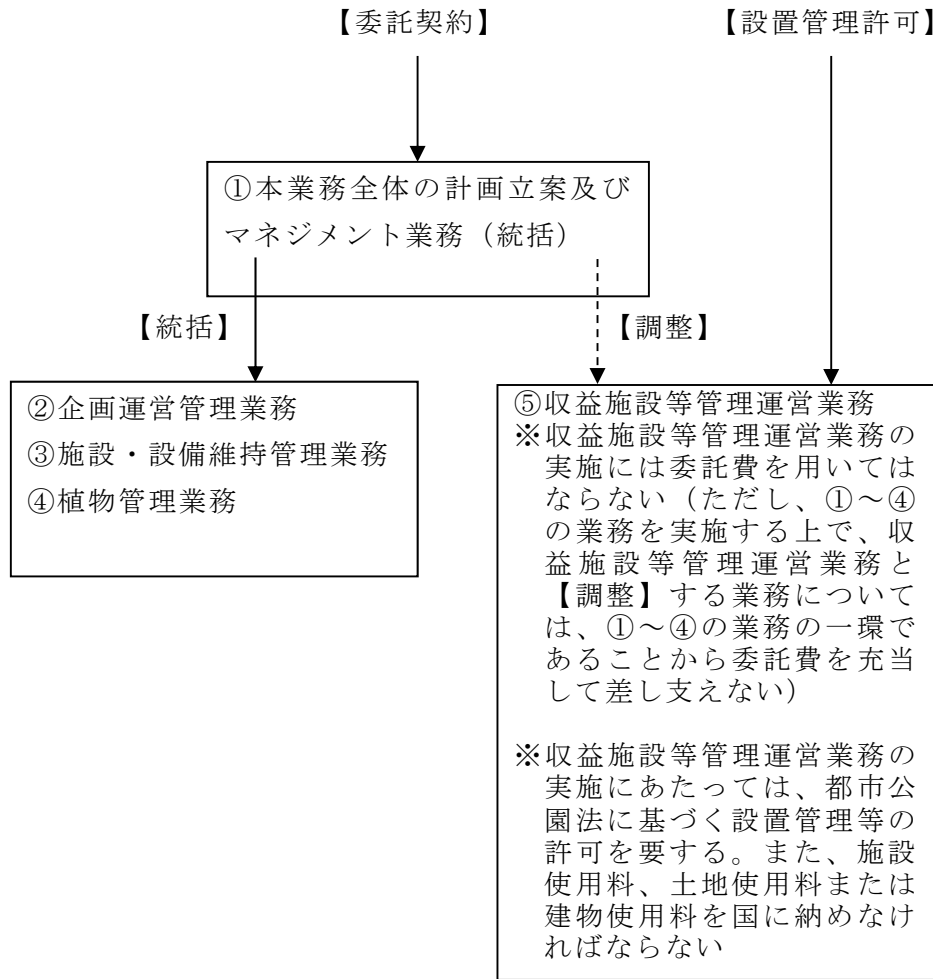
- ・運動施設等の運営

#### ② 自主事業

- ・臨時飲食・物販施設等の運営

(詳細は、別紙5「H28-31 淀川河川公園運営維持管理業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)、別紙6～9(「H28-31 淀川河川公園運営維持管理業務個別仕様書(本業務全体の計画立案及びマネジメント)」(以下「個別仕様書(計画立案)」という。))等)、別紙10「H28-31 淀川河川公園収益施設等管理運営規定書」(以下「管理運営規定書」という。))を参照のこと。)

(3) 業務全体像



## 1.2. 業務内容

### 1.2.1 本業務全体の計画立案及びマネジメント業務

本公園の運営維持管理全般について、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で、企画運営管理業務、施設・設備維持管理業務、植物管理業務等、多岐にわたる業務について総合的な調整のもと相互連携を保ち、適切な進捗管理を行うとともに、近畿地方整備局の実施する整備・修繕工事における実施方針の検討等の助言・調整、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務を行う。(詳細は、別紙5「共通仕様書」及び別紙6「個別仕様書(計画立案)」を参照のこと。)

### 1.2.2 企画運営管理業務

利用促進のための行催事(材料代等実費を公園利用者から徴収するもの等を含む)や広報宣伝の企画・立案・実施・参加者受付及び公園ボランティアに対する支援・調整を行う業務である。また、公園利用者の安心・安全を確保し、円滑に利用してもらうために、利用指導及び利用案内等の公園利用者に対するサービスの提供、公園利用者の施設予約等の受付、園内巡視、本業務に関わる自動車維持等を行う。(詳細は、別紙5「共通仕様書」及び別紙7「個別仕様書(企画運営管理)」(以下「個別仕様書(企画)」という。)を参照のこと。)

### 1.2.3 施設・設備維持管理業務

#### (1) 維持修繕・保守点検

建物、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設等について、所要の目的が果たされるよう、日常、適宜巡回点検・保守点検し、常に安全で良好な状態にあるよう、利用の状況に応じて破損個所の軽微な補修又は補充を適切に行う。また、給水施設や電気設備の使用量を計測し記録を確実にを行う。(詳細は、別紙5「共通仕様書」及び別紙8「H28-31 淀川河川公園運営維持管理業務個別仕様書(施設・設備維持管理)」(以下「個別仕様書(施設・設備)」という。)を参照のこと。)

#### (2) 清掃

公園利用の動向、塵芥及び汚水等の発生量に即応して適切な措置をとり、園内や建物の清掃を行い、常時公園内を清潔にする。また、園内に塵芥が散乱した場合は、速やかに園内の清掃を行い、利用に支障が生じないよう適切な措置をとる。なお、塵芥は種類ごとに定められた処理方法に従って、適切に処理する。(詳細は、別紙5「共通仕様書」及び別紙8「個別仕様書(施設・設備)」を参照のこと。)

### 1.2.4 植物管理業務

安全で快適な利用環境を確保するため、利用状況、景観等に応じた草花管理、外来種の除去、施肥、灌水、樹木の剪定等を行うことにより、園内の植物が常に良好な状態にあるように植物管理を行うとともに、公園利用者に怪我等がないよう適切な管理を行う。(詳細は、別紙5「共通仕様書」及び別紙9「H28-31 淀川河川公園運営維持管理業務個別仕様書(植物管理)」(以下「個別仕様書(植物)」という。)を参照のこと。)

#### 1.2.5 収益施設等管理運営業務

本実施要項 1.2.1～1.2.4 の業務と連携して公園利用者サービスの向上を図るため、運動施設等の収益施設の運営管理を行わなければならない。また、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、独立採算により行う行催事や繁忙期における臨時物販施設等の自主事業を行うことができる。

具体的には、都市公園法第 5 条、第 6 条または第 12 条の手続きを行った上で、各施設の施設使用料、土地使用料または建物使用料を近畿地方整備局に支払い、別紙 3「収益施設一覧」で示す施設の運営管理や、繁忙期における臨時飲食・物販施設等の運営管理を行い、収益施設等の運営において得た利益は事業者の収入とする。

なお、各施設の利用料金については、近畿地方整備局と協議の上、周辺類似事例に基づき、収益施設全体の収支のバランスを鑑みながら、市場価格に準じて定める。(収益施設の詳細は、別紙 3「収益施設一覧」及び別紙 10「管理運営規定書」を参照のこと)。

### 1.3. サービスの質の設定

本業務の実施にあたり、達成すべき包括的な質（本実施要項 1.3.1 参照）及び個別業務の質（本実施要項 1.3.2 参照）は以下のとおりとする。

#### 1.3.1 包括的な質の設定

本業務に関する包括的な質は本実施要項表 4 のとおりとする。

表 4 包括的な質

【平成 28 年度】

基本的な方針	主要事項	達成すべき質
本業務を通して、公園の理念を多くの公園利用者が実感できるように公園利用を可能とする	公園利用者数の確保（※1）	・本公園の年間及び四半期ごとの公園利用者数（平成 24 年度～平成 26 年度の実績平均値以上【平成 24 年度～平成 26 年度の実績平均値：年間 5,411,501 人、第 1 四半期 1,785,679 人、第 2 四半期 1,041,936 人、第 3 四半期 1,233,228 人、第 4 四半期 1,350,658 人】）
	利用者満足度の確保	・年間及び四半期ごとの公園の運営に関する「満足」「やや満足」の回答比率※2（平成 25 年度～平成 26 年度実績平均値以上【平成 25 年度～平成 26 年度実績平均値：年間 71%、第 1 四半期 75%、第 2 四半期 72%、第 3 四半期 71%、第 4 半期 66%】）
	多様な利用プログラムの提供	・自然環境・歴史文化に関する利用プログラムの開催回数、延べ参加人数※3（平成 24 年度～平成 26 年度実績平均値と同程度以上【平成 24 年度～平成 26 年度実績平均値：年間開催回数 13 回、延べ参加人数 2,704 人】） ・地域連携イベント※4の開催回数、延べ参加人数（平成 24 年度～平成 26 年度実績平均値と同程度以上【平成 24 年度～平成 26 年度実績平均値：年間開催回数 8 回、延べ参加人数 7,735 人】）
	情報受発信	・マスコミによる報道件数※5（平成 24 年度～平成 26 年度の実績平均値及び背割堤サービスセンター（仮称）の想定報道件数の合計以上【平成 24 年度～平成 26 年度の実績平均値：年間 104 件】） ・ホームページの総アクセス件数（平成 24 年度～平成 26 年度の実績平均値以上【平成 24 年度～平成 26 年度の実績平均値：年間 342,704 件】）

※ 1：公園利用者数の集計方法は別紙 13 による。

※ 2：年間及び四半期毎の「公園利用者アンケート」（別紙 14）の Q8「公園には満足されましたか」における「満足」「やや満足」の合計回答比率の平均値。

※ 3：自然環境・歴史文化に関する利用プログラムとは、淀川を利用しながら淀川に対する理解を深めてもらうため、淀川とその周辺の歴史文化や自然環境などを学ぶ利用プログラムで、事業者が主催又は共催するもの。体験講座や自然環境学習のほか、生物の生息・生育環境の保全活動、清掃等の維持管理活動含む。

※ 4：地域連携イベントとは、淀川沿川の自治体、市民団体、地域住民、民間企業等と連携して開催する行催事で、事業者が主催または共催するもの。自然環境・歴史文化に関する利用プログラムのほか、マラソンなどのスポーツ大会、地域の交流・活性化を目的としたイベント等を含む。

※ 5：マスコミ報道件数の目標とは、以下のそれぞれの件数と合計件数。

委託費による有料広告等についてはカウントできないが、委託費によらない自主事業等による有料広告等はカウントできるものとする。

- ・テレビ（NHK・民放）・ラジオ（AM、FM）の放送件数で、1 番組につき 1 カウントとする。
- ・一般社団法人日本新聞協会加盟の新聞及び販売や配布エリアが 1 の市町全域又は複数の市町にまたがる範囲の雑誌・情報誌への紙面掲載件数で、新聞については 1 紙/回につき 1 カウントとし、雑誌・情報誌については、1 冊/回につき 1 カウントとする。但しホーム

- ページ等インターネット記事掲載は除く。具体的な対象媒体は調査職員と協議すること。  
 ・事件、事故等の報道件数は除く。

【平成29年度】

基本的な方針	主要事項	達成すべき質
本業務を通して、公園の理念を多くの公園利用者が実感できるような公園利用を可能とする	公園利用者数の確保（※1）	<ul style="list-style-type: none"> <li>本公園の年間及び四半期ごとの公園利用者数（平成24年度～平成26年度の実績平均値及び背割堤サービスセンター（仮称）の計画利用者数の合計以上【平成24年度～平成26年度の実績平均値及び背割堤サービスセンター（仮称）の計画利用者数の合計以上：年間5,496,501人、第1四半期1,836,929人、第2四半期1,053,186人、第3四半期1,244,478人、第4四半期1,361,908人】）</li> </ul>
	利用者満足度の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間及び四半期ごとの公園の運営に関する「満足」「やや満足」の回答比率※2（平成25年度～平成26年度実績平均値以上【平成25年度～平成26年度実績平均値：年間71%、第1四半期75%、第2四半期72%、第3四半期71%、第4四半期66%】）</li> </ul>
	多様な利用プログラムの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境・歴史文化に関する利用プログラムの開催回数、延べ参加人数※3（平成24年度～平成26年度実績平均値と同程度以上【平成24年度～平成26年度実績平均値：年間開催回数13回、延べ参加人数2,704人】）</li> <li>地域連携イベント※4の開催回数、延べ参加人数（平成24年度～平成26年度実績平均値及び背割堤サービスセンター（仮称）の計画イベント回数、延べ参加人数の合計と同程度以上【平成24年度～平成26年度実績平均値：年間開催回数12回、延べ参加人数8,535人】）</li> </ul>
	情報受発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>マスコミによる報道件数※5（平成24年度～平成26年度の実績平均値及び背割堤サービスセンター（仮称）の想定報道件数の合計以上【平成24年度～平成26年度の実績平均値：年間104件】）</li> <li>ホームページの総アクセス件数（平成24年度～平成26年度の実績平均値以上【平成24年度～平成26年度の実績平均値：年間342,704件】）</li> </ul>

※1：公園利用者数の集計方法は別紙13による。

※2：年間及び四半期毎の「公園利用者アンケート」（別紙14）のQ8「公園には満足されましたか」における「満足」「やや満足」の合計回答比率の平均値。

※3：自然環境・歴史文化に関する利用プログラムとは、淀川を利用しながら淀川に対する理解を深めてもらうため、淀川とその周辺の歴史文化や自然環境などを学ぶ利用プログラムで、事業者が主催又は共催するもの。体験講座や自然環境学習のほか、生物の生息・生育環境の保全活動、清掃等の維持管理活動含む。

※4：地域連携イベントとは、淀川沿川の自治体、市民団体、地域住民、民間企業等と連携して開催する行催事で、事業者が主催または共催するもの。自然環境・歴史文化に関する利用プログラムのほか、マラソンなどのスポーツ大会、地域の交流・活性化を目的としたイベント等を含む。

※5：マスコミ報道件数の目標とは、以下のそれぞれの件数と合計件数。

委託費による有料広告等についてはカウントできないが、委託費によらない自主事業等による有料広告等はカウントできるものとする。

- ・テレビ（NHK・民放）・ラジオ（AM、FM）の放送件数で、1番組につき1カウントとする。
- ・一般社団法人日本新聞協会加盟の新聞及び販売や配布エリアが1の市町全域又は複数の市町にまたがる範囲の雑誌・情報誌への紙面掲載件数で、新聞については1紙/回につき1カウントとし、雑誌・情報誌については、1冊/回につき1カウントとする。但しホームページ等インターネット記事掲載は除く。具体的な対象媒体は調査職員と協議すること。
- ・事件、事故等の報道件数は除く。

【平成30年度】

基本的な方針	主要事項	達成すべき質
本業務を通して、公園の理念を多くの公園利用者が実感できるような公園利用を可能とする	公園利用者数の確保（※1）	<ul style="list-style-type: none"> <li>本公園の年間及び四半期ごとの公園利用者数（平成24年度～平成26年度の実績平均値及び背割堤サービスセンター（仮称）の計画利用者数の合計以上【平成24年度～平成26年度の実績平均値及び背割堤サービスセンター（仮称）の計画利用者数の合計以上：年間5,496,501人、第1四半期1,836,929人、第2四半期1,053,186人、第3四半期1,244,478人、第4四半期1,361,908人】）</li> </ul>
	利用者満足度の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間及び四半期ごとの公園の運営に関する「満足」「やや満足」の回答比率※2（平成25年度～平成26年度実績平均値以上【平成25年度～平成26年度実績平均値：年間71%、第1四半期75%、第2四半期72%、第3四半期71%、第4四半期66%】）</li> </ul>
	多様な利用プログラムの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境・歴史文化に関する利用プログラムの開催回数、延べ参加人数※3（平成24年度～平成26年度実績平均値と同程度以上【平成24年度～平成26年度実績平均値：年間開催回数13回、延べ参加人数2,704人】）</li> <li>地域連携イベント※4の開催回数、延べ参加人数（平成24年度～平成26年度実績平均値及び背割堤サービスセンター（仮称）の計画イベント回数、延べ参加人数の合計と同程度以上【平成24年度～平成26年度実績平均値：年間開催回数12回、延べ参加人数8,535人】）</li> </ul>
	情報受発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>マスコミによる報道件数※5（平成24年度～平成26年度の実績平均値以上【平成24年度～平成26年度の実績平均値：年間99件】）</li> <li>ホームページの総アクセス件数（平成24年度～平成26年度の実績平均値以上【平成24年度～平成26年度の実績平均値：年間342,704件】）</li> </ul>

※1：公園利用者数の集計方法は別紙13による。

※2：年間及び四半期毎の「公園利用者アンケート」（別紙14）のQ8「公園には満足されましたか」における「満足」「やや満足」の合計回答比率の平均値。

※3：自然環境・歴史文化に関する利用プログラムとは、淀川を利用しながら淀川に対する理解を深めてもらうため、淀川とその周辺の歴史文化や自然環境などを学ぶ利用プログラムで、事業者が主催又は共催するもの。体験講座や自然環境学習のほか、生物の生息・生育環境の保全活動、清掃等の維持管理活動含む。

※4：地域連携イベントとは、淀川沿川の自治体、市民団体、地域住民、民間企業等と連携して開催する行催事で、事業者が主催または共催するもの。自然環境・歴史文化に関する利用プログラムのほか、マラソンなどのスポーツ大会、地域の交流・活性化を目的としたイベント等を含む。

※5：マスコミ報道件数の目標とは、以下のそれぞれの件数と合計件数。

委託費による有料広告等についてはカウントできないが、委託費によらない自主事業等による有料広告等はカウントできるものとする。

- ・テレビ（NHK・民放）・ラジオ（AM、FM）の放送件数で、1番組につき1カウントとする。
- ・一般社団法人日本新聞協会加盟の新聞及び販売や配布エリアが1の市町全域又は複数の市町にまたがる範囲の雑誌・情報誌への紙面掲載件数で、新聞については1紙/回につき1カウントとし、雑誌・情報誌については、1冊/回につき1カウントとする。但しホームページ等インターネット記事掲載は除く。具体的な対象媒体は調査職員と協議すること。
- ・事件、事故等の報道件数は除く。



【平成31年度分（平成31年4月から平成31年12月まで）】※1

基本的な方針	主要事項	達成すべき質
本業務を通して、公園の理念を多くの公園利用者が実感できるような公園利用を可能とする	公園利用者数の確保 (※2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>本公園の年間及び四半期ごとの公園利用者数（平成24年度～平成26年度の実績平均値及び背割堤サービスセンター（仮称）の計画利用人数の合計以上【平成24年度～平成26年度の実績平均値：第1～第3四半期4,134,593人、第1四半期1,836,929人、第2四半期1,053,186人、第3四半期1,244,478人】）</li> </ul>
	利用者満足度の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間及び四半期ごとの公園の運営に関する「満足」「やや満足」の回答比率※3（平成25年度～平成26年度実績平均値以上【平成25年度～平成26年度実績平均値：第1～第3四半期の平均73%、第1四半期75%、第2四半期72%、第3四半期71%】）</li> </ul>
	多様な利用プログラムの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境・歴史文化に関する利用プログラムの開催回数、延べ参加人数※4（平成24年度～平成26年度実績平均値と同程度以上【平成24年度～平成26年度実績平均値：第1四半期～第3四半期までの回数8回、延べ参加人数1,980人】）</li> <li>地域連携イベント※5の開催回数、延べ参加人数（平成24年度～平成26年度実績平均値及び背割堤サービスセンター（仮称）の計画イベント回数、延べ参加人数の合計と同程度以上【平成24年度～平成26年度実績平均値及び背割堤サービスセンター（仮称）のイベント計画回数と延べ参加人数の合計以上：第1四半期～第3四半期までの回数7回、延べ参加人数7,867人】）</li> </ul>
	情報受発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>マスコミによる報道件数※6（平成24年度～平成26年度の実績平均値以上【平成24年度～平成26年度の実績平均値：第1四半期～第3四半期までの回数66件】）</li> <li>ホームページの総アクセス件数（平成24年度～平成26年度の実績平均値以上【平成24年度～平成26年度の実績平均値：第1四半期～第3四半期までの回数259,585件】）</li> </ul>

※1：平成32年1月は、達成すべき包括的な質は設定しない。平成31年度の達成すべき包括的な質は、第3四半期までの実施状況を確認するものとする。

※2：公園利用者数の集計方法は別紙13による。

※3：年間及び四半期毎の「公園利用者アンケート」（別紙14）のQ8「公園には満足されましたか」における「満足」「やや満足」の合計回答比率の平均値。

※4：自然環境・歴史文化に関する利用プログラムとは、淀川を利用しながら淀川に対する理解を深めてもらうため、淀川とその周辺の歴史文化や自然環境などを学ぶ利用プログラムで、事業者が主催又は共催するもの。体験講座や自然環境学習のほか、生物の生息・生育環境の保全活動、清掃等の維持管理活動含む。

※5：地域連携イベントとは、淀川沿川の自治体、市民団体、地域住民、民間企業等と連携して開催する行催事で、事業者が主催または共催するもの。自然環境・歴史文化に関する利用プログラムのほか、マラソンなどのスポーツ大会、地域の交流・活性化を目的としたイベント等を含む。

※6：マスコミ報道件数の目標とは、以下のそれぞれの件数と合計件数。

委託費による有料広告等についてはカウントできないが、委託費によらない自主事業等による有料広告等はカウントできるものとする。

- ・テレビ（NHK・民放）・ラジオ（AM、FM）の放送件数で、1番組につき1カウントとする。
- ・一般社団法人日本新聞協会加盟の新聞及び販売や配布エリアが1の市町全域又は複数の市町にまたがる範囲の雑誌・情報誌への紙面掲載件数で、新聞については1紙/回につき1カウントとし、雑誌・情報誌については、1冊/回につき1カウントとする。但しホームページ等インターネット記事掲載は除く。具体的な対象媒体は調査職員と協議すること。
- ・事件、事故等の報道件数は除く。

### 1.3.2 個別業務の質の設定

次に示す個別業務の質を確保すること。なお、個別業務の質の最低水準は、別紙5「共通仕様書」及び別紙6～9（「個別仕様書（計画立案）」等）による。

ただし、個別業務の質の最低水準は、企画書（本実施要項4.2.3参照）において改善提案を行うことができる。

個別業務の質の最低水準と異なる提案を行う場合は理由を示すこと。

また、設計数量が変更となる提案をする場合は、当該工種と変更数量、変更が可能な理由を示すこと。

#### (1) 本業務全体の計画立案及びマネジメント業務

多岐にわたる業務について適切な目標を定め、総合的な調整のもと相互連携を保ちつつ、実施の方法が決定され、さらに、これらの業務を総括し、適切な進捗管理が行われていること。

また、国庫への納入などを行うことその他本業務が円滑に行われるための諸業務を実施すること。（詳細は、別紙6「個別仕様書（計画立案）」を参照のこと。）

#### (2) 企画運営管理業務

公園利用者の満足度が高いレベルで保たれていることを目的とし、多種多様な公園利用者のニーズを適切に把握したうえで、指定された業務内容を実施し、公園利用者への適切な指導・サービス、利用促進のための行催事、公園ボランティア等との良好な連携に向けた支援・調整を行うとともに、常時適切な広報、情報発信を行い認知度を向上すること。（詳細は、別紙7「個別仕様書（企画）」を参照のこと。）

#### (3) 施設・設備維持管理業務

##### 1) 維持修繕・保守点検

建物、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設等の性能が常時適切な状態で保たれているとともに、公園利用者の安全が確保されていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、建物、園路広場、遊具等の機能及び劣化の状態を調査するとともに、異常又は劣化がある場合は、必要に応じ対応措置が判断・実行されていること。（詳細は、別紙8「個別仕様書（施設・設備）」を参照のこと。）

##### 2) 清掃

快適な公園環境が保たれていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、施設内外の汚れを除去し、又は汚れを予防すること。（詳細は、別紙8「個別仕様書（施設・設備）」を参照のこと。）

#### (4) 植物管理業務

本公園の意義や役割、機能を踏まえた演出を目的とし、公園全体の利用状況、景観、季節、及び生物の生育環境等に応じ、自生植物や園芸植物等の特性にあった年間管理計画を作成し、植物が常に良好な状態にあること。（詳細は、別紙9「個別仕様書（植物）」を参照のこと。）

#### (5) 収益施設等管理運営業務

公園利用者へのサービス向上を目的とし、公園管理の包括的・統一的な管理のもと、公園運営維持管理業務との連携調整を図りながら、公園利用者の利便性が高まり、安全・快適かつ清潔な環境が保たれていること。また、自主事業を行う場合は、公園の利便性や魅力をより一層高めるよう適切に行うこと。（詳細は、別紙10「管理運営規定書」を参照のこと。）

#### 1.3.3 創意工夫の発揮可能性

本業務を実施するにあたっては、事業者の創意工夫を反映し、本公園が国民に提供する空間・サービスの質の向上（包括的な質の向上、効率の向上、経費削減等）に努めるものとする。

#### (1) 企画提案

事業者は、別途定める様式に従い、本公園が国民に提供する空間・サービスの包括的な質（本実施要項 1.3.1 参照）の向上の観点から、以下の事項を提案し企画書（本実施要項 4.2.3 参照）を提出すること。なお、企画書に記載した提案については、履行の義務を負うものとする。また、業務計画書の承諾にあたり、近畿地方整備局が実施を認めない提案がある場合は、その実施前までに代替案を検討するよう指示することがある。この場合でも、原則として、企画書に記載した目標の変更は認めない。

- ① 目標とする公園利用者数の確保に関する提案
- ② 利用者満足度の確保に関する提案
- ③ 公園特性を生かした植物管理に関する提案
- ④ 公園特性及び資源、施設を生かした運営管理に関する提案
- ⑤ 多様な利用プログラムの提供に関する提案
- ⑥ 情報受発信に関する提案
- ⑦ 地域との連携活動・市民との協働活動に関する提案
- ⑧ 公園利用者等の安全を確保する管理手法に関する提案
- ⑨ 緊急時及び非常時の対応に関する提案
- ⑩ 自主事業に関する提案
- ⑪ 収益施設の運営に関する提案

#### (2) 各業務の最低水準として示された仕様書に対する改善提案

事業者は、下記に示す業務の最低の水準（本実施要項 1.3.2 参照）として示された仕様書に対し、改善すべき提案がある場合は、別途定める様式に従い、具体的な方法等を示すとともに、最低水準が確保できる根拠等を提示し企画書（本実施要項 4.2.3 参照）を提出すること。なお、企画書に記載した提案については、履行の義務を負うものとする。

- ① 本業務全体の計画立案及びマネジメント業務
- ② 企画運営管理業務

- ③ 施設・設備維持管理業務
- ④ 植物管理業務
- ⑤ 収益施設等管理運営業務

また、設計数量が変更となる提案をする場合は、当該工種と変更数量、変更が可能な理由、企画提案との関連がある場合は該当箇所を示すとともに、改善提案で変更を提案した数量以外は、公示している数量に基づき入札を行うこと。ただし、業務計画書の承諾にあたり、近畿地方整備局が提案の実施を認めない場合がある。

### (3) 収益施設運営実績書及び計画書

事業者は、各収益施設の運営実績および運営計画を具体的に記述し「収益施設運営実績書」（様式 1 - 9）及び「収益施設運営計画書」（様式 3）を提出すること。

#### 1.3.4 モニタリング方法

近畿地方整備局は、包括的な質及び個別業務の質について、その実施状況を確認するため、業務実施前に事業者が作成した業務計画書をもとに、その達成状況について本実施要項表 5 に示すモニタリング調査を実施する。なお、モニタリング調査の結果は、近畿地方整備局により公表されることがある。

表 5 モニタリング調査

【平成 28 年度～平成 30 年度】

主要事項	達成すべき質	モニタリング方法	実施者
公園利用者数の確保	・本公園全体の年間及び四半期ごとの公園利用者数	・管理月報の確認（毎月実施）	近畿地方整備局
利用者満足度の確保	・年間及び四半期ごとの公園の運営に関する「満足」「やや満足」の合計回答比率	・アンケート調査（4 回以上／年）	近畿地方整備局
多様な利用プログラムの提供	・自然環境・歴史文化に関する利用プログラムの開催回数、延べ参加人数 ・地域連携イベントの開催回数、延べ参加人数	・管理月報の確認（毎月実施）	近畿地方整備局
情報受発信	・マスコミによる報道件数	・管理月報の確認（毎月実施）	近畿地方整備局
	・ホームページの総アクセス件数	・管理月報の確認（毎月実施）	近畿地方整備局
個別業務の質	・「1.3.2 個別業務の質の設定」に記載した内容の確保	・管理月報の確認（毎月実施）	近畿地方整備局

近畿地方整備局は、公園利用者を対象として、別紙 14 「公園利用者アンケート」にある調査票によりアンケート調査を年間 4 回以上（実施月の平日・休日各 1 日）実施する。サンプル数は年間で 1,600 件程度とし、アンケート調査は、対面式で行う予定である。

【平成31年度分（平成31年4月から平成32年1月まで）】

主要事項	達成すべき質	モニタリング方法	実施者
公園利用者数の確保	・本公園全体の第1～第3四半期までの期間及び四半期ごとの公園利用者数	・管理月報の確認（毎月実施）	近畿地方整備局
利用者満足度の確保	・第1～第3四半期までの期間及び四半期ごとの公園の運営に関する「満足」「やや満足」の合計回答比率	・アンケート調査（3回以上／第3四半期まで）	近畿地方整備局
多様な利用プログラムの提供	・自然環境・歴史文化に関する利用プログラムの開催回数、延べ参加人数 ・地域連携イベントの開催回数、延べ参加人数	・管理月報の確認（毎月実施）	近畿地方整備局
情報受発信	・マスコミによる報道件数	・管理月報の確認（毎月実施）	近畿地方整備局
	・ホームページの総アクセス件数	・管理月報の確認（毎月実施）	近畿地方整備局
個別業務の質	・「1.3.2 個別業務の質の設定」に記載した内容の確保	・管理月報の確認（毎月実施）	近畿地方整備局

近畿地方整備局は、公園利用者を対象として、別紙14「公園利用者アンケート」にある調査票によりアンケート調査を年間3回以上（実施月の平日・休日各1日）実施する。サンプル数は年間で1,200件程度とし、アンケート調査は、対面式で行う予定である。

### 1.3.5 委託費の支払い方法

#### (1) 公園運営維持管理業務

- a) 事業者は、提出した業務計画書に基づいて、公園運営維持管理業務を実施することにより、包括的な質（本実施要項1.3.1参照）の確保に努めるとともに、個別業務の質（本実施要項1.3.2参照）の最低水準を確保しなければならない。
- b) 近畿地方整備局は、上記の履行内容を確認し、検査したうえで、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、委託費を支払うものとし、その支払いは適正な請求書を受理した日から起算して30日以内とする。ただし、検査の結果、包括的な質及び個別業務の質の最低水準が確保されていない場合は、風水害による長期閉園その他の事業者の責に帰すことが出来ない事由によると近畿地方整備局が判断したものを除き、適切に業務を行うよう改善の指示（業務の履行中を含む。）を行うこととし、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、委託費の請求はできないものとする。
- c) 各年度の委託費の確定額は、業務に要した経費の実支出額と各年度の委託費の支払の限度額のいずれか低い額とする。
- d) 会計法第22条、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」

という。)第58条に基づく協議が整った場合において、事業者は委託費の使用状況について調査職員等の確認を受けた上で、業務計画書及び各年度別四半期別必要経費内訳書に基づいて、各年度の四半期における所要額として委託費の概算払を四半期毎に請求できる。ただし、業務の改善の指示があった場合には、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、次の四半期の概算払いに係る委託費の請求はできないものとする。

- e)事業者の運営維持管理の責任に抛らないと近畿地方整備局が判断した、風水害による長期閉園その他の事由により、業務実施前に事業者が作成した業務計画書をもとに設定した包括的な質及び個別業務の質の最低水準が未達成の場合には、委託費の減額は行わない。

## (2) 収益施設等管理運営業務

収益施設や自主事業の運営において得た利益は事業者の収入とし、各施設の施設使用料、土地使用料または建物使用料(詳細は、別紙10「管理運営規定書」を参照のこと。)を近畿地方整備局に支払うものとする。施設使用料、土地使用料または建物使用料については、許可後、歳入徴収官近畿地方整備局総務部長が発行する納入告知書により、納入告知から20日以内に納入しなければならない。(別紙10「管理運営規定書」を参照のこと。)

なお、近畿地方整備局は、経済情勢の変動その他特に必要があると認める場合には、施設使用料、土地使用料または建物使用料を改定することができる。

### 1.3.6 費用負担等に関するその他の留意事項

#### (1) 消耗品等

本業務を実施するにあたり、別紙5「共通仕様書」及び別紙6～9(「個別仕様書(計画立案)」等)に記載のあるものを除き、公園利用者が使用する消耗品、本業務を行ううえで事業者が使用する消耗品や付属品については支給しない。また、近畿地方整備局から貸与する物品(詳細は、別紙20「提供物品一覧」を参照のこと。)については、事業者の責めに帰すべき事由により損害した場合は原状復旧を事業者の負担により行った上で、契約期間終了後は近畿地方整備局へ返却するものとする。この場合、原状復旧に要する費用に委託費を充当することはできない。

#### (2) 光熱水費

近畿地方整備局は、事業者が本業務を実施するのに必要な光熱水費を無償で提供するものとする(収益施設等管理運営業務の実施に係るものを除く。)

光熱水費については、基本的に園内に係わる全ての使用について、一括して供給会社より請求されるため、事業者は調査職員(本実施要項8.1.4参照)の指示に従い、以下の作業を行うものとする。

- ① 個別にメーターを設置するなど、収益施設等管理運営業務の実施にかかるものの使用量が切り分けられるようにし、調査職員の指示する日に各メーターを確認し、毎月の使用量の集計表を作成するものとする。

- ② 近畿地方整備局、事業者、その他の光熱水費を負担すべきものの詳細な負担金額計算を行ない、その明らかにした算定表を、集計表とともに調査職員に指示された期日までに提出するものとする。
- ③ その他、光熱水費の使用から支払に至る諸般の事務処理について、調査職員の指示に従い、また協力するものとする。

(3) 法令等変更による増加費用及び損害の負担

法令等の変更により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の①から②のいずれかに該当する場合には近畿地方整備局が負担し、それ以外の法令変更等による増加費用及び損害については事業者が負担する。

- ① 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令、行政基準等の制定又は改廃
- ② 消費税（地方消費税を含む）その他の税制度（法人税その他事業者の利益に課される税に関するものを除く。）の税率及び課税対象の変更並びに税制度（事業者の利益に課される税に関するものを除く。）の新設

(4) 収益施設等管理運営業務に関する留意事項

収益施設等管理運営業務に関し、企画書において提案された内容については、当該事業が公園利用にふさわしくない場合等、その実施を許可しない場合があるため、本業務の契約段階で近畿地方整備局に協議するものとする。

事業者が近畿地方整備局との協議の後に、自主事業を実施する場合には、あらためて近畿地方整備局から必要な許可を得なければならない。その際、事業者は近畿地方整備局に対して土地使用料または建物使用料を納める必要がある場合がある。

(5) 事業者と近畿地方整備局の責任分担

事業者と近畿地方整備局の責任分担は、本実施要項表 6 に示すとおりとする。

表 6 事業者と近畿地方整備局の責任分担

項目	内 容	近畿地方 整備局	事業者	
			運営 維持 管理	収益 施設
公園施設の管理	公園施設の管理（都市公園法第 5 条に基づき設置・管理している施設は除く。）		○	
収益施設の管理	収益施設の管理			◎
物品の管理	近畿地方整備局より提供のあった物品の管理		○	◎
	本業務において取得した物品及び消耗品の管理		○	
苦情・要望対応	施設管理、運營業務内容に対する住民及び公園利用者からの苦情、訴訟、要望への対応		○	◎
	上記以外の場合	○		
事故・災害時対応	本仕様書等に記載された業務内容による対応		○	◎
	上記以外の場合	○		
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○	◎
	但し、30/1000 以上の物価変動が見込まれる場合	○		
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○	◎
運営日時の変更	開園日時の変更（事業者による提案）に伴う経費の増減		○	/
	収益施設の運営日時の変更に伴う経費の増減		/	◎
許認可	都市公園法に基づく許認可	○		/
	公園利用者の受付及び書類交付手続きの補助		○	/
施設・物品等の 修繕	事業者の責めに帰すべき事由による場合（事業者による管理が不適切なために修繕が必要になった場合も含む。）（以下この表において「①」という。）		◎	◎
	修繕にかかる費用が 1 件あたり 100 万円を超えない場合かつ年間修繕費用 1, 0 0 0 万円（税抜き）【平成 28～30 年度】、7 5 0 万円（税抜き）【平成 31 年度分】※を超えない場合（上記①を除く。）		○	/
	収益施設の建物の構造に関わる部分を除く修繕にかかる費用（上記①を除く。）		/	◎
	上記 3 項目以外の場合 ※予算の状況により施設の使用中止又は臨時閉園とする場合には、年間業務計画の変更を協議するものとする。	○		
不可抗力	大規模な自然災害等（災害対策本部運営計画に基づく警戒体制以上の体制をとるような事態）の不可抗力（以下この表において「②」という。）により公園施設に著しい損害を受けた場合に、公園を一時閉園するなどして行わなければならない施設、設備等の復旧等 ※上記②により施設の使用中止又は臨時閉園とする場合には、対応を協議するものとする。	○		
公園利用者への 損害	事業者の責めに帰すべき事由により、公園利用者に損害を与えた場合（事業者の不適切な運営又は、施設管理による公園利用者の怪我等）		◎	◎
	共通仕様書第 33 条の保険の付保及び事故の補償に係る場合		○	◎
	上記 2 項目以外の場合	○		
第三者への損害	事業者の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えた場合		◎	◎
	上記以外の場合	○		

※年間修繕費用は、軽微な維持管理修繕に要した費用の平成 24 年～平成 26 年の実績平均と現在の状況を踏まえた額であり、本業務において事業者によるこれと同程度の修繕を見込んでいる。実績は、



別紙 32「建物・工作物に係る修繕履歴（修繕箇所、費用等）」を参照のこと。

※事業者の責任分担に係る項目のうち◎の項目については、委託費を充当することはできない。

(6) 資料等の作成・提出の指示

本業務の遂行上、必要に応じて近畿地方整備局は事業者から業務状況を把握するための資料及び資料に付随するデータの作成及び提出を指示することがある。事業者が近畿地方整備局に対して提供した資料及び資料に付随するデータの著作権（本業務の成果及び本業務の実施の過程において、派生的に生じたもの並びに事業者に権利が帰属しないものを除く。）はすべて、事業者に属する。ただし、事業者は、近畿地方整備局に対して、本業務の目的を達成するために必要な限度で、当該成果物を無償で使用させる。

(7) 広報・行催事経費について

広報・行催事経費への委託費の支出にあたっては、本公園の設置趣旨を踏まえ、公園の広報・行催事としてふさわしいものであるとともに、公共性が高く、利用者全体に係わるもので、社会通念上理解の得られる範囲内での必要な経費に限るものとする。

## 2. 実施期間に関する事項

本業務の実施期間は、以下のとおり予定している。

平成 28 年 4 月 1 日～平成 32 年 1 月 31 日

但し、以下の場合、実施期間中であっても、契約を打ち切る場合がある。

- a) 近畿地方整備局の検査の結果、包括的な質及び個別業務の質の最低水準が確保されておらず、適切に業務を行うよう改善の指示（業務の履行中を含む。）を行ったにもかかわらず、事業者が業務改善計画書の提出を怠る、あるいは、承諾に足り得ない、または改善内容の履行が十分に図られないなど、本業務の履行が著しく困難と判断される時。
- b) 法第 22 条第 1 項第 1 号イからチ又は同項第 2 号に該当するとき。
- c) 繰り返し法令違反を行ったとき。
- d) 暴力団員を業務を統括する者又は従業員として雇用していることが明らかになったとき。
- e) 暴力団又は暴力団関係者との社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

### 3. 入札参加資格に関する事項

#### 3.1. 入札参加資格について

入札参加者に要求される資格は以下のとおりである。

- a) 法第 15 条において準用する法第 10 条各号に該当する者でないこと。
- b) 予決令第 70 条の規定に該当する者でないこと。
- c) 予決令第 71 条の規定に該当する者でないこと。
- d) 開札日において、国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有する者であること（本実施要項 4.2.2 に示す申請書類（以下「申請書類」という。）の提出期限において、現に競争参加資格を有するか、競争参加資格申請書が受理されていることが確認できること。なお、本実施要項 4.1. に示す「企画書・収益施設運営計画書の受付期限」に競争参加資格の認定がなされない場合は、競争に参加する資格を有しない者のした入札に該当し、入札は無効となる。）
- e) 申請書類の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局から指名停止を受けていないこと。
- f) 他の入札参加者又は所属する共同体以外の共同体の構成員との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
  - ① 資本関係  
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
    - ア) 親会社と子会社の関係にある場合
    - イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - ② 人的関係  
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただしイ)については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
    - ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
    - イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- g) 競争の公正性を害すると判断される場合には、当該対象公共サービスに係る業務に関与する者でないこと。
- h) 近畿地方整備局国営公園運営維持管理業務有識者委員会の構成員又は構成員が属する事業者でないこと。
- i) 守秘義務の遵守などについて社内の規則で明記していること。
- j) 淀川河川事務所で平成 23 年度に実施の「淀川河川公園運営維持管理方針等策定業務」、平成 26 年度に実施の「淀川河川公園西中島地区他実施設計業務」、平成 25 年度に実施の「淀川河川公園利用者満足度調査業務」、平成 25・26 年度に実施の「淀川河川公園地域協議会運営支援業務」、平成 27 年実施予定の「淀川河川公園利用実態調査」に参加している者及び当該業務の管理技術・担当技術者の出向・派遣元並

びにこれらの者と資本面・人事面で関係がある者でないこと。

なお、「業務に参加」とは、当該業務を受注していること、当該業務の下請け（測量、地質調査業務も含む）をしていることをいい、「資本面・人事面で関係がある」とは本実施要項 3.1.f)①、②に該当することをいう。

### 3.2. 企業の業務実績に関する要件

本実施要項 1.2. に掲げる業務を担当する企業等は、業務内容に応じて次頁に示す「表 7 企業の業務実績等に関する要件」を満たすこと。なお、参加資格要件の確認は、申請書類の提出期限の日をもって行うものとする。

表7 企業の業務実績等に関する要件

	①業務全体の計画立案及びマネジメント業務	② 企画運営管理業務	③ 施設・設備維持管理業務	④ 植物管理業務	⑤収益施設等管理運営業務
	・本業務全体の計画立案及びマネジメント業務に必要な要件	・企画運営管理業務に必要な要件	・施設・設備維持管理業務に必要な要件	・植物管理業務に必要な要件	・収益施設等管理運営業務に必要な要件
業務実績※1	下記に示す業務(平成12年度以降に完了した履行期間が概ね12ヶ月以上の業務に限る)において1件以上の実績を有していること(申請書類提出時において実施中の業務にあつては、平成28年3月31日までに完了するもの)				
	下記の1)～2)のいずれかを対象とした業務全体の計画立案及びマネジメント業務(本実施要項1.2.1参照)の実績を1件以上有すること	下記1)～2)のいずれかを対象とした企画運営管理業務(本実施要項1.2.2参照)の実績を1件以上有すること。	下記の1)～2)のいずれかを対象とした施設・設備維持管理業務(本実施要項1.2.3参照)の実績を1件以上有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした植物管理業務(本実施要項1.2.4参照)の実績を1件以上有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした収益施設等管理運営業務(本実施要項1.2.5参照)の実績(収益施設のうち、いずれか1種類以上の運営を行った実績)を1件以上有すること
	1)都市公園の種別として、地区公園、特殊公園、総合公園以上(総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園) 2)レクリエーション施設※2又は観光・商業施設※3で、園地管理※4を行っている施設				
注意事項	共同体等の代表者等の中心的役割を担った業務のみを実績とする	共同体等の一員(代表者以外)としての実績も認める			
保有資格者				1級造園施工管理技士を1名以上有する 法人であること	

※1:業務実績は、契約書等により実績が確認できるものに限る。(共同体での実績の場合は、当該企業が実施した業務分のみが実績となる。)

※2:レクリエーション施設:主に屋外において、都市公園法の公園施設と同様な施設の構成により不特定多数の利用者へ有料でサービスを提供しているもの(例:遊園地、動物園、植物園、水族館、牧場、テーマパーク、ゴルフ場等)

※3:観光・商業施設:宿泊、ツアーガイド、物品販売など多様なサービスを一元的に不特定多数の利用者へ有料で提供しているもの(例:大規模

ホテル、複合ショッピングセンター等)

※4：園地：屋外において年間を通して植物と空地が一体となり、それらの利用・鑑賞を目的として広く一般に周知されているとともに、適切かつ計画的な維持管理がなされている現存する園地。（移動可能なプランター等の植物管理は含まない。）

### 3.3. 配置予定者の業務実績に関する要件

本実施要項 1.2. に掲げる業務を担当する配置予定者は、業務内容に応じて次頁に示す「表 8 配置予定者の業務実績等に関する要件」を満たすこと。なお、参加資格要件の確認は、申請書類の提出期限の日をもって行うものとする。



表8 配置予定者の業務実績等に関する要件

	① 業務全体の計画立案及びマネジメント業務の業務責任者(総括責任者)	② 企画運営管理業務の業務責任者	③ 施設・設備維持管理業務の業務責任者	④ 植物管理業務の業務責任者	⑤ 収益施設等管理運営業務の業務責任者
業務	下記に示す同種又は類似業務(平成12年度以降に完了した履行期間が概ね12ヶ月以上の業務に限る)の経験を有すること(申請書類提出時において実施中の業務にあっては、平成28年3月31日までに完了するもの)				
業務の経験※1	下記の1)～2)のいずれかを対象とした業務全体の計画立案及びマネジメント業務(本実施要項1.2.1参照)の実績を有し、かつ、下記のア)～ウ)のいずれかの経験を有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした企画運営管理業務(本実施要項1.2.2参照)の実績を有し、かつ、下記のエ)又はオ)のいずれかの経験を有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした施設・設備維持管理業務(本実施要項1.2.3参照)に関する業務の実績を有し、かつ、施設・設備維持管理業務に関する下記のエ)又はオ)のいずれかの経験を有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした植物管理業務(本実施要項1.2.4参照)に関する業務の実績を有し、かつ、植物管理業務に関する下記のエ)又はオ)のいずれかの経験を有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした収益施設等管理運営業務(本実施要項1.2.5参照)に関する業務の実績(収益施設のうち、いずれか1種類以上の運営を行った実績)を有し、かつ、収益施設等管理運営業務に関する下記のエ)又はオ)のいずれかの経験を有すること
	1) 都市公園の種別として、総合公園以上(総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園) 2) レクリエーション施設※4 又は観光・商業施設※5 で、2ha以上の園地管理※6を行っている施設				
	ア) 延べ2年以上の総括責任者※2の経験 イ) 延べ3年以上の業務責任者※3の経験 ウ) 総括責任者※2または業務責任者※3の経験を有し、かつ技術士(建設部門:都市及び地方計画)または技術士(総合技術監理部門:建設)の資格を有する者	エ) 延べ2年以上の業務責任者※3の経験 オ) 延べ3年以上の業務経験			
類似業務の経験	下記の4)～5)のいずれかを対象とした業務全体の計画立案及びマネジメント業務(本実施要項1.2.1参照)の実績を有し、かつ、下記のア)～ウ)のいずれかの経験を有すること 又は、下記の3)～5)のいずれかを対	下記の4)～5)のいずれかを対象とした企画運営管理業務(本実施要項1.2.2参照)に関する業務の実績を有し、かつ、企画運営管理業務に関する下記	下記の4)～5)のいずれかを対象とした施設・設備維持管理業務(本実施要項1.2.3参照)に関する業務の実績を有し、かつ、施設・設備維持管理	下記の4)～5)のいずれかを対象とした植物管理業務に関する業務(本実施要項1.2.4参照)の実績を有し、かつ、植物管理業務に関	下記の4)～5)のいずれかを対象とした収益施設等管理運営業務(本実施要項1.2.5参照)に関する業務の実績(収益施設の

験	象とし業務全体の計画立案及びマネジメント業務、企画運営管理業務、施設・設備維持管理業務、植物管理業務、収益施設等管理運営業務（本実施要項1.2.1～1.2.5参照）のいずれかに関する業務の実績を有し、かつ業務全体の計画立案及びマネジメント業務、企画運営管理業務、施設・設備維持管理業務、植物管理業務、収益施設等管理運営業務のいずれかに関する下記のイ)又はロ)のいずれかの経験を有すること	のエ)又はハ)のいずれかの経験を有すること	業務に関する下記のエ)又はハ)のいずれかの経験を有すること	する下記のエ)又はハ)のいずれかの経験を有すること	うち、いずれか1種類以上の運営を行った実績)を有し、かつ、収益施設等管理運営業務に関する下記のエ)又はハ)のいずれかの経験を有すること
	3) 都市公園の種別として、総合公園以上（総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園） 4) 都市公園の種別として、地区公園又は特殊公園 5) レクリエーション施設※4 又は観光・商業施設※5 で、園地管理※6を行っている施設				
	ア) 延べ3年以上の総括責任者※2の経験 イ) 延べ4年以上の業務責任者※3の経験 ロ) 延べ1年以上の総括責任者※2または延べ2年以上の業務責任者※3の経験を有し、かつ技術士（建設部門：都市及び地方計画）または技術士（総合技術監理部門：建設）の資格を有する者	エ) 延べ3年以上の業務責任者※3の経験 ハ) 延べ4年以上の業務経験			
資格	—	—	—	1級造園施工管理技士	—
実施体制	・業務責任者※3は、平成28年4月1日時点において、単体企業又は共同体の構成員との直接的な雇用関係があるものであること。企画書の提出時に雇用関係が無い場合は、業務開始時までに雇用関係にあること（雇用関係にあることを約束する念書等（任意書式）で確認する）。なお、単体企業又は共同体の構成員との直接的な雇用関係がないことが判明した場合、「虚偽の記載」として取り扱う。 ・上記①の業務責任者※3 1名を総括責任者※2 とすること。 ・共同体にあつては、上記①の総括責任者※1 は代表企業に所属する者とする。こと。 ・総括責任者及び総括責任者以外の業務責任者は、原則、実施期間中専任（※7）とする。なお、病気・死亡等の事情によりやむを得ず総括責任者又は総括責任者以外の業務責任者を変更する場合は、上記に掲げる基準を満たし、かつ、当初の者と同等以上の者を配置するものとし、予め近畿地方整備局の承諾を得るものとする。 ・総括責任者※2 は各業務の業務責任者を兼務することができる。また、業務責任者※3 は他業務の業務責任者※3 を兼務することができる。 ・開園期間中は、上記①～⑤の業務責任者のうち、少なくとも2名以上が勤務する体制とすること。さらに業務責任者が勤務しない業務に				

については、その業務に精通した者を勤務させるものとし、緊急対応を含め上記①～⑤が円滑かつ迅速に行われる勤務体制をとること。なお、やむを得ず業務責任者を2人以上勤務する体制をとることが一時的に困難となる場合には、緊急対応を含め、上記①～⑤の業務が迅速かつ円滑に行われる勤務体制を確保した上で、事前に総括調査員の承諾を得ること。（ただし、事故などやむを得ない事由により事前に承認を得られない場合を除く。）

・主な業務従事（勤務）場所は、守口サービスセンターとすることを想定している。

- ※1:業務実績は、契約書等により実施が確認できるものに限る。（共同体での実績の場合は、当該配置予定者が実施した業務のみが実績となる。）
- ※2:総括責任者とは、複数の業務分野について全体的に総括する立場の者をいう。収益施設等管理運営業務を行う場合及び収益施設等管理運営業務責任者と兼務する場合、収益施設等管理運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分し、収益施設等管理運営業務への委託費の支出は認めない。
- ※3:業務責任者とは、個別業務の責任者をいう。収益施設等管理運営業務責任者と兼務する場合、収益施設等管理運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分し、収益施設等管理運営業務への委託費の支出は認めない。なお、複数の業務分野について全体的に総括する立場の者を補佐する者の経験は、業務責任者の経験とみなす。
- ※4:レクリエーション施設：主に屋外において、都市公園法の公園施設と同様な施設の構成により不特定多数の利用者へ有料でサービスを提供しているもの（例：遊園地、動物園、植物園、水族館、牧場、テーマパーク、ゴルフ場等）
- ※5:観光・商業施設：宿泊、ツアーガイド、物品販売など多様なサービスを一元的に不特定多数の利用者へ有料で提供しているもの（例：大規模ホテル、複合ショッピングセンター等）
- ※6:園地：屋外において年間を通して植物と空地が一体となり、それらの利用・鑑賞を目的として広く一般に周知されているとともに、適切かつ計画的な維持管理がなされている現存する園地。（移動可能なプランター等の植物管理は含まない。）
- ※7:専任とは、他の工事及び業務等に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該業務に係る職務にのみ従事していることをいう。ただし、契約の締結後、業務を開始するまでの期間（準備期間）は専任を要しない。

### 3.4. 共同体での入札について

本業務は、本実施要項 3.2. で定める要件を満たす単体企業で構成される共同体により実施することも可能とする。

共同体で本業務を実施する場合、代表企業は、本業務全体の計画立案及びマネジメント業務、企画運営管理業務、施設・設備維持管理業務、植物管理業務、収益施設等管理運営業務を包括的に管理すること。

- a) 入札参加者は、共同体として参加する場合、下記の業務を担当する企業を明らかにするものとする。
  - ア) 本業務全体の計画立案及びマネジメント業務
  - イ) 企画運営管理業務
  - ウ) 施設・設備維持管理業務
  - エ) 植物管理業務
  - オ) 収益施設等管理運営業務
- b) 入札参加者は、共同体として参加する場合、代表企業を定め、当該代表企業が入札・契約手続きを行うこととする。代表企業は、上記 a) ア) 本業務全体の計画立案及びマネジメント業務を担当する企業とする。
- c) 入札参加者は、共同体として参加する場合、申請書類の提出期限の日以降は、共同体を構成する者の変更を認めない。ただし、共同体の構成員の一部が指名停止を受けた場合の取扱いについては、被指名停止会社になる構成員を補充した上で、新たに共同体を結成し、共同体としての認定及び競争参加資格の確認の申請を行うことができるものとし、その期限は実施要項 4. 1 に定める企画提案書の提出期限とする。やむを得ない事情が生じた場合は、近畿地方整備局はその事情を検討のうえ、可否の決定をするものとする。
- d) 共同体の代表企業及び構成員は、本実施要項 3.1. a) から j) の全ての要件を満たすこと。
- e) 参加に際しては、代表企業及びその他の構成員の役割及び責任の分担ならびに代表企業の役割を他の構成員が代替・保証する旨を明記した協定書を作成し、申請書類と併せて提出すること。

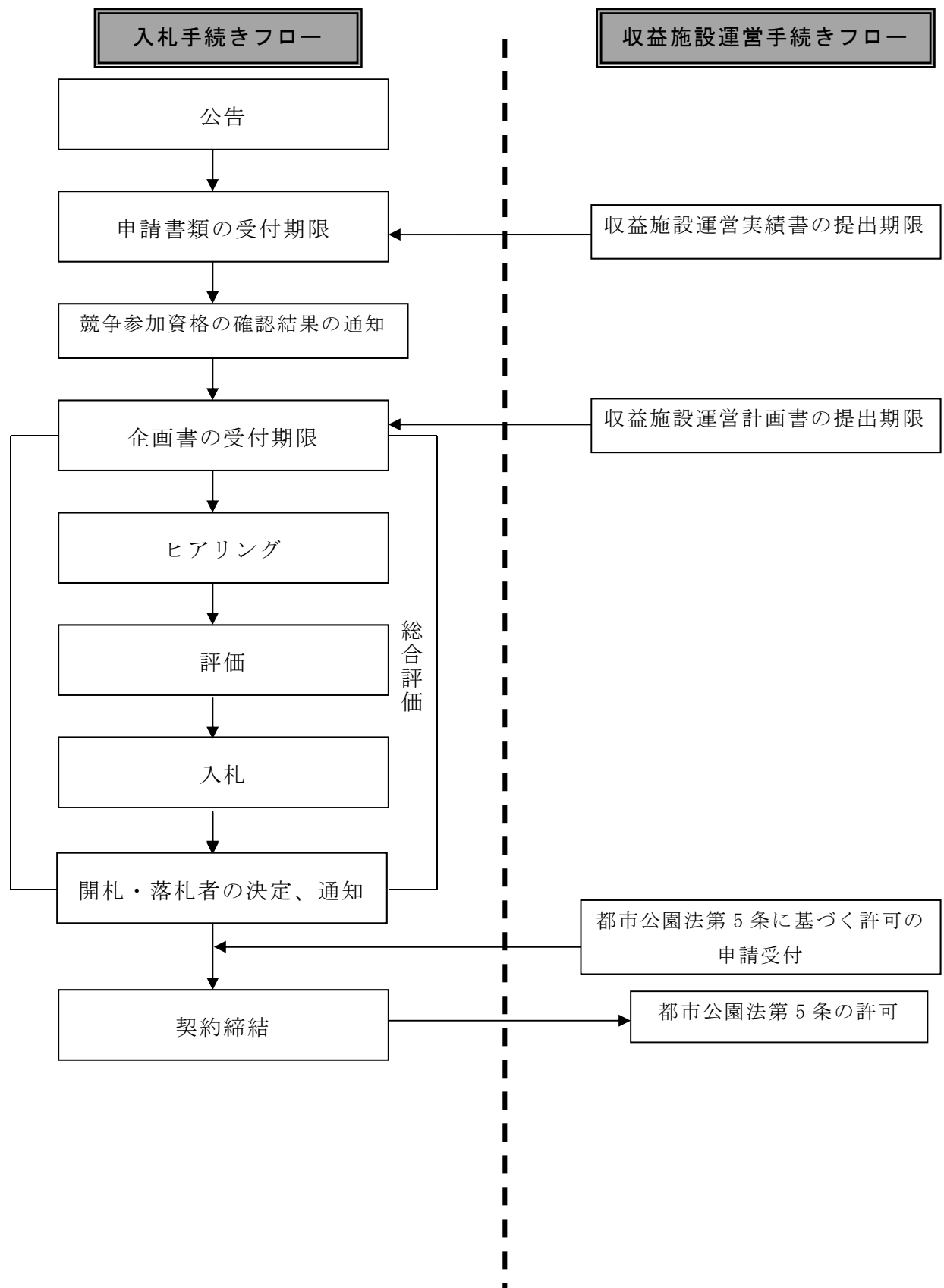
## 4. 入札に参加する者の募集に関する事項

### 4.1. 入札の実施手続及びスケジュール（予定）

- |                      |                                 |
|----------------------|---------------------------------|
| ① 公告                 | : 平成 27 年 8 月上旬                 |
| ② 現場見学可能期間           | : 平成 27 年 8 月上旬～平成 27 年 8 月中旬   |
| ③ 入札等に関する質疑応答        | : 平成 27 年 8 月上旬～平成 27 年 11 月中旬  |
| ④ 申請書類の受付期限          | : 平成 27 年 8 月中旬                 |
| ⑤ 競争参加資格の確認結果の通知     | : 平成 27 年 9 月中旬                 |
| ⑥ 企画書・収益施設運営計画書の受付期限 | : 平成 27 年 10 月上旬                |
| ⑦ ヒアリング              | : 平成 27 年 10 月中旬                |
| ⑧ 評価                 | : 平成 27 年 10 月中旬～平成 27 年 11 月中旬 |
| ⑨ 入札                 | : 平成 27 年 11 月中旬                |
| ⑩ 開札                 | : 平成 27 年 11 月下旬                |
| ⑪ 落札予定者の決定           | : 平成 27 年 11 月下旬                |
| ⑫ 契約締結               | : 平成 28 年 1 月                   |

※ 現場見学とあわせて関連資料を閲覧することができる。ただし、閲覧資料は検討過程のものであり、本業務の実施条件として提示するものではない。

※ 現場見学は予約制とする。公平性を保つため質問については後日文書により対応する。



## 4.2. 入札実施手続

### 4.2.1 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、本件業務に係る入札金額（ただし、収益施設等管理運営業務に要する費用は含まない。）を記載した書類（以下「入札書」という。）、申請書類並びに、企画書及び収益施設運営計画書（以下、「企画書等」という。）を提出する。

上記の入札金額には、本業務に要する一切の諸経費（収益施設等管理運営業務に要する費用は含まない）の108分の100に相当する金額を記載すること。

なお、提出された申請書類及び企画書等は、競争参加資格の確認、企画書等の評価以外に提出者に無断で使用しない。

### 4.2.2 申請書類の内容

① 競争参加資格確認申請書（様式1-1）

② 企業の業務実績（様式1-2）

※面積、植栽地、遊具を管理していたことが証明できる資料（契約書の写し、施工図面、空中写真、地形図等）

※図面等で植栽地、遊具を管理していたことが証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付すること。

※実績として記載した業務に係る契約書の写しを提出すること。

③ 業務責任者の業務実績（様式1-3）

※面積、植栽地、遊具を管理していたことが証明できる資料（契約書の写し、施工図面、空中写真、地形図等）を添付すること。

※図面等で植栽地、遊具を管理していたことが証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付すること。

※企画書の提出時に雇用関係が無い場合は、業務開始時までに雇用される念書等（任意書式）を添付すること。

※必要とされる資格を証明する書類の写しを添付すること。

④ 守秘性に関する要件（様式1-4）

※守秘義務に関する規程を定めた社則等を添付すること。

⑤ 業務実施体制（様式1-5）

※組織図（業務実施のための管理機構）を添付すること。（任意書式）

⑥ 実施方針（様式1-6）

※年間業務計画書を添付すること。（任意書式）

⑦ 再委託または下請負の予定（様式1-7）

⑧ 必要とされる資格を証明する書類の写し（様式1-3に添付のこと）

⑨ 申請書類提出時に雇用関係が無い場合の念書等（任意書式）

⑩ 業務経歴証明書（様式1-8）

⑪ 収益施設運営実績書（様式1-9）

⑫ 共同体で参加する場合の協定書の写し

### ⑬誓約書（様式 1-10）

#### 4.2.3 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、本実施要項 5. で示す総合評価を受けるために、次の事項を記載する。なお、標準評価項目等の詳細については本実施要項表 9 を参照のこと。

##### ① 表紙（様式 2-1）

##### ② 企画提案

- ア) 目標とする公園利用者数の確保に関する提案（様式 2-2-1）
- イ) 利用者満足度の確保に関する提案（様式 2-2-2）
- ウ) 公園特性を活かした植物管理に関する提案（様式 2-2-3）
- エ) 公園特性及び資源、施設を活かした運営管理に関する提案（様式 2-2-4）
- オ) 多様な利用プログラムの提供に関する提案（様式 2-2-5）
- カ) 情報受発信の充実に関する提案（様式 2-2-6）
- キ) 地域との連携活動・市民との協働活動に関する提案（様式 2-2-7）
- ク) 公園利用者等の安全を確保する管理手法に関する提案（様式 2-2-8）
- ケ) 緊急時及び非常時の対応に関する提案（様式 2-2-9）
- コ) 自主事業に関する提案（様式 2-2-10）
- カ) 収益施設の運営に関する提案（様式 2-2-11）

なお、本業務開始初年度から実施しない提案事項については、開始年月を記載すること。開始年月の記載のない提案は初年度から実施するものとする。また、企画提案によって設計数量を変更する場合には、必ず③の改善提案も行うこと。

##### ③ 改善提案（様式 2-2-12）

業務の最低水準として示された仕様書に対する改善提案を行う場合、提案を行う内容を明確にし、提案を行う理由、提案の内容・数量、提案による質の維持向上効果又は経費の削減効果（あるいはその両方）を具体的に示すこと。

また、設計数量が変更となる提案をする場合には、該当工種と変更数量、変更が可能な理由、企画提案との関連がある場合は該当箇所をそれぞれ示すこと。改善提案で変更を提案した数量以外は、公示している数量に基づき入札を行うこと。

#### 4.2.4 収益施設運営計画書

様式 3 「収益施設運営計画書」を提出する。

#### 4.2.5 ヒアリングの実施

##### a) 企画書に関するヒアリング

ヒアリングでは、実施方針および企画書等に記載された事項について質疑応答を行う。また、ヒアリングにより、提案が実現可能な内容であるかを確認し、評価項目の得点に反映させる。

ア 実施場所：近畿地方整備局

イ 実施期間：別途通知



ウ ヒアリング時間：別途通知

エ 出席者：総括責任者の出席を必須とし、業務責任者の出席も認める。

#### 4.2.6 その他

- a) 競争参加資格の確認及び企画書等の評価は、申請書類及び企画書等の資料提出期限の日をもって行うものとする。
- b) 申請書類及び企画書等の資料作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- c) 近畿地方整備局は、提出された申請書類及び企画書等の資料を、競争参加資格の確認、企画書等の評価以外に提出者に無断で使用しない。
- d) 提出された申請書類及び企画書等の資料は、返却しない。
- e) 提出期限以降における申請書類及び企画書等の資料差し替え及び再提出は認めない。
- f) 落札者は、様式1-10（第2面）及び電磁的記録媒体（CD-R 等）を提出すること。詳細は様式1-10を参照すること。

## 5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項

事業者の決定は、総合評価方式によるものとする。なお、本業務に係る企画書及び業務実施内容の審査・評価は、近畿地方整備局が行うが、客観性を確保するため、第三者の有識者で構成される近畿地方整備局国営公園運営維持管理業務有識者委員会の意見を聴取し、評価を行うものとする。

なお、入札参加者は企画書と同時に、収益施設運営計画書を提出し、落札後、都市公園法第5条第1項に基づく公園施設の設置管理許可申請を行わなければならない。

### 5.1. 事業者決定にあたっての質の評価項目の設定

事業者を決定するための評価は、提出された企画書等の内容が本業務の目的・趣旨に沿って実行可能なものであるか（基本項目審査）、また、効果的なものであるか等（提案項目審査）について行うものとする。（本実施要項表9を参照のこと。）

#### 5.1.1 基本項目審査

基本項目審査においては、入札参加者に対して、本実施要項表9の基本項目について審査を行う。各項目ごとに業務が可能な最低水準を満たしている場合には基礎点を与える（基礎点計50点）。さらに、実施体制に係る項目においては、最低水準を超える部分についてその内容に応じ得点を与える（加算点計10点）。なお、最低水準を1つでも満たしていない項目がある場合は失格とする。

#### 5.1.2 提案項目審査

提案項目審査においては、基本項目審査の全ての項目で業務が可能な最低水準を満たした入札参加者に対して、本実施要項表9の提案項目について審査を行う（加算点計145点）。

様々な公園施設の維持管理と収益施設等の運営を一元的に行うことが必要であり、サービス水準（質）の向上や公園利用者の安心安全を確認することを目的としている。なお、提案内容については、具体性、実現性があり、当該公園において適切かつ効果的なものであるか等、妥当性について総合的な観点から審査し得点を与える。各加算点の数値はサービスの質の向上の観点から重要度に応じて配点している。

表9 標準評価項目及び得点配分

項目	区分	項番	評価項目	得点配分		様式
				基礎点	加算点	
① 基本項目	業務共通					
	1) 実施体制	1	各業務の業務水準が維持される体制であるか (共同体で参加する場合、代表企業又は代表者と構成員の連携が可能な体制であるか)	0/10	0~5	様式 1-2~ 1-8
		2	提案された内容が実現可能な体制であるか	0/10	0/5	
	2) 業務に対する認識	3	本業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか	0/10	—	
		4	本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか	0/10	—	
3) 現行基準レベルの質の確保の実態	5	各業務の提案内容は、近畿地方整備局の要求水準(実施要項1.3.1及び1.3.2)が確保されているものとなっているか	0/10	—	様式 2-2-1 ~ 2-2-12	
② 提案項目	企画提案					
	1) 目標とする公園利用者数の確保	6	本公園の年間及び四半期ごとの公園利用者数の目標を各年度設定の上、その公園利用者数確保に向け、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。(目標値と具体性・実現性・妥当性の合計をもって評価を行う。)	—	0~15	様式 2-2-1
	2) 利用者満足度の確保	7	年間及び四半期ごとの公園の運営に関する満足度の目標を各年度設定の上、その満足度数の確保に向け、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。(目標値と具体性・実現性・妥当性の合計をもって評価を行う。)	—	0~15	様式 2-2-2
	3) 公園特性を生かした植物管理	8	本公園の植生、生態系、景観等を踏まえ、周辺環境と調和しつつ安全で快適な公園利用のための植物管理について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。	—	0~10	様式 2-2-3
	4) 公園特性及び資源、施設を生かした運営管理	9	本公園の設置目的を踏まえ、淀川の河川敷に設置された公園としての機能を発揮させるため、豊かな自然資源や運動施設、既存サービスセンター、背割堤サービスセンター(仮称)等の施設の運営・維持管理方法について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。	—	0~10	様式 2-2-4
	5) 多様な利用プログラムの提供	10	本公園の意義や役割、機能を踏まえ、また本公園の様々な資源等を活用した自然環境・歴史文化に関する利用プログラム及び地域連携イベントの開催回数と延べ参加人数の目標を各年度設定の上、多くの公園利用者が参加、体験、交流できる自然、歴史文化等に関する多様な利用プログラムの実施について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。(目標値と具体性・実現性・妥当性の合計をもって評価を行う。)	—	0~10	様式 2-2-5
	6) 情報受発信	11	マスコミ報道件数やホームページアクセス件数の目標を各年度設定の上、本公園が提供するサービス内容や公園の魅力等に関する広報宣伝・情報の受発信について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。(目標値と具体性・実現性・妥当性の合計をもって評価を行う。)	—	0~10	様式 2-2-6
	7) 地域との連携活動・市民との協働活動	12	周辺自治体や学校、地域住民等関係機関や関係者との連携体制、協力体制の構築について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。また、ボランティアやNPO団体との連携方策及びボランティア活動の充実・継続について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。	—	0~15	様式 2-2-7
8) 公園利用者等の安全を確保する管理手法	13	本公園の特性を踏まえた上で、公園利用者の安全・安心を確保する施設管理及び運営管理について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。また、既存地形や本公園の特性を踏まえた上で、ハード面、ソフト面でのユニバーサルデザイン対応について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。さらに、公園スタッフ(職員、臨時職員、アルバイト、その他関係従事者)に関する事故を未然に防ぐ取組について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。	—	0~15	様式 2-2-8	

	9) 緊急時及び非常時の対応	14	具体的な緊急事態を想定し、現実的かつ効果的な対策が提案されているか。また、トラブル時や緊急時並びに出水時に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないためのハード面・ソフト面での対応策について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。さらに、繁忙期において、混乱回避のための対応策について、具体性、実現性があり、当公園として妥当性のある提案が示されているか。	—	0～15	様式 2-2-9
	10) 自主事業の提案	15	自主事業の実施内容について公園の目的・魅力の向上の観点から、また、過年度の自主事業の実施状況等を踏まえ、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある自主事業の方法が示されているか。	—	0～10	様式 2-2-10
	11) 収益施設の運営に関する提案	16	公園利用者サービスの質的な向上に向けた運営について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。	—	0～10	様式 2-2-11 様式 3
従来の実施方法に対する改善提案						
	1) 各業務の最低水準（現行基準）として示された仕様書に対する、改善提案	17	質の維持・向上に関する提案があり、実施について具体的な方法が明記されているか。また、それらを実施可能な体制であるか。	—	0～10	様式 2-2-12
合計得点				0～50	0～155	

## 5.2. 事業者決定にあたっての評価方法

### 5.2.1 事業者の決定方法

- a) 入札参加者は、「価格」及び「企画書」をもって入札をし、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で入札したもののうち、下記5.2.2 総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- b) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格（予定価格に10分の6を乗じて得た額）を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。
- c) 上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き事業者を決定するものとする。

### 5.2.2 総合評価の方法

#### (1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は以下のとおりとする。

提出された書類に係る本実施要項表9により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。

$$(\text{評価値}) = (\text{価格評価点}) + (\text{技術評価点})$$

#### (2) 価格評価点の算出方法

価格点の評価方法は以下のとおりとする。

$$(\text{価格評価点}) = (\text{価格点}) \times (1 - (\text{入札価格}) / (\text{予定価格}))$$

なお、価格点は30点とする。

#### (3) 技術評価点の算出方法

企画書の内容に応じ、本実施要項表9の評価項目毎に評価を行い、技術点を与える。

なお、技術評価点の最高点数は60点とする。

$$(\text{技術評価点}) = 60 \times (\text{技術点}) / (\text{技術点の満点})$$

なお、本業務における技術点の満点は205点(基礎点50点+加算点155点)とする。

#### (4) 基本項目審査の評価方法

基本項目審査については、本実施要項表10の評価基準を満たしているかによって評価する。

表10 実施体制の様式1-5-2の加算点は、提案内容に対する具体性、実現性等を総合的に勘案して、原則として本実施要項表11の3段階評価に基づいて評価をする。

表 10 基本項目審査の評価基準

区分	評価項目	評価基準
実施体制	<p>各業務の業務水準が維持される体制であるか。                      (共同体で参加する場合、代表企業又は代表者と構成員の連携が可能な体制であるか)</p>	<p>提案する運営内容に対して提案する職務区分・人数が適切に明示されている。(様式1-5-1)                      なお、上記の水準を満たした上で、以下に示す体制が確保されている場合は、加算点を与える。(様式1-5-2)                      ・迅速かつ円滑な意志決定及び臨機の対応等の体制に関し、緊急時等においても混乱なく対応できる水準を超えた優れた提案がなされている。                      (組織面、費用面の対応が適切に明示されている。)</p>
	<p>提案された内容が実施可能な体制であるか。</p>	<p>提案する職務区分ごとに休憩時間、休日を考慮した労働時間の設定が行われている。                      現地体制及び繁忙期の現地を支援する本社等の体制(責任体制、現地体制)を含め適切に明示されている。(様式1-5-1)                      なお、上記の水準を満たした上で、以下に示す体制が確保されている場合は、加算点を与える。(様式1-5-3)                      ・緊急時における代替性等の確保の観点から、申請書類の提出期限の日時点で、申請した総括責任者以外に同一企業内に表8に示す総括責任者の業務実績を有している者(代替総括責任者)が1名以上在籍し、申請した総括責任者に事故等があった場合、速やかに配置できる体制が確保されている。申請書類の提出時に雇用関係が無い場合は、業務開始時までに雇用される念書(任意様式)を提出すること。なお、代替総括責任者は、本業務の実施期間中、専任規定のある工事又は業務には従事することはできない。                      (本業務は除く)</p>
業務に対する認識	<p>本業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか。</p>	<p>年間業務計画(様式1-6添付)に記載された業務内容が、仕様書に定める業務内容と適合している。</p>
	<p>本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか。</p>	<p>企画書に記載された実施方針が仕様書に定める基本方針と適合している。</p>
現行基準レベルの質の確保の実態	<p>各業務の提案内容は、要求水準(本実施要項1.3.1及び1.3.2)が確保されているものとなっているか。</p>	<p>仕様書に定める管理水準を満足させる企業の業務実績、配置予定者の業務経験の明示があり、これらを踏まえた様式2-2-1～2-2-12の提案内容について実現性が高いものとなっている。</p>

#### (5) 提案項目審査の評価方法

提案項目審査は以下のとおりとする。

提案項目審査の企画提案のうち、包括的な質に関する提案項目については、提案した数値（目標値）とその実現性について、それぞれ評価を行い、その合計点を評価点とする。ただし、実現性が乏しい場合は目標値が高くても加算しない（0点）ものとする。

上記以外の提案項目審査は、提案内容に対する具体性、実現性、実施体制との整合等を総合的に勘案して原則として本実施要項表 11 の 3 段階評価に基づいて評価する。なお、①関係法令に違反する提案、②入園料、使用料等を増減させる提案、③開園日時を変更させる提案（主催イベントなど仕様書で明示してあるものは除く）については、内容の如何に問わず評価しないものとする。

表 11 基本項目審査（様式 1-5-2）及び提案項目審査における評価基準と評価係数

評価基準		評価係数
優	全体的に優れた提案となっている。又は特に高く評価すべき提案がなされている。	配点×1.00
良	一定の評価ができる提案がなされているが、特に優れた提案はなされていない。	配点×0.50
可	特に評価すべき提案が見られない。	配点×0.00

#### 5.2.3 留意事項

近畿地方整備局は、事業者が決定したときは、遅滞なく、事業者の氏名若しくは名称、落札金額、事業者の決定の理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制及び実施方法の概要について公表するものとする。

#### 5.3. 初回の入札で事業者が決定しなかった場合の取り扱いについて

初回の入札で予定価格の制限の範囲内で入札した者がいないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合は、入札条件を見直し、再度公告入札に付することとする。

再度の公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合、または業務の実施に必要な期間が確保できない等、やむを得ない場合は、別途、当該業務の実施方法を検討・実施することとし、その検討結果及び理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告するものとする。

## 6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

従来の実施状況に関する情報は、別紙 11～37のとおりである。



## 7. 事業者で使用させることができる国有財産に関する事項

### 7.1. 施設

別紙1「主要公園施設一覧」、別紙2「主要建築物一覧」、別紙3「収益施設一覧」による。

### 7.2. 設備

- a) 使用できる設備については、本業務に関係する建物・設備全てとする（別紙20「提供物品一覧表」を参照のこと）。
- b) 本業務に支障を来さない範囲において、事業者は施設内に本業務に必要な機器・設備等を持ち込むことができるものとするが、持ち込んだ機器・設備については適切な管理を行うこと。

## 8. 事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により事業者が講ずべき措置に関する事項

### 8.1. 報告について

#### 8.1.1 業務計画書の協議と承諾

別紙5「共通仕様書」による。

#### 8.1.2 業務責任者及び業務の関係者

別紙5「共通仕様書」による。

#### 8.1.3 業務報告書

別紙5「共通仕様書」による。

#### 8.1.4 検査・監督体制

事業者からの報告を受けるにあたり、調査職員の検査・監督体制は次のとおりとする。

##### (1) 調査職員

###### ① 総括調査員

淀川河川事務所長（予定）

###### ② 主任調査員

淀川河川事務所河川公園課長（予定）

###### ③ 調査員

淀川河川事務所河川公園課計画係長（予定）

淀川河川事務所河川公園課工務係長（予定）

##### (2) 検査・監督体制

- a) 事業者は、各年度ごとの業務を完了したときは、遅延なく、当該年度の完了報告書、清算報告書及び委託費経費内訳報告書、残存物件報告書（以下「完了報告書等」という）に成果物を添えて、近畿地方整備局に提出すること。
- b) 近畿地方整備局は、事業者からの成果物、完了報告書等を受領したときは、その日から10日以内に支出負担行為担当官近畿地方整備局長が指定した職員により検査を行うものとする。

### 8.2. 調査への協力

- a) 調査職員は、事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認めるときは、事業者に対し、当該管理業務の状況に関し必要な報告を求め、又は事業者の事務所等に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。
- b) 立ち入り検査をする調査職員は、検査等を行う際には、当該検査等が法第26条第1項に基づくものであることを事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携

帯し、関係者に提示するものとする。

### 8.3. 指示について

近畿地方整備局長は、事業者による業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第 27 条第 1 項に基づき、事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示できるものとする。

### 8.4. 秘密の保持

事業者は、本業務に関して調査職員が開示した情報等（公知の事実等を除く）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他本業務に従事していた者は業務上知り得た秘密を洩らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を洩らし、又は盗用した場合には、法第 54 条により罰則の適用がある。

### 8.5. 個人情報の取り扱い

別紙 5 「共通仕様書」第 8 章による。

### 8.6. 契約に基づき落札業者が講ずべき措置

#### 8.6.1 業務の開始及び中止

- a) 事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。
- b) 事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、予め近畿地方整備局の承諾を受けなければならない。

#### 8.6.2 公正な取り扱い

- a) 事業者は、本業務の実施にあたって、公園利用者を合理的な理由なく区別してはならない。
- b) 事業者は、公園利用者の取り扱いについて、自らが行う他の事業における利用の有無等により区別してはならない。

#### 8.6.3 金品等の授受の禁止

事業者は、本業務において、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。ただし、収益施設等管理運営業務として行う場合など、近畿地方整備局から許可等を受けた業務を行う上で必要な場合を除く。

#### 8.6.4 法令の遵守

事業者は、本業務を実施するにあたり適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

#### 8.6.5 安全衛生

事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

#### 8.6.6 記録・帳簿書類等

事業者は、実施年度毎に本業務に関して作成した記録や会計に関する帳簿書類を、本業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

なお、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の第4条に基づく行政文書の開示請求がなされた場合、同法第5条に基づく不開示情報の確認を行った上で、第6条による部分開示や第7条による公益上の理由による裁量的開示を確認し、開示方法を明らかにし、第9条に基づき事務処理上の困難その他正当な理由があるときを除き、開示請求のあった日から30日以内に情報を開示する必要がある。そのため、開示請求の対象が事業者の保有する記録・帳簿書類等の場合、事業者は、情報公開に速やかに対応しなければならない。

#### 8.6.7 権利の譲渡

本業務の成果及び本業務の実施の過程において、派生的に生じた著作権、特許権及び実用新案権等の無体財産権については、近畿地方整備局が承継するものとする。また、事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部または一部を第三者に譲渡してはならない。

#### 8.6.8 権利義務の帰属等

本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利に抵触するときは、事業者は、その責任において、必要な措置を講じなければならない。

#### 8.6.9 一般的損害

本業務を行うにつき生じた損害（本実施要項9.に記載した損害を除く。）については、事業者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち、近畿地方整備局の責に帰すべき事由により生じたものについては、近畿地方整備局が負担する。

#### 8.6.10 再委託または下請負の取り扱い

- a) 事業者（共同体を含む。）は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- b) 事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則として予め企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託す

る業務の範囲、再委託または下請負を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法) について記載しなければならない。

なお、本業務における主たる部分を再委託することはできない。本業務における主たる部分は、次のとおりとする。

- ・業務における総合的計画立案、業務遂行管理、入園料の收受及び納入、救急・災害時の統括管理、各業務手法の決定及び本業務履行者としての最終的な意思決定を行うための技術的判断等

- c) 事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにしたうえで近畿地方整備局の承諾を受けなければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- d) 事業者は、上記 b) 及び c) により再委託を行う場合には、事業者が近畿地方整備局に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し、本実施要項 8.4. 及び 8.6. に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- e) 上記 b) から d) までに基づき、事業者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合は、すべて事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

#### 8.6.11 契約解除

近畿地方整備局は、事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- a) 法第 22 条第 1 項第 1 号イからチ又は同項第 2 号に該当するとき。
- b) 繰り返し法令違反を行ったとき。
- c) 暴力団員を業務を統括する者又は従業員として雇用していることが明らかになったとき。
- d) 暴力団又は暴力団関係者との社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

#### 8.6.12 契約解除時の取り扱い

- a) 上記 8.6.11 に該当し、契約を解除した場合には、近畿地方整備局は事業者に対し、当該解除の日までに当該サービスを契約に基づき実施した期間にかかる委託費を支給する。
- b) この場合、事業者は、契約金額から上記 a) の委託費を控除した金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として近畿地方整備局の指定する期間に納付しなければならない。

- c) 近畿地方整備局は、事業者が前項の規定による金額を近畿地方整備局の指定する期日までに支払わないときは、その支払い期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年 100 分の 5 の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。
- d) 近畿地方整備局は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

#### 8.6.13 契約内容の変更

近畿地方整備局は、必要がある場合には、業務の内容を変更することができる。この場合において委託費又は実施期間を変更する必要があるときは、近畿地方整備局及び事業者は協議し、書面によりこれを定めるものとする。

#### 8.6.14 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、事業者と近畿地方整備局が協議するものとする。

#### 8.6.15 業務計画書の提出

事業者は、契約締結日の 14 日前までに業務計画書を提出し、その内容について近畿地方整備局と協議の上、承諾を得なければならない。

#### 8.6.16 業務計画書の変更

業務計画書を変更しようとするときは、変更後の業務計画書について近畿地方整備局と協議を行い、近畿地方整備局の承諾を得なければならない。この場合、委託費等の契約内容の変更の必要がある場合は、近畿地方整備局と協議し書面にてこれを定めるものとする。

#### 8.6.17 業務の引き継ぎへの対応

契約が完了する場合、又は解除になる場合には、調査職員の立会の下、調査職員が指示する者に対し、誠意を持って、円滑に業務の引き継ぎを行わなければならない。引継ぎにあたっては、共通仕様書 35 条に規定する必要な資料の作成及び提出を行い、必要な説明等を行うものとする。ただし、契約が引き続き締結され、当該業務を継続する場合はこの限りではない。(業務の引継ぎに必要な資料の詳細は、別紙 5「共通仕様書」を参照のこと。)

#### 8.6.18 業務評定について

本業務においては近畿地方整備局が、毎年度業務終了後に当該年度の業務評定（以下、「単年度評価」という。）を実施するとともに、3年目の業務終了後に3年間を通しての業務評定（以下、「3箇年評定」という。）を実施する。評定については事業者へに通知し、近畿地方整備局ホームページ等により公表するものとする。（詳細は、別紙 38「業務評定」を参照のこと。）

なお、評定については、本公園の国営運営維持管理業務の次回入札時における評価事項の一つとし、単年度評価が2回以上「不可」の実績となり、かつ3箇年評価が「不可」の場合、本公園の次回入札時において、5.1.表9評価項目及び得点配分の加算点の合計得点から15点を減点する。

9. 事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を与えた場合において、その損害の賠償に関し契約により事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項

本契約を履行するにあたり、事業者又はその職員その他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによる。

- a) 近畿地方整備局が国家賠償法第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、近畿地方整備局は事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について近畿地方整備局の責めに帰すべき理由が存する場合は、近畿地方整備局が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- b) 事業者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について近畿地方整備局の責めに帰すべき理由が存するときは、事業者は近畿地方整備局に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。



## 10. 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項

### 10.1. 調査方法

近畿地方整備局は、事業者が実施した業務の内容について、その評価が的確に実施されるように、実施状況の調査を行うものとする。

### 10.2. 実施状況に関する調査の時期

近畿地方整備局は、10.3の調査項目に関する内容について、内閣総理大臣が評価（平成31年1月を予定）を行うに当たり必要な情報を収集するため、本業務の実施状況について平成30年9月30日時点における状況を調査する。

### 10.3. 調査方法及び項目

本実施要項「1.3. サービスの質の設定」により設定した事項。

### 10.4. 近畿地方整備局国営公園運営維持管理業務有識者委員会への報告

近畿地方整備局は、上記の調査についてとりまとめた本業務の実施状況等について、上記の評価を行うために、平成30年12月を目途に内閣総理大臣及び監理委員会に提出するものとする。近畿地方整備局は、本業務の実施状況等を提出するに当たり、近畿地方整備局国営公園運営維持管理業務有識者委員会に報告を行い、意見を聴くものとする。

## 11.1. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項

### 11.1.1. 対象公共サービスの監督上の措置等の監理委員会への報告

近畿地方整備局は、事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に監理委員会へ報告するとともに、法第 26 条及び法第 27 条に基づく報告聴取、立ち入り検査、指示等を行った場合は、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要等を監理委員会へ報告することとする。

### 11.1.2. 近畿地方整備局の監督体制

- 1) 本契約に係る監督は、支出負担行為担当官が、自ら又は補助者に命じて、立ち会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。
- 2) 本業務の実施状況に係る監督は、本実施要項 8.1.4 により行う。

### 11.1.3. 事業者が負う可能性のある主な責務等

#### 11.1.3.1 罰則等

- a) 本業務における入園料の管理に従事する者は、刑法（明治 40 年法第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- b) 次のいずれかに該当する者は、法第 55 条の規定により 30 万円以下の罰金に処されることとなる。
  - ・本実施要項 8.1.1.による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は本実施要項 8.1.4 による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
  - ・正当な理由なく、本実施要項 8.3.による指示に違反した者
- c) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記 b)の違反行為をしたときは、法第 56 条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前記 b)の刑を科されることとなる。

#### 11.1.3.2 会計検査について

事業者は、①公共サービスの内容が会計検査院法第 22 条に該当するとき、又は②同法第 23 条第 1 項第 7 号に規定する「事務若しくは業務の受注者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、会計検査院の実施検査を受けたり、同院から直接又は近畿地方整備局を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

H28-31 淀川河川公園  
運営維持管理業務

別紙資料

平成 27 年 8 月

国土交通省近畿地方整備局

実施要項に関連する別紙・別紙（情報開示）・様式

【淀川河川公園】

分類	資料名		頁番号	
業務の内容を示す書類	別紙 1	主要公園施設一覧	別紙 1	
	別紙 2	主要建築物一覧	別紙 3	
	別紙 3	収益施設一覧	別紙 4	
	別紙 4	H28-31 淀川河川公園運営維持管理業務 管理基本方針	別紙 6	
	別紙 5	H28-31 淀川河川公園運営維持管理業務 共通仕様書	別紙 16	
	別紙 6	H28-31 淀川河川公園運営維持管理業務 個別仕様書（本業務全体の計画立案及びマネジメント）	別紙 49	
	別紙 7	H28-31 淀川河川公園運営維持管理業務 個別仕様書（企画運営管理）	別紙 56	
	別紙 8	H28-31 淀川河川公園運営維持管理業務 個別仕様書（施設・設備維持管理）	別紙 75	
	別紙 9	H28-31 淀川河川公園運営維持管理業務 個別仕様書（植物管理）	別紙 96	
	別紙 10	H28-31 淀川河川公園収益施設等管理運営規定書	別紙 105	
従来の実施状況に関する情報の開示資料	別紙 11	従来の実施状況に関する情報の開示	別紙 151	
	別紙 12	精算報告書	別紙 158	
	別紙 13	利用者の集計方法・利用者数等	別紙 164	
	別紙 14	公園利用者アンケート	別紙 189	
	別紙 15	自然環境・歴史文化に関する利用プログラム実績	別紙 190	
	別紙 16	地域連携イベント実績	別紙 197	
	別紙 17	広報・報道実績	別紙 204	
	別紙 18	ホームページアクセス件数	別紙 207	
	別紙 19	混雑時の状況	別紙 208	
	別紙 20	提供物品一覧	別紙 226	
	別紙 21	購入備品一覧	別紙 227	
	別紙 22	賃与車両の使用状況・維持管理状況	別紙 229	
	別紙 23	危機管理対応実績・報告 <事故対応等>	別紙 232	
	別紙 24	危機管理対応実績・報告 <野生動物 セアカクマゲモ対応>	別紙 247	
	別紙 25	出水時の公園管理に係る業務履歴	別紙 250	
	別紙 26	職員等配置表	別紙 253	
	別紙 27	統括責任者による外部会議への出席	別紙 255	
	別紙 28	苦情、要望等対応処理	別紙 258	
	別紙 29	紙媒体（種類・発行部数）	別紙 295	
	別紙 30	淀川河川公園 巡視マニュアル	別紙 297	
	別紙 31	地域活動	別紙 318	
	別紙 32	建物・工作物に係る修繕履歴（修繕箇所、費用等）	別紙 322	
	別紙 33	清掃実施要領	別紙 338	
	別紙 34	事業系一般廃棄物（サービスセンター等）（排出量、経費）	別紙 342	
	別紙 35	農薬散布（位置、数量、時期、頻度等）	別紙 344	
	別紙 36	収益施設利用者数、売り上げ等	別紙 345	
	別紙 37	公衆電話	別紙 351	
	その他	別紙 38	業務評定	別紙 352
		別紙 39	追加業務にかかる計画数量総括表	別紙 353

種類	資料名		頁番号
様式	様式 1-1	競争参加資格確認申請書	別紙 366
	様式 1-2	企業の業務実績	別紙 367
	様式 1-3	業務責任者の業務実績	別紙 368
	様式 1-4	守秘性に関する要件	別紙 369
	様式 1-5	業務実施体制	別紙 370
	様式 1-6	実施方針	別紙 375
	様式 1-7	再委託または下請負の予定	別紙 377
	様式 1-8	業務経験証明書	別紙 379
	様式 1-9	収益施設運営実績書	別紙 380
	様式 1-10	入札参加事業者等確認書	別紙 384
	様式 2-1	表紙（企画書）	別紙 390
	様式 2-2-1~11	企画提案	別紙 391
	様式 2-2-12	改善提案	別紙 402
	様式 3	収益施設運営計画書	別紙 405

## 主要公園施設一覧

対応窓口	地区名称	敷地面積 (ha)	主 要 施 設
守口 サービス センター	海老江地区	10.5	野球場 (4 面)、少年野球場 (2 面)、テニスコート (3 面)、サッカー・ラグビー場 (陸上トラック兼用 1 面)、駐車場 (133 台)、移動式トイレ (6 基)、管理所 (1 基)、バーベキュー指定区域
	大淀野草地区	7.5	野草広場
	長柄地区	4.3	芝生広場、移動式トイレ (1 基)、バーベキュー指定区域
	長柄河畔地区	0.8	休養施設、移動式トイレ (1 基)
	毛馬地区	9.4	野球場 (2 面)、テニスコート (2 面)、サッカー・ラグビー場 (陸上トラック兼用 1 面、野草広場、移動式トイレ (3 基)、バーベキュー指定区域
	赤川地区	4.8	テニスコート (6 面)、サッカー・ラグビー場 (1 面)、駐車場 (121 台)、移動式トイレ (4 基)、管理所 (1 基)、バーベキュー指定区域
	城北河畔地区	0.9	休養施設
	太子橋地区	13.3	野球場 (2 面)、少年野球場 (1 面)、徒渉池、駐車場 (184 台)、移動式トイレ (5 基)、管理所 (1 基)、バーベキュー指定区域
	外島地区	3.7	テニスコート (6 面)、陸上トラック (1 面)、移動式トイレ (2 基)、管理所 (1 基)、バーベキュー指定区域
	守口地区	2.2	休養施設
	守口スポーツプラザ (本業務対象外)	-	アイススケート場、駐車場 (2 施設とも本業務対象外)
	八雲野草地区	8.5	野草広場
	八雲地区	5.7	少年野球場 (1 面)、テニスコート (3 面)、駐車場 (32 台)、移動式トイレ (1 基)、管理所 (1 基)、バーベキュー指定区域
	庭窪河畔地区	0.8	休養施設
	十三野草地区	8.3	野草広場
太間 サービス センター	西中島地区	10.9	野球場 (3 面)、駐車場 (222 台)、移動式トイレ (6 基)、管理所 (1 基)、バーベキュー指定区域
	豊里地区	7.4	テニスコート (4 面)、更衣室 (1 棟)、駐車場 (152 台)、移動式トイレ (3 基)、管理所 (1 基)、バーベキュー指定区域
	大日地区	4.9	野球場 (2 面)、駐車場 (170 台)、移動式トイレ (3 基)
	佐太西地区	10.0	野球場 (2 面)、少年野球場 (2 面)、テニスコート (3 面)、駐車場 (348 台)、移動式トイレ (6 基)、管理所 (1 基)、バーベキュー指定区域
	仁和寺野草地区	15.7	パターゴルフコース (27 ホール)、ゲートボール場 (3 面)、ディスクゴルフコース (8 ホール)・グラウンドゴルフ (24 ホール) 兼用、駐車場 (86 台)、移動式トイレ (2 基)、管理所 (1 基)、倉庫 (2 基)
	点野野草地区	4.2	野草広場
	太間地区	15.1	野球場 (1 面)、陸上トラック (1 面)、駐車場 (544 台)、移動式トイレ (7 基)、管理所 (1 基)、バーベキュー指定区域
	木屋元地区	6.5	野球場 (2 面)、サッカー・ラグビー場 (1 面)、テニスコート (3 面)、ストリートバスケットコート (2 面)、移動式トイレ (3 基)、バーベキュー指定区域
	出口野草地区	4.0	野草広場
出口地区	8.7	芝生広場、移動式トイレ (1 基)	
出口河畔地区	0.3	休養施設	

対応窓口	地区名称	敷地面積 (ha)	主 要 施 設
太間 サービス センター	伊加賀野草地区	10.0	野草広場
	三矢地区	2.4	<u>テニスコート(4面)</u> 、砂場、駐車場(68台)、移動式トイレ(1基)、バーベキュー指定区域
	枚方地区	33.2	<u>淀川スタジアム(野球場・サッカー場兼用)</u> (1面)、淀川アクアシアター、多自然池、駐車場(420台)、移動式トイレ(5基)、管理所(1基)、バーベキュー指定区域
	背割堤地区	19.8	桜並木、駐車場(156台)、移動式トイレ(4基)、管理所(1基)、バーベキュー指定区域
鳥飼 サービス センター	一津屋野草地区	10.4	野草広場、駐車場(64台)、移動式トイレ(1基)
	一津屋河畔地区	0.3	芝生広場
	鳥飼西地区	3.0	駐車場(57台)、多目的広場、移動式トイレ(2基)、管理所(1基)、バーベキュー指定区域
	鳥飼野草地区	5.4	野草広場
	鳥飼下地区	11.1	<u>サッカー(1面)</u> 、 <u>フットサルコート(2面)</u> 、駐車場(136台)、移動式トイレ(2基)、管理所(1基)、バーベキュー指定区域
	鳥飼上地区	13.4	<u>野球場(3面)</u> 、 <u>テニスコート(7面)</u> 、 <u>陸上トラック(サッカー・ラグビー兼用1面)</u> 、ローラースケート場、駐車場(337台)、移動式トイレ(5基)、管理所(1基)、バーベキュー指定区域
	三島江地区	8.3	<u>野球場(2面)</u> 、 <u>テニスコート(4面)</u> 、 <u>サッカー・ラグビー場(1面)</u> 、駐車場(316台)、移動式トイレ(3基)、管理所(1基)、バーベキュー指定区域
	三島江野草地区	5.9	野草広場
	大塚地区	25.2	<u>野球場(2面)</u> 、 <u>テニスコート(2面)</u> 、 <u>サッカー・ラグビー場(1面)</u> 、駐車場(194台)、移動式トイレ(6基)、管理所(1基)、バーベキュー指定区域
	島本地区	4.9	<u>野球場(1面)</u> 、 <u>少年野球場(1面)</u> 、 <u>テニスコート(2面)</u> 、 <u>サッカー・ラグビー場(1面)</u> 、駐車場(61台)、移動式トイレ(1基)、管理所(1基)
大山崎地区	10.5	<u>野球場(2面)</u> 、 <u>フットサルコート(1面)</u> 、駐車場(268台)、移動式トイレ(3基)、管理所(1基)、バーベキュー指定区域	
守口 サービスセンター	面積は守口 地区に含む	休憩室、インフォメーション、トイレ	
太間 サービスセンター	0.1	休憩室、シャワー室、ロッカー、トイレ	
鳥飼 サービスセンター	0.2	休憩室、シャワー室、ロッカー、トイレ	
庭窪 レストセンター	面積は庭窪 河畔地区に 含む	会議室、休憩室、シャワー室、ロッカー、トイレ	
背割堤 サービスセンター(仮称)(※)	面積は背割 堤地区に含 む	展望塔、管理棟、トイレ、学習室 等	

・下線は利用料金を徴収する施設や物販施設(以下「収益施設」という。)を示す。このほかに、近畿地方整備局の許可を受けた上で、収益施設として自動販売機を設置することができる。

・駐車場の台数は臨時駐車場を含む。

※：背割堤サービスセンター(仮称)は、平成28年度第4四半期から供用する予定である。

## 主要建築物一覧

種類	数	設置箇所
守口サービスセンター( 1)	1	守口地区 (322.8m <sup>2</sup> )
太間サービスセンター	1	太間地区隣接 (230.0m <sup>2</sup> )
鳥飼サービスセンター	1	鳥飼下地区隣接 (518.1m <sup>2</sup> )
庭窪レストセンター	1	庭窪河畔地区 (145.1m <sup>2</sup> )
背割堤サービスセンター(仮称)( 2)	1	背割堤地区 (907 m <sup>2</sup> )

1 : 守口サービスセンターは、平成 29 年度以降に、守口地区内に新設する施設に機能移転する予定である

2 : 背割堤サービスセンター(仮称)は、平成 28 年度第 4 四半期から供用する予定である

・各サービスセンターの詳細は、別添 3 「管理事務所図」を参照のこと



## 収益施設一覧

対応窓口	地区名称	公園施設の名称	許可面積 (予定)(m2)	数量
守口サービスセンター	海老江地区	野球場	18,889	4面
		少年野球場	7,655	2面
		テニスコート	1,836	3面
		サッカー・ラグビー場 (陸上トラック兼用)	8,515	1面
	毛馬地区	野球場	7,589	2面
		テニスコート	1,321	2面
		サッカー・ラグビー場 (陸上トラック兼用)	8,613	1面
	赤川地区	テニスコート	4,933	6面
		サッカー・ラグビー場	9,502	1面
	太子橋地区	野球場	12,017	2面
		少年野球場	4,311	1面
	外島地区	テニスコート	5,423	6面
		陸上トラック	5,627	1面
	八雲地区	少年野球場	4,193	1面
テニスコート		2,104	3面	
西中島地区	野球場	16,157	3面	
豊里地区	テニスコート	2,559	4面	
太間サービスセンター	大日地区	野球場	14,411	2面
	佐太西地区	野球場	14,468	2面
		少年野球場	5,108	2面
		テニスコート	2,110	3面
	仁和寺野草地区	パターゴルフコース	15,501	27ホール
		ゲートボール場	1,932	3面
		ディスクゴルフコース(8ホール)・グラウンドゴルフ(24ホール)兼用	13,380	1面
	太間地区	野球場	4,879	1面
		陸上トラック	6,251	1面
	木屋元地区	野球場	10,111	2面
		サッカー・ラグビー場	12,749	1面
		テニスコート	2,505	3面
	三矢地区	テニスコート	2,945	4面
	枚方地区	淀川スタジアム (野球場・サッカー場兼用)	14,549	1面

対応 窓口	地区名称	公園施設の名称	許可面積 (予定)(m2)	数量
鳥飼サービスセンター	鳥飼下地区	サッカー場	10,194	1面
		フットサルコート	2,812	2面
	鳥飼上地区	野球場	20,532	3面
		テニスコート	5,266	7面
		サッカー・ラグビー場 (陸上トラック兼用)	13,867	1面
	三島江地区	野球場	12,969	2面
		テニスコート	4,181	4面
		サッカー・ラグビー場	9,851	1面
	大塚地区	野球場	14,491	2面
		テニスコート	1,345	2面
		サッカー・ラグビー場	6,886	1面
	島本地区	野球場	5,161	1面
		少年野球場	5,161	1面
		テニスコート	1,569	2面
		サッカー・ラグビー場	7,492	1面
	大山崎地区	野球場	9,638	2面
		フットサルコート	1,099	1面

※このほかに、近畿地方整備局の許可を受けた上で、収益施設として自動販売機を設置することができる。  
※許可面積は、小数点以下を四捨五入している。

# H28-31 淀川河川公園運営維持管理業務 管理基本方針

平成 2 7 年 8 月

- 目 次 -

1 . 運営維持管理基本方針の目的・位置づけ .....	1
1 . 1 運営維持管理基本方針の策定の背景・目的 .....	1
1 . 2 運営維持管理基本方針の位置づけ .....	1
1 . 3 運営維持管理基本方針の対象 .....	1
2 . 運営維持管理の基本方針 .....	2
2 . 1 淀川河川公園の基本方針 .....	2
2 . 2 今後の運営維持管理の基本方針 .....	3
3 . 運営維持管理の項目別の考え方 .....	8

## 1 . 運営維持管理基本方針の目的・位置づけ

---

### 1 . 1 運営維持管理基本方針の策定の背景・目的

淀川河川公園は、都市公園法第2条第1項第2号「イ）一の都府県の区域を超えるような見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地」に基づくイ号国営公園である。淀川の広大な河川敷、豊富な自然環境を活かして、近畿のレクリエーション需要の増大に対応するとともに、淀川の河川空間を広域緑地系統の骨格として活用することを目的として、昭和47年から公園整備を進めている。

大阪府大阪湾河口部から桂川、宇治川、木津川が合流する京都府三川合流部までの延長約37km、計画面積1,216haのうち、約240ha、計40地区を開園している。昭和48年度の供用開始時から平成26年度までの累計入園者数は約14,770万人であり、平成26年度には約646万人の方々に利用されている。

一方、「公共サービス改革基本方針（H23.7.15改定（閣議決定）」）に基づき、平成24年度からの維持管理業務に民間事業者も含めた総合評価による競争入札を行うこととなり、事業者に対し、維持管理業務にあたっての基本的な考え方を示す必要が生じている。

以上のような背景を踏まえ、「運営維持管理基本方針」を策定した。

### 1 . 3 運営維持管理基本方針の位置づけ

この運営維持管理基本方針は、淀川河川公園が、その使命や役割を担うための運営維持管理のあり方を示したものであり、以下の内容で構成している。

運営維持管理の基本方針

運営維持管理の留意事項

### 1 . 4 運営維持管理基本方針の対象

運営維持管理基本方針は、現在の供用区域を対象としたものであるが、今後追加供用される区域にも適用されるものである。

今後の維持管理においては、野球場・テニスコート等の収益施設についても、互いに連携・調整を図りながら、効果的・効率的な維持管理に努めるものとする。

## 2 . 運営維持管理の基本方針

---

### 2 . 1 淀川河川公園の公園づくりの基本方針

淀川河川公園では、昭和 50 年に策定した「淀川河川公園基本計画」を平成 20 年 8 月に改定した。「河川は人を含むすべての生物にとって共有の財産であり、淀川における自然環境や歴史・文化、人との関わりを大切にしたい公園にする」という認識のもとで、淀川の自然環境や淀川と人との関わりを次世代に引き継ぐための公園づくりを目指している。公園づくりの基本方針、整備方針及び管理運営方針が示されており、今後もこれらの基本方針等を継承するとともに、社会情勢の変化などをふまえて整備及び管理運営を進めていくこととする。

#### <基本方針>

河川は人を含むすべての生物にとって共有の財産であり、淀川における自然環境や歴史・文化、人との関わりを大切にしたい公園にします。

淀川の自然環境や淀川と人との関わりを次世代に引き継ぎます。

多様な主体の参加と連携のもと、全ての生物が共存できる健全かつ秩序ある利用を促し、淀川流域とその周辺の人々が将来にわたって自然とふれあえる公園にします。

#### <整備方針>

淀川の自然環境が縦断及び横断的に連続するようゾーニング計画を新たに定めます。

淀川の自然環境の保全・再生を図ります。

淀川らしい利用ができるようにします。

- ・ 淀川の自然環境と利用の調和を図ります。
- ・ 淀川の自然環境の中で水に親しみ、憩う場をつくります。
- ・ 淀川全体をつなぎ、まちと淀川をつなぎます。
- ・ 淀川の水辺の景観を楽しめる場をつくります。

淀川にまつわる歴史・文化資源を活かします。

#### <管理運営方針>

淀川の自然環境の保全・再生に関する調査・分析と見直しを行います。

安全、快適に利用できるようにします。

淀川にふれ、学ぶための機会を増やします。

多様な主体の参加と連携を図ります。

## 2.2 今後の運営維持管理の基本方針

淀川河川公園は、その存在価値や利用価値を、継承・連携・発信していくことにより、淀川の自然環境や淀川と人との関わりを次世代に引き継ぐ役割を担う公園である。

公園の存在価値とは、社会資本である公園が公共の福祉の増進等に貢献する機能や施設を有していることであり、公園の存在自体に価値があることである。この存在価値は、市場原理になじみにくく、持続的に維持しなければならない根元的なものである。

一方、利用価値とは、存在価値を維持した上で、公園施設や機能を活用した様々な活動が豊かに展開される公園の利用環境を意味している。この利用価値は、多様な主体の知恵や工夫を活用して、安全、安心、快適な公園環境を創出していかなければならないものである。

この存在価値や利用価値を継承・連携・発信していくためには、淀川河川公園を運営維持管理・利用する多様な主体（国、運営維持管理事業者、NPO、ボランティア、利用者等）が、今後の淀川河川公園のあるべき目標・将来像を共有し、淀川河川公園のさらなる魅力向上に向けた取組を推進していく必要がある。

そのため、今後の淀川河川公園における運営維持管理の基本的な方針として、以下に示す4つの基本方針を設定した。

**基本方針1) 淀川の自然環境の保全・再生、利用状況に応じた管理運営を行う**

- ・自然環境の保全・再生や淀川らしい利用のための管理運営を行う中で、自然環境の保全・再生状況や利用状況の把握に努め、必要に応じて管理運営等の内容を見直す。

**[これまでの実績]**

- ・ 三島江野草地区において、水陸移行帯の再生を図るため河川敷の切り下げを実施し、水位や生物のモニタリング調査を実施
- ・ 市民参加による利用ルールの見直しや外来種駆除など環境活動を推進



【三島江野草地区 植生調査】



【三島江野草地区 魚類調査】



【植生図（平成18年度調査）】



【ボランティアによる植生管理】



**基本方針 2 ) 安全、快適に利用できるようにする**

- ・ 河川に立地する公園として、利用者には一定の自己責任が伴うという原則のもと、健全かつ秩序ある利用を促し、安全かつ快適に利用できるようにする。

**[これまでの実績]**

- ・ 各地区の現地管理所の管理員による利用者の案内・指導
- ・ 適切な出水時の閉園及び公園施設の撤去復旧、利用者の避難誘導の実施
- ・ 淀川河川公園ホームページ、季刊紙「よしぶえ」の発行による、花や自然の情報、季節のおすすめイベント情報等に関する情報発信
- ・ 車椅子での公園散策プログラムの実施



**【淀川河川公園ホームページ】**



**【季刊紙「よしぶえ」】**



**【車椅子での公園散策プログラム】**

### 基本方針3) 淀川にふれ、学ぶための機会を増やす

- ・古くから人との関わりの中で形成されてきた淀川を知ってもらい、理解を深めてもらえるよう、広報活動及び体験プログラムの実施等を通じて、淀川にふれ、学ぶための機会を増やすとともに、淀川河川公園における管理運営方針等について周知する。

#### [これまでの実績]

- ・淀川に関する治水・利水の歴史、河川整備、河川環境や水質などの出前講座
- ・「淀川の自然に親しむ会」の継続的な実施
- ・太間サービスセンター、守口サービスセンターにおける展示コーナーでの、淀川の歴史と自然公園の魅力についての展示



【大学での出前講座】



【淀川の歴史を紹介する展示】



【「淀川の自然に親しむ会」での野鳥観察や干潟体験】





#### 基本方針4) 多様な主体の参加と連携を図る

- ・ 地域に親しまれ、淀川と人とのつながりをより深めるとともに、淀川河川公園の利用に関する様々な意見を反映するため、管理運営において、利用者や利用団体、地域住民、学識経験者、地元自治体等、淀川河川公園に関わる多様な主体の参加と連携を図る。

##### [これまでの実績]

- ・ 地元保育園や障害福祉施設との協働による花壇づくり
- ・ NPO 法人シニア自然大学との「淀川の自然を楽しむ会」の協働運営
- ・ NPO さくら街道ネットワークによる桜の植樹への協力
- ・ NPO 法人近畿水の塾による水辺の環境調査への協力
- ・ 淀川河川レンジャーが実施する淀川の環境保全・活用プログラムへの協力



【公園作り体験 チューリップ球根植付】



【NPOとの協働による「淀川の自然を楽しむ会」】

### 3. 運営維持管理の項目別の考え方

2. で定めた基本方針とともに、「淀川河川公園基本計画」の管理運営計画に基づき、河川に立地する公園として、利用者が安全かつ快適に利用できるようにするため、利用マナーの周知や不適切な利用への注意、公園施設の適正な点検・管理などを行うとともに、利用者には一定の自己責任が伴うという原則のもと、水辺の利用には危険性があるということの周知などを行い、以下に示す主な項目についての考え方等を踏まえ、地区毎の特性に応じた管理運営を行う。

#### 点検・補修、植物管理、清掃

河川公園を安全かつ快適に利用できるよう、公園施設を適正に管理するため、動植物の生息・生育状況に留意しつつ、園路や広場、トイレ、水飲み場等公園施設の点検・補修、植物管理、清掃などを計画的かつ定期的に行う。

#### 広報

淀川河川公園における整備及び管理運営の方針や内容、利用マナー等について周知を図る。また、淀川の自然環境や歴史・文化にふれ、学ぶための機会をつくるため、パンフレットの作成、インターネット等による情報発信、サービスセンターにおける展示などを行うとともに、利用プログラムやイベント等の情報提供を行う。

#### 利用プログラム

淀川を利用しながら淀川に対する理解を深めてもらうため、ガイドなどが同行しながら淀川とその周辺の歴史文化や自然環境などを学ぶ体験講座など様々な素材を活かした利用プログラムや、生物の生息・生育環境の保全活動、清掃等の維持管理活動などのイベントを実施する。

#### 出水時等対応

出水により河川敷の冠水が予測される場合には、利用者の安全を確保するとともに、流水の疎通に支障をきたす恐れがある公園施設の撤去を支援する。また、津波警報が発令された時及び高潮の発生が予測される場合にも利用者の安全を確保する。

#### 管理運営体制

通常時及び緊急時の系統的な管理運営を適切に行うため、サービスセンターを拠点に、必要な人員を配置する。

#### 地域協議会との連携

整備及び管理運営において、利用者や利用団体、地域住民、学識経験者、地元自治体など、淀川河川公園に関わる多様な主体が参加する「淀川河川公園地域協議会」と連携した取り組みを推進する。

# H28-31 淀川河川公園運営維持管理業務 共通仕様書

平成 2 7 年 8 月

## 第1章 総則

### 第1条 目的

淀川河川公園（以下「本公園」という。）は、淀川の広大な河川敷、豊富な自然環境を活かして、近畿のレクリエーション需要の増大に対応するとともに、淀川の河川空間を広域緑地系統の骨格として活用することを目的として、昭和47年から国が整備を進めているイ号公園である。

本公園では、「淀川河川公園基本計画」を平成20年8月に改定し、淀川の自然環境や淀川と人との関わりを次世代に引き継ぐための公園づくりを目指しており、以下の基本方針のもとに総合的に整備、管理運営を進めている。（別紙4；「H28-31 淀川河川公園運営維持管理業務 管理基本方針」参照）

#### <基本方針>

河川は人を含むすべての生物にとって共有の財産であり、淀川における自然環境や歴史・文化、人との関わりを大切にしたい公園にします。

淀川の自然環境や淀川と人との関わりを次世代に引き継ぎます。

多様な主体の参加と連携のもと、全ての生物が共存できる健全かつ秩序ある利用を促し、淀川流域とその周辺の人々が将来にわたって自然とふれあえる公園にします。

大阪府大阪湾河口部から桂川、宇治川、木津川が合流する京都府三川合流部までの延長約37km、計画面積1,216haのうち、約240ha、計40地区を開園している。

昭和48年度の供用開始時から平成26年度までの累計入園者数は約14,770万人であり、平成26年度には約646万人の方々に利用されている。

本業務は、本公園において、国の組織である国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所（以下「国事務所」という。）との調整の下で、淀川の自然環境と利用の調和を図る公園として、自然環境の保全・再生に留意しつつ、より多くの公園利用者が安全で快適に公園を利用できるよう、利用者サービスや利用指導を図るとともに、公園の質的水準を維持、向上させ、当公園全般にわたり、公園資産を保全、増進させることを目的とする。

### 第2条 適用及び用語の定義

本仕様書は、H28-31 淀川河川公園運営維持管理業務のうち、「本業務全体の計画立案及びマネジメント業務」、「企画運営管理業務」、「施設・設備維持管理業務」及び「植物管理業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

なお、本仕様書に用いる用語の定義は、次の各号に掲げるとおりである。

- 1) 「近畿地方整備局」とは、公園の管理主体者であり、本業務の発注者のこと。
- 2) 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、事業者又は事業者の指定する職員に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う委託者の指定する職員で、総括調査員、主任調査員及び調査員を総称している。
- 3) 「検査担当者」とは、事業者の指定する本業務に関する作業完了の確認を行う職員をいう。
- 4) 「事業者」とは、本公園の運営維持管理者として、本業務を受注した者のこと。
- 5) 「公園利用者」とは、本公園を利用する者のこと。
- 6) 「開園」とは、駐車場、サービスセンター及び野球場・テニスコート等の運動施設（アイススケート場を除く）の利用可能な期間及び時間のこと。
- 7) 「閉園」とは、駐車場、サービスセンター及び野球場・テニスコート等の運動施設（アイススケート場を除く）の利用を終了あるいは休止している期間及び時間のこと。

- 8)「閉園措置」とは、出水、地震等の発生に係る危険防止対策として、公園の利用を中止する措置(駐車場の閉鎖、立入禁止措置、利用者への利用中止の呼びかけ・避難誘導等)を行うこと。
- 9)「自主事業」とは、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、近畿地方整備局と事前に協議し、都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条、第6条又は12条に基づく許可を得た上で、事業者の提案により土地使用料等を納めて独立採算により臨時の飲食・物販施設の運営や行催事を行う事業のこと。
- 10)「収益施設」とは、利用料金の徴収や売上金を得て事業者の収入とするために事業者が実施する事業の対象となる施設であり、その使用に当たっては、都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第20条に基づき、施設使用料または建物使用料及び土地使用料を納めることが必要となる場合がある。
- 11)「利用料金」とは、収益施設等の使用やそれに伴うサービスの対価として、収益施設等を利用する者から徴収する料金のこと。
- 12)「施設使用料」とは、都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第20条に基づき、施設運営者が近畿地方整備局に納める公園の土地または建物の使用にかかる料金のこと。
- 13)「建物使用料及び土地使用料」とは、本公園の土地または建物を使用して臨時的な飲食・物販施設等を設置する場合に、「行政財産を使用又は収益させる場合の取り扱いの基準について」(昭和33年蔵管第1号)に基づき近畿地方整備局から金額を通知し、事業者が近畿地方整備局に納める料金のこと。ただし、公共性の高い行催事を淀川河川事務所との共催により行う場合は、建物使用料及び土地使用料は不要となる場合がある。
- 14)「業務責任者」とは、本仕様書の第11条に示す業務内容である本業務全体の計画立案及びマネジメント、企画運営管理、施設・設備の維持管理、植物管理の個々の業務遂行を監理するものこと。
- 15)「総括責任者」とは、本業務全体を監理するものであり、業務責任者のうち、本業務全体の計画立案及びマネジメントの業務責任者をもってそれにあてること。
- 16)「スタッフ」とは、事業者が業務を履行するための職員、アルバイト、その他関係従事者をいう。
- 17)「管理物件」とは、別添1「公園平面図」に示す敷地及び附属設備を指す。なお同敷地内であっても、第三者が持ち込み、または、管理許可を受け、もしくは占有している設備・機器、工作物等については、その対象から除外する。
- 18)「国事務所」とは、国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所のこと。
- 19)「サービスセンター」及び「レストセンター」とは、堤内地に設置する利用者サービス等の拠点施設のこと。各サービスセンターが管轄する地区の利用調整、管理所への連絡等を行う。このうち守口サービスセンターは公園全体の運営維持管理を統括する施設である。(別紙26「職員等配置表」参照)。
- 20)「管理所」とは、駐車場を有する地区の河川敷等に設置する現地詰所のこと。各地区の利用案内、利用者指導等を行う(別紙26「職員等配置表」参照)。
- 21)「修繕」とは、施設の劣化した部分又は部材について、性能又は機能を原状あるいは事実上支障のない状態まで回復させること。
- 22)「改修」とは、施設の性能又は機能を従前より向上させる措置を行うこと。
- 23)「保守」とは、機器等の必要とする性能または機能を維持する目的で行う消耗品または材料の

取り替え、注油、汚れ等の除去及び部品の調整等の軽微な作業を行うこと。

- 24)「点検」とは、施設の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じて対応処置を判断する事を含む。
- 25)「指示」とは、近畿地方整備局又は調査職員等が事業者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- 26)「通知」とは、近畿地方整備局若しくは調査職員等が事業者に対し、又は事業者が発注者若しくは調査職員等に対し、業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 27)「報告」とは、事業者が調査職員等に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 28)「承諾」とは、事業者が調査職員等に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、調査職員等が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 29)「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、近畿地方整備局又は調査職員等と事業者が対等の立場で合議することをいう。
- 30)「提出」とは、事業者が調査職員等に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 31)「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。ただし、緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。電子納品を行う場合は、別途調査職員等と協議するものとする。
- 32)「検査」とは、既済検査あるいは完了検査のことをいう。
- 33)「勧告」とは、近畿地方整備局長が事業者に対し、業務等に関する事項について、書面をもって、改善等の行動をとるように説きすすめることをいう。
- 34)「命令」とは、近畿地方整備局長が事業者に対し、業務等に関する事項について、書面をもって、改善等の一定の義務を課する具体的な処分をいう。
- 35)「モニタリング業務」とは、事業者が実施する利用実態調査及び本業務に対する自己評価並びにその結果について近畿地方整備局に報告を行う一連の業務を指す。

### 第3条 総則

1. 本仕様書は、本業務を遂行するために必要な事項を定め、もって本公園の適正な運営維持管理を期するものである。
2. 本業務の実施は、淀川河川公園運営業務委託契約書（以下「契約書」という。）によるほか、本仕様書によるものとする。

### 第4条 準拠規定

本業務の遂行に当たっては、次の各号に掲げる基準等に準拠する。

- 1) 河川法
- 2) 都市計画法
- 3) 都市公園法
- 4) 道路交通法
- 5) 景観法、屋外広告物条例



- 6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- 7) 消防法
- 8) 建築基準法
- 9) 労働基準法、労働安全衛生法
- 10) 下水道法
- 11) 水道法
- 12) 水質汚濁防止法
- 13) 浄化槽法
- 14) 食品衛生法
- 15) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 16) 大気汚染防止法
- 17) 騒音規制法
- 18) 振動規制法
- 19) 個人情報の保護に関する法律
- 20) 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律
- 21) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- 22) 電気事業法及びこれに基づく政令等
- 23) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- 24) 建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 25) 建築保全業務報告書作成の手引き（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 26) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）  
（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 27) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）  
（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 28) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）  
（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 29) 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）  
（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 30) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）  
（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 31) 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）  
（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 32) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律
- 33) 情報セキュリティー対策（近畿地方整備局）
- 34) 「H28-31 淀川河川公園運営維持管理業務」における情報セキュリティーについて（別添5）
- 35) 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令
- 36) 移動等円滑化の促進に関する基本方針（国家公安委員会、総務省、国土交通省）
- 37) 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（国土交通省）
- 38) 公園のユニバーサルデザインマニュアル  
（財団法人 都市緑化技術開発機構 公園緑地バリアフリー共同研究会編）

- 39) 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）  
（国土交通省都市局公園緑地・景観課）
- 40) 公園施設の安全点検に係る指針(案)（国土交通省都市局公園緑地・景観課）
- 41) 国土交通本省委託契約取扱要領（別添2）
- 42) 環境省版レッドリスト「絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト」(環境省自然環境局野生生物課編)
- 43) 「大阪府レッドリスト 2014」
- 44) 「京都府レッドデータブック 2015」
- 45) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
- 46) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
- 47) 淀川河川公園における行為の禁止等について（別添4）
- 48) 土木工事共通仕様書（案）(近畿地方整備局)
- 49) 土木工事施工管理基準（近畿地方整備局）
- 50) 「土木構造物標準設計」(建設省)
- 51) 「土木工事標準設計図集」(近畿地方整備局)
- 52) デジタル写真管理情報基準（案）(国土交通省)
- 53) 電気通信設備工事共通仕様書
- 54) 機械工事共通仕様書
- 55) 建設業法
- 56) 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律
- 57) 国有財産法、会計法、会計検査院法、国の債権管理等に関する法律
- 58) 遺失物法
- 59) 鉄道事業法
- 60) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
- 61) 原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（改訂版）  
（国土交通省住宅局住宅総合整備課）
- 62) 著作権法
- 63) 農薬取締法
- 64) その他、関係諸法令等

#### 第5条 事業者の義務

1. 運営維持管理者となる事業者は、本業務について善良なる管理者の注意をもって実施する義務を負うものとする。
2. 本公園の設置の意義を踏まえて、その効用を最大限発揮させるよう、努力しなければならない。
3. 本業務全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもと、第2章に示す多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施しなければならない。
4. 事業者は、本公園の管理について創意工夫のある企画や効率的な運営等により、公園利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的・効率的な管理運営を目指さなければならない。

5. 事業者は、本業務の実施にあたって、近畿地方整備局又は調査職員等と常に密接な連絡をとり、本業務の目的の達成を図るものとし、その実施状況を記録しておくものとする。

#### 第6条 近畿地方整備局と事業者の責任分担

本公園の運営維持管理業務を実施するにあたり、事業者と近畿地方整備局の責任分担を下表「責任分担表」のとおりとする。ただし、「責任分担表」に定める事項に疑義が生じた場合、又は、「責任分担表」に定めのない事項については、近畿地方整備局と事業者の間で十分に協議のうえ決定するものとする。

事業者と近畿地方整備局の責任分担

項目	内 容	近畿地方 整備局	事業者	
			運営 維持 管理	収益 施設
公園施設の管理	公園施設の管理（都市公園法第5条に基づき設置・管理している施設は除く。）			
収益施設の管理	収益施設の管理			
物品の管理	近畿地方整備局より提供のあった物品の管理			
	本業務において取得した物品及び消耗品の管理			
苦情・要望対応	施設管理、運営業務内容に対する住民及び公園利用者からの苦情、訴訟、要望への対応			
	上記以外の場合			
事故・災害時対応	本仕様書等に記載された業務内容による対応			
	上記以外の場合			
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増			
	但し、30/1000以上の物価変動が見込まれる場合			
金利変動	金利の変動に伴う経費の増			
運営日時の変更	開園日時の変更（事業者による提案）に伴う経費の増減			
	収益施設の運営日時の変更に伴う経費の増減			
許認可	都市公園法に基づく許認可			
	公園利用者の受付及び書類交付手続きの補助			
施設・物品等の修繕	事業者の責めに帰すべき事由による場合（事業者による管理が不適切なために修繕が必要になった場合も含む。）（以下この表において「 」という。）			
	修繕にかかる費用が1件あたり100万円を超えない場合かつ年間修繕費用1,000万円（税抜き）【平成28～30年度】、750万円（税抜き）【平成31年度分】を超えない場合（上記を除く。）			
	収益施設の建物の構造に関わる部分を除く修繕にかかる費用（上記を除く。）			
	上記3項目以外の場合 予算の状況により施設の使用中止又は臨時閉園とする場合には、年間業務計画の変更を協議するものとする。			
不可抗力	大規模な自然災害等（災害対策本部運営計画に基づく警戒体制以上の体制をとるような事態）の不可抗力（以下この表において「 」という。）により公園施設に著しい損害を受けた場合に、公園を一時閉園するなどして行わなければならない施設、設備等の復旧等 上記により施設の使用中止又は臨時閉園とする場合には、対応を協議するものとする。			
公園利用者への損害	事業者の責めに帰すべき事由により、公園利用者に損害を与えた場合（事業者の不適切な運営又は、施設管理による公園利用者の怪我等）			
	共通仕様書第33条の保険の付保及び事故の補償に係る場合			
	上記2項目以外の場合			
第三者への損害	事業者の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えた場合			
	上記以外の場合			

年間修繕費用は、軽微な維持管理修繕に要した費用の平成 24 年～平成 26 年の実績平均と現在の状況を踏まえた額であり、本業務において事業者によるこれと同程度の修繕を見込んでいる。実績は、別紙 32「建物・工作物に係る修繕履歴(修繕箇所、費用等)」を参照のこと。

事業者の責任分担に係る項目のうち の項目については、委託費を充当することはできない。

#### 第 7 条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律 27 条第 1 項に基づく指示

近畿地方整備局長は、事業者による業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「公共サービス改革法」という。）第 27 条第 1 項に基づき、事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示できる。

#### 第 8 条 契約の解除

近畿地方整備局長は、事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- a) 公共サービス改革法第 22 条第 1 項第 1 号イからチ又は同項第 2 号に該当するとき。
- b) 繰り返し法令違反を行ったとき。
- c) 暴力団員を業務を統括する者又は従業員として雇用していることが明らかになったとき。
- d) 暴力団又は暴力団関係者との社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

## 第2章 業務内容

### 第9条 運営維持管理基本方針

事業者は、国有財産としての適正な管理を保持しつつ、創意工夫やノウハウを積極的に発揮し、以下の運営維持管理方針に則り、本業務の遂行に努めなければならない。（別紙4；「H28-31 淀川河川公園運営維持管理業務 管理基本方針」参照）

- 1) 淀川の自然環境の保全・再生に関する調査・分析と見直しを行います。
- 2) 安全、快適に利用できるようにします。
- 3) 淀川にふれ、学ぶための機会を増やします。
- 4) 多様な主体の参加と連携を図ります。

### 第10条 業務実施の基本的事項

1. 事業者は、本業務の実施にあたっては、各業務間の総合調整を十分に図り、次に掲げる項目に留意するものとし、第1条の4つの管理運営方針に沿った管理運営を行うものとする。

#### 1) 点検・補修、植物管理、清掃

河川公園を安全かつ快適に利用できるよう、公園施設を適正に管理するため、動植物の生息・生育状況に留意しつつ、園路や広場、トイレ、水飲み場等公園施設の点検・補修、植物管理、清掃などを計画的かつ定期的に行う。

#### 2) 広報

淀川河川公園における整備及び管理運営の方針や内容、利用マナー等について周知を図る。また、淀川の自然環境や歴史・文化にふれ、学ぶための機会をつくるため、パンフレットの作成、インターネット等による情報発信、サービスセンターにおける展示などを行うとともに、利用プログラムやイベント等の情報提供を行う。

#### 3) 利用プログラム

淀川を利用しながら淀川に対する理解を深めてもらうため、ガイドなどが同行しながら淀川とその周辺の歴史文化や自然環境などを学ぶ体験講座など様々な素材を活かした利用プログラムや、生物の生息・生育環境の保全活動、清掃等の維持管理活動などのイベントを実施する。

#### 4) 出水時等対応

出水により河川敷の冠水が予測される場合には、利用者の安全を確保するとともに、流水の疎通に支障をきたす恐れがある公園施設の撤去を支援する。また、津波警報が発令された時及び高潮の発生が予測される場合にも利用者の安全を確保する。

#### 5) 管理運営体制

通常時及び緊急時の系統的な管理運営を適切に行うため、サービスセンターを拠点に、必要な人員を配置する。

#### 6) 地域協議会との連携

整備及び管理運営において、利用者や利用団体、地域住民、学識経験者、地元自治体など、淀川河川公園に関わる多様な主体が参加する「淀川河川公園地域協議会」と連携した取り組みを推進する。

### 第11条 履行場所及び履行期限

#### 1. 履行場所

施設名称 淀川河川公園  
所在地 大阪市福島区海老江三丁目・四丁目・六丁目並びに大阪市大淀北二丁目  
(海老江地区)～京都府八幡市八幡在応寺地先(背割堤地区)  
敷地面積 333.0ha  
別添1「公園平面図」参照

## 2. 履行期限

平成28年4月1日から平成32年1月31日までとする。

事業者は、本業務が適正かつ円滑に実施できるよう過年度事業者から契約日以降業務開始日までに必要な引き継ぎを受け、開園に備えなければならない。

## 第12条 開園日時等

本業務の履行期間における本公園の開園期間及び開園時間は原則として次頁の表のとおりとする。

開園期間及び時間

地区名	管理所	3月1日～ 5月31日、 9月1日～ 11月30日	6月1日～ 8月31日	12月1日～ 2月28日(29日)	
海老江地区	海老江管理所	(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00	(平日)9:00～19:00 (土日祝)7:00～19:00	9:00～17:00	
大淀野草地区		9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00	
長柄地区	赤川管理所	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00	
長柄河畔地区		9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00	
毛馬地区		(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00	(平日)9:00～19:00 (土日祝)7:00～19:00	9:00～17:00	
赤川地区		(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00	(平日)9:00～19:00 (土日祝)7:00～19:00	9:00～17:00	
城北河畔地区		9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00	
太子橋地区	太子橋管理所  八雲管理所 (八雲地区)	(平日土)9:00～17:00 (日祝)7:00～17:00	(平日土)9:00～19:00 (日祝)7:00～19:00	9:00～17:00	
外島地区		(平日土)9:00～17:00 (日祝)7:00～17:00	(平日土)9:00～19:00 (日祝)7:00～19:00	9:00～17:00	
守口地区		9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00	
八雲野草地区		9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00	
八雲地区		9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00	
庭窪河畔地区		9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00	
十三野草地区		西中島管理所	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
西中島地区			(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00	(平日)9:00～19:00 (土日祝)7:00～19:00	9:00～17:00
豊里地区	豊里管理所	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00	
大日地区	佐太西管理所	(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00	(平日)9:00～19:00 (土日祝)7:00～19:00	(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00	
佐太西地区		(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00	(平日)9:00～19:00 (土日祝)7:00～19:00	(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00	
仁和寺野草地区		(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00	(平日)9:00～19:00 (土日祝)7:00～19:00	(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00	
点野野草地区		太間管理所	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
太間地区	7:00～17:00		7:00～19:00	7:00～17:00	
木屋元地区	(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00		(平日)9:00～19:00 (土日祝)7:00～19:00	9:00～17:00	
出口野草地区	9:00～17:00		9:00～19:00	9:00～17:00	
出口地区	9:00～17:00		9:00～19:00	9:00～17:00	
出口河畔地区	枚方管理所(下流)  枚方管理所 (上流)		9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
伊加賀野草地区		9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00	
三矢地区		(平日土)9:00～17:00 (日祝)7:00～17:00	(平日土)9:00～19:00 (日祝)7:00～19:00	9:00～17:00	
枚方地区		7:00～17:00	7:00～19:00	7:00～17:00	
背割堤地区	背割堤管理所	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00	
一津屋野草地区	一津屋管理所	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00	
一津屋河畔地区	鳥飼西管理 所(鳥飼西地 区)	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00	
鳥飼西地区		9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00	
鳥飼野草地区	鳥飼上管理所	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00	
鳥飼下地区		(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00	(平日)9:00～19:00 (土日祝)7:00～19:00	9:00～17:00	
鳥飼上地区		(平日土)9:00～17:00 (日祝)7:00～17:00	(平日土)9:00～19:00 (日祝)7:00～19:00	9:00～17:00	

地区名	管理所	3月1日～ 5月31日、 9月1日～ 11月30日	6月1日～ 8月31日	12月1日～ 2月28日(29日)
三島江地区	三島江管理所	(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00	(平日)9:00～19:00 (土日祝)7:00～19:00	9:00～17:00
三島江野草地区		9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
大塚地区	大塚管理所	7:00～17:00	7:00～19:00	7:00～17:00
島本地区	島本管理所	(平日土)9:00～17:00 (日祝)7:00～17:00	(平日土)9:00～19:00 (日祝)7:00～19:00	9:00～17:00
大山崎地区	大山崎管理所	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00

- ・ の管理所は土曜日・日曜日・祝祭日のみ運営する。
- ・ 背割堤地区の休園日は12月29日～1月3日、その他の地区は休園日なし。
- ・ 鳥飼サービスセンター、太間サービスセンター、背割堤サービスセンター(仮称)、庭窪レストセンターの休館日は12月29日～1月3日、守口サービスセンターは休館日なし。
- ・ 繁忙期、行催事開催時等においては、本業務の受託者(以下「事業者」という。)が近畿地方整備局に協議し、承諾を得た上で開園時間の変更を行うことができる。
- ・ 開園期間においても、定期点検等の実施により休園が必要な場合は、事業者が近畿地方整備局に協議し、承諾を得た上で休園とすることができる。



### 第13条 業務内容及び業務対象

事業者は、本公園の供用区域内に位置する都市公園法第2条第2項で規定された各公園施設を対象として、個別仕様書に記載された管理水準の達成、業務内容を踏まえ、以下の各業務を行うものとする。(別紙1「主要公園施設一覧」、別紙2「主要建築物一覧」)

#### <業務内容>

##### 1) 公園施設維持管理業務(委託費により行う業務)

###### (1) 本業務全体の計画立案及びマネジメント業務

- ・本業務全体の計画立案及びマネジメント
- ・臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務 等

###### (2) 企画運営管理業務

- ・企画広報(行催事企画運営、広報、公園又は河川に関するボランティア活動の支援・調整)
- ・公園利用者への利用指導、公園利用者へのサービス、園内巡視 等

###### (3) 施設・設備維持管理業務

維持修繕・保守点検等(建物、建物設備、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設、給水施設、水景施設、その他設備)

清掃(園内清掃、園内建物清掃) 等

###### (4) 植物管理業務

高木管理、中低木管理、草花管理等(施肥、灌水、剪定等)

##### 1) 本業務全体の計画立案及びマネジメント業務

本公園の運営維持管理全般について、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で、企画運営管理業務、施設・設備維持管理業務、植物管理業務等、多岐にわたる業務について総合的な調整のもと相互連携を保ち、適切な進捗管理を行うとともに、地方整備局の実施する整備・修繕工事における実施方針の検討等の助言・調整、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務を行う。

##### 2) 企画運営管理業務

利用促進のための行催事(材料代等実費を公園利用者から徴収するもの等を含む)や広報宣伝の企画・立案・実施・参加者受付及び公園ボランティアに対する支援・調整を行う業務である。また、公園利用者の安心・安全を確保し、円滑に利用してもらうために、利用指導及び利用案内等の公園利用者に対するサービスの提供、公園利用者の施設予約等の受付、園内巡視、本業務に関わる自動車維持等を行う。(詳細は、別紙5「共通仕様書」及び別紙7「個別仕様書(企画運営管理)」(以下「個別仕様書(企画)」という。)を参照のこと。)

##### 3) 施設・設備維持管理業務

###### (1) 維持修繕・保守点検

建物、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設等について、所要の目的が果たされるよう、日常、適宜巡回点検・保守点検し、常に安全で良好な状態にあるよう、利用の状況に応じて破損個所の軽微な補修又は補充を適切に行うこと。また、給水施設や電気設備の使用量を計測し記録を確

実に行う。

## (2) 清掃

公園利用の動向、塵芥及び汚水等の発生量に即応して適切な措置をとり、園内や建物の清掃を行い、常時公園内を清潔に保つこと。また、園内に塵芥が散乱した場合は、速やかに園内の清掃を行い、利用に支障が生じないよう適切な措置をとること。なお、塵芥は種類ごとに定められた処理方法に従って、適切に処理する。

## 4) 植物管理業務

安全で快適な利用環境を確保するため、利用状況、景観等に応じた施肥、灌水、樹木の剪定、等を行うことにより、園内の植物が常に良好な状態にあるように植物管理を行うとともに、公園利用者に怪我等がないよう適切な管理を行う。

## 第14条 業務実施体制

1. 公園の設置目的を達成し、公園利用者の安全・快適な利用サービスを提供するため、下記の資格要件を備えている職員を配置するなど本業務を実現する業務実施体制を構築しなければならない。なお、資格証明書の写しを調査職員等に提出するものとする。

<事業者が保有する必要がある資格>

・1級造園施工管理技士

2. 日常管理業務に加え、公園利用者の案内や苦情・要望、事故・災害等非常時における緊急対応が適切に行われるよう、一元的な管理体制を構築しなければならない。

3. 本業務全体の計画立案及びマネジメント、企画運営管理、施設・設備維持管理、植物管理について業務別に業務責任者を配置することとする。なお、本業務全体の計画立案及びマネジメントの業務責任者を総括責任者とし、業務責任者による他業務責任者及び担当者の兼務を妨げない。ただし、収益施設等管理運営業務への委託費の支出は認めない。収益施設等管理運営業務責任者と兼務する場合、収益施設等管理運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区別しなければならない。

4. 開園期間中は、第13条1)～4)の業務責任者及び収益施設等管理運営業務の業務責任者のうち、少なくとも2名以上が勤務する体制とすること。さらに業務責任者が勤務しない業務については、その業務に精通した者を勤務させるものとし、緊急対応を含め第13条1)～4)が円滑かつ迅速に行われる勤務体制をとること。なお主な業務従事(勤務)場所は、以下のとおりとする(別紙26「職員等配置表」、別紙30「淀川河川公園巡視マニュアル」、及び別添3「管理事務所図」参照)。

- |                                  |                      |
|----------------------------------|----------------------|
| ・守口サービスセンター(公園全体を統括する施設)         | 1箇所                  |
| ・太間サービスセンター(利用者サービスのローカル拠点)      | 1箇所                  |
| ・鳥飼サービスセンター(利用者サービスのローカル拠点)      | 1箇所                  |
| ・庭窪レストセンター(利用者サービスのローカル拠点)       | 1箇所                  |
| ・背割堤サービスセンター(仮称)(利用者サービスのローカル拠点) | 1箇所(平成28年度第4四半期から対象) |
| ・管理所(巡視、利用者サービス等を行う現地詰所)         | 21箇所                 |

5. この他、救急対応を担当する者を配置する。

配置予定者の業務実績等に関する要件

	業務全体の計画立案及びマネジメント業務の業務責任者(総括責任者)	企画運営管理業務の業務責任者	施設・設備維持管理業務の業務責任者	植物管理業務の業務責任者	収益施設等管理運営業務の業務責任者
業務の経験	下記に示す同種又は類似業務(平成12年度以降に完了した履行期間が概ね12ヶ月以上の業務に限る)の経験を有すること(申請書類提出時において実施中の業務にあっては、平成28年3月31日までに完了するもの)	下記(1)~(2)のいずれかを対象とした企画運営管理業務(本実施要項1.2.2参照)の実績を有し、かつ、下記のI)又はII)のいずれかの経験を有すること	下記(1)~(2)のいずれかを対象とした施設・設備維持管理業務(本実施要項1.2.3参照)に関する業務の実績を有し、かつ、施設・設備維持管理業務に関する下記のI)又はII)のいずれかの経験を有すること	下記(1)~(2)のいずれかを対象とした植物管理業務(本実施要項1.2.4参照)に関する業務の実績を有し、かつ、植物管理業務に関する下記のI)又はII)のいずれかの経験を有すること	下記(1)~(2)のいずれかを対象とした収益施設等管理運営業務(本実施要項1.2.5参照)に関する業務の実績(収益施設のうち、いずれか1種類以上の運営を行った実績)を有し、かつ、収益施設等管理運営業務に関する下記のI)又はII)のいずれかの経験を有すること
業務の経験	1)都市公園の種別として、総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園) 2)レクリエーション施設 4 又は観光・商業施設 5 で、2ha以上の園地管理 6を行っている施設				
類似業務の経験	ア)延べ2年以上の総括責任者 2 の経験 イ)延べ3年以上の業務責任者 3 の経験 ウ)総括責任者 2または業務責任者 3の経験を有し、かつ技術士(建設部門：都市及び地方計画)または技術士(総合技術監理部門：建設)の資格を有する者	下記(4)~(5)のいずれかを対象とした企画運営管理業務(本実施要項1.2.2参照)に関する業務の実績を有し、かつ、企画運営管理業務に関する下記のI)又はII)のいずれかの経験を有すること	下記(4)~(5)のいずれかを対象とした施設・設備維持管理業務(本実施要項1.2.3参照)に関する業務の実績を有し、かつ、施設・設備維持管理業務に関する下記のI)又はII)のいずれかの経験を有すること	下記(4)~(5)のいずれかを対象とした植物管理業務(本実施要項1.2.4参照)の実績を有し、かつ、植物管理業務に関する下記のI)又はII)のいずれかの経験を有すること	下記(4)~(5)のいずれかを対象とした収益施設等管理運営業務(本実施要項1.2.5参照)に関する業務の実績(収益施設のうち、いずれか1種類以上の運営を行った実績)を有し、かつ、

	<p>業務、収益施設等管理運営業務（本実施要項1.2.1～1.2.5参照）のいずれかに関する業務の実績を有し、かつ業務全体の計画立案及びメンテナンス業務、企画運営管理、施設・設備維持管理業務、植物管理業務、収益施設等管理運営業務のいずれかに関する下記の1)又は2)のいずれかの経験を有すること</p> <p>3)都市公園の種別として、総合公園以上（総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園） 4)都市公園の種別として、地区公園又は特殊公園 5)レクリエーション施設 4 又は観光・商業施設 5 で、園地管理 6を行っている施設</p>				<p>つ、収益施設等管理運営業務に関する下記の1)又は2)のいずれかの経験を有すること</p>
資格	<p>ア)延べ3年以上の総括責任者 2 の経験 イ)延べ4年以上の業務責任者 3 の経験 ウ)延べ1年以上の総括責任者 2 または延べ2年以上の業務責任者 3の経験を有し、かつ技術士（建設部門：都市及び地方計画）または技術士（総合技術監理部門：建設）の資格を有する者</p>		<p>イ)延べ3年以上の業務責任者 3 の経験 ウ)延べ4年以上の業務経験</p>	<p>1 級造園施工管理技士</p>	
実施体制					

- 1:業務実績は、契約書等により実施が確認できるものに限る。(共同体での実績の場合は、当該配置予定者が実施した業務のみが実績となる。)
- 2:総括責任者とは、複数の業務分野について全体的に総括する立場の者をいう。収益施設等管理運営業務を行う場合及び収益施設等管理運営業務責任者と兼務する場合、収益施設等管理運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分し、収益施設等管理運営業務への委託費の支出は認めない。
- 3:業務責任者とは、個別業務の責任者をいう。収益施設等管理運営業務責任者と兼務する場合、収益施設等管理運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分し、収益施設等管理運営業務への委託費の支出は認めない。なお、複数の業務分野について全体的に総括する立場の者を補佐する者の経験は、業務責任者の経験とみなす。
- 4:レクリエーション施設：主に屋外において、都市公園法の公園施設と同様な施設の構成により不特定多数の利用者へ有料でサービスを提供しているもの(例：遊園地、動物園、植物園、水族館、牧場、テーマパーク、ゴルフ場等)
- 5:観光・商業施設：宿泊、ツアーガイド、物品販売など多様なサービスを一元的に不特定多数の利用者へ有料で提供しているもの(例：大規模ホテル、複合ショッピングセンター等)
- 6:園地：屋外において年間を通して植物と空地が一体となり、それらの利用・鑑賞を目的として広く一般に周知されているとともに、適切かつ計画的な維持管理がなされている現存する園地。(移動可能なプランター等の植物管理は含まない。)
- 7:専任とは、他の工事及び業務等に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該業務に係る職務にのみ従事していることをいう。ただし、契約の締結後、業務を開始するまでの期間(準備期間)は専任を要しない。

## 第15条 業務計画書

1. 総括責任者は、契約締結日の14日前までに、企画書にもとづく積算根拠となる詳細な工種、数量、月次の工程計画、体制を記載した「業務計画書」を近畿地方整備局に提出し、承諾を得なければならない。
2. 「業務計画書」の策定にあたっては、運営維持管理の実務を通じた経験や知見、公園利用者からの意見・苦情・要望を踏まえた業務計画の変更の経緯、記録が確実に残る仕組みを構築し、「業務計画書」に記載する。
3. 維持管理運営の実務を通じた経験や知見、公園利用者からの意見・苦情・要望に基づく対応について、年度内での変更が求められる場合は、「業務計画書」を随時修正する。  
変更業務計画書の提出の必要の有無は内容に応じて調査職員等と協議する。
4. 四半期別必要経費内訳書には、「業務計画書」の変更がある場合は、その結果を反映した上で、数量、単価を記載し、積算根拠を明確にする。

### < 業務計画書に記載が必要な項目 >

- ・ 年間管理運営計画（月別）
- ・ 年間行事計画書（月別）
- ・ 企画提案された実施方針（月別）
- ・ 業務実施体制
- ・ 業務実施のための管理機構及び職務分担
- ・ 実施計画
- ・ 四半期別必要経費内訳書（別添2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
- ・ 再委託承諾申請書（別添2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
- ・ 施設管理作業（建物管理、工作物管理、清掃）
- ・ 植物管理作業
- ・ 収益施設管理運営計画
- ・ 公園内巡視作業
- ・ 公園利用者への利用指導
- ・ 安全管理、安全確保、救急救護、防災計画、消防計画、災害時・異常時対策
- ・ 公園利用促進への取り組み（広報、行催事等の開催）
- ・ 市民参加による公園運営（ボランティア）
- ・ 環境への配慮

## 第16条 業務報告書

1. 事業者は、運営維持管理の実施状況と包括的な質や管理水準等の達成状況のモニタリングが確実に行えるよう、報告書を調査職員等に月次、四半期ごとに定期的に提出する。
2. 事業者は、各年度の業務を完了した時は、遅滞なく、年度内に実施した運営維持管理実績の全てを報告書（正本1通、副本1通）に成果物を添えて提出する。
3. 経理状況に関する帳簿類は常に整理し、近畿地方整備局からこれらに関する報告や実施調査を求められた場合には、速やかに調査職員等の指示に従い、誠実に対応する。
4. 本業務は電子納品（試行）対象業務とする。電子納品とは、上記業務報告書の最終成果のうち調査職員等が指示するものを電子データで納品する。

### < 定期報告で提出が必要な項目 >

- 1) 「管理月報」(実務実績簿を含む)(提出期限は翌月の10日 別添様式1)
- 2) 「管理四半期報」(提出期限、四半期翌月の15日 別添様式2)
- 3) 「連絡会議報告書」(毎月5日まで)
- 4) 運営管理実施方針(毎月5日まで)
- 5) 貸与車両の稼働実績、燃料使用実績報告(毎月初め)
- 6) 上記以外の発注者で指定した報告事項(適宜)

### < 完了報告で提出が必要な項目 >

- 1) 「完了報告書」(別添2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照)
- 2) 「精算報告書」(別添2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照)
- 3) 「残存物件報告書」(別添2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照)
- 4) 「事業評価報告書」(任意様式)
- 5) 「実施状況等の記録書」

### < 実施状況等の記録書に添付が必要な項目 >

- 1) 作業日誌
- 2) 保守点検の記録
- 3) 作業実施数量の記録
- 4) 作業記録者写真
- 5) 安全衛生点検の記録
- 6) 修繕等の記録

### < 電子納品 >

- 1) 電子データとは、「電子納品等運用ガイドライン」、「現場における電子納品に関する事前協議ガイドライン(案)」、「以下「ガイドライン」)及び近畿地方整備局の「電子納品に関する手引き(案)」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面における署名又は押印の取扱いについては、別途調査職員等と協議するものとする。
- 2) 最終年度の業務を完了した時には、別に定める様式(電子媒体納品書)に署名・捺印の上、「ガイドライン」に基づいて作成した電子データをCD-Rで2部提出する。
- 3) 受発注者相互にCD-Rの内容を確認した上でCD-Rの受領を行うものとする。
- 4) 「ガイドライン」で特に記載がない項目については、原則として成果を電子化して提出する義務はないが、調査職員等と協議の上、電子化の是非を決定する。
- 5) 上記によりがたい場合は、調査職員等と協議するものとする。

## 第17条 記録の保存

報告書及び経理状況に関する帳簿類は、近畿地方整備局等の求めに応じて常に提出できるよう、事業者において5年間保存する。また、契約期間終了時には調査職員等へ引き継ぐこと。

なお、本業務の記録類については以下を最低限とする。

- ・ 作業実施数量等の記録
- ・ 保守点検の記録
- ・ 作業日誌
- ・ 安全衛生点検の記録

- ・ 修繕等の記録
- ・ 作業記録写真
- ・ 事業者における検査担当者が作業の完了を確認した記録
- ・ その他、近畿地方整備局が指示する記録

#### 第18条 モニタリング業務

1. 事業者は、公園利用者からの意見要望を積極的に把握、評価し、業務に反映させるため、次の各号に掲げる調査を行い、その結果について近畿地方整備局に報告する。

##### 1) 利用実態調査

本公園において提供するサービスに対する公園利用者の評価について、アンケート等を実施するなど事業者の工夫により、確実に把握すること。また、事業者は、利用実態調査を行う場合、その方法について、近畿地方整備局と事前に協議した上で、調査を実施し、その結果は、即地的にも確認できるよう記録、集計・分析を実施する。

##### 2) 本業務に対する自己評価

本業務に関して、利用実態調査結果と、その結果に基づいて、本業務に反映させるよう努めた事項について年度毎に適宜自己評価を行い、その結果を事業評価報告書にまとめ、近畿地方整備局に提出する。

#### 第19条 近畿地方整備局が行うモニタリング調査

1. 近畿地方整備局は、事業者で実施するモニタリング業務（本共通仕様書第16条）とは別に、本業務の実績を評価する調査を実施する。
2. 事業者は、本業務等の実施内容の評価が確実に実施されるよう、実施状況等の調査に協力するものとする。
3. 調査は、個別仕様書等に示す管理水準や事業者から企画提案された実施方針の履行状況を確認する予定である。

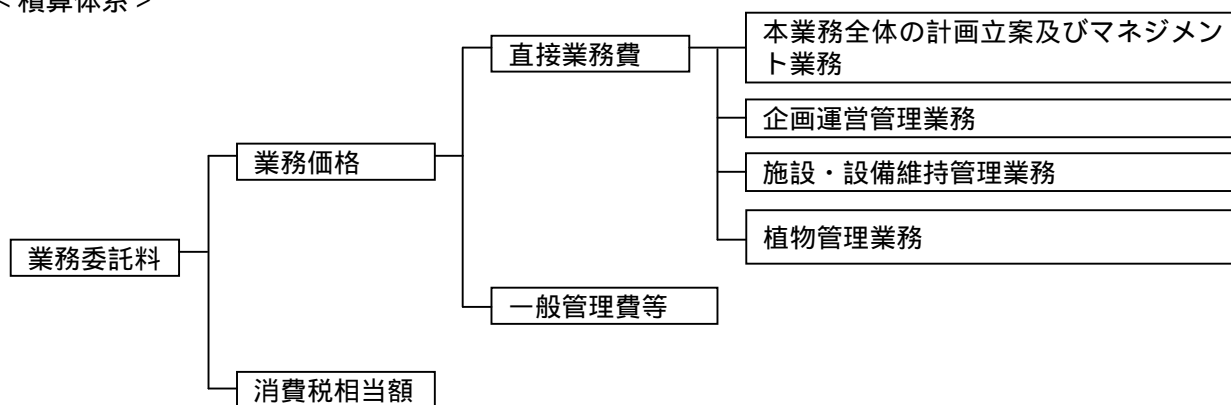


### 第3章 委託費の支払い

#### 第20条 委託費の支払い

1. 事業者は、提出した業務計画書に基づいて、公園運営維持管理業務を実施することにより、包括的な質（本実施要項 1.3.1 参照）の確保に努めるとともに、個別業務の質（本実施要項 1.3.2 参照）の最低水準を確保しなければならない。
2. 近畿地方整備局は、上記の履行内容を確認し、検査したうえで、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、委託費を支払うものとし、その支払いは適正な請求書を受理した日から起算して30日以内とする。ただし、検査の結果、包括的な質及び個別業務の質の最低水準が確保されていない場合は、風水害による長期閉鎖その他の事業者の責に帰すことが出来ない事由によると近畿地方整備局が判断したものを除き、適切に業務を行うよう改善指示（業務の履行中を含む。）を行うこととし、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、委託費の請求はできないものとする。
3. 各年度の契約金額の確定額は、業務に要した経費の実支出額と各年度の契約金額の支払の限度額のいずれか低い額とする。
4. 委託費の支払いについては、会計法第22条、予算決算及び会計令第58条に基づく協議が整った場合において、事業者は委託費の概算払を四半期毎に請求できるが、業務の改善指示があった場合には、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、次の四半期の概算払いに係る委託費の請求はできないものとする。なお、委託費の請求は、業務計画書及び各年度別四半期別必要経費内訳書に基づく、各年度の四半期における所要額とする。
5. 事業者の運営維持管理の責任に抛らない事由により、業務実施前に事業者が作成した業務計画書をもとに設定した包括的な質及び個別業務の質の最低水準が未達成の場合には、委託費の減額は行わない。
6. 本業務の準備期間における経費は、委託費（一般管理費を含む）にて支出することはできない。
7. 各業務の積算体系は、以下のとおりである。

#### <積算体系>



本社人件費（職員基本給、職員諸手当、退職手当等）、本社旅費（職員旅費）、本社庁費（職員厚生経費、備品費、消耗品費、通信運搬費、光熱水費、燃料費、印刷製本費、賃料及び損料、保険料、雑役務費等）、付加利益（法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料その他営業外費用等）

## 第4章 公園内の安全管理

### 第21条 安全管理

1. 本公園における公園利用者の安全確保並びに快適な利用を図るため、本業務の履行にあたり、常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、本公園の利用に関し必要な事項について、適切な措置・対応を行うなど、事業者の責任において常に善良なる管理を行うものとする（別添4「淀川河川公園における行為の禁止等について」参照）。
2. 新型インフルエンザや鳥インフルエンザのように、重症化する恐れのある感染症等については、調査職員等と協議の上、消毒液を設置するなど、適切な措置・対応を行うこと。
3. セアカゴケグモについては、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により、生きたままの生息場所からの移動は禁止されていることから、本公園内で発見し、利用者の安全確保に支障がある場合は、調査職員等と協議の上、適切な措置・対応を行うこと。
4. 事業者は、本業務の履行にあたっては消防法に準拠するとともに、近畿地方整備局が定める消防計画・危険物予防規定を遵守すること。
5. 事業者は、近畿地方整備局と協力し、火災・その他災害による物的・人的被害を軽減することを目的に、別途消防計画を作成すること。なお、消防計画には、防火管理者等の担当者を明記することとする。
6. 事業者は、施設を運営している期間中は毎月1回、施設の消防用設備等の自主検査を実施し、調査職員等に報告するものとする。
7. 異常を確認した場合、速やかに調査職員等に報告しその指示に従う。安全管理には十分注意し本業務を履行する。

### 第22条 安全確保

1. 本業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故の防止に努める。
2. 本業務を行う場所若しくは、その周辺に第三者が存する場合又は立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な措置を調査職員等に報告の上、当該措置を講じ、事故の発生を防止する。
3. 設備に異常を認めた時は、危険防止に必要な措置を調査職員等に報告の上、当該措置を講ずる。
4. 万一、設備、機器等に事故その他、異常が発生したときは、必要に応じてその部分の運転を一時停止又は運転制限をする等の措置をした上、直ちに調査職員等に報告し、臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、機能復旧に努めると共に、再発防止のための必要な措置をとる。
5. その他事故等が発生したとき、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取り、事業者が作成した緊急連絡体制に基づき、次の各号に掲げる事項について、遅滞なく、書面等により調査職員等に報告するものとする。（なお、近畿地方整備局が策定した事故等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。）
  - 1) 事故発生日時
  - 2) 事故発生場所
  - 3) 事故発生の原因
  - 4) 事故の程度
  - 5) 人身事故の場合は、医師の診断結果
  - 6) 事故処理の概略

## 7) 再発防止策等

### 第23条 救急対応

1. 事業者は、救急活動及びその報告に関するマニュアルを作成し、調査職員等に提出するものとする。
2. 事業者は、調査職員等が指定する箇所に救急施設を配置し、そのうちの主たる箇所に開園時間中は看護師または普通救命講習終了者(1, 2)の資格を有した救急担当職員を配属し、救急活動に当たらなければならない。救急担当職員については、応急手当等の研修を受けた者を配置すること。
3. 救急担当者は、救急活動を要する事態を認めるときは、公園利用者の急病や負傷には応急処置をとり、怪我等の状態によっては救急車両による搬送手配を行うなど、最も適切と思われる措置をとらなければならない。
4. 事業者は、前項の措置をとった場合は、その原因となる事項や処置内容等を正確に記録するとともに、その経過及び結果を速やかに別途定める様式により調査職員等に報告する。ただし、軽微なものについては、後日報告とすることができる。
5. 重大事故についてはただちに調査職員等に報告し、その指示に従うこととする。  
なお、重大事故とは公園管理又は公園施設に起因するか若しくはその恐れのある事故が起こった場合、または30日以上の治療を要する重傷者若しくは死者の発生する事故が起こった場合、さらに人的被害が発生しなくても、公園施設に起因する30日以上の治療を要する重傷者又は死者が発生する恐れがあった事故が起こった場合とする。
6. 傷病者の発生に備え、日頃から研修・訓練等を行うこと。

### 第24条 災害時、異常時等の対応

1. 事業者は、災害防止等のために必要があると認められるときは、公園利用者の安全を確保し、迅速かつ的確に避難誘導を行うなど臨機の措置をとらなければならない。この場合において、閉園措置等の必要があると認めるときは、事業者はあらかじめ近畿地方整備局の承諾を得なければならない。ただし、緊急上やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
2. 前項の場合においては、事業者は、そのとった措置の内容を調査職員等に速やかに報告する。
3. 事業者は、夜間及び休園日において、異常を発見した場合は、必要に応じて警察、消防等の関係機関等に通報し、適切な措置を講ずるとともに、調査職員等に速やかに報告する。
4. 調査職員等は、災害防止や本業務の履行上特に必要と認めるときは、事業者に対して、臨機の措置をとることを指示することができる。
5. 調査職員等の指示により、災害時、異常時等の緊急を要する場合は、事業者は、迅速に必要な人員を確保し、適切な措置・対応を行うこと。(なお、近畿地方整備局が策定した災害発生等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。)
6. 事業者は、事故や災害発生時等への対応のため、事務所が定める「淀川河川公園災害対策要領」(別添8)及び「危機管理について(別添9)」に基づき、事業者の役割・行動・体制等を取りまとめた危機管理マニュアルを作成し、調査職員等と協議するものとする。
7. 事業者は、事故や災害発生時等には、前項において作成したマニュアルに基づき、公園の開園日、開園時間に関わらず、適切な措置・対応を行うものとする。
8. 災害時、異常時等の発生後は、園内の臨時巡視・点検を速やかに行い、安全を確認し、調査職員

等に報告する。異常を確認した場合は、前項に基づき適切な措置・対応を行うこと。

## 第25条 出水時施設撤去の支援

1. 淀川の出水、高潮により利用者に危険が及ぶ可能性があるときには、速やかに以下の措置を講じ、調査職員等に報告を行う。
  - 1) 出水、高潮等で利用者に危険が及ぶ可能性のある公園区域では、巡視員の配置又は巡回により、利用者に警告を行ったうえで利用中止を呼びかけ、避難誘導する。
  - 2) 一般車両が公園区域に入らないよう坂路入口を進入禁止にする。ただし、公園区域より利用者が自動車避難する場合等においては、退出可能な措置を講ずる。
  - 3) 公園区域の危険箇所は、看板及び仮柵の設置により立入禁止措置を行う。
  - 4) その他利用者の安全確保に必要な措置を行う。
2. 1. に挙げる危険防止対策を講じる場合、対象となる公園区域の利用を中止し、以下の措置を講じる。
  - 1) 公園の地区全体を利用中止する場合は、速やかに閉園措置を行う。
  - 2) 危険防止対策を講じる公園区域の利用予定者に速やかに利用中止の連絡を行うとともに、利用受付を中止する。
  - 3) 危険防止対策を講じる区域での通常の維持作業を中止する。
3. 危険防止対策を講じる基準、および危険防止対策や施設撤去に備えての待機の目安は「淀川河川公園災害対策要領」(別添8)に基づくものとする。
4. 事業者は、調査職員等と協議し出水期前に「施設撤去計画」を作成する。
5. 国事務所が実施する施設撤去に際し、事業者は現地立会により状況確認、撤去作業への助言を行う(別添10「施設撤去仮置場所位置図」参照)。
6. 事業者は、公園利用者の被災、施設撤去を行う公園地区の放置物件の発見、撤去作業の遅れ等不測の事態が生じたときは、直ちに調査職員等に報告し、必要な指示を受けるものとする。
7. 退水後は、速やかに以下の措置を行い、園内の安全を確認したうえで早期の利用再開を目指すものとする。
  - 1) 退水開始後は速やかに、公園区域の冠水状況、被災状況等を調査し、調査職員等に報告する。
  - 2) 必要に応じ撤去施設の復旧、冠水区域の堆積塵芥処理等、利用禁止区域の利用再開に向けた復旧計画を速やかに作成し、調査職員等と協議する。
  - 3) 利用禁止区域における利用再開は、近畿地方整備局の指示に従うものとする。

## 第26条 地震・津波への対応

1. 地震等が発生した場合は、直ちにテレビ・ラジオ等を通じ情報の収集を行う。気象庁が大阪府北部・京都府南部において、震度5以上を発表した時、および気象庁が大阪府において津波警報又は津波注意報を発表した場合は、危険防止対策を講じるため、速やかに行動を開始する。
2. 気象庁が大阪府北部・京都府南部において、震度5以上を発表した時は、緊急巡視及び緊急施設点検を行うものとする。
  - 1) 公園の開園時間内に地震が発生した場合は、点検チェックリストに基づいて緊急点検を実施し、必要に応じて施設の使用禁止などの安全対策や、閉園措置を行う。
  - 2) 公園の開園時間外に地震が発生した場合は、点検チェックリストに基づいて緊急点検を実施し、

必要に応じて施設の使用禁止などの安全対策を行う。利用の安全が確認出来た場合は、速やかに利用を開始する。

- 3) 点検結果、安全措置、被害状況等を、調査職員等に速やかに報告を行うものとする。
3. 気象庁が大阪府において津波警報又は津波注意報を発表した場合は、直ちに津波に関する情報を収集するとともに、調査職員等の指示を受け、迅速な初動対応を行うものとする。
  - 1) 園内放送により避難誘導案内を行い、利用者に対し速やかに堤内地への避難を促す。
  - 2) 津波注意報・警報発令時は施設利用禁止（駐車場閉鎖）の措置を行う。
  - 3) 園内放送により公園利用者に対し避難誘導を行う地区は、以下のとおりである。
    - (1)海老江管理所（海老江地区・大淀野草地区）
    - (2)赤川管理所（長柄河畔地区・長柄地区）
    - (3)西中島管理所（西中島地区・十三野草地区）
- 4) 事業者は、調査職員等に随時情報の確認を行い、安全が確認された場合は、現場管理員に連絡・指示を行う。現場管理員は、巡視等により安全を確認するとともに、利用者への放送による周知を行うなど、利用再開の措置を講ずる。

## 第5章 協議・調整等

### 第27条 近畿地方整備局の要請への協力

1. 調査職員等から本公園に関する調査、又は作業の指示等があった場合には、迅速、誠実かつ積極的な対応を行う。
2. その他、近畿地方整備局が実施又は要請する事業（例：緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、消防訓練、行催事、要人案内、公園に関する会議、監査・検査、視察、式典等）への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行う。
3. 事業者は、管理業務を円滑に実施するため、調査職員等及び管理運営に関係する者との情報交換や業務の調整を図る連絡会議を、定期又は不定期に開催するものとする。なお、連絡会議には、第三者を参加させることができるものとする。
4. 関係機関の立会検査又は調査がある場合は、事業者は近畿地方整備局の指示により立会等に協力する。
5. 本業務の実務を通じた経験や知見、公園利用者からの意見・苦情・要望は、即地的にも確認できるよう記録、集計・分析した結果と本業務に反映させるよう努めた事項について、近畿地方整備局に報告するよう、努めるものとする。

### 第28条 別途工事等との調整

1. 国事務所の発注する別途工事又は業務（法定点検業務等）がある場合には、事業者は必要に応じて工事又は業務内容及び計画（変更を含む）に対して、本業務に関連する助言ならびに公園利用及び動植物の保護育成に関する調整を行う。
2. 国事務所が別途発注する施設保全業務等の実施に当たり、事業者は、点検等の実施時期の調整に協力する。電気設備の点検に伴う計画停電のときには、その対応については、調査職員等と調整すること。

### 第29条 近畿地方整備局との協議等

1. 事業者は、本仕様書に明記されていない事項又は本仕様書の内容について疑義を生じた場合は、調査職員等と協議すると共に、協議の内容を記録して調査職員等に提出し、確認を得る。
2. 業務責任者又は業務担当者は、本業務の実施方法等について必要がある場合は、調査職員等の指示を求めるほか、打合せを行い、その内容を記録して調査職員等に提出し、確認を得る。
3. 施設の運営維持管理に係る各種規程・要項を作成する場合や、追加供用等により契約期間中に業務内容が変更する場合、さらには、その他新業務への対応が必要な場合は、近畿地方整備局と事業者の間で調整又は協議を行う。
4. 不測の事態又は疑問等が生じた場合は、速やかに調査職員等と協議する。

### 第30条 その他の協議・報告等

事業者は、本公園の管理・運営等で必要な協議を適切に行い、結果等については、遅滞なく報告しなければならない。

- 1) 地元自治体、マスコミ等関係機関、ボランティア団体等との協議
- 2) その他園内施設の運営者との協議
- 3) 持込みイベント等の利用調整

### 第31条 官公署への連絡、届出

事業者は、官公署への連絡、届出手続きは近畿地方整備局に協力し、遅滞なくこれを処理する。また、事業者による工事等によって官公署への連絡、届出が必要となるときは事業者において行う。

## 第6章 雑則

### 第32条 本業務の再委託

事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して、又は本業務における主たる部分を再委託することはできない。本業務における主たる部分は、次のとおりとする。

#### < 本業務における主たる部分 >

本業務における総合的計画立案、業務遂行管理、救急・災害時の統括管理、各業務手法の決定及び本業務履行者としての最終的な意志決定を行うための技術的判断等

- 1) 事業者は業務の一部を第三者に委託させようとする場合は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を近畿地方整備局に提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 2) 事業者が近畿地方整備局に対して負う業務を履行するため、事業者は再委託先の事業者に対し、実施要項8.4及び8.6に想定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- 3) 事業者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合は、すべて事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。
- 4) 再委託等の承諾を行った際は、必要に応じて当該部分（再委託）に該当する経費についての領収書、明細書の写しの提出を求める場合がある。
- 5) 契約書第3条第4項で規定する「軽微な業務」とは、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレーズ、資料整理、計算処理、模型製作、和訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等及び小規模な業務をいうものとする。なお、小規模な業務とは、原則として契約金額100万円未満のものをいう。
- 6) なお、再委託の相手方は入札書の受領期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- 7) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者に再委託してはならない。

### 第33条 保険の付保及び事故の補償

1. 事業者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法及び健康保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2. 事業者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適切な補償をしなければならない。
3. 事業者は、火災保険、自動車任意保険、施設賠償責任保険、動産総合保険の他、必要に応じて各種保険に加入するものとする。
4. 1～3項に規定する保険料、補償費は、事業者の負担とする。

### 第34条 建築物及び機械器具の無償貸与等

#### 1. 建築物及び機械器具の無償貸与

本業務の遂行に必要な、近畿地方整備局が保有する建築物及び機械器具等に限り、事業者は無償



で貸与する。提供施設については事業者にて適正に管理すること。なお、その取扱いについて、近畿地方整備局において定める規定等がある場合には、それによる（別添 11「提供施設一覧表（建築物）」、別添 12「提供施設一覧表（機械器具等）」、別添 14「提供施設等の取扱いについて」参照）。

## 2. 残存する備品の取扱い

事業者は、本業務完了の際、残存する備品で近畿地方整備局がその費用を負担したのものについて当該備品を近畿地方整備局に引き渡す。ただし、翌年度において当該業務に継続して使用されるものはこの限りではない。

残存する備品とは、本業務において管理上必要となった機械器具、その他の物品のうち、原状のまま比較的長期の使用に耐え、取得価格（消費税込み）が5万円以上のものをいう。また、近畿地方整備局より提供された5万円以下の備品については残数を報告する。

その他、残存する備品の取扱いについては、近畿地方整備局が定める規定等によるものとする。

3. 事業者は、国事務所の事務・事業に支障を来たさない範囲において、管理事務所内の施設の管理・運営業務の実施に必要な機器・設備等を持ち込むことができる。
4. 事業者が持ち込んだ機器・設備等については、国事務所の事務・事業に支障をきたすことのないよう適切な管理を行うこと。
5. 機器・設備等を持ち込み、電気工事等の措置が必要な場合は、調査職員等の承認を得た上で実施することができる。なお、必要な措置をした場合、施設の使用を終了又は中止をした後、直ちに原状回復をおこない、調査職員等の承認・確認を得なければならない。
6. 機器・設備等を持ち込む費用、電気工事等の措置等に必要な経費及び持ち込んだ設備・機器等から生じる経費（電気代、コピー代、電話代等）原状回復に必要な経費は、事業者の負担とする。

## 第35条 本業務の引継

1. 事業者は、契約が完了するとき、又は解除になる場合には、調査職員の立会の下、調査職員が指示する者に対し、誠意をもって、円滑に業務の引き継ぎを行わなければならない。引き継ぎにあたっては、下記に示す必要な資料の作成及び提出を行い、必要な説明等を行うものとする。ただし、契約が引き続き締結され、当該業務を継続する場合はこの限りではない。

### 1) 運営・利用者サービスに関する事項

年間パスポートの登録情報、利用予約の受付、繁忙期対応、救護日誌、利用者の安全確保のための措置事項 等

### 2) 施設・設備維持管理に関する事項

施設・設備の点検情報、設備・機器等の各種マニュアル、施設・設備の使用において留意が必要な事項、清掃記録 等

### 3) 動植物管理に関する事項

芝生、草地等の管理区分図、希少種の生育場所、病虫害防除、老木、記念樹等の記録 等

### 4) 収益施設運営に関する事項

運営に必要な物品等の引き継ぎ、その他運営上の課題事項 等

### 5) 広報宣伝に関する事項

マスコミ等の連絡方法及び連絡先・取材記録、ホームページの更新方法、ホームページに係る全てのデータ、ドメイン及びシステム管理方法 等

### 6) イベントに関する事項

主催、共催イベント、体験プログラム等の実施状況、持ち込みイベントの状況、継続的な地域連携イベント等における主催者や関係団体との連携、協力すべき事項

7) 協働活動者、関係機関との連携に関する事項

ボランティアの登録情報、連絡方法及び連絡先、活動記録、ボランティア団体と連携して管理を行う箇所や指導を受けている有識者の情報 等

8) 国への提出資料に関する事項

都市公園法第5条、6条、12条に基づく申請及び許可の記録 等

9) その他

救急活動に関するマニュアル、近隣住民への配慮必要事項、苦情処理記録 等

2. 不可抗力その他、近畿地方整備局や事業者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、近畿地方整備局と事業者は管理の継続の可否について協議すること。

3. 事業者は、業務の履行期限（継続して、契約した場合は除く）又は、契約が解除されるまでは、公園維持管理が円滑に実施されるよう業務実施体制（第12条記載）を維持すること。

4. 履行期限後において補償すべき事態が発覚し、その原因が履行期間内の瑕疵等が明らかな場合は、その費用は事業者が負担する。

5. 新たな事業者に対し、平成28年1月から3月まで準備室を貸与する。準備室は別添3「管理事務所図」に示す守口サービスセンター会議室とする。準備室では、本業務に関する準備を行うものとし、準備室における光熱水費は近畿地方整備局が負担する。

### 第36条 情報公開

事業者は、文書の開示等の情報公開については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成21年7月1日法律第66号）の規定に準じて取り扱うものとする。この場合、調査職員等と協議すること。

### 第37条 調査等への対応

事業者は、近畿地方整備局が実施する事業者に対する立ち入り検査、指示等監督・検査に対して、誠意を持って対応すること。

### 第38条 会計検査への対応

事業者は、会計検査院法第22条に該当するとき、または同法第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の受注者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、会計検査院の実施検査を受けたり、同院から直接又は近畿地方整備局を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

### 第39条 愛称の使用

事業者は、共同体で本事業を実施する場合、園内看板やチラシ等において、愛称を設定の上使用することができる。

## 第7章 コンプライアンス

### 第40条 守秘

1. 事業者は、業務上知りえた秘密については、第三者へ漏らしてはならない。
2. 近畿地方整備局が定める情報セキュリティ - 対策（平成20年5月）に沿って、情報管理を適切に行うこと。
3. 事業者、若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第54条により罰則の適用がある。

## 第8章 個人情報の取扱いについて

### 第41条 基本的事項

事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務における事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### 第42条 秘密の保持

事業者は、本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### 第43条 取得の制限

事業者は、本業務における事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

### 第44条 利用及び提供の制限

事業者は、調査職員等の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

### 第45条 複写等の禁止

事業者は、調査職員等の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### 第46条 再委託の禁止

事業者は、調査職員等の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。

### 第47条 事案発生時における報告

事業者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに調査職員等に報告し、調査職員等の指示に従うものとする。本業務にかかる契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### 第48条 資料等の返却等

事業者は、本業務における事務を処理するために発注者から貸与され、又は事業者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、本業務にかかる契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

#### 第49条 管理の確認等

近畿地方整備局は、事業者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、必要と認めるときは、事業者に対し個人情報の取扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

#### 第50条 管理体制の整備

事業者は、本業務における事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

#### 第51条 従事者への周知

事業者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

#### 第52条 罰則

事業者は、正当な理由無く、又は、不正な利益を図る目的で個人情報を提供したり、盗用した場合は、法律に基づき罰則が科せられる。

# H28-31 淀川河川公園運営維持管理業務 個別仕様書

【本業務全体の計画立案及びマネジメント】

平成 2 7 年 8 月

## 第1章 総則

### 第1条 適用

本個別仕様書は、H28-31 淀川河川公園運営維持管理業務のうち、本業務全体の計画立案及びマネジメント業務に適用する。

### 第2条 基本事項

1. 運営維持管理を総括する業務責任者の責任のもと実施することとする。
2. 事業者は、本仕様書によるほか、関係法令を遵守し、公園利用者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に運営維持管理を行うものとする。なお、本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員と協議するものとする。
3. 事業者は、公園内を常に良好な状態とし、他の業務と相互連携し、適切に進捗管理を行い、実施することとする。
4. 公園利用者に対する簡易な案内及び緊急の対応等のサービスに努めること。
5. スタッフの服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップに心掛けるものとする。
6. 業務責任者を含めた全てのスタッフについて、調査職員の指定する名札を作成し着用すること。
7. 取材、行催事、ボランティア活動、工事、納品等通常の公園利用と異なる目的で入園する場合は、公園利用者の安全と快適な利用を確保するため、制限速度 20km/h を厳守し、事故を未然に防止し公園施設の保全を図るよう努めること。
8. 持ち込み可能な車種及び車両の運行については、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努めるとともに、国事務所発行の車両運行許可証等を前面に提示して走行するものとする。なお、園内の車両通行の際には管理用園路は 20km/h 以下とする。
9. 作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へすみやかに移動するものとする。
10. 禁止事項である車両等の乗り入れを発見した際は、口頭注意を行うとともにナンバーを記録するなどし、違反の防止に努める。また自転車利用者のスピードの出しすぎや、駐輪マナーについては、利用者の安全確保を優先した上で利用指導を行うものとする。

### 第3条 その他

本仕様書によるもののほか、本業務全体の計画立案及びマネジメント業務の実施にあたり必要な事項は、調査職員と協議の上定めることとする。

## 第2章 業務の計画立案及びマネジメント業務

### 第4条 管理水準

本公園の運営維持管理全般について、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で、企画運営管理業務、施設・設備維持管理業務、植物管理業務等、多岐にわたる業務について総合的な調整のもと相互連携を保ちつつ、適切な進捗管理を行うとともに、地方整備局の実施する整備・修繕工事における実施方針の検討等の助言・調整、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務を行う。

### 第5条 計画立案

淀川河川公園の業務全般について、公園利用者に対するサービス向上を目指し、多岐にわたる各業務を円滑かつ効率的に実施するため、総合的な視点から運営維持管理全般の目標をさだめるとともに計画立案を行うものとする。

### 第6条 マネジメント業務

1. 別紙4「H28-31 淀川河川公園運営維持管理業務 管理基本方針」をふまえ、統一的な方針のもと、公園利用者に対するサービス水準を維持向上するため、多岐にわたる各業務について業務全般を俯瞰的に監理するものとする。  
業務全般の監理にあたっては、適宜、各業務における総合的な連携調整をはじめ、実施方法の決定、及び各業務の適切な進捗管理など、総合的な視点から淀川河川公園の運営維持管理全般のマネジメントを行うものとする。
2. 近畿地方整備局が実施又は要請する事業（例：緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、行催事、要人案内、公園に関する会議、監査・検査、視察、式典等）への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行う。
3. 収益施設等管理運営業務が、他の運営維持管理業務と連携しながら創意工夫やノウハウを発揮し、質の高いサービスの提供が行えるよう調整を行うこと。
4. 別紙13「利用者数の集計方法・利用者数等」に基づき、毎日、公園利用者数を計測し、調査職員に報告すること。

### 第7条 保険の加入

万一の事故に備えて、動産総合保険（園内における保管・輸送を対象）等に参加すること。

### 第8条 安全管理

1. 本公園における公園利用者の安全確保並びに快適な利用を図るため、本業務の履行にあたり、常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、本公園の利用に関し必要な事項について、適切な措置・対応を行うなど、事業者の責任において常に善良なる管理を行うものとする（別添4「淀川河川公園における行為の禁止等について」参照）。
2. 新型インフルエンザや鳥インフルエンザのように、重症化する恐れのある感染症等については、調査職員と協議の上、消毒液を設置するなど、適切な措置・対応を行うこと。
3. セアカゴケグモについては、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により、生きたままの生息場所からの移動は禁止されていることから、本公園内で発見し、利用者の安全確保に支障がある場合は、調査職員と協議の上、適切な措置・対応を行うこと。



- 4．事業者は、本業務の履行にあたっては消防法に準拠するとともに、近畿地方整備局が定める消防計画・危険物予防規定を遵守すること。
- 5．事業者は、近畿地方整備局と協力し、火災・その他災害による物的・人的被害を軽減することを目的に、別途消防計画を作成すること。なお、消防計画には、防火管理者等の担当者を明記することとする。
- 6．事業者は、施設を運営している期間中は毎月1回、施設の消防用設備等の自主検査を実施し、調査職員に報告するものとする。
- 7．異常を確認した場合、速やかに調査職員に報告しその指示に従う。安全管理には十分注意し本業務を履行する。

## 第9条 安全確保

- 1．本業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故の防止に努める。
- 2．本業務を行う場所若しくは、その周辺に第三者が存する場合又は立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な措置を調査職員に報告の上、当該措置を講じ、事故の発生を防止する。
- 3．設備に異常を認められた時は、危険防止に必要な措置を調査職員に報告の上、当該措置を講ずる。
- 4．万一、設備、機器等に事故その他、異常が発生したときは、必要に応じてその部分の運転を一時停止又は運転制限をする等の措置をした上、直ちに調査職員に報告し、臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、機能復旧に努めると共に、再発防止のための必要な措置をとる。
- 5．その他事故等が発生したとき、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取り、事業者が作成した緊急連絡体制に基づき、次の各号に掲げる事項について、遅滞なく、書面等により調査職員に報告するものとする。（なお、近畿地方整備局が策定した事故等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。）
  - 1) 事故発生日時
  - 2) 事故発生場所
  - 3) 事故発生の原因
  - 4) 事故の程度
  - 5) 人身事故の場合は、医師の診断結果
  - 6) 事故処理の概略
  - 7) 再発防止策等

## 第10条 救急対応

- 1．事業者は、救急活動及びその報告に関するマニュアルを作成し、調査職員に提出するものとする。
- 2．事業者は、調査職員が指定する箇所に救急施設を配置し、そのうちの主たる箇所に開園時間中は看護師または普通救命講習終了者（1，2）の資格を有した救急担当職員を配属し、救急活動に当たらなければならない。救急担当職員については、応急手当等の研修を受けた者を配置すること。
- 3．救急担当者は、救急活動を要する事態を認めるときは、公園利用者の急病や負傷には応急処置をとり、怪我等の状態によっては救急車両による搬送手配を行うなど、最も適切と思われる措置をとらなければならない。
- 4．事業者は、前項の措置をとった場合は、その原因となる事項や処置内容等を正確に記録するとと

もに、その経過及び結果を速やかに別途定める様式により調査職員に報告する。ただし、軽微なものについては、後日報告とすることができる。

5. 重大事故についてはただちに調査職員に報告し、その指示に従うこととする。

なお、重大事故とは公園管理又は公園施設に起因するか若しくはその恐れのある事故が起こった場合、または30日以上の治療を要する重傷者若しくは死者の発生する事故が起こった場合、さらに人的被害が発生しなくても、公園施設に起因する30日以上の治療を要する重傷者又は死者が発生する恐れがあった事故が起こった場合とする。

6. 傷病者の発生に備え、日頃から研修・訓練等を行うこと。

#### 第11条 災害時、異常時等の対応

1. 事業者は、災害防止等のために必要があると認められるときは、公園利用者の安全を確保し、迅速かつ的確に避難誘導を行うなど臨機の措置をとらなければならない。この場合において、閉園措置等の必要があると認めるときは、事業者はあらかじめ近畿地方整備局の承諾を得なければならない。ただし、緊急上やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

2. 前項の場合においては、事業者は、そのとった措置の内容を調査職員に速やかに報告する。

3. 事業者は、夜間及び休園日において、異常を発見した場合は、必要に応じて警察、消防等の関係機関等に通報し、適切な措置を講ずるとともに、調査職員に速やかに報告する。

4. 調査職員は、災害防止や本業務の履行上特に必要と認めるときは、事業者に対して、臨機の措置をとることを指示することができる。

5. 調査職員の指示により、災害時、異常時等の緊急を要する場合は、事業者は、迅速に必要な人員を確保し、適切な措置・対応を行うこと。(なお、近畿地方整備局が策定した災害発生等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。)

6. 事業者は、事故や災害発生時等への対応のため、事務所が定める別添8「淀川河川公園災害対策要領」及び別添9「危機管理について」に基づき、事業者の役割・行動・体制等を取りまとめた危機管理マニュアルを作成し、調査職員と協議するものとする。

7. 事業者は、事故や災害発生時等には、前項において作成したマニュアルに基づき、公園の開園日、開園時間に関わらず、適切な措置・対応を行うものとする。

8. 災害時、異常時等の発生後は、園内の臨時巡視・点検を速やかに行い、安全を確認し、調査職員に報告する。異常を確認した場合は、前項に基づき適切な措置・対応を行うこと。

#### 第12条 出水時施設撤去の支援

1. 淀川の出水、高潮により利用者に危険が及ぶ可能性があるときには、速やかに以下の措置を講じ、調査職員に報告を行う。

1) 出水、高潮等で利用者に危険が及ぶ可能性のある公園区域では、巡視員の配置又は巡回により、利用者に警告を行ったうえで利用中止を呼びかけ、避難誘導する。

2) 一般車両が公園区域に入らないよう坂路入口を進入禁止にする。ただし、公園区域より利用者が自動車避難する場合等においては、退出可能な措置を講ずる。

3) 公園区域の危険箇所は、看板及び仮柵の設置により立入禁止措置を行う。

4) その他利用者の安全確保に必要な措置を行う。

2. 1. に挙げる危険防止対策を講じる場合、対象となる公園区域の利用を中止し、以下の措置を

講じる。

- 1) 公園の地区全体を利用中止する場合は、速やかに閉園措置を行う。
- 2) 危険防止対策を講じる公園区域の利用予定者に速やかに利用中止の連絡を行うとともに、利用受付を中止する。
- 3) 危険防止対策を講じる区域での通常の維持作業を中止する。
3. 危険防止対策を講じる基準、および危険防止対策や施設撤去に備えての待機の目安は「淀川河川公園災害対策要領」(別添8)に基づくものとする。
4. 事業者は、調査職員と協議し出水期前に「施設撤去計画」を作成する。
5. 国事務所が実施する施設撤去に際し、事業者は現地立会により状況確認、撤去作業への助言を行う(別添10「施設撤去仮置場所位置図」参照)。
6. 事業者は、公園利用者の被災、施設撤去を行う公園地区の放置物件の発見、撤去作業の遅れ等不測の事態が生じたときは、直ちに調査職員に報告し、必要な指示を受けるものとする。
7. 退水後は、速やかに以下の措置を行い、園内の安全を確認したうえで早期の利用再開を目指すものとする。
  - 1) 退水開始後は速やかに、公園区域の冠水状況、被災状況等を調査し、調査職員に報告する。
  - 2) 必要に応じ撤去施設の復旧、冠水区域の堆積塵芥処理等、利用禁止区域の利用再開に向けた復旧計画を速やかに作成し、調査職員と協議する。
  - 3) 利用禁止区域における利用再開は、近畿地方整備局の指示に従うものとする。

#### 第13条 地震・津波への対応

1. 地震等が発生した場合は、直ちにテレビ・ラジオ等を通じ情報の収集を行う。気象庁が大阪府北部・京都府南部において、震度5以上を発表した時、および気象庁が大阪府において津波警報又は津波注意報を発表した場合は、危険防止対策を講じるため、速やかに行動を開始する。
2. 気象庁が大阪府北部・京都府南部において、震度5以上を発表した時は、緊急巡視及び緊急施設点検を行うものとする。
  - 1) 公園の開園時間内に地震が発生した場合は、点検チェックリストに基づいて緊急点検を実施し、必要に応じて施設の使用禁止などの安全対策や、閉園措置を行う。
  - 2) 公園の開園時間外に地震が発生した場合は、点検チェックリストに基づいて緊急点検を実施し、必要に応じて施設の使用禁止などの安全対策を行う。利用の安全が確認出来た場合は、速やかに利用を開始する。
  - 3) 点検結果、安全措置、被害状況等を、調査職員に速やかに報告を行うものとする。
3. 気象庁が大阪府において津波警報又は津波注意報を発表した場合は、直ちに津波に関する情報を収集するとともに、調査職員の指示を受け、迅速な初動対応を行うものとする。
  - 1) 園内放送により避難誘導案内を行い、利用者に対し速やかに堤内地への避難を促す。
  - 2) 津波注意報・警報発令時は施設利用禁止(駐車場閉鎖)の措置を行う。
  - 3) 園内放送により公園利用者に対し避難誘導を行う地区は、以下のとおりである。
    - (1)海老江管理所(海老江地区・大淀野草地区)
    - (2)赤川管理所(長柄河畔地区・長柄地区)
    - (3)西中島管理所(西中島地区・十三野草地区)
  - 4) 事業者は、調査職員に随時情報の確認を行い、安全が確認された場合は、現場管理員に連絡・

指示を行う。現場管理員は、巡視等により安全を確認するとともに、利用者への放送による周知を行うなど、利用再開の措置を講ずる。

#### 第14条 繁忙日対応

行催事の実施計画や過年度の利用者数の状況の把握等から、事前に繁忙日や利用者数を予想し、調査職員や関係者との協議・調整、適切な人員配置及び駐車場の早期開場の検討等、事前準備を含めた対応を行う。

H28-31 淀川河川公園運営維持管理業務  
個別仕様書  
【企画運営管理】

平成 2 7 年 8 月

## < 留意事項 >

H28-31 淀川河川公園運営維持管理業務個別仕様書【企画運営管理業務】については、第4編第1章第42条の一部及び第43条の一部、第2章第44条の一部、第45条の一部、第46条の一部及び第47条の一部、第3章第48条、第49条、第50条、第51条、第52条、第53条及び第54条に関する業務内容の取扱いを以下とする。

1. 上記の業務内容は、当初契約の対象としない。
2. そのため、平成28年度予算の配賦がなされた場合においては、当初契約に基づく数量に加え、ただちに計画数量に基づく契約の変更及び業務計画書等の変更を行う「追加業務」とする。
3. 追加業務は、平成28年4月1日から履行を開始することを想定しているが、追加業務の内容にかかる平成28年度支出負担行為計画示達日が4月2日以降となった場合は、契約締結は支出負担行為計画示達日とする。
4. 平成28年度予算が暫定予算となった場合は、追加業務の予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、全額計上されていないときは、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。
5. 追加業務にかかる適正な履行が可能となるよう、履行準備については、当初契約の対象である別紙6：本業務全体の計画立案及びマネジメントで行うこととする。
6. 現段階で想定している追加業務は、別紙39：追加業務にかかる計画数量総括表を参照すること。
7. 実施方針および企画書等に関するヒアリングは、当初契約に基づく数量ではなく、追加業務も含めた計画数量に対して行うことから、以下の申請書及び企画書の作成にあたっては追加業務も含めた計画数量を満たす提案とすること。
  - < 実施要項 P36 に示す申請書のうち以下の様式 >
    - ・ 様式 1 - 5 業務実施体制
    - ・ 様式 1 - 6 実施方針
  - < 実施要項 P37 に示す企画書のうち以下の様式 >
    - ・ 様式 2 - 2 - 1、2 - 2 - 2、2 - 2 - 3、2 - 2 - 4、2 - 2 - 5、2 - 2 - 6、2 - 2 - 7、2 - 2 - 8、2 - 2 - 9、2 - 2 - 10、2 - 2 - 11
8. 「従来の実施方法に対する改善提案」は、当初契約に基づく数量内で提案がある場合のみ様式 2 - 2 - 12 に記載すること。
9. 「当初契約に係る予定価格の作成」は、当初契約に基づく数量で行うことから入札価格は当初契約に基づく数量で作成すること。

## 第1編 総則

### 第1条 適用

本個別仕様書は、H28-31 淀川河川公園運営維持管理業務のうち、企画運営管理業務に適用する。

### 第2条 基本事項

1. 企画運営管理業務を総括する業務責任者の責任のもと実施することとする。
2. 事業者は、本仕様書によるほか、関係法令を遵守し、公園利用者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に運営維持管理を行うものとする。なお、本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員と協議するものとする。
3. 事業者は、公園内を常に良好な状態とし、他の業務と相互連携し、適切に進捗管理を行い、実施することとする。
4. 公園利用者に対する簡易な案内及び緊急の対応等のサービスに努めること。
5. スタッフの服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップに心掛けるものとする。
6. 業務責任者を含めた全てのスタッフについて、調査職員の指定する名札を作成し着用すること。
7. 取材、行催事、ボランティア活動、工事、納品等通常の公園利用と異なる目的で入園する者に対しては、公園利用者の安全と快適な利用を確保するため、制限速度 20km/h を厳守するよう指導し、事故を未然に防止し公園施設の保全を図るよう努めること。
8. 持ち込み可能な車種及び車両の運行については、維持管理車両であることを明示するプレートを車体側面に貼付するとともに、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努めるとともに、国事務所発行の車両通行許可証等を前面に掲示して走行するものとする。なお、園内の車両通行の際には管理用園路は 20km/h 以下とする。
9. 作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へすみやかに移動するものとする。
10. 禁止事項である車両等の乗り入れを発見した際は、口頭注意を行うとともにナンバーを記録するなどし、違反の防止に努める。また自転車利用者のスピードの出しすぎや、駐輪マナーについては、利用者の安全確保を優先した上で利用指導を行うものとする。

### 第3条 その他

本仕様書によるもののほか、企画運営管理業務の実施にあたり必要な事項は、調査職員と協議の上定めることとする。

## 第2編 企画広報

### 第1章 行催事企画運営

#### 第15条 目的

事業者は、公園利用の増進に加え、公共施設としての公園の目的・機能を発揮するために行われる利用プログラム（イベント・行事から構成される行催事含む）について、企画立案、開催・運営等の一連の作業をノウハウや創意工夫を発揮して行うものとする。

行催事は、公園の施設を活用し、公園利用者に対するサービス水準の向上の一貫として通年的に提供されるサービスと、公園の周知や利用促進のため、公園利用者の利用のきっかけを提供する定期および不定期のサービスがある。

また、近畿地方整備局の主催、あるいは近畿地方整備局と事業者との共催による行催事のほか、近畿地方整備局長の許可を受けて独立採算により開催する行催事については自主事業として取り扱う（別紙10「H28-31 淀川河川公園収益施設等管理運営規定書」参照）。

#### 第16条 管理水準

事業者は、別添17「行催事について」に示す行催事を適切に実施し、本公園の設立趣旨の達成及び利用の促進に寄与することとする。

#### 第17条 年間行事計画の作成

事業者は、現地及び企画内容を十分に検討し、年間行事計画を作成する（共通仕様書第15条参照）。年間行事計画は、調査職員に提出の上、承諾を得るものとする。

#### 第18条 行催事の企画立案

行催事を円滑に実施するために、開催目的、手順、内容、工程、実施体制、開催効果、予算書等について企画立案し、その内容について調査職員と密接に連絡調整の上、提出するものとする。

行催事は、淀川の広大な河川敷、豊かな自然環境を活かし、多くの公園利用者が参加・学習・体験・交流できる多種・多様な内容とする。また、各地区の資源に相応しい利用プログラムの内容とする。

#### 第19条 行催事の開催・運営

行催事の目的に沿って、その効果が十分に発揮されるよう、入念な事前準備を行った上で、公園利用者のサービスや満足度の向上に寄与する行催事の開催・運営を行うものとする。

また、行催事の開催にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意すること。

##### 1) 官公署への連絡、届出

行催事の主催または共催時には、必要に応じ、警察・消防等行政機関との協議のほか、許認可の必要な事項について手続きが欠落しないよう注意する。

##### 2) 事故防止対策

参加者の誘導整理、救護、緊急連絡など、事故防止対策には特に注意する。

また、大型の行催事的主催または共催時には、必要に応じて、物的措置及び専門の警備員の配置も含めた人的措置を講じ、安全確保に努めるものとする。

なお、けが人、病人などが発生した場合は、適切に対処し、調査職員に報告すること。

##### 3) 災害発生時の対応



台風、豪雨、雷等の災害発生時は、迅速に必要な人員を確保し、行催事の開催の可否の判断を行うとともに、行催事の参加者を安全な場所に誘導する等、適切な措置・対応を行うこと。

4) 保険の付保及び事故の補償

参加者の不慮の事故に備え、必要な場合には損害保険に加入する。

5) 地域連携の継承

大型イベントについて、地域連携を継承していくものとする。

## 第20条 提出書類

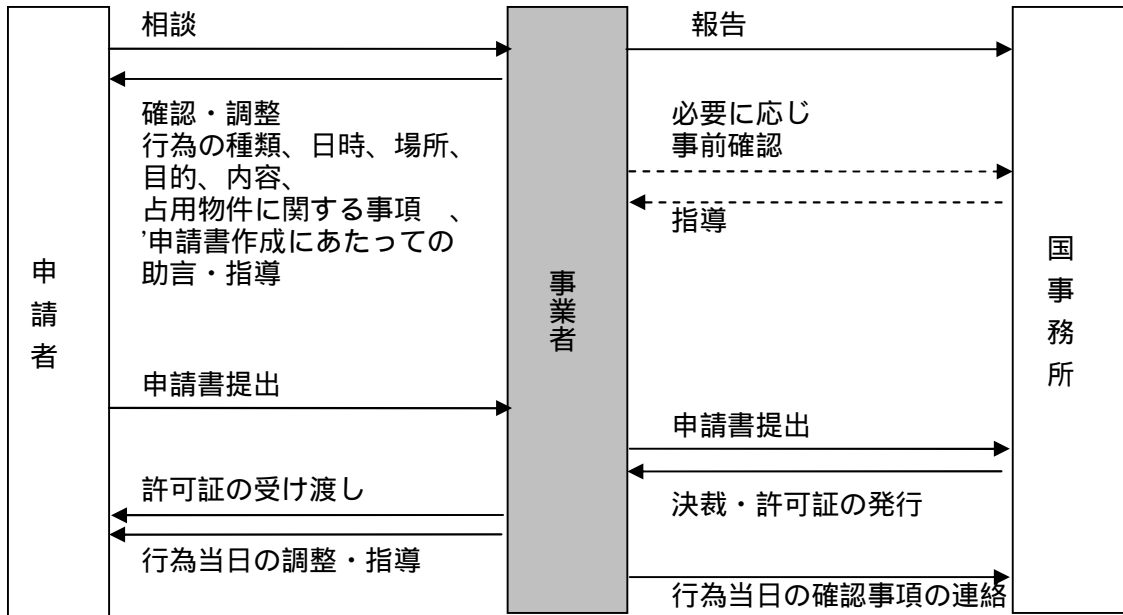
事業者は、調査職員が指定する主要な行催事について、別添17「行催事について」に掲げる書類、その他指示する図書を準備作業開始の3週間前までに調査職員に提出するものとする。

## 第21条 行為の許可申請の調整等

主催または共催以外で、第3者が本公園内で実施を希望する行催事等(競技会、集会、ロケーション、展示会、その他。以下、「持込イベント」という。)については、都市公園法第12条に基づく近畿地方整備局長の許可が必要であるため、事業者は、下図に示す手続きフローに従い、適切に対応すること。また持込イベントの開催に際しては、共通仕様書第30条に示す協議・報告を行うなど、調査職員の指示に従い、必要な調整を行うものとする(別添19「団体、持込イベント、ロケーション、施設占用利用の手続き」参照)。

- 1) 事業者は、利用者からの持込イベントの相談窓口として、日時、規模、内容、建物使用料及び土地使用料が発生するかどうか等を確認・調整するものとするとともに、その概要を調査職員に報告すること。
- 2) 他の利用形態等との調整を経て、持込イベントについて事業者と近畿地方整備局間で確認・調整するものとする。なお、必要に応じて、国事務所も入りイベント主催者と調整を行う。
- 3) イベント主催者側から、事業者を通じ国事務所に対し必要書類の提出を受けるものとする。
- 4) 国事務所において都市公園法等に基づく許認可と、建物使用料及び土地使用料の徴収などを行う。
- 5) 事業者は、イベント開催時に実際に占用が発生したかどうかを確認し、調査職員に報告するものとする。

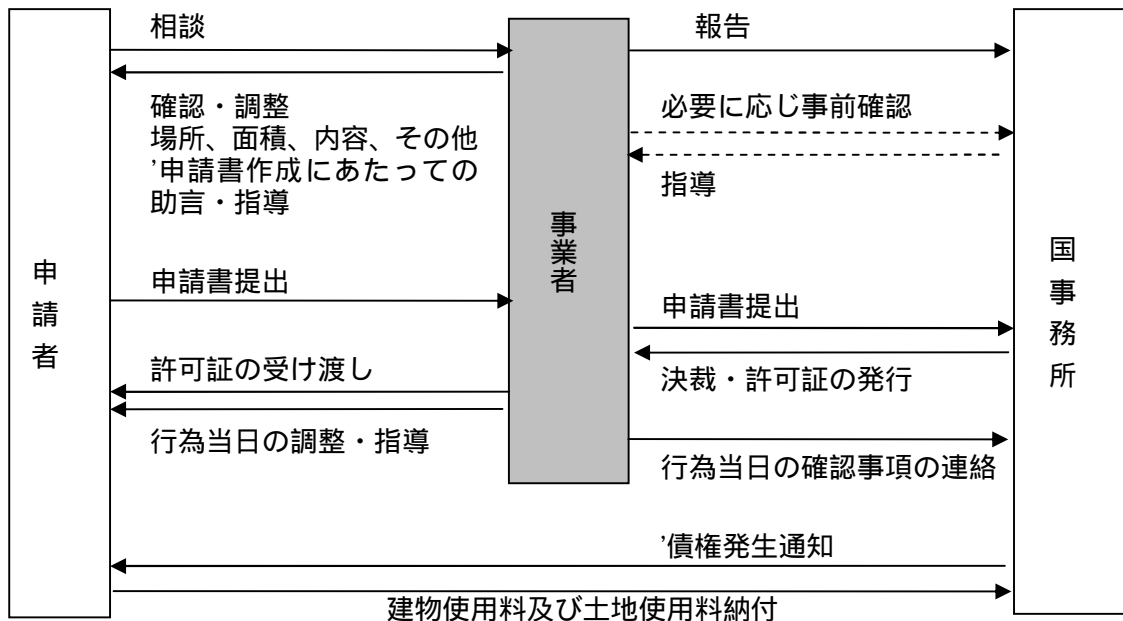
< 都市公園法第 12 条に基づく行為の許可に関する手続きフロー >



占有物件が発生する場合は、別途都市公園法第 6 条に基づく許可申請と、建物使用料及び土地使用料の徴収が発生する。（建物使用料及び土地使用料徴収事務は国事務所による）

また行催事の開催に際し、占有物件が発生する場合は、都市公園法第 6 条に基づく近畿地方整備局長の許可が必要であるため、事業者は、下記に示す手続きフローに従い、適切に対応すること。なお、その際に発生する建物使用料及び土地使用料の徴収については、別途国事務所で行う。

< 都市公園法第 6 条に基づく占有の許可に関する手続きフロー >



原則として都市公園法第 12 条に基づく行為に関する許可を前提とする（例外あり）

## 第22条 その他

1. 行催事の実施に際しては、園内の施設工作物及び樹木等を損傷しないように注意すること。また、行催事の実施中は、服装、言動等に注意し、公園利用者に不快感を与えないよう留意すること。
2. 常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。なお、異常を確認した場合、速やかに調査職員に報告しその指示に従うものとする。
3. 行催事の実施場所については、公園利用者の安全誘導、公園及び河川の適正管理の観点から、公園利用重点調整区域（別添34）または、他の公園利用者の活動を阻害する恐れのある場所での実施を原則として認めない。
4. 行催事の実施に必要な仮設物の準備、撤去等に当たっては、安全管理に十分注意し施工する。
5. 公園利用者に対する案内及び緊急の対応等のサービスに努めること。
6. 行催事を開催する関係者については、アルバイト等を含むスタッフ全員が名札を着用すること。
7. 本仕様書に定める行催事の実施に当たり、必要な原材料費等相当程度の参加費を参加者より徴収することは妨げない。但し、実施に当たっては、調査職員に事前に承諾を得た上で、実施するものとし、その徴収額と経費については、本業務の会計とは別に帳簿等を取りまとめ、調査職員に報告するものとする（別添16「許認可事務」参照）。

## 第2章 公園又は河川に関するボランティア活動の支援・調整

### 第23条 管理水準

市民のボランティア活動を促進するため、事業者が既存のボランティア活動の実態を把握し、ボランティアとの連携を図り、ボランティアが円滑に活動できるよう側面的に支援するとともに、活動の調整を行うものとする。

### 第24条 ボランティア活動の内容

ボランティアの活動の内容、および認定団体等の状況（平成27年7月現在）は以下の表のとおりである。（別添21「淀川サポート制度実施要領」参照）

ボランティア名	活動内容	認定団体数
淀川サポーター	「清掃」、「除草、植栽・植生管理」、「生物保護活動」、「その他淀川河川事務所が認める活動」	7

平成27年7月現在

#### 淀川サポーター認定状況

No.	名称	認定日	活動場所	活動内容	担当出張所
1	新川姫虫と花を守る会	H22.5.17	芥川左岸 高槻市南庄所町地先	清掃	高槻
2	淀川掃除に学ぶ会	H22.7.16	淀川左岸 淀川河川公園海老江地区	清掃	福島
3	高槻市立第七中学校	H22.7.30	淀川右岸 淀川河川公園三島江地区～芥川合流点付近	清掃	高槻
4	ジャンボ	H22.12.28	芥川右岸 城西橋下流付近	清掃、除草、植栽、植生管理	高槻
5	関西大学ボランティアセンター学生スタッフ	H23.1.21	淀川右岸 大阪市淀川区西中島2丁目地先（一部淀川河川公園西中島地区を含む。）	清掃	福島
6	淀納所桂川愛護会	H23.2.28	桂川左岸 京都市伏見区納所町1番2～583番地先	清掃、除草	山崎
7	鴻池運輸株式会社	H25.6.7	淀川左岸 大阪市此花区伝法5丁目付近	清掃	福島

平成27年7月現在

#### その他管理運営に関する連携状況

	連携相手の名称	活動場所	期間	活動内容
淀川守口すこやか花壇	淀川守口すこやか花壇を育てる会	淀川河川公園守口地区内（守口市外島町6番（面積約20㎡））	H26.10.1 ～H28.3.31	淀川河川公園の景観および公園機能の向上に資する目的のために、「淀川守口すこやか花壇」を設置。連携相手は材料費の負担、草花の育成、維持管理を実施。事業者は技術協力等を行っている。
淀川河川公園とりかいアドプト	大阪府立とりかい高等支援学校、大	淀川河川公園鳥飼上地区内	H26.10.20 ～H28.3.31	花を主とする公園景観の向上とともに沿川の地域への

花壇	阪府立摂津支援学校		貢献に資する目的のために、「アドプト花壇」を設置。連携相手はプランターへの花の植え込み及び栽培育成、堆肥の製作作業及び管理等を実施。事業者は技術の提供、材料の提供、花壇（プランター）の淀川河川公園への搬入搬出を実施。
----	-----------	--	--

#### 第25条 新たなボランティア活動の実施に関わる規約案の作成

前条以外に新たにボランティア活動を行う場合には、事業者は、本公園において、活動を希望する個人または団体を対象とした公園ボランティア規約案を作成し、調査職員と協議する。

#### 第26条 調査職員との協議等

事業者は、公募により組織されたボランティア団体については、ボランティアの募集及び窓口等の業務を行うものとする。

事業者は、調査職員と協議の上、ボランティアの登録、個人情報の管理、年間活動計画の策定、当該年度のボランティア活動の報告を行う。

#### 第27条 ボランティア登録の抹消

近畿地方整備局は、次の各号に該当する事実が発生した場合は、登録を抹消することができる。その際、事業者は、ボランティア登録の抹消に関する窓口業務や連絡、調整等を行うものとする。

- 1) 登録者より登録取消しの申出があったとき
- 2) 登録者の所在が不明となり、連絡不能となったとき
- 3) 登録者がボランティアとして不適格であると認められるとき

### 第3章 淀川管内河川レンジャーの支援・調整

#### 第28条 管理水準

事業者は淀川管内河川レンジャーの活動（以下「活動」という。）を促進するため、既存の活動実態を把握し、淀川管内河川レンジャーとの連携を図り、淀川管内河川レンジャーが円滑に活動できるよう情報・資料提供、資材・Eポート等の貸し出し等、側面的に支援するとともに、淀川管内河川レンジャーが実施するプログラムの調整・協力を行うものとする。

#### 第29条 淀川管内河川レンジャーの活動内容

淀川管内河川レンジャーの主な活動の内容は、以下の表のとおりである。

活動内容	
防災の推進を図る活動	防災意識の啓発（体験談に基づく水害への対処方法の学習会等） 自主防災活動の活性化（水防活動、集団避難活動等）
川の管理を支援する活動	不法投棄の監視 河川利用者への安全指導 河川美化（清掃活動、除草活動等） 節水意識の普及・啓発・学習
川の環境保全を図る活動	環境啓発（自然観察会等） 動植物の保護、貴重種の監視 水質監視・測定
川の歴史・文化を普及・啓発する活動	歴史・文化教室（河川と地域の歴史、河川にまつわる文化等） イベント 河川啓発（体験学習、出前講座等）
川づくり・人づくりの参画・支援する活動	住民等の河川整備の計画段階からの参画・支援 川の人材育成

## 第4章 広報

### 第30条 管理水準

公園の利用促進や適正な利用の確保のため、ホームページの維持・更新や情報紙の作成・配布等、各種広報を適切に行う。

### 第31条 年間広報計画の作成

事業者は、情報紙、チラシ等の広報の展開に関する年間広報計画を調査職員と協議し、了解を得た上で策定する。

### 第32条 情報紙、チラシ等作成

事業者は、年間広報計画に基づき、情報紙、チラシ、パンフレット等を作成し、配布や掲示等を行うものとする。

### 第33条 「情報紙よしぶえ」の作成

事業者は、年間広報計画に基づき、「情報紙よしぶえ」を年4回（各1万部）作成し、配布や掲示等を行うものとする。

### 第34条 情報提供

事業者は、本公園の自然や施設等の資源や行催事等について、ダイレクトメールによる広報活動や、テレビ、ラジオ、雑誌、新聞等の各種媒体や記者クラブへの情報提供等を行う。

### 第35条 広報に係る素材等

1. 事業者は、本公園のロゴ（名称）及びホームページアドレス等を入れた広告媒体を、調査職員と協議の上、作成することができる。本公園のロゴ（名称）等は、別添23「公園ロゴタイプとマスコットキャラクター」に従って使用するものとする。  
なお、本業務の成果及び本業務の実施過程において、派生的に生じた著作権、特許権及び実用新案等の無体財産については、近畿地方整備局が継承するものとする。
2. 事業者は、近畿地方整備局から提供したパンフレット等の電子媒体を、調査職員と協議の上、使用することができる。なお、提供した電子媒体について修正等を行った場合は、契約の終了後又は解除後、速やかに修正した電子媒体を調査職員に提出することとする。

### 第36条 取材・視察等への対応

テレビ局・新聞社等からの取材等及び行政機関等からの視察について、対応・協力をを行うものとする。

なお、いずれの場合も事前に調査職員に連絡し、指示を受けるものとする。

なお、調査職員への連絡については、視察の場合は事前協議を行うものとし、即時性が求められる取材等の場合は事後報告を行うものとする。

### 第37条 公開場所

ホームページによる情報発信は、公園の公的名称を使用し、原則として調査職員が指定するレンタルサーバーに格納して公開することとし、レンタルサーバー管理会社にサーバー維持管理費を支払うもの

とする。

### 第38条 ホームページによる情報発信

1. 事業者は、淀川河川公園ホームページ上で発信する情報について共通仕様書第8章に定める「個人情報取扱いについて」及び近畿地方整備局が定めるプライバシーポリシーに基づいた適正な内容であることを事前に確認することとする。
2. ネットワークのシステム管理者は、情報（掲載する文書、図画、写真及び音楽など）における著作権等の知的所有権に配慮することとする。
3. 他人の著作物を淀川河川公園ホームページに掲載する場合には、事前に著作権者の許諾を得ることとする。
4. 淀川河川公園ホームページは原則として一つとし、収益施設や行催事等で作成したホームページは公園ホームページよりアクセスできるようリンクをはるものとする。ただし、それによりがたい場合は、別途協議によるものとする。

### 第39条 掲載情報の更新・修正・訂正

1. 事業者は、淀川河川公園ホームページについて、施設情報や行催事・草花等、随時更新される公園情報についてホームページデータを作成し、サーバーデータの更新を行うものとする。なお、本業務の成果及び本業務の実施の過程において、派生的に生じた著作権、特許権及び実用新案の無体財産については、近畿地方整備局が継承するものとする。
2. 事業者は、個人に関する掲載情報について、本人又は保護者から内容の訂正又は削除の要請を受け、必要と認めた場合には、訂正等の措置をとることとする。
3. 事業者は、淀川河川公園ホームページであるとの誤解を与える内容の他のホームページを発見した場合には、訂正等必要な措置を求めることとする。

### 第40条 携帯サイトの更新・修正・訂正

事業者は、淀川河川公園の携帯サイトについて、施設情報や行催事・草花等、随時更新される公園情報についてホームページデータを作成し、サーバーデータの更新を行うものとする。

### 第41条 その他

1. 事業者やその関係者が私的に作成・開設するホームページ（及びブログ、プロフ、SNS等を含む）は、淀川河川公園ホームページであるとの誤解を与えないよう配慮するとともに、職務上知り得た情報を掲載しないこととする。
2. 事業者は、月1回アクセス解析を行い、その結果を調査職員に報告する。
3. 本仕様書によるもののほか、淀川河川公園ホームページの運用に関し必要な事項は、事業者が調査職員と協議の上定めることとする。



## 第4編 利用サービス等

### 第1章 公園利用者への利用指導

以下、第42条から第43条までの一部は、追加業務として取り扱う。

#### 第42条 管理水準

事業者は、健全な公園利用の増進を図ることとともに、安全快適な利用のため、利用上の注意などの公園利用者への利用指導、また電話対応、園内放送、障害者・高齢者等の公園利用者の補助、各種掲示物の管理、見学者等の対応等、公園利用者への利用サービスに関する業務全般を行う。

#### 第43条 一般事項

1. 公園利用者へ受付であることが容易に理解されるよう必要な表示や案内を行うこと。
2. 事業者は、公園利用者への利用指導及び利用サービスのために必要な人員数を各所に適宜配置すること。
3. 遊具が正しく利用されているか、監視及び遊具周辺の巡視を行うこと。
4. 自転車利用者が危険な走行をしていないか、監視及び利用指導を行うこと。
4. 公園規則から逸脱している者、他の公園利用者へ著しく迷惑をかける者等については、統括責任者が退園を命じることができるものとする。
5. ペット同伴者のマナー遵守や他の公園利用者とのトラブルが発生しないよう、ペット同伴者の注意事項の配布や適切な掲示、利用指導を行うこと（別添24「ペット対応」参照）。
6. その他、不法行為、危険・迷惑行為について、監視及び利用指導を行うこと（別添25「利用者指導について」参照）。

## 第2章 公園利用者等へのサービス業務

以下、第44条から第47条までの一部は、追加業務として取り扱う。

### 第44条 管理水準

1. 公園利用者等に直接接する業務であり、公園利用者等が快適に楽しめるよう心がけ、不快と感じさせるような行動、言動、身なりをしてはならない。
2. 業務遂行に当たっては、常に公平なサービスの提供に努め、特定の個人や団体に有利あるいは不利な扱いとならないようにすること。

### 第45条 利用者サービスを提供する拠点

事業者は、各利用者サービス拠点を中心に、巡視・利用者整理・利用者指導及び利用者サービスの提供に努めるものとする。利用者サービスを提供する拠点は下表に示すとおりとする。

拠点名	備考
守口サービスセンター	維持管理及び運営管理の統括を行う。また淀川下流域の巡視・利用者整理・利用者指導および利用者サービスの堤内地の拠点施設を兼ねる。
太間サービスセンター	主として淀川左岸地区を対象に、巡視・利用者整理・利用者指導および利用者サービスを行う堤内地の拠点施設。
鳥飼サービスセンター	主として淀川右岸地区を対象に、巡視・利用者整理・利用者指導および利用者サービスを行う堤内地の拠点施設。
庭窪レストセンター	堤内地の休憩施設であり、環境活動や地域交流や拠点施設として運営する。
管理所	各々が管理対象とする地区について、巡視・利用者整理・利用者指導および利用者サービスを行う現地詰所。 設置場所については、別添13「園内施設位置図」を参照。

背割堤サービスセンター（仮称）は、平成28年度第4四半期から対象。

### 第46条 公園利用者等への利用案内

1. 園内の概要、見頃の花や開催するイベント等の基本情報を収集し、案内所にて公園利用者の問い合わせに対応すること。また、電話及びメール等での問い合わせに対しても同様に対応すること。  
なお、必要に応じて各部署に確認又は引き継ぐこととする。
2. 公園利用者等の苦情については、誠意を持って適切かつ迅速に対応し記録すること。
3. 施設の利用終了時間、呼び出し等の園内放送を行うこと。
4. 運営管理業務において作成する情報紙を希望する公園利用者等に配布すること。
5. 園内掲示板、掲示物を適切に管理すること。
6. 障害者及び高齢者等の補助を行うこと。

### 第47条 拾得物、残置物の処理

1. 事業者は、公園内で遺失物を発見した場合は、遺失物法に従い適正に処理すること。
2. 事業者は、拾得物の台帳を作成し、原則として所轄の警察に届けることとする。
3. 事業者と契約した者及び従業員等が、公園内において他人の紛失した物件を拾得した時は、速やかに事業者へ届けるように指導すること。
4. 事業者と契約した者及び従業員等は、遺失物法に規定する報労金は受け取る権利及び一切の権利を放棄すること。
5. 拾得物に当たらない残置物を発見した場合には、その処分方法等について調査職員と協議すること。

### 第3章 園内巡視

以下、第48条から第54条までは、追加業務として取り扱う。

#### 第48条 管理水準

公園利用者の安全利用の確保、公園利用者への利用サービス及び公園施設の点検確認を行うため定期的に園内巡視を実施する。また、災害事故等不慮の事態に備え、緊急の処置を取る。

#### 第49条 巡視業務の実施

1. 適正な巡視業務を実施するため、事業者は巡視計画書を作成し、調査職員の承諾を受けなければならない
2. 巡視業務には、区域巡視、巡回巡視、特別巡視、サービスセンター建物等警備がある。
3. 巡視員は、巡視計画書及び次の各号に掲げる要領にて巡視業務を行うものとする。
  - 1) 巡視ルートは、別添26「巡視ルート図」のとおりとし、これに従って巡視するものとする。なお、天候、利用状況、工事等その他状況に応じ、柔軟に園内を巡視するものとする。
  - 2) 巡視員は、公園利用者に対して不快感等を与えないよう常に親切丁寧に接するものとする。
  - 3) 巡視員は、小規模な修理用具を携帯し、必要に応じて処置するものとする。
  - 4) 巡視員は、都市公園法第11条、第12条及び都市公園法施行令第18条、第19条に定める違反行為を発見した場合には適切な指導をするものとする。

#### 第50条 区域巡視

区域巡視は、公園施設の安全点検等を行い、公園利用者が公園を快適に利用できるようにすることを目的とする。管理所に管理員を配置し担当区域の巡視を行う（別紙30「淀川河川公園巡視マニュアル」別添26「巡視ルート図」参照）。

- 1) 公園の利用開始、利用終了時における駐車場、トイレ等の施設の解錠及び施錠
- 2) 園内における公園利用者（車輛等含む）の案内・誘導・整理、利用指導及び利用状況の報告
- 3) 公園利用者の危険箇所への立入り及び危険な行為に対する制止及び安全指導
- 4) 迷子、負傷者、病人等の発見又は届出を受けた場合には、緊急連絡体制に基づき速やかに適切な処置と報告
- 5) 事件、事故または災害等が発生した場合の適切な処置と報告
- 6) 園内不審物の有無の確認
- 7) 拾得物を発見した場合の保管、速やかな報告及び拾得物預かり書の作成
- 8) 植物、施設及び清掃状況等の点検
  - (1) 樹木、芝生、草花等の生育状況及び流水等の修景施設の異常の有無
  - (2) 危険を及ぼす動植物の発見
  - (3) 園路、広場・、路側、法面、排水柵、橋梁、階段、建物その他構造物等の異常の有無
  - (4) 門扉、案内標識、ベンチ等休憩施設、便所、くずかご、灰皿、水のみ場、遊具施設等の異常の有無
  - (5) 電気、放送、給排水設備等の異常の有無
  - (6) 草刈作業、清掃、ゴミ収集の状況の確認
  - (7) トイレ・水のみ場の清掃
  - (8) 落石・災害・事故等不測の事態発生の有無

9) 緊急車両の誘導（救急車、消防車、パトカー等）

10) 迷子や近隣の行方不明者等に関する警察からの協力要請があった場合、その要請に対応した園内巡視と報告、関係者への連絡

#### 第51条 巡回巡視

巡回巡視は、区域巡視の補完を行い情報の共有化を図るとともに、公園管理に必要な書類や工具類の受け渡しを行うことを目的とする。通常は、太閤サービスセンターを起終点として、同センター常駐員が、一日1回、すべての管理所、各サービスセンター、レストセンターの巡回を行うものとする。（別紙30「淀川河川公園巡視マニュアル」参照）

- 1) 公園管理に必要な書類・物品・工具類の受け渡し
- 2) 公園及び河川の利用者指導
- 3) 危険を及ぼす動植物の発見

#### 第52条 特別巡視

特別巡視は、出水・地震時・事故等の緊急巡視や、不正行為是正の指導を行うことを目的として、必要に応じ重点的な巡視を行う。

#### 第53条 サービスセンター建物警備

1. 事業者は、警備装置が常に正常な機能を維持しているか確認すること。また、機械警備の異常を発見した場合には、調査職員に報告するものとする。なお、保守契約については、近畿地方整備局が別途行う。
2. 事業者は、警備装置が異常を感知した場合は、該当場所の異常の有無を確認し、異常を発見したときは、調査職員に報告するものとする。

#### 第54条 報告等

巡視員は点検実施後、巡視の結果を毎日巡視業務日報（写真帳含む）及び巡回報告書（写真帳含む）に記録し、調査職員に報告するものとする。

また、重大な事件・事故または災害等が発生した場合には、遅滞なく調査職員に報告し指示を受けるものとする。

巡視に伴う打合せを実施した場合は、その打合せ終了後、速やかに業務打合せ簿を作成するとともに、その他調査職員が指示する書類もあわせて作成する。

## 第4章 繁忙日対応

### 第55条 管理水準

繁忙日において、クレーム等の発生がなく、利用者が安全、快適に利用できるよう、事前準備を十分に行い、適切な運営体制や臨時施設等の準備・管理を行う。

### 第56条 事前準備

行催事の実施計画や過年度の利用者数の状況を把握し、事前に繁忙日や利用者数を予想し、調査職員や関係者との協議・調整も含めた事前準備を行う。

### 第57条 繁忙日に対応した運営体制の補強

繁忙日が予想される場合は、巡視・警備や案内・誘導等が円滑に行われるよう、利用者数を想定し、適切に人員配置を行う。

- 1) 駐車場の巡回、公園利用者(車輛等含む)への案内・誘導・整理及び利用指導を行う巡視・警備員等の人材を配置する。
- 2) 利用者の安全確保に向けて、利用者間のトラブル、迷子等の対応、園内案内放送等に適切かつ迅速に対処するための情報伝達、対応方針決定手続き等の流れを作成し、その体制を整える。

### 第58条 臨時施設等の設置・管理

不足が予想される駐車場やトイレ、ゴミ箱等の設置と、開園中の適正運用と、清掃等を行う。

- 1) 利用者数等を想定し、臨時駐車場の開設準備を行うとともに、開園時間中の車両整理、案内・誘導員を増員、配置する。
- 2) トイレやゴミ箱等の臨時設置を行うとともに、常に美観を保ち、利用者が快適に使えるよう、利用状況に応じて清掃や塵芥収集を行うとともに、仮設トイレ等においては、利用状況を確認の上、水の補給を行う。

## 第5章 三島江野草地区の管理運営

### 第59条 管理水準

三島江野草地区における、多様で豊かな自然環境の創出・再生、公園利用者の安全利用の確保、及び川らしい利用の促進のため、ゲートの管理や巡視を実施する。また、安全利用の確保を確認するため、定期的に水位観測を行う（別添22「三島江野草地区の管理運営にかかる取扱について」参照）。

### 第60条 管理内容

事業者は、次の各号に掲げる管理運営を行うものとする。

- 1) 通常時のゲート管理
- 2) 三島江野草地区内の巡視
- 3) 出水時におけるゲート管理
- 4) 水位観測

### 第61条 通常時のゲート管理

事業者は、公園出入口の車止めゲートに合わせたゲートの開閉や、利用届出の受付及び鍵の貸出しを行うものとする。

### 第62条 巡視

事業者は、別添26「巡視ルート図」に従って、地区内を巡視するものとする。なお、巡視方法は「現場管理員マニュアル（平成23年8月改訂）」によるものとする。

### 第63条 出水時におけるゲート管理

事業者は、別添22「三島江野草地区の管理運営にかかる取扱について」に示す閉鎖基準を満たした際に、三島江野草地区内のゲートを閉鎖するものとする。また、再開基準を満たした際は、ゲートの再開を行う。

### 第64条 水位観測

事業者は、三島江野草地区水際部に設置されている水位観測装置について、データロガーからのデータ吸い上げを行い、調査職員に提出するものとする。

また、適切な時期に機器の電池交換を行う。

## 第6章 鳥飼下地区の管理運営

### 第65条 管理水準

鳥飼下地区における、チガヤエリア、ヨシ原エリアの順応的管理のための状況把握（変化の程度の把握）雨水排水の工夫による植生誘導の効果（オギ群落からヨシ群落への移行状況）の確認を目的として、定期的に土壌水分測定を実施する。

### 第66条 管理内容

事業者は、次の各号に掲げる管理運営を行うものとする。

- 1) 土壌水分測定

## 第67条 土壌水分測定

事業者は、鳥飼下地区に設置されている土壌水分計について、データロガーからのデータ吸い上げを行い、調査職員に提出するものとする。

また、適切な時期に多孔質素焼管への水の補給、バッテリーの充電及び交換を行う。

## 第7章 背割堤サービスセンター（仮称）の運営

### 第68条 管理水準

背割堤サービスセンター（仮称）は、公園のサービスセンターとしての役割に加え、三川合流域の地域活性化を促す拠点施設としての役割を担うため、本業務の実施要項（別紙、別添含む）に規定しているサービスセンターの運営に関する内容のほか、地域の地方公共団体や市民団体等の様々な活動が円滑に行われるよう側面的に支援するとともに、行催事や施設利用の調整を行うものとする。

### 第69条 活動の内容

学習室やイベント広場等の利用受付や利用調整を行うものとする。特に、今後立ち上がる予定である、サービスセンターを拠点に三川合流域の地域活性化を促す活動を行う組織や活動との調整を行うものとする。詳細については、調査職員と協議すること。

### 第70条 供用開始時の行催事

平成28年度第4四半期に、近畿地方整備局が背割堤サービスセンター（仮称）の供用開始の式典を行う予定であるため、事業者においては本仕様書第6条第2項に定める参加・協力・実施に加え、調査職員と協議の上、関連行催事の開催・運営や他の行催事との調整を行うものとする。

H28-31 淀川河川公園運営維持管理業務  
個別仕様書  
【施設・設備維持管理】

平成 2 7 年 8 月



## <留意事項>

H28-31 淀川河川公園運営維持管理業務個別仕様書【施設・設備維持管理業務】については、第2編第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第3編第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第4編第21条、第22条、第5編第1章第23条、第24条、第25条、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第33条、第2章第34条、第35条、第6編第36条、第37条、第7編第38条、第39条、第8編第40条、第41条、第9編第42条、第43条、第44条、第10編第1章第45条、第46条、第47条、第2章第48条、第49条、第50条、第51条に関する業務内容の取扱いを以下とする。

1. 上記の業務内容は、当初契約の対象としない。
2. そのため、平成28年度予算の配賦がなされた場合においては、当初契約に基づく数量に加え、ただちに計画数量に基づく契約の変更及び業務計画書等の変更を行う「追加業務」とする。
3. 追加業務は、平成28年4月1日から履行を開始することを想定しているが、追加業務の内容にかかる平成28年度支出負担行為計画示達日が4月2日以降となった場合は、契約締結は支出負担行為計画示達日とする。
4. 平成28年度予算が暫定予算となった場合は、追加業務の予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、全額計上されていないときは、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。
5. 追加業務にかかる適正な履行が可能となるよう、履行準備については、当初契約の対象である別紙6：本業務全体の計画立案及びマネジメントで行うこととする。
6. 現段階で想定している追加業務は、別紙39：追加業務にかかる計画数量総括表を参照すること。
7. 実施方針および企画書等に関するヒアリングは、当初契約に基づく数量ではなく、追加業務も含めた計画数量に対して行うことから、以下の申請書及び企画書の作成にあたっては追加業務も含めた計画数量を満たす提案とすること。
  - <実施要項 P36 に示す申請書のうち以下の様式>
    - ・様式1-5 業務実施体制
    - ・様式1-6 実施方針
  - <実施要項 P37 に示す企画書のうち以下の様式>
    - ・様式2-2-1、2-2-2、2-2-3、2-2-4、2-2-5、2-2-6、2-2-7、2-2-8、2-2-9、2-2-10、2-2-11
8. 「従来の実施方法に対する改善提案」は、当初契約に基づく数量内で提案がある場合のみ様式2-

2 - 1 2 に記載すること。

- 9 「当初契約に係る予定価格の作成」は、当初契約に基づく数量で行うことから入札価格は当初契約に基づく数量で作成すること。

## 第1編 総則

### 第1条 適用

本個別仕様書は、H28-31 淀川河川公園運営維持管理業務のうち、施設・設備維持管理業務に適用する。

### 第2条 事業者の責務

事業者は、施工にあたって、公園管理業務の特性を踏まえ、共通仕様書、淀川河川公園の設計図書及び現地の気象条件等環境条件を十分に把握のうえ、管理効果が上がるよう配慮し、管理水準を達成すべく、施工にあたるものとする。

### 第3条 事前協議等

事業者は、共通仕様書、淀川河川公園の設計図書及び現地の気象条件等環境条件を十分に照査し、明示無きもの又は疑義が生じた場合は、近畿地方整備局の指定する調査職員等と事前に協議するものとする。

### 第4条 業務実施体制

事業者は、業務実施体制に係る書類を作成し、業務着手までに調査職員等に提出しなければならない。また、施工体制に変更が生じた場合は、その都度、提出しなければならない。

### 第5条 施工体制の点検

事業者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年11月27日法律第127号)第13条2により近畿地方整備局から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。なお、点検員は当該業務の調査職員等とする。

### 第6条 基本事項

1. 施設・設備維持管理を総括する業務責任者の責任のもと実施することとする。
2. 事業者は、本個別仕様書によるほか、関係法令を遵守し、公園利用者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に管理運営を行うものとする。なお、本個別仕様書に記載のない事項又は本個別仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員等と協議するものとする。
3. 事業者は、公園内を常に良好な状態とし、他の業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施することとする。
4. 管理体制人員は、円滑な運営維持管理を行うため、弾力的に配置するものとする。
5. 提供物品は事業者に貸与するが、物品類の修理等は調査職員等に報告の上、事業者が行うこととする。
6. 設備及び提供物品は事業者の注意義務で管理すること。
7. 業務効率化に向けた設備及び物品を事業者が導入する場合は、事前に調査職員等の承諾を受けた上で、事業者の負担にて行うこと。
8. 作業従事者の身分保障、健康管理、服務規律は事業者の責任において行うこと。
9. 作業従事者の服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップに心掛けるものとする。

10. 事業者は、管理する施設、設備及び備品等について、日々稼働状況を把握し、異常が発生したとき又は異常を発見したときは直ちに調査職員等に報告すること。

#### 第7条 安全管理等

1. 本業務の実施に係る車両の運行に際しては、維持管理車両であることを明示するプレートを車体側面に貼付するとともに、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努める。なお、園内の車両通行の際には管理用園路は制限速度 20km/h を厳守する。
2. 作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へすみやかに移動するものとする。
3. 施工中は安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保するものとする。
4. 施工中は園内の施設工作物及び樹木等を破損しない様に注意するものとする。
5. 作業中は服装及び言動に注意し、公園利用者に不快感を与えないよう留意するものとする。

#### 第8条 作業時間

作業時間は、公園利用者の迷惑とならないように配慮し、決定すること。なお、開園時間内に作業を行う場合には、必要に応じて公園利用調整を行うこと。

#### 第9条 事業者の過失による管理を許可した施設等の事故、破損等

管理を許可した施設等に関して、事業者の過失による事故、破損等が生じた場合には、事業者の責任において処理するものとする。なお、事故・器物の破損等が発生した場合には、すみやかに調査職員等に報告すること。

## 第2編 建物維持修繕等

以下、第10条から第14条までは、追加業務として取り扱う。

### 第10条 管理水準

事業者は、公園内の建物を常に良好な状態に維持し、公園利用者への快適・安全なサービスに努めることとする。事業者の責任において常に建物の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。

### 第11条 作成書類

事業者は、調査職員等が指示する主要な建築物の修繕等については、次の各号に掲げる書類を作成し、調査職員等から提出依頼があった場合は、提出すること（別添2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）。

- 1) 作業計画書（工程表含む） - - - - 各作業着手前に作成
- 2) 作業打合簿 - - - - - - - - - - 打合せ毎に終了後、速やかに作成
- 3) 施工図書 - - - - - - - - - - 施工後、速やかに作成
- 4) 作業記録写真 - - - - - - - - - 施工後、速やかに作成
- 5) その他調査職員等が指示する書類 - - 適宜

### 第12条 サービスセンター修繕

サービスセンター建物について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うとともに、次の各号に掲げる修繕及び点検を行うこと。なお、法定点検、大規模な修繕は近畿地方整備局において行うので詳細は調査職員等との協議によるものとする（別添3「管理事務所図」参照）。

- 1) 外観については、美観の維持に努め、塗装面等の防腐、防錆等の点検を行う。
- 2) 自動ドアについては、原則年4回保守点検を実施するものとする。

### 第13条 車庫・倉庫等修繕

車庫、倉庫について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。なお、法定点検、大規模な修繕は近畿地方整備局において行うので詳細は調査職員等との協議によるものとする。

### 第14条 その他修繕

建物の維持修繕において、第12条から第15条までに該当しない項目については、必要に応じて、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。

### 第3編 建物設備維持修繕

以下、第15条から第20条までは、追加業務として取り扱う。

#### 第15条 管理水準

事業者は、公園内の空調設備、昇降機の機能及び消防設備を常に安全かつ良好に維持するため軽微な修繕及び点検を行うものとする。(別添3「管理事務所図」参照)。

#### 第16条 空調設備維持修繕等

建物内に設置されている空調設備について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。また、なお、法定点検、大規模な修繕は近畿地方整備局において行うので詳細は調査職員等との協議によるものとする。

#### 第17条 昇降機等設備保守点検等

建物内に設置されている昇降機等設備について、国土交通省が定めた「建築保全業務共通仕様書」に基づき点検を行い、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。ただし、関係法令等に基づいて実施する法定点検は、近畿地方整備局が別途行う。

#### 第18条 消防設備維持修繕等

建物内に設置されている消防設備について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。なお、大規模な修繕は近畿地方整備局において行うので詳細は調査職員等との協議によるものとする。

#### 第19条 電気設備維持修繕等

建物内に設置されている電気設備について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。なお、大規模な修繕は近畿地方整備局において行うので詳細は調査職員等との協議によるものとする。

#### 第20条 その他維持修繕等

建物内に設置されているその他設備について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。なお、大規模な修繕は近畿地方整備局において行うので詳細は調査職員等との協議によるものとする。

#### 第4編 園路広場維持修繕工

以下、第21条から第22条までは、追加業務として取り扱う。

##### 第21条 管理水準

事業者は、公園内の園路広場等の施設を常に安全かつ良好な状態とし、公園利用者への快適・安全なサービスに努めることとする。

事業者の責任において常に公園内の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。

##### 第22条 園路・広場維持修繕等

園路・階段、舗装、サイン・ファニチャー、手摺・柵等について、区域巡視時及び巡回巡視時に、目視あるいは必要に応じて触診・聴診を行い、施設の異常等の有無を点検する。また4月（連休前点検）と12月（年末点検）の年2回、各サービスセンターを中心に全地区の施設について一斉定期点検を実施する。これらの点検において、異常が認められた場合は、腐朽・破損箇所等の小規模な修繕を適切に行うこと。

なお、大規模な修繕は近畿地方整備局において行うので詳細は調査職員等との協議によるものとする。

## 第5編 遊具維持修繕工、その他修繕

### 第1章 遊具維持修繕工

以下、第23条から第33条までは、追加業務として取り扱う。

#### 第23条 管理水準

事業者は、公園内の遊具について、劣化や危険を早期に発見し、遊具による事故を予防するとともに、適切な運営維持管理業務につなげるよう点検を行うこと。

点検業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等(「遊具の安全に関する規準 JPFA - SP - S : 2014」等)を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

なお、遊具の点検は幼児や児童が遊具の利用者であることから、次の各号に掲げる事項に配慮して行う。

- 1) 安全性の確保
- 2) 機能の保持
- 3) 美観に配慮した形姿の維持

#### 第24条 用語の定義

1. 「点検責任者」は、(社)日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品安全管理士」あるいは、調査職員等が同等と認めたものとする。なお、「点検責任者」は、「点検担当者」以上の経験、知識及び技能を有するものであること。
2. 「点検担当者」は、(社)日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品整備技士」あるいは、調査職員等が同等と認めたものとする。
3. 「同等と認めた者」とは、(社)日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品安全管理士」「公園施設製品整備技士」と比較して同等の学歴、経歴、実務経験、講習会の受講実績等から同等の知識と技術、管理能力等があると調査職員等が認めた者をいう。
4. 「作業」とは、遊具の点検をいう。
5. 「劣化」とは、物理的、化学的、生物的要因によりその物の性能が、低下することをいう。(ただし、地震、火災等の災害によるものを除く。)
6. 「日常点検」とは、目視診断、触手診断、聴音診断等により、遊具の異常、劣化等の有無を調べるために日常的に行う点検をいう。
7. 「定期点検」とは、公園施設製品安全管理士及び公園施設製品整備技士等が一定期間ごとに摩耗状況や変形ならびに経年変化等について点検する「劣化診断」と、「遊具の安全に関する規準 JPFA - SP - S : 2014」に基づき遊具の形状や安全領域等の規準に対する妥当性を評価する「規準診断」をいう。
8. 「SP表示認定企業」とは、(社)日本公園施設業協会が定めた「遊具の安全に関する規準 JPFA - SP - S : 2014」等に基づき製品の設計、製造、販売、施工、点検、修繕を行い、かつ、(社)日本公園施設業協会が定めた規格「SP-S : 2014QMS - SP 表示認定規格」を満たすマネジメントシステムを構築していると(社)日本公園施設業協会に認定された企業をいう。
9. 「SP点検済シール」とは、「SP マーク」を付された「点検済シール」で点検、修繕した遊具が、「遊具の安全に関する規準 JPFA - SP - S : 2014」に合致したと認められた時に、安全性の確保が維持されていることを示すために、SP表示認定企業が貼付することができるシールをいう。



## 第25条 点検の範囲

点検とは、遊具の形状を調査し、JPFA - SP - S : 2014 に基づく規準診断等を行い、報告書を作成するまでの一連の行為をいう。

## 第26条 事業者の負担

点検業務に必要な工具、測定機器等は事業者の負担とする。

## 第27条 点検の種類

点検には、「日常点検」「定期点検」がある。

事業者は各点検の内容とその必要性を正しく理解した上で業務計画書を立案し、調査職員等に承諾を受けてから点検を実施しなければならない。

## 第28条 診断の方法

遊具の点検は、点検表を作成し、診断することで安全性を確認すること。

診断方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

### 1) 目視診断

遊具の外観・形状を観てその劣化状態を診断する方法

### 2) 触手診断

遊具を素手で触ってその劣化状態を診断する方法

### 3) 聴音診断

遊具の可動部を動かし、発生する音、ガツツキの状態の有無を判断し、劣化状態を診断する方法

### 4) 打音診断

遊具を点検ハンマー等で軽打し、異音の有無を判断し、その劣化状態、亀裂、ボルトの緩み等を診断する方法

### 5) 揺動診断

遊具本体を揺り動かし、仕様に対応できるかを診断する方法（複合系遊具の場合は単体ごとに行う）

### 6) JPFA 検査器具による判定

JPFA が開発した器具で遊具の規準（JPFA - SP - S : 2014）に適合しているかを調べる

### 7) ノギスによる測定（JIS 認定商品を使用する）

### 8) メジャーによる測定（JIS 認定商品を使用する）

### 9) 傾斜計による測定

## 第29条 作成書類

事業者は、次の各号に掲げる書類を作成し、調査職員等から提出依頼があった場合、提出すること。

### 1) 作業計画書

業務計画書に基づき作業実施日、作業内容、作業手順、作業範囲、点検責任者名、点検担当者名、安全管理者等を具体的に定めた定期点検に関する作業計画書を作業前に作成して調査職員等の承諾を受けること。作業計画書には、点検の作業中に利用を中止した方が良いと判断された遊具の取

扱と処置方法、連絡手順について記載すること。

2) 定期・精密点検記録簿

点検実施後、(社)日本公園施設業協会が定めた「遊具の安全に関する規準 JPFA - SP - S : 2014」に記載する「定期点検総括表」「定期点検表」「特別定期点検表」に基づき速やかに作成すること。

3) 写真帳

客観的な判断材料として、必要に応じて遊具施設の劣化や破損状況を写真に記録すること。

写真は、着手前、作業状況(規準点検状況・劣化点検状況)からなり、点検表と照合できるよう、点検実施後、速やかに写真帳に整理すること。

4) その他調査職員等が指示する書類 - - 適宜

第30条 日常点検

1. 日常点検を行う者は、遊具の外観を目視し、必要に応じて触診により部材の腐食、亀裂、変形、ボルトの脱落等の施設の変形や異常の有無を調べる。また、設置面や植栽等を含めた遊具周辺の確認も行う。
2. 日常点検は、区域巡視時及び巡回巡視時に行うものとする。
3. 点検対象遊具は、以下の通りとする。

遊具区分、タイプ		地区名	海	太	大	木	出	西	豊	鳥	鳥	三	大	合計	備考
区分			老	子	日	屋	口	中	里	飼	飼	島	塚		
			江	橋	元			島		西	上	江			
石の山・人工的な築山型	複合遊具(小)		1											1	土管連結
すべり台	コンクリート型	単体遊具-B				5								5	
	ローラー式型	単体遊具-B			1									1	
複合遊具(コンクリート)	複合遊具(小)		1											1	帆掛け船
健康器具系施設	単体遊具-A				3									3	ステン製
	単体遊具-A												11	11	木製(現在使用不可)
フィールド・アスレチック遊具	単体遊具-A							3						3	人工木材製
スプリング遊具	単体遊具-A				8									8	
その他の	ジャンクポン	単体遊具-A								1				1	コンクリート製遊具
	汽車・新幹線・宇宙船	複合遊具(小)				3				5				8	コンクリート製遊具

四角柱	単体遊具-A											2	2	コンクリート製遊具
動物（コンクリート）	単体遊具-A	4	15	20	14	9		10		6	8	5	91	
その他コンクリート遊具	単体遊具-A	3							1	1	7		12	
動物（樹脂）	単体遊具-A			6							1		7	
動物（ゴム）	単体遊具-A	4											4	
動物（フロン）	単体遊具-A											2	2	
その他遊具	単体遊具-A									24			24	
合計		13	15	38	22	9	3	10	7	31	16	20	184	

4. 公園内巡視時に日常点検を行う者は、点検箇所や点検方法をよく理解したうえで、日常点検を実施すること。
5. 事業者は、対象となる遊具の経年変化に伴う劣化状況を把握するため、日常点検記録簿を精査したうえで、保管しておく。
6. 点検履歴については、遊具履歴書を作成、追記、修正をすること。
7. 台風や豪雨等の異常気象時や震度5以上の地震発生により、遊具に異常箇所が生じるおそれのある場合に、遊具及び遊具の周辺状況について、必要に応じて特別巡視を実施し、臨時的に点検を行うものとする。また、遊具の利用者が怪我をした場合や、他公園において類似遊具等で事故があった場合も点検を行うものとする。

### 第31条 定期点検

1. 定期点検を完了させるために、管理体制を確立し、品質、工程、安全、法令遵守等の業務管理を行う。
2. 事業者は、点検責任者を定め調査職員等に届け出る。また、点検責任者を変更した場合も同様とする。
3. 点検を行う月日及び時間等は、作業計画書により実行する。
4. 点検対象遊具は、日常点検に準ずる。
5. 遊具の点検内容は、(社)日本公園施設業協会が規定する「定期点検総括表」「定期点検表」「特別定期点検表」に基づいて実施し、その結果について定期点検記録簿としてとりまとめ報告する。
6. 点検作業の中で測定を行う必要がある場合は、定められた測定機器又は(社)日本公園施設業協会認定の、JPFA 検査器具、JPFA 肉厚測定器、JPFA 落下衝撃測定器等を使用して行う。
7. 点検作業と点検表に基づく判定は別の者がそれぞれ担当し、職務を兼ねることはできない。
8. 点検責任者は、「劣化診断」による劣化判定と「基準診断」によるハザードレベルを組み合わせて総合的な機能判定を行うこと。その判定基準については、必要に応じ事前に調査職員等と協議

をしておくこと。

9. 定期点検は、年1回実施すること。

10. 点検終了後、「合格」と判断された遊具について、「SP 点検済みシール」を貼付出来る遊具には調査職員等の承諾を受けて、点検実施時期を明記して添付する。

### 第32条 遊具維持修繕等

点検により確認された破損箇所については、小規模な修繕等を適切に行うこと。なお、大規模な修繕は近畿地方整備局において行うので詳細は調査職員等との協議によるものとする。

### 第33条 その他

1. 点検作業においては、安全管理を徹底し、作業中であることを掲示して、公園利用者の遊具利用への影響が無いように十分な安全対策を講ずること。
2. 定期点検等で不良と判断された場合は、速やかに調査職員等へ報告すること。
3. 点検で異常が発見された場合、もしくは、異常の可能性がある場合は、使用禁止が妥当と判断される遊具について、業務計画書等で事前に調査職員等と打合せた手順に従い、ロープやネット等で使用できないように処置するとともに、使用禁止表示を行い、公園利用者に事故が起きないように安全対策を実施する。併せて、調査職員等に速やかに連絡する。
4. 点検作業は、作業に適した服装にて作業を実施し、「公園施設製品安全管理士」「公園施設製品整備技士」の携帯用認定証等がある場合は携帯して作業に従事する。
5. 本仕様書に記載されていない事項については、(社)日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する基準 JPFA - SP - S : 2014」を参考にすること。

## 第2章 その他修繕

以下、第34条から第35条までは、追加業務として取り扱う。

### 第34条 管理水準

事業者は、公園内を常に良好な状態に維持し、公園利用者への快適・安全なサービスに努めることとする。

事業者の責任において常に公園内の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。

### 第35条 その他修繕等

園路広場及び遊具以外の工作物について、必要に応じて、適宜巡回点検し、破損箇所については、小規模な修繕等を適切に行うこと。なお、大規模な修繕は近畿地方整備局において行うので詳細は調査職員等との協議によるものとする。

## 第6編 電気設備維持修繕

以下、第36条から第37条までは、追加業務として取り扱う。

### 第36条 管理水準

事業者は、本公園の電気設備について、関係法令を遵守し、機能を常に安全かつ良好に維持するため点検を行うものとする。

### 第37条 電気設備維持修繕等

1. 分電盤・配電盤等、別添28「工作物に係る点検整備（位置図）」に示す施設について、計器による設備の運転状況の把握や目視、触手、聴音による点検を行う。
2. 点検の結果に応じ、清掃、調整、消耗部品の交換及び補充、軽微な修繕等を適切に行うこと。なお、法定点検、大規模な修繕は近畿地方整備局において行うので詳細は調査職員等との協議によるものとする。
3. 落雷があった場合には、すみやかに電気設備の巡回点検を行うこととする。
4. 開園時間外に電気設備において異常が発生した場合は、法定点検の受託者等と連携して、適切な措置を講じること。

## 第7編 排水施設維持修繕

以下、第38条から第39条までは、追加業務として取り扱う。

### 第38条 管理水準

事業者は、公園内の汚水・排水施設の機能を常に安全かつ良好に維持するため点検を行うものとする。

### 第39条 排水施設維持修繕

1. 公園内の側溝、排水枡等の排水施設について、適宜巡回点検し、異常があれば小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。
2. 台風や大雨が予想される場合は、巡回点検を行うとともに、適切な対策を講じるものとする。

## 第8編 給水施設維持修繕

以下、第40条から第41条までは、追加業務として取り扱う。

### 第40条 管理水準

事業者は、本公園の給水施設について、関係法令を遵守し、常に安全かつ良好に維持するため点検を行うものとする。

### 第41条 給水施設維持修繕等

1. 別添 28「工作物に係る点検整備（位置図）」に示す、水道管、仕切弁等について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。なお、法定点検、大規模な修繕は近畿地方整備局において行うので詳細は調査職員等との協議によるものとする。
2. 点検の結果に応じ、清掃、調整、消耗部品の交換及び補充、軽微な修繕等を行う。



## 第9編 その他設備維持修繕等

以下、第42条から第44条までは、追加業務として取り扱う。

### 第42条 管理水準

事業者は、本公園の放送設備、電話設備等について、関係法令を遵守し、機能を常に安全かつ良好に維持するため点検及び修繕を行うものとする。

### 第43条 放送設備保守点検等

別添28「工作物に係る点検整備（位置図）」に示す園内の放送設備、スピーカー、配線等について、計器による設備の運転状況の把握や目視、触手、聴音による点検を年1回行い、破損箇所の小規模な修繕等を適切に行うこと。

### 第44条 電話設備維持修繕等

日常、園内の電話設備、配線等について、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕等を適切に行うこと。なお、大規模な修繕は近畿地方整備局において行うので詳細は調査職員等との協議によるものとする。

## 第10編 園内清掃、公園内建物清掃

### 第1章 基本事項

以下、第45条から第47条までは、追加業務として取り扱う。

#### 第45条 管理水準

事業者は、公園施設を常に清潔を保ち、快適な環境を保持する。また、本公園の利用状況に適切に対応するため、作業内容、作業場所等について十分に検討するとともに、周辺地域に配慮した実施時期の調整を行うものとする。

#### 第46条 消耗品

本清掃作業に必要な消耗品については、支給しない。

#### 第47条 事業者の過失による管理を許可した施設等の事故、破損等

管理を許可した施設等に関して、事業者の過失による事故、破損等が生じた場合には、事業者の責任において処理するものとする。なお、事故・器物の破損等が発生した場合には、すみやかに調査職員等に報告すること。

## 第2章 清掃

以下、第48条から第51条までは、追加業務として取り扱う。

### 第48条 建物清掃

- 1) 清掃箇所は、各サービスセンター、レストセンターとする。(別添3「管理事務所図」参照)。
- 2) 壁、床、扉、窓、柱、ベンチ、机、イス、黒板等は、掃き掃除、拭き掃除を行い、公園利用者に不快感を与えないよう清潔に保ち、必要に応じて薬液類を使用し洗浄するものとする。
- 3) くもの巣、ハチの巣、ガムのかす等がある場合は、速やかに取り除くものとする。
- 4) 天井、照明器具、展示物等は、必要に応じ清掃するものとする。
- 5) 清掃箇所及び実施頻度は下表の通りとする。なお背割堤サービスセンター(仮称)展望室のガラス窓については公園利用者に不快感を与えないように適宜清掃を行うものとする。

清掃箇所	実施頻度
守口サービスセンター 太間サービスセンター 鳥飼サービスセンター 庭窪レストセンター 背割堤サービスセンター(仮称)	1回/2日実施

### 第49条 工作物清掃

- 1) 対象施設は、業務対象敷地内に位置する各種の工作物とする。ただし、収益施設は除く。
- 2) 拾い清掃による紙くず、空き缶等の除去や掃き掃除による土ぼこり、落ち葉等の除去により、園路(園地含む)や側溝、水飲場、遊具等の工作物をきれいな状態に保つこと。
- 3) 回収したゴミは指定場所に集積すること。
- 4) U型溝、排水柵等の排水設備の性能を維持するため、適宜点検を行う。ゴミ、土砂等の堆積が見られた場合は、それらの除去、清掃を行う。
- 5) 公園利用者が直接触れるベンチやテーブル等は、汚れが無いよう水拭き等の清掃を行い、同時にささくれ、がたつき等による危険箇所の確認を行うこと。
- 6) 水飲み場は、排水口等に溜まっているゴミ、土砂等を除去し、たわし、デッキブラシ等を用いて洗浄する。
- 7) 移動式トイレは、手洗い水が常時あるように補充するとともに、トイレットペーパーを管理所に常備し利用者の便宜を図る。また、1日1回トイレのタンク容量の確認を行う。汚れが認められた場合、清掃(便器、床のデッキブラシ等による洗浄、壁、柵等の水拭きによる清掃)を実施し、清潔な状態を維持すること。
- 8) 徒渉池等へビン、缶等が投棄されていないか確認し、発見した場合は除去・清掃を行う。
- 9) 外灯等の設備について、汚れがひどい場合には清掃を行うこと。
- 10) 大規模な行催事の開催後は、行事主催者が許可条件に沿った適切な清掃、塵芥の処理を行っているか確認を行うものとする。
- 11) 実施頻度は下表の通りとする。

清掃箇所	実施頻度
全地区	適宜実施

第50条 移動式トイレの汲み取り

- 1) 区域巡視時に1日1回トイレの汚物量の確認を行う。
- 2) 汚物量の状況に応じ、下表に示す各自治体の回収方法に従って回収日を調整のうえ、自治体窓口もしくは委託業者に汲み取りを依頼する。
- 3) トイレの汚物量の状況によっては、臨時回収を行うものとする。

対象自治体	該当地区	収集方法等
大阪市	海老江、大淀野草、長柄、長柄河畔、毛馬、赤川、城北河畔、太子橋、十三野草、西中島、豊里	月曜日にその週のくみ取り対象トイレを指定し依頼。
守口市	外島、守口、八雲、八雲野草、庭窪河畔、大日、佐太西	事前にカレンダーでくみ取り日を調整。原則金曜日に実施。
寝屋川市	仁和寺野草、点野野草、大間、木屋元	事前にくみ取り日を調整。
枚方市	出口野草、出口、出口河畔、伊加賀野草、三矢、枚方	毎月第2、4木曜日。
摂津市	一津屋野草、一津屋河畔、鳥飼西、鳥飼野草、鳥飼下、鳥飼上	2週に一回市の、都合の付く日
高槻市	三島江、三島江野草、大塚	大塚地区 毎週月曜日 三島江地区 1回/2週間 市の都合の付く日
島本町	島本	不確定、適宜依頼
大山崎町	大山崎	
八幡市	背割堤	市の予定表による。

第51条 雑作業等

事業者は、使用機材等の改良・メンテナンス、使用車両の給油・メンテナンス、等の業務責任者の判断による作業を行うこと。

H28-31 淀川河川公園運営維持管理業務  
個別仕様書  
【植物管理】

平成 27 年 8 月

## <留意事項>

H28-31 淀川河川公園運営維持管理業務個別仕様書【植物管理業務】については、第2章第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第3章第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第4章第19条に関する業務内容の取扱いを以下とする。

1. 上記の業務内容は、当初契約の対象としない。
2. そのため、平成28年度予算の配賦がなされた場合においては、当初契約に基づく数量に加え、ただちに計画数量に基づく契約の変更及び業務計画書等の変更を行う「追加業務」とする。
3. 追加業務は、平成28年4月1日から履行を開始することを想定しているが、追加業務の内容にかかる平成28年度支出負担行為計画示達日が4月2日以降となった場合は、契約締結は支出負担行為計画示達日とする。
4. 平成28年度予算が暫定予算となった場合は、追加業務の予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、全額計上されていないときは、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。
5. 追加業務にかかる適正な履行が可能となるよう、履行準備については、当初契約の対象である別紙6：本業務全体の計画立案及びマネジメントで行うこととする。
6. 現段階で想定している追加業務は、別紙39：追加業務にかかる計画数量総括表を参照すること。
7. 実施方針および企画書等に関するヒアリングは、当初契約に基づく数量ではなく、追加業務も含めた計画数量に対して行うことから、以下の申請書及び企画書の作成にあたっては追加業務も含めた計画数量を満たす提案とすること。
  - <実施要項 P36 に示す申請書のうち以下の様式>
    - ・様式1-5 業務実施体制
    - ・様式1-6 実施方針
  - <実施要項 P37 に示す企画書のうち以下の様式>
    - ・様式2-2-1、2-2-2、2-2-3、2-2-4、2-2-5、2-2-6、2-2-7、2-2-8、2-2-9、2-2-10、2-2-11
8. 「従来の実施方法に対する改善提案」は、当初契約に基づく数量内で提案がある場合のみ様式2-2-12に記載すること。
9. 「当初契約に係る予定価格の作成」は、当初契約に基づく数量で行うことから入札価格は当初契約に基づく数量で作成すること。

## 第1章 総則

### 第1条 適用

本個別仕様書は、H28-31 淀川河川公園運営維持管理業務のうち、植物管理業務に適用する。  
植物管理として、中低木管理、高木管理、草丈管理、草花管理の4種の施工について、適用する。

### 第2条 事業者の責務

事業者は、施工にあたって、公園管理業務の特性を踏まえ、共通仕様書、淀川河川公園の設計図書及び現地の気象条件、土壌条件等環境条件を十分に把握のうえ、管理効果が上がるよう配慮し、目標とする管理水準を達成すべく、施工にあたるものとする。

### 第3条 事前協議等

事業者は、共通仕様書、淀川河川公園の設計図書及び現地の気象条件、土壌条件等環境条件を十分に照査し、次の各号に掲げる事項のほか明示無きもの又は疑義の生じた場合は、調査職員等と事前に協議するものとする。

また、管理年度内にあっても、管理実態に合わせて、効率化に向けた管理施工上の工夫が可能な場合は、調査職員等に提案し、協議の上、変更理由を明記の上、業務計画書の変更を行うことも可能である。

- 1) 植物について補植を要する事態が生じたとき。
- 2) 既存木の移植（又は伐採）を行う必要が生じたとき。
- 3) 公園利用者サービスに供するために新規植栽の必要が生じたとき。

### 第4条 業務実施体制の点検

事業者は「公共業務の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年11月27日法律第127号)第13条2により近畿地方整備局から業務実施体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。なお、点検員は当該業務の調査職員等とする。

### 第5条 歩掛実態調査及び諸経費動向調査

本業務は、歩掛実態調査及び諸経費動向調査の試行業務であり、調査職員等より指示のあった場合、別途通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行うこと。

調査票は、業務終了後速やかに調査職員等に提出するものとする。又、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

### 第6条 基本事項

1. 植物管理業務を総括する業務責任者の責任のもと実施することとする。
2. 事業者は、本個別仕様書によるほか、関係法令を遵守し、公園利用者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に管理運営を行うものとする。なお、本個別仕様書に記載のない事項又は本個別仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員等と協議するものとする。
3. 事業者は、公園内の植物を常に良好な状態とし、他の業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施することとする。
4. 管理体制人員は、円滑な運営維持管理を行うため、植生状況に基づき弾力的に配置するものとする。

る。

- 5．提供物品は事業者に貸与するが、物品類の修理等は調査職員等に報告の上、事業者が行うこととする。
- 6．設備及び提供物品は事業者の注意義務で管理すること。
- 7．植生状況等に基づく業務効率化に向けた設備及び物品を事業者が導入する場合は、事前に調査職員等の承諾を受けた上で、事業者の負担にて行うこと。
- 8．スタッフの身分保障、健康管理、服務規律は事業者の責任において行うこと。

#### 第7条 安全管理等

- 1．常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。
- 2．本業務の実施に係る車両の運行に際しては、維持管理車両であることを明示するプレートを車体側面に貼付するとともに、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努める。なお、園内の車両通行の際には管理用園路は制限速度 20km/h を厳守する。
- 3．作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へすみやかに移動するものとする。
- 4．危険防止のため、枯損木や枯枝の早期発見と枯枝の除去、及び、全ての作業実施時に作業エリアをバリケード等で囲い作業中であることを明示すること等、施工中は安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保するものとする。
- 5．施工中は園内の施設工作物及び樹木等を破損しない様に注意するものとする。
- 6．作業中は服装及び言動に注意し、公園利用者に不快感を与えないよう留意するものとする。

#### 第8条 利用サービス

- 1．公園利用者に対する案内及び緊急対応等のサービスに努めること。
- 2．業務責任者を含めた全てのスタッフは調査職員等の指定する名札を作成し着用すること。
- 3．スタッフの服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップに心掛けるものとする。
- 4．公園利用者に対して、管理作業内容の情報を提供する必要がある場合には、作業場所において適切な説明看板類を掲示するものとする。



## 第2章 中低木管理

以下、第9条から第13条までは、追加業務として取り扱う。

### 第9条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす低木管理を行うこと。(別添29「樹木・草花管理区域図」参照)

管理目標	・公園利用者にとって安全で快適な利用環境の確保
管理水準	・利用者の安全確保面および快適な利用面で支障となる、枯損枝、伸長枝等が除去されていること。 ・巡視時における見通しの支障となる、枯損枝、伸長枝等が除去されていること。 ・管理所および駐車場周辺において、安全管理面での見通し確保の支障となる、枯損枝、伸長枝等が除去されていること。
標準実施回数	
中低木剪定工	・巡視時に見通しの支障の状況を確認し、必要に応じ適宜実施する。標準的な実施回数は年1回とする。
対象地	・公園内の全域を対象とする。

### 第10条 中低木剪定工

1. 樹種毎の特性に応じ、主に刈り込み機械(ヘッジトリマー等)を用いた剪定作業を行うこと。
2. 刈り取った枝葉は調査職員等の指定する箇所に運搬、集積すること。

### 第11条 中低木地除草工

1. 人力による抜根除草とし、根に付着した土を取り除いた後、調査職員等の指定する場所に箇所に運搬、集積すること。

### 第12条 中低木病虫害防除工

1. 病虫害の発生を確認したときは、業務責任者の判断で速やかに対応すること。
2. 薬剤散布は、原則として開園時間外の施工とする。病虫害の発生状況、散布時間、枝葉のボリュームなどを考慮して薬剤、希釈倍率及び散布方法、散布量について配慮すること。

### 第13条 中低木雑工(雑作業)

1. 中低木雑工については業務責任者の判断する作業を実施するものとする。

### 第3章 高木管理

以下、第14条から第18条までは、追加業務として取り扱う。

#### 第14条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす高木管理を行うこと。(別添29「樹木・草花管理区域図」参照)

管理目標	背割堤地区サクラ並木	サービスセンター・レストセンター内の景観木
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・春の開花期の鑑賞や、夏季の緑陰としての機能の維持</li> <li>・公園利用者にとって安全で快適な利用環境の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各サービスセンターの景観木としての機能の維持</li> <li>・公園利用者にとって安全で快適な利用環境の確保</li> </ul>
管理水準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の安全確保面および快適な利用面で支障となる、枯損枝、支障枝等が除去されていること。</li> </ul>	
標準実施回数	(単位;回/年)	
剪定	枯れ枝、支障枝落ろし、薬剤散布を適宜実施(ヤゴ取等は随時行う) 標準的な実施回数は年1回とする。	
対象地	背割堤地区サクラ並木	守口、太間、鳥飼サービスセンター、庭窪レストセンター

#### 第15条 高木剪定工

1. 樹種の特性に合った剪定作業を行うこと。
2. 公園利用者の動線上の高木については、支障枝・枯枝等を適切に除去し、落ち枝等によるけがなどないように努めること。
3. 調査職員等の指示する景観上重要な樹木については、樹形の維持及び眺望の確保に努めること。
4. 剪定した枝葉は、調査職員等の指定する箇所に運搬、集積すること。

#### 第16条 ヤゴ取り工

1. ヤゴ取りは、やご(ひこばえ)、幹ぶき(胴ぶき)を剪定鋏、鋸等で剪定するものとする。

#### 第17条 高木病虫害防除工

1. 病虫害の発生を確認したときは、業務責任者の判断で速やかに対応すること。
2. 薬剤散布は、原則として開園時間外の施工とする。病虫害の発生状況、散布時間、枝葉のボリュームなどを考慮して薬剤、希釈倍率及び散布方法、散布量について配慮すること。

#### 第18条 高木雑工(雑作業)

1. 高木雑工については、業務責任者の判断する作業を実施するものとする。

## 第4章 草丈管理

以下、第19条は、追加業務として取り扱う。

### 第19条 草丈管理

1. 管理員は、区域巡視において毎日一回、所定の調査地点における草丈を測定し記録する。それらを集計し、草丈報告書を調査職員等に提出する。
2. 調査地点は、別添30「草丈調査報告書(草地管理区域図)」に示すとおりとする。
3. 事業者は、草丈調査の結果、公園の利用状況及び予定を踏まえ、高水敷の除草を実施する国事務所に対し、適切な除草の時期及び方法について調査職員等に情報提供を行う。
4. 公園の快適かつ安全な利用の障害、または公園の美観を損なう雑草については、巡回時に管理員が適宜除去を行うものとする。

## 第5章 草花管理

### 第20条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす草花管理を行うこと。

なお、草花管理においては、行催事の開催時期等に十分留意すること。

対象エリア名称	目的・目標	管理頻度
長柄地区 太間地区 大塚地区 枚方地区	季節ごとに咲く既存の花類について、鑑賞に耐えるレベルに維持管理を行うこと。	枚方地区：ポット苗植付け2回/年 長柄・太間・大塚地区：播種 2回/年

### 第21条 草花材料一般

1. 花苗は発育良好で病害虫に侵されていないものを使用する。
2. 球根はよく充実し、傷がなく、病害虫に侵されていないものとする。

### 第22条 草花耕耘工

1. 植付け・播種前に、現地の状況に応じて抜根、土壌改良、土の入れ替えを行い、花の生育を助長させる。

### 第23条 草花植栽工

1. 花苗、球根の植えつけの際のデザインについては、事前に調査職員等と協議の上の決定する。
2. 植えつけ後、よく灌水し、傾き、根の浮き上がりなど、植え付けが確実にないものは植えなおしをする。

### 第24条 草花除草工

1. 植付け・播種後は、生育状況を観察し、必要に応じて人力除草および灌水を実施する。

### 第25条 草花雑工（雑作業）

1. 草花雑工については業務責任者の判断する作業（花がら摘み、ピンチ、摘心、誘引、ロープ柵設置・撤去等）を実施するものとする。

## 第6章 特殊管理

### 第26条 対象

本章は、植物廃棄物処分工について、適用する。

### 第27条 植物廃棄物処分工

- 1．剪定や枯損枝除去により発生した植物性廃棄物については、建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日改正）等の関係法令により適切に処理するものとする。

H28-31 淀川河川公園  
収益施設等管理運営規定書

平成 2 7 年 8 月

## 目次

### はじめに

#### 第1編 淀川河川公園収益施設等管理運営共通規定書

第1章 総則 .....	1
第2章 マネジメント（運営管理） .....	17
第3章 ホスピタリティ（施設利用者対応） .....	22
第4章 安全衛生管理 .....	24
第5章 施設管理 .....	28
第6章 財産管理 .....	30

#### 第2編 淀川河川公園収益施設等管理運営個別規定書

第1章 運動施設 .....	32
第2章 自動販売機 .....	39
第3章 自主事業における行催事等 .....	41

## はじめに

本規定書は、淀川河川公園の一元的な運営維持管理を進めるにあたり必要な公園利用者サービス向上のための収益施設である運動施設、及び自動販売機の管理運営業務及び自主事業において、遵守すべき法令類や規範等の基本事項を取りまとめたものである。

なお自動販売機は裁量施設であり、事業者が近畿地方整備局の許可を受けた上で自ら設置することのできるものである。

淀川河川公園の運営維持管理業務を実施する事業者が独立採算で行う収益施設等管理運営業務の指針として、また許可申請時における管理運営要領の作成に際して、本規定書を参考にされたい。



# 第1編 淀川河川公園収益施設等管理運営共通規定書

## 第1章 総則

### 第1条 履行場所及び履行期限

#### 1. 履行場所

施設名称 淀川河川公園

所在地 大阪市福島区海老江三丁目・四丁目・六丁目並びに大阪市北区大淀北二丁目  
(海老江地区)～京都府八幡市八幡在応寺先地(背割堤地区)

面積 333.0ha うち収益施設許可面積 377,992 m<sup>2</sup>(予定)

#### 対象となる収益施設

対応窓口	地区名	公園施設の名称	許可面積 (予定)(m <sup>2</sup> )	数量
守口サービスセンター	海老江地区	野球場	18,889	4面
		少年野球場	7,655	2面
		テニスコート	1,836	3面
		サッカー・ラグビー場(陸上トラック兼用)	8,515	1面
	毛馬地区	野球場	7,589	2面
		テニスコート	1,321	2面
		サッカー・ラグビー場(陸上トラック兼用)	8,613	1面
	赤川地区	テニスコート	4,933	6面
		サッカー・ラグビー場	9,502	1面
	太子橋地区	野球場	12,017	2面
		少年野球場	4,311	1面
	外島地区	テニスコート	5,423	6面
		陸上トラック	5,627	1面
	八雲地区	少年野球場	4,193	1面
テニスコート		2,104	3面	
西中島地区	野球場	16,157	3面	
豊里地区	テニスコート	2,559	4面	
太間サービスセンター	大日地区	野球場	14,411	2面
	佐太西地区	野球場	14,468	2面
		少年野球場	5,108	2面
		テニスコート	2,110	3面
	仁和寺野草地区	パターゴルフコース	15,501	27ホール
		ゲートボール場	1,932	3面
	太間地区	ディスクゴルフコース(8ホール)・グラウンドゴルフ(24ホール)兼用	13,380	1面
		野球場	4,879	1面
		陸上トラック	6,251	1面
	木屋元地区	野球場	10,111	2面
		サッカー・ラグビー場	12,749	1面
テニスコート		2,505	3面	
三矢地区	テニスコート	2,945	4面	
枚方地区	淀川スタジアム(野球場・サッカー場兼用)	14,549	1面	
鳥飼サービスセンター	鳥飼下地区	サッカー場	10,194	1面
		フットサルコート	2,812	2面
	鳥飼上地区	野球場	20,532	3面
		テニスコート	5,266	7面
	サッカー・ラグビー場(陸上トラック兼用)	13,867	1面	

三島江地区	野球場	12,969	2面
	テニスコート	4,181	4面
	サッカー・ラグビー場	9,851	1面
大塚地区	野球場	14,491	2面
	テニスコート	1,345	2面
	サッカー・ラグビー場	6,886	1面
島本地区	野球場	5,161	1面
	少年野球場	5,161	1面
	テニスコート	1,569	2面
	サッカー・ラグビー場	7,492	1面
大山崎地区	野球場	9,638	2面
	フットサルコート	1,099	1面

このほかに、近畿地方整備局の許可を受けた上で、収益施設として自動販売機を設置することができる。

許可面積は、小数点以下を四捨五入している。

## 2. 履行期限

管理運営期間は、平成28年4月1日から平成32年1月31日までとするが、収益施設の現任施設等運営者あるいは収益施設の次期施設等運営者への引継ぎに際し、期間を変更することがある。ただし、期間の変更により発生する売上額の減少等損失について、近畿地方整備局は補償しない。また、利用者の利便性の確保及び公園全体のマネジメントの観点から、期間変更時に収益施設の現任施設等運営者あるいは収益施設の次期現任施設等運営者の指示を受けることがある。

施設等運営者は、収益施設等管理運営業務（以下「本業務」という。）が適正かつ円滑に実施できるよう収益施設の現任施設等運営者から業務開始日までに必要な引継ぎを受け、開園に備えなければならない。

## 第2条 基本事項

本公園の一元的な運営維持管理を進めるにあたり必要な公園利用者サービス向上のための収益施設である運動施設、自動販売機の管理運営業務及び自主事業からなる本業務は、都市公園法第5条、第6条または第12条の手続きを行った上で実施しなければならない。

## 第3条 本業務の目的

1. 本業務は、本公園内に設定された許可区域内の収益施設の管理運営を行うこと、また、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、独立採算により行う行催事や繁忙期における臨時物販施設等の自主事業を行うことを目的とする。なお、本業務の実施に際して施設等運営者は、以下に掲げる本公園の目的、基本方針、本公園全体の地区構成を十分に理解した上で、本公園内で実施される他の維持管理業務と連携しながら、創意工夫やノウハウを積極的に発揮し、公園利用者及び施設利用者が求める多様なニーズに対して質の高いサービスの提供で応えることで、本業務の遂行に努めなければならない。

## 本公園の施設目的、基本方針、管理運営方針、公園全体の地区構成

### 1) 本公園の施設目的

淀川河川公園は、都市公園法第2条第1項第2号「イ)一の都府県の区域を超えるような見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地」に基づくイ号国営公園である。淀川の広大な河川敷、豊富な自然環境を活かして、近畿のレクリエーション需要の増大に対応するとともに、淀川の河川空間を広域緑地系統の骨格として活用することを目的として、昭和47年から公園整備を進めている。大阪府大阪湾河口部から桂川、宇治川、木津川が合流する京都府三川合流部までの延長約37km、計画面積1,216haのうち、約240ha、計40地区を開園している。昭和48年度の供用開始時から平成26年度までの累計入園者数は約14,770万人であり、平成26年度には約646万人の方々に利用されている。

本公園では、「淀川河川公園基本計画」を平成20年8月に改定し、淀川の自然環境や淀川と人との関わりを次世代に引き継ぐための公園づくりを目指しており、以下の基本方針、整備方針及び管理運営方針のもとに総合的に整備、管理運営を進めている。

### 2) 基本方針

河川は人を含むすべての生物にとって共有の財産であり、淀川における自然環境や歴史・文化、人との関わりを大切にしたい公園にします。

淀川の自然環境や淀川と人との関わりを次世代に引き継ぎます。

多様な主体の参加と連携のもと、全ての生物が共存できる健全かつ秩序ある利用を促し、淀川流域とその周辺の人々が将来にわたって自然とふれあえる公園にします。

### 3) 管理運営方針

淀川の自然環境の保全・再生に関する調査・分析と見直しを行います。

安全、快適に利用できるようにします。

淀川にふれ、学ぶための機会を増やします。

多様な主体の参加と連携を図ります。

### 4) 地区構成

海老江地区、十三野草地区、西中島地区、大淀野草地区、長柄地区、長柄河畔地区、毛馬地区、赤川地区、城北河畔地区、太子橋地区、外島地区、守口地区、豊里地区、八雲野草地区、八雲地区、庭窪河畔地区、大日地区、佐太西地区、仁和寺野草地区、点野野草地区、太間地区、木屋元地区、出口野草地区、出口地区、出口河畔地区、伊加賀野草地区、三矢地区、枚方地区、背割堤地区、一津屋野草地区、一津屋河畔地区、鳥飼西地区、鳥飼野草地区、鳥飼下地区、鳥飼上地区、三島江地区、三島江野草地区、大塚地区、島本地区、大山崎地区

## 第4条 用語の定義

本規定書にて使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 1) 「近畿地方整備局」とは、国営公園の管理主体者であり、H28-31 淀川河川公園運営維持管理業務の発注者のこと。
- 2) 「収益施設」とは、利用料金の徴収や売上金を得て事業者の収入とするために事業者が実施する事業の対象となる施設であり、その使用に当たっては、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第20条に基づき、施設使用料または建物使用料及び土地使用料を納めることが必要となる場合がある。
- 3) 「自主事業」とは、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、近畿地方整備局と事前に協議し、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条、第6条又は第12条に基づく許可を受けた上で、事業者の提案により土地使用料等を納めて独立採算により臨時的飲食・物販施設の運営や行催事を行う事業のこと。
- 4) 「施設等運営者」とは、収益施設の管理運営及び自主事業に関する許可を受けた事業者のこと。
- 5) 「調査職員」とは、近畿地方整備局として本業務を監督する職員のこと。
- 6) 「維持管理業務受託者」とは、H28-31 淀川河川公園運営維持管理業務を受託した事業者のこと。
- 7) 「収益施設等管理運営業務責任者」とは、施設等運営者として第2編淀川河川公園収益施設等管理運営個別規定書に記載されている本業務全体を監理する者のこと。
- 8) 「施設担当責任者」とは、施設等運営者として各収益施設を個別に監理する者であり、主に各収益施設の利用指導や事故報告等を担当する業務従事者のこと。
- 9) 「現場管理員」とは、管理所に常駐し、園内巡視等を担当する業務従事者のこと。
- 10) 「公園利用者」とは、公園を利用する者のこと。
- 11) 「施設利用者」とは、収益施設を利用する者のこと。
- 12) 「開園」とは、駐車場、サービスセンター及び運動施設の運動施設（アイススケート場を除く）の利用可能な期間及び時間のこと。
- 13) 「閉園」とは、駐車場、サービスセンター及び運動施設の運動施設（アイススケート場を除く）の利用を終了あるいは休止している期間及び時間のこと。
- 14) 「閉園措置」とは、出水、地震等の発生に係る危険防止対策として、公園の利用を中止する措置（駐車場の閉鎖、立入禁止措置、利用者への利用中止の呼びかけ・避難誘導等）を行うこと。
- 15) 「許可区域」とは、本業務の管理運営を許可された範囲内のこと。
- 16) 「管理施設」とは、許可区域内にある建築躯体及び建築設備等施設のこと。
- 17) 「管理備品」とは、本業務の実施に必要な機器備品類で、あらかじめ許可区域内に設置されているもののこと。
- 18) 「特定備品」とは、本業務の実施及び運営に必要な設備等機器備品類で、施設等運営者が持ち込んだもののこと。
- 19) 「指示」とは、調査職員が施設等運営者に対し、本業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させること。
- 20) 「承諾」とは、施設等運営者が調査職員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事

項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意すること。

- 21)「協議」とは、本規定書の協議事項及び近畿地方整備局が指示する事項について、近畿地方整備局又は調査職員と施設等運営者が対等の立場で合議すること。
- 22)「確認」とは、本規定書に示された事項について、臨場若しくは関係資料によりその内容について本規定書との適合を判断すること。
- 23)「提出」とは、施設等運営者が調査職員に対し、業務に係わる事項について書面またはその他の資料を説明し、差し出すこと。
- 24)「報告」とは、施設等運営者が調査職員に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせること。
- 25)「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名または捺印したものを有効とする。ただし、緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議するものとする。
- 26)「利用料金」とは、収益施設の使用やそれに伴うサービスの対価として、施設利用者から徴収する料金のこと。
- 27)「施設使用料」とは、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 20 条に基づき、施設等運営者が近畿地方整備局に納める公園の土地又は建物に使用にかかる料金のこと。
- 28)「建物使用料及び土地使用料」とは、本公園の土地または建物を使用して臨時的な飲食・物品販売等を設置する場合に、「行政財産を使用又は収益させる場合の取り扱いの基準について」（昭和 33 年蔵管第 1 号）に基づき近畿地方整備局から金額を通知し、施設等運営者が近畿地方整備局に納める料金のこと。ただし、公共性の高い行催事を淀川河川事務所との共催により行う場合は、建物使用料及び土地使用料は不要となる場合がある。
- 29)「修繕」とは、施設若しくは設備又は備品等の劣化した部分又は部材について、性能又は機能を原状あるいは事実上支障のない状態まで回復させること。
- 30)「軽微な修繕」とは、電球等の交換や壁紙の一部補修等、市販の交換品や補修材を使用して専門の業者に委託することなく対応可能な修繕行為のこと。
- 31)「改修」とは、施設の性能又は機能を従前より向上させる措置を行うこと。
- 32)「保守」とは、施設若しくは設備又は備品等の必要とする性能または機能を維持する目的で行う消耗品または材料の取り替え、注油、汚れ等の除去及び部品の調整等の軽微な作業を行うこと。
- 33)「点検」とは、施設若しくは設備又は備品等の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常または劣化がある場合、必要に応じて対応処置を判断する事を含む。

## 第 5 条 許認可申請等

1. 施設等運営者は、近畿地方整備局に都市公園法第 5 条、第 6 条又は 12 条に基づく許可申請を行うものとする。基本的には、「H28-31 淀川河川公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項 4. 入札に参加する者の募集に関する事項」に基づき提案される「収益施設管

理運営計画書」及び本運営規定書に記載されている条件によるものとする。ただし、申請された事業内容が本公園の利用にふさわしくない場合等、その実施を許可しない場合がある。

なお、臨時売店については、近畿地方整備局が指定する設置場所、設置期間に限り、営業を許可するものとする。

2. 施設等運営者は、実施する事業に係る許認可等各種法令で必要な許可の取得や届出については、所定の期日までに施設等運営者の責任で行うものとする。また、業務を完了する場合は、廃止に係る手続きを行うものとする。

#### 第6条 法令等の遵守

施設等運営者は、業務の履行に当たり本規定書及び近畿地方整備局の指示に従うほか、法令の規定を遵守しなければならない。

#### 第7条 準拠規定

本業務の遂行にあたっては、次の各号に掲げる基準等に準拠する。

- 1) 河川法
- 2) 都市公園法
- 3) 景観法、屋外広告物条例
- 4) 建築基準法
- 5) 消防法（消防庁）
- 6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律、建築物環境衛生管理基準（厚生労働省）
- 7) 水道法
- 8) 電気事業法及びこれに基づく政令等
- 9) 高圧ガス保安法
- 10) ボイラー及び圧力容器安全規則
- 11) 食品衛生法
- 12) 官公法
- 13) 下水道法
- 14) 浄化槽法
- 15) 環境基本法
- 16) 大気汚染防止法
- 17) 水質汚濁防止法
- 18) 騒音規制法
- 19) 振動規制法
- 20) 悪臭防止法
- 21) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 22) 地球温暖化対策の推進に関する法律
- 23) リサイクル法（容器包装リサイクル法、建設リサイクル法、食品リサイクル法）

- 24) エネルギー使用の合理化に関する法律
- 25) 温泉法
- 26) 公衆浴場法
- 27) 旅館業法
- 28) 風俗営業法
- 29) 鉄道法
- 30) 建設業法
- 31) 労働基準法、労働安全衛生法
- 32) 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律
- 33) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）
- 34) 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令
- 35) 移動等円滑化の促進に関する基本方針
- 36) 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン
- 37) 公園のユニバーサルデザインマニュアル
- 38) 公園施設の安全点検に係る指針（案）（国土交通省都市局公園緑地・景観課）
- 39) 原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（改訂版）
- 40) 建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 41) 淀川河川公園における行為の禁止等について（別添４）
- 42) 「H28-31 淀川河川公園 運営維持管理業務」における情報セキュリティについて（別添５）
- 43) 個人情報の保護に関する法律
- 44) 遺失物法
- 45) 国有財産法、会計法、会計検査院法、国の債権管理等に関する法律
- 46) 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第２版）（国土交通省都市局公園緑地・景観課）
- 47) 環境省版レッドリスト「絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト」（環境省自然環境局野生生物課編）
- 48) 「大阪府レッドリスト 2014」
- 49) 「京都府レッドデータブック 2015」
- 50) 著作権法
- 51) その他、関係諸法令

#### 第 8 条 施設等運営者の義務

1. 施設等運営者は、常に公園利用者及び施設利用者の安全に配慮するとともに、施設等運営者の責任において常に施設を含む周囲の観察を行い、本業務について善良なる管理者の注意をもって実施する義務を負うものとする。なお、異常を確認した場合、速やかに近畿地方整備局に報告しその指示に従うものとする。
2. 施設等運営者は、施設が国営公園内にあることを鑑み、その公共性に十分配慮すると共に、淀川河川公園設置の意義を踏まえて行動すること。

3. 収益施設の適正な管理を保持しつつ、施設の管理運営に際して創意工夫やノウハウを積極的に発揮し、本業務の遂行に努めなければならない。
4. 繁忙日には、臨時駐車場の確保や早期開場を行わなければならない。
5. 施設等運営者は、近畿地方整備局が行う安全管理行為（例：緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、消防訓練等）への参加・協力・実施等、近畿地方整備局の求めに応じて、積極的に協力しなければならない。
6. 施設等運営者は、近畿地方整備局が行う各種会議等（例：公園に関する会議、監査・検査、視察、式典、緑化フェア等）への参加・協力・実施、行催事開催時に営業時間の変更等を行うこと、要人案内等、近畿地方整備局や維持管理業務受託者の求めに応じて、積極的に協力しなければならない。
7. 施設等運営者は、調査職員から公園に関する調査、または作業の指示等があった場合には、誠実かつ積極的な対応を行うこと。
8. 管理運営要領の策定及び管理運営に際して、同じ国営公園内において異なる施設を管理する施設等運営者や維持管理業務受託者と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施しなければならない。
9. 別添 4「淀川河川公園における行為の禁止等について」を参考に、収益施設の運営にあたること。
10. 施設等運営者は、本業務の実施にあたって、常に近畿地方整備局と密接な連絡をとり、本業務の目的の達成を図るものとし、その実施状況を記録しておくものとする。

#### 第9条 景観への配慮

施設等運営者は、収益施設の運営においては、施設周辺の景観を阻害することのないよう、景観への配慮に努めなければならない。

#### 第10条 近畿地方整備局と施設等運営者の責任分担

本業務を実施するにあたり、近畿地方整備局と施設等運営者の責任分担を下表「責任分担表」のとおりとする。ただし、「責任分担表」に定める事項に疑義が生じた場合、又は、「責任分担表」に定めのない事項については、近畿地方整備局と施設等運営者の間で十分に協議のうえ決定するものとする。



近畿地方整備局と施設等運営者の責任分担一覧

項目	内 容	近畿地方 整備局	事業者	
			運営 維持 管理	収益 施設
公園施設の管理	公園施設の管理（都市公園法第5条に基づき設置・管理している施設は除く。）			
収益施設の管理	収益施設の管理			
物品の管理	近畿地方整備局より提供のあった物品の管理			
	本業務において取得した物品及び消耗品の管理			
苦情・要望対応	施設管理、運営業務内容に対する住民及び公園利用者からの苦情、訴訟、要望への対応			
	上記以外の場合			
事故・災害時対応	本仕様書等に記載された業務内容による対応			
	上記以外の場合			
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増			
	但し、30/1000以上の物価変動が見込まれる場合			
金利変動	金利の変動に伴う経費の増			
運営日時の変更	開園日時の変更（事業者による提案）に伴う経費の増減			
	収益施設の運営日時の変更に伴う経費の増減			
許認可	都市公園法に基づく許認可			
	公園利用者の受付及び書類交付手続きの補助			
施設・物品等の修繕	事業者の責めに帰すべき事由による場合（事業者による管理が不適切なために修繕が必要になった場合も含む。）（以下この表において「 」という。）			
	修繕にかかる費用が1件あたり100万円を超えない場合かつ年間修繕費用1,000万円（税抜き）【平成28～30年度】、750万円（税抜き）【平成31年度分】を超えない場合（上記を除く。）			
	収益施設の建物の構造に関わる部分を除く修繕にかかる費用（上記を除く。）			
	上記3項目以外の場合 予算の状況により施設の使用中止又は臨時閉園とする場合には、年間業務計画の変更を協議するものとする。			
不可抗力	大規模な自然災害等（災害対策本部運営計画に基づく警戒体制以上の体制をとるような事態）の不可抗力（以下この表において「 」という。）により公園施設に著しい損害を受けた場合に、公園を一時閉園するなどして行わなければならない施設、設備等の復旧等 上記により施設の使用中止又は臨時閉園とする場合には、対応を協議するものとする。			
公園利用者への損害	事業者の責めに帰すべき事由により、公園利用者に損害を与えた場合（事業者の不適切な運営又は、施設管理による公園利用者の怪我等）			
	共通仕様書第33条の保険の付保及び事故の補償に係る場合			
	上記2項目以外の場合			
第三者への損害	事業者の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えた場合			
	上記以外の場合			

年間修繕費用は、軽微な維持管理修繕に要した費用の平成24年～平成26年の実績平均と現在の状況を踏まえた額であり、本業務において事業者によるこれと同程度の修繕を見込んでいる。実績は、別紙32「建物・工作物に係る修繕履歴(修繕箇所、費用等)」を参照のこと。

事業者の責任分担に係る項目のうち の項目については、委託費を充当することはできない。

#### 第11条 公租公課

1. 施設等運営者は、運営に必要な設備等を管理施設に新たに設置等により賦課される不動産取得税、固定資産税、都市計画税、償却資産税その他の公租公課について全て施設等運営者の負担とする。
2. 施設等運営者は、地方税法第73条第7項（不動産取得税の納税義務者等）に定める手続き等、施設等運営者の賦課資産に係る公租公課の分離手続について近畿地方整備局に協力するものとする。

#### 第12条 運営日時等

1. 収益施設の運営日時に関しては、本公園の開園日、開園時間に合わせ、個別施設の各章で定める運営日時を基に別に定めることを原則とするが、運営方法の内容によっては近畿地方整備局との協議の上、当該運営日時を変更して運営することができる。（共通仕様書第12条参照）。
2. 近畿地方整備局が、天変地異、社会的状況の著しい変化及び公園管理上の理由その他やむを得ない事由により、施設等運営者に対し一時休業若しくは営業廃止又は営業時間の変更を指示したときは、施設等運営者は異議を申し立てることはできないものとする。
3. 近畿地方整備局は、前項の規定により施設等運営者が一時休業若しくは営業廃止または営業時間の変更を行ったことによる損害について、その補填の責任を負わないものとする。
4. 施設等運営者の都合により施設を運営する日時等を変更する場合は、あらかじめ調査職員と協議を行った上で、協議の結果を記載した文書にて申請しなければならない。

#### 第13条 提供品目及び利用料金

1. 自動販売機等において提供・販売しようとする品目を定めるに当たっては公園利用者の要望等配慮して定めるものとする。
2. 収益施設の利用料金等については、近畿地方整備局長と協議の上、周辺類似事例に基づき、収益施設全体の収支のバランスを鑑みながら、市場価格に準じて定める。なお、施設等運営者は管理運営要領にて定めたサービス及びその価格に関して変更を希望する場合は、事前に近畿地方整備局と協議を行い、その結果に基づき変更した管理運営要領を近畿地方整備局に提出し、承諾を得なければならない。
3. 施設等運営者が、本規定書に基づき収益施設の管理運営を行うに当たっては、利用料金を施設利用者の見やすいところに表示しなければならない。ただし、利用料金が既に販売商品等に表示されていて、その価格が一般的に知られているものについては、この表示を省略することができる。

#### 第14条 国有財産の施設使用料

1. 施設使用料の定めがある施設について  
毎月の施設使用料については、歳入徴収官近畿地方整備局総務部長が発行する納入告知書により、当月分を指定期日までに納入しなければならない。

指定期日までに施設使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

近畿地方整備局長は、経済情勢の変動その他の事情の変更に基ついて特に必要のあると認める場合には、施設使用料を改定することができる。

なお、風水害その他の事業者の責に帰することが出来ない事由により、長期間閉園が生じた場合の施設使用料の取扱については、近畿地方整備局と施設等運営者の間で協議するものとする。

施設使用料（現時点の目安）

公園施設の名称	税込み施設使用料（円/年）
淀川河川公園収益施設 1式	約999万

面積等条件の変更により金額は増減する可能性がある。

【個別施設毎の施設使用料の現時点の目安】

対応窓口	地区名	公園施設の名称	税込施設使用料（円/年）	数量
守口サービスセンター	海老江地区	野球場	207,779	4面
		少年野球場	84,205	2面
		テニスコート	214,812	3面
		サッカー・ラグビー場（陸上トラック兼用）	93,665	1面
		管理所	196	1基
	毛馬地区	野球場	60,712	2面
		テニスコート	103,038	2面
		サッカー・ラグビー場（陸上トラック兼用）	68,904	1面
	赤川地区	テニスコート	369,975	6面
		サッカー・ラグビー場	66,514	1面
		管理所	124	1基
	太子橋地区	野球場	144,204	2面
		少年野球場	51,732	1面
		管理所	202	1基
	外島地区	テニスコート	601,953	6面
		陸上トラック	61,897	1面
		管理所	186	1基
	八雲地区	少年野球場	46,123	1面
		テニスコート	229,336	3面
		管理所	182	1基
	西中島地区	野球場	323,140	3面
管理所		352	1基	
豊里地区	テニスコート	261,018	4面	
	管理所	180	1基	
	更衣室	874	1基	
守口地区	受付	27,027	1室	
	事務所	32,760	1室	
大間サービスセンター	大日地区	野球場	144,110	2面
	佐太西地区	野球場	159,148	2面
		少年野球場	56,188	2面
		テニスコート	229,990	3面
		管理所	182	1基
	仁和寺野草地区	バターゴルフコース	403,026	27ホール
ゲートボール場		52,164	3面	

対応窓口	地区名	公園施設の名称	税込施設使用料 (円/年)	数量	
		ディスクゴルフコース(8ホール)・グラウンド ゴルフ(24ホール) 兼用	294,360	1面	
		倉庫	1,795	2基	
	太間地区	野球場	68,306	1面	
		陸上トラック	87,514	1面	
		管理所	246	1基	
		受付	23,562	1基	
	木屋元地区	野球場	111,221	2面	
		サッカー・ラグビー場	140,239	1面	
		テニスコート	270,540	3面	
	三矢地区	テニスコート	530,100	4面	
	枚方地区	淀川スタジアム(野球場・サッカー場兼用)	509,215	1面	
		管理所	286	1基	
	鳥飼サービスセン ター	鳥飼下地区	サッカー場	224,268	1面
			フットサルコート	764,864	2面
管理所			182	1基	
受付			22,143	1基	
鳥飼上地区		野球場	205,320	3面	
		テニスコート	563,462	7面	
		サッカー・ラグビー場(陸上トラック兼用)	138,670	1面	
		管理所	178	1基	

対応窓口	地区名	公園施設の名称	税込施設使用料 (円/年)	数量
鳥飼サービスセン ター	三島江地区	野球場	129,690	2面
		テニスコート	413,919	4面
		サッカー・ラグビー場	98,510	1面
		管理所	166	1基
	大塚地区	野球場	188,383	2面
		テニスコート	185,610	2面
		サッカー・ラグビー場	89,518	1面
		管理所	230	1基
	島本地区	野球場	72,254	1面
		少年野球場	72,254	1面
		テニスコート	233,781	2面
		サッカー・ラグビー場	104,888	1面
		管理所	248	1基
	大山崎地区	野球場	144,570	2面
		フットサルコート	212,107	1面
		管理所	256	1基

施設使用料は「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」(S33.1.7 蔵管1号)に基づき算定し、毎年4月1日に前年次使用料との調整を行い改定する予定である。

施設使用料全体額と個別施設毎の施設使用料合計額が合致しないのは、端数調整によるものである。

## 2. 許可申請毎に納入すべき施設

施設等運営者は、施設使用料の定めのない土地または建物を使用する場合は、許可申請毎に占有面積及び期間に応じ告知する建物使用料又は土地使用料を歳入徴収官近畿地方整備局総務部長が発行する納入告知書により、納入告知の日から20日以内に納入しなければならない。

期日までに建物使用料又は土地使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

近畿地方整備局長は、経済情勢の変動その他の事情の変更に基ついて特に必要のあると認める場合には、建物使用料及び土地使用料を改定することができる。

- 1 平成26年度の土地使用料は最大65円/月・m<sup>2</sup>であった。(建物使用料は徴収していない。)
- 2 [建物の占有]及び[土地の占有で占有期間が1ヶ月を超えない場合]は、別途消費税が課される。
- 3 建物使用料及び土地使用料は、「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」(S33.1.7 蔵管第1号)に基づき算定し、毎年4月1日に前年次使用料との調整を行い改定する予定である。

## 第15条 経費等の負担

### 1. 施設等運営者の負担範囲

- 1) 通常の施設運営に関わる一切の費用(営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等)、運営に関する備品等(建物除く)の費用、許可区域に関する各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修または改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。なお、委託費で購入した設備、備品及び消耗品等を本業務に使用することはできない。
- 2) 施設等運営者が管理する収益施設に係る法定点検については原則施設等運営者が点検を行うものとし、近畿地方整備局が実施する法定点検との役割分担について協議の上、実施時期を近畿地方整備局に報告すること。点検結果については遅滞なく近畿地方整備局に書面により報告すること。
- 3) 上記以外に定めのない費用については、近畿地方整備局と協議を行い、協議録を保管するとともに書面をもって負担等を定めるものとする。

### 2. 光熱水費納付

#### 1) 基本料金

基本料金については、サービス拠点施設全体の従量料金に対する収益施設の従量料金で近畿地方整備局の指示のもと維持管理業務受託者が負担金額計算を行い、施設等運営者が負担するものとする。

#### 2) 従量料金

水道及び電気料金については、個別にメーターを設置するなど、各施設の使用料が切り分けられるようにし、その計量により負担するものとする。ガス、その他メーターが設置できない場合は近畿地方整備局と協議するものとする。なお、計算方法については変更する場合がある。

### 3. ごみ処分費用

ごみ処分費用については、施設等運営者と維持管理業務受託者との間で、発生量に応じて、応分の負担を行うこと。発生量等が不明確な場合は、近畿地方整備局と協議するものとする。

### 4. 費用分担における確認

光熱水費やごみ処分、さらにはこれら以外に近畿地方整備局または維持管理業務受託者と施設等運営者との間で費用分担を行う場合にあっては、近畿地方整備局と費用分担ルール及び費用分担結果の近畿地方整備局との確認方法、並びに支払方法について協議すること。また、協議結果を書面にして残すこと。

## 第16条 コンプライアンス

### 1. 守秘義務

- 1) 施設等運営者、若しくはその職員その他の本業務に従事している者または従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、または盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、または盗用した場合には、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第54条により罰則の適用がある。
- 2) 近畿地方整備局が定める情報のセキュリティに関する規定等がある場合は、それに沿って、情報管理を適切に行うこと。

### 2. 個人情報保護

- 1) 施設等運営者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務における事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざんまたはき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2) 施設等運営者は、本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

## 第17条 業務の再委託の禁止

1. 施設等運営者は、業務を他の者に再委託してはならない。ただし、業務の一部を他の者に再委託する場合、あらかじめ書面により近畿地方整備局の承諾を得たときは、この限りではない。
2. 再委託を行う場合、書面により施設等運営者との契約関係を明確にしておくとともに、施設等運営者に対し、業務の実施について適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。
3. 再委託を受けた業務受託者は、入札書の受領期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこととする。
4. 暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者を、再委託を行う業務受託者としてはならない。
5. 施設等運営者は、前項の規定により近畿地方整備局が承諾した業務受託者が、その責めにより近畿地方整備局に損害を及ぼしたときは、近畿地方整備局に対して、その損害を賠償するものとする。
6. 施設等運営者は、前項の規定により近畿地方整備局が承諾した業務受託者が、その責めにより第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに近畿地方整備局に報告するとともに、

第三者に対して、その損害を賠償するものとする。また、その結果については、書面により近畿地方整備局に報告するものとする。

#### 第18条 許可した目的以外の利用及び施設の転貸等の禁止

1. 収益施設を運営するにあたっては、許可した目的以外の利用は禁止する。
2. 施設利用者及び公園利用者に対する安全確保に反する行為をしてはならない。
3. 施設管理者は、施設の全部若しくは一部を第三者に貸与し、または担保に供してはならない。ただし、近畿地方整備局に書面により承諾を得たときは、この限りではない。
4. 施設等運営者は、本業務によって生じる一切の権利義務を他の者に譲渡し、または継承させてはならない。

#### 第19条 業務の履行

1. 管理許可条件に定める運営時間内での運用を休止させてはならない。ただし、近畿地方整備局の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
2. 施設等運営者は、業務の履行期限（継続して、契約した場合は除く）または、契約が解除されるまでは、施設利用者に利便性を図るために本規定書及び管理運営要領を維持することとする。

#### 第20条 業務の解除

施設等運営者の責めに帰すべき事由により適正な収益施設の管理運営が困難となった場合またはその恐れが生じた場合は、近畿地方整備局は施設等運営者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

この場合において、施設等運営者が当該期間内に改善することができなかつたときには、近畿地方整備局は都市公園法第5条2項の許可を取り消すことがある。

#### 第21条 業務の完了・引継、原状回復等

1. 施設等運営者は、施設等運営者の責めに帰すべき事由により、施設を汚損・破損若しくは滅失したとき、または近畿地方整備局に無断で施設の原状を変更したときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。
2. 施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）または、契約が解除された場合は、近畿地方整備局または新たな施設等運営者と十分に協議の上、書面をもって下記事項について事務引き継ぎを行い、公園の管理に支障が生じないようにする。この際、施設等運営者が設置した特定備品を撤去し速やかに管理物件を原状に回復して、近畿地方整備局に引き渡すこと。ただし、原状回復することが不可能若しくは不適當若しくは近畿地方整備局が特定物品の残置を希望した場合、施設等運営者及び近畿地方整備局間で事前に協議を行った上で、近畿地方整備局の書面による承認を得て原状回復せずに引き渡すことができる。
  - 1) 建物や関連設備の鍵の場所等、建物の管理に関する事項。
  - 2) 設備等設置における建物躯体や構造物への影響等に関して留意が必要な事項。

- 3) 建物や設備等の老朽化等により、それら使用において、維持修繕上、留意が必要な事項。
  - 4) 継続的な地域連携イベント等において、運営日時の調整や臨時売店の設置、販売品目の変更、提供等を行うなど、主催者と連携、協力すべき事項。
3. 前項ただし書きの適用がない場合において、施設等運営者が前項本文の原状回復を履行しないときは、近畿地方整備局は施設等運営者が自ら整備した内装・設備等を放棄したものとみなし、現状を維持するかまたは施設等運営者の費用をもって原状回復を行うことができる。
4. 不可抗力その他、近畿地方整備局や施設等運営者の責めに帰することが出来ない事由により管理の継続が困難となった場合は、近畿地方整備局と施設等運営者は管理の継続の可否について協議し、近畿地方整備局が書面により指示することとする。

## 第22条 立退料等の不請求

施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）または、契約が解除された場合、または不可抗力の場合は、近畿地方整備局に対し施設等運営者の施設の買取または立退料等の請求若しくは施設等運営者が支出した有益費等を請求することができない。

## 第23条 保険の付保及び事故の補償

1. 施設等運営者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法及び健康保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2. 施設等運営者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適切な補償をしなければならない。
3. 施設等運営者は、火災保険、自動車任意保険、施設賠償責任保険、動産総合保険の他、必要に応じて各種保険に加入するものとする。
4. 1～3項に規定する保険料、補償費は、施設等運営者の負担とする。

## 第24条 情報公開

1. 施設等運営者は、文書の開示等の情報公開については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成15年5月30日法律第58号）の規定に準じて取り扱うものとする。この場合、調査職員の書面による指示に従うこと。
2. 施設等運営者は、近畿地方整備局が会計法令に基づき実施する事業者に対する立ち入り検査、指示等監督・検査に対して、誠意を持って対応すること。

## 第25条 その他留意事項

本規定書に定めていない事項または疑義を生じた事項に関しては、必要に応じて、近畿地方整備局の指示により、決定することとする。



## 第2章 マネジメント（運営管理）

### 第26条 基本事項

#### 1. 提出書類

- 1) 収益施設等管理運営業務責任者は許可を受けた後に、近畿地方整備局が指定した様式による関係書類を近畿地方整備局に遅滞なく提出しなければならない。
- 2) 施設等運営者が近畿地方整備局に提出する書類で様式が定められていないものは、様式を作成後調査職員に了解を得て提出するものとする。
- 3) 報告書及び経理状況に関する帳簿類等の提出した書類は、近畿地方整備局の求めに応じて常に提出できるよう、許可を受けた施設ごとに整理・保管し、業務成果として施設等運営者において業務完了後5年間保存する。

#### 2. 連絡、協議

- 1) 収益施設等管理運営業務責任者は、必要に応じて調査職員と連絡、協議等を行うこと。またその結果について、書面に記録し相互に確認しなければならない。
- 2) 調査職員と収益施設等管理運営業務責任者は業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については相互に確認しなければならない。
- 3) 施設の運営維持管理に係る各種規定・要項を作成する場合や、追加供用等により契約期間中に管理運営内容が変更する場合、さらにはその他新業務への対応が必要な場合は、近畿地方整備局と施設等運営者の間で書面により調整または協議を行う。
- 4) 不測の事態または疑問等が生じた場合は、速やかに調査職員と協議する。

#### 3. 報告事項

- 1) 施設等運営者は、次の各号に掲げる事項について、近畿地方整備局に書面により報告するものとする。

管理運営要領・・・・・・・・・・・・・・・・許可日より14日以内に提出

管理運営報告書（月毎の売上高、施設利用者数等）・・翌月の10日迄に提出

業務打合せ簿・・・・・・・・・・・・・・・・打合せ毎に終了後速やかに提出

施設保守定期点検等の実施結果報告・・・・・・・・点検後速やかに提出

その他近畿地方整備局が指示する書類・・・・・・・・適宜

### 第27条 業務実施体制

1. 施設利用者に対して、安全・快適な利用サービスを提供するために、必要な資格等専門技術・知識を有する職員を配置するなど本業務を実現する業務実施体制を構築しなければならない。
2. 本業務に加え、施設利用者の案内や苦情・要望、事故・災害等非常時における緊急対応が適切に行われるよう、管理体制を構築しなければならない。
3. 本業務の計画立案及びマネジメントを担当する収益施設等管理運営業務責任者を配置しなければならない。
4. 収益施設等管理運営業務責任者は、維持管理業務受託者が配置する総括責任者と兼務する場合、収益施設等管理運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分しなければならない。

5. 開園期間中は、維持管理業務の業務責任者及び収益施設等管理運営業務責任者のうち、少なくとも2名以上が勤務する体制とすること。さらに収益施設等管理運営業務責任者が勤務しない場合については、本業務に精通した者を勤務させるものとし、緊急対応を含め本業務が円滑かつ迅速に行われる勤務体制をとること。
6. 収益施設等管理運営業務責任者は、維持管理業務受託者と常に調節し、業務を遂行する。
  - 1) 調査職員について  
近畿地方整備局は、本業務における調査職員を定め、施設等運営者に通知するものとする。  
調査職員は、本規定書に定められた事項の範囲内において、近畿地方整備局または、施設等運営者の責任者である、収益施設等管理運営業務責任者に対し連絡、調節等の職務を行うものとする。
  - 2) 収益施設等管理運営業務責任者について  
収益施設等管理運営業務責任者は、本業務について業務従事者が適切に管理運営を行うよう、指揮監督しなければならない。
  - 3) 適切な業務従事者の配置について  
収益施設等管理運営業務責任者は、施設担当責任者及び業務従事者の手持ちの手持ち業務量が適切となるよう配慮すること。  
調査職員は、必要に応じて収益施設等管理運営業務責任者、施設担当責任者及び業務従事者の経歴・職歴に関する事項について書面により報告を求めることができる。

## 第28条 許可、承諾等を要する事項

### 1. 管理運営要領

- 1) 施設等運営者は、別に定めがある場合を除き、許可日より14日以内に収益施設管理運営計画書に基づく下記の項目を記載した管理運営要領を近畿地方整備局に提出し、承諾を得るものとする。その際、管理運営要領は許可を受ける施設ごとに作成すること。
  - 業務内容（商品、価格及びサービス内容、イベント企画等）
  - 業務の実施方針
  - 業務の実施工程（業務の順序及び手順）
  - 業務の実施体制
  - 連絡体制（緊急時含む）
  - その他（業務実施上必要と思われる事項）
- 2) 管理運営要領の策定にあたっては、維持管理運営の実務に通じた経験や知見、施設利用者からの意見・苦情・要望を踏まえた運営計画の変更の経緯、記録が確実に残る仕組みについて記載すること。
- 3) 施設等運営者は、収益施設の維持管理運営業務を通じた経験や知見、施設利用者からの意見・苦情・要望に基づく対応による修正が必要と判断した場合は、近畿地方整備局と協議の上近畿地方整備局に変更した管理運営要領を提出し、許可を得ること。

### 2. 管理運営報告書

- 1) 施設等運営者は、毎年度決算終了後、速やかに、近畿地方整備局に決算に関する報告書を提出すること。その際、報告書は施設毎に作成し、運営維持管理業務と明確に区分して整理すること。
- 2) 施設等運営者は、毎月の売上その他の営業に関する状況を翌月10日までに、書面により近畿地方整備局に報告すること。
- 3) 経理状況に関する帳簿類は常に整理し、近畿地方整備局からこれらに関する報告や実施調査を求められた場合には、速やかに調査職員の指示に従い、誠実に対応すること。
- 4) 近畿地方整備局は、実施調査の結果、必要と認める場合には、施設等運営者に対し改善を求めることができる。

### 3. 施設の修繕等

- 1) 施設等運営者が、収益施設の修繕等を実施する場合は、その内容、時期等の情報について事前に近畿地方整備局に書面により報告するものとする。ただし、施設利用者の安全確保などの観点から緊急を要する修繕については、この限りではない。
- 2) 施設等運営者が、必要に応じて管理施設の建築構造躯体に対して穿孔、開口、留め付け等を伴う設備工事や電気を使用するもの等を実施する場合は、事前に近畿地方整備局と書面により協議し、承諾を得なければならない。変更の際も同様である。
- 3) 施設等運営者が、施設の管理運営上必要に応じて運営に必要な設備等を管理施設に新たに設置する場合には、近畿地方整備局と事前に書面により協議し、承諾を得なければならない。
- 4) 施設等運営者は、運営に必要な設備等を管理施設に新たに設置することに伴い近畿地方整備局または第三者に及ぼした損害を賠償しなければならない。
- 5) 施設等運営者は、近畿地方整備局の承諾を得て施設に付加した機械等の設備、間仕切り、建具その他の造作等について、買取請求を行わないものとする。

### 4. 価格・サービス内容の決定・変更

施設等運営者は、管理運営要領にて定めたサービス及びその価格に関して変更を希望する場合は、事前に近畿地方整備局と協議を行い、その結果に基づき変更した管理運営要領を近畿地方整備局に提出し、承諾を得なければならない。

### 5. 施設等運営者の変更

- 1) 新たな施設等運営者の追加等による管理運営要領の変更を行う場合、書面により同施設等運営者との契約関係を明確にしておくとともに、同施設等運営者に対し業務の実施について適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。

### 6. 広告物の掲出

施設等運営者は、広告物を掲出しようとするときは、広告物の内容についてあらかじめ近畿地方整備局に提示し書面により承諾を得るものとし、掲出物については許可区域内とする。

なお、施設等運営者が、許可区域外への広告物の掲出を希望する場合は、近畿地方整備局と書面により協議を行うこと。

収益施設の運営に関して、通常業務の運営や店舗位置への案内誘導、企画商品等の販売促進を目的とする張り紙、張り札、広告旗、立看板、広告幕等を設置する場合

は、公園の美観を損なわず、また他の本公園に関する看板類等に比して目立ちすぎないように、その形状・大きさ、色彩において十分留意すること。あわせて、淀川河川公園の施設であることを明示すること。

さらに、企画商品等の企画名称に淀川河川公園の名称を冠したものとし、その名称を企画商品名称と同程度以上の大きさとする。

収益施設の運営に関して、協賛企業から協賛金を募って企画商品の販売や協賛での行催事等を実施する際、その販売促進を目的とする協賛企業の名称等を張り紙、張り札、広告旗、立看板、広告幕等に表示することはできるが、前項同様、公園の美観を損なわず、また本公園に関する広報物に比して目立ちすぎないように、その形状・大きさ、色彩において十分留意すること。

施設等運営者は、事前に近畿地方整備局の承諾を得た上で、協賛企業に自己の協賛内容を広報宣伝させることができるが、本公園に関する広報物はもちろんのこと、協賛する淀川河川公園の名称を冠した企画商品や協賛での行催事等の広告物より目立ちすぎないように、その形状・大きさ、色彩において十分留意すること。

施設等運営者は、事前に近畿地方整備局の承諾を得た上で、自らが作成する企画商品や協賛での行催事等に関するポスター、パンフレット、スタッフジャンパー等に、協賛企業の名称等を表示することができるが、併記される淀川河川公園の名称より小さく表示すること。

#### 7. 施設等運営者のその他提出義務

施設等運営者は、下記の項目の一に該当するときは、直ちにその旨を近畿地方整備局に書面により提出しなければならない。

施設等運営者が、主たる事務所の所在地又は名称を変更したとき。

施設が損傷、破損又は滅失したとき。

施設内で事故等が発生したときまたはそのおそれがあるとき。

施設等運営者が、強制執行・仮差押え・仮処分若しくは競売の申立てを受けたとき。

施設等運営者に対して破産の申立て、または更生手続き開始の申立て若しくは民事再生手続き開始の申立てがあったとき。

#### 第29条 その他の協議・報告等

施設等運営者は、公園の管理運営等で必要な協議を適切に行い、結果等については、遅滞なく書面により報告しなければならない。

- 1) 関係機関等との協議。
- 2) その他施設の運営者との協議。

#### 第30条 官公署への連絡、届出

施設等運営者は、官公署への連絡、届出手続きは近畿地方整備局に協力し、遅滞なくこれを処理する。また、施設等運営者による工事等によって官公署への連絡、届出が必要となるときは施設等運営者において行う。

### 第31条 別途工事等との調整

国が別途発注する工事または別途業務（法定点検業務等）の実施にあたり、施設等運営者は、調整等に協力する。また計画停電を伴う工事や点検を実施する際には、その対応については、調査職員と調整すること。

### 第32条 記録の保存

報告書及び経理状況に関する帳簿類は、近畿地方整備局の求めに応じて常に提出できるよう、許可を受ける収益施設ごとに整理・保管し、施設等運営者において5年間保存する。

### 第33条 再調査等の依頼

近畿地方整備局は、施設等運営者からの報告等に疑義を生じた場合、再調査を依頼しより詳細な報告等を求めることができる。

### 第3章 ホスピタリティ（施設利用者対応）

#### 第34条 基本事項

1. 本業務は、施設利用者に直接接する業務であり、施設利用者が快適に楽しめるよう心がけ、不快と感じさせるような身だしなみ、行動、言動とならないよう心がけるものとする。
2. 業務遂行にあたっては、常に公平なサービスの提供に努め、特定の個人や団体に有利あるいは不利な扱いとならないようにすること。
3. 業務従事者の服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップに心掛けるものとする。
4. 全ての業務従事者について、名札を作成し着用すること。
5. 作業にかかる車両の乗り入れは最小限にとどめ、また開園時間中の乗り入れも最小限に留めること。車両の運転については、公園利用者及び施設利用者の安全確保を第一として必要に応じ誘導員を配置するとともに、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならない場所へ速やかに移動するものとする。

#### 第35条 施設利用者対応

1. 園内の概要や開催するイベント等の基本情報を収集し、公園利用者及び施設利用者の問い合わせに対応すること。問い合わせの内容に関して必要に応じて維持管理業務受託者等に確認または引き継ぐこと。
2. 公園利用者及び施設利用者の苦情については、誠意を持って適切かつ迅速に対応し記録するとともに書面をもって報告すること。
3. 園内掲示板、掲示物を適切に管理すること。
4. 障害者及び高齢者等から施設利用上の援助を求められた場合には、適切に対処すること。
5. 団体での施設利用者の誘導、バス等車両の停車場所への誘導を行うものとする。

#### 第36条 拾得物、残置物の処理

施設等運営者が、施設内で遺失物を発見した場合は、速やかに維持管理業務受託者へ届け出ること。

#### 第37条 広報・広聴

1. 施設等運営者は、収益施設において提供する商品やサービスに対する施設利用者の評価や注文書等意見などの聴取や記録に取り組まなければならない。
2. 施設等運営者は、聴取や記録した施設利用者の評価や注文などの意見を集約し、近畿地方整備局に書面により報告しなければならない。
3. 施設等運営者は、施設の利用促進を目的としたホームページやポスター、チラシ等の広報の展開に関する計画を、媒体毎に近畿地方整備局と協議した上で策定し、それに基づき広報活動を行う。
4. 施設等運営者がホームページによる情報発信を行う際、維持管理業務受託者が管理する本公園のホームページに設置管理許可書で許可を受けた運営業務の運営日時、基本提供

サービス等基本的な運營業務内容については維持管理業務受託者が管理する本公園のホームページに掲載することは可能である。

但し、その他企画商品や行催事等販売促進に係る内容については、ホームページとは別に設置することとし、そのホームページを維持管理業務受託者が管理する本公園のホームページにリンクすることは可能である。

なお、データを収納するサーバ及びリンクする他のホームページについて、事前に調査職員と協議を行う。

5. 施設等運営者に所属する情報ネットワークのシステム管理者は、国営淀川河川公園ホームページ上で発信する情報について、別に定める「個人情報の取扱いについて」及び近畿地方整備局が定めるプライバシーポリシーに基づいた適正な内容であることを事前に確認することとする。
6. 施設等運営者に所属する情報ネットワークのシステム管理者は、情報（掲載する文書、図画、写真及び音楽など）における著作権等の知的所有権に配慮することとする。
7. 施設に関するリンク先のホームページは原則として一つとする。ただし、それによりがたい場合は、別途協議によるものとする。

### 第38条 掲載情報の更新・修正・訂正

1. 施設のホームページやポスター、チラシ等の広報の掲載情報については、常に新しい情報を掲載し更新に努めることとする。
2. 施設等運営者に所属する情報ネットワークのシステム管理者は、個人に関する掲載情報について、本人または保護者から内容の訂正又は削除の要請を受け、必要と認めた場合には、訂正等の措置をとることとする。
3. 施設等運営者は、施設のホームページであるとの誤解を与える内容の他のホームページを発見した場合には、近畿地方整備局に報告をした上で、当該ホームページ管理者に対し訂正等必要な措置を求めることとする。

## 第4章 安全衛生管理

### 第39条 基本事項

#### 1. 安全管理

- 1) 施設等運営者は、収益施設における施設利用者の安全確保並びに快適な利用を図る。
- 2) 本業務の履行にあたり、適切な措置・対応を行うなど、施設等運営者の責任において常に善良なる管理を行うものとする。
- 3) 施設等運営者は、消防法等関係法令に準拠するほか、近畿地方整備局が別途定める計画・規定等を遵守する。
- 4) 施設等運営者は、施設を運営している期間中は毎月1回、施設の消防用設備等の自主検査を実施し、調査職員に報告するものとする。
- 5) 異常を確認した場合、速やかに調査職員に報告しその指示に従う。安全管理には十分注意し本業務を履行する。
- 6) 施設等運営者は、消耗品交換・修繕の実施に際して、事前に調査職員と協議を行い、必要に応じて施工体制に係る書類を作成し、業務着手までに調査職員に提出するものとする。また、施工体制に変更が生じた場合の対応についても同様とする。
- 7) 作業中は服装及び言動に注意し、公園利用者及び施設利用者に不快感を与えないよう留意するものとする。

#### 2. 安全確保

- 1) 本業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故を防止しなければならない。
- 2) 施設若しくは許可区域内において、公園利用者及び施設利用者に危険が及び恐れのある障害が発生した場合は、危険防止に必要な措置を調査職員に書面により報告の上講じ、事故の発生を防止しなければならない。
- 3) 本業務の実施に係る車両の運行に際しては、維持管理車両であることを明示するプレートを手体側面に貼付するとともに、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努める。なお、園内の車両通行の際には管理用園路は制限速度 20km/h を厳守する。また、作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならない場所へ速やかに移動するものとする。
- 4) 公園利用者や施設利用者に対する安全確保上必要があると判断される作業実施時に作業エリアをバリケード等で囲い作業中であることを明示すること等、施工中は安全管理を徹底し、公園利用者及び施設利用者の安全を十分確保するものとする。
- 5) 施工中は園内の施設工作物及び樹木等を破損しないように注意するものとする。

#### 3. 救急救護

- 1) 施設等運営者は、管理運営要領の「救急救護」において救急時の対応方法を定める。
- 2) 施設等運営者は、開園時間中は救急活動に当たらなければならない。
- 3) 施設等運営者は、救急活動を要する事態を認めるときは、施設利用者の急病や負傷には応急処置をとり、事故や怪我等の状態により、消防車や救急車を要請するなど、最も適切と思われる措置をとらなければならない。



- 4) 施設等運営者は、前項の措置をとった場合は、その原因となる事項や処置内容等を正確に記録するとともに、その経過及び結果を速やかに調査職員に報告する。
  - 5) 傷病者の発生に備え、日頃から研修・訓練等を行うこと。
4. 災害時、異常時、出水時、地震発生時等の対応
- 1) 施設等運営者は、災害防止等のために必要があると認められるときは、施設利用者の安全を確保し、迅速かつ的確に避難誘導を行うなど臨機の措置をとらなければならない。この場合において、施設休止等の必要があると認めるときは、施設等運営者はあらかじめ近畿地方整備局の書面による承諾を得なければならない。ただし、緊急上やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
  - 2) 前項の場合においては、施設等運営者は、そのとった措置の内容を調査職員に速やかに書面により報告する。
  - 3) 淀川の増水、高潮により公園施設が冠水する恐れのある場合は、調査職員と密接な連絡をとるとともに、巡視等を実施して、利用者の安全の確保に努めなければならない。また、減水後は速やかに、施設等に関する被害報告を行う。出水時の措置については「H28-31 淀川河川公園運営維持管理業務共通仕様書」第4章の第25条を参照すること。
  - 4) 気象庁が大阪府北部・京都府南部において、震度5以上を発表した時は、施設の緊急巡視及び緊急施設点検を実施し、必要に応じて施設の使用禁止などの安全対策をとるものとする。地震発生時の対応については「H28-31 淀川河川公園運営維持管理業務共通仕様書」第4章の第26条を参照すること。
  - 5) 気象庁が大阪府において津波警報又は津波注意報を発表した場合は、調査職員等と密接な連絡をとりながら、利用者の避難誘導、施設の利用禁止（駐車場の閉鎖）の措置を行う。避難誘導・利用禁止措置を実施する対象地区等、対応の詳細については、「H28-31 淀川河川公園運営維持管理業務共通仕様書」第4章の第26条を参照すること。
  - 6) 近畿地方整備局は、災害防止上特に必要と認めるときは、施設等運営者に対して、臨機の措置をとることを指示することができる。
  - 7) 調査職員の指示により、災害時、異常時等の緊急を要する場合は、施設等運営者は、迅速に必要な人員を確保し、適切な措置・対応を行うこと。なお、近畿地方整備局が策定した災害発生等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。
  - 8) 災害時、異常時等の発生後は、園内の臨時巡視・点検を速やかに行い、安全を確認し、近畿地方整備局に書面により報告する。異常を確認した場合は、前項に基づき適切な措置・対応を行うこと。
  - 9) 施設等運営者は、天変地異等により、運営を一時中止・変更、または休止したときは、運営再開の前に施設の点検を行い、異常のないことを確認しなければならない。異常を確認した場合は、本規定書第1編総則第6条にもとづき適切な措置・対応を行うこと。
  - 10) 関係機関の立会検査または調査がある場合は、施設等運営者は調査職員の指示により

立会等に協力する。

#### 第40条 点検等

##### 1. 安全衛生管理計画

- 1) 施設等運営者は、消防法等の関係諸法令及び規則に基づき設定した法定点検及び自主点検計画を記載した安全衛生管理計画書を近畿地方整備局に提出の上、書面により承認を受けること。
- 2) 安全衛生管理計画書に記載した、法定点検及び自主点検については、特段の事情がない限り予め設定したスケジュールに沿って実施すること。
- 3) 上記法定点検等の結果については、遅滞なく近畿地方整備局に書面により報告すること。

##### 2. 定期点検

- 1) 施設等運営者は、施設利用者が快適に利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持することに努めるものとする。
- 2) 施設の定期点検項目は、原則として施設等運営者が行うが、別途近畿地方整備局が行う点検との役割分担について協議の上実施し、両者が不可分のものについては費用を按分する。協議内容については近畿地方整備局が書面により残すものとする。
- 3) 法定点検項目以外の定期点検は、施設等運営者が自ら設定するものとする。

##### 3. 自主点検

- 1) 自主点検は、施設等運営者が建築保全業務共通仕様書に準じて行う。

##### 4. 日常点検

- 1) 施設等運営者は始業点検、終業点検、巡回パトロール等を実施し、適切な管理を行うこと。
- 2) 施設等運営者は、施設、設備等が損傷、破損または滅失したとき及びそれを発見したときは、直ちに近畿地方整備局に報告するものとする。

##### 5. スタッフ管理・研修

- 1) 日常管理業務に加え、施設利用者の案内や苦情・要望、事故・災害時非常時における緊急対応が適切に行われるよう、一元的な管理体制を構築しなければならない。
- 2) 運営体制人員は、円滑な管理運営を行うため、施設利用者数の動向に基づき弾力的に配置するものとする。
- 3) 施設等運営者は、近畿地方整備局が実施または要請するスタッフ管理・研修、公園全体での調整連携等への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行うこと。
- 4) 施設等運営者は、施設が有する機能を最大限に活用するとともに、施設利用者が安全かつ快適に施設を使用できるよう、安全面、衛生面、機能面及び景観に留意して適切な管理を行うこと。
- 5) 車両の運行に際しては、維持管理車両であることを明示するプレートを車体側面に貼付するとともに、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努める。なお、園内の車両通行の際には管理用園路は制限速度 20km/h を厳守する。

#### 第41条 危機管理

## 1. 事故・災害

### 1) 緊急時連絡体制構築

施設等運営者は、緊急連絡体制表を作成し、近畿地方整備局に提出すること。また、施設内に掲示をすること。

### 2) 予防対策

施設等運営者は、施設を運営している期間中は毎月1回、施設の消防設備等の自主点検を実施し、異常を発見した場合は近畿地方整備局に書面により報告するものとする。

本業務を行う場所若しくは、その周辺に第三者が存する場合または立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な措置を近畿地方整備局に報告の上、当該措置を講じ事故の発生を防止する。

### 3) 初期対応

施設等運営者は、近畿地方整備局の指示に従い、公園利用者及び施設利用者に対する案内及び緊急の対応等のサービスに努めること。

万一、設備、機器等に事故その他、異常が発生したときは、必要に応じてその部分の運転を一時停止または運転制限をする等の措置をした上、直ちに近畿地方整備局に報告し、臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、機能復旧に努めると共に、再発防止のための必要な措置をとる。

その他事故等が発生したとき、またはその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取り、施設等運営者が作成した緊急連絡体制に基づき関係機関へ連絡し、次の各号に掲げる事項について、遅滞なく、書面等により近畿地方整備局に報告するものとする。なお、近畿地方整備局が策定した事故等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。

- 一 事故発生日時。
- 二 事故発生場所。
- 三 事故発生の原因。
- 四 事故の程度。
- 五 人身事故の場合は、医師の診断結果。
- 六 事故処理の概略。
- 七 再発防止など改善策等。

重大事故についてはただちに近畿地方整備局に報告し、その指示に従うこととする。

## 2. 異常事態対策

1) 施設等運営者は、近畿地方整備局が実施又は要請する異常事態対策への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行う。

2) 施設等運営者は、異常な事案が発生した場合、その内容・初期対応状況等を、速やかに近畿地方整備局へ報告するとともに、警察、消防署等関連部局に連絡する。

## 第5章 施設管理

### 第42条 基本事項

1. 施設等運営者は、消耗品交換・修繕の実施に際して、許可を受けた施設内及びその周辺の環境を良好に維持することを心掛けなければならない。
2. 施設等運営者は、収益施設内及び許可範囲内を常に良好な状態で維持し、公園内で実施されている他業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施することとする。
3. 設備及び管理備品は施設運営者の注意義務で管理すること。

### 第43条 清掃等

1. 施設等運営者は、許可を受けた範囲内ならびにその周辺の環境について、常に清潔かつ快適な環境を保持するために、計画的な清掃管理を実施するものとする。
2. 施設等運営者が、清掃を実施する際には、施設利用者ならびに公園利用者の安全確保に十分注意するものとする。
3. 施設等運営者は、自らが実施する清掃と維持管理業務受託者が実施する清掃について、その清掃範囲及び夾雑物が混合しないように注意するものとする。

### 第44条 工事等

1. 施設等運営者は、消耗品の交換や施設等運営者が自ら実施する修繕工事の実施に際して、事前に調査職員と協議を行ない、必要に応じて施工体制に係る書類を作成し、業務着手までに調査職員に提出するものとする。また施工体制に変更が生じた場合の対応についても同様とする。
2. 施設等運営者が、消耗品の交換や施設等運営者が自ら実施する修繕工事を実施する際には、施設利用者ならびに公園利用者の安全確保に十分注意するとともに、施設等運営者の責任において常に公園の観察を行ない、善良なる管理を行うものとする。
3. 施設等運営者は、自らが実施する修繕工事について、その施工範囲及び構造物が、許可を受けた範囲及び許可を受けた構造物であることを注意するものとする。

### 第45条 安全管理

1. 施設等運営者は、消耗品交換・修繕の実施に際して、事前に調査職員と協議を行い、必要に応じて施工体制に係る書類を作成し、業務着手までに調査職員に提出するものとする。また、施工体制に変更が生じた場合の対応についても同様とする。
2. 常に施設利用者の安全確保に十分注意するとともに、施設等運営者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。
3. 車両の運行に際しては、維持管理車両であることを明示するプレートを車体側面に貼付するとともに、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努める。なお、園内の車両通行の際には管理用園路は制限速度 20km/h を厳守する。また、作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならない場所へ速やかに移動するものとする。

- 4 . 施設利用者や公園利用者に対する安全確保上必要があると判断される作業実施時に作業エリアをバリケード等で囲い作業中であることを明示すること等、施工中は安全管理を徹底し、公園利用者及び施設利用者の安全を十分確保するものとする。
- 5 . 施工中は園内の施設工作物及び樹木等を破損しない様に注意するものとする。
- 6 . 作業中は服装及び言動に注意し、公園利用者及び施設利用者に不快感を与えないよう留意するものとする。

## 第6章 財産管理

### 第46条 台帳管理

1. 施設等運営者が施行した固定資産（償却資産）については、「固定資産税における家屋と償却資産の分離申出書」を所轄の税務事務所に提出するものとする。
2. 運営に関する備品等（建物除く）の費用、管理区域に関する建物管理費（消耗品の購入、貸与した備品類の修理等）は、施設等運営者の負担とする。

### 第47条 備品の取り扱い

#### 1. 管理備品の取扱い

許可を受けた収益施設の運営に必要な備品は、施設等運営者が全て準備するものとする。

ただし、業務開始時に近畿地方整備局が費用を負担した備品の引き継ぎを受けた場合は、施設等運営者は、本業務完了の際、残存する備品で近畿地方整備局がその費用を負担したのものについて当該備品を近畿地方整備局に引き渡す。ただし、翌年度以降において当該契約が引き続き締結され、当該業務に継続して使用されるものはこの限りではない。

残存する備品とは、本業務において管理上必要となった機械器具、その他の物品の内、原状のまま比較的長期の使用に耐え、取得価格（消費税込み）が5万円以上のものをいう。

なお、その取扱いについては、近畿地方整備局が定める規定等による。

#### 2. 特定備品の取扱い

施設等運営者は、施設の管理・運営に必要な機器・設備等を持ち込むことができる。

ただし、「本章 第21条 業務の完了・引継、原状回復等」に記載があるとおり、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）または、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、近畿地方整備局に引き渡すこととなること、さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、「本章 第22条 立退料等の不請求」にあるとおり、近畿地方整備局に対し施設等運営者の施設の買取等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設等運営者の一切の責任のもとで機器・設備等を持ち込むこととする。

ただし、下記引継方針に従い、次期施設等運営者に資産を引き渡す場合は、原状回復を行わなくてもよいものとする。なお、資産の処分については、施設等運営者が責任を負うものとする。

3. 機器・設備等を持ち込む費用、電気工事等の措置等に必要な経費及び持ち込んだ設備・機器等から生じる経費（電気代、コピー代、電話代等）、原状回復に必要な経費は、施設等運営者の負担とする。

### 第48条 本業務の引継

1. 施設等運営者は、業務の履行が満了するとき（継続して、契約した場合は除く）または、契約が解除された場合は、近畿地方整備局又は新たな施設等運営者と十分に事務引き継ぎを行い、施設の管理運営に支障が生じないようにする。この際、速やかに施設を原状に回復して、近畿地方整備局に引き渡すこと。ただし、原状回復することが不可能若しくは不適當である場合、近畿地方整備局の承認を得て原状回復せずに引き渡すことができる。

2. 不可抗力その他、近畿地方整備局や施設等運営者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、近畿地方整備局と施設等運営者は管理の継続の可否について協議すること。
3. 施設等運営者は、本業務の履行期限（継続して、契約した場合は除く）または、契約が解除されるまでは、施設の管理運営が円滑に実施されるよう業務実施体制（第27条記載）を維持すること。
4. 履行期限後において補償すべき事態が発覚し、その原因が履行期間内の瑕疵等が明らかな場合は、その費用は施設等運営者が負担する。

## 第2編 国営淀川河川公園収益施設等管理運営個別規定書

### 第1章 運動施設

#### 第1条 総則

施設等運営者は、運動施設の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努めるものとする。なお、本規定書に記載のない事項又は本規定書に疑義が生じたときは、その都度、施設等運営者は近畿地方整備局と協議するものとする。

#### 第2条 施設の目的

運動施設は、淀川河川公園の利用者に対し、多様なスポーツ活動の場を提供することを目的とする。

#### 第3条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりである。

##### 運営対象施設一覧

対応窓口	地区名	公園施設の名称	数量
守口サービスセンター	海老江地区	野球場	4面
		少年野球場	2面
		テニスコート	3面
		サッカー・ラグビー場（陸上トラック兼用）	1面
	毛馬地区	野球場	2面
		テニスコート	2面
		サッカー・ラグビー場（陸上トラック兼用）	1面
	赤川地区	テニスコート	6面
		サッカー・ラグビー場	1面
	太子橋地区	野球場	2面
		少年野球場	1面
	外島地区	テニスコート	6面
		陸上トラック	1面
	八雲地区	少年野球場	1面
テニスコート		3面	
西中島地区	野球場	3面	
豊里地区	テニスコート	4面	
太間サービスセンター	大日地区	野球場	2面
	佐太西地区	野球場	2面
		少年野球場	2面
		テニスコート	3面
	仁和寺野草地区	パターゴルフコース	27ホール
		ゲートボール場	3面
	太間地区	ディスクゴルフコース(8ホール)・グラウンドゴルフ(24ホール)兼用	1面
		野球場	1面
	木屋元地区	陸上トラック	1面
		野球場	2面
	三矢地区	サッカー・ラグビー場	1面
		テニスコート	3面
	枚方地区	テニスコート	4面
		淀川スタジアム（野球場・サッカー場兼用）	1面



対応窓口	地区名	公園施設の名称	数量
鳥飼サービスセンター	鳥飼下地区	サッカー場	1面
		フットサルコート	2面
	鳥飼上地区	野球場	3面
		テニスコート	7面
		サッカー・ラグビー場（陸上トラック兼用）	1面
	三島江地区	野球場	2面
		テニスコート	4面
		サッカー・ラグビー場	1面
	大塚地区	野球場	2面
		テニスコート	2面
		サッカー・ラグビー場	1面
	島本地区	野球場	1面
		少年野球場	1面
		テニスコート	2面
		サッカー・ラグビー場	1面
	大山崎地区	野球場	2面
		フットサルコート	1面

上記施設は、必須施設である。

このほかに、近畿地方整備局の許可を受けた上で、裁量施設として自動販売機を設置することができる。

#### 第4条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者を選任した上で、運動施設の管理運営にあたらせるものとする。

#### 第5条 運営日時

運営日時は、原則として本公園の開園日を営業日とする。なお、運営日時を短縮又は延長する場合は、施設等運営者は、事前に近畿地方整備局と協議し、書面により提出するものとする。

<参考> 現行の運営日

地区名	管理所	3月1日～ 5月31日、 9月1日～ 11月30日	6月1日～ 8月31日	12月1日～ 2月28日(29日)
海老江地区	海老江管理所	(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00	(平日)9:00～19:00 (土日祝)7:00～19:00	9:00～17:00
大淀野草地区		9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
長柄地区	赤川管理所	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
長柄河畔地区		9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
毛馬地区		(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00	(平日)9:00～19:00 (土日祝)7:00～19:00	9:00～17:00
赤川地区		(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00	(平日)9:00～19:00 (土日祝)7:00～19:00	9:00～17:00
城北河畔地区	太子橋管理所	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
太子橋地区		(平日土)9:00～17:00 (日祝)7:00～17:00	(平日土)9:00～19:00 (日祝)7:00～19:00	9:00～17:00
外島地区	八雲管理所 (八雲地区)	(平日土)9:00～17:00 (日祝)7:00～17:00	(平日土)9:00～19:00 (日祝)7:00～19:00	9:00～17:00
守口地区		9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
八雲野草地区		9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00

地区名	管理所	3月1日～ 5月31日、 9月1日～ 11月30日	6月1日～ 8月31日	12月1日～ 2月28日(29日)
八雲地区	太子橋管理所	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
庭窪河畔地区	八雲管理所 (八雲地区)	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
十三野草地区	西中島管理所	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
西中島地区		(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00	(平日)9:00～19:00 (土日祝)7:00～19:00	9:00～17:00
豊里地区	豊里管理所	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
大日地区	佐太西管理所	(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00	(平日)9:00～19:00 (土日祝)7:00～19:00	(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00
佐太西地区		(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00	(平日)9:00～19:00 (土日祝)7:00～19:00	(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00
仁和寺野草地区		(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00	(平日)9:00～19:00 (土日祝)7:00～19:00	(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00
点野草地区	太間管理所	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
太間地区		7:00～17:00	7:00～19:00	7:00～17:00
木屋元地区		(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00	(平日)9:00～19:00 (土日祝)7:00～19:00	9:00～17:00
出口野草地区		9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
出口地区		9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
出口河畔地区	枚方管理所(下流)	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
伊加賀野草地区		9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
三矢地区	枚方管理所 (上流)	(平日土)9:00～17:00 (日祝)7:00～17:00	(平日土)9:00～19:00 (日祝)7:00～19:00	9:00～17:00
枚方地区		7:00～17:00	7:00～19:00	7:00～17:00
背割堤地区	背割堤管理所	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
一津屋野草地区	一津屋管理所	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
一津屋河畔地区	鳥飼西管理所 (鳥飼西地区)	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
鳥飼西地区		9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
鳥飼野草地区	鳥飼上管理所	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
鳥飼下地区		(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00	(平日)9:00～19:00 (土日祝)7:00～19:00	9:00～17:00
鳥飼上地区		(平日土)9:00～17:00 (日祝)7:00～17:00	(平日土)9:00～19:00 (日祝)7:00～19:00	9:00～17:00
三島江地区	三島江管理所	(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00	(平日)9:00～19:00 (土日祝)7:00～19:00	9:00～17:00
三島江野草地区		9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
大塚地区	大塚管理所	7:00～17:00	7:00～19:00	7:00～17:00
島本地区	島本管理所	(平日土)9:00～17:00 (日祝)7:00～17:00	(平日土)9:00～19:00 (日祝)7:00～19:00	9:00～17:00
大山崎地区	大山崎管理所	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00

- ・ の管理所は土曜日・日曜日・祝祭日のみ運営する。
- ・ 背割堤地区の休園日は12月29日～1月3日、その他の地区は休園日なし。
- ・ 鳥飼サービスセンターの休館日は12月29日～1月3日、守口サービスセンター、太間サービスセンター及び庭窪レストセンターは休館日なし。
- ・ 繁忙期、イベント開催時等においては、事業者が近畿地方整備局長に協議し、承諾を得た上で開園時間の変更を行うことができる。
- ・ 開園期間においても、定期点検等の実施により休園が必要な場合は、事業者が近畿地方整備局長に協議し、承諾を得た上で休園とすることができる。

## 第6条 利用料金

1. 運動施設の利用料金は、近畿地方整備局との協議の上、周辺類似事例に基づき、収益施設全体の収支のバランスを鑑みながら、市場価格に準じて定める。

<参考> 現行の利用料金

施設名	貸出単位	曜日	料金	摘要
野球場	2時間	全曜日	1,230円	少年野球場も同料金
野球場(人工芝)	2時間	全曜日	4,530円	淀川スタジアム
陸上トラック	2時間	全曜日	1,230円	
サッカー・ラグビー場	2時間	全曜日	1,230円	
サッカー場(人工芝)	2時間	全曜日	4,530円	淀川スタジアム、鳥飼下地区
フットサルコート	2時間	全曜日	620円	大山崎地区
フットサルコート(人工芝)	2時間	全曜日	2,060円	
ゲートボール場	1時間	全曜日	210円	
ディスクゴルフ場	1ラウンド	全曜日	210円	小学生以下及び65歳以上は100円・協議用用具持参の場合は無料
グラウンドゴルフ場	1ラウンド	全曜日	210円	1ラウンド16H
パターゴルフ場	1ラウンド	平日	530円	小学生以下及び65歳以上は270円
		土日祝	740円	小学生以下及び65歳以上は370円
テニスコート	2時間	平日	1,690円	
		土日祝	2,300円	

## 第7条 業務内容

1. 施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
  - 1) よどいこ！システムによる運動施設の利用者登録、予約受付および料金収受に関すること(別添32「淀川河川公園施設予約システム(よどいこ)一般ユーザー操作マニュアル、別添33「施設(よどいこ!)の利用申し込み手順」参照)。
  - 2) 運動施設の維持修繕に関すること。
  - 3) 運動施設利用者の安全管理、安全確保に関すること。
  - 4) 運動施設の利用指導に関すること。
  - 4) 運動施設の利用に伴う苦情処理に関すること。
  - 5) 前各号に掲げる業務に付随するもの。

## 第8条 施設の運営

### 1. 利用者登録

各サービスセンターは、以下に示す「よどいこ！」の利用者登録事務を行う。

- 1) 利用者登録申請書および預金口座振替依頼書の配布
  - 2) 利用者登録申請書の受付
  - 3) 登録番号(利用者ID)とパスワードを記した、「利用者ID登録書」の発行
  - 4) 利用者登録情報(銀行口座変更)の受付と手続き
  - 5) 個人情報管理
2. 予約の受付

- 1) 施設等運営者は、運動施設の利用について、「よどいこ！」システムにより先着順で予約の受け付けを行う。
  - 2) ただし野球場の土日祝祭日の予約については「抽選予約」とし、システムの自動抽選により利用者を決定する。
3. 予約のキャンセル
- 1) 利用者の都合による予約のキャンセルは、利用希望日の1週間前の午後5時までとし、「よどいこ！」システムにより自動受付を行う。
  - 2) 降雨等により運動施設の利用ができない場合は、各サービスセンターが電話連絡等によるキャンセルの受付を行い、区域管理員に天候の状況を確認の上、利用料金口座引落としの中止手続きを行う。
  - 3) 運動施設の利用中に利用ができなくなった場合については、区域管理員の証明に基づき、利用時間に見合った利用料金の請求を行う。
4. 施設利用中止の周知・連絡
- 公園内での工事、出水、優先使用等により運動施設の利用ができない場合は、「よどいこ！」システムの予約画面にその旨を明示するとともに、既に予約済みの利用者に対しては、メールまたは電話により連絡を行うものとする。
5. テニスコートの利用ポイント付与
- テニスコートの利用1枠(2時間)につき2ポイントの利用ポイントを付与する。20ポイントでテニスコートの利用料1枠(2時間)を無料とする。
6. 「よどいこ！」の利用停止措置
- 「よどいこ！」の利用に際して、以下の事項に該当する場合、「よどいこ！」の利用停止措置を行う。なお守口サービスセンターは、利用停止に係わる問合せに対する窓口対応を行う。
- 1) 誤ったパスワードが3回連続して入力された場合
  - 2) 口座振替日に利用料金が引き落とせなかった場合(口座残高不足)
  - 3) 最後に「よどいこ！」へログインした日から1年以上経過した場合
  - 4) 運動施設の利用に際して、『予約の空き状況の確認と申込み画面』において選択された利用目的以外の利用が確認された場合
  - 5) 上記2)と4)に該当した場合及び別添25「利用者指導について」の「淀川河川公園施設利用規約」に記する「その他の禁止行為」に該当する場合は、予約を無効として予告なしに取消することができる。この場合、印刷された『淀川河川公園施設利用券』は無効として扱う。
7. 管理所での利用受付
- 現場管理員は、利用者から利用券または携帯電話の「予約状況の確認画面」の提示を受け、現地での利用案内を行うものとする。
8. 利用指導
- 現場管理員は、運動施設の利用者に対し以下のような利用指導を行い、一般利用者を含む快適な公園利用環境の維持を図るものとする。
- 1) 施設の管理上、利用が不相当であると認められる場合(例:目的外利用など 別添25「利用者指導について」参照) 利用者に注意を行う。改善が見られないときは、予約

の停止や ID 番号の取り消しとなる旨を警告する。

- 2) テニスシューズ以外でのテニスコート面への立ち入り、硬式球の使用、投てき具の使用など、不適切な利用を行わないよう、利用指導を行う。
- 3) 申込み時間以外の利用は厳禁とするほか、利用時間には施設利用後の整備時間も含まれることを周知する。10 分前には利用を終了し、用具の片付け、清掃、整地を行い、施設を正常な状態に戻した上で、直ちに次の利用者に明け渡すよう指導する。
- 4) 発生したゴミ類の持ち帰りの指導を行う。

#### 9. 施設の運営管理

- 1) 増水等の危険が予想される場合は、未然に事故の発生を防ぐため、施設利用の「可・否」の判断を行い、「否」と判断した場合は、利用者が立ち入ったり、利用できないように速やかにカラーコーン・杭・ロープ等で閉鎖し、使用禁止の表示を行うものとする。
- 2) 運動施設の用具箱の開閉と貸出管理、備品・消耗品の確認・補充等を行う。

#### 10. 利用制限等

次の各号に該当する場合は、利用を禁止するものとする。

- 危険物を持ち込み、その他、秩序を乱し、風紀を害する恐れがある者
- 公園で定める制限事項に違反する者
- その他施設利用者及び公園利用者の安全、快適を妨げる者

### 第9条 施設・設備等の維持管理

1. 施設等運営者は、施設利用者が快適に施設を利用できるよう、常に施設を良好な状態に維持することに努めるものとし、日常管理として、以下の各号に掲げる業務を行うものとする。
  - 1) 施設に係る清掃及び塵芥の集積
  - 2) 施設の点検整備及び軽微な補修又は故障の修理
  - 3) その他利用によって消耗する施設の修繕、消耗品の購入等

### 第10条 安全管理

1. 施設に異常を認められた時は、危険防止に必要な措置を速やかに行うものとする。
2. 万一、設備、機器等に事故その他、異常が発生したときは、必要に応じてその部分の使用を一時中止又は利用制限をする等の措置をした上、臨時に点検を行い、その原因を究明し、機能復旧に努めると共に、再発防止のための必要な措置をとる。
3. その他事故等が発生したとき、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取り、施設等運営者が作成した緊急連絡体制に基づき、業務責任者の報告を行い、適切な処置を行うものとする。
4. 施設等運営者は、災害防止等のために必要があると認められるときは、公園利用者の安全を確保し、迅速かつ的確に避難誘導を行うなど臨機の措置をとらなければならない。
5. 淀川の出水、高潮により公園施設が冠水する恐れのある場合は、巡視等を実施して、利用者の安全の確保に努めなければならない。また施設利用者に注意を促し利用中止と避難を呼びかけなければならない。また、駐車場の利用を中止し、車が駐車場に入らないように車止

め施設を閉鎖しなければならない。

#### 第11条 費用負担

1. 運動施設の運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等）貸出等に供する用具を始めとする運営に関する備品等（建物除く）の費用、許可区域に関する諸管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。
2. その他、本業務を実施するために必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。  
但し、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復すること。
3. 施設利用者の不適切な使用により、運動施設に係わる工作物等を破損等した場合は、原則施設利用者責任として、修理費または施設等運営者が定める損害料を徴収する。

## 第2章 自動販売機

### 第12条 設置箇所、販売内容・料金等

1. 本施設は、近畿地方整備局の許可を受けた上で、施設等運営者が自ら設置することのできる裁量施設であり、設置箇所、設置台数は施設等運営者の提案によるものとする。
2. 自動販売機での販売は、缶又はペットボトル等を想定している。
3. 自動販売機で酒類の販売は行わないこと。
4. 自動販売機の大きさについては、指定の範囲内に設置できるものであること。
5. 施設等運営者は、施設利用者が安全かつ快適に施設を使用できるよう、安全面、衛生面、機能面及び景観に留意して適切な管理を行うこと。

#### 設置箇所一覧 参考；平成26年度実績

設置箇所	設置する自動販売機の種別	台数
太間サービスセンター	飲料（缶及びペットボトル）	2基
鳥飼サービスセンター	飲料（缶及びペットボトル）	1基
庭窪レストセンター	飲料（缶及びペットボトル）	2基

\* ) 上記の自動販売機は、平成27年度末に撤去される予定である。

\* ) 平成28年度第4四半期供用予定の背割堤サービスセンター（仮称）は2基を予定。

### 第13条 費用負担

1. 自動販売機運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費、清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等等）、自動販売機の購入、設置、機械の交換、撤去並びに保守・故障対応等に要する費用、自動販売機に装着する漏電・漏水等安全対策に要する費用、その他運営に関する備品等（建物除く）の費用及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。
2. 自動販売機の商品の補充、売上金回収等に要する経費、自動販売機周辺に設置する回収ボックスの設置及び空き容器回収に要する費用は、施設等運営者の負担とする。  
その他園内のごみ箱についても、空き容器等の発生量に応じて、維持管理業務受託者との間で、応分の費用負担を行う。その際、事前に近畿地方整備局と協議の上、費用分担ルール及び費用分担結果の近畿地方整備局との確認方法について協議し、決定すること。なお、費用分担の確認方法に基づき、近畿地方整備局及び維持管理業務受託者と確認を行った上で、費用分担を行うこと。
3. 自動販売機の設置に伴う電気・排水工事の追加工事を必要とする場合はそれに要する経費は、施設等運営者の負担とする。
4. その他、本業務を実施するために必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。  
但し、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、近畿地方整備局に引き渡すこととなること、さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、近畿地方整備局に対し施設等運営者の施設の買い取り等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設等運営者の一切の責任のもとで機器・設備等を持ち込むこととする。
5. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損または紛失した場合は、

原則施設利用者責任として、修理費または施設等運営者が定める損害料を徴収する。

#### 第14条 自動販売機の維持管理

1. 商品管理、売上金回収・つり銭補充等の金銭管理など、自動販売機の維持管理については、施設等運営者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。
2. 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で、選別回収タイプの回収ボックスを設置するとともに、施設等運営者の責任で適切に空き容器を回収・処分すること。
3. 自動販売機の清掃を実施するとともに、衛生管理及び感染症対策については、関係法令を遵守するとともに徹底を図ること。
4. 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで「安全設置」すること。

#### 第15条 その他留意事項

1. 自動販売機の設置に関する必要な手続きは、施設等運営者が行うこと。
2. 自動販売機の設置にあたっては、事前に近畿地方整備局と協議し、必要な手続きを実施したうえで設置すること。
3. 販売商品等については事前に近畿地方整備局と協議し、決定すること。
4. 自動販売機を第三者に譲渡又は貸与してはならないこと。
5. 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、近畿地方整備局の指示に従うこと。



### 第3章 自主事業における行催事等

#### 第19条 自主事業における行催事等

1. 施設等運営者は、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、独立採算により、自主事業（広報も含む）を行うことができる。
2. 行催事を開催する場合は、本公園の利用増につながる各種行催事の主催、共催等も可能とする。
3. 自主事業の内容については、本公園利用に相応しくない場合、その実施を認めない場合がある。このため事業者は、事前に調査職員と協議を行うこと。
4. 自主事業の実施場所については、公園利用者の安全誘導、公園の美観確保の観点から、公園利用重点調整区域（別添 34）または、他の公園利用者の活動を阻害する恐れのある場所での実施を原則として認めない。
5. 調査職員と事業者は、本公園の利用促進等のために自主事業の実施について協議すること。
6. 事業者は、自主事業による公園施設の利用が他の公園利用者による利用や安全に支障が生じないように、十分に調整を図って対応すること。
7. 事業者は、自主事業の実施にあたり、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条、第6条又は12条に基づく許可を得る必要がある場合、申請書を発注者に提出して許可を受けなければならない。ただし、都市公園法第12条第1項第2号に掲げる行為の許可については、事業者の申請に限り、自主事業の内容を「業務計画書」に記載することにより、年間を通して一括申請を行うことができる。
8. 事業者は、自主事業の実施にあたり、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第20条に基づき、施設使用料または建物使用料及び土地使用料を納めることが必要となる場合がある。ただし、公共性の高い行催事を国や地方公共団体との共催により行う場合、施設使用料または建物使用料及び土地使用料が不要となる場合がある。
9. 事業者は、自主事業の実施にあたり、都市公園法施行令第20条に基づく都市公園法第5条又は第6条の許可を受けた範囲の維持管理にかかる費用（水道、電気料金を含む）を負担するものとする。
10. 事業者は、自主事業の実施にあたり、協賛企業から協賛金を募り、実施費用に当てることができる。なお、この場合、以下の点に留意すること。
  - 1) 事業者は、事前に近畿地方整備局長の承諾を得た上で、自主事業の実施場所及び各ゲートに協賛企業の名称等の表示等を行うことができる（はり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕及びアドバルーンへの協賛企業名の表示。）。この場合、大阪府の屋外広告物に関する規制等、関係法令等を遵守すること。なお、協賛企業の名称、ロゴマーク又はブランド名称等は表示できるが、商品の名称等は一切表示出来ない。
  - 2) 事業者は、事前に発注者の承諾を得た上で、協賛企業に自己の協賛内容を広報宣伝させることができる。
  - 3) 事業者は、事前に発注者の承諾を得た上で、自らが作成する自主事業に関するポスター・パンフレット・スタッフジャンパー等に、協賛企業の名称等を表示させることができる。
11. 事業者は、調査職員が自主事業に関する収支状況等の報告を求めた場合には、それに応じ

なければならない。

<参考>実績一覧表（平成25年度）

名称	実施月日	実施場所	内容
淀川河川公園西中島地区におけるバーベキュー有料化事業	H25.9.14（土）～ H25.11.4（月）	淀川河川公園西中島地区	バーベキュー利用を有料とし、ゴミの回収・処分費用に充てる事業
植木市（秋）	H25.11.23（土）～ H25.11.24（日）	淀川河川公園守口地区	都市緑化月間に際し、都市緑化の推進と普及啓発を目的に花苗・花木の販売

（平成26年度）

名称	実施月日	実施場所	内容
淀川河川公園西中島地区におけるバーベキュー有料化事業	H26.9.6（土）～ H26.11.3（月）	淀川河川公園西中島地区	バーベキュー利用を有料とし、ゴミの回収・処分費用に充てる事業
植木市（秋）	H26.10.11（土）～ H26.10.12（日）	淀川河川公園枚方地区	都市緑化月間に際し、都市緑化の推進と普及啓発を目的に花苗・花木の販売
花苗市場	H26.10.13（月） 台風の影響により中止	淀川河川公園守口地区	都市緑化月間に際し、都市緑化の推進と普及啓発を目的に花苗・花木の販売
1日体験サッカースクール及び冬の短期サッカースクール	（1日体験サッカースクール） H26.11.22（土） （冬の短期サッカースクール） H26.12.23（祝・火）	淀川河川公園鳥飼下地区	淀川河川公園運動施設におけるスポーツ利用の活性化のため、サッカースクールの開催
はじめてのノルディックウォーク講座	H27.1.25（日）～ H27.2.22（日）	淀川河川公園外島地区	公園利用者の健康づくり支援や公園の利用促進を目的

			としたウォーキング講座の開催
第1回淀川河川公園 ふれあいマラソン	H27.3.22(日)	淀川河川公園枚方地区	ノーマライゼーションの理念が広がることを目的に、障がい者と健常者が一緒に参加できるマラソンを開催
春の短期サッカースクール	H27.3.30(月)、31(火)、4.1(水)	淀川河川公園鳥飼下地区	淀川河川公園運動施設におけるスポーツ利用の活性化のため、サッカースクールの開催

## 従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費		(単位:千円)	
		平成25年度	平成26年度
人件費	常勤職員		
	非常勤職員		
物件費			
委託費等	委託費定額部分	363,294	373,680
	植物管理	16,410	14,906
	建物管理		
	工作物管理		
	清掃		
	諸掛		
	運営管理費	254,423	267,621
	一般管理費	31,450	31,450
	施設・設備維持管理費	30,941	24,784
	間接業務費	12,770	7,239
	消費税相当額	17,300	27,680
	成果報酬等		
旅費その他			
計(a)			
参考値	減価償却費		
	退職給付費用		
(b)	間接部門費		
(a) + (b)			
(注記事項)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営維持管理業務の費用のみ(収益施設等管理運営業務に係る費用はのぞく)。</li> <li>・平成24年度～平成26年度までに、業務範囲の変更はない。</li> <li>・業務毎の委託費は精算報告書(別紙12)を参照。</li> <li>・平成19年度から平成21年度は公募、平成22年度から平成27年度は企画競争により特定された事業者との3箇年契約により業務を実施。</li> </ul>			

2 従来の実施に要した人員		
	平成25年度	平成26年度
常勤職員	0	0
非常勤職員	0	0
(平成27年度の業務従事者に求められる知識・経験等) 1. 知識、経験に関する要件 同種又は類似業務の経験  2. 技術力に関する要件 植物管理業務責任者 ・1級造園施工管理技士		
(過去の業務従事者に求められる知識・経験等)		
(業務の繁閑の状況とその対応) なし		
(注記事項) ・運営維持管理業務の人員のみ(収益施設等管理運営業務に係る人員はのぞく。) ・平成26年度、委託企業の職員20名及び非常勤職員等29名が従事していた。 ・従事者に求める知識や技術は、平成26年時の資格要件である。		

3 従来の実施に要した施設及び設備(委託事業者に対して供与した施設・設備)

・主要公園施設一覧(別紙1)、主要建築物一覧(別紙3)、提供物品一覧(別紙20)及び建物・工作物に係る修繕履歴(別紙32)を参照

(注記事項)

・運営維持管理業務の施設・設備のみ(収益施設等管理運営業務に係る施設・設備はのぞく。)

4 従来の実施における目的の達成の程度									
年間目標		平成24年度		平成25年度		平成26年度			
		目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績		
年間公園利用者数 1 (人)			5,667,566	4,930,247	5,027,706	4,930,247	5,784,230		
「満足」「やや満足」の回答比率 (%)	公園の運営に関する満足度 2		実績なし	66%	69.0%	66%	74%		
	広場の植物管理に関する満足度 3		実績なし	65%	63.0%	65%	69.8%		
利用プログラムの開催(開催数及び延べ参加人数)	自然環境・歴史文化に関する利用プログラムの開催回数、延べ参加人数 4		10回	9回	14回	9回	18回		
	地域連携イベントの開催回数、延べ参加人数 5		2,140人	1,140人	2,175人	1,140人	3,810人		
			8回	5回	8回	5回	12回		
マスコミによる報道件数(件) 6			61	71	78	71	154		
ホームページの総アクセス件数(件)			352,612	282,855	356,218	282,855	319,284		
四半期指標									
		平成24年度							
		4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
		目標 計画	実績	目標 計画	実績	目標 計画	実績	目標 計画	実績
年間公園利用者数(人)			1,711,775		1,187,197		1,383,511		1,385,083
「満足」「やや満足」の回答比率 (%)	公園の運営に関する満足度 2		実績なし		実績なし		実績なし		実績なし
	広場の植物管理に関する満足度 3		実績なし		実績なし		実績なし		実績なし
		平成25年度							
		4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
		目標 計画	実績	目標 計画	実績	目標 計画	実績	目標 計画	実績
年間公園利用者数(人)		1,582,339	1,789,464	1,167,563	977,616	1,303,123	1,005,903	877,223	1,254,723
「満足」「やや満足」の回答比率 (%)	公園の運営に関する満足度 2	69%	73.0%	64%	74.4%	70%	66.4%	64%	62.2%
	広場の植物管理に関する満足度 3		66.3%		68.0%		59.2%		58.6%
		平成26年度							
		4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
		目標 計画	実績	目標 計画	実績	目標 計画	実績	目標 計画	実績
年間公園利用者数(人)		1,582,339	1,855,798	1,167,563	1,205,994	1,303,123	1,310,271	877,233	1,412,167
「満足」「やや満足」の回答比率 (%)	公園の運営に関する満足度 2	69%	78.6%	64%	71.4%	70%	76.4%	64%	70.4%
	広場の植物管理に関する満足度 3		76.8%		67.4%		68.6%		66.2%

(注記事項)

1. (指標の意義、選定根拠)

運営管理の基本方針に基づいた公園の管理運営による効果を客観的に評価するための指標。運営管理の重点事項を選定している。

2. (目標値・計画値の選定根拠)

現在は設定しない。

3. (実績の計算・把握の方法)

実施要項1.3.4 モニタリング方法による。

受託者からの管理月報及び公園の利用に関するアンケート調査より。

4. 表中の注記は以下のとおり

1:利用者数の集計方法は別紙13による。

2:年間及び四半期毎の「公園利用者アンケート」(別紙14)のQ8「公園には満足されましたか」における「満足」「やや満足」の合計回答比率の平均値。

3:年間及び四半期毎の「公園利用者アンケート」(別紙14)のQ9「広場の芝生・樹木の手入れ」における「満足」「やや満足」の回答比率の平均値。

4:自然環境・歴史文化に関する利用プログラムとは、淀川を利用しながら淀川に対する理解を深めてもらうため、淀川とその周辺の歴史文化や自然環境などを学ぶ利用プログラムで、事業者が主催又は共催するもの。体験講座や自然環境学習のほか、生物の生息・生育環境の保全活動、清掃等の維持管理活動等を含む。

5:地域連携イベントとは、淀川沿川の自治体、市民団体、地域住民、民間企業等と連携して開催する行催事で、事業者が主催又は共催するもの。自然環境・歴史文化に関する利用プログラムのほか、マラソンなどのスポーツ大会、地域の交流・活性化を目的としたイベント等を含む。

6:マスコミ報道件数の目標とは、以下のそれぞれの件数と合計件数。委託費による有料広告等についてはカウントできないが、委託費によらない自主事業等による有料広告等はカウントできるものとする。

・テレビ(NHK・民放)・ラジオ(AM、FM)の放送件数で、1番組につき1カウントとする。

・財団法人日本新聞協会加盟の新聞・販売や配布エリアが大阪市域を超える範囲の雑誌・情報誌への紙面掲載件数で、新聞については1紙/回につき1カウントとし、雑誌・情報誌については、1冊/回につき1カウントとする。但しホームページ等インターネット記事掲載は除く。



## 5 従来の実施方法等

従来の実施方法

・業務区分表参照

(事業の目的を達成する観点から重視している事項)

・地域特性を生かした植物管理、多様な利用プログラムの提供、情報の受発信の充実を一元的に検討し、利用者数及び満足度を目標としている。

(注記事項)

・公園利用者数等(別紙13)、公園利用者アンケート(別紙14)、自然環境・歴史文化に関する利用プログラム(別紙15)、地域連携イベント実績(別紙16)、広報・報道実績(別紙17)、ホームページアクセス件数(別紙18)

【業務区分表】

	業務内容	業務細目	現状(25～27年度)			民間競争入札(28年度以降)			備考 (作業時期・ 頻度・条件 等)
			国土 交通省	A(主な 受託者)	A以外 の業者	国土 交通省	B(主な 受託者)	B以外 の業者	
淀川河川公園運営維持管理業務	①本業務全体の マネジメント及び 企画立案業務	マネジメント		○			○		通年
		企画運営管理		○			○		通年
	②施設・設備維 持管理業務	維持修繕・保守 点検		○			○		通年
		清掃		○			○		通年
	③植物管理業務	植物管理		○			○		通年
	④収益施設等 管理運営業務	収益施設運営		○			○		通年
		自主事業		○			○		通年

## 平成 24 年度 精 算 報 告 書

経費区分	予定経費(A)	支出額(B)	過不足額	摘要
			(A)-(B)	
植物管理	13,020,000	12,933,309	86,691	
低木管理	3,465,000	3,403,858	61,142	
高木管理	4,305,000	4,279,451	25,549	
草花管理	5,250,000	5,250,000	0	
建物管理	9,408,000	9,125,247	282,753	
建物維持修繕	1,050,000	975,872	74,128	
サ-ビスセンター等修繕	1,050,000	975,872	74,128	
建物設備維持修繕	798,000	693,000	105,000	
電気設備維持修繕	50,400	50,400	0	
空調設備維持修繕	598,500	598,500	0	
消防設備維持修繕	105,000	0	105,000	
その他維持修繕	44,100	44,100	0	
建物清掃	7,560,000	7,456,375	103,625	
建物清掃	7,560,000	7,456,375	103,625	
工作物管理	5,250,000	3,809,470	1,440,530	
工作物維持修繕	3,780,000	3,359,705	420,295	
園路広場修繕	2,625,000	2,331,000	294,000	
遊具維持修繕	525,000	406,055	118,945	
その他維持修繕	630,000	622,650	7,350	
設備維持修繕	1,470,000	449,765	1,020,235	
電気設備維持修繕	105,000	37,000	68,000	
水道設備維持修繕	735,000	319,105	415,895	
電話設備維持修繕	105,000	0	105,000	
その他維持修繕	525,000	93,660	431,340	
清掃	12,390,000	12,337,940	52,060	
工作物清掃	4,457,250	4,428,840	28,410	
工作物清掃	2,100,000	2,100,000	0	
建物清掃	2,357,250	2,328,840	28,410	
トイレ汲取	6,720,000	6,696,350	23,650	
トイレ汲取	6,720,000	6,696,350	23,650	
臨時清掃	1,212,750	1,212,750	0	
諸掛	187,850,887	186,808,284	1,042,603	
巡視等	176,079,887	176,041,173	38,714	
巡視	113,420,000	113,381,286	38,714	
巡視補助	62,659,887	62,659,887	0	
利用者整理	4,190,000	4,184,768	5,232	
利用者整理	4,190,000	4,184,768	5,232	
自動車維持費	1,386,000	892,474	493,526	
自動車維持費	1,386,000	892,474	493,526	
広報宣伝	4,452,000	4,405,319	46,681	
広報費	3,537,700	3,491,019	46,681	
行催事	914,300	914,300	0	
出水時措置	231,000	0	231,000	
出水時措置	231,000	0	231,000	
その他	1,512,000	1,284,550	227,450	
管理所維持補修	630,000	435,225	194,775	
光熱水費	882,000	849,325	32,675	

経費区分	予定経費(A)	支出額(B)	過不足額	摘要
			(A)-(B)	
運営管理費	108,445,113	107,683,172	761,941	
運営管理費	108,445,113	107,683,172	761,941	
人件費	88,854,000	88,812,067	41,933	
旅費	1,050,000	1,040,970	9,030	
庁費	18,541,113	17,830,135	710,978	
一般管理費	33,636,000	33,636,000	0	
計	370,000,000	366,333,422	3,666,578	

平成 25 年度 精 算 報 告 書

経 費 区 分	予定経費(A)	支出額(B)	過不足額	摘 要
			(A)-(B)	
植物管理	13,717,000	16,409,617	-2,692,617	
中低木管理	3,896,000	5,724,560	-1,828,560	
中低木剪定工	3,896,000	5,724,560	-1,828,560	
高木管理	2,513,000	1,241,300	1,271,700	
高木剪定工	1,501,000	1,161,300	339,700	
高木病虫害防除工	1,012,000	80,000	932,000	
草花管理	7,308,000	9,443,757	-2,135,757	
草花耕耘工	1,840,000	1,827,933	12,067	
草花植栽工	2,800,000	2,219,730	580,270	
草花除草工	368,000	1,091,621	-723,621	
草花資材購入	2,300,000	4,304,473	-2,004,473	
建物管理	3,140,000	5,557,190	-2,417,190	
建物維持修繕	1,300,000	1,055,231	244,769	
サービスセンター等修繕	1,300,000	1,055,231	244,769	
建物設備維持修繕	1,840,000	4,501,959	-2,661,959	
空調設備維持修繕	1,410,000	687,919	722,081	
消防設備維持修繕	70,000	25,884	44,116	
電気設備維持修繕	160,000	0	160,000	
その他維持修繕	200,000	3,788,156	-3,588,156	
工作物管理	3,834,000	11,955,342	-8,121,342	
工作物維持修繕	3,164,000	11,008,127	-7,844,127	
園路広場修繕	1,690,000	6,777,219	-5,087,219	
遊具維持修繕	330,000	298,129	31,871	
その他維持修繕	884,000	2,980,268	-2,096,268	
諸資材購入	260,000	952,511	-692,511	
設備維持修繕	670,000	947,215	-277,215	
電気設備維持修繕	40,000	67,308	-27,308	
水道設備維持修繕	340,000	574,518	-234,518	
その他設備維持修繕	230,000	58,632	171,368	
諸資材購入	60,000	246,757	-186,757	
清掃	22,012,000	13,428,887	8,583,113	
園内清掃、園内建物清掃	22,012,000	13,428,887	8,583,113	
諸掛	141,054,000	134,327,808	6,726,192	
利用サービス	131,334,000	125,725,417	5,608,583	
利用サービス等	14,045,000	14,347,053	-302,053	
巡視	58,398,000	47,666,597	10,731,403	
巡視補助	57,891,000	63,294,670	-5,403,670	
諸資材購入	1,000,000	417,097	582,903	
自動車維持費	1,020,000	519,708	500,292	
自動車等維持修繕	710,000	147,505	562,495	
燃料費	150,000	235,213	-85,213	
保険料	160,000	136,990	23,010	
広報宣伝	7,500,000	6,812,471	687,529	
広報宣伝費	5,500,000	4,725,281	774,719	
行催事費	2,000,000	2,087,190	-87,190	
出水時措置	200,000	1,231,145	-1,031,145	
出水時措置	200,000	1,231,145	-1,031,145	
その他	1,000,000	39,067	960,933	
その他	1,000,000	39,067	960,933	

経費区分	予定経費(A)	支出額(B)	過不足額	摘要
			(A)-(B)	
運営管理費	122,253,000	120,095,346	2,157,654	
運営管理費	122,253,000	120,095,346	2,157,654	
人件費	105,824,000	102,848,879	2,975,121	
旅費	700,000	242,305	457,695	
庁費	15,729,000	17,004,162	-1,275,162	
直接業務費	306,010,000	301,774,190	4,235,810	
現場管理費	6,432,000	11,424,492	-4,992,492	
業務管理費	2,108,000	1,345,773	762,227	
間接業務費	8,540,000	12,770,265	-4,230,265	
業務原価	314,550,000	314,544,455	5,545	
一般管理費等	31,450,000	31,450,000	0	
業務価格	346,000,000	345,994,455	5,545	
消費税相当額	17,300,000	17,299,722	278	
合計	363,300,000	363,294,177	5,823	

# 平成 26 年度 精 算 報 告 書

税抜き  
(単位：円)

経費区分	予定経費 (A)	支出額 (B)	過不足額	摘要
			(A) - (B)	
植物管理	13,717,000	14,905,819	-1,188,819	
中低木管理 1式	3,896,000	4,890,960	-994,960	
中低木剪定工	3,896,000	4,890,960	-994,960	
高木管理 1式	2,513,000	3,406,948	-893,948	
高木剪定工	1,501,000	3,154,448	-1,653,448	
高木病虫害防除工	1,012,000	252,500	759,500	
草花管理 1式	7,308,000	6,607,911	700,089	
草花耕転工	1,840,000	2,040,381	-200,381	
草花植栽工	2,800,000	1,116,598	1,683,402	
草花除草工	368,000	977,650	-609,650	
草花資材購入	2,300,000	2,473,282	-173,282	
施設・設備維持管理	28,986,000	24,783,734	4,202,266	
建物維持修繕等 1式	1,300,000	142,617	1,157,383	
サービスセンター修繕	1,300,000	142,617	1,157,383	
建物設備維持修繕 1式	1,840,000	895,496	944,504	
空調設備維持修繕	1,410,000	374,662	1,035,338	
消防施設維持修繕	70,000	2,000	68,000	
電気設備維持修繕	160,000	500,918	-340,918	
その他維持修繕	200,000	17,916	182,084	
園路広場維持修繕等 1式	1,690,000	3,167,158	-1,477,158	
園路広場維持修繕等	1,690,000	3,167,158	-1,477,158	
遊具維持修繕等その他維持修繕 1式	1,474,000	3,829,385	-2,355,385	
遊具維持修繕等	330,000	1,588,407	-1,258,407	
その他維持修繕等	884,000	285,697	598,303	
諸資材購入	260,000	1,955,281	-1,695,281	
電気設備維持修繕 1式	40,000	371	39,629	
電気設備維持修繕	40,000	371	39,629	
給水設備維持修繕工	340,000	634,171	-294,171	
給水設備維持修繕工	340,000	634,171	-294,171	
その他設備維持修繕工 1式	290,000	84,257	205,743	
その他設備維持修繕工	230,000	58,632	171,368	
諸資材購入	60,000	25,625	34,375	
園内清掃、公園内建物清掃 1式	22,012,000	16,030,279	5,981,721	
清掃	22,012,000	16,030,279	5,981,721	
運営管理	263,307,000	267,621,247	-4,314,247	
利用サービス等 1式	131,334,000	140,596,970	-9,262,970	
利用サービス等	14,045,000	25,109,429	-11,064,429	
園内巡視	58,398,000	47,420,982	10,977,018	
巡視補助	57,891,000	67,240,984	-9,349,984	
利用者サービス諸資材購入	1,000,000	825,575	174,425	

経費区分	予定経費 (A)	支出額(B)	過不足額	摘要
			(A) - (B)	
自動車等維持修繕工 1式	1,020,000	453,598	566,402	
自動車等維持修繕工	710,000	27,430	682,570	
燃料費	150,000	266,298	-116,298	
保険料	160,000	159,870	130	
広報宣伝 1式	7,500,000	6,529,611	970,389	
広報宣伝費	5,500,000	4,865,336	634,664	
行催事費	2,000,000	1,664,275	335,725	
出水時措置 1式	200,000	148,167	51,833	
出水時措置	200,000	148,167	51,833	
その他 1式	1,000,000	225,818	774,182	
その他	1,000,000	225,818	774,182	
運営管理費 1式	122,253,000	119,667,083	2,585,917	
(a当初人件費)		101,400,788		
(b従事割合額)		146,578		
人件費(a-b)	105,824,000	101,254,210	4,569,790	
旅費	700,000	340,457	359,543	
庁費	15,729,000	18,072,416	-2,343,416	
直接業務費	306,010,000	307,310,800	-1,300,800	
間接業務費	8,540,000	7,239,200	1,300,800	
現場管理費	6,432,000	6,095,084	336,916	
業務管理費	2,108,000	1,144,116	963,884	
業務原価	314,550,000	314,550,000	0	
一般管理費等	31,450,000	31,450,000	0	
業務価格	346,000,000	346,000,000	0	
消費税相当額	27,680,000	27,680,000	0	
合計	373,680,000	373,680,000	0	



利用者の集計方法・利用者数等

# 淀川河川公園における利用者数の集計方法

## 1 集計方法

- ・ 淀川河川公園の利用者数は、公園管理所の管轄単位で行われる通常巡視の際に、各地区の利用者の実数を1名が計測する。
- ・ 通常巡視1回単位で利用者数を記録及び保管するものとし、日単位で各地区の利用者数を集計する。通常巡視の回数及び時間は表1～3のとおりとする。
- ・ 通常巡視の終了後、公園管理所等において未計測の利用者を確認した場合は、該当する巡視時間内の利用者数として算入する。
- ・ 利用者数は各地区の全体利用者数のほか、内訳として運動施設の利用者数、バーベキューの利用件数及び人数、駐車台数を通常巡視1回単位で計測し、日単位で合計数を集計する。(表4)
- ・ サービスセンター及びアイススケート場の利用者数については下記2.2、実数計測が困難な大規模行催事の利用者数については下記2.3に示すとおりとする。

## 2 計測方法

### 2.1 通常巡視による計測

- ・ 利用者数の計測範囲の縦断方向は、本業務の対象敷地とする。沿川自治体等が河川敷を占有するグラウンド利用者は利用者数に含めない。
- ・ 利用者数の計測範囲の横断方向は、堤防天端から水際までとする(図1)。水上バイク、カヌーなど水面利用者は利用者数に含めない。
- ・ 1回の通常巡視において、同一地区で同一者を複数回確認した場合、当該地区の利用者は1人として計測する。
- ・ 1回の通常巡視において、散歩、ジョギング又はサイクリングの利用者など、複数地区で同一者を確認した場合は、各地区1名として計測する。
- ・ 運動施設の利用者数は競技者、監督及び審判を計測対象とし、観客は運動施設の利用者数に含めない。ユニフォーム着用の有無等で判断するものとする。
- ・ 利用者の計測は、利用者案内、施設点検など他の業務に支障を及ぼさない範囲で行うこと。

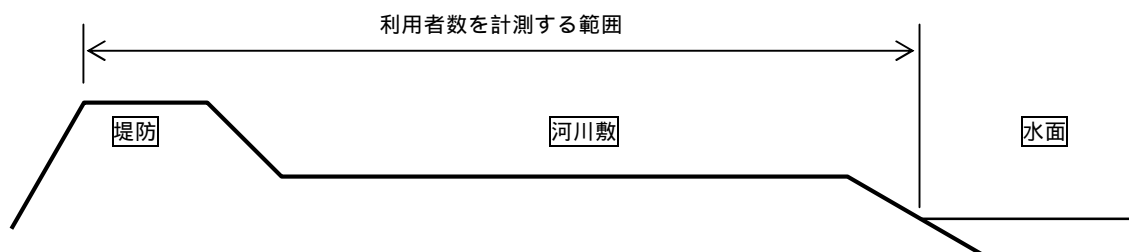


図1 利用者数を計測する範囲(横断方向)

## 2.2 サービスセンター及びアイススケート場の計測

- ・ 守口サービスセンター、太間サービスセンター、鳥飼サービスセンター、庭窪レストセンター及び背割堤サービスセンター(仮称)(以下、「サービスセンター」という)については、各サービスセンター利用者の実数を各サービスセンターのスタッフが日単位で計測及び記録し、本公園利用者数に算入する。
- ・ サービスセンター利用者の計測対象は、公園施設の利用申し込みや問い合わせで受付に訪れた者、トイレ、シャワー、会議室等の利用者とする(アイススケート場の利用者を除く)。
- ・ 各サービスセンターの全体利用者数のほか、内訳としてシャワー室、守口サービスセンターの「やすらぎの間」、庭窪レストセンターの「まなびの部屋」及び「つどいの部屋」の利用者数を計測し、日単位で利用者数を集計する。
- ・ 背割堤サービスセンター(仮称)の展望塔については、施設に設置されている計測機械による計測人数を日単位で集計し、本公園利用者人数に算入する。
- ・ アイススケート場については、アイススケート場運営者より情報提供を受けて日単位の利用者数を記録し、本公園利用者数に算入する。
- ・ 利用者の計測は、利用者案内など他の業務に支障を及ぼさない範囲で行うこと。

## 2.3 大規模行催事の計測

- ・ 地域交流イベントなど公園管理者の許可を得て開催される行催事のうち、参加者が多く実数計測が困難な大規模行催事については、当該イベントの主催者が公表する参加者数、開催場所及び時間等にもとづき、通常巡視1回単位で利用者数を算入するものとする。マラソン大会など同一の者が複数地区を利用することが特定できる場合は、通常巡視1回単位で各地区1名を算入する。
- ・ 実数計測によらず利用者数の算入を行った場合は、算入の根拠を記録し、保管すること。
- ・ なにわ淀川花火大会(毎年7月頃)が開催される場合、本公園内で花火の観覧が行われる4地区(海老江地区、大淀野草地区、西中島地区、十三野草地区)では、15時まで通常巡視による計測を行い、15時以降は推計利用者数を算入する。推計利用者数は、対象地区の開園面積1㎡あたり平均0.5人利用するものとして算出する。開催内容の変更等に伴い、上記の推計方法により難しい場合は、近畿地方整備局と協議するものとする。

(参考) なにわ花火大会の15時以降の推計利用者の算出例

海老江地区	:	$70,000 \text{ m}^2 \times 0.5 \text{ 人/m}^2$	=	35,000 人
大淀野草地区	:	$62,000 \text{ m}^2 \times 0.5 \text{ 人/m}^2$	=	31,000 人
西中島地区	:	$46,000 \text{ m}^2 \times 0.5 \text{ 人/m}^2$	=	23,000 人
十三野草地区	:	$67,000 \text{ m}^2 \times 0.5 \text{ 人/m}^2$	=	33,500 人
合計	:	$245,000 \text{ m}^2 \times 0.5 \text{ 人/m}^2$	=	122,500 人

表1 3月～5月・9月～11月の巡視回数と時刻

管理区域名	地区名	3月・4月・5月・9月・10月・11月																				
		巡視回数			巡視時間																	
		平日	土	日・祝	平日						土曜日						日曜日・祝日					
					1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
1.海老江管理区域	海老江	4	5	5	9	11	13	15		7	9	11	13	15		7	9	11	13	15		
	大淀野草	4	4	4	9	11	13	15			9	11	13	15			9	11	13	15		
2.赤川管理区域	長柄	4	5	5	9	11	13	15		7	9	11	13	15		7	9	11	13	15		
	長柄河畔	4	5	5	9	11	13	15		7	9	11	13	15		7	9	11	13	15		
	毛馬	4	5	5	9	11	13	15		7	9	11	13	15		7	9	11	13	15		
	赤川	4	5	5	9	11	13	15		7	9	11	13	15		7	9	11	13	15		
	城北河畔	4	5	5	9	11	13	15		7	9	11	13	15		7	9	11	13	15		
3.太子橋管理区域	太子橋	4	4	5	9	11	13	15			9	11	13	15		7	9	11	13	15		
	外島	4	4	4	9	11	13	15			9	11	13	15			9	11	13	15		
	守口	2	2	2		10		14				10		14				10		14		
	八雲野草	2	2	2		10		14				10		14				10		14		
	八雲	4	4	4	9	11	13	15			9	11	13	15			9	11	13	15		
	庭窪河畔	2	2	2		10		14				10		14				10		14		
4.佐太西管理区域	大日	4	5	5	9	11	13	15		7	9	11	13	15		7	9	11	13	15		
	佐太西	4	5	5	9	11	13	15		7	9	11	13	15		7	9	11	13	15		
	仁和寺野草	4	4	4	9	11	13	15			9	11	13	15			9	11	13	15		
5.太間管理区域	点野野草	4	4	4	9	11	13	15			9	11	13	15			9	11	13	15		
	太間	5	5	5	7	9	11	13	15		7	9	11	13	15		7	9	11	13	15	
	木屋元	5	5	5	7	9	11	13	15		7	9	11	13	15		7	9	11	13	15	
	出口野草	3	3	3		10		13	15			10		13	15			10		13	15	
	出口	3	3	3		10		13	15			10		13	15			10		13	15	
6.枚方管理区域	出口河畔	2	2	2		10		14				10		14				10		14		
	伊加賀野草	2	2	2		10		14				10		14				10		14		
	三矢	4	4	4	9	11	13	15			9	11	13	15			9	11	13	15		
	枚方	5	5	5	7	9	11	13	15		7	9	11	13	15		7	9	11	13	15	
7.背割堤管理区域	背割堤	4	4	4	9	11	13	15			9	11	13	15			9	11	13	15		
8.西中島管理区域	十三野草	4	5	5	9	11	13	15		7	9	11	13	15		7	9	11	13	15		
	西中島	4	5	5	9	11	13	15		7	9	11	13	15		7	9	11	13	15		
9.豊里管理区域	豊里	4	4	4	9	11	13	15			9	11	13	15			9	11	13	15		
10.一津屋野草管理区域	一津屋野草	4	4	4	9	11	13	15			9	11	13	15			9	11	13	15		
	一津屋河畔	4	4	4	9	11	13	15			9	11	13	15			9	11	13	15		
	鳥飼西	4	4	4	9	11	13	15			9	11	13	15			9	11	13	15		
11.鳥飼上管理区域	鳥飼野草	2	2	2		10		14				10		14				10		14		
	鳥飼下	4	5	5	9	11	13	15		7	9	11	13	15		7	9	11	13	15		
	鳥飼上	4	4	5	9	11	13	15			9	11	13	15			9	11	13	15		
12.三島江管理区域	三島江	4	5	5	9	11	13	15		7	9	11	13	15		7	9	11	13	15		
	三島江野草	4	5	5	9	11	13	15		7	9	11	13	15		7	9	11	13	15		
13.大塚管理区域	大塚	5	5	5	7	9	11	13	15		7	9	11	13	15		7	9	11	13	15	
14.島本管理区域	島本	4	4	5	9	11	13	15			9	11	13	15			9	11	13	15		
15.大山崎管理区域	大山崎	5	5	5	8	9	11	13	15		8	9	11	13	15		8	9	11	13	15	

上記の時間を目安に巡視を行う。

表2 6～8月の巡視回数と時刻

管理区域名	地区名	6月・7月・8月																							
		巡視回数			巡視時間																				
		平日	土	日・祝	平日						土曜日						日曜日・祝日								
					1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目			
1.海老江管理区域	海老江	5	6	6	9	11	13	15	17	7	9	11	13	15	17	7	9	11	13	15	17				
	大淀野草	5	5	5	9	11	13	15	17	9	11	13	15	17	9	11	13	15	17						
2.赤川管理区域	長柄	5	6	6	9	11	13	15	17	7	9	11	13	15	17	7	9	11	13	15	17				
	長柄河畔	5	6	6	9	11	13	15	17	7	9	11	13	15	17	7	9	11	13	15	17				
	毛馬	5	6	6	9	11	13	15	17	7	9	11	13	15	17	7	9	11	13	15	17				
	赤川	5	6	6	9	11	13	15	17	7	9	11	13	15	17	7	9	11	13	15	17				
	城北河畔	5	6	6	9	11	13	15	17	7	9	11	13	15	17	7	9	11	13	15	17				
3.太子橋管理区域	太子橋	5	5	6	9	11	13	15	17	9	11	13	15	17	7	9	11	13	15	17					
	外島	5	5	5	9	11	13	15	17	9	11	13	15	17	9	11	13	15	17						
	守口	3	3	3	10	14	16	10	14	16	10	14	16												
	八雲野草	3	3	3	10	14	16	10	14	16	10	14	16												
	八雲	5	5	5	9	11	13	15	17	9	11	13	15	17	9	11	13	15	17						
4.佐太西管理区域	庭窪河畔	3	3	3	10	14	16	10	14	16	10	14	16												
	大日	5	6	6	9	11	13	15	17	7	9	11	13	15	17	7	9	11	13	15	17				
	佐太西	5	6	6	9	11	13	15	17	7	9	11	13	15	17	7	9	11	13	15	17				
	仁和寺野草	5	5	5	9	11	13	15	17	9	11	13	15	17	9	11	13	15	17						
5.太間管理区域	点野草	5	5	5	9	11	13	15	17	9	11	13	15	17	9	11	13	15	17						
	太間	6	6	6	7	9	11	13	15	17	7	9	11	13	15	17	7	9	11	13	15	17			
	木屋元	6	6	6	7	9	11	13	15	17	7	9	11	13	15	17	7	9	11	13	15	17			
	出口野草	4	4	4	10	13	15	17	10	13	15	17	10	13	15	17									
	出口	4	4	4	10	13	15	17	10	13	15	17	10	13	15	17									
6.枚方管理区域	出口河畔	3	3	3	10	13	15	10	13	15	10	13	15												
	伊加賀野草	3	3	3	10	13	15	10	13	15	10	13	15												
	三矢	5	5	5	9	11	13	15	17	9	11	13	15	17	9	11	13	15	17						
	枚方	6	6	6	7	9	11	13	15	17	7	9	11	13	15	17	7	9	11	13	15	17			
7.背割堤管理区域	背割堤	4	4	4	9	11	13	15	9	11	13	15	9	11	13	15									
8.西中島管理区域	十三野草	5	6	6	9	11	13	15	17	7	9	11	13	15	17	7	9	11	13	15	17				
	西中島	5	6	6	9	11	13	15	17	7	9	11	13	15	17	7	9	11	13	15	17				
9.豊里管理区域	豊里	5	5	5	9	11	13	15	17	9	11	13	15	17	9	11	13	15	17						
10.一津屋野草管理区域	一津屋野草	5	5	5	9	11	13	15	17	9	11	13	15	17	9	11	13	15	17						
	一津屋河畔	5	5	5	9	11	13	15	17	9	11	13	15	17	9	11	13	15	17						
	鳥飼西	5	5	5	9	11	13	15	17	9	11	13	15	17	9	11	13	15	17						
11.鳥飼上管理区域	鳥飼野草	2	2	2	10	14	10	14	10	14															
	鳥飼下	5	6	6	9	11	13	15	17	7	9	11	13	15	17	7	9	11	13	15	17				
	鳥飼上	5	5	6	9	11	13	15	17	9	11	13	15	17	7	9	11	13	15	17					
12.三島江管理区域	三島江	5	6	6	9	11	13	15	17	7	9	11	13	15	17	7	9	11	13	15	17				
	三島江野草	5	6	6	9	11	13	15	17	7	9	11	13	15	17	7	9	11	13	15	17				
13.大塚管理区域	大塚	6	6	6	7	9	11	13	15	17	7	9	11	13	15	17	7	9	11	13	15	17			
14.島本管理区域	島本	5	5	6	9	11	13	15	17	9	11	13	15	17	7	9	11	13	15	17					
15.大山崎管理区域	大山崎	6	6	6	8	9	11	13	15	17	8	9	11	13	15	17	8	9	11	13	15	17			

上記の時間を目安に巡視を行う。

表3 12～2月の巡視回数と時刻

管理区域名	地区名	12月・1月・2月																				
		巡視回数			巡視時間																	
		平日	土	日・祝	平日						土曜日						日曜日・祝日					
					1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
1.海老江管理区域	海老江	4	4	4		9	11	13	15			9	11	13	15			9	11	13	15	
	大淀野草	4	4	4		9	11	13	15			9	11	13	15			9	11	13	15	
2.赤川管理区域	長柄	4	4	4		9	11	13	15			9	11	13	15			9	11	13	15	
	長柄河畔	4	4	4		9	11	13	15			9	11	13	15			9	11	13	15	
	毛馬	4	4	4		9	11	13	15			9	11	13	15			9	11	13	15	
	赤川	4	4	4		9	11	13	15			9	11	13	15			9	11	13	15	
	城北河畔	4	4	4		9	11	13	15			9	11	13	15			9	11	13	15	
3.太子橋管理区域	太子橋	4	4	4		9	11	13	15			9	11	13	15			9	11	13	15	
	外島	4	4	4		9	11	13	15			9	11	13	15			9	11	13	15	
	守口	2	2	2		10	14				10	14						10	14			
	八雲野草	2	2	2		10	14				10	14						10	14			
	八雲	4	4	4		9	11	13	15			9	11	13	15			9	11	13	15	
	庭窪河畔	2	2	2		10	14				10	14						10	14			
4.佐太西管理区域	大日	4	5	5		9	11	13	15		7	9	11	13	15		7	9	11	13	15	
	佐太西	4	5	5		9	11	13	15		7	9	11	13	15		7	9	11	13	15	
	仁和寺野草	4	4	4		9	11	13	15			9	11	13	15			9	11	13	15	
5.太間管理区域	点野野草	4	4	4		9	11	13	15			9	11	13	15			9	11	13	15	
	太間	5	5	5	7	9	11	13	15		7	9	11	13	15		7	9	11	13	15	
	木屋元	5	5	5	7	9	11	13	15		7	9	11	13	15		7	9	11	13	15	
	出口野草	3	3	3		10	13	15			10	13	15					10	13	15		
	出口	3	3	3		10	13	15			10	13	15					10	13	15		
6.枚方管理区域	出口河畔	2	2	2		10	14				10	14						10	14			
	伊加賀野草	2	2	2		10	14				10	14						10	14			
	三矢	4	4	4		9	11	13	15			9	11	13	15			9	11	13	15	
	枚方	5	5	5	7	9	11	13	15		7	9	11	13	15		7	9	11	13	15	
7.背割堤管理区域	背割堤	4	4	4		9	11	13	15			9	11	13	15			9	11	13	15	
8.西中島管理区域	十三野草	4	4	4		9	11	13	15			9	11	13	15			9	11	13	15	
	西中島	4	4	4		9	11	13	15			9	11	13	15			9	11	13	15	
9.豊里管理区域	豊里	4	4	4		9	11	13	15			9	11	13	15			9	11	13	15	
10.一津屋野草管理区域	一津屋野草	4	4	4		9	11	13	15			9	11	13	15			9	11	13	15	
	一津屋河畔	4	4	4		9	11	13	15			9	11	13	15			9	11	13	15	
	鳥飼西	4	4	4		9	11	13	15			9	11	13	15			9	11	13	15	
11.鳥飼上管理区域	鳥飼野草	2	2	2		10	14				10	14						10	14			
	鳥飼下	4	4	4		9	11	13	15			9	11	13	15			9	11	13	15	
	鳥飼上	4	4	4		9	11	13	15			9	11	13	15			9	11	13	15	
12.三島江管理区域	三島江	4	4	4		9	11	13	15			9	11	13	15			9	11	13	15	
	三島江野草	4	4	4		9	11	13	15			9	11	13	15			9	11	13	15	
13.大塚管理区域	大塚	5	5	5	7	9	11	13	15		7	9	11	13	15		7	9	11	13	15	
14.島本管理区域	島本	4	4	4		9	11	13	15			9	11	13	15			9	11	13	15	
15.大山崎管理区域	大山崎	5	5	5	8	9	11	13	15		8	9	11	13	15		8	9	11	13	15	

上記の時間を目安に巡視を行う。

表4 地区別のカウント項目

管理区域名	地区名	利用者総数(人)		駐車台数 (台)
		内数		
		運動施設(人)	バーベキュー(件・人)	
1.海老江管理区域	海老江			
	大淀野草	-	-	-
2.赤川管理区域	長柄	-	-	-
	長柄河畔	-	-	-
	毛馬			
	赤川			
	城北河畔	-	-	-
3.太子橋管理区域	太子橋			
	外島			-
	守口	-	-	-
	八雲野草	-	-	-
	八雲			
4.佐太西管理区域	庭窪河畔	-	-	-
	大日		-	
5.太間管理区域	佐太西			
	仁和寺野草		-	
	点野野草	-	-	-
	太間			
6.枚方管理区域	木屋元			-
	出口野草	-	-	-
	出口	-	-	-
	出口河畔	-	-	-
	伊加賀野草	-	-	-
7.背割堤管理区域	三矢			
	枚方			
	背割堤	-		
8.西中島管理区域	十三野草	-	-	-
	西中島			
9.豊里管理区域	豊里			
10.一津屋野草管理区域	一津屋野草	-	-	
	一津屋河畔	-	-	-
	鳥飼西	-		
11.鳥飼上管理区域	鳥飼野草	-	-	-
	鳥飼下			
	鳥飼上			
12.三島江管理区域	三島江			
	三島江野草	-	-	-
13.大塚管理区域	大塚			
14.島本管理区域	島本			
15.大山崎管理区域	大山崎			

バーベキューの人数は、利用区域外の利用者も計測する。

平成28年度第4四半期供用予定の背割堤サービスセンター（仮称）のカウントについては、別途調査職員が指示する。

淀川河川公園利用者数等 平成24年度

地区名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
1.海老江	利用者数	18,869	26,623	24,109	21,774	54,092	22,845	25,318	12,803	16,235	17,876	26,453	287,147	
	野球場	4,786	5,622	4,638	4,271	2,561	5,844	4,315	2,957	3,474	3,523	5,570	51,045	
	テニスコート	349	508	416	327	174	325	306	347	375	284	421	4,134	
	サッカーラグビー場	817	1,060	1,081	1,410	773	987	1,032	625	620	940	1,110	11,484	
	陸上競技場	0	280	0	0	0	0	1,408	13	0	685	0	180	2,566
2.大淀野草	駐車場利用台数	4,777	5,622	5,349	4,554	3,069	5,380	4,915	2,806	3,149	3,496	6,264	54,679	
	人数小計	24,821	34,093	30,244	27,782	57,600	30,001	32,379	24,574	16,727	21,709	22,793	336,376	
	利用者数	2,897	3,641	4,005	4,082	32,116	2,747	2,674	2,539	2,113	2,231	2,492	3,821	65,358
	人数小計	2,897	3,641	4,005	4,082	32,116	2,747	2,674	2,539	2,113	2,231	2,492	3,821	65,358
	利用者数	4,227	4,766	3,158	2,973	2,379	2,309	2,512	1,866	2,034	2,058	1,834	3,878	33,994
3.長柄	人数小計	4,227	4,766	3,158	2,973	2,379	2,309	2,512	1,866	2,034	2,058	1,834	3,878	33,994
	利用者数	5,037	2,778	2,756	2,385	1,882	1,727	4,051	1,461	1,615	1,952	2,180	3,478	31,302
	人数小計	5,037	2,778	2,756	2,385	1,882	1,727	4,051	1,461	1,615	1,952	2,180	3,478	31,302
	利用者数	17,291	20,035	18,520	18,984	19,514	15,745	15,998	36,741	10,905	12,564	12,742	19,210	218,249
	野球場	2,419	2,376	2,122	3,672	3,342	2,015	1,866	1,595	1,098	1,411	1,157	2,992	26,065
4.長柄河畔	テニスコート	437	464	455	458	398	386	417	272	392	326	715	5,096	
	サッカーラグビー場	1,798	1,613	613	1,355	2,752	1,924	729	734	1,039	1,004	1,623	15,768	
	陸上競技場	40	630	1,001	295	0	371	263	99	232	114	210	3,434	
	人数小計	21,985	25,118	22,711	24,764	26,006	20,441	19,273	39,441	13,650	15,130	15,343	24,750	268,612
	利用者数	21,043	24,235	23,961	22,764	20,721	18,379	22,448	42,199	16,101	16,183	14,203	30,554	272,791
6.赤川	テニスコート	1,777	1,910	1,722	1,791	1,813	1,828	1,720	1,842	1,884	1,552	2,033	21,414	
	サッカーラグビー場	2,533	2,767	3,298	2,774	3,728	2,433	2,344	1,817	2,443	1,424	1,035	30,444	
	駐車場利用台数	5,927	6,787	6,405	6,011	5,755	5,077	5,608	4,671	4,101	4,441	4,257	65,454	
	人数小計	25,353	28,912	28,981	27,329	26,262	22,640	26,512	45,558	20,386	19,491	16,790	36,435	324,649
	利用者数	5,023	5,238	6,592	5,153	4,230	3,743	7,629	3,785	3,169	4,418	3,279	4,708	56,967
7.城北河畔	人数小計	5,023	5,238	6,592	5,153	4,230	3,743	7,629	3,785	4,418	3,279	4,708	56,967	
	利用者数	20,637	28,942	21,308	15,581	15,019	17,112	21,500	55,366	11,445	11,209	16,910	19,201	254,130
	野球場	2,125	2,357	2,092	2,119	2,602	3,152	3,128	1,111	1,818	1,005	2,040	2,767	26,316
	駐車場利用台数	6,549	7,692	5,939	5,294	4,209	5,122	6,401	4,928	3,276	3,561	3,698	5,466	62,135
	人数小計	22,762	31,199	23,400	17,700	17,621	20,264	24,628	56,477	13,263	12,214	18,950	21,968	280,446
8.太子橋	利用者数	21,985	25,118	22,711	24,764	26,006	20,441	19,273	39,441	13,650	15,130	15,343	24,750	268,612
	人数小計	21,985	25,118	22,711	24,764	26,006	20,441	19,273	39,441	13,650	15,130	15,343	24,750	268,612
	利用者数	21,043	24,235	23,961	22,764	20,721	18,379	22,448	42,199	16,101	16,183	14,203	30,554	272,791
	テニスコート	1,777	1,910	1,722	1,791	1,813	1,828	1,720	1,842	1,884	1,552	2,033	21,414	
	サッカーラグビー場	2,533	2,767	3,298	2,774	3,728	2,433	2,344	1,817	2,443	1,424	1,035	30,444	
駐車場利用台数	5,927	6,787	6,405	6,011	5,755	5,077	5,608	4,671	4,101	4,441	4,257	65,454		
人数小計	25,353	28,912	28,981	27,329	26,262	22,640	26,512	45,558	20,386	19,491	16,790	36,435	324,649	
利用者数	5,023	5,238	6,592	5,153	4,230	3,743	7,629	3,785	3,169	4,418	3,279	4,708	56,967	
人数小計	5,023	5,238	6,592	5,153	4,230	3,743	7,629	3,785	3,169	4,418	3,279	4,708	56,967	
利用者数	20,637	28,942	21,308	15,581	15,019	17,112	21,500	55,366	11,445	11,209	16,910	19,201	254,130	
野球場	2,125	2,357	2,092	2,119	2,602	3,152	3,128	1,111	1,818	1,005	2,040	2,767	26,316	
駐車場利用台数	6,549	7,692	5,939	5,294	4,209	5,122	6,401	4,928	3,276	3,561	3,698	5,466	62,135	
人数小計	22,762	31,199	23,400	17,700	17,621	20,264	24,628	56,477	13,263	12,214	18,950	21,968	280,446	



地区名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
9.外島	利用者数	3,926	4,586	4,796	3,770	3,860	3,195	3,926	8,578	5,180	10,578	15,561	73,174	
	テニスコート	534	486	459	441	339	370	392	245	531	416	599	5,389	
	陸上競技場	762	532	617	729	452	808	1,103	905	380	330	556	7,684	
	人数小計	5,222	5,604	5,872	4,940	4,651	4,373	5,421	9,728	6,091	6,125	11,504	16,716	86,247
10.守口	利用者数	360	355	502	531	655	402	483	751	610	335	635	6,058	
	人数小計	360	355	502	531	655	402	483	751	610	335	635	6,058	
11.八雲野草	利用者数	19,841	2,149	3,405	2,241	2,264	1,557	1,405	13,968	2,793	16,316	9,251	77,339	
	人数小計	19,841	2,149	3,405	2,241	2,264	1,557	1,405	13,968	2,793	16,316	9,251	77,339	
	利用者数	16,401	7,282	7,780	6,377	6,898	5,709	5,786	20,735	6,046	19,988	14,225	122,949	
	野球場	1,500	1,800	1,200	1,355	1,200	1,790	1,600	1,010	1,239	1,400	1,907	17,201	
12.八雲	テニスコート	708	725	721	687	912	710	738	466	621	700	785	8,453	
	駐車場利用台数	1,418	1,627	1,480	1,427	1,324	1,283	1,321	1,092	1,083	1,136	964	15,570	
	人数小計	18,609	9,807	9,701	8,419	9,010	8,209	8,124	22,211	7,906	7,622	22,068	148,603	
	利用者数	540	485	612	603	651	436	434	452	480	467	394	6,031	
13.庭窪河畔	人数小計	540	485	612	603	651	436	434	452	480	467	394	6,031	
	利用者数	7,149	8,897	10,010	5,155	4,566	4,927	4,771	16,176	4,670	4,330	19,664	109,582	
14.大日	野球場	2,261	2,847	2,295	2,148	1,673	3,093	2,771	2,103	1,100	1,370	2,908	26,101	
	陸上競技場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	駐車場利用台数	2,651	3,431	2,808	2,670	2,097	2,822	3,135	2,572	1,473	1,743	3,706	30,848	
	人数小計	9,410	11,744	12,305	7,303	6,239	8,020	7,542	18,279	5,770	5,862	21,034	22,175	135,683
15.佐太西	利用者数	14,122	17,895	13,123	7,695	7,077	6,579	8,806	18,825	7,045	21,716	21,792	151,456	
	野球場	4,471	4,479	3,934	4,152	3,738	4,960	4,816	3,083	3,139	2,772	4,962	47,759	
	テニスコート	811	948	601	606	535	772	767	704	798	911	788	8,985	
	駐車場利用台数	3,805	5,197	2,978	2,523	2,264	2,675	3,266	2,895	2,254	2,584	2,328	3,495	36,264
16.仁和寺野草	人数小計	19,404	23,322	17,658	12,453	11,350	12,311	14,389	22,612	10,982	25,713	27,542	208,200	
	利用者数	23,260	24,350	24,358	13,107	9,994	11,688	16,538	27,013	12,442	13,838	28,535	233,509	
	パターゴルフ	2,062	2,327	1,626	1,365	1,163	1,479	2,191	1,867	1,454	1,710	1,371	1,930	20,545
	ゲートボール	118	110	46	55	66	100	128	10	110	130	110	1,043	
17.大日	ディスクゴルフ	2,742	3,360	2,509	1,908	1,513	1,790	2,909	2,473	1,963	2,827	2,080	2,779	28,853
	駐車場利用台数	4,490	4,753	4,194	3,550	3,061	3,482	4,538	3,927	3,201	3,988	3,494	4,635	47,313
	人数小計	28,182	30,147	28,539	16,435	12,736	15,057	21,766	31,363	15,969	18,435	32,116	33,205	283,950
	利用者数	28,182	30,147	28,539	16,435	12,736	15,057	21,766	31,363	15,969	18,435	32,116	33,205	283,950

地区名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
17.点野野草	利用者数	2,539	1,659	2,964	1,150	1,682	1,363	1,815	12,065	1,828	1,710	22,225	2,109	53,109
	人数小計	2,539	1,659	2,964	1,150	1,682	1,363	1,815	12,065	1,828	1,710	22,225	2,109	53,109
18.太閤	利用者数	30,102	51,925	19,297	18,208	20,471	23,245	27,082	29,731	17,235	14,170	32,800	27,940	312,206
	野球場	1,697	1,319	1,260	993	1,189	1,381	1,295	987	980	555	691	1,030	13,377
	陸上競技場	779	451	1,031	481	796	1,485	1,542	340	208	510	2,033	668	10,324
	駐車場利用台数	13,106	15,740	10,496	8,553	7,387	9,572	12,218	8,742	6,552	7,377	6,996	10,747	117,486
19.木屋元	人数小計	32,578	53,695	21,588	19,682	22,456	26,111	29,919	31,058	18,423	15,235	35,524	29,638	335,907
	利用者数	12,449	10,219	8,839	8,125	8,583	8,268	8,431	16,680	5,384	5,392	15,990	9,770	118,130
	野球場	2,750	2,916	2,243	2,408	3,154	3,164	2,356	1,808	1,570	1,152	1,526	2,950	27,997
	テニスコート	589	504	545	800	536	679	641	541	574	765	468	961	7,603
20.出口野草	サッカーコート	1,820	2,545	1,872	2,755	2,803	2,542	1,570	1,099	1,631	2,425	1,249	2,564	24,875
	人数小計	17,608	16,184	13,499	14,088	15,076	14,653	12,998	20,128	9,159	9,734	19,233	16,245	178,605
	利用者数	849	1,698	2,128	767	902	768	1,113	5,294	633	1,398	11,673	1,104	28,327
	人数小計	849	1,698	2,128	767	902	768	1,113	5,294	633	1,398	11,673	1,104	28,327
21.出口	利用者数	1,326	2,358	2,933	1,661	1,722	1,461	1,824	5,951	1,271	3,422	12,625	2,031	38,585
	人数小計	1,326	2,358	2,933	1,661	1,722	1,461	1,824	5,951	1,271	3,422	12,625	2,031	38,585
22.出口河畔	利用者数	2,193	4,617	2,768	1,842	1,666	1,001	1,394	2,599	1,124	1,484	1,316	1,911	23,915
	人数小計	2,193	4,617	2,768	1,842	1,666	1,001	1,394	2,599	1,124	1,484	1,316	1,911	23,915
23.伊加賀野草	利用者数	2,749	5,714	4,829	2,795	2,785	2,432	3,150	17,570	2,502	3,544	24,926	3,613	76,609
	人数小計	2,749	5,714	4,829	2,795	2,785	2,432	3,150	17,570	2,502	3,544	24,926	3,613	76,609
24.三矢	利用者数	7,007	13,915	11,935	6,183	5,725	4,546	7,189	15,245	5,300	9,575	32,826	7,060	126,506
	テニスコート	478	657	533	623	380	475	507	565	593	742	451	729	6,733
	駐車場利用台数	2,046	2,482	1,889	1,668	1,405	1,398	1,868	1,582	1,505	1,424	1,321	1,851	20,439
	人数小計	7,485	14,572	12,468	6,806	6,105	5,021	7,696	15,810	5,893	10,317	33,277	7,789	133,239
25.枚方	利用者数	39,550	65,501	47,171	36,243	39,833	36,072	64,628	105,790	41,603	60,052	120,634	31,877	688,954
	野球場	1,468	1,250	969	618	689	1,057	755	532	186	88	38	804	8,454
	サッカー場	113	166	259	389	398	460	215	168	1,221	1,441	1,935	292	7,057
	駐車場利用台数	12,413	15,664	12,596	10,283	10,005	10,486	13,738	13,313	8,615	13,864	11,294	10,537	142,808
26.背割堤	人数小計	41,131	66,917	48,399	37,250	40,920	37,589	65,598	106,490	43,010	61,581	122,607	32,973	704,465
	利用者数	162,513	10,230	4,910	4,511	5,282	5,122	7,466	6,218	4,184	4,656	4,683	59,761	279,536
	駐車場利用台数	3,030	4,639	2,931	2,662	2,760	2,845	3,966	3,570	2,226	2,705	2,588	3,880	37,802
	人数小計	162,513	10,230	4,910	4,511	5,282	5,122	7,466	6,218	4,184	4,656	4,683	59,761	279,536

地区名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
27.十三野草	利用者数	10,571	6,203	5,252	4,547	42,592	3,649	10,744	29,452	3,377	6,095	6,132	140,484
	人数小計	10,571	6,203	5,252	4,547	42,592	3,649	10,744	29,452	3,377	6,095	6,132	140,484
28.西中島	利用者数	60,488	100,888	55,867	54,740	68,244	40,814	67,910	43,974	8,327	7,755	9,334	554,973
	野球場	2,505	3,391	2,719	2,961	2,551	4,965	2,968	2,627	1,486	1,797	1,849	32,637
29.豊里	駐車場利用台数	7,581	10,817	8,164	7,336	5,858	6,661	7,718	5,402	3,249	3,558	3,315	74,276
	人数小計	62,993	104,279	58,586	57,701	70,795	45,779	70,878	46,601	9,813	9,552	11,183	587,610
30.一津屋野草	利用者数	28,107	28,729	15,902	13,182	13,556	11,928	22,711	15,012	8,764	11,496	14,550	204,703
	テニスコート	716	878	741	803	937	819	504	720	818	695	1,121	9,810
31.一津屋河畔	駐車場利用台数	3,257	4,908	3,110	3,099	2,670	2,713	3,288	2,640	1,914	1,709	2,527	34,601
	人数小計	28,823	29,607	16,643	13,985	14,493	12,747	23,215	15,732	9,582	12,191	15,671	214,513
32.鳥飼西	利用者数	5,308	6,112	6,046	5,477	5,072	4,943	5,304	4,589	3,609	5,453	4,171	60,878
	駐車場利用台数	1,594	2,051	1,499	1,502	1,305	1,308	1,242	1,102	837	1,225	1,025	16,124
33.鳥飼野草	利用者数	5,308	6,112	6,046	5,477	5,072	4,943	5,304	4,589	3,609	5,453	4,171	60,878
	人数小計	1,280	1,108	1,050	1,054	829	718	1,126	956	858	756	699	11,496
34.鳥飼下	利用者数	1,280	1,108	1,050	1,054	829	718	1,126	956	858	756	699	11,496
	人数小計	8,693	12,274	5,865	4,428	4,307	4,774	5,841	4,417	2,963	3,242	3,342	64,719
35.鳥飼上	利用者数	1,778	2,272	1,467	1,190	1,236	1,275	1,481	922	562	667	899	15,249
	駐車場利用台数	8,693	12,274	5,865	4,428	4,307	4,774	5,841	4,417	2,963	3,242	3,342	64,719
36.鳥飼下	利用者数	2,064	1,554	2,140	1,057	928	1,040	1,359	1,233	1,033	1,292	1,048	16,173
	人数小計	2,064	1,554	2,140	1,057	928	1,040	1,359	1,233	1,033	1,292	1,048	16,173
37.鳥飼上	利用者数	12,798	10,867	10,358	10,489	10,130	8,396	8,146	5,418	4,934	5,997	4,850	98,669
	人数小計	3,796	2,236	3,292	3,375	3,990	2,628	2,309	1,632	1,559	1,916	1,695	30,689
38.鳥飼下	利用者数	1,644	1,831	1,601	1,730	1,275	1,529	1,483	1,301	1,144	1,278	1,017	17,337
	人数小計	2,606	2,248	2,373	2,136	1,627	1,922	1,930	13	0	0	0	15,106
39.鳥飼上	利用者数	18,238	14,934	15,251	15,594	15,395	12,553	11,938	8,351	7,637	9,191	7,562	146,695
	人数小計	14,731	14,778	14,979	12,366	11,570	11,019	10,622	10,408	8,614	9,599	11,493	144,205
40.鳥飼上	利用者数	2,318	2,412	1,702	1,795	1,870	2,395	2,095	1,690	1,218	1,320	1,575	23,205
	人数小計	840	869	781	664	598	695	721	589	537	626	629	8,336
41.鳥飼上	利用者数	1,548	1,370	920	1,089	1,388	1,002	828	630	750	640	850	12,395
	人数小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15
42.鳥飼上	利用者数	7,749	8,753	6,530	6,366	4,980	5,973	5,369	6,467	4,755	5,427	5,734	76,004
	人数小計	19,437	19,429	18,382	15,914	15,426	15,111	14,266	13,317	11,119	12,185	14,547	188,156

地区名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
36.三島江	利用者数	9,286	9,618	8,416	6,444	5,562	7,717	13,254	9,691	5,206	6,317	5,298	8,409	95,218
	野球場	1,780	1,970	1,172	1,625	1,588	2,125	1,825	1,551	1,194	1,092	1,324	2,123	19,369
	テニスコート	198	213	149	124	121	120	145	130	142	178	171	194	1,885
	サッカーグランド	1,309	769	789	1,068	1,394	1,452	1,202	1,028	914	985	586	1,271	12,767
	駐車場利用台数	3,208	2,893	2,143	2,185	1,677	2,462	2,674	2,055	1,595	1,637	1,568	2,686	26,783
	人数小計	12,573	12,570	10,526	9,261	8,665	11,414	16,426	12,400	7,456	8,572	7,379	11,997	129,239
	利用者数	1,625	1,683	3,123	1,945	1,681	1,441	2,501	1,919	2,374	2,069	1,898	2,553	24,812
37.三島江野草	利用者数	1,625	1,683	3,123	1,945	1,681	1,441	2,501	1,919	2,374	2,069	1,898	2,553	24,812
	人数小計	21,988	29,273	16,580	14,235	13,084	14,740	21,000	12,866	12,136	13,197	11,739	17,596	198,434
	野球場	1,965	2,075	1,418	1,691	1,707	2,117	1,936	1,596	1,117	1,065	1,428	2,451	20,566
	テニスコート	262	296	233	248	257	302	225	208	296	285	335	370	3,317
	サッカーグランド	1,551	1,436	1,248	1,388	1,479	1,592	1,941	1,134	1,674	992	683	1,533	16,651
	陸上競技場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ゲートボール	0	0	0	0	0	0	124	0	0	0	0	0	124
38.大塚	駐車場利用台数	6,768	7,982	5,556	4,060	3,847	4,815	6,681	4,611	3,553	3,521	3,497	6,086	60,977
	人数小計	25,766	33,080	19,479	17,562	16,527	18,751	25,226	15,804	15,223	15,539	14,185	21,950	239,092
	利用者数	2,500	3,223	5,094	4,114	3,240	3,027	4,274	3,340	3,027	3,779	3,682	4,906	44,206
	野球場	0	0	0	0	0	0	0	17	0	0	0	0	17
	テニスコート	0	0	56	109	40	113	172	127	180	218	96	131	1,242
	サッカーグランド	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3
	ゲートボール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39.島本	駐車場利用台数	487	619	555	649	538	492	658	644	523	640	572	840	7,217
	人数小計	2,500	3,223	5,150	4,223	3,283	3,140	4,446	3,484	3,207	3,997	3,778	5,037	45,468
	利用者数	21,392	30,599	14,197	15,481	13,302	22,045	22,666	15,713	9,553	10,296	7,374	13,552	196,170
	野球場	1,820	2,764	1,542	6,049	5,470	2,603	5,638	4,380	4,749	4,454	3,069	4,565	47,103
	フットサル場	1,328	304	231	418	418	387	584	490	518	320	199	484	5,681
	駐車場利用台数	5,463	9,296	4,536	4,131	3,705	4,181	5,860	4,199	2,946	3,092	2,487	4,486	54,382
	人数小計	24,540	33,667	15,970	21,948	19,190	25,035	28,888	20,583	14,820	15,070	10,642	18,601	248,954
40.大山崎	利用者数	21,392	30,599	14,197	15,481	13,302	22,045	22,666	15,713	9,553	10,296	7,374	13,552	196,170
	野球場	1,820	2,764	1,542	6,049	5,470	2,603	5,638	4,380	4,749	4,454	3,069	4,565	47,103
	フットサル場	1,328	304	231	418	418	387	584	490	518	320	199	484	5,681
	駐車場利用台数	5,463	9,296	4,536	4,131	3,705	4,181	5,860	4,199	2,946	3,092	2,487	4,486	54,382
	人数小計	24,540	33,667	15,970	21,948	19,190	25,035	28,888	20,583	14,820	15,070	10,642	18,601	248,954

地区名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
守口 サービスセンター	利用者数	1,159	1,037	994	934	787	916	867	790	1,045	1,071	1,247	11,694
	インフォメーション	1,098	1,758	1,520	1,500	1,302	1,387	1,177	1,235	1,721	1,825	1,323	17,122
	人数小計	2,257	2,795	2,514	2,434	2,089	2,303	2,044	2,025	2,766	2,896	2,570	28,816
庭窪 レスセンター	利用者数	1,848	2,264	2,227	1,443	1,359	1,324	1,997	1,984	1,466	1,393	1,751	20,251
	人数小計	1,848	2,264	2,227	1,443	1,359	1,324	1,997	1,984	1,466	1,393	1,751	20,251
	利用者数	2,021	2,678	1,750	1,372	1,078	1,597	1,743	1,547	1,186	1,220	1,585	19,024
太間 サービスセンター	シャワー利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数小計	2,021	2,678	1,750	1,372	1,078	1,597	1,743	1,547	1,247	1,220	1,585	19,024
	利用者数	1,421	1,652	1,453	1,481	1,091	1,301	1,137	1,262	1,222	1,203	1,220	15,544
鳥飼 サービスセンター	シャワー利用者数	59	60	85	148	69	66	41	72	37	31	37	746
	人数小計	1,480	1,712	1,538	1,629	1,160	1,367	1,178	1,334	1,259	1,234	1,257	16,290
	プール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
フィットネス リゾート	アイススケート	7,587	7,020	7,041	7,455	7,410	6,677	6,187	5,704	12,070	8,363	8,262	90,985
	人数小計	7,587	7,020	7,041	7,455	7,410	6,677	6,187	5,704	12,070	8,363	8,262	90,985
	利用者数 合計	649,180	614,533	448,062	369,449	472,981	344,767	471,573	652,319	259,619	303,520	559,237	5,667,566
施設 利用者数合計	野球場	33,865	37,578	29,306	35,957	33,334	40,661	37,364	27,574	22,917	24,243	40,662	387,212
	テニスコート	7,699	8,458	7,412	7,681	7,040	7,594	7,255	6,411	8,348	7,273	9,571	92,397
	サッカーグラウンド	11,376	11,560	9,821	11,839	14,320	11,932	9,646	7,067	9,071	7,990	6,517	124,387
	陸上競技場	1,581	1,893	2,649	1,505	1,248	2,664	4,316	1,357	820	1,704	2,657	24,023
	パターゴルフ	2,062	2,327	1,626	1,365	1,163	1,479	2,191	1,867	1,454	1,710	1,371	20,545
	ゲートボール	118	110	46	55	66	100	252	10	110	60	130	1,167
	ディスクゴルフ	2,742	3,360	2,509	1,908	1,513	1,790	2,909	2,473	1,963	2,827	2,080	28,853
	サッカー場	3,909	2,402	3,551	3,764	4,388	3,088	2,524	1,800	2,780	3,357	3,630	37,746
	フットサル場	2,972	2,135	1,832	2,148	1,693	1,916	2,067	1,791	1,662	1,598	1,216	19,988
	インフォメーション	1,098	1,758	1,520	1,500	1,302	1,387	1,177	1,235	1,276	1,721	1,825	17,122
利用者数総合計	プール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	アイススケート	7,587	7,020	7,041	7,455	7,410	6,677	6,187	5,704	12,070	8,363	8,262	90,985
	シャワー利用者数	59	60	85	148	69	66	41	72	37	31	37	746
駐車場利用台数 合計	利用者数総合計	724,248	693,194	515,460	444,674	546,527	424,121	547,502	709,680	317,511	367,859	606,418	6,515,767
	駐車場利用台数 合計	100,703	125,473	92,998	81,849	70,779	81,944	98,258	80,262	57,026	67,448	63,800	1,011,517

淀川河川公園利用者数等 平成25年度

地区名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1.海老江	利用者数	24,084	31,569	27,658	26,037	55,454	8,803	2,623	14,243	15,898	13,290	17,300	251,469
	野球場	4,871	5,646	6,154	6,179	3,266	2,115	0	3,583	3,418	3,334	4,016	46,354
	テニスコート	343	448	469	236	287	52	0	187	357	418	243	3,400
	サッカーラグビー場	998	1,505	1,526	1,411	778	355	0	307	1,118	920	290	10,093
	陸上競技場	0	130	0	30	50	30	0	0	600	30	15	885
	駐車場利用台数	4,345	5,757	5,688	5,198	3,029	2,064	416	2,769	2,514	2,850	3,120	40,375
2.大淀野草	人数小計	30,296	39,298	35,807	33,893	59,835	11,355	2,623	18,320	21,254	17,187	22,576	312,201
	利用者数	2,863	3,479	3,405	3,160	35,956	852	826	1,921	1,317	1,748	1,909	59,227
	人数小計	2,863	3,479	3,405	3,160	35,956	852	826	1,921	1,317	1,748	1,909	59,227
	利用者数	4,567	5,716	3,908	2,872	2,719	907	285	1,673	1,409	2,149	1,661	29,729
3.長柄	人数小計	4,567	5,716	3,908	2,872	2,719	907	285	1,673	2,149	1,661	1,863	29,729
	利用者数	3,238	3,542	3,178	2,586	2,125	621	587	3,688	827	1,132	1,062	23,426
	人数小計	3,238	3,542	3,178	2,586	2,125	621	587	3,688	827	1,132	1,062	23,426
	利用者数	15,362	15,649	18,346	18,190	16,153	4,099	801	24,981	6,203	11,328	8,258	149,378
4.長柄河畔	野球場	1,995	1,805	2,353	3,471	1,885	601	0	0	832	718	2,762	16,422
	テニスコート	268	384	464	370	376	73	0	0	0	0	0	1,935
	サッカーラグビー場	1,372	1,930	1,511	1,958	1,889	789	0	0	1,030	1,038	1,079	12,596
	陸上競技場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5.毛馬	人数小計	18,997	19,768	22,674	23,989	20,303	5,562	801	24,981	13,190	10,014	13,849	180,331
	利用者数	19,251	19,805	24,733	20,709	19,582	4,859	2,968	25,442	5,297	8,950	8,652	180,065
	人数小計	1,688	2,034	2,207	2,205	1,868	642	0	0	0	27	0	10,671
	利用者数	2,332	2,358	3,272	3,148	5,139	286	0	0	0	1,565	1,522	19,622
6.赤川	野球場	5,414	6,463	6,903	5,917	5,136	1,670	687	2,752	3,027	2,794	4,014	47,085
	テニスコート	23,271	24,197	30,212	26,062	26,589	5,787	2,968	25,442	8,950	10,244	21,339	210,358
	サッカーラグビー場	4,160	4,259	5,084	3,260	2,232	832	1,284	1,607	1,192	1,317	1,475	28,422
	陸上競技場	4,160	4,259	5,084	3,260	2,232	832	1,284	1,607	1,192	1,317	1,475	28,422
7.城北河畔	利用者数	22,224	34,421	25,343	19,639	16,739	5,767	6,017	42,211	14,674	15,751	36,411	254,601
	人数小計	1,975	2,201	5,774	2,615	1,752	556	0	1,215	1,575	1,055	1,859	21,578
	利用者数	5,756	8,298	6,668	5,479	4,229	1,628	1,395	4,724	3,146	3,042	4,706	52,585
	人数小計	24,199	36,622	31,117	22,254	18,491	6,323	6,017	43,426	16,249	16,405	38,270	276,179
8.太子橋	野球場	24,199	36,622	31,117	22,254	18,491	6,323	6,017	43,426	16,249	16,405	38,270	276,179
	駐車場利用台数	24,199	36,622	31,117	22,254	18,491	6,323	6,017	43,426	16,249	16,405	38,270	276,179
	人数小計	24,199	36,622	31,117	22,254	18,491	6,323	6,017	43,426	16,249	16,405	38,270	276,179
	利用者数	24,199	36,622	31,117	22,254	18,491	6,323	6,017	43,426	16,249	16,405	38,270	276,179



地区名	利用者数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
9.外島	利用者数	7,649	6,574	6,224	6,640	4,425	1,657	1,961	27,964	9,245	8,930	8,474	29,969	119,712
	テニスコート	561	521	573	651	387	193	0	0	0	0	0	0	2,886
	陸上競技場	714	608	713	813	290	148	0	0	340	305	218	403	4,552
10.守口	人数小計	8,924	7,703	7,510	8,104	5,102	1,998	1,961	27,964	9,585	9,235	8,692	30,372	127,150
	利用者数	663	636	873	914	752	200	580	1,015	953	865	783	1,190	9,424
	人数小計	663	636	873	914	752	200	580	1,015	953	865	783	1,190	9,424
11.八雲野草	利用者数	8,029	1,674	2,062	1,779	1,730	383	1,526	18,516	2,007	2,371	3,622	17,428	61,127
	人数小計	8,029	1,674	2,062	1,779	1,730	383	1,526	18,516	2,007	2,371	3,622	17,428	61,127
	利用者数	44,839	6,725	7,686	7,072	5,875	1,675	5,292	24,703	5,434	7,380	7,399	22,239	146,319
12.八雲	野球場	930	1,530	1,880	1,783	1,102	350	0	1,007	923	1,128	501	922	12,056
	テニスコート	481	783	662	640	451	172	0	0	0	0	0	0	3,189
	駐車場利用台数	1,525	1,732	1,602	1,342	1,030	393	936	1,100	833	1,070	745	1,113	13,421
13.庭窪河畔	人数小計	46,250	9,038	10,228	9,495	7,428	2,197	5,292	25,710	6,357	8,508	7,900	23,161	161,564
	利用者数	672	606	848	770	687	233	609	932	670	999	690	1,430	9,146
	人数小計	672	606	848	770	687	233	609	932	670	999	690	1,430	9,146
14.大日	利用者数	7,601	7,940	7,503	5,854	5,076	2,352	613	16,186	5,830	5,392	5,528	33,320	103,195
	野球場	1,831	2,387	2,710	2,612	2,152	596	0	1,468	1,492	1,253	803	1,439	18,743
	陸上競技場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15.佐太西	駐車場利用台数	2,608	3,817	4,297	3,562	2,391	1,117	118	3,040	2,040	2,222	1,888	3,292	30,392
	人数小計	9,432	10,327	10,213	8,466	7,228	2,948	613	17,654	7,322	6,645	6,331	34,759	121,938
	利用者数	12,496	18,288	10,751	8,842	7,527	2,762	1,186	18,778	8,656	7,988	7,436	35,879	140,589
16.仁和寺野草	野球場	3,300	3,490	5,303	6,005	2,693	1,445	0	4,249	3,525	3,166	1,402	2,441	37,019
	テニスコート	606	716	635	568	616	214	0	0	0	0	0	0	3,355
	駐車場利用台数	3,897	5,277	3,676	3,166	2,400	943	343	3,211	2,456	2,372	1,903	2,625	32,269
16.仁和寺野草	人数小計	16,402	22,494	16,689	15,415	10,836	4,421	1,186	23,027	12,181	11,154	8,838	38,320	180,963
	利用者数	19,677	20,376	17,311	14,240	11,134	5,217	1,420	24,649	15,017	16,749	13,436	43,570	202,796
	パターンゴルフ	2,143	2,226	1,590	1,305	1,043	559	0	1,158	1,284	1,456	1,126	1,470	15,360
16.仁和寺野草	ゲートボール	100	85	95	50	30	0	0	0	50	70	100	70	650
	ディスクゴルフ	2,613	3,251	2,060	1,977	1,220	783	0	1,699	2,126	3,077	2,092	2,543	23,441
	駐車場利用台数	4,339	5,114	4,121	3,535	2,852	1,256	0	2,864	3,183	4,052	3,476	4,407	39,199
人数小計	24,533	25,938	21,056	17,572	13,427	6,559	1,420	27,506	18,477	21,352	16,754	47,653	242,247	

地区名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
17.点野野草	利用者数 1,566	1,807	1,832	1,892	1,474	479	285	8,170	1,897	1,896	1,734	9,241	32,273
	人数小計 1,566	1,807	1,832	1,892	1,474	479	285	8,170	1,897	1,896	1,734	9,241	32,273
18.太間	利用者数 32,232	57,009	26,912	18,088	16,427	5,844	17,085	32,116	17,602	19,728	19,216	38,193	300,452
	野球場 732	1,049	1,047	1,318	1,096	195	0	0	0	198	485	739	6,859
	陸上競技場 472	240	338	320	595	196	0	0	245	236	65	102	2,809
	駐車場利用台数 11,931	14,558	10,464	7,842	5,763	2,181	6,234	6,396	5,388	6,782	5,953	7,504	90,996
	人数小計 33,436	58,298	28,297	19,726	18,118	6,235	17,085	32,116	17,847	20,162	19,766	39,034	310,120
19.木屋元	利用者数 7,676	9,693	8,898	7,821	6,702	2,203	788	11,106	6,980	12,979	6,242	10,706	91,794
	野球場 1,658	2,062	2,252	2,158	1,575	595	0	0	1,149	905	778	1,603	14,735
	テニスコート 516	515	724	566	464	129	0	0	0	0	0	0	2,914
	サッカーカブー場 1,493	1,535	2,088	2,540	1,307	460	0	0	0	431	410	804	11,068
	人数小計 11,343	13,805	13,962	13,085	10,048	3,387	788	11,106	8,129	14,315	7,430	13,113	120,511
20.出口野草	利用者数 412	604	774	725	740	255	285	1,281	1,376	1,426	1,250	1,583	10,711
	人数小計 412	604	774	725	740	255	285	1,281	1,376	1,426	1,250	1,583	10,711
21.出口	利用者数 1,454	1,438	1,524	1,673	1,692	492	247	1,523	1,888	2,716	2,026	2,504	19,177
	人数小計 1,454	1,438	1,524	1,673	1,692	492	247	1,523	1,888	2,716	2,026	2,504	19,177
22.出口河畔	利用者数 1,622	1,608	1,963	1,648	1,627	447	1,578	5,749	1,387	1,394	1,239	1,545	21,807
	人数小計 1,622	1,608	1,963	1,648	1,627	447	1,578	5,749	1,387	1,394	1,239	1,545	21,807
23.伊加賀野草	利用者数 3,514	3,425	4,078	3,272	2,808	799	629	16,676	3,168	4,508	3,288	26,724	72,889
	人数小計 3,514	3,425	4,078	3,272	2,808	799	629	16,676	3,168	4,508	3,288	26,724	72,889
24.三矢	利用者数 9,891	14,034	8,731	6,057	5,505	1,979	1,377	14,646	5,263	12,217	5,214	29,628	114,542
	テニスコート 562	497	541	400	234	114	0	0	0	0	0	0	2,348
	駐車場利用台数 2,459	3,004	1,932	1,337	1,189	502	199	1,055	953	1,237	1,163	1,528	16,558
	人数小計 10,453	14,531	9,272	6,457	5,739	2,093	1,377	14,646	5,263	12,217	5,214	29,628	116,890
25.枚方	利用者数 48,277	78,755	46,067	39,194	33,648	13,231	43,690	74,760	24,615	73,490	29,661	136,289	641,677
	野球場 1,121	1,047	1,449	843	546	475	0	0	0	0	0	0	5,481
	サッカー場 506	382	710	625	783	1,633	0	0	0	1,355	1,375	1,050	8,419
	駐車場利用台数 14,420	18,383	15,947	11,066	9,188	4,367	9,522	13,148	7,649	12,661	10,249	15,434	142,034
	人数小計 49,904	80,184	48,226	40,662	34,977	15,339	43,690	74,760	24,615	74,845	31,036	137,339	655,577
26.背割堤	利用者数 114,588	9,267	5,095	4,497	4,895	1,985	3,741	5,804	3,555	4,242	3,395	3,690	164,754
	駐車場利用台数 3,808	5,409	2,984	2,633	2,465	1,168	2,078	3,526	2,222	2,868	2,816	941	32,918
	人数小計 114,588	9,267	5,095	4,497	4,895	1,985	3,741	5,804	3,555	4,242	3,395	3,690	164,754



地区名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
27.十三野草	利用者数	6,048	5,506	5,622	4,591	38,634	1,577	39,804	3,942	6,338	4,321	4,710	126,111
	人数小計	6,048	5,506	5,622	4,591	38,634	1,577	39,804	3,942	6,338	4,321	4,710	126,111
28.西中島	利用者数	59,744	110,159	80,338	54,918	61,849	12,419	46,943	6,963	8,109	7,780	13,521	490,591
	野球場	2,862	3,271	4,509	3,375	1,771	1,218	0	0	0	0	2,067	19,073
	駐車場利用台数	7,533	10,269	9,849	8,377	5,505	2,499	3,525	2,221	2,730	2,142	4,068	62,488
	人数小計	62,606	113,430	84,847	58,293	63,620	13,637	46,943	6,963	8,109	7,780	15,588	509,664
29.豊里	利用者数	28,738	34,206	25,703	17,866	17,393	5,248	12,815	9,994	13,939	13,564	15,852	199,008
	テニスコート	870	916	922	621	1,370	173	0	0	0	0	0	4,872
	駐車場利用台数	3,995	5,216	4,725	3,933	3,112	1,155	2,279	1,947	1,938	1,846	3,196	34,032
	人数小計	29,608	35,122	26,625	18,487	18,763	5,421	12,815	9,994	13,939	13,564	15,852	203,880
30.一津屋野草	利用者数	4,783	4,744	6,287	5,644	4,249	1,626	4,831	4,239	4,516	3,713	4,929	53,995
	駐車場利用台数	1,556	1,447	1,753	1,840	1,453	394	1,426	1,206	1,211	987	1,330	16,000
	人数小計	4,783	4,744	6,287	5,644	4,249	1,626	4,831	4,239	4,516	3,713	4,929	53,995
31.一津屋河畔	利用者数	1,651	1,788	1,482	1,118	831	302	1,408	996	959	1,083	1,335	13,893
	人数小計	1,651	1,788	1,482	1,118	831	302	1,408	996	959	1,083	1,335	13,893
32.鳥飼西	利用者数	7,240	9,014	6,747	4,690	4,539	1,515	4,142	3,628	3,952	3,563	5,484	58,706
	駐車場利用台数	2,026	2,239	1,693	1,118	967	364	1,033	769	903	634	1,102	13,899
	人数小計	7,240	9,014	6,747	4,690	4,539	1,515	4,142	3,628	3,952	3,563	5,484	58,706
33.鳥飼野草	利用者数	3,033	1,556	1,491	930	814	446	1,078	1,715	1,757	2,077	2,015	18,485
	人数小計	3,033	1,556	1,491	930	814	446	1,078	1,715	1,757	2,077	2,015	18,485
34.鳥飼下	利用者数	11,367	12,433	10,730	10,137	10,220	3,172	7,220	8,657	7,643	5,910	6,777	99,959
	サッカー場	2,242	2,617	2,529	2,216	3,143	538	499	2,241	2,086	1,118	1,920	21,149
	フットサル場	1,327	1,163	1,474	1,505	1,337	570	628	997	869	707	708	11,285
	駐車場利用台数	2,044	2,294	2,378	2,000	1,609	775	1,482	1,455	1,419	1,309	1,576	20,139
	人数小計	14,936	16,213	14,733	13,858	14,700	4,280	8,347	11,895	10,598	7,735	9,405	132,393
35.鳥飼上	利用者数	24,169	27,373	20,903	19,769	15,712	6,043	8,085	9,420	11,505	11,093	14,189	169,446
	野球場	1,993	2,869	3,199	2,508	1,910	1,270	0	0	720	827	2,743	18,039
	テニスコート	1,003	1,059	946	779	577	165	137	470	600	372	408	6,516
	サッカーグランド	1,460	2,320	1,520	1,635	1,590	280	0	0	485	766	413	10,469
	陸上競技場	0	0	0	0	0	0	0	0	25	0	15	40
	駐車場利用台数	5,923	8,232	6,374	5,103	3,754	1,655	2,679	3,168	3,788	3,271	4,132	48,517
	人数小計	28,625	33,621	26,568	24,691	19,789	7,758	8,222	9,890	13,335	13,058	17,768	204,510

地区名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
36.三島江	利用者数	8,329	10,653	8,772	7,700	6,775	2,420	785	4,668	6,138	3,948	6,388	71,155	
	野球場	931	1,292	1,916	1,618	1,378	443	0	0	756	672	1,591	10,597	
	テニスコート	143	146	206	168	41	5	0	0	0	0	0	709	
	サッカーグランド	867	1,123	1,352	1,328	865	429	0	0	699	562	714	8,301	
	駐車場利用台数	2,438	2,868	2,599	2,082	1,685	673	124	1,122	1,180	1,537	1,000	1,604	18,912
	人数小計	10,270	13,214	12,246	10,814	9,059	3,297	785	4,668	5,278	7,456	4,982	8,693	90,762
	利用者数	2,717	2,961	2,601	2,375	1,989	718	445	2,816	2,486	2,739	2,177	2,605	26,629
37.三島江野草	人数小計	2,717	2,961	2,601	2,375	1,989	718	445	2,816	2,739	2,177	2,605	26,629	
	利用者数	23,797	39,953	22,879	15,944	14,507	4,593	11,623	14,884	13,616	10,809	17,145	204,683	
	野球場	1,553	1,792	2,121	1,918	1,526	437	0	1,104	1,597	798	515	14,808	
	テニスコート	279	295	386	229	156	49	0	0	0	0	0	1,394	
	サッカーグランド	1,394	1,408	1,564	1,248	757	433	0	0	1,109	405	380	9,301	
	陸上競技場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ゲートボール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
38.大塚	駐車場利用台数	7,200	9,142	6,576	4,698	3,811	1,472	3,331	4,007	3,630	3,108	4,783	55,657	
	人数小計	27,023	43,448	26,950	19,339	16,946	5,512	11,623	15,988	14,819	11,704	19,195	230,186	
	利用者数	4,790	6,978	7,654	6,729	5,913	1,972	0	3,978	3,961	5,712	4,515	57,866	
	野球場	0	1,235	1,991	1,730	1,466	461	0	0	0	0	0	0	6,883
	テニスコート	124	81	148	87	28	22	0	0	0	0	0	0	490
	サッカーグランド	0	1,108	1,065	1,247	990	526	0	0	0	397	104	396	5,833
	ゲートボール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39.島本	駐車場利用台数	705	1,519	1,651	1,740	1,291	380	0	668	883	684	1,019	11,277	
	人数小計	4,914	9,402	10,858	9,793	8,397	2,981	0	3,978	3,961	6,109	4,619	71,072	
	利用者数	20,567	30,254	17,619	11,943	8,902	4,881	0	8,667	7,365	9,334	7,010	136,414	
	野球場	4,412	4,166	5,655	4,754	2,270	750	0	2,865	3,300	4,314	1,628	2,844	36,958
	フットサル場	428	267	526	471	233	130	0	0	0	0	0	0	2,055
	駐車場利用台数	6,439	8,350	5,198	3,437	2,602	1,637	0	2,796	2,201	2,803	1,762	2,879	40,104
	人数小計	25,407	34,687	23,800	17,168	11,405	5,761	0	11,532	10,665	13,648	8,638	12,716	175,427
40.大山崎	利用者数	20,567	30,254	17,619	11,943	8,902	4,881	0	8,667	7,365	9,334	7,010	136,414	
	野球場	4,412	4,166	5,655	4,754	2,270	750	0	2,865	3,300	4,314	1,628	2,844	36,958
	フットサル場	428	267	526	471	233	130	0	0	0	0	0	2,055	
	駐車場利用台数	6,439	8,350	5,198	3,437	2,602	1,637	0	2,796	2,201	2,803	1,762	2,879	40,104
	人数小計	25,407	34,687	23,800	17,168	11,405	5,761	0	11,532	10,665	13,648	8,638	12,716	175,427

地区名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
守口 サービスセンター	利用者数	872	1,181	1,134	939	932	674	1,319	983	1,285	1,633	1,378	12,917	
	インフォメーション	1,282	1,654	1,403	1,174	1,226	876	1,127	885	1,312	1,263	1,361	14,472	
	人数小計	2,154	2,835	2,537	2,113	2,158	1,550	1,496	2,446	1,868	2,896	2,739	27,389	
庭窪 レストセンター	利用者数	1,812	2,248	2,401	1,652	1,238	1,556	2,291	1,342	1,481	1,273	1,617	20,594	
	人数小計	1,812	2,248	2,401	1,652	1,238	1,556	1,683	1,342	1,481	1,273	1,617	20,594	
	利用者数	1,231	1,507	1,378	1,189	1,175	1,125	1,243	1,238	1,316	1,207	1,497	15,423	
太間 サービスセンター	シャワー利用者数	0	0	0	30	11	0	0	5	0	0	0	46	
	人数小計	1,231	1,507	1,378	1,219	1,186	1,125	1,243	1,238	1,316	1,207	1,497	15,469	
	利用者数	1,407	1,362	1,259	1,275	1,247	953	866	944	943	908	1,114	13,130	
鳥飼 サービスセンター	シャワー利用者数	94	62	74	144	104	36	12	24	19	19	59	647	
	人数小計	1,501	1,424	1,333	1,419	1,351	989	866	956	962	927	1,173	13,777	
	プール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
フィットネス リゾート	アイススケート	6,833	6,824	7,783	6,736	6,955	5,284	5,189	7,671	12,690	10,158	11,097	92,513	
	人数小計	6,833	6,824	7,783	6,736	6,955	5,284	5,189	7,671	12,690	10,158	11,097	92,513	
	利用者数 合計	630,902	662,775	495,787	396,840	460,603	120,173	169,593	587,966	248,344	344,924	258,734	651,065	5,027,706
施設 利用者数合計	野球場	30,164	35,842	48,313	42,887	26,388	11,507	0	15,491	17,333	12,718	26,473	285,605	
	テニスコート	7,444	8,395	8,883	7,520	6,855	2,003	0	324	827	642	768	44,679	
	サッカーグラウンド	9,916	13,287	13,898	14,515	13,315	3,558	0	307	2,926	4,230	6,416	87,283	
	陸上競技場	1,186	978	1,051	1,163	935	374	0	0	585	1,166	535	8,286	
	パターゴルフ	2,143	2,226	1,590	1,305	1,043	559	0	1,158	1,284	1,456	1,470	15,360	
	ゲートボール	100	85	95	50	30	0	0	0	50	70	100	650	
	ディスクゴルフ	2,613	3,251	2,060	1,977	1,220	783	0	1,699	2,126	3,077	2,092	2,543	23,441
	サッカー場	2,748	2,999	3,239	2,841	3,926	2,171	0	499	2,241	3,441	2,493	2,970	29,568
	フットサル場	1,755	1,430	2,000	1,976	1,570	700	0	628	997	869	707	708	13,340
	インフォメーション	1,282	1,654	1,403	1,174	1,226	876	909	1,127	885	1,312	1,263	1,361	14,472
プール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
利用者数総合計	アイススケート	6,833	6,824	7,783	6,736	6,955	5,284	5,189	7,671	12,690	10,158	11,097	92,513	
	シャワー利用者数	94	62	74	174	115	36	0	29	19	19	59	693	
	利用者数 合計	697,180	739,808	586,176	479,158	524,181	148,024	175,691	614,504	285,298	392,761	295,280	705,535	5,643,596
駐車場利用台数 合計	100,361	129,388	107,078	85,405	65,461	28,293	34,527	65,602	51,586	63,161	53,622	74,373	858,857	

淀川河川公園利用者数等 平成26年度

地区名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1.海老江	利用者数	23,441	30,618	21,948	19,739	17,761	30,551	26,760	19,711	16,668	17,912	15,638	253,466
	野球場	5,657	5,882	4,784	4,160	3,428	6,131	4,855	5,085	3,848	3,844	3,444	53,930
	テニスコート	365	698	458	367	405	628	897	705	551	594	396	6,342
	サッカーピッチ場	608	474	579	796	747	1,075	785	877	600	823	489	8,717
	陸上競技場	175	268	241	250	460	360	100	20	40	240	380	2,734
2.大淀野草	駐車場利用台数	4,984	5,842	5,367	3,685	3,309	6,325	3,990	4,285	2,835	2,826	3,104	48,619
	人数小計	30,246	37,940	28,010	25,312	22,801	38,745	33,397	26,398	16,722	23,098	20,347	325,189
	利用者数	3,069	2,864	2,450	2,287	2,394	3,328	3,193	3,306	2,379	3,276	2,801	34,866
3.長柄	人数小計	3,069	2,864	2,450	2,287	2,394	3,328	3,193	3,306	3,276	3,519	2,801	34,866
	利用者数	4,418	5,098	2,781	2,339	2,247	2,354	2,612	2,082	2,362	1,340	3,295	32,165
	人数小計	4,418	5,098	2,781	2,339	2,247	2,354	2,612	2,082	2,362	1,340	3,295	32,165
4.長柄河畔	利用者数	3,536	1,857	2,196	1,332	1,146	1,102	1,056	2,072	1,576	726	1,837	19,010
	人数小計	3,536	1,857	2,196	1,332	1,146	1,102	1,056	2,072	1,576	726	1,837	19,010
	利用者数	12,432	10,731	12,431	12,251	12,254	11,937	10,700	19,558	8,876	12,041	14,025	146,377
5.毛馬	野球場	2,428	1,578	2,569	3,097	1,982	1,831	1,528	1,745	1,242	1,315	3,369	24,114
	テニスコート	0	0	0	0	0	0	0	0	0	140	137	277
	サッカーピッチ場	1,354	1,410	1,739	1,676	2,660	2,110	1,240	1,075	1,542	1,572	2,298	20,265
6.赤川	陸上競技場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数小計	16,214	13,719	16,739	17,024	16,896	15,878	13,468	22,378	11,660	14,928	19,829	191,033
	利用者数	14,349	14,774	13,764	10,557	9,379	9,788	10,215	19,507	7,630	10,554	11,422	142,138
7.城北河畔	テニスコート	0	0	0	60	0	0	0	200	80	1,067	1,022	2,569
	サッカーピッチ場	2,479	2,700	2,665	2,395	1,410	1,490	1,740	1,584	1,314	1,109	1,110	21,480
	駐車場利用台数	5,067	5,042	5,253	4,248	3,672	4,463	4,021	4,339	2,539	3,073	4,265	49,761
8.太子橋	人数小計	16,828	17,474	16,429	13,012	10,789	11,278	11,955	21,291	9,084	11,743	13,554	166,187
	利用者数	1,999	3,808	2,335	2,534	2,220	1,865	2,193	1,862	1,096	1,765	2,305	25,576
	人数小計	1,999	3,808	2,335	2,534	2,220	1,865	2,193	1,862	1,096	1,765	2,305	25,576
9.太子橋	利用者数	25,529	52,592	30,423	19,585	19,672	24,218	25,566	60,759	15,894	19,094	32,852	344,661
	野球場	2,194	2,200	1,792	1,333	890	2,677	2,215	2,933	1,541	1,795	1,352	22,798
	駐車場利用台数	5,925	9,288	6,587	4,560	4,722	5,861	5,261	6,094	3,106	3,578	4,699	63,143
人数小計	27,723	54,792	32,215	20,918	20,562	26,895	27,781	63,692	17,435	20,889	20,353	367,459	

地区名	利用者数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
9.外島	利用者数	7,275	9,121	7,016	4,966	5,269	5,578	7,978	22,637	9,917	7,024	8,574	22,383	117,738
	テニスコート	0	0	0	0	0	4	0	1,500	0	0	43	37	1,584
	陸上競技場	554	1,570	758	543	674	1,231	2,258	678	822	473	1,076	370	11,007
10.守口	人数小計	7,829	10,691	7,774	5,509	5,943	6,813	10,236	24,815	10,739	7,497	9,693	22,790	130,329
	利用者数	1,130	1,099	1,251	1,044	982	808	840	1,087	1,148	1,154	1,209	855	12,607
	人数小計	1,130	1,099	1,251	1,044	982	808	840	1,087	1,148	1,154	1,209	855	12,607
11.八雲野草	利用者数	1,976	2,332	1,807	1,644	1,370	1,212	2,495	12,008	2,593	2,095	2,944	16,985	49,461
	人数小計	1,976	2,332	1,807	1,644	1,370	1,212	2,495	12,008	2,593	2,095	2,944	16,985	49,461
	利用者数	23,233	8,752	7,079	6,285	5,582	6,352	7,186	19,380	6,331	5,596	8,188	20,715	124,679
12.八雲	野球場	675	1,190	1,058	1,019	476	1,091	1,103	1,369	455	931	715	2,219	12,301
	テニスコート	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	408	465	873
	駐車場利用台数	1,351	2,088	1,373	1,231	1,042	1,333	1,326	1,853	764	784	897	1,219	15,261
13.庭窪河畔	人数小計	23,908	9,942	8,137	7,304	6,058	7,443	8,289	20,749	6,786	6,527	9,311	23,399	137,853
	利用者数	932	1,081	1,296	1,138	1,082	950	907	1,028	872	791	1,060	939	12,076
	人数小計	932	1,081	1,296	1,138	1,082	950	907	1,028	872	791	1,060	939	12,076
14.大日	利用者数	8,266	10,366	8,633	7,246	8,259	8,203	7,984	27,842	8,895	8,603	7,317	37,896	149,510
	野球場	1,639	1,868	1,291	1,046	1,010	1,882	1,720	1,344	920	1,470	1,695	1,149	17,034
	陸上競技場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15.佐太西	駐車場利用台数	3,925	3,877	3,468	3,079	2,990	4,255	3,739	4,162	2,408	2,767	2,630	3,071	40,371
	人数小計	9,905	12,234	9,924	8,292	9,269	10,085	9,704	29,186	9,815	10,073	9,012	39,045	166,544
	利用者数	16,702	21,977	12,280	10,751	11,288	13,559	12,637	32,502	11,380	11,463	9,823	40,619	204,981
16.仁和寺野草	野球場	3,220	3,114	3,840	2,648	2,061	3,308	2,421	2,657	1,952	2,228	1,775	2,239	31,463
	テニスコート	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	162	165	327
	駐車場利用台数	3,607	5,967	4,065	3,650	3,568	4,947	4,258	4,629	3,310	3,659	3,271	3,366	48,297
16.仁和寺野草	人数小計	19,922	25,091	16,120	13,399	13,349	16,867	15,058	35,159	13,332	13,691	11,760	43,023	236,771
	利用者数	27,450	30,608	25,661	22,728	21,881	25,174	25,672	47,267	20,426	26,383	23,523	55,461	352,234
	パターンゴルフ	1,645	1,936	1,363	1,123	1,087	1,667	1,562	1,671	1,152	1,188	1,187	1,416	16,997
16.仁和寺野草	ゲートボール	60	83	86	150	0	87	140	174	70	10	0	62	922
	ディスクゴルフ	2,693	3,165	2,016	1,974	1,738	2,418	2,690	2,635	1,668	2,099	2,339	2,124	27,559
	駐車場利用台数	4,726	5,316	4,759	4,110	3,938	4,327	4,450	4,372	3,223	3,774	3,639	4,059	50,693
人数小計	31,848	35,792	29,126	25,975	24,706	29,346	30,064	29,680	51,747	23,316	29,680	27,049	59,063	397,712

地区名	利用者数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
17.点野野草	利用者数	2,173	2,327	2,129	2,583	1,676	2,690	2,392	17,341	1,461	7,488	3,227	19,732	65,219
	人数小計	2,173	2,327	2,129	2,583	1,676	2,690	2,392	17,341	1,461	7,488	3,227	19,732	65,219
	利用者数	28,686	77,553	28,557	20,885	20,742	26,282	24,175	37,825	17,237	21,750	17,697	47,433	368,822
18.太間	野球場	981	817	839	1,159	1,233	1,054	987	1,066	483	494	634	794	10,541
	陸上競技場	473	564	504	225	545	693	391	810	404	620	637	479	6,345
	駐車場利用台数	9,142	14,717	8,587	6,543	6,291	9,489	7,910	8,175	5,339	5,876	5,860	8,510	96,439
19.木屋元	人数小計	30,140	78,934	29,900	22,269	22,520	28,029	25,553	39,701	18,124	22,864	18,968	48,706	385,708
	利用者数	11,501	15,252	11,171	10,805	8,489	11,629	9,607	10,338	5,904	12,028	7,447	12,532	126,703
	野球場	1,851	2,181	1,652	2,447	1,413	2,558	2,043	2,036	850	1,164	848	1,082	20,125
20.出口野草	テニスコート	67	0	0	0	0	0	0	0	0	0	254	185	506
	サッカーコート	1,506	1,364	1,310	1,444	1,281	2,158	918	1,261	851	1,148	1,314	1,982	16,537
	人数小計	14,925	18,797	14,133	14,696	11,183	16,345	12,568	13,635	7,605	14,340	9,863	15,781	163,871
21.出口	利用者数	1,544	1,554	1,698	1,406	1,244	1,354	1,348	1,367	978	3,710	1,533	1,355	19,091
	人数小計	1,544	1,554	1,698	1,406	1,244	1,354	1,348	1,367	978	3,710	1,533	1,355	19,091
	利用者数	1,958	2,042	2,340	2,090	1,988	2,048	1,668	2,066	1,612	4,905	1,934	2,711	27,362
22.出口河畔	人数小計	1,958	2,042	2,340	2,090	1,988	2,048	1,668	2,066	1,612	4,905	1,934	2,711	27,362
	利用者数	2,374	2,507	2,110	1,643	1,361	1,064	1,208	4,037	901	966	2,380	4,477	25,028
	人数小計	2,374	2,507	2,110	1,643	1,361	1,064	1,208	4,037	901	966	2,380	4,477	25,028
23.伊加賀野草	利用者数	2,970	3,701	2,682	2,422	2,500	2,141	2,582	14,838	2,174	2,746	4,166	19,323	62,245
	人数小計	2,970	3,701	2,682	2,422	2,500	2,141	2,582	14,838	2,174	2,746	4,166	19,323	62,245
	利用者数	6,173	9,486	6,147	4,972	4,665	5,199	4,991	13,057	3,809	4,045	5,443	30,475	98,462
24.三矢	テニスコート	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	71	71
	駐車場利用台数	1,366	1,955	1,112	943	902	1,291	1,276	1,552	1,006	1,308	1,263	1,762	15,736
	人数小計	6,173	9,486	6,147	4,972	4,665	5,199	4,991	13,057	3,809	4,045	5,443	30,546	98,533
25.枚方	利用者数	46,349	90,039	42,914	39,601	34,225	36,842	49,400	63,731	23,226	112,452	40,623	150,799	730,201
	野球場	1,288	1,089	881	489	566	868	504	460	59	40	95	329	6,668
	サッカー場	145	70	113	312	351	564	154	98	499	1,452	786	247	4,791
26.背割堤	駐車場利用台数	13,313	17,599	12,076	10,903	9,429	12,708	11,862	12,990	7,225	11,939	11,034	13,723	144,801
	人数小計	47,782	91,198	43,908	40,402	35,142	38,274	50,058	64,289	23,784	113,944	41,504	151,375	741,660
	利用者数	187,128	9,055	5,094	4,395	4,154	5,859	5,920	6,885	3,141	3,811	4,633	12,070	252,145
26.背割堤	駐車場利用台数	3,021	5,693	3,105	2,587	2,137	3,488	3,869	4,513	1,957	2,459	2,664	3,662	39,155
	人数小計	187,128	9,055	5,094	4,395	4,154	5,859	5,920	6,885	3,141	3,811	4,633	12,070	252,145



地区名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
27.十三野草	利用者数	9,800	8,964	7,400	31,425	5,530	21,404	6,949	31,864	4,030	7,487	4,588	142,376
	人数小計	9,800	8,964	7,400	31,425	5,530	21,404	6,949	31,864	4,030	7,487	4,588	142,376
28.西中島	利用者数	53,342	121,461	62,263	80,502	37,732	61,084	54,396	42,137	7,102	8,958	12,441	547,105
	野球場	2,412	3,578	2,278	1,428	1,314	3,714	2,484	2,572	674	1,273	1,714	24,807
	駐車場利用台数	6,336	10,742	8,050	6,511	5,437	6,120	5,697	3,867	2,739	2,721	3,593	64,179
	人数小計	55,754	125,039	64,541	81,930	39,046	64,798	56,880	44,709	7,776	10,231	14,155	571,912
29.豊里	利用者数	22,826	42,162	23,424	15,013	15,862	20,249	16,249	15,713	9,430	14,612	14,645	222,224
	テニスコート	0	0	0	0	0	502	640	1,032	1,844	780	430	5,782
	駐車場利用台数	3,562	5,363	3,705	3,030	2,973	3,346	3,072	3,070	2,528	2,411	2,674	37,835
	人数小計	22,826	42,162	23,424	15,013	15,862	20,751	16,889	16,745	12,819	15,166	15,075	228,006
30.一津屋野草	利用者数	4,614	5,449	6,560	5,534	4,854	4,607	3,213	3,017	2,089	2,719	4,912	50,037
	駐車場利用台数	1,295	1,851	1,902	1,611	1,274	1,056	964	1,034	630	732	963	13,933
	人数小計	4,614	5,449	6,560	5,534	4,854	4,607	3,213	3,017	2,469	2,719	4,912	50,037
31.一津屋河畔	利用者数	2,152	1,525	1,493	1,116	1,290	1,130	1,334	1,967	984	1,080	1,497	16,607
	人数小計	2,152	1,525	1,493	1,116	1,290	1,130	1,334	1,967	984	1,080	1,497	16,607
32.鳥飼西	利用者数	7,000	14,179	7,130	5,063	4,715	5,347	4,885	4,316	3,141	3,078	7,427	69,332
	駐車場利用台数	1,576	2,130	1,637	1,154	1,012	1,258	1,259	1,124	826	680	1,110	14,362
	人数小計	7,000	14,179	7,130	5,063	4,715	5,347	4,885	4,316	3,141	3,078	7,427	69,332
33.鳥飼野草	利用者数	2,103	1,510	1,268	1,187	962	1,252	1,214	1,568	2,076	2,613	3,086	20,196
	人数小計	2,103	1,510	1,268	1,187	962	1,252	1,214	1,568	2,076	2,613	3,086	20,196
34.鳥飼下	利用者数	9,147	12,032	8,715	6,593	6,595	7,448	5,558	7,552	6,348	6,893	10,154	94,151
	サッカー場	2,046	1,565	1,802	2,478	2,503	2,039	1,165	2,051	1,563	1,458	1,815	22,064
	フットサル場	974	976	1,322	1,182	1,010	1,329	913	1,314	1,039	1,037	1,231	13,594
	駐車場利用台数	2,188	2,432	2,178	1,748	1,466	1,882	1,704	2,173	1,509	1,442	1,974	22,392
	人数小計	12,167	14,573	11,839	10,253	10,108	10,816	7,636	10,917	8,950	9,388	13,200	129,809
35.鳥飼上	利用者数	19,281	20,427	18,681	10,663	9,281	12,329	10,419	11,828	9,954	11,928	13,188	158,881
	野球場	2,281	2,497	1,641	1,151	1,449	2,745	1,996	1,801	868	1,243	1,260	19,936
	テニスコート	366	442	325	326	320	414	386	452	494	138	244	4,347
	サッカーラグビー場	1,751	862	870	1,172	748	1,220	747	828	1,643	356	558	12,197
	陸上競技場	0	0	0	101	0	6	0	0	0	2,060	0	2,567
	駐車場利用台数	5,934	7,437	5,579	4,936	4,243	5,543	4,608	5,400	4,215	3,906	4,542	61,027
	人数小計	23,679	24,228	21,517	13,413	11,798	16,714	13,548	14,909	12,959	15,725	15,250	197,928

地区名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計		
36.三島江	利用者数	7,856	9,048	7,339	7,191	7,956	8,890	7,274	8,270	5,994	6,438	7,274	89,431		
	野球場	1,510	1,982	1,260	823	1,286	2,082	1,068	1,548	974	874	961	15,379		
	テニスコート	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	サッカーグランド	974	1,030	830	1,453	1,195	1,559	855	914	1,129	898	942	12,579		
	駐車場利用台数	2,230	2,435	1,467	1,521	1,551	2,229	1,782	2,062	1,095	1,300	991	20,707		
	人数小計	10,340	12,060	9,429	9,467	10,437	12,531	9,197	10,732	8,097	7,810	8,112	9,177	117,389	
	利用者数	3,098	2,887	3,019	2,586	2,836	2,906	2,723	3,667	2,478	2,728	3,293	3,609	35,830	
	人数小計	3,098	2,887	3,019	2,586	2,836	2,906	2,723	3,667	2,478	2,728	3,293	3,609	35,830	
	利用者数	20,819	35,256	19,751	16,604	19,256	22,005	20,491	16,837	12,106	11,540	9,049	11,940	215,654	
	野球場	1,308	1,555	1,251	1,488	1,198	1,784	1,750	1,563	769	850	763	953	15,232	
37.三島江野草	テニスコート	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	サッカーグランド	980	1,335	906	624	628	1,894	1,016	857	0	0	0	8,240		
	陸上競技場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	ゲートボール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	駐車場利用台数	6,190	8,022	4,838	3,707	4,365	5,573	5,813	4,980	2,972	3,285	3,088	4,018	56,851	
	人数小計	23,107	38,146	21,908	18,716	21,082	25,683	23,257	19,257	12,875	12,390	9,812	12,893	239,126	
	利用者数	5,419	6,957	6,653	5,903	4,468	5,538	5,059	6,064	8,056	12,666	7,195	5,374	79,352	
	野球場	0	0	0	0	0	0	0	0	460	0	0	0	460	
	テニスコート	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	125	0	155	
	サッカーグランド	695	648	927	1,608	410	1,036	984	665	1,800	1,558	1,224	1,121	12,676	
39.島本	ゲートボール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	20		
	駐車場利用台数	1,009	1,193	849	986	681	921	759	885	2,715	6,211	2,564	1,736	20,509	
	人数小計	6,114	7,605	7,580	7,511	4,878	6,574	6,043	6,729	10,316	14,254	8,544	6,515	92,663	
	利用者数	17,535	32,891	16,285	12,417	7,859	19,701	17,302	14,151	8,126	9,507	6,958	9,657	172,389	
	野球場	4,563	5,251	3,726	4,793	2,810	5,932	5,420	5,322	3,800	5,040	2,895	2,465	52,017	
	フットサル場	0	0	0	0	0	185	305	250	114	413	102	80	1,449	
	駐車場利用台数	4,864	9,175	4,229	3,169	1,788	5,148	4,645	3,809	2,184	2,606	1,967	2,489	46,073	
	人数小計	22,098	38,142	20,011	17,210	10,669	25,818	23,027	19,723	12,040	14,960	9,955	12,202	225,855	
	40.大山崎	利用者数	17,535	32,891	16,285	12,417	7,859	19,701	17,302	14,151	8,126	9,507	6,958	9,657	172,389
		野球場	4,563	5,251	3,726	4,793	2,810	5,932	5,420	5,322	3,800	5,040	2,895	2,465	52,017
フットサル場		0	0	0	0	0	185	305	250	114	413	102	80	1,449	
駐車場利用台数		4,864	9,175	4,229	3,169	1,788	5,148	4,645	3,809	2,184	2,606	1,967	2,489	46,073	
人数小計		22,098	38,142	20,011	17,210	10,669	25,818	23,027	19,723	12,040	14,960	9,955	12,202	225,855	



地区名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
守口 サービスセンター	利用者数	1,593	1,913	1,554	1,674	1,436	1,525	1,685	1,282	1,125	1,664	1,810	19,358	
	インフォメーション	882	1,297	1,077	1,239	970	1,065	1,042	1,071	921	1,130	1,108	13,100	
	人数小計	2,475	3,210	2,631	2,913	2,406	2,590	2,727	2,353	2,046	2,794	2,918	32,458	
庭窪 レストセンター	利用者数	1,940	2,136	2,151	1,823	1,439	1,527	1,659	1,728	1,428	1,398	1,313	20,156	
	人数小計	1,940	2,136	2,151	1,823	1,439	1,527	1,659	1,728	1,428	1,398	1,313	20,156	
	利用者数	1,530	1,666	1,357	1,451	1,459	1,496	1,404	1,558	1,263	1,308	1,472	17,587	
太間 サービスセンター	シャワー利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0	13	0	0	13	
	人数小計	1,530	1,666	1,357	1,451	1,459	1,496	1,404	1,558	1,276	1,308	1,472	17,600	
	利用者数	1,266	1,577	1,414	1,421	1,376	1,339	1,176	1,390	1,074	1,108	1,103	16,741	
鳥飼 サービスセンター	シャワー利用者数	97	25	55	125	140	69	49	26	30	18	21	781	
	人数小計	1,363	1,602	1,469	1,546	1,516	1,408	1,225	1,416	1,104	1,126	1,124	17,522	
	プール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
フィットネス リゾート	アイススケート	7,963	6,627	6,370	6,488	7,240	5,929	5,918	6,559	8,352	13,660	8,755	91,928	
	人数小計	7,963	6,627	6,370	6,488	7,240	5,929	5,918	6,559	8,352	13,660	8,755	91,928	
	利用者数 合計	657,914	743,234	454,650	425,394	338,736	441,864	414,275	639,002	256,994	400,981	312,628	698,558	5,784,230
施設 利用者数合計	野球場	32,007	34,782	28,862	27,081	21,116	37,657	30,094	31,501	18,551	21,864	19,960	23,330	326,805
	テニスコート	798	1,140	783	753	725	1,548	1,923	3,889	3,029	1,924	3,169	3,152	22,833
	サッカーグラウンド	10,347	9,823	9,826	11,168	9,079	12,542	8,285	8,061	8,879	8,550	7,631	8,500	112,691
	陸上競技場	1,202	2,402	1,503	1,119	1,679	2,290	2,749	1,508	1,266	1,733	3,973	1,229	22,653
	パターゴルフ	1,645	1,936	1,363	1,123	1,087	1,667	1,562	1,671	1,152	1,188	1,187	1,416	16,997
	ゲートボール	60	83	86	150	0	87	140	174	70	10	0	82	942
	ディスクゴルフ	2,693	3,165	2,016	1,974	1,738	2,418	2,690	2,635	1,668	2,099	2,339	2,124	27,559
	サッカー場	2,191	1,635	1,915	2,790	2,854	2,603	1,319	2,149	2,062	3,031	2,244	2,062	26,855
	フットサル場	974	976	1,322	1,182	1,010	1,514	1,218	1,564	1,153	1,680	1,139	1,311	15,043
	インフォメーション	882	1,297	1,077	1,239	970	1,065	1,042	1,071	921	1,130	1,108	1,298	13,100
	プール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用者数総合計	アイススケート	7,963	6,627	6,370	6,488	7,240	5,929	5,918	6,559	8,352	13,660	8,755	91,928
シャワー利用者数		97	25	55	125	140	69	49	26	30	18	21	794	
利用者数 合計		718,773	807,125	509,828	480,586	386,374	511,253	471,264	699,810	304,140	457,868	364,154	751,255	6,462,430
駐車場利用台数 合計	91,611	128,164	90,186	73,912	66,790	91,563	82,265	85,368	53,327	68,548	61,827	76,583	970,144	

## 公園利用者アンケート

## 淀川河川公園 ご利用される皆様へのアンケート

Q1. あなたの性別は?..... 男 ・ 女

Q2. あなたの年齢は? (1つお選びください)

- 1) 小学生 2) 中学生 3) 15~18歳 4) 19~29歳 5) 30~39歳 6) 40~49歳 7) 50~59歳  
8) 60~69歳 9) 70歳以上

Q3. あなたのお住まいはどちらですか? (1つお選びください)

- 大阪市** 1) 福島区 2) 北区 3) 都島区 4) 旭区 5) 西淀川区 6) 淀川区  
7) 東淀川区 8) 此花区 9) 西区 10) 中央区 11) 城東区 12) 鶴見区  
**大阪府** 13) 守口市 14) 門真市 15) 寝屋川市 16) 枚方市 17) 吹田市  
18) 摂津市 19) 茨木市 20) 高槻市 21) 島本町  
**京都府** 22) 大山崎町 23) 八幡市 24) 長岡京市 25) 久御山町 26) 京都市  
**その他** ( )

Q4. 公園までの主な交通手段は何ですか? (主な手段を1つだけ、お選びください)

- 1) 徒歩 2) 自転車 3) バイク 4) 自動車 5) 電車 6) 路線バス 7) その他 ( )

Q5. 本日はどなたといらっしやいましたか? (1つお選びください)

- 1) 一人で 2) 友人・知人と 3) カップルで 4) 夫婦で 5) 家族と 6) 学校の団体 7) 地域の団体  
8) 職場の団体 9) その他 ( )

Q6. どのくらいの頻度でいらっしやいますか? (1つお選びください)

- 1) ほぼ毎日 2) 週に2~3回 3) 週に1回 4) 月に2~3回 5) 月に1回 6) 年に数回  
7) 年に1回 8) 数年に1回程度 9) 今回が初めて

Q7. 本日は、どのくらいの時間、公園で過ごされますか? (1つお選びください)

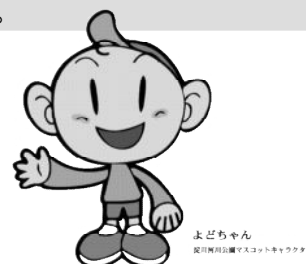
- 1) 15分以内 2) 15~30分 3) 30分~1時間 4) 1~2時間 5) 2~3時間 6) 3~5時間 7) 5時間以上

Q8. 公園には満足されましたか? (1つお選びください)

- 1) 満足 2) やや満足 3) 普通 4) やや不満 5) 不満  
(よろしければ理由をお教えてください: )

Q9. 公園を利用した感想を、①~⑦それぞれについてお聞かせ下さい。

- ① 広場の芝生・樹木の手入れ  
1) 満足 2) やや満足 3) 普通 4) やや不満 5) 不満
- ② 広場の清掃状況  
1) 満足 2) やや満足 3) 普通 4) やや不満 5) 不満
- ③ トイレの清潔さ  
1) 満足 2) やや満足 3) 普通 4) やや不満 5) 不満
- ④ スタッフ対応の良さ  
1) 満足 2) やや満足 3) 普通 4) やや不満 5) 不満 6) スタッフには会っていない
- ⑤ 駐車場を利用した感想  
1) 満足 2) やや満足 3) 普通 4) やや不満 5) 不満 6) 利用していないためわからない
- ⑥ 野球場、サッカー場、ラグビー場を利用した感想  
1) 満足 2) やや満足 3) 普通 4) やや不満 5) 不満 6) 利用していないためわからない
- ⑦ テニスコートを利用した感想  
1) 満足 2) やや満足 3) 普通 4) やや不満 5) 不満 6) 利用していないためわからない



ご協力ありがとうございました。またご利用ください!

自然環境・歴史文化に関する利用プログラム実績

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数
委託費のみでおこなったもの	8	1,940	14	2,175	17	3,792
委託費及び自主財源でおこなったもの	1	200	-	-	-	-
自主財源でおこなったもの	-	-	-	-	1	5
合計	9	2,140	14	2,175	18	3,797

## 平成24年度 自然環境・歴史文化に関する利用プログラム実績

### 委託費のみで行ったもの

No.	テーマ	プログラム名	対象	内容	開催場所	実施日	延べ参加人数	参加人数 計上根拠
1	淀川の自然環境 や歴史、文化、 公園の広報	サービスセンター展示	小学生～大人	淀川の歴史・洪水・治水・治水、市民参加活動、 公園の魅力を紹介。	太間サービス センター	4/1(日)～ 3/31(日)	1,554名	観覧者数
2	花や緑、自然に 親しむ	摂南大学出前講座	大学生	淀川の利水や治水、公園の概要等による講 義を実施。	摂南大学	5/10(木)	57名	参加者数
3	花や緑に親しむ	チューリップ球根植付け	障がい者施設 生徒	チューリップの球根の植付け体験を実施。	太間地区	10/29(月)	10名	参加者数
4	花や緑に親しむ	チューリップ球根植付け	幼稚園児	チューリップの球根の植付け体験を実施。	太間地区	10/30(火)	100名	参加者数
5	花や緑に親しむ	チューリップ球根植付け	障がい者施設 生徒	チューリップの球根の植付け体験を実施。	太間地区	11/1(木)	20名	参加者数
6	環境学習	第96回 淀川の自然を楽しむ会 「川原の野鳥観察会」	小学生～大人	シニア自然高等学校の方を講師に、野鳥の観 察や生態のレクチャーを実施。	枚方地区	1/27(日)	196名	参加者数
7	花や緑に親しむ	中学生社会体験学習 「カワラナデシコポット植 付け他。」	中学生	社会体験学習の一環として、カワラナデシ コのポット苗植付け体験を実施。	太間地区	1/30(水)	3名	参加者数
8	史跡・観光名所 散策	ウォーキングマップ	小学生～大人	公園から周辺の史跡や観光名所をまわり、 歴史や見どころを学習するセルフガイド式 ウォーキングで、マップを公園ホームページ によりダウンロードして行う。	4コース 各地区、周辺地 域	2/1(金)～ 3/31(日)	-	-

委託費及び自主財源で行ったもの

No.	テーマ	プログラム名	対象	内容	開催場所	実施日	延べ参加人数	参加人数 計上根拠
1	環境学習	第95回 淀川の自然を楽しむ会 「干潟を楽しもう」	小学生～大人	シニア自然大学校の方を講師に、干潟の観察や特徴等のレクチャー、シジミ採りを実施。	十三野草地区	7/21(土)	200名	参加者数

平成25年度 自然環境・歴史文化に関する利用プログラム実績

委託費のみで行ったもの

No.	テーマ	プログラム名	対象	内容	開催場所	実施日	延べ参加人数	参加人数 計上根拠
1	史跡・観光名所 散策	ウォーキングマップ	小学生～大人	公園から周辺の史跡や観光名所をまわり、 歴史や見どころを学習するセルフガイド式 ウォーキングで、マップを公園ホームページ よりダウンロードして行う。	4コース 各地区、周辺地 域	4/1(月)～ 3/31(月)	-	-
2	花や緑に親しむ	桜のお話ツアー	小学生～大人	背割堤の歴史、桜の見どころや管理方法に ついてレクチャーを実施。	背割堤地区	4/6(土)	6名	参加者数
3	淀川の自然環境 や歴史、文化、 公園の広報	サービスセンター展示	小学生～大人	淀川の歴史・洪水・治水、市民参加活動、 公園の魅力を紹介。	太間サービス センター	4/1(月)～ 3/31(月)	1,540名	観覧者数
4	環境学習	水辺の生態系、植物生態系 の管理レクチャー	中学生、大学 生、一般	水辺の生態系、植物生態系の管理レクチャ ーを実施。	三島江地区	5/26(日)	160名	参加者数
5	環境学習	水辺の生態系、植物生態系 の管理レクチャー	大学生	水辺の生態系、植物生態系の管理レクチャ ーを実施。	伏見出張所	8/9(金)	60名	参加者数
6	花や緑、自然に 親しむ	摂南大学出前講座	大学生	淀川の利水や治水、公園の概要等による講 義を実施。	摂南大学	10/16(水)	58名	参加者数
7	花や緑に親しむ	コスモス花摘み、種取り、 除草体験	一般	コスモス花摘み、種取り、除草体験を実施。	太間地区	10/30(水)	10名	参加者数
8	花や緑に親しむ	ナデシコ植付け	一般	ナデシコのポット苗植付け体験を実施。	枚方地区	10/31(木)	8名	参加者数
9	花や緑に親しむ	チューリップ球根植付け	幼稚園児、障が い者施設生徒	公園スタッフの指導により、チューリップ 球根の植付け体験を実施。	太間地区	11/18(月)	114名	参加者数
10	花や緑に親しむ	チューリップ球根植付け	障がい者施設 生徒	公園スタッフの指導により、チューリップ 球根の植付け体験を実施。	太間地区	11/20(水)	13名	参加者数

No.	テーマ	プログラム名	対象	内容	開催場所	実施日	延べ参加人数	参加人数 計上根拠
11	花や緑に親しむ	中学生社会体験学習 「カワラナデシコポット植 付け他」	中学生	社会体験学習の一環として、カワラナデシ コのポット苗植付け、アペリア刈込の体験 を実施。	太間地区	1/31(金)	3名	参加者数
12	環境学習	第97回 淀川の自然を楽しむ会 「川原の野鳥観察会」	小学生～大人	シニア自然高等学校の方を講師に、野鳥の観 察や生態のレクチャーを実施。	枚方地区	2/16(日)	153名	参加者数
13	花や緑に親しむ	ナノハナ種まき	一般	公園スタッフの指導により、ナノハナの種 まき体験を実施。	長柄地区	3/21(金)	30名	参加者数
14	花や緑に親しむ	ヒガンバナ植付け	障がい者施設 生徒	公園スタッフの指導により、ヒガンバナ球 根の植付け体験を実施。	太間地区	3/31(月)	20名	参加者数

平成26年度 自然環境・歴史文化に関する利用プログラム実績

委託費のみで行ったもの

No.	テーマ	プログラム名	対象	内容	開催場所	実施日	延べ参加人数	参加人数 計上根拠
1	史跡・観光名所 散策	ウォーキングマップ	小学生～大人	公園から周辺の史跡や観光名所をまわり、歴史や見どころを学習するセルフガイド式ウォーキングで、マップを公園ホームページよりダウンロードして行う。	4コース 各地区、周辺地域	4/1(火)～ 11/30(日)	-	-
2	花や緑に親しむ	桜のお話ツアー	小学生～大人	公園スタッフが指導したボランティアにより、背割堤の歴史、桜の見どころや管理方法についてレクチャーを実施。	背割堤地区	4/5(土) 4/6(日)	205名	参加者数
3	淀川の自然環境 や歴史、文化、 公園の広報	サービスセンター展示	小学生～大人	淀川の歴史・洪水・治水、市民参加活動、公園の魅力パネルで紹介。 守口サービスセンターは8月から実施。 鳥飼サービスセンターは2月から実施。	太間・守口・鳥 飼サービスセ ンター	4/1(火)～ 3/31(火)	2,944名	観覧者数
4	花や緑、自然に 親しむ	摂南大学出前講座	大学生	淀川の利水や治水、公園の概要等による講義を実施。	摂南大学	7/26(土)	70名	参加者数
5	環境学習	淀川まるごと体験会	小学生～大人	自然資源リサイクルによる藁工作、自然資源活用によるヤナギ大木でブランコ等を実施。	点野野草地区	7/27(日)	150名	参加者数
6	花や緑に親しむ	チューリップ球根植付け	障がい者施設 生徒	チューリップの球根の植付け体験を実施。	太間地区	11/8(土)	68名	参加者数
7	花や緑に親しむ	チューリップ球根植付け	幼稚園児	チューリップの球根の植付け体験を実施。	太間地区	11/12(水)	110名	参加者数
8	花や緑に親しむ	チューリップ球根植付け	障がい者施設 生徒	チューリップの球根の植付け体験を実施。	太間地区	11/27(木)	16名	参加者数
9	花や緑に親しむ	フラワーガイド	小学生～大人	コスモスやハーブの見どころや管理方法についてレクチャーを実施。	太間地区	11/27(木)	16名	参加者数
10	花や緑に親しむ	ナノハナ種まき	市民ボランティア	花づくり体験	長柄地区	1/25(日)	10名	参加者数



No.	テーマ	プログラム名	対象	内容	開催場所	実施日	延べ参加人数	参加人数 計上根拠
11	花や緑に親しむ	鳥飼支援学校社会出前講座	障がい者施設 生徒	出前講座	鳥飼上地区	2/13(金)	16名	参加者数
12	環境学習	第98回 淀川の自然を楽しむ会 川原の野鳥観察会	小学生～大人	シニア自然大学校の方を講師に、野鳥の観察や生態のレクチャーを実施。	枚方地区周辺	2/22(日)	105名	参加者数
13	花や緑に親しむ	鳥飼支援学校社会体験学習	障がい者施設 生徒	プランター花苗植付、カワラナデシコ播種作業	鳥飼上地区	3/13(金)	18名	参加者数
14	環境学習	淀川舟運ウォッチング	中学生～大人	淀川をEポートを使って下り、自然環境、歴史など学習	背割堤地区～枚方地区	3/15(日)	22名	参加者数
15	花や緑に親しむ	フラワーガイド	障がい者施設 生徒	スタッフが花について解説とガイドを実施	太間地区	3/23(月)	16名	参加者数
16	花や緑に親しむ	ヒガンバナ球根植付	障がい者施設 生徒	ヒガンバナ球根の植付け体験を実施。	太間地区	3/23(月)	16名	参加者数
17	散策プログラム、車椅子	車椅子での公園散策プログラム	障がい者施設 生徒	太間地区で車イスを使って散策を実施	太間地区	3/30(月)	10名	参加者数

### 自主財源で行ったもの

No.	テーマ	プログラム名	対象	内容	開催場所	実施日	延べ参加人数	参加人数 計上根拠
1	環境学習	園芸教室「グリーンカーテンでECOライフ」	小学生～大人	地球温暖化防止に役立つ壁面緑化について講習を実施。	守口サービスセンター	5/11(日)	5名	参加者数

地域連携イベント実績

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数
委託費のみで行ったもの	3	396	3	203	5	287
委託費及び自主財源で行ったもの	1	500	1	202	3	2,589
委託費及び持ち込みで行ったもの	1	1,228	1	600	2	16,500
自主財源で行ったもの	2	280	1	140	2	280
合計	7	2,404	6	1,145	12	19,656

平成24年度 地域連携イベント実績

委託費のみで行ったもの

No.	行催事名	主催者等	開催場所	実施日	延べ参加人数	参加人数計上根拠
1	第95回淀川の自然を楽しむ会 「干潟を楽しもう」	主催：国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所 共催：財団法人河川環境管理財団 協力：NPO 法人シニア自然大学校	十三野草地区	7/21(土)	200名	参加者数
2	マナーアップキャンペーン	主催：淀川河川公園連絡協議会	各サービスセンター、 淀川河川事務所、 近畿地方整備局、 各市・区役所他	10/1(月)～ 10/31(水)	-	-
3	第96回淀川の自然を楽しむ会 「川原の野鳥観察会」	主催：国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所 共催：財団法人河川環境管理財団 協力：NPO 法人シニア自然大学校	枚方地区	1/27(日)	196名	参加者数

委託費及び自主財源で行ったもの

No.	行催事名	主催者等	開催場所	実施日	延べ参加人数	参加人数計上根拠
1	第17回淀川河川公園風揚げ大会	主催：国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所 共催：財団法人河川環境管理財団 協力：日本風の会 大阪支部	太間地区	2/10(日)	500名	参加者数

委託費及び持ち込みで行ったもの

No.	行催事名	主催者等	開催場所	実施日	延べ参加人数	参加人数計上根拠
1	淀川三川ふれあい交流 第4回七夕まつり	主催：七夕まつり等ふれあい交流実行委員会	背割堤地区	8/10(金)～ 8/12(日)	1,228名	入園者数

自主財源で行ったもの

No.	行催事名	主催者等	開催場所	実施日	延べ 参加人数	参加人数計上根拠
1	第 34 回河川環境管理財団杯争奪サ ンスポ野球大会 決勝戦	主催：財団法人河川環境管理財団、サンケイスポーツ 後援：産経新聞社 協力：ナガセケンコー株式会社、ミズノ株式会社	枚方地区	5/27(日)	140名	参加者数 観戦者数
2	第 39 回淀川河川公園野球大会 決 勝戦	主催：財団法人河川環境管理財団、サンケイスポーツ 後援：産経新聞社 協力：ナガセケンコー株式会社、ミズノ株式会社	枚方地区	12/2(日)	140名	参加者数 観戦者数

平成25年度 地域連携イベント実績

委託費のみで行ったもの

No.	行催事名	主催者等	開催場所	実施日	延べ参加人数	参加人数計上根拠
1	第97回淀川の自然を楽しむ会 「川原の野鳥観察会」	主催：国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所 淀川河川公園管理グループ共同体 協力：NPO 法人シニア自然大学校	枚方地区	2/16(日)	153名	参加者数
2	ボランティアによる花の種まき	主催：淀川河川公園管理グループ共同体	長柄地区	3/21(金)	30名	参加者数
3	花の球根植付けによる「仕事体験」	主催：淀川河川公園管理グループ共同体	太間地区	3/31(月)	20名	参加者数

委託費及び自主財源で行ったもの

No.	行催事名	主催者等	開催場所	実施日	延べ参加人数	参加人数計上根拠
1	第18回淀川河川公園凧揚げ大会	主催：国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所 淀川河川公園管理グループ共同体 協力：日本凧の会 大阪支部	太間地区	2/23(日)	202名	参加者数

委託費及び持ち込みで行ったもの

No.	行催事名	主催者等	開催場所	実施日	延べ参加人数	参加人数計上根拠
1	乙訓水辺フェスティバル	主催：公益財団法人乙訓青年会議所事務局まちづくり委員会 共催：国土交通省近畿地方整備局	大山崎地区	9/8(日)	600名	主催者の発表人数

自主財源で行ったもの

No.	行催事名	主催者等	開催場所	実施日	延べ参加人数	参加人数計上根拠
1	第35回河川環境管理財団杯争奪サンスポ野球大会 決勝戦	主催：淀川河川公園管理グループ共同体、サンケイスポーツ 後援：産経新聞社 協力：ナガセテクノロジー株式会社、ミズノ株式会社	枚方地区	6/16(日)	140名	参加者数 観戦者数

平成26年度 地域連携イベント実績

委託費のみで行ったもの

No.	行催事名	主催者等	開催場所	実施日	延べ参加人数	参加人数計上根拠
1	マナーアップキャンペーン	主催：淀川河川公園連絡協議会	各サービスセンター、淀川河川事務所、近畿地方整備局、各市・区役所他	10/1(水)～ 10/31(金)	-	-
2	大阪・淀川市民マラソン展 「淀の恵みと防災力展」	主催：一般社団法人ふるさ都・夢づくり協議会 共催：国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所 淀川河川公園管理グループ共同体	守口サービスセンターやすらぎの間	10/28(火)～ 11/2(日)	154名	観覧者数
3	ポランティアによる花の種まき	主催：淀川河川公園管理グループ共同体	長柄地区	1/25(日)	10名	参加者数
4	第98回 淀川の自然を楽しむ会 川の野鳥観察会	主催：国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所 淀川河川公園管理グループ共同体 協力：NPO法人シニア自然大学校	枚方地区周辺	2/15(日)	105名	参加者数
5	ポランティアによる花の種まき	主催：淀川河川公園管理グループ共同体	鳥飼上地区	3/13(金)	18名	参加者数

委託費及び自主財源で行ったもの

No.	行催事名	主催者等	開催場所	実施日	延べ 参加人数	参加人数計上根拠
1	植木市(秋)「フラワーカーニバル」 「枚方宿くらわんか五六市」同時開催	主催：淀川河川公園管理グループ共同体	枚方地区	10/12(日)	2,420名	参加者数
2	第19回 淀川河川公園 風揚げ大会	主催：国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所 淀川河川公園管理グループ共同体 協力：日本風の会 大阪支部	太間地区	2/22(日)	147名	参加者数
3	淀川舟運ウォッチング	主催：淀川河川公園管理グループ共同体	背割堤地区 ～枚方地区	3/15(日)	22名	参加者数

委託費及び持ち込みで行ったもの

No.	行催事名	主催者等	開催場所	実施日	延べ 参加人数	参加人数計上根拠
1	第46回 守口市こどもまつり	主催：こどもまつり実行委員会 共催：守口市教育委員会 守口市青少年育成指導員連絡協議会	八雲地区 八雲野草地区	4/27(日)	13,000名	主催者の発表人数
2	第2回 わいわいがやがや祭	主催：淀川わいわいがやがや祭実行委員会 共催：淀川河川公園管理グループ共同体	鳥飼上地区	6/1(日)	3,500名	主催者の発表人数

自主財源で行ったもの

No.	行催事名	主催者等	開催場所	実施日	延べ 参加人数	参加人数計上根拠
1	第36回 河川環境管理財団杯争奪サ ンスポ野球大会 決勝戦	主催：淀川河川公園管理グループ共同体、 サンケイスポーツ 後援：産経新聞社 協力：ナガセコンコー株式会社、ミズノ株式会社	枚方地区	6/8(日)	140名	参加者数 観戦者数
2	第41回 淀川河川公園秋季野球大会 決勝戦	主催：淀川河川公園管理グループ共同体、 サンケイスポーツ 産経新聞社 協力：ナガセコンコー株式会社、ミズノ株式会社	枚方地区	11/30(土)	140名	参加者数 観戦者数



広報・報道実績

月	平成24年度 報道実績					計
	テレビ	ラジオ	新聞	チラシ	雑誌	
4月			4		1	5
5月		1	5	2	1	9
6月			2		1	3
7月		1	1		3	5
8月			1		3	4
9月			7			7
10月			1	1	1	3
11月			4	2	1	7
12月			2	1	2	5
1月			2		2	4
2月			3			3
3月			5		1	6
計	0	2	37	6	16	61

## 広報・報道実績

月	平成25年度 報道実績					計
	テレビ	ラジオ	新聞	チラシ	雑誌	
4月	2		5		3	10
5月	1		3	1		5
6月	1		4			5
7月					1	1
8月					3	3
9月	3		3			6
10月			3			3
11月			4	1		5
12月			1		2	3
1月	1		2		4	7
2月			5	2	1	8
3月	3	2	10	4	6	25
計	11	2	40	8	20	81

## 広報・報道実績

月	平成26年度 報道実績					計
	テレビ	ラジオ	新聞	チラシ	雑誌	
4月	5	1	5	1	9	21
5月			5		3	8
6月	3		3		2	8
7月	2		4		4	10
8月	1	1	1		4	7
9月	2		6	2	1	11
10月	1	2	7		1	11
11月	4		16	2	3	25
12月			5	3	2	10
1月	1	1	3	1	5	11
2月	1	2	11		4	18
3月	2	1	9		5	17
計	22	8	75	9	43	157

ホームページアクセス件数

月	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
4 月	40,264	38,011	22,956
5 月	36,673	35,870	27,061
6 月	27,919	34,392	25,307
7 月	28,529	29,776	22,428
8 月	30,669	27,390	35,273
9 月	30,394	32,306	30,065
10 月	34,959	35,783	28,885
11 月	22,607	26,225	24,056
12 月	16,277	19,798	14,885
1 月	22,629	21,917	25,451
2 月	22,053	22,134	26,556
3 月	39,639	32,616	36,361
計	352,612	356,218	319,284

※トップページアクセス件数

## 混雑時の状況

【平成24年度】

守口サービスセンター

日時	状況	1.海老江地区	6.赤川地区	8.太子橋地区	12.八雲地区
4月29日 日曜日・祝 (晴・曇)	満車時間帯 正規駐車場 臨時駐車場	7:05～16:30 —	10:15～15:00 —	8:50～14:00 9:40～14:30	— —
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
4月30日 月曜日・振 (曇)	満車時間帯 正規駐車場 臨時駐車場	9:45～14:30 —	9:00～15:00 11:30～14:30	10:30～13:30 —	— —
	待ち車台数	—	8台	—	—
	待ち車最大時間	—	30分	—	—
5月3日 木曜日・祝 (曇・雨)	満車時間帯 正規駐車場 臨時駐車場	8:00～15:30 —	10:40～15:30 —	— —	— —
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月4日 金曜日・祝 (曇・雨)	満車時間帯 正規駐車場 臨時駐車場	9:10～15:15 —	10:50～16:00 13:20～15:30	10:30～14:00 —	— —
	待ち車台数	—	7台	—	—
	待ち車最大時間	—	30分	—	—
5月5日 土曜日・祝 (晴)	満車時間帯 正規駐車場 臨時駐車場	8:50～ —	8:50～16:30 10:10～16:15	13:30～16:00 13:30～16:00	9:17～15:20 —
	待ち車台数	—	9台	—	—
	待ち車最大時間	—	40分	—	—
5月6日 日曜日 (曇)	満車時間帯 正規駐車場 臨時駐車場	8:50～13:00 —	8:20～16:00 8:50～16:15	— —	— —
	待ち車台数	—	13台	—	—
	待ち車最大時間	—	40分	—	—
5月12日 土曜日 (晴)	満車時間帯 正規駐車場 臨時駐車場	8:40～ 9:30 —	15:00～16:15 —	— —	— —
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月13日 日曜日 (晴)	満車時間帯 正規駐車場 臨時駐車場	8:10～ 10:30～15:30	7:50～ 8:20～	8:50～14:00 10:45～13:30	9:50～16:20 —
	待ち車台数	—	12台	—	—
	待ち車最大時間	—	30分	—	—

日時	状況	15.西中島地区	16.豊里地区		
4月29日 日曜日・祝 (晴・曇)	満車時間帯 正規駐車場 臨時駐車場	8:50～16:10 10:15～16:10	10:06～16:50		
	待ち車台数	—	—		
	待ち車最大時間	—	—		
4月30日 月曜日・振 (曇)	満車時間帯 正規駐車場 臨時駐車場	10:15～15:30 11:10～15:40	10:50～16:45 —		
	待ち車台数	—	—		
	待ち車最大時間	—	—		
5月3日 木曜日・祝 (曇・雨)	満車時間帯 正規駐車場 臨時駐車場	10:20～15:15 11:35～15:15	10:30～16:30 —		
	待ち車台数	—	—		
	待ち車最大時間	—	—		
5月4日 金曜日・祝 (曇・雨)	満車時間帯 正規駐車場 臨時駐車場	9:40～15:10 10:55～15:10	9:30～16:25 11:40～15:30		
	待ち車台数	—	—		
	待ち車最大時間	—	—		
5月5日 土曜日・祝 (晴)	満車時間帯 正規駐車場 臨時駐車場	9:15～15:40 10:15～15:25	9:28～16:30 11:00～16:00		
	待ち車台数	—	—		
	待ち車最大時間	—	—		
5月6日 日曜日 (曇)	満車時間帯 正規駐車場 臨時駐車場	9:40～15:35 11:30～15:45	9:20～16:30 14:15～16:30		
	待ち車台数	—	—		
	待ち車最大時間	—	—		
5月12日 土曜日 (晴)	満車時間帯 正規駐車場 臨時駐車場	— —	— —		
	待ち車台数	—	—		
	待ち車最大時間	—	—		
5月13日 日曜日 (晴)	満車時間帯 正規駐車場 臨時駐車場	9:40～15:35 11:00～15:35	8:55～16:40 —		
	待ち車台数	—	—		
	待ち車最大時間	—	—		

太間サービスセンター

日時	状況	17.大日地区	18.佐太西地区	19.仁和寺野草	21.太間地区
4月29日 日曜日・祝 (晴・曇)	満車時間帯	8:20～	—	—	8:40～12:55
	正規駐車場 臨時駐車場				
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
4月30日 月曜日・振 (曇)	満車時間帯	—	—	—	10:14～
	正規駐車場 臨時駐車場				
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月3日 木曜日・祝 (曇・雨)	満車時間帯	—	—	—	—
	正規駐車場 臨時駐車場				
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月4日 金曜日・祝 (曇・雨)	満車時間帯	—	—	—	9:35～16:45
	正規駐車場 臨時駐車場				
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月5日 土曜日・祝 (晴)	満車時間帯	—	10:30～17:10	10:50～16:00	8:30～16:40
	正規駐車場 臨時駐車場				
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月6日 日曜日 (曇)	満車時間帯	7:20～ 9:20	—	—	9:15～10:30
	正規駐車場 臨時駐車場				
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月12日 土曜日 (晴)	満車時間帯	—	—	—	—
	正規駐車場 臨時駐車場				
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月13日 日曜日 (晴)	満車時間帯	7:50～	—	11:00～12:40	9:00～ 9:10～
	正規駐車場 臨時駐車場				
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—

日時	状況	27.三矢地区	28.枚方地区 (下)	28.枚方地区 (上)	29.背割堤地区
4月29日 日曜日・祝 (晴・曇)	満車時間帯				
	正規駐車場	—	10:30～	—	—
	臨時駐車場	—	—	—	—
	待ち車台数				—
	待ち車最大時間				—
4月30日 月曜日・振 (曇)	満車時間帯				
	正規駐車場	—	10:35～15:20	—	—
	臨時駐車場	—	—	—	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月3日 木曜日・祝 (曇・雨)	満車時間帯				
	正規駐車場	—	11:45～15:45	—	—
	臨時駐車場	—	—	—	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月4日 金曜日・祝 (曇・雨)	満車時間帯				
	正規駐車場	11:30～15:00	9:50～15:30	—	12:00～15:00
	臨時駐車場	—	—	—	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月5日 土曜日・祝 (晴)	満車時間帯				
	正規駐車場	11:00～15:10	9:40～15:30	12:00～15:30	11:00～15:00
	臨時駐車場	—	—	—	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月6日 日曜日 (曇)	満車時間帯				
	正規駐車場	—	10:00～15:30	—	—
	臨時駐車場	—	—	—	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月12日 土曜日 (晴)	満車時間帯				
	正規駐車場	—	—	—	—
	臨時駐車場	—	—	—	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月13日 日曜日 (晴)	満車時間帯				
	正規駐車場	13:30～14:30	10:10～15:00	—	—
	臨時駐車場	—	—	—	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—



鳥飼サービスセンター

日時	状況	30.一津屋野草地区	32.鳥飼西地区	34.鳥飼下地区	35.鳥飼上地区
4月29日 日曜日・祝 (晴・曇)	満車時間帯 正規駐車場 臨時駐車場	14:45～17:00 —	9:20～16:30 10:10～16:30	13:00～14:30 —	— —
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
4月30日 月曜日・振 (曇)	満車時間帯 正規駐車場 臨時駐車場	10:40～12:00 —	9:00～16:00 10:05～16:00	— —	11:40～14:00 —
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月3日 木曜日・祝 (曇・雨)	満車時間帯 正規駐車場 臨時駐車場	12:15～15:40 —	9:10～16:30 10:10～16:30	— —	14:50～15:00 —
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月4日 金曜日・祝 (曇・雨)	満車時間帯 正規駐車場 臨時駐車場	9:35～15:30 —	9:05～16:30 9:30～16:30	12:30～14:00 —	11:00～14:40 —
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月5日 土曜日・祝 (晴)	満車時間帯 正規駐車場 臨時駐車場	11:35～14:15 —	8:50～16:30 8:55～16:30	— —	11:10～14:30 —
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月6日 日曜日 (曇)	満車時間帯 正規駐車場 臨時駐車場	14:00～15:45 —	9:10～16:30 9:55～16:30	— —	11:40～14:00 —
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月12日 土曜日 (晴)	満車時間帯 正規駐車場 臨時駐車場	— —	11:00～16:00 —	— —	— —
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月13日 日曜日 (晴)	満車時間帯 正規駐車場 臨時駐車場	9:00～13:30 10:35～16:30	9:00～16:30 9:55～16:30	— —	10:50～14:00 —
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—

日時	状況	36.三島江地区	38.大塚地区	39.島本地区	40.大山崎地区
4月29日 日曜日・祝 (晴・曇)	満車時間帯				
	正規駐車場	—	—	—	10:30～15:00
	臨時駐車場	—	—	—	9:40～15:00
	待ち車台数	—	—	—	25台
	待ち車最大時間	—	—	—	—
4月30日 月曜日・振 (曇)	満車時間帯				
	正規駐車場	—	—	—	11:30～12:50
	臨時駐車場	—	—	—	10:20～13:00
	待ち車台数	—	—	—	15台
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月3日 木曜日・祝 (曇・雨)	満車時間帯				
	正規駐車場	—	—	—	11:20～14:40
	臨時駐車場	—	—	—	14:30～14:50
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月4日 金曜日・祝 (曇・雨)	満車時間帯				
	正規駐車場	—	—	—	11:20～14:10
	臨時駐車場	—	—	—	11:30～14:15
	待ち車台数	—	—	—	15台
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月5日 土曜日・祝 (晴)	満車時間帯				
	正規駐車場	—	11:30～14:19	—	10:40～14:40
	臨時駐車場	—	—	—	10:30～14:35
	待ち車台数	—	—	—	20台
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月6日 日曜日 (曇)	満車時間帯				
	正規駐車場	—	—	—	—
	臨時駐車場	—	—	—	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月12日 土曜日 (晴)	満車時間帯				
	正規駐車場	—	—	—	—
	臨時駐車場	—	—	—	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月13日 日曜日 (晴)	満車時間帯				
	正規駐車場	—	—	—	10:50～12:50
	臨時駐車場	—	—	—	11:00～12:45
	待ち車台数	—	—	—	15台
	待ち車最大時間	—	—	—	—

## 混雑時の状況

【平成25年度】

守口サービスセンター

日時	状況	1.海老江地区	6.赤川地区	8.太子橋地区	12.八雲地区
4月29日 月曜日・祝 (晴・曇)	満車時間帯 正規駐車場	8:50～	10:30～15:20	10:30～13:30	9:10～16:30
	臨時駐車場	—	13:00～15:40	12:30～16:00	—
	待ち車台数	—	10台	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月3日 金曜日・祝 (晴)	満車時間帯 正規駐車場	9:30～	9:00～15:40	9:40～16:45	10:00～16:35
	臨時駐車場	—	10:10～16:00	11:10～16:30	—
	待ち車台数	—	11台	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月4日 土曜日・祝 (晴)	満車時間帯 正規駐車場	9:40～16:40	8:00～16:00	9:00～16:40	9:50～16:35
	臨時駐車場	—	9:35～16:15	10:40～16:30	—
	待ち車台数	—	12台	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月5日 日曜日・祝 (晴)	満車時間帯 正規駐車場	8:50～16:50	9:00～16:10	9:10～16:50	9:40～16:40
	臨時駐車場	—	10:00～16:20	10:00～16:10	—
	待ち車台数	—	17台	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月6日 月曜日・振 (晴)	満車時間帯 正規駐車場	9:10～16:45	9:00～15:00	9:30～16:40	9:40～16:30
	臨時駐車場	—	11:10～15:40	11:30～16:30	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月11日 土曜日 (雨)	満車時間帯 正規駐車場	—	—	—	—
	臨時駐車場	—	—	—	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月12日 日曜日 (晴)	満車時間帯 正規駐車場	11:30～16:45	—	9:10～16:40	—
	臨時駐車場	—	—	10:20～16:20	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—

日時	状況	15.西中島地区	16.豊里地区		
4月29日 月曜日・祝 (晴・曇)	満車時間帯 正規駐車場 臨時駐車場	9:40～15:00 10:50～14:50	10:25～16:55		
	待ち車台数	—	—		
	待ち車最大時間	—	—		
5月3日 金曜日・祝 (晴)	満車時間帯 正規駐車場 臨時駐車場	9:35～16:00 10:25～16:10	10:00～ —		
	待ち車台数	—	—		
	待ち車最大時間	—	—		
5月4日 土曜日・祝 (晴)	満車時間帯 正規駐車場 臨時駐車場	9:45～15:45 10:45～15:30	9:45～17:00 12:00～16:45		
	待ち車台数	—	—		
	待ち車最大時間	—	—		
5月5日 日曜日・祝 (晴)	満車時間帯 正規駐車場 臨時駐車場	8:40～15:50 9:10～15:50	9:00～17:05 10:50～16:50		
	待ち車台数	—	—		
	待ち車最大時間	—	—		
5月6日 月曜日・振 (晴)	満車時間帯 正規駐車場 臨時駐車場	10:15～15:00 13:30～15:20	9:50～17:00 —		
	待ち車台数	—	—		
	待ち車最大時間	—	—		
5月11日 土曜日 (雨)	満車時間帯 正規駐車場 臨時駐車場	— —	— —		
	待ち車台数	—	—		
	待ち車最大時間	—	—		
5月12日 日曜日 (晴)	満車時間帯 正規駐車場 臨時駐車場	9:15～15:30 10:25～15:50	9:12～16:55 —		
	待ち車台数	—	—		
	待ち車最大時間	—	—		

太間サービスセンター

日時	状況	17.大日地区	18.佐太西地区	19.仁和寺野草	21.太間地区
4月29日 月曜日・祝 (晴・曇)	満車時間帯				
	正規駐車場	—	—	10:30～15:30	9:30～16:30
	臨時駐車場	—	—	10:30～15:30	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月3日 金曜日・祝 (晴)	満車時間帯				
	正規駐車場	—	—	9:10～15:45	10:15～
	臨時駐車場	—	—	9:20～15:30	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月4日 土曜日・祝 (晴)	満車時間帯				
	正規駐車場	—	—	10:20～15:00	—
	臨時駐車場	—	—	10:30～15:00	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月5日 日曜日・祝 (晴)	満車時間帯				
	正規駐車場	—	13:00～17:35	10:30～13:00	9:15～16:00
	臨時駐車場	—	—	10:30～13:00	11:00～15:00
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月6日 月曜日・振 (晴)	満車時間帯				
	正規駐車場	7:45～	—	10:15～15:20	10:00～
	臨時駐車場	—	—	10:25～15:20	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月11日 土曜日 (雨)	満車時間帯				
	正規駐車場	—	—	—	—
	臨時駐車場	—	—	—	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月12日 日曜日 (晴)	満車時間帯				
	正規駐車場	7:10～	—	9:30～13:20	8:50～
	臨時駐車場	—	—	9:50～13:20	9:30～
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—

日時	状況	27.三矢地区	28.枚方地区 (下)	28.枚方地区 (上)	29.背割堤地区
4月29日 月曜日・祝 (晴・曇)	満車時間帯				
	正規駐車場	—	11:50～15:30	—	14:30～14:55
	臨時駐車場	—	—	—	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月3日 金曜日・祝 (晴)	満車時間帯				
	正規駐車場	11:10～15:40	11:00～15:00	—	13:40～
	臨時駐車場	—	—	—	14:50～15:50
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月4日 土曜日・祝 (晴)	満車時間帯				
	正規駐車場	11:30～15:00	9:50～15:15	13:30～14:40	12:15～15:20
	臨時駐車場	—	—	—	14:00～
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月5日 日曜日・祝 (晴)	満車時間帯				
	正規駐車場	10:30～16:00	9:00～16:00	11:30～15:00	10:30～15:00
	臨時駐車場	—	—	—	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月6日 月曜日・振 (晴)	満車時間帯				
	正規駐車場	—	11:20～16:30	—	13:50～
	臨時駐車場	—	—	—	15:10～16:00
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月11日 土曜日 (雨)	満車時間帯				
	正規駐車場	—	—	—	—
	臨時駐車場	—	—	—	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月12日 日曜日 (晴)	満車時間帯				
	正規駐車場	—	10:00～15:45	12:00～13:00	—
	臨時駐車場	—	—	—	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—

鳥飼サービスセンター

日時	状況	30.一津屋野草地区	32.鳥飼西地区	34.鳥飼下地区	35.鳥飼上地区
4月29日 月曜日・祝 (晴・曇)	満車時間帯				
	正規駐車場	—	9:20～17:00	—	12:40～16:00
	臨時駐車場	—	11:00～15:40	—	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月3日 金曜日・祝 (晴)	満車時間帯				
	正規駐車場	12:15～15:00	9:40～16:45	—	13:00～15:00
	臨時駐車場	—	11:00～16:10	—	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月4日 土曜日・祝 (晴)	満車時間帯				
	正規駐車場	13:00～16:00	9:00～17:00	—	—
	臨時駐車場	—	9:20～16:20	—	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月5日 日曜日・祝 (晴)	満車時間帯				
	正規駐車場	11:20～16:30	9:00～17:00	—	10:30～17:00
	臨時駐車場	—	9:10～16:30	—	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月6日 月曜日・振 (晴)	満車時間帯				
	正規駐車場	11:00～16:30	9:10～17:00	—	—
	臨時駐車場	—	10:00～15:25	—	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月11日 土曜日 (雨)	満車時間帯				
	正規駐車場	—	—	—	—
	臨時駐車場	—	—	—	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月12日 日曜日 (晴)	満車時間帯				
	正規駐車場	11:30～16:40	10:00～16:30	—	10:05～17:00
	臨時駐車場	—	—	—	13:10～15:00
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—

日時	状況	36.三島江地区	38.大塚地区	39.島本地区	40.大山崎地区
4月29日 月曜日・祝 (晴・曇)	満車時間帯				
	正規駐車場	—	—	—	10:40～14:20
	臨時駐車場	—	—	—	10:30～14:20
	待ち車台数	—	—	—	15台
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月3日 金曜日・祝 (晴)	満車時間帯				
	正規駐車場	—	—	—	10:00～15:30
	臨時駐車場	—	—	—	10:10～15:30
	待ち車台数	—	—	—	60台
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月4日 土曜日・祝 (晴)	満車時間帯				
	正規駐車場	—	—	—	10:00～15:10
	臨時駐車場	—	—	—	10:10～15:00
	待ち車台数	—	—	—	60台
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月5日 日曜日・祝 (晴)	満車時間帯				
	正規駐車場	12:20～13:30	12:35～14:30	—	9:30～14:50
	臨時駐車場	—	—	—	9:40～14:50
	待ち車台数	—	—	—	40台
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月6日 月曜日・振 (晴)	満車時間帯				
	正規駐車場	—	—	—	13:10～14:30
	臨時駐車場	—	—	—	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月11日 土曜日 (雨)	満車時間帯				
	正規駐車場	—	—	—	—
	臨時駐車場	—	—	—	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月12日 日曜日 (晴)	満車時間帯				
	正規駐車場	—	—	—	11:30～15:15
	臨時駐車場	—	—	—	11:40～15:15
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—



## 混雑時の状況

【平成26年度】

守口サービスセンター

日時	状況	1.海老江地区	6.赤川地区	8.太子橋地区	12.八雲地区
4月29日 火曜日・祝 (雨)	満車時間帯				
	正規駐車場	—	—	—	—
	臨時駐車場	—	—	—	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月3日 土曜日・祝 (晴)	満車時間帯				
	正規駐車場	10:00～15:00	—	9:40～16:40	—
	臨時駐車場	—	—	10:45～16:20	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月4日 日曜日・祝 (晴)	満車時間帯				
	正規駐車場	—	—	8:30～16:40	9:20～16:10
	臨時駐車場	—	—	9:10～16:30	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月5日 月曜日・祝 (曇・雨)	満車時間帯				
	正規駐車場	—	—	11:00～16:00	—
	臨時駐車場	—	—	—	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月6日 火曜日 (晴)	満車時間帯				
	正規駐車場	11:00～	—	9:10～15:40	—
	臨時駐車場	—	—	10:30～15:40	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月10日 土曜日 (曇)	満車時間帯				
	正規駐車場	—	—	11:30～12:30	10:45～11:30
	臨時駐車場	—	—	—	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月11日 日曜日 (晴)	満車時間帯				
	正規駐車場	8:10～	—	9:40～	9:30～11:40
	臨時駐車場	—	—	12:10～15:30	12:30～14:30
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—

日時	状況	15.西中島地区	16.豊里地区		
4月29日 火曜日・祝 (雨)	満車時間帯				
	正規駐車場	—	—		
	臨時駐車場	—	—		
	待ち車台数	—	—		
	待ち車最大時間	—	—		
5月3日 土曜日・祝 (晴)	満車時間帯				
	正規駐車場	9:15～15:30	10:00～16:30		
	臨時駐車場	10:15～15:40	—		
	待ち車台数	—	—		
	待ち車最大時間	—	—		
5月4日 日曜日・祝 (晴)	満車時間帯				
	正規駐車場	8:55～15:55	9:00～16:40		
	臨時駐車場	9:30～15:55	10:40～16:10		
	待ち車台数	—	—		
	待ち車最大時間	—	—		
5月5日 月曜日・祝 (曇・雨)	満車時間帯				
	正規駐車場	10:00～15:20	11:30～16:30		
	臨時駐車場	11:20～15:30	—		
	待ち車台数	—	—		
	待ち車最大時間	—	—		
5月6日 火曜日 (晴)	満車時間帯				
	正規駐車場	9:40～15:30	9:00～16:55		
	臨時駐車場	10:55～15:40	12:40～16:40		
	待ち車台数	—	—		
	待ち車最大時間	—	—		
5月10日 土曜日 (曇)	満車時間帯				
	正規駐車場	10:20～14:10	—		
	臨時駐車場	11:40～14:10	—		
	待ち車台数	—	—		
	待ち車最大時間	—	—		
5月11日 日曜日 (晴)	満車時間帯				
	正規駐車場	9:40～15:20	9:40～16:25		
	臨時駐車場	11:15～15:20	—		
	待ち車台数	—	—		
	待ち車最大時間	—	—		

太間サービスセンター

日時	状況	17.大日地区	18.佐太西地区	19.仁和寺野草	21.太間地区
4月29日 火曜日・祝 (雨)	満車時間帯				
	正規駐車場	—	—	—	—
	臨時駐車場	—	—	—	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月3日 土曜日・祝 (晴)	満車時間帯				9:45~16:40
	正規駐車場	—	—	—	—
	臨時駐車場	—	—	—	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月4日 日曜日・祝 (晴)	満車時間帯		11:50~17:15		9:15~
	正規駐車場	—	—	—	—
	臨時駐車場	—	—	—	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月5日 月曜日・祝 (曇・雨)	満車時間帯				
	正規駐車場	—	—	—	—
	臨時駐車場	—	—	—	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月6日 火曜日 (晴)	満車時間帯				10:05~16:50
	正規駐車場	—	—	—	—
	臨時駐車場	—	—	—	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月10日 土曜日 (曇)	満車時間帯				
	正規駐車場	10:20~16:30	—	—	—
	臨時駐車場	—	—	—	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月11日 日曜日 (晴)	満車時間帯				9:20~16:40
	正規駐車場	6:50~16:30	—	—	—
	臨時駐車場	—	—	—	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—

日時	状況	27.三矢地区	28.枚方地区 (下)	28.枚方地区 (上)	29.背割堤地区
4月29日 火曜日・祝 (雨)	満車時間帯				
	正規駐車場	—	—	—	—
	臨時駐車場	—	—	—	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月3日 土曜日・祝 (晴)	満車時間帯				
	正規駐車場	—	10:30～15:20	—	11:50～14:10
	臨時駐車場	—	—	—	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月4日 日曜日・祝 (晴)	満車時間帯				
	正規駐車場	13:10～16:00	9:15～14:50	—	10:30～15:15
	臨時駐車場	—	—	—	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月5日 月曜日・祝 (曇・雨)	満車時間帯				
	正規駐車場	—	10:00～16:10	13:20～15:35	—
	臨時駐車場	—	—	—	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月6日 火曜日 (晴)	満車時間帯				
	正規駐車場	—	11:15～15:10	—	11:30～14:00
	臨時駐車場	—	—	—	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月10日 土曜日 (曇)	満車時間帯				
	正規駐車場	—	—	—	—
	臨時駐車場	—	—	—	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月11日 日曜日 (晴)	満車時間帯				
	正規駐車場	—	10:00～14:30	—	—
	臨時駐車場	—	—	—	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—

鳥飼サービスセンター

日時	状況	30.一津屋野草 地区	32.鳥飼西地区	34.鳥飼下地区	35.鳥飼上地区
4月29日 火曜日・祝 (雨)	満車時間帯				
	正規駐車場	—	—	—	—
	臨時駐車場	—	—	—	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月3日 土曜日・祝 (晴)	満車時間帯				
	正規駐車場	9:30~15:20	9:30~16:00	—	—
	臨時駐車場	—	10:10~14:30	—	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月4日 日曜日・祝 (晴)	満車時間帯				
	正規駐車場	9:40~15:00	8:50~	—	11:30~15:00
	臨時駐車場	—	8:55~15:00	—	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月5日 月曜日・祝 (曇・雨)	満車時間帯				
	正規駐車場	—	9:10~16:20	—	—
	臨時駐車場	—	10:30~14:40	—	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月6日 火曜日 (晴)	満車時間帯				
	正規駐車場	13:30~16:40	9:15~16:20	—	—
	臨時駐車場	—	10:05~14:40	—	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月10日 土曜日 (曇)	満車時間帯				
	正規駐車場	—	—	—	—
	臨時駐車場	—	—	—	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月11日 日曜日 (晴)	満車時間帯				
	正規駐車場	10:30~16:30	9:50~16:40	—	—
	臨時駐車場	—	10:45~14:30	—	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—

日時	状況	36.三島江地区	38.大塚地区	39.島本地区	40.大山崎地区
4月29日 火曜日・祝 (雨)	満車時間帯 正規駐車場	—	—	—	—
	臨時駐車場	—	—	—	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月3日 土曜日・祝 (晴)	満車時間帯 正規駐車場	—	—	—	10:00~14:10
	臨時駐車場	—	—	—	11:30~14:20
	待ち車台数	—	—	—	5台
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月4日 日曜日・祝 (晴)	満車時間帯 正規駐車場	—	11:50~15:05	—	9:15~15:00
	臨時駐車場	—	—	—	10:55~15:00
	待ち車台数	—	—	—	30台
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月5日 月曜日・祝 (曇・雨)	満車時間帯 正規駐車場	—	—	—	—
	臨時駐車場	—	—	—	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月6日 火曜日 (晴)	満車時間帯 正規駐車場	—	—	—	9:50~13:30
	臨時駐車場	—	—	—	10:30~13:40
	待ち車台数	—	—	—	20台
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月10日 土曜日 (曇)	満車時間帯 正規駐車場	—	—	—	—
	臨時駐車場	—	—	—	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—
5月11日 日曜日 (晴)	満車時間帯 正規駐車場	—	—	—	10:45~
	臨時駐車場	—	—	—	—
	待ち車台数	—	—	—	—
	待ち車最大時間	—	—	—	—

## 提供物品一覧

平成 24 年度

番号	品目	規格	単位	数量	設置場所
1	小型トラック	ワゴン (1,800cc)	台	1	鳥飼サービスセンター
2	無線電話装置	遠隔操作機 1048P	台	1	太間サービスセンター
3	無線電話装置	移動電話装置	台	18	各管理所

平成 25 年度

番号	品目	規格	単位	数量	設置場所
1	小型トラック	ワゴン (1,800cc)	台	1	鳥飼サービスセンター
2	無線電話装置	遠隔操作機 1048P	台	1	太間サービスセンター
3	無線電話装置	移動電話装置	台	18	各管理所

平成 26 年度

番号	品目	規格	単位	数量	受領場所	返納場所
1	小型トラック	4×4G	台	1	淀川河川事務所	淀川河川事務所

## 購入備品一覧

## 【平成24年度】

番号	品目	規格	数量	単位	購入年月日	金額	経費区分	保管場所または 設置場所
1	エンジンポンプ	ホンダWX10	1	台	2013/3/29	46,500	工作物管理 水道設備維持修繕	背割堤

## 【平成25年度】

番号	品目	規格	数量	単位	購入年月日	金額	経費区分	保管場所または 設置場所
1	パイプテント	1.5間×2間	6	基	2014/3/3	296,100	広報宣伝	庭窪RC
2	アンプ	30W2局 A-1803 (トーア製)	1	台	2014/3/13	46,305	巡視補助	赤川
3	アンプ	30W2局 A-1803 (トーア製)	1	台	2014/3/13	46,305	巡視補助	太子橋
4	アンプ	30W2局 A-1803 (トーア製)	1	台	2014/3/13	46,305	巡視補助	八雲
5	アンプ	30W2局 A-1803 (トーア製)	1	台	2014/3/13	46,305	巡視補助	佐太西
6	アンプ	30W2局 A-1803 (トーア製)	1	台	2014/3/13	46,305	巡視補助	太間
7	アンプ	30W2局 A-1803 (トーア製)	1	台	2014/3/13	46,305	巡視補助	枚方
8	アンプ	30W2局 A-1803 (トーア製)	1	台	2014/3/13	46,305	巡視補助	豊里
9	アンプ	30W2局 A-1803 (トーア製)	1	台	2014/3/13	46,305	巡視補助	鳥飼西
10	アンプ	30W2局 A-1803 (トーア製)	1	台	2014/3/13	46,305	巡視補助	鳥飼上
11	アンプ	30W2局 A-1803 (トーア製)	1	台	2014/3/13	46,305	巡視補助	三島江
12	アンプ	30W2局 A-1803 (トーア製)	1	台	2014/3/13	46,305	巡視補助	大塚
13	アンプ	30W2局 A-1803 (トーア製)	1	台	2014/3/13	46,305	巡視補助	島本
14	アンプ	30W2局 A-1803 (トーア製)	1	台	2014/3/13	46,305	巡視補助	大山崎
15	アンプ	30W2局 A-1803 (トーア製)	1	台	2014/3/13	46,305	巡視補助	太間サービス センター
16	ブロア	エンジン式SB260 (新宮製)	1	台	2014/3/13	26,775	巡視補助	太間サービス センター
17	ブロア	エンジン式SB260 (新宮製)	1	台	2014/3/13	26,775	巡視補助	鳥飼サービス センター



番号	品目	規格	数量	単位	購入年月日	金額	経費区分	保管場所または 設置場所
18	ヘッジトリマー	エンジン式CH62E (日立製)	1	台	2014/3/13	34,597	巡視補助	太間サービスセンター
19	ヘッジトリマー	エンジン式CH62E (日立製)	1	台	2014/3/13	34,597	巡視補助	鳥飼サービスセンター
20	刈払機	SXD-2610B-W	1	台	2014/3/13	47,250	巡視補助	守口サービスセンター
21	チェンソー	G2501T-25P-10	1	台	2014/3/13	57,750	巡視補助	太間サービスセンター
22	チェンソー	G2501T-25P-10	1	台	2014/3/13	57,750	巡視補助	鳥飼サービスセンター
23	リヤカー	折りたたみ式SMC-10 C(昭和ブリッジ)	1	台	2014/3/18	43,995	維持修繕	赤川
24	リヤカー	折りたたみ式SMC-10 C(昭和ブリッジ)	1	台	2014/3/18	43,995	維持修繕	太子橋
25	リヤカー	折りたたみ式SMC-10 C(昭和ブリッジ)	1	台	2014/3/18	43,995	維持修繕	佐太西
26	発電機	防音型EX6K1JN (ホンダ)	1	台	2014/3/18	61,700	広報宣伝	守口サービスセンター
27	ソーラーパネル	PVS-55WB	1	基	2014/3/17	53,025	巡視補助	八雲
28	ソーラーパネル	PVS-55WB	1	基	2014/3/17	53,025	巡視補助	鳥飼西
29	パンフレットスタンド	DP-C308(クラウン)	1	基	2014/3/18	34,125	広報宣伝	太間サービスセンター
30	パンフレットスタンド	DP-C308(クラウン)	1	基	2014/3/18	34,125	広報宣伝	鳥飼サービスセンター

【平成26年度】

番号	品目	規格	数量	単位	購入年月日	金額	経費区分	保管場所または 設置場所
1	シュレッダー	NS-406c	1	台	2014/2/26	199,800	運営管理費	鳥飼サービスセンター
2	蓄電池	ポータブル型	1	台	2014/2/26	182,500	維持修繕	太間サービスセンター
3	発電機	EU9i(ホンダ)	1	台	2014/3/4	103,680	維持修繕	太間サービスセンター
4	発電機	EU9iGBJNT(ホンダ)	2	台	2014/3/4	213,800	維持修繕	太間サービスセンター
5	AED 収納ボックス	自立型	2	基	2014/3/3	259,200	運営管理費	守口・鳥飼サービスセンター

## 貸与車両の使用状況・維持管理状況

【平成24年度】

車両名 小型トラック公園パトロールカー  
登録番号 大阪500 に 744

月	主な作業内容	作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	備考
			運転日数	運転時間			
4月	淀川河川公園管理運営業務	470km	11日	39時間20分			
5月	淀川河川公園管理運営業務	237km	11日	29時間40分			
6月	淀川河川公園管理運営業務	184km	11日	23時間30分			
7月	淀川河川公園管理運営業務	156km	6日	9時間30分			
8月	淀川河川公園管理運営業務	397km	12日	32時間30分			
9月	淀川河川公園管理運営業務	352km	9日	20時間00分			
10月	淀川河川公園管理運営業務	319km	10日	24時間00分			
11月	淀川河川公園管理運営業務	208km	6日	17時間30分			
12月	淀川河川公園管理運営業務	241km	15日	25時間00分			
1月	淀川河川公園管理運営業務	467km	12日	43時間30分			
2月	淀川河川公園管理運営業務	164km	7日	19時間00分			
3月	淀川河川公園管理運営業務	312km	9日	20時間35分			

貸与車両の使用状況・維持管理状況

【平成25年度】

車両名 小型トラック公園パトローカー  
登録番号 大阪500 に 744

月	主な作業内容	作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	備考
			運転日数	運転時間			
4月	淀川河川公園管理運営業務	0km	0日	0時間00分			0
5月	淀川河川公園管理運営業務	0km	0日	0時間00分			0
6月	淀川河川公園管理運営業務	0km	0日	0時間00分			0
7月	淀川河川公園管理運営業務	482km	16日	41時間30分			37.430
8月	淀川河川公園管理運営業務	296km	8日	23時間30分			72.950
9月	淀川河川公園管理運営業務	272km	16日	72時間00分			70.200
10月	淀川河川公園管理運営業務	746km	17日	80時間00分			111.400
11月	淀川河川公園管理運営業務	462km	14日	35時間30分			40.000
12月	淀川河川公園管理運営業務	213km	6日	18時間00分			37.830
1月	淀川河川公園管理運営業務	108km	4日	9時間00分			28.270
2月	淀川河川公園管理運営業務	353km	10日	34時間30分			55.500
3月	淀川河川公園管理運営業務	613km	14日	48時間30分			30.520

貸与車両の使用状況・維持管理状況

【平成26年度】

車両名 小型トラック公園パトロールカー  
登録番号 大阪500 に 744

月	主な作業内容	作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	備考
			運転日数	運転時間			
4月	H25-27 淀川河川公園運営維持管理業務	300km	11日	33時間00分			52.820
5月	H25-27 淀川河川公園運営維持管理業務	583km	21日	45時間40分			70.720
6月	H25-27 淀川河川公園運営維持管理業務	367km	12日	49時間00分			51.660
7月	H25-27 淀川河川公園運営維持管理業務	543km	13日	50時間00分			55.440
8月	H25-27 淀川河川公園運営維持管理業務	644km	18日	92時間30分			139.800
9月	H25-27 淀川河川公園運営維持管理業務	503km	20日	50時間30分			73.730
10月	H25-27 淀川河川公園運営維持管理業務	984km	24日	109時間30分			83.370
11月	H25-27 淀川河川公園運営維持管理業務	900km	21日	93時間00分			85.010
12月	H25-27 淀川河川公園運営維持管理業務	589km	14日	71時間30分			87.50
1月	H25-27 淀川河川公園運営維持管理業務	406km	9日	42時間00分			30.470
2月	H25-27 淀川河川公園運営維持管理業務	692km	19日	95時間00分			89.010
3月	H25-27 淀川河川公園運営維持管理業務	1,030km	19日	109時間00分			111.980

## 危機管理対応実績・報告①&lt;事故対応等&gt;

【平成24年度】

[守口サービスセンター]

件

	公園区域内				公園区域外				公園区域内計	公園区域外計	合計
	事故	事件	病気	その他	事故	事件	病気	その他			
4月	1	0	0	2	0	0	2	2	3	4	7
5月	3	0	1	0	5	1	3	0	4	9	13
6月	1	0	2	0	0	0	1	1	3	2	5
7月	1	0	0	0	0	2	0	0	1	2	3
8月	0	1	0	0	1	0	1	0	1	2	3
9月	1	0	2	0	1	1	1	1	3	4	7
10月	5	0	1	0	2	1	0	0	6	3	9
11月	3	0	0	0	1	1	2	0	3	4	7
12月	1	0	1	0	0	0	1	1	2	2	4
1月	1	0	1	0	1	0	0	0	2	1	3
2月	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1
3月	3	0	0	2	0	3	3	1	5	7	12
合計	20	1	8	4	12	9	14	6	33	41	74

[太間サービスセンター]

件

	公園区域内				公園区域外				公園区域内計	公園区域外計	合計
	事故	事件	病気	その他	事故	事件	病気	その他			
4月	1	2	2	1	1	0	2	0	6	3	9
5月	1	0	0	1	2	1	0	0	2	3	5
6月	1	0	0	0	1	0	0	1	1	2	3
7月	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1
8月	1	0	0	1	1	2	0	2	2	5	7
9月	0	0	0	0	0	1	2	0	0	3	3
10月	0	1	1	0	1	3	0	0	2	4	6
11月	0	0	2	0	0	1	0	0	2	1	3
12月	0	1	1	0	0	0	0	0	2	0	2
1月	0	0	1	0	0	1	0	0	1	1	2
2月	0	0	2	1	0	2	0	0	3	2	5
3月	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1
合計	4	4	9	4	7	12	4	3	21	26	47

## [鳥飼サービスセンター]

件

	公園区域内				公園区域外				公園区域内計	公園区域外計	合計
	事故	事件	病気	その他	事故	事件	病気	その他			
4月	1	0	0	1	1	0	0	0	2	1	3
5月	0	0	1	0	0	0	1	0	1	1	2
6月	3	0	2	0	0	2	0	1	5	3	8
7月	1	0	1	0	1	0	0	0	2	1	3
8月	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
9月	0	0	1	2	0	1	0	2	3	3	6
10月	2	0	0	0	0	0	1	0	2	1	3
11月	1	0	0	0	1	0	0	1	1	2	3
12月	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1
1月	1	0	0	1	0	0	0	1	2	1	3
2月	0	0	1	1	0	0	0	0	2	0	2
3月	0	0	1	0	0	1	0	0	1	1	2
合計	10	0	7	5	4	4	2	5	22	15	37

## [管轄サービスセンター不明]

件

	公園区域内				公園区域外				公園区域内計	公園区域外計	合計
	事故	事件	病気	その他	事故	事件	病気	その他			
4月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5月	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1
6月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2月	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1
3月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	2

【平成25年度】

[守口サービスセンター]

件

	公園区域内				公園区域外				公園区域内計	公園区域外計	合計
	事故	事件	病気	その他	事故	事件	病気	その他			
4月	0	0	4	1	3	2	1	1	5	7	12
5月	0	0	0	1	1	0	1	0	1	2	3
6月	2	0	2	1	2	2	0	1	5	5	10
7月	0	0	2	4	0	1	2	1	6	4	10
8月	0	0	3	4	0	2	1	1	7	4	11
9月	1	0	1	0	1	2	1	2	2	6	8
10月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11月	0	0	2	0	1	0	1	0	2	2	4
12月	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2
1月	1	0	0	0	1	0	0	0	1	1	2
2月	1	0	1	0	1	0	0	0	2	1	3
3月	1	1	0	0	0	0	0	0	2	0	2
合計	7	1	15	11	10	9	7	7	34	33	67

[太間サービスセンター]

件

	公園区域内				公園区域外				公園区域内計	公園区域外計	合計
	事故	事件	病気	その他	事故	事件	病気	その他			
4月	0	1	0	1	2	0	0	0	2	2	4
5月	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1
6月	1	0	0	1	1	1	1	0	2	3	5
7月	3	0	1	0	0	1	0	1	4	2	6
8月	1	0	4	2	1	0	0	1	7	2	9
9月	0	0	0	3	1	1	0	1	3	3	6
10月	0	0	0	1	2	0	0	0	1	2	3
11月	2	0	0	0	1	0	0	0	2	1	3
12月	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
1月	0	0	1	0	1	0	1	0	1	2	3
2月	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
3月	1	0	1	0	1	1	0	0	2	2	4
合計	10	1	7	8	10	4	2	4	26	20	46

## [鳥飼サービスセンター]

件

	公園区域内				公園区域外				公園区域内計	公園区域外計	合計
	事故	事件	病気	その他	事故	事件	病気	その他			
4月	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0	2
5月	2	1	1	1	0	0	0	0	5	0	5
6月	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0	2
7月	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1
8月	0	1	0	1	0	0	0	0	2	0	2
9月	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2
10月	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1
11月	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0	2
12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1月	1	1	0	0	0	0	0	0	2	0	2
2月	2	0	0	0	0	1	0	0	2	1	3
3月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	8	3	5	3	1	1	0	1	19	3	22

## [管轄サービスセンター不明]

件

	公園区域内				公園区域外				公園区域内計	公園区域外計	合計
	事故	事件	病気	その他	事故	事件	病気	その他			
4月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10月	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	2
11月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12月	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1
1月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2月	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1
3月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	2	1	0	1	0	4	4



【平成26年度】

[守口サービスセンター]

件

	公園区域内				公園区域外				公園区域内計	公園区域外計	合計
	事故	事件	病気	その他	事故	事件	病気	その他			
4月	1	0	1	0	2	0	0	0	2	2	4
5月	3	0	6	0	2	1	0	0	9	3	12
6月	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0	2
7月	1	0	3	0	3	1	1	0	4	5	9
8月	4	0	6	0	3	0	0	3	10	6	16
9月	0	2	2	0	1	0	3	0	4	4	8
10月	3	0	1	1	3	0	0	1	5	4	9
11月	0	0	3	0	1	0	1	0	3	2	5
12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1月	2	0	0	0	1	1	0	0	2	2	4
2月	0	0	0	0	1	2	1	0	0	4	4
3月	1	0	1	0	1	2	0	0	2	3	5
合計	16	2	24	1	18	7	6	4	43	35	78

[太間サービスセンター]

件

	公園区域内				公園区域外				公園区域内計	公園区域外計	合計
	事故	事件	病気	その他	事故	事件	病気	その他			
4月	1	0	0	2	1	0	0	0	3	1	4
5月	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
6月	1	0	0	0	1	0	0	0	1	1	2
7月	1	1	0	0	0	1	0	1	2	2	4
8月	3	0	1	1	1	0	0	0	5	1	6
9月	1	0	0	0	1	0	0	0	1	1	2
10月	2	0	1	0	1	0	0	1	3	2	5
11月	2	0	1	0	0	0	0	0	3	0	3
12月	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1
1月	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1
2月	1	1	1	0	0	0	1	0	3	1	4
3月	1	1	2	0	0	1	1	0	4	2	6
合計	16	3	6	3	5	4	2	2	28	13	41

## [鳥飼サービスセンター]

件

	公園区域内				公園区域外				公園区域内計	公園区域外計	合計
	事故	事件	病気	その他	事故	事件	病気	その他			
4月	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
5月	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
6月	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2	2
7月	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1
8月	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
9月	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
10月	1	0	0	0	0	1	0	0	1	1	2
11月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2月	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1
3月	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1
合計	8	0	0	1	2	2	1	0	9	5	14

## [管轄サービスセンター不明]

件

	公園区域内				公園区域外				公園区域内計	公園区域外計	合計
	事故	事件	病気	その他	事故	事件	病気	その他			
4月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5月	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1
6月	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1
7月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	2

# 平成24年度 河川公園区域内における事故報告一覧

## <事故>

事故発生日	サービスセンター	発生地区	距離標	発生場所	事故種別	事故内容	負傷者・被害者	相手方・加害者
4月1日(日)	太間	佐太西地区	淀川左岸 18.2k+160m	野球場No.1	打球直撃による負傷	13時30分頃、3塁塁審をしていた男性が打球を左目に受け負傷した。仲間が救急車を要請。 13時55分救急車到着、病院へ搬送。	73歳男性	
4月15日(日)	鳥飼	大山崎地区	桂川右岸 1.0k+180m 付近	芝生広場内(ピクニック広場)	転倒怪我	15時45分頃、孫とボール遊びをしていた女性が転倒し腰を強打し動けなくなったので救急車を要請したと、家族より現場管理所に連絡。16時10分病院に向け搬送。	80歳女性	
4月30日(月・祝)	守口	西中島地区	淀川右岸 8.4k+140m 付近	管理所横	交通事故(車同士の接触)	10時25分頃、管理所横に停車していた時に車がバックしたため、後続の車に接触しバンパーにキズがついた。当事者が警察に通報、話し合いで解決。		
5月10日(木)	太間	仁和寺野草地区	淀川左岸 19.6k+100m 付近	バッテリーコース内	怪我	14時30分頃、仁和寺野草地区内バッテリーコースでプレイしていた男性に高水敷草刈り作業中の機械が跳ねた石(約15cm)が右足ふくらはぎの上に当たった。	73歳男性	
5月12日(土)	守口	西中島地区	淀川右岸 8.2k+130m 付近	駐車場入口	転倒怪我	15時50分頃公園駐車場入口付近で、坂路よりスケートボードで滑走していた男性が転倒し、頭部より出血。管理員が救急車を要請。16時05分救急車到着、病院へ搬送。	21歳男性	
5月20日(日)	守口	毛馬地区	淀川左岸 10.2k+160m 付近	野球場No.1	試合中の怪我	野球場No.1において、男性が野球の試合中クロスプレーにより左足を捻挫。チームメイトが通報。 12時46分救急車到着、病院へ搬送。	32歳男性	
5月27日(日)	守口	西中島地区	淀川右岸 8.2k+180m 付近	駐車場	交通事故(車同士の接触)	12時頃、駐車場の通路で車同士の接触事故が発生。当事者が警察に連絡し、12時25分パトカー1台到着。 けが人無し。		
6月2日(土)	鳥飼	鳥飼上地区	淀川右岸 21.4k付近	駐車場	交通事故(車同士の接触)	5時5分頃、鳥飼上地区の下流側駐車場内(鳥飼仁和寺大橋直上流)にて車同士の接触事故があった。 けが人無し。		
6月6日(水)	守口	西中島地区	淀川右岸 8.6k+20m 付近	野球場No.2	試合中の怪我	16時45分、バックホームの時、ランナーとキャッチャーが接触。男性が頭部を打撲し出血、もう一方の男性が頭部を打撲し歯欠ける。16時55分救急車到着、病院へ搬送。	19歳男性 20歳男性	
6月17日(日)	鳥飼	三島江地区	淀川右岸 23.4k付近	サッカー場	試合中の怪我	サッカー場でプレー中に男性が転倒。左足を痛めチーム関係者が救急車を要請。 14時30分救急車到着、病院へ搬送。	37歳男性	
6月23日(土)	太間	枚方地区	淀川左岸 26.2k付近	堤防表法面	交通事故(府道より転落)	府道13号線を大阪方面に走行中のワンボックスカーが堤防上から単独で転落(時間不明)。警察2人が事情聴取を行った後、7時35分にレッカー車2台が入り事故車両を搬出。	22歳男性	
6月24日(日)	鳥飼	三島江地区	淀川右岸 16.7k付近	駐車場内	交通事故	駐車場で、公園利用者の車が損傷しているのに気付かず、枚方警察へ連絡。枚方署員到着し、当て逃げ事件として処理すること。		
7月7日(土)	鳥飼	大山崎地区	桂川右岸 1.0k付近	野球場横園路	転倒怪我	11時10分頃、野球場No.1隣接の園路を自転車で行っていた少年野球の男児が単独で転倒し足に怪我をした。チーム関係者が救急車を要請し11時30分着。	男児	
7月29日(日)	守口	毛馬地区	淀川左岸 10k+160m 付近	サッカー場内	選手同士の転倒怪我	9時40分頃、サッカー場内で選手同士が接触。高校1年男子が転倒し左肩を痛めた為、監督が救急車を要請した。 10時40分頃、救急車到着、病院へ搬送。	15歳男子	
8月19日(日)	太間	木屋元地区	淀川左岸 22.0k+100m 付近	野球場No.1	打球による負傷	軟式野球試合中、ファールボールが散歩中の来園者に当たり負傷した。10時40分野球場利用者により119番通報。10時48分救急車到着、軽傷のようす。	80歳代男性	
8月26日(日)	鳥飼	三島江地区	淀川右岸 23.0k付近	駐車場	交通事故	駐車場で駐車中の自動車に、バイク(125cc)を押して移動中転倒し、自動車前面のスポイラーに接触し傷がついた。 14時53分当事者が警察に通報。15時45分警察官が到着。 男性がサッカーの練習中に転倒し左手首を負傷。 10時30分頃チーム関係者が救急車を要請し、10時53分病院へ搬送。	21歳男性	
9月8日(土)	守口	赤川地区	淀川左岸 11.4k付近	サッカー場	転倒怪我	11時30分頃、少年野球場において、試合中滑り込んだ男児がふくらはぎを痛め父兄が救急車を要請。 11時50分救急車到着、病院へ搬送。	12歳男性	
10月8日(月)	守口	八雲地区	淀川左岸 16.4k+90m 付近	少年野球場	試合中の怪我	11時40分頃、野球場No.3において、男性が試合中打球を捕球する際に左手首を痛め、仲間が救急車を要請。11時55分救急車到着。12時5分大阪厚生病院に向け搬送。	23歳男性	
10月20日(土)	守口	西中島地区	淀川右岸 8.4k+150m 付近	野球場No.3	試合中の怪我	サッカー場において、少年が試合中に転倒し、左肩を打撲。16時5分コーチが救急車を要請。16時15分救急車到着。16時33分北野病院に向け搬送。	14歳男性	
10月20日(土)	鳥飼	大山崎地区	桂川右岸 1.0k+100m 付近	駐車場	車の接触事故	駐車中の車に車が接触。14時頃、加害者が管理所に来て被害者を呼び出して欲しい旨依頼。放送等で呼び出す。16時30分頃当事者同士で話し合いの上警察に連絡。		
10月21日(日)	鳥飼	大山崎地区	桂川右岸 1.2k付近	駐車場	転倒怪我	15時10分頃、駐車場付近で男の子が緑石に乗って遊んでいたところ、足を滑らせて顔面を強打。 15時23分 救急車1台到着。	6歳男性	
10月27日(土)	守口	海老江地区	淀川左岸 5.8k付近	野球場No.1	試合中の怪我	9時30分頃、プレイ中の男性がホームベースに滑り込んだ際、スパイクで足に切削を負う。チームメイトが救急車を要請。9時40分救急車到着、病院へ搬送。	40歳男性	
10月27日(土)	守口	外島地区	淀川左岸 11.4k付近	陸上競技場	試合中の怪我	11時10分頃、陸上競技場において、練習後のミーティング中に女児が倒れ、コーチが救急車を要請。 11時40分救急車到着、病院へ搬送。	11歳女性	
11月4日(日)	守口	豊里地区	淀川右岸 13.4k付近	芝生広場	試合中の怪我	11時10分、芝生広場にてフットボール練習中の男性が右肩を脱臼し、仲間が救急車を要請。11時25分救急車到着、11時40分病院へ搬送された。	24歳男性	
11月10日(土)	守口	西中島地区	淀川右岸 8.2k+170m 付近	駐車場	車の接触事故	9時33分頃、車両同士による接触事故が発生し、事故当事者が110番通報。9時45分、パトカー1台到着。10時17分、現場検証後退出。		
11月11日(日)	守口	毛馬地区	淀川左岸 10.2k+160m 付近	野球場No.1	試合中の怪我	野球プレイ中の男性が、8時5分頃、外野(センター)で守備中左足靭帯を痛め、チーム関係者が救急車を要請。 8時20分頃救急車到着、病院へ搬送。	20歳代男性	
11月18日(日)	鳥飼	大山崎地区	桂川右岸 0.8k+100m 付近	野球場No.2	試合中の怪我	11時45分頃、プレーをしていた、少年野球チームの捕手の頭部に打者のバットが当たり負傷。意識はあるが、大事を取って救急車を要請。12時救急車到着、病院へ搬送。	11歳男性	
12月17日(月)	守口	西中島地区	淀川右岸 8.2k+50m 付近	徒渉池付近	転倒怪我	6時30分頃 ホームレスの男性が噴水周辺の段差で転び、打撲により鼻血が出て目元が青くなった。当人が管理所へ救急車を要請。9時00分頃救急車到着、病院へ搬送。	73歳男性	
1月4日(金)	鳥飼	大塚地区	淀川右岸 27.6k付近	芝生広場	練習中の怪我	午後4時00分頃、サッカーの練習をしていた少年が壘撃(ケイレン)を起こしたため、指導者が救急車を要請。午後4時15分頃救急車到着、病院へ搬送。	12歳男性	
1月26日(土)	守口	毛馬地区	淀川左岸 10.4k+20m 付近	芝生広場	怪我	16時00分頃、芝生広場内で、友達4人で遊んでいた少年が頭と顔をぶつけ頭から出血。一緒にいた友達が119番通報。16時20分頃救急車到着、病院へ搬送。	16歳男性	

32	3月17日 (日)	守口	太子橋地区	淀川左岸 14.4k+80m 付近	野球場No.1	試合中の怪我	11時15分頃、男性が打球時に転倒し左肩を脱臼。チームの人が救急車を要請。 13時救急車到着、病院へ搬送。	18歳 男性	
33	3月17日 (日)	守口	西中島地区	淀川右岸 8.2k+160m 付近	駐車場	車同士の接触事故	駐車場内において車同士の接触事故があり、事故当事者が警察に通報。16時16分バトカー1台が到着。現場検証後16時30分退出。		
34	3月23日 (土)	守口	赤川地区	淀川左岸 11.4k付近	サッカー場内	プレー中の怪我	10時30分頃、サッカー場でプレー中の少年が骨折。サッカーチームのコーチが救急車を要請。10時40分、救急車1台到着。11時05分搬送。	13歳 男性	

### <事件>

事故発生日	サービスセンター	発生地区	距離標	発生場所	事故種別	事故内容	負傷者・被害者	相手方・加害者	
1	4月28日 (土)	太間	枚方地区	淀川左岸 26.4k+100m 付近	多自然池内	水難事故	7時10分頃、犬の散歩の人から警察に、多自然池内で人が水面に浮いているとの情報が入った。7時55分救急車到着。現地立入禁止状態で検証。	女性	
2	4月29日 (日)	太間	枚方地区		枚方大橋下付近のバーベキューエリア	喧嘩による負傷	バーベキューエリア内で男性二人が仲間内で喧嘩。ひとりの男性が頭部から流血し、仲裁に入った女性が左肩を脱臼。仲間は16時10分に救急車を要請。	44歳男性 48歳女性	55歳 男性
3	8月5日 (日)	守口	八雲野草地区	淀川左岸 15.4k付近	緊急河川敷道路沿い	火災	16時27分頃、緊急河川敷道路沿いで通行人が火災を発見し消防署へ通報。16時55分頃鎮火。負傷者無し。 焼失面積 野草約500㎡ 少年3人が警察に事情聴取中。		
4	10月18日 (木)	太間	枚方地区	淀川左岸 26.0k付近	坂路	車上荒らし	9時頃、淀川公園駐車場に通じる坂路において、昨日より駐車中のワボックスカーの車内が荒らされているのを現場管理員が確認し、警察に連絡。9時35分枚方警察署員が到着。		
5	12月30日 (日)	太間	太間地区	淀川左岸 21.2k+100m 付近	野球場	施設損傷	7時20分頃、早期巡視員が野球場のベンチの座る部分の板がはずされバックネットボールが6本中5本が引き抜かれているのを発見。10時30分頃に警察へ現状を報告。		

### <病気>

事故発生日	サービスセンター	発生地区	距離標	発生場所	事故種別	事故内容	負傷者・被害者	相手方・加害者	
1	4月7日 (土)	太間	背割堤地区	木津川右岸 1.0km付近	バーベキューエリア	体調不良	バーベキューエリア内で利用者の男性がお酒を飲み過ぎて気分が悪くなり、友人が救急車を要請。 15時20分救急車到着、病院へ搬送。	72歳 男性	
2	4月29日 (月)	太間	太間地区	淀川左岸 21.6k+100m 付近	バーベキューエリア	体調不良	16時35分頃、バーベキュー②来ていた男性が体調不良のため、同行者が救急車を要請。 16時35分救急車到着、病院へ搬送。	30歳位 男性	
3	5月6日 (日)	鳥飼	鳥飼上地区	淀川右岸 19.8k+150m 付近	身障者用トイレ	体調不良	14時10分頃、「身障者用トイレ(No.164)の鍵が開けられない」と利用者(女性)から守口SCに電話あり。現場管理員が確認したところ中に女性1名が倒れていたため救急車を要請。	22歳 女性	
4	5月6日 (日)	守口	豊里地区	淀川右岸 13.8k付近	バーベキューエリア	体調不良	豊里大橋上流付近のBBQエリア内で、女性の具合が悪くなったので、知人が救急車を要請。 14時15分救急車到着、病院へ搬送。	20歳 女性	
5	6月2日 (土)	守口	西中島地区	淀川右岸 8.2k+80m 付近	噴水広場付近	体調不良	17時50分頃、噴水の近くで飲酒していた外国人男性が意識を無くしたため、妻が救急車を要請。 18時10分救急車到着、病院へ搬送。	27歳 男性	
6	6月3日 (日)	守口	西中島地区	淀川右岸 8.4k+100m 付近	No.81トイレ付近	体調不良	16時10分、バーベキューをしていた男性がNo.81トイレ付近で意識不明状態(飲酒)になったため、仲間が119番通報。 16時30分救急車1台到着。	21歳 男性	
7	6月17日 (日)	鳥飼	大山崎地区	桂川右岸 1.0k付近	野球場No.1	体調不良	野球場(No.1)で練習中に中学生男子が過呼吸を起こしチーム関係者が救急車を要請。11時50分に救急車1台到着。12時10分搬送。	14歳 男性	
8	6月23日 (土)	鳥飼	三島江地区	淀川右岸 33.8k+150m 付近	野球場No.1	体調不良	11時40分頃 野球場No.1で試合をしていた男性が急に苦しくなり倒れた。チーム関係者が救急車を要請。11時50分救急車到着、病院へ搬送。	71歳 男性	
9	7月18日 (水)	鳥飼	鳥飼野草地区	淀川右岸 18.6k付近	河原樋下流400m	体調不良	9時05分頃、公園利用者が体調不良になり通行人が119番通報。9時10分頃現場管理員が巡視中に確認。意識あり。消防情報によると男性・50才位・熱中症とのこと。	50歳代 男性	
10	9月2日 (日)	鳥飼	大塚地区	淀川右岸 27.6k+100m 付近	サッカー場	体調不良	試合後、男性が胸の痛みを訴えチームメイトが救急車を要請。14時27分救急車到着。14時40分病院へ向け搬送。 原因不詳。	41歳 男性	
11	9月9日 (日)	守口	赤川地区	淀川左岸 11.4k付近	サッカー場	体調不良	男性がサッカー試合中、体調不良により痙攣し、チームメイトが119番通報。のち意識は回復した模様であったが、17時13分救急車到着。17時21分病院に搬送。	41歳 男性	
12	9月16日 (日)	守口	毛馬地区	淀川左岸 10.0k+20m 付近	テニスコート付近	体調不良	テニスコート付近で、男性が体調不良(歩行困難)になりしゃがんでいたため、9時24分、赤川管理所の現場管理員が救急車を要請。9時37分救急車到着、病院へ搬送。	67歳 男性	
13	10月7日 (日)	守口	豊里地区	淀川右岸 13.8k+100m 付近	バーベキューエリア内	体調不良	家族でBBQに来ていた3才の女の子が気分が悪くなり母親が11時50分頃に救急車を要請。 12時10分救急車到着、病院へ搬送。	3歳 女性	
14	10月9日 (火)	太間	枚方地区	淀川左岸 25.8k+100m 付近	枚方量水塔付近	体調不良	早朝6時頃、公園利用者から、枚方地区量水塔直下流に人が倒れていると管理所に連絡があり、現場管理員が現場で倒れている人を発見し119番通報。6時5分救急車到着。	70歳代 男性	
15	11月11日 (日)	太間	枚方地区	淀川左岸 26.0k付近	野球場No.2	体調不良	14時50分頃、リバーサイドマラソンに参加していた男性が、ゴール後気分が悪くなり友人が救急車を要請。15時救急車到着。15時25分救急車出発(搬送先不明)。	24歳 男性	
16	11月18日 (日)	太間	太間地区	淀川左岸 21.4k付近	芝生広場	体調不良	芝生広場にて、野球の練習をしていた少年野球チームの父兄が倒れ、意識不明状態になったため、仲間が救急車を要請。11時頃、救急車1台到着、病院へ搬送。	44歳 男性	
17	12月22日 (土)	太間	背割堤地区	淀川左岸 35.6k+150m 付近	遊歩道	体調不良	15時5分頃、背割堤地区最下流付近を散歩中の女性が突然倒れた(意識はすぐに回復)。付近にいた公園利用者が救急車を要請。15時15分救急車到着、病院へ搬送。	65歳 女性	
18	12月23日 (日)	守口	海老江地区	淀川左岸 5.4k付近	野球場No.3	体調不良	9時30分頃、野球場においてプレー中の少年が倒れたため、野球監督が救急車を要請。9時40分頃、救急車1台到着。10時00分救急車にて搬送(搬送先不明 保護者同乗)。	14歳 男性	
19	1月15日 (火)	太間	大日地区	淀川左岸 18.0k+100m 付近	移動式トイレ内	体調不良	巡回時に閉じたままの状態であった移動式トイレを、13時20分頃、開けたところ男性がいた。110番通報し警察官立会のもと事情聴取。衰弱しており15時30分頃救急車を要請。	70歳 男性	
20	1月24日 (木)	守口	豊里地区	淀川右岸 13.6k+150m 付近	公園区域内	体調不良	8時35分頃、管理所男性(ホームレス)が、めまいがするので救急車を呼んでほしいと依頼あり。8時40分頃 現場管理員が119番通報。8時50分頃救急車到着、病院へ搬送。	65歳 男性	
21	2月3日 (日)	太間	枚方地区	淀川左岸 26.0k付近	芝生広場	体調不良	寛平マラソン参加者がゴール後に脱水症状で倒れ、本部救護所で治療したが回復が思わしくないのて救急車を要請。14時25分救急車要請。14時33分救急車1台到着。	男性	

22	2月11日 (月)	太間	枚方地区	淀川左岸 26.4k付近	安居川園路橋下	体調不良	朝8時頃、男性が安居川に掛かる園路橋下付近にいるのを 通行人が発見し、救急車を要請(原因不明)。 8時15分救急車到着、病室へ搬送。	59歳 男性
23	2月22日 (金)	鳥飼	大塚地区	淀川右岸 27.2k+180m 付近	シェルターテント 下のベンチ	体調不良	午前8時40分頃、公園利用者からホームレスの男性が衰弱 しているとの通報あり。午前8時50分頃、本人に確認の上救 急車を要請。午前9時00分頃救急車1台到着、収容。	51歳 男性
24	3月1日 (金)	鳥飼	大塚地区	淀川右岸 27.4k付近	トイレNo.83内	体調不良	7時35分頃 現場管理員が巡視中に男性がトイレ内で倒れ ているのを発見し119番通報。7時50分頃救急車到着。8時02 分頃ドクターカー到着。8時20分頃死亡確認。	51歳 男性

<その他>

事故発生日	サービス センター	発生地区	距離標	発生場所	事故種別	事故内容	負傷者・ 被害者	相手方・ 加害者
1	4月22日 (水)	守口	太子橋地区	淀川左岸 14.0k+180m 付近		死体		
2	4月8日 (日)	守口	赤川地区	淀川左岸 11.0k付近	公園区域内	迷子		3歳 女性
3	4月29日 (日)	鳥飼	大山崎地区	桂川支流小 畑川右岸	境界明示の杭欄	火災		
4	4月30日 (月・祝)	太間	佐太西地区	淀川左岸 18.4k+200m 付近	臨時駐車場	その他		3歳 女性
5	5月6日 (日)	太間	太間地区	淀川左岸 21.4k+50m付 近	太間サービスセ ンター	建物損傷		14歳 男性
6	8月25日 (土)	太間	仁和寺野草地区	淀川左岸 18.8k付近	駐車場トイレ	迷子		5歳 男性
7	9月2日 (日)	鳥飼	鳥飼野草地区	淀川右岸 19.2k+100m 付近	公園区域内	火災		
8	9月23日 (日)	鳥飼	鳥飼上地区	淀川右岸 19.6k+100m 付近	鳥飼サービスセ ンター	その他		12歳 男性
9	1月5日 (土)	鳥飼	鳥飼上地区	淀川右岸 19.6k+100m 付近	鳥飼サービスセ ンター	その他		
10	2月12日 (火)	鳥飼	三島江地区	淀川右岸 22.8k+80m 付近	野球場No.2外野 付近	火災		
11	2月25日 (月)	太間	点野野草地区	淀川左岸 21.0k付近	カットカス置場	火災		
12	3月9日 (土)	守口	太子橋地区	淀川左岸 14.2k+200m 付近	野球場No.2バック ネット	施設損壊		
13	3月24日 (日)	守口	太子橋地区	淀川左岸 14.2k付近	河川側園路付近	火災		

## 平成25年度 河川公園区域内における事故報告一覧

### <事故>

事故発生日	サービスセンター	発生地区	距離標	発生場所	事故種別	事故内容	負傷者・被害者	相手方・加害者	
1	4月13日(土)	鳥飼	大塚地区	淀川右岸27.6k+40m付近	トイレNo.84	単独転倒	トイレを使おうとした少年が足を踏み外し膝を打撲した。9時40分救急車を要請。9時50分救急車到着。10時搬送。	10歳男性	
2	5月4日(土)	鳥飼	三島江地区		バーベキュー場付近	犬のかみつき	バーベキュー場の端にリードでつないでいた犬が、自転車で通がかかった女児の足を噛んだ。15時10分、女児と母親、犬の飼い主が救急車に同乗して病院へ向かう。	4歳女性	犬
3	5月6日(月)	鳥飼	三島江地区	淀川右岸23.0k+100m付近	バーベキューエリア内	転倒事故	兄妹で1台の自転車をふざけて運転していて転倒し、女児が頭から出血。16時05分父親が救急車を要請。16時15分救急車到着。病院へ搬送。	3歳女性	
4	6月2日(日)	守口	西中島地区		駐車場	人身事故	8時30分頃、男性が駐車スペースにバックで駐車しようとして、高齢男性と接触し腰に打撲(軽傷)を与えた。加害者が通報し、8時40分救急車到着。病院へ搬送。	71歳男性	24歳男性
5	6月9日(日)	太間	太間地区		バーベキューエリア内	単独転倒	バーベキューに来ていた男性が酔っ払ってエリア内のロープに足を引っかけて転倒し、右手首を怪我した。14時40分、妻が救急車を要請。14時45分救急車到着。	44歳男性	
6	6月23日(日)	守口	赤川地区		野球場No.1	試合中の怪我	8時40分頃、男性が試合中に右手小指を負傷。チームメイトが救急車を要請。9時05分救急車到着。病院へ搬送。	男性	
7	7月7日(日)	太間	太間地区	淀川左岸21.8k付近	トイレNo.105付近	負傷事故	15時55分頃、仲間10人ほどでバーベキューをしていた男性が酔っ払ってアゴを負傷した。仲間が救急車を要請。16時10分救急車到着。	20歳男性	
8	7月12日(金)	太間	木屋元地区	淀川左岸22.0k付近	砂場横の機関車遊具	自損事故	友人5〜6人で遊んでいた男児が、機関車と鉄橋の間を飛び越えて転落し左肩の上を負傷。近くにいた学生が消防へ連絡。15時41分救急車到着。	10歳男性	
9	7月15日(月)	太間	仁和寺野草地区		バターゴルフ練習場	ハチ刺され	14時10分頃、少年が練習場グリーンで祖父と練習中、近くの低木の中に入ったボールを探していたときアシナガバチに手を刺された。現場を確認するもなし。	11歳男性	
10	8月17日(土)	太間	太間地区		芝生広場内	単独転倒	18時頃、家族でサッカーをしていて、男性が転倒し肩を打つたため、家族が救急車を要請。18時26分救急車到着。病院へ搬送。	45歳位男性	
11	9月7日(土)	守口	海老江地区		サッカー場	試合中の怪我	11時50分頃、サッカーの試合中に選手同士が接触転倒し、手首を骨折した疑いがあり、指導者が救急車を要請。11時58分救急車到着。	14歳男性	
12	9月14日(土)	鳥飼	鳥飼下地区		サッカー場横の芝生地	単独怪我	13時30分頃、少年がサッカーのスライディングの練習をしていて足を痛めたため、監督が救急車を要請。13時37分救急車到着。病院へ搬送。	14歳男性	
13	11月2日(土)	鳥飼	大塚地区	淀川右岸26.4k+100m付近	タイル広場	犬のかみつき	15時10分頃、公園利用者の男性が、リード付きで散歩中の犬に右太ももを噛まれた。被害者が管理所へ通報。	60歳代男性	犬飼いは女性
14	11月16日(土)	太間	仁和寺野草地区		駐車場内トイレの身障者ブース内	ハチ刺され	11時15分頃、女性がトイレの中に入ったアシナガバチに刺された旨を管理所に通報。本人が直接病院へ行かれた。ハチは管理員が駆除。	67歳女性	
15	11月30日(土)	太間	枚方地区	淀川左岸26.0k+100m付近	ジョギングコース内	人身事故	9時5分頃、小学生駅伝実施場所、男性運転のロード自転車と駅伝参加者の女児が接触。男性は転倒し救急車で搬送。女児は駅伝本部でケガの手当を行った。	60歳男性 女性 女子小	
16	12月8日(日)	守口	西中島地区		野球場No.3	単独怪我	11時45分頃、アメフト練習中の男性が、右足の膝をひねり立てなくなったため、チームの仲間が救急車を要請。12時頃救急車到着。病院へ搬送。	20歳男性	
17	12月23日(月・祝)	太間	太間地区		アリ地獄砂場近くトイレ横	自動車自損事故	15時頃、職員が看板を固定する作業終了後、トラックをUターンしようとした際、車止めに気づかず前進し、ラジエータ及びファンを破損した。		
18	1月2日(木)	鳥飼	鳥飼西地区		駐車場販路	自損事故	14時50分頃、家族で来園していた男性が、坂路で孫?とキックボード遊戯中に転倒しケガを負ったため、家族が救急車を要請。15時10分救急車到着。病院へ搬送。	60歳代男性	
19	1月11日(土)	守口	海老江地区		野球場No.1付近	単独転倒事故	15時10分頃、公園利用者が人が倒れているのを発見し、声を掛けると気分が悪いと訴えたため救急車を要請。15時18分救急車到着。病院へ搬送。	71歳男性	
20	2月16日(日)	鳥飼	三島江地区		サッカー場内	プレー中の怪我	10時50分頃、サッカーのプレー中に、男性がボールに乗ってしまい足を捻挫し、チームメイトが救急車を要請。11時10分救急車到着。病院へ搬送。	年齢不明男性	
21	2月16日(日)	鳥飼	三島江地区		駐車場内	車の物損事故	11時40分頃、駐車場に車を止めドアを開けたところ、横に駐車していた車両に接触した。当事者が警察に通報。警察到着後、当事者同士で話し合い。		
22	2月22日(土)	守口	太子橋地区		少年野球場	練習中の怪我	10時10分頃、野球練習中の少年が他の選手と接触し右膝を故障したため、父親が救急車を要請。10時23分救急車到着。病院へ搬送。	11歳男性	
23	2月23日(日)	太間	木屋元地区		野球場No.2	練習中の怪我	16時5分頃、野球練習中の男性が、腰をひねり立てなくなったため、チームメイトが救急車を要請。16時15分救急車到着。病院へ搬送。	24歳男性	
24	3月22日(日)	守口	太子橋地区		野球場No.1	試合中の事故	15時25分頃、男性が野球の試合中に転倒し、後頭部を地面につつけ気をつたため、救急車を要請。15時35分救急車到着。病院へ搬送。	72歳男性	
25	3月23日(月)	太間	太間地区	淀川左岸21.9k付近	緊急河川敷道路	単独怪我	15時過ぎ、男性がボードの練習中に転び、本人が救急車を要請した。15時23分救急車到着。病院へ搬送。	年齢不明男性	

### <事件>

事故発生日	サービスセンター	発生地区	距離標	発生場所	事故種別	事故内容	負傷者・被害者	相手方・加害者	
1	4月13日(土)	太間	太間地区	淀川左岸21.6k+50m付近	アリジゴク遊具付近	傷害事件	遊んでいた女の子が、赤い帽子をかぶり杖をついた老人に殴られ、唇を少し切った(軽傷)。母親が警察へ通報。14時パトカー着。	6歳女性	老人
2	5月6日(月)	鳥飼	一津屋野草地区		駐車場内	トラブル	14時20分頃、車のドアを開けたとき相手方の車のドア部分に接触し、加害者が警察に通報。14時45分警察官到着。警察官立ち会いのもと当事者同士で示談となる。		
3	8月18日(日)	鳥飼	一津屋野草地区		車両進入ゲート	事故	9時頃、管理員が車両進入ゲートのチェーンを開けている最中に、公園利用者の車両が強引に進入しチェーンで右手を引っ張られ手首を負傷。加害者側が警察に通報。	管理員男性	

4	1月29日 (木)	鳥飼	一津屋野草地区	淀川右岸 16.8k付近	ヨシ群生地内	死体発見	8時40分頃、散歩に来た利用者が、ヨシの中に人が倒れているのを発見し管理所へ通報した。管理員が警察に通報。警察によれば死後3〜4日経過しているとのこと	40〜50 歳代男 性
5	3月18日 (火)	守口	毛馬地区	淀川左岸 10.0k+180m 付近	サッカー場	サッカーゴール破 損	9時の巡回中に、サッカー場上流側ゴールの後方下部フレームが壊されているを発見。 警察に被害届の提出を予定。	

<病気>

事故発生日	サービス センター	発生地区	距離標	発生場所	事故種別	事故内容	負傷者・ 被害者	相手方・ 加害者
1	4月21日 (土)	守口	豊里地区	淀川右岸 13.8k付近	駐車場内	体調不良	バーベキューをしていた男性が、酒を飲み過ぎて体調不良になり、見かけた人が救急車を要請した。 17時20分、救急車到着	20歳 男性
2	4月27日 (土)	鳥飼	大塚地区		バーベキューエリ ア内	体調不良	バーベキューに来ていた家族連れの子供が持病のぜんそくを悪化させたため親が救急車を要請した。16時10分頃、救急車到着。	
3	4月27日 (土)	守口	豊里地区	淀川右岸 13.8k付近	駐車場内	持病による体調 不良	男性が自転車で乗っていて、持病による体調不良により転倒した。転倒による怪我はなし。16時10分、管理員より救急車を要請。16時20分救急車到着。	65歳 男性
4	4月28日 (日)	守口	豊里地区		バーベキューエリ ア内	体調不良	12時頃、家族でバーベキューに来ていた高齢の男性が体調不良を訴えたため家族が救急車を要請した。12時10分、救急車到着	75歳 男性
5	4月29日 (月・祝)	守口	太子橋地区		バーベキューエリ ア内	体調不良	15時50分頃、バーベキューをしていた男性が、飲酒による急性アルコール中毒症になり救急搬送された。16時15分頃、救急車要請。16時25分救急車到着。	31歳 男性
6	5月12日 (日)	鳥飼	鳥飼西地区		バーベキューエリ ア内	体調不良	13時05分頃、家族でバーベキューに来ていた女児が、持参した食料でアレルギー症状を起こしたため、親が救急車を要請。13時25分、救急車到着、病院へ搬送。	7歳 女性
7	6月8日 (土)	鳥飼	鳥飼西地区		バーベキューエリ ア内	体調不良	14時05分、バーベキューエリアで高齢の女性が熱中症と思われる症状を発症したため、家族が救急車を要請。14時25分救急車到着、かかりつけの病院へ搬送。	85歳 女性
8	6月16日 (日)	守口	西中島地区		バーベキューエリ ア内	体調不良	12時20分頃、バーベキューに来ていた女性が急に倒れ心肺停止状態になった。同行の友人が救急車を要請。12時30分救急車到着、病院へ搬送。	23歳 女性
9	6月16日 (日)	鳥飼	大塚地区		バーベキューエリ ア内	体調不良	バーベキューエリアで、若い男性が熱中症と思われる症状となったため、救急車を要請。 15時46分救急車到着、病院へ搬送。	20歳 男性
10	6月30日 (日)	守口	西中島地区		バーベキューエリ ア内	体調不良	12時45分頃、バーベキューに来ていた女性の意識がもうろうとしてきたため、友人が救急車を要請した。 13時15分救急車到着、病院へ搬送。	39歳 女性
11	7月13日 (土)	守口	太子橋地区		少年野球場	体調不良	12時20分頃、少年野球の審判をしていた男性が熱中症の症状を訴えたため、少年野球チームの父兄が救急車を要請。 12時27分救急車到着。	63歳 男性
12	7月14日 (日)	守口	海老江地区		バーベキューエリ ア内	体調不良	バーベキューをしていた女性が、酒を飲み過ぎ体調不良を訴えたため、友人が救急車を要請。 15時28分、救急車到着、病院へ搬送。	27歳 女性
13	7月16日 (火)	太間	仁和寺野草地区	淀川左岸 19.5k付近	パターゴルフ場	体調不良	13時10分頃、高齢男性がパターゴルフのプレー中に気分が悪くなり、連絡を受けた管理員が消防に通報。 13時25分救急車到着、病院へ搬送。	73歳 男性
14	8月2日 (金)	太間	仁和寺野草地区		グランドゴルフ場	体調不良	10時45分頃、グランドゴルフ場でプレー中に体調不良となった人が、管理所へ緊急要請。管理員が消防へ通報。 11時10分救急車到着、病院へ搬送。	年齢性 別未記 載
15	8月3日 (土)	守口	西中島地区		野球場No.2	体調不良	18時頃、男性が守備練習中にぎっくり腰になり、友人が救急車を要請。 18時25分救急車到着、病院へ搬送。	18歳 男性
16	8月10日 (土)	太間	仁和寺野草地区		パターゴルフ場内	体調不良	15時25分頃、パターゴルフ場でプレー中の人が気分が悪くなり嘔吐して倒れた。管理員が救急車を要請。 15時38分救急車到着、病院へ搬送。	年齢性 別未記 載
17	8月10日 (土)	守口	豊里地区		テニスコート内	体調不良	17時頃、テニスコートでプレー中の女性が気分が悪くなり、仲間が救急車を要請。 17時15分救急車到着、病院へ搬送。	20歳 女性
18	8月17日 (土)	太間	佐太西地区		少年野球場No.2	体調不良	14時頃、プレー中1少年2人が体調不良を訴えた。熱中症の疑いもあり関係者が救急車を要請した。 14時10分救急車到着、病院へ搬送。	11歳 男性
19	8月18日 (日)	守口	太子橋地区		駐車場内	体調不良	15時30分頃、家族で公園で遊び駐車場に戻ったとき体調不良を訴えたため管理所で手当を行うが、改善されないため家族が救急車を要請。15時55分救急車到着。	29歳 女性
20	8月21日 (水)	太間	仁和寺野草地区		駐車場内	体調不良	8時20分頃、公園利用者の男性が、気分が悪くなり本人より救急車を要請。 8時33分救急車到着、病院へ搬送。	61歳 男性
21	9月8日 (日)	守口	西中島地区	淀川右岸 8.4k+120m 付近	新御堂筋下緊急 進入道路付近	体調不良	17時30分頃、バーベキューをやっていた女性2人が酒を飲み過ぎ体調不良を訴えたため、友人が救急車を要請。 17時40分救急車到着、病院へ搬送。	20歳代 女性2名
22	11月16日 (土)	鳥飼	大山崎地区		バーベキューエリ ア内	体調不良	14時45分頃、バーベキューに来ていた男性が、急性アルコール中毒で意識不明となり、同行者が救急車を要請。14時55分救急車到着、病院へ搬送。	年齢不 明男性
23	11月16日 (土)	守口	西中島地区		バーベキューエリ ア内	体調不良	12時20分頃、バーベキューに来ていた男性が、機敏が悪くなり同行者が救急車を要請。 12時30分救急車到着、病院へ搬送。	66歳 男性
24	11月30日 (土)	守口	八雲地区	淀川左岸 16.4k付近	少年野球場	体調不良	14時頃、少年野球場にて練習の合間の休憩中に少年が過呼吸に陥ったため、指導者が救急車を要請。14時10分救急車到着、病院へ搬送。	10歳 男性
25	1月14日 (火)	太間	枚方地区	淀川左岸 26.2k+20m 付近	トイレNo.153付近	体調不良	13時20分頃、公園内維持作業員が休憩中、発作(種類不明)を起こしたため現場代理人が救急車を要請。13時30分救急車到着、病院へ搬送。	30歳 男性
26	2月18日 (火)	守口	太子橋地区		野球場内	体調不良	11時03分頃、高校の校内マラソンで、2年男子が完走後うずくままり手足のしびれと過呼吸の症状もあったため、先生が救急車を要請。11時20分救急車到着、病院へ搬送。	17歳 男性
27	3月2日 (日)	太間	枚方地区		芝生広場内	体調不良	15時40分頃、寛平マラソン参加者2名(30代女性と年齢不明男性)が、ゴール後に体調不良で倒れ、ドクター判断により救急車で搬送された。	30代女 性

<その他>

事故発生日	サービスセンター	発生地区	距離標	発生場所	事故種別	事故内容	負傷者・被害者	相手方・加害者	
1	4月7日(日)	守口	八雲野草地区	淀川左岸 15.6k+40m 付近	河川側園路際	火災	守口地区から消防車が進入するのを太子橋地区の管理員が発見。子供の火遊びの通報で出動とのこと。翌日、ヨシが約50㎡焼失しているのを発見。		
2	4月21日(日)	太間	点野野草地区	淀川左岸 21.0k付近	野草地(ヨシ群生地)	火災	太間管理所の職員が消防車の進入を確認した。17時25分通報、17時30分消防車3台到着。17時40分鎮火。 焼失面積30m×40m		
3	5月6日(月)	守口	十三野草地区	淀川右岸 7.8k+80m 付近	公園区域内	火災跡発見	9時50分頃、巡視中に火災跡を発見。付近にいた来園者より、6日夜に火災があったとの情報を得た。 焼失面積 15m×25m 2m程のヨシが茂る場所		
4	5月19日(日)	鳥飼	鳥飼西地区		公園区域内	迷子	12時25分頃、兄と遊びに来てはぐれているところを公園利用者が発見し、管理所に連れてきた。12時30分、摂津、守口両警察に通報、守口警察署生活安全課で保護。	4歳	
5	6月12日(水)	守口	十三野草地区	淀川右岸 7.8k付近	緊急河川敷道路横	火災跡発見	9時35分頃、巡視中の火災跡を発見。 焼失面積 57m×13m 741㎡ 草丈が2m程度伸びている場所		
6	6月17日(月)	太間	背割堤地区		No.106のソメイヨシノ付近	ハチ刺され	男性が散歩していたところ右足首部分をスズメバチに刺され、翌日、管理所に連絡があった。 19日に薬剤散布、ハチ4匹を捕獲、処分。		
7	7月6日(土)	鳥飼	一津屋野草地区		駐車場	器物破損	駐車場に止めていた自動車の窓ガラス1カ所が割られていた。駐車場内事故は責任を持ってない旨を伝えており、被害者も了解している。		
8	7月19日(金)	守口	八雲野草地区	淀川左岸 15.4k+100m 付近	公園区域内外	火災	9時20分、保安区域より出火しているのを管理員が発見。9時24分、消防に通報。9時38分、消防到着。 焼失面積 10m×30m=300㎡		
9	7月24日(水)	守口	十三野草地区	淀川左岸 7.8k+110m 付近	緊急河川敷道路横	火災	9時25分、巡視中の火災後を発見。 焼失面積 24m×5m=120㎡ 消防の出動はなし。		
10	7月24日(水)	守口	庭窪河畔地区		庭窪レストセンター	自動販売機破損	職員が、自動販売機の釣り銭取り口部分がかじ開けられているのを発見し、自動販売機管理会社に連絡。管理会社が確認したところ釣り銭5,000円が盗難にあった。		
11	7月30日(火)	守口	八雲野草地区	淀川左岸 15.8k+5m 付近	公園区域内	火災	12:50頃出火、通行人が消防に通報。 13時10分消防車現場到着、13時30分鎮火。 焼失面積 400㎡(ヨシ等)		
12	8月3日(土)	太間	点野野草地区		公園区域内	火災	17時20分頃、散歩中の女性が火災を確認し消防に通報。中学生8名による花火の不始末による出火で中学生は逃走。 焼失面積 約155㎡		
13	8月4日(日)	太間	仁和寺野草地区	淀川左岸 20.4k+100m 付近	高水敷	火災	14時30分頃、花火をしていた中学生が飛び火したことに驚き、自ら警察に通報、警察から消防へ通報。14時51分鎮火。 焼失面積 15.5m×6.1m=94.5㎡		
14	8月4日(日)	守口	十三野草地区	淀川左岸 7.2k-60m 付近	公園区域内	火災	18時30分頃、学生数名による花火(打上げ花火)が草地に燃え移った。本人が消防に通報。管理員が現場に着いた時点で既に鎮火。焼失面積 約150㎡		
15	8月13日(火)	守口	十三野草地区	淀川左岸 7.6k+170m 7.2k-60m	公園区域内	火災	公園利用者、工事業者から草地の焼失跡を発見した旨の情報が寄せられた。焼失面積:①約176㎡(8m×22m)、②約320㎡(16m×20m)		
16	8月18日(日)	守口	八雲野草地区	淀川左岸 15.4k+50m 付近	公園区域内	火災跡発見	巡回中に火災跡を発見。 草地焼失10m×50m=500㎡		
17	8月19日(月)	鳥飼	三島江野草地区		入口ゲートから+100m付近	火災	18時25分頃、公園利用者が発見し消防へ通報後、管理員へ報告。管理員の現場到着時、30m×100mが延焼中でその後も燃え広がる。		
18	8月19日(月)	守口	十三野草地区	淀川右岸 7.6k+30m 付近	公園区域内	火災	9時30分頃、巡視中に焼失跡を発見。 焼失面積 20m×30m=600㎡		
19	9月12日(木)	太間	伊加賀野草地区	淀川左岸 24.2k付近	公園区域内	火災	14時30分頃出火。公園利用者が発見し、枚方地区管理員が消防へ通報。14時40分消防車到着、15時15分鎮火。 焼失面積 約900㎡		
20	9月22日(日)	太間	大日地区	淀川左岸 18.0k+50m 付近	野球場	火災跡発見	5時30分頃、職員が巡回中に野球場No.1バックネットの火災跡を発見。燃えた臭いが残っていた。 焼失面積 約7.5㎡(1.5m×5m)程度		
21	9月26日(木)	太間	太間地区	淀川左岸 21.8k+90m 付近	駐車場上流側ゴミの仮置き場	火災跡発見	河川/バトールより、ゴミの仮置き場の火災跡について、現地管理員に連絡あり。 焼失面積 約800㎡		
22	10月13日(日)	太間	背割堤地区		ソメイヨシノNo29の切り株	火災	16時25分頃、近くでバーベキューをしていた夫婦が、切り株が燃えているのを発見し、消防へ通報。 16時40分頃消防車到着、17時頃鎮火。		



平成26年度 河川公園区域内における事故報告一覧

<事故>

事故発生日	サービスセンター	発生地区	距離標	発生場所	事故種別	事故内容	負傷者・被害者	相手方・加害者	
1	4月1日(火)	鳥飼	鳥飼下地区	淀川右岸19.7k付近	サッカー場	試合中の怪我	11時20分頃、サッカー場の試合中の接触プレーにより選手が右肩を脱臼。サッカーチーム関係者が救急車を要請。11時40分頃救急車到着、病院へ搬送。	14歳男性	
2	4月9日(水)	太間	背割堤地区	木津川右岸0.0k付近	堤防法面	接触事故	12時50分頃、花見に来ていた女性が法面を降りる際に足を滑らせ、下に座っていた女性の腰部を強打。被害者の友人が救急車を要請。13時救急車到着、病院へ搬送。	68歳女性	70歳女性
3	4月12日(土)	鳥飼	鳥飼上地区	淀川右岸20.2k付近	サッカー場	試合中の怪我	14時頃、サッカーの試合中に選手が転倒し左腕を負傷。チーム関係者が救急車を要請。14時35分救急車到着、病院へ搬送。	12歳男性	
4	4月20日(日)	守口	海老江地区		野球場No.4	試合中の怪我	15時15分頃、野球の試合中、ホームベース上で走者と捕手が接触し走者が軽い脳しんとうをおこした。大事をとって監督が救急車を要請。15時25分救急車到着、病院へ搬送。	14歳男性	
5	4月27日(日)	鳥飼	大塚地区		バーベキューエリア内	単独転倒	15時25分頃、家族でバーベキューに来ていた家族の子供が父親が引く台車に接触、転倒し、手を切った。15時28分救急車到着、病院へ搬送。	10歳位女性	
6	5月2日(金)	守口	豊里地区		駐車場	車同士の接触事故	16時40分頃、駐車場で車がバックで移動中、他の止まっていた車に接触した。両者とも大きな傷も無く、当事者が警察に通報し、警察官立ち会いのもと話し合い。		
7	5月11日(日)	守口	西中島地区	淀川右岸8.2k+30m付近	バーベキューエリア内	テント倒壊による負傷	16時50分頃、バーベキューのために建てたテントが強風に飛ばされ顔に当たり出血。負傷者が意識朦朧のため、同行者が救急車を要請。17時5分救急車到着、病院へ搬送。	40歳代男性	
8	5月17日(土)	守口	海老江地区		野球場No.1	試合中の怪我	14時20分頃、野球試合中、選手同士がぶつかり片方の選手がスパイクの刃で足を負傷したため、チームメイトが救急車を要請。14時34分救急車到着、病院へ搬送。	20歳代男性	
9	5月17日(日)	太間	枚方地区		下流駐車場内	単独転倒	16時30分頃、バーベキューに来た男性が駐車場外周のロープに足を引っかけて転倒し、救急車を要請。16時50分救急車到着、病院へ搬送。	53歳男性	
10	5月25日(日)	鳥飼	大山崎地区	桂川右岸1.0k+150m付近	駐車場	単独転倒	10時23分頃、1歳の男児が駐車場のアスファルトで転倒し、額を切り出血したため、救急車を要請。10時30分救急車到着、病院へ搬送。	1歳男性	
11	5月27日(火)	太間	太間地区	淀川左岸22.0k付近	公園区域内	単独怪我	11時20分頃、自転車に乗っていた男性が倒れているのを見かけた通行人が、救急通報した。11時20分救急車到着したが、病院に行きたくないとのことで自宅へ送った。	60歳位男性	
12	5月29日(日)	太間	仁和寺野草地区		駐車場前	単独転倒	自転車で守口方面から枚方方面に向かっていった男性が転倒して左足が動かなくなったため、消防、警察に通報。20時32分救急車到着、病院へ搬送。	42歳男性	
13	6月21日(土)	守口	太子橋地区	淀川左岸14.0k付近	多目的広場内	単独転倒	11時25分頃、男性が友人とランニング中に転倒し左足の膝下を裂傷し、友人が救急車を要請。11時30分救急車到着、病院へ搬送。	23歳男性	
14	6月29日(日)	太間	太間地区	淀川左岸21.6k+20m付近	芝生広場内	練習中の怪我	10時20分頃、フライングフットボールの練習中、男性がアキレス腱を切断。チーム関係者が救急車を要請。10時32分救急車到着、病院へ搬送。	40歳代男性	
15	7月21日(月)	守口	海老江地区		バーベキュー広場	巻き添えで怪我	15時過ぎ、大人が相撲を取っていて横にいた子供が巻き添えで怪我をしたため、家族が救急車を要請。15時55分救急車到着、病院へ搬送。	3歳男性	
16	7月26日(土)	太間	木屋元地区		サッカー場	試合中の怪我	11時55分頃、サッカーの試合中に選手同士が接触し、男性が転倒して左手を骨折したため、監督が救急車を要請。12時05分救急車到着、病院へ搬送。	15歳男性	
17	8月6日(金)	太間	太間地区		駐車場	車同士の接触事故	14時20分頃、女性が車で帰宅時、駐車場の他の車(運転手不在)に接触したがそのまま帰宅。16時頃、ご主人と警察に報告。現場に戻ったが被害車は既に退出していた。	年齢不明女性	
18	8月21日(木)	太間	太間地区		管理所付近の駐車場	ハチ刺され	10時頃、管理員が駐車場周辺の生け垣・中低木を剪定中、20匹程度のハチが植栽から出てきて、うち1匹に刺された。気分は悪くないが少しずつ患部が腫れてきている。	管理員	
19	8月22日(金)	守口	西中島地区		遊具広場付近	転倒による怪我	11時30分頃、親子で散歩中に野犬に追いかけられ、子供が転倒し、すり傷を負ったとの報告を、野犬対策をしてほしいという苦情と共に受けた。	子供	野犬
20	8月23日(土)	守口	太子橋地区		野球場No.2	転倒による怪我	15時10分頃、野球の応援に来ていた少女が、休憩中に遊んでいて選手の肩の上より飛び降り転倒、骨折の疑いがあり母親が救急車を要請。15時20分救急車到着。	11歳女性	
21	8月24日(日)	太間	太間地区		バーベキューエリア内	単独転倒	14時頃、バーベキューに来ていた男性がまずいで転倒し右肩を脱臼、同行の友人が救急車を要請。14時10分救急車到着、病院へ搬送。	61歳男性	
22	8月24日(日)	守口	毛馬地区		野球場No.1	単独転倒	16時30分頃、野球のプレー中の男性が滑って転倒し左膝を痛めた。チームメイトが救急車を要請。16時45分救急車到着、病院へ搬送。	19歳男性	
23	8月31日(日)	鳥飼	大山崎地区		ピクニック広場内	単独怪我	11時23分頃、男児が以前からぐらついていた前歯が折れて歯茎から出血したため、同行者が救急車を要請。11時32分救急車到着、病院へ搬送。	5歳男性	
24	8月31日(日)	守口	毛馬地区		サッカーラグビー場	試合中の怪我	17時50分頃、サッカーの試合中に選手同士が接触し男性が顔を強打したため、チームメイトが救急車を要請。17時58分救急車到着、病院へ搬送。	20歳位男性	
25	9月6日(土)	鳥飼	三島江地区		バーベキューエリア内	単独怪我	12時50分頃、バーベキュー広場の擬木ベンチから男児が落下し頭を打って出血、母親が救急車を要請。13時15分救急車到着、病院へ搬送。	4歳男性	
26	9月13日(月・祝)	鳥飼	大山崎地区	桂川右岸1.0k+150m付近	芝生広場内	単独怪我	11時57分頃、女児が芝生広場にある石の上を飛び跳ねて遊んでいてバランスを崩し転倒し額を切ったため、管理員が救急車を要請。12時17分救急車到着、病院へ搬送。	4歳女性	
27	9月23日(火・祝)	太間	背割堤地区	淀川左岸36.4k+100m付近	遊歩道	自転車と子供の接触事故	10時30分頃、自転車走行中の男性が家族連れの子供と接触した際、転倒し腰を強打。女児は軽傷。女児の母親が救急車を要請。10時45分救急車到着、病院へ搬送。	45歳男性 4歳女性	
28	10月8日(水)	太間	枚方地区		下流駐車場内	車両事故	16時48分、公園利用者が退園のため車両を運転したとき、アクセルとブレーキを間違えて歩道に乗り上げ、身動き不能となった。警察に通報。車両はJAFにて処置。		
29	10月20日(月)	太間	枚方地区	淀川左岸25.6k付近	下流駐車場内	単独転倒	11時20分頃、小学生男児が駐車場周りの柵のロープに乗って遊んでいて落ち、後頭部を打撲。母親が救急車を要請。11時40分救急車到着、病院へ搬送。	10歳男性	
30	10月26日(日)	守口	毛馬地区		サッカー場内	練習中の怪我	9時過ぎ、右手小指をボールで痛め、チームメイトが救急車を要請。9時25分頃救急車到着。 詳細不明	年齢不明男性	
31	10月26日(日)	守口	外島地区		公園区域内	単独事故	4歳の男の子が鉛をのどに詰まらせたため、母親が救急車を要請。11時04分救急車到着、救急隊員が処置をし搬送せず16に退出。	4歳男性	

32	10月26日 (日)	鳥飼	大山崎地区		野球場No.1	プレー中の怪我	12時頃、プレー中スライディングをしたランナーが、肩を負傷したため、チームメイトが救急車を要請。 12時11分救急車到着、病院へ搬送。 13時頃、プレー中のボールが選手の鼻に当たり、チーム関係者が救急車を要請。 13時7分救急車到着、病院へ搬送。	14歳 男性
33	10月26日 (日)	守口	毛馬地区		野球場	プレー中の怪我	16時前、高齢の女性が車止めに躓いて転倒したため、同行の家族が救急車を要請。 16時10分救急車到着、病院へ搬送。	78歳 女性
34	11月23日 (日)	太間	仁和寺野草地区		トイレNo.174付近	単独転倒	11時頃、バーベキューに来た男性が調理中に手の指を切り出血したため救急車を要請。 11時08分救急車到着、病院へ搬送。	30歳位 男性
35	11月24日 (月・振)	太間	枚方地区		バーベキュー広場内	単独怪我	13時20分頃、駐車場から出口方面への道路沿い緑石に、車両が乗り上げ、運転不能となり管理員が警察に連絡。 14時20分頃警察官1名が到着。緑石に損傷あり。	21歳 男性
36	1月10日 (土)	守口	西中島地区	右岸8.4km付近	公園区域内	車両物損事故	15時頃、サッカーの試合中にスローイングをした時、左腕の筋を痛めた。 10時45分頃、フットボールの練習中、仲間同士がぶつかり頭を打撲。救急車を要請。 11時5分頃、救急車到着	39歳 男性
37	1月25日 (日)	守口	赤川地区		ラクビー・サッカー場内	単独怪我	10時45分頃、野球場上流側の側溝の所で練習中に転倒。骨折をしているかもしれないので救急車を要請。	50歳 男性
38	2月15日 (日)	太間	太間地区		芝生広場	プレー中の怪我	11時05分頃、駐車場から移動時のアクセルとブレーキを間違えて緑石を乗り上げ、法面を走行し坂路上で停止した。オイル漏れを起こしているため警官が消防へ連絡。 12:25サッカー車到着	50歳 男性
39	3月23日 (月)	守口	海老江地区		一般野球場-③	単独怪我		
40	3月31日 (火)	太間	三矢地区	淀川左岸 25.2k+250m 付近	駐車場進入堤外 坂路	車両の自損事故		

### <事件>

事故発生日	サービスセンター	発生地区	距離標	発生場所	事故種別	事故内容	負傷者・被害者	相手方・加害者	
1	7月6日 (日)	太間	背割堤地区	淀川左岸 35.6k+100m 付近	公園区域内	置き引き	11時頃、看板にシールドバックをかけてランニングをしていて、帰ってきたらバッグがなくなっていた旨、管理所へ連絡があった。被害者と管理員で探索ののち、警察へ通報	62歳 男性	
2	9月20日 (土)	守口	西中島地区		バーベキュー広場	行方不明	17時40分頃、バーベキューを行っていたグループで女性が行方不明となると連絡があり、園内放送、警察への通報を行った。19時10分トイレの中で発見。	20代後 半 女性	
3	9月23日 (火・祝)	守口	西中島地区		バーベキュー広場	トラブル	16時30分頃、バーベキュー宅業者にて泥酔した男性がクレームを付け、掴みかかろうとした。宅業者が警察、消防へ通報。18時10分、警察が園内に入り当事者間で和解		
4	2月7日 (土)	太間	出口地区		テイル広場横の 栗生木	死体発見	時間不明、太間管理所の管理員が巡回時に警察車両が進入しているのを発見。事情を聞くと、首つり自殺とのこと。	70歳前 後	
5	3月3日 (火)	太間	枚方地区		上流側園路横の 芝生広場	火災	0時頃、来園者が新聞などが燃えているのを発見し水道水で消火し消防へ通報。トイレNo.181の横、で花火や暖をとった跡あり。トイレには損傷なし。 6時50分頃消防による現場検証		

### <病気>

事故発生日	サービスセンター	発生地区	距離標	発生場所	事故種別	事故内容	負傷者・被害者	相手方・加害者	
1	4月9日 (水)	守口	海老江地区		野球場No.1	体調不良	11時30分頃、散歩していた男性が急に気分が悪くなり、公園利用者が声をかけ救急車を要請。 11時45分救急車到着、病院へ搬送。	70歳代 男性	
2	5月4日 (日)	守口	十三野草地区	淀川右岸 8.0k付近	芝生広場	体調不良	15時10分頃、バーベキューをしていた男性が体調不良を訴えたため、友人が救急車を要請。 15時25分救急車到着、病院へ搬送。	21歳 男性	
3	5月5日 (日)	守口	西中島地区	淀川右岸 8.4k+20m 付近	公園区域内	体調不良	15時頃、男性が飲みすぎによる体調不良を訴えたため、友人が救急車を要請。 15時20分救急車到着、病院へ搬送。	33歳 男性	
4	5月6日 (火・振)	守口	西中島地区	淀川右岸 8.4k+20m 付近	公園区域内	体調不良	男性が飲みすぎによる体調不良になり、友人が救急車を要請。 15時20分救急車到着、病院へ搬送。	30歳位 男性	
5	5月18日 (日)	守口	西中島地区	淀川右岸 8.2k+100m 付近	バーベキューエ リア内	体調不良	15時頃、バーベキューエリアで仲間と酒を飲んでいて男性が突然意識を無くしたため、同行者が救急車を要請。 15時15分救急車到着、病院へ搬送。	32歳 男性	
6	5月18日 (日)	守口	西中島地区	淀川右岸 8.2k+150m 付近	バーベキューエ リア内	体調不良	15時40分頃、仲間と酒を飲んでいて、男性が気分が悪くなり横になるが意識を無くしたため、友人が救急車を要請。15時55分救急車到着、病院へ搬送。	42歳 男性	
7	5月25日 (日)	守口	西中島地区	淀川右岸 8.2k+110m 付近	バーベキューエ リア内	体調不良	16時頃、バーベキューで飲食中の女性が急性アルコール中毒になり、意識はあるが朦朧としていたため、友人が救急車を要請。16時09分救急車到着、病院へ搬送。	19歳 女性	
8	6月1日 (日)	守口	西中島地区	淀川右岸 8.2k+150m 付近	バーベキューエ リア内	体調不良	14時頃、バーベキューエリアで男性が多量の飲酒と気温上昇のため体調不良となり、友人が救急車を要請した。 14時15分救急車到着、病院へ搬送。	35歳 男性	
9	7月1日 (火)	守口	西中島地区	淀川右岸 8.2k+120m 付近	バーベキューエ リア内	体調不良	16時頃、バーベキューエリアで男性が多量の飲酒と気温上昇のため体調不良となり、友人が救急車を要請した。 16時3分救急車到着、病院へ搬送。	35歳 男性	
10	7月2日 (水)	守口	西中島地区	淀川右岸 8.4k+140m 付近	野球場No.3	体調不良	13時頃、野球の試合中に男性が体調不良になり、チームメイトが救急車を要請した。 13時10分救急車到着、病院へ搬送。	52歳 男性	
11	7月20日 (日)	守口	八雲地区	淀川左岸 13.6k+150m 付近	少年野球場	体調不良	12時20分頃、少年野球をしていた少年が熱中症にかかり、チーム関係者が救急車を要請。 12時30分救急車到着、病院へ搬送。	11歳 男性	
12	8月5日 (火)	守口	守口地区		公園区域内	体調不良	9時20分頃、高齢の男性が急病で救急搬送された。管理員が現場に到着した時には救急車が退出するところだったため詳細不明。	男性	
13	8月7日 (木)	守口	豊里地区	淀川右岸 14.0k+100m 付近	上流芝生広場	体調不良	11時頃、大学アイススケート部の練習中に、男性が軽い熱中症の症状を訴えたため、チームメイトが救急車を要請。11時15分救急車到着、病院へ搬送。	19歳 男性	
14	8月21日 (木)	太間	仁和寺野草地区		グランドゴルフ場 内	体調不良	12時頃、グランドゴルフ場でプレー中の女性が熱中症で気分が悪くなり立っていられなくなったため、救急車を要請した旨の報告があった。	70歳代 女性	
15	8月25日 (日)	守口	豊里地区	淀川右岸 13.4k付近	公園区域内	体調不良	17時50分頃、アルティメットのプレー中、男子大学生が体調不良を訴えたため、チームメイトが救急車を要請。18時00分救急車到着、病院へ搬送。	21歳 男性	

16	8月27日 (水)	守口	西中島地区		バーベキューエリア内	体調不良	18時10分頃、バーベキューをしていた男性が多量の飲酒により体調不良となり、友人が救急車を要請。 18時24分救急車到着、病院へ搬送。	19歳 男性
17	8月31日 (日)	守口	西中島地区	淀川右岸 8.2k+130m 付近	バーベキューエリア内	体調不良	14時20分頃、バーベキューをしていた女性が体調不良となり、同行のグループの方が救急車を要請。 14時35分救急車到着、病院へ搬送。	26歳 女性
18	8月31日 (日)	守口	西中島地区		バーベキューエリア内	体調不良	14時50分頃、バーベキューをしていた女性が意識を失い倒れたため、同行のグループの方が救急車を要請。 15時05分救急車到着、病院へ搬送。	20歳代 女性
19	9月7日 (日)	守口	外島地区		陸上競技場内	体調不良	10時頃、練習中に男児が体調不良を訴えたため、母親が救急車を要請。 10時15分救急車到着、病院へ搬送。	12歳 男性
20	9月27日 (土)	守口	西中島地区	淀川右岸 8.5k付近	公園区域内	体調不良	11時頃、マラソン(大阪30k)中、走行者の気分が悪くなり救護車にて救護所へ運ばれた。大会スタッフが念のため救急車を要請。11時27分救急車到着、病院へ搬送。	40歳代 男性
21	10月2日 (木)	守口	赤川地区		サッカー場横の園路	体調不良	16時過ぎ、サッカー場横の園路で倒れている男性を利用者が発見し、救急車を要請。 16時20分救急車到着、病院へ搬送。	73歳 男性
22	10月19日 (日)	太間	枚方地区		淀川スタジアム周辺	体調不良(痙攣)	グランドゴルフ大会終了後、参加者の男性が痙攣症状で休憩していたところ、居合わせた女性が救急車を要請。15時10分、男性は固辞したがとりあえず病院へ搬送された。	70歳位 男性
23	11月2日 (日)	守口	西中島地区	淀川右岸 8.0k付近	公園区域内	体調不良(痙攣)	14時20分頃、男性が市民マラソン中に体調不良になり自身で救護所に行き点滴等を受けるが、痙攣が治まらずドクターが救急車を要請。15時20分救急車到着、病院へ搬送。	60歳位 男性
24	11月8日 (土)	守口	西中島地区		バーベキューエリア内	体調不良	14時40分頃、バーベキューに来ていた2人の男性が多量の飲酒により体調不良を訴えたため、仲間が救急車を要請。 14時55分救急車2台到着、病院へ搬送。	22歳男 性 26歳男 性
25	11月9日 (日)	太間	枚方地区		リバーサイドマラソンゴール地点	体調不良	12時40分頃、男性がマラソンでゴール直後に倒れて、心肺停止。関係者が救急車を要請。救急隊員が心臓マッサージを施しAEDの使用前に復活し意識も回復した。	28歳 男性
26	11月21日 (金)	守口	豊里地区	淀川右岸 13.6k付近	芝生広場	体調不良	14時頃、風揚げをしていた男性が、急に気分が悪くなり嘔吐したため、一緒にいた友人が救急車を要請。 14時27分救急車到着、病院へ搬送。	75歳位 男性
27	2月28日 (土)	太間	仁和寺野草地区		グランドゴルフ場内	体調不良	14時30分頃、プレーをしていた人が気分が悪くなり本人が管理員に救急車を要請。 14時40分救急車到着、病院へ搬送。	79歳 男性
28	3月28日 (土)	太間	枚方地区	25km+90 0m	淀川スタジアムの横	体調不良	11時頃、淀川ウルトラマラソンのボランティアスタッフが気分が悪くなった。	60歳代 女性
29	3月28日 (土)	守口	太子橋地区		野球場①	体調不良	16時40分頃、ソフトボールの試合後、めまいを起し動けなくなったため救急車を要請。 16時45分救急車到着。	72歳 男性
30	3月29日 (日)	太間	枚方地区		ウルトラマラソンメイン会場内	体調不良	13時35分頃、マラソン完走者がゴール直後に低体温症状態になる。	72歳 男性

### <その他>

事故発生日	サービスセンター	発生地区	距離標	発生場所	事故種別	事故内容	負傷者・被害者	相手方・加害者
1	4月6日 (日)	太間	仁和寺野草地区		グランドゴルフ場内	犬によるトラブル	小型犬のリードを外して散歩中、犬がグランドゴルフ場に入ってしまったため、スティックで追い払おうとして犬にあたり口論となる。当事者が警察に通報し話し合い。	
2	4月26日 (土)	太間	枚方地区		バーベキュー広場	認知症患者の徘徊	13時20分頃、バーベキューに来ていた人が管理所に認知症の女性を連れてきた。家族の方と連絡が付き、前日から行方がわからなかったとのこと。	72歳 女性
3	8月30日 (土)	太間	佐太西地区	淀川左岸 18.8k+50m 付近	芝生広場	カミツキガメ捕獲	9時15分頃、公園内を歩いている体長約40センチのカミツキガメを捕獲。 警察に通報し引き渡した。	
4	10月9日 (木)	守口	十三野草地区	淀川左岸 7.4k+30m 付近	公園区域内	火災跡発見	9時50分頃、巡視中の管理員が火災跡(9m×19m程度)を発見。公園利用者からの情報では前日夕方に消防車両が来ていたとのこと。	
5	3月15日 (日)	鳥飼	大塚地区	淀川右岸 25.8k+ 50m付近	枚方大橋上流の芝生広場	救急搬送(ドクターヘリ)	13時05分頃、枚方管理所より救急車が進入していると連絡を受け現地を確認したところドクターヘリで救命救急センターに搬送するための進入と判明。 13時13分ドクターヘリ到着	

## 危機管理対応実績・報告②<野生動物 セアカコケグモ対応>

【平成24年度】

【守口サービスセンター】

■点検実施日

月 日	曜日	点検地区	月 日	曜日	点検地区
5月22日	火	西中島地区	5月22日	火	豊里地区

■対応実施状況

月 日	地区	確認状況	処分状況
5月22日	西中島地区	成虫、卵確認できず (駐車場ベンチ、用具箱)	
5月22日	豊里地区	成虫、卵確認できず (駐車場ベンチ、用具箱、動物遊具)	

【太間サービスセンター】

■点検実施日

月 日	曜日	点検地区	月 日	曜日	点検地区
5月23日	火	背割堤地区			

■対応実施状況

月 日	地区	確認状況	処分状況
5月23日	背割堤地区	成虫、卵確認できず	

【 鳥飼サービスセンター 】

■点検実施日

月 日	曜日	点検地区	月 日	曜日	点検地区
5月22日	火	一津屋野草地区	5月22日	火	鳥飼西地区
5月22日	火	鳥飼下地区	5月22日	火	鳥飼上地区
5月23日	水	三島江地区	5月23日	水	大塚地区
5月23日	水	島本地区	5月23日	水	大山崎地区

■対応実施状況

月 日	地区	確認状況	処分状況
5月22日	一津屋野草地区	成虫12匹、卵9個確認 (側溝グレーチング蓋裏側、底部)	現場で捕殺処分
5月22日	鳥飼西地区	成虫7匹、卵7個確認 (側溝グレーチング蓋裏側、底部) 遊戯施設では確認できず	現場で成虫捕殺処分
5月22日	鳥飼下地区	成虫、卵確認できず (サッカー場、フットサルコート)	
5月22日	鳥飼上地区	成虫22匹、卵16個確認 (テニスコート、砂場遊具下) 野球場ベンチでは確認できず	現場で捕殺処分
5月23日	三島江地区	成虫1匹確認、卵は確認できず (砂場遊具下) 野球場2面ベンチ、用具箱、テニスコート 3面では確認できず	現場で捕殺処分
5月23日	大塚地区	成虫確認できず、卵4個確認 (テニスコート2面) 野球場2面ベンチ、用具箱、木製遊具では 確認できず	現場で捕殺処分
5月23日	島本地区	成虫、卵確認できず (野球場、テニスコート)	
5月23日	大山崎地区	成虫、卵確認できず (野球場、フットサルコート)	

【平成25年度】

■対応実施状況

月 日	地区	確認状況	処分状況
6月29日	大山崎地区	利用者からの通報を確認 大量の成虫と巣を確認、駆除 (BBQ広場水飲み場テーブル裏側)	現場で捕殺処分
7月8日	大山崎地区	利用者からの通報を確認 成虫、卵を確認、駆除 (緊急河川敷道路側溝グレーチング、 野球場ベンチ)	現場で捕殺処分
7月20日	大山崎地区	成虫を確認、駆除 (BBQ広場水飲み場)	現場で捕殺処分
7月31日	一津屋野草地区	成虫1匹、卵3個確認、駆除 (側溝グレーチング)	現場で捕殺処分

【平成26年度】

■対応実施状況

月 日	地区	確認状況	処分状況
9月2日	太間地区	花壇除草業者より通報を確認 成虫4匹確認、駆除 (花壇)	現場で捕殺処分
9月11日	鳥飼上地区	成虫を確認、駆除 (トイレ(No. 177, 164)周りの側溝)	現場で捕殺処分

## 出水時の公園管理に係る業務履歴

### 【平成 24 年度】

作業日	実施地区	作業内容	理由
4月4日 (水)	海老江地区	強風(高潮)のため閉鎖した公園の後片付け	
6月19日 (火)	仁和寺地区、八雲地区 外島地区	日陰テントの撤収作業	台風4号接近のため
	背割堤地区	増水に備え、トイレ2基の移動	台風4号接近に伴う宇治川増水のため
8月15日 (水)	仁和寺地区	ピットに水が溜まったため浮き上がり移動していたトイレの再設置	8月14日の豪雨のため
8月16日 (水)	赤川地区	ピットの排水が悪く溜まった水で浮き上がり移動していたトイレの再設置	8月14日の豪雨のため
10月1日 (月)	仁和寺地区、八雲地区 外島地区、太子橋地区	台風へ備え撤去したテントの復元作業 (仁和寺8張、八雲1張、外島2張、太子橋1張)	台風17号接近のため
10月2日 (火)	赤川地区	台風へ備え撤去したテントの復元作業	台風17号接近のため

### 【平成 25 年度】

作業日	実施地区	作業内容	理由
4月6日 (土)	海老江地区、八雲地区 太子橋地区 仁和寺野草地区	日陰テントの上屋シート部の除去作業 (海老江2基、八雲1基、太子橋2基、仁和寺野草8基)	爆弾低気圧接近のため
6月27日 (木)	枚方地区	アクアシアター他、浸水痕跡調査及びカラーコーン設置作業	
8月6日 (火)	西中島地区、十三野草地区、海老江地区、大淀野草地区、長柄地区	安全点検作業	
9月4日 (水)	枚方地区	出水対策作業	
9月16日 (月)	全地区	出水対策作業	台風18号接近のため
9月17日 (火)	全地区	台風18号による各地区の被害調査	台風18号接近のため
9月19日 (木)	大日、枚方、背割堤、大山崎、島本、大塚地区 八雲、海老江、西中島、三島江地区	トイレの現状状況調査	台風18号接近のため
9月20日 (金)	太子橋地区	少年野球場の立入禁止処置作業	
9月21日 (土)	外島地区	テニスコート外周ポール設置作業	
	西中島地区 海老江地区	野球場、サッカー場の立入禁止処置作業	

9月22日 (日)	毛馬～八雲地区 西中島地区	野球場、サッカー場の立入禁止処置作業 バーベキューエリアの閉鎖作業	
9月23日 (月)	太子橋地区、八雲地区	グラウンド、テント部材回収作業	
9月24日 (火)	八雲地区 枚方地区、大塚地区	野球場用具庫回収作業 仮管理所、仮便所設置作業立ち会い	
9月25日 (水)	全地区	運動施設の状況確認巡視	
9月26日 (木)	島本地区	仮設管理所、仮設便所設置作業立ち会い	
9月27日 (金)	佐太西～太間地区	野球場、サッカー場の立入禁止処置作業	
9月30日 (月)	西中島管理所	シャッター補修作業	
	外島～太間地区	トイレ汲み取り確認 アリジゴク閉鎖作業(太間地区)	
10月2日 (水)	全地区	トイレ清掃作業立ち会い 止水栓止め確認作業	
	八雲地区	シェルター幌ほか撤去作業 砂場啓発看板取り付け作業	
10月3日 (木)	西中島地区	開園準備作業	
	枚方～大塚地区	危険箇所の囲い(カラーコーン)設置作業	
10月4日 (金)	八雲地区	少年野球場の立入禁止処置作業	
	西中島地区、枚方地区、 大塚地区	危険箇所の処置作業	
10月7日 (月)	出口地区、三矢地区	砂場閉鎖作業ほか	
10月8日 (火)	太間地区、枚方地区、三 矢地区、大塚地区	台風24号接近に伴う資材積み込み 閉園ラミネート配布作業	台風24号接近のため
	海老江地区	日よけテント撤去作業	
	西中島地区	閉園作業及び撤去作業立ち会い	
	八雲、太間、枚方、大 塚、鳥飼下、鳥飼西、一 津屋野草地区	台風24号の影響で閉園する旨の注意喚起巡視	
10月24日 (木)	三矢地区	砂場の立入禁止処置解除	
	三矢地区、長柄地区	ゴミ仮置き場安全対策囲い設置作業	
10月25日 (金)	出口地区、木屋元地区、 大日地区、赤川地区、毛 馬地区	砂場立入禁止鉄ピン撤去作業 及び 遊具使用禁止テ ープ除去作業	
10月26日 (土)	三矢地区	テニスコート立入禁止処置作業	
	枚方地区	噴水池排水口清掃作業	
11月22日 (金)	大塚地区	レンガ広場立入禁止処置作業	
1月20日 (月)	大塚地区	トリム遊具立入禁止処置作業	



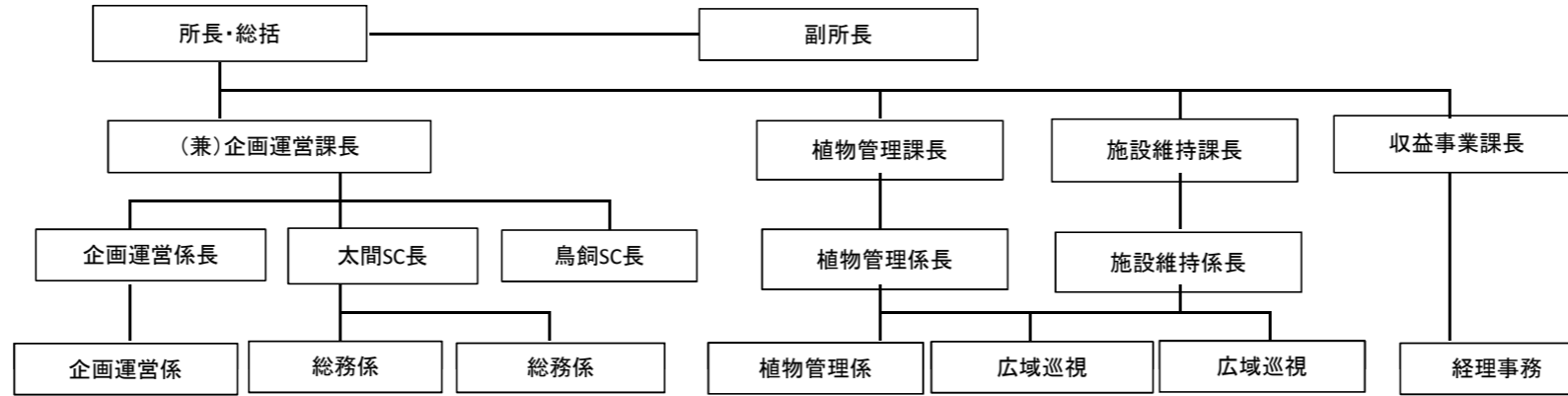
【平成 26 年度】

作業日	実施地区	作業内容	理由
4 月 30 日 (水)	三島江地区	テニスコート支柱の安全処置	
5 月 20 日 (火)	豊里地区	テニスコート外周の鉄ピン、ロープ設置作業 (立入禁止、安全対策)	
6 月 13 日 (金)	豊里地区、外島地区	テニスコート内立入禁止処置 看板設置(豊里地区 6 枚、外島地区 4 枚)	
8 月 12 日 (火)	枚方地区	園路清掃	
	仁和寺地区	テント設営	

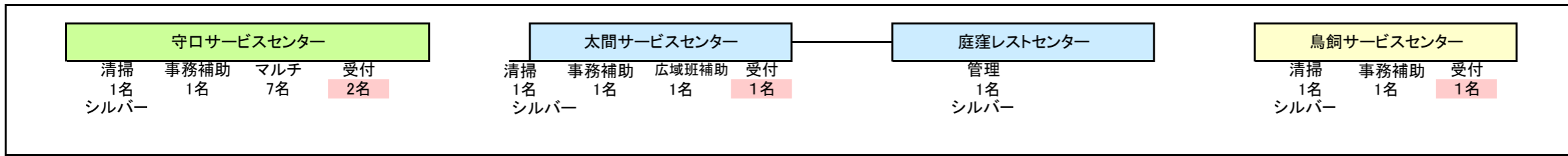
平成25年度 職員等配置表

平成 25年4月1日

サービスセンター(職員)	5名
サービスセンター(契約職員)	5名
サービスセンター(契約職員)	7名(マルチ)
サービスセンター(パート)	8名(内広域班補助班1名・シルバー4名)
サービスセンター受付(パート)	4名
管理所(パート)	17名(内シルバー1名)
詰め所(仁和寺)	2名(内シルバー1名)
合計	48名(内シルバー6名)



シルバー	ゲート開閉	時間
シルバー	背割堤(管理所でカウント)	1名
シルバー	仁和寺野草(詰所でカウント)	1名
シルバー	太間SC(管理)	1名
シルバー	守口SC・庭窪RC清掃	2名
シルバー	鳥飼SC清掃	1名
合計		4名



【注】  
 臨時職員はサービスセンター受付  
 直営班は内業とした  
 内は外業

サービスセンター等 管理員等 19名(内シルバー2名)

1 (管理所) 海老江 1名	1 (管理所) 赤川 1名	1 (管理所) 太子橋 1名	1 (管理所) 八雲 1名 ※土・日・祝のみ配置	1 (管理所) 佐太西 1名	1 (管理所) 西中島 1名 警備員	1 (管理所) 豊里 1名	1 (管理所) 太間 2名	2 (管理所) 枚方(上) 1名 枚方(下) 1名	1 (管理所) 背割堤 1名(シルバー)	1 (管理所) 一津屋野草 1名	1 (管理所) 鳥飼西 1名 ※土・日・祝のみ配置	1 (管理所) 鳥飼上 1名	1 (管理所) 三島江 1名	1 (管理所) 大塚 1名	1 (管理所) 島本 1名	1 (管理所) 大山崎 1名	1 (詰所) 仁和寺野草 2名(うち1名シルバー)
----------------	---------------	----------------	--------------------------	----------------	--------------------	---------------	---------------	------------------------------	----------------------	------------------	---------------------------	----------------	----------------	---------------	---------------	----------------	---------------------------

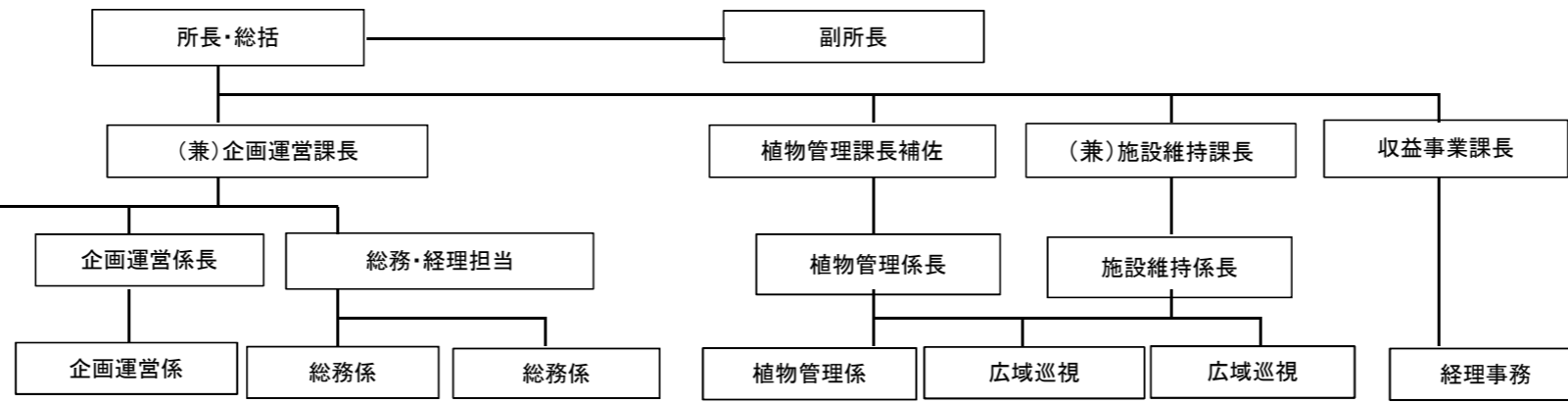
担当地区	担当地区	担当地区	担当地区	担当地区	担当地区	担当地区	担当地区	担当地区	担当地区	担当地区	担当地区	担当地区	担当地区	担当地区	担当地区	担当地区	担当地区
1 海老江 1 大淀野草	2 毛馬 2 赤川 2 城北河畔 2 長柄 2 長柄河畔	3 太子橋 3 外島 3 守口 3 八雲野草 3 庭窪河畔 3 八雲	4 八雲 ※土・日・祝のみ配置	5 大日 5 佐太西 5 仁和寺野草	6 十三野草 6 西中島	7 豊里	8 点野野草 8 太間 8 木屋元 8 出口野草 8 出口	9 出口河畔 10 伊加賀野草 9 三矢 9 枚方 10 枚方	11 背割堤	12 一津屋野草 12 一津屋河畔 12 鳥飼西	13 鳥飼西 ※土・日・祝のみ開	14 鳥飼上 14 鳥飼野草 14 鳥飼下	15 三島江 15 三島江野草	16 大塚	17 島本	18 大山崎	
2 箇所	5 箇所	6 箇所	1 箇所	3 箇所	2 箇所	1 箇所	5 箇所	4 箇所	1 箇所	3 箇所	1 箇所	3 箇所	2 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	

管理所は18箇所・40地区 仁和寺、詰め所は1箇所・1地区 八雲・鳥飼西・枚方上については土日祝日のみ配置

# 平成 26 年度 職員等配置表

平成 26年4月1日

サービスセンター (職員)	4名
サービスセンター (契約職員)	5名
サービスセンター (契約職員)	9名(マルチ)
サービスセンター (パート)	6名 事務補助:3名 シルバー:3名
サービスセンター受 付(パート)	4名
管理所 (パート)	18名(内シルバー1名)
詰め所 (仁和寺)	2名(内シルバー1名)
合計	48名(内シルバー5名)



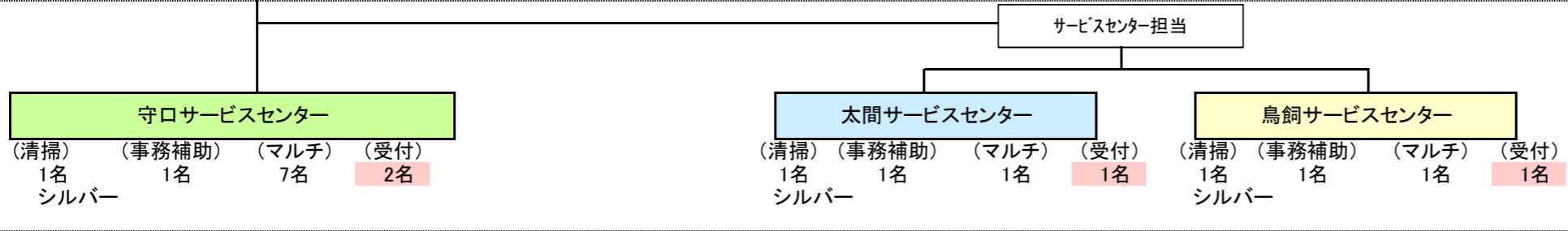
シルバー	ゲート開閉	時間
シルバー	背割堤(管理所でカウント)	1名
シルバー	和寺野草(詰所でカウン)	1名
シルバー	太間SC(管理)	1名
シルバー	守口SC・庭窪RC清掃	2名
シルバー	鳥飼SC清掃	1名
合計		4名

【注】

臨時職員 はサービスセンター受付

直営班は内業とした

内は外業



## 管理員等 20名(内シルバー2名)

2 (管理所) 1 海老江 2名	1 (管理所) 2 赤川 1名	1 (管理所) 3 太子橋 1名	(管理所) 4 八雲 ※土・日・祝のみ配置 警備員	1 (管理所) 5 佐太西 1名	2 (管理所) 6 西中島 2名	1 (管理所) 7 豊里 1名	1 (管理所) 8 太間 1名	2 (管理所) 9 枚方(上) 10 枚方(下) 2名	1 (管理所) 11 背割堤 1名 シルバー	1 (管理所) 12 一津屋 野草 1名	(管理所) 13 鳥飼西 ※土・日・祝のみ配置	1 (管理所) 14 鳥飼上 1名	1 (管理所) 15 三島江 1名	1 (管理所) 16 大塚 1名	1 (管理所) 17 島本 1名	1 (管理所) 18 大山崎 1名	1 (詰所) 19 仁和寺 野草 2名 うち1名 シルバー
---------------------------	--------------------------	---------------------------	------------------------------------	---------------------------	---------------------------	--------------------------	--------------------------	---	------------------------------------	----------------------------------	-------------------------------	----------------------------	----------------------------	---------------------------	---------------------------	----------------------------	---

担当地区	担当地区	担当地区	担当地区	担当地区	担当地区	担当地区	担当地区	担当地区	担当地区	担当地区	担当地区	担当地区	担当地区	担当地区	担当地区	担当地区	担当地区
1 海老江 1 大淀野草	2 毛馬 2 赤川 2 城北河畔 2 長柄 2 長柄河畔	3 太子橋 3 外島 3 守口 3 八雲野草 3 庭窪河畔 3 八雲	4 八雲 ※土・日・祝のみ配置 4 八雲野草 4 庭窪河畔	5 大日 5 佐太西 5 仁和寺野草	6 十三野草 6 西中島	7 豊里	8 点野野草 8 太間 8 木屋元 8 出口野草 8 出口	9 出口河畔 10 伊加賀野草 9 三矢 9 枚方	11 背割堤	12 一津屋野草 12 一津屋河畔 12 鳥飼西	13 鳥飼西 ※土・日・祝のみ開	14 鳥飼上 14 鳥飼野草 14 鳥飼下	15 三島江 15 三島江野草	16 大塚	17 島本	18 大山崎	
2 箇所	5 箇所	6 箇所	1 箇所	3 箇所	2 箇所	1 箇所	5 箇所	4 箇所	1 箇所	3 箇所	1 箇所	3 箇所	2 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	

管理所は18箇所・40地区

仁和寺、詰め所は1箇所・1地区

八雲・鳥飼西・枚方上については土日祝日のみ配置

## 統括責任者による外部会議への出席

【平成 24 年度】

会合名		開催時期	主催者	備考
1	定例会	毎月 1 回開催	淀川河川事務所、 淀川河川公園事務所、 都市再生機構	出席必須
2	春の緑化祭	5 月（植木市）	主催：淀川河川公園事務所 共催：淀川河川事務所	挨拶
3	施設撤去訓練	6 月初旬（6 月 15 日出水期前）	国、国からの維持作業受託者	
4	淀川わいわいガヤガヤまつり	6 月	主催：わいわいガヤガヤまつり 実行委員会	挨拶
5	都市緑化祭	10 月（植木市）	主催：淀川河川公園事務所 共催：淀川河川事務所	挨拶
6	淀川河川公園リレーマラソン	11 月	持ち込みイベント	挨拶・表彰
7	サンスポ野球大会抽選会 サンスポ野球大会決勝戦	2 月、6 月	主催：サンケイスポーツ 主催：淀川河川公園事務所	挨拶・表彰
8	秋季野球大会抽選会 秋季野球大会決勝戦	9 月、11 月	主催：淀川河川公園事務所 後援：サンケイスポーツ	挨拶・表彰
9	淀川国際ハーフマラソン	3 月	主催：サンケイスポーツ 主催：淀川河川公園事務所	表彰
10	大阪・淀川市民マラソン	11 月	主催：大阪・淀川市民マラソン 実行委員会	スターター
11	淀川寛平マラソン	3 月	主催：サンケイスポーツ、 吉本興業、 淀川河川公園事務所	挨拶

【平成 25 年度】

会合名		開催時期	主催者	備考
1	定例会	毎月 1 回開催	淀川河川事務所、 淀川河川公園事務所、 都市再生機構	出席必須
2	春の緑化祭	5 月（植木市）	主催：淀川河川公園事務所 共催：淀川河川事務所	挨拶
3	施設撤去訓練	6 月初旬（6 月 15 日出水期前）	国、国からの維持作業受託者	
4	淀川わいわいガヤガヤまつり	6 月	主催：わいわいガヤガヤまつり 実行委員会	挨拶
5	都市緑化祭	10 月（植木市）	主催：淀川河川公園事務所 共催：淀川河川事務所	挨拶
6	淀川河川公園リレーマラソン	11 月	持ち込みイベント	挨拶・表彰
7	サンスポ野球大会抽選会 サンスポ野球大会決勝戦	2 月、6 月	主催：サンケイスポーツ 主催：淀川河川公園事務所	挨拶・表彰
8	秋季野球大会抽選会 秋季野球大会決勝戦	9 月、11 月	主催：淀川河川公園事務所 後援：サンケイスポーツ	挨拶・表彰
9	淀川国際ハーフマラソン	3 月	主催：サンケイスポーツ 主催：淀川河川公園事務所	表彰
10	大阪・淀川市民マラソン	11 月	主催：大阪・淀川市民マラソン 実行委員会	スターター
11	淀川寛平マラソン	3 月	主催：サンケイスポーツ、 吉本興業、 淀川河川公園事務所	挨拶

【平成 26 年度】

会合名		開催時期	主催者	備考
1	定例会	毎月 1 回開催	淀川河川事務所、 淀川河川公園事務所、 都市再生機構	出席必須
2	春の緑化祭	5 月（植木市）	主催：淀川河川公園事務所 共催：淀川河川事務所	挨拶
3	施設撤去訓練	6 月初旬（6 月 15 日出水期前）	国、国からの維持作業受託者	
4	淀川わいわいガヤガヤまつり	6 月	主催：わいわいガヤガヤまつり 実行委員会	挨拶
5	都市緑化祭	10 月（植木市）	主催：淀川河川公園事務所 共催：淀川河川事務所	挨拶
6	淀川河川公園リレーマラソン	11 月	持ち込みイベント	挨拶・表彰
7	サンスポ野球大会抽選会 サンスポ野球大会決勝戦	2 月、6 月	主催：サンケイスポーツ 主催：淀川河川公園事務所	挨拶・表彰
8	秋季野球大会抽選会 秋季野球大会決勝戦	9 月、11 月	主催：淀川河川公園事務所 後援：サンケイスポーツ	挨拶・表彰
9	淀川国際ハーフマラソン	3 月	主催：サンケイスポーツ 主催：淀川河川公園事務所	表彰
10	大阪・淀川市民マラソン	11 月	主催：大阪・淀川市民マラソン 実行委員会	スターター
11	淀川寛平マラソン	3 月	主催：サンケイスポーツ、 吉本興業、 淀川河川公園事務所	挨拶

### 苦情、要望等対応処理

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
期間	件数	件数	件数
4 月	0 件	2 件	0 件
5 月	2 件	11 件	16 件
6 月	6 件	2 件	6 件
7 月	1 件	3 件	3 件
8 月	2 件	1 件	9 件
9 月	2 件	0 件	7 件
10 月	0 件	0 件	3 件
11 月	2 件	0 件	2 件
12 月	1 件	2 件	2 件
1 月	1 件	0 件	6 件
2 月	0 件	0 件	3 件
3 月	1 件	0 件	3 件
合計	18 件	21 件	60

※現地、電話、メール等での公園利用者からの苦情、要望等を処理した件数

【平成 24 年度】

平成 24 年 4 月 ご意見集計一覧

項目	評価		プラス評価		マイナス評価		要望・苦情等		その他		計	
	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計
施設利用等						0						0
施設管理システム						0						0
駐車場						0						0
違法駐車						0						0
野犬、野良猫等						0						0
草刈、清掃						0						0
ゴミ						0						0
騒音						0						0
トイレ						0						0
利用マナー						0						0
車バイク						0						0
利用方法違反						0						0
ゴルフ練習						0						0
喫煙						0						0
飼い犬						0						0
花火						0						0
バーベキュー						0						0
職員接遇・対応						0						0
その他						0						0
計						0	0				0	0

特記事項

--



平成 24 年 5 月 ご意見集計一覧

項目	評価		プラス評価		マイナス評価		要望・苦情等		その他		計	
	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計
施設利用等						0						0
施設管理システム						0						0
駐車場						0						0
違法駐車						0						0
野犬、野良猫等						0						0
草刈、清掃						0						0
ゴミ						0						0
騒音					1	1					1	1
トイレ						0						0
利用マナー						0						0
車バイク						0						0
利用方法違反						0						0
ゴルフ練習						0						0
喫煙						0						0
飼い犬						0						0
花火						0						0
バーベキュー						0						0
職員接遇・対応						0						0
その他					1	1					1	1
計					2	2					2	2

特記事項

平成 24 年 6 月 ご意見集計一覧

項目	評価		プラス評価		マイナス評価		要望・苦情等		その他		計	
	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計
施設利用等						0						0
施設管理システム						0						0
駐車場						0						0
違法駐車						0						0
野犬、野良猫等					5	5				5		5
草刈、清掃						0						0
ゴミ						0						0
騒音						1						1
トイレ						0						0
利用マナー						0						0
車バイク						0						0
利用方法違反						0						0
ゴルフ練習						0						0
喫煙						0						0
飼い犬						0						0
花火						0						0
バーベキュー						0						0
職員接遇・対応					1	1				1		1
その他						1						1
計					6	8				6		8

特記事項

平成 24 年 7 月 ご意見集計一覧

項目	評価		プラス評価		マイナス評価		要望・苦情等		その他		計	
	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計
施設利用等						0						0
施設管理システム						0						0
駐車場						0						0
違法駐車						0						0
野犬、野良猫等						5						5
草刈、清掃						0						0
ゴミ					1	1				1		1
騒音						1						1
トイレ						0						0
利用マナー						0						0
車バイク						0						0
利用方法違反						0						0
ゴルフ練習						0						0
喫煙						0						0
飼い犬						0						0
花火						0						0
バーベキュー						0						0
職員接遇・対応						1						1
その他						1						1
計					1	9				1		9

特記事項

平成 24 年 8 月 ご意見集計一覧

項目	評価		プラス評価		マイナス評価		要望・苦情等		その他		計	
	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計
施設利用等						0						0
施設管理システム						0						0
駐車場						0						0
違法駐車						0						0
野犬、野良猫等						5						5
草刈、清掃						0						0
ゴミ					1	2				1	2	
騒音						1						1
トイレ						0						0
利用マナー						0						0
車バイク						0						0
利用方法違反						0						0
ゴルフ練習						0						0
喫煙						0						0
飼い犬						0						0
花火						0						0
バーベキュー						0						0
職員接遇・対応					1	2				1	2	
その他						1						1
計					2	11				2	11	

特記事項

平成 24 年 9 月 ご意見集計一覧

項目	評価		プラス評価		マイナス評価		要望・苦情等		その他		計	
	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計
施設利用等						0						0
施設管理システム						0						0
駐車場						0						0
違法駐車						0						0
野犬、野良猫等						5						5
草刈、清掃						0						0
ゴミ						2						2
騒音						1						1
トイレ						0						0
利用マナー						0						0
車バイク						0						0
利用方法違反						0						0
ゴルフ練習						0						0
喫煙						0						0
飼い犬						0						0
花火						0						0
バーベキュー						0						0
職員接遇・対応					1	3				1	3	
その他					1	2				1	2	
計					2	13				2	13	

特記事項

平成 24 年 10 月 ご意見集計一覧

項目	評価		プラス評価		マイナス評価		要望・苦情等		その他		計	
	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計
施設利用等						0						0
施設管理システム						0						0
駐車場						0						0
違法駐車						0						0
野犬、野良猫等						5						5
草刈、清掃						0						0
ゴミ						2						2
騒音						1						1
トイレ						0						0
利用マナー						0						0
車バイク						0						0
利用方法違反						0						0
ゴルフ練習						0						0
喫煙						0						0
飼い犬						0						0
花火						0						0
バーベキュー						0						0
職員接遇・対応						3						3
その他						2						2
計					0	13					0	13

特記事項

平成 24 年 11 月 ご意見集計一覧

項目	評価		プラス評価		マイナス評価		要望・苦情等		その他		計	
	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計
施設利用等						0						0
施設管理システム						0						0
駐車場						0						0
違法駐車						0						0
野犬、野良猫等					1	6					1	6
草刈、清掃						0						0
ゴミ						2						2
騒音						1						1
トイレ						0						0
利用マナー						0						0
車バイク						0						0
利用方法違反						0						0
ゴルフ練習						0						0
喫煙						0						0
飼い犬						0						0
花火						0						0
バーベキュー						0						0
職員接遇・対応						3						3
その他					1	3					1	3
計					2	15					2	15

特記事項

平成 24 年 12 月 ご意見集計一覧

項目	評価		プラス評価		マイナス評価		要望・苦情等		その他		計	
	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計
施設利用等						0						0
施設管理システム						0						0
駐車場						0						0
違法駐車						0						0
野犬、野良猫等						6						6
草刈、清掃						0						0
ゴミ						2						2
騒音						1						1
トイレ						0						0
利用マナー						0						0
車バイク						0						0
利用方法違反						0						0
ゴルフ練習						0						0
喫煙						0						0
飼い犬						0						0
花火						0						0
バーベキュー						0						0
職員接遇・対応					1	4				1	4	
その他						3						3
計					1	16				1	16	

特記事項



平成 25 年 1 月 ご意見集計一覧

項目	評価		プラス評価		マイナス評価		要望・苦情等		その他		計	
	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計
施設利用等						0						0
施設管理システム						0						0
駐車場						0						0
違法駐車						0						0
野犬、野良猫等						6						6
草刈、清掃						0						0
ゴミ					1	3				1		3
騒音						1						1
トイレ						0						0
利用マナー						0						0
車バイク						0						0
利用方法違反						0						0
ゴルフ練習						0						0
喫煙						0						0
飼い犬						0						0
花火						0						0
バーベキュー						0						0
職員接遇・対応						4						4
その他						3						3
計					1	17				1		17

特記事項

平成 25 年 2 月 ご意見集計一覧

項目	評価		プラス評価		マイナス評価		要望・苦情等		その他		計	
	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計
施設利用等						0						0
施設管理システム						0						0
駐車場						0						0
違法駐車						0						0
野犬、野良猫等						6						6
草刈、清掃						0						0
ゴミ						3						3
騒音						1						1
トイレ						0						0
利用マナー						0						0
車バイク						0						0
利用方法違反						0						0
ゴルフ練習						0						0
喫煙						0						0
飼い犬						0						0
花火						0						0
バーベキュー						0						0
職員接遇・対応						4						4
その他						3						3
計						0	17				0	17

特記事項

平成 25 年 3 月 ご意見集計一覧

項目	評価		プラス評価		マイナス評価		要望・苦情等		その他		計	
	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計
施設利用等					1	1					1	1
施設管理システム						0						0
駐車場						0						0
違法駐車						0						0
野犬、野良猫等						6						6
草刈、清掃						0						0
ゴミ						3						3
騒音						1						1
トイレ						0						0
利用マナー						0						0
車バイク						0						0
利用方法違反						0						0
ゴルフ練習						0						0
喫煙						0						0
飼い犬						0						0
花火						0						0
バーベキュー						0						0
職員接遇・対応						4						4
その他						3						3
計					1	18					1	18

特記事項

【平成 25 年度】

平成 25 年 4 月 ご意見集計一覧

項目	評価		プラス評価		マイナス評価		要望・苦情等		その他		計	
	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計
施設利用等					1	1					1	1
施設管理システム						0						0
駐車場						0						0
違法駐車						0						0
野犬、野良猫等						0						0
草刈、清掃						0						0
ゴミ						0						0
騒音						0						0
トイレ						0						0
利用マナー						0						0
車バイク						0						0
利用方法違反						0						0
ゴルフ練習						0						0
喫煙						0						0
飼い犬						0						0
花火						0						0
バーベキュー					1	1					1	1
職員接遇・対応						0						0
その他						0						0
計					2	2					2	2

特記事項

--

平成 25 年 5 月 ご意見集計一覧

項目	評価		プラス評価		マイナス評価		要望・苦情等		その他		計	
	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計
施設利用等					1	2					1	2
施設管理システム						0						0
駐車場					1	1					1	1
違法駐車						0						0
野犬、野良猫等						0						0
草刈、清掃					1	1					1	1
ゴミ					1	1					1	1
騒音					2	2					2	2
トイレ						0						0
利用マナー						0						0
車バイク					1	1					1	1
利用方法違反						0						0
ゴルフ練習						0						0
喫煙						0						0
飼い犬					1	1					1	1
花火						0						0
バーベキュー						1						1
職員接遇・対応					2	2					2	2
その他					1	1					1	1
計					11	13					11	13

特記事項

平成 25 年 6 月 ご意見集計一覧

項目	評価		プラス評価		マイナス評価		要望・苦情等		その他		計	
	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計
施設利用等					1	3					1	3
施設管理システム						0						0
駐車場						1						1
違法駐車						0						0
野犬、野良猫等						0						0
草刈、清掃						1						1
ゴミ						1						1
騒音						2						2
トイレ						0						0
利用マナー						0						0
車バイク						1						1
利用方法違反					1	1					1	1
ゴルフ練習						0						0
喫煙						0						0
飼い犬						1						1
花火						0						0
バーベキュー						1						1
職員接遇・対応						2						2
その他						1						1
計					2	15					2	15

特記事項

平成 25 年 7 月 ご意見集計一覧

項目	評価		プラス評価		マイナス評価		要望・苦情等		その他		計	
	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計
施設利用等						3						3
施設管理システム						0						0
駐車場						1						1
違法駐車					1	1				1		1
野犬、野良猫等						0						0
草刈、清掃						1						1
ゴミ						1						1
騒音						2						2
トイレ						0						0
利用マナー						0						0
車バイク						1						1
利用方法違反						1						1
ゴルフ練習					2	2				2		2
喫煙						0						0
飼い犬						1						1
花火						0						0
バーベキュー						1						1
職員接遇・対応						2						2
その他						1						1
計					3	18				3		18

特記事項

平成 25 年 8 月 ご意見集計一覧

項目	評価		プラス評価		マイナス評価		要望・苦情等		その他		計	
	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計
施設利用等						3						3
施設管理システム						0						0
駐車場						1						1
違法駐車						1						1
野犬、野良猫等						0						0
草刈、清掃						1						1
ゴミ						1						1
騒音						2						2
トイレ						0						0
利用マナー						0						0
車バイク						1						1
利用方法違反						1						1
ゴルフ練習						2						2
喫煙						0						0
飼い犬					1	2				1		2
花火						0						0
バーベキュー						1						1
職員接遇・対応						2						2
その他						1						1
計					1	19				1		19

特記事項



平成 25 年 9 月 ご意見集計一覧

項目	評価		プラス評価		マイナス評価		要望・苦情等		その他		計	
	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計
施設利用等						3						3
施設管理システム						0						0
駐車場						1						1
違法駐車						1						1
野犬、野良猫等						0						0
草刈、清掃						1						1
ゴミ						1						1
騒音						2						2
トイレ						0						0
利用マナー						0						0
車バイク						1						1
利用方法違反						1						1
ゴルフ練習						2						2
喫煙						0						0
飼い犬						2						2
花火						0						0
バーベキュー						1						1
職員接遇・対応						2						2
その他						1						1
計					0	19					0	19

特記事項

平成 25 年 10 月 ご意見集計一覧

項目	評価		プラス評価		マイナス評価		要望・苦情等		その他		計	
	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計
施設利用等						3						3
施設管理システム						0						0
駐車場						1						1
違法駐車						1						1
野犬、野良猫等						0						0
草刈、清掃						1						1
ゴミ						1						1
騒音						2						2
トイレ						0						0
利用マナー						0						0
車バイク						1						1
利用方法違反						1						1
ゴルフ練習						2						2
喫煙						0						0
飼い犬						2						2
花火						0						0
バーベキュー						1						1
職員接遇・対応						2						2
その他						1						1
計					0	19					0	19

特記事項

平成 25 年 11 月 ご意見集計一覧

項目	評価		プラス評価		マイナス評価		要望・苦情等		その他		計	
	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計
施設利用等						3						3
施設管理システム						0						0
駐車場						1						1
違法駐車						1						1
野犬、野良猫等						0						0
草刈、清掃						1						1
ゴミ						1						1
騒音						2						2
トイレ						0						0
利用マナー						0						0
車バイク						1						1
利用方法違反						1						1
ゴルフ練習						2						2
喫煙						0						0
飼い犬						2						2
花火						0						0
バーベキュー						1						1
職員接遇・対応						2						2
その他						1						1
計					0	19					0	19

特記事項

平成 25 年 12 月 ご意見集計一覧

項目	評価		プラス評価		マイナス評価		要望・苦情等		その他		計	
	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計
施設利用等						3						3
施設管理システム						0						0
駐車場						1						1
違法駐車						1						1
野犬、野良猫等						0						0
草刈、清掃						1						1
ゴミ						1						1
騒音					1	3				1		3
トイレ						0						0
利用マナー						0						0
車バイク						1						1
利用方法違反						1						1
ゴルフ練習						2						2
喫煙						0						0
飼い犬						2						2
花火						0						0
バーベキュー						1						1
職員接遇・対応						2						2
その他					1	2				1		2
計					2	21				2		21

特記事項

平成 26 年 1 月 ご意見集計一覧

項目	評価		プラス評価		マイナス評価		要望・苦情等		その他		計	
	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計
施設利用等						3						3
施設管理システム						0						0
駐車場						1						1
違法駐車						1						1
野犬、野良猫等						0						0
草刈、清掃						1						1
ゴミ						1						1
騒音						3						3
トイレ						0						0
利用マナー						0						0
車バイク						1						1
利用方法違反						1						1
ゴルフ練習						2						2
喫煙						0						0
飼い犬						2						2
花火						0						0
バーベキュー						1						1
職員接遇・対応						2						2
その他						2						2
計					0	21					0	21

特記事項

平成 26 年 2 月 ご意見集計一覧

項目	評価		プラス評価		マイナス評価		要望・苦情等		その他		計	
	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計
施設利用等						3						3
施設管理システム						0						0
駐車場						1						1
違法駐車						1						1
野犬、野良猫等						0						0
草刈、清掃						1						1
ゴミ						1						1
騒音						3						3
トイレ						0						0
利用マナー						0						0
車バイク						1						1
利用方法違反						1						1
ゴルフ練習						2						2
喫煙						0						0
飼い犬						2						2
花火						0						0
バーベキュー						1						1
職員接遇・対応						2						2
その他						2						2
計					0	21					0	21

特記事項

平成 26 年 3 月 ご意見集計一覧

項目	評価		プラス評価		マイナス評価		要望・苦情等		その他		計	
	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計
施設利用等						3						3
施設管理システム						0						0
駐車場						1						1
違法駐車						1						1
野犬、野良猫等						0						0
草刈、清掃						1						1
ゴミ						1						1
騒音						3						3
トイレ						0						0
利用マナー						0						0
車バイク						1						1
利用方法違反						1						1
ゴルフ練習						2						2
喫煙						0						0
飼い犬						2						2
花火						0						0
バーベキュー						1						1
職員接遇・対応						2						2
その他						2						2
計					0	21					0	21

特記事項

【平成 26 年度】

平成 26 年 4 月 ご意見集計一覧

項目	評価		プラス評価		マイナス評価		要望・苦情等		その他		計	
	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計
施設利用等						0						0
施設管理システム						0						0
駐車場						0						0
違法駐車						0						0
野犬、野良猫等						0						0
草刈、清掃						0						0
ゴミ						0						0
騒音						0						0
トイレ						0						0
利用マナー						0						0
車バイク						0						0
利用方法違反						0						0
ゴルフ練習						0						0
喫煙						0						0
飼い犬						0						0
花火						0						0
バーベキュー						0						0
職員接遇・対応						0						0
その他						0						0
計						0	0				0	0

特記事項



平成 26 年 5 月 ご意見集計一覧

項目	評価		プラス評価		マイナス評価		要望・苦情等		その他		計	
	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計
施設利用等					2	2					2	2
施設管理システム						0						0
駐車場						0						0
違法駐車						0						0
野犬、野良猫等						0						0
草刈、清掃						0						0
ゴミ					2	2					2	2
騒音					9	9					9	9
トイレ						0						0
利用マナー						0						0
車バイク						0						0
利用方法違反					1	1					1	1
ゴルフ練習						0						0
喫煙						0						0
飼い犬						0						0
花火						0						0
バーベキュー					2	2					2	2
職員接遇・対応						0						0
その他						0						0
計					16	16					16	16

特記事項

平成 26 年 6 月 ご意見集計一覧

項目	評価		プラス評価		マイナス評価		要望・苦情等		その他		計	
	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計
施設利用等					5	7					5	7
施設管理システム						0						0
駐車場						0						0
違法駐車						0						0
野犬、野良猫等						0						0
草刈、清掃						0						0
ゴミ						2						2
騒音						9						9
トイレ						0						0
利用マナー						0						0
車バイク						0						0
利用方法違反						1						1
ゴルフ練習						0						0
喫煙						0						0
飼い犬						0						0
花火						0						0
バーベキュー						2						2
職員接遇・対応					1	1					1	1
その他						0						0
計					6	22					6	22

特記事項

平成 26 年 7 月 ご意見集計一覧

項目	評価		プラス評価		マイナス評価		要望・苦情等		その他		計	
	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計
施設利用等						7						7
施設管理システム						0						0
駐車場						0						0
違法駐車						0						0
野犬、野良猫等					1	1				1		1
草刈、清掃						0						0
ゴミ						2						2
騒音					1	10				1		10
トイレ						0						0
利用マナー						0						0
車バイク						0						0
利用方法違反						1						1
ゴルフ練習						0						0
喫煙						0						0
飼い犬						0						0
花火						0						0
バーベキュー						2						2
職員接遇・対応					1	2				1		2
その他						0						0
計					3	25				3		25

特記事項

平成 26 年 8 月 ご意見集計一覧

項目	評価		プラス評価		マイナス評価		要望・苦情等		その他		計	
	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計
施設利用等					2	9					2	9
施設管理システム						0						0
駐車場						0						0
違法駐車						0						0
野犬、野良猫等					2	3					2	3
草刈、清掃						0						0
ゴミ						2						2
騒音					3	13					3	13
トイレ						0						0
利用マナー						0						0
車バイク						0						0
利用方法違反					2	3					2	3
ゴルフ練習						0						0
喫煙						0						0
飼い犬						0						0
花火						0						0
バーベキュー						2						2
職員接遇・対応						2						2
その他						0						0
計					9	34					9	34

特記事項

平成 26 年 9 月 ご意見集計一覧

項目	評価		プラス評価		マイナス評価		要望・苦情等		その他		計	
	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計
施設利用等					1	10					1	10
施設管理システム					1	1					1	1
駐車場						0						0
違法駐車						0						0
野犬、野良猫等					2	5					2	5
草刈、清掃						0						0
ゴミ					1	3					1	3
騒音						13						13
トイレ						0						0
利用マナー						0						0
車バイク						0						0
利用方法違反						3						3
ゴルフ練習						0						0
喫煙						0						0
飼い犬					1	1					1	1
花火						0						0
バーベキュー						2						2
職員接遇・対応						2						2
その他					1	1					1	1
計					7	41					7	41

特記事項

平成 26 年 10 月 ご意見集計一覧

項目	評価		プラス評価		マイナス評価		要望・苦情等		その他		計	
	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計
施設利用等						10						10
施設管理システム						1						1
駐車場					1	1					1	1
違法駐車						0						0
野犬、野良猫等						5						5
草刈、清掃						0						0
ゴミ						3						3
騒音						13						13
トイレ						0						0
利用マナー						0						0
車バイク						0						0
利用方法違反					1	4					1	4
ゴルフ練習						0						0
喫煙						0						0
飼い犬						1						1
花火						0						0
バーベキュー						2						2
職員接遇・対応					1	3					1	3
その他						1						1
計					3	44					3	44

特記事項

平成 26 年 11 月 ご意見集計一覧

項目	評価		プラス評価		マイナス評価		要望・苦情等		その他		計	
	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計
施設利用等					2	12					2	12
施設管理システム						1						1
駐車場						1						1
違法駐車						0						0
野犬、野良猫等						5						5
草刈、清掃						0						0
ゴミ						3						3
騒音						13						13
トイレ						0						0
利用マナー						0						0
車バイク						0						0
利用方法違反						4						4
ゴルフ練習						0						0
喫煙						0						0
飼い犬						1						1
花火						0						0
バーベキュー						2						2
職員接遇・対応						3						3
その他						1						1
計					2	46					2	46

特記事項

平成 26 年 12 月 ご意見集計一覧

項目	評価		プラス評価		マイナス評価		要望・苦情等		その他		計	
	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計
施設利用等						12						12
施設管理システム						1						1
駐車場						1						1
違法駐車						0						0
野犬、野良猫等					1	6				1		6
草刈、清掃						0						0
ゴミ						3						3
騒音						13						13
トイレ						0						0
利用マナー						0						0
車バイク						0						0
利用方法違反						4						4
ゴルフ練習						0						0
喫煙					1	1				1		1
飼い犬						1						1
花火						0						0
バーベキュー						2						2
職員接遇・対応						3						3
その他						1						1
計					2	48				2		48

特記事項



平成 27 年 1 月 ご意見集計一覧

項目	評価		プラス評価		マイナス評価		要望・苦情等		その他		計	
	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計
施設利用等					2	14					2	14
施設管理システム						1						1
駐車場						1						1
違法駐車						0						0
野犬、野良猫等					1	7					1	7
草刈、清掃						0						0
ゴミ						3						3
騒音						13						13
トイレ						0						0
利用マナー						0						0
車バイク						0						0
利用方法違反					2	6					2	6
ゴルフ練習						0						0
喫煙						1						1
飼い犬						1						1
花火						0						0
バーベキュー						2						2
職員接遇・対応						3						3
その他					1	2					1	2
計					6	54					6	54

特記事項

平成 27 年 2 月 ご意見集計一覧

項目	評価		プラス評価		マイナス評価		要望・苦情等		その他		計	
	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計
施設利用等						14						14
施設管理システム						1						1
駐車場					1	2					1	2
違法駐車						0						0
野犬、野良猫等						7						7
草刈、清掃						0						0
ゴミ						3						3
騒音					1	14					1	14
トイレ						0						0
利用マナー						0						0
車バイク					1	1					1	1
利用方法違反						6						6
ゴルフ練習						0						0
喫煙						1						1
飼い犬						1						1
花火						0						0
バーベキュー						2						2
職員接遇・対応						3						3
その他						2						2
計					3	57					3	57

特記事項

平成 27 年 3 月 ご意見集計一覧

項目	評価		プラス評価		マイナス評価		要望・苦情等		その他		計	
	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計
施設利用等						14						14
施設管理システム						1						1
駐車場						2						2
違法駐車						0						0
野犬、野良猫等						7						7
草刈、清掃						0						0
ゴミ						3						3
騒音						14						14
トイレ						0						0
利用マナー						0						0
車バイク						1						1
利用方法違反						6						6
ゴルフ練習						0						0
喫煙						1						1
飼い犬					1	2				1		2
花火						0						0
バーベキュー						2						2
職員接遇・対応						3						3
その他					2	4				2		4
計					3	60				3		60

特記事項

## 紙媒体(種類、発行部数)

月	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	チラシ	情報紙	チラシ	情報紙	チラシ	情報紙
4			「淀川わいわい ガヤガヤ祭」 22,000 部			
5	「植木市」 10,000 部 「淀川わいわい ガヤガヤ祭」 22,000 部		「植木市」 7,000 部		「植木市」 1,000 部 「淀川わいわい ガヤガヤ祭」 22,000 部	
6						
7	「淀川の自然を 楽しむ会」 500 部	「よしぶえ」 10,000 部		「よしぶえ」 10,000 部	「スロージョギ ング教室」 3,000 部	「よしぶえ」 10,000 部
8						
9	「リレーマラソン」 15,000 部		「リレーマラソン」 15,000 部		「リレーマラソン」 15,000 部 「スロージョギ ング教室」 3,000 部	
10	「植木市」 10,000 部	「よしぶえ」 10,000 部			「植木市」 13,000 部	
11	「なにわ淀川ハ ーフマラソン」 20,000 部 「淀川寛平マラ ソン」 20,000 部		「植木市」 1,000 部 「淀川寛平マラ ソン」 20,000 部		「なにわ淀川ハ ーフマラソン」 2,000 部 「淀川寛平マラ ソン」 30,000 部 「OSAKA 淀川ウ ルトラマラソン」 25,000 部	「よしぶえ」 10,000 部
12	「淀川国際ハー ーフマラソン」 40,000 部		「淀川国際ハー ーフマラソン」 40,000 部		「スロージョギ ング教室」 1,000 部	
1		「よしぶえ」 10,000 部	「なにわ淀川ハ ーフマラソン」 2,000 部	「よしぶえ」 10,000 部	「はじめてのノ ルディックウォ ーク教室」 1,000 部	「よしぶえ」 10,000 部
2	「凧あげ大会」 7,000 部 「淀川の自然を 楽しむ会」 500 部		「凧あげ大会」 10,000 部 「淀川の自然を 楽しむ会」 500 部		「凧あげ大会」 10,000 部 「淀川の自然を 楽しむ会」 500 部 「はじめてのノ ルディックウォ ーク教室」 1,000 部 「お散歩マナー 教室とドッグラ ン」 500 部	

					「ふれあいマラソン」 40,000部	
3		「よしぶえ」 10,000部	「熱気球&おもしろ自転車」 20,000部	「よしぶえ」 10,000部	「春休みサッカー教室」 5,000部	「よしぶえ」 10,000部
計	145,000部	40,000部	137,500部	30,000部	173,000部	40,000部

## 淀川河川公園巡視マニュアル

## 1. 実施・管理員配置

公園内の巡視は現場巡視、巡回巡視及び特別巡視の3種とする。

実施期間及び実施時間は、次のとおりとする。ただし、出水時や事故等緊急時に行う特別巡視等は実施時間の延長を行う。

(1) 期間	毎年4月1日から翌年3月31日まで
(2) 時間	
現場巡視	8時30分から17時30分まで ただし、夏期(6月1日から8月31日)の期間は、19時00分まで。また、地区によって施設利用に係る早朝開園を行う。
巡回巡視	8時30分から17時30分まで(巡回は9時から)
特別巡視	現場巡視の中で出水時や事故等緊急時にサービスセンターの指示により行う
(3) 担当者の配置	現場巡視担当者の配置は第1表による。

## 2. 範囲

対象区域は、淀川河川公園管理区域及び公園利用者が昇降する坂路及び階段とする。

## 3. 目的・区分

公園内の巡視は以下の3種に分類する。

現場巡視は第1表「区域・広域管理員の配置」に基づき、主要な地区に設置した管理所に勤務する管理所員が担当し、公園を快適に利用できるよう公園施設の安全点検を行い、軽微な清掃とトイレの消耗品補充など、施設が適切に利用できるようなことを目的とする。また、降雨等で運動施設がぬかるみ、運動施設利用が可能であるか否か、巡回して判断する。

巡回は、第2表「淀川河川公園管理概念図」の各担当区域を巡視する。

管理所の配置は、第3表「淀川河川公園地区名及び運動施設一覧表」に示す。

巡回巡視は、現場巡視の補完を行い情報の共有化を図るとともに、公園管理に必要な書類や工具類の受け渡しを行うことを目的とする。一日1回、すべての管理所、サービスセンター、レストセンターの巡回を行う。

特別巡視は、サービスセンターの指示により、出水時・地震時・事故等の緊急巡視や、不正行為は是正の指導を目的とした重点巡視を行う。

4. 区域巡視

(1) 概略工程

表 - 1 現場巡視の概略工程

夏期以外の通常期間		夏期間(6月1日から8月31日まで)	
8時30分	公園開園準備 開園前巡視 運動施設・工作物点検	8時30分	公園開園準備 開園前巡視 運動施設・工作物点検
9時00分	公園の開園・車止め(出入口 ゲート)の施錠	9時00分	公園の開園・車止め(出入口 ゲート)の施錠
9時00分	管理所内外・備品の点検 1回目の巡視、報告書の作成 園内等清掃	9時00分	管理所内外・備品の点検 1回目の巡視、報告書の作成 園内等清掃
12時00分	巡視ルートは順次変える。 2回目の巡視、報告書の作成 巡視ルートは順次変える。 3回目の巡視	12時00分	巡視ルートは順次変える。 2回目の巡視、報告書の作成 巡視ルートは順次変える。 3回目の巡視
16時30分	4回目の巡視	18時30分	5回目の巡視
16時30分	公園の閉園準備・閉園案内 残車がある場合は呼び出しや 持ち主を捜す 報告書のとりまとめ 引き継ぎ書の作成 管理所内外・備品の点検	18時30分	公園の閉園準備・閉園案内 残車がある場合は呼び出しや 持ち主を捜す。 報告書のとりまとめ 引き継ぎ書の作成 管理所内外・備品の点検
17時00分	トイレ・運動施設・施錠点検 公園の閉園・車止め(出入口 ゲート)の施錠	19時00分	トイレ・運動施設・施錠点検 公園の閉園・車止め(出入口 ゲート)の施錠
17時00分	残車の車種とナンバーをサー ビスセンターへ連絡	19時00分	残車の車種とナンバーをサー ビスセンターへ連絡
17時30分	管理所施錠	19時30分	管理所施錠

勤務時間中は携帯電話を携帯すること。



(2) 公園の開閉準備

開閉園時間および車止め（出入口ゲート）の開閉

ア 平常期間は9時00分から17時00分までとする。

イ 夏期間は9時00分から19時00分までとする。

車止め（出入口ゲート）の開閉は時間どおりに行う。

ア 車止め（出入口ゲート）の開閉は、周辺に人がいないか安全を確認する。

イ 車止め（出入口ゲート）の変形、破損等がないか点検を行う。

枚方（下流）、太間、大塚地区については早朝利用のため7時00分から開園する。

(3) 駐車場の利用者指導及び管理

施錠30分前から放送で閉園案内を行う。

施錠時間に残車がある場合は、平常期間は17時30分まで夏期間は19時30分まで延長して呼び出しや持ち主を捜す。

指定された場所以外の駐車車両については緊急車両の通行の妨げとなり、また重大な事故が起こる恐れがあるので車両移動を指導する。

利用者に対し来園時には公共機関の利用と、出来るだけ乗りあわせをお願いする。

残車がある場合は、車種（乗用車・ワゴン等）とナンバーをサービスセンターに報告する。

放置自動車は、毎日第5表「区域巡視日報」に記入し、写真を撮り報告する。

(4) 平常時の区域巡視

公園施設の点検（安全確認）

公園施設の点検は工作物管理点検実施要領によるほか、徒渉池等へビン・缶等危険な投棄物がないか確認を行う。

公園利用者数の計測

ア 平常期間は一日4回、夏期間（6月1日から8月31日まで）は一日5回巡視時に行う。

イ 利用者数の確認は、運動施設・バーベキュー等で引き続き利用している場合は重複しないようにカウントする。

ウ 利用者数は毎日、第5表「区域巡視日報」に記入し、報告する。

エ 利用者数計測は別紙13「公園利用者数等」による。

草丈の確認

毎日一回、別添30「草丈調査報告書（草地管理区域図）」の草丈測定定点の草丈を測定し第5表「区域巡視日報」に記録する。サービスセンターは、その草丈を別添30「草丈調査報告書（草地管理区域図）」の報告書に記録し取りまとめて近畿地方整備局へ報告する。

特に目につくゴミの収集、集積

一日4回の巡視時に散乱しているゴミの収集を行い、管理所横の指定された場所へ分別集積を行う。

#### トイレの清掃

ア 一日4回点検を行い、必要に応じ清掃を行う。

イ 必要に応じ手洗い水の補給を行う。

ウ 一日1回トイレのタンク容量の確認を行う。

#### 水飲場の清掃

一日4回点検を行い、必要に応じ清掃を行う。

#### 公園工作物の応急処置、又は軽微な補修

工作物管理点検要領に基づいて点検を行った結果緊急性を考慮し、事故を未然に防ぐために軽微なものについては応急処置、又は軽微な補修を行い、日報に記入する。

#### 危険を及ぼす動植物の発見

野犬、マムシ、害虫等利用者に危険を及ぼすと思われる動植物を発見した時はサービスセンターに緊急報告を行う。

### (5) 遺失物の保管

遺失物の保管は遺失物取り扱い要領を別途定め、各担当者が混乱しないよう遺失物の取り扱いを標準化する。

### (6) 利用者指導

#### 一時使用及び占用の確認

一時使用及び占用の許可書に基づき使用状況から許可内容と相違ないかを確認する。

#### 運動施設

ア 未然に事故の発生を防ぐため施設利用の「可・否」の判断を行い、「否」と判断した時は利用者が立ち入ったり、利用出来ないように速やかに閉鎖し、サービスセンターに連絡する。

イ 降雨等によってその利用が困難と思われる場合は、現場判断のうえ利用の「可・否」を決定し、「否」の場合は受付窓口と直接連絡し調整を図る。

ウ 施設の用具箱の開閉と備品・消耗品の確認と補充を行う。

利用者の不適切行為に対して指導を行った場合は日報と第10表「公園利用者指導報告書」に記録し、サービスセンターに報告する。

### (7) 安全措置

危険箇所を発見した時は応急的な安全措置を行い、必要に応じて利用者指導を行う。

### (8) 巡視日報の作成及び報告

巡視内容の日々報告は、第5表「区域巡視日報」により報告する。

### (9) 公園及び河川の事故又は緊急時の報告

#### 事故発生及び緊急時の対応

- ア 事故が発生した場合は、速やかにサービスセンターへ連絡し、第7表「事故時・緊急時連絡フロー」に基づき報告を行う。
- イ 事故が発生した時は、人命救助を第一に行い、警察や消防署に連絡する。報告書には「いつ」、「どこで」、「誰が」、「どのようにして」起こったのかを記録するため、名前、年齢、住所、電話番号等支障の無い範囲で教えてもらえる事項を聞いてメモしておくこと。警察官等から入手した情報もあれば添える。
- ウ 火災が発生した時は、消防署に通報するとともに、速やかにサービスセンターに連絡すること。  
これらの情報は第8表「事故報告書」に記録し、速やかにサービスセンターへ報告する。

#### 事故報告

サービスセンターは、第8表「事故報告書」に記入して近畿地方整備局へ報告する。

- ア 事故速報は、わかる範囲の事実のみを書く。
- イ 発生した場所（距離標識によるkm）の他に、地区名を必ず記入。
- ウ 公園施設での怪我の場合は施設の状況などを確認する。（瑕疵：施設の破損など欠陥について確認し、あれば記入する。）
- エ 発生場所と事故が起こった施設名を記入。
- オ 火災により公園施設が燃えた場合、燃えた施設名を（ベンチ等）記入。
- カ 平面図、写真を貼付。

事故報告書は、他の報告書と区別できるように巡回巡視員に「事故報告書」と告げて手渡す。なお、巡回管理員が通過した後の場合は、翌日に渡す。

公園施設の点検、公園工作物の応急処置、又は軽微な補修、危険を及ぼす動植物、不法占用、不法行為、その他の危険迷惑行為、安全措置などで緊急時の対応をした時は、巡視員と協力して、速やかに第9表「公園写真点検報告書」・第10表「公園利用者指導報告書」を作成してサービスセンターに報告する。

#### (10) 危険予知訓練報告書

公園管理、利用者指導、迷惑行為、特別巡視において安全対策や事前処置を講じる場合、第11表「危険予知訓練報告書」を作成してサービスセンターへ報告する。

## 5. 巡回巡視

### (1) 概略工程

表 - 2 概略工程表 (年間を通じて)

8時30分	打ち合わせ 車両点検 装備品等の確認 必要工具類の積み込み
9時00分	巡回
9時00分	順次サービスセンター管理所へ 上下流の巡回
12時00分	出来るだけ巡視を実施 現場状況、指示により特別巡視
16時00分	
16時00分	報告書のとりまとめ、報告 引き継ぎ書の作成 車両点検
17時30分	必要に応じ洗車及び点検

### (2) 平常時の巡回巡視

公園管理に必要な書類や物品・工具類の受け渡しを行うため、別途定めた経路で地区管理所、サービスセンター、淀川河川事務所を經由して巡回する。

ア 巡視日報や事故報告、草丈等書類等の受け渡しを行う。

イ 落とし物の受け渡し。

ウ 物品や消耗品の受け渡し。

エ 指示書や占用関係等の書類等の受け渡し。

オ 物品・工具類等の受け渡し。

物品とは次のものをいう。

修理のための資材・機材、石油等。

書類、郵便物で個人あて配布物は、宛名を確認すること。

現金。

#### 公園及び河川の利用者指導

悪質な不法行為や危険迷惑行為を発見した時は、速やかに区域管理員へ連絡を行う。

ア ゴルフの練習

- イ 引き綱を外した犬など他の利用者の迷惑となる動物
- ウ ラジコン飛行機、ヘリコプター
- エ 単車の乗り入れ

危険を及ぼす動植物の発見

危険を及ぼす動植物を発見した時は速やかに担当地区の現場管理員へ連絡を行う。

(3) 公園及び河川の事故又は緊急時の報告

事故及び緊急時は、速やかに担当地区の現場管理員へ連絡を行う。

## 6．特別巡視

重大事故や災害等の緊急事態が発生した場合は、サービスセンターからの指示により特別巡視に切り替える。

### (1) 出水時の特別巡視

淀川上流の降雨によって、淀川が増水する危険性がある場合は、淀川河川事務所の指示でサービスセンターより指示がある。指示が出た場合は利用者の利用制限または利用禁止の指導を適切に行う。

そして、指導が適切に行われたか確認のため、巡視を行う。

### (2) 地震時の緊急巡視

ア 震度5以上の地震が発生した場合、サービスセンターからの指示により施設の安全確認を行う。

イ 津波注意報発令の場合は、直ちに利用者退避の放送を行い、駐車車輛の移動も含めて適切な処置を行う。避難誘導にあたっては、速やかに堤内側に誘導を行う。

### (3) その他

緊急ヘリコプター離発着の要請があった場合には、緊急自動車の進入路を確保して、事故の無いように管理する。

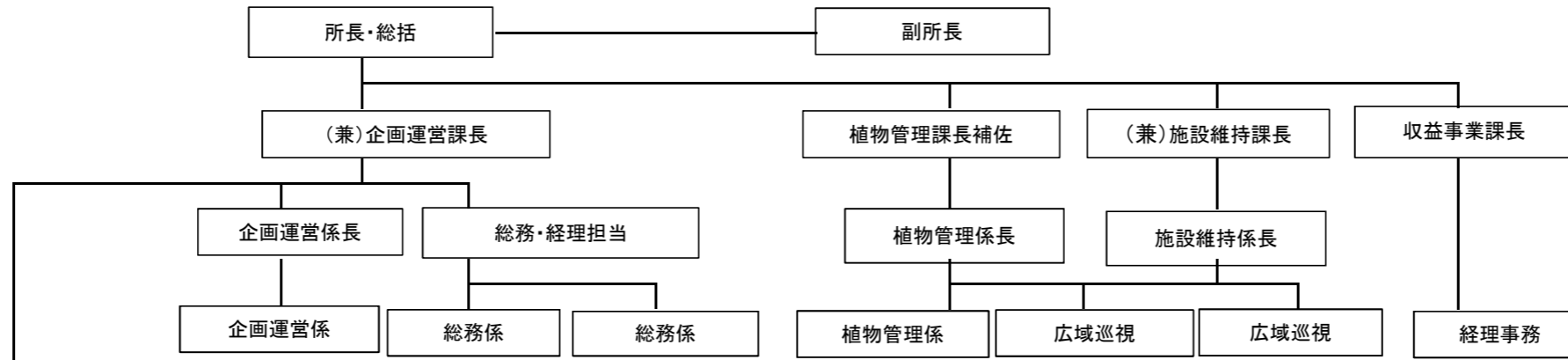
## 7. 添付資料

- 第1表 「区域・広域管理員の配置」
- 第2表 「淀川河川公園管理概念図」
- 第3表 「淀川河川公園地区名及び運動施設一覧表」
- 第4表 「引き継ぎ書」
- 第5表 「区域巡視日報」
- 第6表 「写真報告書フロー」
- 第7表 「事故時・緊急時連絡フロー」
- 第8表 「事故報告書」
- 第9表 「公園写真点検報告書」
- 第10表 「公園利用者指導報告書」
- 第11表 「危険予知訓練報告書」

第1表 区域・広域管理員の配置

平成 26年4月1日

サービスセンター (職員)	4名
サービスセンター (契約職員)	5名
サービスセンター (契約職員)	9名(マルチ)
サービスセンター (パート)	6名 事務補助:3名 シルバー:3名
サービスセンター受 付(パート)	4名
管理所 (パート)	18名(内シルバー1名)
詰め所 (仁和寺)	2名(内シルバー1名)
合計	48名(内シルバー5名)



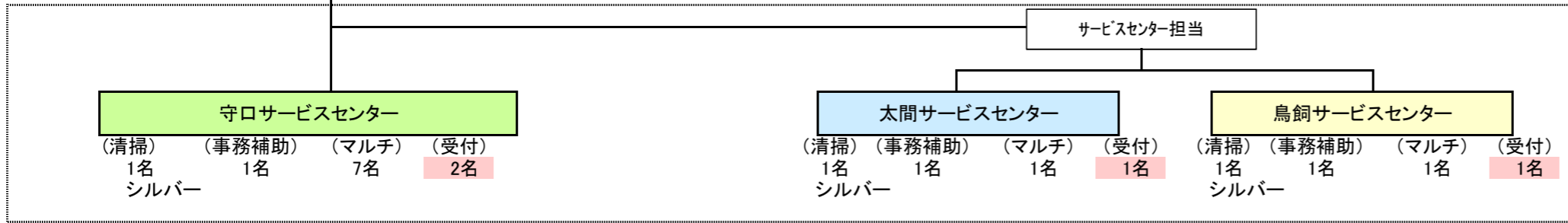
シルバー	ゲート開閉	時間
シルバー	背割堤(管理所でカウント)	1名
シルバー	和寺野草(詰所でカウ	1名
シルバー	太間SC(管理)	1名
シルバー	守口SC・庭窪RC清掃	2名
シルバー	鳥飼SC清掃	1名
合計		4名

【注】

臨時職員 はサービスセンター受付

直営班は内業とした

内は外業



管理員等 20名(内シルバー2名)

2 (管理所)	1 (管理所)	1 (管理所)	1 (管理所)	1 (管理所)	2 (管理所)	1 (管理所)	1 (管理所)	2 (管理所)	1 (管理所)	1 (管理所)	1 (管理所)	1 (管理所)	1 (管理所)	1 (管理所)	1 (管理所)	1 (管理所)	1 (詰所)
1 海老江	2 赤川	3 太子橋	4 八雲	5 佐太西	6 西中島	7 豊里	8 太間	9 枚方(上) 10 枚方(下)	11 背割堤	12 一津屋 野草	13 鳥飼西	14 鳥飼上	15 三島江	16 大塚	17 島本	18 大山崎	19 仁和寺 野草
2名	1名	1名	※土・日・祝 のみ配置 警備員	1名	2名	1名	1名	2名	1名 シルバー	1名	※土・日・祝 のみ配置	1名	1名	1名	1名	1名	2名 うち1名 シルバー

担当地区	担当地区	担当地区	担当地区	担当地区	担当地区	担当地区	担当地区	担当地区	担当地区	担当地区	担当地区	担当地区	担当地区	担当地区	担当地区	担当地区	担当地区
1 海老江	2 毛馬	3 太子橋	4 八雲	5 大日	6 十三野 草	7 豊里	8 点野野 草	9 出口河 畔	11 背割堤	12 一津屋 野草	13 鳥飼西	14 鳥飼上	15 三島江	16 大塚	17 島本	18 大山崎	
1 大淀野 草	2 赤川	3 外島	※土・日・祝 のみ配置 八雲野 草 庭窪河 畔	5 佐太西 仁和寺 野草	6 西中島		8 太間	9 伊加賀 野草	※背割堤サ ビスセンター(仮 称)開設後 は同センター内 に配置	12 一津屋 河畔	※土・日・ 祝のみ開	14 鳥飼野 草	15 三島江 野草				
2 筒所	5 筒所	6 筒所	1 筒所	3 筒所	2 筒所	1 筒所	5 筒所	4 筒所	1 筒所	3 筒所	1 筒所	3 筒所	2 筒所	1 筒所	1 筒所	1 筒所	

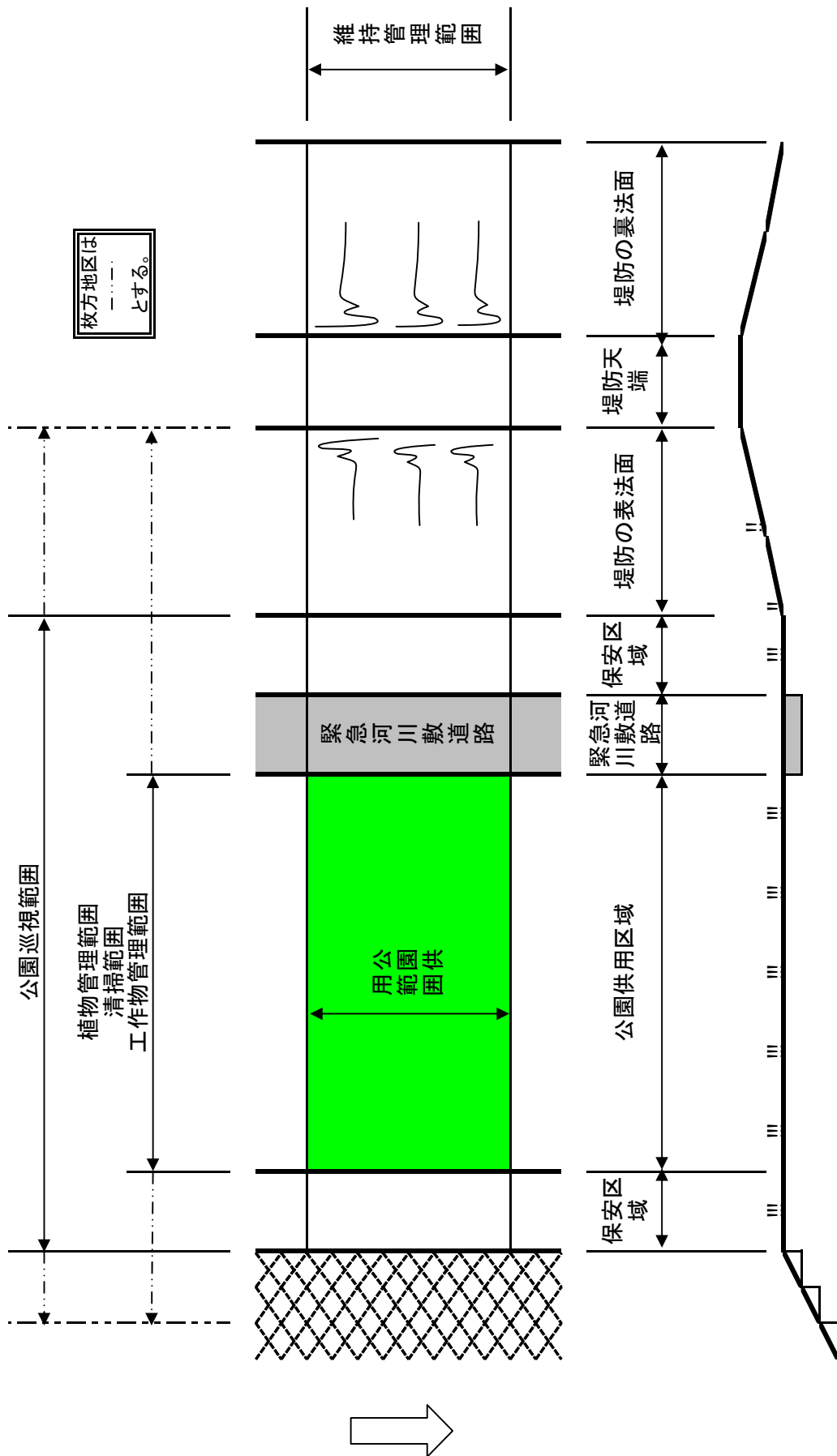
管理所は18箇所・40地区

仁和寺、詰め所は1箇所・1地区

八雲・鳥飼西・枚方上については土日祝日のみ配置



第2表 管理概念図



第3表 淀川河川公園地区名及び運動施設一欄表

地区名	都市名	巡視員管理所	（駐 車場 （臨時駐 車場を含 む）	淀川 野球場 ・サツカ ー場兼用	野 球 場	少 年 野 球 場	テ ニ ス コ ー ト	サ ツ カ ー 場	サ ツ カ ー ・ ラ グ ビ ー 場	陸 上 ト ラ ク ク ・ ラ グ ビ ー 兼 用	フ ツ ト サ ル コ ー ト	陸 上 ト ラ ク ク	パ タ ー ゴ ル フ	ゲ ー ト ボ ー ル 場	ス ト リ ー ト バ ス ケ ッ ト 場	ロ ー ラ ー ス ケ ー ト 場	グ ラ ウ ン ド ゴ ル フ ・ デ イ ス ク ゴ ル フ 兼 用
		棟	台	面	面	面	面	面	面	面	面	H	面	面	力所	面	
1 海老江	大阪市福島区	1	133		4	2	3			1							
2 淀野草	大阪市北区																
3 長柄	大阪市北区																
4 長柄河	大阪市北区	1															
5 馬	大阪市都島区				2		2			1							
6 赤川	大阪市都島区	1	120				6		1								
7 城北河	大阪市旭区																
8 太子橋	大阪市旭区	1	177		2	1											
9 外島	守口市	1					6					1					
10 守口	守口市		95														
11 八雲野草	守口市																
12 八雲	守口市		32			1	3										
13 庭窪河	守口市																
14 大日	守口市	1	177		2												
15 佐太西	守口市	1	356		2	2	3										
16 十三野草	大阪市淀川区																
17 西中島	大阪市淀川区	1	222		3												
18 豊里	大阪市淀川区	1	152				4										
19 仁和寺野草	寝屋川市	1	85										27	3			1
20 点野野草	寝屋川市																
21 太間	寝屋川市	1	544		1							1					
22 木屋元	寝屋川市				2		3		1						2		
23 出口野草	枚方市																
24 出口	枚方市																
25 出口河	枚方市																
26 伊加賀野草	枚方市																
27 三つ矢	枚方市		68				4										
28 枝方	枚方市	2	420	1													
29 背割堤	八幡市	1	156														
30 一津屋野草	摂津市	1	61														
31 一津屋河	摂津市																
32 鳥飼西	摂津市		59														
33 鳥飼野草	摂津市																
34 鳥飼下	摂津市	1	66					1			2						
35 鳥飼上	摂津市	1	309		3		7			1						1	
36 三島江	高槻市	1	316		2		4		1								
37 三島江野草	高槻市																
38 大塚	高槻市	1	458		2		2		1								
39 島本	大阪府島本町	1	61		1	1	2		1								
40 大崎	京都府大山崎町	1	268		2						1						
	40	21	4335	1	28	7	49	1	5	3	3	2	27	3	2	1	1

年 月 日                      ⇄

引 き 継 ぎ 書

記 事

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

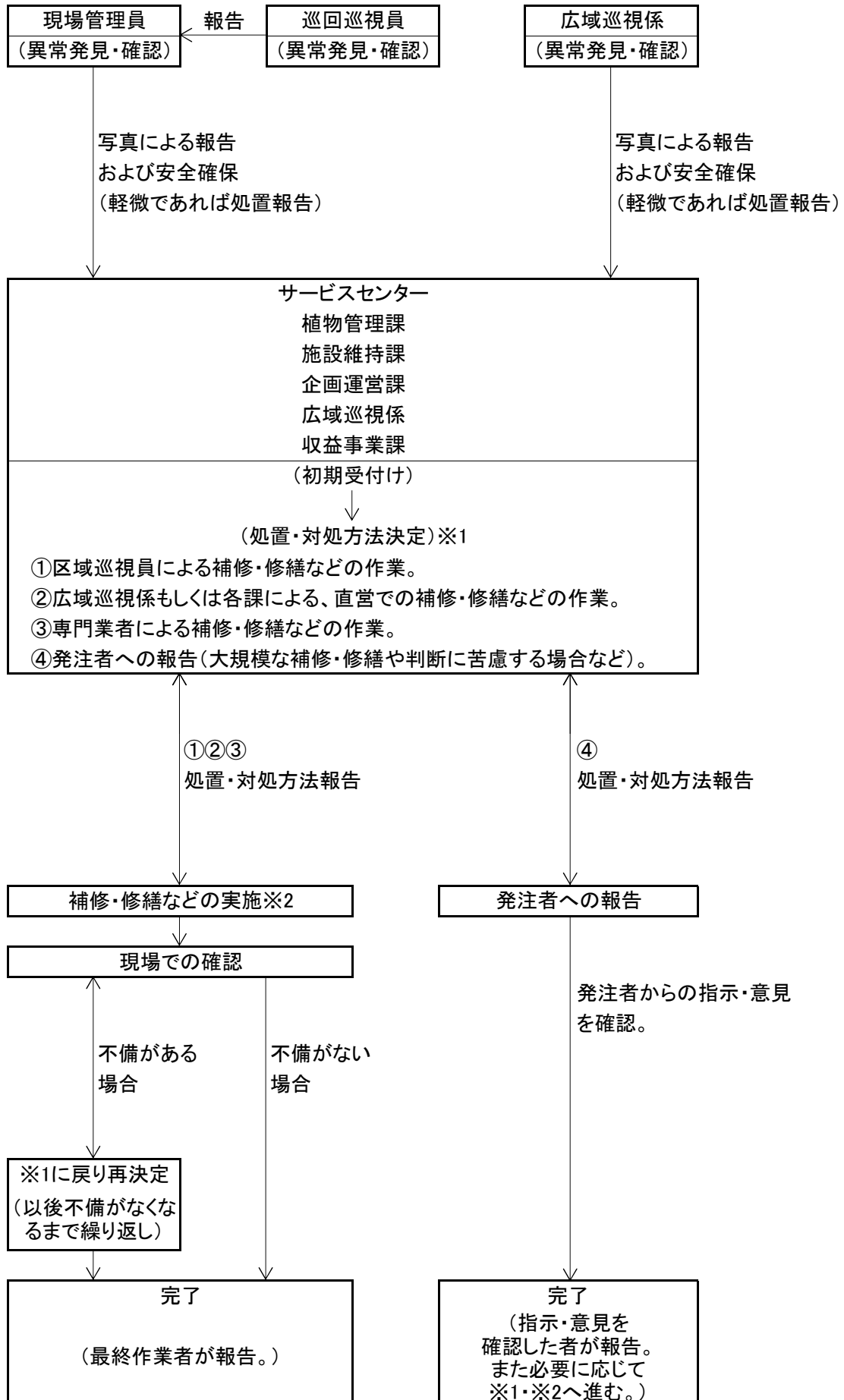
.....

第5表

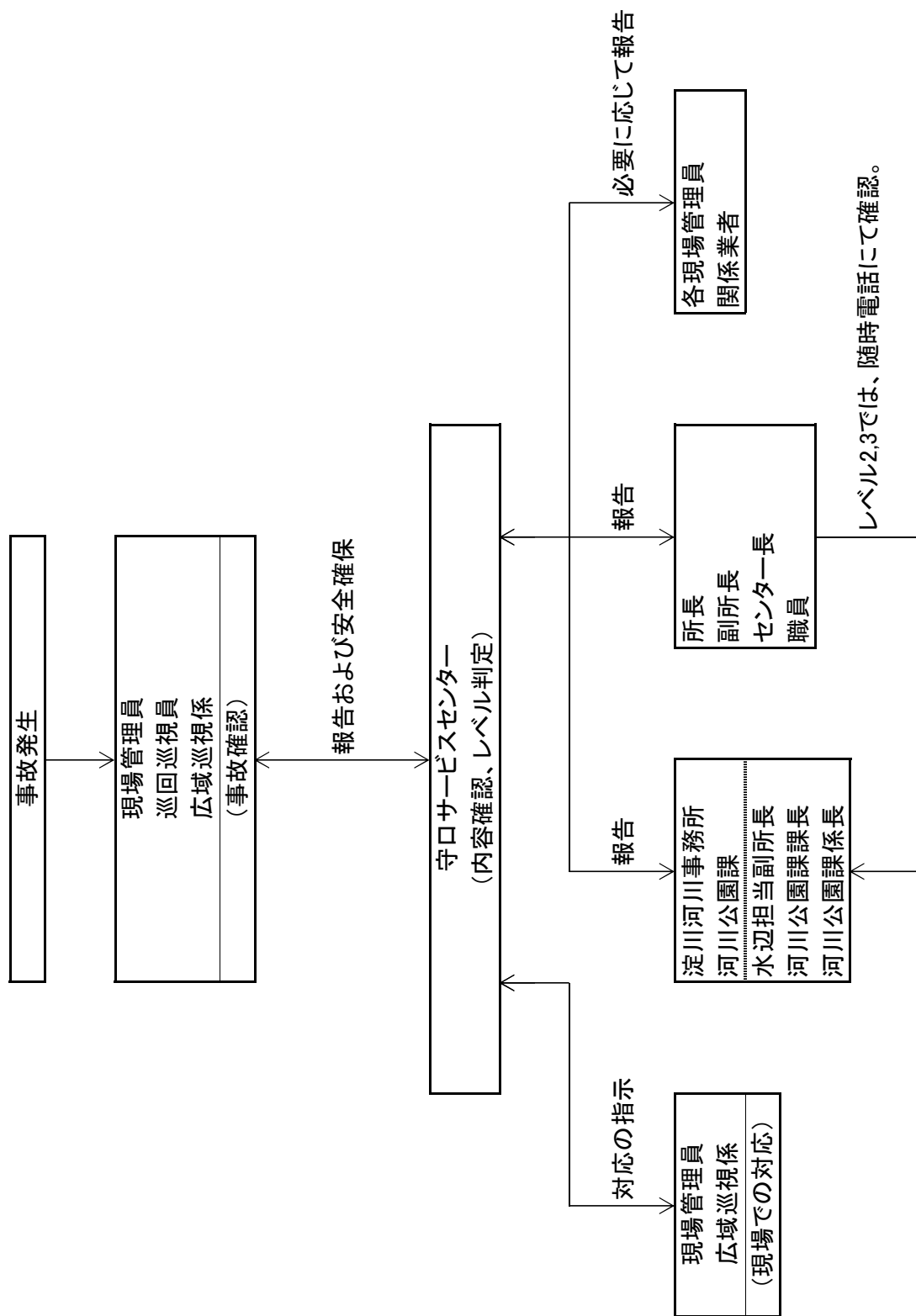
# 区域巡視日報

年 月 日 曜日	天気 晴・曇・雨	氏名						印
巡視時刻	1回目 (時 分)	2回目 (時 分)	3回目 (時 分)	4回目 (時 分)	5回目 (時 分)	6回目 (時 分)	計	
残車台数 なし・あり								
バーベキュー利用者 (件数、人数)								
火気類の使用 注意 (バーベキューの諸注意を含む)								
犬の放し飼い 注意								
野 犬								
ゴルフ練習 注意								
バイクの走行 注意								
芝生広場における無許可での独占使用								
その他迷惑行為 注意								
事故速報報告								
トイレ (汚れ、給水) ※破損等は別欄								
入 園 者 (目視)	人	人	人	人	人	人	人	
野 球 場	人	人	人	人	人	人	人	
テ ニ ス	人	人	人	人	人	人	人	
サッカー・ラグビー・フットサル	人	人	人	人	人	人	人	
陸 上 競 技	人	人	人	人	人	人	人	
ゲートボール	人	人	人	人	人	人	人	
自 動 車 (駐車台数)	台	台	台	台	台	台	台	
自 転 車 (台数)	台	台	台	台	台	台	台	
開園前点検 (駐車場、管理所周り) ( )・施設点検 (異常無・有)・金属盗難 (無・有)								
管理所・トイレ・車止め・バイク進入防止柵・噴水、揚水施設 (危険物、土砂等の状況を含む)・ベンチ、シェルター・遊具類・運動施設・ 駐車場・標識・水道・階段・坂路・土石等の投棄・不審物、その他危険物・自転車、単車、自動車の放置・金属盗難・河川管理施設等								
作業内容、業者の作業確認、ボランティア活動、利用促進、補助の内容、その他								
				満車時刻			解消時刻	

第 6 表 公園写真点検報告書フロー



第7表 事故時・緊急時連絡フロー



第8表

事故報告書

守口サービスセンター	所長	副所長	植物管理課長	施設維持課長	収益事業課長	総務専門役	経理専門役
	植物管理係長	施設維持係長	企画運営係長	係員			
レベル							
件名							
管理対象 (公園内・公園外)							
発生日時							
施設名(場所)							
状況(内容)							
負傷者 (分かる範囲内)	氏名:			性別: 男 女 不明 推定		年齢	
	住所:						
加害者 (分かる範囲内)	氏名:			性別: 男 女 不明 推定		年齢	
	住所:						
事故の起きた原因 (関係者、警察、消防の見解など)							
人身傷害 (けがの状況)							

消防通報時刻:	通報者:		
消防車到着時刻:	消防車退出時刻:	消防車台数: 台	
救急通報時刻:	通報者:		
救急車到着時刻:	救急車退出時刻:	救急車台数: 台	
警察通報時刻:	通報者:		
警察車両到着時刻:	警察車両退出時刻:	警察車両台数: 台	

管理瑕疵の有無	有	・	無
施設瑕疵の有無	有	・	無

その他(参考事項)			
管理所名	報告時刻	報告を受けた職員	
	時 分	報告者	印

第 9 表 公園写真点検報告書

レポート | 淀川河川公園

所長	副所長	植物管理 課長	施設維持 課長	収益事業 課長	経理 専門役	総務 専門役	企画運営 係長	施設維持 係長	植物管理 係長
太 間 SC	センター長	主務	鳥 飼 SC	センター長	主務	係員			

公園写真点検報告書

番号:

日時		管理員	
管理所一地区	—	場所	km+m付近
対象	-	状態分類	

--	--

処置状態	未対応	処置日		処置分類	

受付日		受付担当者名	
受付コメント			
処置経過			



公園利用者指導報告書

指導月日	平成 年 月 日 ( )		天気 :		指導時間 :						
指導者氏名	氏名:	地区名	場所								
指導項目 (禁止・迷惑行為)	<input type="checkbox"/> ① ゴルフの練習			<input type="checkbox"/> ② バイクの公園内 進入、練習							
	<input type="checkbox"/> ③ ラジコン類の使用(カー・飛行機等)			<input type="checkbox"/> ④ 犬のリードなし散歩(訓練等含む)							
	<input type="checkbox"/> ⑤ 火気の使用(BBQエリア外等)			<input type="checkbox"/> ⑥ 駐車場内(車の運転練習、洗車)							
	<input type="checkbox"/> ⑦ 立ち入り禁止区域の進入			<input type="checkbox"/> ⑧ 芝生広場等(目的外使用等)							
	<input type="checkbox"/> ⑨ 有料運動施設の無断使用			<input type="checkbox"/> ⑩ 硬式ボールの使用							
	<input type="checkbox"/> ⑪ その他 ( )										
行為内容											
相手側氏名 (分かる範囲で記入)	氏名:	男	女	人	年齢	10代	20代	30代	40代	50代	60代
	住所等					70代	80代	歳			
	備考										
相手側態度	<input type="checkbox"/> :素直	<input type="checkbox"/> :無言	<input type="checkbox"/> :横柄	<input type="checkbox"/> :凶暴	<input type="checkbox"/> :その他						
指導の会話内容(行為者との会話を記入してください)											
・当方→											
・相手→											
・当方→											
・相手→											
・当方→											
・相手→											
・当方→											
・相手→											

第 11 表

**危険予知訓練 報告書**

【平成 年度】

整理番号 : No.

記入者	所属 : 管理所	氏名 :
作業日程	平成 年 月 日( ) ~	平成 年 月 日( )
作業地区	地区	
作業名		
<b>※どんな危険がありますか？(予想される危険)</b>		
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		
⑧		
⑨		
<b>※あなたならどうしますか？(安全対策/事前処置)</b>		
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		
⑧		
⑨		

地域活動







建物・工作物に係る修繕履歴（修繕箇所、費用等）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
修繕に要した総費用 （円） （税抜）	5,217,469	12,887,018	5,566,303

修繕履歴(平成24年度)

【 守口サービスセンター 】

(消費税込み)

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額(円)
	建物維持修繕	サービスセンター等修繕	3/11	守口サービスセンター	庁舎内	給湯器取替作業	190,000
	建物設備維持修繕	電気設備維持修繕					
		空調設備維持修繕	4/6	守口サービスセンター	庁舎内	冷房切替及び点検	115,500
			10/2	守口サービスセンター	庁舎内	暖房切替及び点検	115,500
		消防設備維持修繕					
		その他維持修繕					
	工作物維持修繕	園路広場修繕					
		遊具維持修繕					
		その他維持修繕					
	設備維持修繕	電気設備維持修繕					
		水道設備維持修繕					
		電話設備維持修繕					
その他維持修繕							

小計 421,000  
 小計(消費税抜き) 400,952



修繕履歴(平成24年度)

【太間サービスセンター】

(消費税込み)

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額(円)
	建物維持修繕	サービスセンター等修繕	5/21	太間サービスセンター	庁舎内	太間SCTイレ補修作業	38,902
			6/19	太間サービスセンター	庁舎内	外壁等漏水補修	99,750
			9/21	太間サービスセンター	庁舎内	換気扇取替修理	36,750
			1/16	太間サービスセンター	庁舎内	太間SCTイレ補修作業	93,975
	建物設備維持修繕	電気設備維持修繕	5/28	太間サービスセンター	庁舎内	空調設備機器点検	5,250
			9/3	太間サービスセンター	庁舎内	エアコン部品交換	20,475
		空調設備維持修繕					
		消防設備維持修繕					
		その他維持修繕					
	工作物維持修繕	園路広場修繕					
		遊具維持修繕					
		その他維持修繕					
	設備維持修繕	電気設備維持修繕					
		水道設備維持修繕					
		電話設備維持修繕					
その他維持修繕							

小計 295,102  
 小計(消費税抜き) 281,050

修繕履歴(平成24年度)

【鳥飼サービスセンター】

(消費税込み)

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額(円)
	建物維持修繕	サービスセンター等修繕	9/21	鳥飼サービスセンター	庁内	庭園灯撤去	12,600
			10/2	鳥飼サービスセンター	庁舎内	モニター等取付下地設置作業	252,000
			1/9	鳥飼サービスセンター	庁舎内	鳥飼SCTイレ補修	73,500
			2/21	鳥飼サービスセンター	庁舎内	自動扉保守点検	32,025
			3/31	鳥飼サービスセンター	庁舎内	エントランスライト新設作業	146,370
	建物設備維持修繕	電気設備維持修繕	2/21	鳥飼サービスセンター	庁舎内	自動扉保守点検	24,675
		空調設備維持修繕	4/17	鳥飼サービスセンター	庁舎内	冷房切替及び点検	183,750
			10/17	鳥飼サービスセンター	庁舎内	暖房切替及び点検	183,750
		消防設備維持修繕					
		その他維持修繕	2/21	鳥飼サービスセンター	庁舎内	自動扉保守点検	44,100
	工作物維持修繕	園路広場修繕					
		遊具維持修繕					
		その他維持修繕					
	設備維持修繕	電気設備維持修繕					
		水道設備維持修繕					
		電話設備維持修繕					
その他維持修繕							

小計 952,770  
 小計(消費税抜き) 907,400

修繕履歴(平成24年度)

【庭窪レストセンター】

(消費税込み)

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額(円)	
	建物維持修繕	サービスセンター等修繕						
	建物設備維持修繕	電気設備維持修繕						
		空調設備維持修繕						
		消防設備維持修繕						
		その他維持修繕						
	工作物維持修繕	園路広場修繕						
		遊具維持修繕						
		その他維持修繕						
	設備維持修繕	電気設備維持修繕						
		水道設備維持修繕						
		電話設備維持修繕						
その他維持修繕								

小計 0  
小計(消費税抜き) 0



修繕履歴(平成25年度)

【 守ロサービスセンター 】

(消費税抜き)

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額(円)
	建物維持修繕	サービスセンター等修繕	5/21	守ロサービスセンター	庁舎内	消防設備不備事項改修工事	72,303
			10/5	西中島地区		西中島地区BBQ受付所改修	631,008
			2/28	守ロサービスセンター	庁内	車庫電動シャッター修繕	174,185
	建物設備維持修繕	電気設備維持修繕					
		空調設備維持修繕	4/26	守ロサービスセンター	庁舎内	空調機点検作業	68,741
			1/26	守ロサービスセンター	庁舎内	空調機整備作業	72,303
			10/29	守ロサービスセンター	庁舎内	空調機点検作業	72,303
		消防設備維持修繕	1/6	守ロサービスセンター	庁舎内	消火器用収納箱	9,451
		その他維持修繕					
	工作物維持修繕	園路広場修繕					
		遊具維持修繕					
		その他維持修繕					
	設備維持修繕	電気設備維持修繕		守ロサービスセンター	庁内	外灯ランプ取替清掃	67,308
		水道設備維持修繕					
		電話設備維持修繕					
		その他維持修繕					

小計 1,167,602

修繕履歴(平成25年度)

【太間サービスセンター】

(消費税抜き)

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額(円)
	建物維持修繕	サービスセンター等修繕					
	建物設備維持修繕	電気設備維持修繕					
		空調設備維持修繕	3/24	太間サービスセンター	庁舎内	エアコン取替修繕	122,258
		消防設備維持修繕	8/26	太間サービスセンター	庁舎内	消防設備不良箇所修繕	16,433
その他維持修繕	2/27	太間サービスセンター	庁舎内	障害者用トイレ修理	13,475		
	工作物維持修繕	園路広場修繕					
		遊具維持修繕					
		その他維持修繕					
	設備維持修繕	電気設備維持修繕					
		給水設備維持修繕	3/18	太間サービスセンター	庁舎内	障害者便器詰まり調査修理	20,048
		電話設備維持修繕					
		その他維持修繕					

小計 172,214

修繕履歴(平成25年度)

【鳥飼サービスセンター】

(消費税抜き)

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額(円)
	建物維持修繕	サービスセンター等修繕	2/25	鳥飼サービスセンター	庁舎内	自動扉開閉装置保守管理業務	96,000
	建物設備維持修繕	電気設備維持修繕					
		空調設備維持修繕	4/26	鳥飼サービスセンター	庁舎内	空調機冷房切替及び点検	115,028
			11/1	鳥飼サービスセンター	庁舎内	空調機暖房切替及び点検	115,028
		消防設備維持修繕					
その他維持修繕	7/19	鳥飼サービスセンター	庁舎内	鳥飼SC2Fトイレ補修作業	24,415		
	工作物維持修繕	園路広場修繕					
		遊具維持修繕					
		その他維持修繕					
	設備維持修繕	電気設備維持修繕					
		水道設備維持修繕					
		電話設備維持修繕					
その他維持修繕							

小計 350,471

修繕履歴(平成25年度)

【庭窪レストセンター】

(消費税抜き)

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額(円)	
	建物維持修繕	サービスセンター等修繕	11/13	庭窪レストセンター	庁舎内	ガラス割れ入替	42,068	
			11/18	庭窪レストセンター	庁舎内	グレーチング修繕	72,566	
	建物設備維持修繕	電気設備維持修繕						
		空調設備維持修繕	3/24	庭窪レストセンター	庁舎内	エアコン取替修繕	122,258	
		消防設備維持修繕						
		その他維持修繕						
	工作物維持修繕	園路広場修繕						
		遊具維持修繕						
		その他維持修繕						
	設備維持修繕	電気設備維持修繕						
		水道設備維持修繕						
		電話設備維持修繕						
その他維持修繕								

小計 236,892



修繕履歴(平成25年度)

【河川公園】

(消費税抜き)

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額(円)
	建物維持修繕	サービスセンター等修繕					
	建物設備維持修繕	電気設備維持修繕					
		空調設備維持修繕					
		消防設備維持修繕					
		その他維持修繕	10/7			コーキング材外12点	95,282
	工作物維持修繕	園路広場修繕					
			6/10			杭購入	204,000
			8/29			A型ポスター差し替え式両面看板	145,000
			9/2			合板足場板	33,400
			9/20			平成25年度工作物補修作業	1,480,372
			9/10	西中島地区		横断幕設置	98,595
			10/20	仁和寺地区		仁和寺野草地区木ロープ柵設置作業	1,071,399
			10/21			カラーコーン200本	51,620
			10/30			ロープリール外1点	101,077
			12/11			平成25年度真砂土搬入作業	689,377
			3/4			ベンチ補修作業	985,950
			2/5	枚方地区	看板	BBQ案内看板設置工事	609,318
			3/10	海老江地区	看板	BBQエリア不陸整正作業	159,225
			3/3	鳥飼上地区		ローラースケート場破損調査	220,196
			2/26	枚方地区		BBQ広場補修	223,772
			3/10	西中島地区外5地区		舗装補修外作業	121,207
			3/10	太子橋地区		駐車場不陸整正作業	159,225
			3/10	豊里地区		駐車場整備作業	68,649
			3/10	佐太西地区		駐車場整備作業	208,706
			3/10			看板基礎部埋め戻し外作業	146,131
		遊具維持修繕					
			10/28			淀川河川公園遊具点検作業	205,817
			1/25	外島地区		砂入替作業	92,312
		その他維持修繕					
			4/23			A型看板	58,000
			8/28			四角形シェルターテント外1点	105,000
			8/28			ベタックス外1点	17,300
			8/28			シェルターテント(クローバー型)	217,334
			12/6			スチール道具箱設置工事	520,000
			1/28			塁ベース、サッカーゴールネット購入	665,000
			2/6			ユニクロー文字継手100枚	18,572
			2/13			トイレ同一キー	56,000
			2/14			鉄筋コンクリートU型用蓋	68,572
			3/4			保管庫設置作業	400,000
			3/18	三島江地区		三島江地区砂場搬入作業	854,490
		諸資材購入					
			10/14			台風26号出水対応コンパネ購入	6,534
			11/1			鉄ピン200本	104,000
			11/15			サンエイ立水栓外8点	85,305
	設備維持修繕	電気設備維持修繕					
		給水設備維持修繕					
			7/10	三島江地区		三島江地区給水設備補修作業	80,323
			9/4			自動継手メン外1点	22,253
			10/21			淀川河川公園水質検査	82,163
			10/28			淀川河川公園水質検査その2	3,813
			12/24	三島江地区		三島江地区給水設備補修作業その2	186,737
			1/22	八雲地区		八雲地区止水栓補修作業	58,500
			2/8	佐太西地区		佐太西地区止水栓補修作業	61,524
			3/10	佐太西地区		佐太西地区止水栓補修作業その2	59,157
		その他維持修繕					
		諸資材購入					
			1/30	三島江野草地区		水位調査作業	58,632

小計 10,959,839

修繕履歴（平成26年度）

（守口サービスセンター）

（消費税抜き）

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額	
	建物維持修繕	サービスセンター等修繕						
	建物設備維持修繕	空調設備維持修繕	26.5.13	守口SC	庁舎内	空調機暖冷房切替及び点検	72,303	
			26.10.29	守口SC	庁舎内	空調機暖冷房切替及び点検	72,303	
		消防設備維持修繕						
		電気設備維持修繕						
その他維持修繕								
	園路広場維持修繕	園路広場維持修繕						
	遊具維持修繕	遊具維持修繕						
		諸資材購入						
	電気設備維持修繕	電気設備維持修繕						
	給水設備維持修繕	給水設備維持修繕						
	その他設備維持修繕	その他設備維持修繕						
		諸資材購入						

小計 144,606

修繕履歴（平成26年度）

（太間サービスセンター）

（消費税抜き）

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額	
	建物維持修繕	サービスセンター等修繕						
	建物設備維持修繕	空調設備維持修繕						
		消防設備維持修繕						
		電気設備維持修繕						
その他維持修繕								
	園路広場維持修繕	園路広場維持修繕						
	遊具維持修繕	遊具維持修繕						
		諸資材購入						
	電気設備維持修繕	電気設備維持修繕						
	給水設備維持修繕	給水設備維持修繕						
	その他設備維持修繕	その他設備維持修繕						
		諸資材購入						

小計 0

修 繕 履 歴 （平成26年度）

（鳥飼サービスセンター）

（消費税抜き）

工 種	種 別	細 目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額	
	建物維持修繕	サービスセンター等修繕	通年	鳥飼SC	庁舎内	自動ドアの点検等	96,000	
	建物設備維持修繕	空調設備維持修繕	26.5.14	鳥飼SC	庁舎内	空調機暖冷房切替及び点検	115,028	
			26.10.17	鳥飼SC	庁舎内	空調機暖冷房切替及び点検	115,028	
		消防設備維持修繕						
		電気設備維持修繕	27.1.30	鳥飼SC	庁舎内	蛍光灯安定器取替	19,128	
			26.11.7	鳥飼SC	庁舎内	照明器具取替修繕	91,365	
		その他維持修繕						
	園路広場維持修繕	園路広場維持修繕						
	遊具維持修繕	遊具維持修繕						
	遊具維持修繕	諸資材購入						
	電気設備維持修繕	電気設備維持修繕						
	給水設備維持修繕	給水設備維持修繕						
	その他設備維持修繕	その他設備維持修繕						
		諸資材購入						

小計 436,549

修繕履歴（平成26年度）

（庭窪レストセンター）

（消費税抜き）

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額	
	建物維持修繕	サービスセンター等修繕						
	建物設備維持修繕	空調設備維持修繕						
		消防設備維持修繕						
		電気設備維持修繕						
その他維持修繕								
	園路広場維持修繕	園路広場維持修繕						
	遊具維持修繕	遊具維持修繕						
		諸資材購入						
	電気設備維持修繕	電気設備維持修繕						
	給水設備維持修繕	給水設備維持修繕	26.12.25	庭窪RC	庁舎内	配水管修繕作業	27,640	
	その他設備維持修繕	その他設備維持修繕						
		諸資材購入						

小計 27,640

修繕履歴（平成26年度）

（河川公園）

（消費税抜き）

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額	
	建物維持修繕	サービスセンター等修繕						
	建物設備維持修繕	空調設備維持修繕						
		消防設備維持修繕						
		電気設備維持修繕						
その他維持修繕								
	園路広場維持修繕	園路広場維持修繕	26.9.25～26	西中島地区	公園内	西中島地区広場ぬかるみ補修	182,584	
			26.10.22	太間地区	公園内	徒渉池余水吐スクリーン取替	115,028	
			27.1.29	枚方地区外	公園内	ゴミ・資材置き場の補修	221,208	
			27.2.26	赤川地区外	公園内	仮締め切り用フェンス購入	513,112	
			26.6.13～8.4	海老江地区外	公園内	真砂土搬入作業	487,717	
			26.9.25～11	西中島地区	公園内	BBQ看板修正	19,194	
			27.2.27	枚方地区	公園内	アクアシアター補修	38,453	
			27.3.9	西中島地区	公園内	不陸整正作業	98,595	
			27.3.27	赤川地区	公園内	車止め補修作業	29,597	
	遊具維持修繕	遊具維持修繕	27.1.30～31	赤川地区外	公園内	野球場・テニスコート収納箱取替	870,000	
			27.2.18～19	海老江地区外	公園内	公園遊具点検作業	606,688	
			26.9.22	大塚地区	公園内	大型トリム遊具修繕事前調査	19,719	
		諸資材購入	26.8.21	海老江管理所外	公園内	ステンレス製仕切版外	307,223	
			26.6.4	海老江管理所外	公園内	仮締切用標識ロープ外	348,631	
			26.9.30	海老江管理所外	公園内	管理所用ガスダンパー取替用	199,816	
			26.7.31	海老江管理所外	公園内	網戸34枚	358,010	
	電気設備維持修繕	電気設備維持修繕						
	給水設備維持修繕	給水設備維持修繕	26.5.29	一津屋野草	公園内	止水栓漏水による取替作業	95,447	
			26.10.9～10	枚方地区	公園内	受水槽水位弁故障による取替	318,541	
			26.11.27	出口地区	公園内	緊急漏水補修作業	69,313	
	その他設備維持修繕	その他設備維持修繕	27.3.5	三島江地区	公園内	水位調査データ回収等	58,632	
		諸資材購入						

小計 4,957,508

## 清掃実施要領

## 1. 種類

清掃には、園内、移動式トイレ、水飲場、徒渉池・噴水池、サービスセンター、側溝等を対象とし、日常的に行う軽微な清掃作業と年間を通して計画的に定期的に行う専門的な清掃作業がある。

## 2. 建物清掃

### ・ 日常清掃

サービスセンター、レストセンターの床、階段、机の上等の軽微な清掃は、毎日、業務管理員が行う。

- 1) 清掃箇所は、設計図書によるものとする。
- 2) 壁、床、扉、窓、柱、ベンチ、机、イス、黒板等は、掃き掃除、拭き掃除を行い、公園利用者に不快感を与えないよう清潔に保ち、必要に応じて薬液類を使用し洗浄するものとする。
- 3) くもの巣、ハチの巣、ガムのかす等がある場合は、速やかに取り除くものとする。
- 4) 天井、照明器具、展示物等は、必要に応じて清掃するものとする。
- 5) 清掃箇所は以下の通りとする。

守口サービスセンター、太間サービスセンター、鳥飼サービスセンター、庭窪レストセンター

### ・ 定期清掃

定期清掃は快適な公園建物を維持するために計画的に淀川河川事務所が行う。

## 3. 公園敷地等清掃

清掃作業は環境に配慮してゴミの排出量を軽減し、ゴミの分別化によるリサイクル、再資源化に努める。また、河川敷地内では、清掃等の雑排水は河川へ直接放流されることから、できるだけ洗剤を使用しないように心がけ、やむを得ず使用しなければならないときは、合成洗剤等を避け、微生物が分解し易い油脂製石けんを使用し、水質汚濁防止に配慮する。

### ・ 日常清掃

各地区の管理所員は別紙 30「淀川河川公園巡視マニュアル」に基づき、必要に応じて点検と軽微な清掃を行う。

### ・ 定期清掃

定期清掃は公園内敷地を快適な公園を維持するために行う。計画的に淀川河川事務所が行う。



#### 4. 工作物清掃

##### ・ 日常清掃

各地区の管理所員は別紙 30「淀川河川公園巡視マニュアル」に基づき、トイレ、手洗い、水飲場、徒渉池等の毎日の点検を行い、必要に応じて点検と軽微な清掃を行う。

##### ・ 定期清掃

定期清掃は公園内の施設、工作物を定期的に清掃し、快適な公園を維持するために淀川河川事務所が行う。

#### 5. し尿処理

##### (1) 移動式トイレの汲み取り

###### ) 大阪市

毎週月曜日に、その週のくみ取り対象トイレを指定し、大阪府衛生管理協同組合に依頼する。費用は 7 基以上と 6 基以下ではくみ取り料金が異なるので、依頼基数は、7 基以上となるよう調整して依頼する。

###### ) 守口市

依頼は、事前に金沢メルピックとくみ取り日を調整して行う。金曜日が主。

###### ) 寝屋川市、枚方市

依頼は、事前に北口建設とくみ取り日を調整して行う。第 2、4 木曜日が主。

###### ) 摂津市

2 週間ごとに 1 回、市衛生管理部局が都合の付く日にくみ取り。

###### ) 高槻市

市衛生管理部局が都合の付く日にくみ取り。

###### ) 島本町、大山崎町

町衛生管理部局にその都度くみ取りを依頼する。

###### ) 八幡市

依頼は、市の予定表でくみ取り日が指定され、城南衛生管理組合が行う。

第1表 移動式トイレの汲み取り

対象自治体	処理の流れ		
	該当地区	収集方法等	連絡等
大阪市	海老江、長柄、毛馬、赤川、太子橋、西中島、豊里	毎週月曜日に、その週のくみ取り対象トイレを指定し、依頼する。	大阪府衛生管理協同組合 6基以下は8,000円/基 7基以上は5,000円/基
守口市	外島、八雲、大日、佐太西	事前に依頼業者とくみ取り日を調整、金曜日が主。 12,1,2月 1回/月 3,4,6,7,9,10,11月 2回/月 5,8月 3回/月	金沢メルピック 5,000円/基 + 消費税
寝屋川市	仁和寺、大間、木屋元	事前に依頼業者とくみ取り日を調整 (第2・4木曜日)	北口建設 枚方市 3,000円/基 + 消費税 寝屋川市 8円/ 臨時3,000円/基 + 消費税
枚方市	出口、三矢、枚方		
摂津市	一津屋野草、鳥飼西、鳥飼下、鳥飼上	2週間ごとに1回 市の都合の付く日	市衛生管理部局 2回/月まで無料
高槻市	大塚、三島江	大塚地区(毎週月曜日) 三島江地区(1回/2週間) 市の都合の付く日	市衛生管理部局
島本町	島本	その都度依頼	町衛生管理部局 島本 300円/50 大山崎 800円/90
大山崎町	大山崎		
八幡市	背割堤	市の予定表でくみ取り日が指定される	城南衛生管理組合 1,100円/90

- 1 定期収集の自治体も繁忙期の場合は連絡すれば臨時くみ取りが可能。
- 2 高槻市は費用を免除、摂津市は2回/月まで費用を免除されている。

## 事業系一般廃棄物(サービスセンター等)(排出量、経費)

【平成24年度】

地区	月日	内容	単位	数量	金額 (税抜き:円)	摘要
大塚地区	H24. 9. 30	草(除草で発生した)	kg	98	980	
太間地区	H24. 10. 6	草(除草で発生した)	kg	93	930	
十三野草地区	H24. 10. 11	草(除草で発生した)	kg	350	3,500	
枚方地区	H24. 10. 12	草(除草で発生した)	kg	48	480	
枚方地区	H25. 3. 18	草(除草で発生した)	kg	48	480	
大塚地区	H25. 3. 18	草(除草で発生した)	kg	98	980	
太間地区	H25. 3. 19	草(除草で発生した)	kg	93	930	
十三野草地区	H25. 3. 21	草(除草で発生した)	kg	350	3,500	

【平成25年度】

地区	月日	内容	単位	数量	金額 (税抜き:円)	摘要
大塚地区	H25. 6. 13	草(除草で発生した)	kg	348	3,480	
枚方地区	H25. 6. 17	草(除草で発生した)	kg	96	960	
大塚地区	H25. 6. 18	草(除草で発生した)	kg	198	1,980	
太間地区	H25. 6. 19	草(除草で発生した)	kg	435	4,350	
枚方地区	H25. 6. 24	草(除草で発生した)	kg	366	3,660	
枚方地区	H25. 7. 25	草(除草で発生した)	kg	48	480	
太間地区	H25. 7. 26	草(除草で発生した)	kg	218	2,180	
枚方地区	H25. 8. 30	草(除草で発生した)	kg	96	960	
大塚地区	H25. 8. 30	草(除草で発生した)	kg	467	4,670	
枚方地区	H25. 10. 24	草(除草で発生した)	kg	96	960	
太間地区	H25. 10. 30	草(除草で発生した)	kg	119	1,190	
太間地区	H25. 11. 14	草(除草で発生した)	kg	198	1,980	
全17地区 (海老江地区他)	H25. 11. 22	草(除草で発生した)	kg	2,438	24,380	
太間地区	H25. 12. 9	草(除草で発生した)	kg	237	2,370	
大塚地区	H25. 12. 9	草(除草で発生した)	kg	119	1,190	
枚方地区	H25. 12. 11	草(除草で発生した)	kg	96	960	
大塚地区	H26. 3. 14	草(除草で発生した)	kg	271	2,710	
太間地区	H26. 3. 17	草(除草で発生した)	kg	218	2,180	
枚方地区	H26. 3. 19	草(除草で発生した)	kg	48	480	
長柄地区	H26. 3. 24	草(除草で発生した)	kg	79	790	

【平成26年度】

地区	月日	内容	単位	数量	金額 (税抜き：円)	摘要
枚方地区	H26. 6. 16	草(除草で発生した)	kg	98	980	
太間地区	H26. 6. 24	草(除草で発生した)	kg	435	4,350	
長柄地区	H26. 6. 26	草(除草で発生した)	kg	113	1,130	
大塚地区	H26. 6. 27	草(除草で発生した)	kg	354	3,540	
佐太西地区、枚方地区	H26. 7. 11	草(除草で発生した)	kg	398	3,980	
大塚地区	H26. 8. 29	草(除草で発生した)	kg	247	2,470	
太間地区	H26. 9. 3	草(除草で発生した)	kg	435	4,350	
枚方地区	H26. 9. 3	草(除草で発生した)	kg	67	670	
長柄地区	H26. 9. 5	草(除草で発生した)	kg	79	790	
仁和寺野草地区、鳥飼上地区	H26. 10. 10	草(除草で発生した)	kg	339	3,390	
太間地区	H26. 11. 5	草(除草で発生した)	kg	198	1,980	
鳥飼上地区、大塚地区	H26. 7. 18	草(除草で発生した)	kg	353	3,530	
太間地区	H26.12.11	草(除草で発生した)	kg	198	1,980	
枚方地区	H26.12.16	草(除草で発生した)	kg	68	680	
長柄地区	H26.12.25	草(除草で発生した)	kg	30	300	
枚方地区	H27.3.19	草(除草で発生した)	kg	48	480	

※平成24年度の数量・金額は、措置請求資料などを参考に算出したもの。

※平成25年度、平成26年度の数量・金額は、植物管理課で設定したもの。

↳ 実際に排出した量・経費ではありません。

(実際に排出した量がわかる地区もあれば、わからない地区もあります。)

※この廃棄物は、各地区で発生した一般廃棄物を計上しております。

※剪定枝は、産業廃棄物の「木くず」に分類されます。(園芸サービス業として行えば一般廃棄物になります。)

※平成27年3月末日現在。

## 農薬散布（位置、数量、時期、頻度等）

## 【平成24年度】

作業日	種別	作業回数	施工数量	施工箇所等	摘要 (薬剤名等)
H24.10.5	高木薬剤散布	1回	高木 250 本 (ソメイヨシノ他)	背割堤地区	スミチオン乳剤 (1,000 倍液)
H24.11.12	スズメバチ駆除	1回	1箇所	佐太西地区	スミバイン乳剤 (500 倍液)

## 【平成25年度】

作業日	種別	作業回数	施工数量	施工箇所等	摘要 (薬剤名等)
H25.6.4	高木薬剤散布	1回	高木 32 本 (ウメ、コブシ)	鳥飼サービスセンター	スミチオン乳剤 (1,000 倍液)
H25.6.19	スズメバチ駆除	1回	1箇所	背割堤地区	スミバイン乳剤 (500 倍液)

## 【平成26年度】

作業日	種別	作業回数	施工数量	施工箇所等	摘要 (薬剤名等)
H26.7.28	高中木薬剤散布	1回	高木 68 本 (ケヤキ、エノキ、サルスベリ、カシ類、ツバキ類 他)	鳥飼上地区 太間サービスセンター 鳥飼サービスセンター	スミチオン乳剤 (1,000 倍液)
H26.9.16	高木薬剤散布	1回	高木 135 本 (ソメイヨシノ)	背割堤地区	トレボン乳剤 (4,000 倍液)
H26.9.20	低木薬剤散布	1回	低木 5.6 m <sup>2</sup> (カンツバキ)	西中島地区	スミチオン乳剤 (1,000 倍液) ※上面面積

## 収益施設利用者数、売り上げ等

【平成24年度】

	野球場		サッカー・ラグビー		フットサル		陸上競技場		ゲートボール		ディスクゴルフ	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	時間	金額	人数	金額
4月	1,378	1,857,400	363	612,000	119	205,800	44	52,800	49	9,800	0	0
5月	1,675	2,170,000	376	615,600	130	218,000	73	88,200	49	9,800	0	0
6月	1,406	1,812,000	336	583,600	119	204,400	53	63,600	29	5,800	0	0
7月	1,370	1,740,800	415	761,600	129	228,200	45	55,200	32	6,400	0	0
8月	1,291	1,669,000	512	889,000	102	176,200	48	57,600	29	5,800	0	0
9月	1,533	1,888,960	360	598,800	119	203,000	69	80,160	39	7,800	0	0
10月	1,416	1,831,600	319	539,600	124	200,400	57	68,400	53	10,800	0	0
11月	1,141	1,451,800	222	382,000	107	177,600	39	46,800	9	1,800	0	0
12月	1,053	1,353,600	304	560,200	93	148,500	58	69,600	40	8,000	0	0
1月	911	1,100,200	333	636,400	95	157,800	30	36,000	29	5,800	0	0
2月	1,001	1,222,800	288	528,000	80	143,200	20	24,600	56	11,200	0	0
3月	1,712	2,244,000	464	766,600	133	219,800	153	183,600	41	8,200	0	0
合計	15,887	20,342,160	4,292	7,473,400	1,350	2,279,900	689	826,560	455	91,000	0	0

	グラウンドゴルフ		パターゴルフ		テニス		合計	
	人数	金額	人数	金額	件数	金額	件数	金額
4月	2,741	548,200	2,063	738,760	1,321	2,826,920	8,078	6,851,680
5月	3,360	672,000	2,327	859,940	1,446	3,136,720	9,436	7,770,260
6月	2,509	501,800	1,627	567,620	1,253	2,689,580	7,332	6,428,400
7月	1,908	381,600	1,365	477,020	1,286	2,729,940	6,550	6,380,760
8月	1,513	302,600	1,163	410,840	1,192	2,437,320	5,850	5,945,360
9月	1,791	358,200	1,479	512,600	1,311	2,766,709	6,701	6,416,229
10月	2,909	581,800	2,191	764,420	1,277	2,700,860	8,346	6,697,680
11月	2,473	494,600	1,867	622,520	1,101	2,314,000	6,959	5,491,120
12月	1,963	392,600	1,454	482,460	1,315	2,759,260	6,280	5,774,220
1月	2,447	489,400	1,468	490,480	1,270	2,648,820	6,583	5,564,900
2月	2,080	416,000	1,369	465,040	1,181	2,520,500	6,075	5,331,340
3月	2,888	577,600	1,998	693,360	1,528	3,274,860	8,917	7,968,020
合計	28,582	5,716,400	28,371	7,085,060	15,481	32,805,489	87,107	76,619,969

収益施設利用者数、売り上げ等

【平成25年度】

	野球場		サッカー・ラグビー		フットサル		陸上競技場		ゲートボール		ディスクゴルフ	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	時間	金額	人数	金額
4月	1,156	1,548,800	327	576,000	97	156,200	32	38,400	40	8,000	0	0
5月	1,358	1,771,000	373	607,600	96	167,800	28	34,800	52	10,400	0	0
6月	1,748	2,231,400	459	769,000	133	222,600	36	43,200	29	5,800	0	0
7月	1,694	2,133,400	481	818,800	120	204,500	37	45,000	20	4,000	0	0
8月	1,243	1,568,400	472	879,400	99	171,400	32	38,400	20	4,000	0	0
9月	480	621,000	112	166,400	38	72,000	25	30,600	0	0	0	0
10月	-1	-1,200	-1	-1,200	-1	-600	0	0	0	0	0	0
11月	1,040	1,261,400	54	118,000	39	72,400	8	9,600	21	4,200	0	0
12月	658	788,800	120	281,600	50	100,000	16	19,200	42	8,400	0	0
1月	735	881,000	158	349,600	44	88,000	9	10,800	21	4,200	0	0
2月	749	907,200	159	358,000	42	84,000	10	12,000	42	8,400	0	0
3月	636	822,000	265	551,600	43	86,000	45	54,000	0	0	0	0
合計	11,496	14,533,200	2,979	5,474,800	800	1,424,300	278	336,000	287	57,400	0	0



	グラウンドゴルフ		パターゴルフ		テニス		合計	
	人数	金額	人数	金額	件数	金額	件数	金額
4月	2,613	522,600	2,143	741,660	1,227	2,620,940	7,635	6,212,600
5月	3,251	650,200	2,226	827,280	1,423	3,011,640	8,807	7,080,720
6月	2,060	412,000	1,590	560,680	1,431	3,087,220	7,486	7,331,900
7月	1,977	395,400	1,305	431,440	1,218	2,621,800	6,852	6,654,340
8月	1,220	244,400	1,045	347,220	1,050	2,111,180	5,181	5,364,000
9月	783	156,600	591	193,920	352	751,700	2,361	1,992,220
10月	0	0	0	0	-5	-1,000	-8	-13,000
11月	1,699	339,800	1,152	397,580	97	214,200	4,110	2,417,180
12月	2,124	424,800	1,276	430,240	243	268,120	4,529	2,321,160
1月	3,077	615,400	1,456	494,920	146	325,160	5,646	2,759,080
2月	2,092	418,400	1,126	381,080	136	303,200	4,356	2,472,280
3月	2,543	508,600	1,470	500,380	130	291,780	5,132	2,814,360
合計	23,439	4,687,800	15,380	5,306,400	7,448	15,596,940	62,107	47,416,840

収益施設利用者数、売り上げ等

【平成26年度】

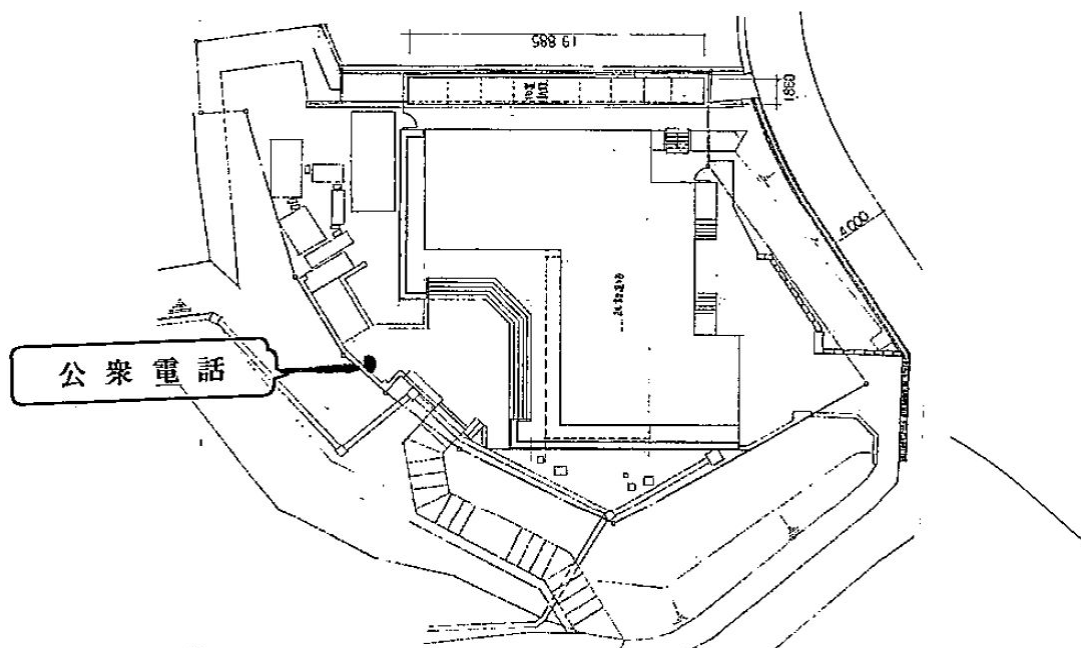
	野球場		サッカー・ラグビー		フットサル		陸上競技場		ゲートボール		ディスクゴルフ	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	時間	金額	人数	金額
4月	1,174	1,566,060	221	361,545	60	123,600	27	33,210	0	0	0	0
5月	1,892	2,489,765	401	697,355	74	151,480	62	75,780	75	15,540	0	0
6月	1,123	1,471,620	297	496,275	73	151,410	28	34,440	54	11,340	0	0
7月	1,141	1,487,610	473	853,005	62	122,720	29	35,670	75	15,750	0	0
8月	1,067	1,437,615	301	510,975	69	137,820	24	29,520	21	4,410	0	0
9月	1,276	1,668,060	395	654,765	92	175,120	37	45,510	33	6,930	0	0
10月	1,335	1,717,170	297	516,210	80	144,640	45	55,350	54	11,340	0	0
11月	785	1,031,550	189	354,570	80	152,870	28	34,440	87	18,270	0	0
12月	1,001	1,269,990	299	527,400	57	104,050	57	70,110	54	11,340	0	0
1月	948	1,198,170	283	554,985	57	107,340	34	41,820	24	5,040	0	0
2月	877	1,103,040	224	437,220	68	128,560	38	46,740	0	0	0	0
3月	640	987,660	222	389,175	60	113,520	49	60,270	33	6,930	0	0
合計	13,259	17,428,310	3,602	6,353,480	832	1,618,130	458	562,860	510	106,890	0	0

	グラウンドゴルフ		パターゴルフ		テニス		合計	
	人数	金額	人数	金額	件数	金額	件数	金額
4月	2,693	565,530	1,645	570,780	198	441,370	6,018	3,662,095
5月	3,165	664,650	1,939	735,210	254	573,240	7,862	5,403,020
6月	2,018	423,780	1,383	478,740	172	387,905	5,148	3,455,510
7月	1,974	414,540	1,123	385,120	164	372,180	5,041	3,691,595
8月	1,738	364,980	1,087	377,770	119	269,620	4,426	3,132,710
9月	2,418	507,780	1,667	625,850	285	638,350	6,203	4,322,365
10月	2,690	564,900	1,562	535,190	319	716,010	6,382	4,260,810
11月	2,635	553,350	1,671	607,950	263	589,650	5,738	3,342,650
12月	1,702	357,420	1,118	374,100	218	481,505	4,506	3,195,915
1月	2,099	440,790	1,188	413,370	365	789,880	4,998	3,551,395
2月	2,364	496,440	1,162	393,220	451	955,115	5,184	3,560,335
3月	2,123	445,830	1,417	475,910	568	1,216,710	5,112	3,696,005
合計	27,619	5,799,990	16,962	5,973,210	3,376	7,431,535	66,618	45,274,405

## 公衆電話

【平成 24・25・26 年度】

[太間サービスセンター] 公衆電話位置図



[太間サービスセンター]

設置場所	国設置	管理センター設置
正面玄関前		1
計		1

## 業務評定

## 【概要】

公園名	淀川河川公園
所在地	大阪府、京都府
事業者	〇〇〇〇
履行期間	自；平成〇〇年〇〇月〇〇日 至；平成〇〇年〇〇月〇〇日
評価対象	平成〇〇年度

## 【目標達成状況】

設定した目標指標と目標値		達成状況	備考
①入園者数	年間〇〇万人		
②満足度	〇〇%		
③〇〇	〇〇		

## 【運行状況】

評価内容		
評価ランク		優 ・ 良 ・ 可
特記事項	特に評価すべき事項	
	改善が望まれる事項	
	今後の課題等	
備考		

< 参考資料 >

## 計画数量総括表

業務名：H28-31淀川河川公園運営維持管理業務

履行場所：淀川河川公園

契約期間：契約締結の翌日から平成32年1月31日

## 計画数量総括表

業務名		H128-31淀川河川公園運営維持管理業務						
区分・工種・種別・細別	規格	単位	当初契約数量	計画数量	数量増減			
運営管理								
利用サービス等		式	1	1				
利用サービス等		式	1	1			追加業務	
利用者サービス補助 - 1	サービスセンター(守口)	式	1	1			追加業務	
利用者サービス補助 - 2	サービスセンター (鳥飼、太間、庭窪)	日	169	365			追加業務	
利用者サービス補助 - 3	サービスセンター (背割堤)	日	167	359			追加業務	
園内巡視		日	167	359			追加業務	
現場巡視 - 1	管理所 (背割堤管理所を除く(管理所))	式		1			追加業務	
現場巡視 - 2	管理所 (背割堤管理所)	日		365			追加業務	
現場巡視 - 3	管理所 (土日祝のみの管理所)	日		359			追加業務	
巡視補助		日		118			追加業務	
		式		1			追加業務	

## 計画数量総括表

H28-31淀川河川公園運営維持管理業務									
業務名	区分・工種・種別・細別	規格	単位	当初契約数量	計画数量	数量増減			
	巡視補助								追加業務
	利用者サービス諸資材購入		式	1	1				
	諸資材購入		式	1	1				
	自動車等維持修繕工		式	1	1				
	自動車等維持修繕工		式	1	1				
	維持修繕	小修繕	式	1	1				
	燃料費		式	1	1				
	燃料	ガソリン	式	1	1				
	保険料		式	1	1				
	保険料		式	1	1				
	広報宣伝		式	1	1				



## 計画数量総括表

H28-31淀川河川公園運営維持管理業務						
業務名	区分・工種・種別・細別	規格	単位	当初契約数量	計画数量	数量増減
	広報宣伝費					
	印刷物作成費・宣伝活動費		式	1	1	
	掲示広告費		式	1	1	
	広報宣伝諸資材購入		式	1	1	
	行催事費		式	1	1	
	行催事費-1	自然環境系	式	1	1	
	行催事費-2	歴史文化系	式	1	1	
	行催事費-3	地域連携系	式	1	1	
	出水時措置		式	1	1	
	出水時措置	出水時措置(公園)	式	1	1	
	その他		式	1	1	

## 計画数量総括表

H28-31淀川河川公園運営維持管理業務						
業務名	区分・工種・種別・細別	規格	単位	当初契約数量	計画数量	数量増減
	その他					
	その他	光熱費	式	1	1	
	運営管理費		式	1	1	
	人件費		式	1	1	
	人件費-1	総括責任者	式	1	1	
	人件費-2	業務責任者	日	248	248	
	人件費-3	係長	日	248	248	
	人件費-4	係員	日	248	248	
	旅費		日	248	248	
	旅費	連絡旅費、調査旅費、研修旅費	式	1	1	
	庁費		式	1	1	
			式	1	1	

## 計画数量総括表

H28-31淀川河川公園運営維持管理業務						
業務名	区分・工種・種別・細別	規格	単位	当初契約数量	計画数量	数量増減
	会議費					
	健康診断及び産業医報酬		式	1	1	
	通信運搬費		式	1	1	
	被服費		式	1	1	
	OA機器リース		式	1	1	
	保険料		式	1	1	
	その他雑役務費		式	1	1	
	施設・設備維持管理		式	1	1	追加業務
	建物維持修繕等		式	1	1	追加業務
	サービスセンター修繕等		式	1	1	追加業務
	サービスセンター修繕等		式	1	1	追加業務

## 計画数量総括表

H28-31淀川河川公園運営維持管理業務									
業務名	区分・工種・種別・細別	規格	単位	当初契約数量	計画数量	数量増減			
	建物設備維持修繕								追加業務
	空調設備維持修繕		式		1				追加業務
	空調設備維持修繕		式		1				追加業務
	空調設備維持修繕		式		1				追加業務
	消防施設維持修繕		式		1				追加業務
	消防施設維持修繕		式		1				追加業務
	電気設備維持修繕		式		1				追加業務
	電気設備維持修繕		式		1				追加業務
	その他維持修繕		式		1				追加業務
	その他維持修繕		式		1				追加業務
	園路広場維持修繕工		式		1				追加業務
	園路広場維持修繕等		式		1				追加業務

## 計画数量総括表

H28-31淀川河川公園運営維持管理業務									
業務名	区分・工種・種別・細別	規格	単位	当初契約数量	計画数量	数量増減			
	園路広場維持修繕等		式		1				追加業務
	遊具維持修繕等その他維持修繕等		式		1				追加業務
	遊具維持修繕等		式		1				追加業務
	遊具維持修繕等		式		1				追加業務
	その他維持修繕等		式		1				追加業務
	その他維持修繕等		式		1				追加業務
	諸資材購入		式		1				追加業務
	諸資材購入		式		1				追加業務
	電気設備維持修繕		式		1				追加業務
	電気設備維持修繕		式		1				追加業務
	電気設備維持修繕		式		1				追加業務
	電気設備維持修繕		式		1				追加業務

## 計画数量総括表

H28-31淀川河川公園運営維持管理業務									
業務名	区分・工種・種別・細別	規格	単位	当初契約数量	計画数量	数量増減			
諸資材購入			式		1				追加業務
諸資材購入			式		1				追加業務
給排水設備維持修繕工			式		1				追加業務
給排水設備維持修繕工			式		1				追加業務
給排水設備維持修繕工			式		1				追加業務
諸資材購入			式		1				追加業務
諸資材購入			式		1				追加業務
その他設備維持修繕工			式		1				追加業務
その他設備維持修繕工			式		1				追加業務
その他設備維持修繕工			式		1				追加業務
諸資材購入			式		1				追加業務

## 計画数量総括表

H28-31淀川河川公園運営維持管理業務									
業務名	区分・工種・種別・細別	規格	単位	当初契約数量	計画数量	数量増減	追加業務		
	諸資材購入								
園内清掃、公園内建物清掃			式		1		追加業務		
清掃			式		1		追加業務		
建物清掃 - 1		サービスセンター-建物日常清掃 (守口)	式		1		追加業務		
建物清掃 - 2		サービスセンター-建物日常清掃 (鳥飼、太間、庭窪)	日		365		追加業務		
建物清掃 - 3		サービスセンター-建物日常清掃 (背割堤)	日		359		追加業務		
ゴミ収集			日		359		追加業務		
消耗品購入			式		1		追加業務		
工作物清掃(定期清掃)			式		1		追加業務		
移動式トイレ汲み取り			式		1		追加業務		
仮設トイレ設置			式		1		追加業務		

## 計画数量総括表

H28-31淀川河川公園運営維持管理業務									
業務名	区分・工種・種別・細別	規格	単位	当初契約数量	計画数量	数量増減			
植物管理	臨時清掃		式		1				追加業務
中低木管理			式	1	1				追加業務
中低木剪定工			式		1				追加業務
中低木剪定	寄植 機械剪定		式		1				追加業務
高木管理			m2		9,990				追加業務
高木剪定工			式		1				追加業務
高木剪定	枯れ枝おろし		式		1				追加業務
高木病虫害防除工			本		79				追加業務
薬剤散布	動力薬剤散布		式		1				追加業務
草花管理			本		375				
			式	1	1				



## 計画数量総括表

H28-31淀川河川公園運営維持管理業務						
業務名	区分・工種・種別・細別	規格	単位	当初契約数量	計画数量	数量増減
草花耕耘工						
草花耕耘	地拵え		式	1	1	
草花植栽工			m2	3,680	3,680	
草花植栽-1	草花播種		式	1	1	
草花植栽-2	花壇苗植付		m2	3,040	3,040	
草花除草工			m2	640	640	
草花除草	人力除草		式	1	1	
草花資材購入			m2	3,680	3,680	
諸資材購入			式	1	1	
直接業務費			式	1	1	
一般管理費等			式	1	1	

計画数量総括表

業務名		H28-31淀川河川公園運営維持管理業務						
区分・工種・種別・細別	規格	単位	当初契約数量	計画数量	数量増減			
業務価格								
消費税相当額		式	1	1				
業務委託料		式	1	1				
		式	1	1				

(提出様式1 - 1)

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
近畿地方整備局長 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 印  
(担当者)  
所属部署  
氏 名  
電話番号  
FAX番号  
E-mail

(共同企業体の場合は、以下のように記入すること。)

住 所 共同体事務所の所在地  
商号又は名称 H28-31淀川河川公園  
運営維持管理業務 共同体  
代表者氏名 印

平成27年 月 日付けで入札公告のありました「H28-31淀川河川公園運営維持管理業務」に係わる競争に参加する資格について、関係書類を添えて申請します。

なお、添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

(提出様式1-2)  
企業の業務実績

担当する分担業務： 業務				
会社名： (株)				
業務名	発注者	受注形態	業務概要	履行期間
業務	県	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、施設(園地管理面積約 m <sup>2</sup> )、展示面積、業務内容等を記載。	平成 年 月 ~ 平成 年 月
内容種別 1) 2)				
内容種別 1) 2)				
企業の延べ業務年数				ヶ月
1級造園施工管理技士保有者数(植物管理業務のみ記入) 平成 年 月 日時点 名				

- 注1:業務概要欄には業務の具体的内容が分かるよう記述する。  
 注2:面積、植栽地の存在が分かる資料(施工図面、空中写真、地形図等)を添付する。図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。  
 注3:実績として記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等の写しを提出する。  
 注4:複数の業務を記載する場合は行を追加して記入する。  
 注5:記載する業務件数による評価は行わない。  
 注6:内容種別欄は実施要項3.2.の「表7 企業の業務実績等に関する要件」の1)~2)のいずれか該当するものを選び を記入する。  
 注7:実施要項3.2.の「表7 企業の業務実績等に関する要件」の注意事項に沿って記載する。  
 注8:参加する法人の会社概要がわかる公表資料(会社紹介パンフレット、HP等)を別途提出する。

(提出様式1-3)

業務責任者の業務実績

担当する分担業務： 業務

ふりがな <b>氏名</b> 生年月日 年 月 日							
会社名・所属・役職 会社 ・ 部 ・ 部長							
保有資格 (植物管理業務責任者は、1級造園施工管理技士を必ず記入すること) ・1級造園施工管理技士 (登録番号： ) (取得年月日： 年 月 日)							
業務名	発注者	受注形態	業務概要	期間	総括責任者の経験期間	業務責任者の経験期間	業務経験の期間
業務		・単独 ・共同企業体 (代表者・代表者以外)	公園種別、施設(園地管理面積約㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	平成 年 月 平成 年 月	平成 年 月 平成 年 月	平成 年 月 平成 年 月	平成 年 月 平成 年 月
内容種別 1) 2) 3) 4)							
業務		・単独 ・共同企業体 (代表者・代表者以外)	公園種別、施設(園地管理面積約㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	平成 年 月 平成 年 月	平成 年 月 平成 年 月	平成 年 月 平成 年 月	平成 年 月 平成 年 月
内容種別 1) 2) 3) 4)							
総括責任者の延べ経験年数					年 ヶ月		
業務責任者の延べ経験年数						年 月	
業務経験 の延べ経験年数							年 月

注1: 業務概要欄には業務の具体的内容が分かるよう記述する。

注2: 面積、植栽地の存在が分かる資料(施工図面、空中写真、地形図等)を添付すること。図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。

注3: 実績として記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を提出する。

注4: 経験年数が複数件にまたがる場合は行を追加して記入する。

注5: 企画書の提出時に雇用関係が無い場合は、業務開始時までに雇用される念書(任意様式)及び業務経験証明書(様式1-8)を添付する。

注6: 内容種別欄は実施要項3.3.「表8 配置予定者の業務実績等に関する要件」の1)~4)のいずれか該当するものを選び を記入する。

注7: 実施要項3.3.配置予定者の業務実績等に関する要件の実施体制に沿って記載する。

注8: 実施要項3.3.に定める業務を分割し複数の業務責任者を配置できない。配置した場合には、特定しない。ただし、実施要項に定める範囲において兼務は可能とする。

(提出様式1 - 4) 守秘性に関する要件

守秘義務に関し、下記の処置が講じられているか記載する。

イ. 社内規則等(守秘義務に関する規程及びその罰則規定が明示されているものに限る)制定について

ロ. 守秘義務に関する研修、講習等の定期的な実施について

注1: 守秘義務に関する規程及びその罰則規定を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付することとし、該当部分に下線を引くこと。

共同体の場合は、各構成員それぞれの提出様式1 - 4を作成し、かつ各構成員それぞれの守秘義務に関する規程及びその罰則を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付することとし、該当部分に下線を引くこと。

(提出様式 1 - 5 - 1) 業務実施体制

[実施要項で定める業務責任者]

実施要項3.3.に定める業務責任者	具体的な業務内容	雇用形態			資格、能力、実務経験年数等 (業務内容に対する適切性について記載)	1週間の予定勤務時間							備考	
		常勤	非常勤	委託 その他(具 体的に)		月	火	水	木	金	土	日		計
総括責任者			-	-		8	8	8	8	0	0	40	計	代表企業 会社 近畿 太郎
企画運営管理 業務責任者						月	火	水	木	金	土	日	計	会社
施設・設備維持 管理業務責任者						月	火	水	木	金	土	日	計	会社
植物管理 業務責任者						月	火	水	木	金	土	日	計	会社
収益施設等運営 業務責任者						月	火	水	木	金	土	日	計	会社

組織図(業務実施のための管理機構)を添付する(任意様式)。

総括責任者および業務責任者が資格要件を満たさない場合は特定しない。

備考欄には、所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。共同体の場合は、各構成員の所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。

実施要項 3.3.に定める業務を分割し複数の業務責任者を配置できない。配置した場合には、特定しない。ただし、実施要項に定める範囲において兼務は可能とする。

[実施要項以外で提案する業務責任者の下に配置し、責任者を補佐する者]を配置する場合には、別紙に記入すること。

総括責任者及び総括責任者以外の業務責任者は、原則、実施期間中専任(注)とする。なお、病気・死亡等の事情によりやむを得ず総括責任者又は総括責任者以外の業務責任者を変更する場合は、上記に掲げる基準を満たし、かつ、当初の者と同等以上の者を配置するものとし、予め近畿地方整備局の承諾を得るものとする。

(注:専任とは、他の工事及び業務等に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該業務に係る職務にのみ従事していることをいう。ただし、契約の締結後、業務開始するまでの期間(準備期間)は専任を要しない。)

当初契約に基づく数量ではなく、追加業務も含めた計画数量に対して記載すること。

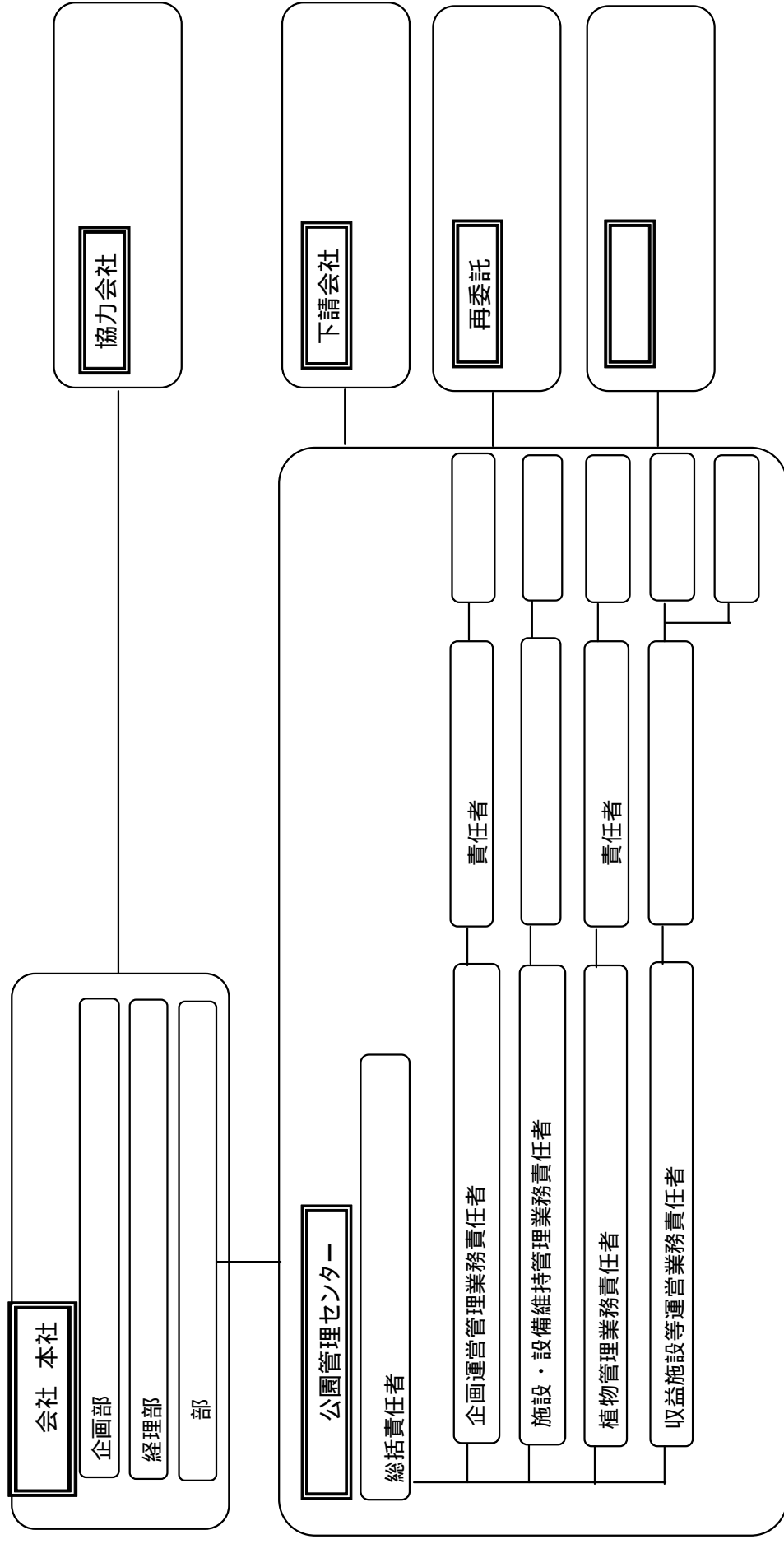
[実施要項以外で提案する業務責任者の下に配置し、責任者を補佐する者]

業務責任者の下に配置し、責任者を補佐する者	業務責任者の下に配置し、責任者を補佐する者	具体的な業務内容	雇用形態			資格、能力、実務経験年数等 (業務内容に対する適切性について記載)	1週間の予定勤務時間							備考
			常勤	非常勤	委託		その他(具体的に)	月	火	水	木	金	土	
業務責任者の下 ----- 係長				-	-		8	8	8	8	0	0	40	会社
業務責任者の下 ----- リーダー							月	火	水	木	土	日	計	会社
							月	火	水	木	土	日	計	会社
							月	火	水	木	土	日	計	会社

[実施要項で定める業務責任者の下に配置する]の下に配置するのは責任区分を明確にすること。  
 [実施要項で定める業務責任者]と併せた組織図(業務実施のための管理機構)を添付する(任意様式)。  
 災害、繁忙期等の緊急時を含み、現地を支援する本社等の体制(責任体制、現地体制)を記載する。  
 配置予定人員の枠が足りなければ、追加して記入する。  
 備考欄には、所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。共同体的場合は、各構成員の所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。(氏名が未確定の場合は、氏名について、記載しなくてもよい)  
 業務責任者の下に配置し、業務責任者を補佐する者を変更する場合は、当該業務に精通した者を配置するものとし、予め近畿地方整備局の承諾を得るものとする。  
 当初契約に基づく数量ではなく、追加業務も含めた計画数量に対して記載すること。



業務実施体制 組織図（業務実施のための管理機構）（作成例）



当初契約に基づく数量ではなく、追加業務も含めた計画数量に対して記載すること。

(提出様式1-5-2)業務実施体制における提案

・迅速かつ円滑な意志決定及び臨機の対応等の体制に関し、緊急時等においても混乱なく対応できる水準を超えた優れた提案を記述。

上記について、組織面、費用面の対応等を付带的に記載すること。

A4版1枚以内にまとめる(図表含む。)

文字寸法は10.5ポイント以上。

白黒片面印刷で提出すること。

当初契約に基づく数量ではなく、追加業務も含めた計画数量に対して記載すること。

(提出様式1-5-3)

申請した総括責任者以外で同一企業に在籍する総括責任者(代替総括責任者)の業務実績

ふりがな 氏名 生年月日 年 月 日							
会社名・所属・役職 会社・部・部長							
保有資格(植物管理業務責任者は、1級造園施工管理技士を必ず記入すること) ・技術士(建設部門:都市及び地方計画) (登録番号: ) (取得年月日: 年 月 日)							
業務名	発注者	受注形態	業務概要	期間	総括責任者の経験期間	業務責任者の経験期間	業務経験の期間
業務		・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、施設(園地管理面積約 m <sup>2</sup> )、展示面積、業務内容等を記載。	平成 年 月 平成 年 月	平成 年 月 平成 年 月	平成 年 月 平成 年 月	平成 年 月 平成 年 月
内容種別 1) 2) 3) 4) 5)							
業務		・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、施設(園地管理面積約 m <sup>2</sup> )、展示面積、業務内容等を記載。	平成 年 月 平成 年 月	平成 年 月 平成 年 月	平成 年 月 平成 年 月	平成 年 月 平成 年 月
内容種別 1) 2) 3) 4) 5)							
総括責任者の延べ経験年数					年 ヶ月		
業務責任者の延べ経験年数						年 ヶ月	
業務経験 の延べ経験年数							年 ヶ月

注1:業務概要欄には業務の具体的内容が分かるよう記述する。

注2:面積、植栽地の存在が分かる資料(施工図面、空中写真、地形図等)を添付すること。図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。

注3:実績として記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を提出する。

注4:経験年数が複数件にまたがる場合は行を追加して記入する。

注5:内容種別欄は実施要項3.3.「表8 配置予定者の業務実績等に関する要件」の1)~5)のいずれか該当するものを選び を記入する。

注6:実施要項3.3.配置予定者の業務実績等に関する要件の実施体制に沿って記載する。

注7:申請書類の提出時に雇用関係が無い場合は、業務開始時までに雇用される念書(任意様式)及び業務経験証明書(様式1-8)を添付する。

(提出様式1 - 6) 実施方針

A4版 2枚以内にまとめる(図表含む。)

文字寸法は10.5ポイント以上。

別紙年間業務計画を添付する。それ以外の添付資料は認めない。

白黒片面印刷で提出すること。

当初契約に基づく数量ではなく、追加業務も含めた計画数量に対して記載すること。

(別紙)

年間業務計画(作成例)

工種	種別	実施頻度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
植物管理	芝生管理	回/年												
	低木管理	回/年												
	高木管理	回/年												
	草花管理	回/年												

(提出様式1 - 7)再委託又は、下請負の予定(協力企業の名称等)

企業名		代表者名	
所在地			
再委託する理由及び具体的内容			
分担業務内容			

企業名		代表者名	
所在地			
再委託する理由及び具体的内容			
分担業務内容			

企業名		代表者名	
所在地			
再委託する理由及び具体的内容			
分担業務内容			

注1：再委託又は、下請負（予定含む）がある場合に記入する。

注2：原則として、小規模な業務を除き、記載された以外の業務を再委託又は下請負する場合には、金額および必要性等について協議が必要となる。

小規模な業務とは、基本的に契約金額が100万円未満の業務等

注3：再委託又は、下請負の枠が足りなければ、追加して記入すること。

注4：組織図（業務実施のための管理機構）に記入すること。

注5：当初契約に基づく数量ではなく、追加業務も含めた計画数量に対して記載すること。

念書(例) (申請書類提出時に当該法人と雇用関係が無い場合)

支出負担行為担当官  
近畿地方整備局長 様

### 念書(例)

株式会社 と近畿太郎は、現在雇用関係に無いが、下記の場合において雇用契約を締結するものとする。

### 記

国土交通省近畿地方整備局で、平成27年 月 日付けで入札公告のあった「H28-31 淀川河川公園運営維持管理業務」と契約締結した場合。

平成27年 月 日

住所  
電話番号  
会社名 株式会社  
代表者 代表取締役社長 印

住所  
氏名 近畿 太郎 印

(提出様式1 - 8)業務経験証明書

ふりがな 氏名	近畿 太郎 ( 年 月 日生)
会社名	株式会社
業務実績	業務の 責任者として従事。
従事期間	年 月 日 ~ 年 月 日
備考	

上記の通りであることを証明します。

平成27年 月 日

住 所

電話番号  
会社名

株式会社

代表者 役職名 氏名 印



(提出様式 1 - 9 - 1 )

平成 年 月 日

## 収益施設運営実績書

国土交通省 近畿地方整備局 殿

(申請者)社名  
代表者  
所在地  
TEL(FAX)

印

下記収益施設等について運営実績書を提出します。

### 記

(記入例)

	淀川河川公園 収益施設名	収益施設運営実績 ( 1 )		収益施設運営予定 ( 2 )	
		企業としての 実績	配置予定者 としての実 績	申請者(共 同体構成員 を含む)	申請者以外 の者(再委託 ・下請け等)
1	運動施設				((株) )
2	自動販売機	((株) )		((株) )	
3	公衆電話	((株) )		((株) )	

(提出様式1-9-1)の注意事項

- 1 収益施設運営実績について、実施要項3.2.企業の業務実績に関する要件、及び3.3.配置予定者の業務実績に関する要件の「収益施設等運営業務」で申請している収益施設に「」を記入し、その他実績を有する収益実績は「」を記入する(共同体の場合は、代表企業又は構成員の実績でも可。その場合「」、「」のあとに実績のある者を具体的に記入する。(例「(株)」、「(太郎)」)  
又、「」、「」を記入した施設の全ての施設について(提出様式1-9-3)に記入すること。
- 2 収益施設運営予定について、淀川河川公園において、申請者または申請者以外の者で行うのかいずれかに「」を記入する。なお、収益施設運営実績の申請者と収益施設運営予定の申請者が必ずしも同一箇所でなくてもよい。(共同体の場合は、代表企業又は構成員の実績でも可。その場合「」のあとに実績のある者を具体的に記入する。(例「(株)」、「(太郎)」)。申請者以外の者が未定の場合は、「」のあとに「未定」と記載すること。(例「(未定)」)  
又、申請者以外の者によって実施し、予定している企業等がある場合は、(提出様式1-7)に記載すること。
- 3 「H28-31淀川河川公園運営維持管理業務」に入札参加しようとする者は、公園施設と連携して収益施設を運営することから、淀川河川公園収益施設等管理運営規定書(以下、「規定書」という。)の事項を確認の上、収益施設運営実績書を提出しなければならない。  
また、「H28-31淀川河川公園運営維持管理業務」の受託者は、収益施設について都市公園法第5条の申請を行い、許可を受け所定の使用料を国へ支払なければならない。
- 4 共同体として参加する者が提出する場合は、H28-31淀川河川公園運営維持管理業務について、代表企業を申請者とする。

( 提出様式 1 - 9 - 2 )

## 会社の概要

( 1 ) 以下について記入するものとする。

社名	(		)
業種(主・副)	(	・	)
設立	(	年	月)
資本金	(		円)
従業員数	(		人)
株式	(	上場	・ 非上場)
株主数	(		人)
営業範囲	(	大阪府・近畿地方・全国	)
年商	(		円)

( 2 ) 下記の最新資料を添付するものとする。

会社概要書等  
登記簿謄本  
財務諸表(過去3ヶ年分)

提出様式 1 - 9 - 1 で記載している全ての収益施設の施設等運営者について記載すること。

( 収益施設運営実績、収益施設運営予定を含む )

財務諸表については、決算報告に使用された「貸借対照表」「損益計算書」「営業報告書」「利益の処分又は損失の処理に関する議案」等(過去3ヶ年分)を提出するものとする。

申請者以外の者については、上記( 2 )、は提出しなくてもよい。ただし、落札者決定された場合は、業務計画書提出時まで提出するものとする。

申請者以外の者が未定の場合は、上記( 1 ) 社名に「未定」と記載すること。ただし、落札者決定された場合は、本様式と上記( 2 ) ~ を業務計画書提出時まで提出するものとする。

(提出様式 1 - 9 - 3 )

### 施設運営実績

項 目	内 容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設名</li> <li>・所在地</li> <li>・開設年</li> </ul>	(記入例) ・ 店 ・大阪府 市 1 - 2 - 3 ・平成 年 月
<ul style="list-style-type: none"> <li>・業態</li> <li>・取扱品目</li> <li>・主な客層</li> </ul>	(記入例) ・フルサービス和食レストラン ・郷土料理 ・家族連れ、観光客
<ul style="list-style-type: none"> <li>・構造</li> <li>・規模</li> </ul>	(記入例) ・構 造 RC構造 ・延床面積 401.88㎡ ・客席面積 300㎡ ・席 数 100席 ・厨房面積 50㎡ ・駐 車 場 平面駐車場 普通車20台
<ul style="list-style-type: none"> <li>・売上高</li> </ul>	記入例) ・120,000千円 / 年 (過去3ヶ年の平均)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員数</li> </ul>	(記入例) ・社員3人、補員5人

提出様式 1 - 9 - 1 の収益施設運営実績の 及び と記載した箇所についてそれぞれ1件以上記載すること。企業及び配置予定者の業務実績が同じ収益施設で異なる施設(別の施設)の場合は、それぞれ記載すること。又、施設等により物理的条件より記載が難しい場合であっても実施している概要がわかる内容を記載すること。

売上高は、過去3ヶ年の平均とし、実績がないものは、過去2年又は1年でもよい。又1年に満たない場合は、予定金額でもよい。

実績を証明する登記簿又は契約書等の写しと、自由様式で施設概要がわかる資料又は写真等を2～3枚添付すること。

なお、自由様式は、A4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

近畿地方整備局長  
殿

平成 年 月 日  
住 所  
商号又は名称  
氏 名 印  
(法人にあつては、代表者氏名)

〔 法定代理人  
氏 名 印 〕

## 誓 約 書

平成27年 月 日付けで公告のありました「H28-31淀川河川公園運営維持管理業務」の入札に参加するにあたり、下記のとおり誓約します。

### 記

1. 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下「法」という。)第10条第4号及び第6号から第9号の暴力団排除条項に該当しないこと。
2. 再委託等を行わせる場合、暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。
3. 法第10条各号の競争参加資格の欠格事由に該当しないこと。
4. 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
5. 他の入札参加者又は所属する共同体以外の共同体の構成員との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
  - 1)資本関係  
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。  
会社と子会社の関係にある場合  
親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - 2)人的関係  
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし については、会社の方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。  
一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合  
一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
6. 淀川河川事務所が平成23年度に実施した「淀川河川公園運営維持管理方針等策定業務」、平成26年度に実施した「淀川河川公園西中島地区他実施設計業務」、平成25年度に実施した「淀川河川公園利用者満足度調査業務」、平成25・26年度に実施した「淀川河川公園地域協議会運営支援業務」、平成27年実施予定の「淀川河川公園利用実態調査」に参加している者及び当該業務の監理技術・担当技術者の意向・派遣元並びにこれらの者と資本面・人事面で関係がある者でないこと。
7. 申請書類の内容については事実と相違ないこと。

上記誓約に相違があった場合は、入札参加の取消し、契約解除等の措置又は処分も甘受し、一切の意義を申し立てないことを併せて誓約します。

以上

公共サービスの内容	H28-31淀川河川公園運営維持管理業務			
公共サービス実施民間事業者	株式会社	住所又は所在地	県 市 町 1 丁 目 番 号	
親会社等(法人)	株式会社			
主要株主等(法人)	株式会社、株式会社			
公共サービス実施民間事業者の「役員」「法定代理人」「主要株主等(個人)」 及び「相談役、顧問等役員と同等以上の支配力を有する者」				
上記事業との関係	フリ 氏 名	生年月日	性別	住 所
例 役員	コウキョウ 公共 タロウ	昭和38年7月4日	男	府 区 町 番地
例 主要株主 (個人)				
例 親会社の役員				

- 1 記載しきれないときは、適宜用紙を追加して下さい。
- 2 必要に応じて、住民票の写し等の確認書類の提出を求める場合があります。

## 記載が必要な事項一覧表

	記載対象 <sup>(1)</sup>	記載必要事項
個人 の場合	落札予定事業者	・氏名、生年月日、性別、住所 ・商号又は屋号
	の法定代理人 <sup>(2)</sup>	・氏名、生年月日、性別、住所
落札予定事業者 法人 の場合	落札予定事業者	・商号又は屋号 ・主たる事業所の所在地
	の役員	・氏名、生年月日、性別、住所、役職名
	の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所
	の主要株主等 <sup>(3)</sup> (個人)	・氏名、生年月日、性別、住所
	の主要株主等(法人)	・商号又は屋号
	相談役、顧問等 と同等以上の支配 力を有する者	・氏名、生年月日、性別、住所
	の親会社等 <sup>(4)</sup> (個人)	・氏名、生年月日、性別、住所
	の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所
	の親会社等(法人)	・商号又は屋号
	の役員	・氏名、生年月日、性別、住所
	の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所
	相談役、顧問等 と同等以上の支配 力を有する者	・氏名、生年月日、性別、住所

1 「記載対象」は、それぞれ該当する者がいる場合に対象とする。

2 「法定代理人」とは、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合の当該未成年者の法定代理人をいう。

3 「主要株主等」とは、発行済株式総数の100分の5以上の株式を所有する株主及び出資総額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者をいう。

4 ここでいう「親会社等」は、入札参加事業者と「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令」第3条第1項各号。のいずれかに該当する関係（特定支配関係）を有する者のみをいい、同条第2項に規定する者は含まないものとする。

5 必要に応じて、住民票の写し等の確認書類の提出を求める場合がある。

6 「役員」とは、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役又はこれらに準ずる者をいう。

7 「理事」、「監事」とは、財団法人及び社団法人等におけるものである。

8 「取締役」、「執行役」、「業務を執行する社員」、「監査役」とは、会社法の株式会社、持分会社等におけるものである。

9 前記6の「これらに準ずる者」とは、法人格を有する他団体における役員で、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役と名称は異なるが、これらに準ずる者をいう。

#### 10 電磁的記録媒体の作成要領

電磁的記録は、氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別とし、これらをCSV形式（例えば、エクセル、アクセス等）により、電磁的記録媒体（CD-R等）に以下の要領で記録する。

電磁的記録媒体に記載すべき対象者は、第3面により第2面に記載された者とする。

氏名カナは、半角で記録し、姓と名の間を半角で1マス空ける。

氏名漢字は、全角で記録し、姓と名の間を全角で1マス空ける。なお、常用漢字でない等の理由により、漢字が記録不可能な場合は、当該漢字に代えて平仮名を記録する。

生年月日のうち、年、月及び日については、半角の2桁で記録する。元号については、明治の場合は「M」、大正の場合は「T」、昭和の場合は「S」、平成の場合は「H」と半角で記録する。

性別については、男性の場合は「M」、女性の場合は「F」と半角で記録する。

氏名カナ、氏名漢字、元号、年、月、日及び性別は、それぞれセル毎で区切る。

記載例（データ上の記載）

昭和38年7月14日生まれの公共太郎（男性）の場合は、

氏名カナ(半角)	氏名漢字(漢字)	元号(半角)	年	月	日	性別
コウキョウ タロウ	公共 太郎	S	38	7	14	M



[別添]

## 申請書類における留意事項について

1. 提出部数は1部とし、通しの頁数を次の例のように頁右下に記載するものとする。  
(例 1/10, 2/10・・・9/10, 10/10)。
2. 提出様式1-2「企業の業務実績」  
記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を必ず添付すること。  
単体および共同体の担当する分担業務については、「本業務全体の計画立案及びマネジメント業務」、「企画運営管理業務」、「施設・設備維持管理業務」、「植物管理業務」、「収益施設等運営業務」とし、さらに細かく業務を分担する場合には「施設・設備維持管理業務のうち、施設管理」などの記載とし、独自に「総合運営管理業務(例)」など独自の名称は作らないこと。  
本業務全体の計画立案及びマネジメント業務の実績については、説明書1.(2)1)で記載しているとおり、必ず「本公園の運営維持管理全般について目標及び業務計画を策定し、多岐にわたる業務について総合的な調整を行い、適切な進捗管理を実施」した会社とし、その内容について契約書で記載されていない場合は、その内容が確認できる業務の仕様書等も添付すること。  
共同体的場合は、本業務全体の計画立案及びマネジメント業務を担当する企業を代表企業とすること。
3. 提出様式1-3「総括(業務)責任者等の業務実績」  
記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を必ず添付すること。  
「本業務全体の計画立案及びマネジメント業務」、「企画運営管理業務」、「施設・設備維持管理業務」、「植物管理業務」、「収益施設等運営業務」の業務責任者においては、業務を分割し複数の業務責任者を配置できないものとする。なお、複数配置した場合には、特定しない。  
ただし、実施要領に定めた範囲において兼務は可能とする。  
共同体的場合は、本業務全体の計画立案及びマネジメント業務を担当する総括責任者を代表企業の社員(予定を含む)とすること。また、「所属・役職」の欄に会社名を記載すること。
4. 提出様式1-4「守秘性に関する要件」  
守秘義務に関する規定を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付すること。  
また、共同体的場合は、構成員毎に様式1-4の提出及び守秘義務に関する規定を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付すること。該当部分に下線を引くこと。
5. 提出様式1-5-1「業務実施体制」  
共同体的場合は、備考欄に所属企業名および職務、配置予定者の氏名を記載すること。  
組織図(業務実施のための体制図)を添付すること。その際に担当する分担業務を記載すること。  
実施要項3.3.表8に定める業務を分割し複数の業務責任者を配置できないものとする。なお、複数配置した場合には、特定しない。  
当初契約に基づく数量ではなく、追加業務も含めた計画数量に対して記載すること。
6. 提出様式1-5-2「業務実施体制における提案」  
A4版片面1枚以内で、文字寸法は10.5ポイント以上とすること。  
図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ9ポイント程度までとし、判読できない場合は、図表等を評価しない場合がある。  
白黒片面印刷で提出すること。  
当初契約に基づく数量ではなく、追加業務も含めた計画数量に対して記載すること。

7. 提出様式 1 - 6 「実施方針」

A 4 版片面 2 枚以内で、文字寸法は 10 . 5 ポイント以上とすること。  
図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ 9  
ポイント程度までとし、判読できない場合は、図表等を評価しない場合がある。  
白黒片面印刷で提出すること。  
当初契約に基づく数量ではなく、追加業務も含めた計画数量に対して記載する  
こと。

8. 提出様式 1 - 10 ( 2 面 ) 等

落札者となるべき者 ( 落札予定者 ) は、開札後速やかに様式 1 - 10 ( 2 面 )  
及び電磁的記録媒体 ( CD - R 等 ) を提出すること。

なお、記載内容に疑義が生じた場合等必要に応じて、住民票の写し等の確認書  
類の提出を求める場合があります。

(提出様式2 - 1)

企画書

業務の名称 H28-31淀川河川公園運営維持管理業務

履行期限 平成 年 月 日

標記業務について、企画書を提出します。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
近畿地方整備局長  
殿

提出者)住 所  
電話番号  
会社名  
代表者 役職名 氏 名 印

作成者)担当部署  
氏 名  
電話番号  
F A X  
E - mail

(共同企業体の場合は、以下のように記入すること。)  
住 所 : 共同体事務所の所在地  
電話番号: 共同体事務所の電話番号  
F A X : 共同体事務所のF A X番号  
会社名 : 業務  
・ 共同体  
代表者 : (株) 役職名 氏名 印

注)紙入札方式による場合は代表者印を押印してください。

1 ) 目標とする公園利用者数の確保に関する提案

基本的な考え方・方針  
を基本的な方針として、

公園利用者数【数値目標】 ( 単位 : 万人 )

年目	1 年目					2 年目	3 年目
	1	2	3	4	計		
年間 公園利用者数							
四半期毎 公園利用者数							

- 1 . 企画提案項目 :                    の活用  
・具体的な企画提案 :                    を活用し、 . . . . 実施します。  
・期待される効果 :                    を活用することにより、 . . . . が期待されます。
  
- 2 . 企画提案項目 :  
・具体的な企画提案 :  
・期待される効果 :
  
- 3 . 企画提案項目 :  
・具体的な企画提案 :  
・期待される効果 :
  
- 4 . 企画提案項目 :  
・具体的な企画提案 :  
・期待される効果 :
  
- 5 . 企画提案項目 :  
・具体的な企画提案 :  
・期待される効果 :

各企画提案項目には 1 から 5 までの通し番号を付けること。  
目標とする数値を各年度設定の上、その公園利用者数確保に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。  
企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式 2 - 2 1 2 の改善提案も行うこと。  
記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。  
公園利用者は、2 年目以降も四半期毎の目標値を記入すること。  
当初契約に基づく数量ではなく、追加業務も含めた計画数量に対して記載すること。

2) 利用者満足度の確保に関する提案

基本的な考え方・方針  
を基本的な方針として、

公園利用者の満足度(「満足」または「やや満足」)

【数値目標】 (単位：%)

年目	1年目				2年目	3年目
年間 公園利用者の 満足度						
四半期毎 公園利用者の 満足度	1	2	3	4		

1. 企画提案項目： の活用  
・具体的な企画提案： を活用し、・・・実施します。  
・期待される効果： を活用することにより、・・・が期待されます。
  
2. 企画提案項目：  
・具体的な企画提案：  
・期待される効果：
  
3. 企画提案項目：  
・具体的な企画提案：  
・期待される効果：
  
4. 企画提案項目：  
・具体的な企画提案：  
・期待される効果：
  
5. 企画提案項目：  
・具体的な企画提案：  
・期待される効果：

各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。  
目標とする数値を設定の上、その満足度数の向上に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。  
企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式 2 - 2 1 2 の改善提案も行うこと。  
記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。  
公園利用者の満足度【数値目標】は、2年目及び3年目についても、1年目と同様、四半期毎の目標値を記入すること。  
当初契約に基づく数量ではなく、追加業務も含めた計画数量に対して記載すること。

3 ) 公園特性を活かした植物管理に関する提案

基本的な考え方・方針  
を基本的な方針として、

- 1 . 企画提案項目 :                    の活用
  - ・具体的な企画提案 :                    を活用し、 . . . . 実施します。
  - ・期待される効果 :                    を活用することにより、 . . . . が期待されます。
  
- 2 . 企画提案項目 :

  - ・具体的な企画提案 :
  - ・期待される効果 :

  
- 3 . 企画提案項目 :

  - ・具体的な企画提案 :
  - ・期待される効果 :

  
- 4 . 企画提案項目 :

  - ・具体的な企画提案 :
  - ・期待される効果 :

  
- 5 . 企画提案項目 :

  - ・具体的な企画提案 :
  - ・期待される効果 :

各企画提案項目には 1 から 5 までの通し番号を付けること。

企画提案項目の 1 . ~ 5 . に、本公園内の自然資源等を活用した魅力ある花修景や河川公園ならではの風景の演出に関して、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式 2 - 2 1 2 の改善提案も行うこと。

記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

当初契約に基づく数量ではなく、追加業務も含めた計画数量に対して記載すること。

4 ) 公園特性及び資源、施設を活かした運営管理に関する提案

基本的な考え方・方針  
を基本的な方針として、

- 1 . 企画提案項目 :                    の活用
  - ・具体的な企画提案 :                    を活用し、 . . . . 実施します。
  - ・期待される効果 :                    を活用することにより、 . . . . が期待されます。
  
- 2 . 企画提案項目 :

  - ・具体的な企画提案 :
  - ・期待される効果 :

  
- 3 . 企画提案項目 :

  - ・具体的な企画提案 :
  - ・期待される効果 :

  
- 4 . 企画提案項目 :

  - ・具体的な企画提案 :
  - ・期待される効果 :

  
- 5 . 企画提案項目 :

  - ・具体的な企画提案 :
  - ・期待される効果 :

各企画提案項目には 1 から 5 までの通し番号を付けること。

企画提案項目の 1 . ~ 5 . に、本公園の河川公園ならではの魅力や機能を発揮させるための維持管理方法に関して、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式 2 - 2 1 2 の改善提案も行うこと。

記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

当初契約に基づく数量ではなく、追加業務も含めた計画数量に対して記載すること。

(提出様式 2 - 2 5)

5) 多様な利用プログラムの提供に関する提案				
基本的な考え方・方針 を基本的な方針として、 イベント・行事等利用プログラムの種類 1・開催数、参加人数【数値目標】				
イベント・行事名	1年目		2年目	3年目
	開催数 (回)	参加人数 (人)		
自然環境・歴史文化に関する利用プログラム 2		~		
地域連携プログラム 3		~		

1. 企画提案項目： の実施

- ・具体的な企画提案： において、・・・ を実施します。
- ・期待される効果： を実施することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

1: イベント・行事等は、本公園の意義や役割、機能を踏まえ、また本公園の様々な資源等を活用した内容のものとする。

2: 自然環境・歴史文化に関する利用プログラムとは、淀川を利用しながら淀川に対する理解を深めてもらうため、淀川とその周辺の歴史文化や自然環境などを学ぶ利用プログラムで、事業者が主催又は共催するもの。体験講座や自然環境学習のほか、生物の生息・生育環境の保全活動、清掃等の維持管理活動等を含む。

3: 地域連携イベントとは、淀川沿川の自治体、市民団体、地域住民、民間企業等と連携して開催する行催事で、事業者が主催又は共催するもの。自然環境・歴史文化に関する利用プログラムのほか、マラソンなどのスポーツ大会、地域の交流・活性化を目的としたイベント等を含む。

各企画提案項目には1から2までの通し番号を付けること。

企画提案項目1に、利用プログラムの開催数と参加人数の目標の実施、達成に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

企画提案項目2に、地域連携プログラムの開催数の目標の実施、達成に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

自主事業の自主イベントの企画提案については「(提出様式2-2-10)自主事業に関する提案」に記述するものとし、本様式では委託費で行う行催事(材料代等実費を公園利用者から徴収すること等ができるものを含む)のみを記載すること。

「利用プログラム」と「地域連携プログラム」の内容及び実施回数は重複してはならない。

企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2 12の改善提案も行うこと。

記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

利用プログラムの種類・開催数・延べ参加人数【数値目標】は、2年目及び3年目についても、1年目と同様、開催数・延べ参加人数の目標値を記入すること。

当初契約に基づく数量ではなく、追加業務も含めた計画数量に対して記載すること。



6) 情報受発信の充実にに関する提案

基本的な考え方・方針  
を基本的な方針として、

マスコミ報道件数・ホームページアクセス件数【数値目標】 ( 単位 : 件 )

年目	1 年目	2 年目	3 年目
年間 マスコミ報道 件数			
年間 ホームページ アクセス件数			

1. 企画提案項目 :            の活用  
・具体的な企画提案 :            を活用し、・・・実施します。  
・期待される効果 :            を活用することにより、・・・が期待されます。
  
2. 企画提案項目 :  
・具体的な企画提案 :  
・期待される効果 :
  
3. 企画提案項目 :  
・具体的な企画提案 :  
・期待される効果 :
  
4. 企画提案項目 :  
・具体的な企画提案 :  
・期待される効果 :
  
5. 企画提案項目 :  
・具体的な企画提案 :  
・期待される効果

各企画提案項目には 1 から 5 までの通し番号を付けること。  
マスコミ報道件数やホームページアクセス件数の目標を設定の上、それら実施、達成に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。  
企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式 2 - 2 1 2 の改善提案も行うこと。

記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。  
当初契約に基づく数量ではなく、追加業務も含めた計画数量に対して記載すること。

7) 地域との連携活動・市民との協働活動に関する提案

基本的な考え方・方針  
を基本的な方針として、

1. 企画提案項目：                    と連携  
・具体的な企画提案：                    と連携し、・・・実施します。  
・期待される効果：                    と連携することにより、・・・が期待されます。
  
2. 企画提案項目：  
・具体的な企画提案：  
・期待される効果：
  
3. 企画提案項目：  
・具体的な企画提案：  
・期待される効果：
  
4. 企画提案項目：  
・具体的な企画提案：  
・期待される効果：
  
5. 企画提案項目：  
・具体的な企画提案：  
・期待される効果

各企画提案項目には 1 から 5 までの通し番号を付けること。

企画提案項目 1 . ~ 2 . に、周辺自治体や学校、地域住民等関係機関や関係者との連携体制、協力体制の構築に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

企画提案項目 3 . ~ 5 . に、ボランティアや N P O 団体との連携方策及びボランティア活動の充実・継続に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式 2 - 2 1 2 の改善提案も行うこと。

記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

当初契約に基づく数量ではなく、追加業務も含めた計画数量に対して記載すること。

8 ) 公園利用者等の安全を確保する管理手法に関する提案

基本的な考え方・方針  
を基本的な方針として、

- 1 . 企画提案項目 :                    の活用
  - ・具体的な企画提案 :                    を活用し、 . . . . 実施します。
  - ・期待される効果 :                    を活用することにより、 . . . . が期待されます。
  
- 2 . 企画提案項目 :
  - ・具体的な企画提案 :
  - ・期待される効果 :
  
- 3 . 企画提案項目 :
  - ・具体的な企画提案 :
  - ・期待される効果 :
  
- 4 . 企画提案項目 :
  - ・具体的な企画提案 :
  - ・期待される効果 :
  
- 5 . 企画提案項目 :
  - ・具体的な企画提案 :
  - ・期待される効果 :

各企画提案項目には 1 から 5 までの通し番号を付けること。

企画提案項目 1 . ~ 2 . に、公園利用者の安全・安心を確保する施設管理および運営管理について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

企画提案項目 3 . ~ 4 . に、既存地形や河川公園という本公園の特性を踏まえた上で、ハード面、ソフト面でのユニバーサルデザイン対応について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

企画提案項目 5 . に、公園スタッフに関する事故を未然に防ぐ取組について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式 2 - 2 1 2 の改善提案も行うこと。

記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

当初契約に基づく数量ではなく、追加業務も含めた計画数量に対して記載すること。

9) 緊急時及び非常時の対応に関する提案

基本的な考え方・方針  
を基本的な方針として、

1. 企画提案項目：                    の実施
  - ・具体的な企画提案：                    について、・・・実施します。
  - ・期待される効果：                    をすることにより、・・・の防止が期待されます。
  
2. 企画提案項目：
  - ・具体的な企画提案：
  - ・期待される効果：
  
3. 企画提案項目：
  - ・具体的な企画提案：
  - ・期待される効果：
  
4. 企画提案項目：
  - ・具体的な企画提案：
  - ・期待される効果：
  
5. 企画提案項目：
  - ・具体的な企画提案：
  - ・期待される効果：

各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

企画提案項目1.～2.に、緊急事態を想定し、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

企画提案項目3.～4.に、トラブル時や緊急時に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

企画提案項目5.に、繁忙期において、混乱回避のための体制構築を含めた対応策について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2 12の改善提案も行うこと。

記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

当初契約に基づく数量ではなく、追加業務も含めた計画数量に対して記載すること。

1 0 ) 自主事業に関する提案

基本的な考え方・方針  
を基本的な方針として、

1 . 企画提案項目 : の実施

- ・具体的な企画提案 : において、・・・ を実施します。
- ・期待される効果 : を実施することにより、・・・が期待されます。

2 . 企画提案項目 :

- ・具体的な企画提案 :
- ・期待される効果 :

3 . 企画提案項目 :

- ・具体的な企画提案 :
- ・期待される効果 :

4 . 企画提案項目 :

- ・具体的な企画提案 :
- ・期待される効果 :

5 . 企画提案項目 :

- ・具体的な企画提案 :
- ・期待される効果 :

各企画提案項目には 1 から 5 までの通し番号を付けること。

公園の目的・魅力の向上の観点について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式 2 - 2 1 2 の改善提案も行うこと。

自主事業：事業者の独立採算により行う事業をいう。

記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

当初契約に基づく数量ではなく、追加業務も含めた計画数量に対して記載すること。

1 1 ) 収益施設の運営に関する提案

基本的な考え方・方針  
を基本的な方針として、

- 1 . 企画提案項目 :                    の活用
  - ・具体的な企画提案 :                    を活用し、 . . . . 実施します。
  - ・期待される効果 :                    を活用することにより、 . . . . が見込まれます。
- 2 . 企画提案項目 :
- ・具体的な企画提案 :
- ・期待される効果 :
  
- 3 . 企画提案項目 :
- ・具体的な企画提案 :
- ・期待される効果 :
  
- 4 . 企画提案項目 :
- ・具体的な企画提案 :
- ・期待される効果 :
  
- 5 . 企画提案項目 :
- ・具体的な企画提案 :
- ・期待される効果 :

企画提案項目 1 . 野球場・テニスコート等における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式 2 - 2 1 2 の改善提案も行うこと。

記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。  
当初契約に基づく数量ではなく、追加業務も含めた計画数量に対して記載すること。

1 2 ) 各業務の最低水準 ( 現行基準 ) として示された仕様書に対する、改善提案

基本的な考え方・方針  
を基本的な方針として、

1 . 改善提案項目 : 工

- ・設計数量 : m 2
- ・変更数量 : m 2
- ・変更可能な理由 : を導入し、・・・の質が向上 ( を削減 ) します。
- ・期待される効果 : を導入することにより、・・・の削減が見込まれます。

2 . 改善提案項目 :

- ・設計数量 :
- ・変更数量 :
- ・変更可能な理由 :
- ・期待される効果 :

3 . 改善提案項目 :

- ・設計数量 :
- ・変更数量 :
- ・変更可能な理由 :
- ・期待される効果 :

4 . 改善提案項目 :

- ・設計数量 :
- ・変更数量 :
- ・変更可能な理由 :
- ・期待される効果 :

5 . 改善提案項目 :

- ・設計数量 :
- ・変更数量 :
- ・変更可能な理由 :
- ・期待される効果 :

各改善提案項目には通し番号を付けること。

改善提案による質の維持向上又は経費の削減 ( あるいはその両方 ) に関する提案について、実現性のある改善提案および期待される効果を具体的に記述する。

設計数量が変更となる場合には、数量総括表に変更数量を記述して提出すること。

記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

当初契約に基づく数量内で提案がある場合のみ記載すること。

## 企画書の提案に関する注意事項等

- 1．各企画提案および改善提案について、着眼点が他と比較して優れており、具体性、実現性があり、当該公園において適切かつ効果的なものであるか等の妥当性について総合的な観点から評価する。
- 2．各企画提案および改善提案の頁数は、説明図表を含めA4版2頁以内とする。  
上記頁数を超えた場合、加点評価対象は2頁目までに記載されている内容とし、3頁目以降に記載した内容は加点評価対象としない。ただし、3頁目以降に記載した内容（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。
- 3．各企画提案の項目数は最大5項目までとし、記載の順に1から5までの通し番号を付けること。  
加点評価対象は番号1から5の企画提案項目までとし、これを超えた企画提案項目は加点評価対象としない。また、通し番号の記載がない企画提案項目についても加点評価対象としない。ただし、超過した企画提案項目又は通し番号の記載がない企画提案項目（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。
- 4．改善提案は、記載の順に1から通し番号を付けること。  
通し番号の記載がない改善提案項目については加点評価対象としない。ただし、通し番号の記載がない改善提案項目（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。  
頁数は、上記2．によるものとする。
- 5．1つの企画提案項目は1つの着目対象（ 対策、等）に限って設定すること。  
複数の着目対象に対する企画提案項目を記載した場合には、当該企画提案項目を加点評価対象としない場合がある。ただし、当該企画提案項目（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。
- 6．1つの企画提案項目に対する具体的な企画提案は、業務の特性及び現場条件等を考慮のうえ、企画提案項目とした着目対象に関して効果を発現させるための実施方法（効果を高めるために付帯して行うものを含む。）を具体的に記載する。  
曖昧な表現及び「仕様書に基づき履行」等の簡易な表現はしないこと。



7. 以下に示すような企画提案項目は、標準案と同程度であり効果が期待できないものとし、加点評価しない。

仕様書及び関係法令を遵守した標準的な内容

8. 以下に示すような企画提案項目は、実施を認めないもの(履行不可)とする。

関係法令に違反するもの

入園料、使用料等の増減を変更させるもの

開園日時を変更させるもの(主催イベントなど仕様書で明示してあるものは除く)

9. 文字寸法は10.5ポイント以上とする。図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ9ポイント程度までとし、判読できない場合は、図表等を評価しない場合がある。

10. 白黒片面印刷で提出するものとする。

11. 企画書の提出部数は1部とし、通しの頁数を以下の例のように頁右下に記載するものとする。(例 1/10, 2/10...9/10, 10/10)。

12. 企画書に個別法人および個別グループ等が特定できる記載内容(法人名、個人名など)がある場合は、その記載された頁に該当する実施要項表9に示す「区分」は加点評価対象としない。ただし、当該区分(履行不可と判断されたものを除く。)についても特定された場合は、履行義務を負うものとする。

(例)

会社	当法人
財団	当法人
共同体	当法人
グループ	関連グループ 等

固有の名称は用いないこと。

13. 各企画提案および改善提案を作成する上で、同様な内容を記述する場合は、該当箇所「(再掲)」と記載すること。ただし、加点対象とするが、実施要項表9に示す「区分」によって評価が異なる場合がある。

14. 企画書等に関するヒアリングは、当初契約に基づく数量ではなく、追加業務も含めた計画数量に対して行うことから、以下の様式については、追加業務も含めた計画数量を満たす提案とする。

・様式 2-2-1、2-2-2、2-2-3、2-2-4、2-2-5、2-2-6、  
2-2-7、2-2-8、2-2-9、2-2-10、2-2-11

15. 「従来の実施方法に対する改善提案」は、当初契約に基づく数量内で提案がある場合のみ様式 2-2-12 に記載すること。

淀川河川公園  
収益施設運営計画書

提 出 様 式

国土交通省 近畿地方整備局

【企画書提出時に提出すること】

(様式3-1)

平成 年 月 日

## 収益施設運営計画書

国土交通省 近畿地方整備局 殿

(申込者)社 名

代表者

印

所在地

TEL(FAX)

下記施設について、淀川河川公園収益施設運営計画書を提出します。

### 記

- (1)所在地 大阪市福島区海老江三丁目・四丁目・六丁目並びに大阪市大淀北二丁目(海老江地区)  
～京都府八幡市八幡在応寺地先(背割堤地区)
- (2)対象施設 野球場・テニスコート等(40地区)、自動販売機、公衆電話

\* 共同体として参加する者が提出する場合は、H28 - 31 淀川河川公園運営維持管理業務について、業務全体の計画立案及びマネジメント業務をする者とする。

## 収益施設運営計画

<b>( 1 ) 運営施設全体の運営計画</b>
・ 基本的な考え方
・ 取組方策
・ 混雑期、閑散期に対応した運営方針

運営施設全体の運営計画について、基本的な考え方及び取組み方策を具体的に記述すること。

また、混雑期、閑散期に対応した運営方針も具体的に記述すること。

図表を含み A 4 版 2 枚までとし、文字サイズは 10 . 5 ポイント以上とする。

( 2 ) 収益施設の運営に関する提案

- 1 . 企画提案項目 :                    の設定
- ・具体的な企画提案 :                    を設定し、・・・実施します。
  - ・期待される効果 :                    を設定する事により、・・・が見込まれます。

企画提案項目 1 . 野球場・テニスコート等における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

文字寸法は 10 . 5 ポイント以上とする。図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ 9 ポイント程度までとする。白黒片面印刷で提出するものとする。

本様式に記述した企画提案については、企画書提出様式 2 - 2 - 1 2 と同様な内容とする。

( 3 - 1 ) 野球場・テニスコート等の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。  
様式は、図表を含み A 4 版 2 枚までとし、文字サイズは 1 0 . 5 ポイント以上とする。  
仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

( 3 - 2 ) 自動販売機の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス (新たに設置する場合)
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

様式は、図表を含み A 4 版 2 枚までとし、文字サイズは 1 0 . 5 ポイント以上とする。

仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

既存の自動販売機は、平成 24 年度末に撤去される予定である。

( 3 - 3 ) 公衆電話の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス ( 新たに設置する場合 )	
運営期間、運営時間	
料金設定	
主なサービス	

収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。  
様式は、図表を含み A 4 版 2 枚までとし、文字サイズは 1 0 . 5 ポイント以上とする。  
仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。  
ただし、公衆電話 1 台は既設 ( 近畿地方整備局設置 ) である。



H28-31 淀川河川公園  
運営維持管理業務

別添資料

平成 27 年 8 月

国土交通省近畿地方整備局

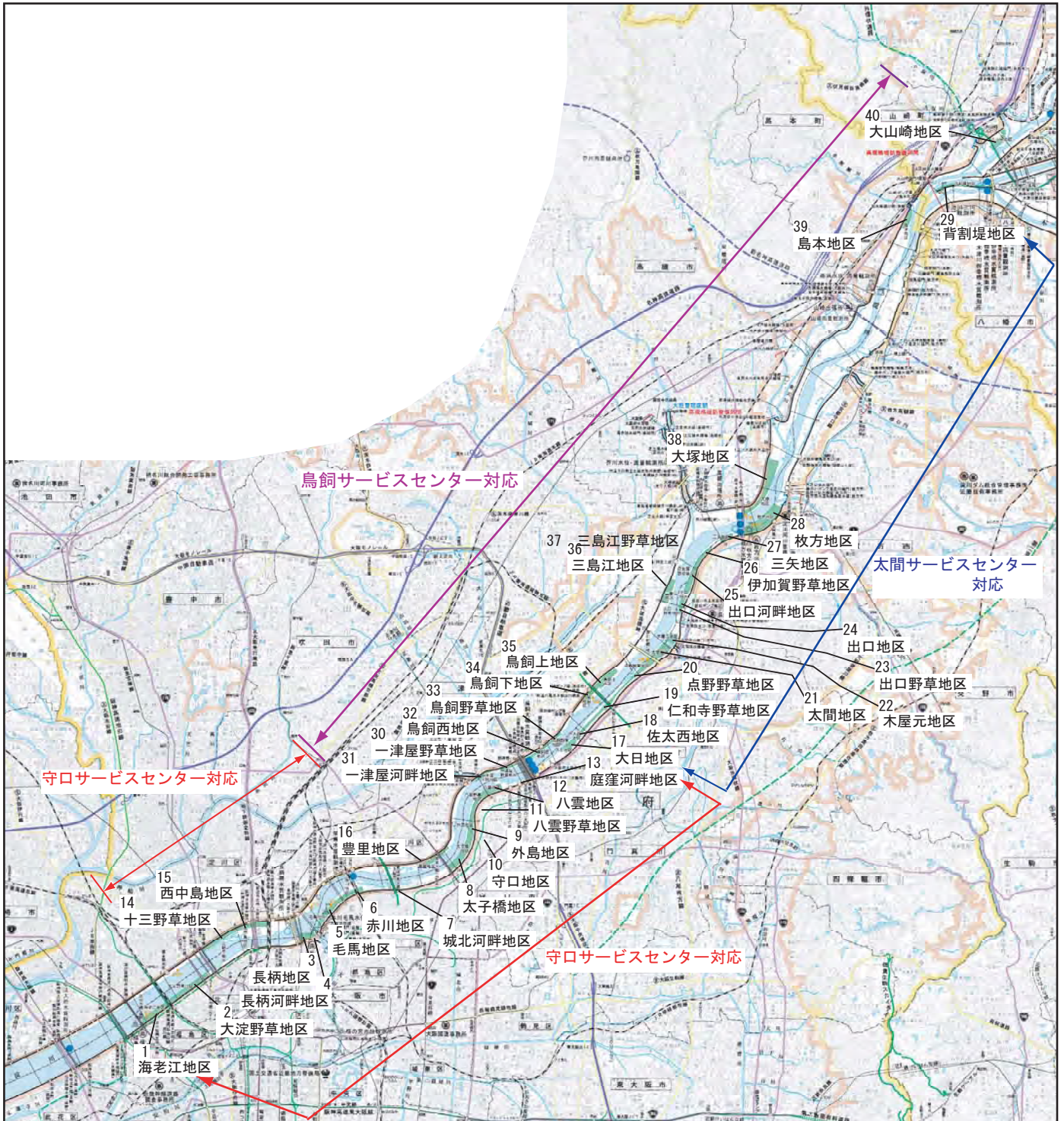
仕様書に関連する別添・様式

【淀川河川公園】

分類	資料名		頁番号
共通仕様書	別添 1	公園平面図	別添 1
	別添 2	国土交通本省委託契約取扱要領	別添 41
	別添 3	管理事務所図	別添 53
	別添 4	淀川河川公園における行為の禁止等について	別添 59
	別添 5	「H28-31 淀川河川公園 運営維持管理業務」における情報セキュリティについて	別添 61
	別添 6	土地利用方針	別添 63
	別添 7	公園施設の設置等許可申請書	別添 67
	別添 8	淀川河川公園災害対策要領	別添 68
	別添 9	危機管理について	別添 77
	別添 10	施設撤去仮置場所位置図	別添 88
	別添 11	提供施設一覧（建築物）	別添 114
	別添 12	提供施設一覧（機械器具等）	別添 115
	別添 13	園内施設位置図	別添 116
	別添 14	提供施設等の取扱について	別添 149
	別添 15	取得した備品の取り扱いについて	別添 153
本業務全体の計画立案及びマネジメント・企画立案	別添 16	許認可事務	別添 169
	別添 17	行催事について	別添 171
	別添 18	行催事実施計画書例	別添 173
	別添 19	団体、持込イベント、ロケーション、施設占用利用の手続き	別添 175
	別添 20	継続必要性の高いイベント対応	別添 184
	別添 21	淀川サポート制度実施要領	別添 185
	別添 22	三島江野草地区の管理運営にかかる取扱について	別添 189
	別添 23	公園ロゴタイプとマスコットキャラクター	別添 192
	別添 24	ペット対応	別添 193
	別添 25	利用者指導について	別添 195
	別添 26	巡視ルート図	別添 212
	別添 27	工作物点検について	別添 227
維持管理	別添 28	工作物に係る点検整備（位置図）	別添 230
植物管理	別添 29	樹木・草花管理区域図	別添 293
	別添 30	草丈調査報告書（草地管理区域図）	別添 327

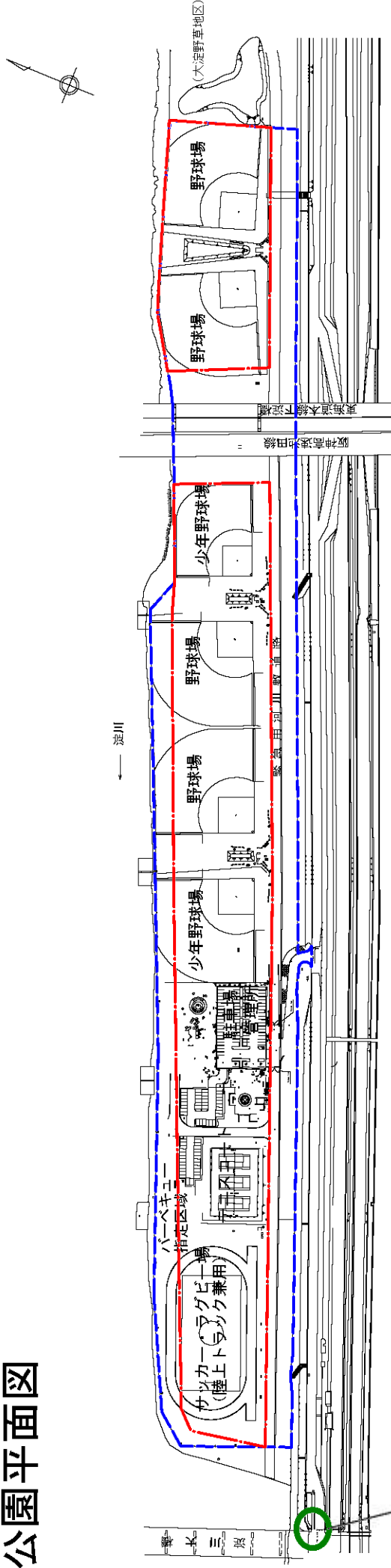
分類	資料名		頁番号
規定書 収益施設管理運営	別添 31	収益施設管理運営対象区域図	別添 373
	別添 32	淀川河川公園施設予約システム（よどいこ） 一般ユーザー操作マニュアル	別添 395
	別添 33	施設（よどいこ！）の利用申し込み手順	別添 436
	別添 34	公園利用重点調整区域	別添 439
	別添 35	背割堤サービスセンター（仮称）の概要	別添 465
様式	別添様式 1	管理月報	別添 466
	別添様式 2	管理四半期報	別添 469

# 公園平面図



次頁より各地区の供用区域及び管理対象区域を示す。  
管理対象区域とは、業務対象敷地であり、供用区域及び隣接する緊急用河川敷道路、坂路、保安区域を示す。

# 公園平面図

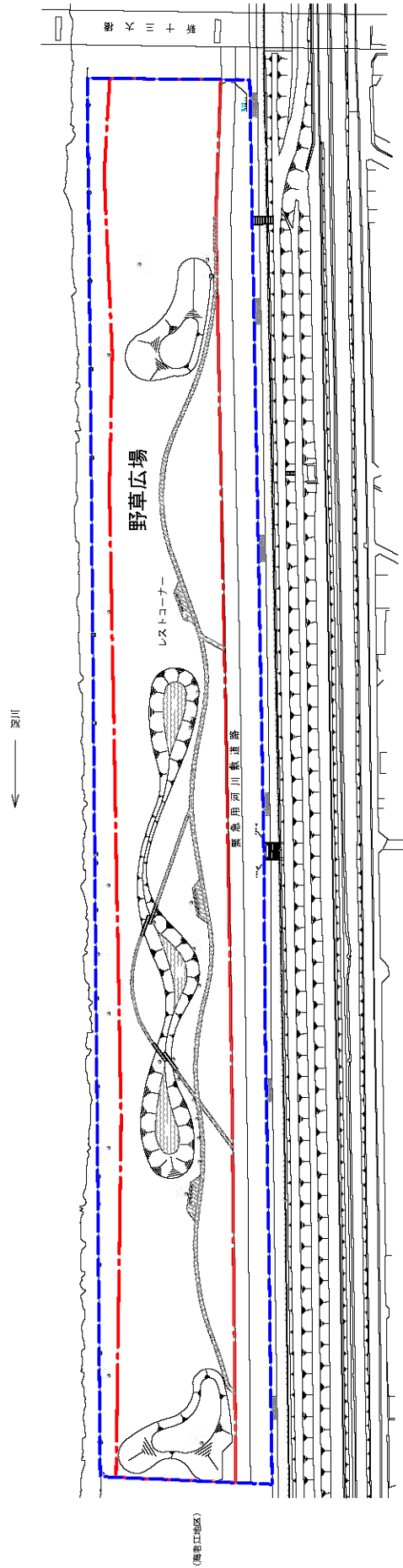
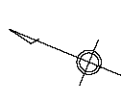


凡 例	
	供用区域
	管理対象区域

0m 10m 30m 50m 100m

## 1. 海老江地区

# 公園平面図



(鎌倉江地区)

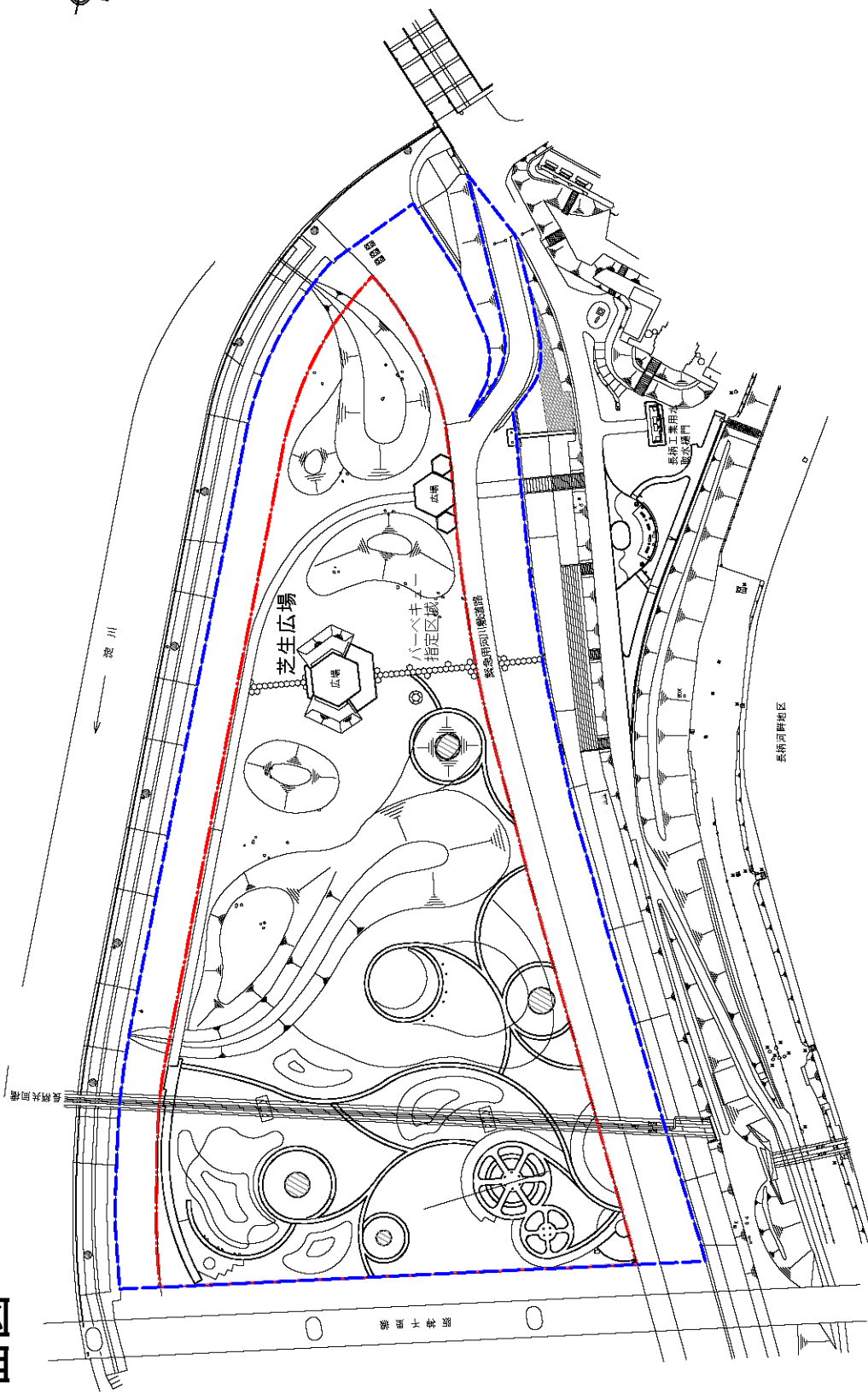
凡 例	
<span style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	供用区域
<span style="border: 1px dashed blue; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	管理対象区域

0m 10m 30m 50m 100m

## 2. 大淀野草地区



# 公園平面図

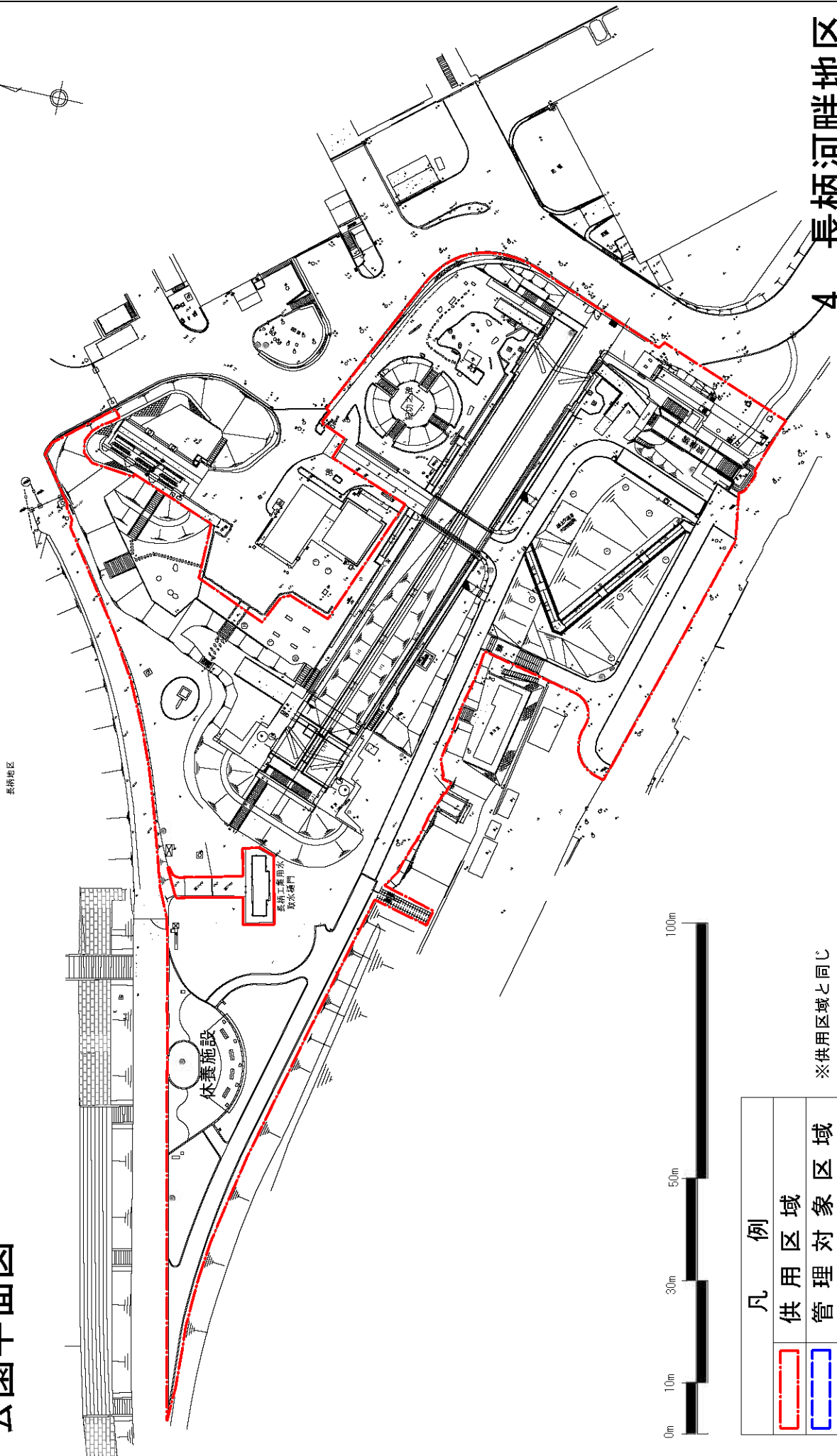


凡例	
	供用区域
	管理対象区域



## 3. 長柄地区

# 公園平面図



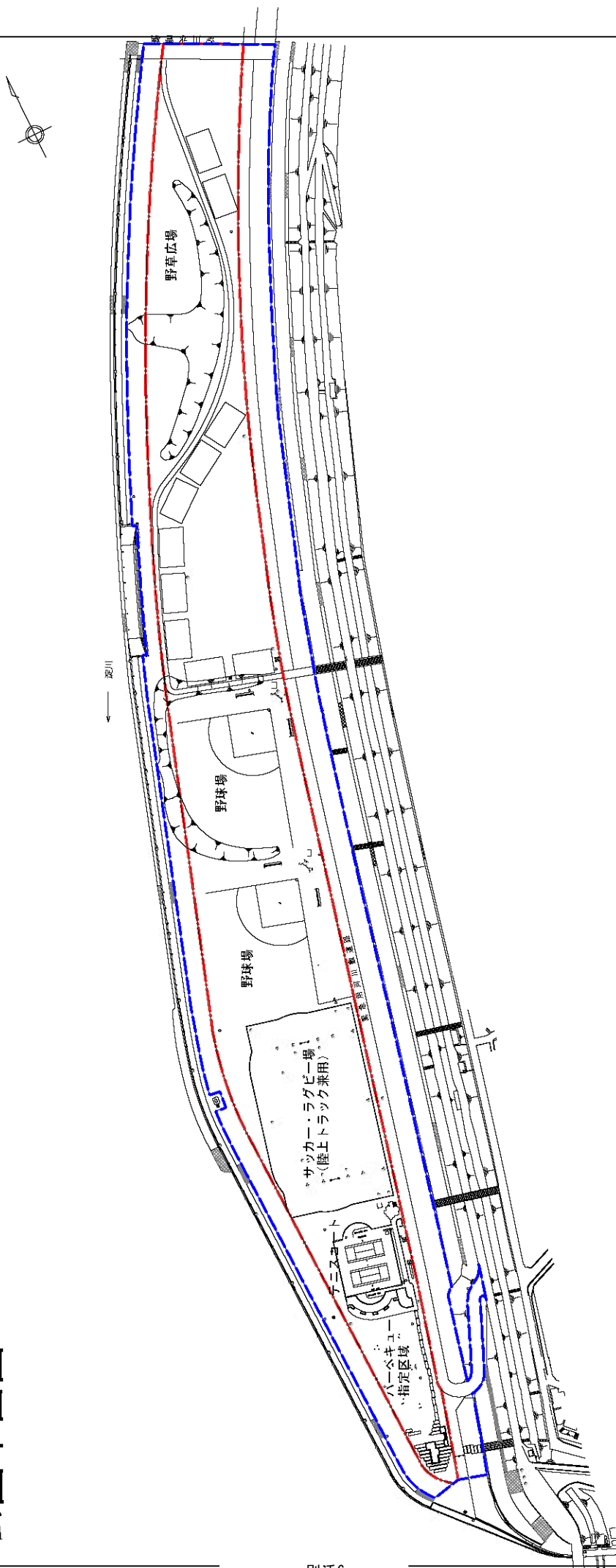
凡 例	
<span style="border: 2px solid red; padding: 2px;"> </span>	供用区域
<span style="border: 2px dashed blue; padding: 2px;"> </span>	管理対象区域

※供用区域と同じ

## 4. 長柄河畔地区



# 公園平面図

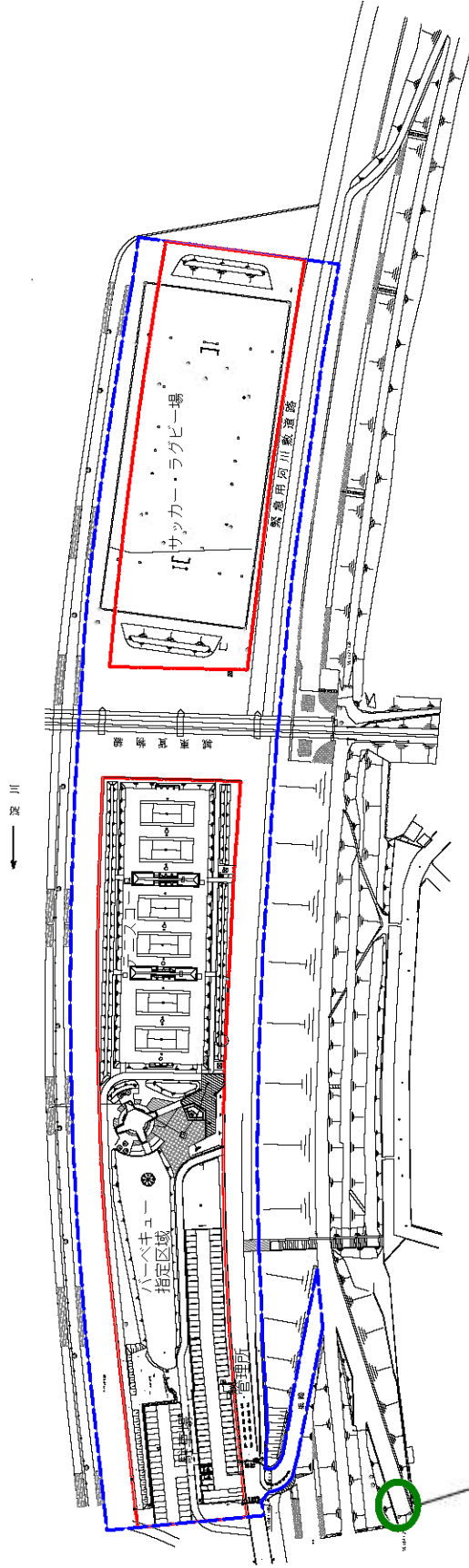


凡 例	
<span style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	供用区域
<span style="border: 1px dashed blue; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	管理対象区域



## 5. 毛馬地区

# 公園平面図

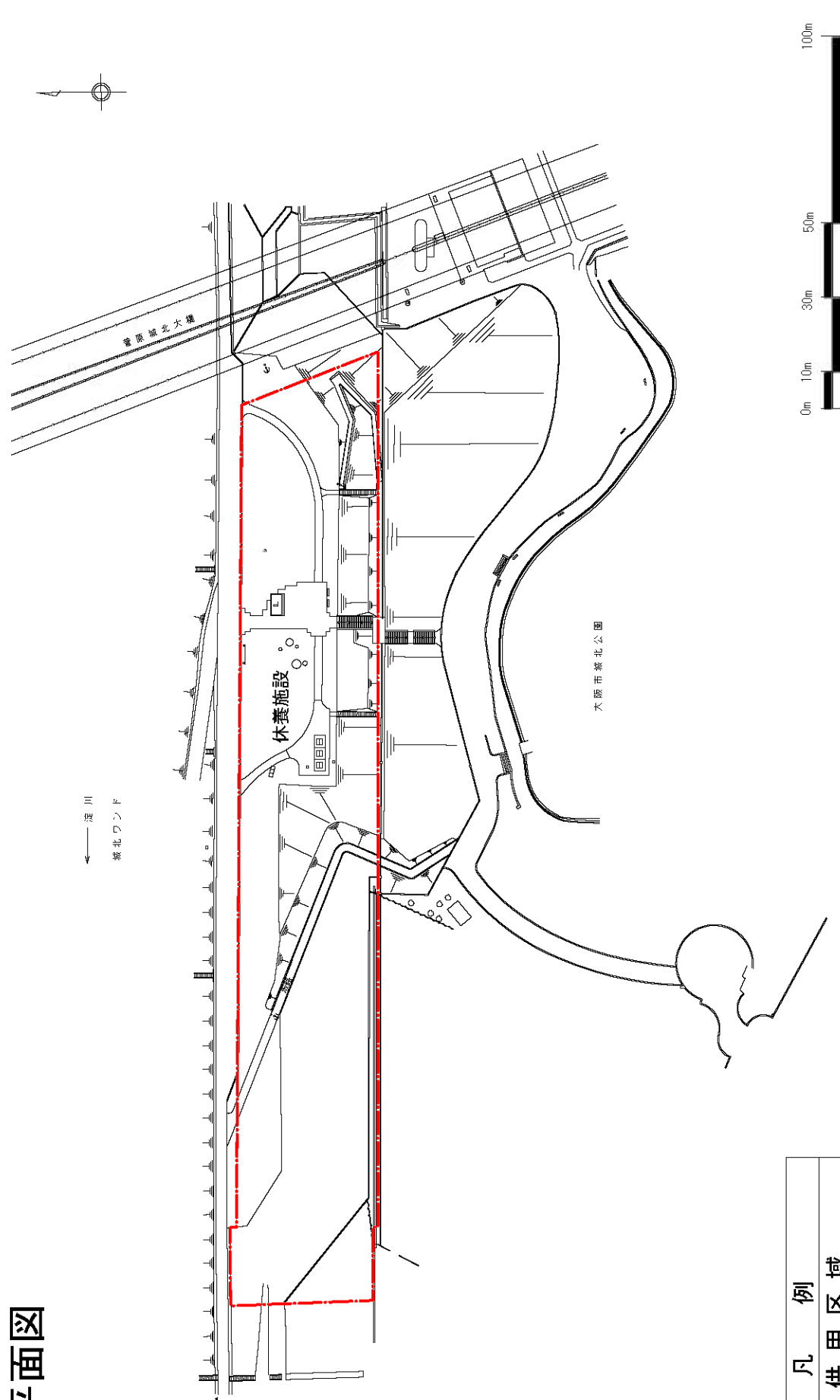


凡 例	
<span style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	供用区域
<span style="border: 1px dashed blue; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	管理対象区域

0m 10m 30m 50m 100m

## 6. 赤川地区

# 公園平面図

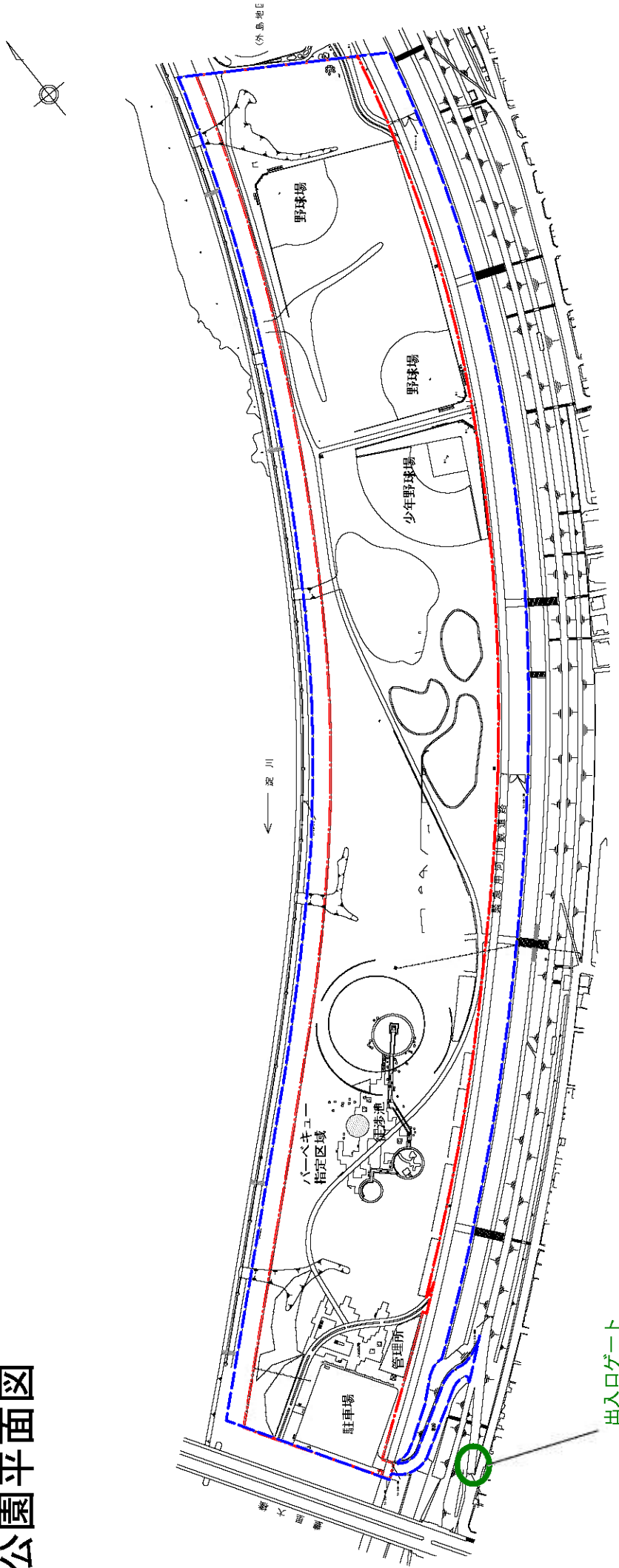


凡 例	
	供用区域
	管理対象区域

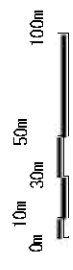
※供用区域と同じ

## 7. 城北河畔地区

# 公園平面図

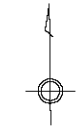


凡 例	
	供用区域
	管理対象区域

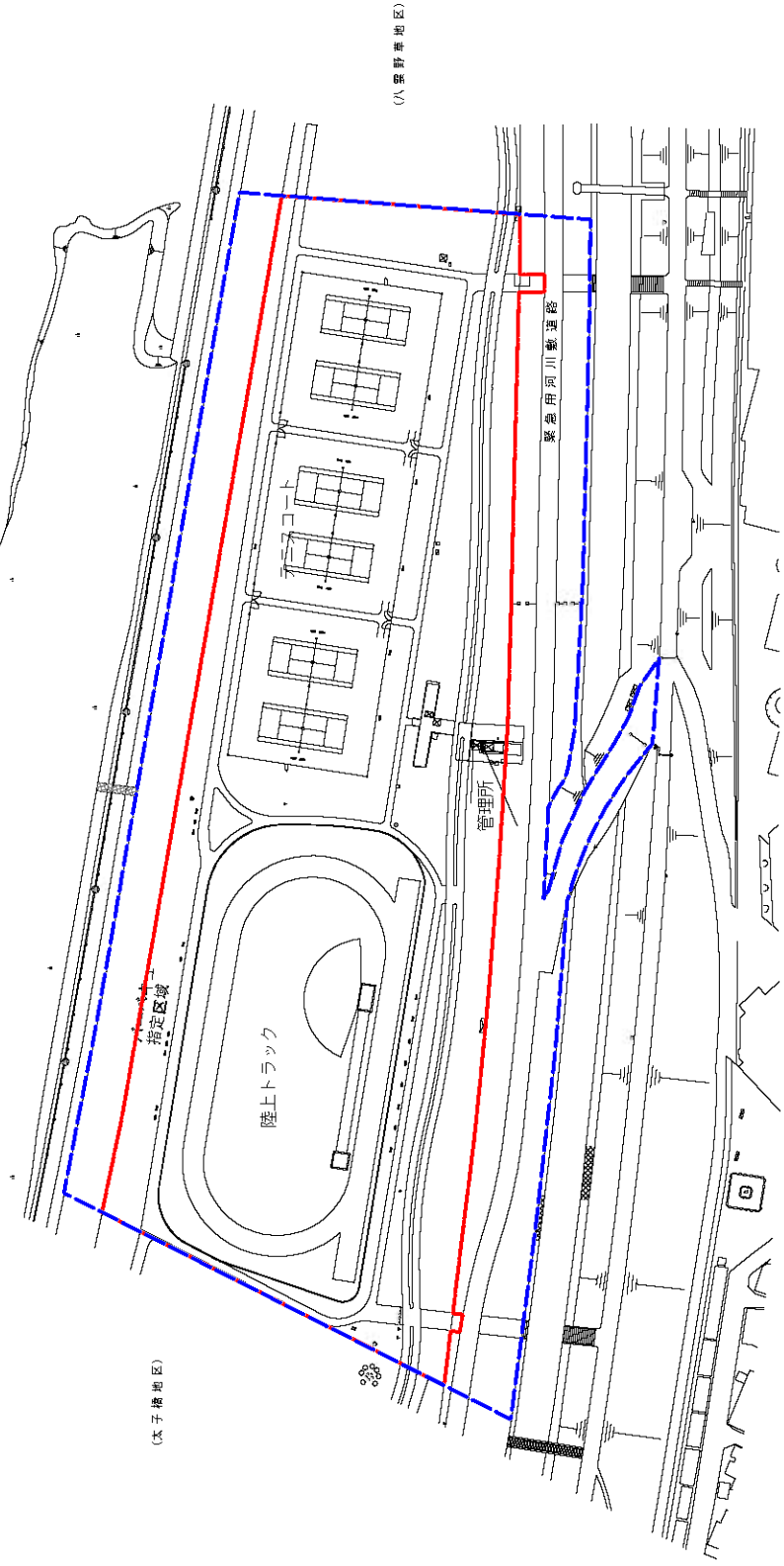


## 8. 太子橋地区

# 公園平面図



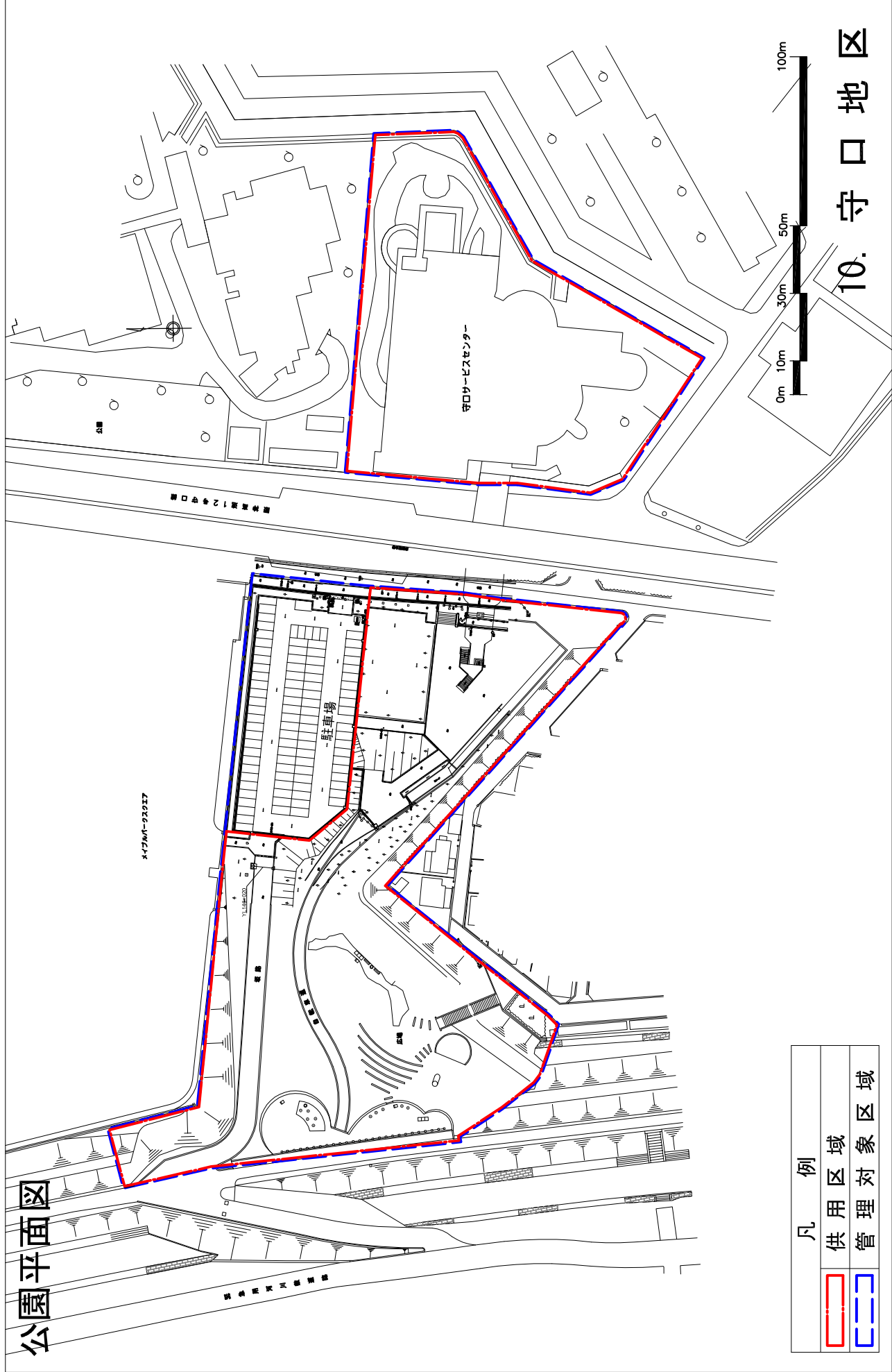
渡川



凡 例	
	供用区域
	管理対象区域

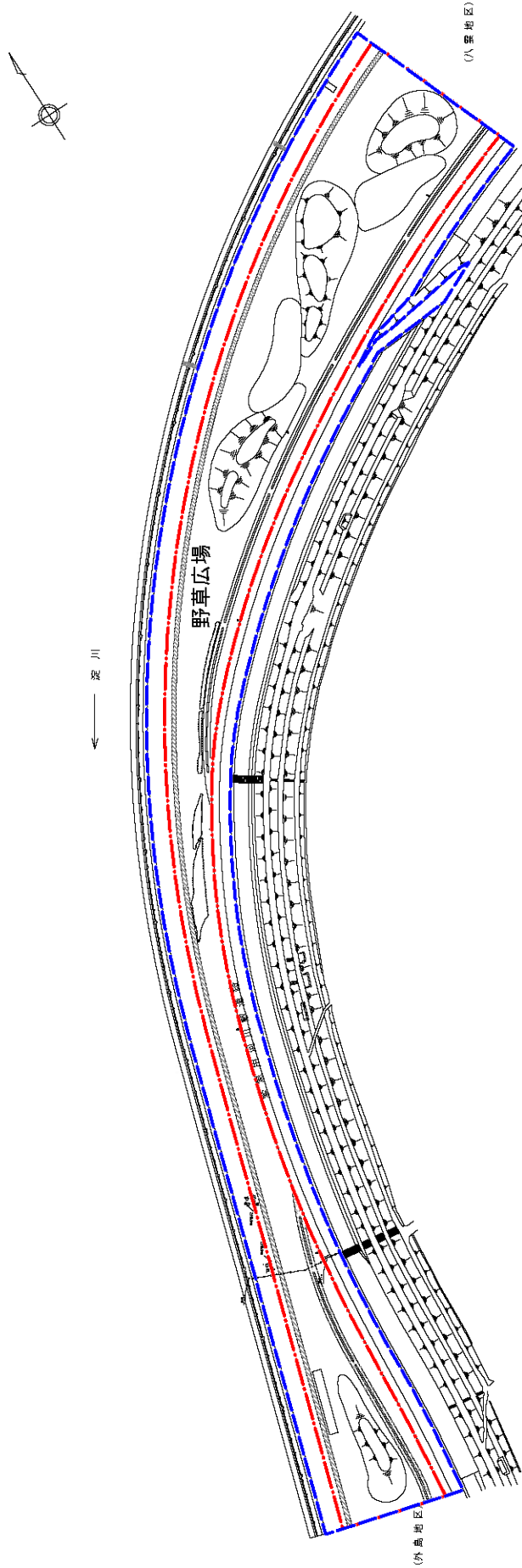


## 9. 外島地区



凡 例	
	供用区域
	管理対象区域

# 公園平面図

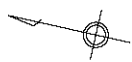


凡 例	
	供用区域
	管理対象区域

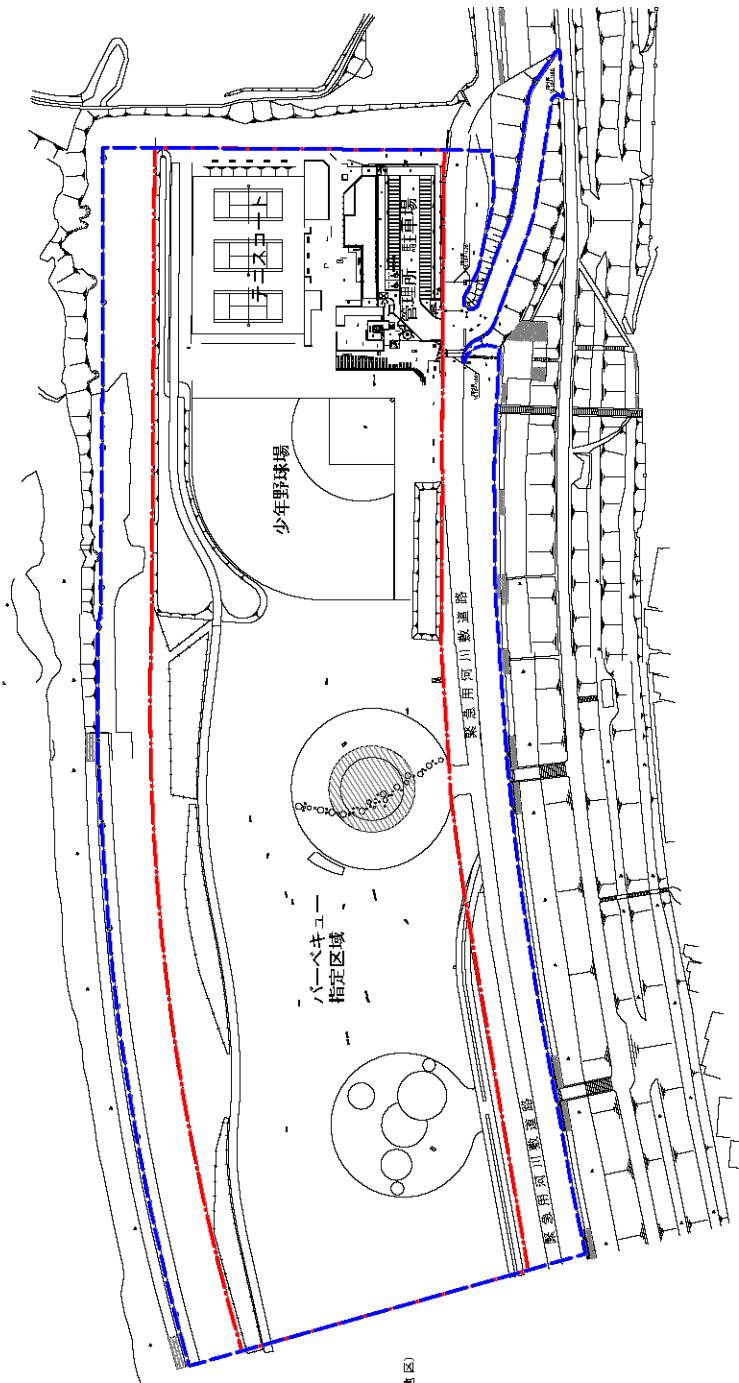


## 11. 八雲野草地区

# 公園平面図



← 淀川



(A 栗野草地区)

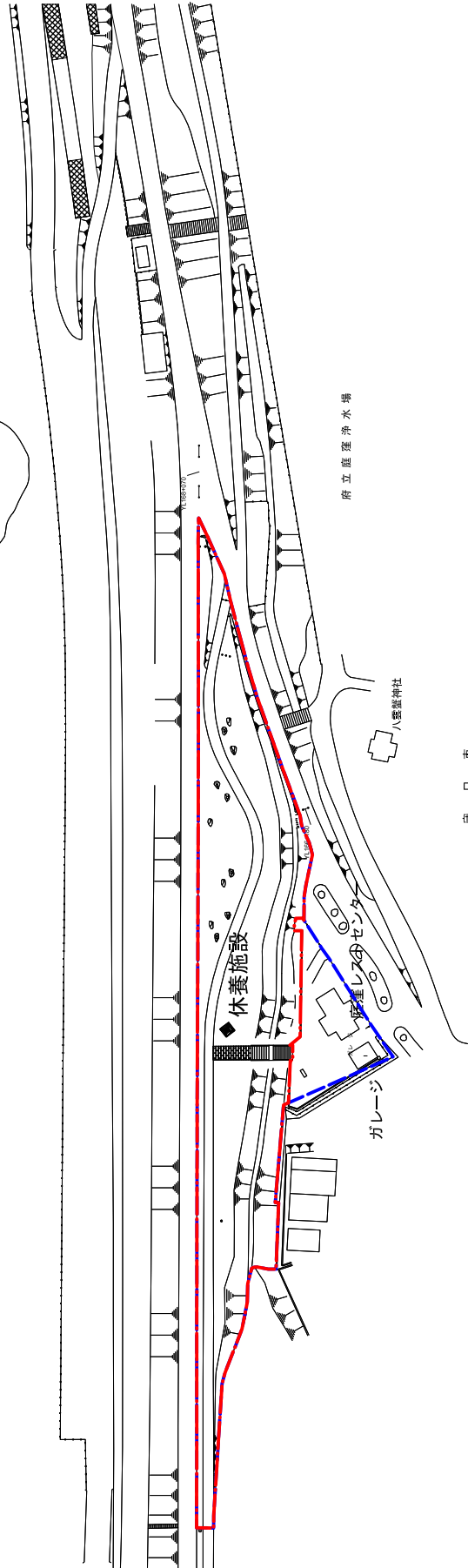
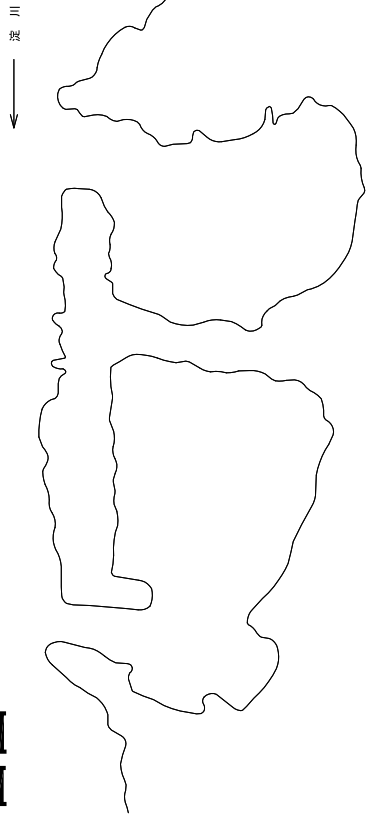
凡 例	
<span style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	供用区域
<span style="border: 1px dashed blue; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	管理対象区域



## 12. 八雲地区



# 公園平面図



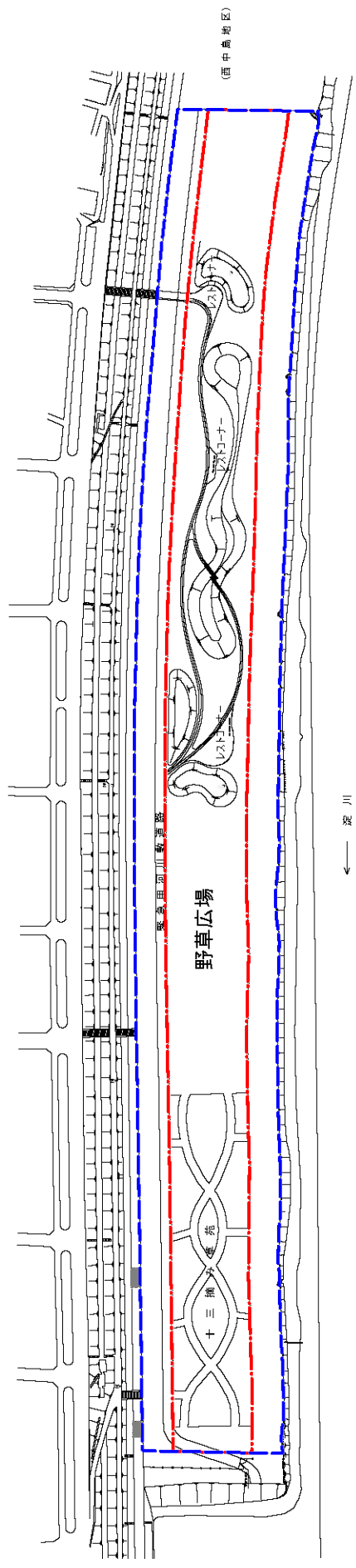
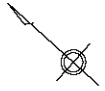
守 口 市

凡 例	
	供用区域
	管理対象区域



## 13. 庭窪河畔地区

# 公園平面図



(西中島地区)

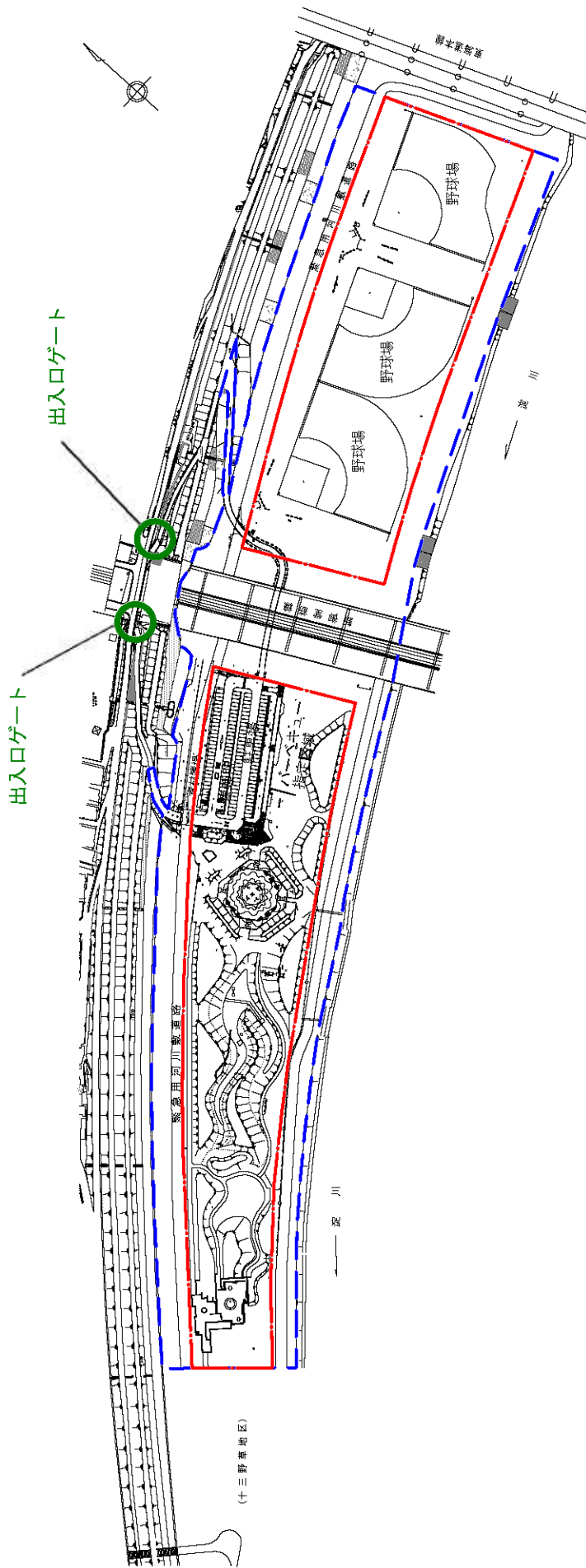
← 遊川

凡 例	
	供用区域
	管理対象区域



## 14. 十三野草地区

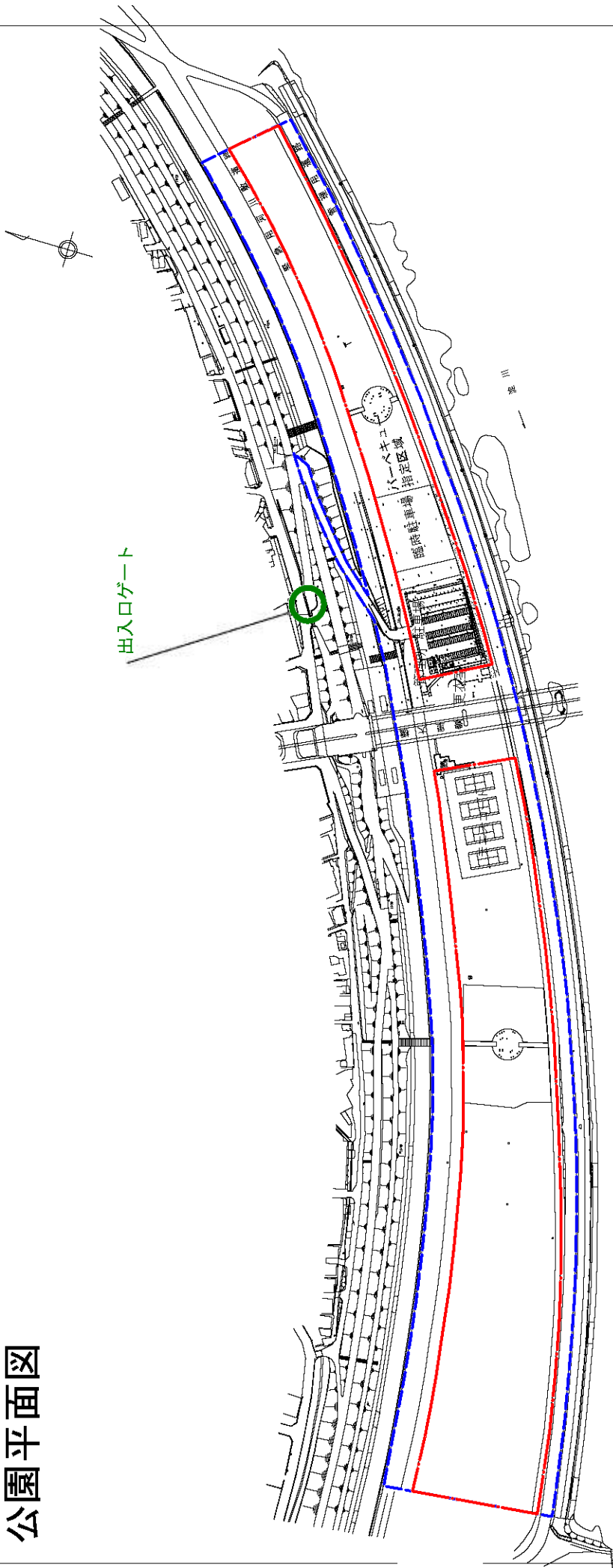
# 公園平面図



凡 例	
<span style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span>	供用区域
<span style="border: 1px dashed blue; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span>	管理対象区域

## 15. 西中島地区

# 公園平面図

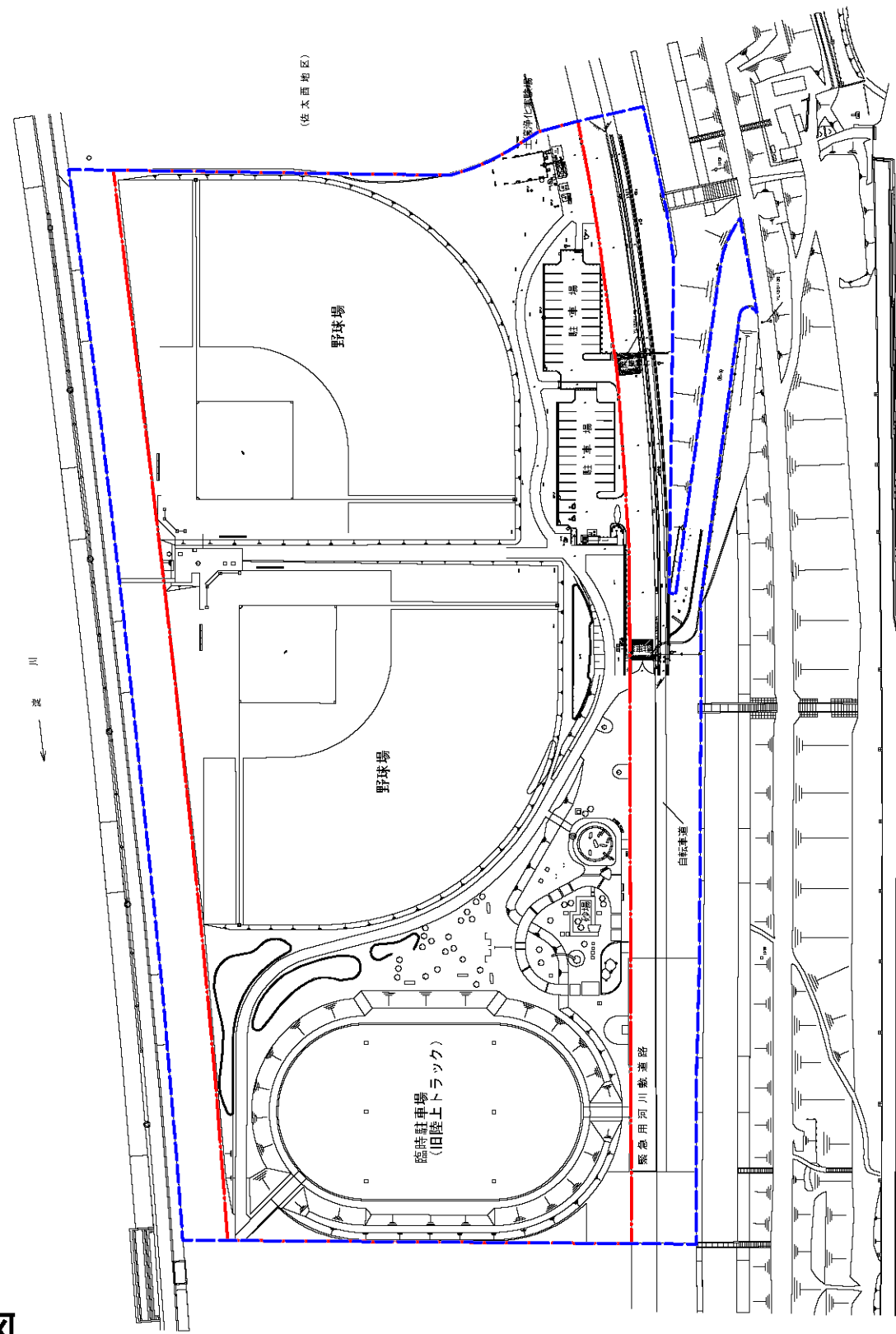


凡 例	
	供用区域
	管理対象区域



## 16. 豊里地区

# 公園平面図



(佐太西地区)

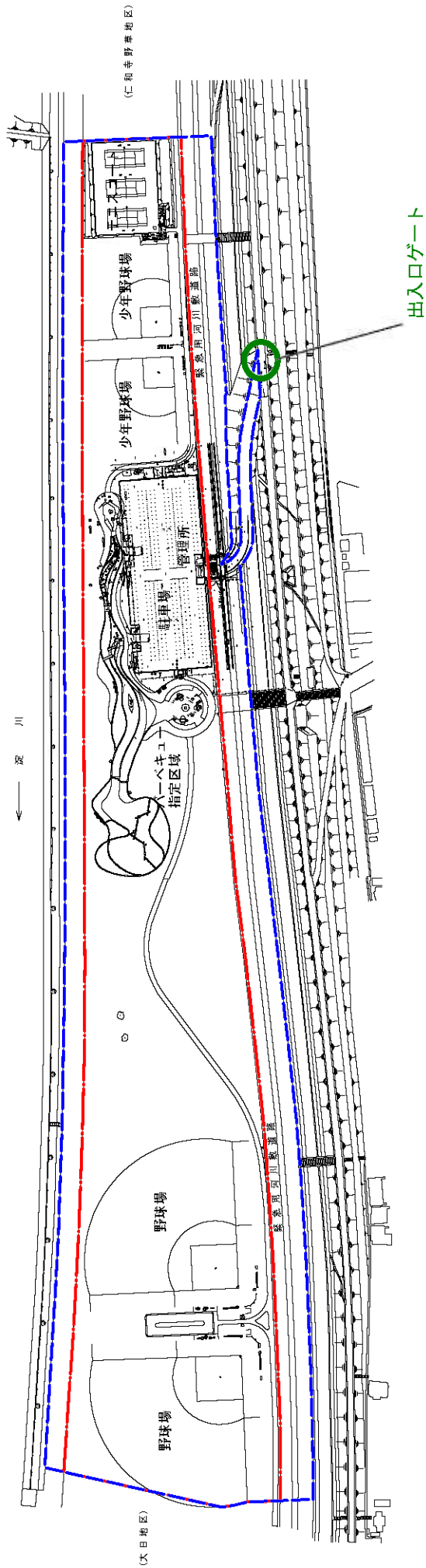
## 凡例

	供用区域
	管理対象区域



## 17. 大日地区

# 公園平面図

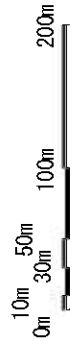
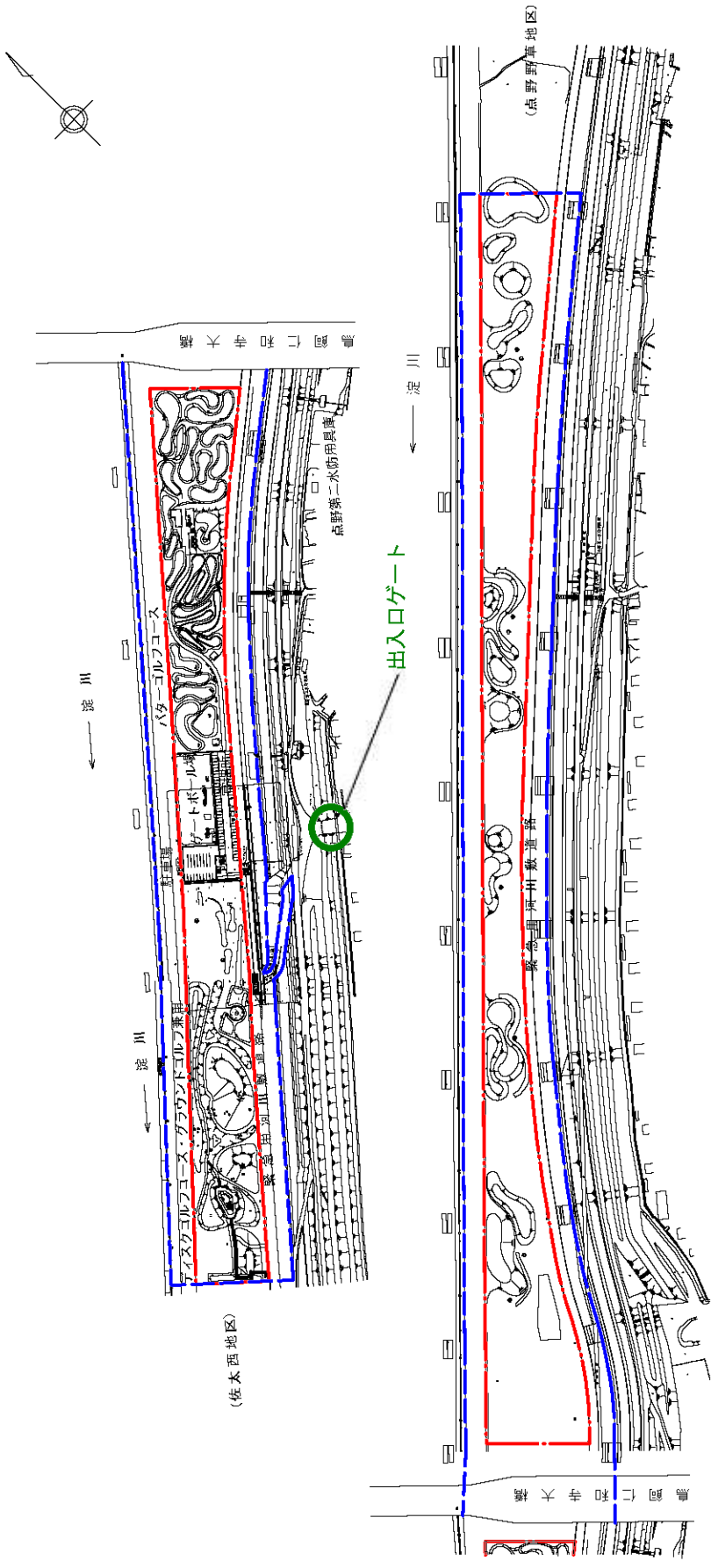


凡 例	
<span style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	供用区域
<span style="border: 1px dashed blue; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	管理対象区域



## 18. 佐太西地区

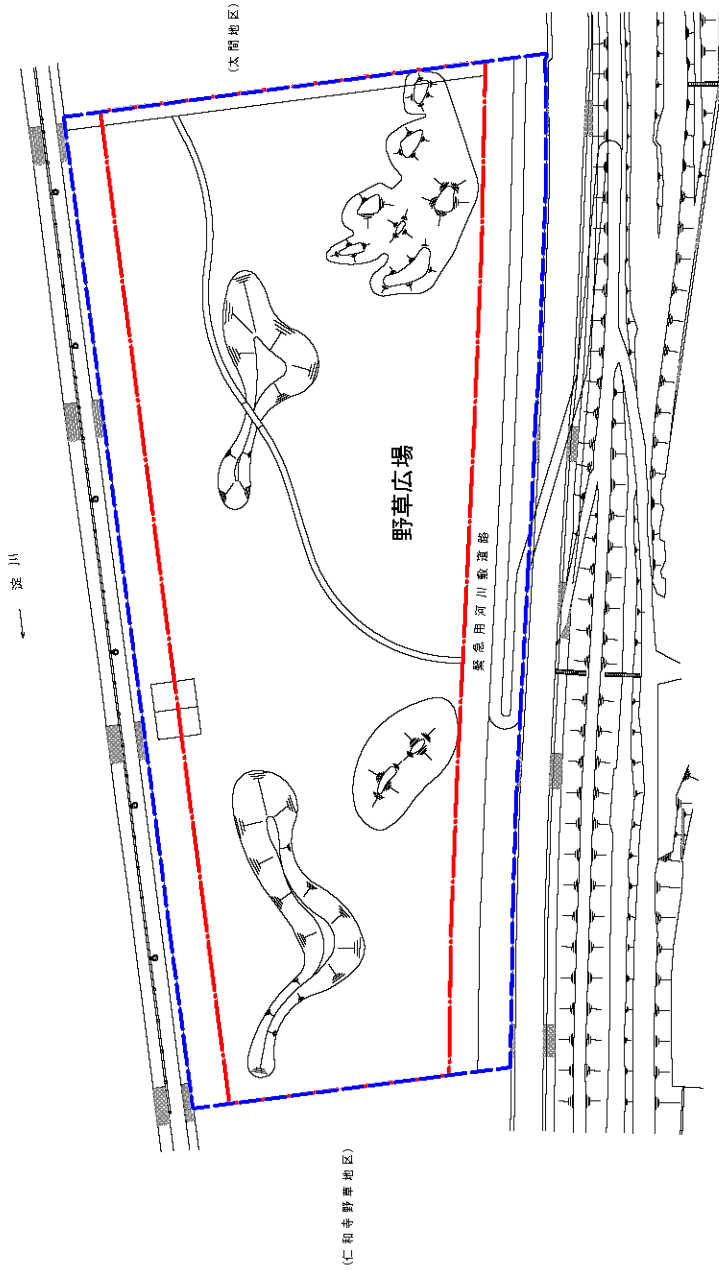
# 公園平面図



凡 例	
<span style="border: 1px dashed red; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	供用区域
<span style="border: 1px dashed blue; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	管理対象区域

## 19. 仁和寺野草地区

# 公園平面図

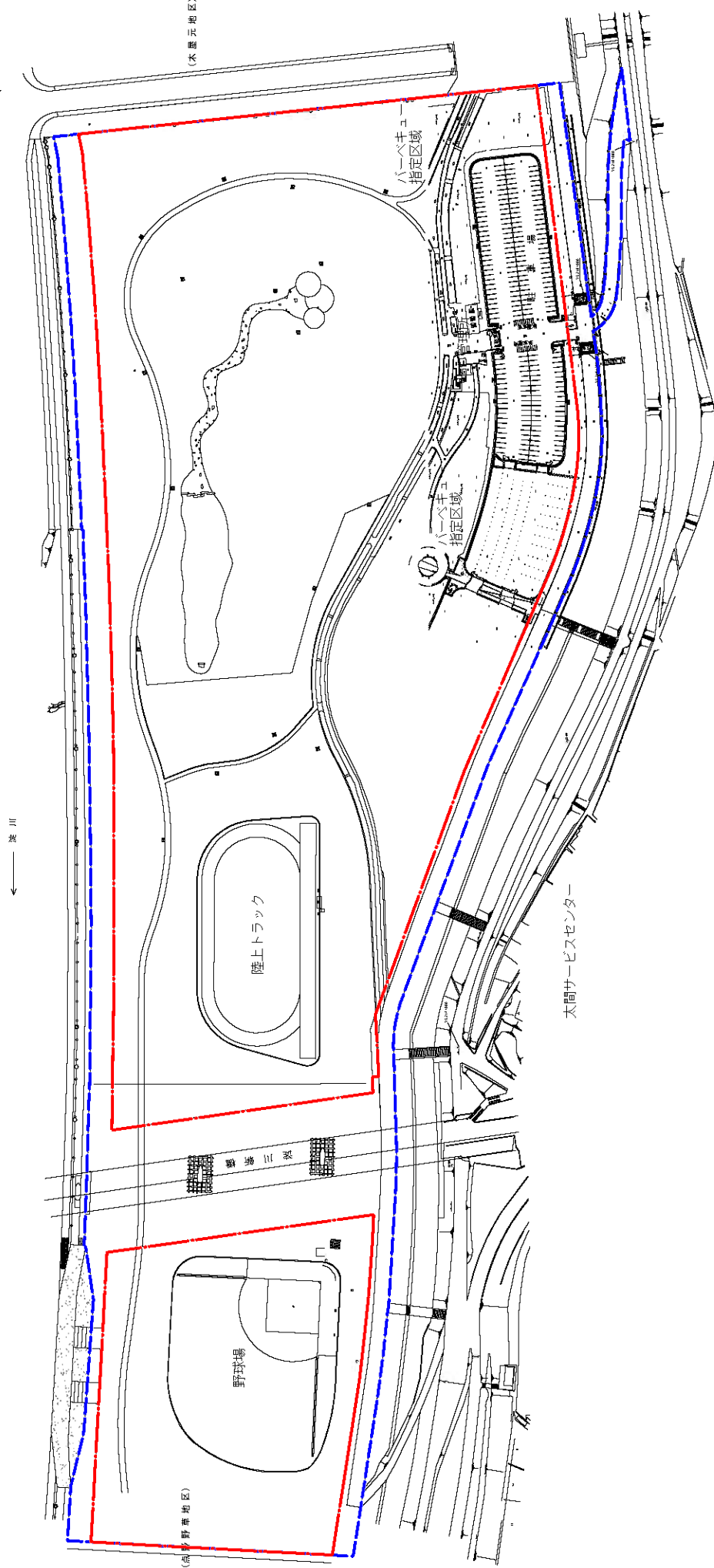


凡 例	
	供用区域
	管理対象区域

## 20. 点野野草地区



# 公園平面図

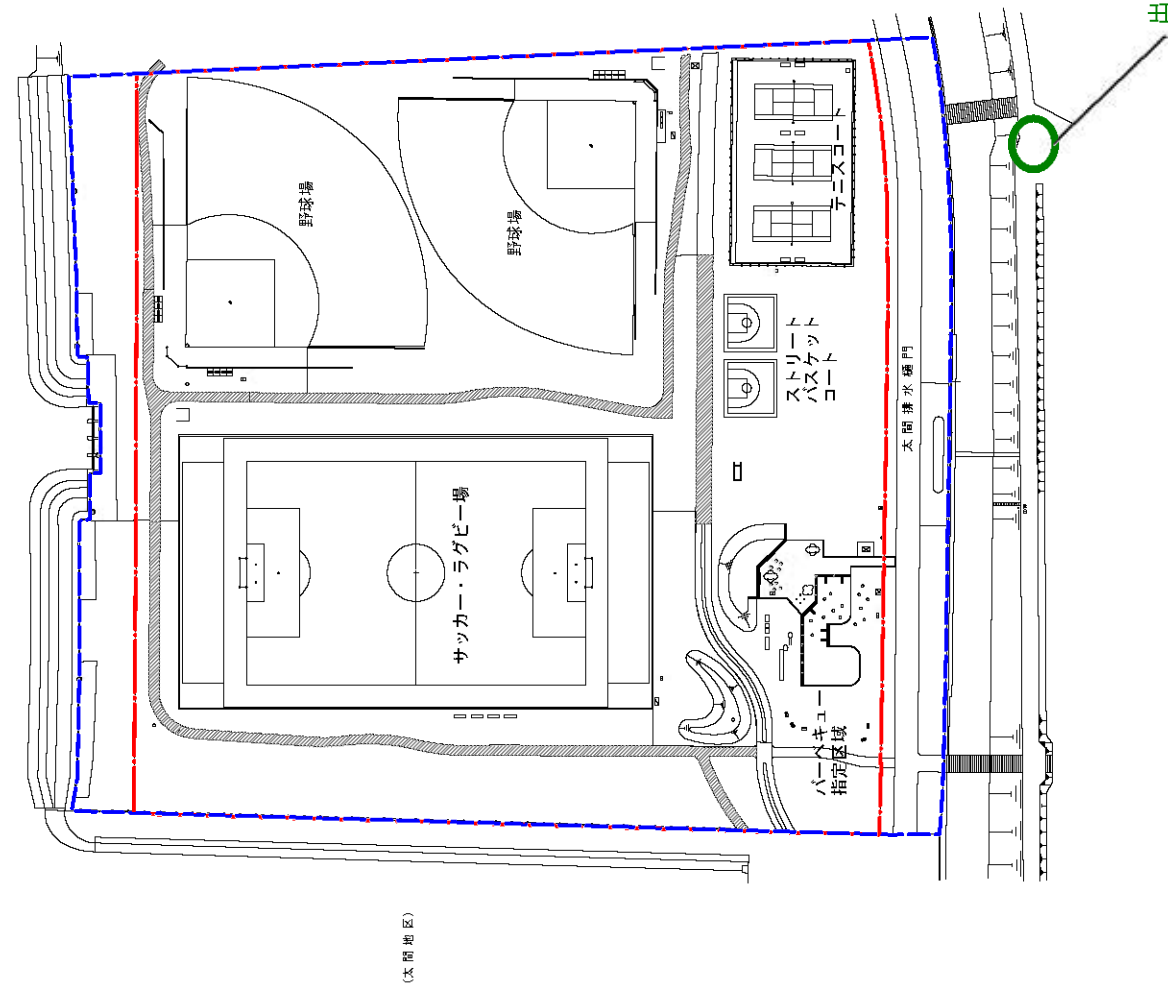


凡 例	
	供用区域
	管理対象区域

0m 10m 30m 50m 100m

## 21. 太閤地区

# 公園平面図



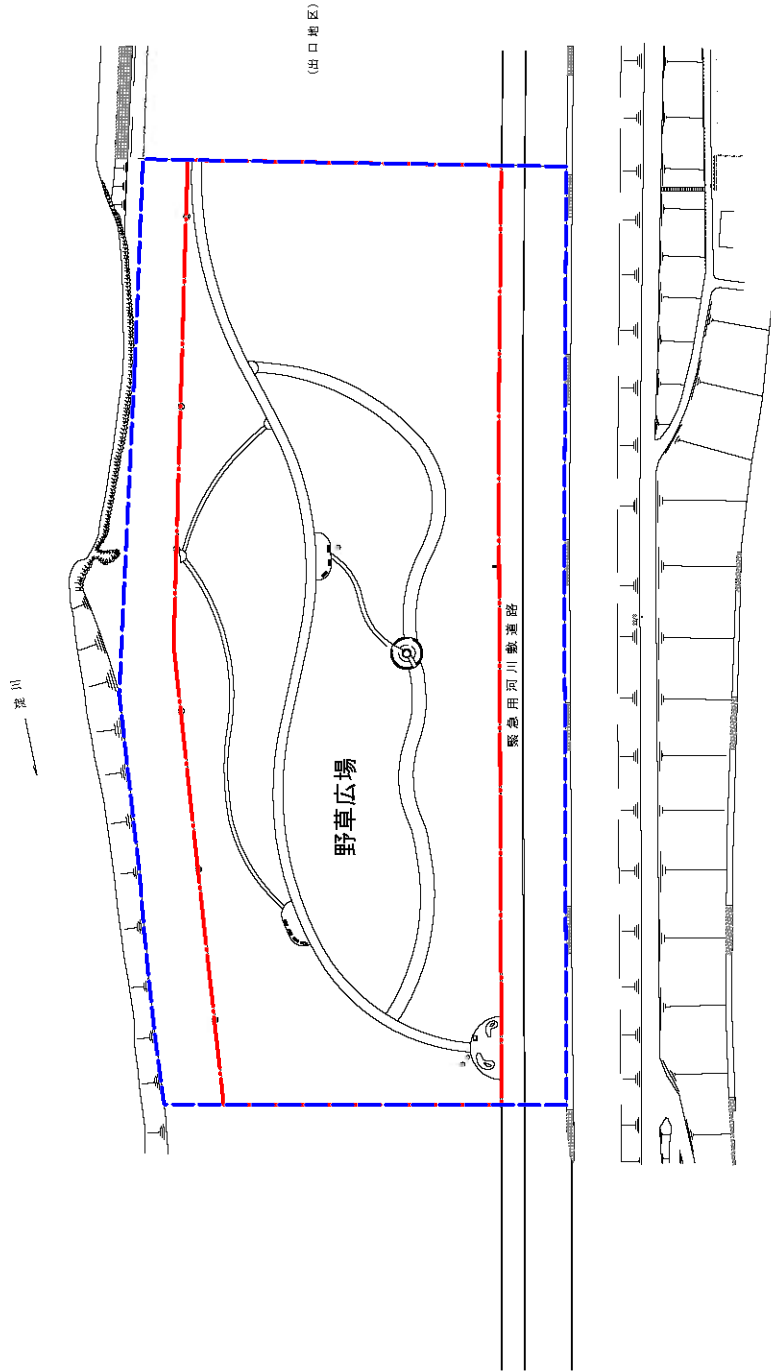
凡 例	
	供用区域
	管理対象区域



## 22. 木屋元地区

出入ロゲート

# 公園平面図

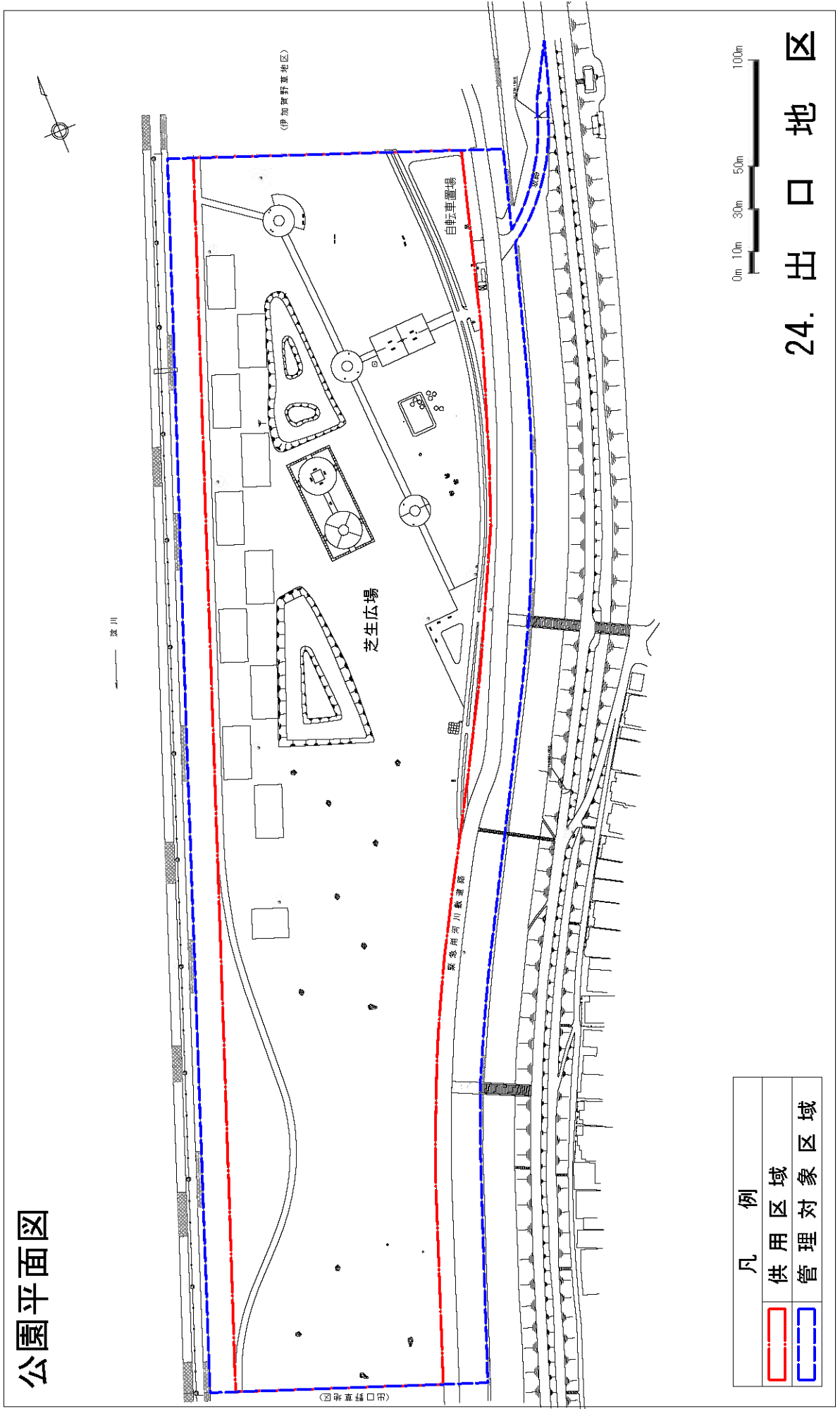


凡 例	
	供用区域
	管理対象区域

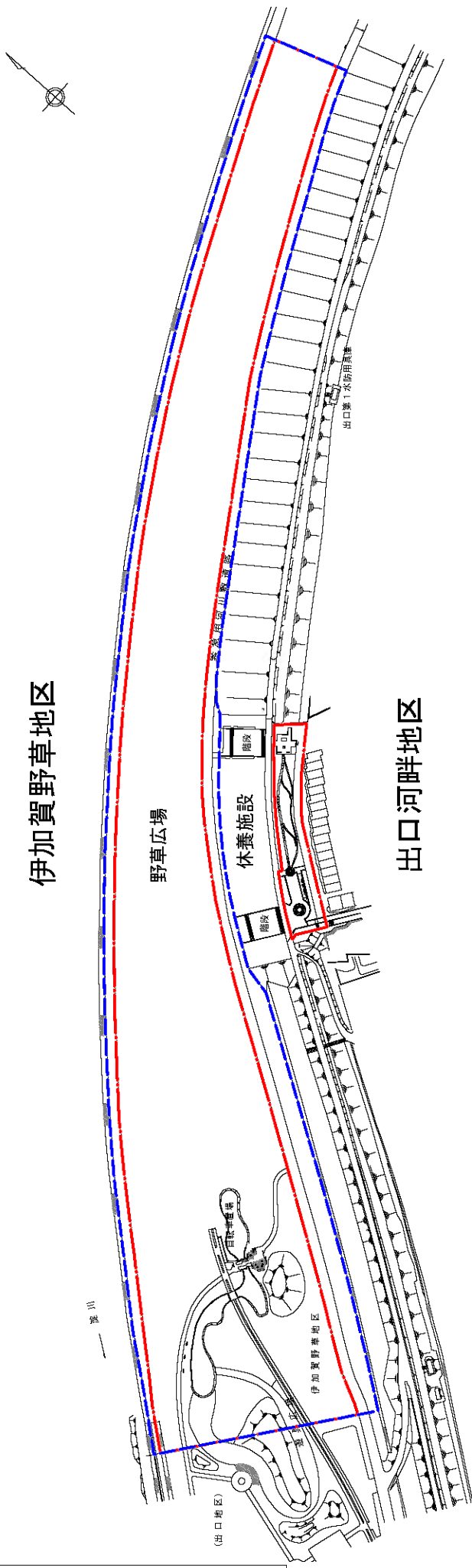


## 23. 出口野草地区

# 公園平面図



# 公園平面図



凡 例	
<span style="border: 1px dashed red; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span>	供用区域
<span style="border: 1px dashed blue; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span>	管理対象区域

※出口河畔地区は共用区域と同じ

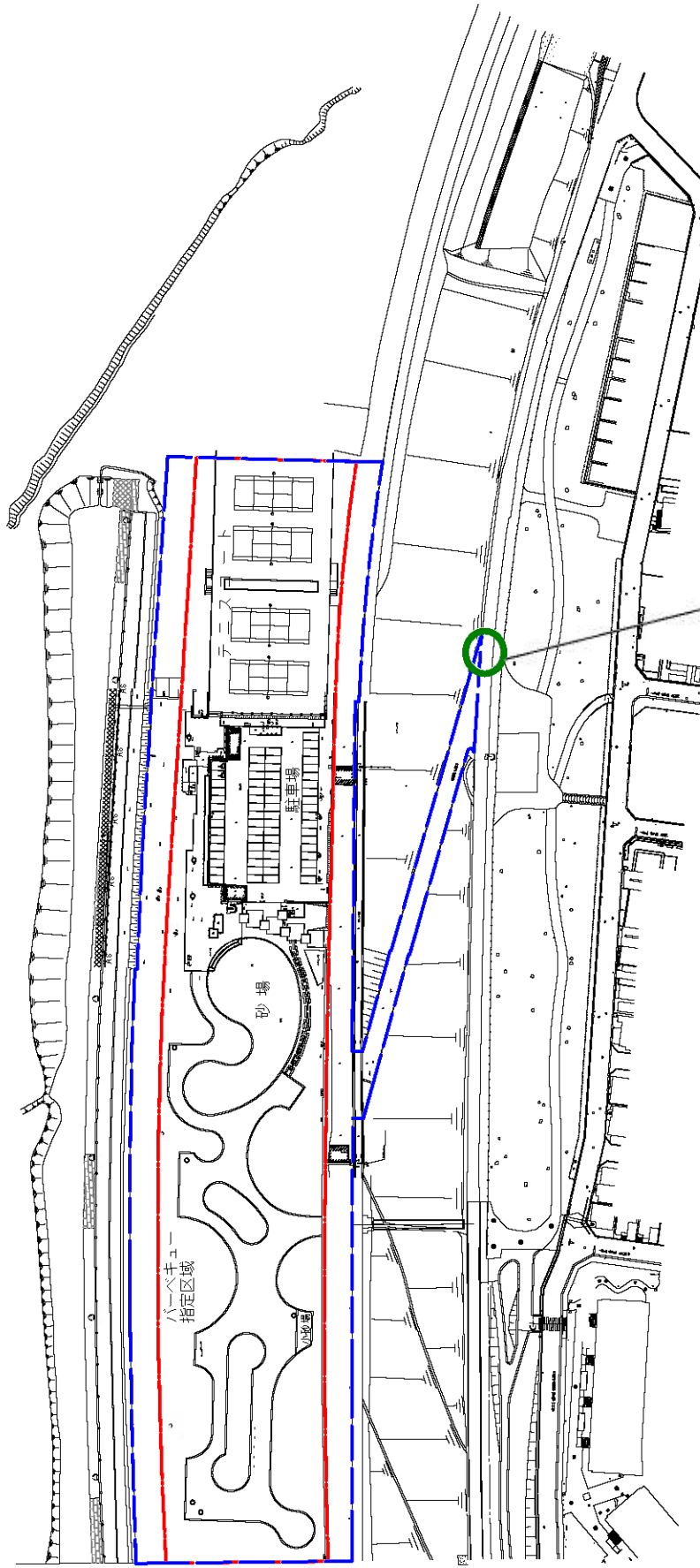
25. 出口河畔地区

26. 伊加賀野草地区

# 公園平面図



—— 淀川



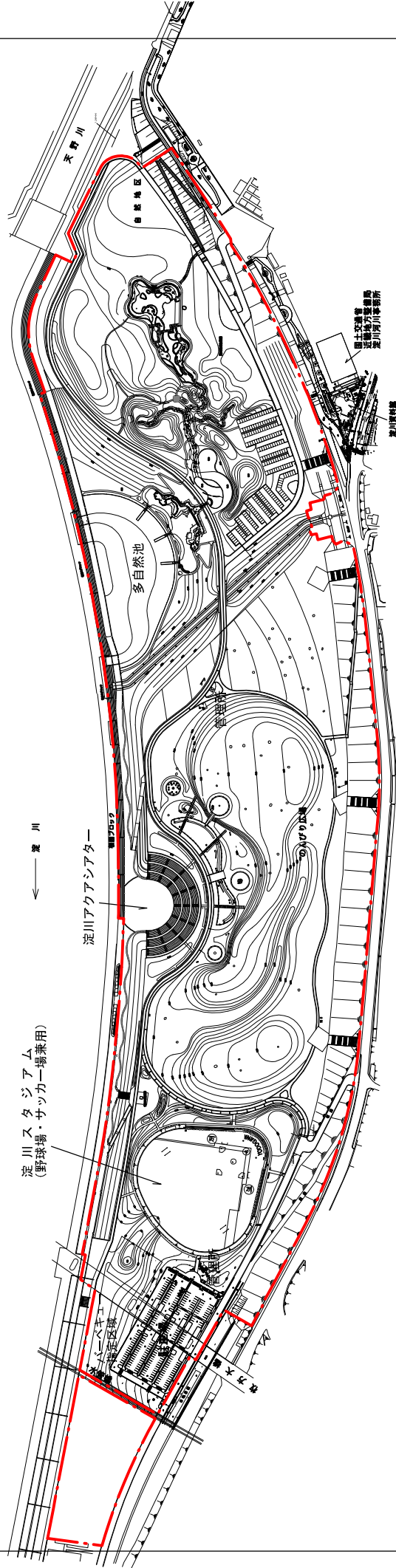
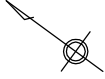
出入口ゲート

凡 例	
<span style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	供用区域
<span style="border: 1px solid blue; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	管理対象区域



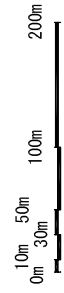
## 27. 三矢地区

# 公園平面図



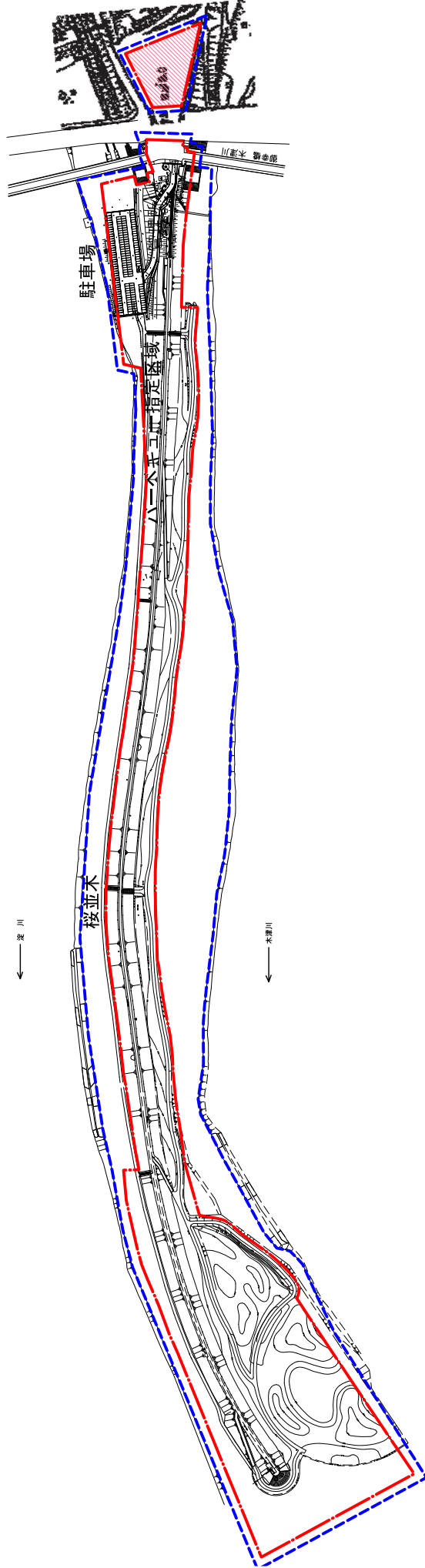
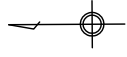
凡 例	
<span style="border: 2px solid red; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	供用区域
<span style="border: 2px dashed blue; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	管理対象区域

※供用区域と同じ



## 28. 枚方地区

# 公園平面図



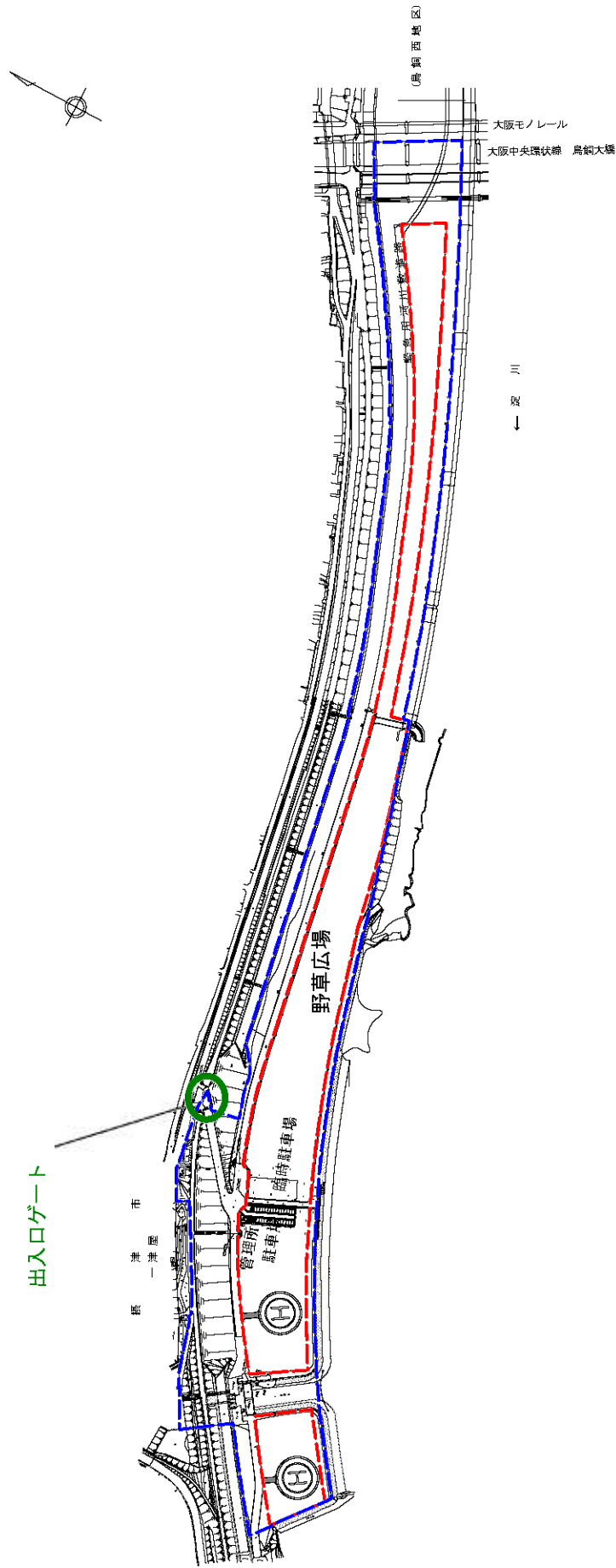
凡 例	
	供用区域
	追加供用区域
	管理対象区域



## 29. 背割堤地区



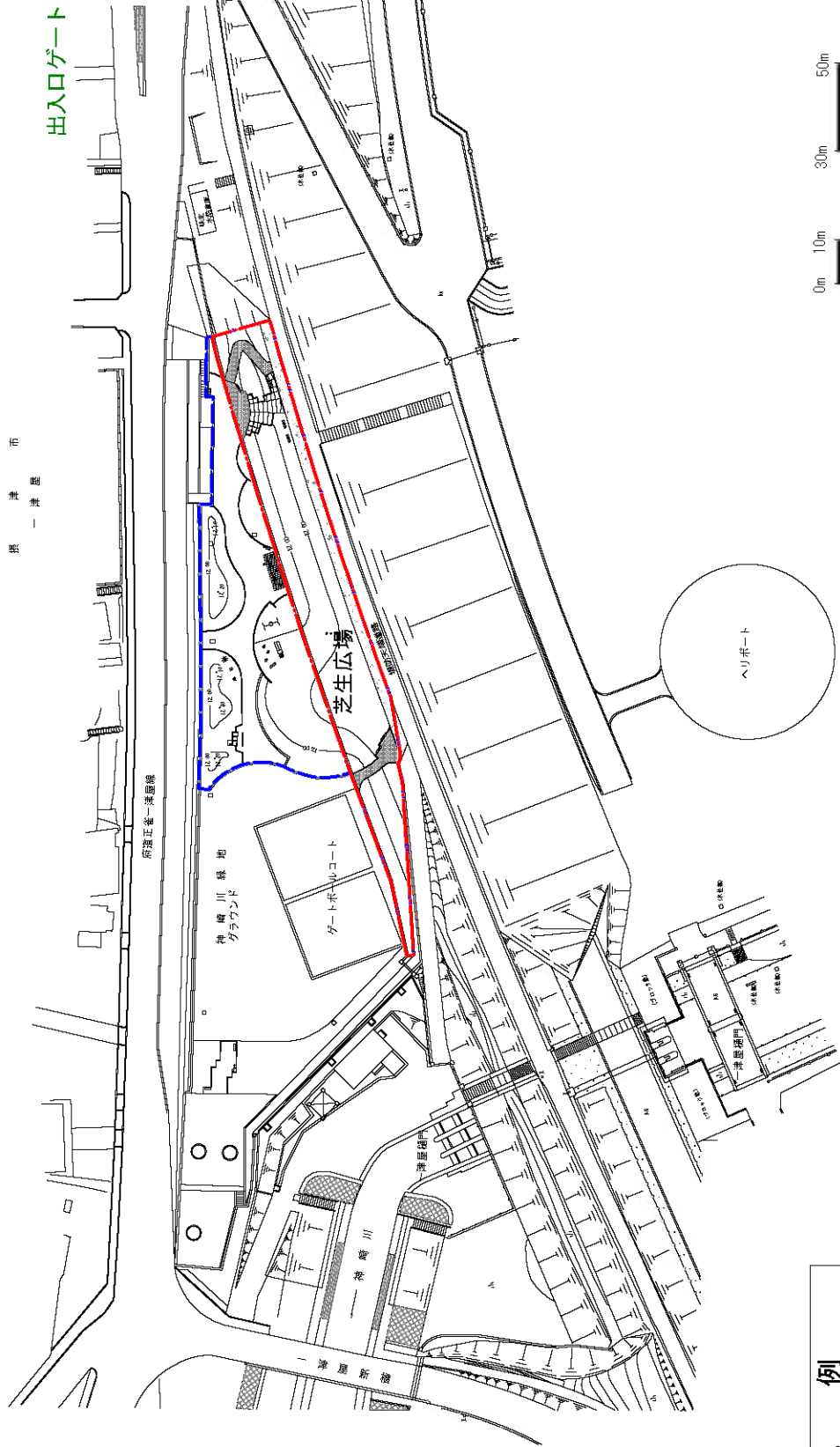
# 公園平面図





凡 例	
	供用区域
	管理対象区域

## 30. 一津屋野草地区

# 公園平面図

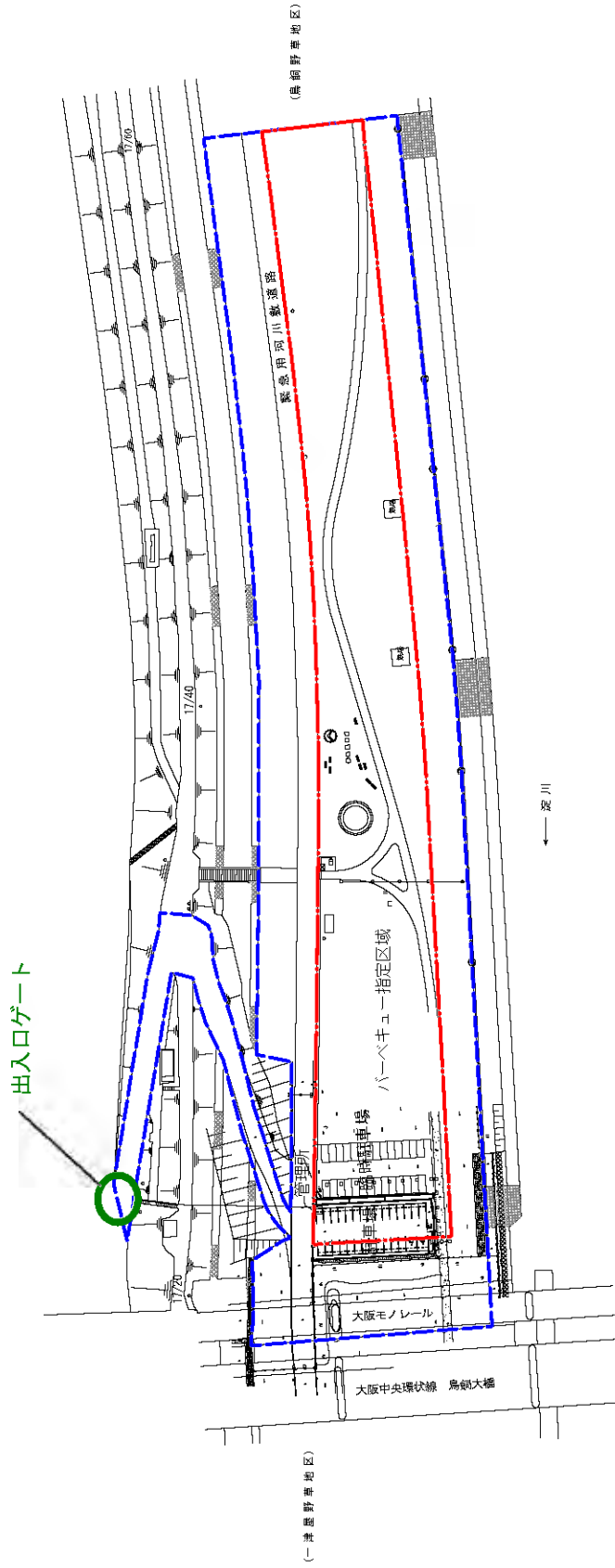


凡 例	
	供用区域
	管理対象区域



## 31. 一津屋河畔地区

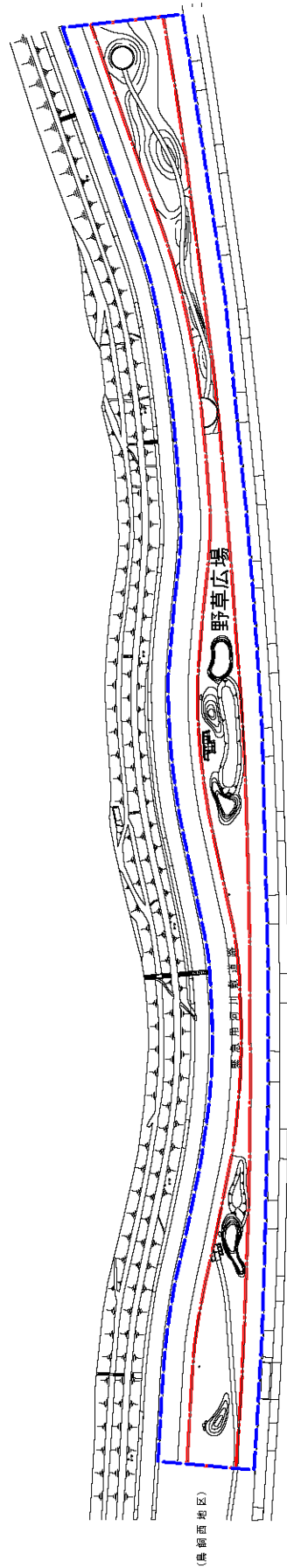
# 公園平面図



凡 例	
<span style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	供用区域
<span style="border: 1px dashed blue; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	管理対象区域

## 32. 鳥飼西地区

# 公園平面図



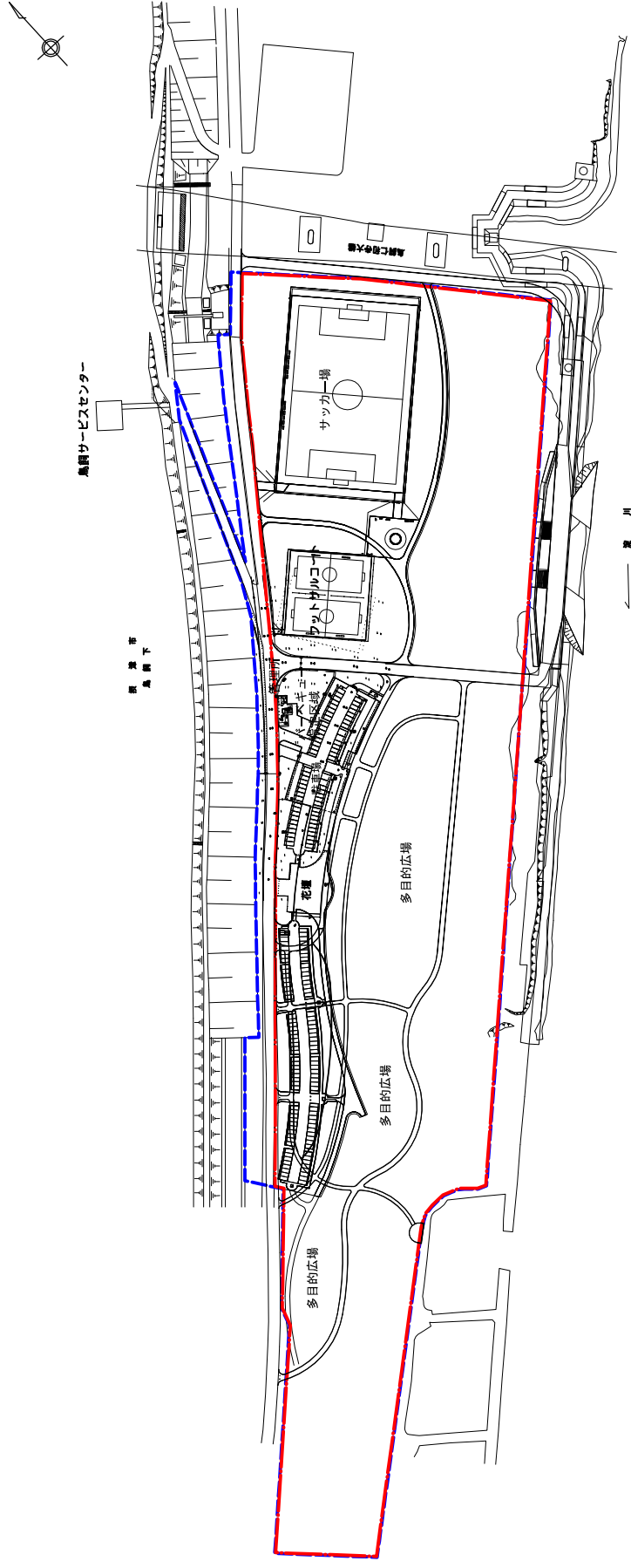
← 深川



凡 例	
	供用区域
	管理対象区域

## 33. 鳥飼野草地区

# 公園平面図

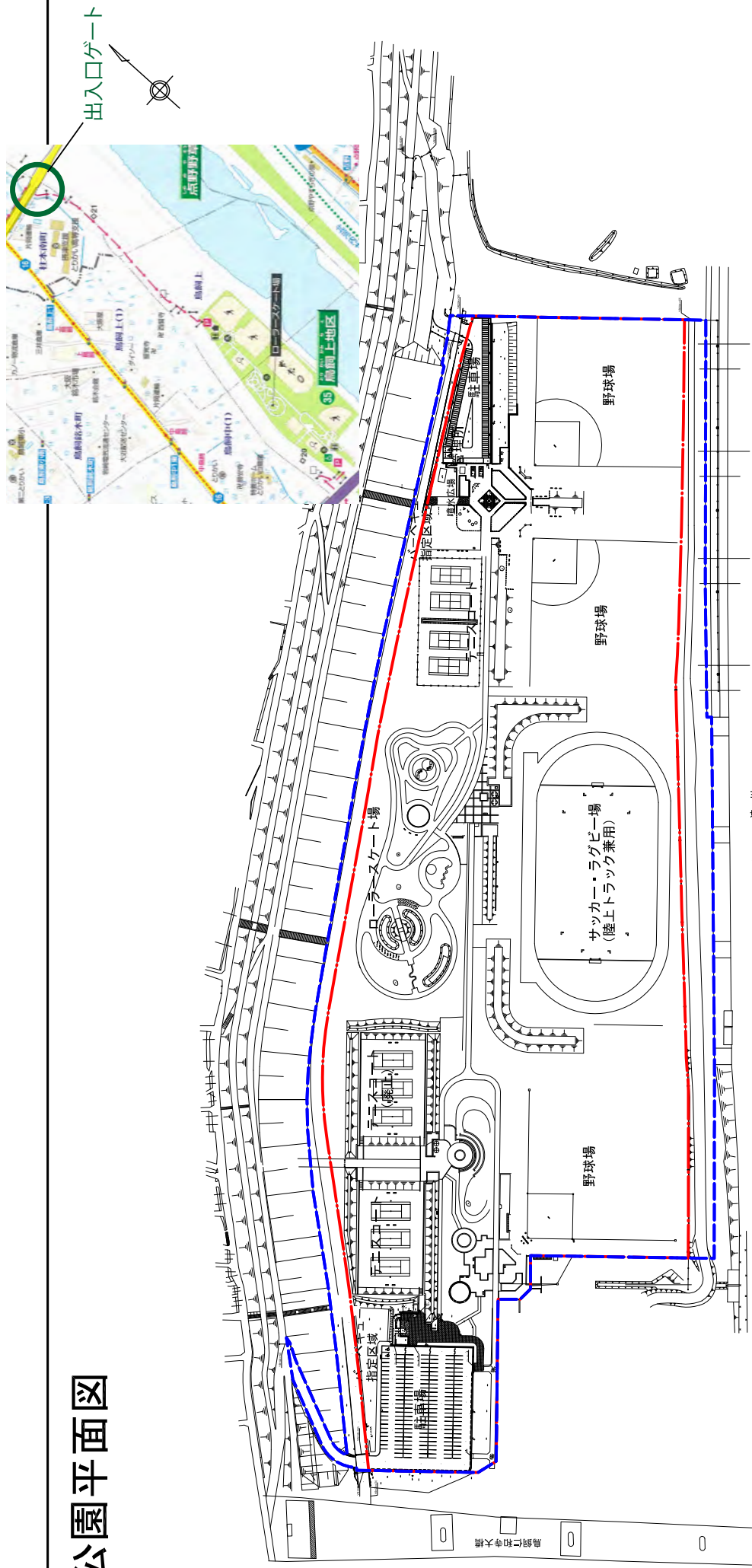




凡 例	
	供用区域
	管理対象区域

0m 10m 30m 50m 100m

## 34. 鳥飼下地区

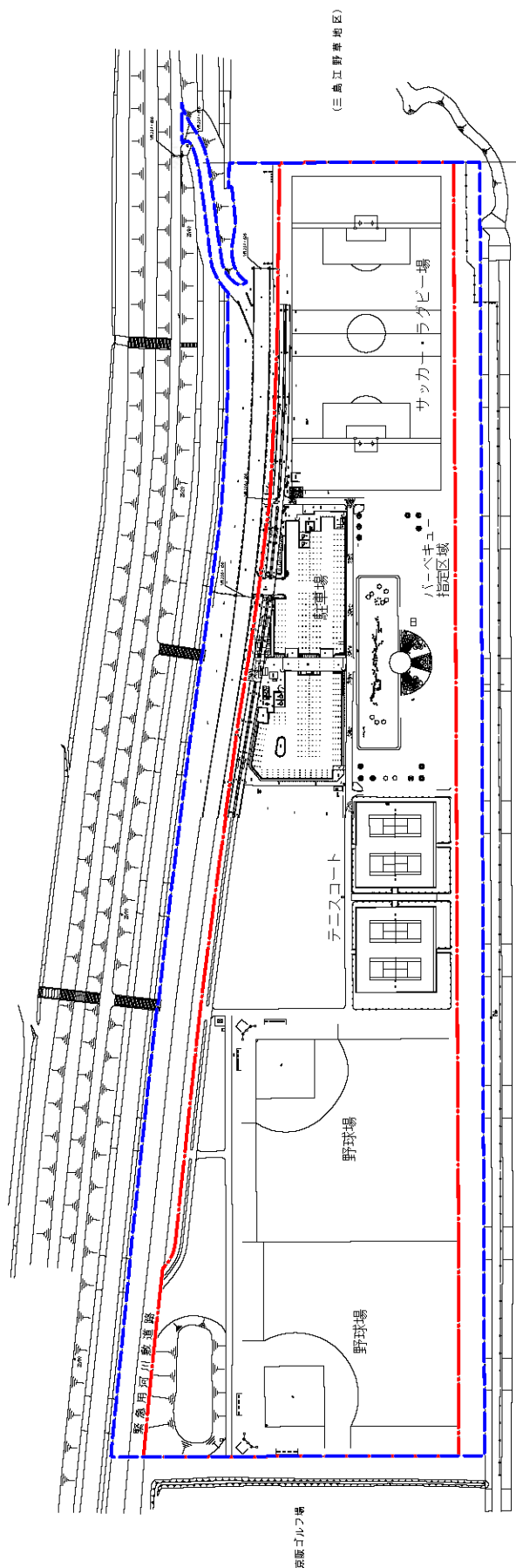
# 公園平面図



凡 例	
	供用区域
	管理対象区域

## 35. 鳥飼上地区

# 公園平面図



← 三島川

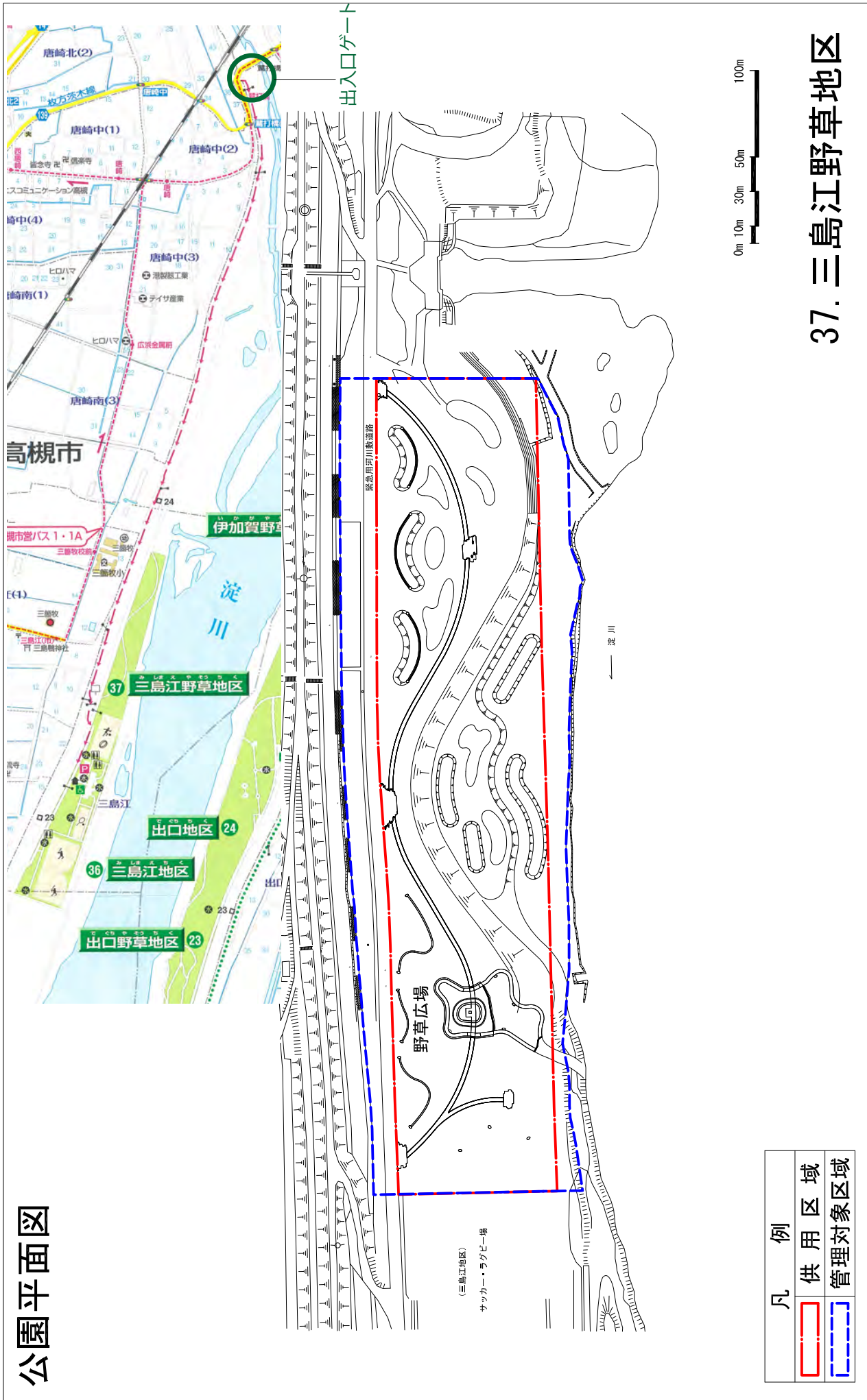
凡 例	
	供用区域
	管理対象区域

0m 10m 30m 50m 100m

## 36. 三島江地区

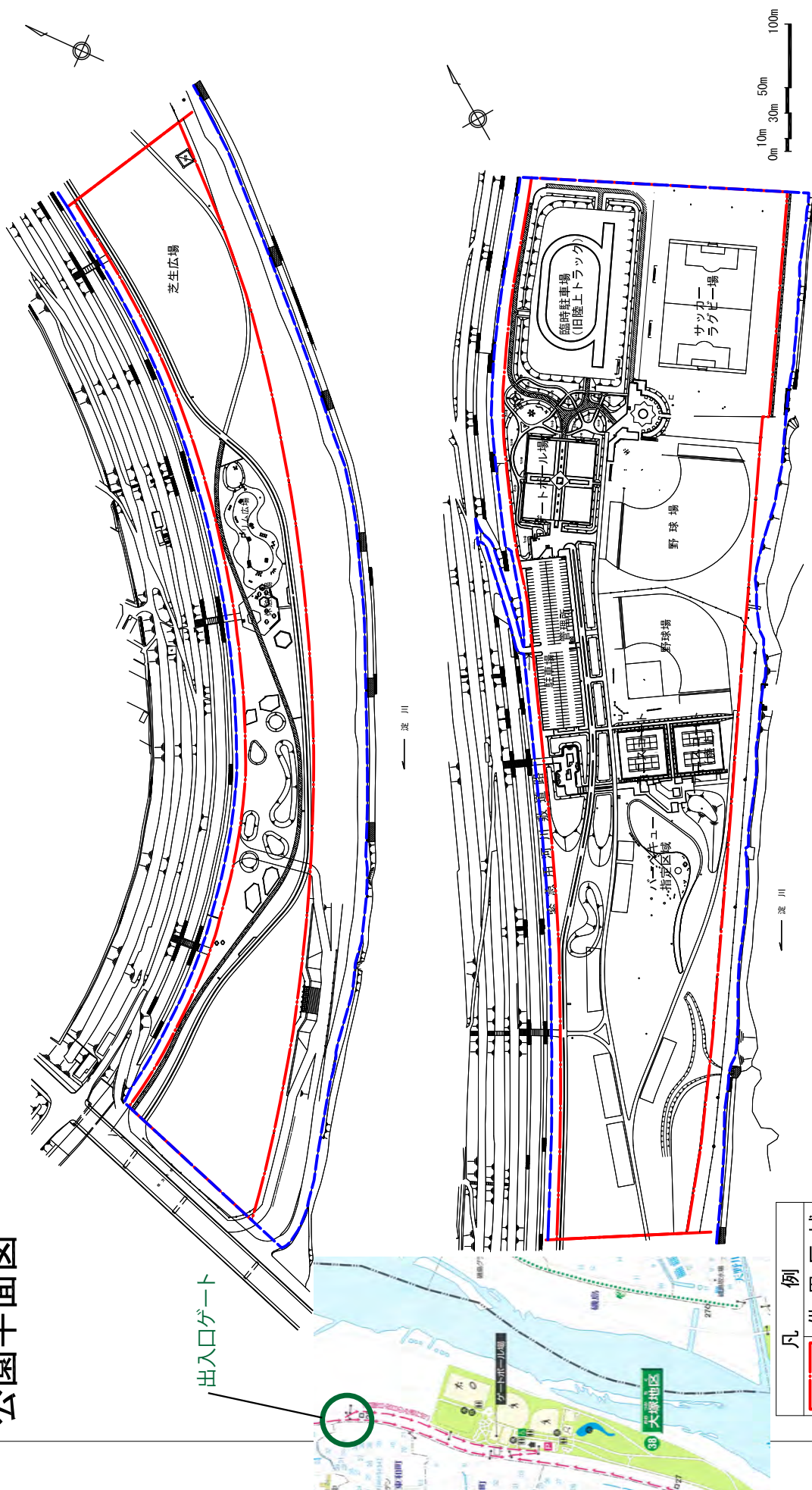


# 公園平面図





# 公園平面図



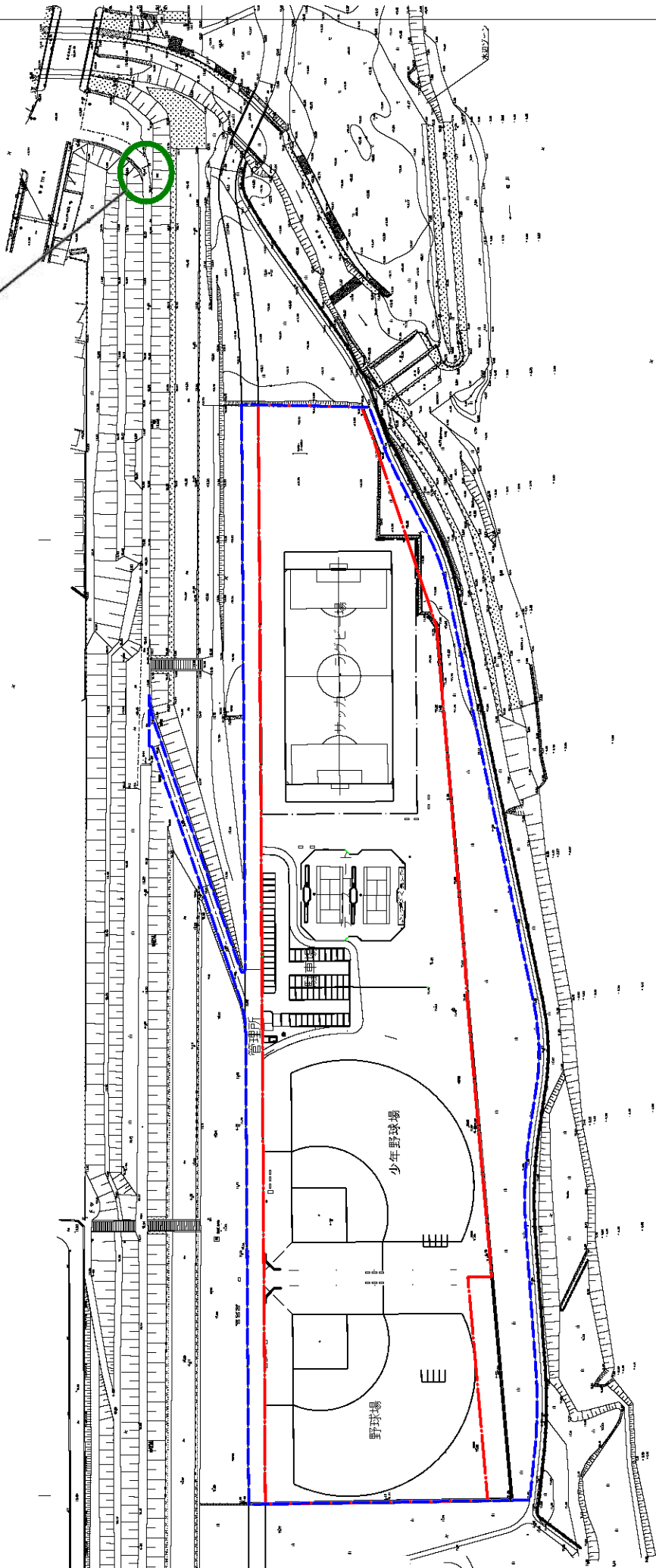
凡 例

	供用区域
	管理対象区域

## 38. 大塚地区

# 公園平面図

出入口ゲート

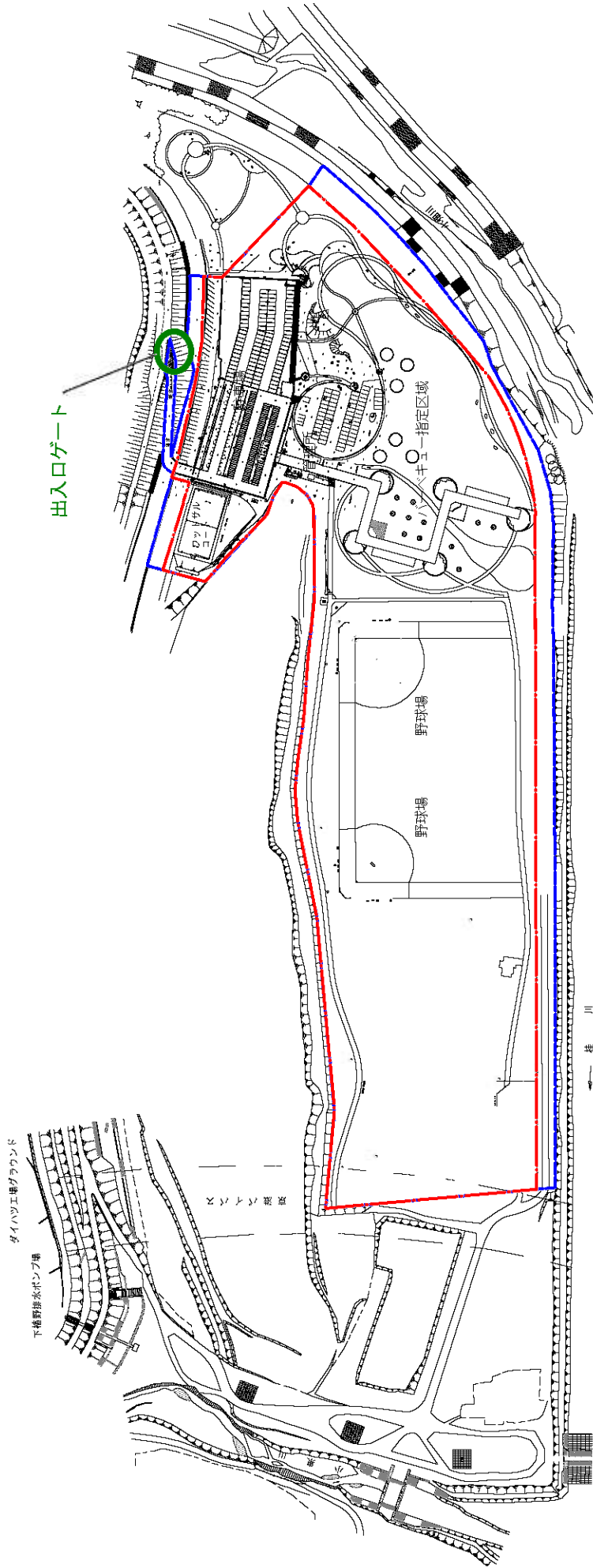


凡 例	
<span style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	供用区域
<span style="border: 1px dashed blue; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	管理対象区域



## 39. 島本地区

# 公園平面図



凡 例	
	供用区域
	管理対象区域

0m 10m 30m 50m 100m

## 40. 大山崎地区

## 国土交通本省委託契約取扱要領

平成13年4月2日

国官会第293号

改正	平成17年6月 2日	国官会第321-2号
改正	平成17年9月 1日	国官会第823号
改正	平成20年8月 1日	国官会第836-2号
改正	平成20年9月17日	国官会第984号
改正	平成22年3月23日	国官会第2117号
改正	平成23年3月31日	国官会第2994号
改正	平成24年3月30日	国官会第3383号
改正	平成25年3月25日	国官会第3677号
改正	平成26年3月28日	国官会第3395号
改正	平成27年3月31日	国官会第4049号

## (通則)

第1 国土交通本省の所掌業務を委託契約を締結して国以外の者に委託する場合の取扱いについては、他の法令等に定めるもの並びに各委託事業に係る委託契約書又は委託費の取扱いに関する要領等に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

## (委託業務実施要領)

第2 支出負担行為担当官(分任支出負担行為担当官を含む。以下「担当官」という。)は、業務委託をしようとするときは、次に掲げる項目を明らかにした委託業務実施要領(以下「実施要領」という。)を、委託しようとする者に送付するものとする。

- 一 名称
- 二 委託料の限度額
- 三 業務の目的及び内容
- 四 業務の実施場所
- 五 業務の実施期間
- 六 その他必要な事項(成果物の仕様)

## (委託料の算定)

第3 担当官は、実施要領に基づく委託料の積算調書を作成する。

## (実施計画書等の提出)

第4 担当官は、第2により実施要領の送付を受けこれを受託しようとする者(以下「受託者」という。)

から、次に掲げる計画書等を提出させるものとする。なお、変更しようとするときも同様とする。

- 一 実施計画書（別記様式第1）
- 二 四半期別必要経費内訳書（別記様式第2）
- 三 承諾書
- 四 実施体制書（別記様式第3）
- 五 その他担当官が必要とする書類

#### （契約の締結）

第5 担当官は、受託者から第4に掲げる書類を受領し、その内容を審査のうえ適当と認めるときは、別紙委託契約書により委託契約を締結するものとする。

2 委託契約書の各条項により難い特別の事情がある場合においては、必要に応じ適宜条項を変更することができる。

#### （再委託等）

第6 受託者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託（変更等）承諾申請書（別記様式第4）を委託者に提出し、承諾を得なければならない。なお、変更しようとするときも同様とする。

2 前項の承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、その履行体制に関する書面（別記様式第5）を委託者に提出しなければならない。なお、変更しようとするときも同様とする。

#### （報告書等の提出）

第7 担当官は、受託者が当該業務の委託を完了したときは、遅滞なく、次に掲げる報告書（正副2通）を成果物に添えて提出させるものとする。

- 一 完了報告書（別記様式第6）
- 二 精算報告書（別記様式第7）
- 三 委託費経費内訳報告書（別記様式第8）
- 四 残存物件報告書（別記様式第9）

2 担当官は、受託者が第8第3項による補正命令に基づき当該業務の委託を完了したときは、遅滞なく、次に掲げる報告書（正副2通）を成果物に添えて提出させるものとする。

- 一 補正完了報告書（別記様式第6に準ずる様式）
- 二 精算報告書
- 三 残存物件報告書

#### （検査等）

第8 担当官は、第7第1項の成果物及び完了報告書等を受領したときは、自ら又は国土交通本省会計事務取扱細則（以下「細則」という。）第33条に基づき補助者に命じて検査を行うものとする。

2 前項により検査を命じられた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の検査の結果不合格と認

めたときは、細則第34条に定める検査調書に次に掲げる事項を付記して担当官に提出するものとする。

- 一 不合格である旨
- 二 不合格と認めた理由
- 三 その措置についての意見

- 3 担当官は、第1項の検査の結果不合格と認めたとき、又は前項の検査調書を受理したときは、受託者に対し補正を命ずるものとする。
- 4 第1項の規定は、第7第2項の成果物及び補正完了報告書等を受理した場合に準用する。
- 5 検査職員は、第1項（第4項において準用する場合を含む。）の検査の結果合格と認めたときは、細則第34条により検査調書を担当官に提出するものとする。

（担当職員の任命等）

第9 担当官は、必要があると認めたときは、次に掲げる事務を行わせるため、担当職員を任命し、任命後すみやかに受託者に通知するものとする。

- 一 委託業務の処理状況についての調査
- 二 委託料の経理状況についての監査
- 三 その他委託業務についての必要な指示

（概算払）

第10 担当官は、必要があると認めたときは、受託者に対し概算払を請求させることができる。

（委託費の精算）

第11 担当官は、受託者から第7の報告を受けたときは、遅滞なくその内容を審査し、適正と認めるときは、委託費の額を確定し、これを受託者に通知するものとする。

（請求書の受理）

第12 担当官は、受託者から官署支出官官職宛での請求書を受理するものとし、受理後は、必要書類を添えて官署支出官に回付するものとする。

附則

1. この要領は、平成13年4月2日から適用する。

附則（平成17年6月 2日国官会第321-2号）

1. この要領は、平成17年6月2日から適用する。

附則（平成17年9月 1日国官会第823号）

1. この要領は、平成17年9月1日から適用する。

附則（平成20年8月 1日国官会第836 - 2号）

- 1．この要領は、平成20年8月1日から適用する。

附則（平成20年9月17日国官会第984号）

- 1．この要領は、平成20年10月1日以降に入札手続を開始する契約について適用する。

附則（平成22年3月23日国官会第2117号）

- 1．この要領は、平成22年4月1日から適用する。

附則（平成23年3月31日国官会第2994号）

- 1．この要領は、平成23年4月1日から適用する。

附則（平成24年3月30日国官会第3383号）

- 1．この要領は、平成24年4月1日から適用する。

附則（平成25年3月25日国官会第3677号）

- 1．この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附則（平成26年3月28日国官会第3395号）

- 1．この要領は、平成26年4月1日から適用する。

附則（平成27年3月31日国官会第4049号）

- 1．この要領は、平成27年4月1日から適用する。

# 実 施 計 画 書

(受託の名称) \_\_\_\_\_

(単位:千円)

受託の内容	実施期間	経費積算内訳	成果物	摘要

(備 考)

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。
2. 必要に応じ適宜項を加除して使用すること。
3. 受託の内容は、調査項目毎に区分すること。
4. 経費積算内訳は、直接人件費、技術経費、謝金、旅費、庁費、再委託費及び諸経費に区分し、庁費にあつては、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、賃金、会議費及び雑役務費に細分して計上すること。なお、区分等は必要に応じ適宜加除して計上すること。
5. 変更にあつては、変更後の部分を上段に( )書きすること。
6. 業務委託の処理を第三者に委託する必要があるときは、摘要欄にその事務の内容及び委託先等必要な事項を記載すること。
7. 当初契約に基づく数量で作成すること。



## 四 半 期 別 必 要 経 費 内 訳 書

(受託の名称) \_\_\_\_\_

(単位:千円)

四半期別 経費区分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	計	摘 要

- ( 備 考 )
1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。
  2. 経費区分は、直接人件費、技術経費、謝金、旅費、庁費、再委託費及び諸経費の区分により記載すること。なお、必要に応じ適宜加除して記載すること。
  3. 変更にあたっては、変更後の部分を上段に( )書きすること。
  4. 当初契約に基づく数量で作成すること。

## 再委託(変更等)承諾申請書

平成 年 月 日

国土交通省近畿地方整備局  
淀川河川事務所長 殿

受託者 住所  
氏名 印

平成 年 月 日付けの「\_\_\_\_\_業務契約」(契約金額 ¥ \_\_\_\_\_ , \_\_\_\_\_ , \_\_\_\_\_円、税込み)に関して、下記の通り申請するので、手続き方お願いします。

### 記

- 1.再委託の(変更等)承諾を申請する業務及びその範囲(具体的に記載すること)
- 2.再委託の(変更等)承諾を申請する必要性(具体的に記載すること)
- 3.再委託の(変更等)承諾を申請する業務の契約(予定)金額(総計)
- 4.再委託の(変更等)承諾を申請する業務の契約金額の根拠
  - ・業務の再委託に際し、当該業務の履行(予定)者から、入札書・見積書を徴収した結果(この場合、その「写し」を添付)
  - ・継続的な履行関係が存在する(この場合、その証明書(契約書、協定書)の「写し」を添付)
- 5.その他特記事項

平成 年 月 日

受託者氏名 \_\_\_\_\_ 殿

平成 年 月 日付けで申請のあった上記については、承諾したので、その旨通知する。なお、承諾内容等に変更等を生じる場合は、あらかじめ協議すること。

また、当該承諾内容等の履行については、次のことを承諾の条件とする。

受託者は、再委託の相手方に対し業務の適正な履行を求めること。

受託者は、再委託業務に係る契約書、請求書、領収書などの書類を提出させた場合は、適切に保管し、事後において履行の確認ができるように徹底すること。

受託者は、委託者(支出負担行為担当官等)からの求めに応じ、 \_\_\_\_\_ の書類の写しを提出すること。

国土交通省近畿地方整備局  
淀川河川事務所長 印

- (備考)
- 1.用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。
  - 2.必要に応じ、適宜加除して使用すること。

## 履行体制に関する書面 (実施計画書の別紙資料)

平成 年 月 日

当該履行体制に関する書面は、「委託契約書第4条」に基づいて作成したものである。

(受託者)

住 所  
氏 名

受託者 × × 株式会社	(再委託先1) 有限会社 住 所 電 話 番 号 代 表 者 氏 名 担当業務範囲 に関する 地区基 若しくは内容 礎調査	(再々委託先1) 株式会社 住 所 電 話 番 号 代 表 者 氏 名 担当業務範囲 若しくは内容
	(再委託先2) 株式会社(予定) 住 所 電 話 番 号 代 表 者 氏 名 担当業務範囲 若しくは内容	
	(再委託先3) 合資会社 住 所 電 話 番 号 代 表 者 氏 名 担当業務範囲 若しくは内容	(再々委託先2) 株式会社 住 所 電 話 番 号 代 表 者 氏 名 担当業務範囲 若しくは内容
	(再委託先 ) .....	

(備考) 本様式は、適宜加除して差し支えないものであるが、次の項目は必須事項とする。

- 再委託の相手方の住所
- 氏名(若しくは代表者氏名)
- 再委託を行う業務の範囲

# 完了報告書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
近畿地方整備局長 殿

受託者 住所  
氏名 印

平成 年 月 日付契約(契約金額 ¥ , , 円)の が完了したので、下記の書類を添えて報告します。

## 記

- |               |   |
|---------------|---|
| 1. 精算報告書      | 通 |
| 2. 委託費経費内訳報告書 | 通 |
| 3. 残存物件報告書    | 通 |
| 4. 業務実施の記録    | 通 |

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

## 精 算 報 告 書

(単位:円)

経 費 区 分	予定経費(A)	支出額(B)	過不足額	摘 要
			(A)-(B)	
計				

- ( 備 考 ) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。  
2. 経費区分は、別紙様式第1備考4により記載すること。  
3. 第6条第2項に基づき提出する場合は、その旨を付記すること。



## 残 存 物 件 報 告 書

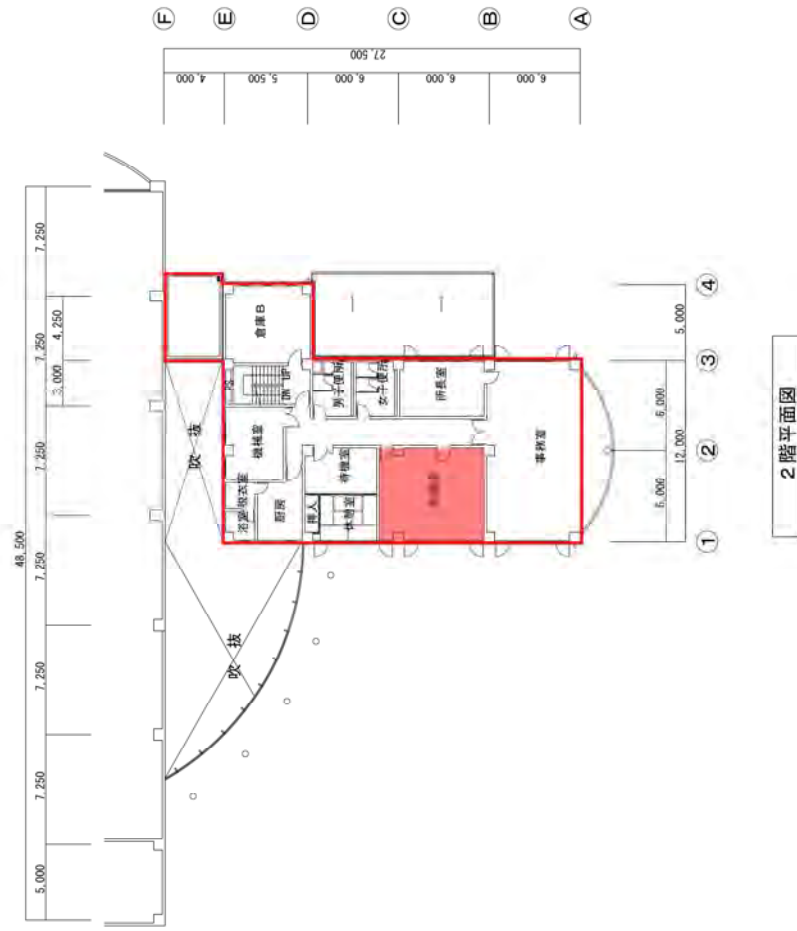
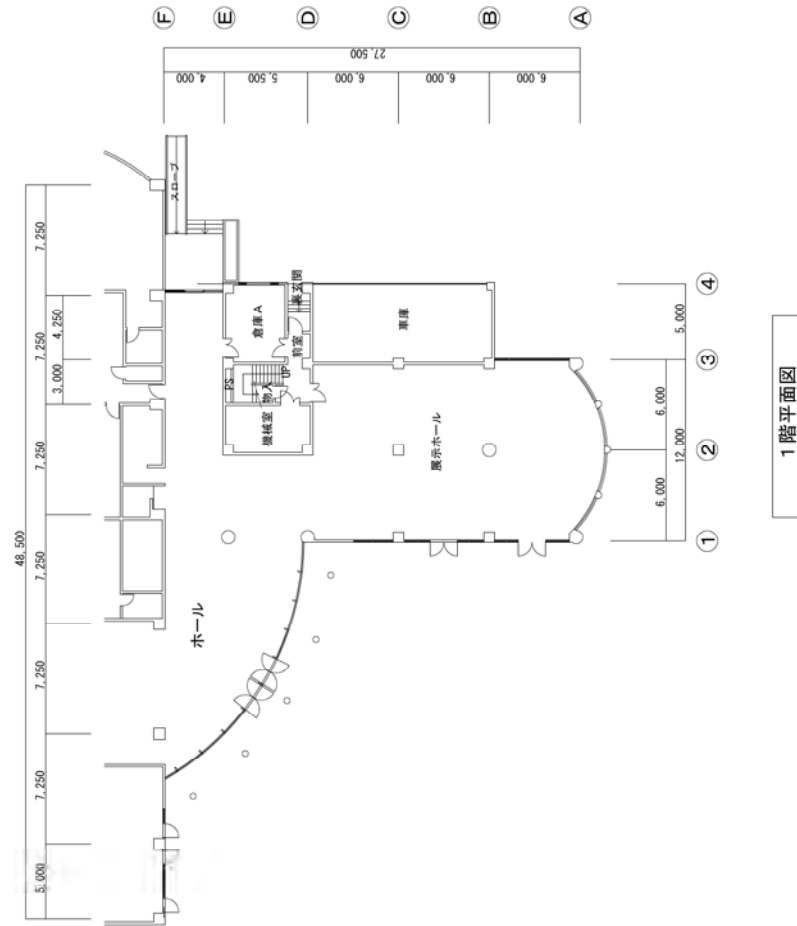
取得年月日	物 件 名	規 格	数 量	単 価	価 格	経費区分	摘 要

- ( 備 考 )
1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。
  2. 価格は取得価格を記載し、受託中に派生的に取得した物件については、見積額を記載すること。
  3. 経費区分は、別記様式第1備考4の区分により記載し、区分が明らかでないものは、摘要に取得の理由を記載すること。
  4. 第6第2項に基づき提出する場合は、その旨を付記すること。

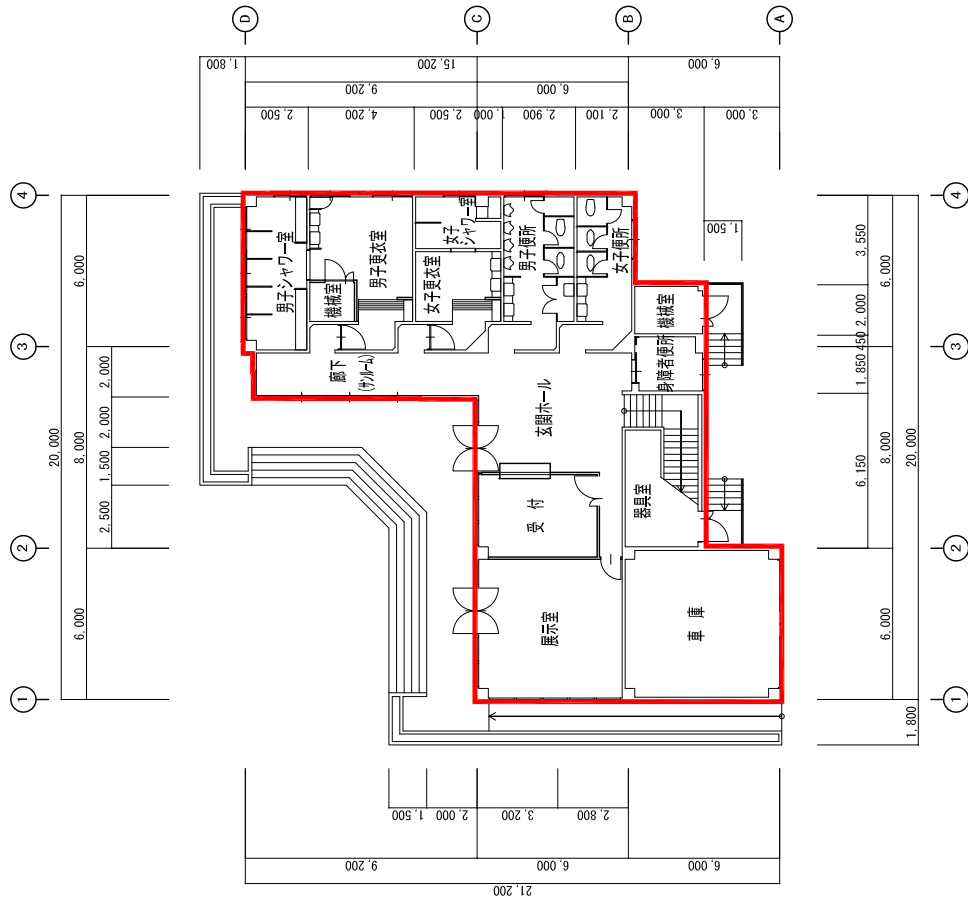
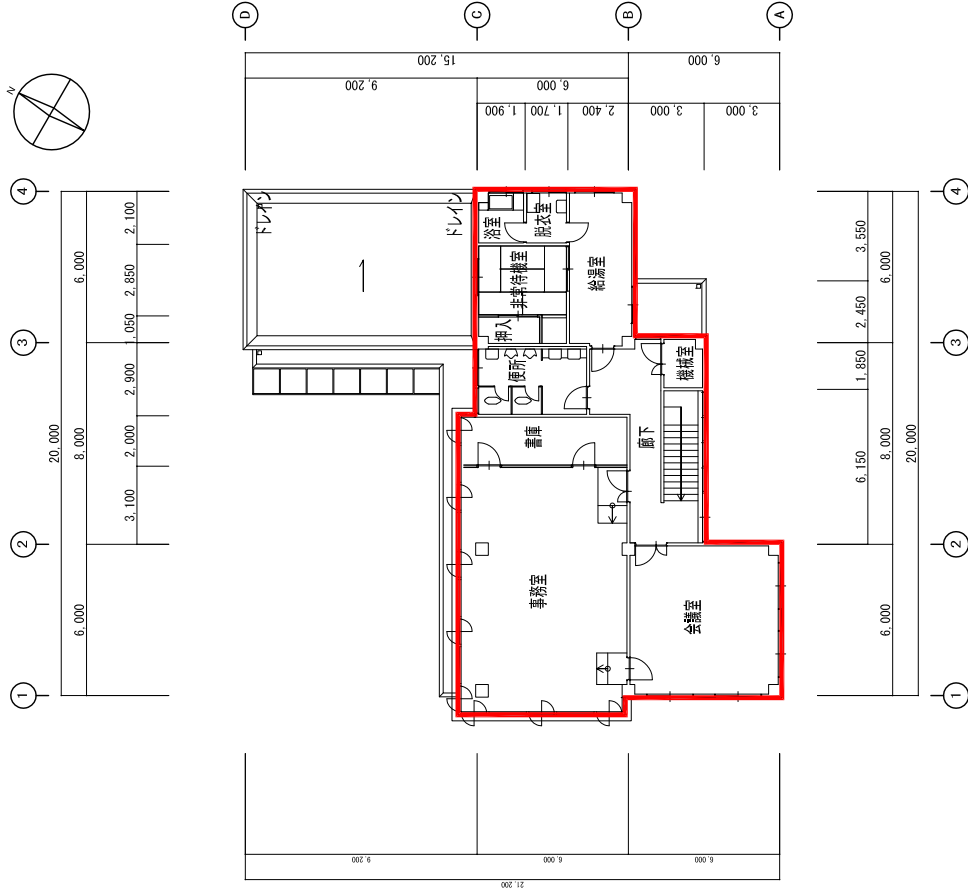
管理事務所図



管理事務所図

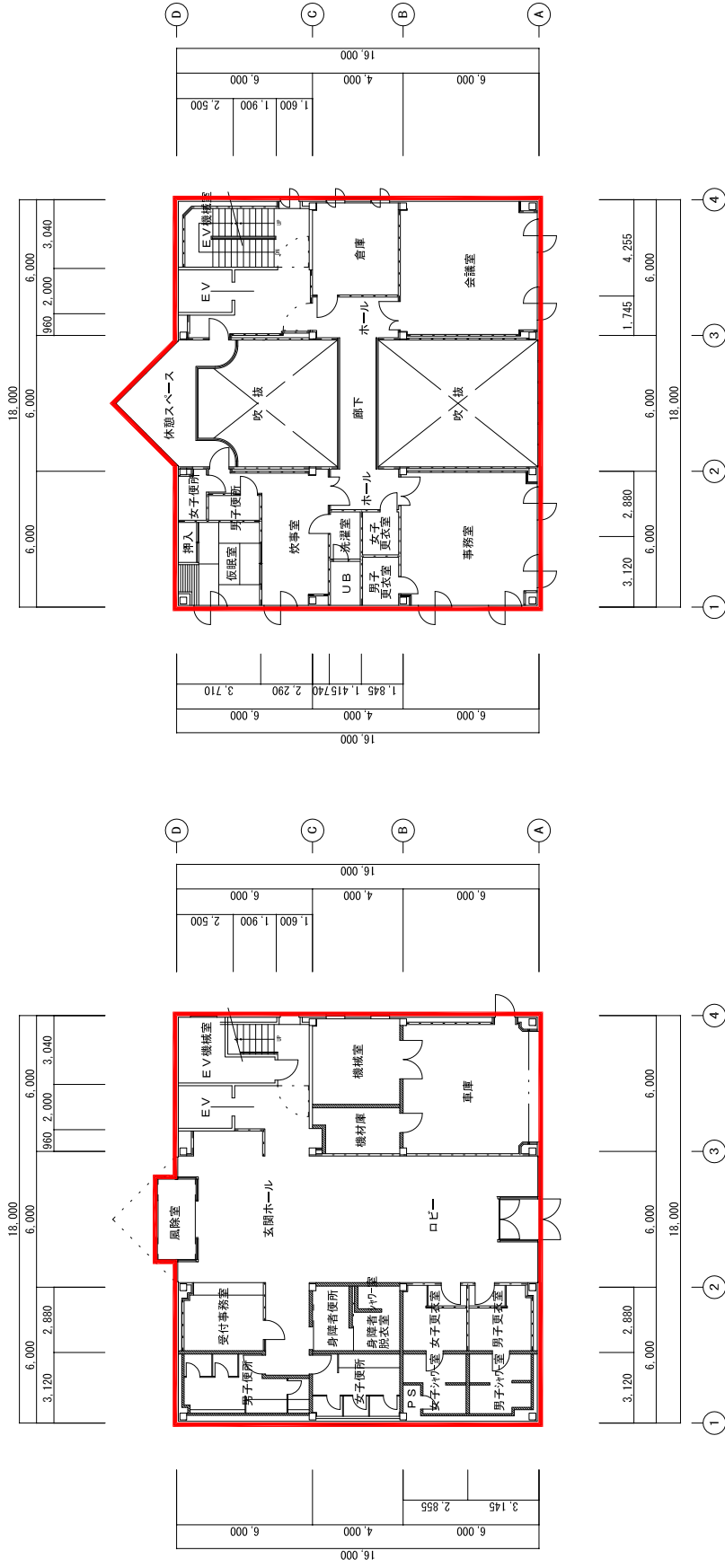


管理事務所図



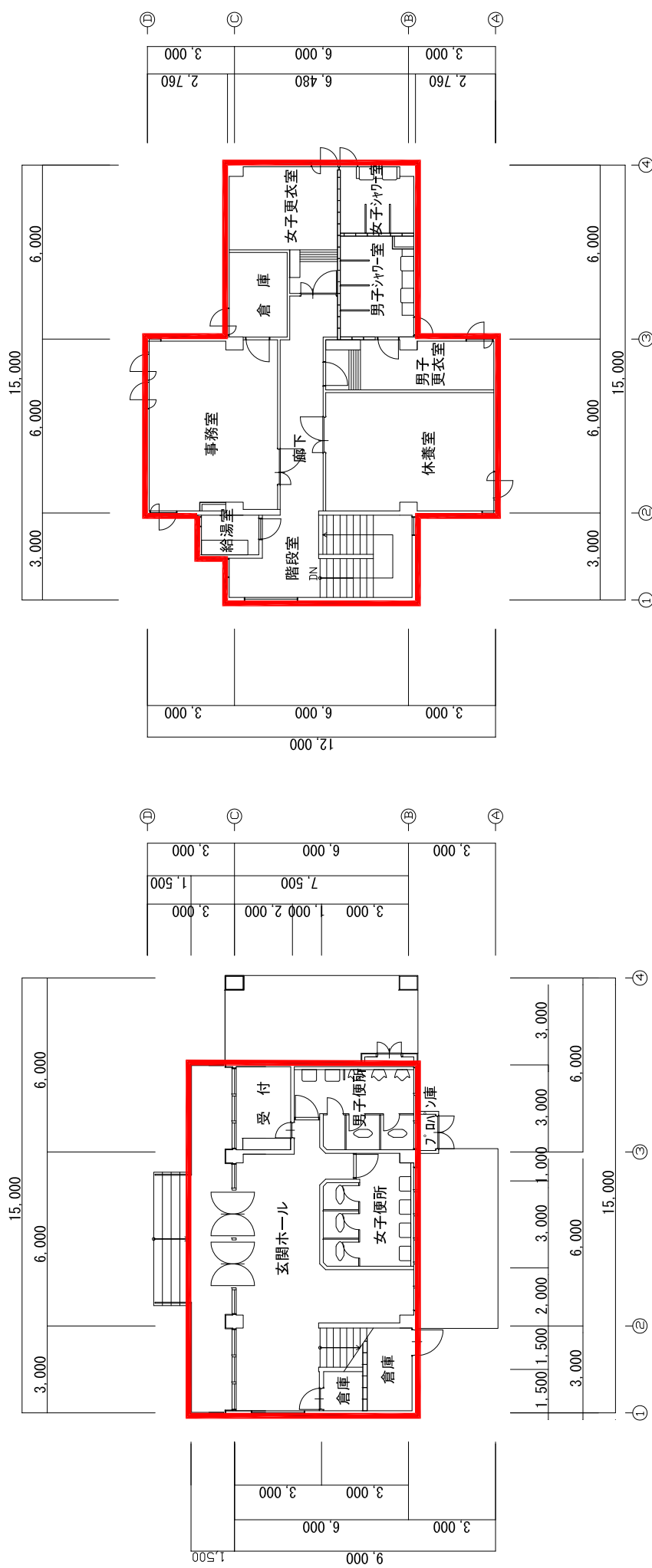
委託期間貸与部分

管理事務所図



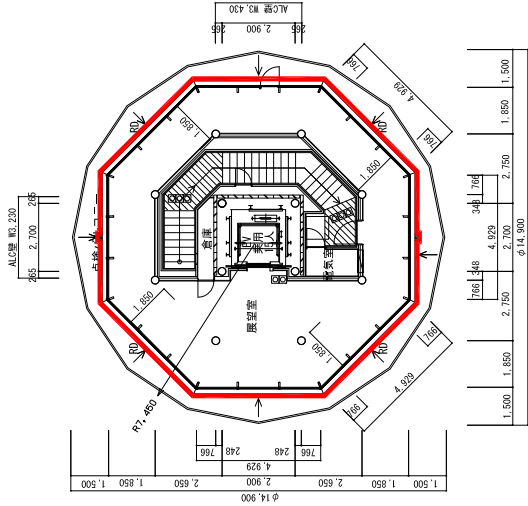
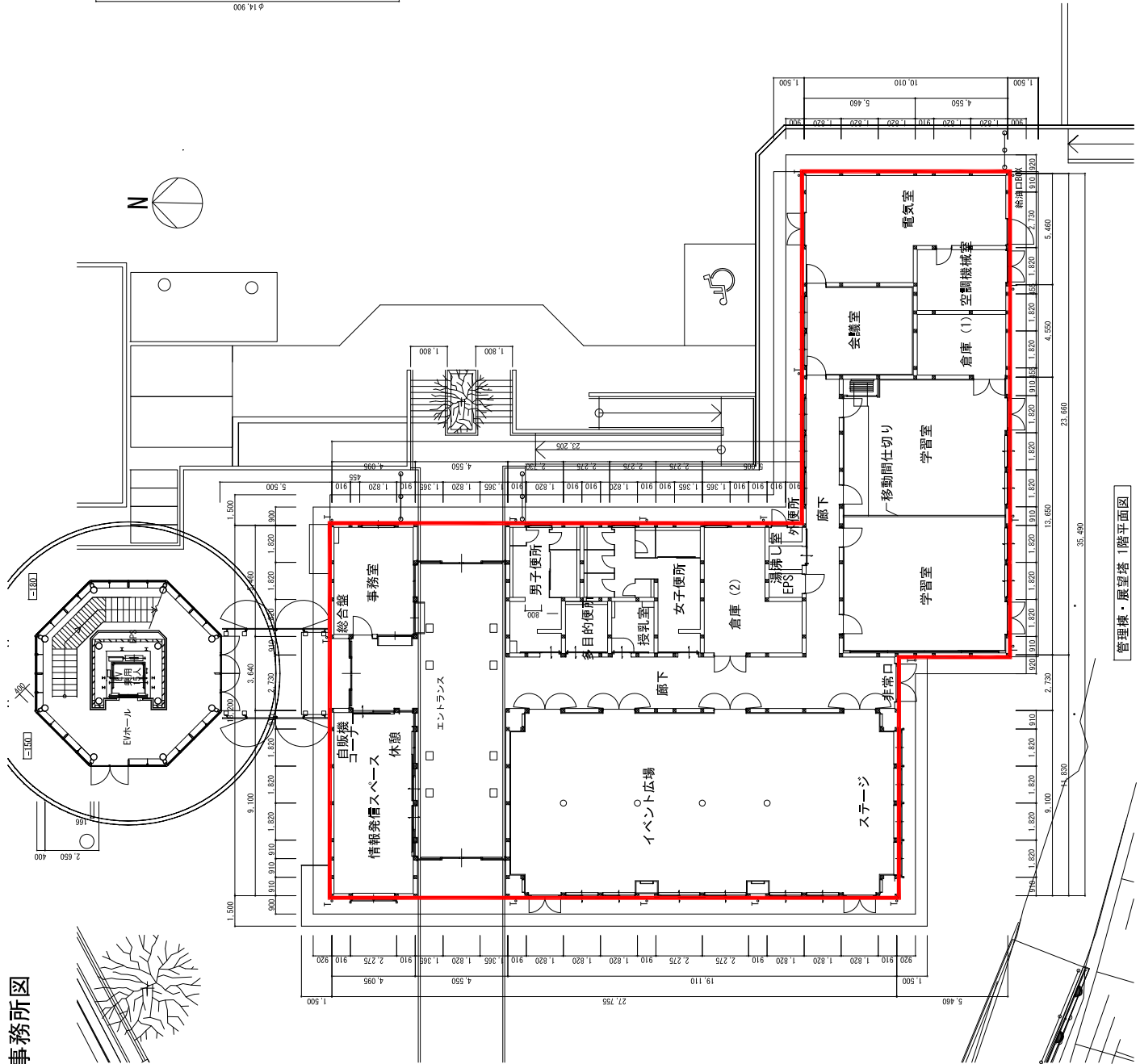
委託期間貸与部分

管理事務所図



委託期間貸与部分

管理事務所図



委託期間貸与部分



背割堤サービスセンター

## 淀川河川公園における行為の禁止等について

## 行為の禁止等一覧表

禁止等の行為	備考
園路・駐車場を除いた、自転車乗り入れ禁止箇所への乗り入れ	
定められた駐輪場以外に自転車を駐輪させること	
自転車の利用において、スピードの出し過ぎ、無理な追い越しなど他の利用者の安全に支障が及ぶ行為	
他の利用者の快適性を損なう音響の発生を伴う行為	・楽器（音響設備）の持ち込み、演奏の場合は「公園での一時使用届」にて申請をする。
バイクの進入路、駐車場以外の乗り入れ	
動物等の移動火葬車の乗り入れ及び営業活動	
運動グラウンド以外のキャッチボールやサッカーの練習	
ゴルフの練習	・クラブの素振り
ペット（動物）の鎖を外した歩行	・ペット（動物類）はリードや鎖を付けるか籠に入れる。 ・糞は飼い主が処分する。 ・事故等については飼い主がその責を負う。
ラジコン飛行機、スポーツカイト、パラグライダーなど飛行遊具の練習等	
右記でのラジコンカーの利用等	・公園区域内の駐車場、臨時駐車場、バーベキュー広場、有料施設等
バーベキュー指定場所以外でのガス、多量のマッチ、花火など爆発性・引火性の高いもの及び燃料などの持ち込み・利用	・煙草の吸殻等（特に冬季）にも充分留意する。
ゴミの不法投棄	・責任を持って持ち帰るよう指導する。
その他、他の利用者の安全または公園施設の正常な利用に支障を及ぼす行為	

### 持ち込み禁止等物品一覧表

持ち込み禁止等物品	備考
銃及び刀剣類（モデルガン、木刀、竹刀、弓等含む）	
ガス、多量のマッチ、花火など爆発性・引火性の高いもの及び燃料など	
ゴルフクラブ	
ラジコン飛行機	
その他職員等により安全かつ快適な公園利用に支障を及ぼし、公園施設を損壊する恐れがあると認められるもの	

### 法第12条の規定による許可申請に関し、原則として許可しないもの

許可申請が原則下りない行為	備考
営利を目的とした物品の販売または頒布	
公益性に欠け、または排他的な集会、展示会及び興行	
営利のみを目的とした集会、展示会及び興行	
公共性に欠ける募金または署名運動	
公園利用または公園管理に係わりのない調査	
職員等が勤務する時間以外の利用	
公園施設の損傷または汚損など著しく公園利用の快適性を損なうもの	
公園の風致または美観の侵害など著しく公園利用の快適性を損なうもの	
他の利用者に危害を与え、または不便を生じさせるなど著しく公園利用の快適性を損なうもの	
事故の発生や公園施設の損害に対し、申請者の責任能力が欠如していると考えられる場合	
その他公園の利用上または管理上から不都合と認められるもの	

## 「H2 8 - 3 1 淀川河川公園 運営維持管理業務」における情報セキュリティについて

## (情報資産の取り扱い)

第1条 事業者は、情報資産（情報及び情報システム等）の機密性、完全性及び可用性を維持するよう、情報資産の取り扱いを適正に行わなければならない。

## (秘密の保持)

第2条 事業者は、業務に関して知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、契約が終了し、又は解除されたときも同様とする。

## (安全確保の措置)

第3条 事業者は、業務に関して取り扱う情報資産について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の情報資産の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。

## (収集の制限)

第4条 事業者は、業務を処理するために情報を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

## (目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第5条 事業者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た情報を、本契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

## (複写または複製の禁止)

第6条 事業者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うため発注者から提供を受けた情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

## (下請負の制限)

第7条 事業者は、発注者の承諾があるときを除き、業務について、第三者に委託してはならない。

## (資料等の返還等)

第8条 事業者は、業務を行うため、発注者から提供を受け又は事業者自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等（電子媒体を含む）は、当該契約終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡さなければならない。

## (事故等の報告)

第9条 事業者は、第1条から第8条に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

## (体制の整備)

第10条 事業者は、情報セキュリティを確保するための体制を整備し、責任者や従事させる者の名簿及び連絡体系図を発注者に提出しなければならない。

## (管理状況の調査)



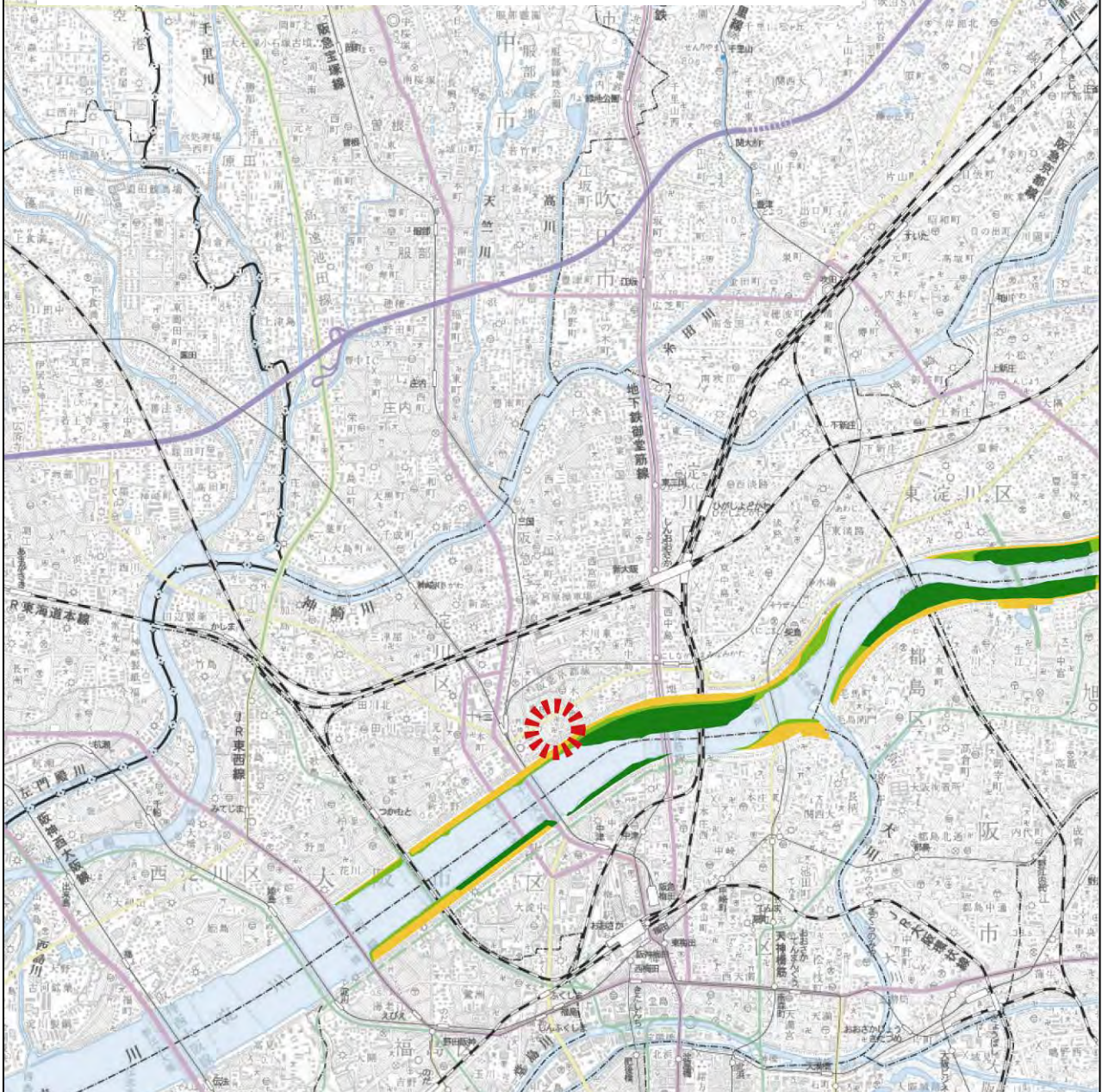
第11条 発注者は、事業者が業務を行うに当たり、取り扱っている情報資産の管理の状況について、必要に応じて調査することができ、事業者はそれに協力しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

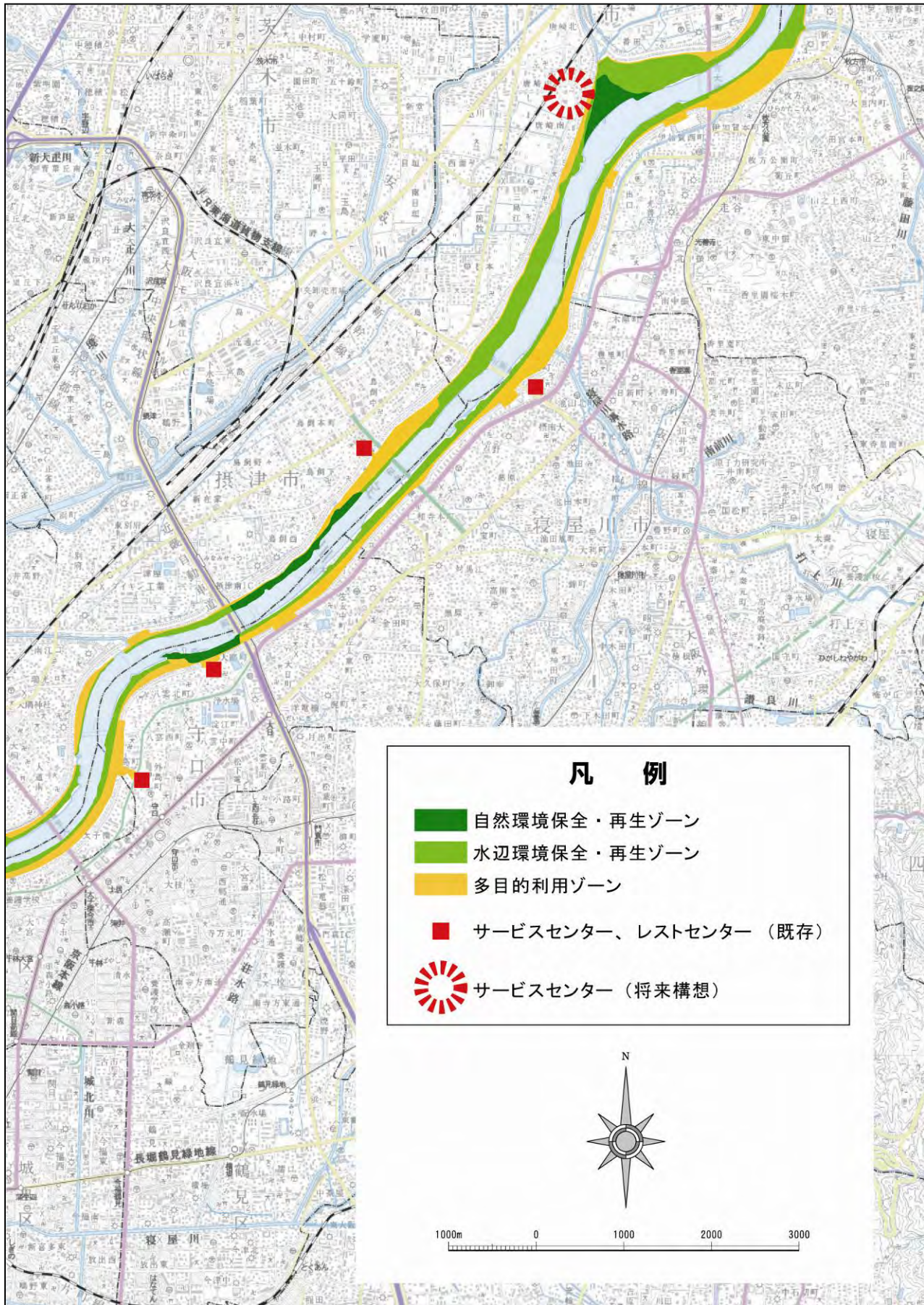
第12条 発注者は、事業者が本要領に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

## 土地利用方針

- ※ この計画図は、平成 15 年 3 月時点の淀川の地形図をもとに、本案における各ゾーンの整備及び管理運営の目的と内容、並びに淀川水系河川整備計画基礎案に係る具体的な整備内容シート（平成 18 年 3 月 22 日）を踏まえ、図化したものです。
- ※ ゾーニングについては、自然環境の状況や社会動向、周辺の都市の状況、利用動向などの変化を踏まえ、自然環境の保全・再生が図られた場合は、自然環境保全・再生ゾーンや水辺環境保全・再生ゾーンを拡大するなどの見直しを行うものです。
- ※ 具体的な整備及び管理運営にあたっては、本基本計画の趣旨及びゾーニング模式図、本計画図をもとに、地区ごとの特性を活かしながら、より詳細な検討を行う必要があります。
- ※ 多目的利用ゾーンと他のゾーンが接する部分については、地形形状などが緩やかに移行するよう多目的利用ゾーンに緩衝帯を確保しますが、この図では縮尺の関係上表現できていません。

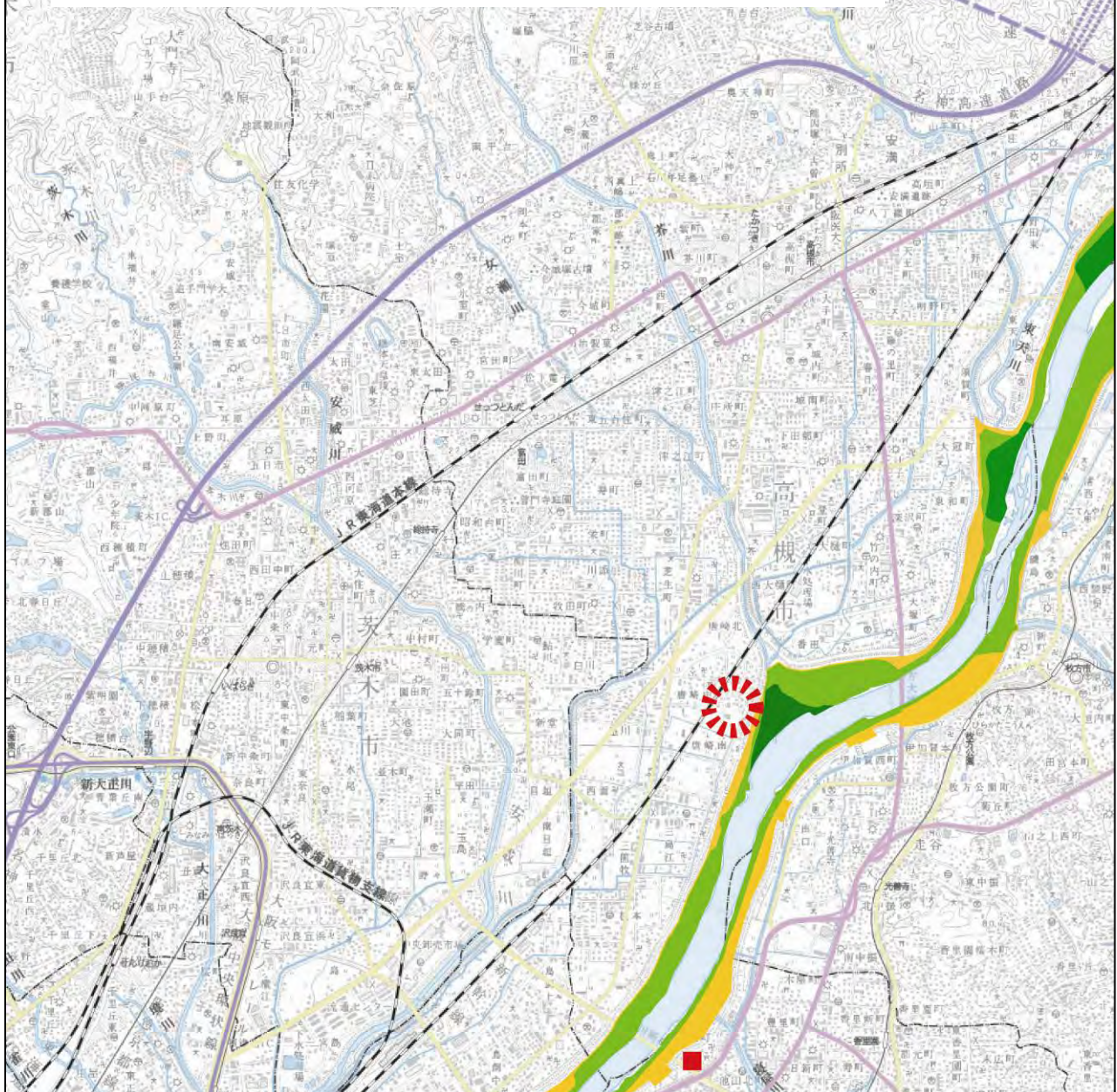








- ※ この計画図は、平成 15 年 3 月時点の淀川の地形図をもとに、本案における各ゾーンの整備及び管理運営の目的と内容、並びに淀川水系河川整備計画基礎案に係る具体的な整備内容シート（平成 18 年 3 月 22 日）を踏まえ、図化したものです。
- ※ ゾーニングについては、自然環境の状況や社会動向、周辺の都市の状況、利用動向などの変化を踏まえ、自然環境の保全・再生が図られた場合は、自然環境保全・再生ゾーンや水辺環境保全・再生ゾーンを拡大するなどの見直しを行うものです。
- ※ 具体的な整備及び管理運営にあたっては、本基本計画の趣旨及びゾーニング模式図、本計画図をもとに、地区ごとの特性を活かしながら、より詳細な検討を行う必要があります。
- ※ 多目的利用ゾーンと他のゾーンが接する部分については、地形形状などが緩やかに移行するよう多目的利用ゾーンに緩衝帯を確保しますが、この図では縮尺の関係上表現できていません。







## 公園施設の設置等許可申請書

文書番号第 号  
平成 年 月 日

国土交通省近畿地方整備局  
局長 殿

申請者 住所  
氏名

都市公園法第5条第1項の許可を受けたいので、下記により申請します。

記

1	設置の目的			
2	設置の期間	(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日 年間		
3	設置の場所			
4	公園施設の構造			
5	公園施設の外観	色 彩		高 さ
		形 態		
		その他		
6	公園施設の管理の方法			
7	工事の実施方法			
8	工事の着手及び完了の時期	工事の着手時期	平成 年 月 日	
		工事の完了時期	平成 年 月 日	
9	都市公園の復旧方法			
10	その他参考となるべき事項			

注)1 公園施設を設置しようとするときは、1、2、3、4、5、6、7、8、9、10 番に記入する。

2 公園施設を管理しようとするときは、1、2、3、6、10 番に記入する。

3 必要な場合は図面及び写真を添付すること。

平成 2 7 年度  
淀川河川公園災害対策要領

平成 2 7 年 6 月  
淀川河川事務所

## 平成27年度 淀川河川公園災害対策要領

### (目的)

**第1条** 本要領は、淀川河川事務所河川公園課（以下「河川公園課」という）、H25-27 淀川河川公園運営維持管理業務 淀川河川公園管理グループ共同体（以下「受注者」という）及び独立行政法人都市再生機構西日本公園事務所（以下「都市機構」という）が、淀川河川事務所災害対策部運営計画に基づき、淀川河川公園（以下「公園」という）の防災業務に関する基本的事項を定め、業務の確実かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

### (業務分担)

**第2条** 河川公園課、受注者及び都市機構の業務は、次のとおりとする。

- 1) 河川公園課の業務
  - ① 公園に関する関係機関への連絡通報及び広報に関すること
  - ② 公園の開閉園、巡視、公園利用者（以下、「利用者」という）の指導（避難誘導等）の方針に関すること
  - ③ 公園施設の撤去及び復旧の方針及び実施に関すること
  - ④ 公園の被災状況の把握、記録及び関係機関への報告に関すること
  - ⑤ 被災した公園施設の災害復旧に関すること
- 2) 受注者の業務
  - ① 公園の開閉園、巡視、利用者の指導（避難誘導等）の実施に関すること
  - ② 公園施設の撤去及び復旧の計画作成及び現地立会に関すること
  - ③ 公園の被災状況の現地調査及び河川公園課への報告に関すること
  - ④ 被災した公園施設の応急対策（立入禁止措置等）に関すること
  - ⑤ 運動施設（スケート場を除く）の運営に関すること
  - ⑥ その他利用者の安全確保のために必要な措置又は河川公園課が指示すること
- 3) 都市機構の業務
  - ① スケート場に関する被災状況の把握、記録及び関係機関への報告に関すること
  - ② スケート場の運営に関すること

### (業務計画書の作成)

**第3条** 受注者は前条第2項①～⑥に規定する業務について、「業務計画書」を毎年度作成し、当該年度の業務開始後10日以内に淀川河川事務所長（以下「事務所長」という。）の承諾を得なければならない。

### (河川公園課の体制)

**第4条** 災害時の河川公園課の体制は、淀川河川事務所災害対策部運営計画の要員配備表による。災害時の連絡は、別紙1に定める「淀川河川公園災害対策連絡系統図」より行う。

### (危険防止対策)

**第5条** 受注者は、出水、高潮、地震、津波等により利用者に危険が及ぶ可能性があるときは、速やかに以下の措置を講じ、河川公園課及び必要に応じて都市機構に報告する。

- 1) 出水、高潮、地震、津波等で利用者に危険が及ぶ可能性のある公園区域では、巡視員の配置又は巡視により、利用者に警告を行ったうえで利用中止を呼びかけ、避難誘導する。なお、津波の気象情報発令時は、附則1に基づき対応する。
- 2) 一般車両が公園区域に入らないよう坂路入口を進入禁止にする。ただし、公園区域より利用者が自動車避難する場合等においては、退出可能な措置を講ずる。
- 3) 公園区域の危険箇所は、看板及び仮柵の設置により立入禁止措置を行う。
- 4) その他利用者の安全確保に必要な措置を行う。

### (公園の利用中止)



**第6条** 受注者は、第5条の危険防止対策を講じる場合、対象となる公園区域の利用を中止し、以下の措置を講じ、河川公園課及び必要に応じて都市機構に報告する。

- 1) 受注者は、公園の地区全体を利用中止する場合は、速やかに閉園措置を行う。
- 2) 受注者は、危険防止対策を講じる公園区域の利用予定者に速やかに利用中止の連絡を行うとともに、利用受付を中止する。
- 3) 河川公園課及び受注者は、危険防止対策を講じる区域での通常の維持作業等を中止する。

#### (危険防止対策を講じる基準)

**第7条** 第5条の危険防止対策を講じる基準は次のとおりとする。

- 1) 出水時の基準
  - ① 各地区において、別紙2に定める公園施設撤去の決定を行う基準水位（以下、「撤去基準水位」という）に達したとき
  - ② 各地区において、別紙3に定める施設撤去の参考とする流量（以下、「撤去基準流量」という）に達し、利用者又は公園施設の安全確保のために必要と認められるとき
- 2) 高潮時の基準
  - ① 長柄地区、十三野草地区及び西中島地区において、大阪湾の潮位が2m60cmを超えるとき
  - ② 海老江地区及び大淀野草地区において、別紙2に定める撤去基準水位に達したとき、又は大阪湾に高潮警報又は高潮注意報が発令されたとき
- 3) 地震時及び津波時の基準
  - ① 気象庁が大阪府北部・京都府南部において、震度5弱以上を発表したとき
  - ② 気象庁が大阪府において、津波警報又は津波注意報を発表したとき

#### (受注者への情報伝達)

**第8条** 河川公園課は、受注者及び必要に応じて都市機構に速やかに次の情報提供を行う。

- 1) 淀川河川事務所風水害対策部又は淀川河川事務所地震災害対策部の防災体制の発令と更新
- 2) 河川公園課の待機体制
- 3) 淀川水系の流量データ（枚方、加茂、桂）、水位（別紙2の撤去基準水位観測所）、大阪湾の潮位データ及び水位予測データ（枚方、桂、琵琶湖、瀬田川洗堰等）
- 4) 「撤去基準水位」の到達予測（到達する公園地区、日時等）
- 5) 公園施設の撤去又は復旧を行う日時（予想を含む）、場所及び内容
- 6) 「津波の気象情報発令」等の地震・津波情報
- 7) その他受注者が利用者又は公園施設の安全確保のために必要とする事項

#### (受注者の待機)

**第9条** 受注者の待機については、次のとおりとする。

- 1) 受注者は、次の各号の一に該当するときは居所待機※を行う。
  - ① 淀川河川事務所風水害対策部又は淀川河川事務所地震災害対策部が注意体制又は第一警戒体制を発令しているとき
  - ② 開園時間外に、淀川風水害対策部又は淀川地震災害対策部が防災体制を発令することが予想されるとき
- 2) 受注者は、次の各号の一に該当するときは原則として勤務先待機を行う。
  - ① 淀川河川事務所風水害対策部又は淀川河川事務所地震災害対策部が第二警戒体制又は非常体制を発令しているとき
  - ② 危険防止対策を講じるとき
  - ③ 公園施設の撤去又は復旧を行うとき、又は河川公園課より公園施設の撤去又は復旧を行う可能性がある旨の連絡があったとき
- 3) 受注者は、待機の完了後は速やかに、河川公園課にその旨を報告する。

※ 居所待機：必要が生じた場合に危険防止対策、現地調査又は施設撤去・復旧時の現地立会を迅速に実施できるよう、連絡体制を確保し維持すること。

#### (施設撤去)

**第10条** 公園施設の撤去については、次のとおりとする。

- 1) 施設撤去計画  
受注者は、毎年出水期前に「施設撤去計画」を作成し、河川公園課と協議する。
- 2) 施設撤去の基準  
河川公園課は、別紙2に定める「撤去基準水位」及び「施設撤去計画」を目安に、公園施設の撤去を行う。「撤去基準水位」の到達時刻の予測が困難な場合は、別紙3に定める「撤去基準流量」を参考に、現地状況、水位予測等を踏まえて施設撤去を決定する。
- 3) 施設撤去の実施期間  
河川公園課は、次のとおり施設撤去を実施する。
  - ① 施設撤去の実施は、原則として「撤去基準水位」の到達予想時刻の4時間前までに決定し、現地到着後3時間以内に完了する。
  - ② 「撤去基準水位」の到達予想時刻が日没後の場合は、日没時刻の4時間前までに施設撤去の実施を決定し、現地到着後3時間以内に完了する。
  - ③ 降雨量の急変等により必要やむを得ない場合は、上記によらず、現地状況、水位予測、「施設撤去計画」の撤去に要する時間、日没時刻等を踏まえて緊急的に施設撤去の実施を決定することがある。
- 4) 夜間の施設撤去
  - ① 河川公園課は、公園施設の流出等により河川管理上重大な影響を及ぼす可能性があり、事務所長が必要と認める場合に限り、前項によらず夜間に公園施設の緊急撤去（以下、「夜間撤去」）を行う。
  - ② 夜間撤去を行う場合又は夜間撤去の可能性がある場合、受注者は夜間撤去の対象となる公園区域の夜間巡視により水位変動の把握を行い、速やかに河川公園課に報告する。
  - ③ 大雨、強風等により撤去作業の安全が確保できない場合、夜間撤去は行わない。河川公園課は、公園施設が流出する可能性がある旨を関係機関に速やかに連絡通報する。

#### (現地立会)

**第11条** 受注者は、施設撤去の現地立会により状況確認、撤去作業への助言を行う。

#### (出張所への通知、指示)

**第12条** 河川公園課は、関係出張所に速やかに次の通知、指示を行う。（別紙1-1, 1-2）

- 1) 「淀川河川公園災害対策要領」及び「施設撤去計画」の通知
- 2) 河川公園課の待機体制の通知及び出張所待機の指示
- 3) 利用中止を行う公園区域の通知及び公園工事（高水敷維持作業等）中止の指示
- 4) 公園施設の撤去又は復旧の予定通知及び指示
- 5) 公園施設の災害復旧の指示
- 6) その他河川公園課が必要とする事項（淀川河川公園に関する事項に限る）

#### (本局報告)

**第13条** 河川公園課は、次の各号の一に該当するときは、近畿地方整備局建政部都市整備課にその旨を報告するものとする。

- 1) 淀川河川事務所地震災害対策部及び淀川河川事務所風水害対策部が防災体制を発令及び更新したとき

- 2) 閉園、立入禁止等の危険防止対策を措置及び解除したとき
- 3) 公園施設の撤去を決定及び完了したとき
- 4) 撤去施設の復旧を決定及び完了したとき
- 5) 公園施設に被災が発生したとき

#### (不測の事態への対処)

**第14条** 受注者は、公園利用者の被災、施設撤去を行う公園地区の放置物件の発見、撤去作業の遅れ等不測の事態が生じたときは、直ちに河川公園課に報告し、河川公園課は必要な指示を行う。

#### (撤去施設の復旧及び再開園の決定)

**第15条** 撤去施設の復旧及び閉園区域の再開園の決定については、次のとおりとする。

- 1) 施設復旧計画  
受注者は、退水開始後は速やかに、公園区域の冠水状況、被災状況等を調査し、河川公園課に報告する。受注者は、撤去施設の復旧、冠水区域の堆積塵芥処理等、閉園区域の再開園に向けた具体的な復旧計画を速やかに作成し、河川公園課と協議する。
- 2) 施設復旧の基準  
河川公園課は、次の各号のすべてに該当するとき、速やかに撤去施設の復旧及び閉園区域の再開園を決定し、予定日時を出張所・受注者に通知し、関係機関に報告する。ただし、事務所長が必要と認めたときはこの限りではない。
  - ① 施設撤去を実施した公園区域の被災状況及び復旧状況を踏まえ、利用者の利用及び安全確保が可能と判断されるとき
  - ② 水位予測データ、気象予報等を踏まえ、近日中(2日～3日を目安)に施設撤去の可能性のある出水、高潮、地震、津波等が予想されないとき
- 3) 施設復旧の実施期間  
河川公園課は、次のとおり撤去施設の復旧及び閉園区域の再開園を行う。
  - ① 施設復旧の実施は、原則として再開園の前日までに決定し、速やかに完了する。
  - ② 公園利用上特別の理由がある場合は、上記によらず、緊急的に施設復旧の実施を決定することがある。

#### (資料作成)

**第16条** 河川公園課は、業務の円滑な実施を図るため、次の資料を作成し、受注者及び都市機構に通知する。見直しの必要が生じた場合は速やかに変更し、通知を行う。

- 1) 淀川河川公園災害対策連絡系統図(別紙1)
- 2) 淀川河川公園施設撤去の基準水位・危険防止基準(別紙2)
- 3) 淀川河川公園施設撤去の基準流量(参考)(別紙3)
- 4) 撤去施設一覧表(別紙4)
- 5) その他必要な資料

#### (その他)

**第17条** 本要領に定めない事項は、事務所長の指示するところによる。

#### (津波対応)

**附則1** 第5条1項に基づく「津波の気象情報発令時」の対応は次のとおりとする。

- 1) 津波予報発令に伴う避難誘導を行う公園地区は、海老江地区、大淀野草地区、長柄地区、十三野草地区、西中島地区とする。ただし、津波警報等を踏まえ、その他地区でも津波被害の可能性がある場合は、河川公園課が避難対象地区の追加を行う。
- 2) 「津波の気象情報発令時」とは、淀川河川事務所が運用する「津波情報提供設備」の放送時、又はテレビ・ラジオ等により大阪府の津波情報を確認したとき。
- 3) 「津波情報提供設備」による情報提供時の対応

### ① 避難誘導

- (1) 受注者が配置する各公園地区の公園管理員（以下、「公園管理員」という）は、前項の情報を得た場合、公園利用者に対して河川敷から避難するよう以下の内容を公園管理所の放送システムのテープ操作により誘導する。

#### <放送内容>

淀川河川公園管理所です。大阪府に津波予報が発令されました。安全が確認されるまで、河川敷から避難して下さい。

- (2) 公園管理員は、テープ操作終了後にハンドマイク、ラジオ、携帯電話を持参して安全な場所に移動し、公園利用者へ避難誘導を行う。

#### <誘導内容>

##### (イ) 提供開始時

大阪府に津波予報が発令されました。安全が確認されるまで、河川敷から避難して下さい。

##### (ロ) 津波接近時

緊急です。津波が接近しています。河川敷から至急避難して下さい。危険ですので、車では移動しないで下さい。

- (3) 予報発令から津波の到達まで非常に短時間の場合があるので、公園利用者の迅速な安全確保を最優先する。
- (4) 受注者は、一般車両退出の可否等の判断が困難な場合は、直ちに河川公園課と協議し、津波の到着予想時刻、駐車台数、周辺道路の状況等を踏まえ、河川公園課が速やかに方針を決定する。

### ② 報告

- (1) 公園管理員は、受注者に避難及び施設被害の状況を報告する。
- (2) 受注者は、河川公園課に現地状況を報告し、河川公園課は対応方針を決定する。
- (3) 受注者は、インターネット、テレビ、ラジオ等で津波情報を確認し、公園管理員に必要な指示を行う。

### ③ 安全確認後の対応

- (1) 受注者は、気象庁の津波情報等を確認し、特別巡視による現地調査を行ったうえで、避難解除及び再開園について河川公園課と協議する。
- (2) 河川公園課による再開園の決定後、受注者は速やかに携帯電話の電子メール等により、公園管理員に避難解除及び再開園の園内放送を指示する。
- (3) 公園管理員は、受注者の指示に基づき園内放送を行う。

#### (参考1) 津波情報提供設備による情報提供内容

##### ① 拡声器による放送内容

###### (1) 提供開始時（提供1）

こちらは国土交通省淀川河川事務所です。大阪府に津波予報が発令されました。淀川においても津波の恐れがあります。危険ですから河川に近づかないで下さい。

###### (2) 津波接近時（提供2）

こちらは国土交通省淀川河川事務所です。地震により発生した津波が淀川へ接近しています。危険ですから速やかに河川敷から避難して下さい。

##### ② 電光掲示板による提供内容

「津波」を表示

#### (参考2) 南海地震の津波想定

- ① 淀川河口地点の津波到達時間は地震発生からまで約2時間とされているが、津波

予報等を確認して判断すること。なお、津波高さの想定は約2 mで、淀川河口から淀川大堰までの高水敷の冠水が予想される。

- ② 平成23年3月に発生した東日本大震災を踏まえて、東海・東南海・南海地震の津波想定が見直される可能性がある。

**(適用期間)**

**附則2** 本要領の適用期間は平成28年3月31日までとする。ただし、次年度の淀川河川公園災害対策要領が作成されるまでは本要領を準用する。また、防災業務の確実かつ円滑な実施にあたって本要領の見直しが必要な場合は、速やかに変更を行う。

## 淀川河川公園の防災業務に関する当面の運用について

本運用は、平成 25 年台風 18 号の経験を踏まえ、淀川河川公園の施設撤去を迅速にできるようにするため、事務所、出張所、各高水敷維持作業受注者（以下「高水敷維持業者」という）、H25-27 淀川河川公園運営維持管理業務 淀川河川公園管理グループ共同体（以下「受注者」という）の連携強化や対応能力の向上を図ることを目的に定めたものである。

当面は、「淀川河川公園災害対策要領」に加え、本運用に基づき対応するものとする。

### ■これまでの出水時対応の強化

#### （１）撤去計画の見直し（出水期までに対応）

○出張所、高水敷維持業者間の連絡体制を確認する。

○河川公園班、各出張所間の連絡体制を確認する。

○高水敷維持業者は施設撤去計画の作成、撤去対象施設及び撤去経路の点検を行い、例えば出張所や受注者の立会・助言無しでも撤去が出来るよう習熟を図り、体制を構築する。

#### （２）撤去訓練の実施（出水期までに対応）

##### ○夜間の全施設撤去訓練の実施

高水敷維持業者毎に夜間の全施設撤去訓練を行い、夜間作業そのものの習熟の他、所要時間や課題を把握する。

事前に、必要な資機材の把握や作業上の安全確保等、夜間作業特有の課題について十分検討し、準備しておく（例：作業用の照明の確保、等）

訓練結果や課題等は出張所から河川公園課に報告し、必要に応じ施設撤去計画等を見直す。

### ■新たな対応

#### （３）施設撤去準備水位の設定

・「公園施設撤去準備水位」を設定し所内に周知する。

・「公園施設撤去準備水位」は、枚方水位観測所の水位が-2.0m を超えた時点とする。

・「公園施設撤去準備水位」の運用

① 「公園施設撤去準備水位」に達したら、その情報を事務所内で共有する。河川公園班が事務所待機していない場合は、「公園施設撤去準備水位」に達したことを水防指令室から河川公園班に電話で連絡する。

② 河川公園班は各出張所長へ電話し、「公園施設撤去準備水位」に達したことを連絡するとともに、高水敷維持業者への連絡を指示する。

③ 出張所長は高水敷維持業者へ電話し、公園施設撤去準備及び連絡体制の確保を指示する。

- ④ 高水敷維持業者は、撤去を行う作業員への連絡や事前待機等を開始する。
- ⑤ 「撤去基準水位」等により撤去を開始する水位になったら、河川公園班は各出張所へ電子メールで「施設撤去」を一斉指示する。その後、河川公園班は各出張所へ、電話でも「施設撤去」を指示する。
- ⑥ 出張所は、河川公園班からの「施設撤去」指示の電子メールを確認したら、速やかに高水敷維持業者へ施設撤去を指示する。
- ⑦ なお、撤去を開始する水位に至らずに事務所の体制が解除された場合、又は事務所の体制が継続していても施設撤去の可能性が無くなったと河川公園班が判断した場合は、河川公園班は各出張所へ電子メールで「公園施設撤去準備解除」を連絡する。その後、河川公園班は各出張所へ、電話でも「公園施設撤去準備解除」を連絡する。

#### (4) 大出水に備えた暫定基準の設定

「公園施設撤去暫定基準水位」を設定し所内に周知する。

「公園施設撤去暫定基準水位」は、枚方水位観測所の水位が-1.0m を超えた時点とする。「淀川河川公園災害対策要領」に定める施設撤去に関する基準に加え、「公園施設撤去暫定基準水位」を超え、現地状況や水位予測等も踏まえて撤去開始が必要と河川公園班が判断した場合は、河川公園班は各出張所へ施設撤去を指示する。指示する方法は、上記(3)に記載した方法によるものとする。

#### (5) 事前撤去

##### ○事前撤去の判断

強風時には撤去作業が困難・危険と各出張所が判断する施設については、撤去を開始する水位に達していなくても、施設を撤去（事前撤去）出来ることとする。事前撤去は、河川公園班が台風の進路等を考慮して決定することとし、極力日中に行うものとする。指示する方法は、上記(3)に記載した方法によるものとする。

— 以 上 —

危機管理について



## 危機管理のポイント

### 1. 不審者・不審物

#### 1) 不審人物への対応

公園内及びサービスセンター等において不審者を発見した時は、速やかにサービスセンターに連絡し、その指示に従う。

不審者と疑われる例として、

- ・危険物（銃刀類、爆発物、もしくはそれに類するもの）を持っている人
- ・公園利用者では考えられない大きな荷物、バック、袋を持っている人
- ・挙動不審な人
- ・特異な服装をしている人（全裸、季節的に合わない服装等）
- ・その他（個人の経験で、これまでと違う公園利用者）

#### 2) 不審物の取り扱い

公園内で不審物を発見した場合の対処は、上記不審者と同じ処置とする。公園内管理所及び各サービスセンター等において、忘れ物らしき厚手の封筒・紙袋、箱、鞆等を発見しても不用意に開けたり、必要以上の衝撃を加えるようなことはしてはいけない。

外見から判断した不審物の例として、

- ・包装が不自然である
- ・ワイヤー、ひも等の突起物及び油状のシミや汚れがある
- ・異臭がする
- ・内容物のガタつきがある
- ・時計のようなコチコチ音や液体の音等がある

利用者等からの拾い物等の受付に関しても、上記のことを考えて取り扱いには注意すること。

特に届け物が袋や箱物等の時は届出者の氏名、連絡先等を必ず確認し、服装背格好などの特徴もメモする。

### 2. 火災、事故、怪我の対処

#### 1) 火災の対応

現場管理員等は、火災が発生した場合、第一に人命救助に努め、速やかに警察署や消防署へ連絡する。警察や消防活動の間は、利用者の安全退避の実施（危険箇所への立ち入りの禁止措置など）を行う。そして速やかにサービスセンターへ連絡し、事故をサービスセンターへ報告する。連絡、報告書作成方法は不審人物発見と同様とする。

#### 2) 事故、怪我対応

現場管理員等は、事故が発生した場合、第一に人命救助に努め、速やかに警察署や消防署（救急車）へ連絡する。警察や救急活動の間は、利用者の危険箇所への立ち入り禁止措置などの安全対策の実施、緊急自動車の進入路確保等を行う。そして、速や

かにサービスセンターへ連絡をする。事故の状況、けが人の情報等を含め、支障の無い範囲でメモを取り、事故報告書に記載する。連絡、報告書作成方法は不審人物発見と同様とする。

心房除細動装置AEDを各サービスセンターに常時設置しているので、必要と考えられる場合は速やかに連絡し手配する。各管理所に簡易な救急セットを常備し、傷の消毒等ができるようにする。

なお、事故時の初動については、別紙1「事故時の初動マニュアル」を参照すること。

### 3. 増水時の対応

#### 1) 増水時の対応

淀川上流部での降雨等で水位上昇が予想されるなど、淀川河川管理者から注意警報が出た場合は、サービスセンターの指示に従って公園区域を特別巡視し、来園者に注意を促し利用中止と避難を呼びかける。また、駐車場から車の退避を要請し、車が駐車場に入らないように車止め施設を閉鎖する。

枚方地区のアクアシアター及びプロムナードの水没が懸念される場合は、近畿地方整備局の指示に従い、立ち入り禁止措置としてカラーコーンや看板等を設置し、利用者の安全確保を図る。

呼びかけにあたっては、「管理所スピーカー」や「拡声器」を使用して現場管理員等が呼び掛けを行う。この呼びかけは別途、放送マニュアルを策定し管理者の標準化を図ること。

特別巡視は、公園施設を効率的に広範囲に安全確認ができる人員配置、及び巡視経路を設定し、巡視に備えること。

#### 2) 減水後の措置

減水後は、特別巡視を行い、園内の安全を確認して早期の開園を目指す。支障がある場合は、安全対策を講じ、サービスセンターに報告して指示に従う。

### 4. 緊急ヘリ離発着

淀川河川公園は、周辺自治体から「避難場所（広域避難地等）」や「災害時緊急ヘリポート」に指定されているので、自治体等からの要請に協力する。周辺医療機関等から要請があった場合には、公園利用者に適切な対応を講じてヘリ離発着、緊急車両進入に対処する。

淀川河川公園を広域避難地に指定している自治体	大阪市、守口市、寝屋川市、枚方市、高槻市、摂津市、島本町
淀川河川公園を災害時緊急ヘリポートに指定している自治体	守口市、摂津市、島本町、大山崎町

< 対応策の例 >

- ( ) 緊急車両の通行ルートの確保
- ( ) 離発着場所の利用者の移動、利用の中止
- ( ) 離発着場所の安全確保など

5. 地震の対応

ア. 震災発生時の対応について

震度5弱以上で緊急点検を行う。

開園時に地震があった場合は、直ちに緊急点検を実施し、必要に応じて施設の使用禁止などの安全対策や閉園措置を行う。

閉園時に地震があった場合は、緊急点検を実施し、必要に応じて施設の使用禁止などの安全対策を行い、利用の安全が確認できた場合はサービスセンターの指示により開園する。

点検結果、安全措置、被害状況等をサービスセンターがまとめ、近畿地方整備局へ報告する。

イ. 津波への対応について

気象庁が大阪府において津波注意報以上を発表したときは、直ちに津波に関する情報を収集して、淀川河川事務所の指示により、園内放送により、避難誘導案内を行い、速やかに堤内地側への避難を行う。また、公園の駐車車両の移動等適切な処置を講じる。

特別巡視は、公園施設を効率的に広範囲に安全確認ができる巡視経路を設定し、巡視を行う。

津波警報解除後の対応は、「増水時の対応について」と同様とする。

なお、地震時の初動については、別紙2「地震時の初動マニュアル」を参照すること。

6. 危険防止措置報告

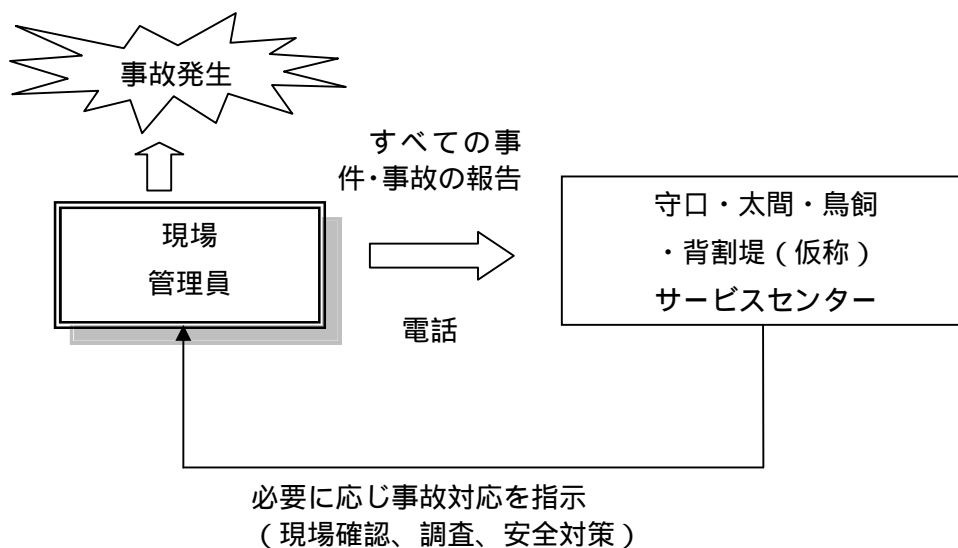
管理員は、公園管理、利用者指導、迷惑行為、特別巡視において利用者のための安全対策を講じたときは、報告書を作成しサービスセンターに報告する。そして淀川河川公園管理者は近畿地方整備局に報告する。

## 事故時の初動マニュアル

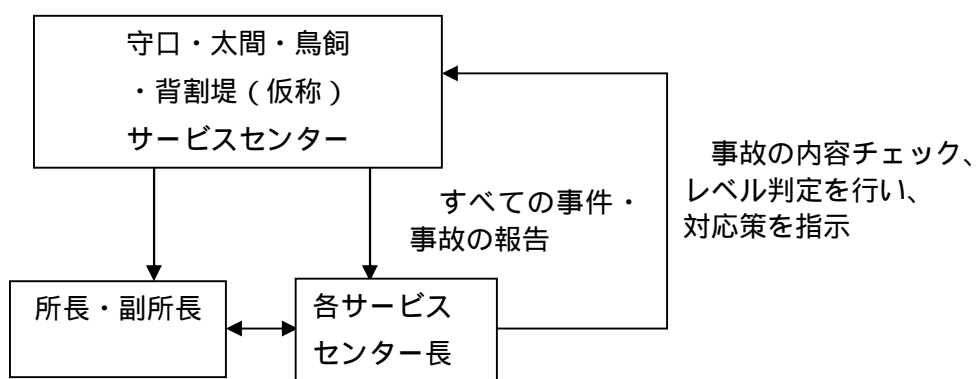
### 1. 事故が起こったら

- ・まず人命救助
- ・事故かどうか迷わず一報。

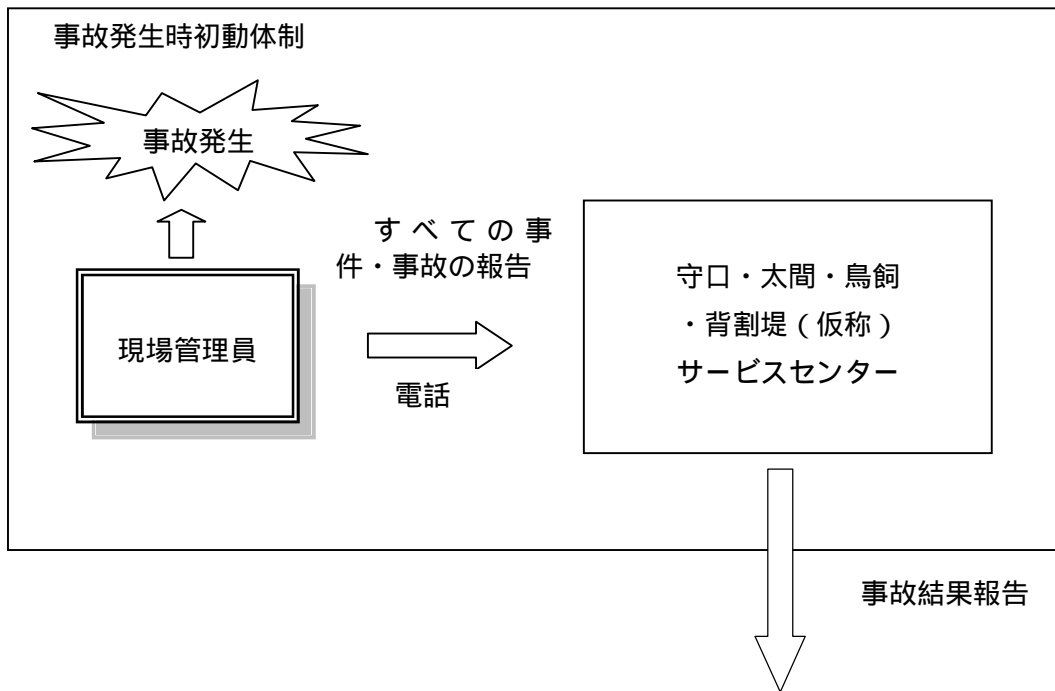
事故でないものを事故連絡として入れても各センターで判断します。とりあえず情報は入れる。情報が入らなかったことで大事故につながることはないよう、小さなことでも迷わず連絡。



### 2. 連絡を受けた各サービスセンターでは、対応方法を素早く判断し、対応します。



### 3. 事故時・連絡フロー



事故情報共有

公園区域外	公園区域・公園区域外	公園区域・公園区域外
1. 管理課長	1. 副所長	1. 所長
2. 占用調整課長	2. 河川公園課長	2. 副所長
3. 担当出張所長	3. 計画係長	3. 課長・サービスセンター長
	4. 工務係長	4. 各職員

(レベル2～3は電話で 1.公園課長、連絡が取れない時は 2.計画係長 3.工務係長に必ず確認する事)

#### 4. 事故レベルの考えかた

公園区域内について

公園管理者として、適切に対応します。

事故レベル	レベルの考えかた	事例
レベル3	明らかに公園の施設が原因で重大な人的被害が発生。	遊具及び運動施設の破損による怪我。
	禁止行為で他人に重大な怪我をさせた。 (死亡事故、重傷)	ゴルフボールが人に当たった。 ジョギングをしている人にバイクが接触。
	事件(利用者の命に関わる恐れのあるもの)	人が倒れていた(生きていても、死体でも) 人が死亡又は重傷を負うような事件。 野犬・飼い犬に噛まれた。 スズメバチに刺された。 利用者間のトラブル(けが人が出てパトカーを呼ぶなど、事件となったもの)
レベル2	そのままにしておく、被害が出る恐れのあるもの。	凶暴な野犬の発見、スズメバチの発生(人を襲う恐れがあるため) (利用者が怪我をする恐れのため) 利用者間のトラブル (事件につながる恐れのあるもの)
	原因究明のための調査や公園管理者としての対応が必要なもの。 (調査の結果をもとに、レベルを確定する)	利用者の気分が悪くなった原因や、怪我をした原因が不明。 運動施設が原因で、軽微な人的被害が発生。 公園施設が原因で軽微な人的被害が発生。
	禁止行為で他人に軽微な怪我をさせた。	ゴルフボールが人に当たった。 ジョギングをしている人にバイクが接触。
	利用者間のトラブル	事件にはならなかったが大きなトラブルとなったもの
	事件(公園施設の軽微な損傷および公園施設の盗難)	看板やベンチへの損傷および落書き 車止めの鍵の破損および盗難 草地火災(類焼の可能性の少ないもの)
レベル1	現場の状況が明らかで(正確に内容がわかっている)公園に瑕疵のないとわかっているもの。	運動中の自損事故 日射病で倒れた 運動していて気分が悪くなって救急車を呼んだ
	現場の状況が不明な場合はレベル2として調査を行う。	その他の自損事故(転んだ、自転車で怪我をした、バーベキューでやけどをした) 警察及び消防が事件性無し(自殺等)と判定したもの。

・事故の状況が未確認のものは「必ず確認」する。

調査結果によってレベルは変更する。最終的なレベルの判定は、所長、業務課長、サービスセンター長が行う。

公園区域外について

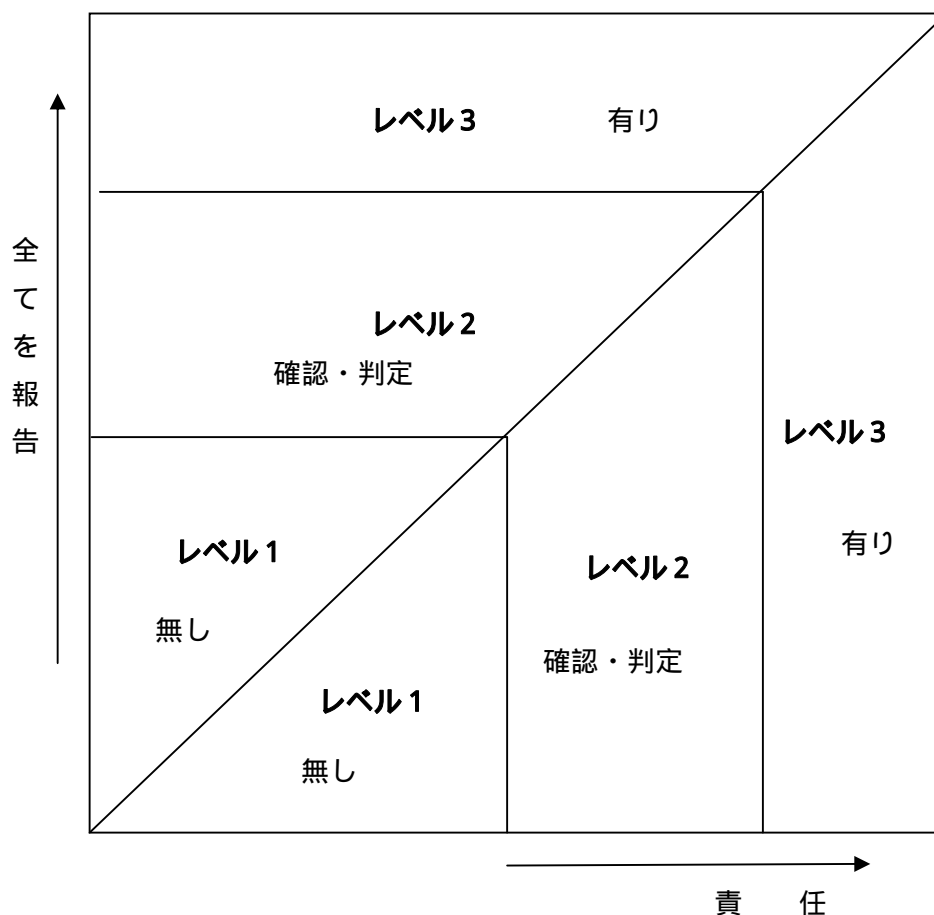
知り得た公園区域外の情報はすべて報告します。

事故レベル	レベルの考えかた	事例
事故レベルは設定せずに情報として扱う。	人身事故や事件 河川管理施設への被害	公園区域外での死体の発見。 火災。 河川管理施設（堤防、護岸等）の損傷。

公園区域内の利用者に危険が及ぶ恐れのあるものはその対策が必要となるため必ず報告します。

事故レベル	レベルの考えかた	事例
事故レベルは設定せずに情報として扱う。	そのままにしておく、公園区域内の利用者や施設に被害が出る恐れのあるもの。	利用者が怪我をする恐れがあるもの(悪質なゴルフ、バイク進入、犬の放し飼い) 人を襲う恐れがあるもの(凶暴な野犬の発見、スズメバチの発生)

事故レベル表



## 地震時の初動マニュアル

## 1. 対策部の設置

太間サービスセンターに対策本部を設置する。

## 2. 事務所の体制となる地震観測所一覧表

第 1 表 事務所の体制となる地震観測所一覧表

	地域名称	震度発表名
気象庁観測所	大阪府北部	大阪市 高槻市 守口市 枚方市 寝屋川市 摂津市 三島郡「島本町」
	京都府南部	八幡市 乙訓郡「大山崎町」

## 3. 地震等情報の把握と連絡

## 1) 地震等情報の把握

地震等が発生した場合は、職員は直ちにテレビやラジオ等で地震等の情報を入手する。

また出来得る限り第 1 表に定める気象庁観測所が震度 5 弱以上及び大阪湾において津波注意報を発表したとき、地震防災対応が迅速に行なえるように速やかに行動を開始する。

## 4. 勤務時間外の参集

第 2 表 職員の勤務時間外の参集について

体制等	体制基準	初動参集職員
警戒体制	第 1 表に定める気象庁が震度 5 以上（5 弱・5 強）を発表したとき、及び大阪湾において津波警報を発表したとき。	緊急出動者
非常体制	第 1 表に定める気象庁が震度 6 以上を（6 弱以上）発表した場合。	緊急出動者を含む 全職員自動参集

職員は、地震発生直後の震源、震度分布状況等から初動体制の必要性を判断し、自動参集することを基本とする。

但し、防火担当職員（総務課長）は、地震発生直後の震源・震度分状況等を確認し、的確な連絡方法を選定して関係職員に連絡するものとする。



#### 1) 初動参集職員

緊急出動者として指名されたものをいう。

#### 2) 非常体制においては自動参集

職員は大規模地震の発生を知り得た場合、又は体制に関する連絡があったときには自動参集するものとする。

#### 3) 参集場所

公共交通機関が不通であっても、徒歩、自転車、バイク等の方法で最寄りの河川環境管理財団各サービスセンター、及び現地管理所に参集する。

### 5. 初動体制

防災業務は、初期活動が大切である。初期に参集した者は、早い人から日常の業務に関係なく防災業務として、優先度、緊急度の高いものから実施する。

指揮・命令が行われたときはその指示に従うこと。指揮・命令の判断できる人が未参集のときは、参集者間で協議して優先順位、防災業務範囲をすばやく判断して遂行すること。

### 6. 緊急巡視と臨時点検

第1表に定める気象庁観測所が震度5弱以上を発表したときは施設の点検を実施する。

1) 開園時に地震があった場合は、点検チェックリストに基づいて緊急点検を実施し、必要に応じて施設の使用禁止などの安全対策や閉園措置を行います。

2) 閉園時に地震があった場合は、点検チェックリストに基づいて緊急点検を実施し、必要に応じて施設の使用禁止などの安全対策を行い、利用の安全が確認できた場合は開園します。

3) 点検結果、安全措置、被害状況等を国に報告する。

### 7. 防災訓練

通信訓練を年1回実施する。

### 8. 津波対策（津波注意報・警報発令時）

1) 気象庁が大阪府において津波注意報以上を発表したときは、直ちに津波に関する情報を収集して、淀川河川事務所の指示により、園内放送により、避難誘導案内を行い、速やかに堤内地側への避難を促す。また公園の駐車車両の排出等適切な処置を講じる。

2) 津波注意報・警報発令時は閉園（駐車場の閉鎖）とする。

3) 園内放送により公園利用者に対し避難誘導案内を行う地区。

(1) 西中島管理所（西中島地区・十三野草地区）

(2) 海老江管理所（海老江地区・大淀野草地区）

(3) 赤川管理所（長柄河畔地区・長柄地区）

4) 園内放送

園内放送については別紙「津波時における園内放送マニュアル」により行う。

## 津波時における園内放送マニュアル

1. 淀川河川事務所による「津波情報提供設備」による情報提供内容（参考）

## 1) 拡声器による放送内容

提供開始時（提供1）

「こちらは国土交通省淀川河川事務所です。大阪府に津波予報が発令されました。淀川においても津波の恐れがあります。危険ですから河川に近づかないで下さい。」

津波接近時（提供2）

「こちらは国土交通省淀川河川事務所です。地震により発生した津波が淀川へ接近しています。危険ですからすみやかに河川敷から避難して下さい。」

## 2) 電光掲示板による提供内容

「津波」と表示

2. 「管理所放送設備、及びハンドマイクによる」情報提供時の対応

## 1) 前項のいずれかの情報提供があった場合は、公園利用者に対して堤内側に避難するよう公園管理所の放送システムにより指導する。

放送内容

「淀川河川公園です。大阪府に津波予報（注意報・警報）が発令されました。安全が確認出来るまで、至急堤防上に避難して下さい。」テープで流し続ける。

## 2) テープ操作終了後

管理員はハンドマイク・ラジオ・携帯電話を持参して、堤防天端から公園利用者個々へ再度指導する。

「大阪府に津波予報（注意報・警報）が発令されました。安全が確認出来るまで、至急堤防上へ避難して下さい。」「緊急です。車での移動はしないで下さい。」

## 3) 情報の確認

管理員は携帯電話により情報の確認を各サービスセンターに行く。ラジオ放送を聞く。

各サービスセンターは「気象庁のホームページ」「テレビ」「ラジオ」等で情報を確認する。

太間サービスセンターは「緊急時の連絡体制」で淀川河川事務所に確認、又は指示にしたがう。

## 4) 安全が確認された後

各サービスセンターは安全が確認された後は、安全が確認された内容について管理員に連絡する。文書の内容は、メールで確認する。

管理員は、メールの文書に基づき、利用者に放送を行う。

広報巡視による巡視を行い。放送を行う。

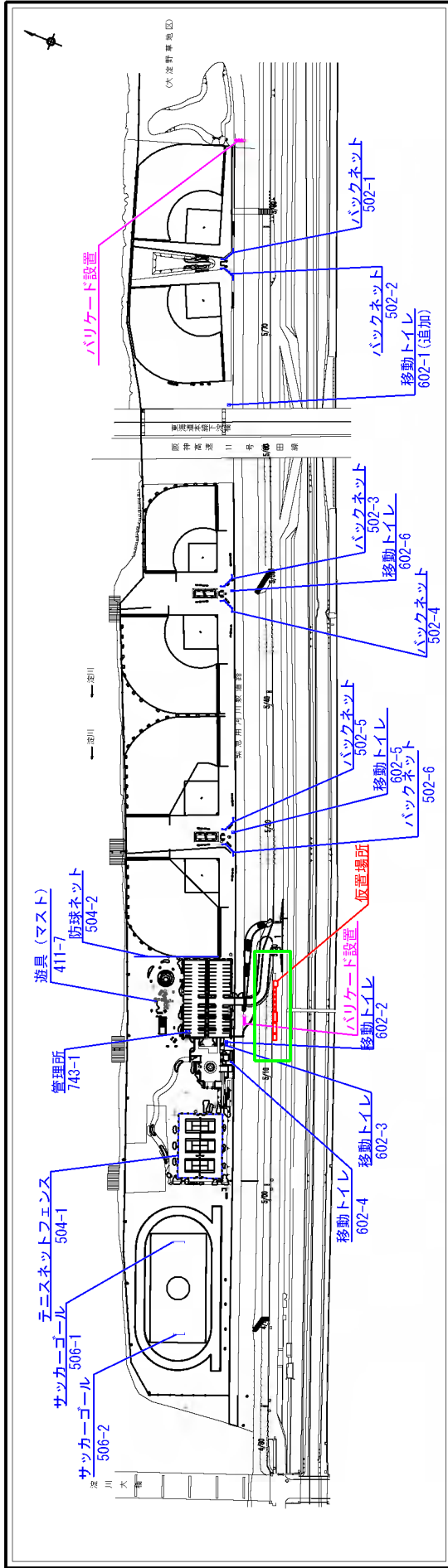
3. その他注意事項

津波の場合は非常に短時間の場合があるので、安直な判断を行わず率直に利用者の安全確保を第1優先とする。

連絡体制は緊急時ほど徹底することとする。

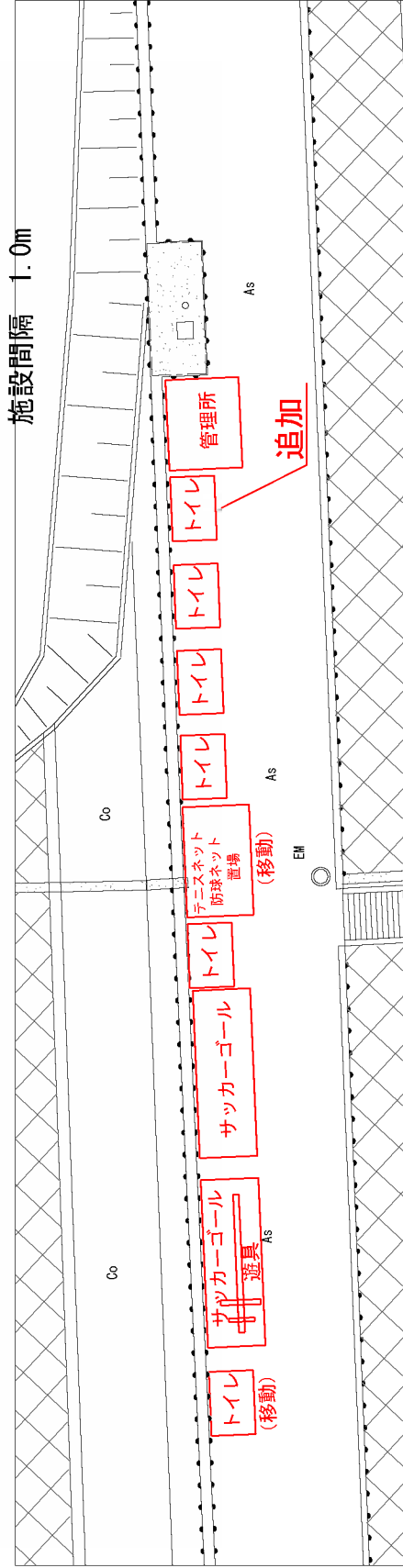
施設撤去仮置場所位置図

# 施設撤去仮置場所位置図



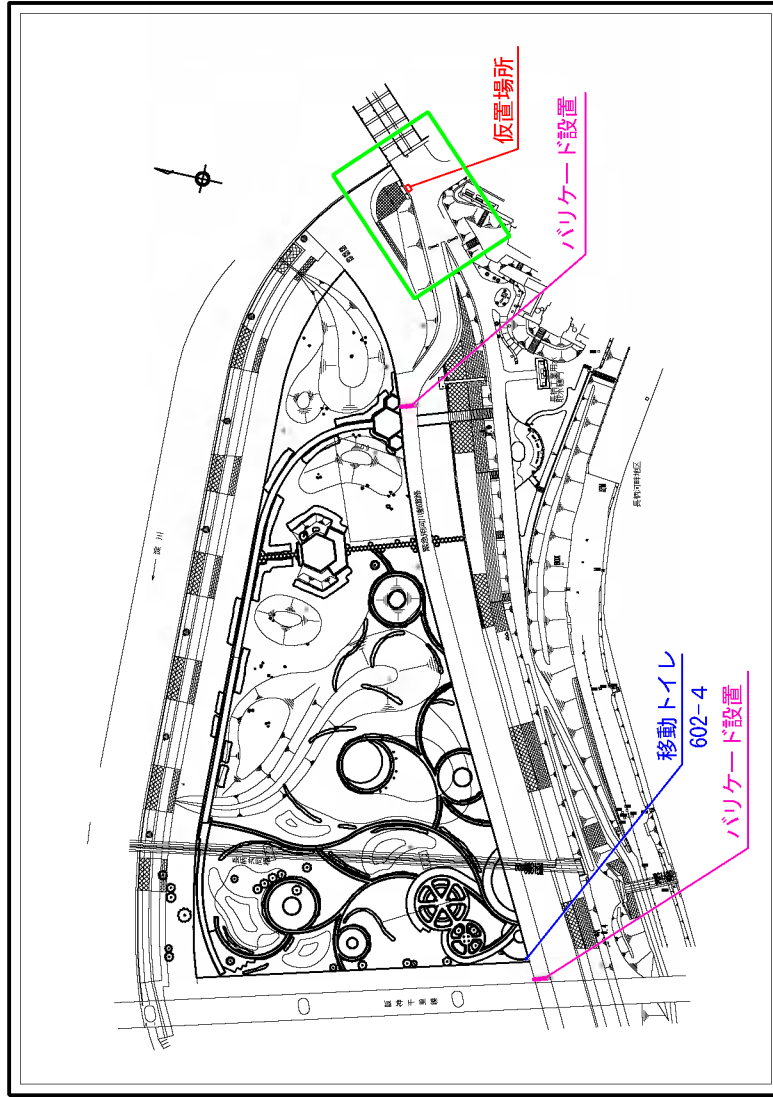
拡大平面図範囲

※バック・テニスネット等は、飛散の恐れがあるので横断防止柵にロープなどで固定する。

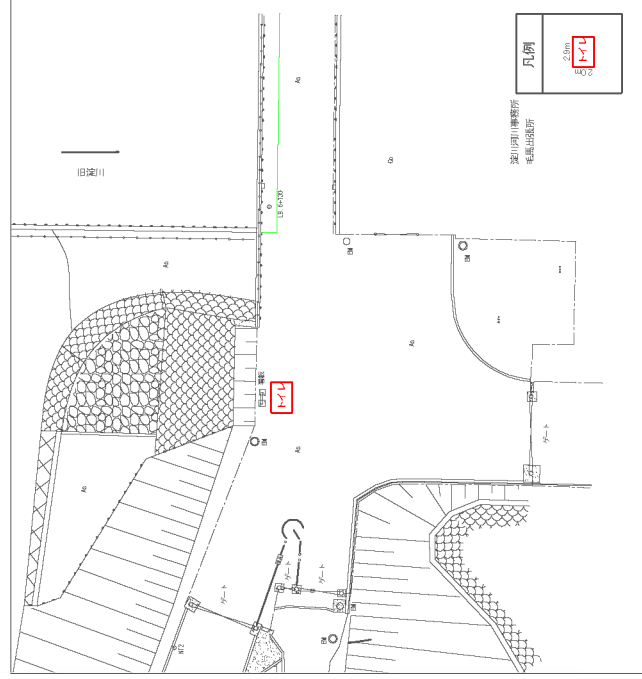


# 1. 海老江地区

# 施設撤去仮置場所位置図

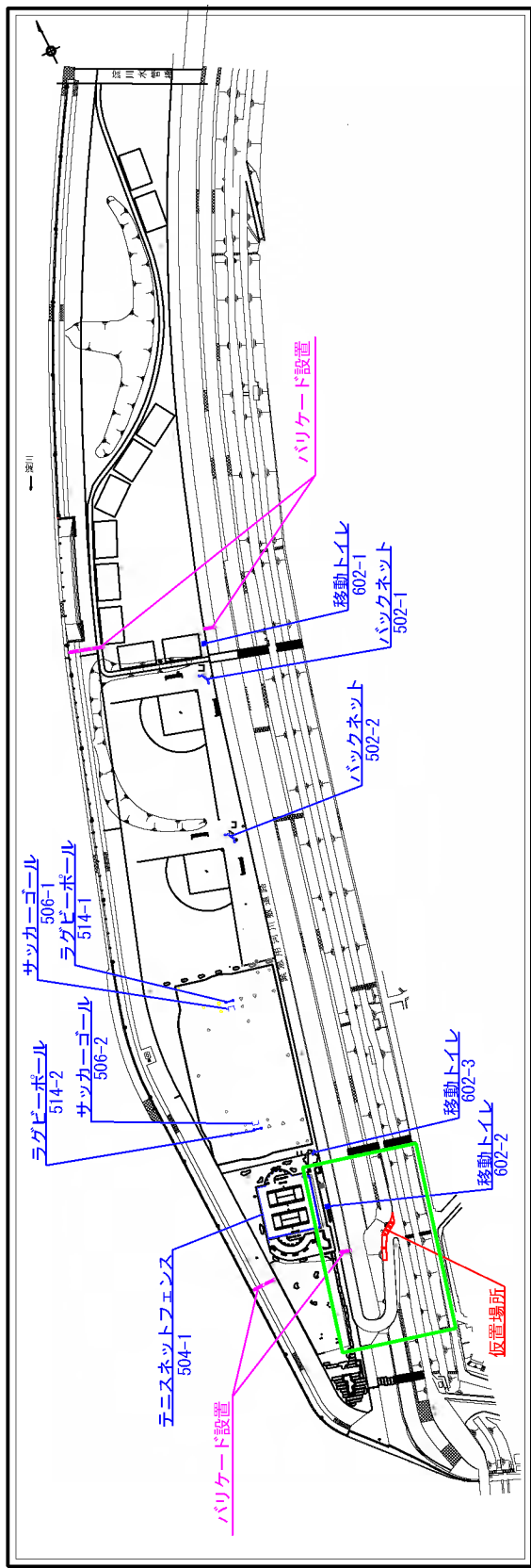


拡大平面図範囲



## 3. 長柄地区

# 施設撤去仮置場位置図



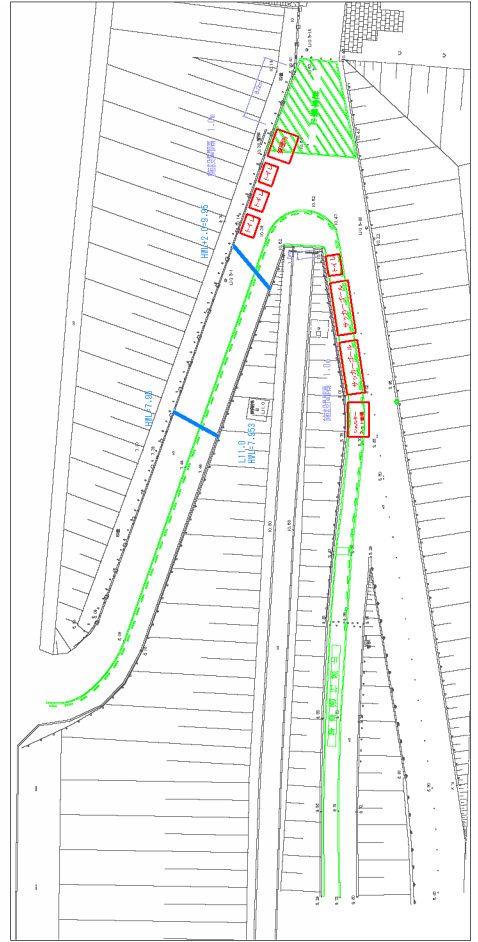
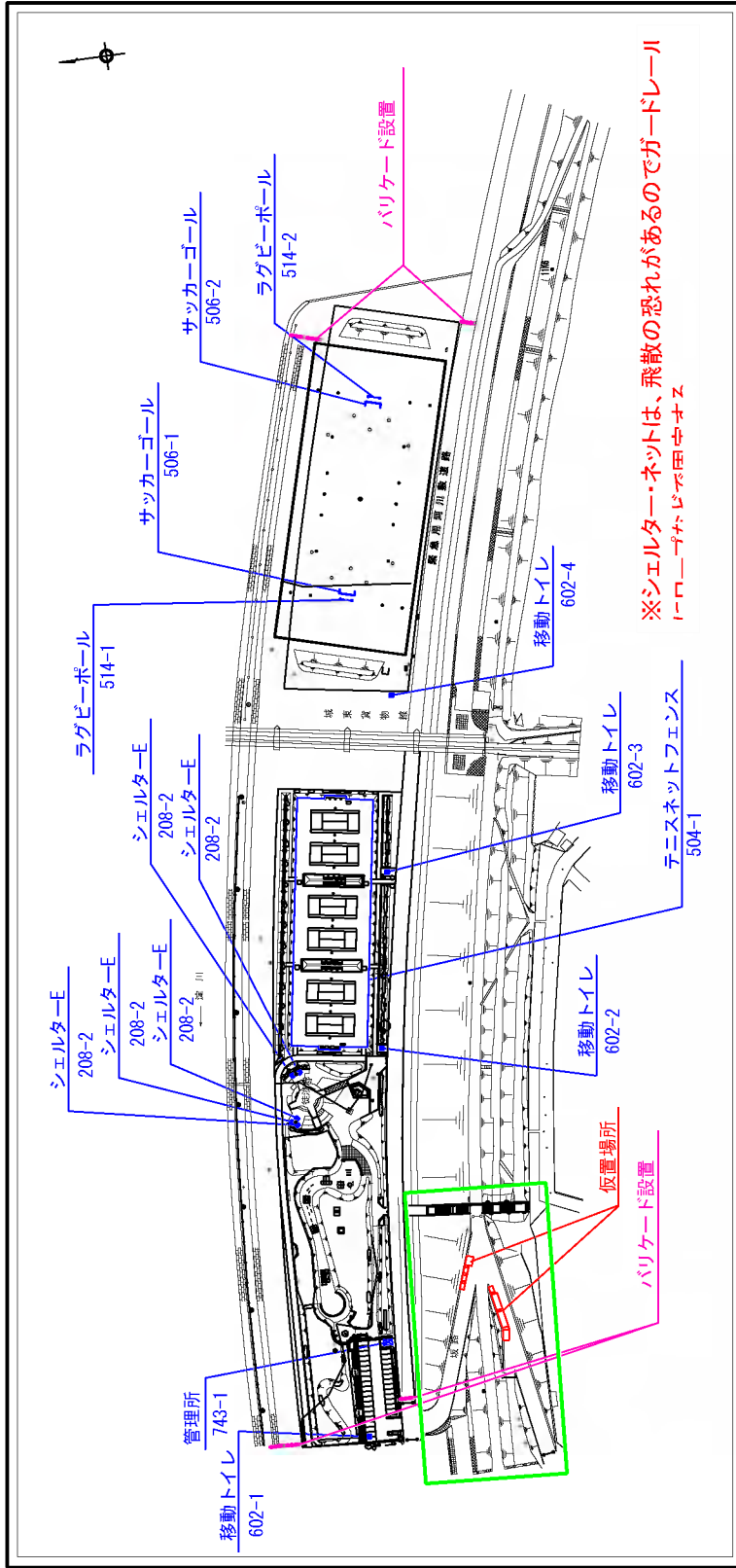
※テニス・防球ネットは、飛散の恐れがあるので トイレにロ  
ーブなどで固定できる場所に移動した。

拡大平面図範囲



# 5. 毛馬地区

# 施設撤去仮置場所位置図

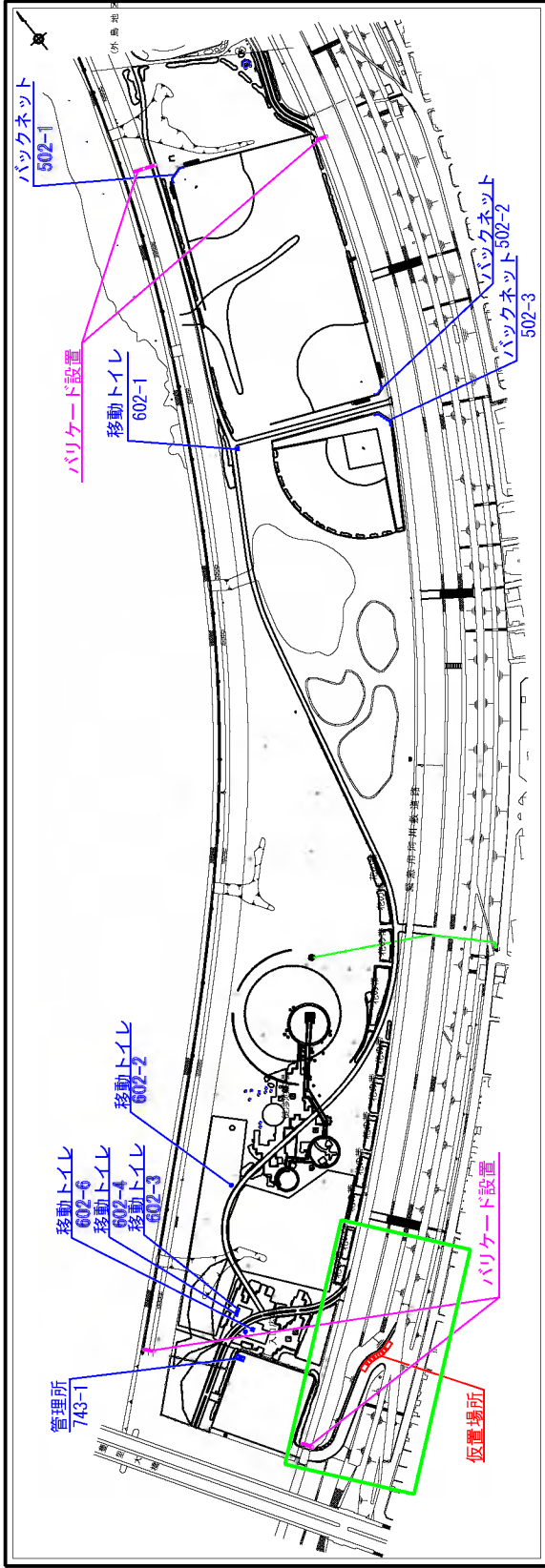


拡大平面図範囲



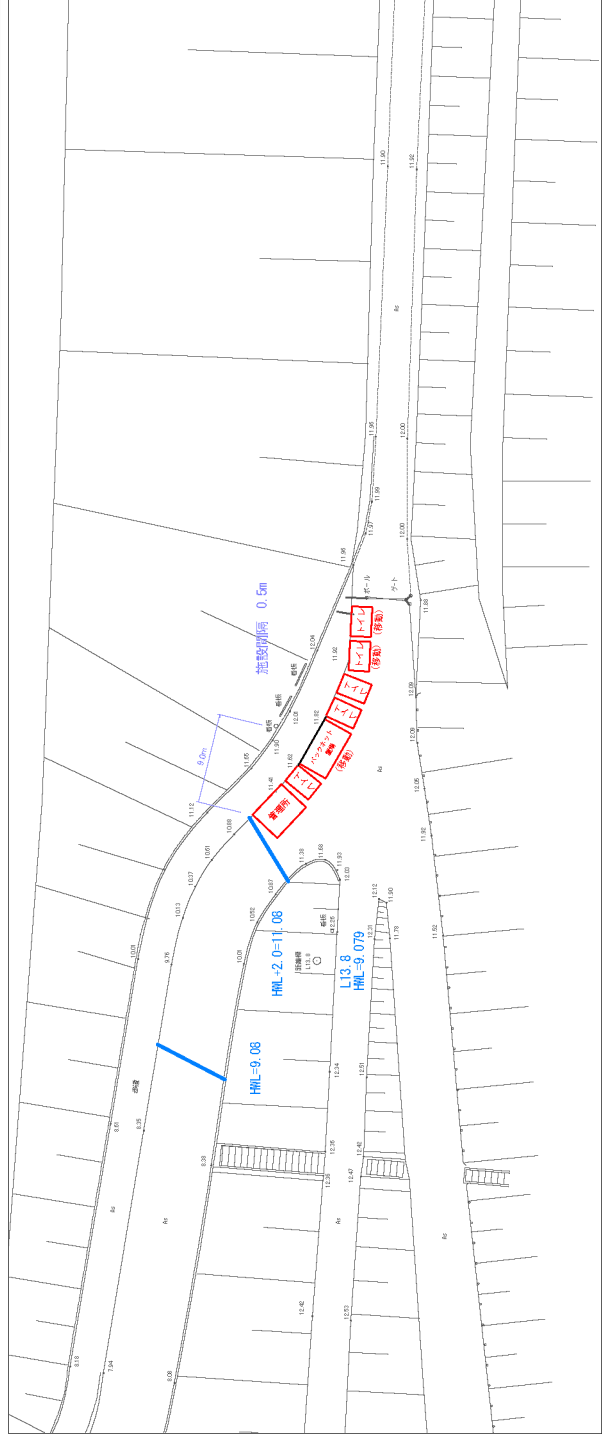
## 6. 赤川地区

# 施設撤去仮置場所位置図



※バックネットは、飛散の恐れがあるのでトイレにロープなどで固定できる構造に改修した

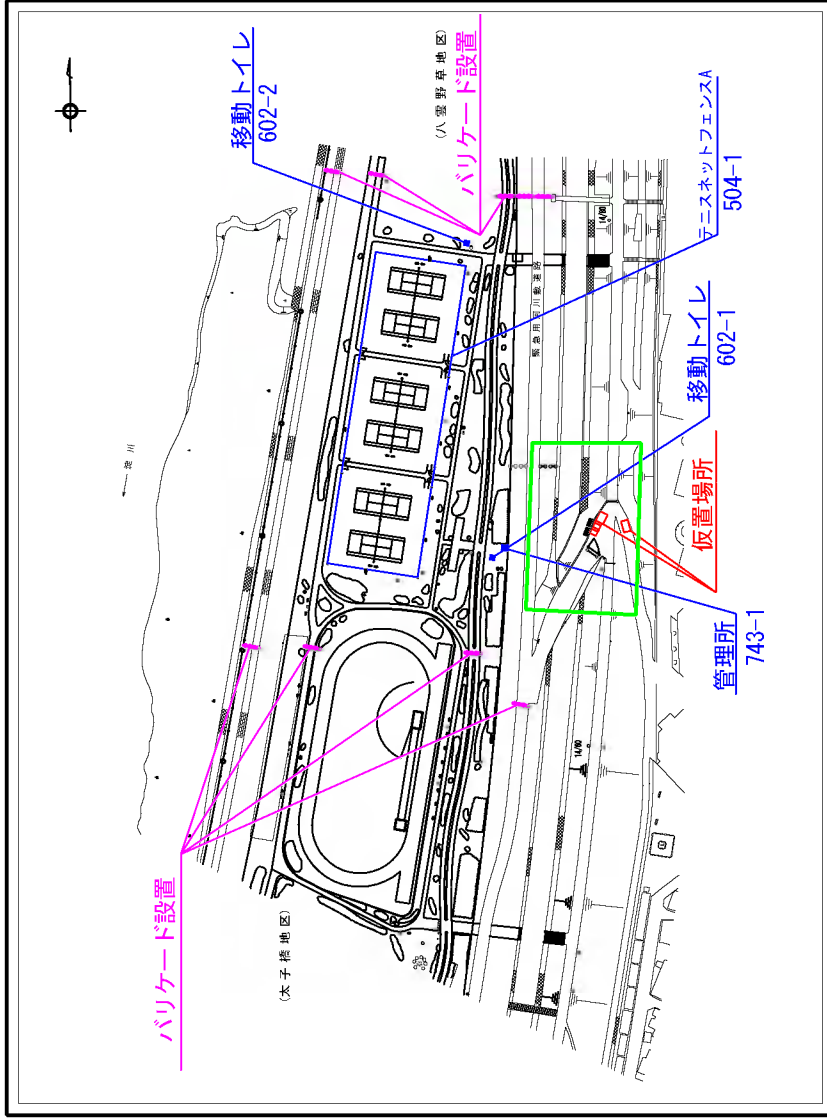
拡大平面図範囲



## 8. 太子橋地区

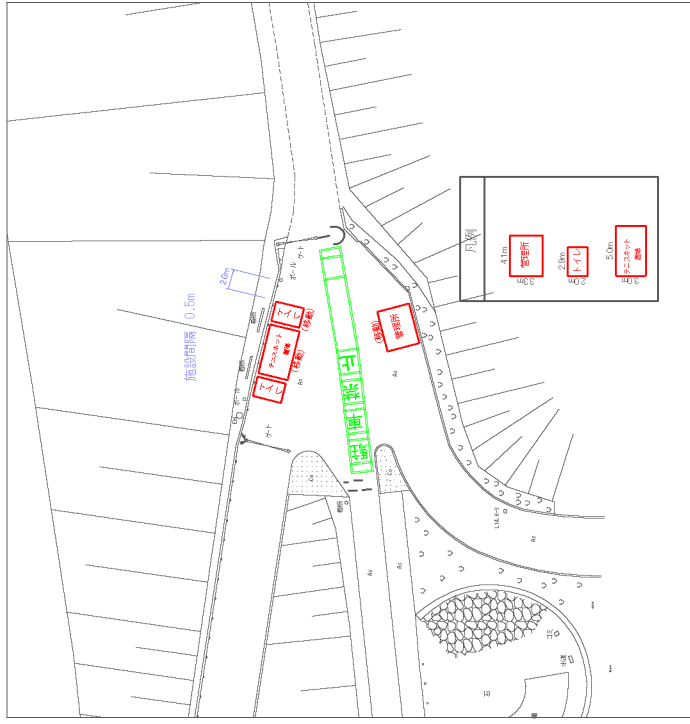


# 施設撤去仮置場所位置図



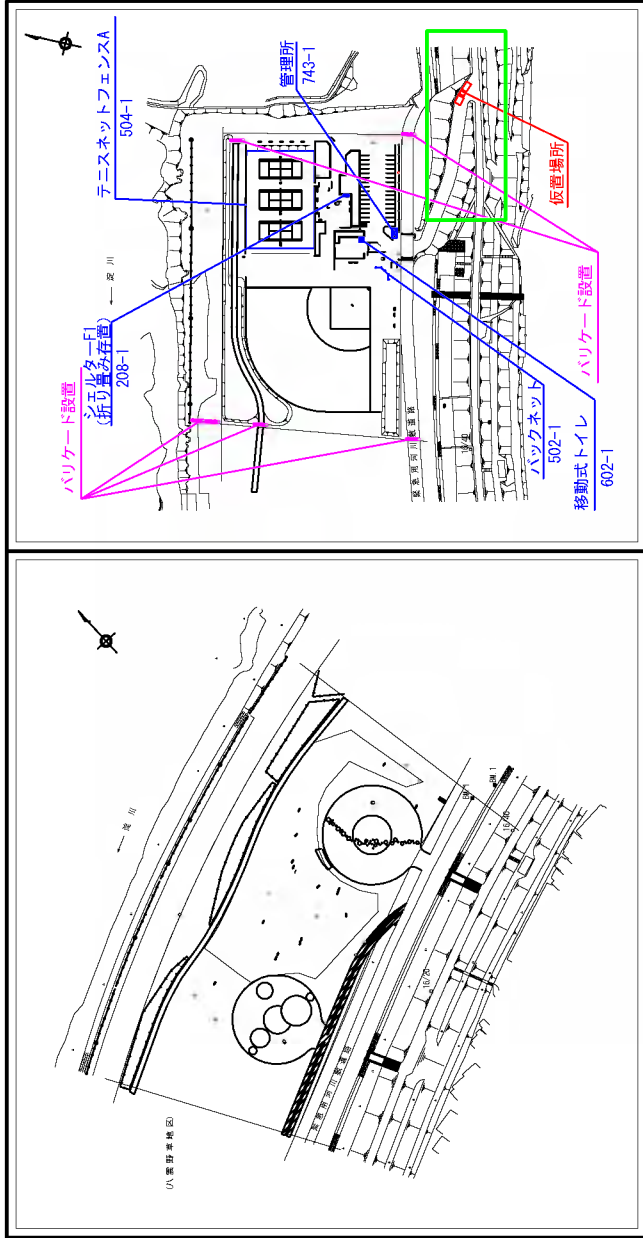
※テニスネットは、飛散の恐れがあるのでトイレにロープなどで固定できる場所に移動した。

拡大平面図範囲

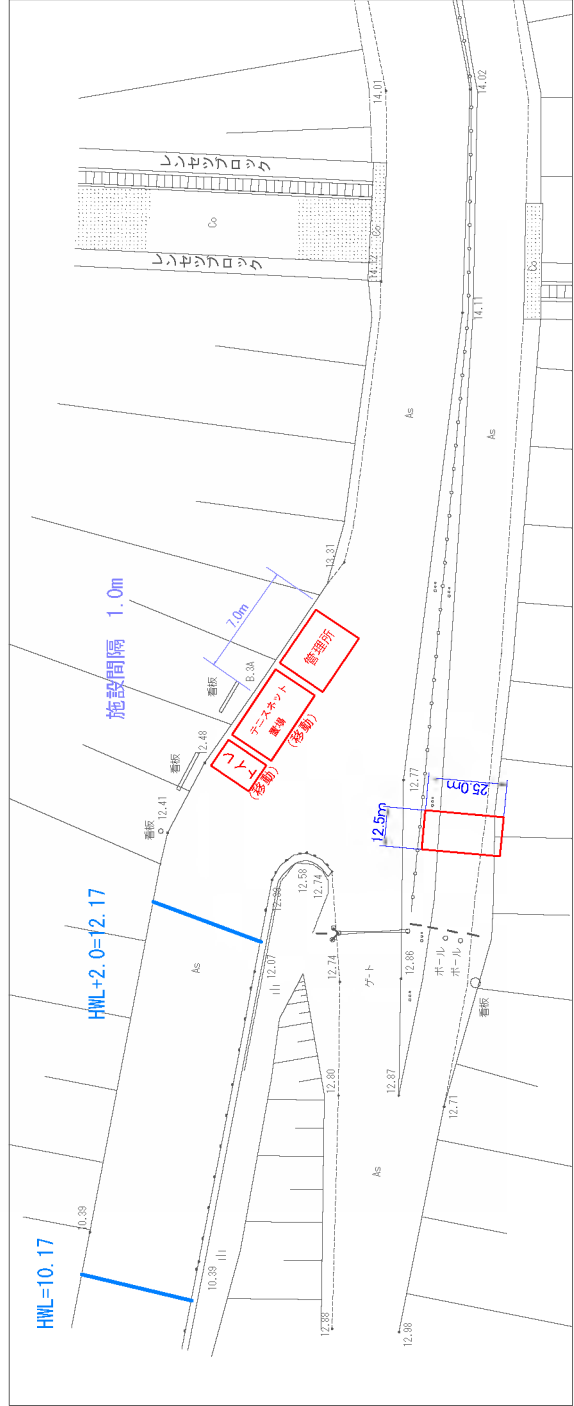


## 9. 外島地区

# 施設撤去仮置場所位置図

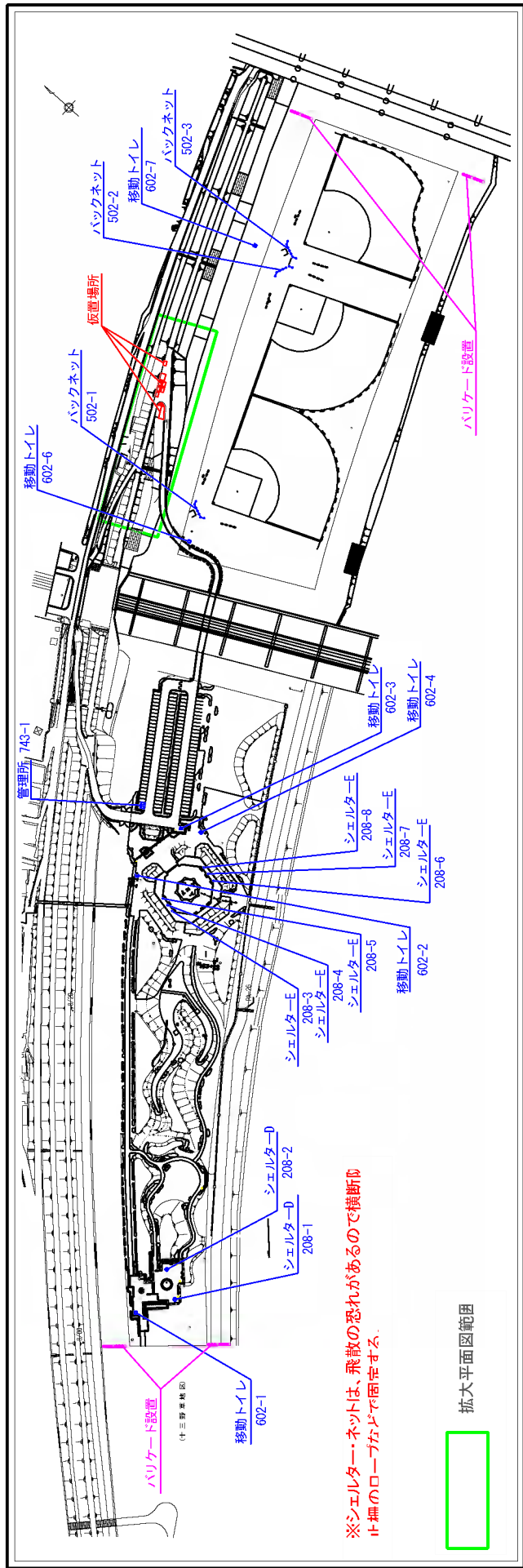


拡大平面図範囲

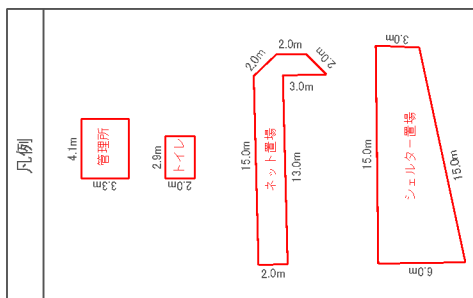
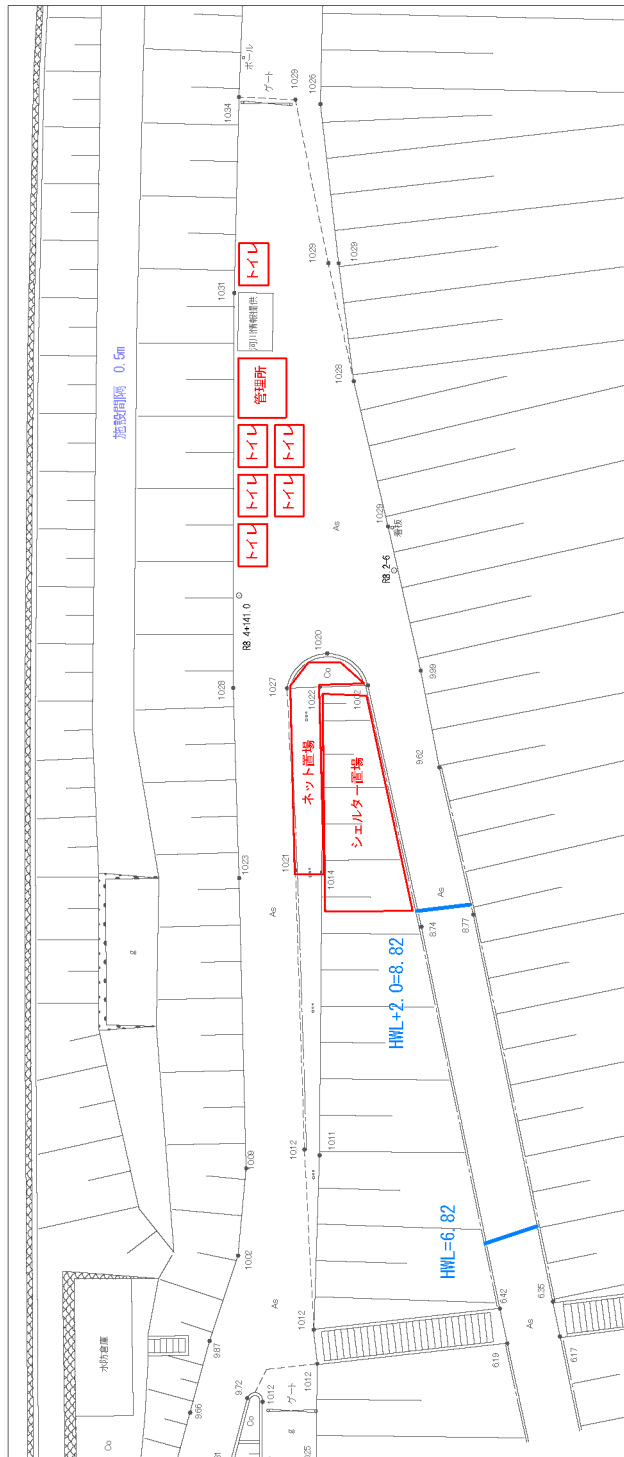


## 12. 八雲地区

# 施設撤去仮置場所位置図

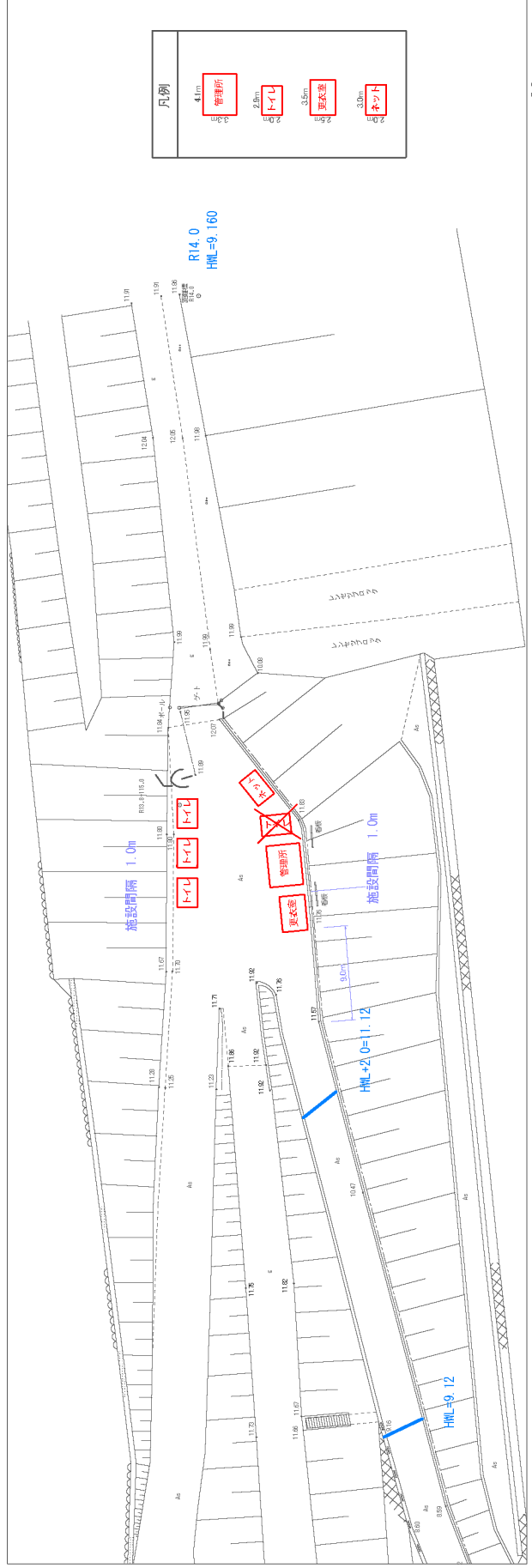
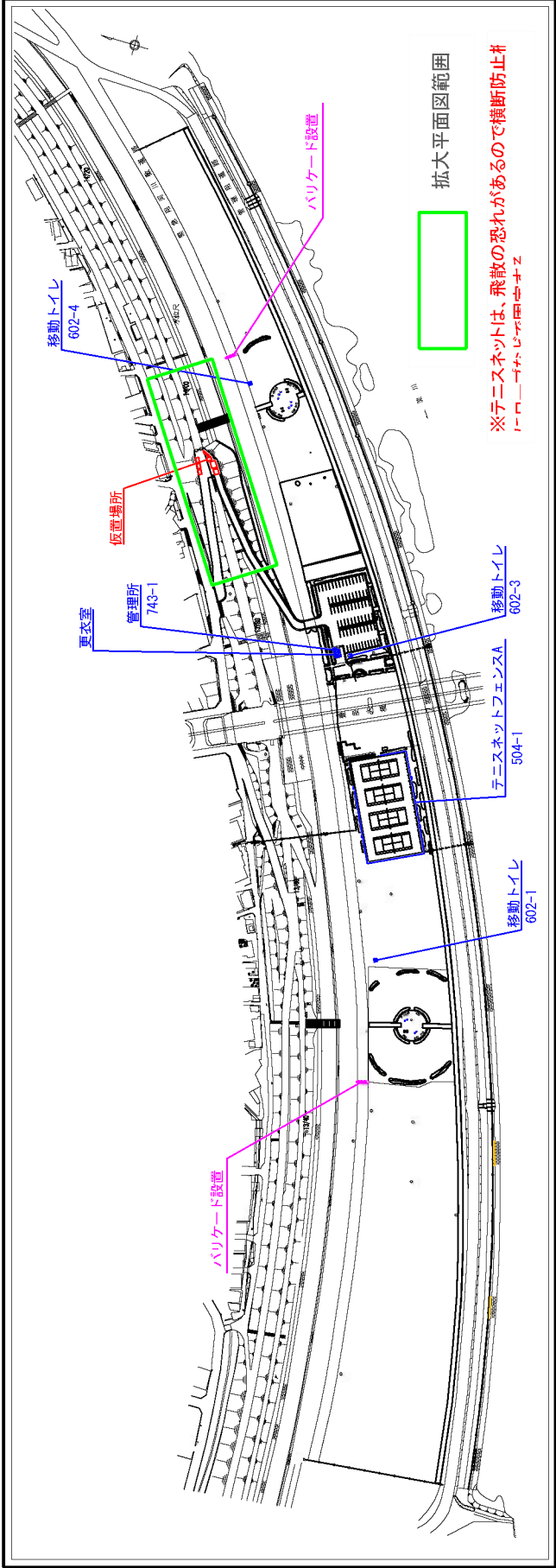


※シエルター・ネットは、飛散の恐れがあるので横断部  
止柵のロープなどで固定する。



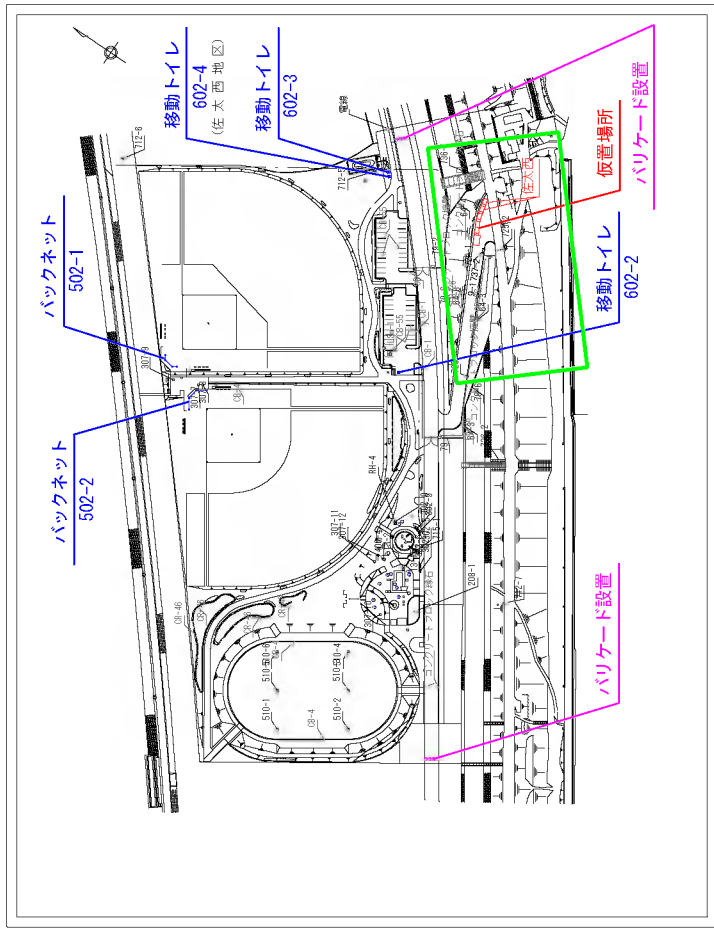
## 15. 西中島地区

# 施設撤去仮置場所位置図



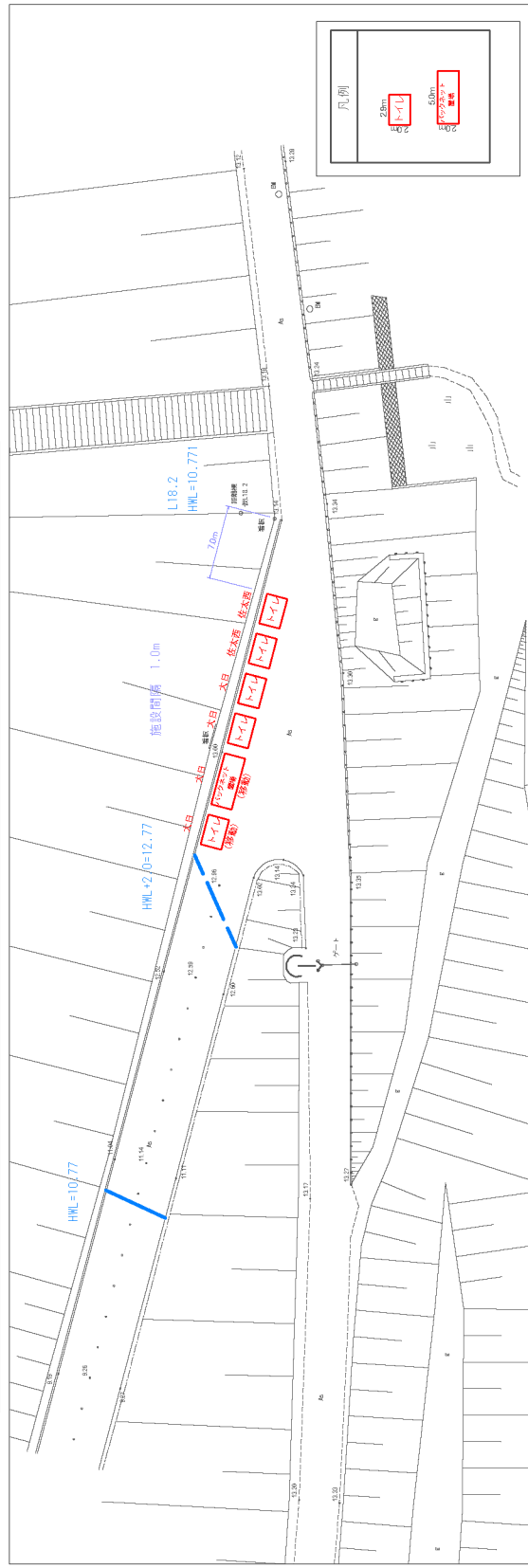
# 16. 豊里地区

# 施設撤去仮置場所位置図



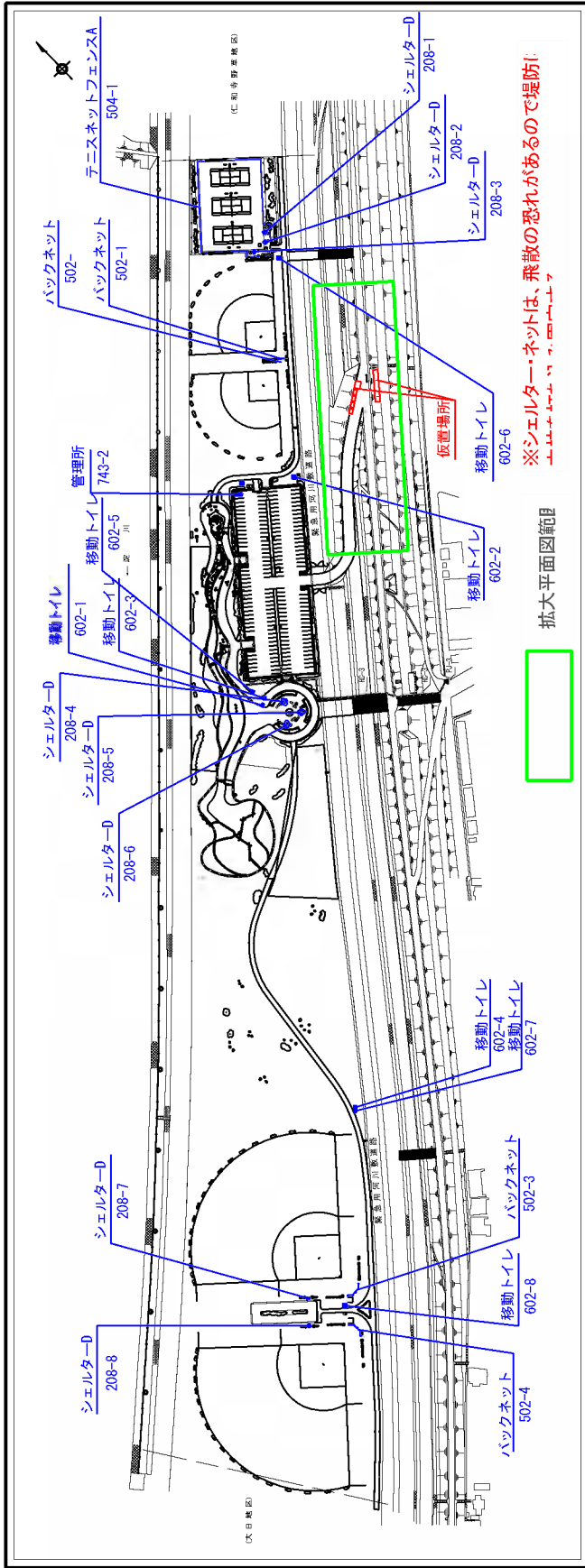
※バックネットは、飛散の恐れがあるのでトイレにロープなどで固定できる場所に移動した。

拡大平面図範囲



# 17. 大日地区

# 施設撤去仮置場所位置図

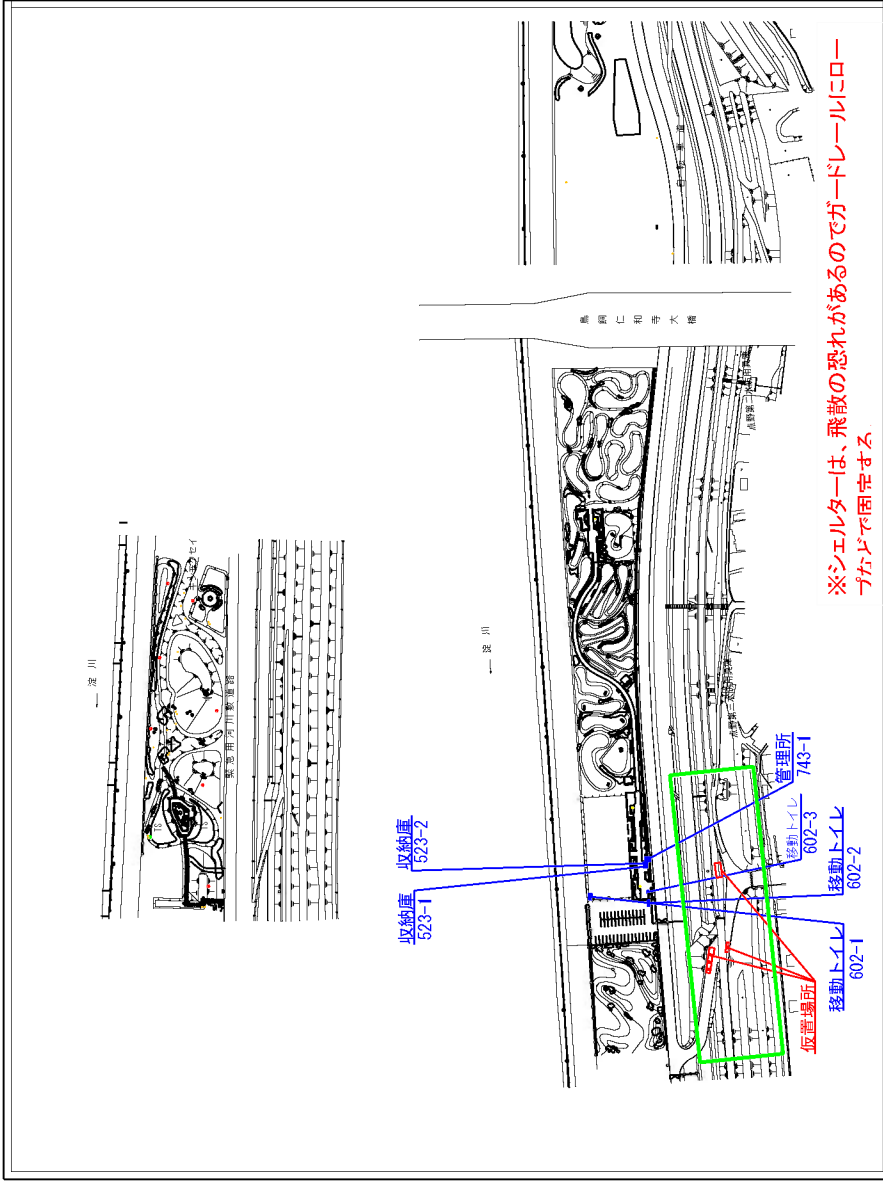


拡大平面図範囲



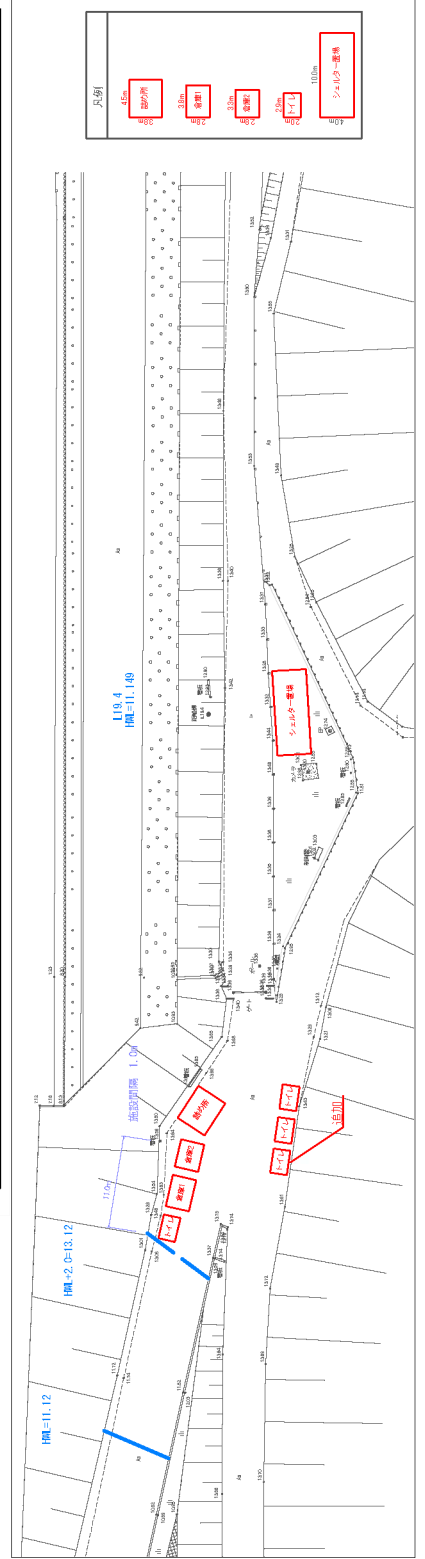
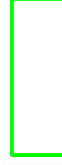
# 18. 佐太西地区

# 施設撤去仮置場所位置図



※シエルトターは、飛散の恐れがあるのでガードレールにロープがドブで固定する。

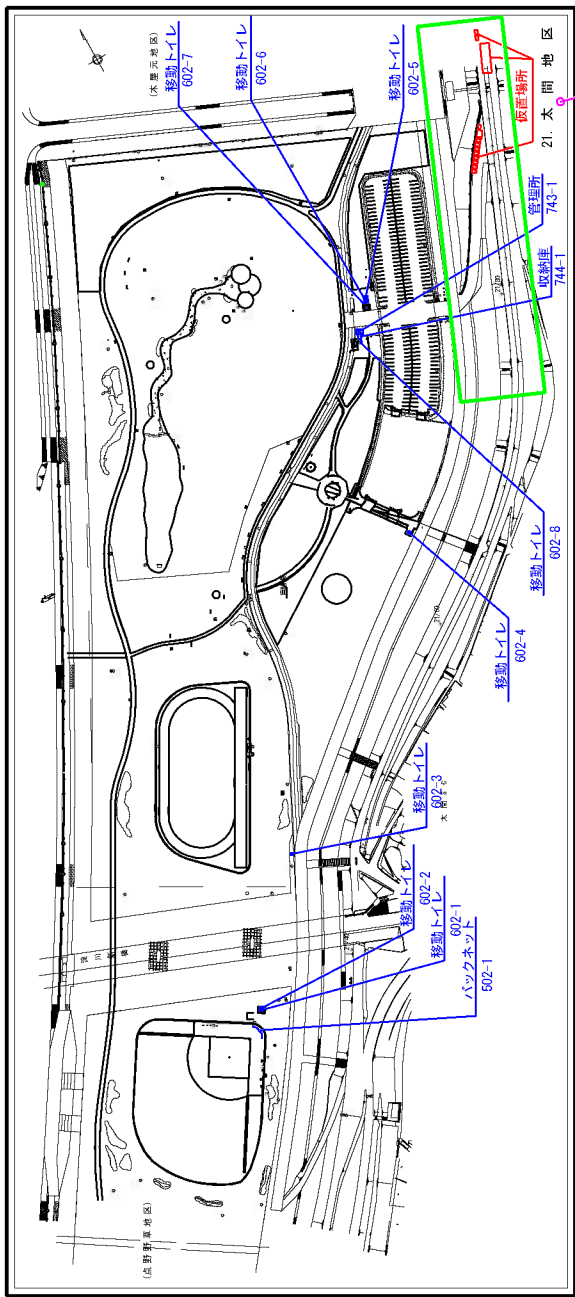
拡大平面図範囲



## 19. 仁和寺野草地区



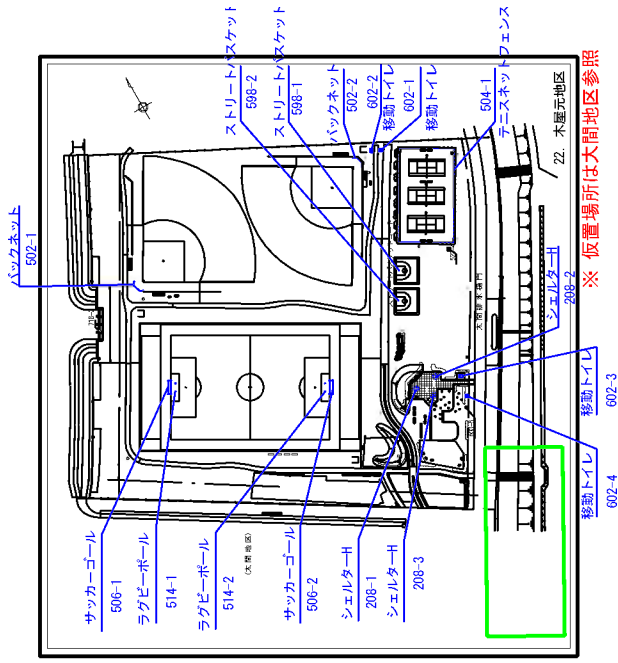
# 施設撤去仮置場所位置図



引込柱位置

※シエルターネットは、飛散の恐れがあるので堤防に木杭を打ち込み固定する。

拡大平面図範囲



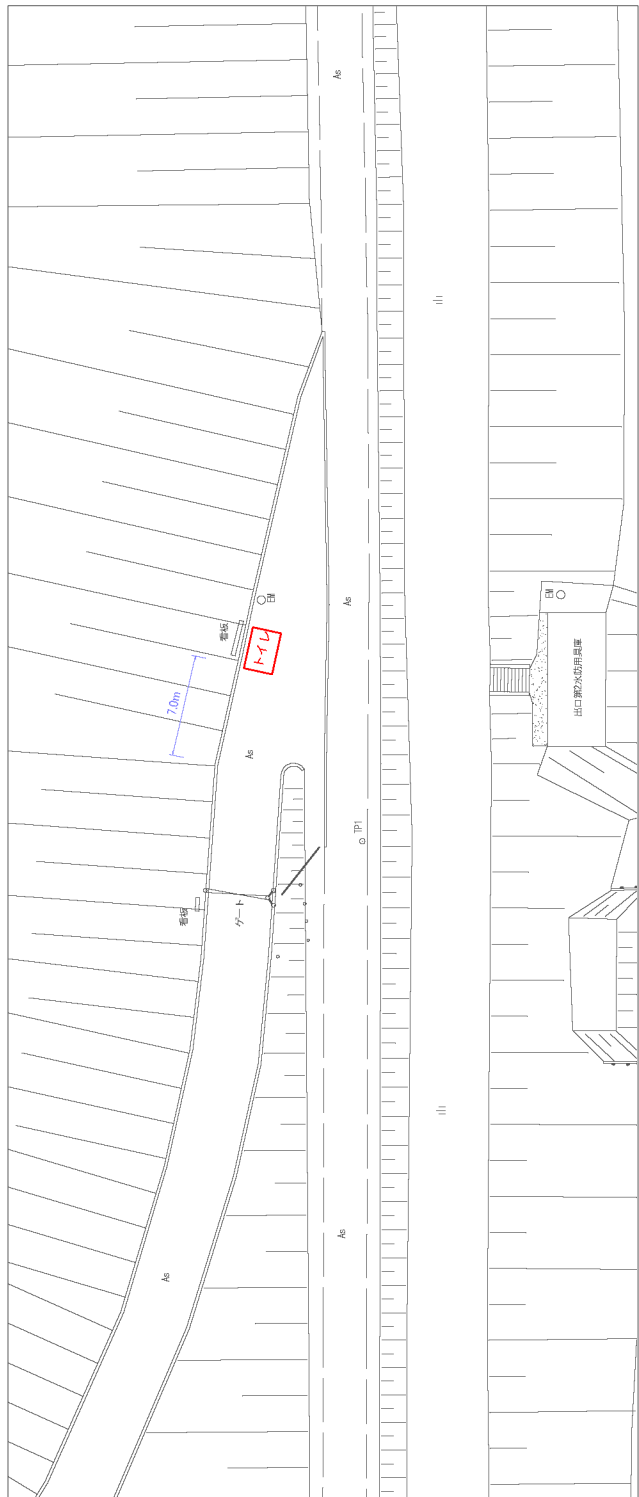
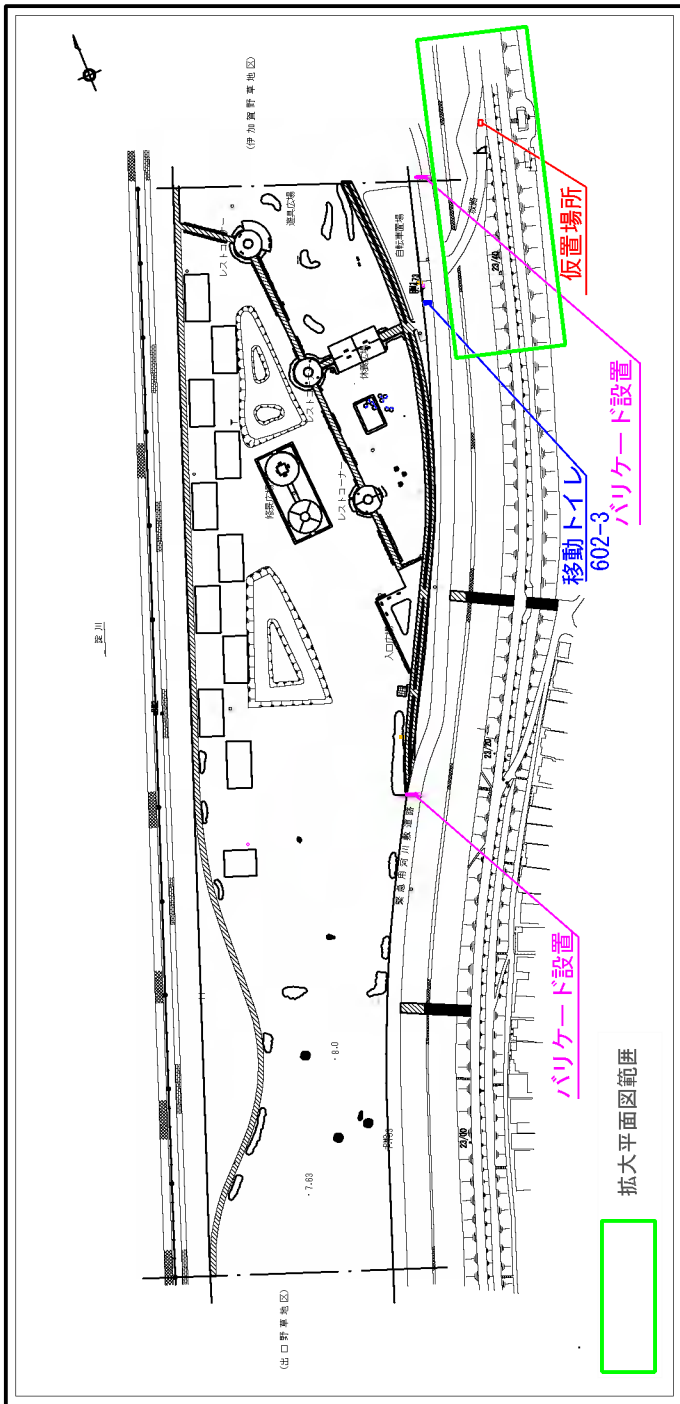
※ 仮置場所は大間地区参照



# 21. 太間地区 22. 木屋元地区



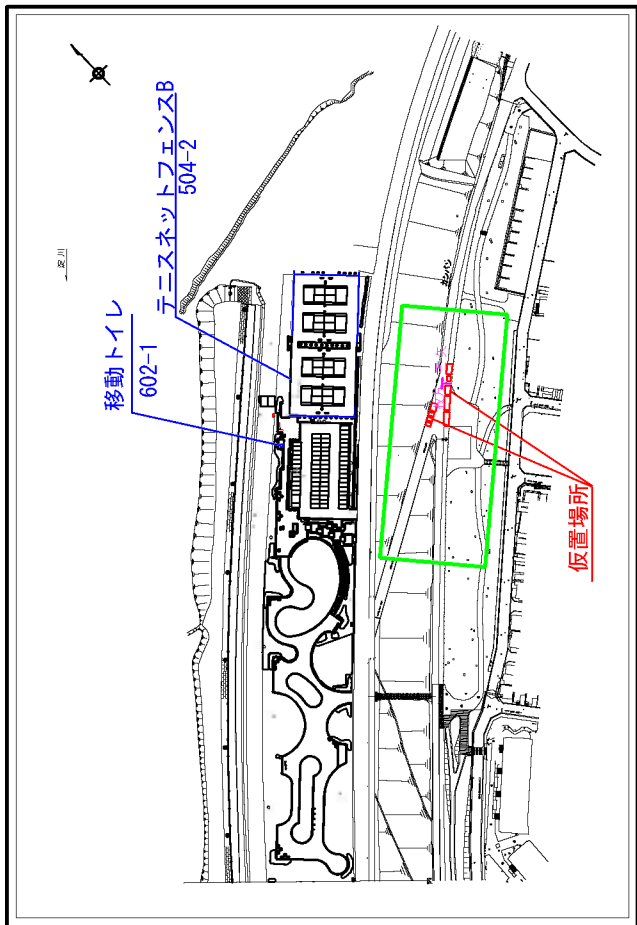
# 施設撤去仮置場所位置図



凡例	
	2.9m トイレ

## 24. 出口地区

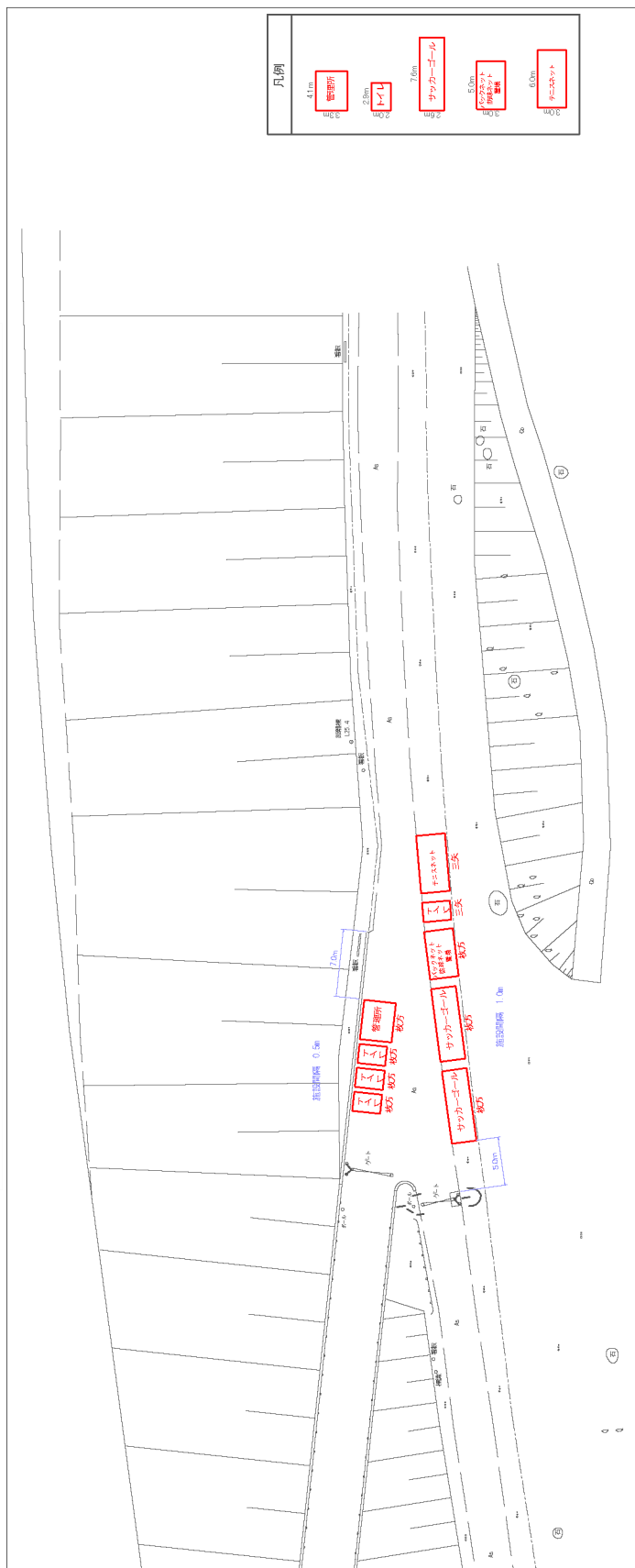
# 施設撤去仮置場所位置図



※バック、防球・テニスネットは、飛散の恐れがあるため、  
不燃材にて仕舞い囲いをする



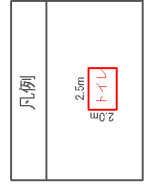
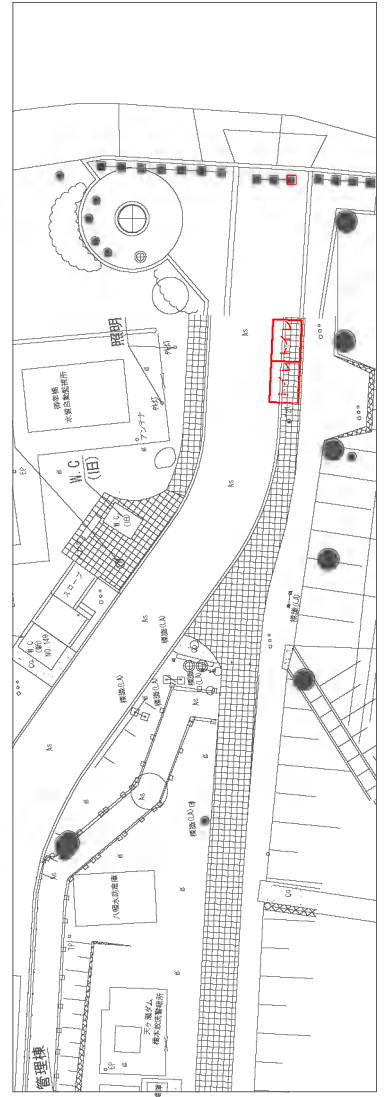
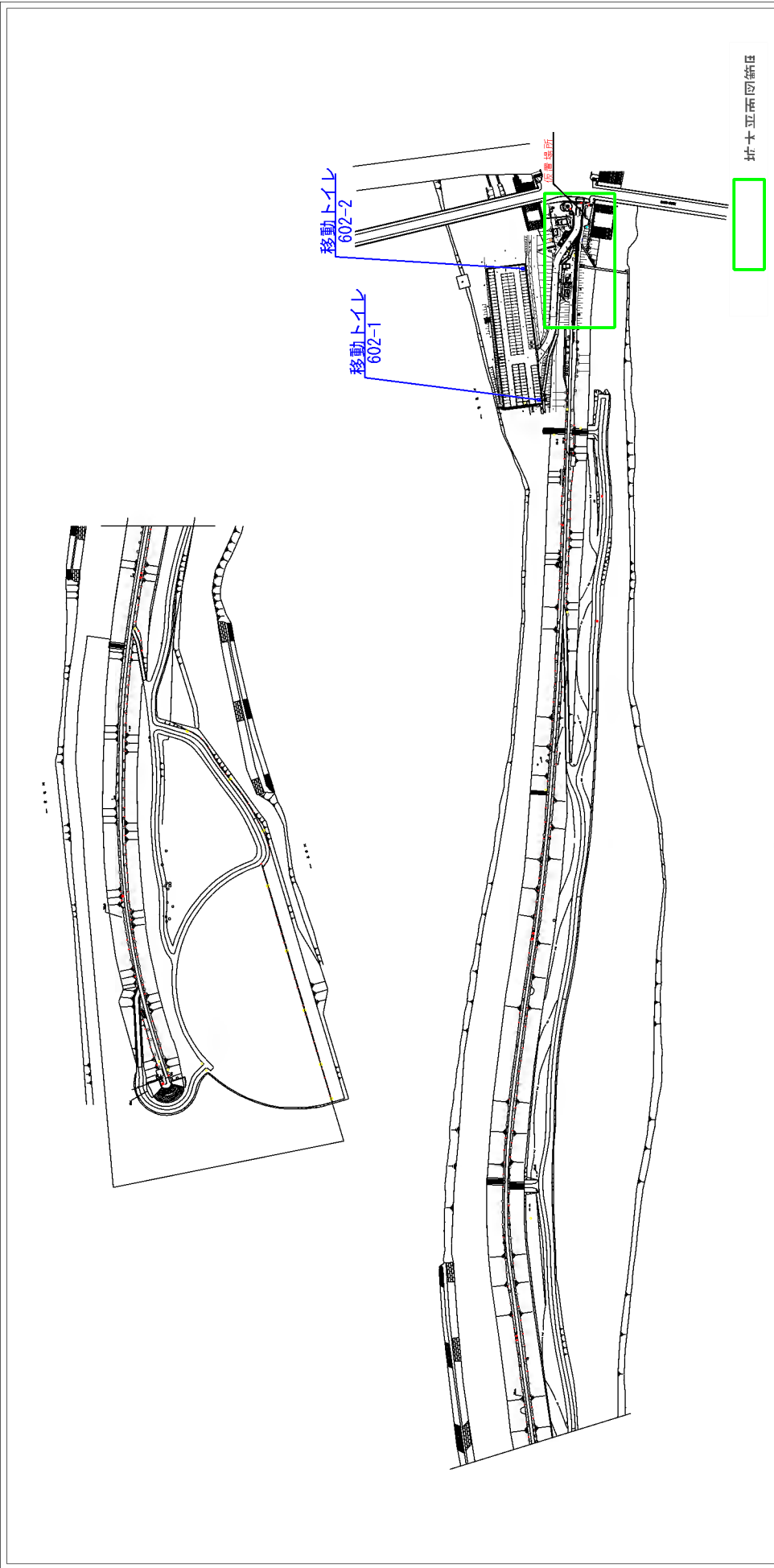
拡大平面図範囲



## 27. 三矢地区

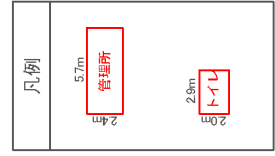
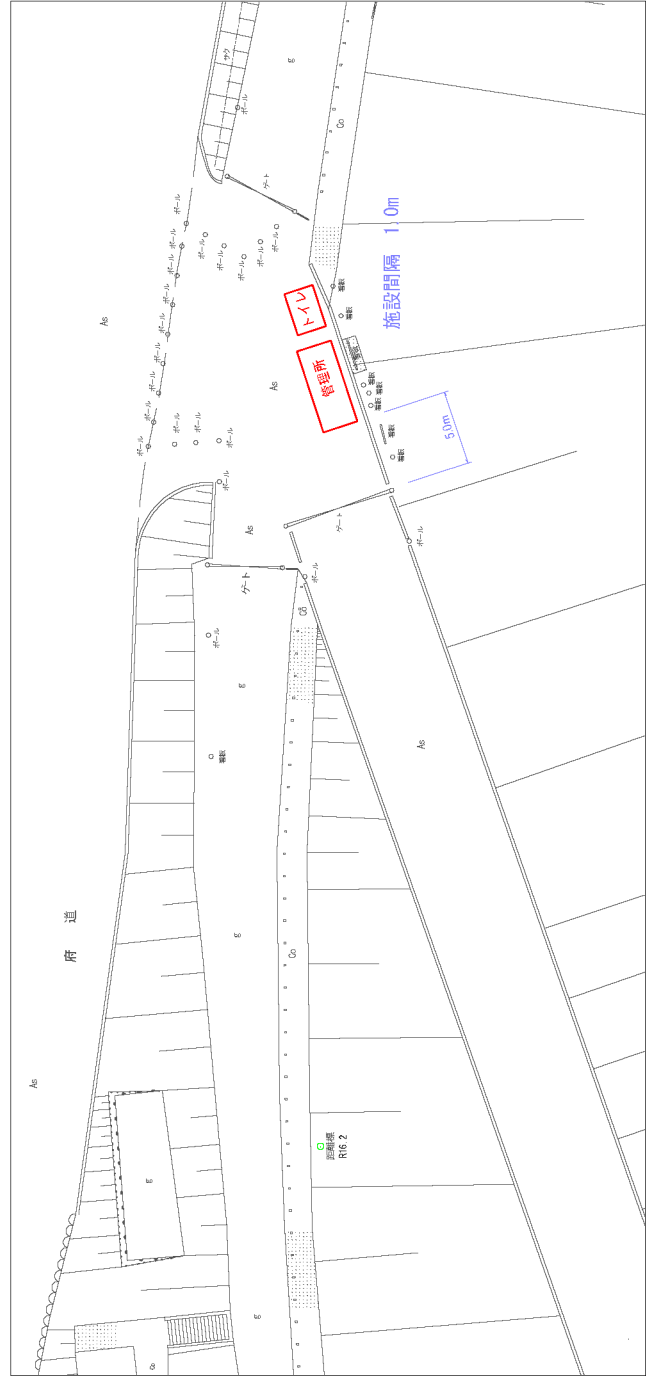
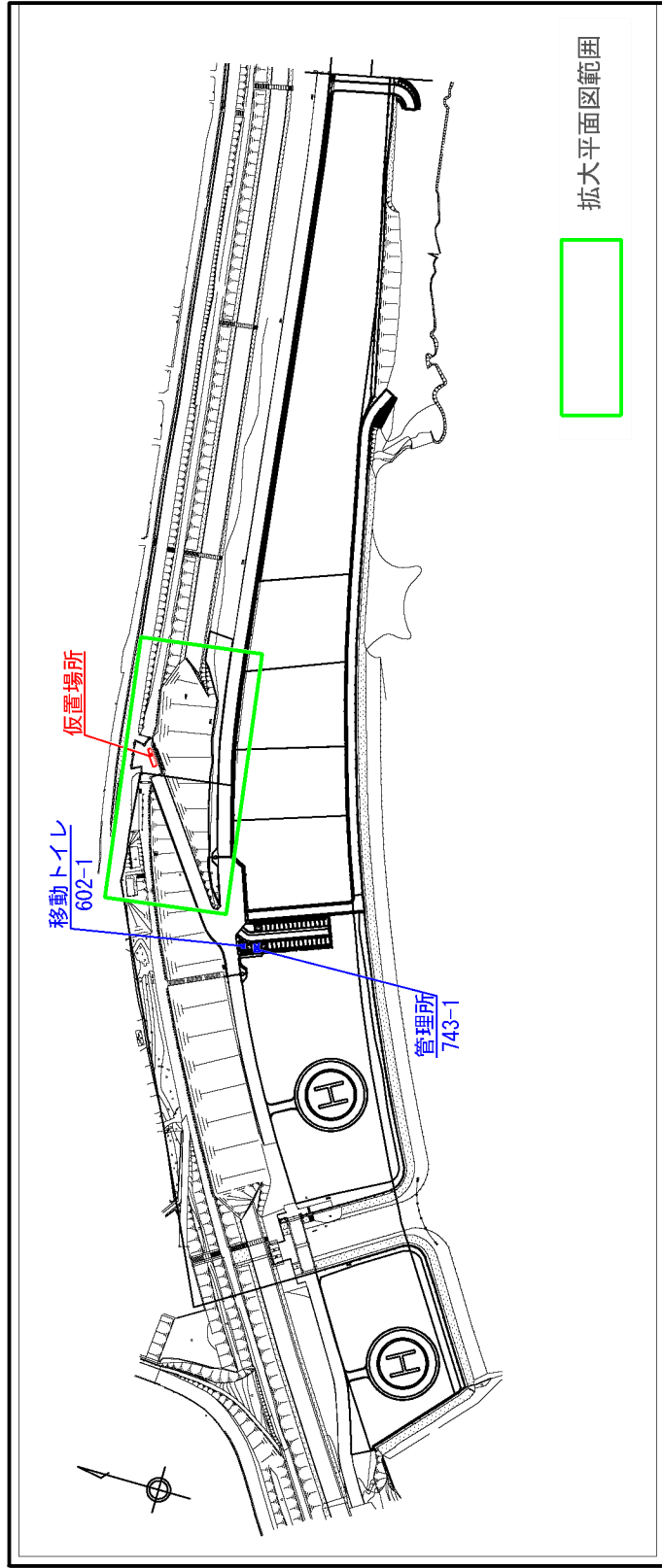


# 施設撤去仮置場所位置図



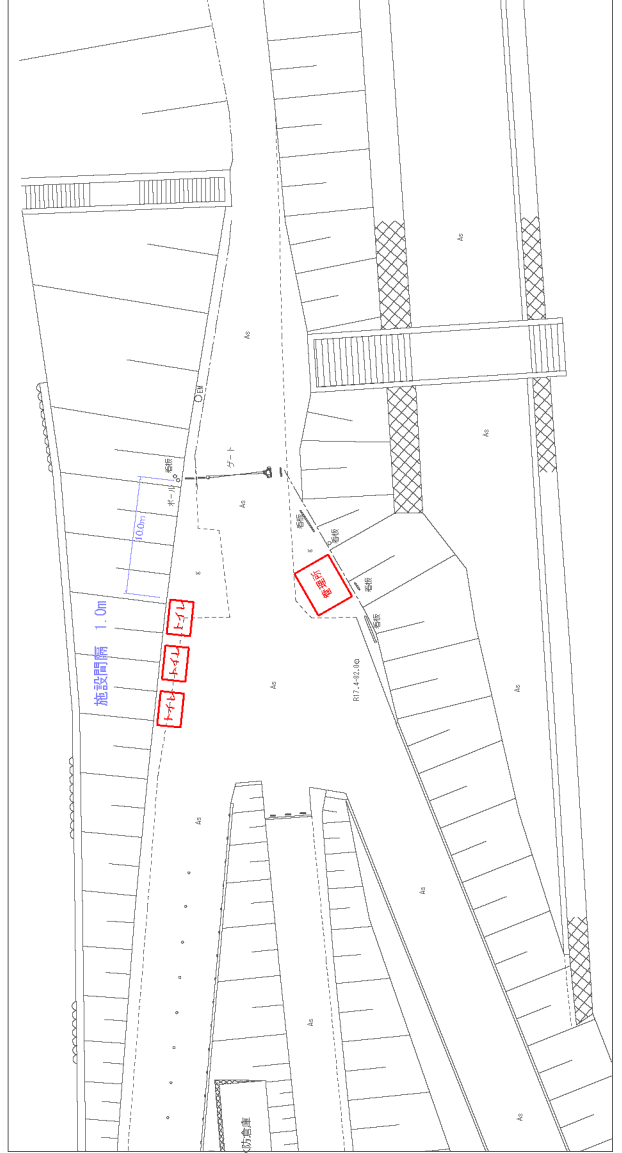
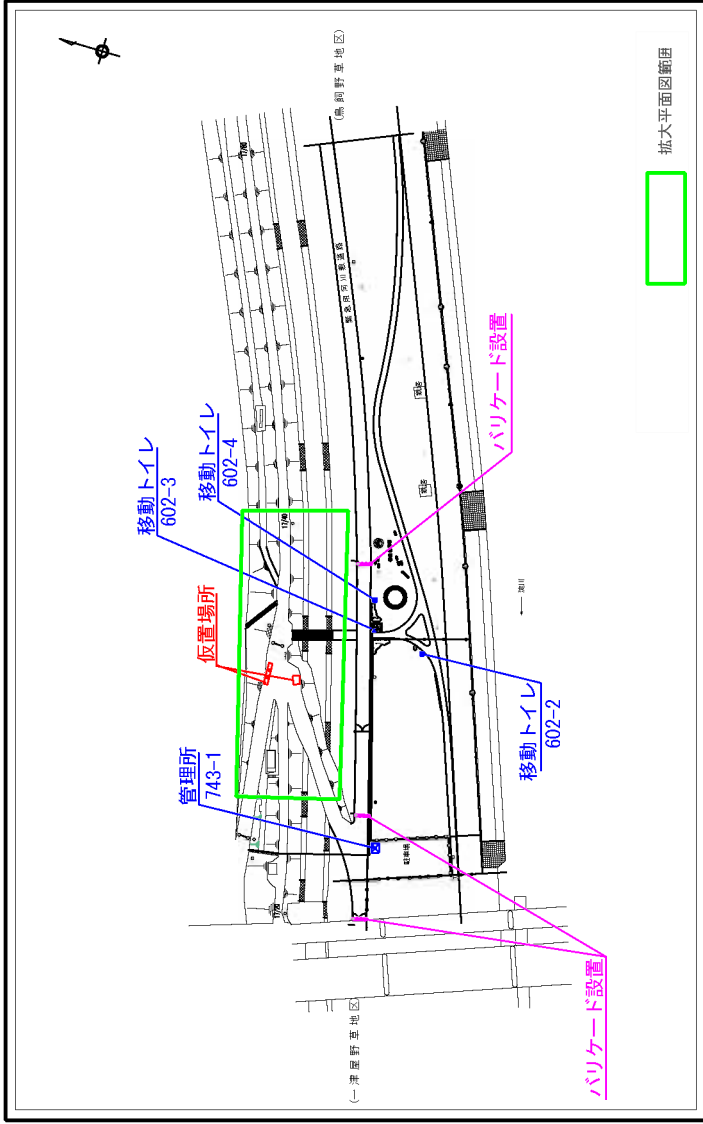
# 29. 背割堤地区

# 施設撤去仮置場所位置図



## 30. 一津屋野草地区

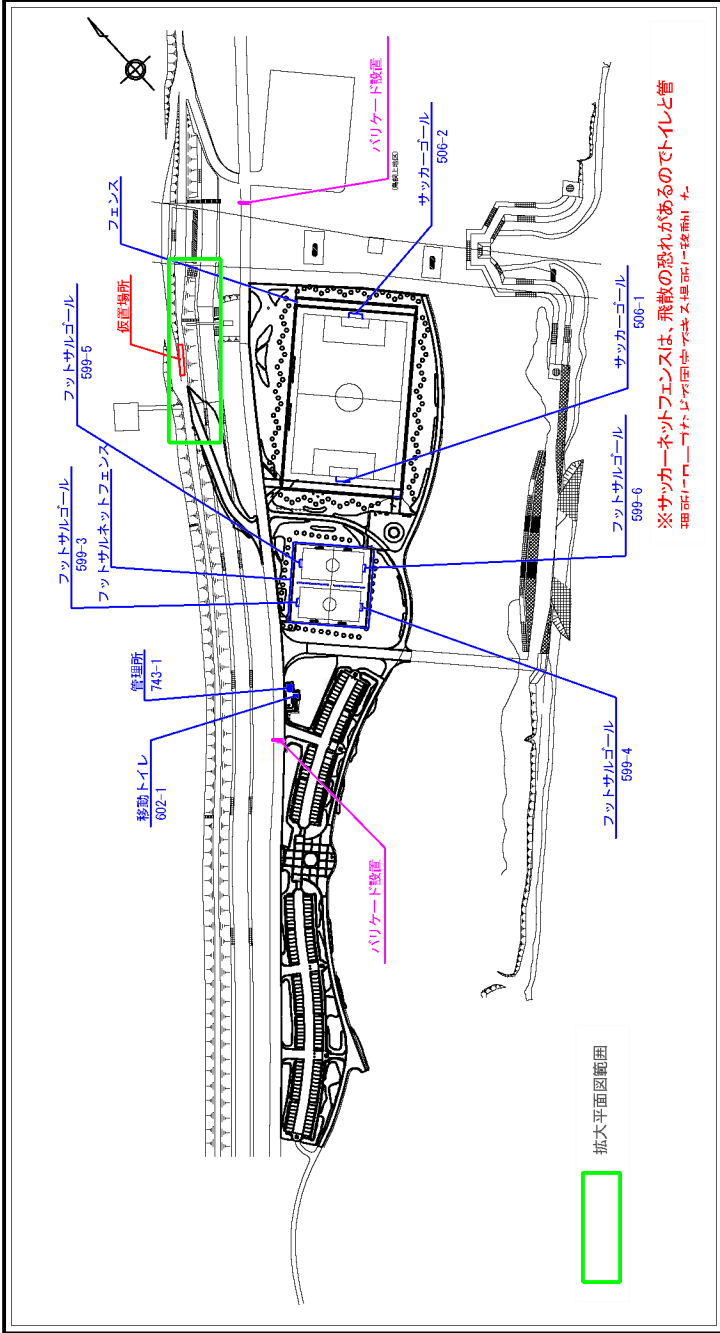
# 施設撤去仮置場所位置図



凡例	
4.1m	管理所
2.5m	トイレ

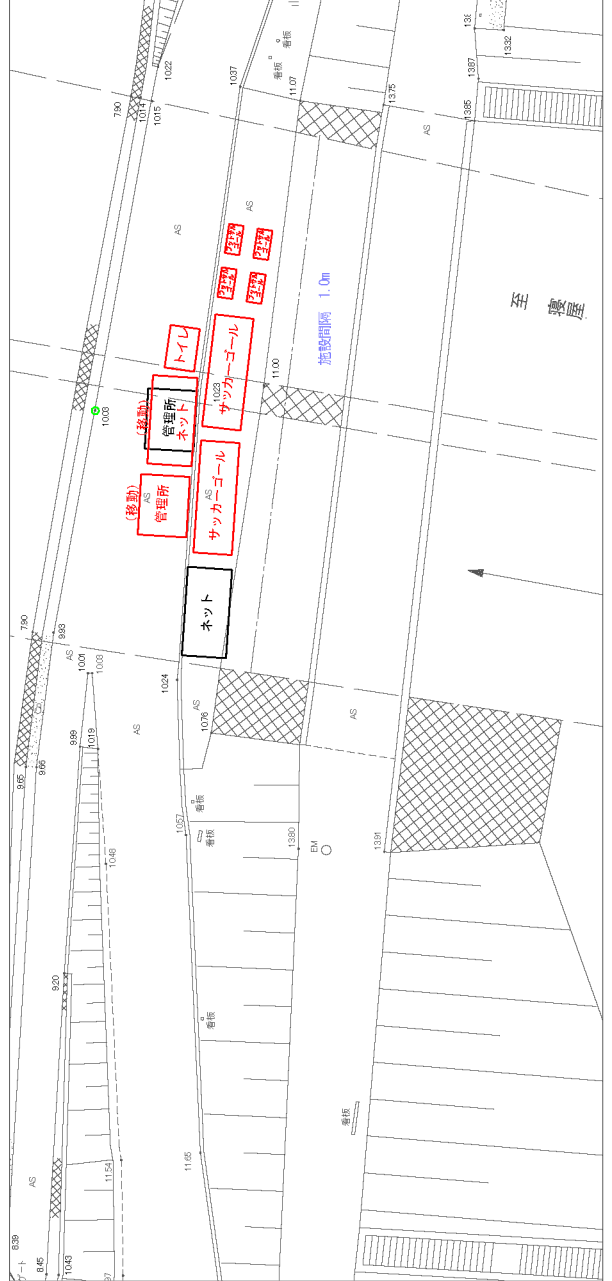
## 32. 鳥飼西地区

# 施設撤去仮置場所位置図



凡例

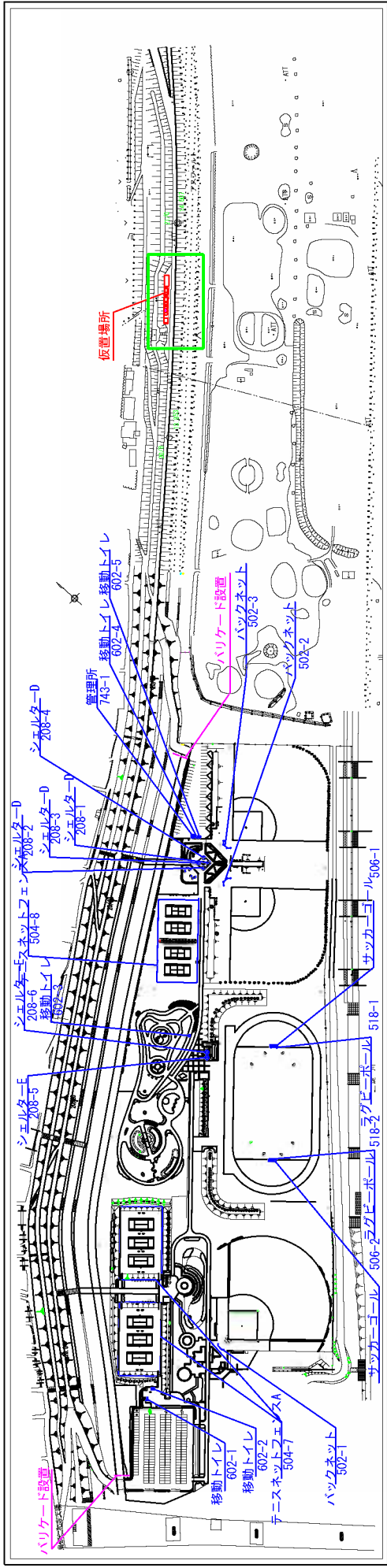
4.1m	管理所
2.9m	トイレ
7.6m	サッカーゴール
6.0m	ネット
2.0m	フェンス



## 34. 鳥飼下地区



# 施設撤去仮置場所位置図



拡大平面図範囲

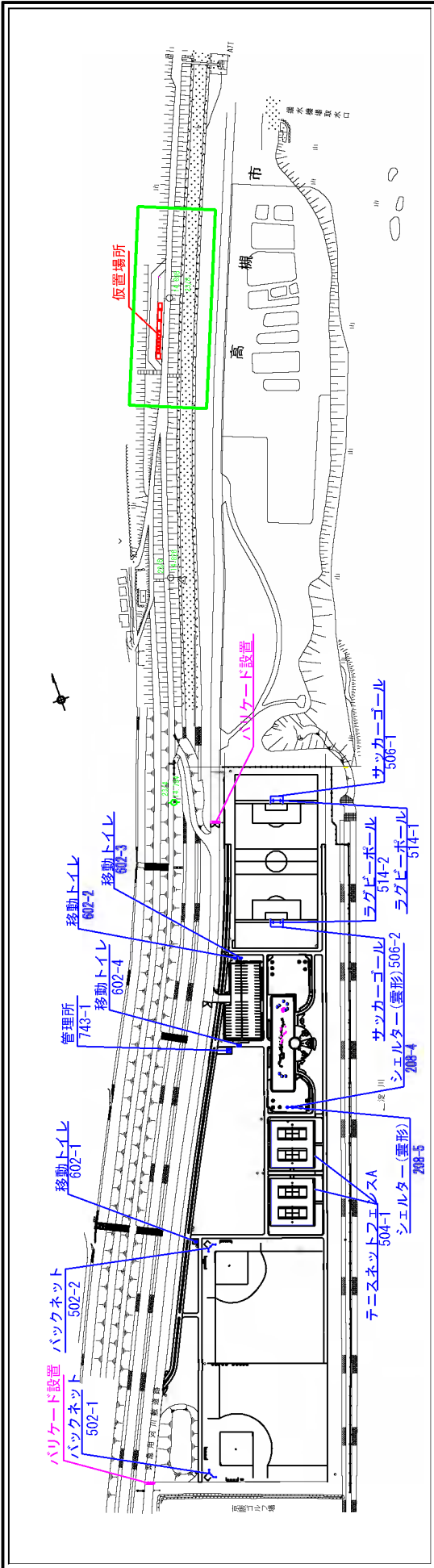
※シールド、バック・テニスネットは、飛散の恐れがあるので横断防止柵にロープなどで固定する。



# 35. 鳥飼上地区

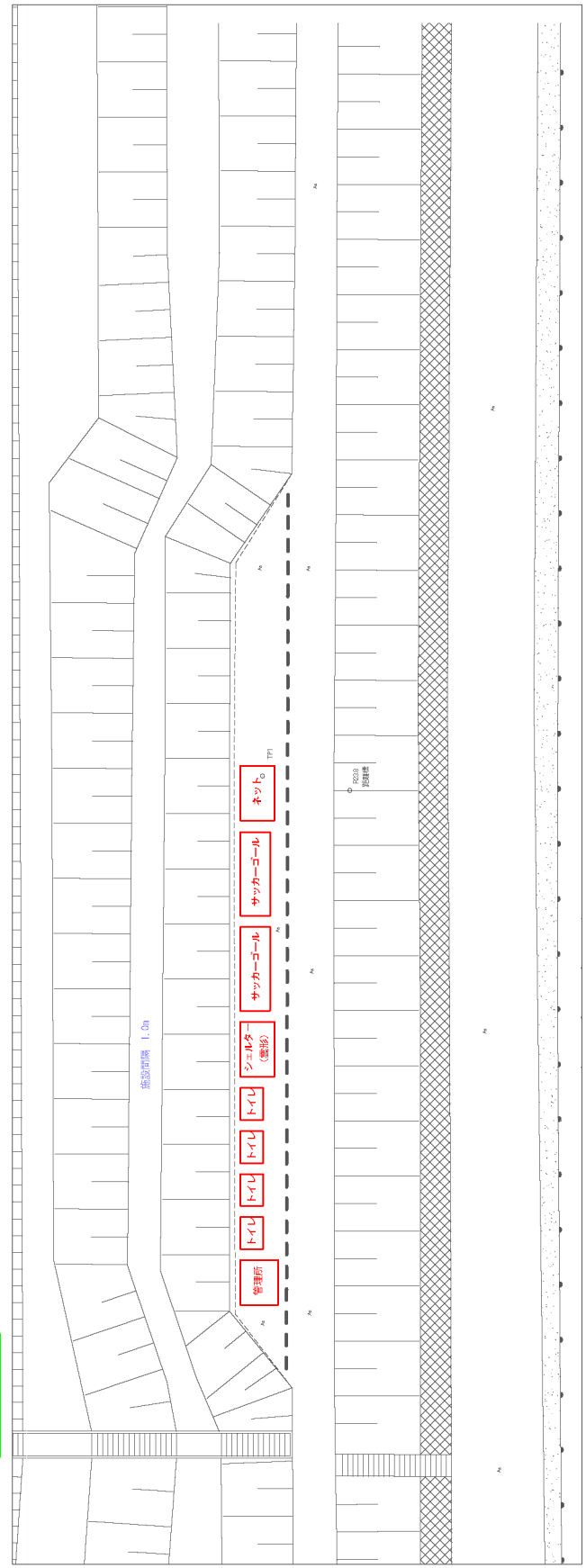


# 施設撤去仮置場所位置図



※シエルター、バック・テニスネットは、飛散の恐れがあるので横断  
防止柵にロープなどで固定する。

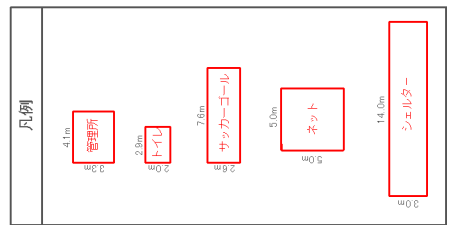
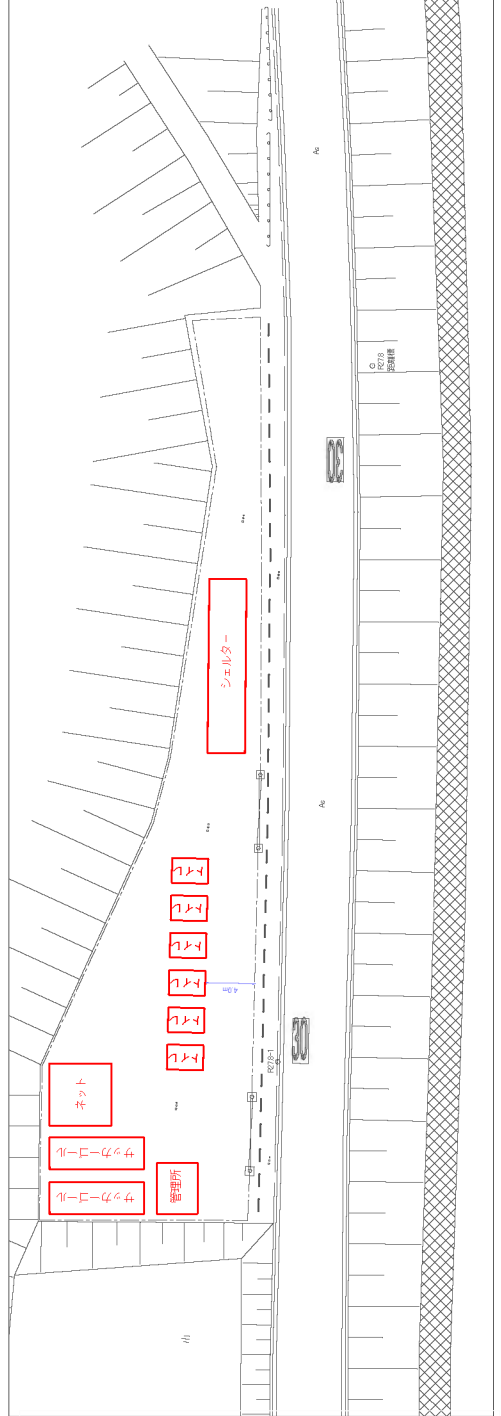
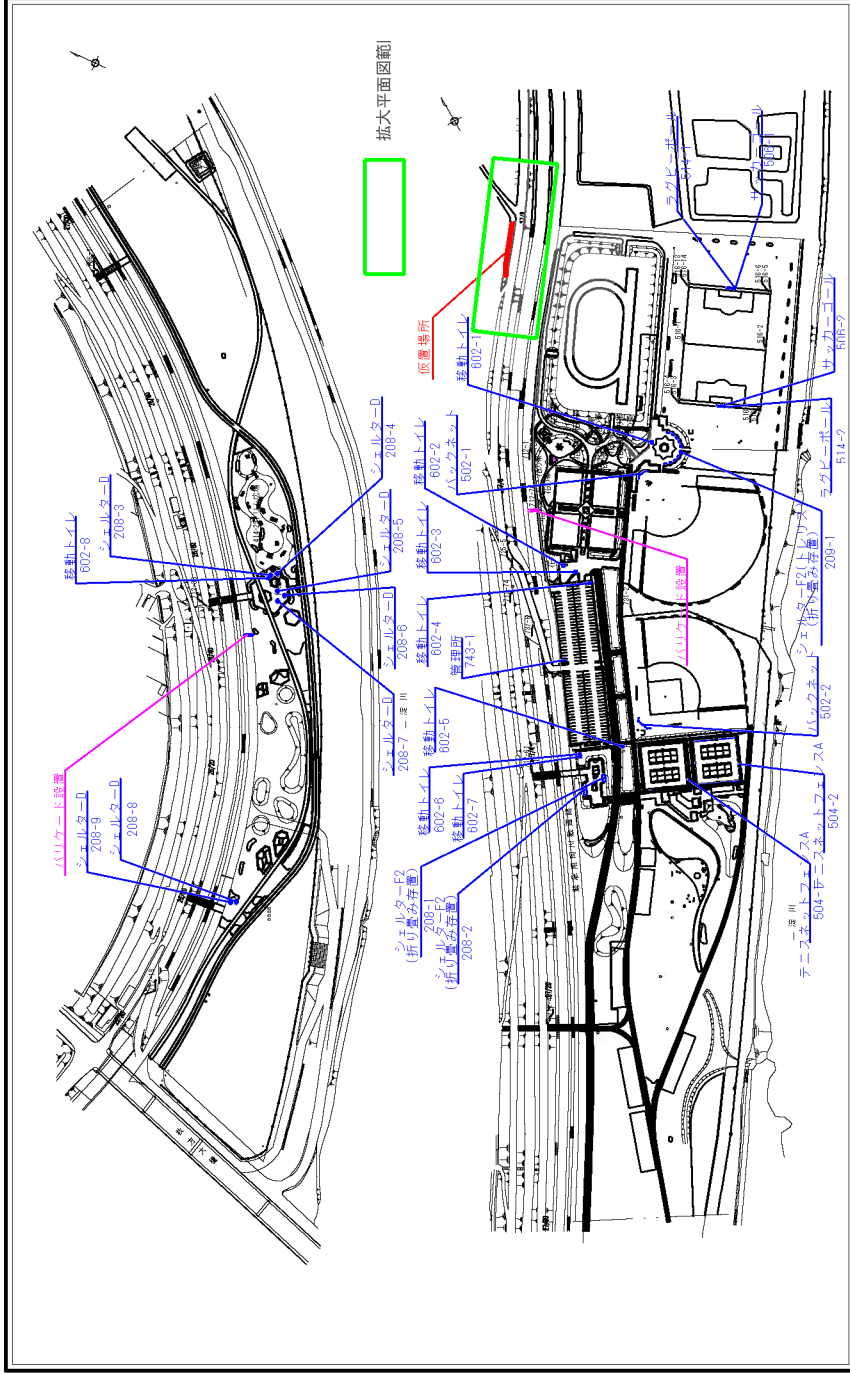
拡大平面図範囲



## 36. 三島江地区

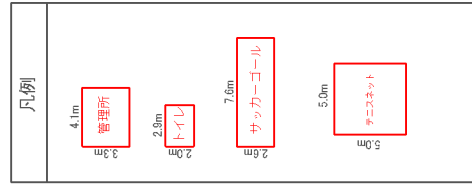
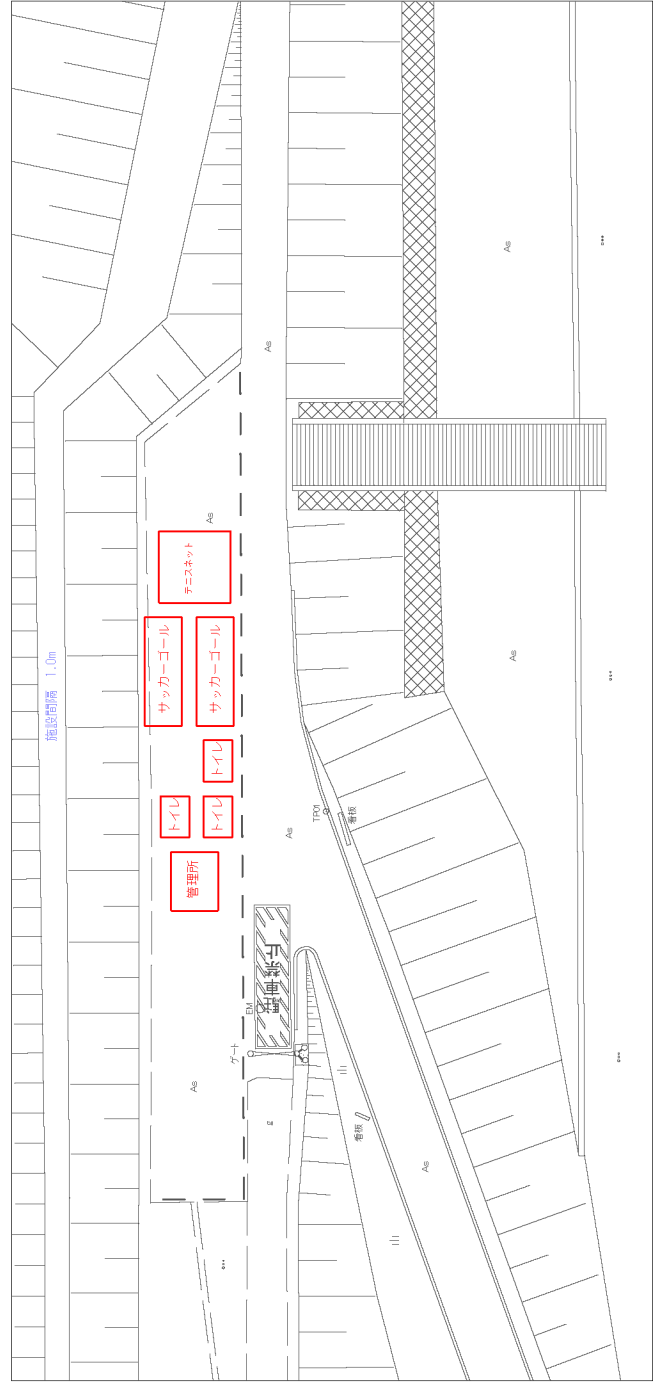
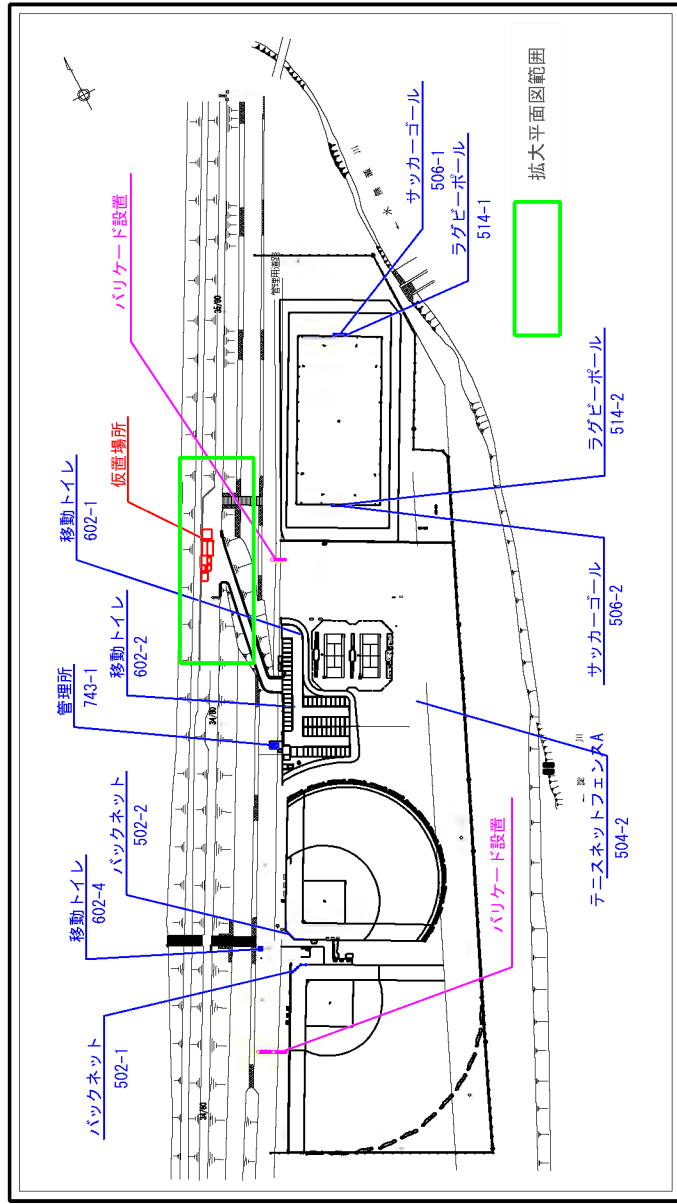
# 施設撤去仮置場所位置図

※シェルター、バック・チニスネットは、飛蔽の恐れがあるのでネット  
ファンクションロープは取り除きます



# 施設撤去仮置場所位置図

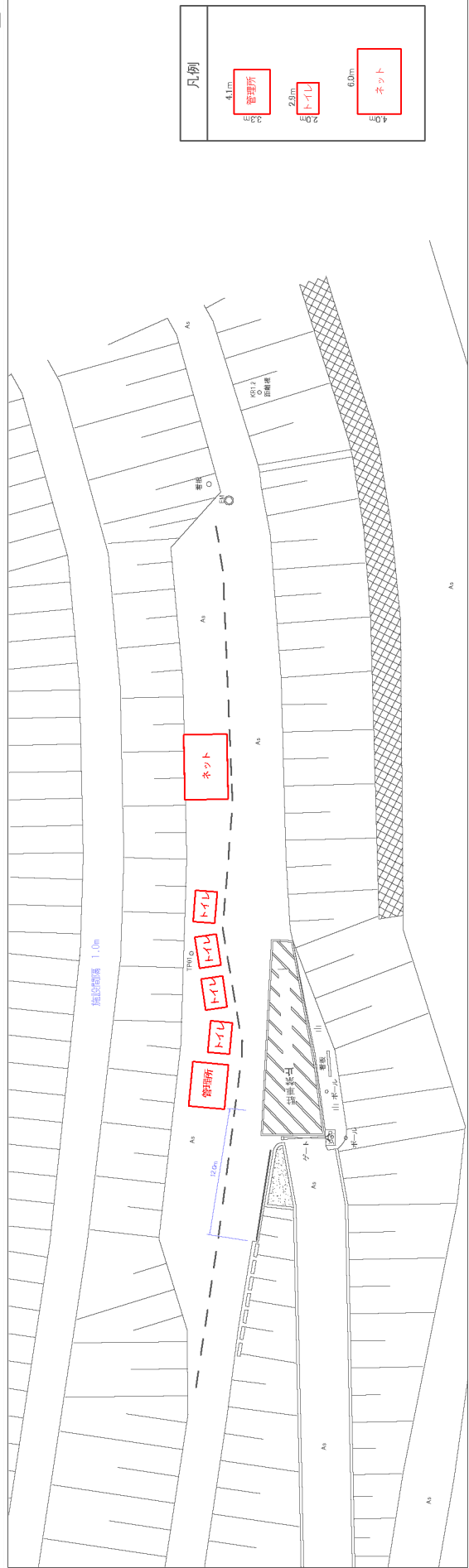
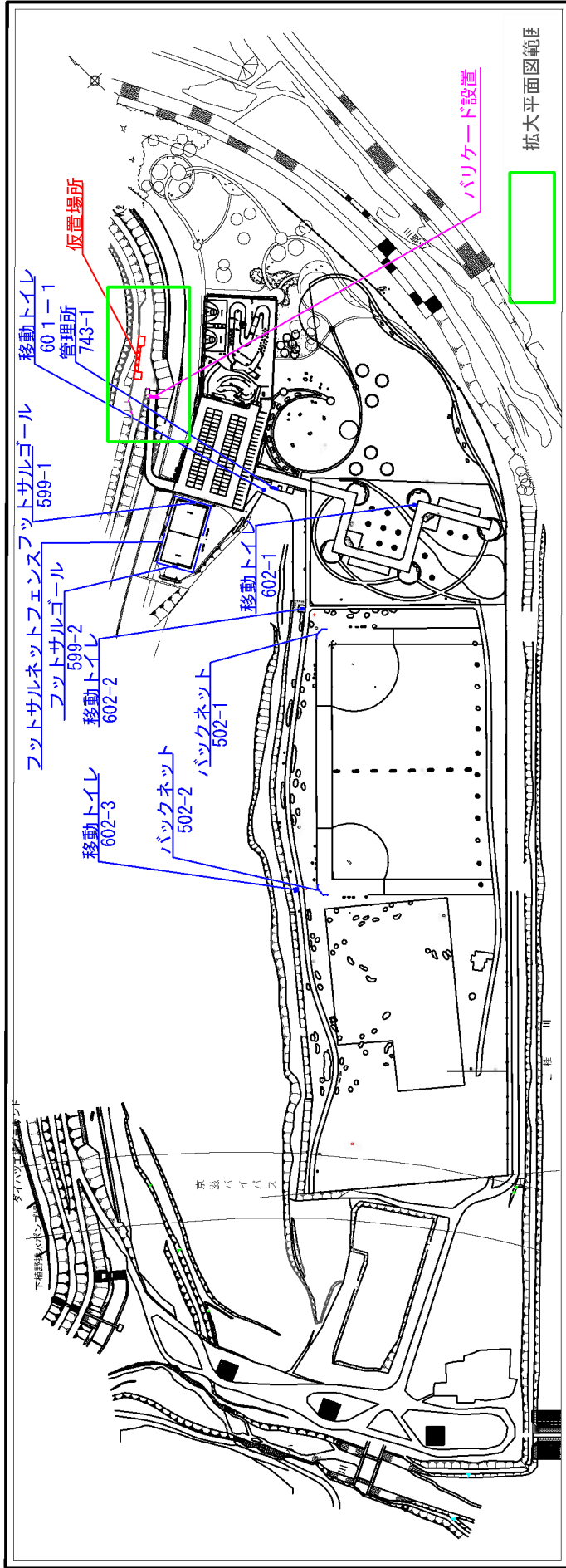
※バック・テニスネット等は、飛散の恐れがあるので横断防止柵1-0-0-1が必ず設置する



## 39. 島本地区

# 施設撤去仮置場所位置図

※バック・サッカーネットは、飛散の恐れがあるので横断防止柵にロ一  
ブなどで固定する。



## 40. 大山崎地区

## 提供施設一覧(建築物)

施設名	建築番号	用途	構造	単位	数量	面積	備考
管理施設	1	事務所(守口サービスセンター)	RC2F	棟	1	322.8 m <sup>2</sup>	守口地区
管理施設	2	車庫	RC2F	棟	1	60.0 m <sup>2</sup>	守口地区
管理施設	3	事務所(太間サービスセンター)	RC2F	棟	1	230.0 m <sup>2</sup>	太間地区
管理施設	4	車庫		棟	1	36.0 m <sup>2</sup>	太間地区
管理施設	5	倉庫		棟	1	37.0 m <sup>2</sup>	太間地区
管理施設	6	事務所(鳥飼サービスセンター)	RC2F	棟	1	518.1 m <sup>2</sup>	鳥飼下地区
管理施設	7	車庫	RC2F	棟	1	38.0 m <sup>2</sup>	鳥飼下地区
管理施設	8	事務所(庭窪レストセンター)	RC2F	棟	1	145.1 m <sup>2</sup>	庭窪河畔地区
管理施設	9	倉庫		棟	1	39.7 m <sup>2</sup>	庭窪河畔地区

背割堤サービスセンターはH 2 8年度第4四半期から供用

提供施設一覧（機械器具等）

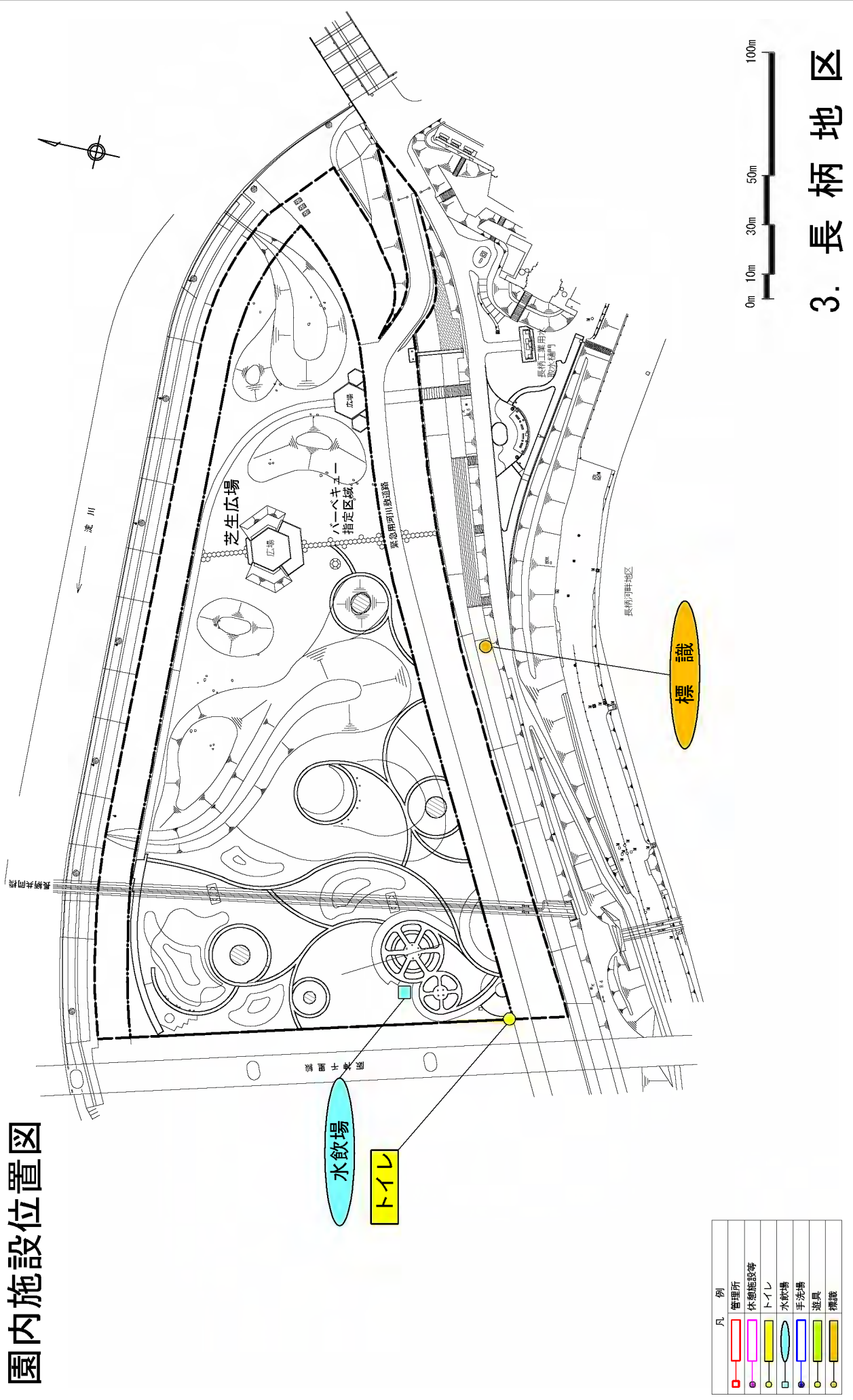
番号	品目	規格	単位	数量	設置場所
1	小型トラック	ワゴン(1,800cc)	台	1	鳥飼サービスセンター
2	無線電話装置	遠隔操作機 1048P	台	1	太間サービスセンター
3	無線電話装置	移動電話装置	台	18	各管理所

園内施設位置図





# 園内施設位置図



凡	例
	管理所
	休憩施設等
	トイレ
	水飲場
	手洗場
	遊具
	標識

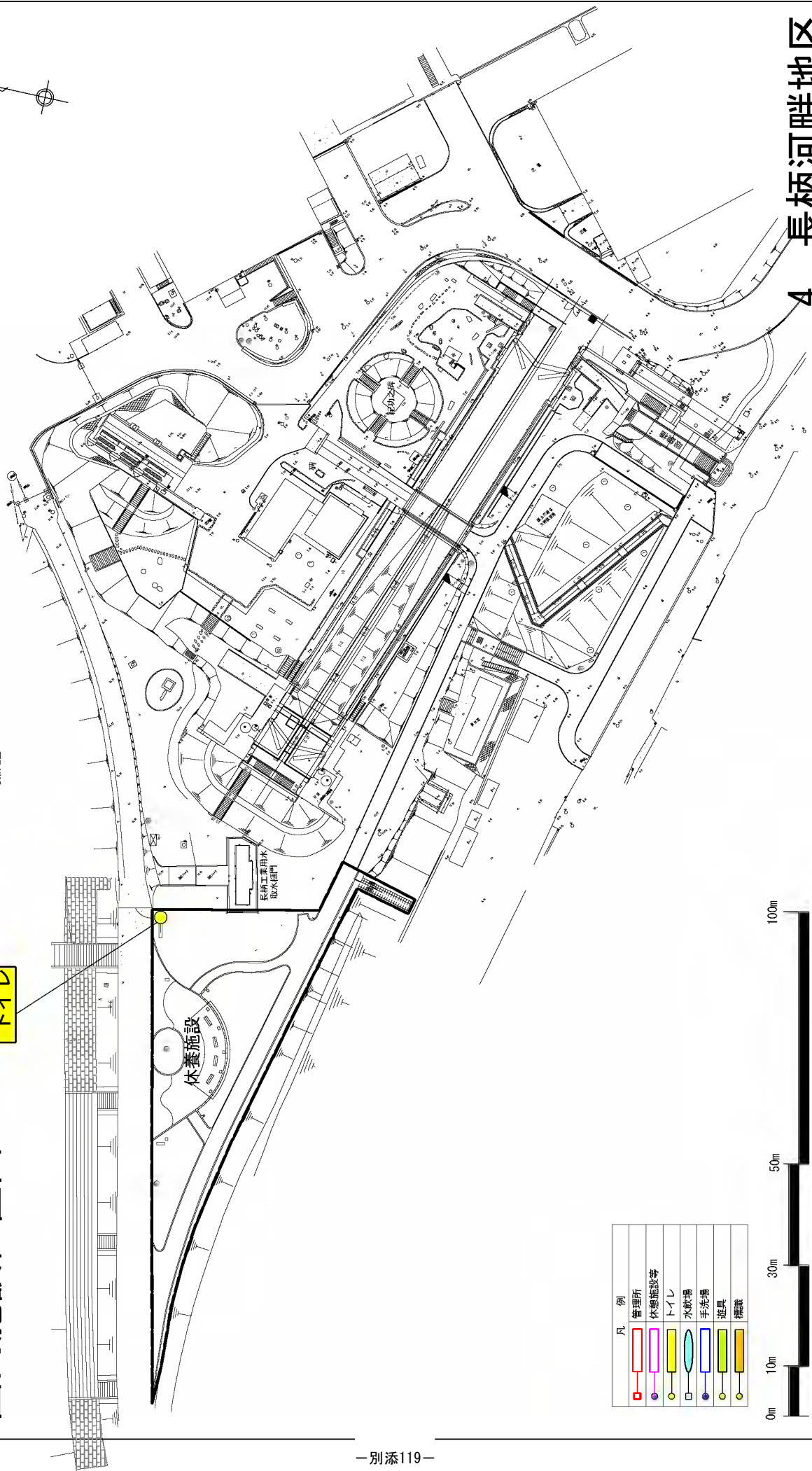


## 3. 長柄地区

# 園内施設位置図

トイレ

長柄地区

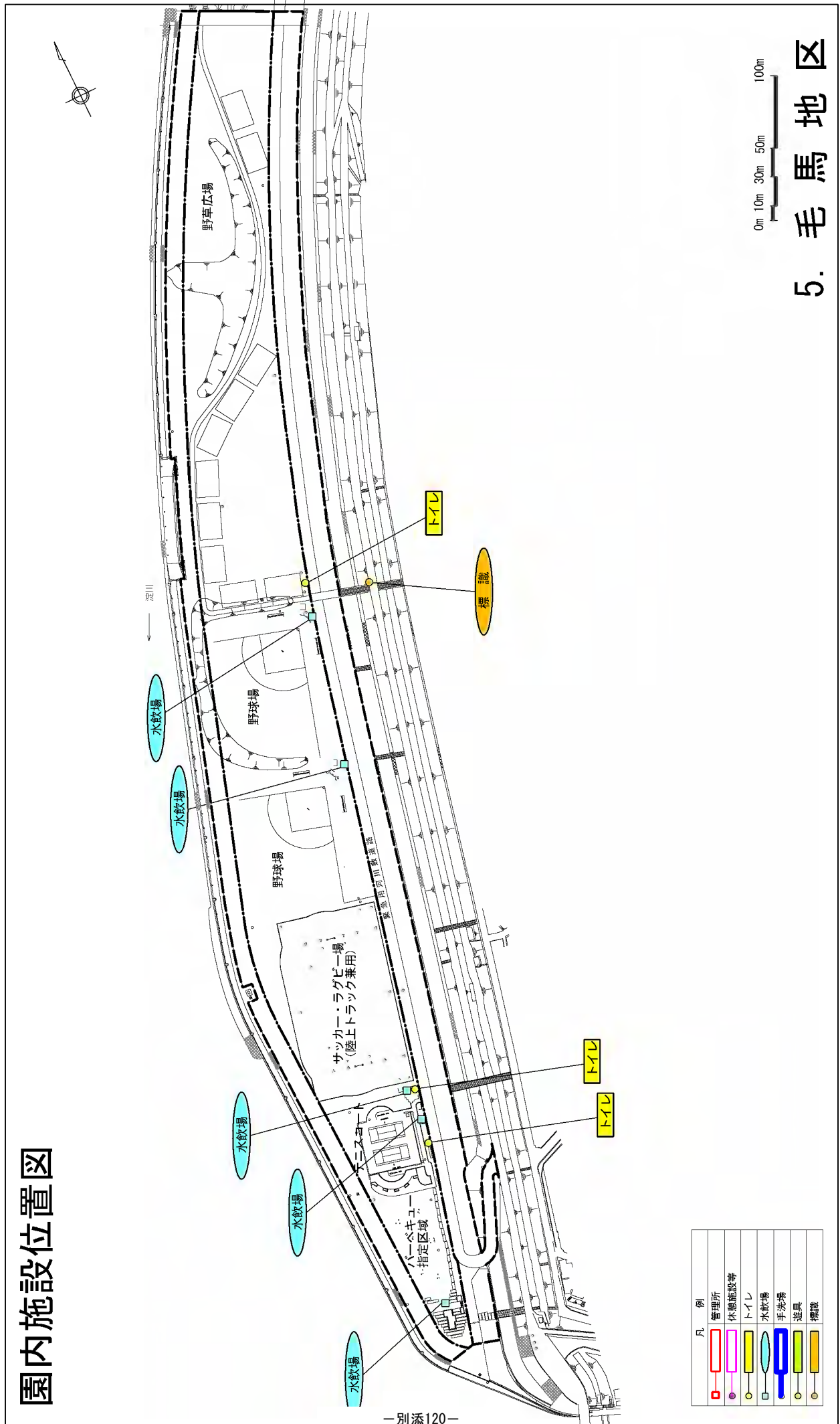


凡例	施設名
	管理所
	休憩施設等
	トイレ
	水飲機
	手洗場
	遊具
	柵



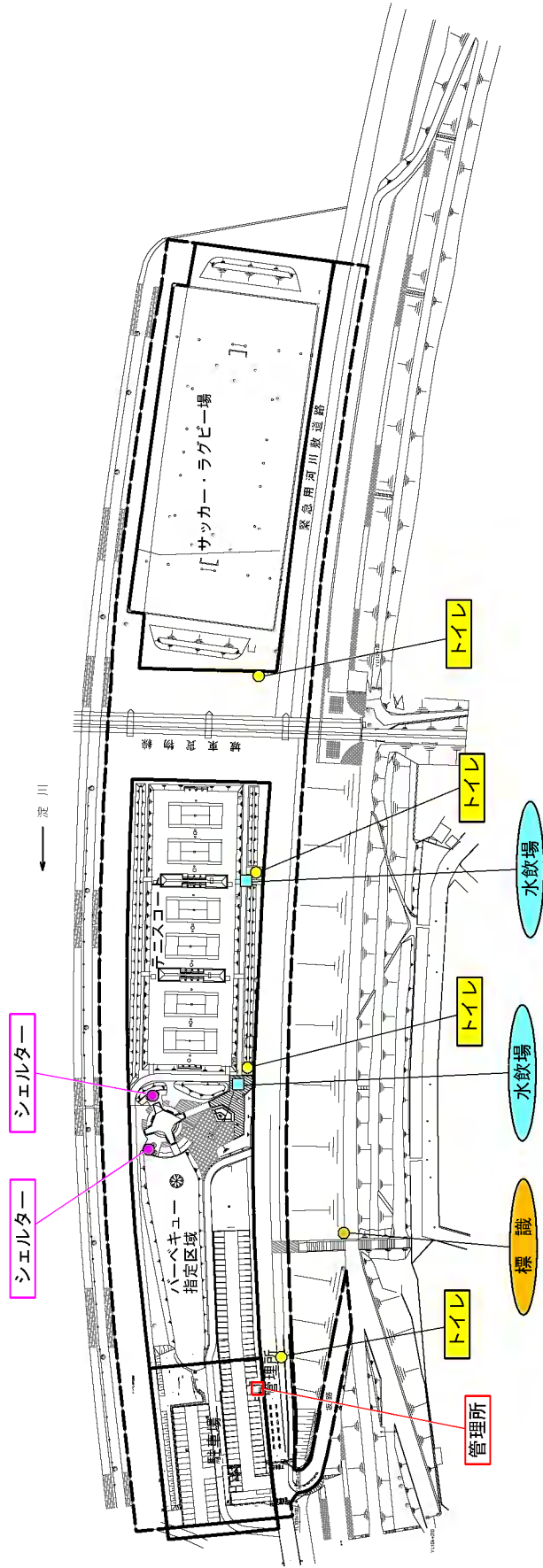
## 4. 長柄河畔地区

# 園内施設位置図



## 5. 毛馬地区

# 園内施設位置図

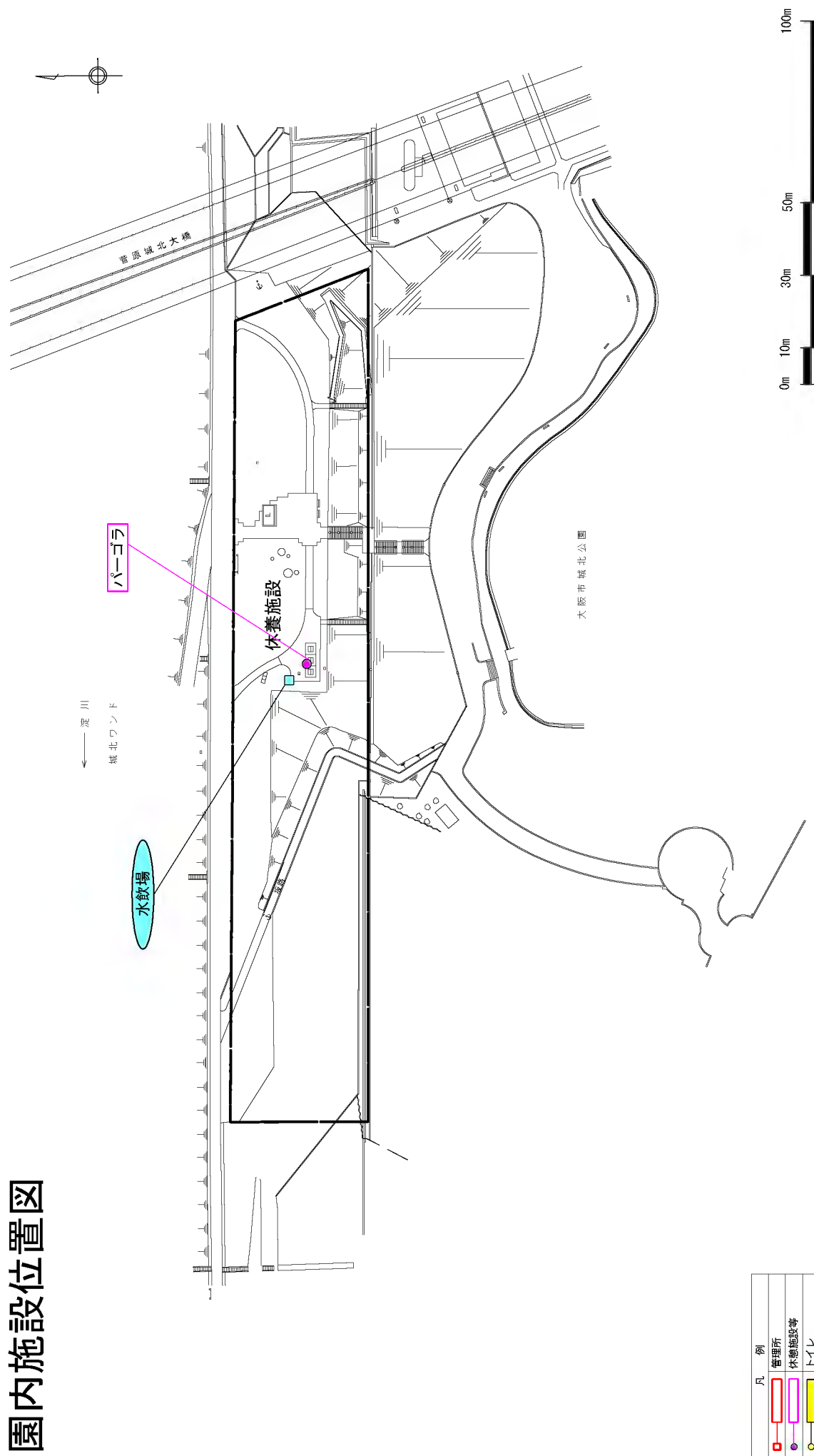


凡	例
	管理所
	休憩施設等
	トイレ
	水飲場
	手洗場
	遊具
	標識



## 6. 赤川地区

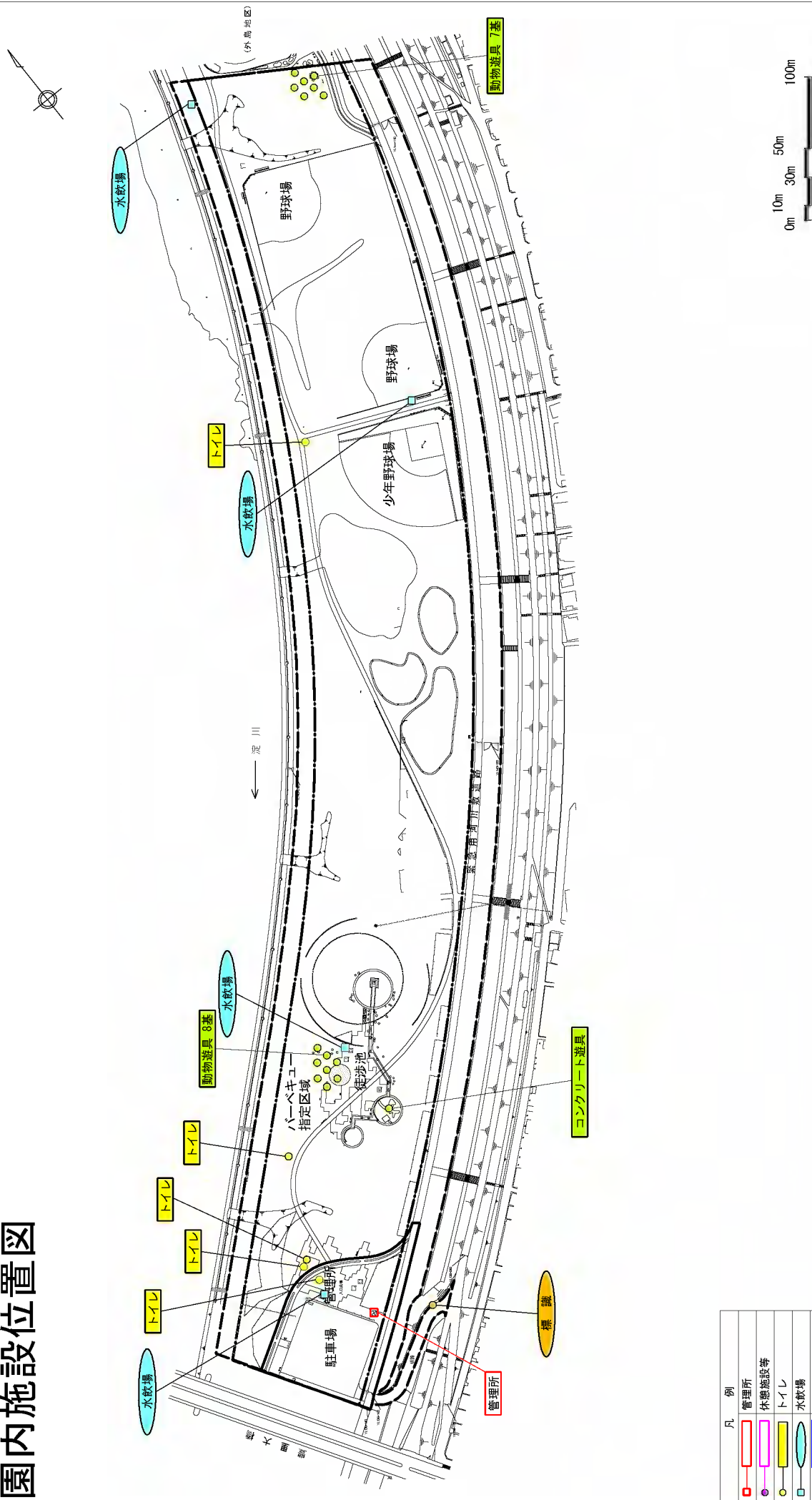
# 園内施設位置図



凡	例
■	管理所
■	休憩施設等
■	トイレ
■	水飲場
■	手洗場
■	遊具
■	標識

## 7. 城北河畔地区

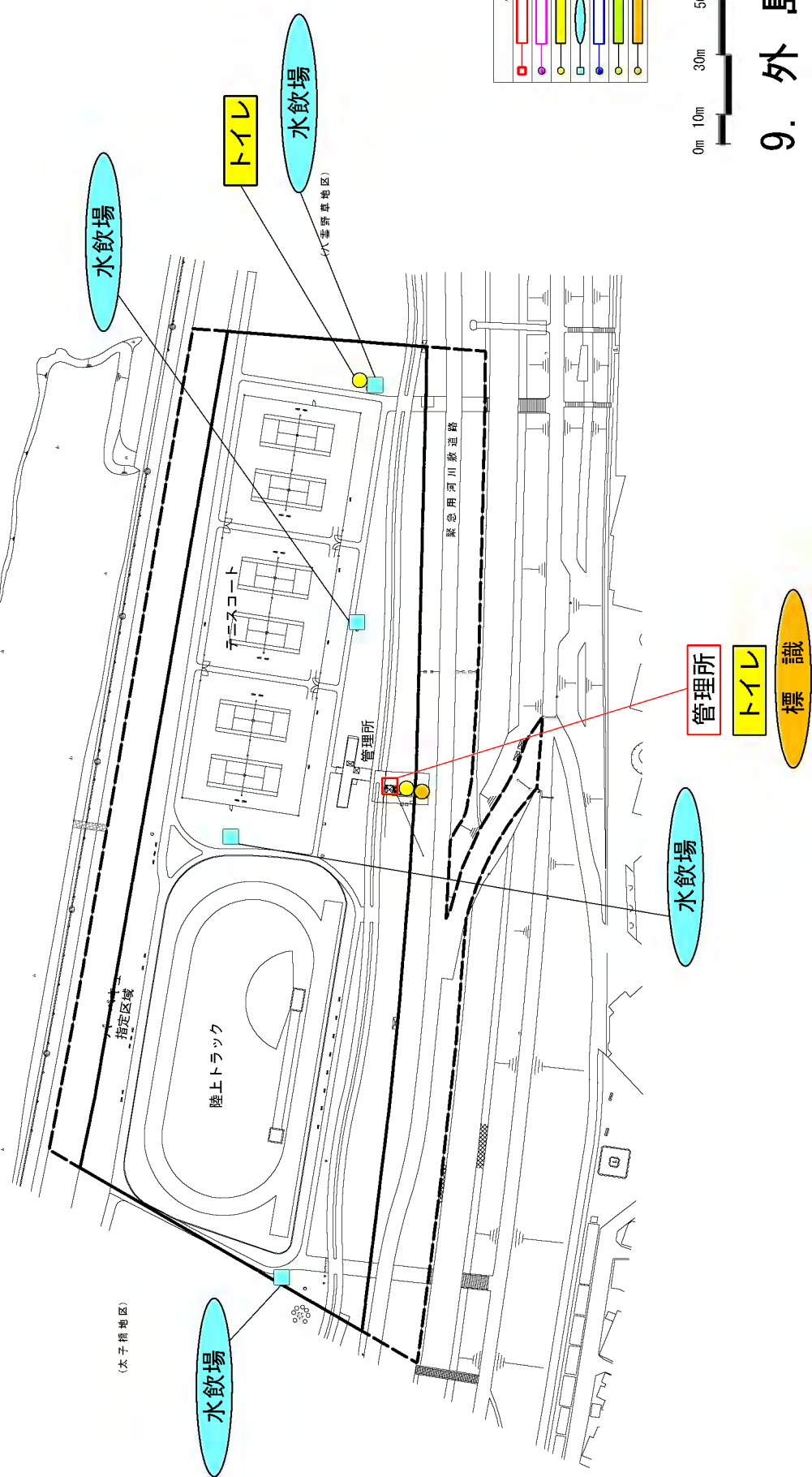
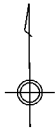
# 園内施設位置図



## 8. 太子橋地区



# 園内施設位置図



凡 例	
	管理所
	休憩施設等
	トイレ
	水飲場
	手洗等
	遊具
	標識



## 9. 外島地区

# 園内施設位置図

パーゴラ

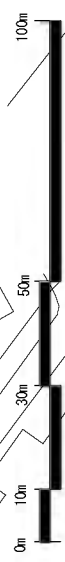
水飲場

マイプロパークスカリエア

駐車場

守口サービスセンター

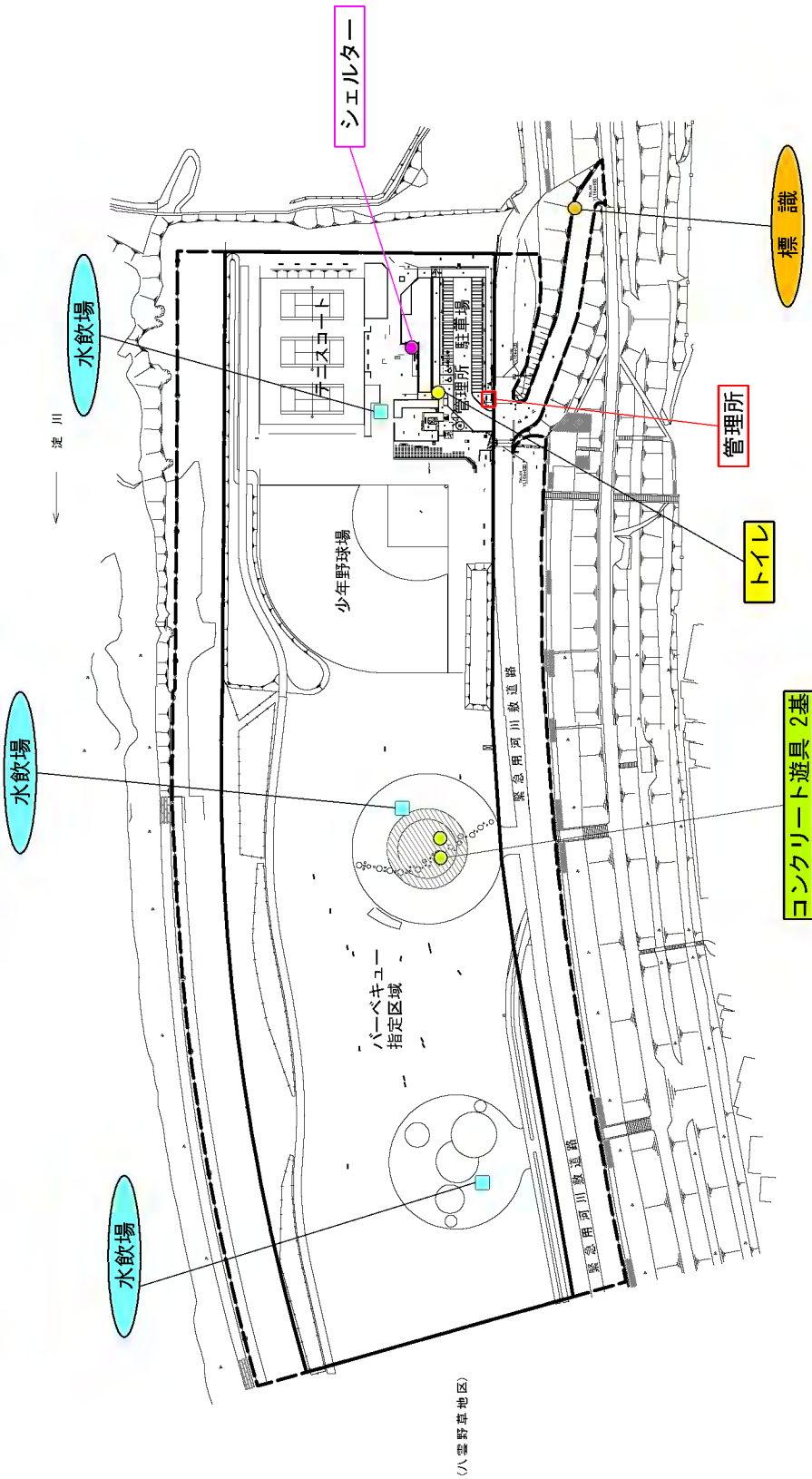
# 10. 守口地区



凡	例
	管理所
	休憩施設等
	トイレ
	水飲場
	手洗場
	遊具
	標識



# 園内施設位置図



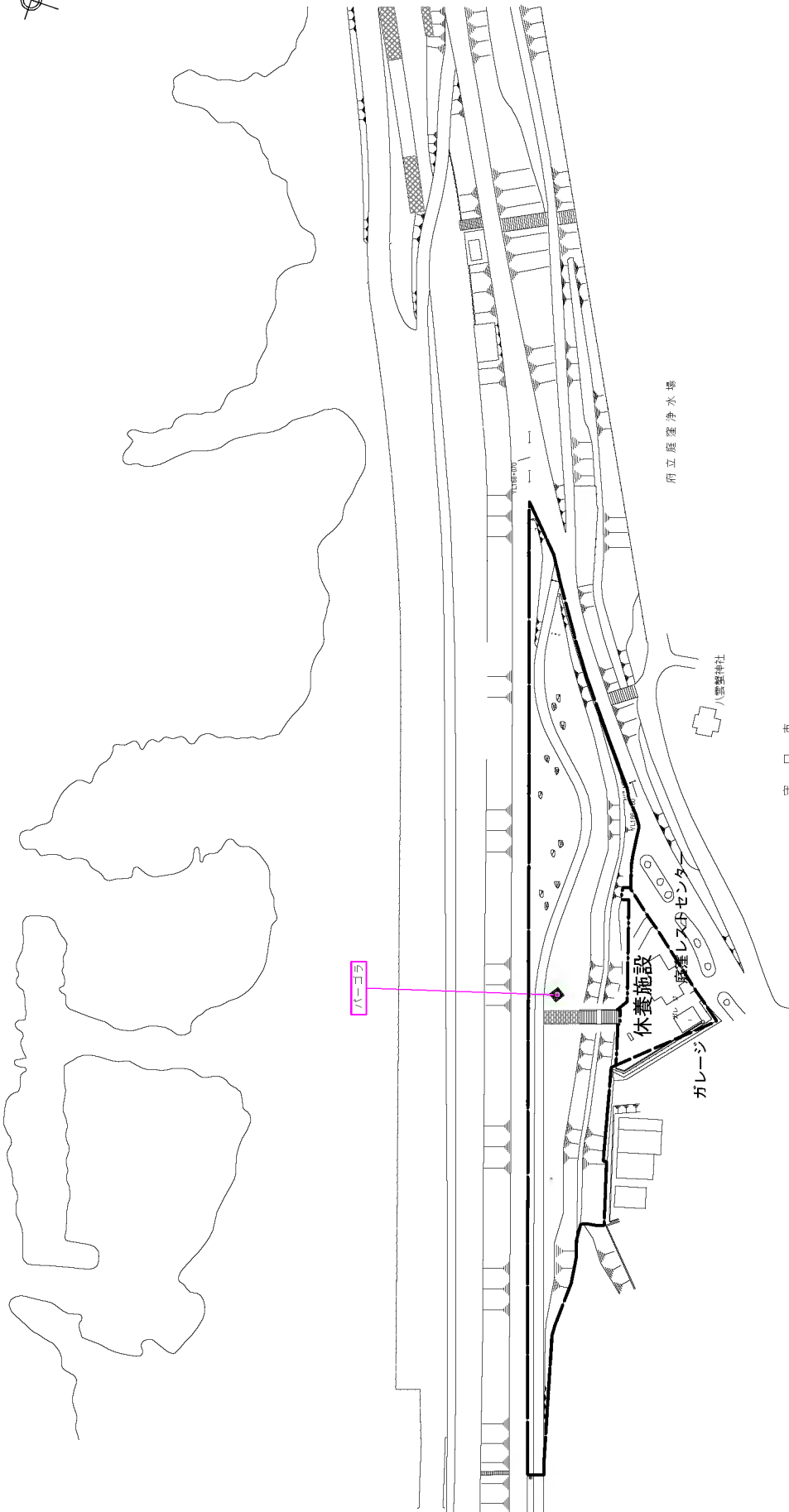
凡 例	
	管理所
	休憩施設等
	トイレ
	水飲場
	手洗場
	遊具
	標識



## 12. 八雲地区

# 園内施設位置図

淀川



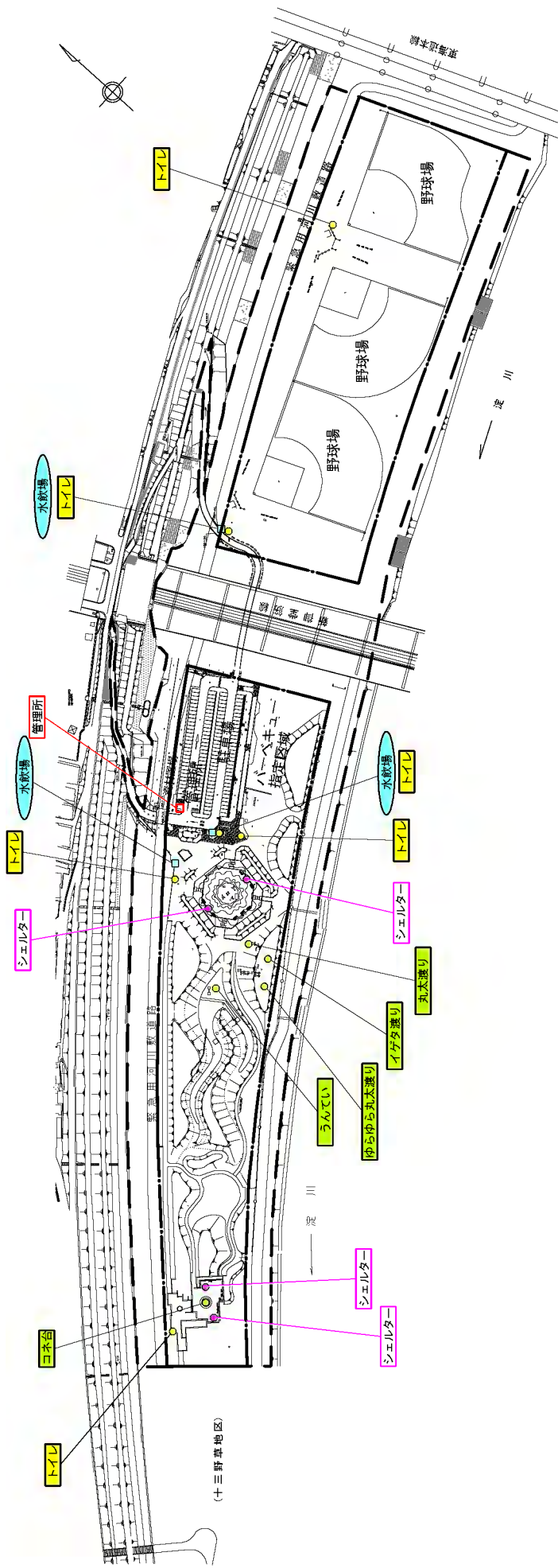
守口市

凡 例	
	管理所
	休養施設等
	トイレ
	水飲等
	手洗場
	遊具
	標識



## 13. 庭窪河畔地区

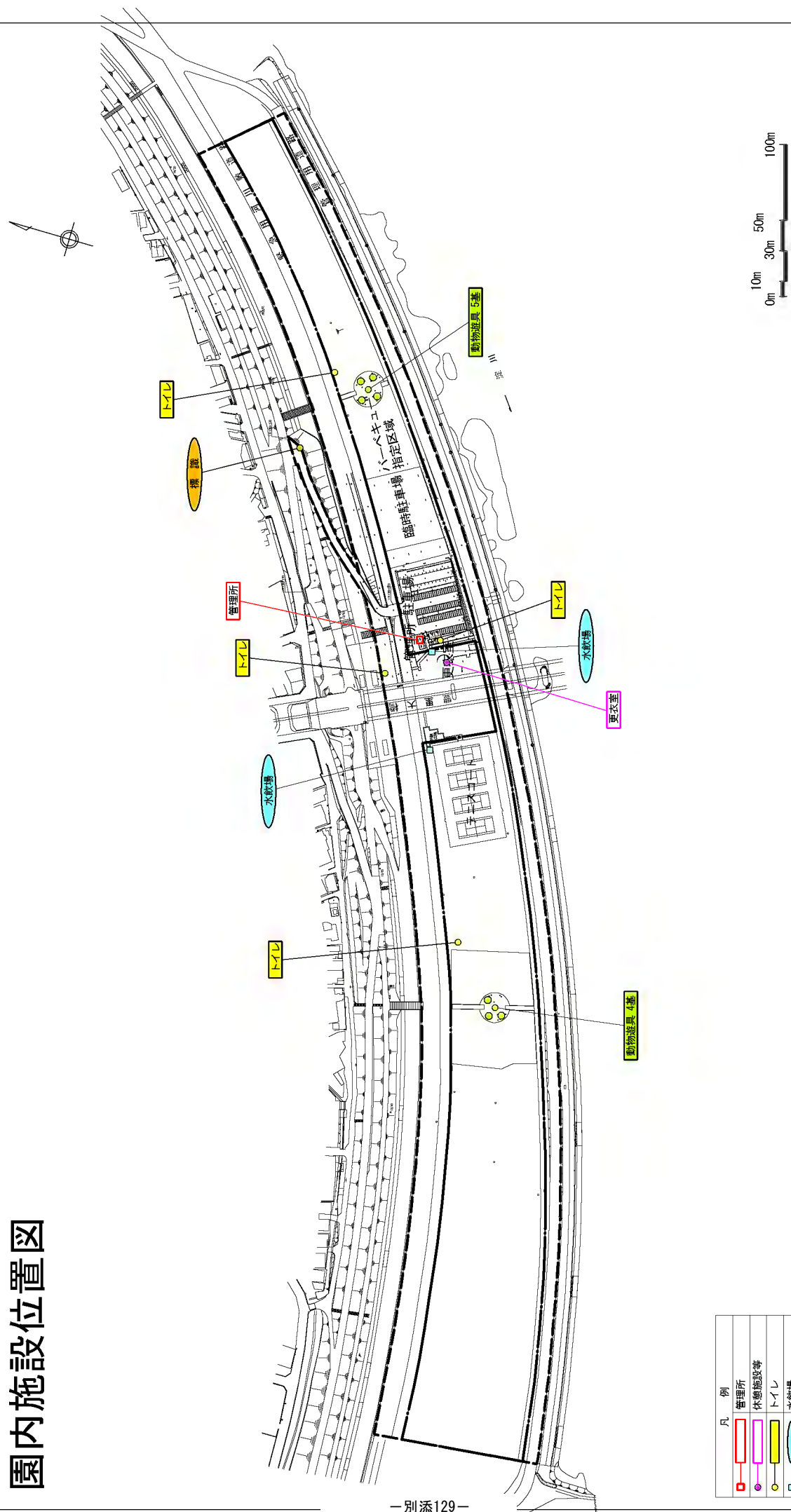
# 園内施設位置図



凡例	施設名
	管理所
	休憩施設等
	トイレ
	水軟場
	手洗場
	遊具
	標識

## 15. 西中島地区

# 園内施設位置図



凡	例
<span style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	管理所
<span style="border: 1px solid magenta; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	休憩施設等
<span style="border: 1px solid yellow; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	トイレ
<span style="border: 1px solid cyan; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	水飲場
<span style="border: 1px solid blue; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	手洗場
<span style="border: 1px solid green; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	遊具
<span style="border: 1px solid orange; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	観覧

## 16. 豊里地区

# 園内施設位置図

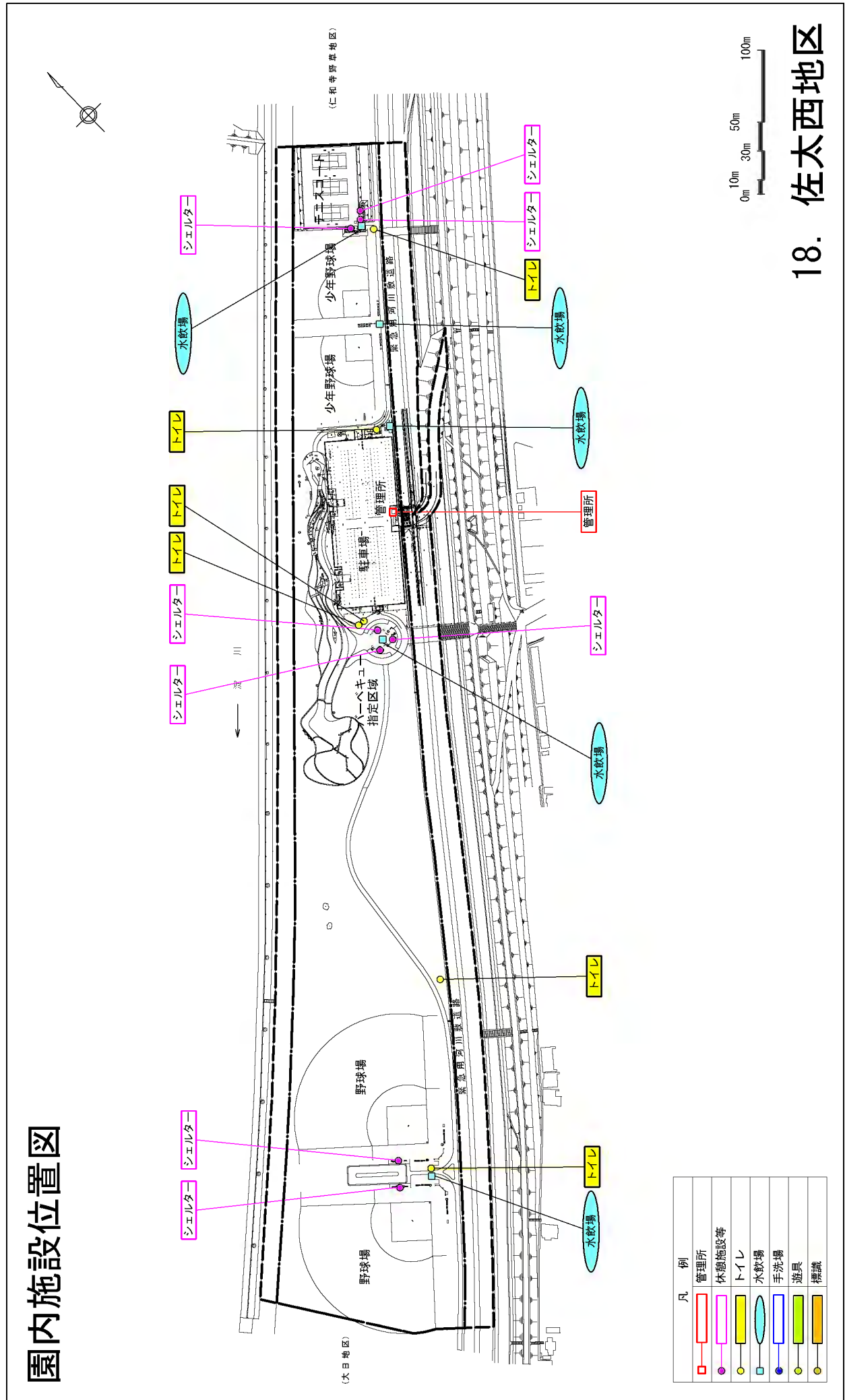


## 17. 大日地区



凡	例
□	管理所
○	休憩施設等
○	トイレ
○	水飲場
○	手洗場
○	遊具
○	標識

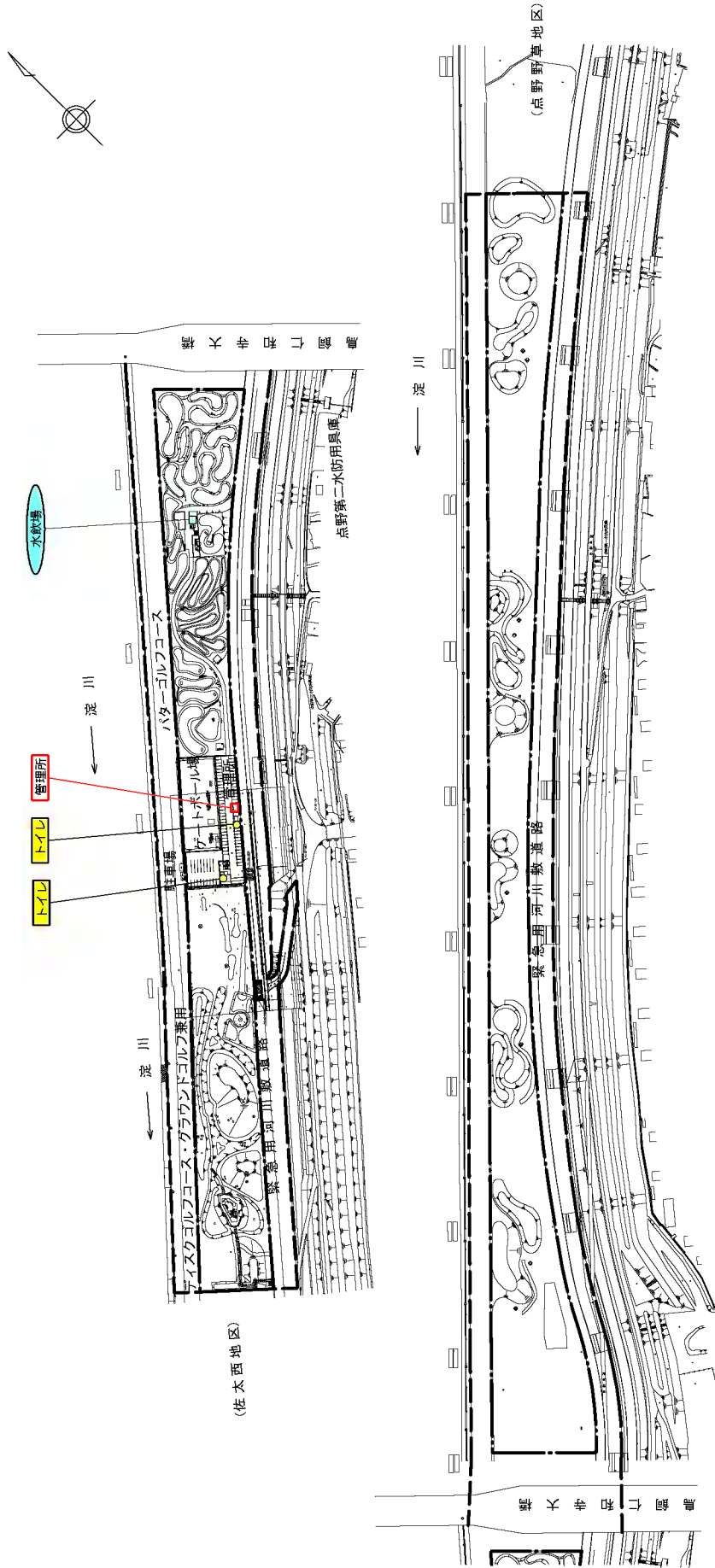
# 園内施設位置図



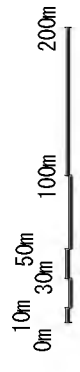
凡 例	
	管理所
	休憩施設等
	トイレ
	水飲場
	手洗場
	遊具
	標識

# 18. 佐太西地区

# 園内施設位置図



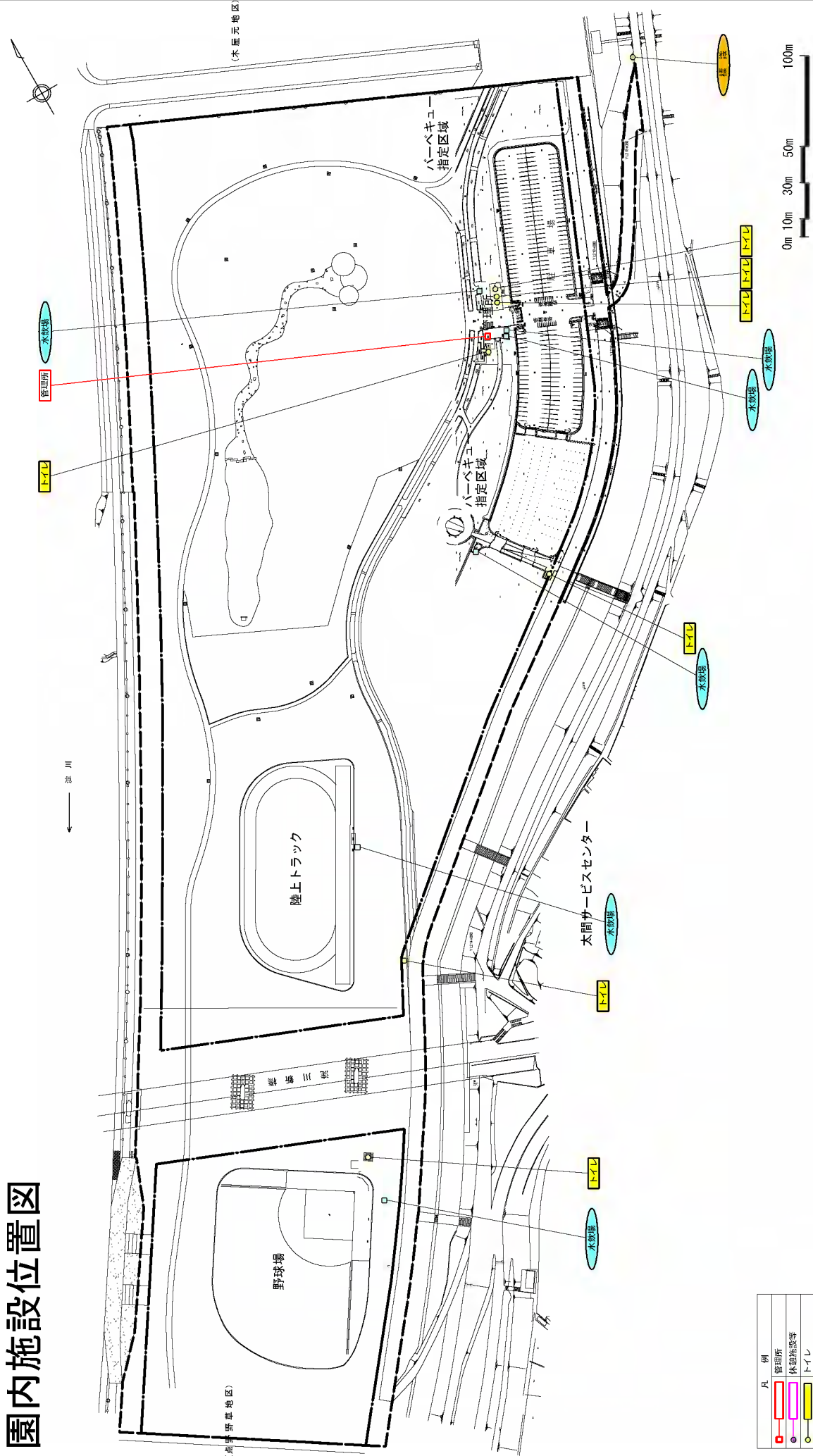
凡	例
	管理所
	休憩施設等
	トイレ
	水飲場
	手洗場
	遊具
	構設



## 19. 仁和寺野草地区



# 園内施設位置図



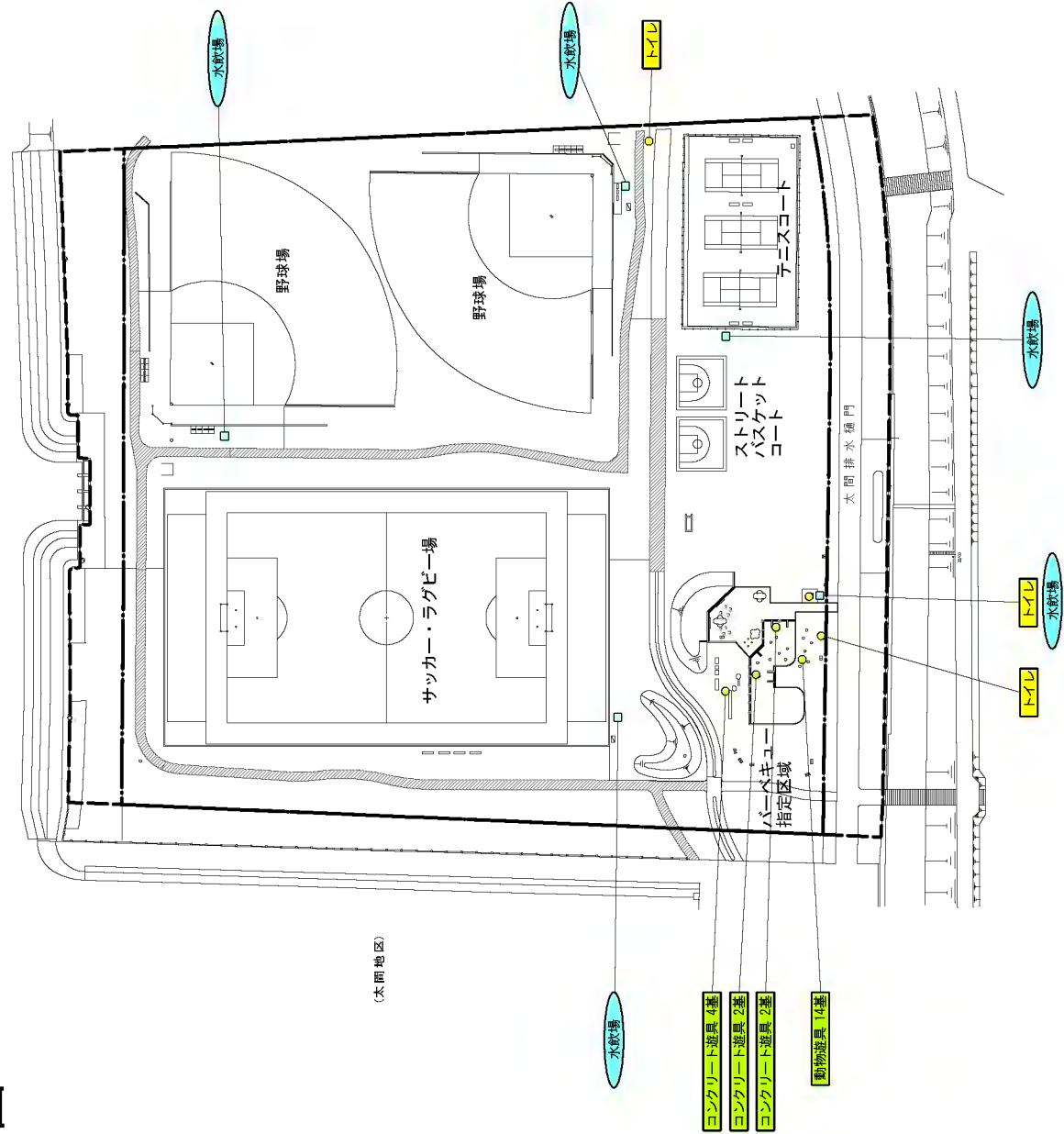
凡 例	
	管理所
	観客席等
	トイレ
	水飲場
	手洗場
	遊具
	標識

## 21. 太間地区



# 園内施設位置図

一 荒川



(木間地区)

凡	例
管理所	
休憩施設等	
トイレ	
水飲場	
手洗場	
遊具	
標識	



## 22. 木屋元地区

# 園内施設位置図



淀川

(伊加賀野草地地区)

芝生広場

緊急用河川敷道路

自転車道場

水飲場

水飲場

水飲場

標識

水飲場

動物遊具 9基

水飲場

水飲場

トイレ

水飲場

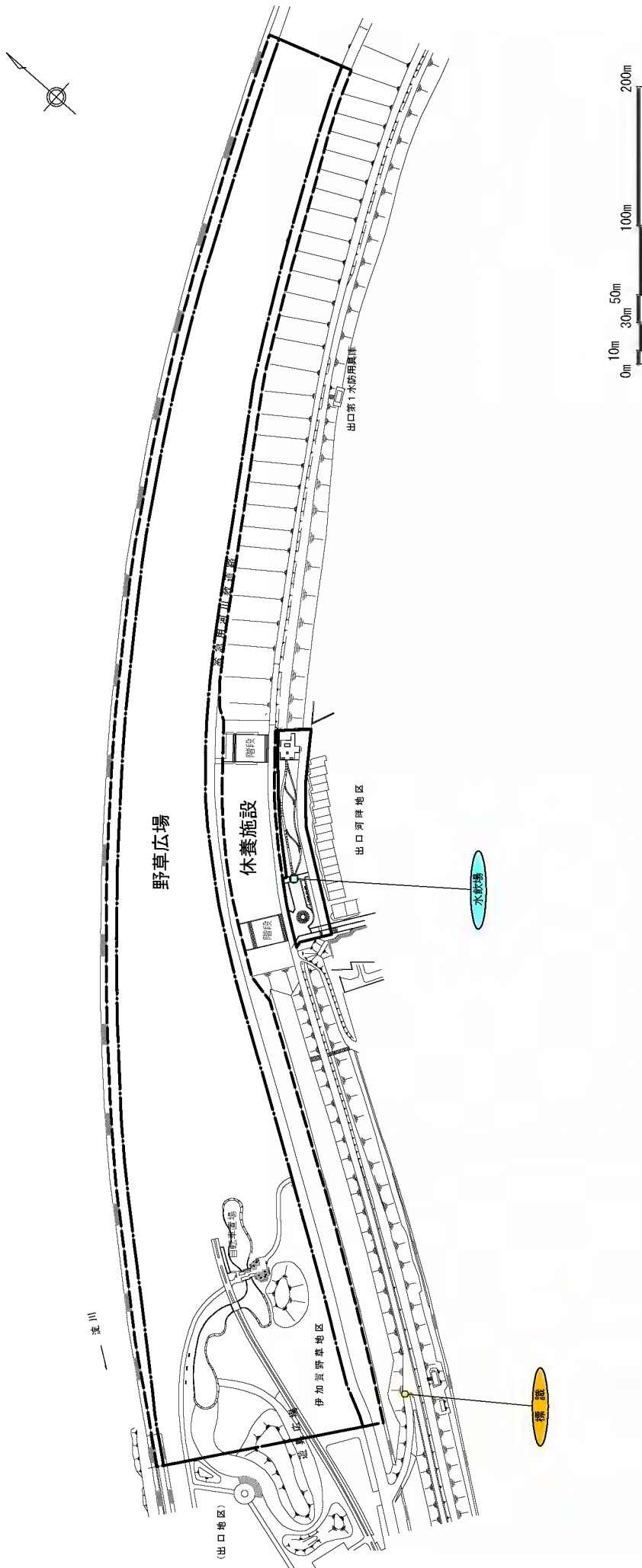
標識

凡 例	
	管理所
	休憩施設等
	トイレ
	水飲場
	手洗場
	遊具
	標識



## 24. 出口地区

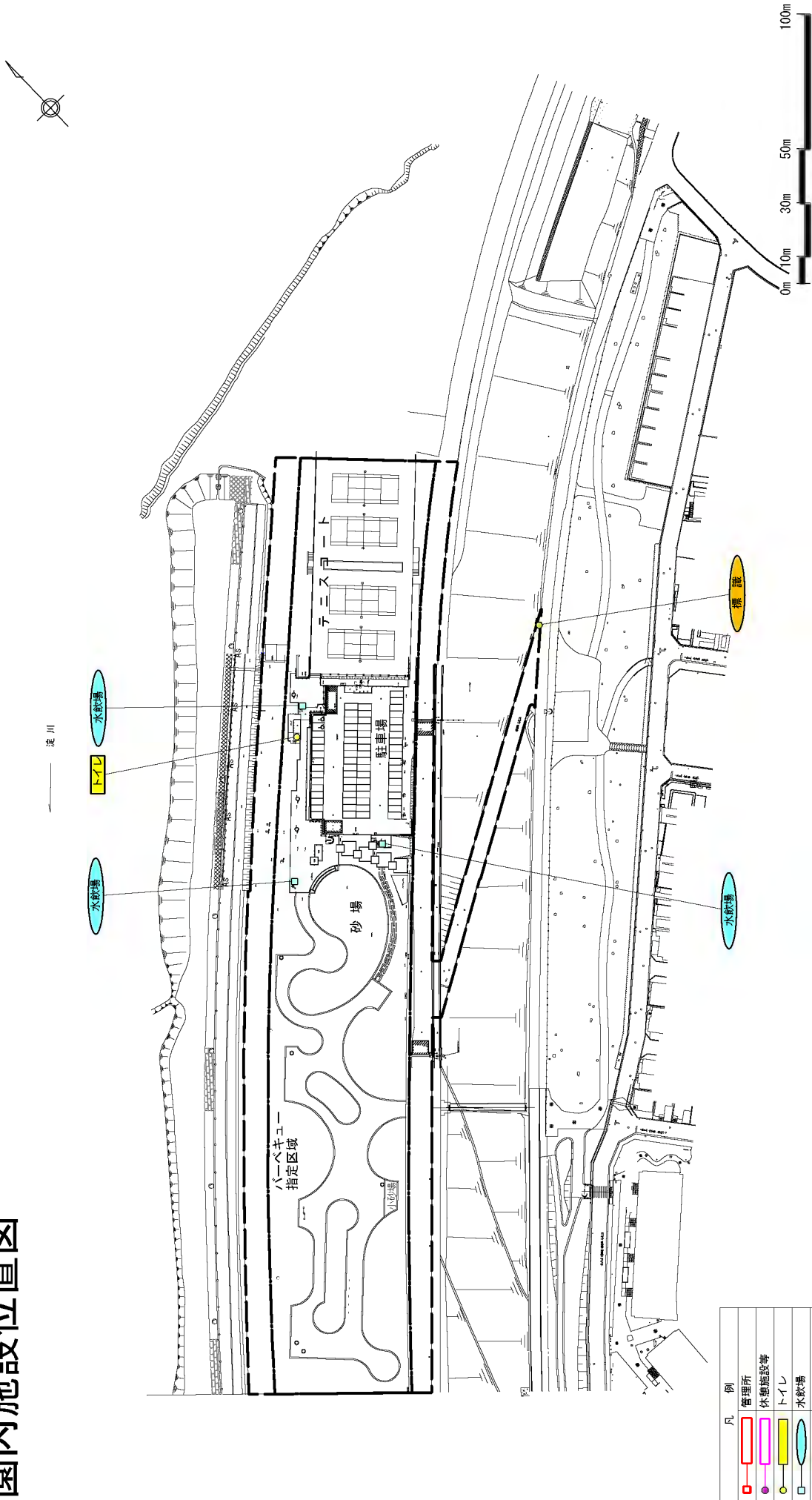
# 園内施設位置図



凡 例	
	管理所
	休憩施設等
	トイレ
	水飲場
	手洗場
	遊具
	標識

## 25. 出口河畔地区 26. 伊加賀野草地区

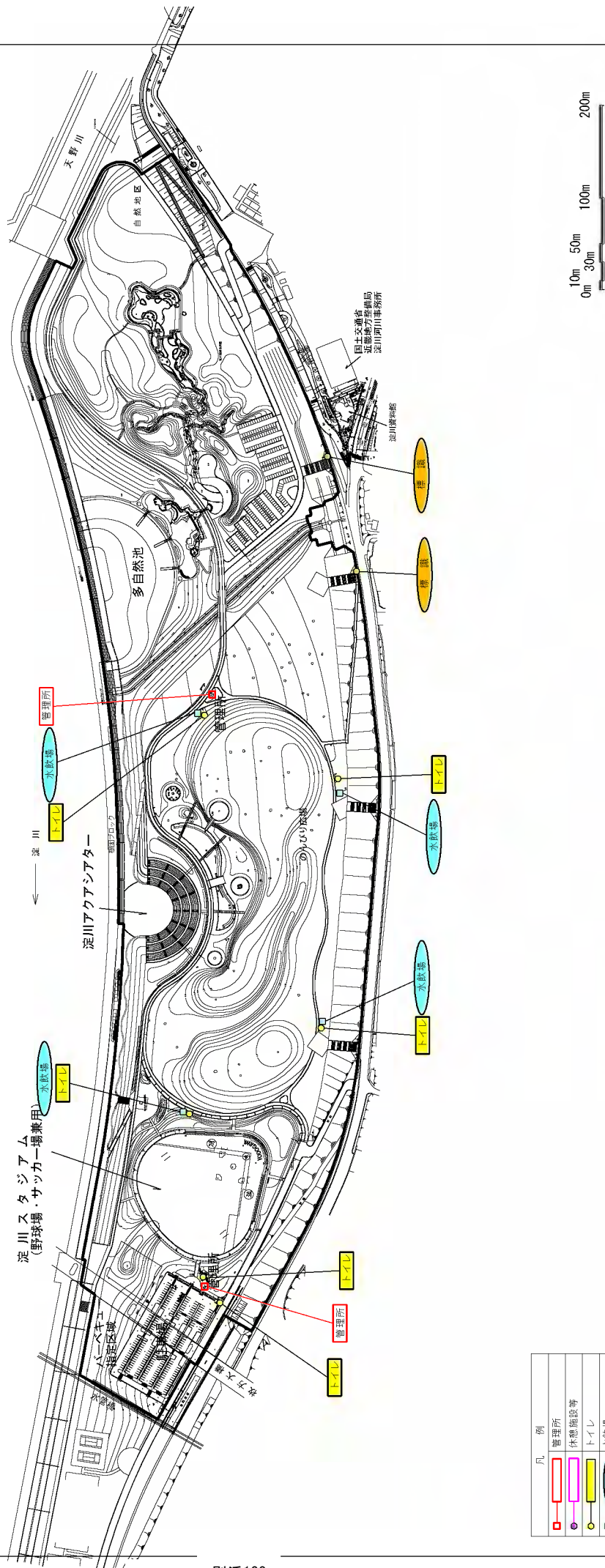
# 園内施設位置図



## 27. 三矢地区

凡	例
	管理所
	休憩施設等
	トイレ
	水飲場
	手洗場
	遊具
	標識

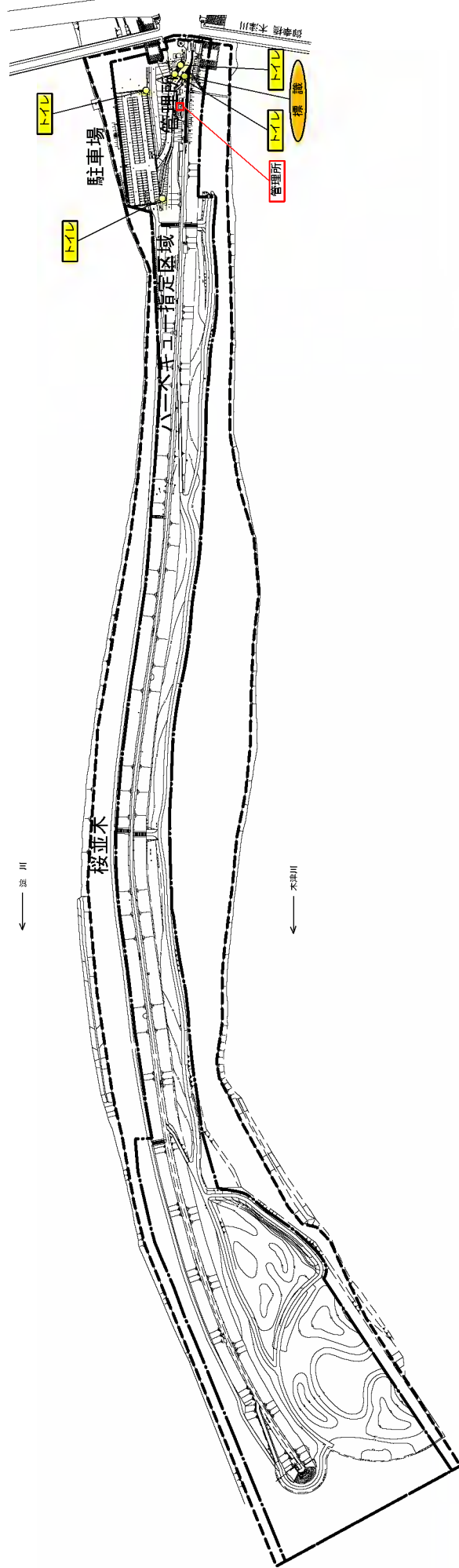
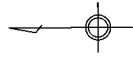
# 園内施設位置図



凡	例
	管理所
	休憩施設等
	トイレ
	水飲場
	手洗場
	遊具
	標識

# 28. 枚方地区

# 園内施設位置図

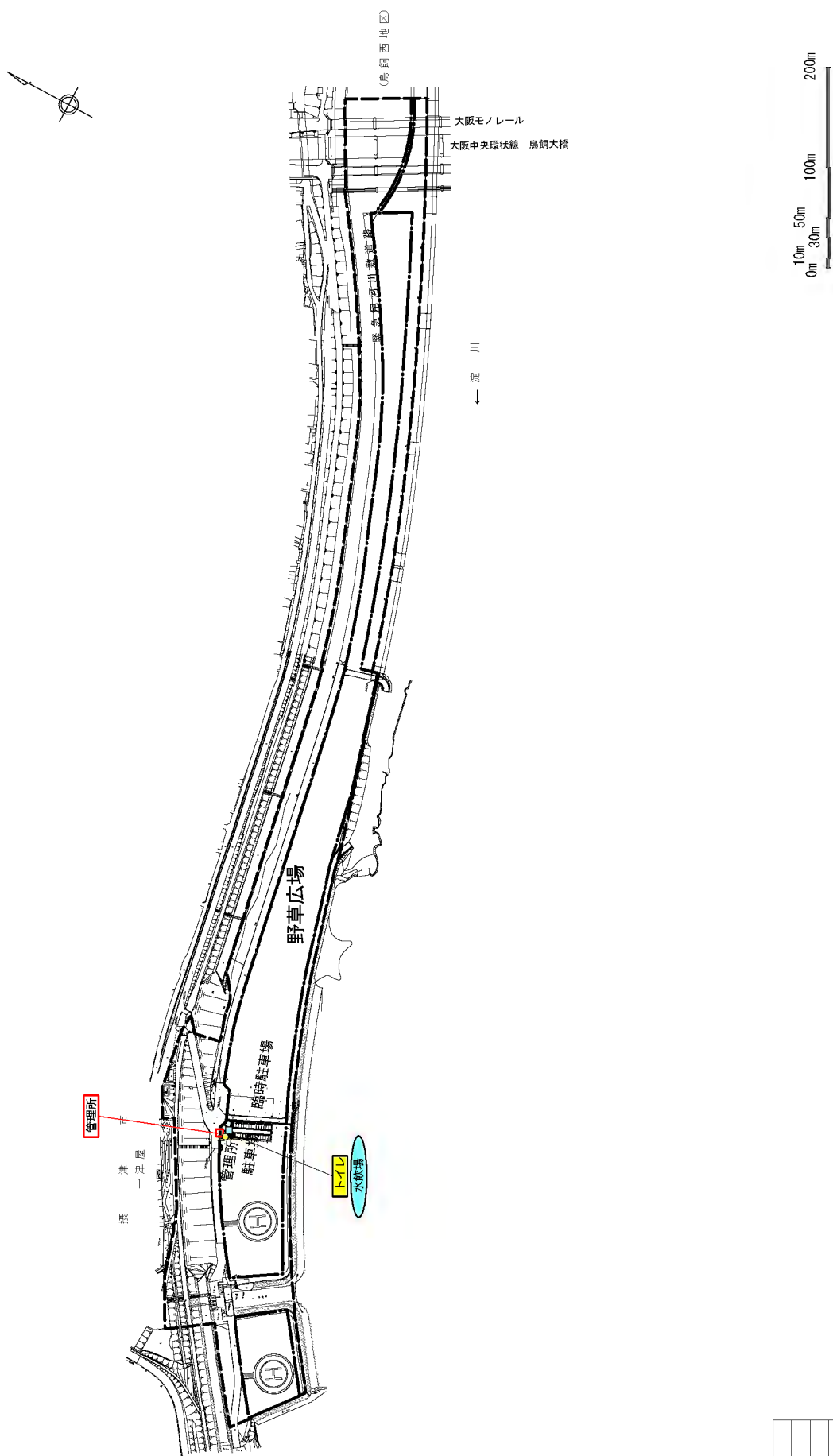


凡	例
	管理所
	休憩施設等
	トイレ
	水飲み場
	手洗場
	遊具
	構設



## 29. 背割堤地区

# 園内施設位置図

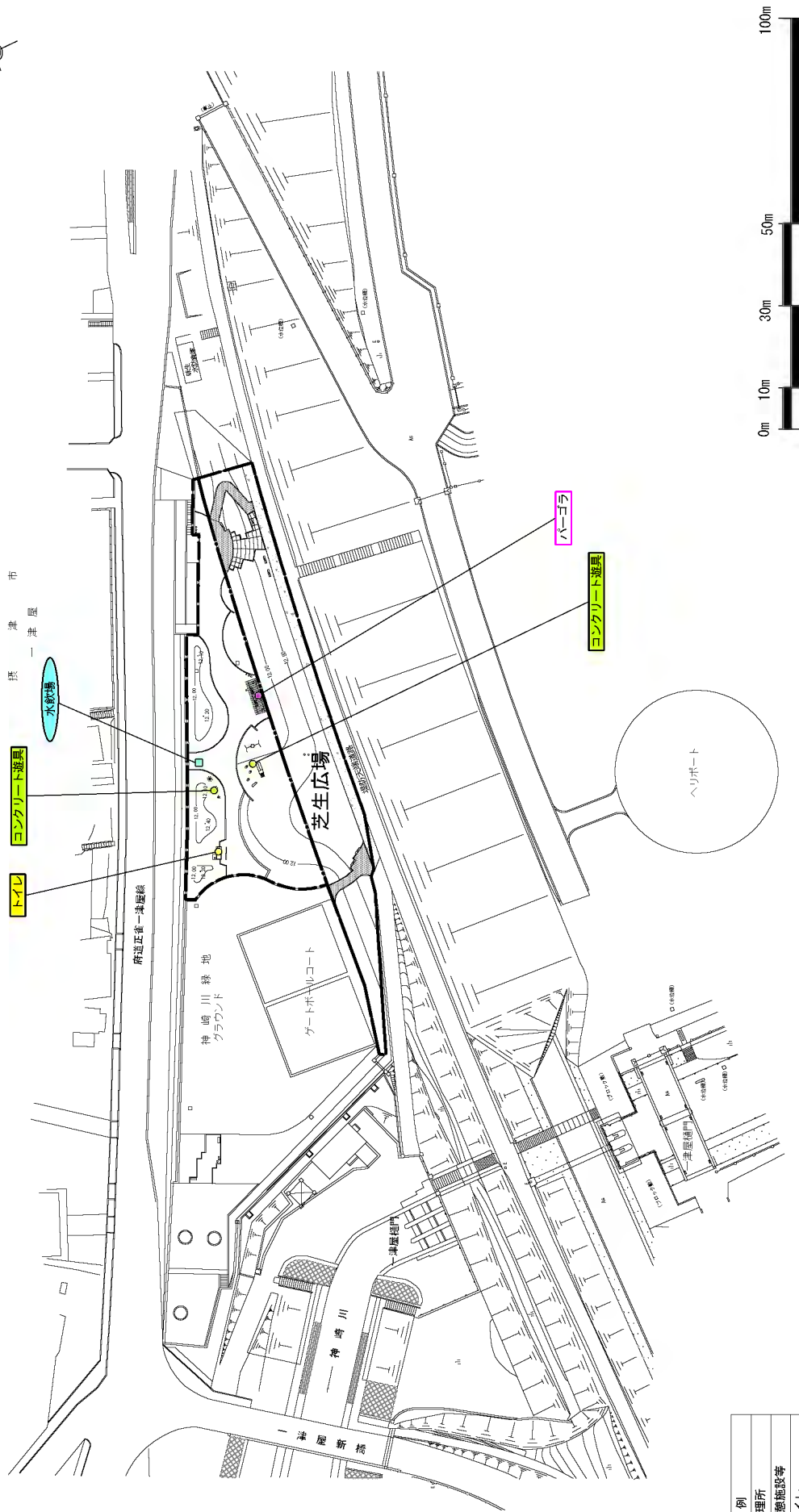
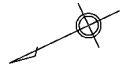


凡 例	
<span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">管理所</span>	管理所
<span style="border: 1px solid pink; padding: 2px;">休憩施設等</span>	休憩施設等
<span style="border: 1px solid yellow; padding: 2px;">トイレ</span>	トイレ
<span style="border: 1px solid lightblue; padding: 2px;">水飲場</span>	水飲場
<span style="border: 1px solid lightgreen; padding: 2px;">手洗場</span>	手洗場
<span style="border: 1px solid lightyellow; padding: 2px;">遊具</span>	遊具
<span style="border: 1px solid orange; padding: 2px;">標識</span>	標識

## 30. 一津屋野草地区



# 園内施設位置図

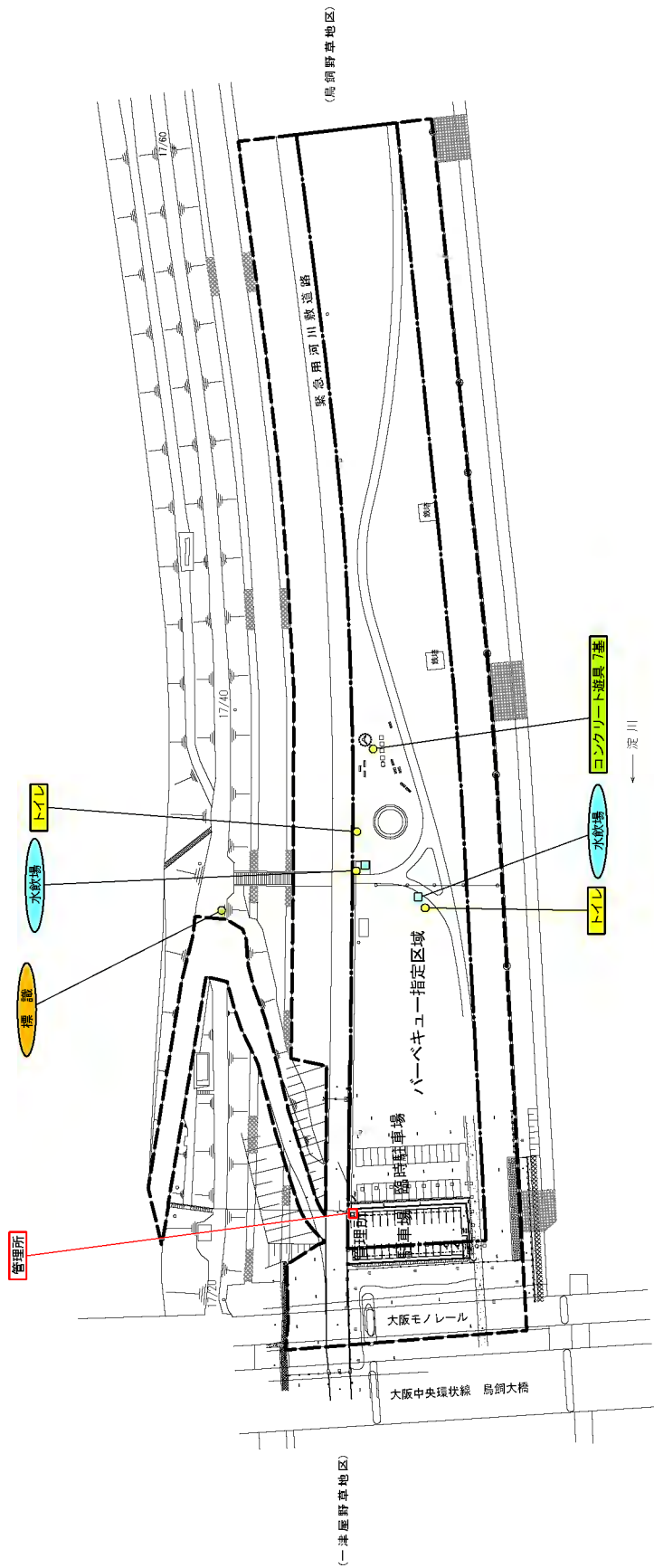


凡	例
	管理所
	休憩施設等
	トイレ
	水飲み場
	手洗場
	遊具
	標識

## 31. 一津屋河畔地区



# 園内施設位置図

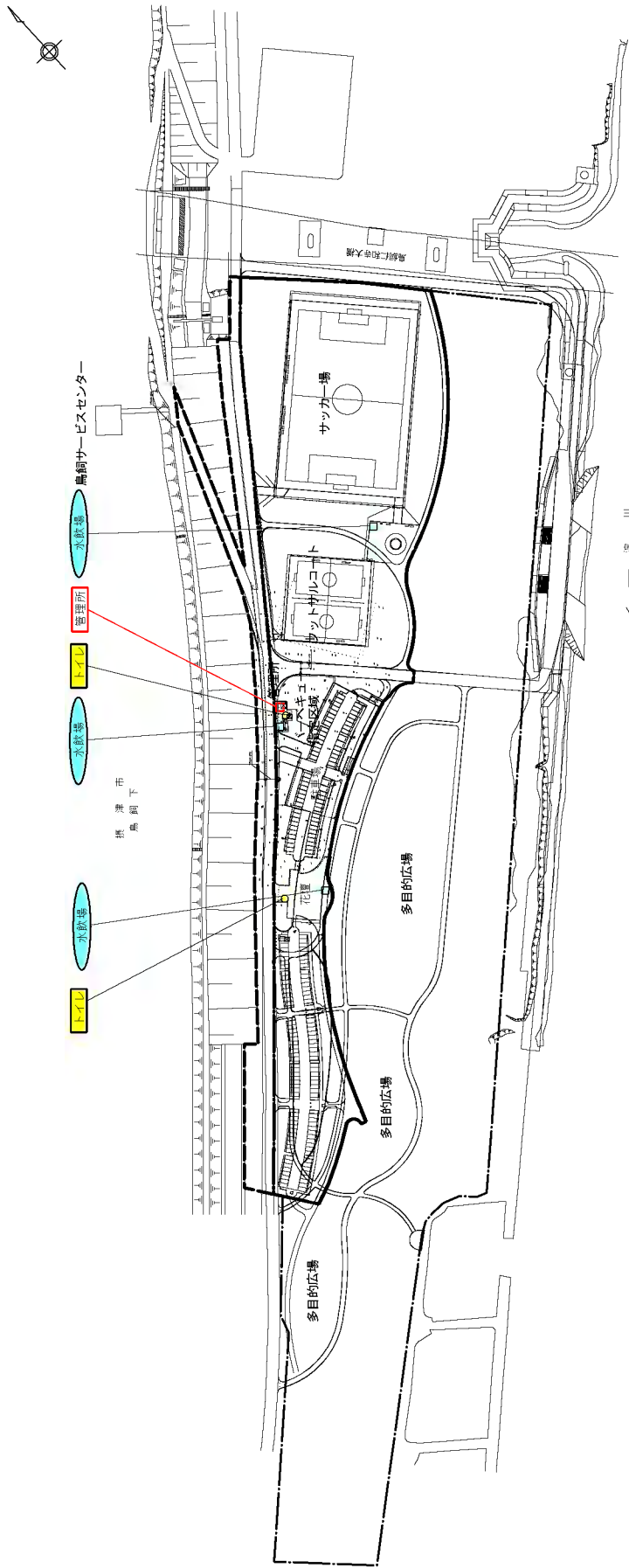


凡	例
	管理所
	休憩施設等
	トイレ
	水飲場
	手洗場
	遊具
	柵



## 32. 鳥飼西地区

# 園内施設位置図

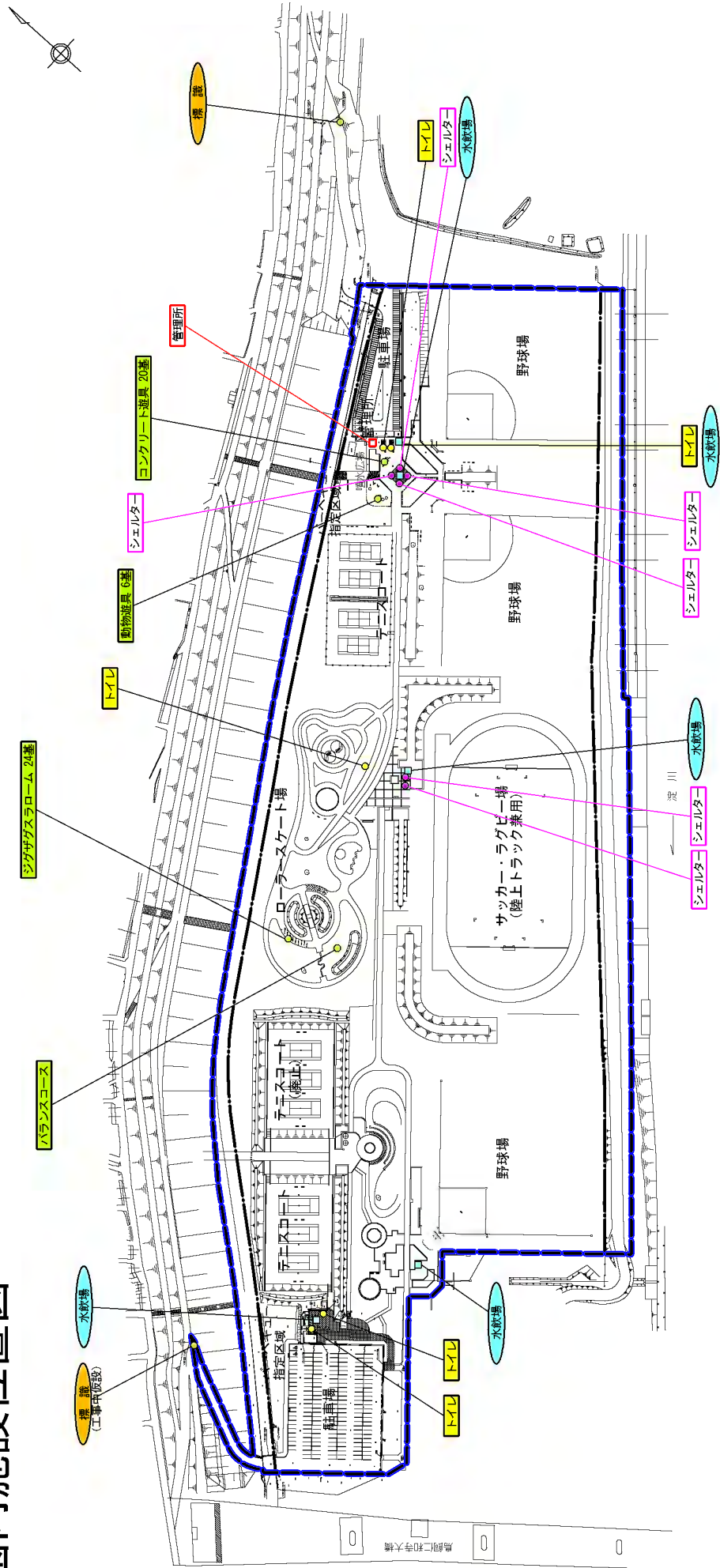


凡	例
	管理所
	休憩施設等
	トイレ
	水飲場
	手洗場
	遊具
	標識

0m 10m 30m 50m 100m

## 34. 鳥飼下地区

# 園内施設位置図

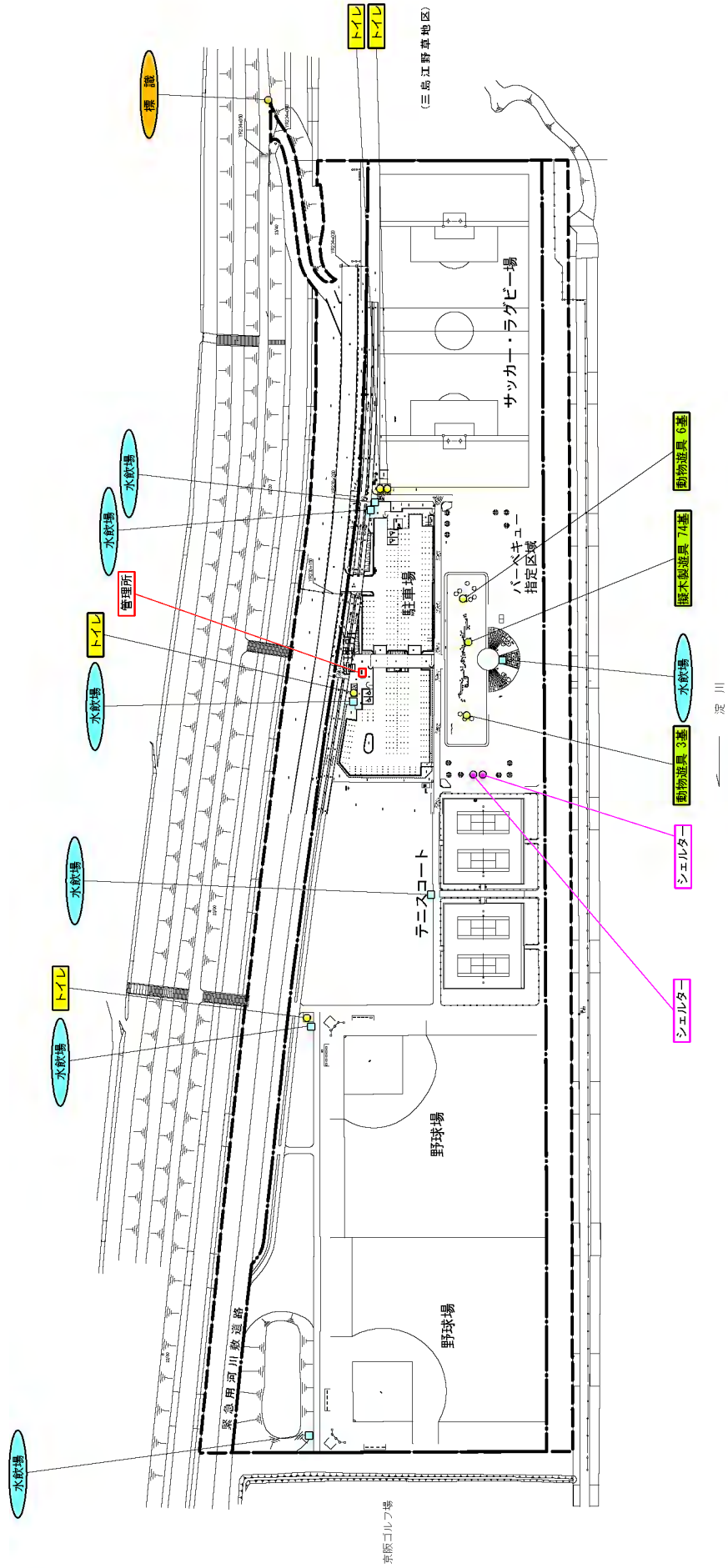
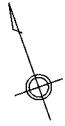


凡 例	
<span style="color: red;">■</span>	管理所
<span style="color: pink;">■</span>	休憩施設等
<span style="color: yellow;">■</span>	トイレ
<span style="color: blue;">●</span>	水飲場
<span style="color: green;">●</span>	手洗場
<span style="color: orange;">●</span>	遊具
<span style="color: orange;">●</span>	電源



## 35. 鳥飼上地区

# 園内施設位置図

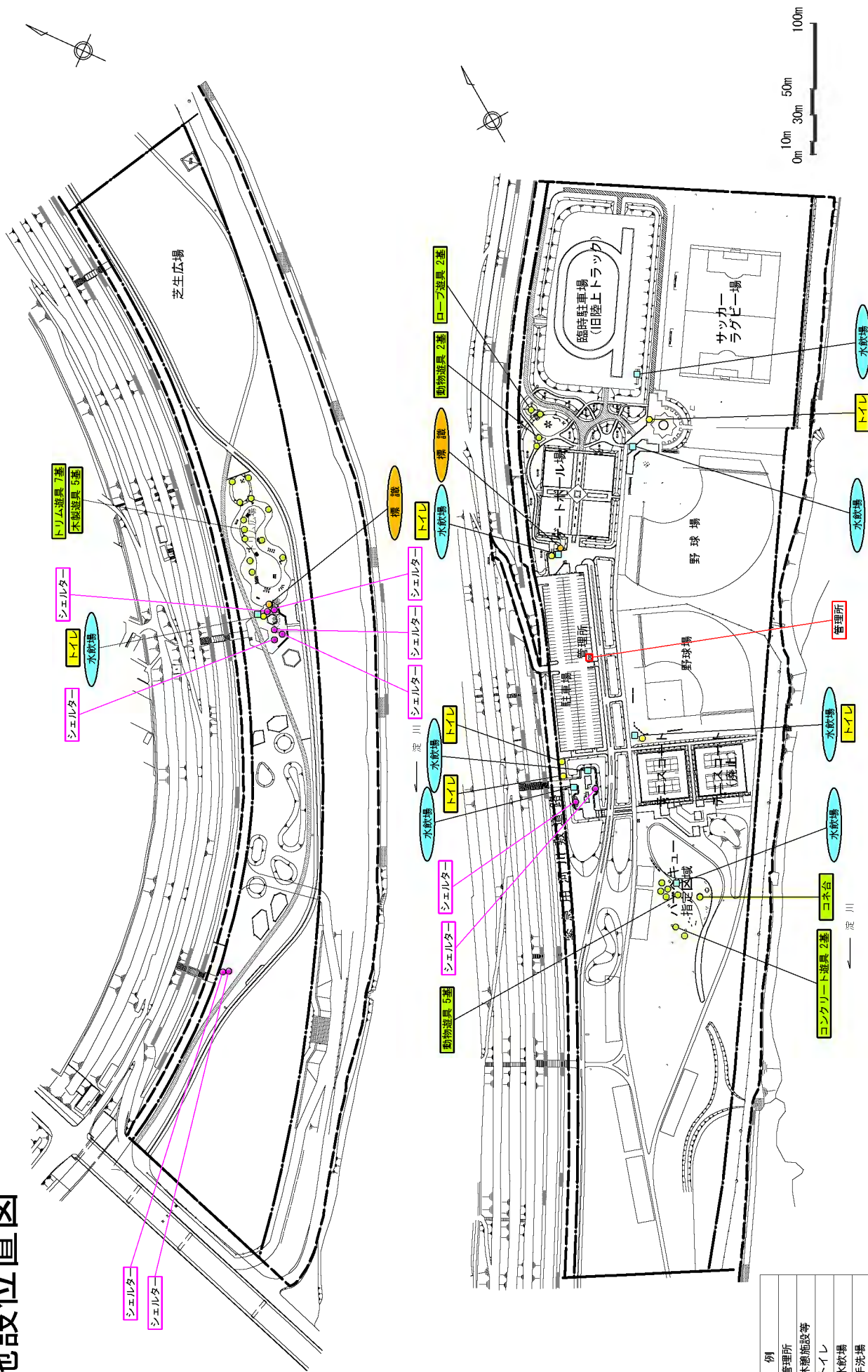


凡	例
	管理所
	休憩施設等
	トイレ
	水飲場
	手洗場
	遊具
	標識

0m 10m 30m 50m 100m

## 36. 三島江地区

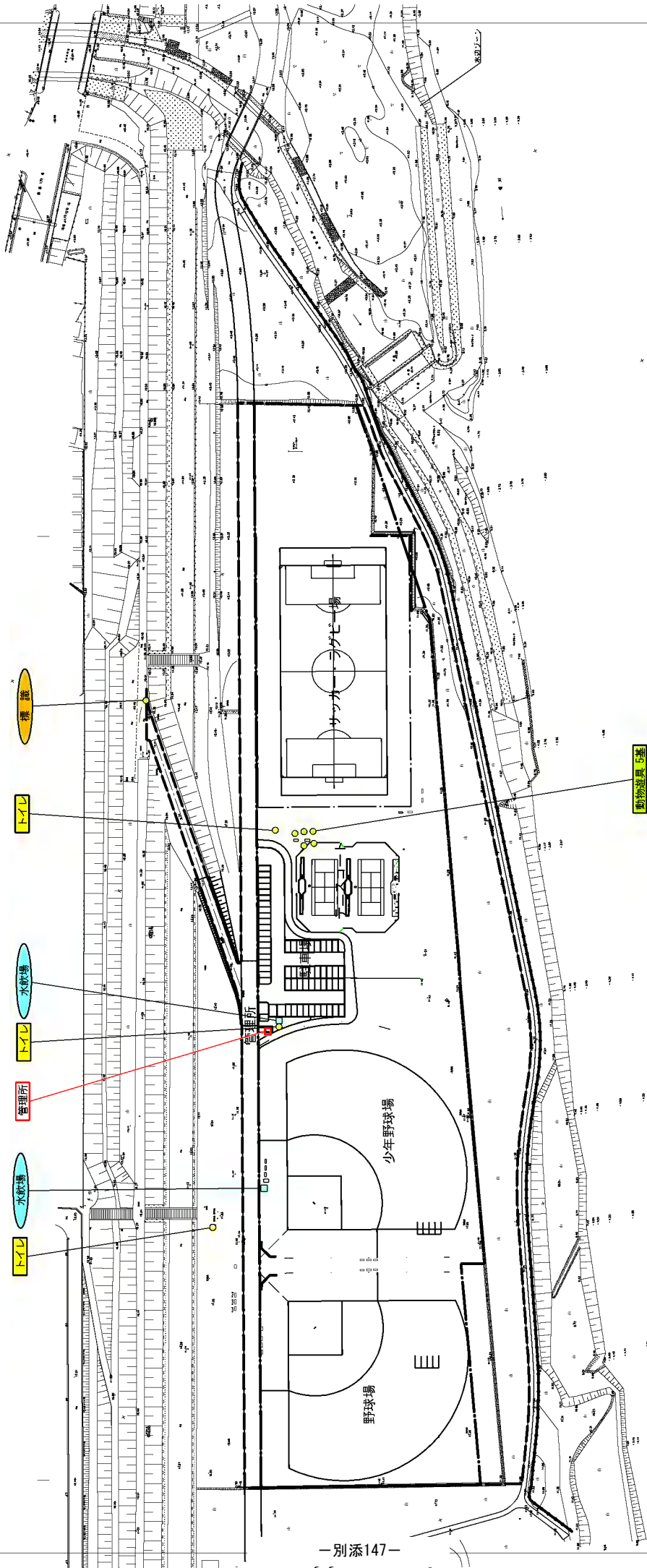
# 園内施設位置図



## 38. 大塚地区

凡例	
	管理所
	休憩施設等
	トイレ
	水飲場
	手洗場
	遊具
	標識

# 園内施設位置図



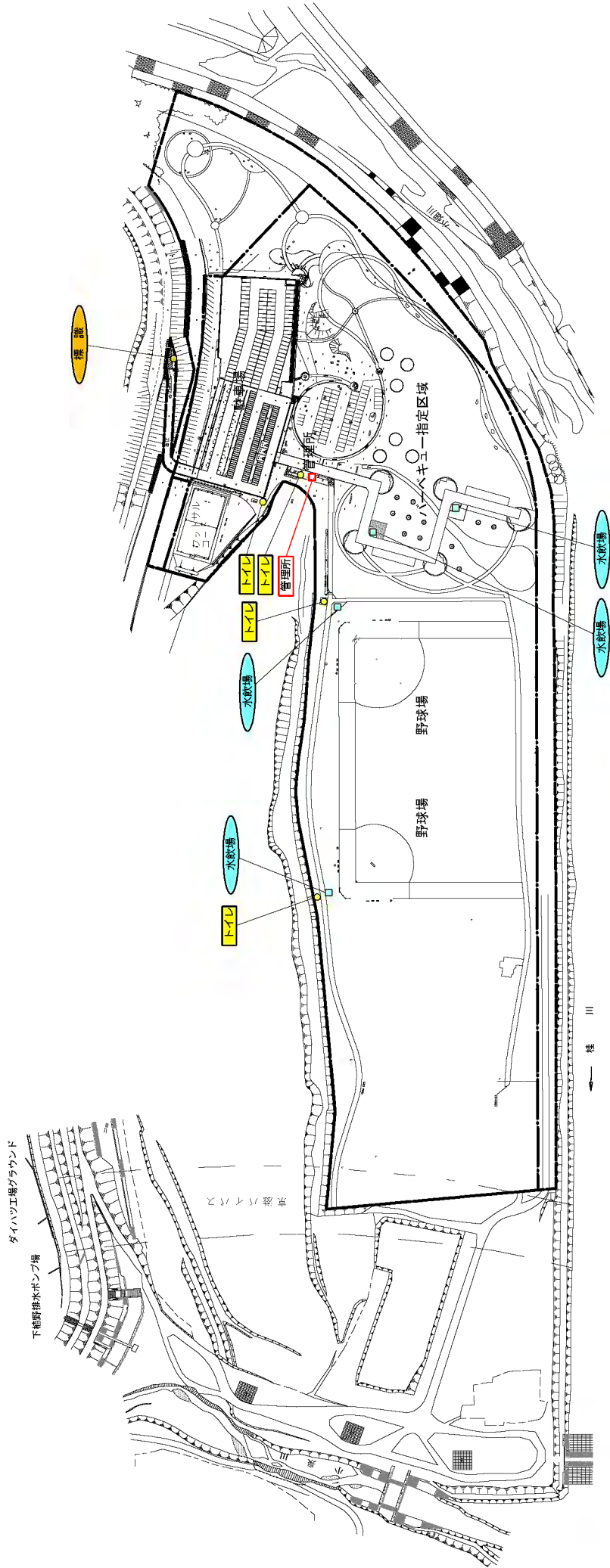
凡 例	
	管理所
	休憩施設等
	トイレ
	水飲場
	手洗場
	遊具
	構境



## 39. 島本地区



# 園内施設位置図



凡 例	
	管理所
	休憩施設等
	トイレ
	水飲場
	手洗場
	遊具
	標識

0m 10m 30m 50m 100m

## 40. 大山崎地区

## 提供施設等の取扱いについて

建築物及び建設機械等の無償提供施設等については、下記により取り扱うものとする。

## 記

## 1. 取扱い

- (1) 受託者は、提供施設等を善良なる管理者の注意をもって使用しなければならない。
- (2) 受託者は、提供施設等を業務委託契約書第 1 条の委託業務以外に使用してはならない。
- (3) 提供施設等の維持管理は、本業務に含まれ、受託者は、提供施設等を適正に維持管理しなければならない。
- (4) 受託者は、提供施設等を他のものに転貸し、又は担保に供してはならない。  
ただし、書面により国の承諾を受けた場合は、この限りではない。
- (5) 受託者は、提供施設等の修繕、模様替え等の行為(維持のための修繕等で軽微な物を除く。)をしようとするときは、国の承認を受けなければならない。
- (6) 受託者は、業務委託契約が完了した場合、又は契約が解除になった場合は、提供施設等を別記様式 1、2 による返納書により、直ちに国に返納しなければならない。
- (7) 受託者の責に記すべき事由により提供施設等を滅失又は棄損したときは、受託者の負担において補填し又は修理しなければならない。ただし、受託者の故意又は重大な過失によらない場合は、この限りではない。

## 2. 報告及び検査

- (1) 受託者は、提供された提供施設等について提供施設等使用実績報告書(別記様式 3)を翌月 5 日までに甲に提出しなければならない。
- (2) 受託者は、提供施設等を返納する場合、国の行う検査に合格しなければならない。



別記様式 1

建築物返納書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

殿

受託者住所

氏名

印

平成 年 月 日付契約(契約金額円)の に係る下記建築物を引渡します。

記

別記様式 2

建設機械返納書

平成 年 月 日

物品管理官

淀川河川事務所長

殿

借受人又は代理人

所属氏名

印

平成 年 月 日付契約に係る  
する。

工事に借受した建設機械を下記のとおり返納

記

1 建設機械名

1 借受期間 自平成 年 月 日  
日間  
至平成 年 月 日

1 返納月日 平成 年 月 日

1 立会人・官職氏名 印

(備考)この返納書は2部作成し、1部を借受人に交付するものとする。

建設機械使用実績報告書

平成 年 月 日

平成 年 月 分 ( ) 日  
 自 日  
 至 日  
 借受人  
 作成者

建設機械名	建設機械番号	作業内容	作業量	作業状況		維持修理費	修理箇所 及び取替え部品名	備考
				運転日数	運転時間			
			km	日	時間	円		

- 備考 1. 用紙の大きさは日本工業規格 A 列 4 横とする。  
 2. おもな作業内容の欄は、貸付機械を三種以上の異なる作業に使用した時は、運転時間又は運転日数の最も多い作業内容を記入する。  
 3. おもな作業の作業量の欄は、作業内容の欄に記入した作業の作業量を測定できる時に記入する。  
 4. 運転時間の欄は、運転時間の管理できない機械又は管理の跡要のない機械について 1d、記入を省略することができる。  
 5. 運転のミス又は不慮の事故に伴う修理で、要した費用が 300 千円を超える時は、修理内容の詳細な記録を添付する。

## 取得した備品の取り扱いについて

残存する備品及び貸与備品については、下記により取扱うものである。

## 記

〔委託費で取得した備品〕

## 1. 取扱い

- (1) 受託者は、備品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (2) 前号の備品は、備品台帳に登載し管理しなければならない。
- (3) 受託者は、業務委託契約を締結した際に、支出負担行為担当官に残存備品要求書(様式第 1)を提出するものとする。ただし、翌年度において、当該委託契約が引続き締結され継続して備品を使用する場合は残存備品継続使用承認申請書(様式第 2)を支出負担行為担当官に提出し承諾を得るものとする。
- (4) 受託者は、業務委託契約が完了した場合又は解除になった場合は、備品を業務委託契約書第 8 条に基づく検査の結果、合格通知があった後、残存備品返納書(様式第 3)により、国に返納しなければならない。
- (5) 受託者は、受託者の責に帰すべき事由により備品を滅失又は棄損したときは、受託者の負担において補てんし、又は修理しなければならない。ただし、受託者の故意又は重大な過失によらない場合はこの限りではない。

## 2. 処分

- (1) 備品が、次の各号の一に該当すると認められる場合は、不用の決定をすることができる。

備品の使用年数、能力等から勘案して当該備品を引続き使用することが困難であると認められる場合。

備品が受託者の責に帰さない事由により、老朽化、損傷等により利用価値がなくなつたと認められる場合。

備品の修理用部品の補給が困難で、整備に多大な支障をきたすと認められる場合。

- (2) 処分の方法

受託者は、前号に該当する備品を売払った場合は、その内容を証する書類を添えて国に書面により報告し、国の発行する納入告知書により国庫に納入するものとする。

また、売払うことが不利(備品の売払価格が、当該備品の売払いのために要する費用に満たないと認められる場合)又は、売払う事ができないものは、破棄することができる。受託者は破棄した場合はその都度その旨を書面により国に報告しなければならない。

## 〔貸与備品〕

### 1. 取扱い

- (1) 受託者は、備品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (2) 受託者は、業務委託契約を締結した際に、分任物品管理官に貸与備品要求書(様式第 4)を提出し分任物品管理官の承諾を得るものとする。
- (3) 分任物品管理官は、貸与備品要求書を受理し問題なき場合は受託者へ貸与備品引渡通知書(様式第 5)をもって承諾したものとする。
- (4) 受託者は、業務委託契約が完了した場合又は解除になった場合は、備品を業務委託契約書第 8 条に基づく検査の結果、合格通知があった後、貸与備品返納書(様式第 6)により、国に返納しなければならない。
- (5) 受託者は、受注者の責に帰すべき事由により備品を滅失又は棄損したときは、受託者の負担において補てんし、又は修理しなければならない。ただし、受託者の故意又は重大な過失によらない場合はこの限りではない。

### 2. 処分

- (1) 備品が、次の各号の一に該当すると認められる場合は、不用の決定をすることができる。

備品の使用年数、能力等から勘案して当該備品を引続き使用することが困難であると認められる場合。

備品が受託者の責に帰さない事由により、老朽化、損傷等により利用価値がなくなつたと認められる場合。

備品の修理用部品の補給が困難で、整備に多大な支障をきたすと認められる場合。

- (2) 処分の方法

受託者は、備品が前号に該当する事由により使用不能と認められる場合は、速やかに分任物品管理官に貸与備品返納書(様式第 7)をもって報告し、使用不能備品を返納するものとする。

(様式第1)

平成 年 月 日

殿

住 所

氏 名

印

## 残 存 備 品 要 求 書

平成 年度 淀川河川公園管理運營業務 において別紙 残存備品に  
ついて使用したく要求します。



(様式第2)

平成 年 月 日

殿

住 所

氏 名

印

## 残 存 備 品 継 続 使 用 承 認 申 請 書

平成 年度 淀川河川公園管理運営業務 において別紙 残存備品に  
ついて、平成 年 月 日まで継続使用したく申請します。



残存備品一覽表

取得年月日	品名	規格	数量	単価	価格	経費区分	適用

(様式第3)

平成 年 月 日

殿

住 所

氏 名

印

## 残 存 備 品 返 納 書

平成 年度 淀川河川公園管理運営業務 において、完了検査に合格  
したので、別紙 残存備品を返納します。

様式第3別紙

残 存 備 品 一 覧 表

取得年月日	品名	規格	数量	単価	価格	経費区分	適用

(様式第4)

平成 年 月 日

殿

住 所

氏 名

印

## 貸 与 備 品 要 求 書

平成 年度 淀川河川公園管理運營業務 において別紙 貸与備品に  
ついて支給を要求します。

様式第4別紙

貸与備品一覧表(機械器具等)

機械器具名	規格	単位	数量	貸与年月日	備考

(様式第5)

平成 年 月 日

殿

分任物品管理官 近畿地方整備局  
淀川河川事務所長

## 貸与備品引渡通知書

平成 年度 淀川河川公園管理運營業務 において別紙 貸与備品に  
ついて支給するから通知する。

様式第5別紙

貸与備品一覧表(機械器具等)

機械器具名	規格	単位	数量	貸与年月日	備考

(様式第6)

平成 年 月 日

分任物品管理官 近畿地方整備局

淀川河川事務所長 殿

住 所

氏 名

印

## 貸 与 備 品 返 納 書

平成 年度 淀川河川公園管理運營業務 において、完了検査に合格  
したので、別紙 貸与備品を返納します。



様式第6別紙

貸与備品一覧表(機械器具等)

機械器具名	規格	単位	数量	貸与年月日	備考

(様式第7)

平成 年 月 日

分任物品管理官 近畿地方整備局

淀川河川事務所長 殿

住 所

氏 名

印

## 貸 与 備 品 返 納 書

平成 年度 淀川河川公園管理運營業務 において、貸与している別紙備品  
について使用不能と認められるため返納します。

様式第7別紙

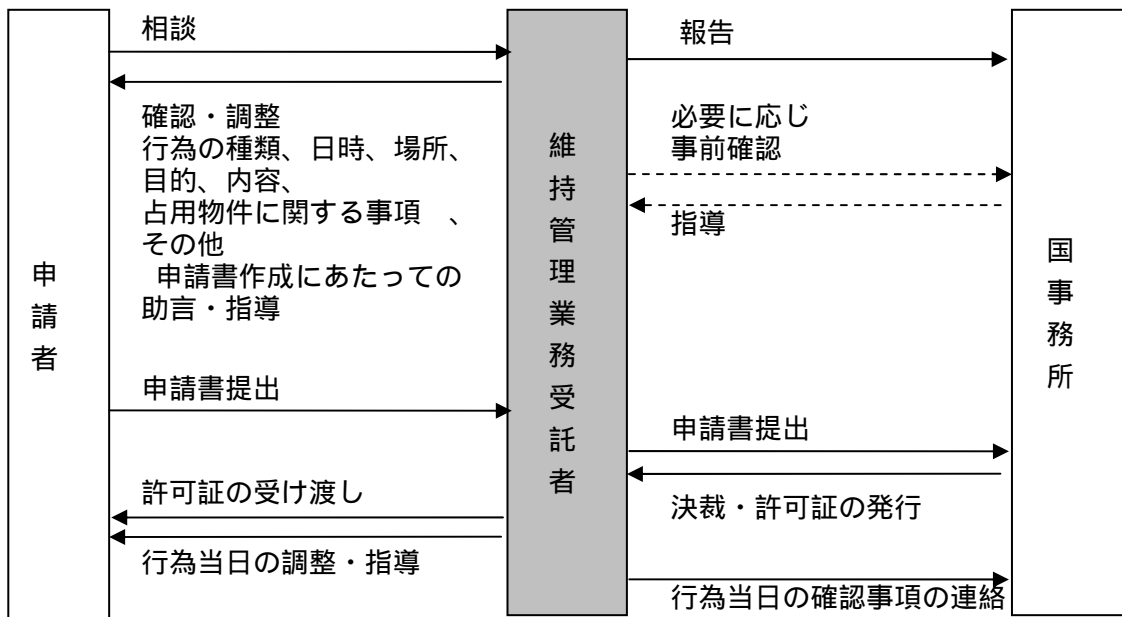
返納貸与備品一覧表(機械器具等)

機械器具名	規格	単位	数量	返納年月日	備考(使用不能理由)

## 許認可事務

物品の販売等または展示会等により本公園の全部又は一部を独占して利用する場合等の行為については、都市公園法第12条に基づく公園管理者の許可が必要であるため、事業者は、下記に示す手続きフローに従い、適切に対応すること。

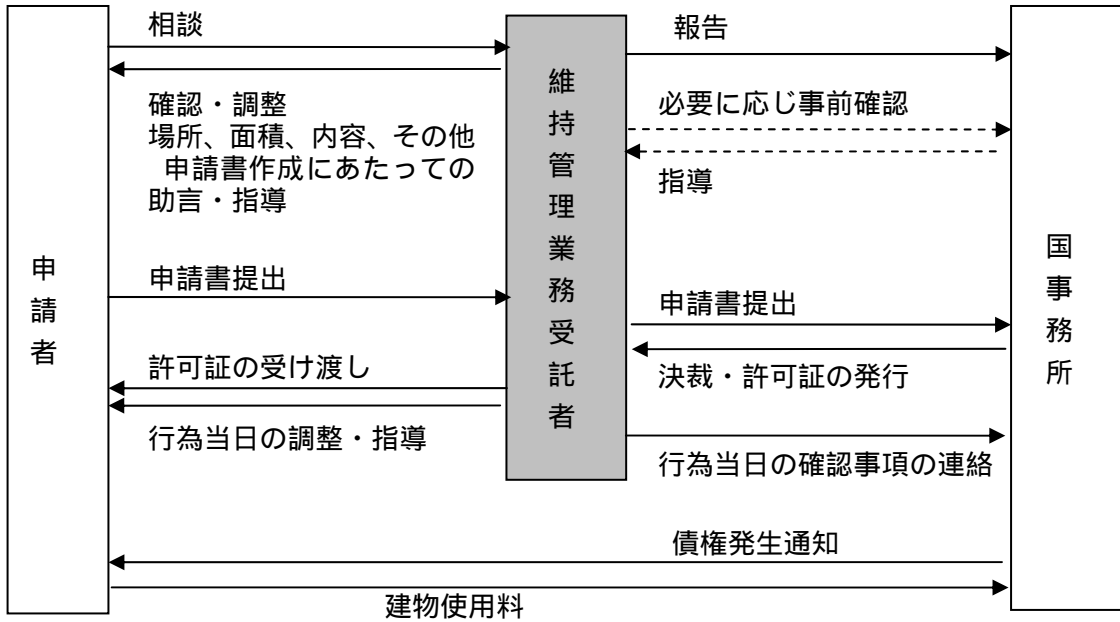
<都市公園法第12条に基づく行為の許可に関する手続きフロー>



占用物件が発生する場合は、別途都市公園法第6条に基づく許可申請と、建物使用料及び土地使用料の徴収が発生する。（建物使用料及び土地使用料徴収事務は国事務所による）

また、占用物件が発生する場合は、都市公園法第6条に基づく公園管理者の許可が必要であるため、事業者は、下記に示す手続きフローに従い、適切に対応すること。なお、その際に発生する建物使用料及び土地使用料の徴収については、別途国事務所で行う。

<都市公園法第6条に基づく占用の許可に関する手続きフロー>



原則として都市公園法第12条に基づく行為に関する許可を前提とする（例外あり）

## 行催事について

### 1. 国費の支出対象となる行催事について

- 1) 淀川河川公園維持管理基本方針に則していること
- 2) 公園・緑化に関する意識の高揚や知識の普及に資するもの
- 3) 歴史や自然に関する学術的なもの
- 4) その他公園のイメージアップや利用促進に資するもので国営公園内の行催事としてふさわしいもの

### 2. 国費を充当できる支出項目について

国費を充当できる支出項目は、当公園の行催事としてふさわしいものであるとともに、公共性が高く、利用者全体に関わるもので、社会通念上理解の得られる範囲内での必要十分な経費に限られる。

なお具体的には以下のとおりとする。

- 1) 会場設営費
- 2) 会場運営費（飲食費については不可）
- 3) 資機材費（参加者が持ち帰らない工作物等材料費は可）
- 4) 講師謝礼金
- 5) パンフレット類等広報物作成費

### 3. 国費を充当できない支出項目について

国費の支出対象となる行催事であっても、以下の項目には国費を充当できない。

- 1) 参加者に配付する参加賞
- 2) 参加者が持ち帰る工作物等の材料費

ただし、いずれの場合にも国費以外の自主財源、または参加者からの参加費を充当することを妨げない。

### 4. 主催イベント

淀川河川公園主催の行催事のうち、以下のものを「主催イベント」という。なお、材料代等実費を公園利用者から徴収すること等ができるものも含み、その場合は予算書(支出項目内訳)により、調査職員等の承諾を得た上で実施するものとする(下表)。

具体的な内容については、提案の内容を踏まえて、年間行事計画書に記載して実施するものとする。

- |                  |           |
|------------------|-----------|
| ・ 淀川の自然を楽しむ会     | ( 7月、2月 ) |
| ・ 淀川三川ふれあい交流七夕祭り | ( 8月 )    |
| ・ マナーアップキャンペーン   | ( 10月 )   |
| ・ グリーンサーカス       | ( 10月 )   |

## 5 . 自主イベント

公園の利便性や魅力をより一層高めるため、近畿地方整備局長の許可（都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条、第6条又は12条に基づく許可）を受けた上で、事業者の提案により土地使用料等を納めて独立採算により行う事業を自主事業といい、自主事業として実施する行催事を「自主イベント」という。

自主イベントの実施にあたっては、都市公園法施行令（昭和31年政令290号）第20条に基づき、占有した土地または建物の使用料を納めることが必要となる、ただし、公共性の高い行催事を公園管理者との共催により行う場合、使用料が不要となる場合がある。

具体的な内容については、提案の内容を踏まえて、年間行事計画書に記載するものとする。

## 6 . 持ち込みイベント

第3者が都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条、第6条又は12条に基づく許可を得た上で実施する行催事を「持ち込みイベント」という。

事業者は、実施に向け必要な調整を行わなければならない。

## 7 . 行催事の件数の数え方

- 1) 原則として当公園敷地内において、不特定多数の入園者が参加できる行催事を対象とする。事前申し込みによる制限はできるものとする。
- 2) 1年未満の期間続けて行う展示等は1回と数える。当該年度内に1度撤去し、再設置した場合は設置する毎に1回と数える。
- 3) ほぼ同じ内容で1日数回行う行催事は1回/日と数える。異なる日に実施した場合は、日毎に1回と数える。
- 4) 自主事業による行催事も、1)～3)の方法で実施回数に加えるものとする。

## 8 . 行催事の参加者数の数え方

- 1) 参加者数は延べ人数とする。
- 2) ほぼ同じ内容で1日数回行う行催事は当該日の延べ人数とする。異なる日に実施した場合は、日毎の延べ人数とする。
- 3) 展示は参加者数を数えない。

## 9 . 行催事の協力体制について

行催事の協力体制については、これまで協力いただいた各自治体、各団体との協力、連携に留意すること。

## 開催事実施計画書例

平成26年2月16日

淀川河川公園事務所

## 「第98回 淀川の自然を楽しむ会」実施計画書

## テーマ「川原の野鳥観察会」

## 1. 目的

野鳥観察会を通じて、淀川の豊かな自然を満喫してもらうと共に、冬ならではの公園の楽しみ方を体験してもらうことを目的とする。

## 2. 日時

平成27年2月22日(日) 10:00~15:00 雨天決行

## 3. 場所

淀川河川公園 枚方地区周辺  
雨天時 枚方市民会館

## 4. 主催

国土交通省 淀川河川事務所  
淀川河川公園管理グループ共同体  
(阪神造園建設業協同組合、一般財団法人 公園財団)  
協力  
NPO法人 シニア自然大学校

## 5. 実施内容

- (1) 野鳥の説明
- (2) 野鳥の観察
- (3) 野鳥あわせ

## 6. 参加対象

小学生以上、先着200人

## 7. 参加費

無料

## 8. 参加方法

はがきに住所・氏名・電話番号(全て同伴者とも)を明記の上、  
〒570-0096 守口市外島町4-18 淀川河川公園 守口サービスセンター  
「淀川の自然を楽しむ会係」宛まで



電話でも申し込み可（はがきと同内容の確認）

淀川河川公園 守口サービスセンター（問合せ先も同）

電話 06-6994-0006

締め切り

2月19日（木）

## 9. 参加者持参物

必須

昼食、飲料、暖かい服装

持っていれば

双眼鏡、望遠鏡、鳥図鑑

## 10. 配布物

よしぶえ 80号、鳥あわせ表、小鳥のブローチ、花の種（アンケート粗品）

## 11. スケジュール

<集 合>

9:30 集合 京阪電鉄「枚方市駅」1階中央コンコース

シニア自然大学校スタッフが現地（テント前）へ誘導

<イベント>

10:00 開会セレモニー（開会挨拶、スケジュール説明、班分け）

10:10 野鳥及び観察方法の説明

10:30 野鳥の観察（移動しながら）

12:00 昼食、子どもグループ解散

トイレ移動 公用車2台

12:30 野鳥の観察（移動しながら）

14:30 野鳥観察まとめ（野鳥あわせ含む）

14:45 参加者の感想発表

15:00 閉会（挨拶）

## 12. 雨天時対応

枚方市民会館で野鳥勉強会（講演会）

講師：石川 新三郎（枚方生物調査会 代表幹事）

藤原 和泉（枚方野鳥の会 会長）

当日6:00判断

## 13. 広報

（1）公園情報誌「よしぶえ冬」掲載

（2）公園HP「イベントごよみ」掲載

（3）情報誌「ぱど」掲載

## 団体、持込イベント、ロケーション、施設占用利用の手続き

## 申請書

## 行為の許可申請書

公園内において物品販売、頒布、ロケーション、大規模なスポーツ大会等の行為をしようとするときは、許可申請書を実施日の30日前までに発注者に提出してその許可を受ける必要があります。

許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様です。

発注者との協議が成立することをもって許可します。その際には許可証の発送を行います。

申請書、使用箇所図の他に目的・内容等の確認ができる具体的な企画書などを添付して下さい。

車両入園許可申請・占用申請がある場合は一緒に提出して下さい。

都市公園法（昭和31年法律第79号）第12条

## 公園一時使用届

発注者以外の方が、公園内において小規模なスポーツ大会や遠足等の一時的な使用の場合など短時間の一時使用は、上記の「行為の許可申請書」によらず、公園一時使用届を実施日の30日前までに発注者に届け出して、その使用許可を受ける必要があります。

## 行為の許可申請書記入要領

1. 黒のボールペン又はサインペンで記入して下さい。
2. 「平成 年 月 日」は提出日を記入して下さい。
3. 「申請者住所」は、都道府県名から記入して下さい。
4. 申請者が法人である場合においては、「氏名」は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載し、代表者印（社判ではなく、代表者自身を証するもの）を押印して下さい。
5. 「行為の種別」は、「展示会」、「競技会」、「集会」、「ロケーション」等記入し、大会名等ある場合は（ ）書きで記入して下さい。
6. 「日時又は期間」は、準備・撤去等の時間も含めて（予備日は「その他参考となるべき事項」へ）記入して下さい。
7. 「場所」は、原則として園内施設名を記入して下さい。  
なお、サービスセンターの利用に当たっては、室名等を記入して下さい。（複数利用する場合も全ての室名等を記入して下さい。）
8. 「目的」は申請行為を行う目的、「内容」は申請行為の具体的内容を記入して下さい。
9. 「その他参考となるべき事項」の欄には、次の事項のほか、許可申請に当たって特記すべき事項を記載すること。
  - （1）工作物の設置に伴うときは、その工作物の種類、設置場所、設置期間その他必要な事項
  - （2）変更の許可申請の場合には、既に受けた許可の年月日
10. 申請行為の詳細事項・タイムスケジュール・担当者連絡先等を記入した企画書及び申請行為を行う範囲を図示した使用箇所図を添付して下さい。
11. 競技会の場合はスタート・ゴール・進行方向（ ）で図示）・給水箇所・救護テント等を記入したコース図及び緊急連絡体制図（電話番号を記入）を添付して下さい。
12. 模擬店を出す場合は、別途占用申請書を提出して下さい。

園内の樹木、その他の公園施設を損傷した場合、他の利用者の方に不快感を与える行為をした場合、許可内容と異なる行為をした場合には許可を取り消し、即刻退園して頂く事があります。

# 許可申請書

平成 年 月 日

近畿地方整備局長 殿

申請者 住 所

氏 名

印

電 話

都市公園法第12条第1項の許可を受けたいので、下記により申請します。

## 記

行為の種別	
日時又は期間	平成 年 月 日 ( )
場所	淀川河川公園 地区
目的	
内容	別紙のとおり
その他参考となるべき事項	参加人員 名

## 備考

- 1 申請者が法人である場合においては、「氏名」は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 「その他参考となるべき事項」の欄には、次の事項のほか、許可申請に当たって特記すべき事項を記載すること。
  - (1) 工作物の設置に伴うときは、その工作物の種類、設置場所、設置期間その他必要な事項
  - (2) 変更の許可申請の場合には、既に受けた許可の年月日

# 公園一時使用届

平成 年 月 日

近畿地方整備局長 殿

住 所  
電 話  
氏 名

印

下記の通りの要領で使用したいのでお届けします。

## 記

- 1 場所 地区（別添図の区域）
- 2 目的
- 3 内容及び人数

使用人数 人

- 4 使用期間 平成 年 月 日（ ） 日間  
時 分 ~ 時 分

- 5 仮設物
- 6 その他

受付者 \_\_\_\_\_

## 占有申請書

設置・管理許可申請書又は行為の許可申請書の申請の際に、公園を独占的に使用する場合に申請が必要です。

大型の機材（レール、イントレなど）やテントなどを設置する場合や、コーンやロープなどで場所を仕切って独占的に使用する場合に申請が必要です。

占有許可申請書に記載し申請してください。別途、占有料が必要となります。

都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条

その他、申請にあたっては「淀川河川公園利用規則」をご確認下さい。

## 占用許可申請書記入要領

1. 黒のボールペン又はサインペンで記入して下さい。
2. 「平成 年 月 日」は提出日を記入して下さい。
3. 「申請者住所」は、都道府県名から記入して下さい。
4. 申請者が法人である場合においては、「氏名」は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載し、代表者印（社判ではなく、代表者自身を証するもの）を押印して下さい。
5. 「占用目的」の欄には、「 工事の現場事務所」「 競技会の本部」等、具体的に記入して下さい。
6. 「占用期間」は、事前設置の期間（工事期間）も含めて記入して下さい。
7. 「占用場所」の欄には、「 地区 広場」等、具体的に記入し、位置図及び詳細図を添付して下さい。
5. 「占用物件の構造」がわかる様な資料を添付して下さい。
6. 「占用物件の外観」がわかる様な寸法・占用面積計算を記入した図面を添付して下さい。
9. 許可書は、納入告知書（＝使用料請求書）と一緒に申請書記載の住所へ送付します。  
申請書は、添付図と共に物件を設置する 30 日前までに提出して下さい。

## 占用許可条件書

1. 占用期間の更新を行うときは、占用期間の満了 30 日前までに書面をもって公園管理者 淀川河川管理事務所（以下「甲」という。）に協議して下さい。
2. 占用料は、・無償 とします。
3. 占用者（以下「乙」という。）は、善良なる管理者の注意をもって当該占用物件を管理して下さい。
4. 乙は、占用期間中に当該占用物件を当該目的以外に供してはいけません。
5. 乙は、当該占用物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはいけません。
6. 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に協議の上、当該占用物件に係る協議内容の取消、又は変更を行う事ができます。  
（1）乙が本許可、回答書に示す条件に違反したとき。  
（2）公園施設に支障が生じたとき、又は生じる恐れのあるとき。  
（3）公園計画上、占用物件の構造を変更する必要性のあるとき。
7. 占用期間が満了し、又は占用物件に係る協議を前条により取消し、当該占用物件の撤去を行ったときは、速やかに原状回復しなければなりません。ただし、占用期間の更新がなされるとき、又は甲が承認したときはこの限りではありません。
8. 本件に関し疑義のあるとき、その他占用物件についての疑義を生じたときは甲乙協議の上決定します。

# 許可申請書

平成 年 月 日

近畿地方整備局長 殿

申請者 住 所  
氏 名

電 話

印

都市公園法第6条第1項の許可を受けたいので、下記により申請します。

## 記

占用の目的	
占用の期間	平成 年 月 日 ( )
占用の場所	淀川河川公園 地区
占用物件の構造	別紙のとおり
占用物件の外観	別紙のとおり
占用物件の管理方法	占有者で管理
工事の実施方法	占有者で実施
工事の着手及び完了の期間	平成 年 月 日 ( ) 時 分から 平成 年 月 日 ( ) 時 分まで
都市公園の復旧方法	現状復旧
その他参考となるべき事項	占用面積 m <sup>2</sup>

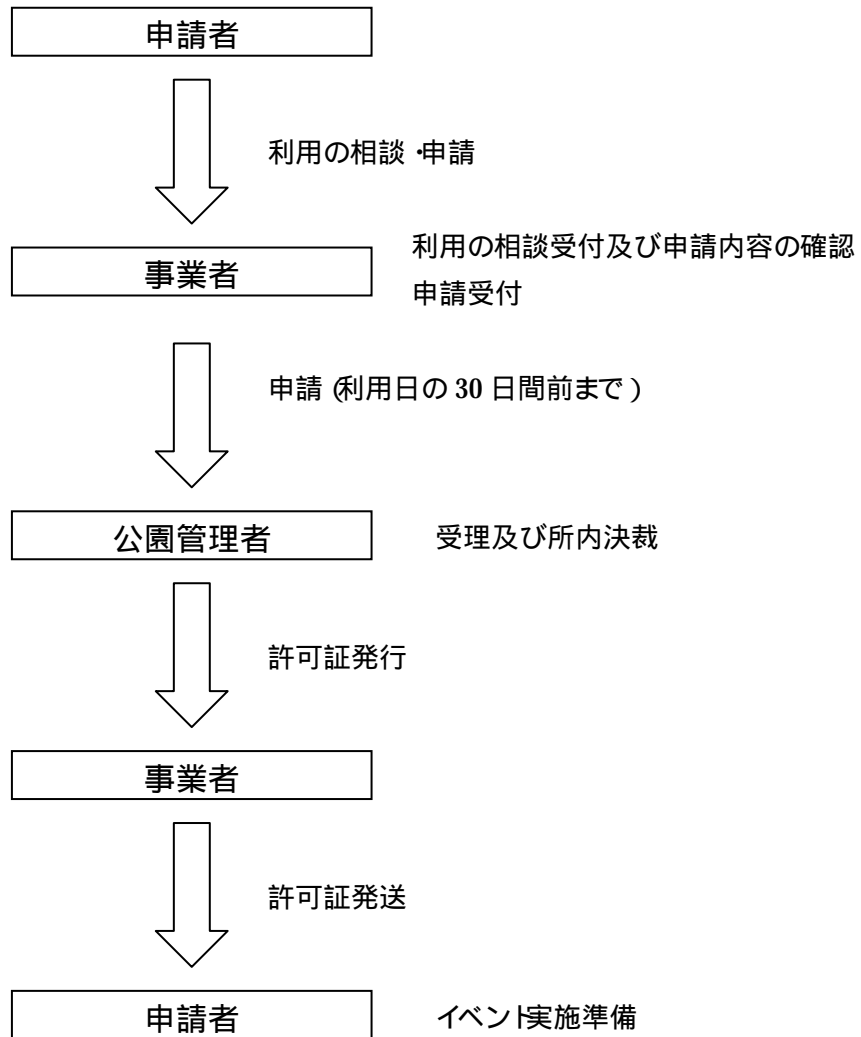
## 備考

- 1 申請者が法人である場合においては、「氏名」は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。



## 申請手続きの流れ

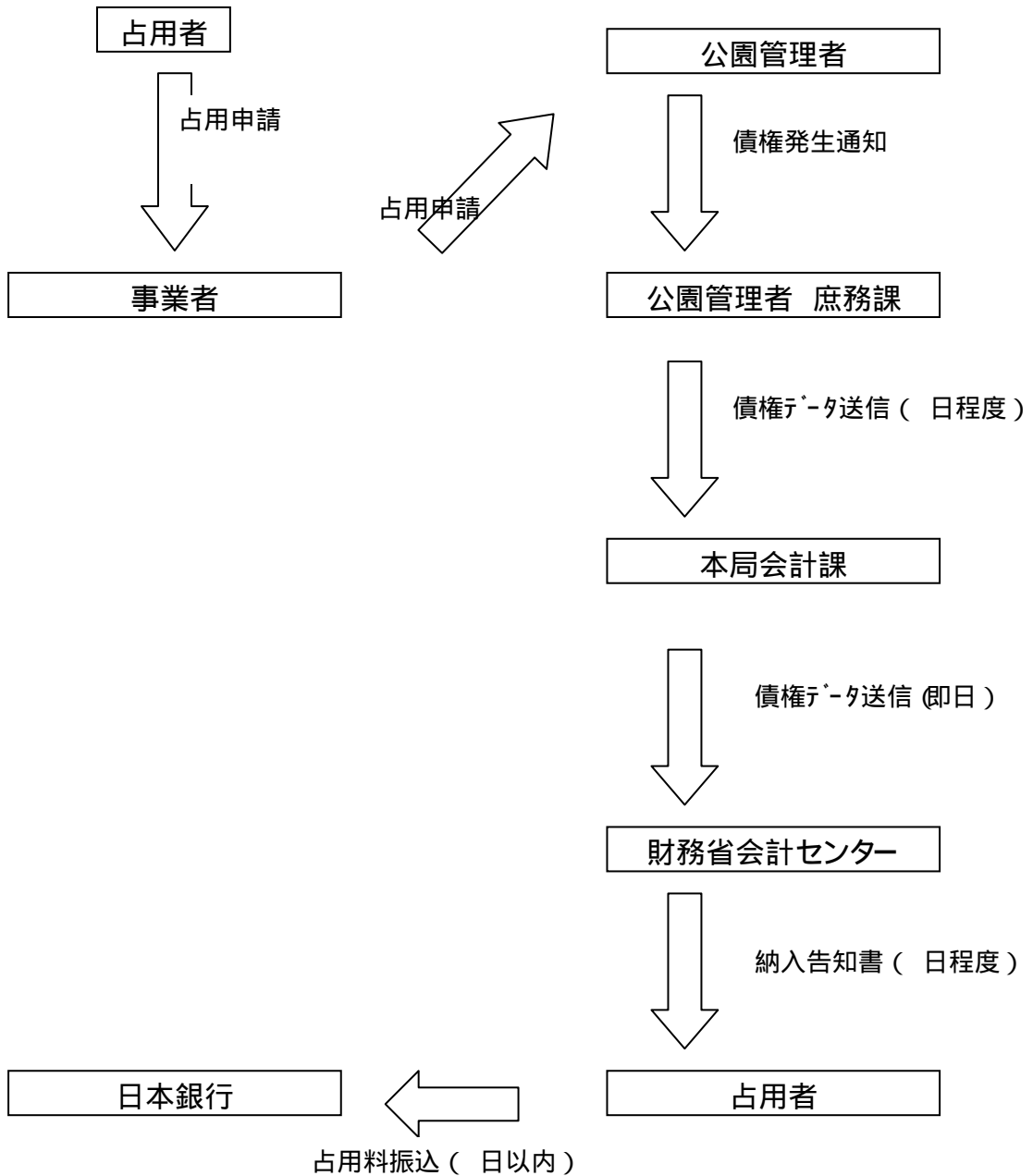
(都市公園法(昭和31年法律第79号)第6条、第12条)



原則として事業者は窓口となり、申請の補助業務を行う。

## 占用申請手続きの流れ

(都市公園法(昭和31年法律第79号)第6条)



原則として事業者は窓口となり 申請の補助業務を行う

## 継続必要性の高いイベント対応

	イベント名	時期	内容・連携対応
大型主催	春の緑化祭（植木市）	5月	花木の即売会や緑化相談、寄植教室、花の種の無料配布、真砂土無料配布を実施する。 連携先：守口市
	淀川の自然を楽しむ会	8月	「干潟で楽しもう」等の自然をテーマとしたイベントを実施する。 連携先：NPO 法人シニア自然大学校
	淀川の自然を楽しむ会	2月	「河原の野鳥観察」等の自然をテーマとしたイベントを実施する。 連携先：NPO 法人シニア自然大学校
	凧あげ大会	2月	手作り凧コンテストや和凧プレゼントのほか、1日参加の凧あげを行う。 連携先：日本凧の会大阪支部
主催イベント	七夕祭り	7月	歴史と自然と景観を満喫できる淀川三川（桂川、宇治川、木津川）合流地域の魅力を広く知っていただくため、淀川河川公園背割堤地区で「七夕まつり」を開催する。 連携先：淀川三川合流地域づくり推進協議会、八幡市商工会ほか
	グリーンサーカス	10月	地域住民による緑化活動への参加のきっかけとなるような各事業の取り組み等の紹介や、緑化活動団体の協力を得ながら、地域住民との交流と相互間のネットワークを推進を行う。 連携先：近畿都市緑化推進連絡協議会
	マナーアップキャンペーン	10月	マナーアップキャンペーンとしてのぼり旗の掲示を行う。 連携先：淀川河川公園連絡協議会

淀川サポート制度実施要領

## 淀川サポート制度実施要領

### (目的)

第1条 国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所（以下「事務所」という。）が管理する一級河川（以下「事務所管理河川」という。）の河川管理に資するボランティア活動を支援し、活動団体と事務所が協力して良好な河川環境の保全・整備を図るとともに、河川愛護意識の一層の向上を図ることを目的とする。

### (制度の内容)

第2条 淀川サポート制度とは、事務所が事務所管理河川の一定区間において河川管理に資する活動を定期的に行い、良好な河川環境の保全・整備に積極的に取り組む活動団体を淀川サポーターとして認定し、必要な支援をするなどの協力を事務所が行うことをいう。

### (淀川サポーター)

第3条 地域の団体や学校又は企業などどのような者でも淀川サポーターの認定を申し込むことができる。ただし、社会的秩序を乱すと考えられる団体は除外する。

### (活動内容)

第4条 淀川サポーターが実施するボランティア活動とは、次のものをいう。

- 1 清掃
- 2 除草、植栽・植生管理
- 3 生物保護活動
- 4 その他事務所が認める活動

### (活動場所)

第5条 淀川サポーターの活動場所は、事務所管理河川の高水敷及び堤防とし、原則として100m以上の区間とする。ただし、植栽・植生管理については事務所があらかじめ指定する範囲内で活動するものとする。なお、植栽・植生管理について同一活動場所に複数の申し込みがあった場合は、事務所は活動場所を分割するなどの調整を行うことができる。また、活動が終了した場合や河川工事等により活動できなくなったなどの場合に、植えられた植物について事務所は補償等を一切行わないものとする。

- 2 事務所は活動場所に淀川サポーター名や活動場所を記したサインボードを設置することができる。

### (活動期間)

第6条 淀川サポーターの活動期間は1年間とし、その後は更新することができる。なお、植栽・植生管理について同一活動場所に複数の申し込みがあった場合は、事務所は

活動期間の更新を制限することができる。

(活動に対する支援)

第7条 淀川サポーターの活動に対し、事務所は次の支援を行う。

- 1 清掃用具等の貸与及び給付
- 2 収集ゴミの回収

(認定手続等)

第8条 活動団体が淀川サポーターの認定を受けようとするときは、あらかじめ別記様式一1に定める淀川サポート制度申込書を活動場所の管理を担当している国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所の担当出張所（以下「担当出張所」という。）を経由して国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所長（以下「事務所長」という。）へ申込むものとする。

- 2 事務所長は前項による申込みがあったときは審査をし、その結果が適正であった場合は淀川サポーターとして認定して認定書を交付する。

(協定)

第9条 事務所長は活動団体を淀川サポーターとして認定したときは、淀川サポーターと淀川サポート制度協定書を締結するものとする。

- 2 淀川サポーターが活動期間中に協定の解除を申し出たとき、協定書に規定する責任を果たしていないとき又は淀川サポーターとしてふさわしくないと認められるときは、事務所長は協定を解除することができる。

(活動計画)

第10条 淀川サポーターは、年度当初に担当出張所と協議を行う等により別記様式一2に定める淀川サポート制度活動計画書を作成して、担当出張所を経由して事務所長へ提出するものとする。また、活動後はその都度別記様式一3により活動内容を担当出張所へ報告するものとする。

(傷害保険)

第11条 第7条第1項の申込みにより認定を受けた淀川サポーターは、あらかじめ提出した名簿に基づいて活動に伴う傷害保険の適用を事務所に求めることができる。

(活動中の事故等)

第12条 淀川サポート制度活動中の事故及び第三者との紛議については、淀川サポーターの責任とする。

(指示)

第13条 担当出張所は、河川管理上又はその他やむを得ない事情があると判断した場合は、淀川サポーターに対して、活動に関する指示を行うことができる。

(その他)

第14条 この要領に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成22年3月12日から施行する。

平成 23年 3月 27日  
淀川河川事務所

### 三島江野草地区の管理運営にかかる取扱について

三島江野草地区は、淀川の多様で豊かな自然環境を創出・再生するための先導的な事業として、平成 14 年度に高水敷切り下げを実施した地区である。平成 19 年度に再度切り下げを行い、水位、動植物等のモニタリング調査を継続してきたところである。

モニタリング調査の結果、利用範囲を限定することで自然環境の保全と利用者の安全確保は可能であると認められたことから、平成 24 年 4 月 1 日より供用を開始する。

本地区はその特性上、出水等により冠水する可能性が高いことから、管理運営にあたっては下記のとおり取り扱う。ただし、公園管理または河川管理に支障があると認められた場合、川らしい利用推進のために改善が必要な場合は随時見直しを行うものとする。

#### 記

#### 1 地区概要

- 位置 大阪府高槻市 淀川右岸（三島江地区の上流部で隣接）
- 供用面積 5.9 ha
- 主要施設 緑地、園路、管理柵等

#### 2 エリア設定

- エリア： 比較的冠水頻度が低い区域（冠水頻度年 1～8日を想定）
- エリア： 冠水頻度が高い区域（冠水頻度年 8～71日を想定）
- エリア： 冠水頻度が最も高い区域（冠水頻度年 95～275日を想定）





### 3 利用規則

- エリア： 三島江地区の開園時間内は利用可能とする。  
ただし、出水等で冠水した場合または冠水の可能性がある場合は進入ゲートを閉鎖し、立入禁止とする。
- エリア： 一般の公園利用者の立入は禁止する。  
自然環境の調査・学習、外来種駆除などの環境保全活動を目的として、事前の届出により公園管理者（淀川河川事務所河川公園課）の承諾を得た団体又は個人のみ立入を認める。
- エリア： エリアと同様とする。

### 4 通常時のゲート管理

- エリア： 公園出入口の車止めゲートに合わせて開閉する。  
開閉は三島江管理所の管理員が行う。
- ・ エリア：通常時は閉鎖し、事前の届出公園管理者の承諾を受けた団体又は個人に鍵を貸し出す。  
届出の受付は鳥飼サービスセンターとし、鍵の貸出は三島江管理所の管理員が行う。  
貸出時間は9:00～16:30（6～8月は18:30）とする。

### 5 巡視

巡視ルートは別紙のとおりとする。本地区の供用前より実施している既設3ゲートまでの巡視に加えて エリア及び エリアの巡視を追加する。なお、巡視方法は平成23年8月改訂現場管理員マニュアルによるものとする。

### 6 エリアの入園条件

- 1) 入園目的が本地区の整備・管理の目的に合致する活動（自然環境学習、外来種駆除等の環境活動等）に限る。
- 2) 入園時に当該活動の安全管理の責任者（インストラクター等）が同行する。
- 3) 次の注意事項を厳守できる者に限る。
  - (1) エリアで発生した怪我、事故の責任は当該活動を行う団体または個人が負う。
  - (2) 原則として動植物は採取しない。調査や外来種駆除など採取が必要な場合は、事前に公園管理者の承諾を受けること。
  - (3) 貸出を受けた鍵は、最終使用時間までに三島江管理所に返却する。鍵を紛失した場合は、当該活動の責任者が復旧費用を負担する。
  - (4) 当該活動により発生したゴミは持ち帰る。外来種駆除など環境活動で発生した塵埃はこの限りではないので、事前に公園管理者を調整を行うこと。
  - (5) ペットを連れて入園しない。（介助犬を除く）
  - (6) バーベキューは行わない。

7 出水時におけるゲート管理

1) エリアのゲート閉鎖基準

- (1)大阪府北大阪地区、東部大阪地区のいずれかにおいて、暴風警報、大雨警報、洪水警報、大雨注意報、洪水注意報が発令された場合。
- (2)淀川河川事務所から風水害災害体制が発令されと場合。
- (3)枚方観測所の水位が - 2 . 6 5 mに達した場合。
- (4) エリアの池が冠水し、今後も水位上昇が見込まれる場合。
- (5)その他公園管理者が指示した場合。

2) エリアのゲート再開基準

次のいずれかの基準を満たし、かつ現地確認により エリアの利用に支障がないと認められる場合。

- (1)上記 1)-(1) 及び 1)-(2) が解除された場合。
- (2)枚方観測所の水位が - 2 . 6 5 mを下回り水位上昇が見込まれない場合。
- (3)その他公園管理者が指示した場合。

単位: m

エリア	池	縁高 OP +	枚方観測所での 基準水位換算
	1	4.35	-1.75
	2	4.25	-1.85
	3	3.85	-2.25
	4	3.45	-2.65
	5	3.40	-2.70
	6	3.30	-2.80
	7	3.20	-2.90
		基準高	
参考: 枚方地区プロムナード		4.0	-2.1

表：三島江野草地区 敷高一覧

以 上

公園ロゴタイプとマスコットキャラクター



ロゴタイプの表示色

- 特色使用時  
(D I C 日本の伝統色使用)
- 青 (DIC 日本伝統色 891)
- 赤 (DIC 日本伝統色 731)
- 緑 (DIC 日本伝統色 844)
- %指示時
- 青 (M30+C 100)
- 赤 (Y100+M 70)
- 緑 (Y70+C80)

## ペット対応

淀川河川公園における規制対象ペットは犬を対象とする。  
公園内に犬を伴って入園する場合は、以下の条例に従う。

- ・ 大阪府「動物愛護及び管理に関する条例」
- ・ 京都府「動物の飼育管理と愛護に関する条例」

この中で規定されている事項で、公共の場所に犬を同伴しようとする場合、犬を制御できるように引き綱及び鎖でつなぐこととなっている。ただし、盲導犬、警察犬、その他規則で定める犬を、その目的のために使用する場合を除く。また、糞便により公共用地内を汚すことを禁じている。

淀川河川公園は河川敷内で公共の場所であり、誰でも自由に利用できる場所のため、犬を係留綱から解放することはできない。このため、綱や鎖で係留していない場合は係員が注意指導をおこなう。これらの注意を徹底するために、園内に注意サインを設置する。  
(図-1 参照)

また、犬を同伴する来園者にチラシを手渡すなど、常に来園者に正しい使い方を守るよう指導する。(図-2 参照)

その他の注意として

- ・ 排泄物の処理は飼い主が責任を持って行い、持ち帰る
- ・ 他の来園者に吠えたり飛び掛るなどの迷惑行為をさせない
- ・ ペットによる事故、トラブル等が発生した場合はペット同伴者の責任とする



図-1 注意サイン事例

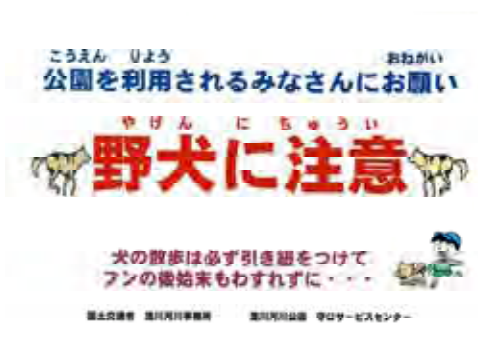
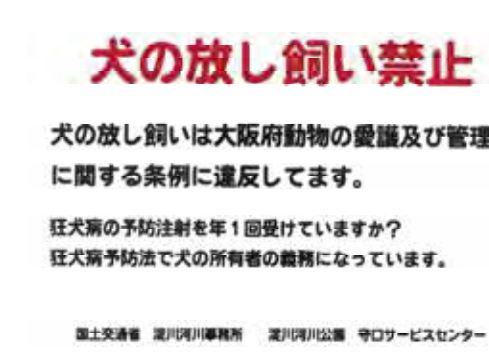
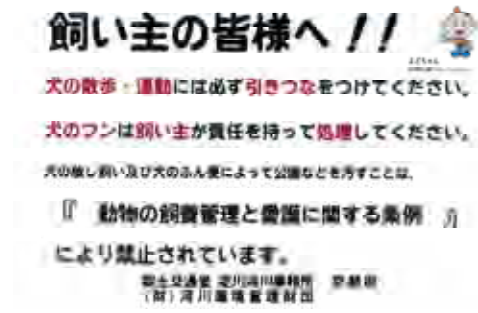
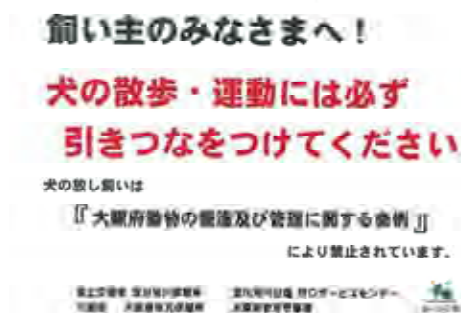


図-2 チラシ事例

一般入園者がペットを同伴する場合とは別に、淀川河川公園ではドッグラン（犬の訓練、調教行為等）行為に係る申請をおこない許可を受けて使用する場合があります。この場合は、審査のうえ都市公園法12条第1項に基づく許可を行い使用を認めている。都市公園法12条に基づく許可処分は、河川法においては準則の一時占用許可に該当し、一定期間の敷地使用の許可を受けている。使用にあたっては敷地使用に係る許可条件を付与する他、使用料金を徴収している。

使用許可申請における審査基準の主たる点は次のとおり。

- ・ 許可敷地にフェンスを設置し、外部に犬が飛び出さないよう安全対策をおこなうこと。
- ・ フェンスの高さは1 m以上とすること。
- ・ フェンスは堅牢なものとし、ロープ柵、ネットフェンスは認めない。
- ・ フェンス内で犬の放す場合は小型犬に限り、大型犬は認めない。
- ・ 狂犬病予防法第4条（市町村長への犬の登録）、第5条（狂犬病予防注射と注射済票の交付）を完了しているかの確認のため、許可申請書に証明書の添付が必要。
- ・ 使用にあたっては安全管理、条例や他法令の遵守、事故が発生した場合は自己責任により対処をおこない、良好な河川利用をおこなうものとする。

## 利用者指導について

## 1. 目的

公園利用者及び近隣の住民が気持ちよく快適に利用できるよう、公園内の案内及び他の利用者に迷惑となるような不適切な行為について指導を行う。

## 2. 公園利用者の指導事項

## 不法占用、不法行為

- ア 許可を受けず、営利を目的とした物品の販売又は頒布等不法売店が出店した時は、注意を行い、撤去をお願いする。
- イ 許可を受けず、営利のみを目的とした集会、展示会、興業等不法占拠を発見した時は、注意を行い、撤去をお願いする。
- ウ 公園内で、ホームレスがテントを張って不法占拠した場合は、立ち退くようをお願いする。
- エ 公園施設の破損又は汚損行為及び指定区域外の火の使用を発見した時は、中止の指導をする、必要に応じ安全対策等を行う。
- オ 不法工作、不法耕作、不法投棄を発見した時は、中止の指導をする。

## その他危険迷惑行為

- ア ゴルフの練習者や引き綱を外した犬など、他の公園利用者の危険となる行為は禁止し、止めるよう指導をする。
- イ 落書きがあった場合で、特に差別落書きについては、その内容を速やかにサービスセンターに連絡すること。又その落書きは、現地保存を必要とするので、覆い等で保護し、文字を消さないこと。
- ウ ラジコン類（飛行機）は危険防止のため禁止されているので止めるよう指導する。
- エ 芝生広場での野球、サッカー等の球技の利用は、他の公園利用者の危険を考慮し禁止されているので止めるよう指導する。
- オ その他利用者に危険や迷惑をおよぼすもの、また公園施設を破損させる恐れのある物品等の持ち込みは禁止されているので、指導を行う。

## 不審人物、不審拾得物

不審人物を発見した場合は、別添 9「危機管理について」に基づきサービスセンターへ連絡を行うと共に、その指示に従う。不審拾得物の発見も同じ対処とする。

## 案内

利用者からの問合せや質問に対しては親切丁寧にまた分かりやすく的確に答えること。また、パンフレットおよび広報誌を提示し分かりやすく説明すること。

## バーベキュー利用者

バーベキューの利用区域内で行うよう指導すること。また、他の利用者が気持ちよく使えるよう、ゴミ等の持ち帰りをお願いすること。

#### 野犬対策について

- ア 野犬が出没している場合は、1日3～4回の放送による注意喚起をする。  
巡回中も、利用者に同様の注意を呼びかけること。
- イ 野犬を発見した時は、とどまって利用者に注意喚起する。
- ウ 野犬に餌をやっている人を見つけた場合は、説明をして止めてもらう。
- エ 野犬を確認した場合には、巡視日報に特徴等を記載する。
- オ 報告に基づきサービスセンターと保健所、警察で対処方法を検討する。
- カ 野犬が危険と感じたら、広域巡視及びサービスセンターで対処する。
- キ 公園利用者から苦情があった場合には、現在の状況と対処方法を説明する。

#### 利用

- ア 野球場、テニスコート、サッカー・ラグビー場、陸上トラック、フットサルコート、ゲートボール場の使用については、「淀川河川公園施設利用規約」に規定されている利用方法に従い指導する。
- イ 一時使用及び許可使用に基づき許可した使用が、明らかに許可内容と異なる場合は、定められた連絡体制に基づきサービスセンターへ連絡を行うと共に、その指示に従う。

### 3. 報告

不法占有、不法行為、その他の危険迷惑行為、安全措置などで緊急時の対応をした時は速やかに、別紙 30「淀川河川公園巡視マニュアル」の（公園点検写真報告書）、（公園利用者指導報告書）に記載し、担当サービスセンターに連絡する。

## 淀川河川公園施設利用規約

この規約は、野球場、テニスコート、サッカー・ラグビー場、陸上トラック、フットサルコート、ゲートボール場のインターネットによる予約に適用します。

利用日には「淀川河川公園施設利用券」を提出してください。利用券のプリントが出来ない方は各管理所で、携帯電話の「予約状況の確認画面」の提示でも利用可能です。

利用については、管理所管理員の指示に従ってください。施設内でのケガ、所持品の紛失等の責任は負いません。発生したゴミ類等は、各自、お持ち帰りください。

利用に際しては、一般入園者の迷惑とならないよう十分配慮してください。

テニスシューズ以外でのテニスコート面への立ち入りをお断りします。

申し込み時間以外はテニスコートやグラウンド等の利用は厳禁とします。

ア) 2時間の利用時間には、利用後の整備時間も含まれています。

イ) 10分前にはプレーを終了して用具等の後片付けをしてください。

利用後は、清掃、整地等を行い、施設を正常な状態に戻した上、直ちに次の利用者に明け渡ししてください。

- 0 公園に関する工事、出水、優先使用等により運動施設の利用ができない場合があります。予約画面に表示します。既に予約されている方にはメール又は電話でお知らせします。
- 1 施設の管理上、利用が不相当であると認められる場合(例:目的外利用等)は、予約の停止やID番号の取り消しをすることがあります。
- 2 利用受付は、利用日の1ヶ月前から行います。  
ただし、野球(土、日、祝日)にかかる抽選予約は、前月の9日9:00~15日24:00の間に受け付け、16日9:00に決定します。当選の方は20日24:00までに確定作業をして下さい。しない場合は当選が無効になります。抽選空きの予約は、21日9:00から先着順になります
- 3 予約手続き後の利用料金について。
  - ア 天候による利用不能の場合  
プレー途中で降雨等により利用不能となった場合は、区域管理員の証明に基づき利用時間に見合った利用料金を引き落とします。(30分過ぎた利用は1時間の利用とします)
  - イ 利用予定日の1週間前の17:00まで取り消しができます。  
同時間を過ぎますと、施設利用の有無、予約手続きの間違い等に関わらず、預金口座振替依頼書に記載された金融機関口座から利用料金を引き落としされます。
  - ウ 預金口座振替依頼書に記載された金融機関の口座から引き落としができない場合は、予約の停止やID番号の取り消しをすることがあります。
- 4 施設利用料金についてのお問い合わせは、利用月の翌月の5日までにサービスセンターまでお願いします。
- 5 施設利用料金は、当月利用額を翌月23日に一括して預金口座振替依頼書に記載された金融機関口座から引き落とします。事前に残高を確認してください。
- 6 利用予約の受付時間は、利用日1ヵ月前の9:00から当日の施設利用時間の1時間前まで



す。空き状況の確認は終日できます。

守口サービスセンター電話06-6993-0684 太間サービスセンター電話072-838-0888

鳥飼サービスセンター電話072-654-9800

問い合わせ時間 午前9:00から午後4:30

定休日 毎週月曜日、年末年始(12/29~1/3)

公園を利用するにあたって

## 公園でバーベキューをされる方へ

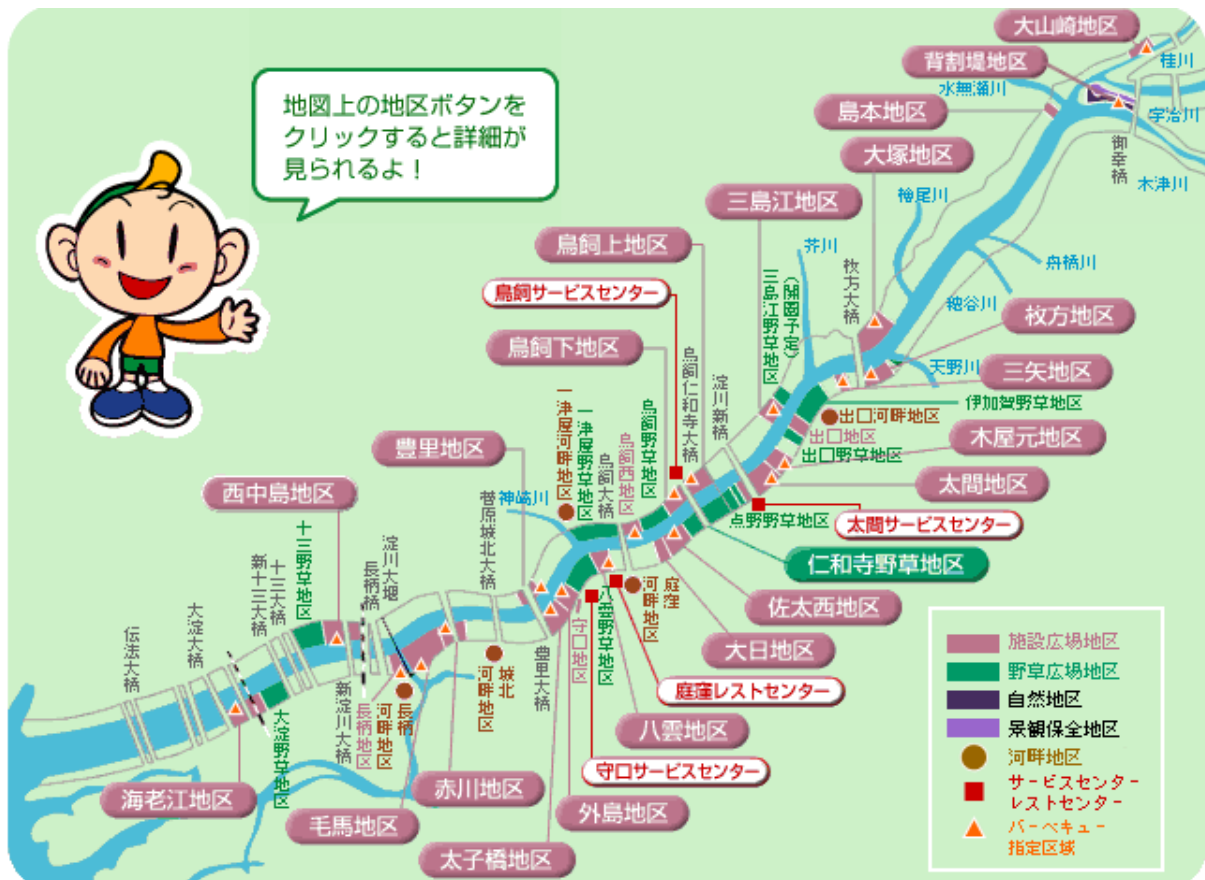


平成18年4月より、淀川河川公園でのバーベキューは指定区域内でお願いします。

淀川河川公園は、散歩や自然観察、キャッチボール等いろいろな遊びができる空間です。

特に近年は、公園内でバーベキューを楽しまれる方が多くなりました。

バーベキューは火気を扱い危険を伴います、そのため誰もが安全で安心して利用できるよう指定区域を設けました。



### 公園内でのバーベキューについて

#### お願い

- (1) バーベキューは指定区域内で行ってください。
- (2) 利用に際しては、現地管理員の指示に従ってください。
- (3) 駐車場の利用時間を守って後かたづけを済ませてください。  
※駐車場のご利用できる時間帯  
・9月1日～5月31日までは午前9時～午後5時  
・6月1日～8月31日までは午前9時～午後7時
- (4) 直火は禁止です。芝生を傷めない足つきのコンロを使用してください。
- (5) 直火でのバーベキューは芝生を傷めるおそれがありますので、お断りしています。  
また、公園内にはごみ箱を設置していません。バーベキューを楽しまれた後は、ゴミは必ず全て持ち帰ってください。

海老江地区



## バーベキュー利用のみなさんへ

利用は次の事項を守って下さい。

- 利用する場所は指定区域内で行ってください。
- 直火は禁止です。(足つきコンロを使用してください。)
- ゴミ類(生ゴミ、空き缶等)は必ずお持ち帰りください。
- 火災の恐れがありますので炭は水で消してお持ち帰りください。
- 利用される場所は秩序よくみんなで譲り合しましょう。
- ペット類をつれて利用される場合は引き紐をつけましょう。
- その他、利用に際しては管理員の指示に従ってください。





長柄地区



## バーベキュー利用のみなさんへ

利用は次の事項を守って下さい。

- 利用する場所は指定区域内で行ってください。
- 直火は禁止です。(足つきコンロを使用してください。)
- ゴミ類(生ゴミ、空き缶等)は必ずお持ち帰りください。
- 火災の恐れがありますので炭は水で消してお持ち帰りください。
- 利用される場所は秩序よくみんなで譲り合しましょう。
- ペット類をつれて利用される場合は引き紐をつけましょう。
- その他、利用に際しては管理員の指示に従ってください。





毛馬地区



## バーベキュー利用のみなさんへ

利用は次の事項を守って下さい。

- 利用する場所は指定区域内で行ってください。
- 直火は禁止です。(足つきコンロを使用してください。)
- ゴミ類(生ゴミ、空き缶等)は必ずお持ち帰りください。
- 火災の恐れがありますので炭は水で消してお持ち帰りください。
- 利用される場所は秩序よくみんなで譲り合しましょう。
- ペット類をつれて利用される場合は引き紐をつけましょう。
- その他、利用に際しては管理員の指示に従ってください。







赤川地区



## バーベキュー利用のみなさんへ

利用は次の事項を守ってください。

- 利用する場所は指定区域内で行ってください。
- 直火は禁止です。(足つきコンロを使用してください。)
- ゴミ類(生ゴミ、空き缶等)は必ずお持ち帰りください。
- 火災の恐れがありますので炭は水で消してお持ち帰りください。
- 利用される場所は秩序よくみんなで譲り合しましょう。
- ペット類をつれて利用される場合は引き紐をつけましょう。
- その他、利用に際しては管理員の指示に従ってください。





**赤川地区**

- バーベキュー指定区域
- 現在地
- 駐車場
- 水道
- 砂
- 管理所
- トイレ
- 身障者用トイレ

太子橋地区



## バーベキュー利用のみなさんへ

利用は次の事項を守ってください。

- 利用する場所は指定区域内で行ってください。
- 直火は禁止です。(足つきコンロを使用してください。)
- ゴミ類(生ゴミ、空き缶等)は必ずお持ち帰りください。
- 火災の恐れがありますので炭は水で消してお持ち帰りください。
- 利用される場所は秩序よくみんなで譲り合しましょう。
- ペット類をつれて利用される場合は引き紐をつけましょう。
- その他、利用に際しては管理員の指示に従ってください。





**太子橋地区**

- バーベキュー指定区域
- 現在地
- 駐車場
- 水道
- 砂
- 管理所
- トイレ
- 身障者用トイレ

外島地区



## バーベキュー利用のみなさんへ

利用は次の事項を守ってください。

- 利用する場所は指定区域内で行ってください。
- 直火は禁止です。(足つきコンロを使用してください。)
- ゴミ類(生ゴミ、空き缶等)は必ずお持ち帰りください。
- 火災の恐れがありますので炭は水で消してお持ち帰りください。
- 利用される場所は秩序よくみんなで譲り合しましょう。
- ペット類をつれて利用される場合は引き紐をつけましょう。
- その他、利用に際しては管理員の指示に従ってください。





**外島地区**

- バーベキュー指定区域
- 現在地
- 駐車場
- 水道
- 砂
- 管理所
- トイレ
- 身障者用トイレ



八雲地区



## バーベキュー利用のみなさんへ

利用は次の事項を守ってください。

- 利用する場所は指定区域内で行ってください。
- 直火は禁止です。(足つきコンロを使用してください。)
- ゴミ類(生ゴミ、空き缶等)は必ずお持ち帰りください。
- 火災の恐れがありますので炭は水で消してお持ち帰りください。
- 利用される場所は秩序よくみんなで譲り合しましょう。
- ペット類をつれて利用される場合は引き紐をつけましょう。
- その他、利用に際しては管理員の指示に従ってください。





佐太西地区



## バーベキュー利用のみなさんへ

利用は次の事項を守ってください。

- 利用する場所は指定区域内で行ってください。
- 直火は禁止です。(足つきコンロを使用してください。)
- ゴミ類(生ゴミ、空き缶等)は必ずお持ち帰りください。
- 火災の恐れがありますので炭は水で消してお持ち帰りください。
- 利用される場所は秩序よくみんなで譲り合しましょう。
- ペット類をつれて利用される場合は引き紐をつけましょう。
- その他、利用に際しては管理員の指示に従ってください。





太間地区、木屋元地区



## バーベキュー利用のみなさんへ

利用は次の事項を守ってください。

- 利用する場所は指定区域内で行ってください。
- 直火は禁止です。(足つきコンロを使用してください。)
- ゴミ類(生ゴミ、空き缶等)は必ずお持ち帰りください。
- 火災の恐れがありますので炭は水で消してお持ち帰りください。
- 利用される場所は秩序よくみんなで譲り合しましょう。
- ペット類をつれて利用される場合は引き紐をつけましょう。
- その他、利用に際しては管理員の指示に従ってください。







三矢地区



澁川河川公園

## バーベキュー利用のみなさんへ

利用は次の事項を守って下さい。

- 利用する場所は指定区域内で行ってください。
- 直火は禁止です。(足つきコンロを使用してください。)
- ゴミ類(生ゴミ、空き缶等)は必ずお持ち帰りください。
- 火災の恐れがありますので炭は水で消してお持ち帰りください。
- 利用される場所は秩序よくみんなで譲り合ひましょう。
- ペット類をつれて利用される場合は引き紐をつけましょう。
- その他、利用に際しては管理員の指示に従ってください。



よどちゃん



三矢地区

枚方地区



澁川河川公園

## バーベキュー利用のみなさんへ

利用は次の事項を守って下さい。

- 利用する場所は指定区域内で行ってください。
- 直火は禁止です。(足つきコンロを使用してください。)
- ゴミ類(生ゴミ、空き缶等)は必ずお持ち帰りください。
- 火災の恐れがありますので炭は水で消してお持ち帰りください。
- 利用される場所は秩序よくみんなで譲り合ひましょう。
- ペット類をつれて利用される場合は引き紐をつけましょう。
- その他、利用に際しては管理員の指示に従ってください。



よどちゃん



枚方地区

西中島地区



澁川河川公園

## バーベキュー利用のみなさんへ

利用は次の事項を守って下さい。

- 利用する場所は指定区域内で行ってください。
- 直火は禁止です。(足つきコンロを使用してください。)
- ゴミ類(生ゴミ、空き缶等)は必ずお持ち帰りください。
- 火災の恐れがありますので炭は水で消してお持ち帰りください。
- 利用される場所は秩序よくみんなで譲り合ひましょう。
- ペット類をつれて利用される場合は引き紐をつけましょう。
- その他、利用に際しては管理員の指示に従ってください。



よどちゃん



西中島地区



豊里地区



## バーベキュー利用のみなさんへ

利用は次の事項を守ってください。

- 利用する場所は指定区域内で行ってください。
- 直火は禁止です。(足つきコンロを使用してください。)
- ゴミ類(生ゴミ、空き缶等)は必ずお持ち帰りください。
- 火災の恐れがありますので炭は水で消してお持ち帰りください。
- 利用される場所は秩序よくみんなで譲り合しましょう。
- ペット類をつれて利用される場合は引き紐をつけましょう。
- その他、利用に際しては管理員の指示に従ってください。





豊里地区

鳥飼西地区



## バーベキュー利用のみなさんへ

利用は次の事項を守ってください。

- 利用する場所は指定区域内で行ってください。
- 直火は禁止です。(足つきコンロを使用してください。)
- ゴミ類(生ゴミ、空き缶等)は必ずお持ち帰りください。
- 火災の恐れがありますので炭は水で消してお持ち帰りください。
- 利用される場所は秩序よくみんなで譲り合しましょう。
- ペット類をつれて利用される場合は引き紐をつけましょう。
- その他、利用に際しては管理員の指示に従ってください。





鳥飼西地区

鳥飼下地区



## バーベキュー利用のみなさんへ

利用は次の事項を守ってください。

- 利用する場所は指定区域内で行ってください。
- 直火は禁止です。(足つきコンロを使用してください。)
- ゴミ類(生ゴミ、空き缶等)は必ずお持ち帰りください。
- 火災の恐れがありますので炭は水で消してお持ち帰りください。
- 利用される場所は秩序よくみんなで譲り合しましょう。
- ペット類をつれて利用される場合は引き紐をつけましょう。
- その他、利用に際しては管理員の指示に従ってください。





鳥飼下地区



鳥飼上地区



## バーベキュー利用のみなさんへ

利用は次の事項を守って下さい。

- 利用する場所は指定区域内で行ってください。
- 直火は禁止です。(足つきコンロを使用してください。)
- ゴミ類(生ゴミ、空き缶等)は必ずお持ち帰りください。
- 火災の恐れがありますので炭は水で消してお持ち帰りください。
- 利用される場所は秩序よくみんなで譲り合しましょう。
- ペット類をつれて利用される場合は引き紐をつけましょう。
- その他、利用に際しては管理員の指示に従ってください。



鳥飼上地区



大塚地区



## バーベキュー利用のみなさんへ

利用は次の事項を守って下さい。

- 利用する場所は指定区域内で行ってください。
- 直火は禁止です。(足つきコンロを使用してください。)
- ゴミ類(生ゴミ、空き缶等)は必ずお持ち帰りください。
- 火災の恐れがありますので炭は水で消してお持ち帰りください。
- 利用される場所は秩序よくみんなで譲り合しましょう。
- ペット類をつれて利用される場合は引き紐をつけましょう。
- その他、利用に際しては管理員の指示に従ってください。



大塚地区



三島江地区



## バーベキュー利用のみなさんへ

利用は次の事項を守って下さい。

- 利用する場所は指定区域内で行ってください。
- 直火は禁止です。(足つきコンロを使用してください。)
- ゴミ類(生ゴミ、空き缶等)は必ずお持ち帰りください。
- 火災の恐れがありますので炭は水で消してお持ち帰りください。
- 利用される場所は秩序よくみんなで譲り合しましょう。
- ペット類をつれて利用される場合は引き紐をつけましょう。
- その他、利用に際しては管理員の指示に従ってください。



三島江地区







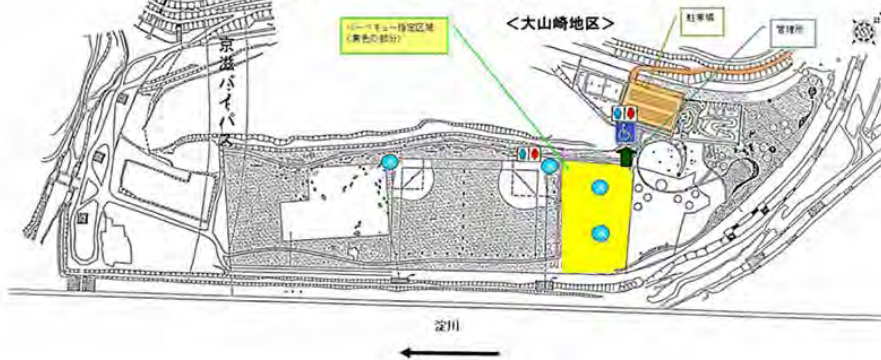
公園利用のみなさんへ



バーベキューは指定区域内で行ってください。

お願い

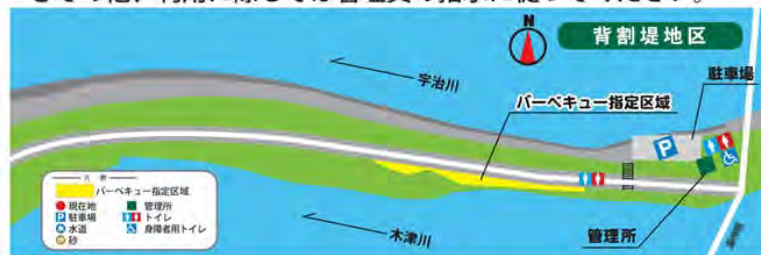
- ・利用に際しては現地管理員の指示に従ってください。
- ・駐車場の利用時間を守って後かたづけを済ませてください。
- ・ゴミや 消し炭は必ずお持ち帰り下さい。
- ・直火は禁止です。足つきコンロを使用してください。



バーベキュー利用のみなさんへ

利用は次の事項を守って下さい。

- 利用する場所は指定区域内で行ってください。
- 直火は禁止です。(足つきコンロを使用してください。)
- ゴミ類(生ゴミ、空き缶等)は必ずお持ち帰りください。
- 火災の恐れがありますので炭は水で消してお持ち帰りください。
- 利用される場所は秩序よくみんなで譲り合ひましょう。
- ペット類をつれて利用される場合は引き紐をつけましょう。
- その他、利用に際しては管理員の指示に従ってください。



近畿地方整備局 淀川河川事務所
資料配布

配布日時	平成27年4月16日 14時00分
------	----------------------

件名	4月24日から淀川河川公園西中島地区でバーベキュー利用の有料化試行を実施します
----	---

摘要	<p>現在、淀川河川公園西中島地区では、多くの皆様にバーベキューをお楽しみ頂いております。発生したバーベキューゴミについては、お持ち帰り頂くようお願いしておりますが、ゴミの一部が市街地へ投棄され、近隣住民の皆様のご迷惑となっております。</p> <p>西中島地区において、昨年より期間を拡大して4月24日（金）から11月3日（火・祝）までの間、バーベキュー利用を有料とし、公園内でゴミを回収・処分する費用に充てる取り組みを試行いたします。</p>
----	---

取扱い	-
-----	---

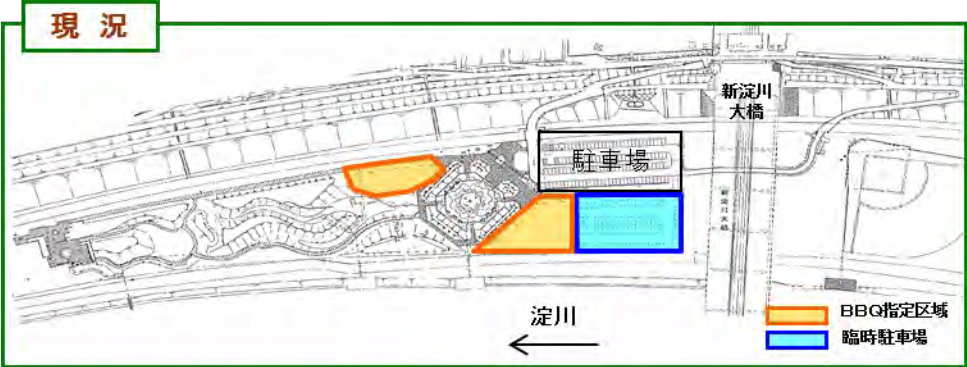
配布場所	近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ 大阪市政記者クラブ 関西レジャー記者クラブ
------	---

問合せ先	<p>国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所 副 所 長 寺内 雅晃 河川公園課長 片岡 佳三 電 話：072-843-2861 FAX：072-843-0910</p>
------	---

# 4月24日からバーベキュー利用の有料化試行 実施箇所



## 西中島地区





## 西中島地区におけるバーベキュー利用状況

淀川河川公園西中島地区では多くの皆様（平成26年度は公園区域も含み約26万人の方にご利用頂きました。）にバーベキュー（以下BBQ）をお楽しみ頂いております。淀川河川公園ではBBQゴミに限らず、すべてのゴミはお持ち帰り頂いておりますが、西中島地区については、発生した大量のBBQゴミの一部が市街地へ投棄され、近隣住民の皆様のご迷惑となっていることから、チラシの配布等の啓発活動、パトロール等とあわせ、暫定的にゴミ箱を設置している状況です。



西中島地区のBBQ利用状況



市街地に投棄されたBBQゴミ

## BBQ利用の有料化試行

上記の西中島地区の現状をふまえ、昨年より期間を拡大してBBQ利用を有料とし、公園内でBBQゴミを回収・処分する費用に充てる取り組みを試行いたします。今回も昨年と同様に一人ずつ利用料金をお支払い頂く方式とします。

なお、本試行の取り組みは淀川河川公園の運営維持管理業務を受注している淀川河川公園管理グループ共同体が運営いたします。

また、試行期間中、BBQ指定区域の拡大とそれに伴う臨時駐車場の設置を行います。

実施場所：淀川河川公園西中島地区（大阪市淀川区）

実施期間：平成27年4月24日（金）から平成27年11月3日（火・祝）まで  
期間中に西中島地区で大規模なイベント等が開催される場合は中止します。  
詳細は淀川河川公園HPにてお知らせをします。

【4月、5月、9月、10月、11月】

利用時間は9時から16時45分まで（受付は9時から15時まで）

【6月、7月、8月】

利用時間は9時から18時45分まで（受付は9時から17時まで）

実施内容：園内BBQ受付所にて、利用料金をお支払い下さい。

一人 500円（小学生以下は無料）

BBQで発生したゴミは、淀川河川公園で処分いたします。

# 西中島地区BBQ有料化試行のご利用案内

現在、西中島地区では、BBQゴミの一部が市街地へ投棄され、近隣住民の皆様のご迷惑となっております。

そこで、西中島地区でのBBQのご利用を有料とし、公園内でゴミを回収・処分する費用に充てる取り組みを試行します。

## ・実施期間

平成27年4月24日(金)～平成27年11月3日(火・祝)

期間中に西中島地区で大規模なイベント等が開催される場合は中止します。

詳細は淀川河川公園HPにてお知らせします。

【4月、5月、9月、10月、11月】

利用時間は9時00分～16時45分(受付時間は9時00分～15時00分)

【6月、7月、8月】

利用時間は9時00分～18時45分(受付時間は9時00分～17時00分)

## ・利用料金

受付所で利用料金をお支払い下さい

一人 500円 (小学生以下無料)

## ・BBQご利用マップ



(BBQエリアは木杭と黄色いロープで囲われています。)

## ・西中島地区へのアクセス

### 公共機関

- ・阪急電車南方駅または地下鉄(御堂筋線)西中島南方駅下車徒歩7分。
- ・大阪市バス木川東2丁目下車徒歩5分。

### マイカー

- ・御堂筋を南下し府道16号交差点より側道を直進し、堤防に突き当たり右折すぐ左手ゲートより駐車場に進入下さい。

## ・BBQご利用の流れ

### 1. BBQ利用受付

駐車場横 BBQ 受付所にて、利用料金をお支払い下さい。（事前予約は行っておりません。）  
受付後、お支払い頂いた方にはリストバンドを配布しますのでお一人ずつ着用して下さい。

### 2. ゴミ袋について

ゴミ袋は事前にお持ち頂いても構いません。当方より無料で配布もさせていただきます。

### 3. BBQエリアを選ぶ

BBQエリアは2箇所に分かれていますので、好きなエリアにお進み下さい。エリア外でのBBQはご遠慮下さい。

### 4. BBQを楽しむ

みんなが楽しめるよう場所は譲り合ってください。大声で騒いで周りのみんなの迷惑にならないよう気を付けて楽しもう。

### 5. 後片付け

ゴミは袋に入れて、BBQエリア内に設置していますゴミ回収所までお持ち下さい。

## ・注意事項

- ・お車を運転されるお客様の飲酒は固くお断りいたします。
- ・公園内で火を使えるのはBBQエリアのみです。直火・たき火は厳禁です。
- ・BBQ用ジェル状着火剤やガスボンベ等の取扱いにはくれぐれもご注意ください。
- ・火災の危険がありますので、炭は水で消して下さい。
- ・ペット類をつれてご利用される場合は引き紐をつけて下さい。
- ・リストバンドは必ず着用して下さい。着用のない場合は利用料金を再度お支払い頂きます。

ルールを守って、楽しくBBQしよう！

BBQ運営に関するお問い合わせ先  
淀川河川公園管理グループ共同体  
淀川公園事務所（守口サービスセンター）  
収益事業課 中岡、堀川  
電話 06-6994-0006  
FAX 06-6994-0095  
淀川河川公園HP <http://www2.kasen.or.jp/>

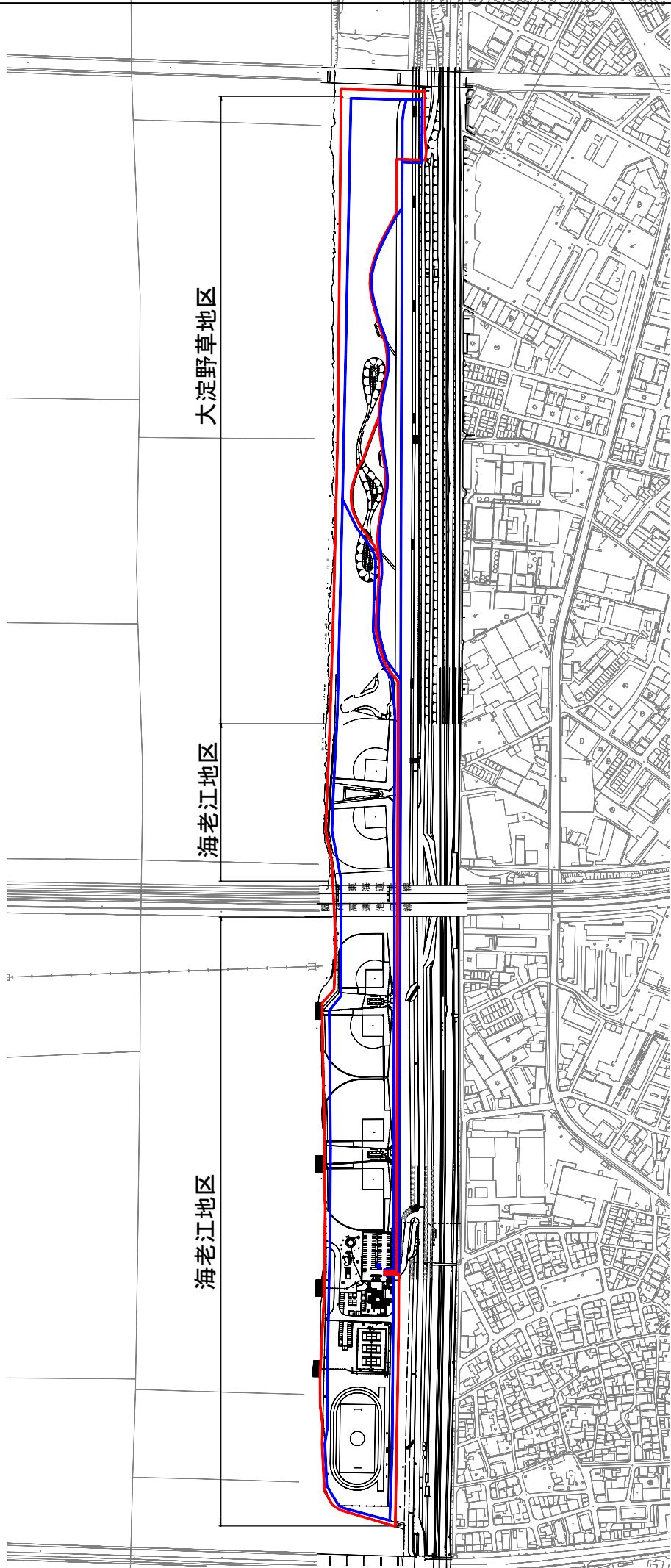


よどちゃん

淀川河川公園マスコットキャラクター



巡視ルート図



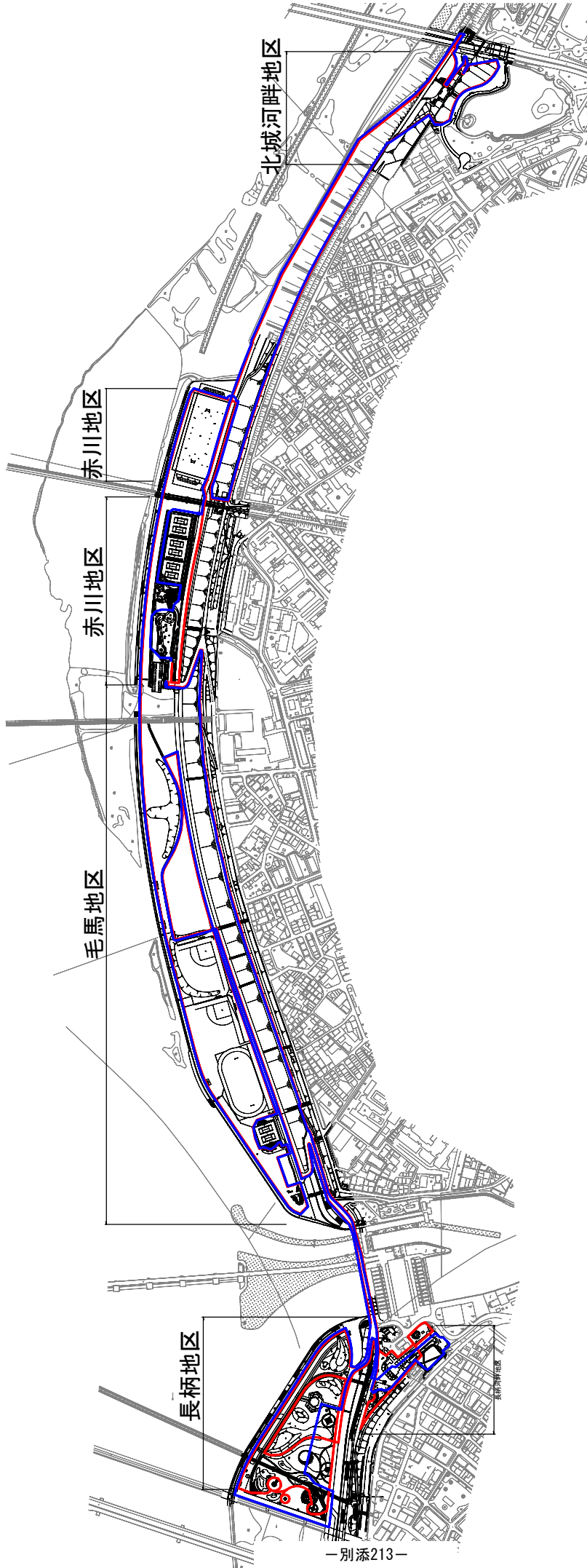
凡例	例
管理所	☒
巡視ルート (AM)	—
巡視ルート (PM)	—

別添26

1. 海老江管理地区 (1. 海老江地区・2. 大淀野草地区)



巡視ルート図



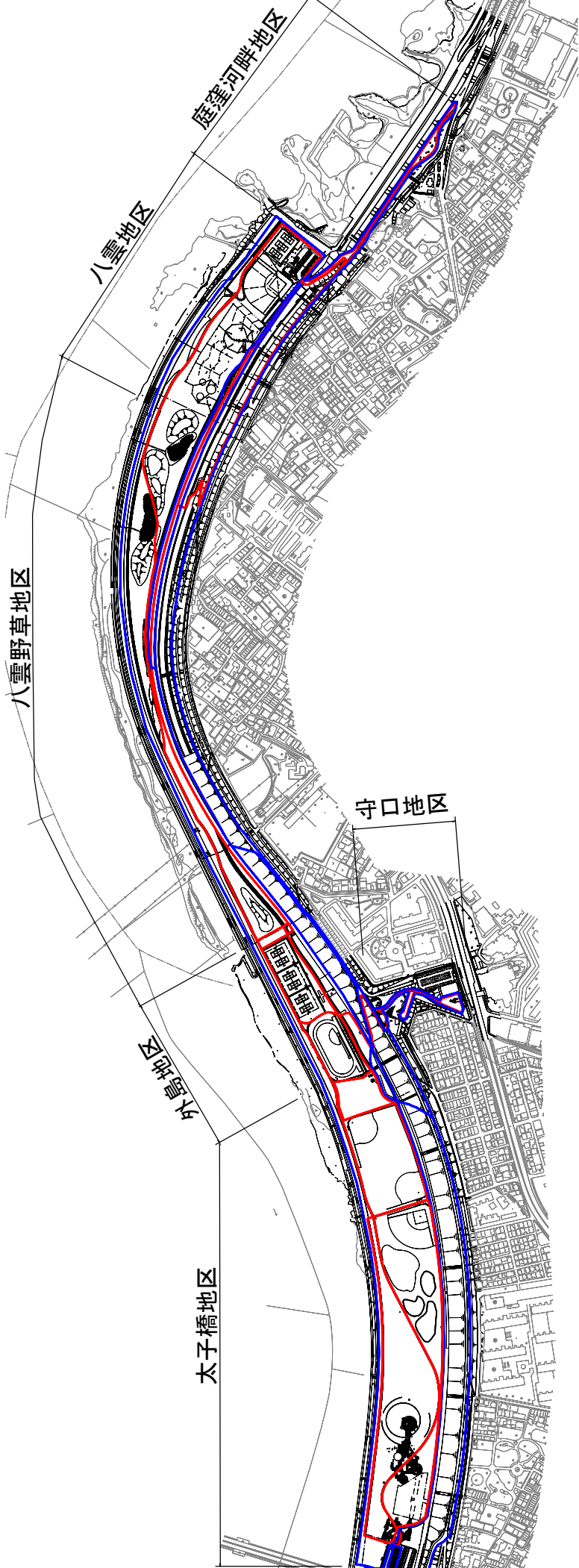
—別添213—

凡	例
管理所	☒
巡視ルート (AM)	—
巡視ルート (PM)	—

2. 赤川管理地区 (3. 長柄地区・4. 長柄河畔地区・5. 毛馬地区・6. 赤川地区・7. 城北河畔地区)



巡視ルート図

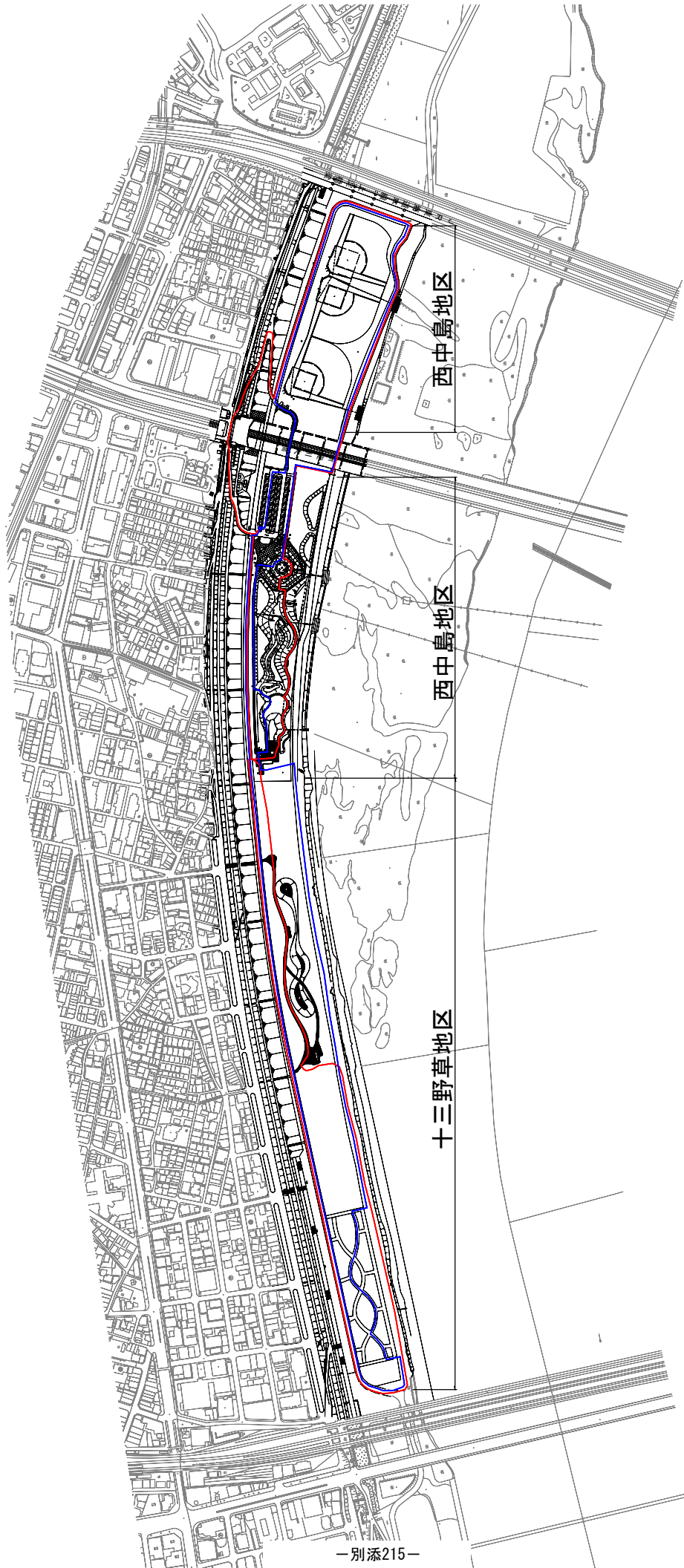


—別添214—

凡 例	
管理所	☒
巡視ルート (AM)	—
巡視ルート (PM)	—

3. 太子橋管理地区 (8. 太子橋地区・9. 外島地区・10. 守口地区・11. 八雲野草地区・13. 庭窪河畔地区)

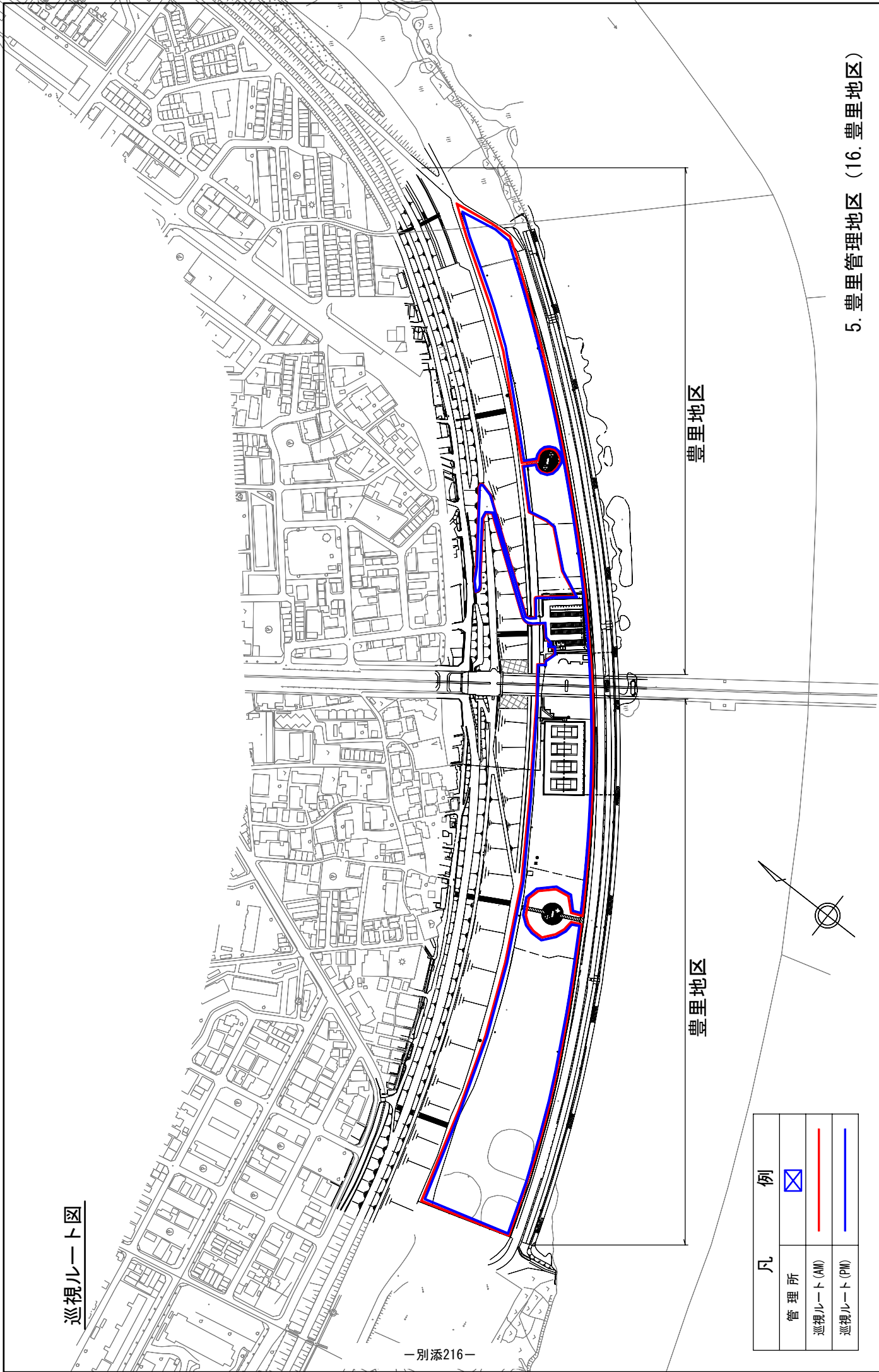
巡視ルート図



凡	例
管理所	
巡視ルート (AM)	
巡視ルート (PM)	

4. 西中島管理地区 (14. 十三野草地区・15. 西中島地区)

巡視ルート図



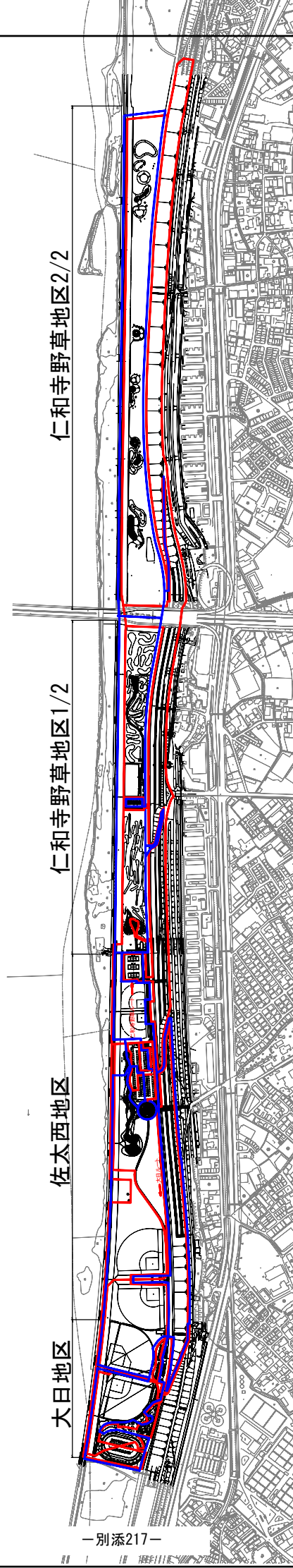
豊里地区

豊里地区

凡	例
管理所	⊠
巡視ルート (AM)	—
巡視ルート (PM)	—

5. 豊里管理地区 (16. 豊里地区)

巡視ルート図

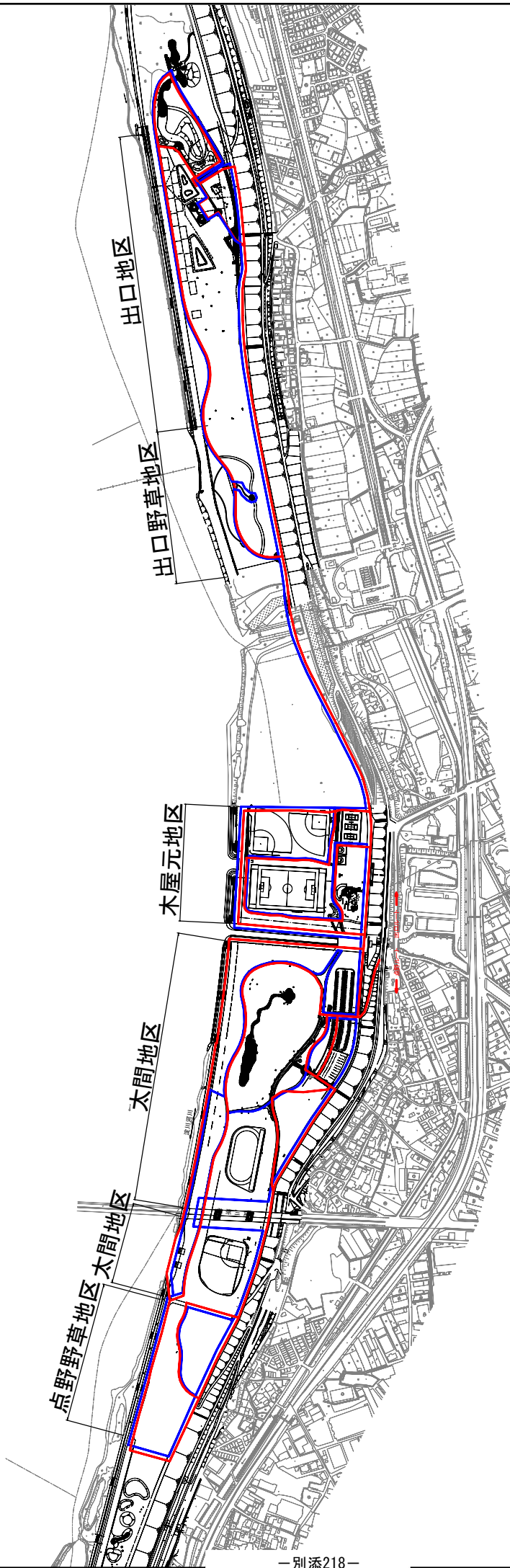


凡	例
管理所	
巡視ルート (AM)	
巡視ルート (PM)	

6. 佐太西管理地区 (17. 大日地区・18. 佐太西地区・19. 仁和寺野草地区)



巡視ルート図

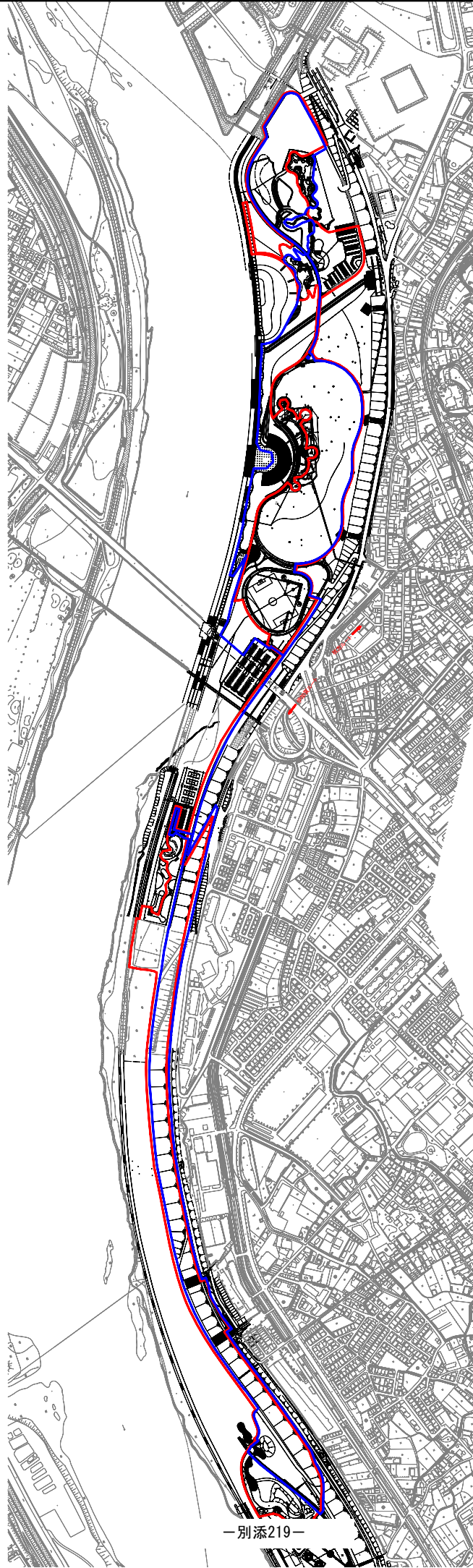


凡 例	
管理 所	☒
巡視ルート (AM)	—
巡視ルート (PM)	—



7. 太間管理地区 (20. 点野野草地区・21. 太間地区・22. 木屋元地区・23. 出口野草地区・24. 出口地区)

巡視ルート図

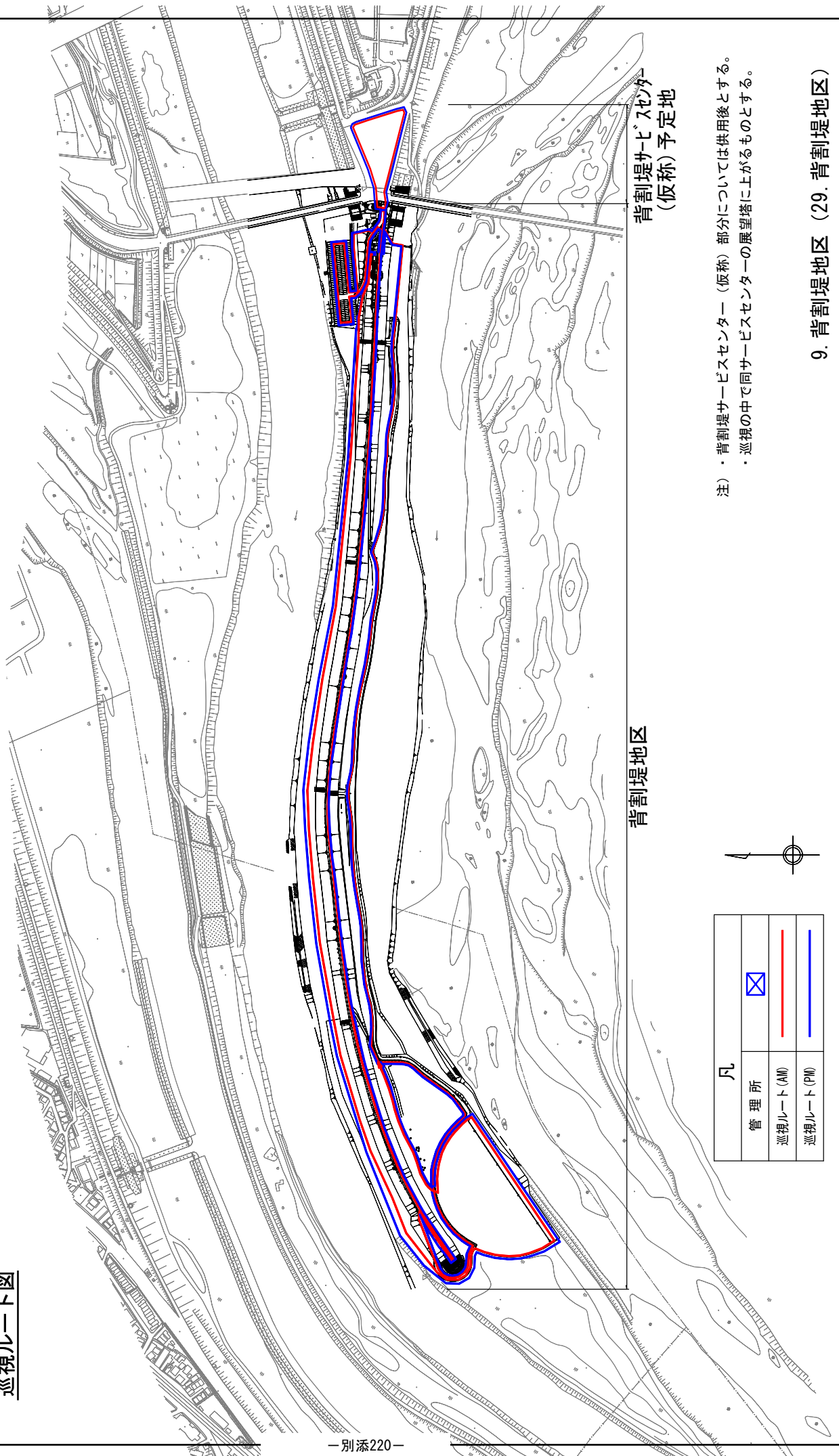


別添219

凡	例
管理所	
巡視ルート (AM)	
巡視ルート (PM)	

8. 枚方管理地区 (25. 出口河畔地区 - 26. 伊加賀野草地区 - 27. 三矢地区 - 28. 枚方地区)

巡視ルート図



背割堤地区

背割堤サービスセンター  
(仮称) 予定地

凡	
管理所	☒
巡視ルート (AM)	—
巡視ルート (PM)	—

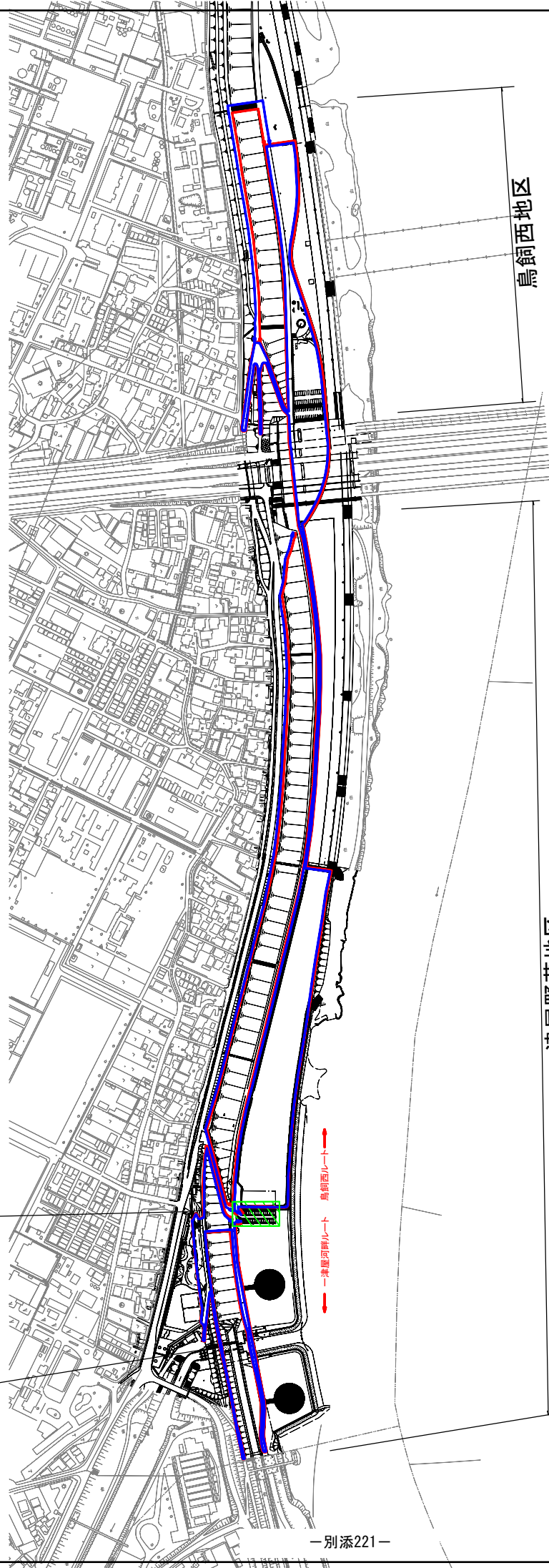
注) ・背割堤サービスセンター (仮称) 部分については供用後とする。  
 ・巡視の中で同サービスセンターの展望塔に上がるものとする。

9. 背割堤地区 (29. 背割堤地区)



巡視ルート図

一津屋河畔地区

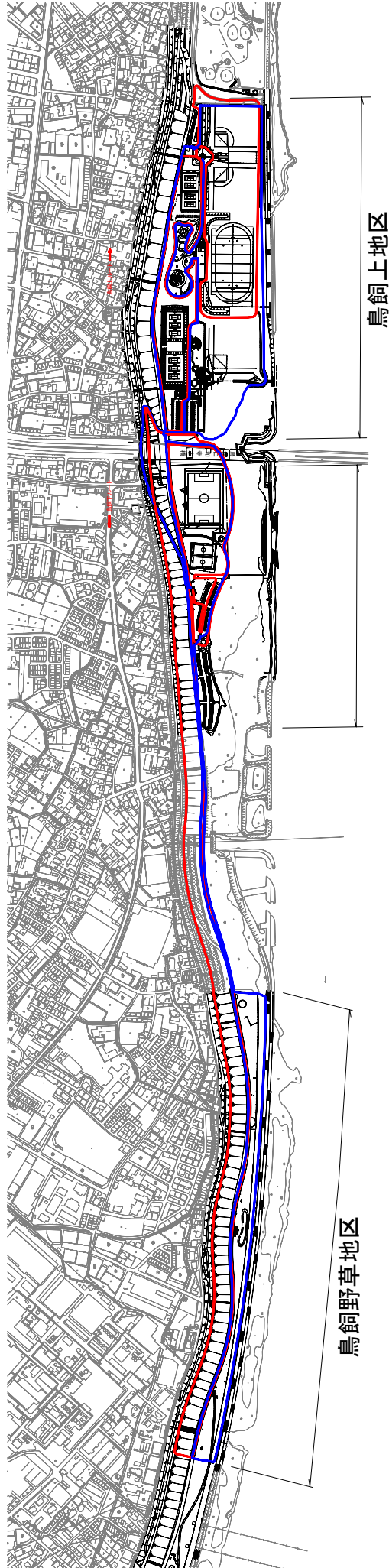


凡	例
管理所	☒
巡視ルート (AM)	—
巡視ルート (PM)	—

10. 一津屋野草管理地区 (30. 一津屋野草地区・31. 一津屋河畔地区・32. 鳥飼西地区)



巡視ルート図



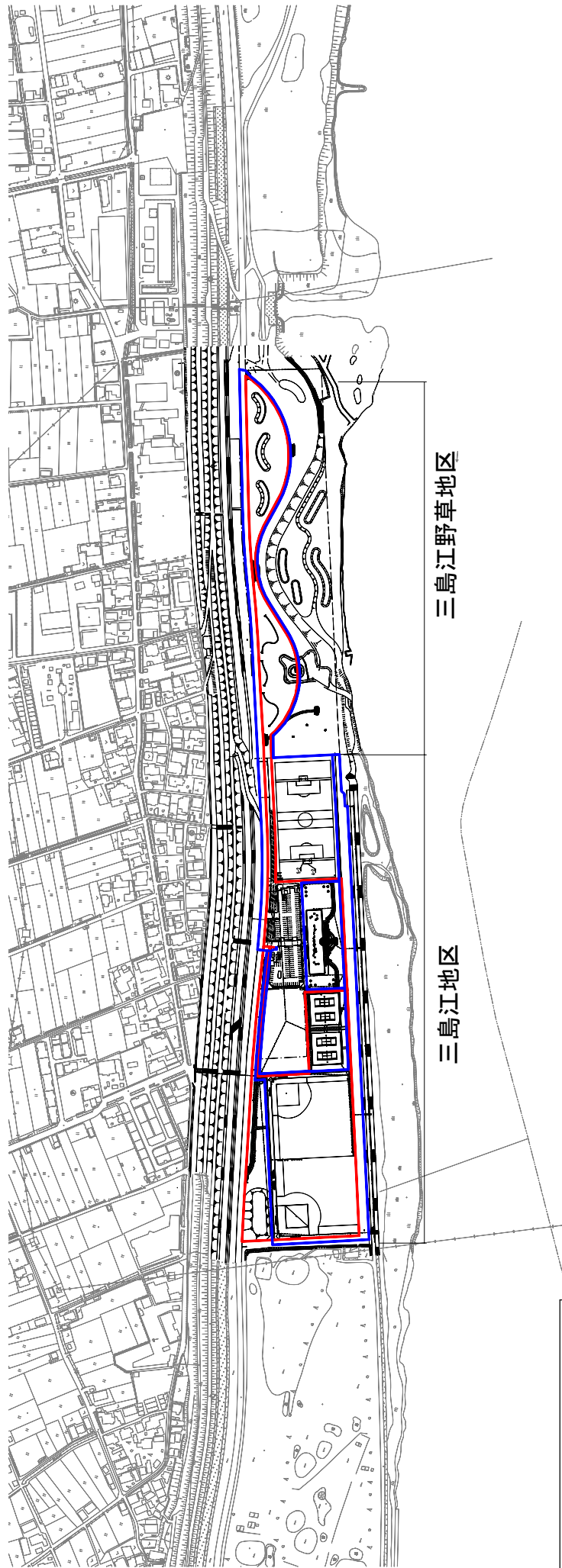
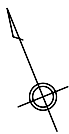
鳥飼野草地区

鳥飼上地区

凡	例
管理所	
巡視ルート (AM)	
巡視ルート (PM)	

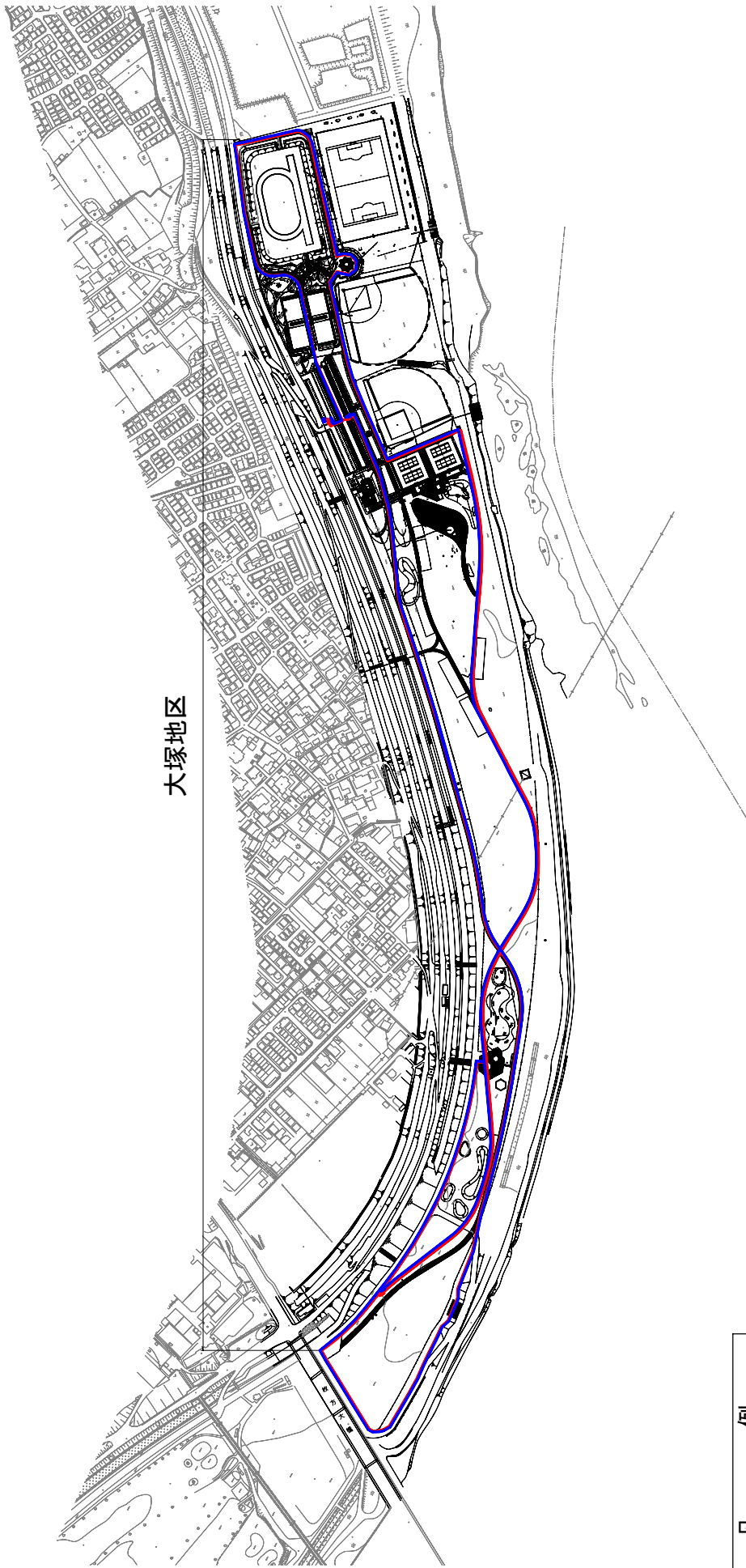
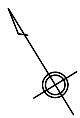
11. 鳥飼上管理地区 (33. 鳥飼野草地区・34. 鳥飼下地区・35. 鳥飼上地区)

巡視ルート図



凡	例
管理所	
巡視ルート (AM)	
巡視ルート (PM)	

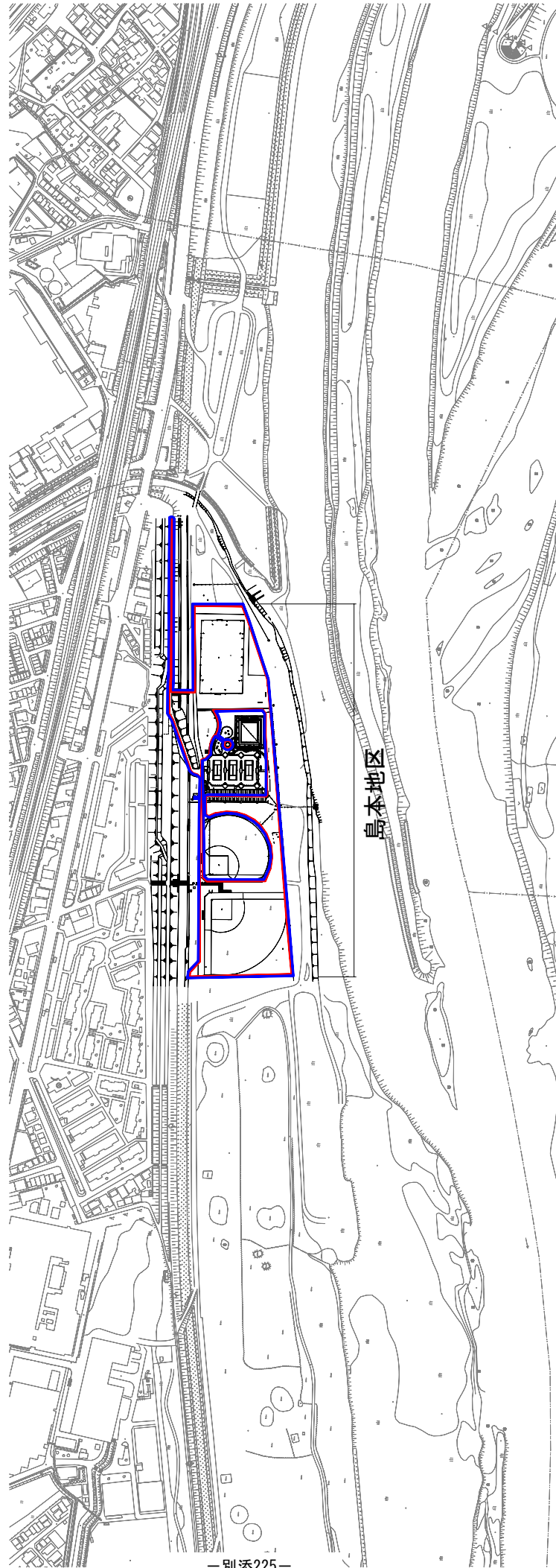
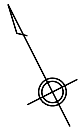
巡視ルート図



凡 例	
管理所	
巡視ルート (AM)	
巡視ルート (PM)	

13. 大塚管理地区 (38. 大塚地区)

巡視ルート図



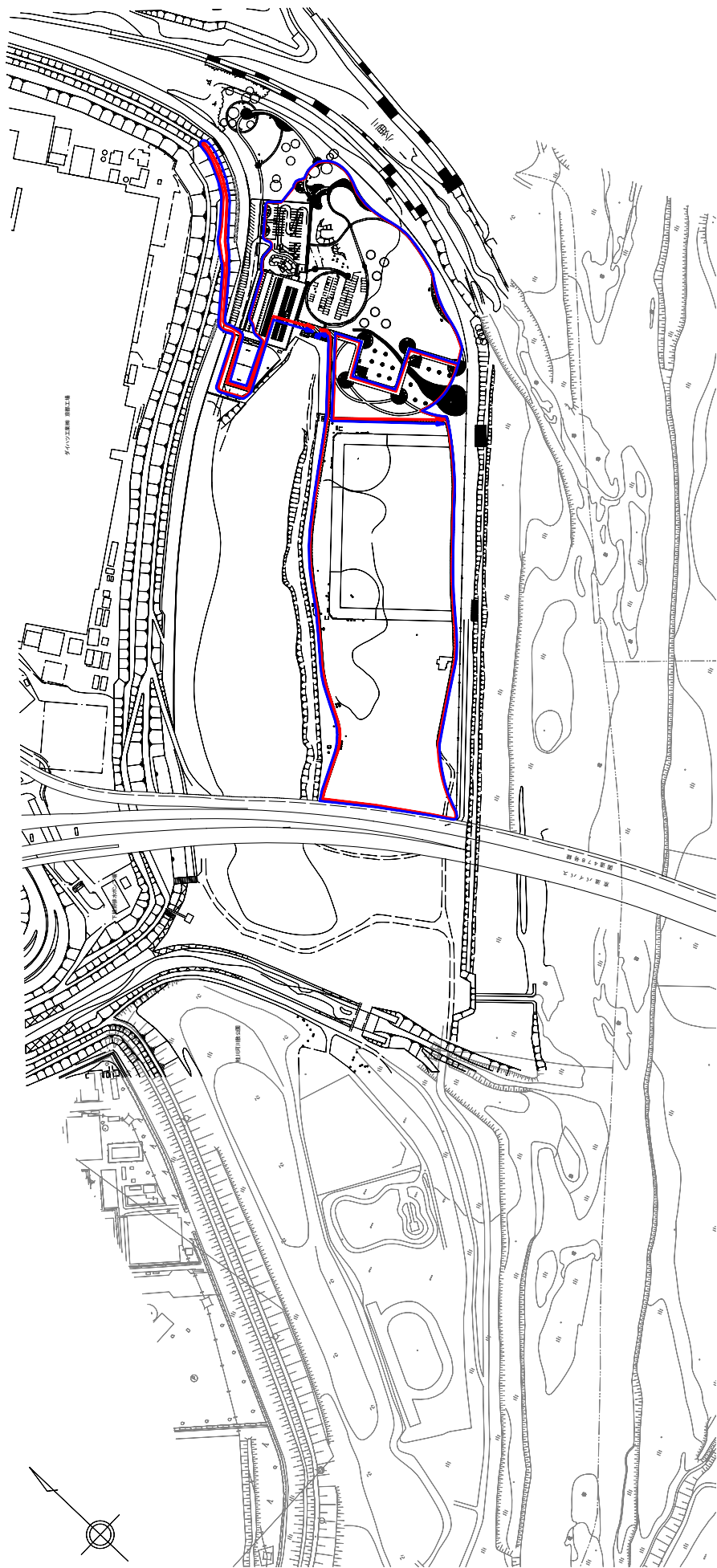
—別添225—

凡	例
管理所	
巡視ルート (AM)	
巡視ルート (PM)	

14. 島本管理地区 (39. 島本地区)



# 巡視ルート図



凡例	
管理所	
巡視ルート(AM)	
巡視ルート(PM)	

## 15. 大山崎管理地区 (40. 大山崎地区)

## 工作物点検について

### 1. 施設・工作物点検及び安全確保

利用者が安全・安心・快適に公園を利用できるよう、安全な施設の維持管理を行う。通常は、施設・工作物の各種点検を計画的に行い、災害等の不測事態の発生後は臨時点検で補うものとする。そして、不具合を発見したときは、利用者の安全を確保すると共に、施設の応急的な補修、環境整備等を行う。

#### 1) 点検の種類と方法

「日常点検」「定期点検」「遊具点検」「臨時点検」とする。

#### 2) 点検の方法

主として目視、必要に応じて触診・聴診・打診を行うことにより、施設の変状や異常の有無を調べる。また必要に応じ計測器具を用いて行う。

表 - 1 点検の種類と方法

点検の種類と方法	目視	触診	聴診	打診	計測
日常点検				×	×
定期点検					×
遊具点検					
臨時点検					×

○：標準的に行う、△：必要に応じて行う ×：実施しない

目視：直接目で見る点検。日常的な観察により、表面の腐蝕の程度、変色等より重大な変状をとらえるものとする。

触診：手で触れることにより、削げ・引っかかり・切れ目など危険箇所がないかを確認する。劣化状況に応じて重点的に行う。

聴診：可動部を実際に作動させて、異音により変状を判定する。

打診：テストハンマーなどを使用し叩き、そこで発生する音から、目視や触診では解らない微妙な変状を察知する。

計測：設計図を基に、計測機器を用いて変状を計測する。

#### 3) 日常点検

##### ア．日常点検

管理所員は、1日4回、自転車または徒歩にて区域巡視の時に目視による点検を行う。必要に応じて触診・聴診等により、工作物施設の異常等の有無を調べる。

広域巡回する担当者は、1日1回、広域巡視時に目視により点検を行う。必要に応じて触診・聴診等により、工作物施設の異常等の有無を調べる。

異常があった場合必要な安全措置を行い、速やかにサービスセンターに報告する。

#### イ．点検項目

園路施設の破損、変形、汚れがないか。

運動施設、その付属施設の破損、変形、汚れがないか。

便益施設の破損、変形、汚れ、漏水、詰まりがないか。

休養施設の破損、変形、汚れがないか。

管理施設の破損、変形、汚れがないか。標識は表示内容が消えていないか。

遊具施設の破損、変形、汚れがないか。砂場の砂の固結化または砂の不足により底部が露出してないか。

修景施設（電気設備・機械設備含む）の破損、変形、汚れがないか。

### 4) 定期点検

#### ア．定期点検

4月と12月の年2回、サービスセンターごとに詳細な点検を全地区を対象に行う。（枚方・大日・西中島・太間・太子橋地区の電気設備・機械設備点検は除く）

主に目視とするが、必要に応じて触診・聴診・打診により、工作物施設の異常等の有無を調べる。

工作物の目視が出来ない土中部分については必要に応じ掘削し異常等の有無を調べる。

異常があった場合は安全措置を行い、速やかに補修を行う。

大規模修繕、改築は近畿地方整備局が実施するため点検結果を速やかに報告する。

#### イ．点検項目

点検は、「チェックリスト」を別途作成して、その指示に基づき行う。

### 5) 遊具点検

日常点検は、全地区、年間を通じ計画的に直営班において行う。

定期点検はサービスセンターにより作成したチェックリストに基づき行う。

必要に応じて、専門業者に点検を依頼する。

異常があった場合は安全措置を行い、速やかに補修を行う。

大規模修繕、改築は近畿地方整備局が実施するため点検結果を速やかに報告する。

### 6) 臨時点検

#### ア．臨時点検、精密点検

出水、震度5以上の地震発生、津波、その他の事由により、施設に異常箇所が生じるおそれが予想される場合、又は利用者がけがをしたり他公園などにおいて類似施設による事故があった時に行う。

各サービスセンターが担当し、定期点検と同様の点検を行う。また、必要に応じて点検を専門業者に依頼する。

点検方法、対処は定期点検と同様とする。

イ．点検項目

点検項目は定期点検と同様とし、チェックリストに基づき行う。

7) 点検後の措置

ア． 安全措置

危険な場所や工作物等を発見した場合は利用者が立ち入ったり、利用出来ないように速やかにカラーコーン・杭・ロープ等で囲み、使用禁止看板による明示を行う。

工作物等の補修や、汚れ、異物の除去清掃等の軽微な作業を状況に応じて行う。

巡視時に点検を行った結果をもとに、事故を未然に防ぐために安全対策を行い、軽微なものについては、必要に応じてサービスセンターの指示により、応急処置、又は補修を行う。

で対応が困難、又は不十分であるとサービスセンターが判断した場合は、現場管理員、直営班、センター職員が協力して対応し、必要に応じて専門業者による対応を行う。

イ．近畿地方整備局が行う大規模修繕以外の補修と撤去

補修計画を立案するにあたり、その実施時期や優先順位、特に利用頻度の高さ、機能障害の重大性、処置の緊急性を配慮する。

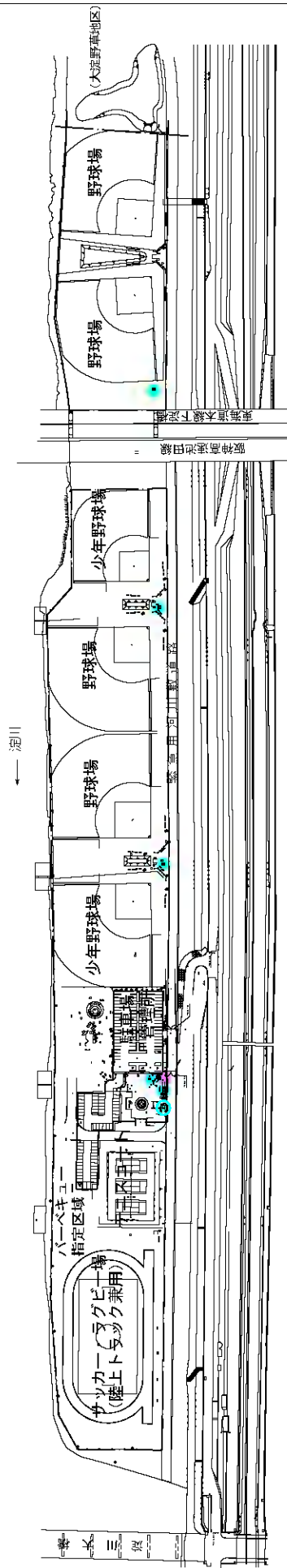
破損の大きい施設、耐用能力の限界（腐蝕・損耗等）にきている施設、又は安全上支障をきたす施設は近畿地方整備局の指示により撤去する。



工作物に係る点検整備（位置図）

1. トイレ・ゴミ集積所図

# トイレ・ゴミ集積所図

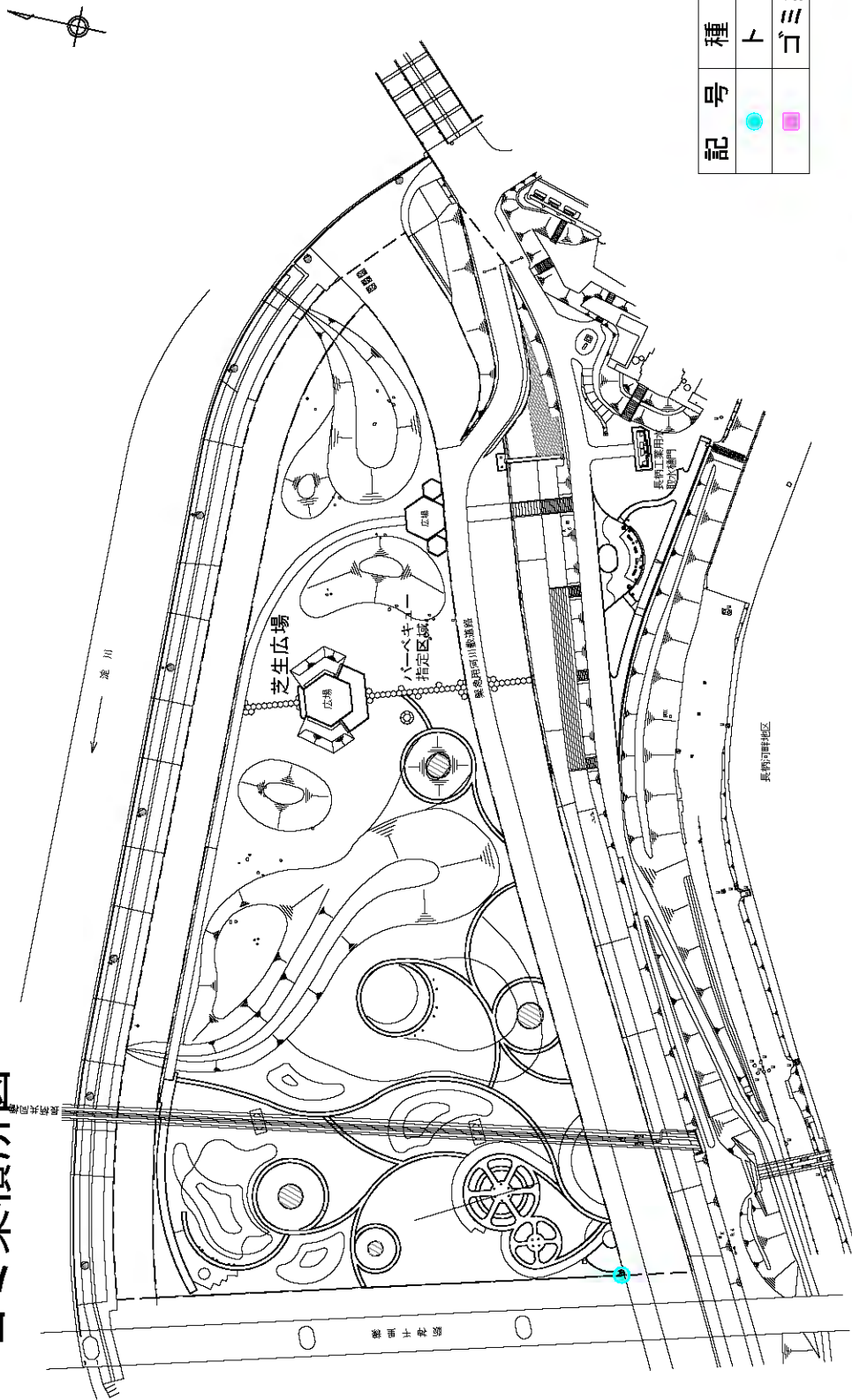


記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場

0m 1.0m 30m 50m 100m

## 1. 海老江地区

# トイレ・ゴミ集積所図

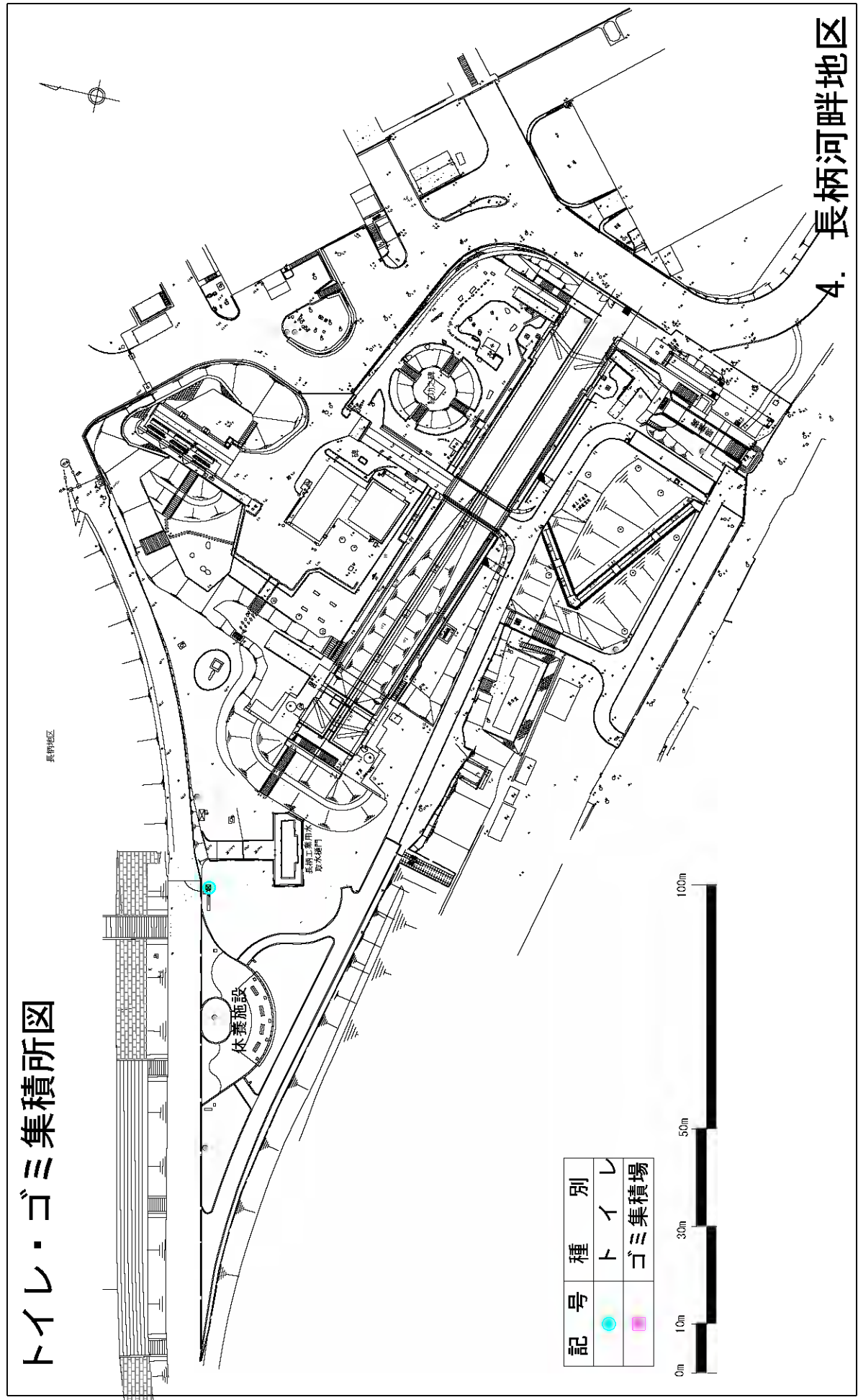


記号	種別
● (Cyan)	トイレ
■ (Pink)	ゴミ集積場



## 3. 長柄地区

# トイレ・ゴミ集積所図

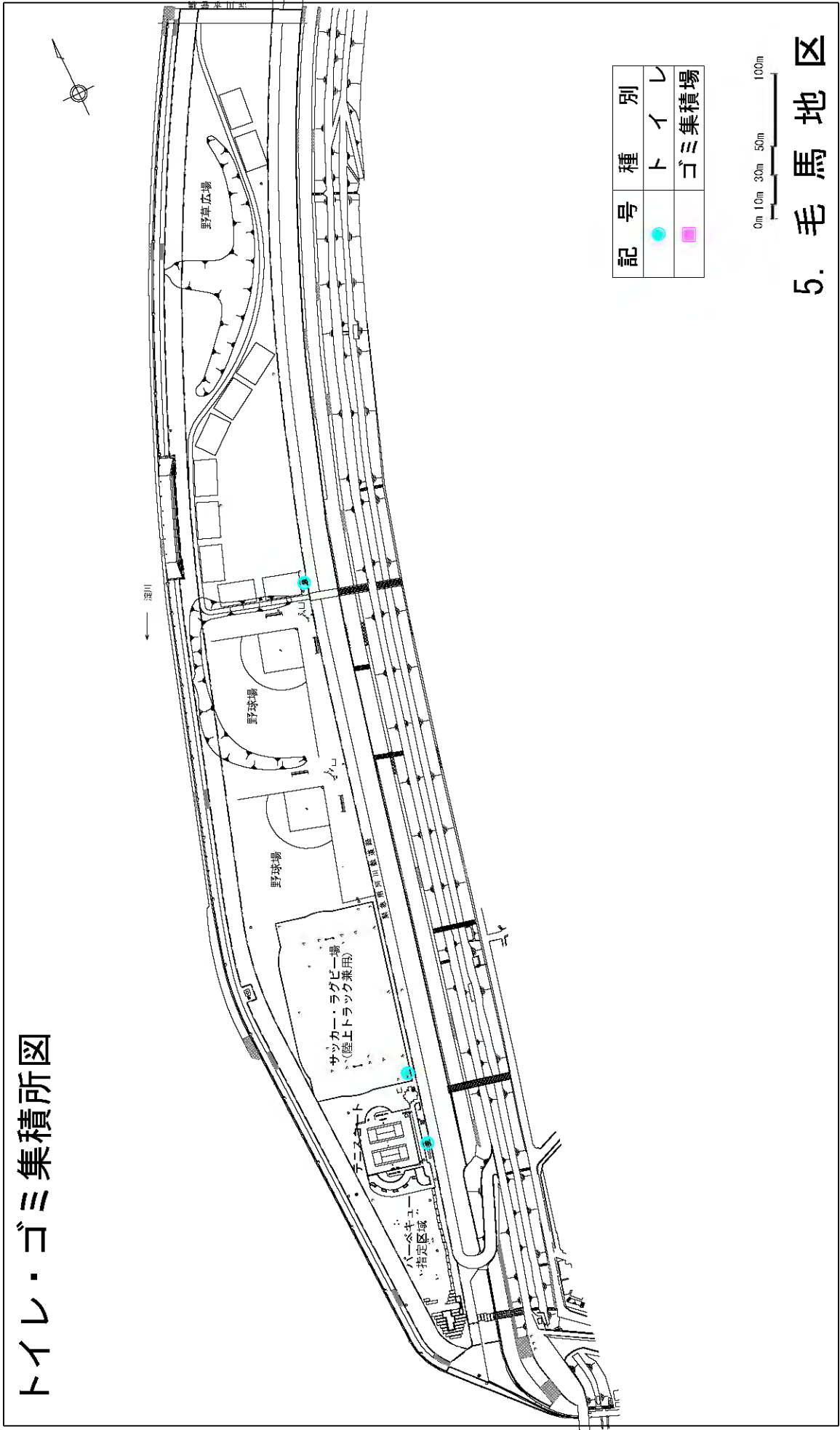


記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場



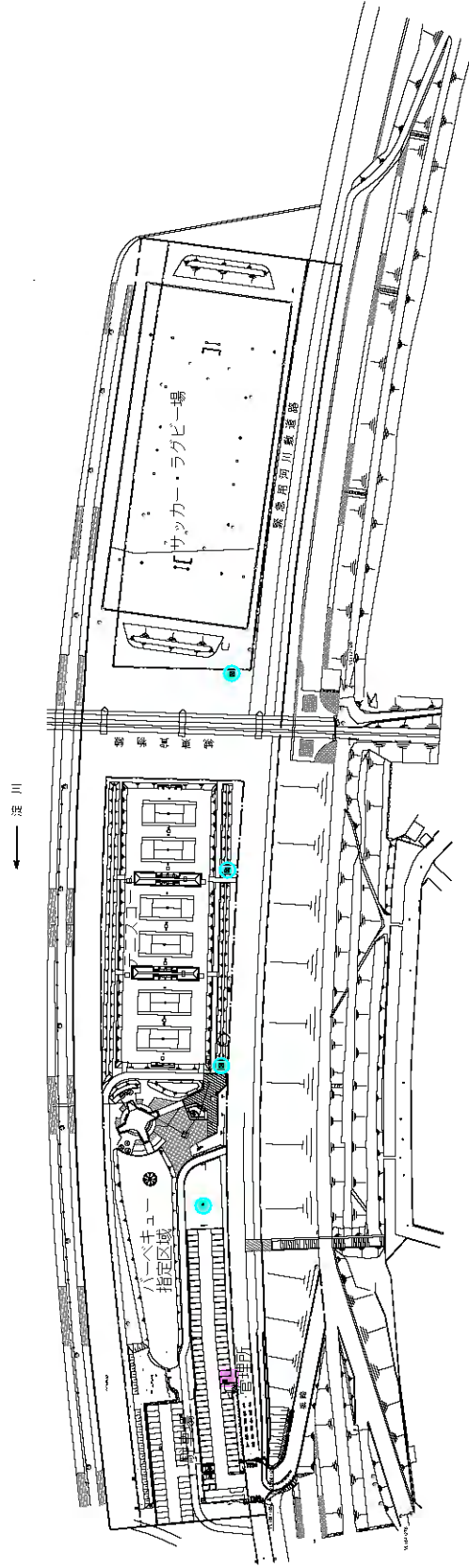
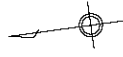
4. 長柄河畔地区

# トイレ・ゴミ集積所図



## 5. 毛馬地区

# トイレ・ゴミ集積所図

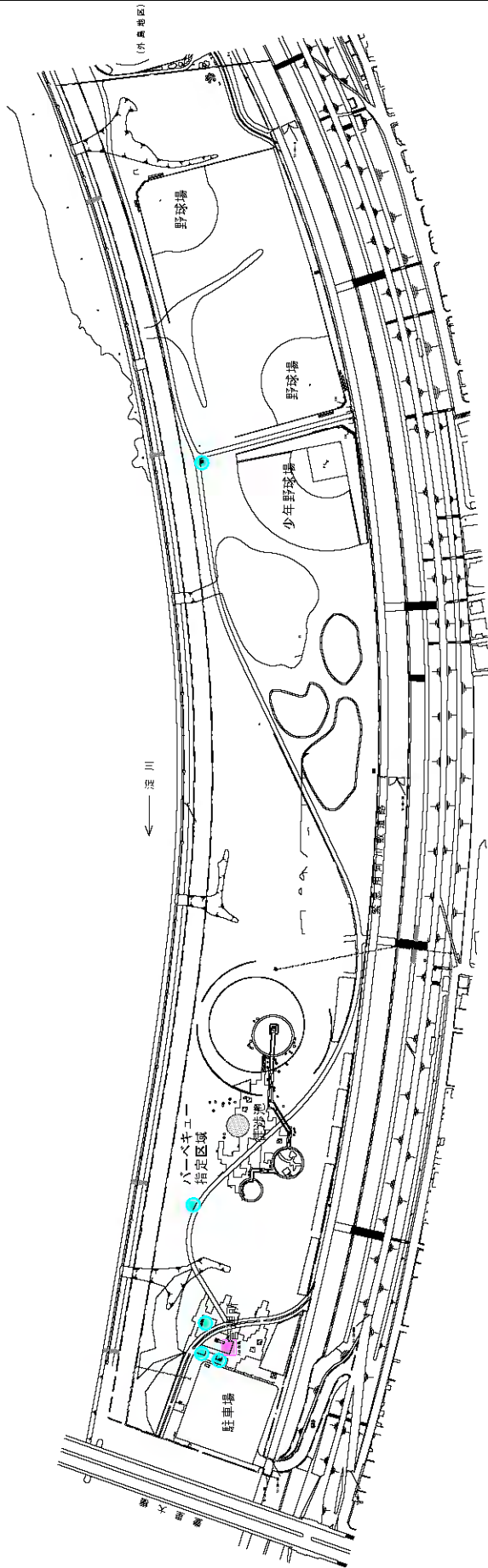


記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場

0m 10m 30m 50m 100m

## 6. 赤川地区

# トイレ・ゴミ集積所図

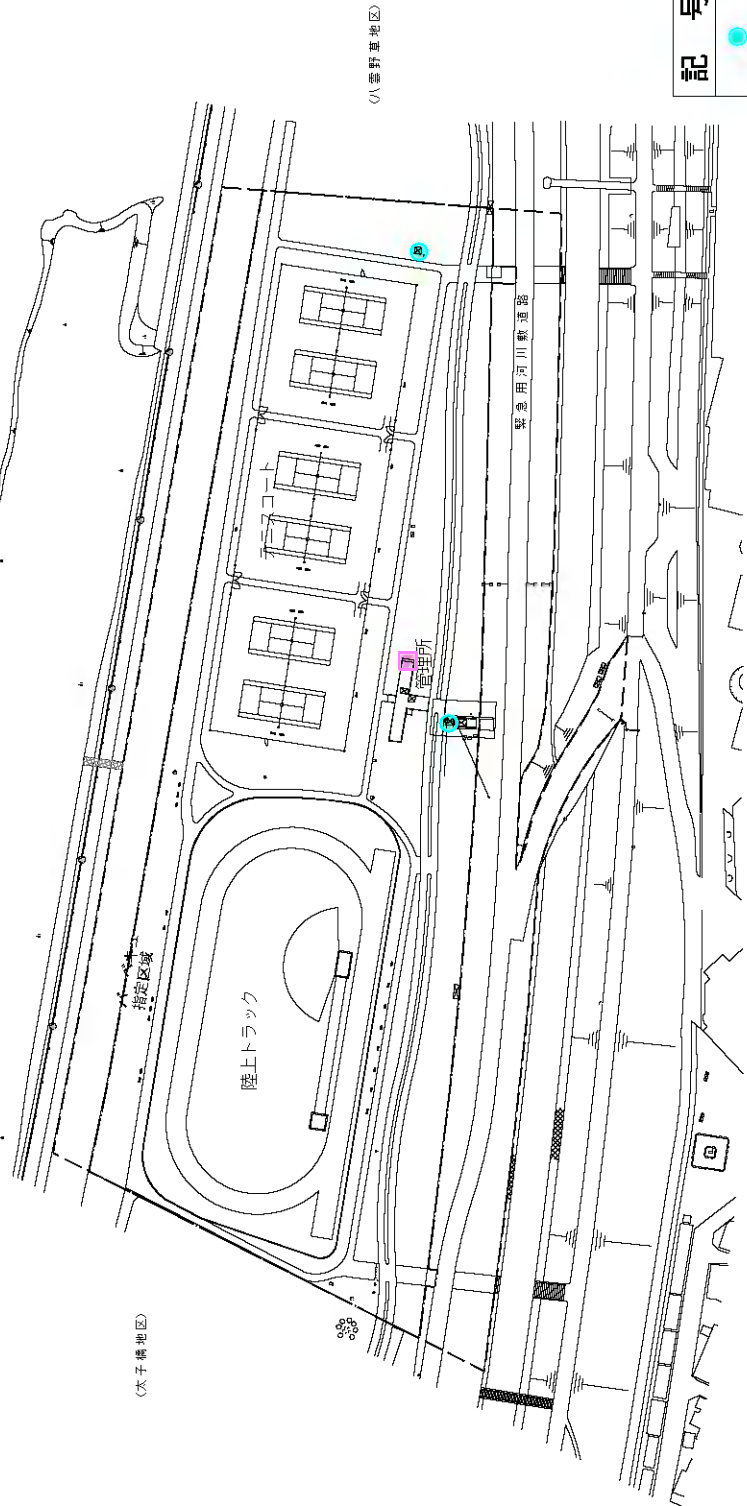
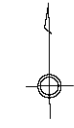


記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場



## 8. 太子橋地区

# トイレ・ゴミ集積所図



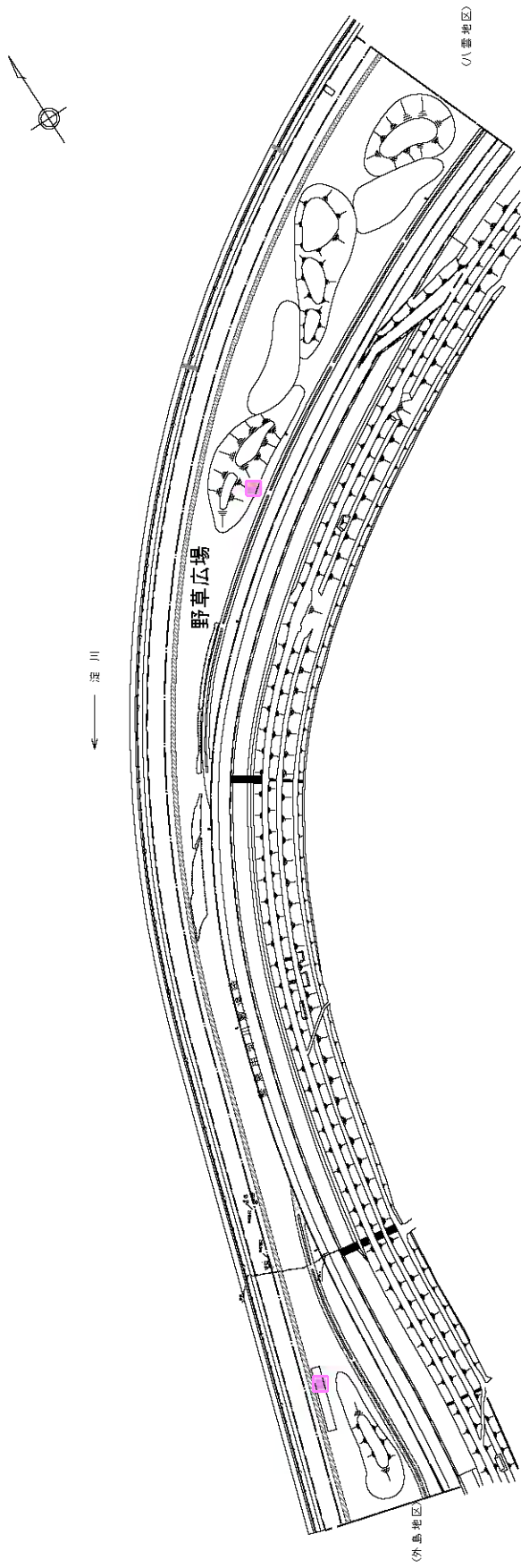
記号	種別
● (Blue)	トイレ
■ (Pink)	ゴミ集積場



## 9. 外島地区



# トイレ・ゴミ集積所図



記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場

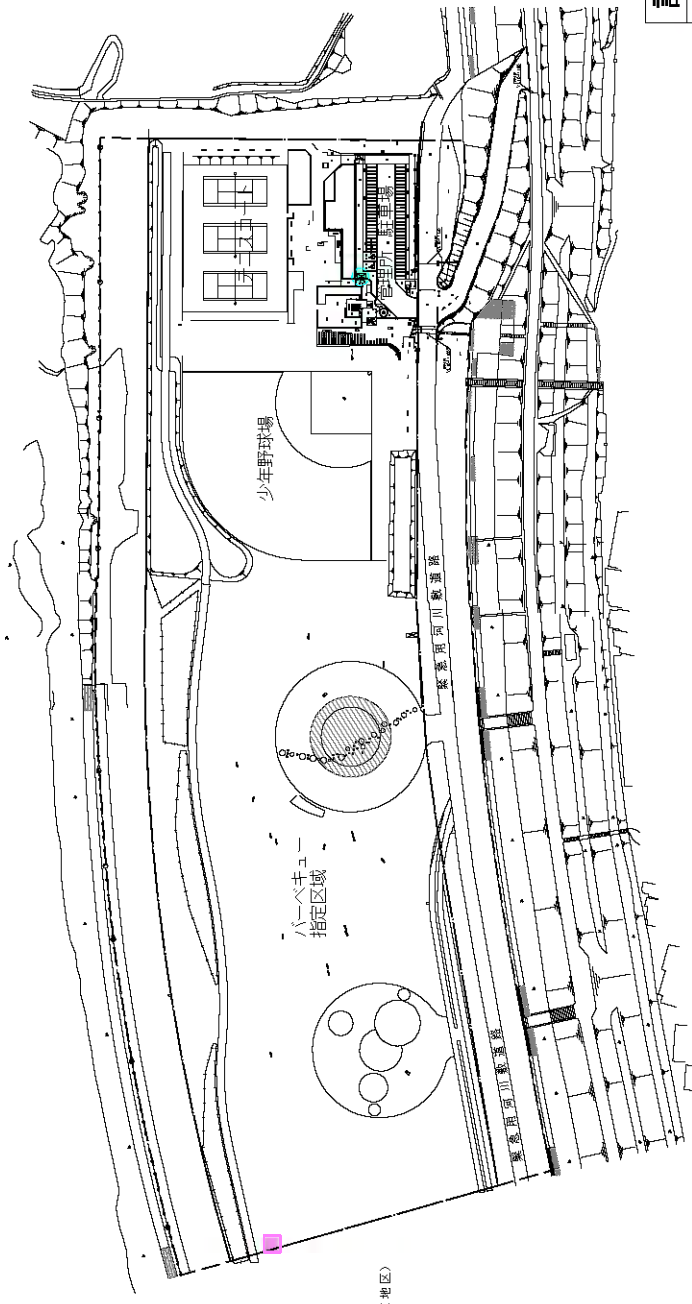


## 11. 八雲野草地区

# トイレ・ゴミ集積所図



← 堤川



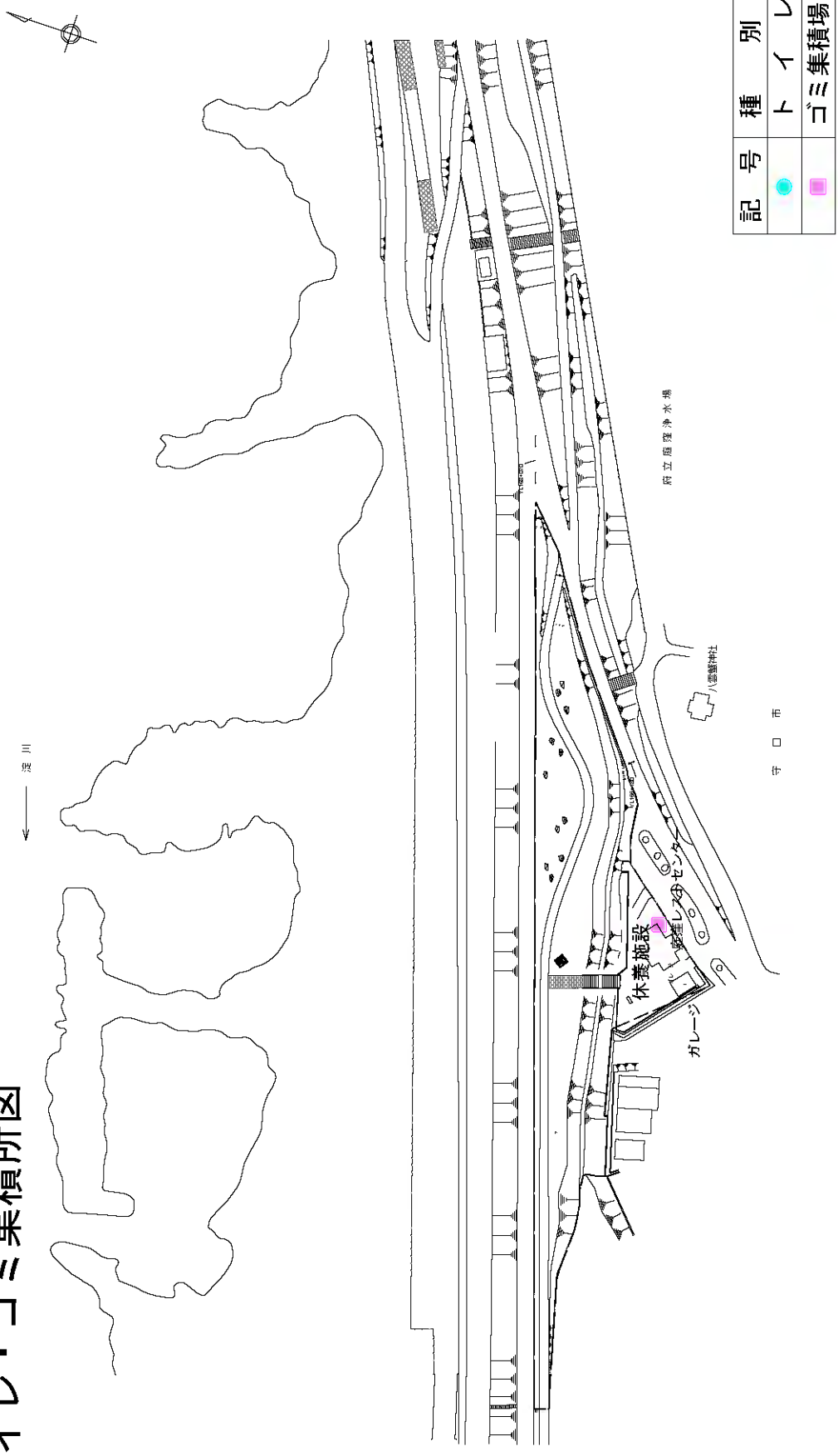
(八雲野草地区)

記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場



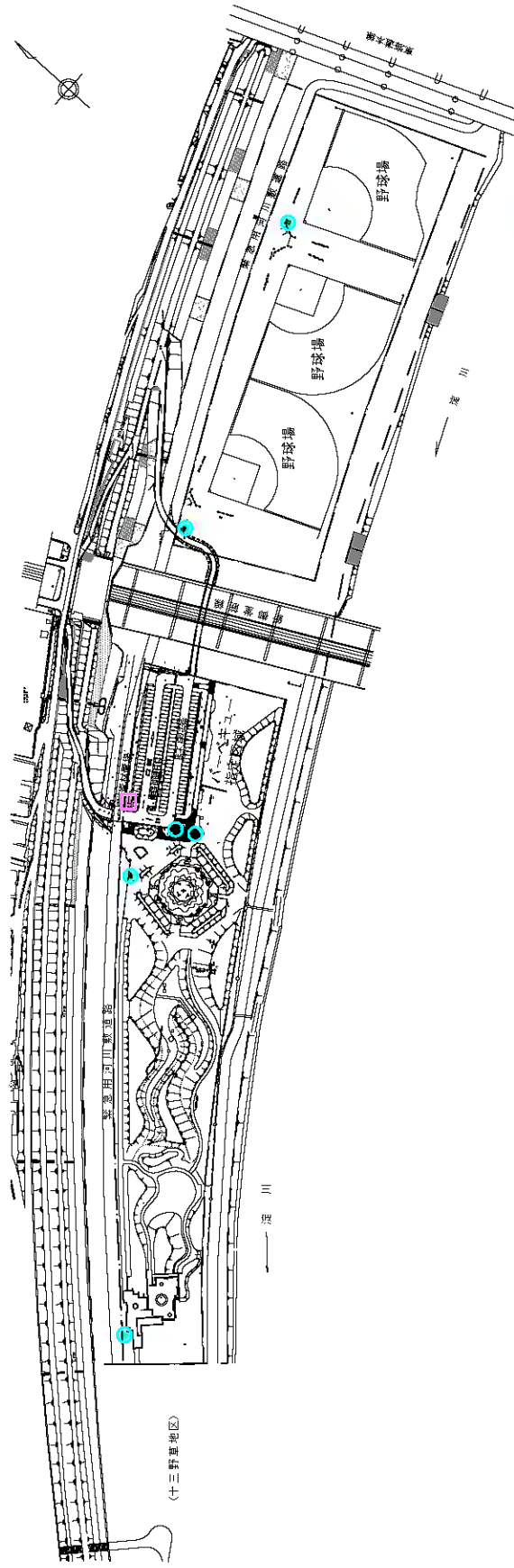
## 12. 八雲地区

# トイレ・ゴミ集積所図



## 13. 庭窪河畔地区

# トイレ・ゴミ集積所図

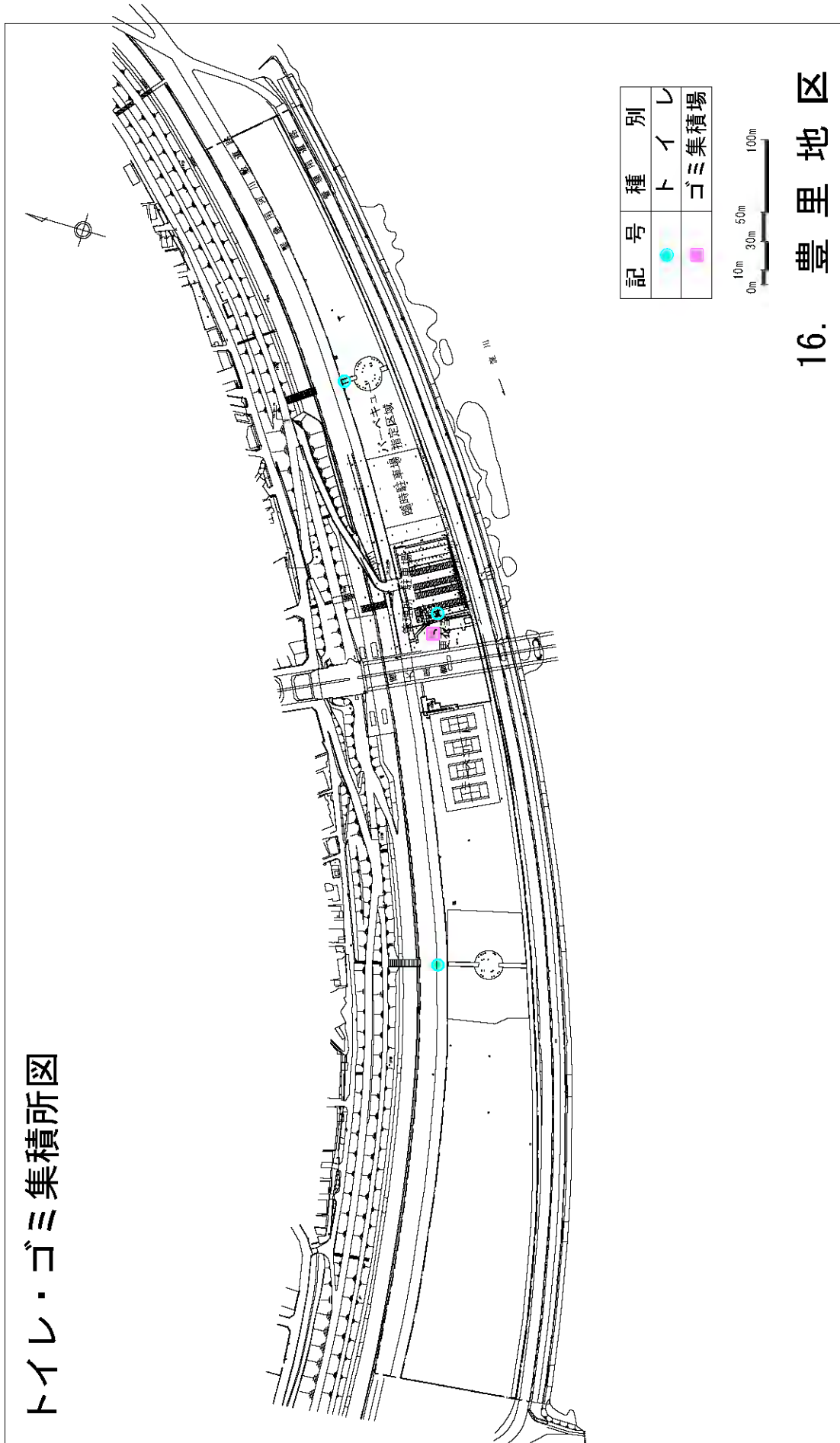


記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場



## 15. 西中島地区

トイレ・ゴミ集積所図

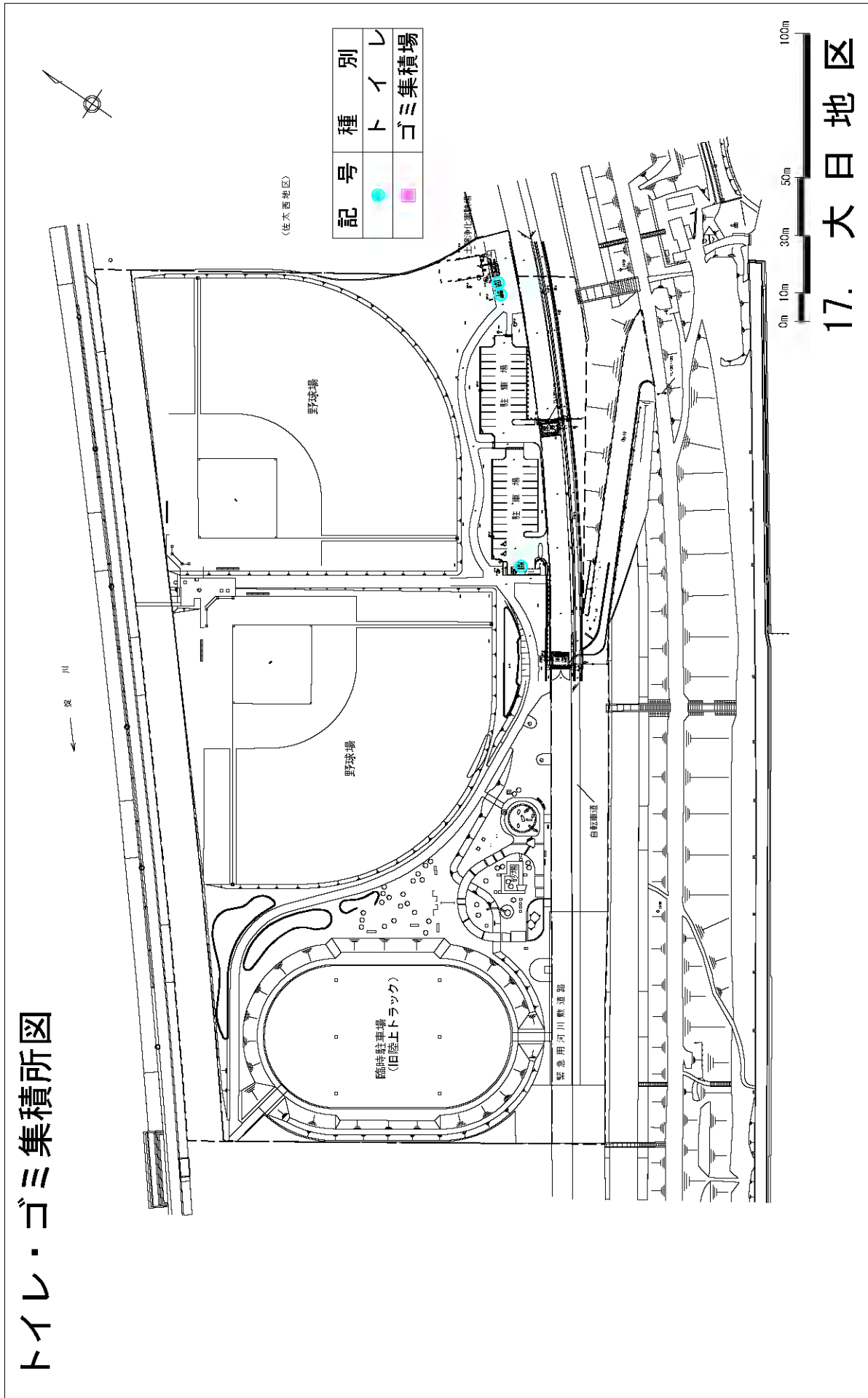


記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場



16. 豊里地区

# トイレ・ゴミ集積所図

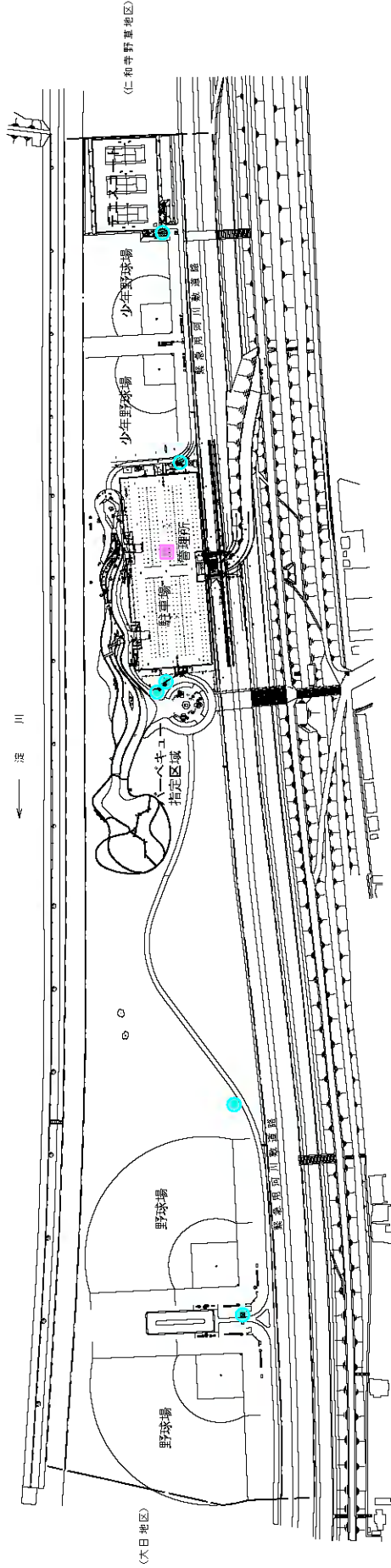


記号	種別
● (Blue)	トイレ
■ (Pink)	ゴミ集積場

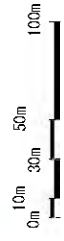
(住大西地区)

## 17. 大田地区

# トイレ・ゴミ集積所図

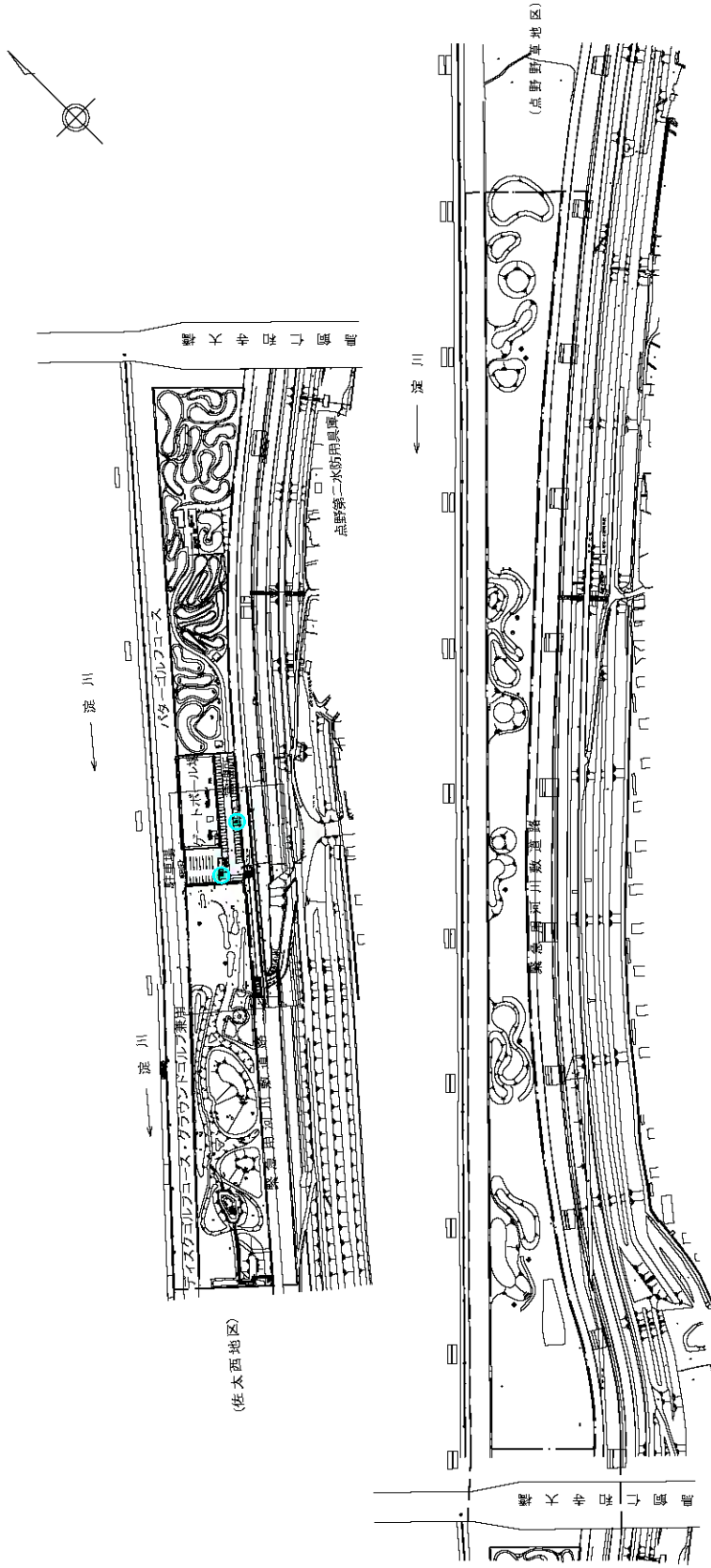


記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場



## 18. 佐太西地区

# トイレ・ゴミ集積所図



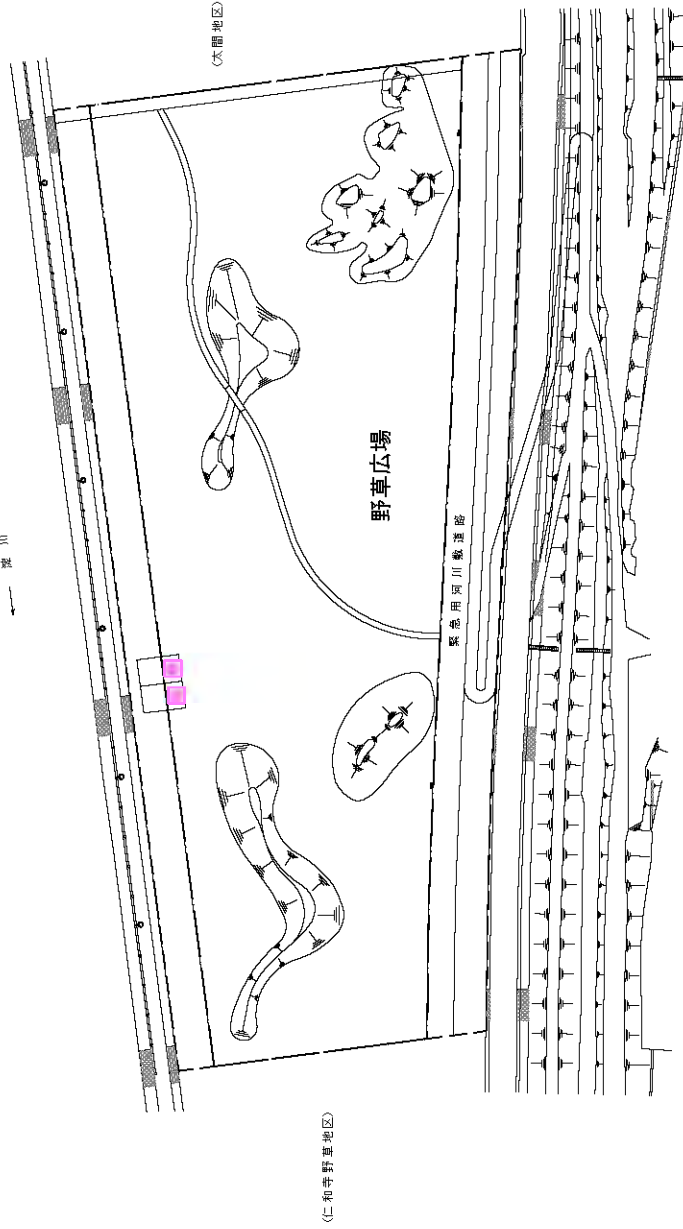
記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場



# 19. 仁和寺野草地区



# トイレ・ゴミ集積所図

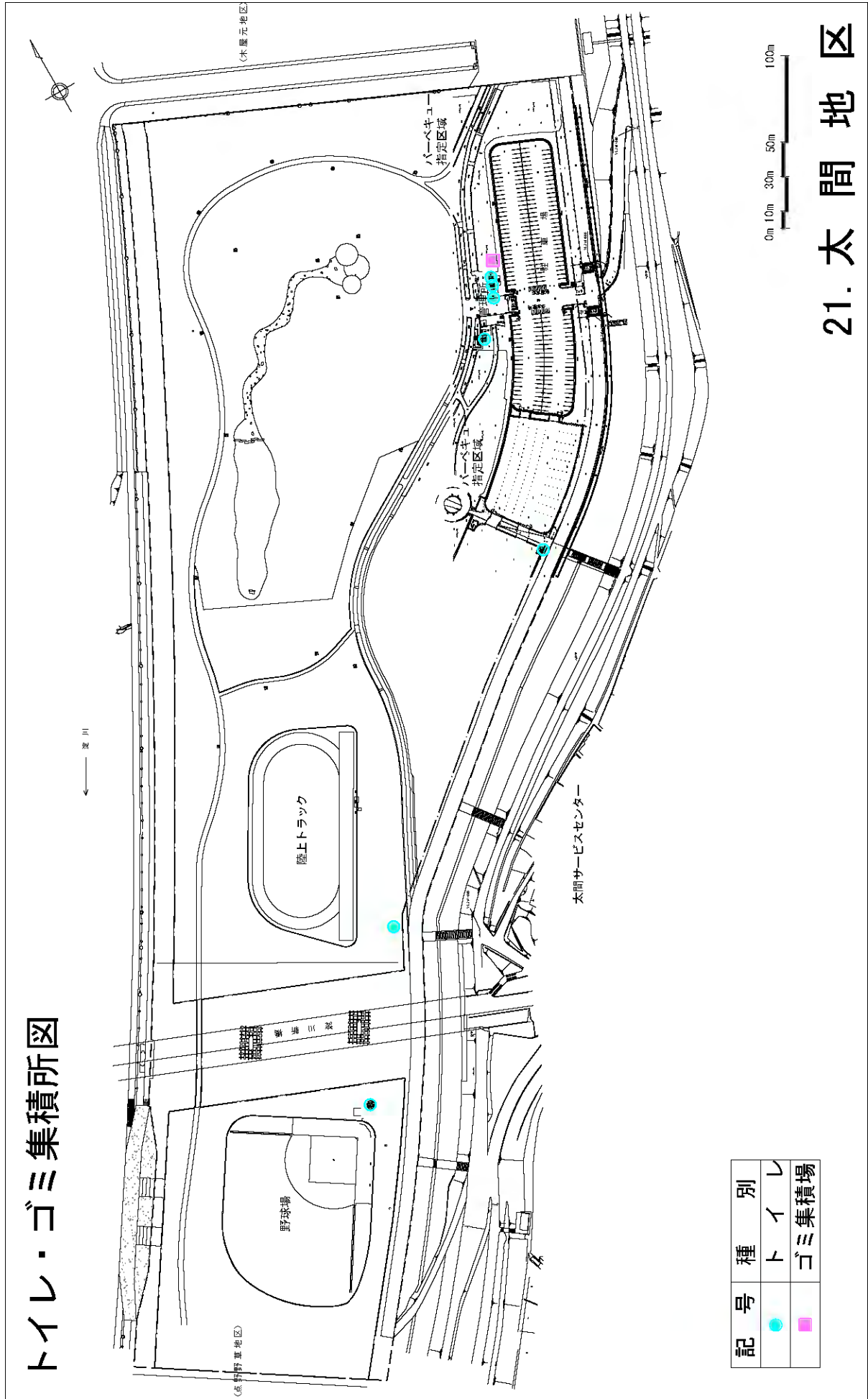


記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場



## 20. 点野野草地区

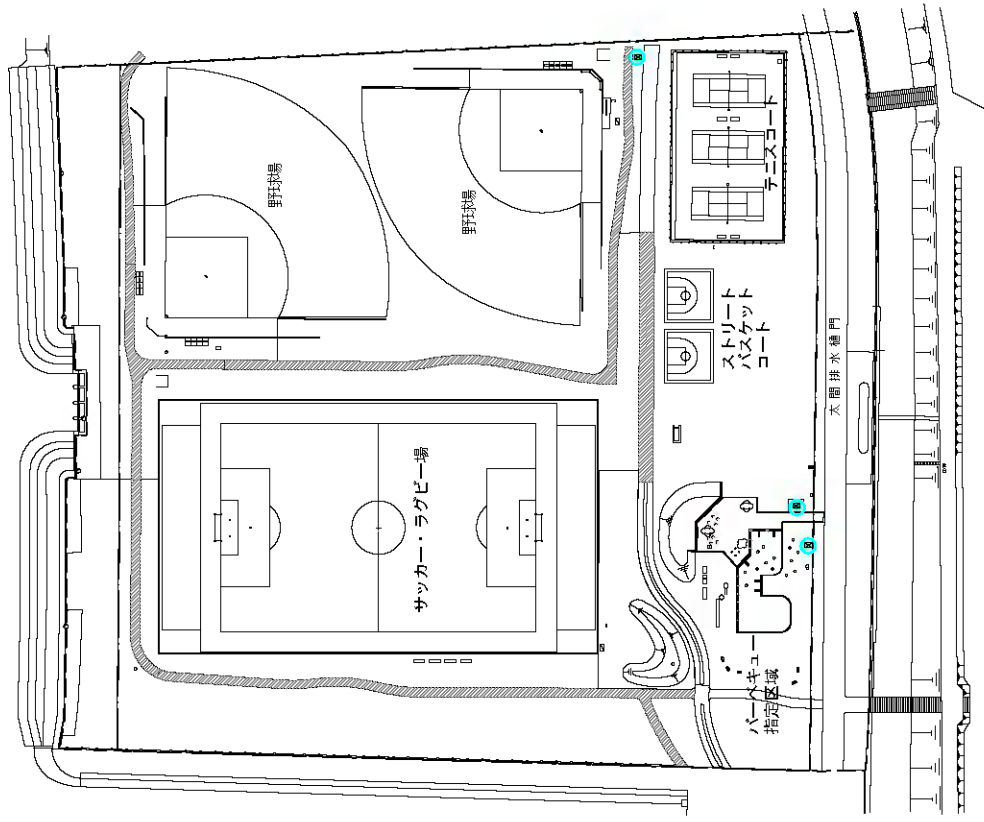
# トイレ・ゴミ集積所図



記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場

## 21. 太間地区

# トイレ・ゴミ集積所図



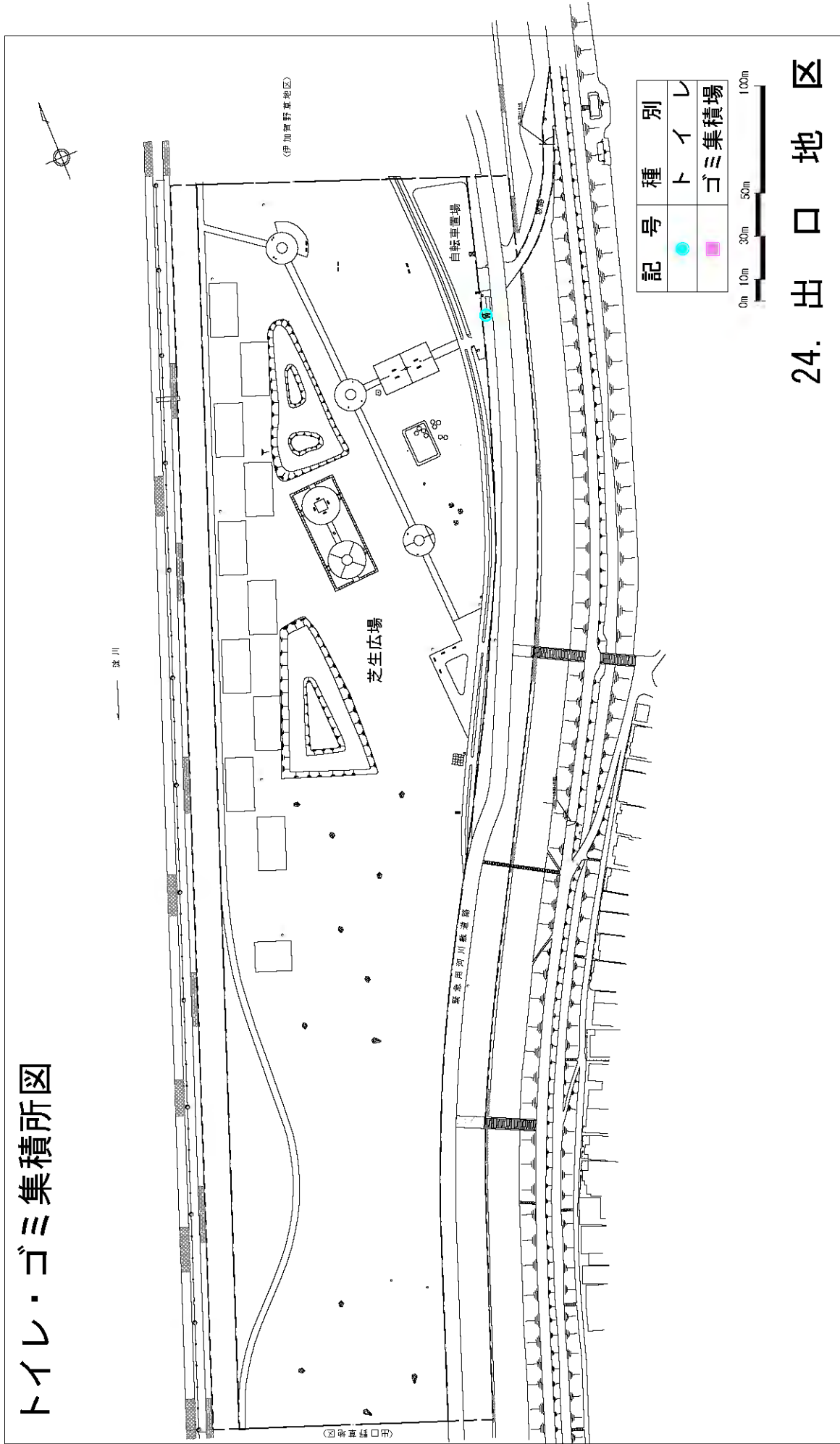
〈大間地区〉

記号	種別
● (Blue)	トイレ
■ (Pink)	ゴミ集積場



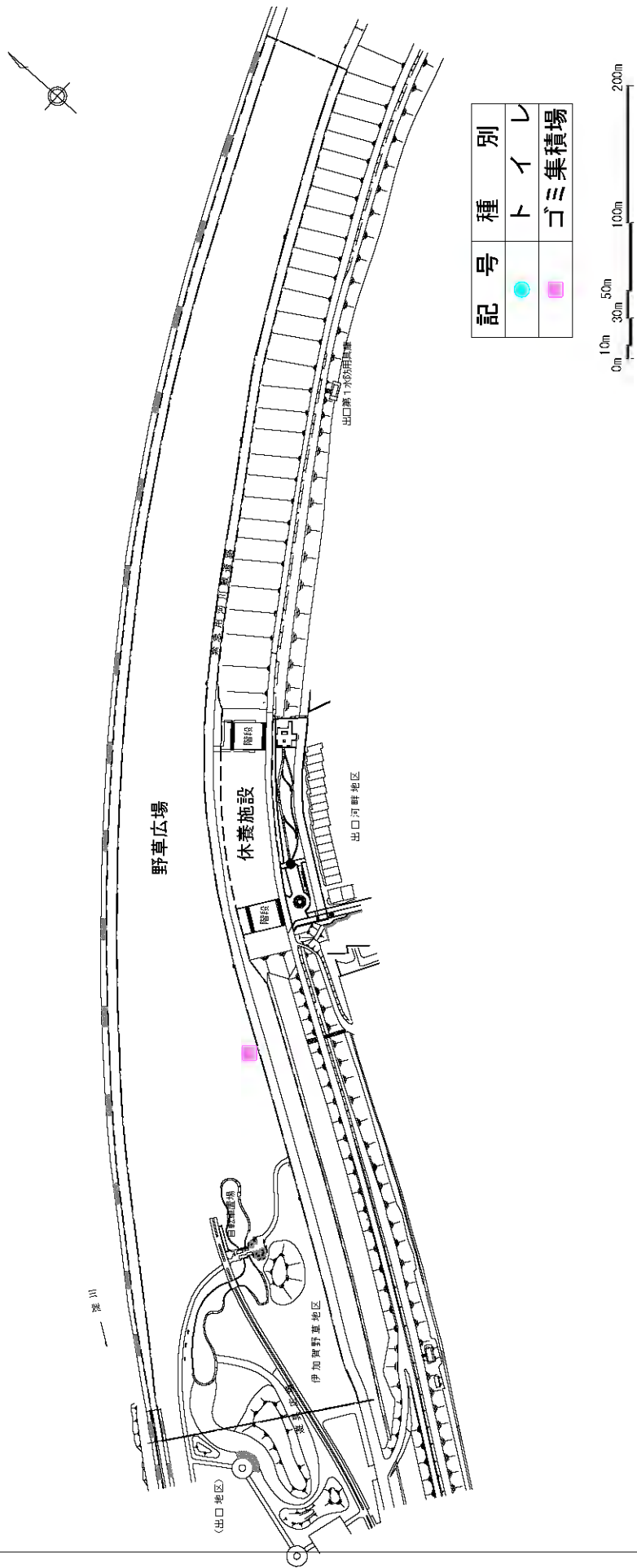
## 22. 木屋元地区

# トイレ・ゴミ集積所図



## 24. 出口地区

# トイレ・ゴミ集積所図



記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場

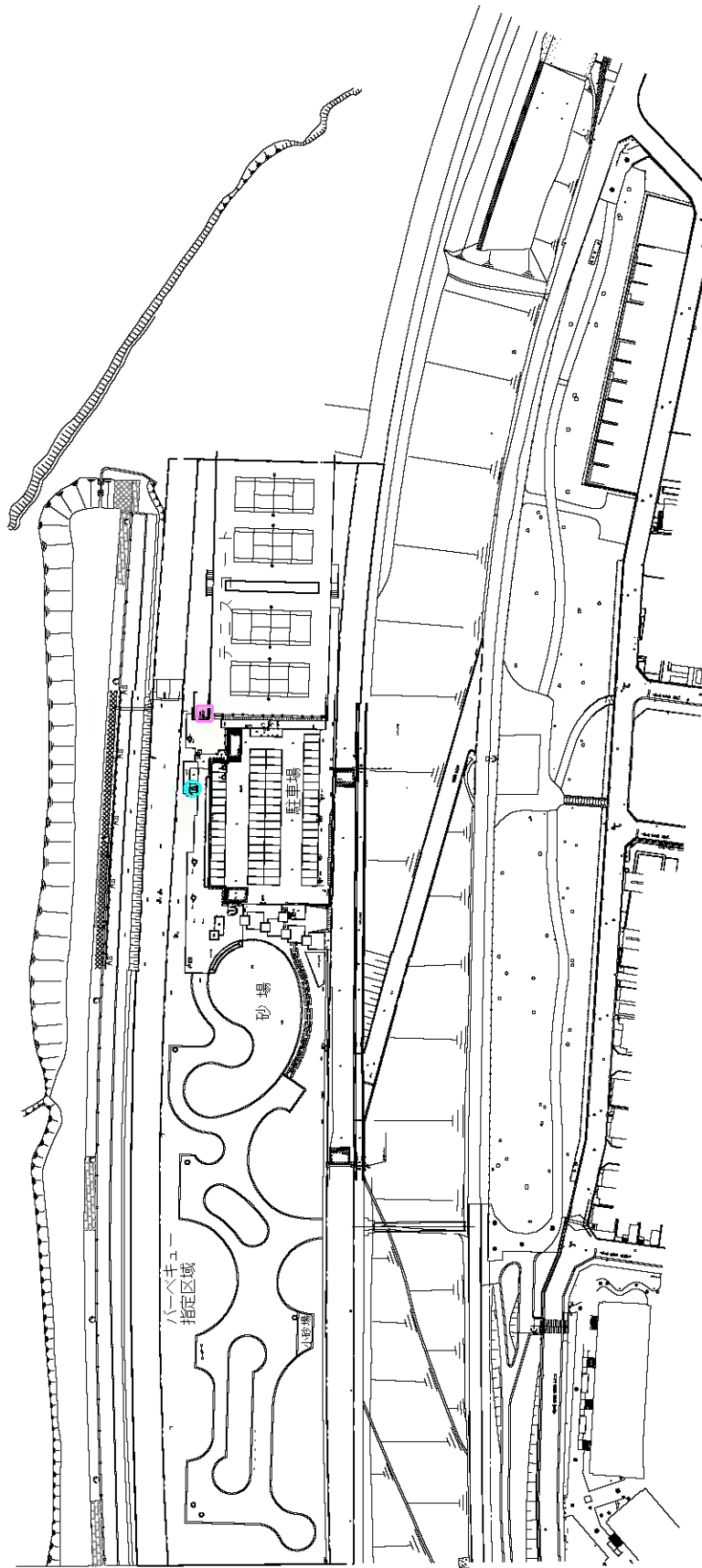
25. 出口河畔地区

26. 伊加賀野草地区

# トイレ・ゴミ集積所図



—— 荒川

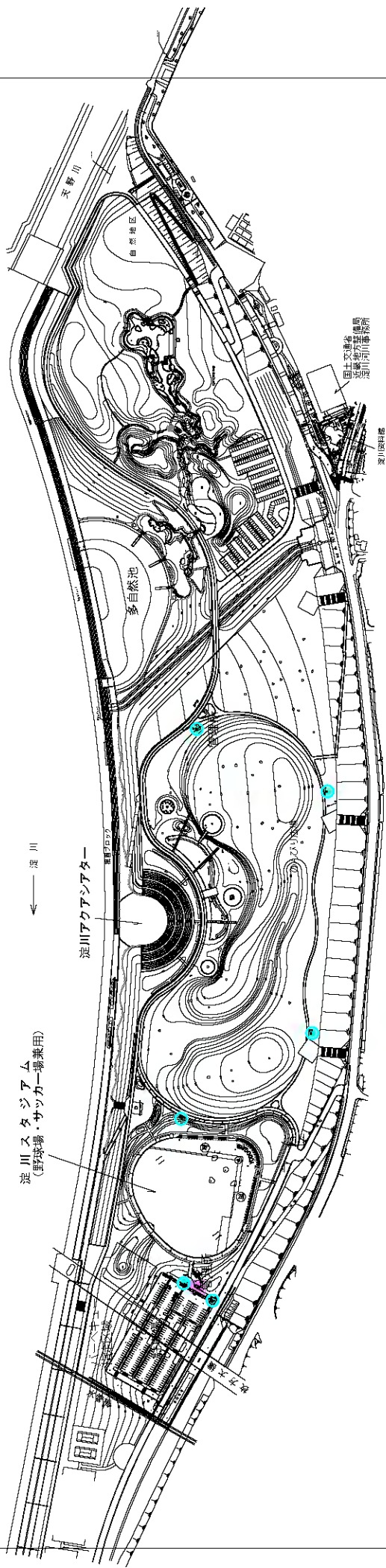


記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場



## 27. 三矢地区

# トイレ・ゴミ集積所図

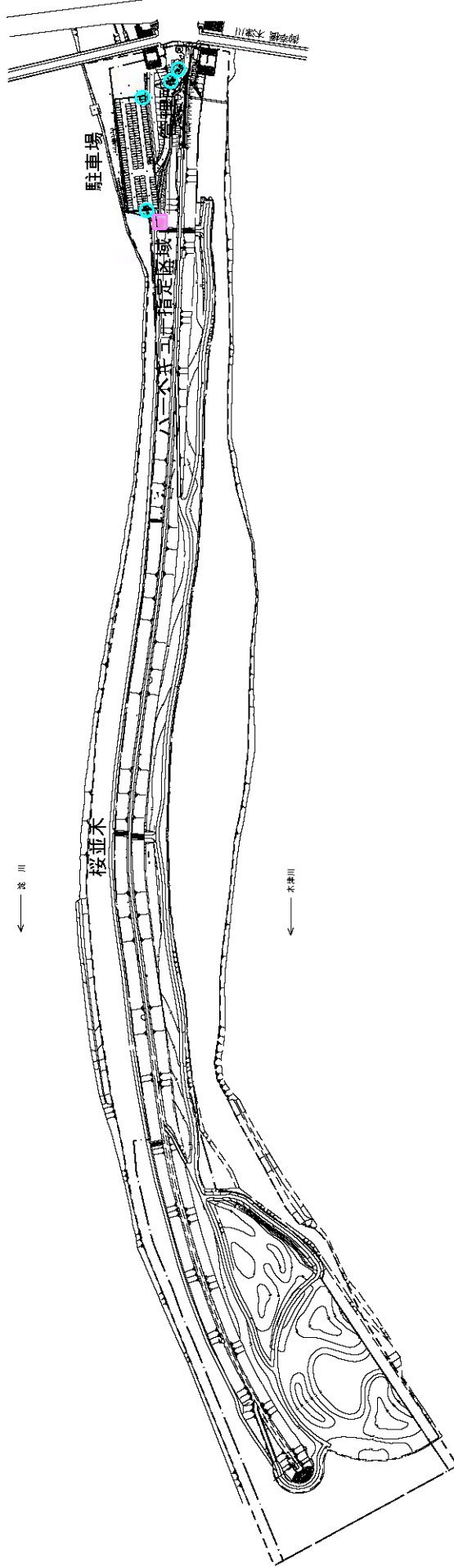
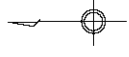


記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場



## 28. 枚方地区

# トイレ・ゴミ集積所図



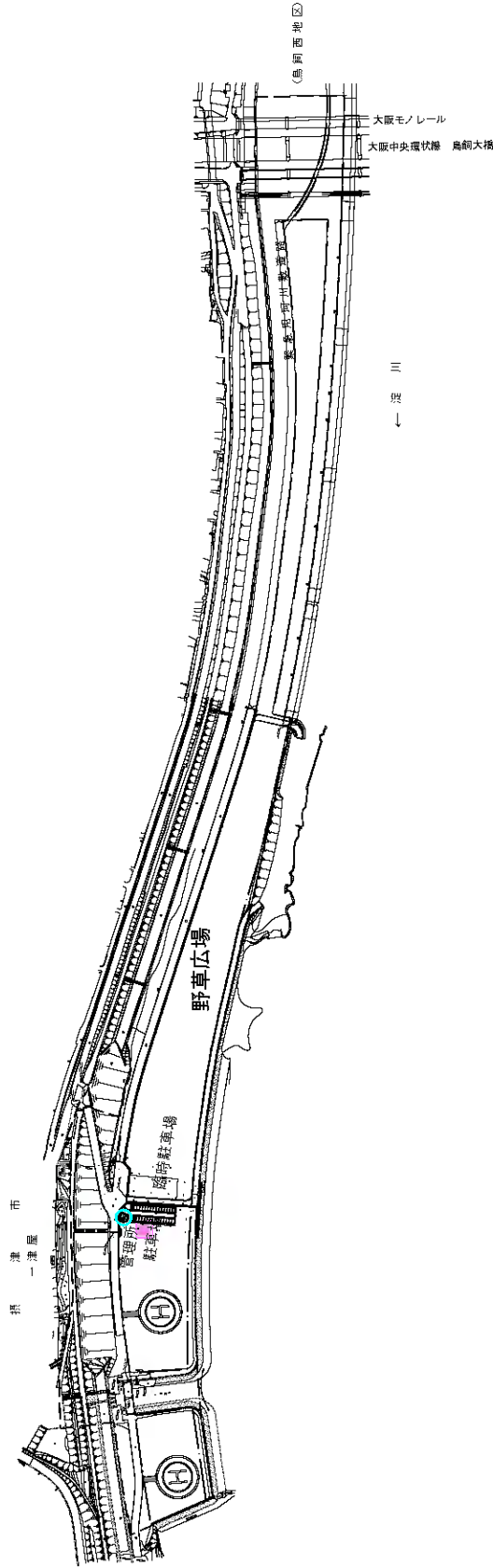
記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場



## 29. 背割堤地区



# トイレ・ゴミ集積所図

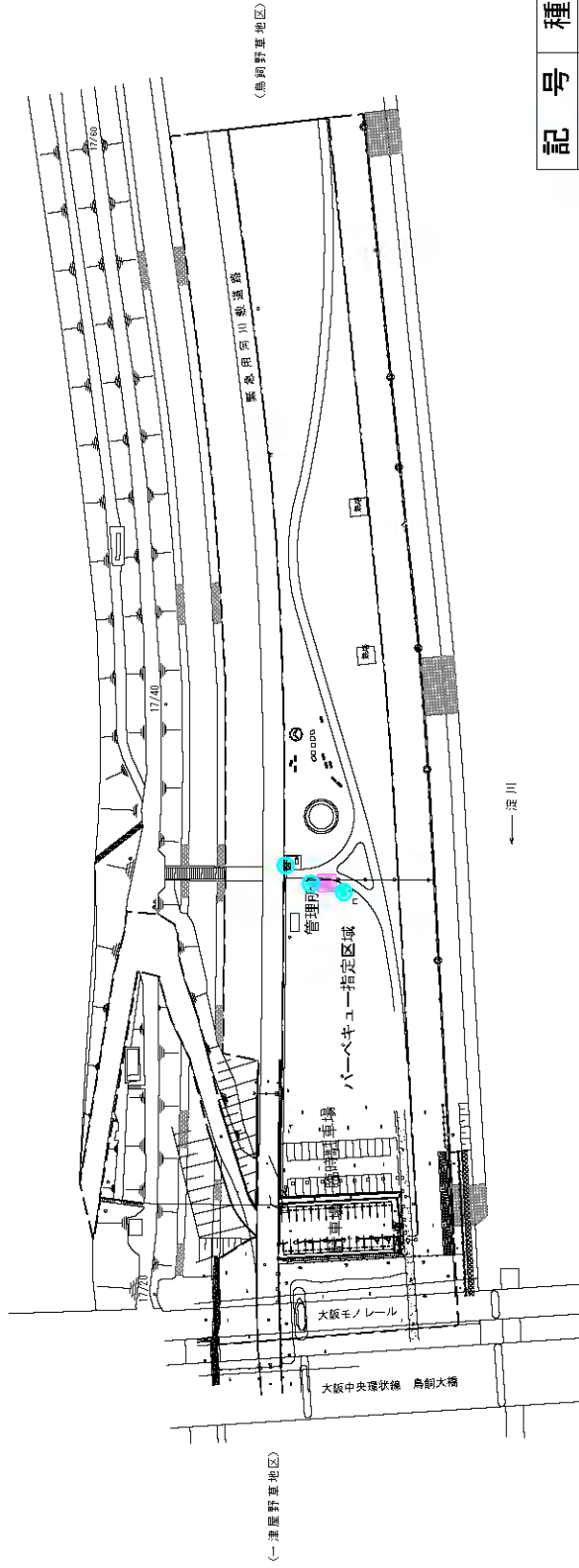
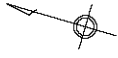


記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場



## 30. 一津屋野草地区

# トイレ・ゴミ集積所図

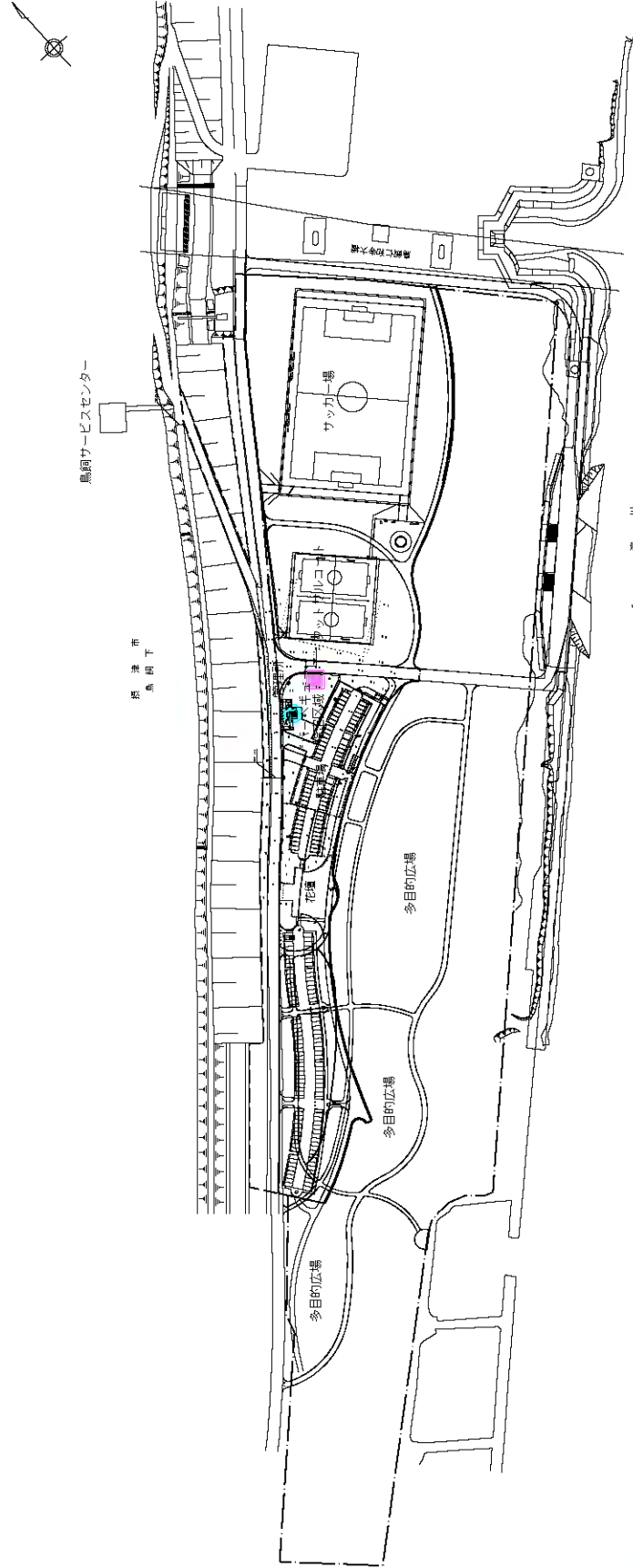


記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場



## 32. 鳥飼西地区

# トイレ・ゴミ集積所図

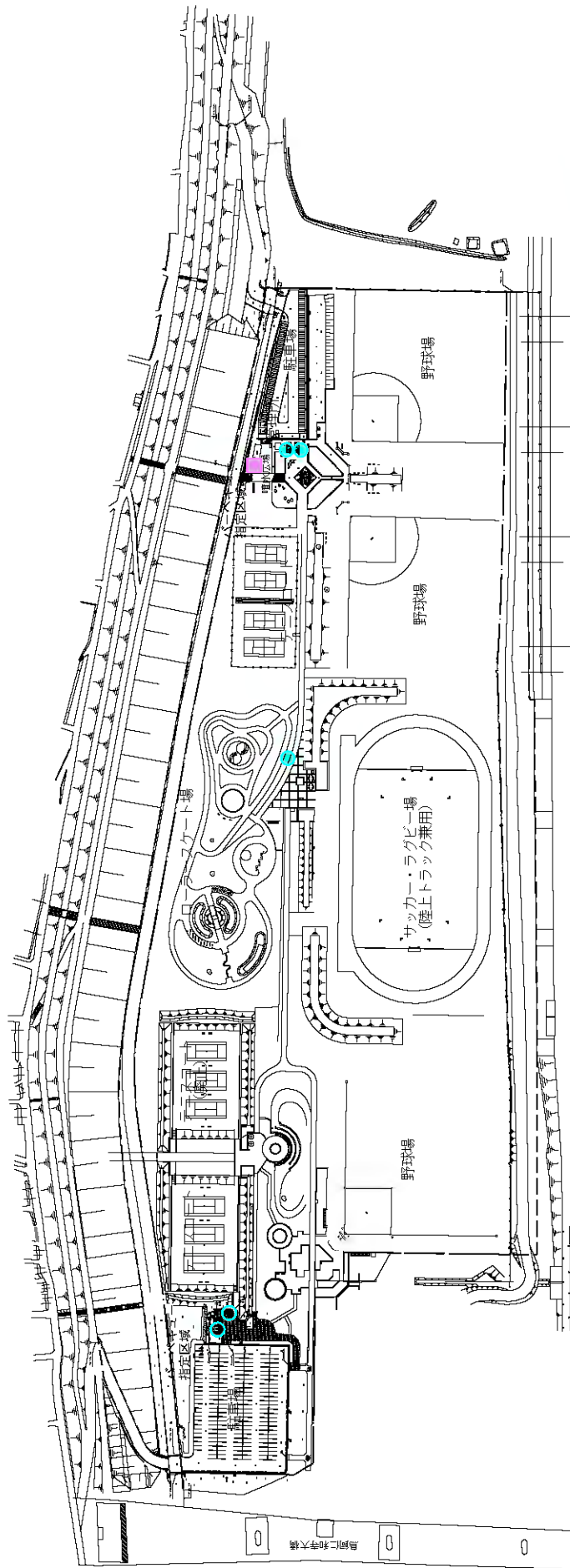


記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場



## 34. 鳥飼下地区

# トイレ・ゴミ集積所図

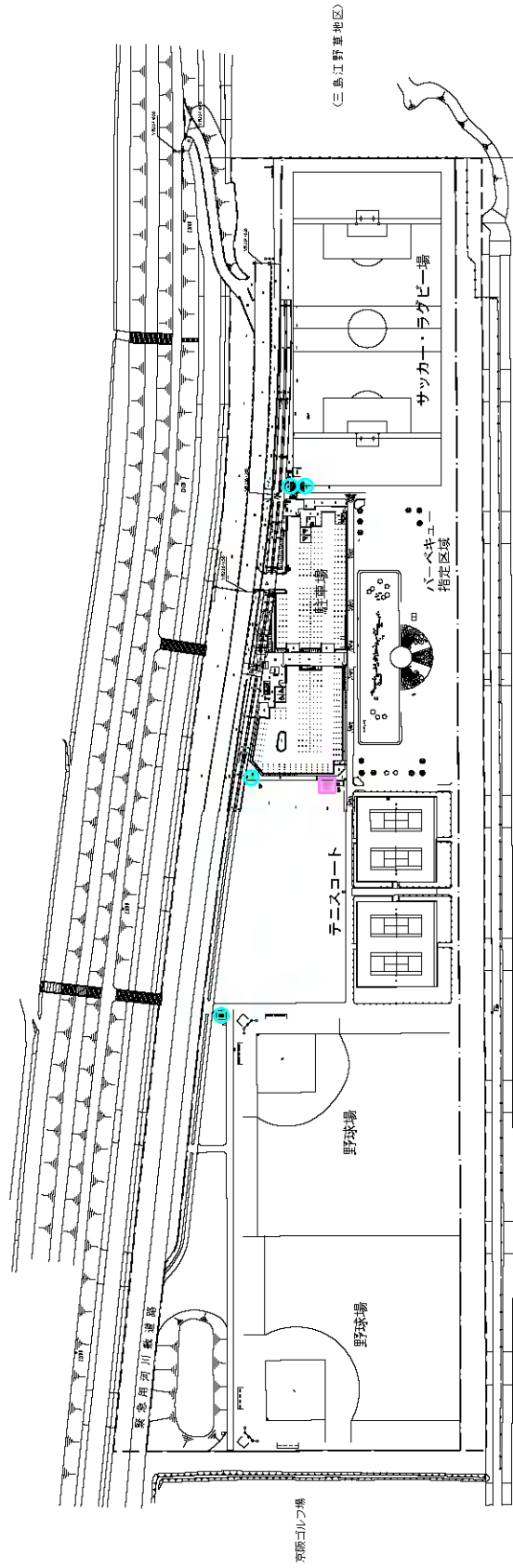


記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場

0m 10m 30m 50m 100m

## 35. 鳥飼上地区

# トイレ・ゴミ集積所図

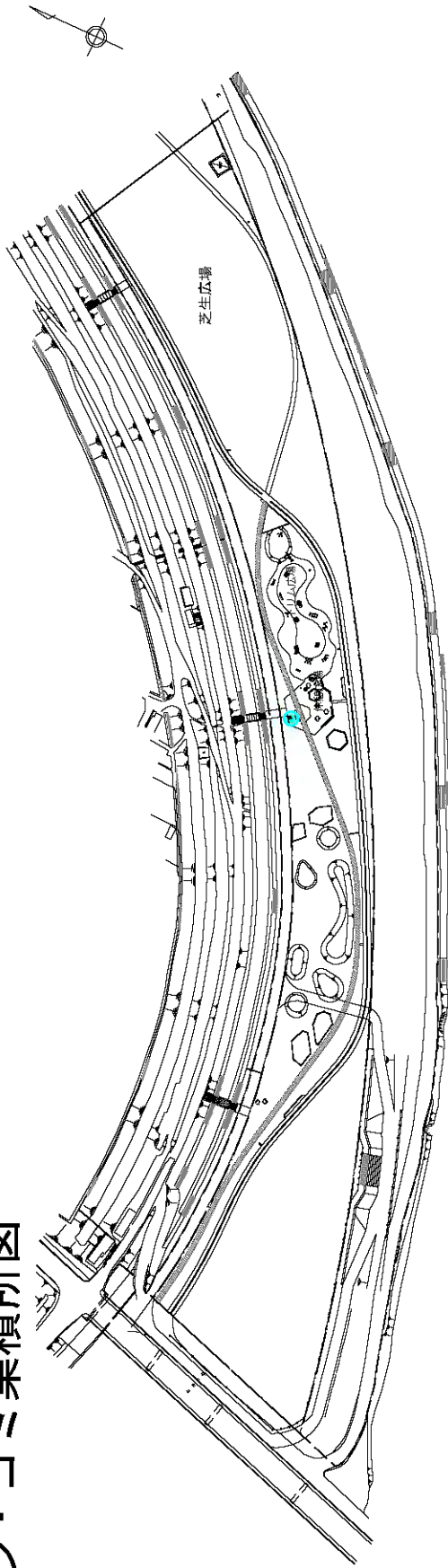


記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場

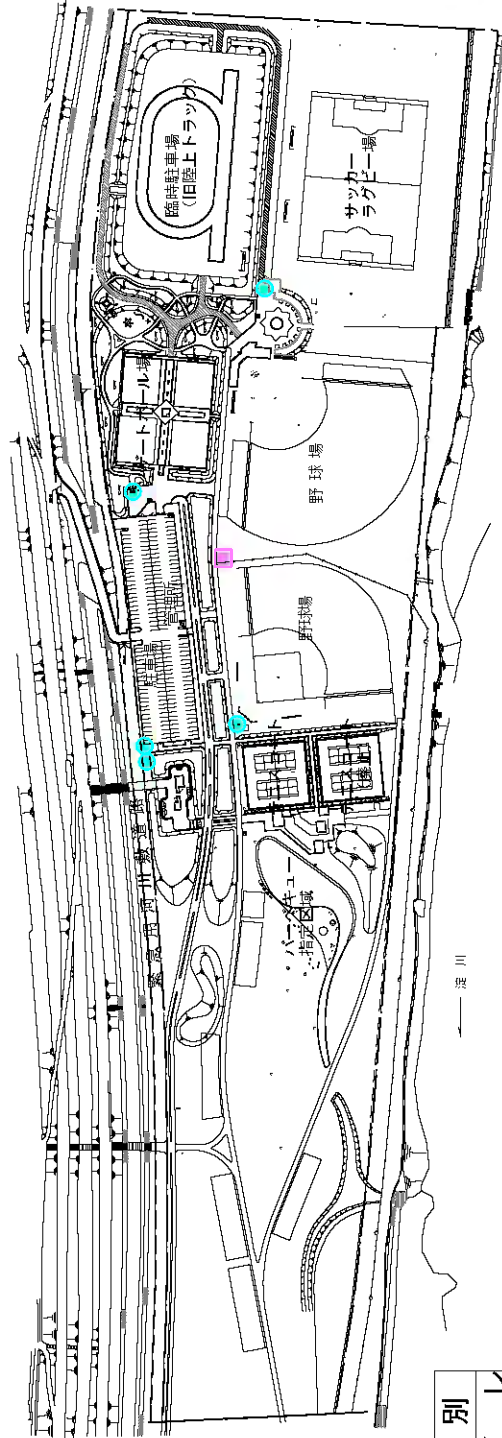


## 36. 三島江地区

# トイレ・ゴミ集積所図

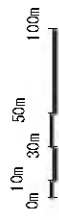


荒川



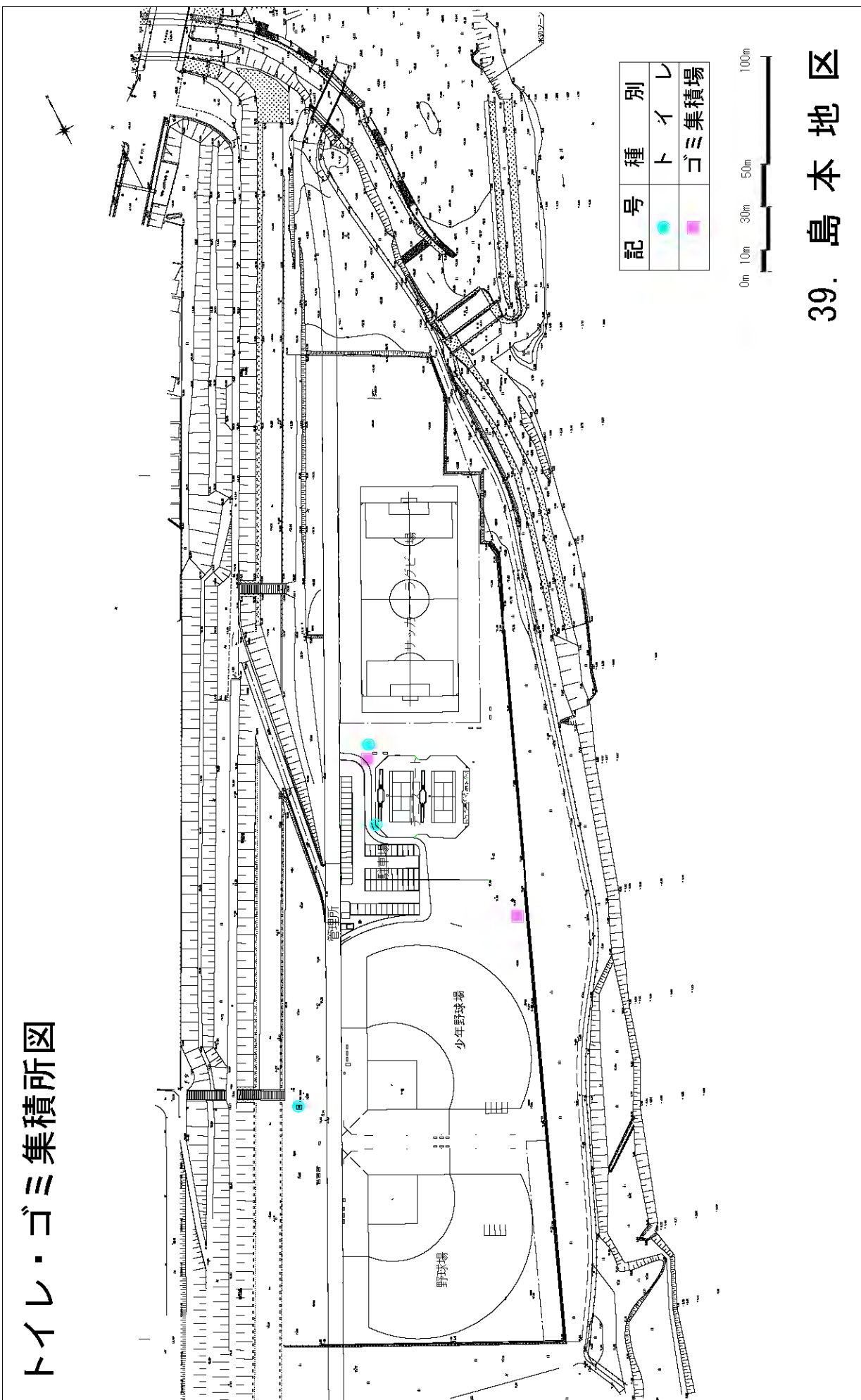
荒川

記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場



## 38. 大塚地区

# トイレ・ゴミ集積所図

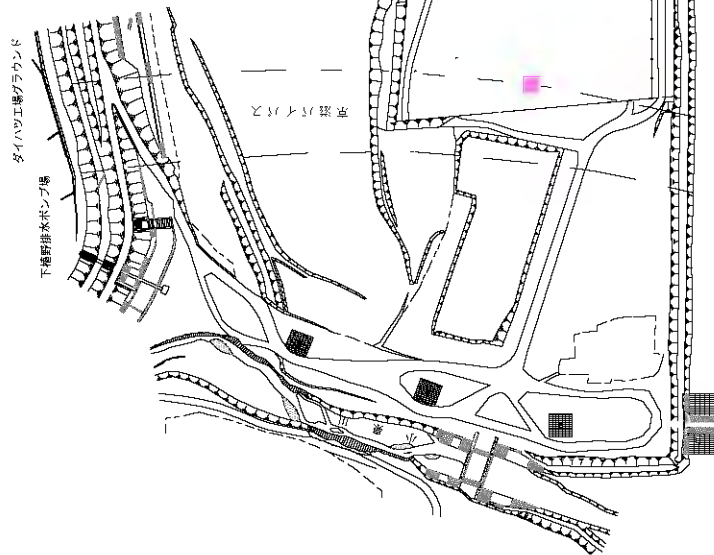


記号	種別
●	トイレ
●	ゴミ集積場



## 39. 島本地区

# トイレ・ゴミ集積所図



記号	種別
●	トイレ
●	ゴミ集積場

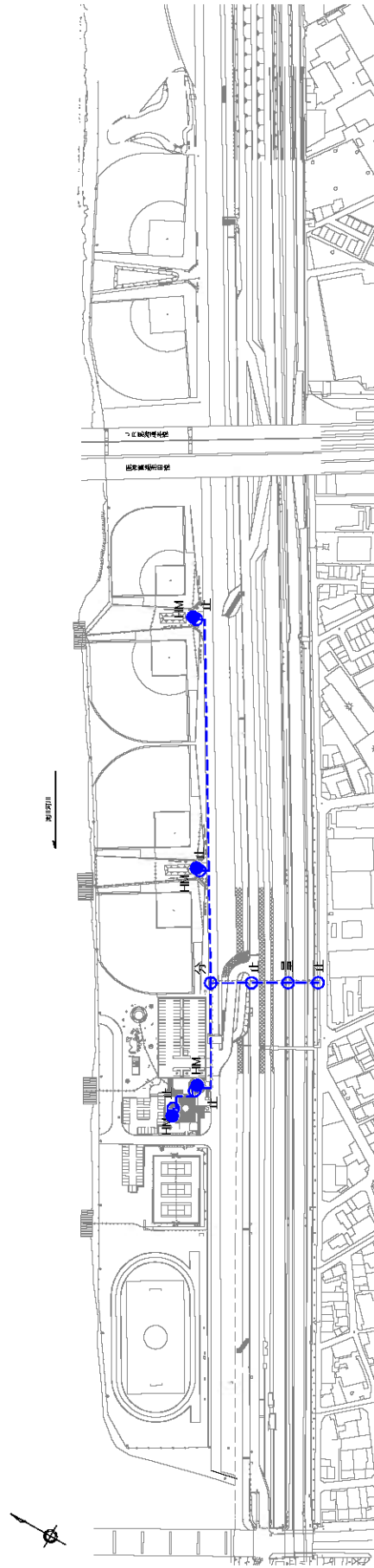


## 40. 大山崎地区



## 2. 給水・電気系統図

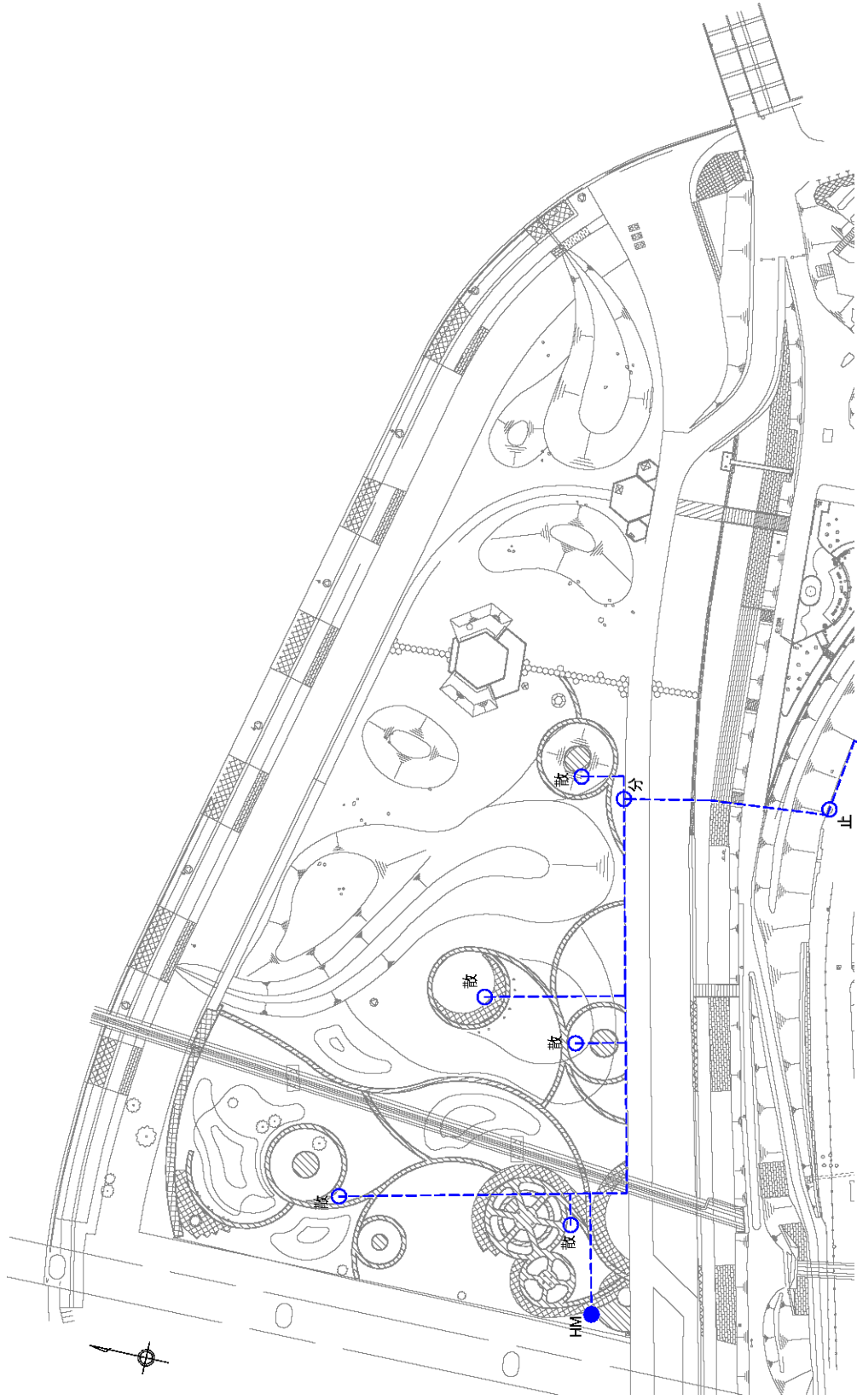
# 給水・電気系統図



凡 例	
●	HM 水飲み施設
○	分 水道分水栓
○	止 水道止水栓
○	仕 水道仕切弁
○	散 散水栓
○	空 空気弁

## 1.海老江地区

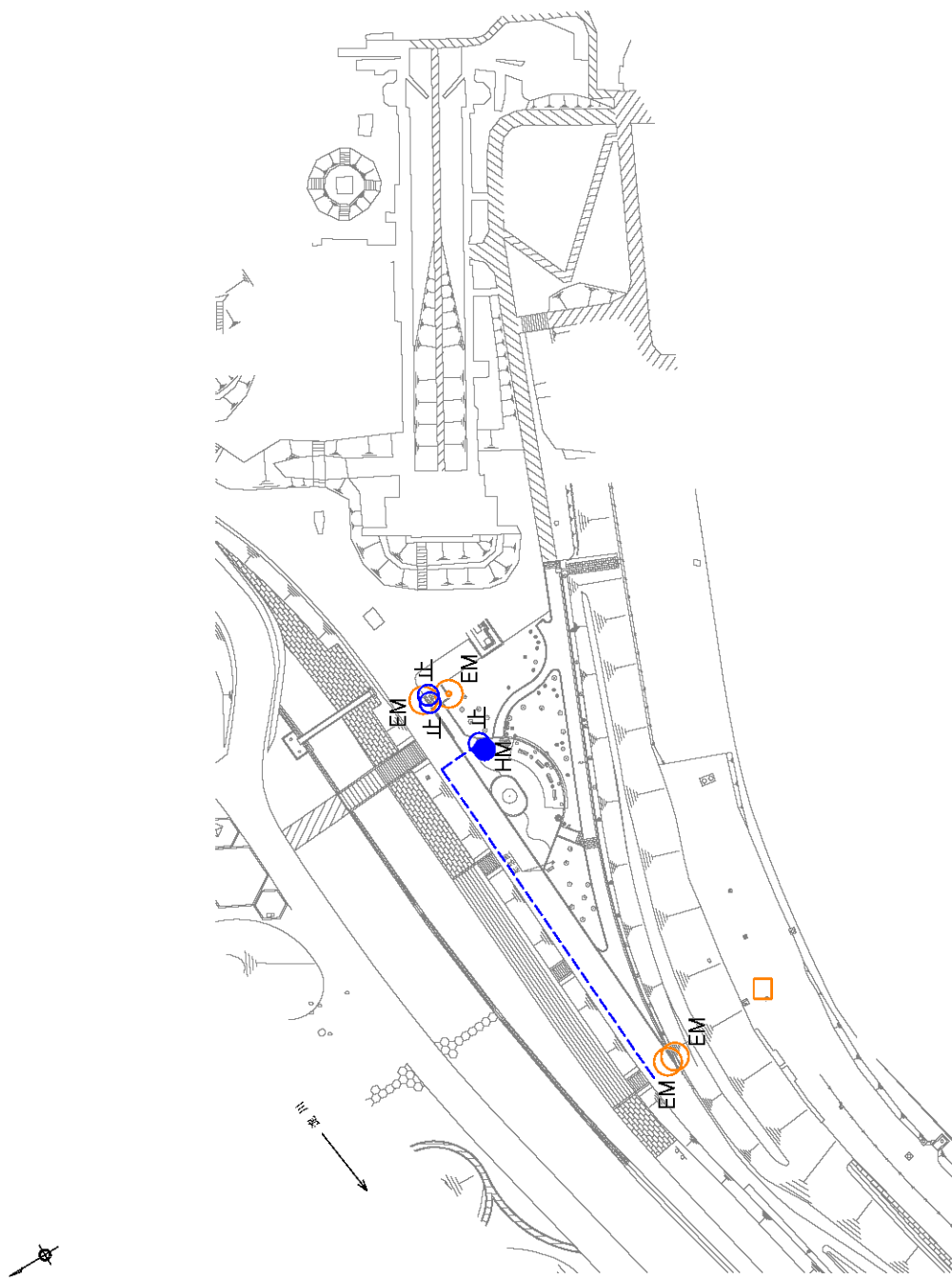
# 給水・電気系統図



凡 例	
HM	水飲み施設
○	水道分水栓
○	水道止水栓
○	水道仕切弁
○	散水栓
○	空気弁

## 3.長柄地区

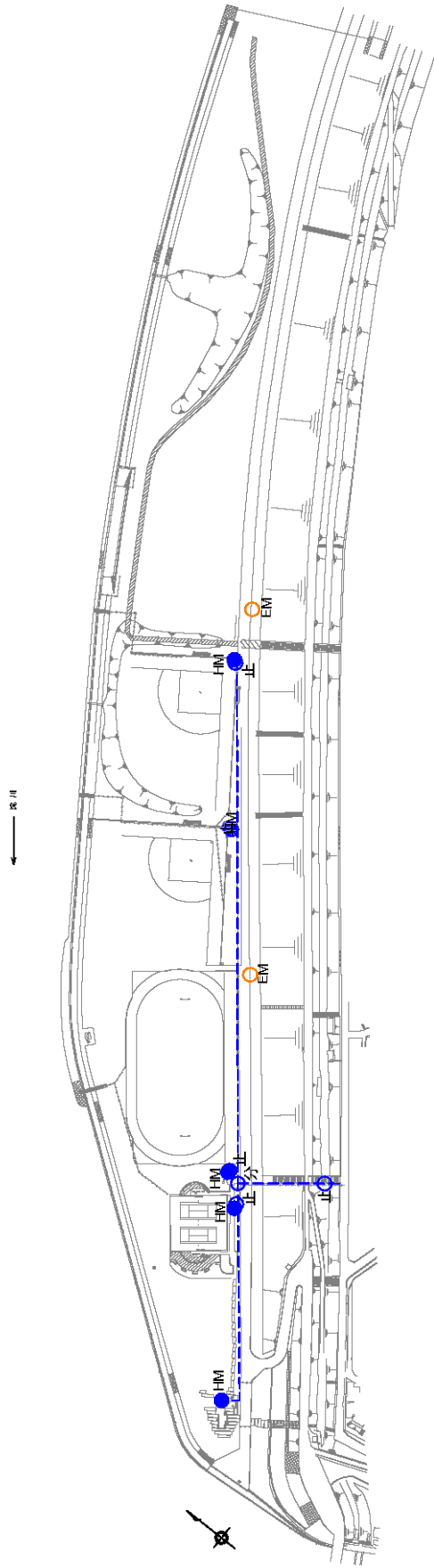
# 給水・電気系統図



凡 例	
HM	水飲み施設
●	水道分水栓
○	水道止水栓
○	水道仕切弁
○	散水栓
○	空気弁
○	電気アホール 電気・通信マニホール
○	制御盤・操作盤・変電盤 電気ボックス・電源ボックス
□	

## 4.長柄河畔地区

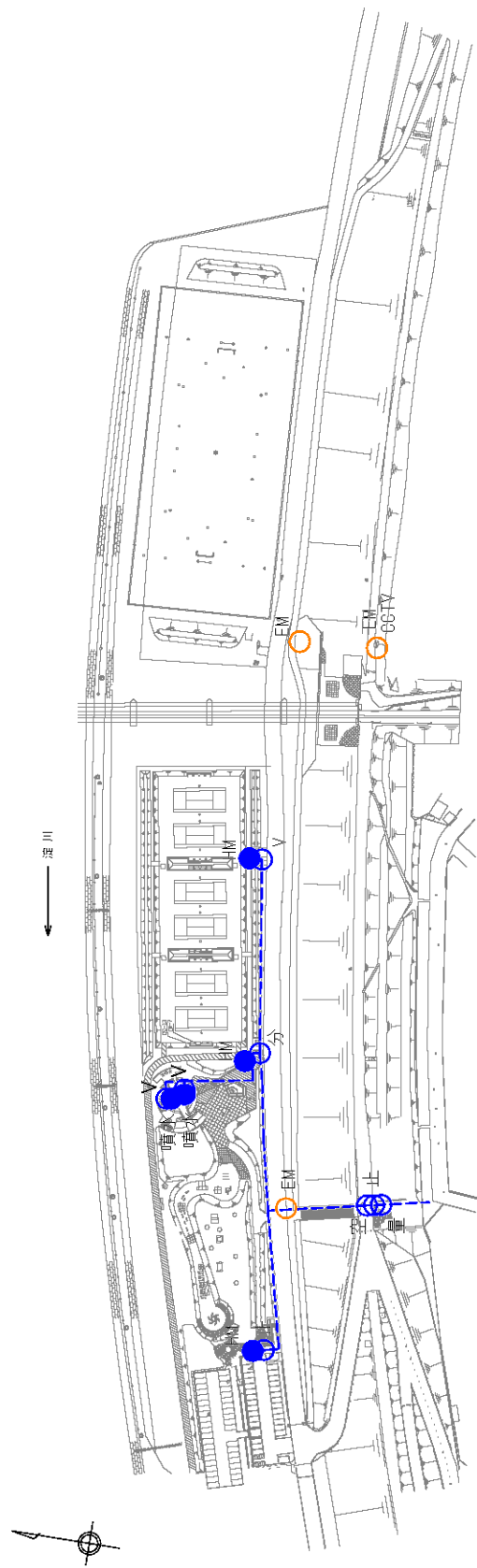
# 給水・電気系統図



凡 例	
● HM	水飲み施設
○ 分	水道分水栓
○ 止	水道止水栓
○ 仕	水道仕切弁
○ 散	散水栓
○ 空	空気弁
○ EM	電気マシナホール 電気・通信マシナホール
□	制御盤・操作盤等電器 電気ボックス電源ボックス

## 5.毛馬地区

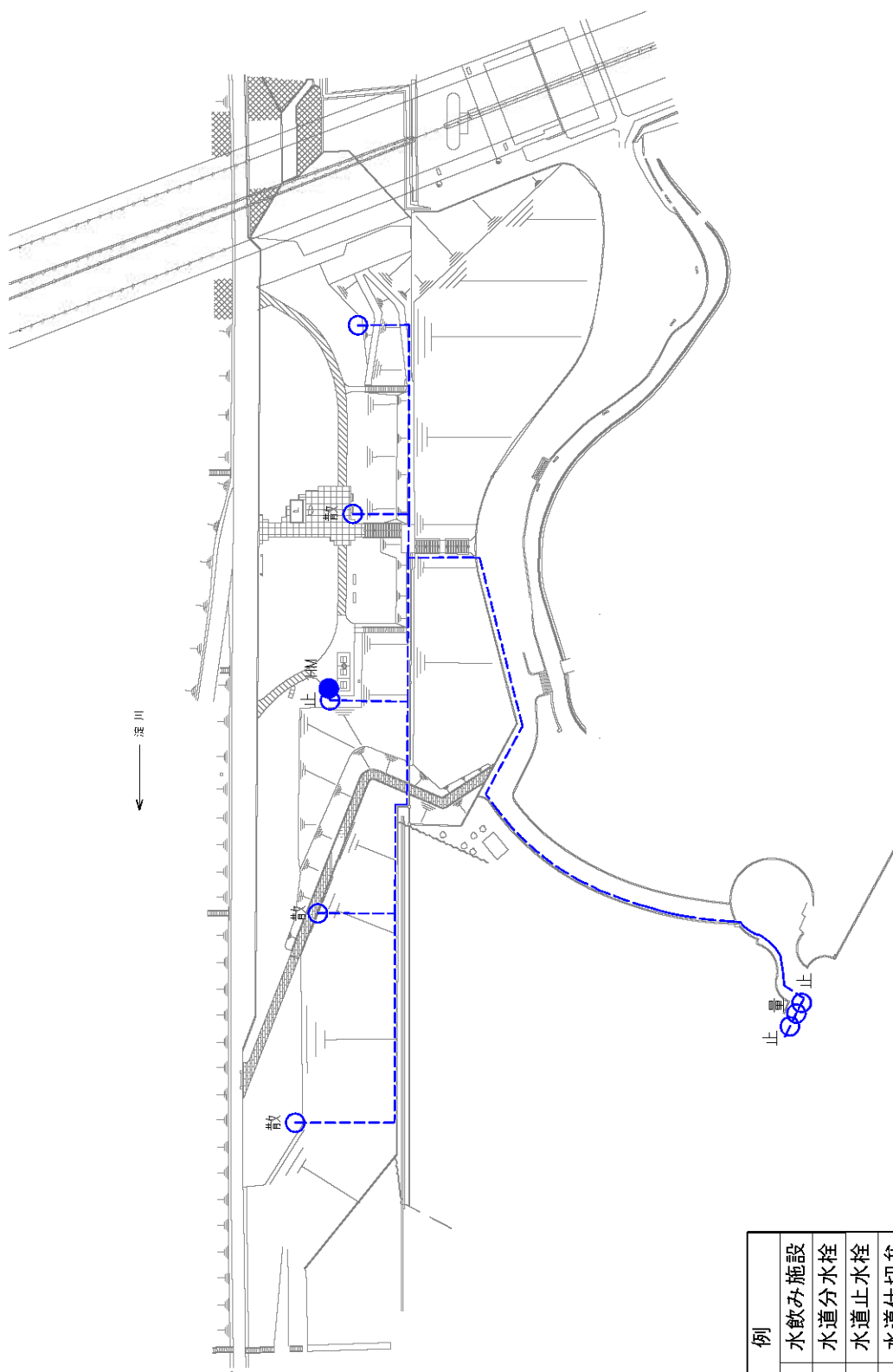
# 給水・電気系統図



凡 例	
●	HM 水飲み施設
○	分 水道分水栓
○	止 水道止水栓
○	仕 水道仕切弁
○	散 散水栓
○	空 空気弁
○	EM 電気マホール 電気通信マホール
□	制御盤・操作盤・受電盤 電気ボックス・電源ボックス

## 6. 赤川地区

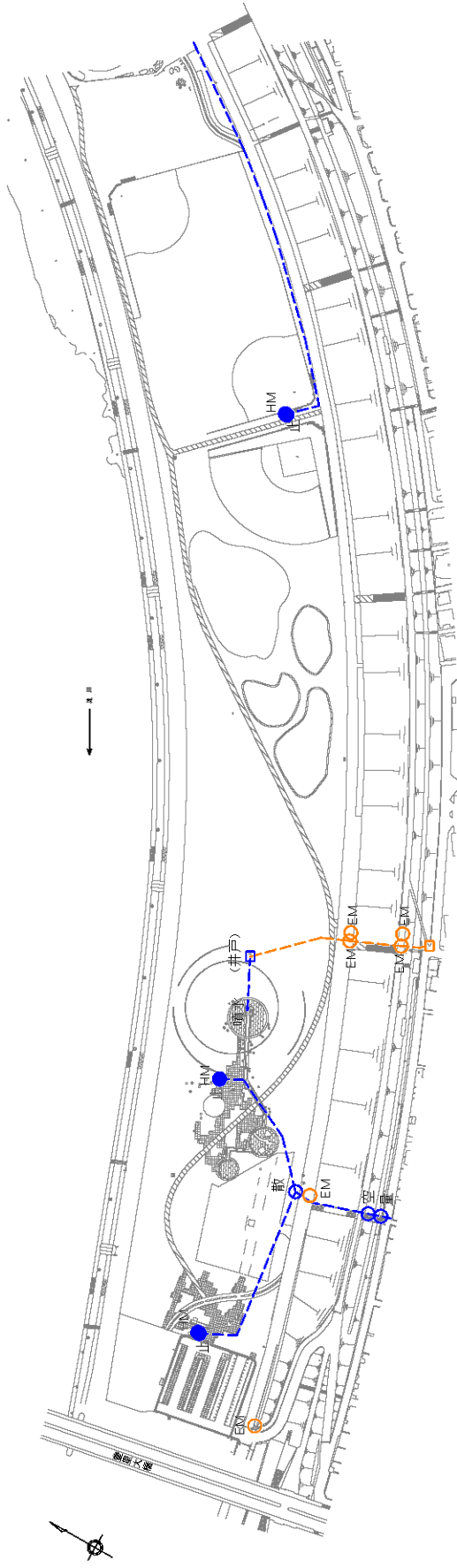
# 給水・電気系統図



凡 例	
●	HM 水飲み施設
○	分 水道分水栓
○	止 水道止水栓
○	仕 水道仕切弁
○	散 散水栓
○	空 空気弁
○	EM 電気マンホール 電気通信マンホール
□	制御盤・操作盤・変電盤 電気ボックス・電源ボックス

## 7.城北河畔地区

# 給水・電気系統図

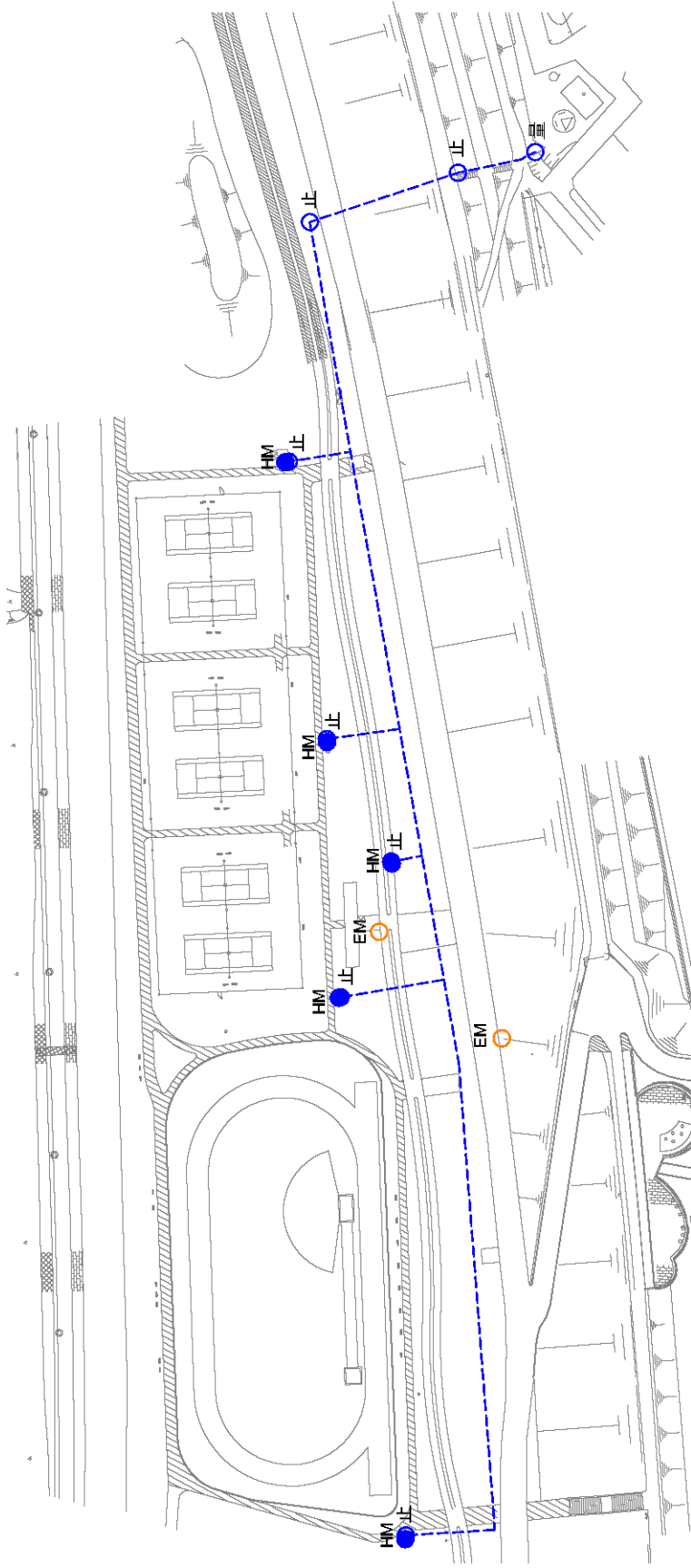


凡 例	
● HM	水飲み施設
○ 分	水道分水栓
○ 止	水道止水栓
○ 仕	水道仕切弁
○ 散	散水栓
○ 空	空気弁
EM	電気アンホール 電気通信アンホール 制御盤・操作盤等電器 電気ボックス電源ボックス

## 8. 太子橋地区

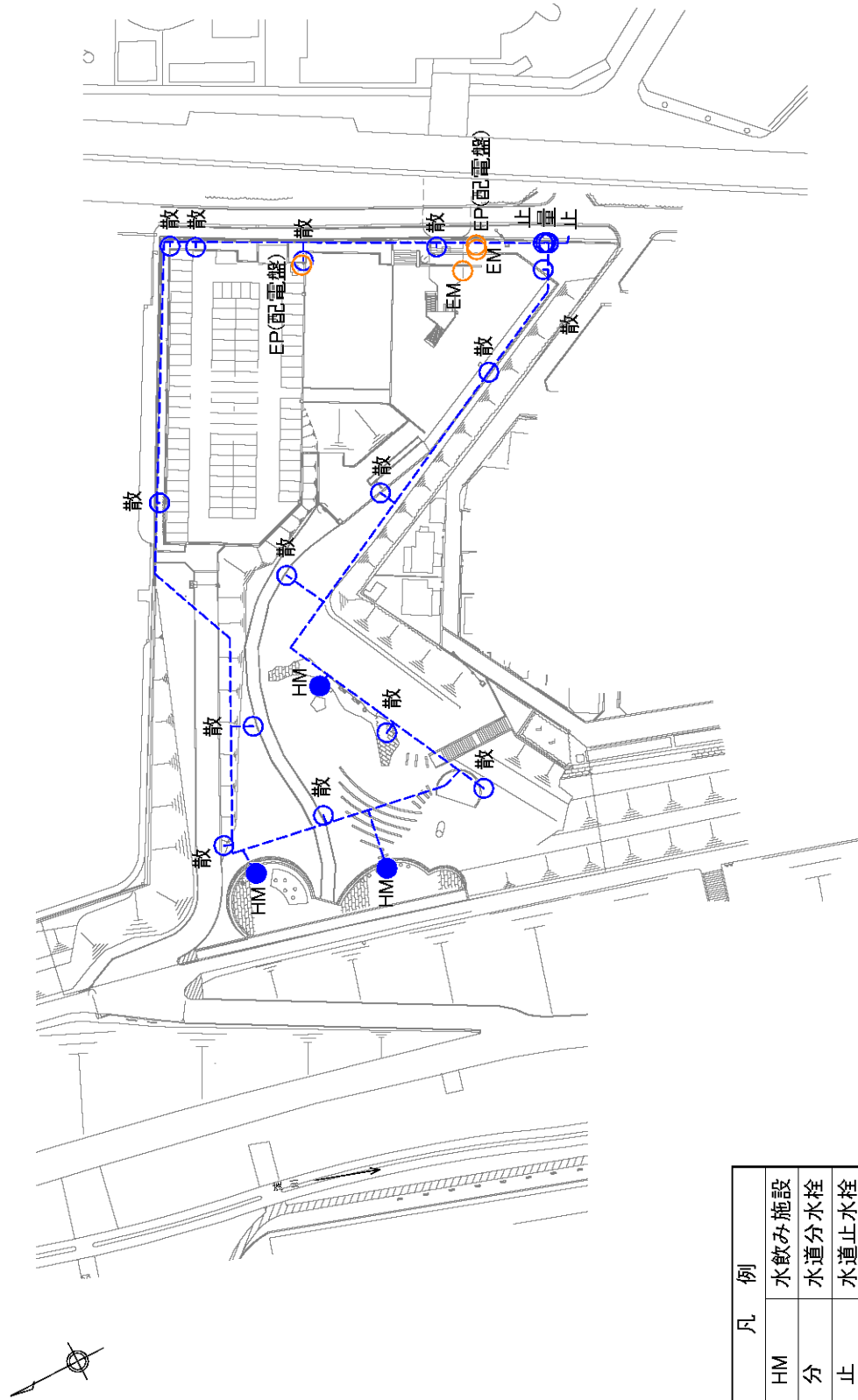


# 給水・電気系統図



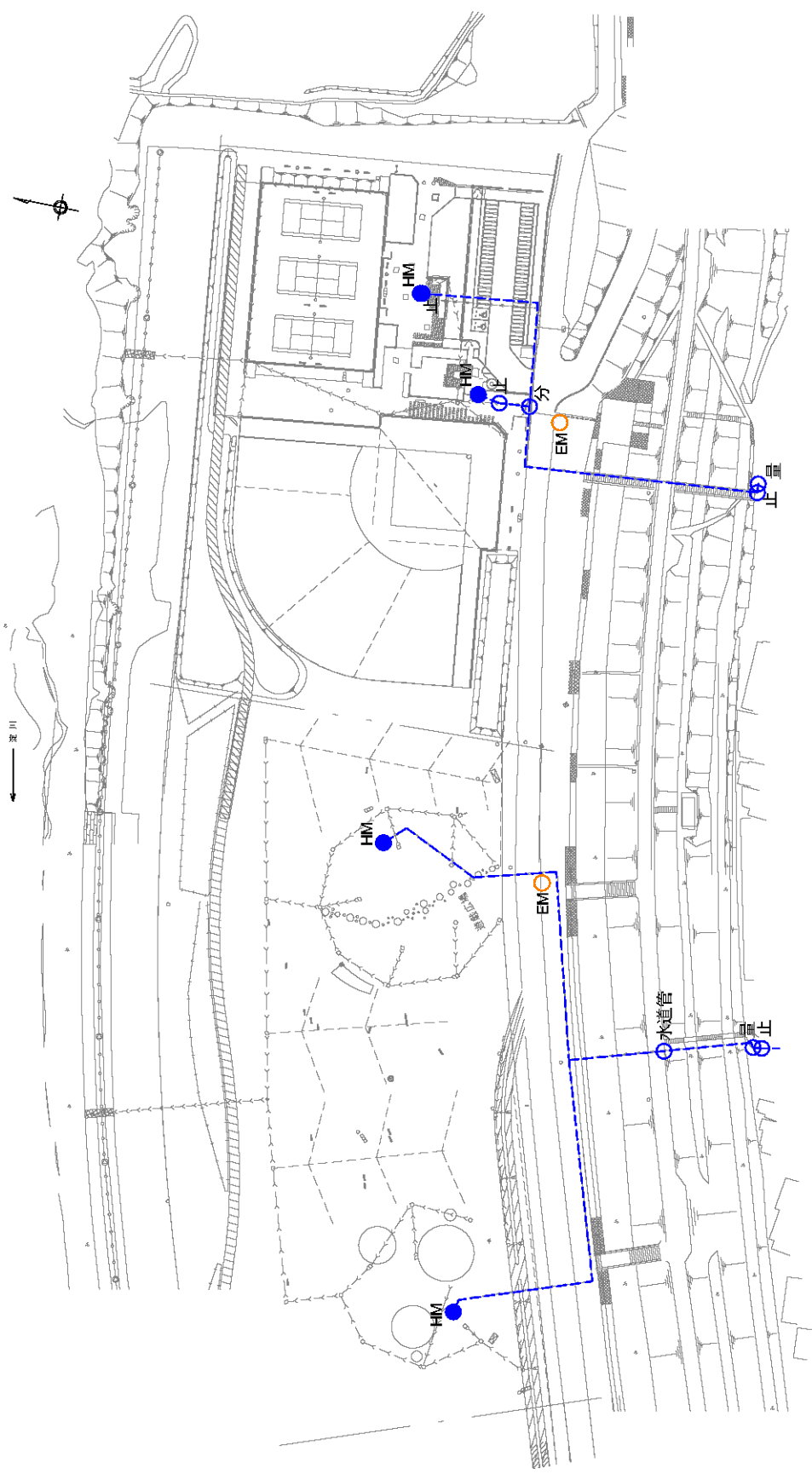
凡 例	
● HM	水飲み施設
○ 分	水道分水栓
○ 止	水道止水栓
○ 仕	水道仕切弁
○ 散	散水栓
○ 空	空気弁
○ EM	電気アホール 電気通信マホール
□	制御盤・操作盤等機器 電気ボックス電源ボックス

# 給水・電気系統図



凡 例	
● HM	水飲み施設
○	水道分水栓
○	水道止水栓
○	水道仕切弁
○	散水栓
○	空気弁
○ EM	電気マンホール 電気・通信マンホール
□	制御盤・操作盤受電盤 電気ボックス電源ボックス

# 給水・電気系統図



凡例	
HM	水飲み施設
○	水道分水栓
○	水道止水栓
○	水道仕切弁
○	散水栓
○	空気弁
○	電気アンホール
○	電気通気アンホール
□	制御盤・操作盤・変電盤
□	電気パンク・電源ボックス

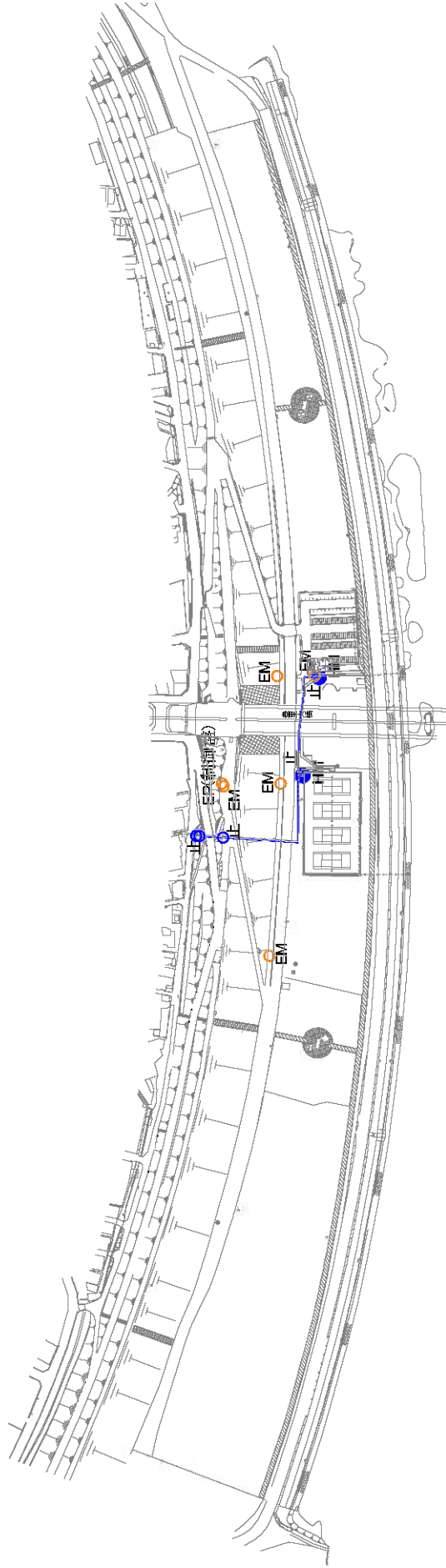
# 給水・電気系統図



凡 例	
●	HM 水飲み施設
○	分 水道分水栓
○	止 水道止水栓
○	仕 水道仕切弁
○	散 散水栓
○	空 空気弁
□	水BOX 水道ボックス
○	EM 電気マンホール 電気通信マンホール
□	制御盤・操作盤・変電盤 電気ボックス・電源ボックス

## 15.西中島地区

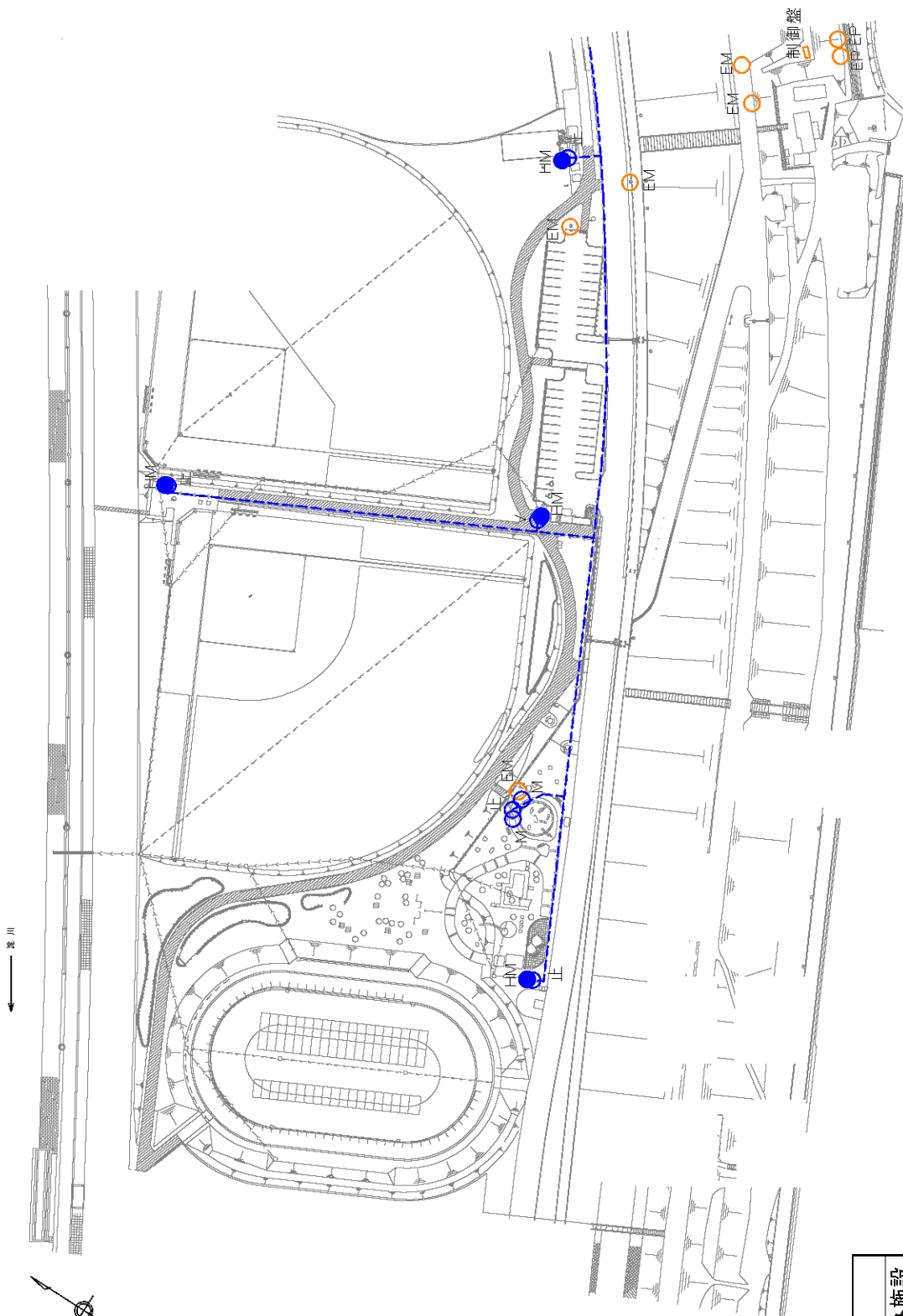
# 給水・電気系統図



凡 例	
● HM	水飲み施設
○ 分	水道分水栓
○ 止	水道止水栓
○ 仕	水道仕切弁
○ 散	散水栓
○ 空	空気弁
○ EM	電気マシナホール 電気・通信マシナール
□	制御盤・操作盤新機盤 電気ホックス電源ホック

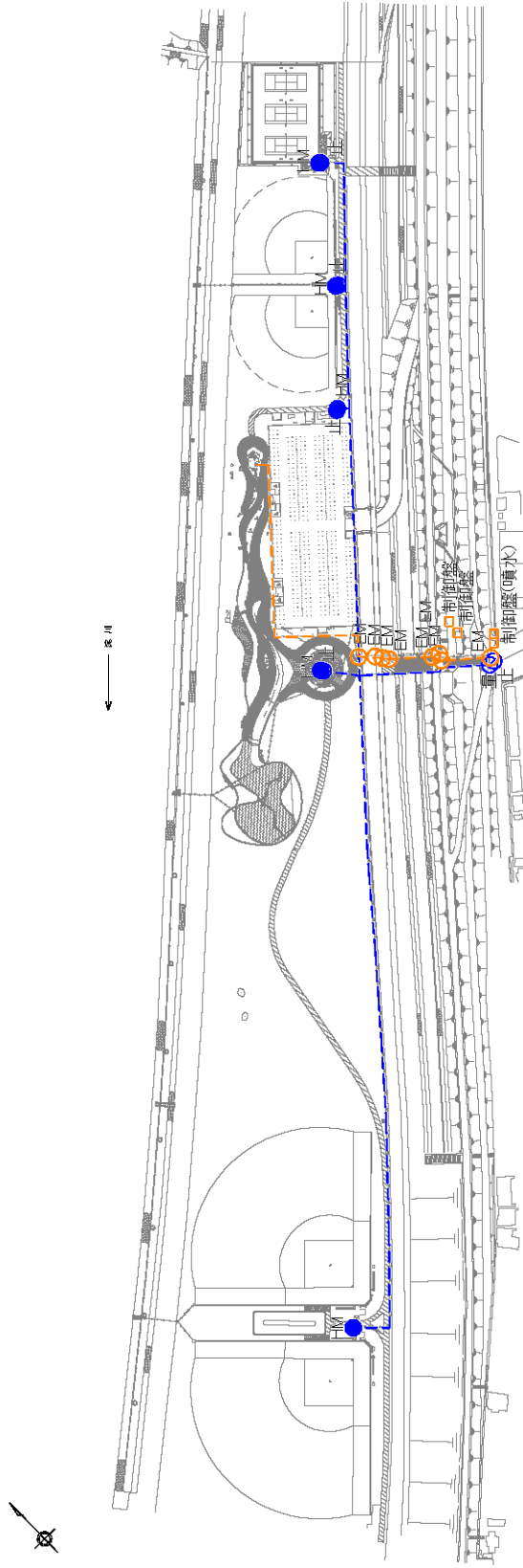
## 16. 豊里地区

# 給水・電気系統図



凡	例
●	HIM 水飲み施設
○	分 水道分水栓
○	止 水道止水栓
○	仕 水道仕切弁
○	散 散水栓
○	空 空気弁
○	EM 電気マンホール 電気通信マンホール
□	制御盤・操作盤等電器 電気ボックス電源ボックス

# 給水・電気系統図

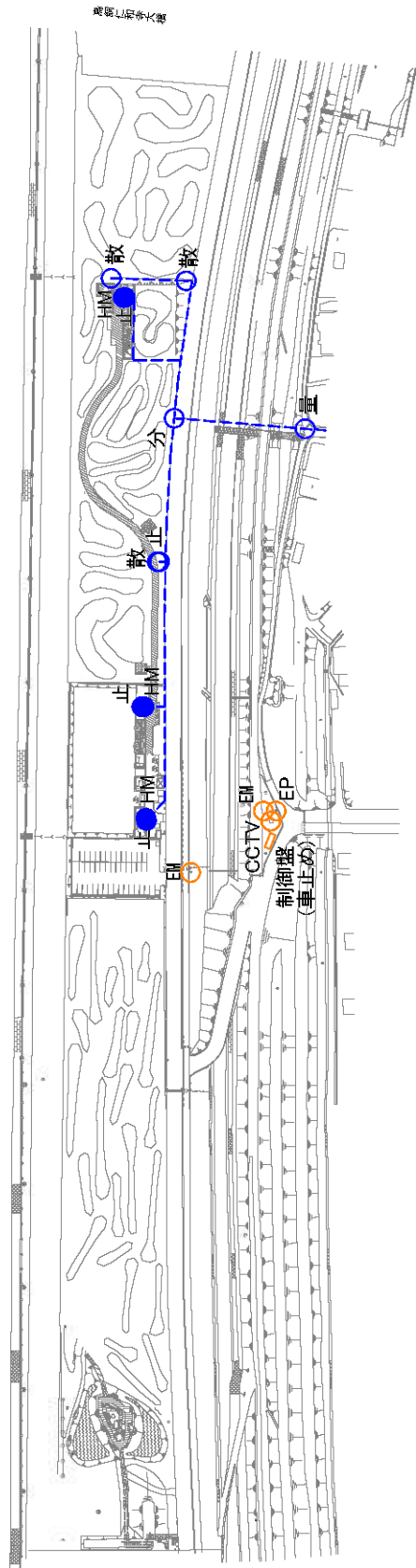


凡例	
●	HM 水飲み施設
○	分 水道分水栓
○	止 水道止水栓
○	仕 水道仕切弁
○	散 散水栓
○	空 空気弁
○	EM 電気マンホール 電気・通信マンホール
□	制御盤・操作盤等電盤 電気ボックス・電源ボックス

# 給水・電気系統図



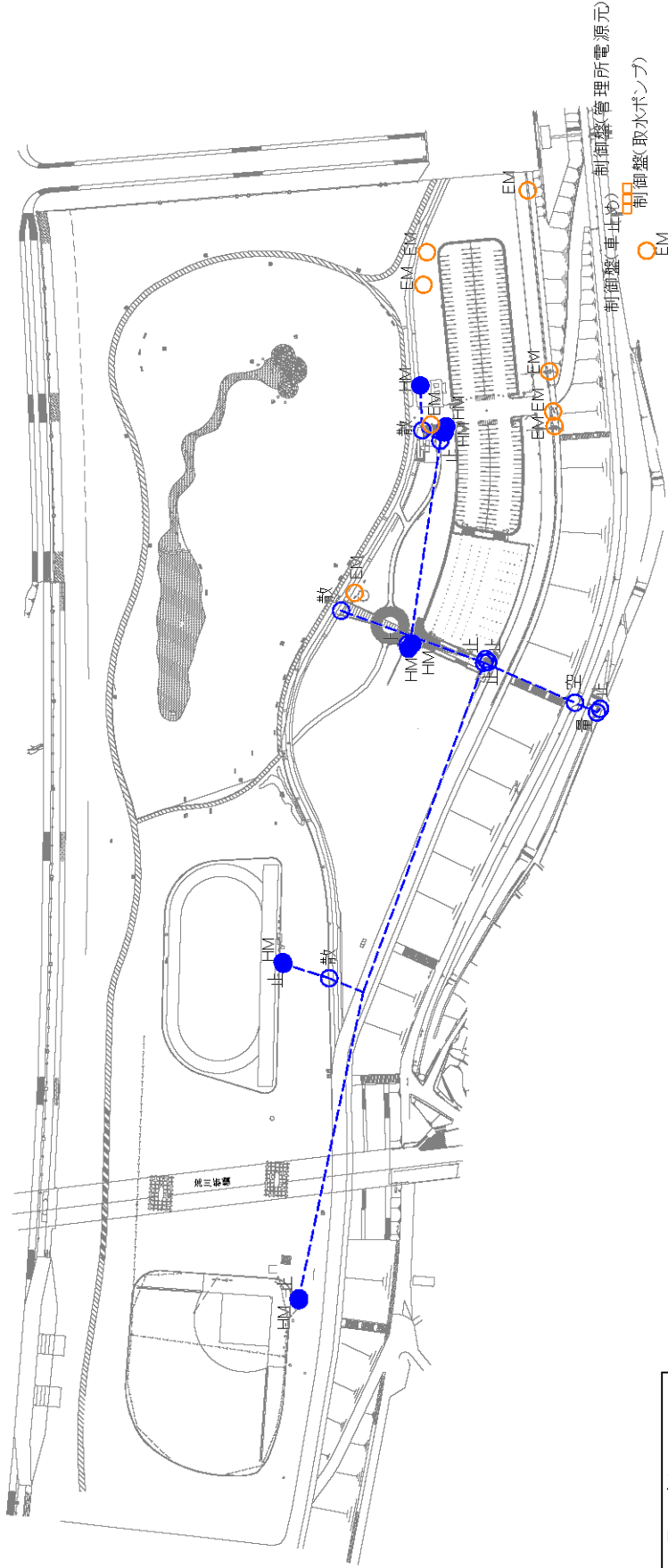
← 渡川



凡例	
● HM	水飲み施設
○ 分	水道分水栓
○ 止	水道止水栓
○ 仕	水道仕切弁
○ 散	散水栓
○ 空	空気弁
○ EM	電気マンホール 電気・通信マンホール
□	制御盤・操作盤・受電盤 電気ボックス電源ボックス

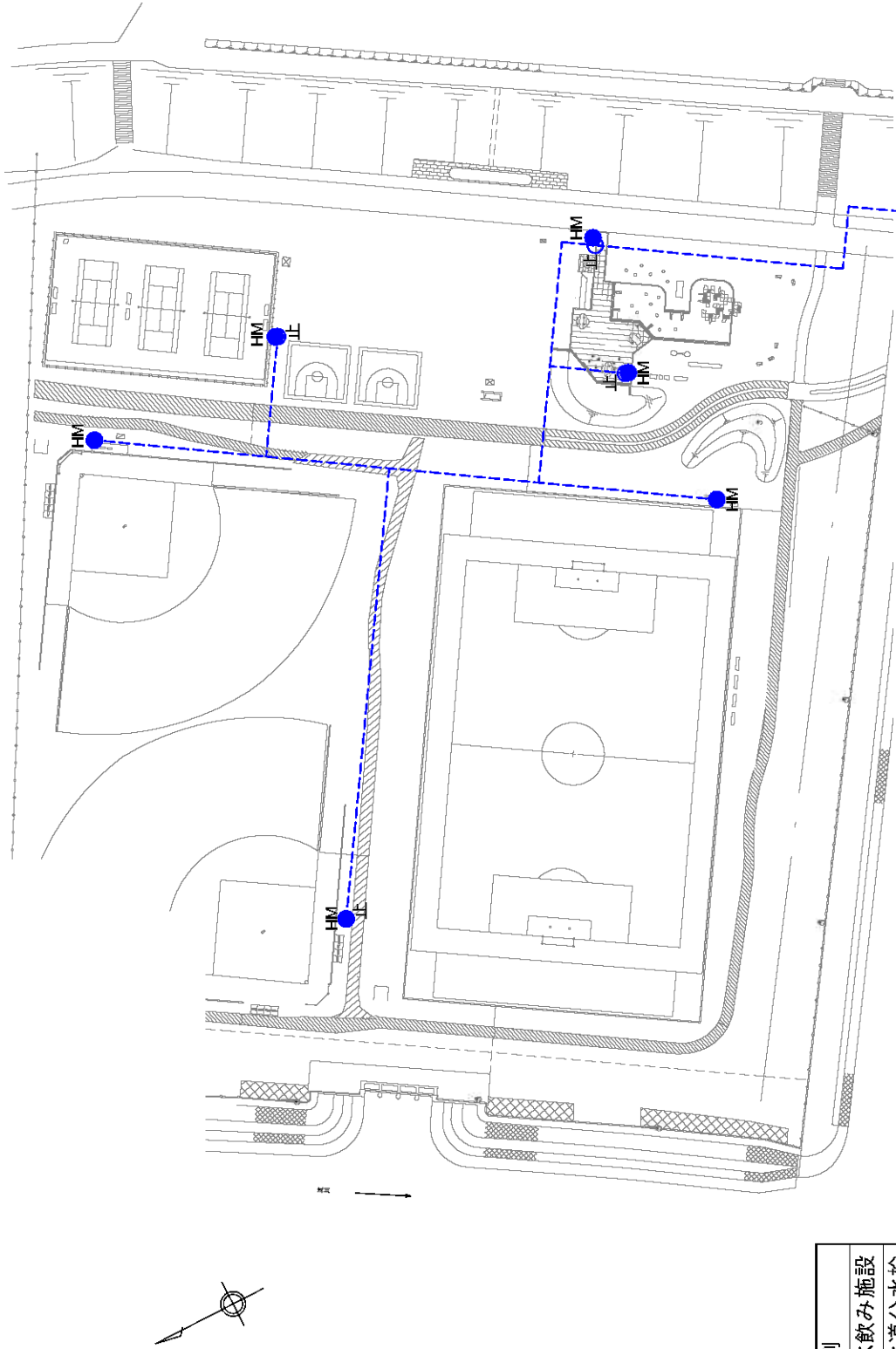


# 給水・電気系統図



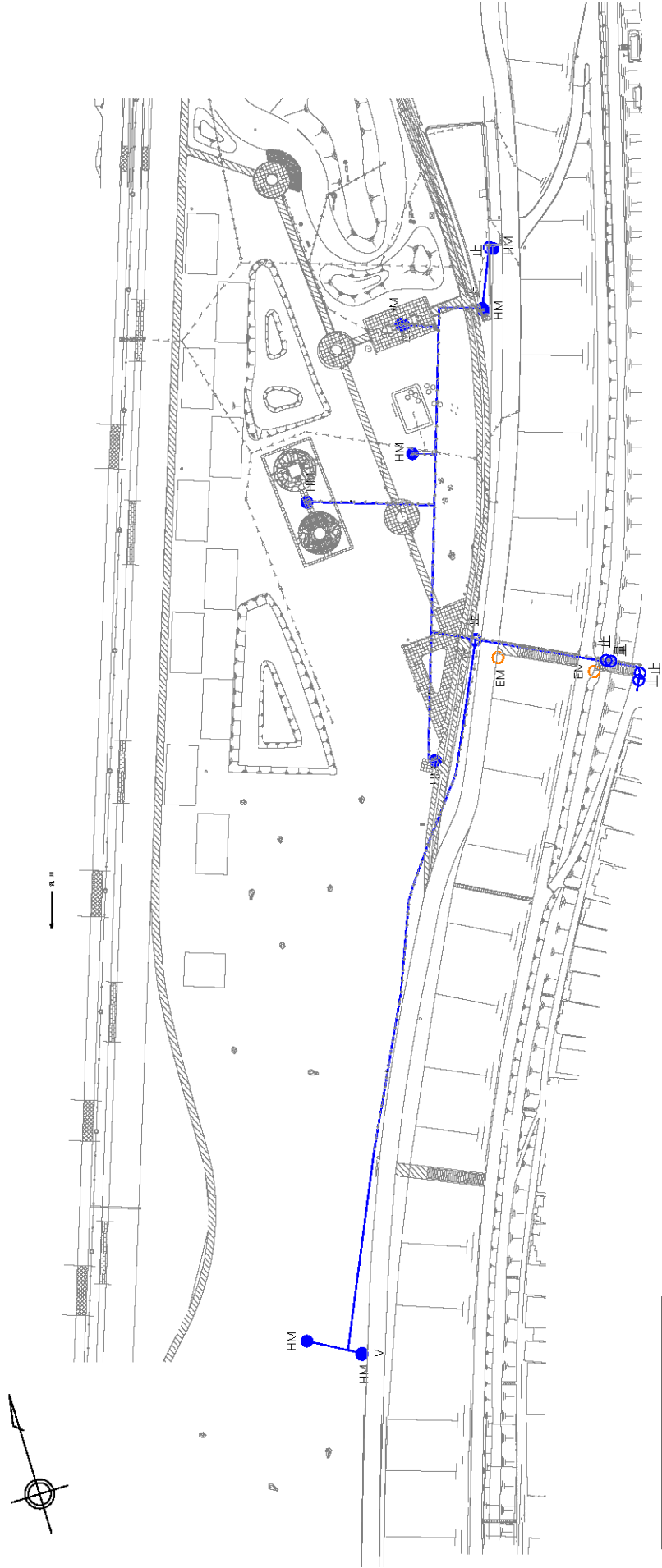
凡 例	
● HM	水飲み施設
○ 分	水道分水栓
○ 止	水道止水栓
○ 仕	水道仕切弁
○ 散	散水栓
○ 空	空気弁
○ EM	電気マホール 電気・通風マホール
□	制御盤・操作盤受電盤 電気ボックス・電源ボックス

# 給水・電気系統図



凡 例	
HM	水飲み施設
●	水飲み施設
○	水道分水栓
○	水道止水栓
○	水道仕切弁
○	散水栓
○	空気弁
○	電気アホール
○	電気通信マホール
○	制御盤・操作盤等電器
□	電気ボックス電源ボックス

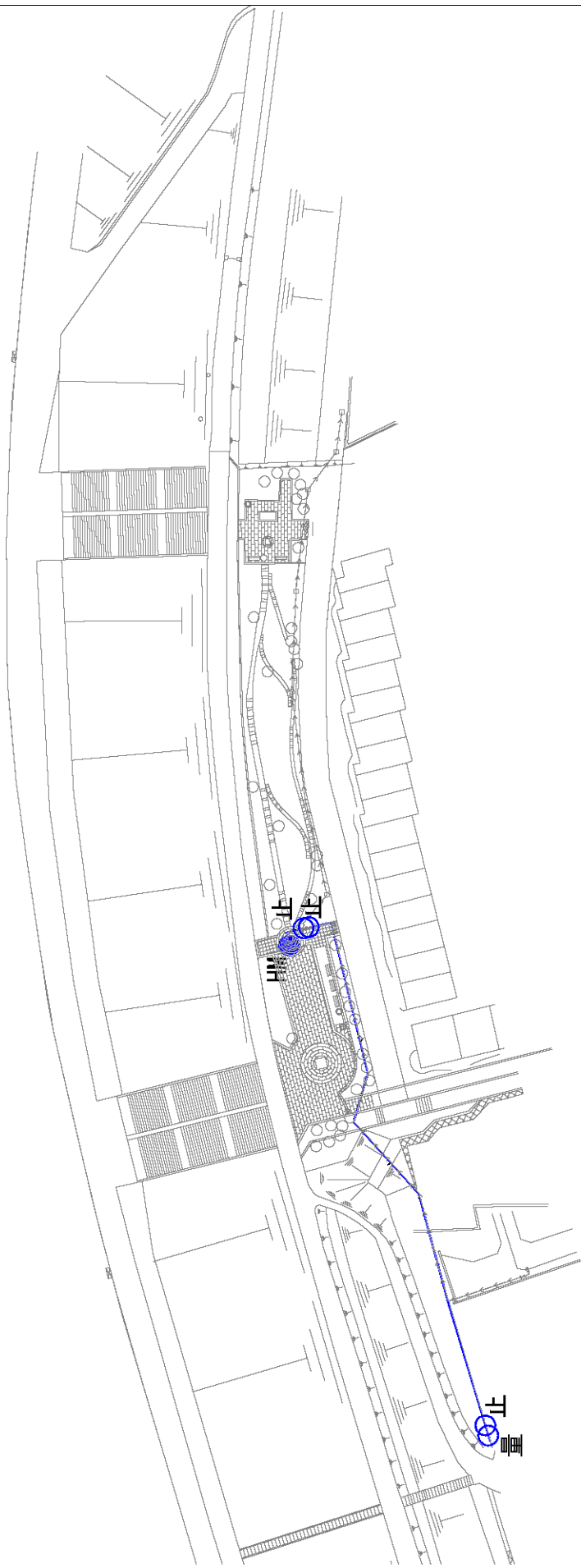
# 給水・電気系統図



凡 例	
HM	水飲み施設
●	水飲み施設
○	水道分水栓
○	水道止水栓
○	水道仕切弁
○	散水栓
○	空気弁
EM	電気マンホール 電気・通信マンホール
○	制御盤・操作盤・変電盤
□	電気ボックス・電源ボックス

# 給水・電気系統図

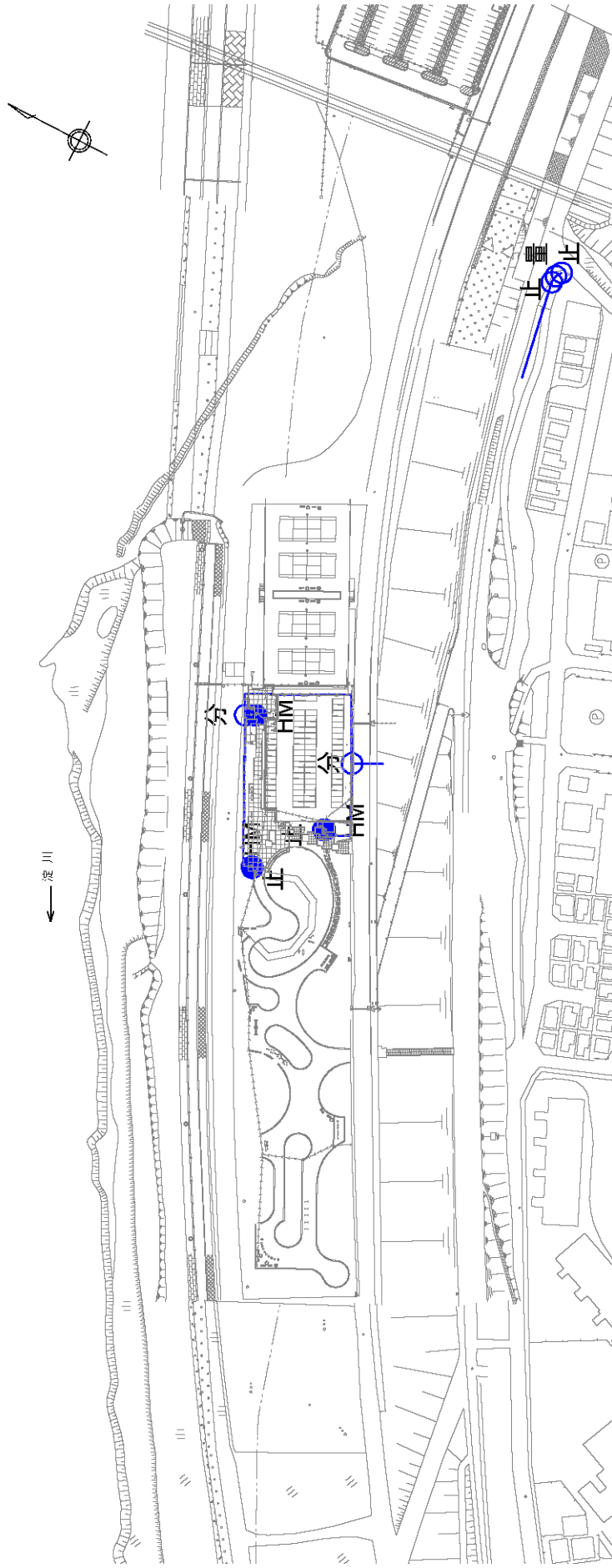
淀川



凡例	
HM	水飲み施設
●	水道分水栓
○	水道止水栓
○	水道仕切弁
○	散水栓
○	空気弁

## 25.出口河畔地区

# 給水・電気系統図



凡例	
HM	水飲み施設
●	水道分水栓
○	水道止水栓
○	水道仕切弁
○	散水栓
○	空気弁

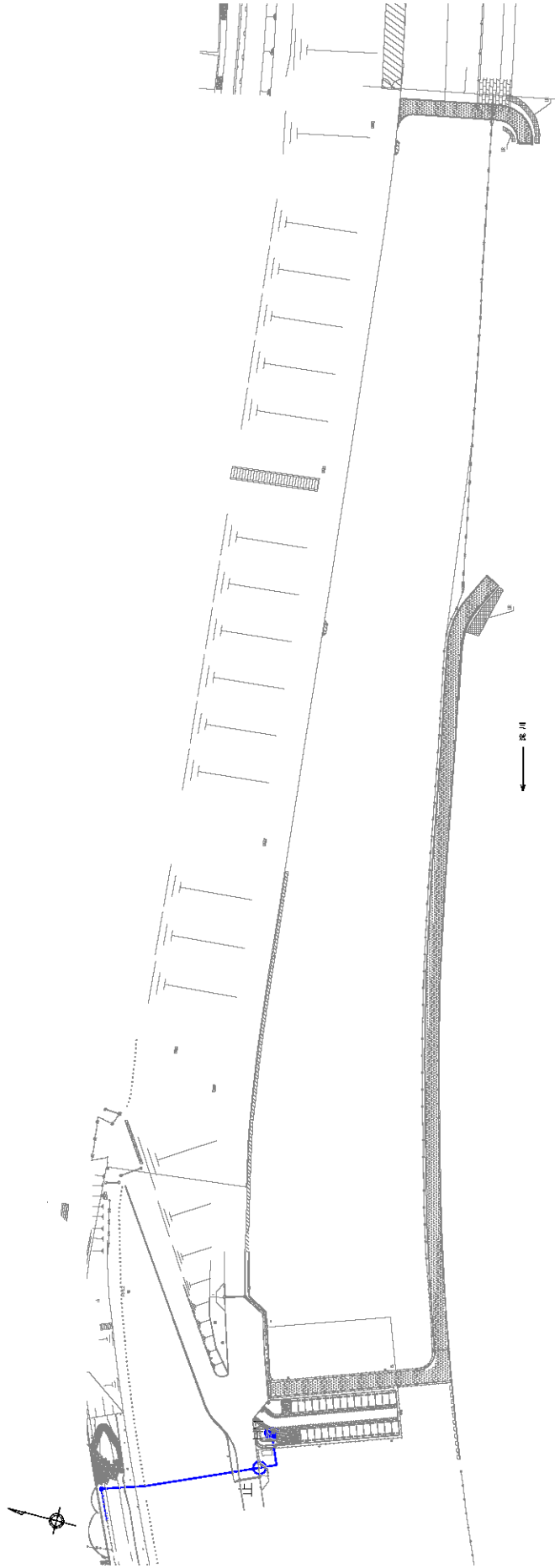
# 給水・電気系統図



凡例	
●	HM 水飲み施設
○	分 水道分水栓
○	止 水道止水栓
○	仕 水道仕切弁
○	散 散水栓
○	空 空気弁
■	電気ケーブル 電気通信ケーブル
■	制図用 棒線管等 電気用23電線管等

## 28.枚方地区

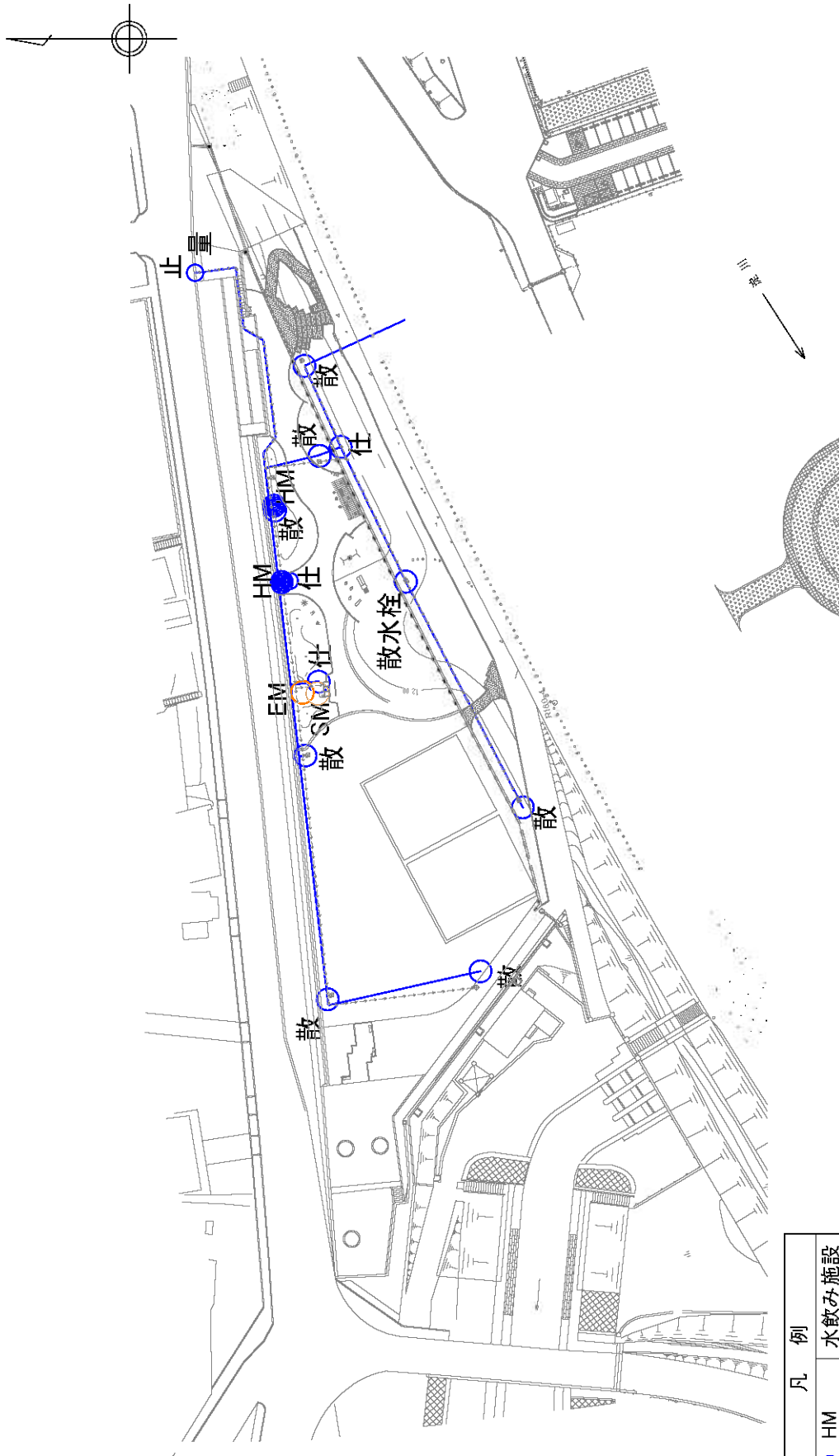
# 給水・電気系統図



凡 例	
● HM	水飲み施設
○ 分	水道分水栓
○ 止	水道止水栓
○ 仕	水道仕切弁
○ 散	散水栓
○ 空	空気弁

## 30.一津屋野草地区

# 給水・電気系統図

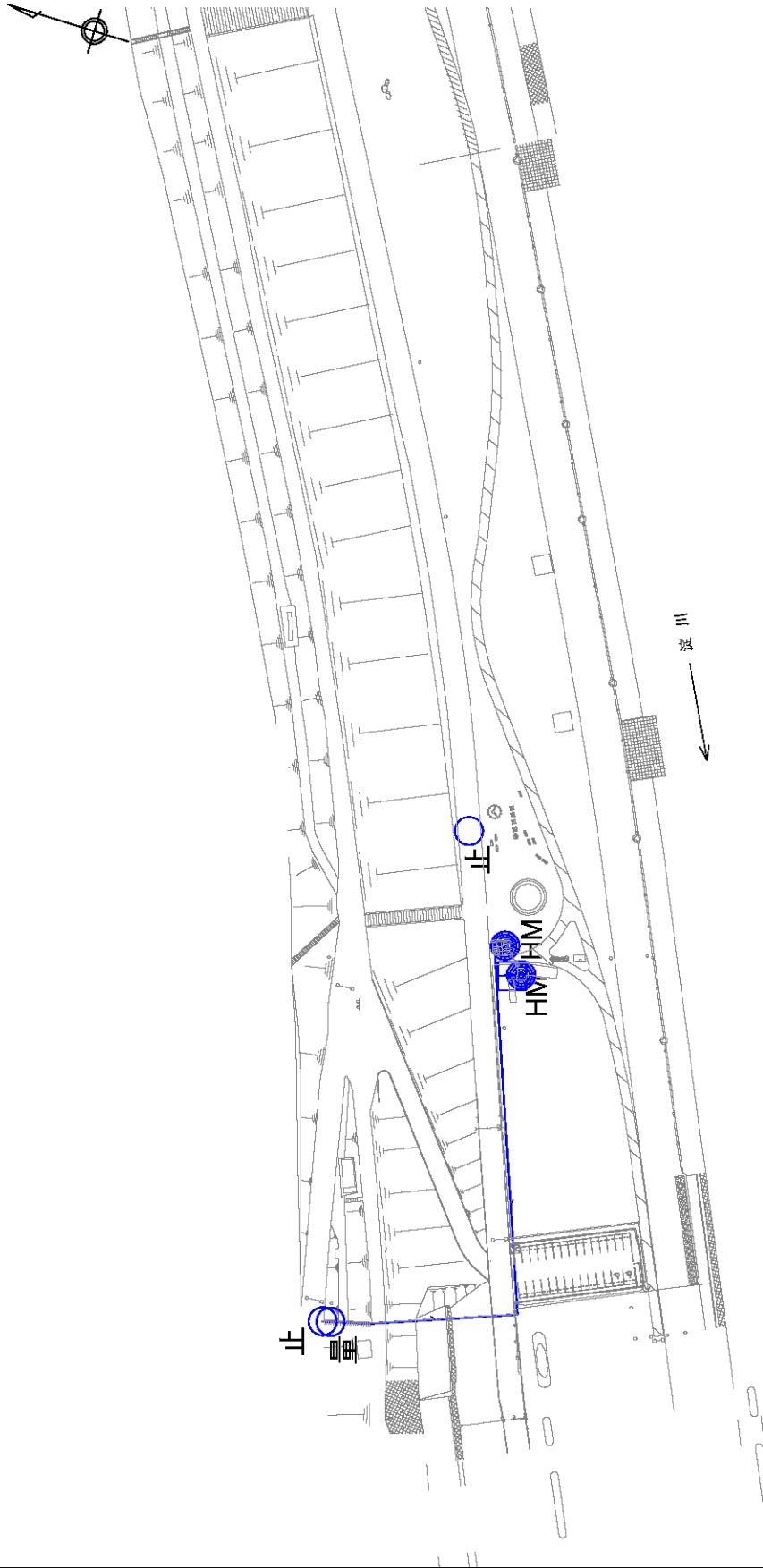


凡例	
HM	水飲み施設
●	水飲み施設
○	水道分水栓
○	水道分水栓
○	水道止水栓
○	水道止水栓
○	水道仕切弁
○	水道仕切弁
○	散水栓
○	散水栓
○	空気弁
○	空気弁
○	電気コントロール
○	電気・通信コントロール
□	制御盤・操作盤受電盤
□	電気コントロール

## 31. 津屋河畔地区

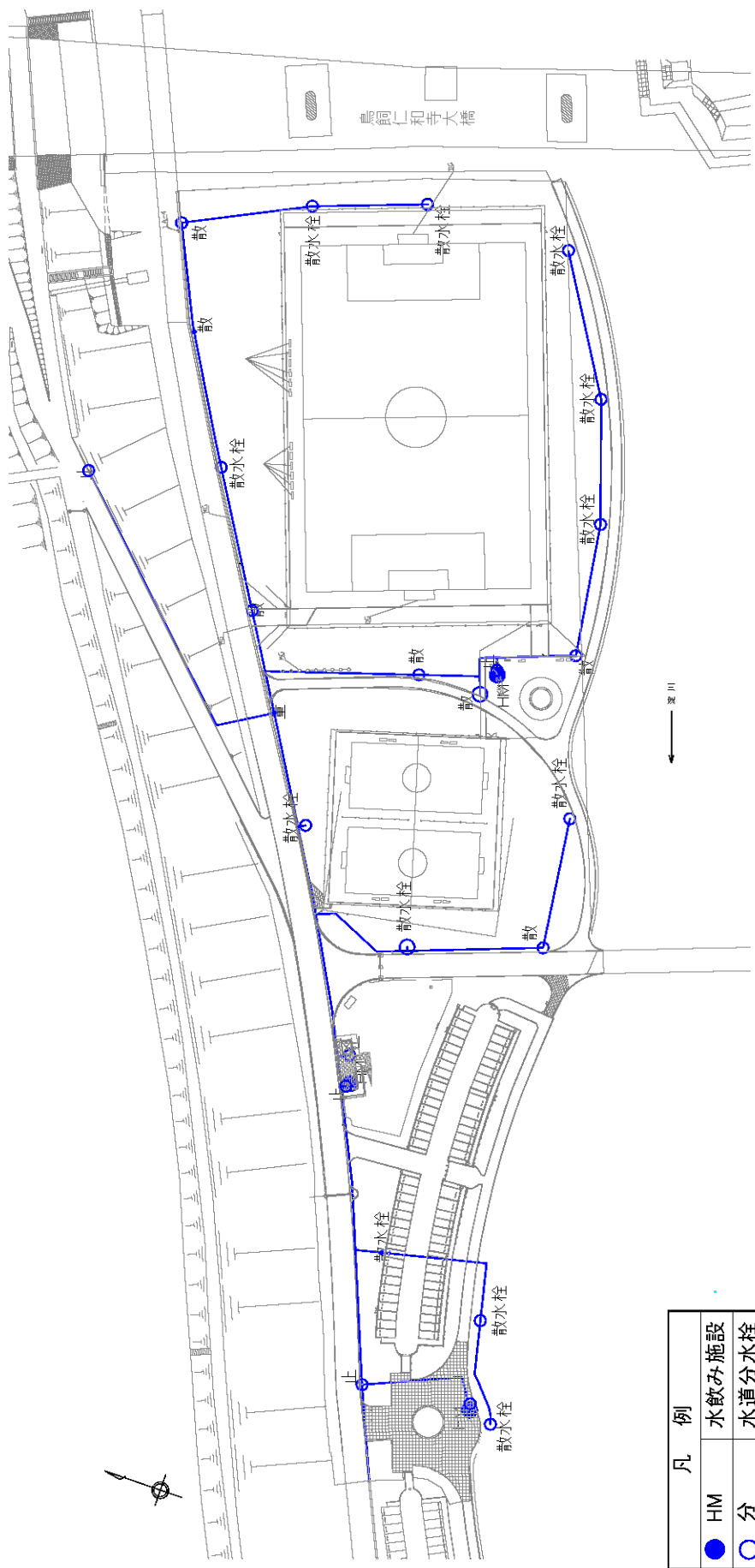


# 給水・電気系統図



凡 例	
● HM	水飲み施設
○ 分	水道分水栓
○ 止	水道止水栓
○ 仕	水道仕切弁
○ 散	散水栓
○ 空	空気弁

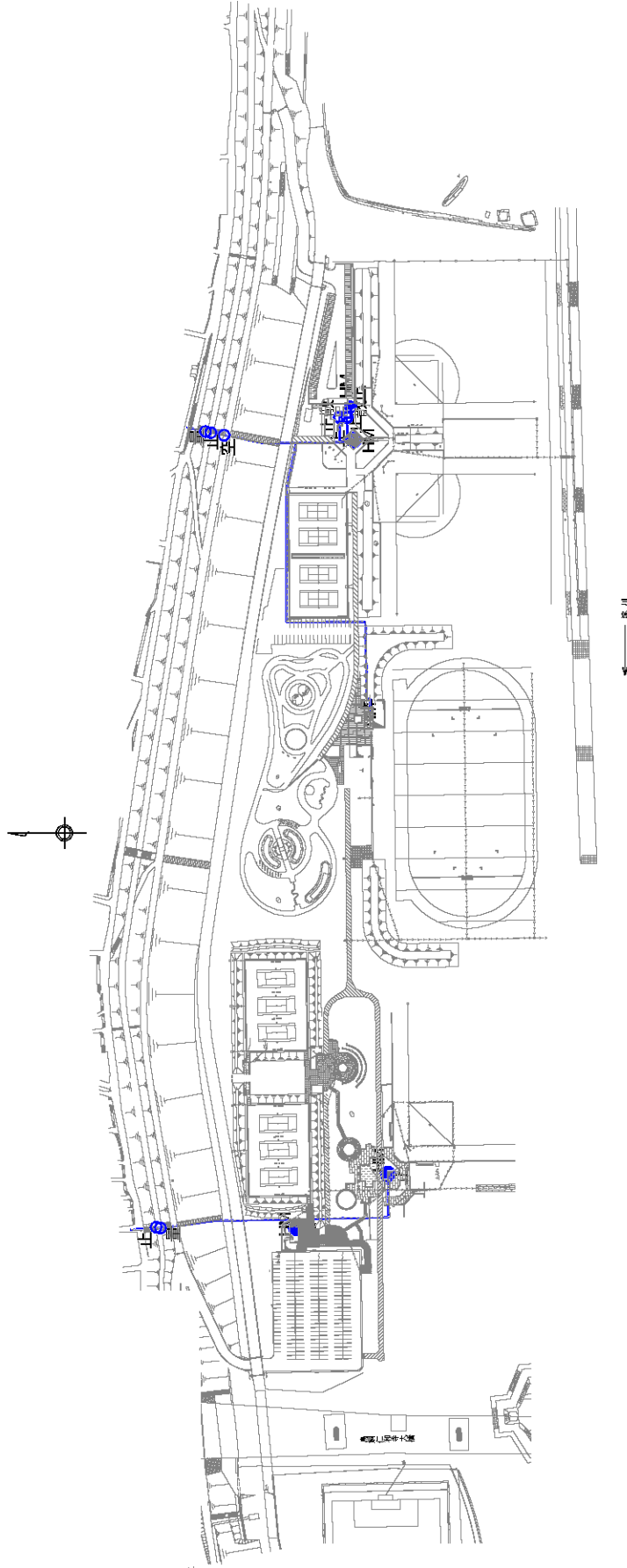
# 給水・電気系統図



凡例	
●	HM 水飲み施設
○	分 水道分水栓
○	止 水道止水栓
○	仕 水道仕切弁
○	散 散水栓
○	空 空気弁

## 34.鳥飼下地区

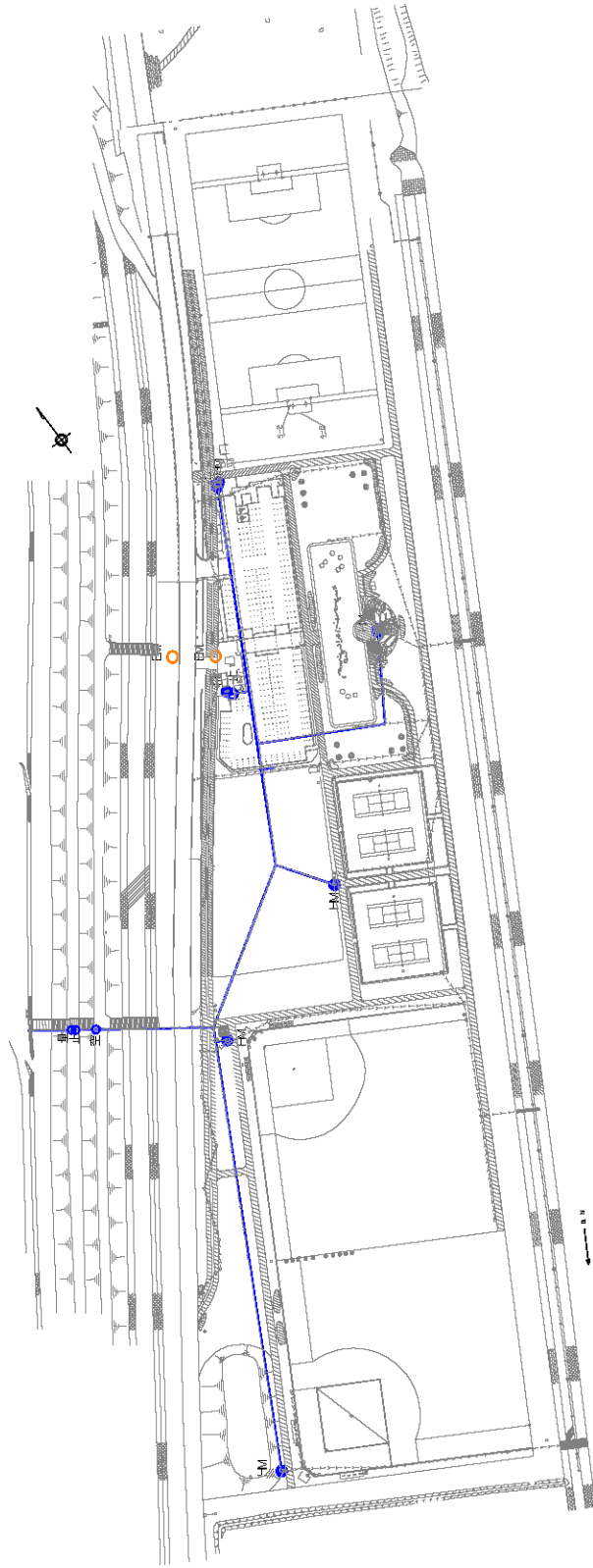
# 給水・電気系統図



凡 例	
HM	水飲み施設
●	水道分水栓
○	水道止水栓
○	水道仕切弁
○	散水栓
○	空気弁

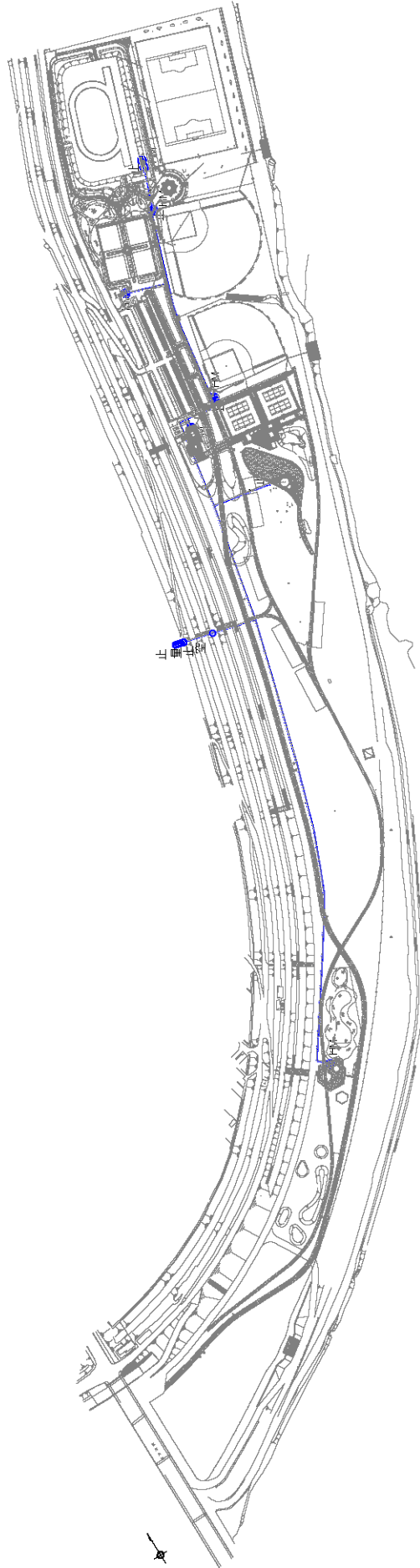
## 35.鳥飼上地区

# 給水・電気系統図



凡 例	
● HM	水飲み施設
○ 分	水道分水栓
○ 止	水道止水栓
○ 仕	水道仕切弁
○ 散	散水栓
○ 空	空気弁
EM	電気マニホール 電気通信マニホール 制御盤・操作盤等電盤 電気ボックス電源ボックス

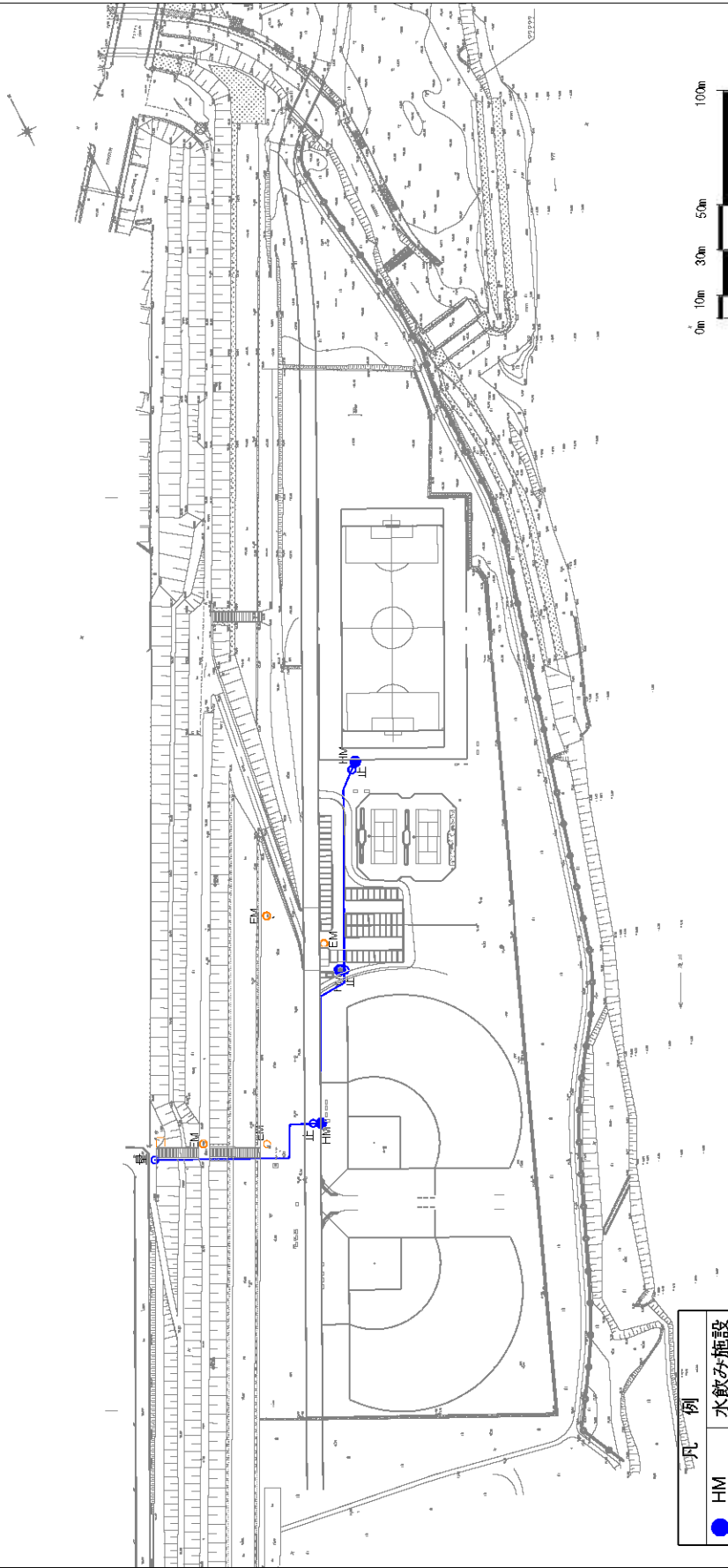
給水・電気系統図



凡例	説明
●	HM 水飲み施設
○	分 水道分水栓
○	止 水道止水栓
○	仕 水道仕切弁
○	散 散水栓
○	空 空気弁

38.大塚地区

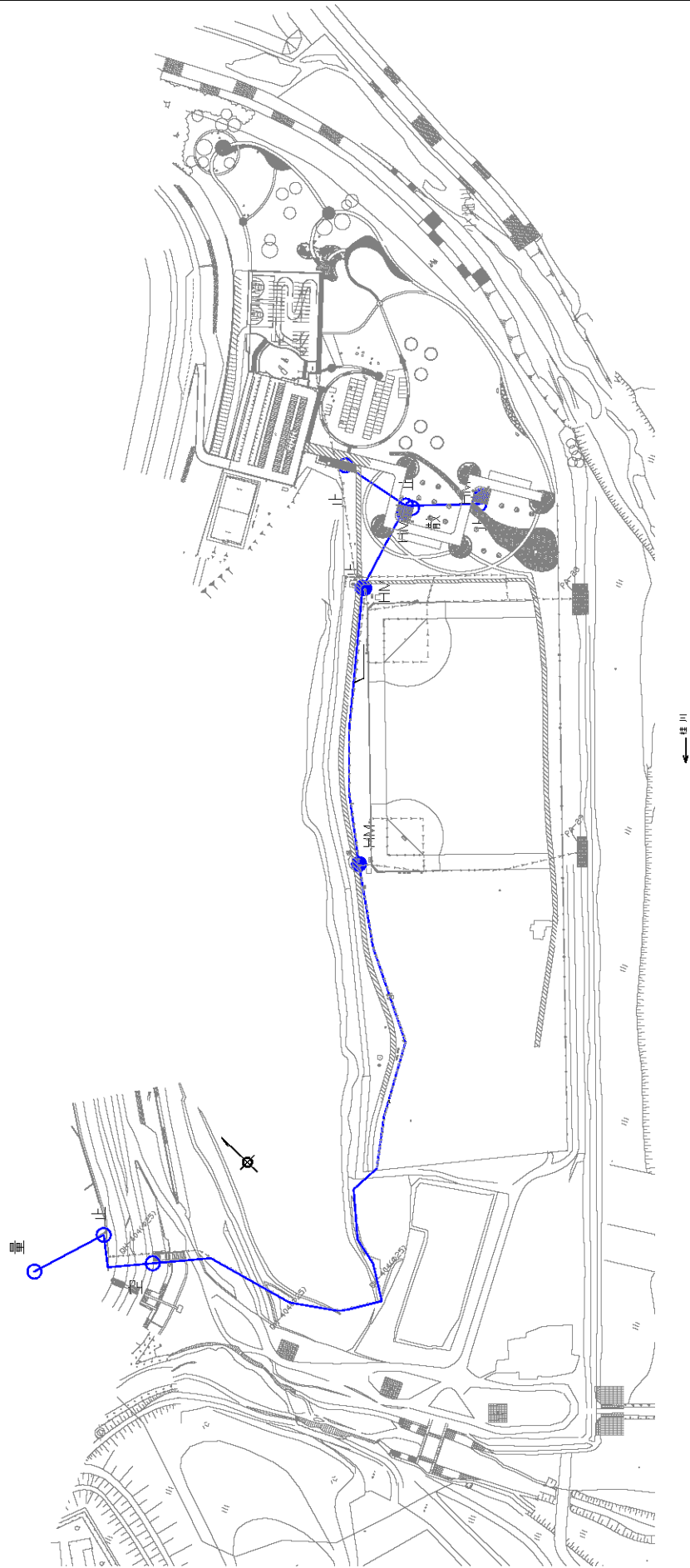
# 給水・電気系統図



凡例	
●	HM 水飲み施設
○	分 水道分水栓
○	止 水道止水栓
○	仕 水道仕切弁
○	散 散水栓
○	空 空気弁
○	EM 電力ケーブル
□	電力通信ケーブル 照明線・排気管 変電設備 電気ボックス 電源ボックス

## 39. 島本地区

# 給水・電気系統図

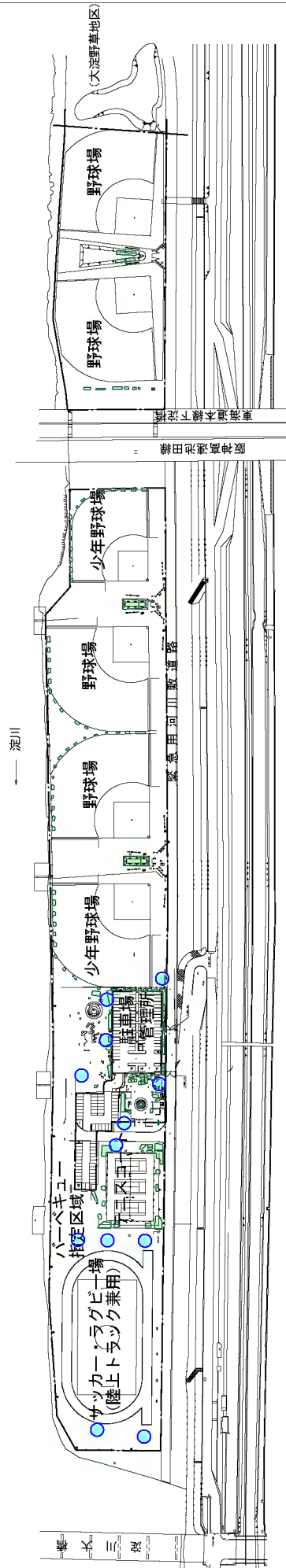


## 40. 大山崎地区

樹木・草花管理区域図



# 樹木・草花管理区域図

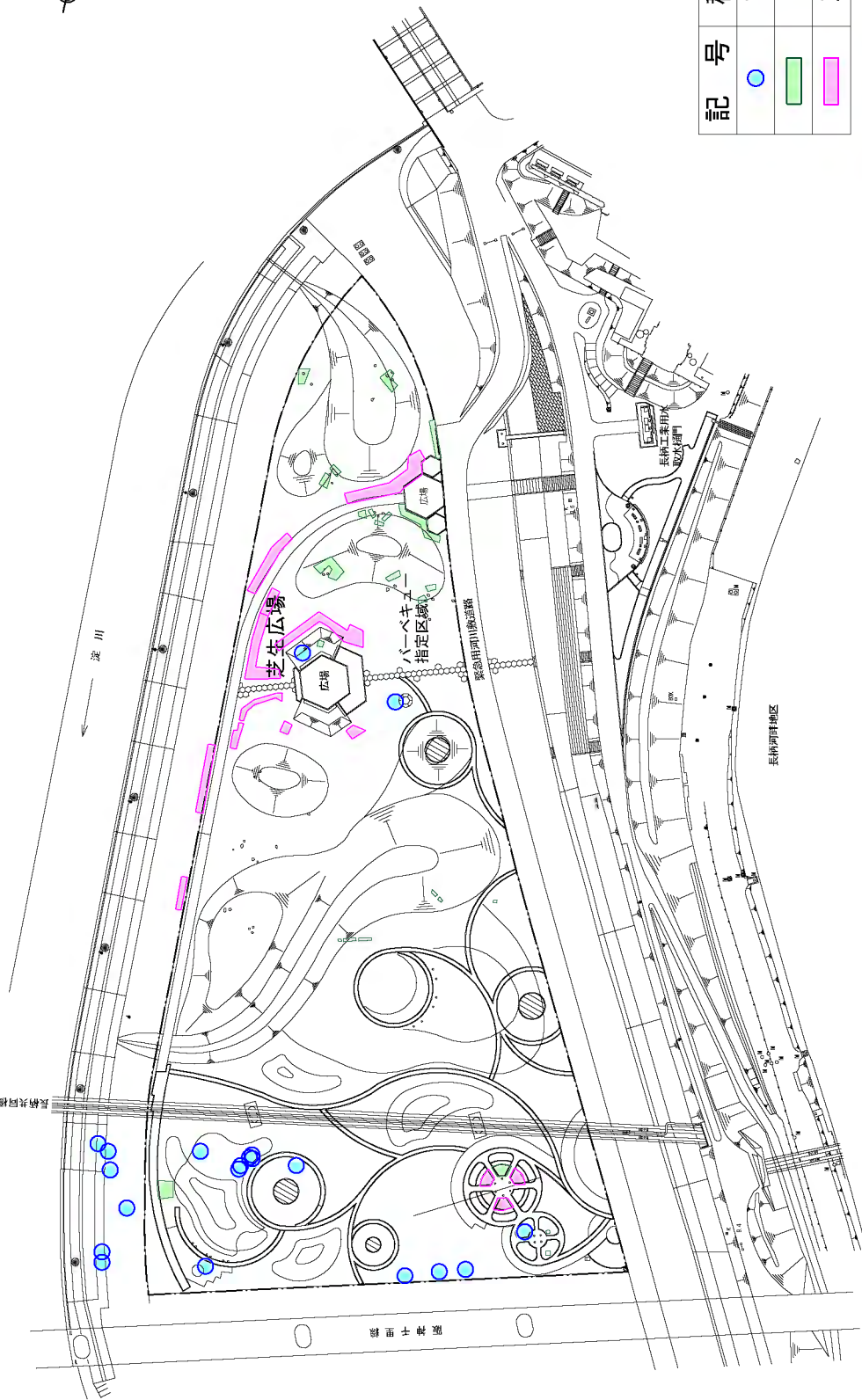


記号	種別
○	高木
■	中低木
■	草花

0m 30m 50m 100m

## 1. 海老江地区

# 樹木・草花管理区域図



記号	種別
●	高木
■	中低木
■	草花



## 3. 長柄地区

# 樹木・草花管理区域図

長柄地区

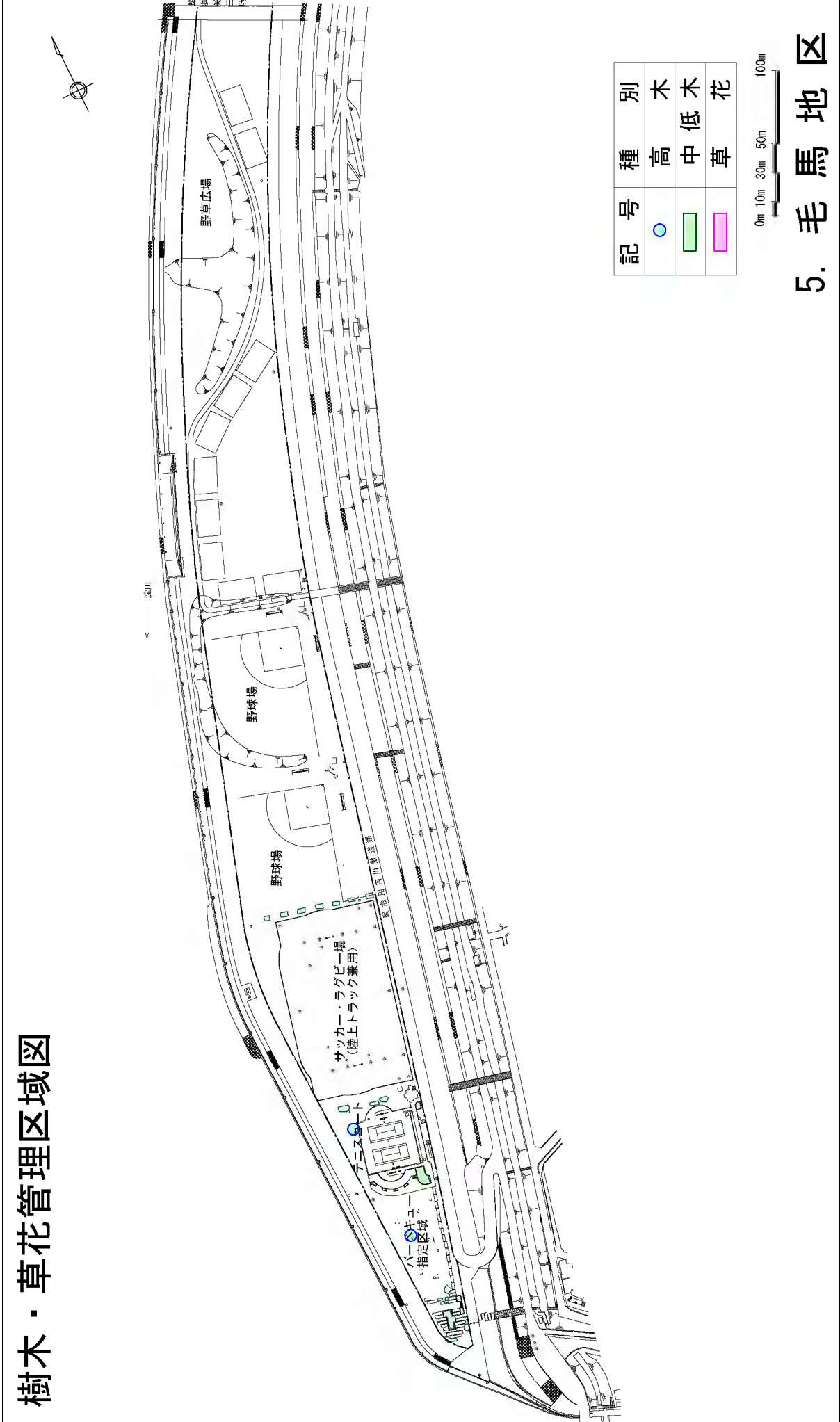


記号	種別
●	高木
■	中低木
■	草花



## 4. 長柄河畔地区

# 樹木・草花管理区域図

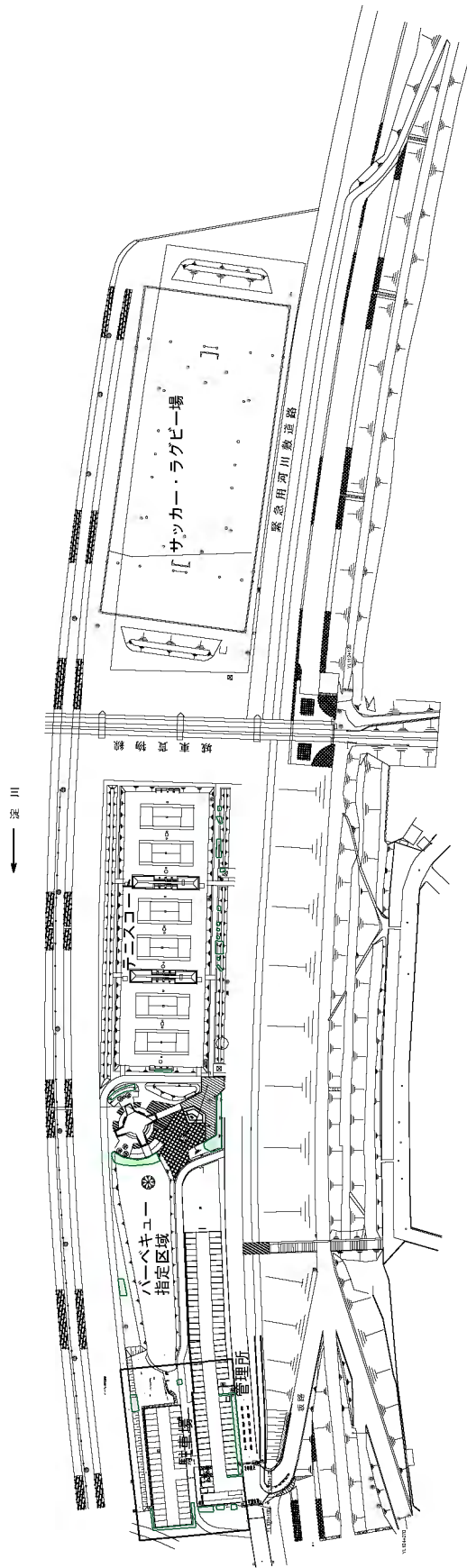
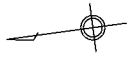


記号	種別
○	高木
■	中低木
■	草花

0m 10m 30m 50m 100m

## 5. 毛馬地区

# 樹木・草花管理区域図

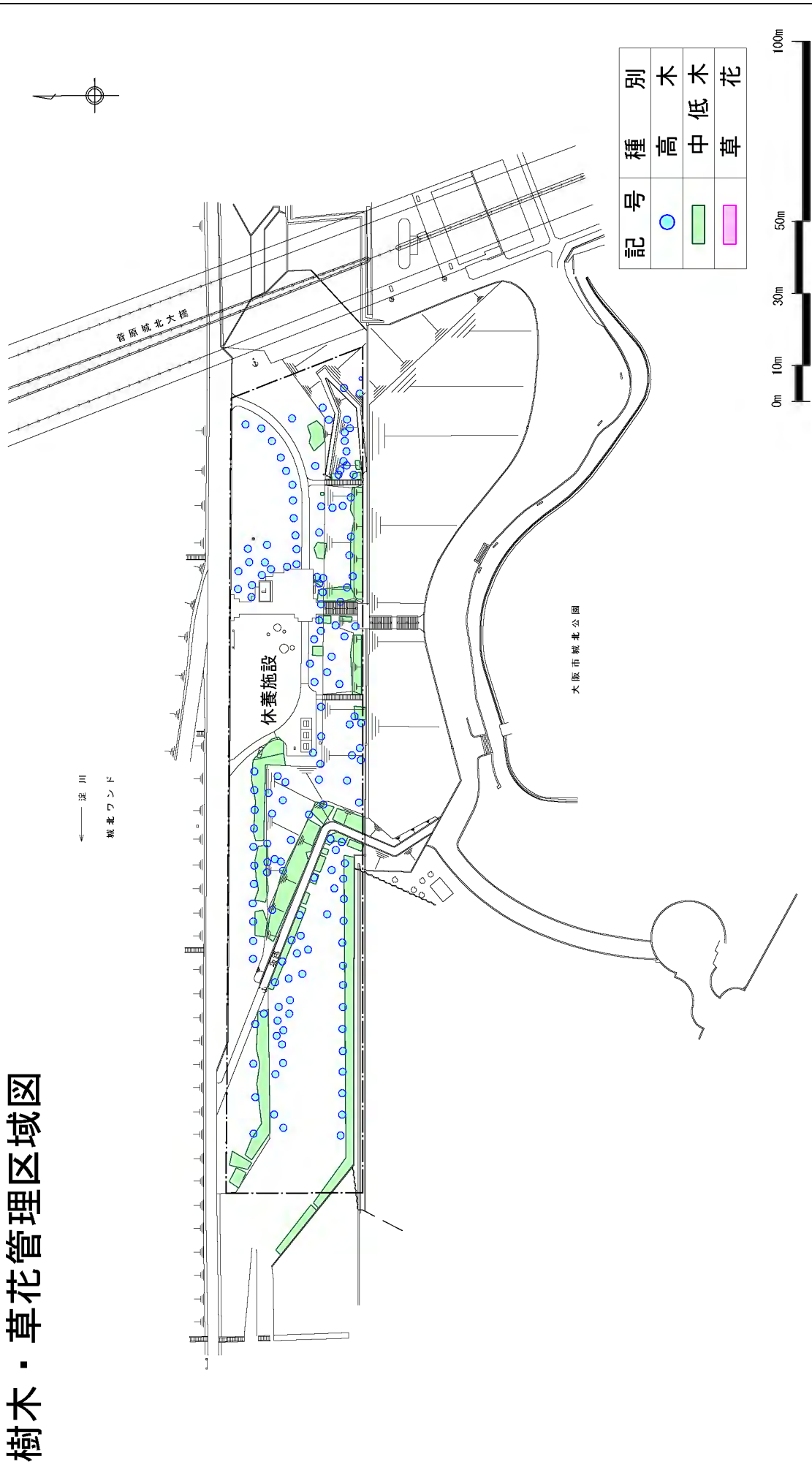


記号	種別
○	高木
□	中低木
□	草花



## 6. 赤川地区

# 樹木・草花管理区域図



記号	種別
●	高木
■	中低木
■	草花



## 7. 城北河畔地区

# 樹木・草花管理区域図



記号	種別
●	高木
■	中低木
■	草花



## 8. 太子橋地区



# 樹木・草花管理区域図



深川



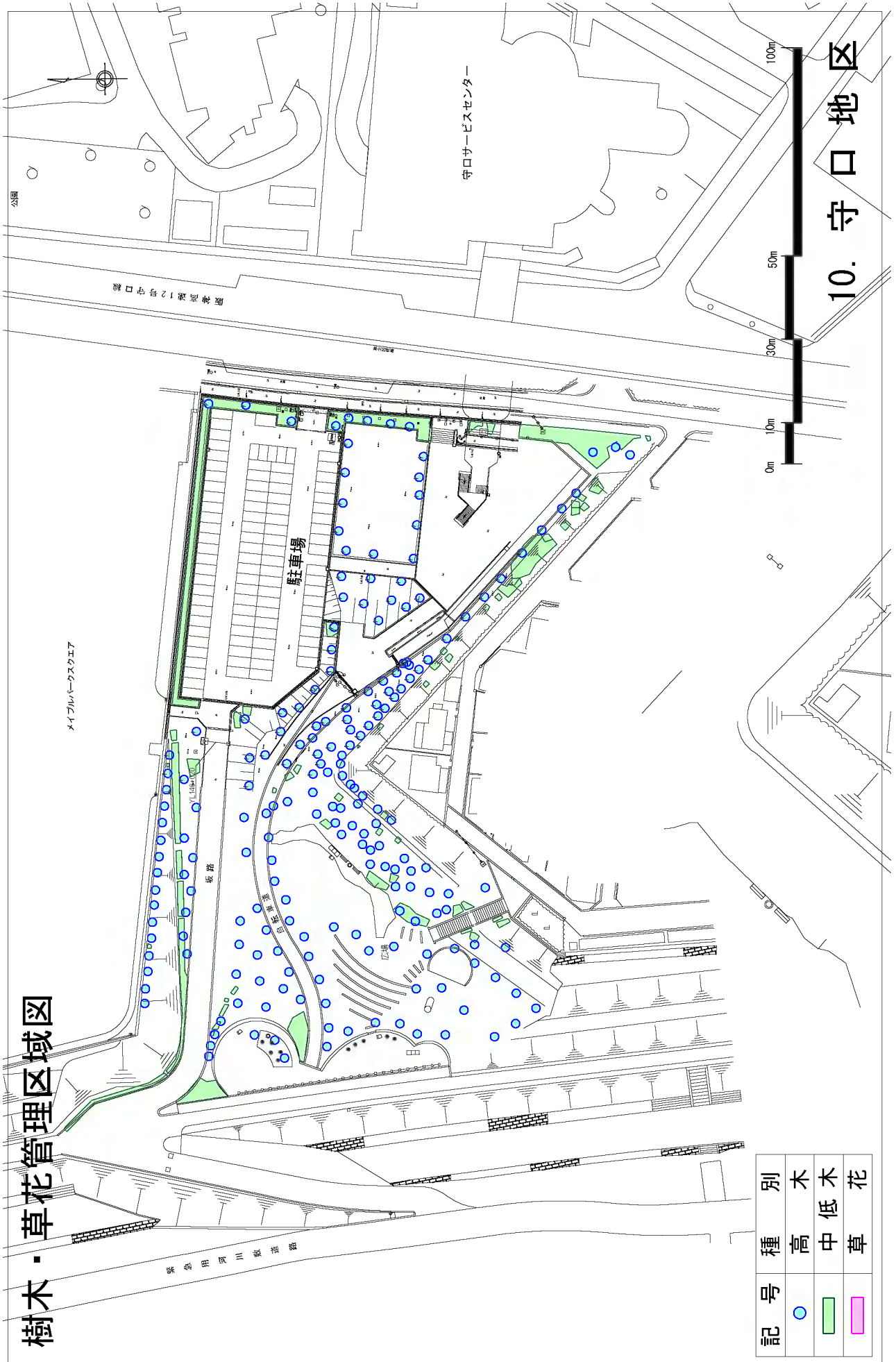
記号	種別
○	高木
■	中低木
■	草花



## 9. 外島地区



# 樹木・草花管理区域図

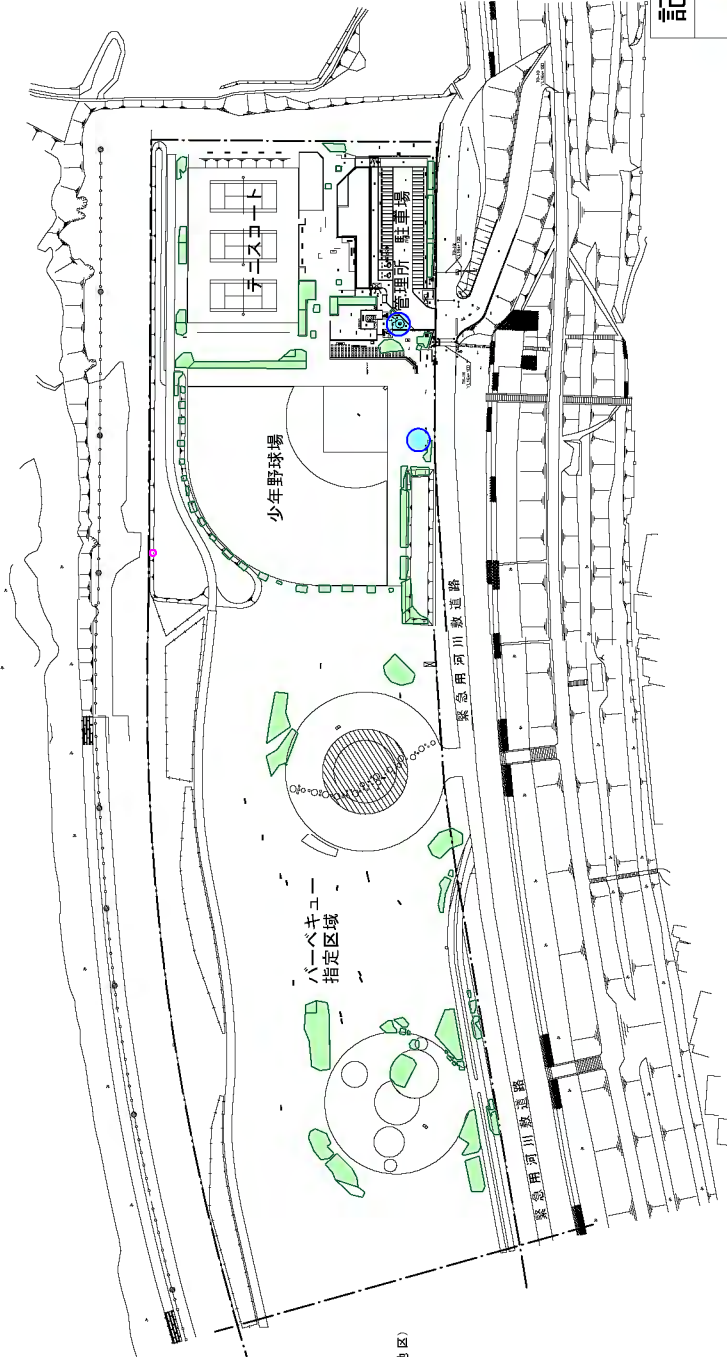


記号	種別	木花
○	高木	木
■	中低木	木
■	草	花

# 樹木・草花管理区域図



淀川



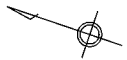
(八雲断崖地区)

記号	種別
○	高木
■	中低木
■	草花

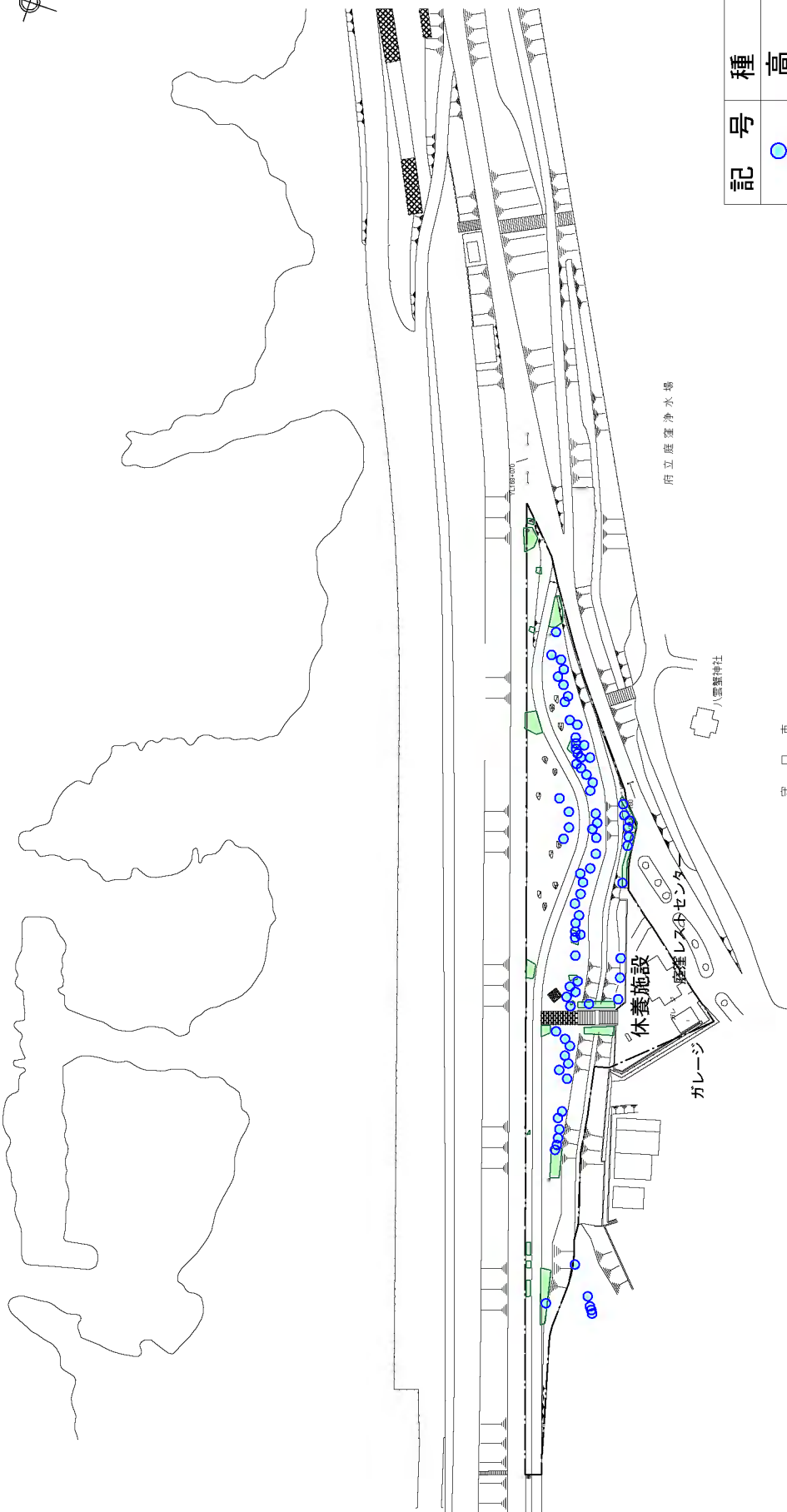


## 12. 八雲地区

# 樹木・草花管理区域図



淀川

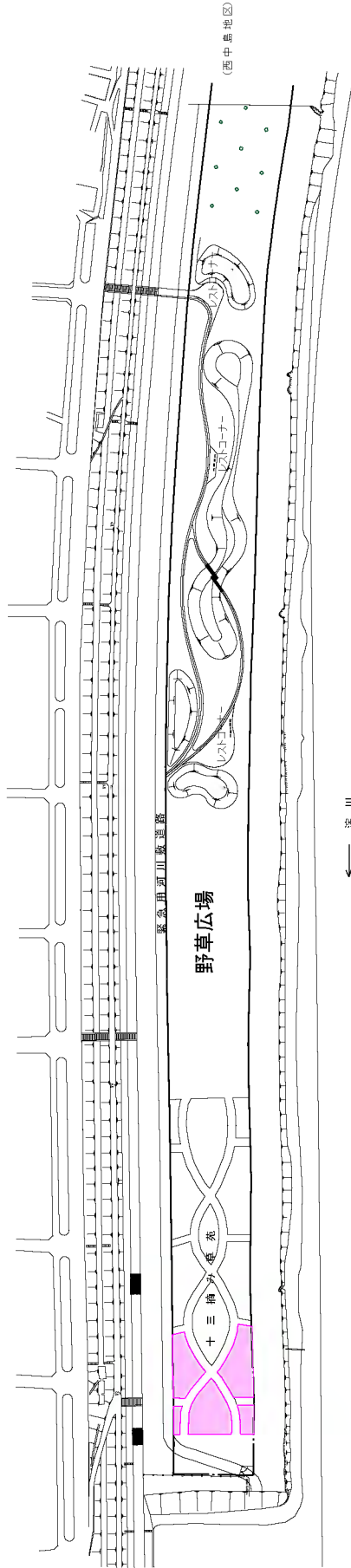
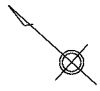


記号	種別
○	高木
■	中低木
■	草花

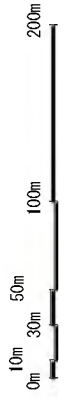


## 13. 庭窪河畔地区

# 樹木・草花管理区域図

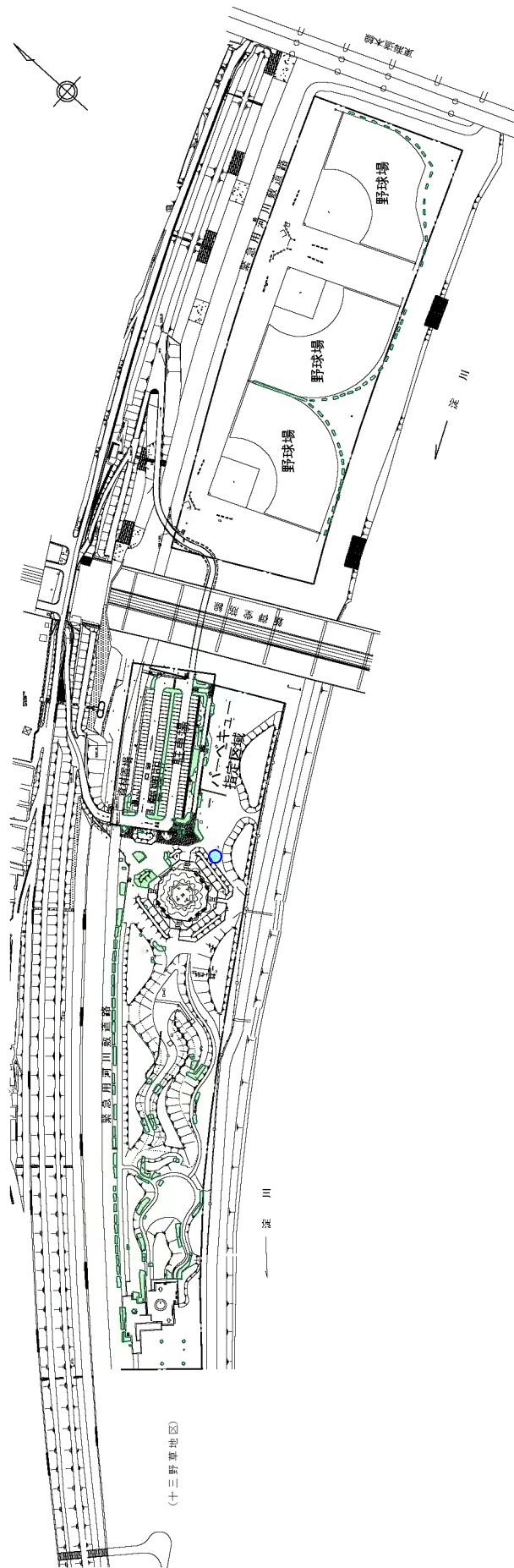


記号	種別
○	高木
□	中低木
■	草花



## 14. 十三野草地区

# 樹木・草花管理区域図



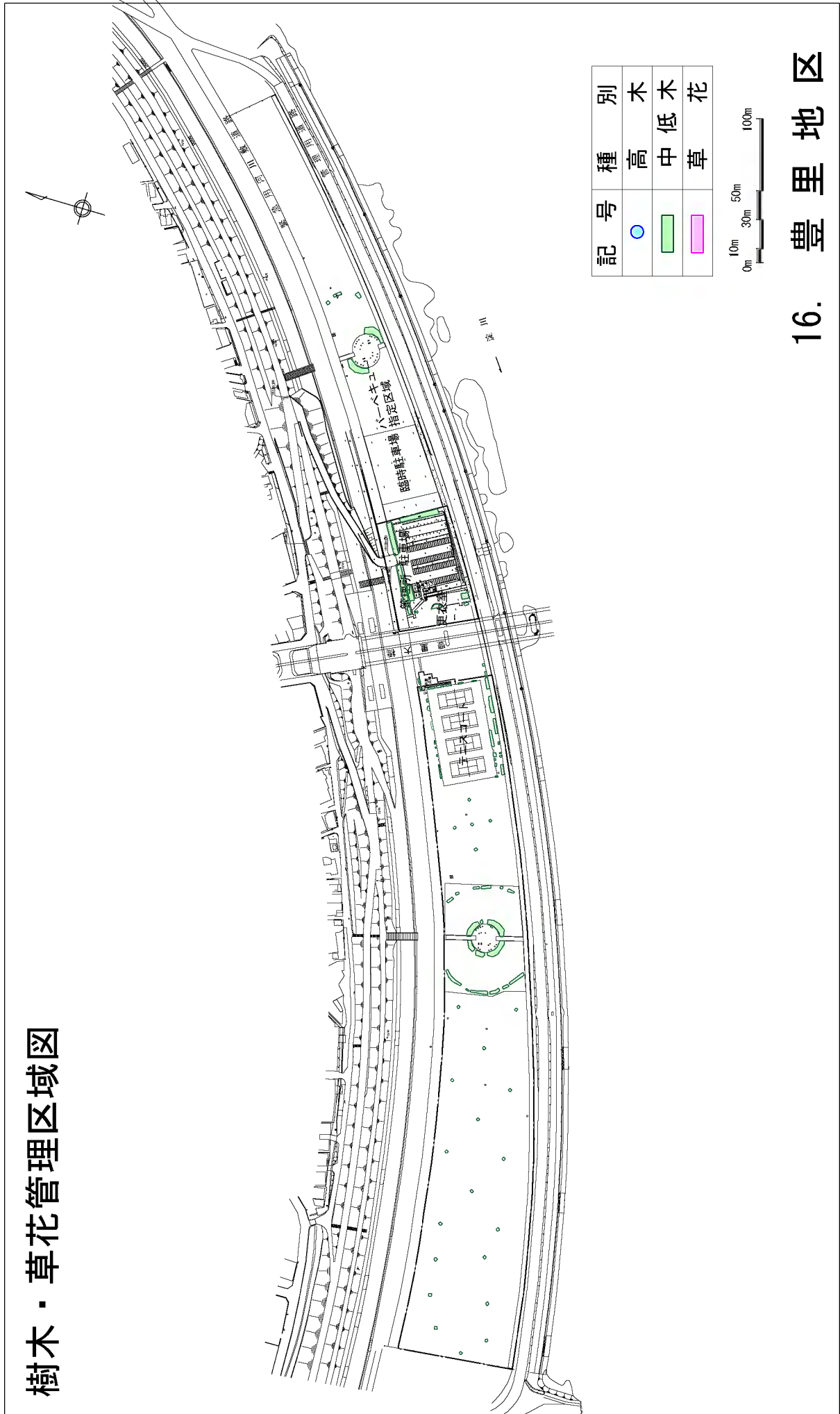
(十三野草地区)

記号	種別	木
○	高	木
■	中低	木
■	草	花

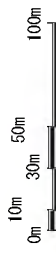


# 15. 西中島地区

# 樹木・草花管理区域図

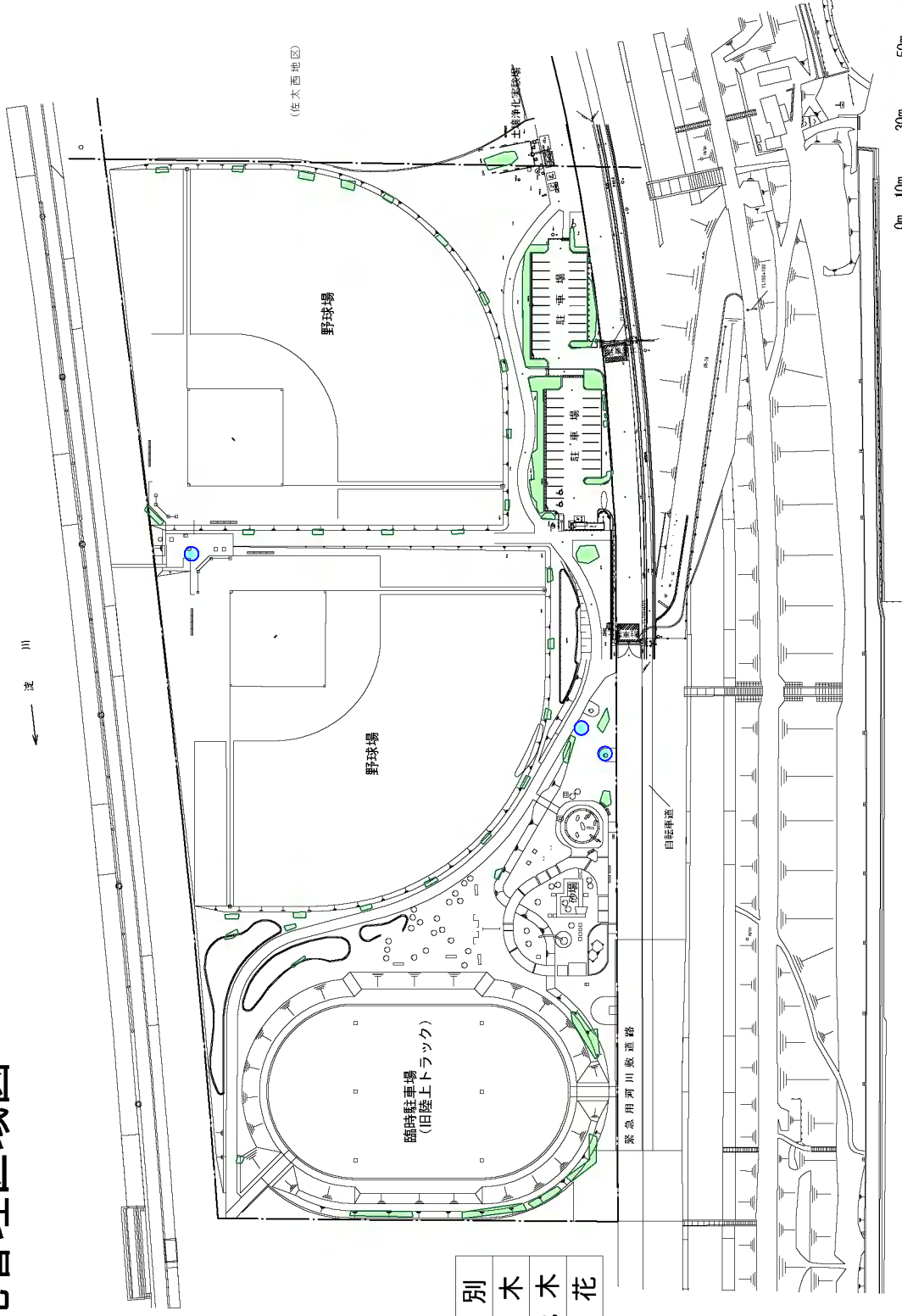
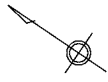


記号	種別
●	高木
■	中低木
■	草花



## 16. 豊里地区

# 樹木・草花管理区域図

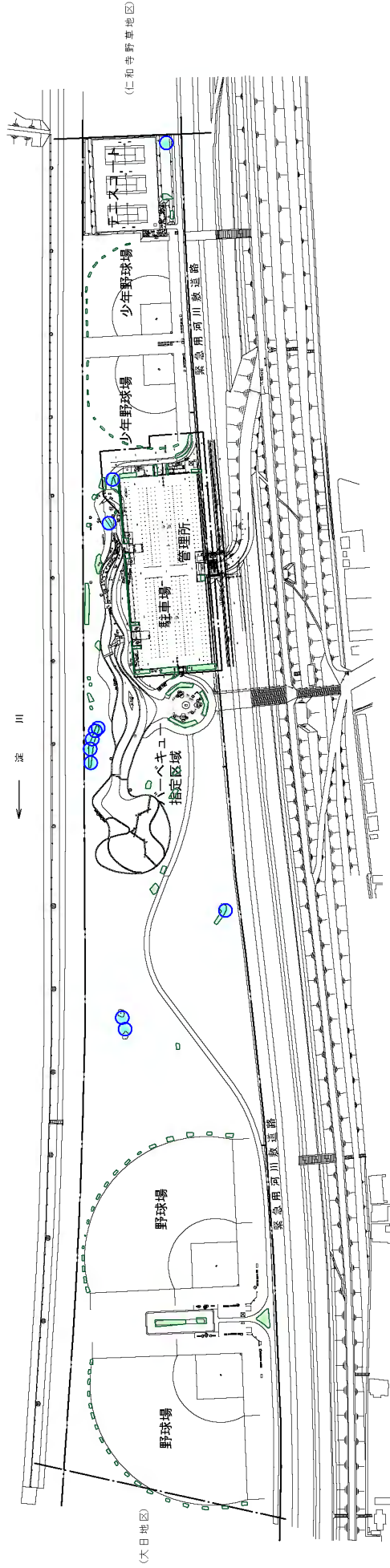


記号	種別
○	高木
■	中低木
■	草花

## 17. 大日地区



# 樹木・草花管理区域図



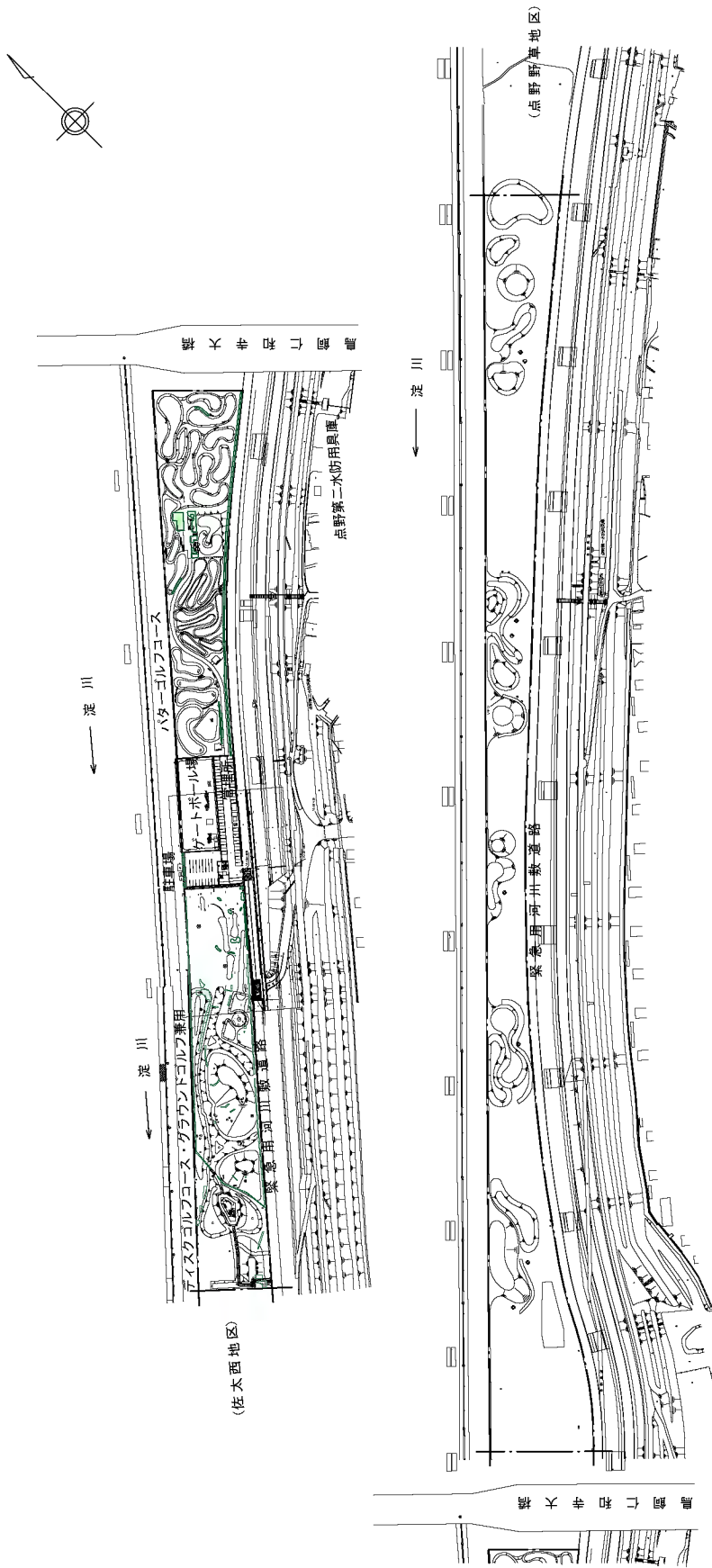
記号	種別
○	高木
■	中低木
■	草花



## 18. 佐太西地区



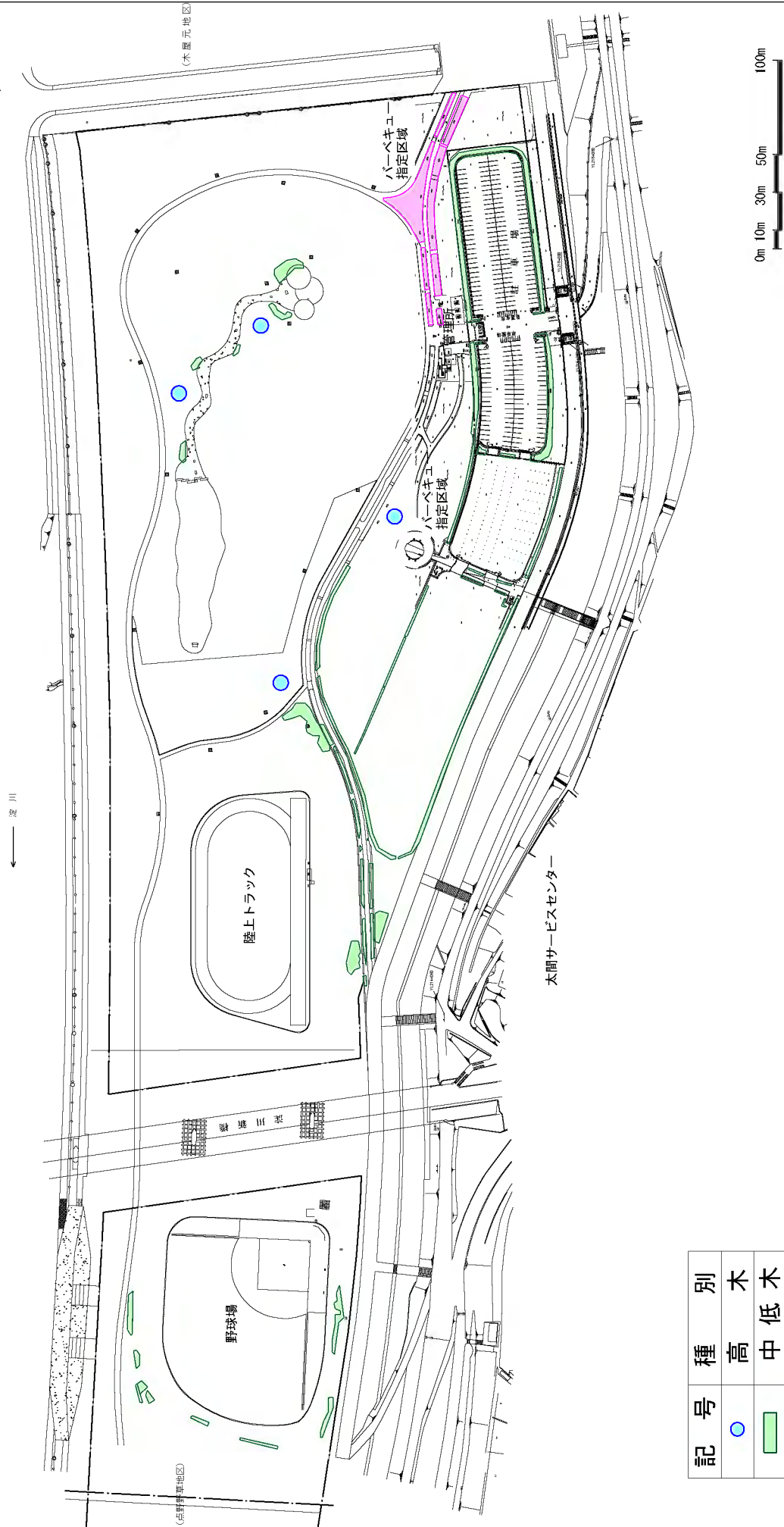
# 樹木・草花管理区域図



記号	種別
○	高木
■	中低木
■	草花

# 19. 仁和寺野草地区

# 樹木・草花管理区域図



記号	種別
○	高木
■	中低木
■	草花

## 21. 太閤地区

# 樹木・草花管理区域図

一 深川



(木間地区)

記号	種別	別
○	高木	木
■	中低木	木
■	草	花



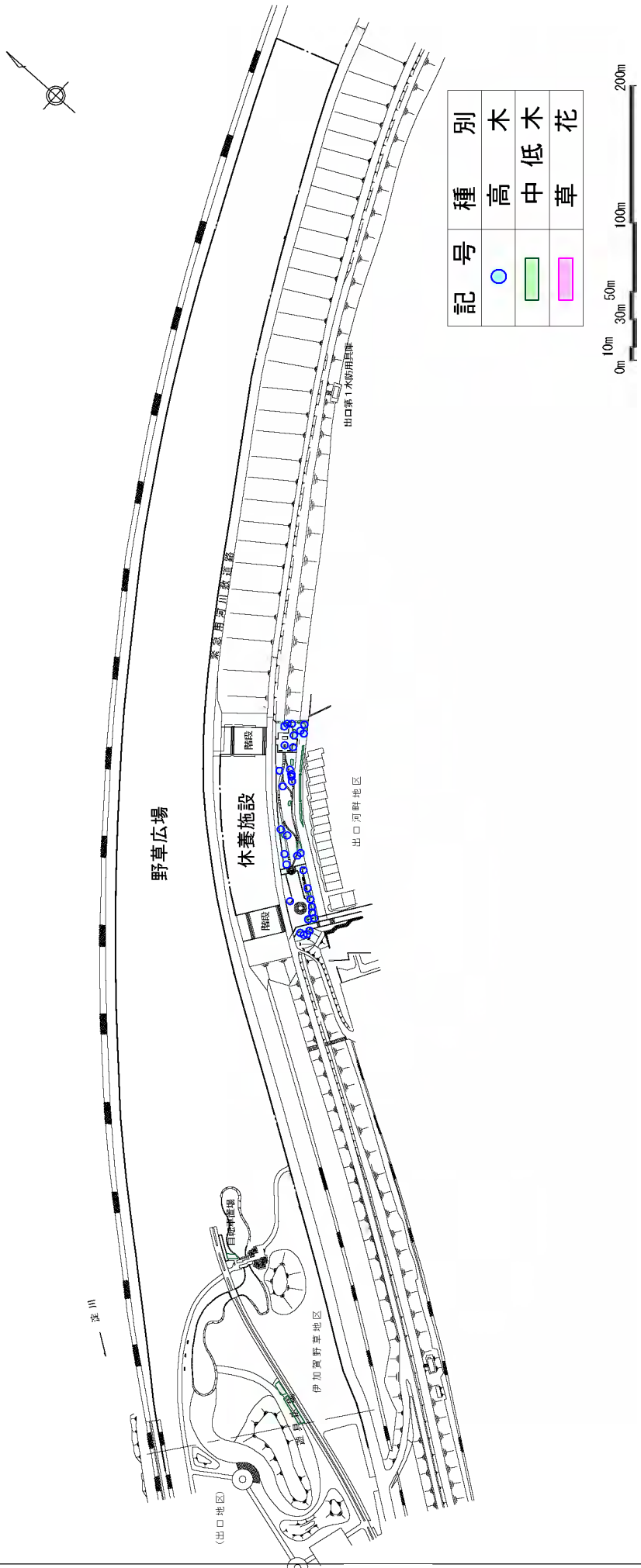
## 22. 木屋元地区

# 樹木・草花管理区域図



## 24. 出口地区

# 樹木・草花管理区域図



## 25. 出口河畔地区 26. 伊加賀野草地区

# 樹木・草花管理区域図



淀川

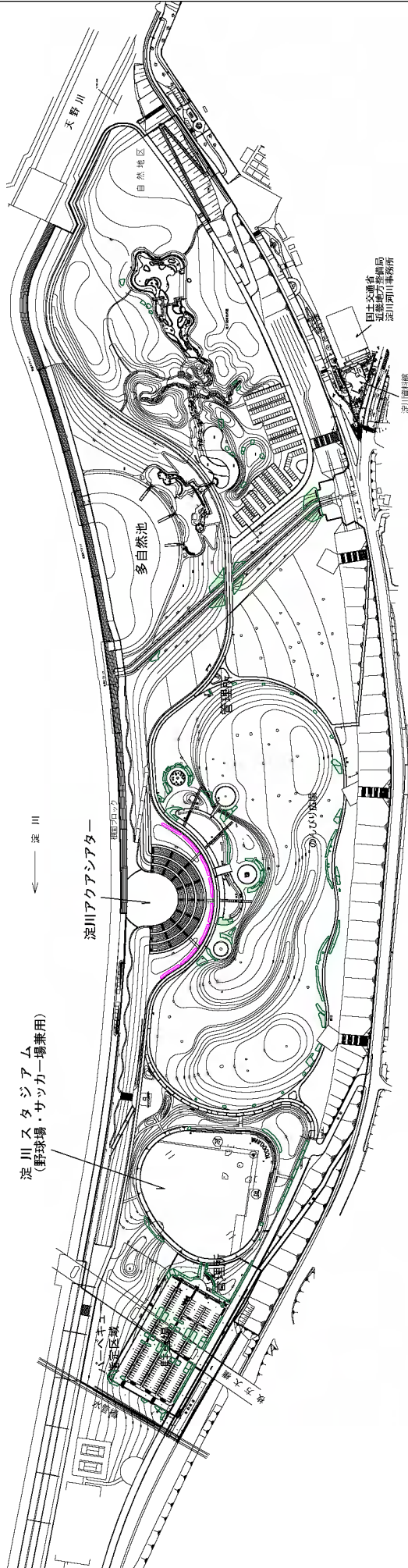
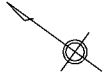


記号	種別
○	高木
■	中低木
■	草花



## 27. 三矢地区

# 樹木・草花管理区域図



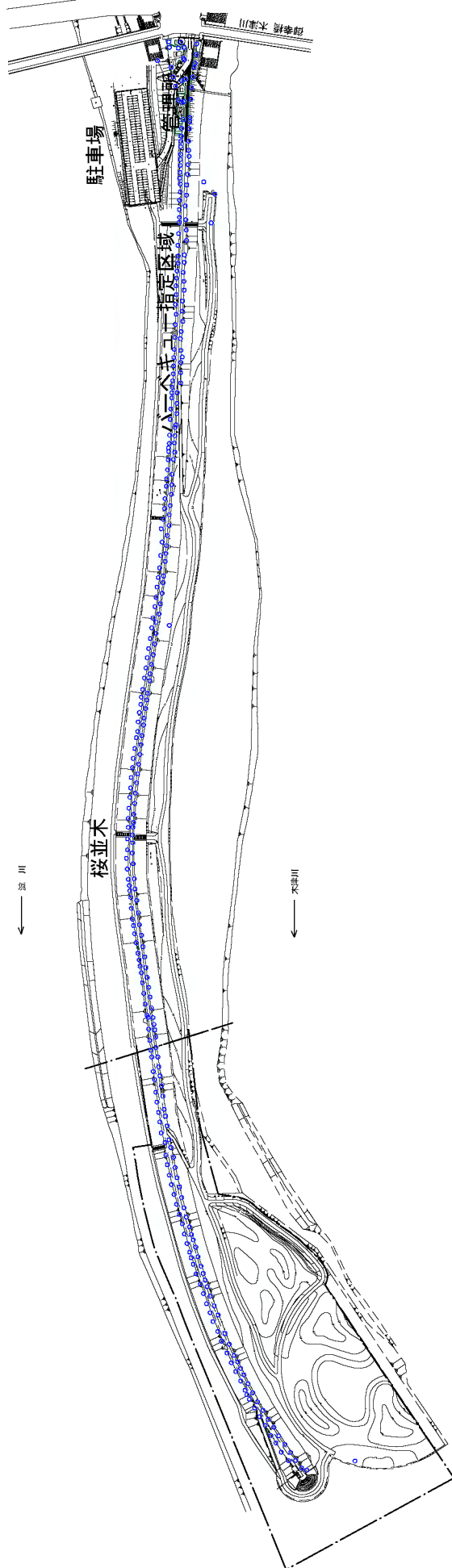
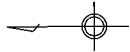
記号	種別
●	高木
■	中低木
■	草花



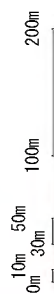
## 28. 枚方地区



# 樹木・草花管理区域図



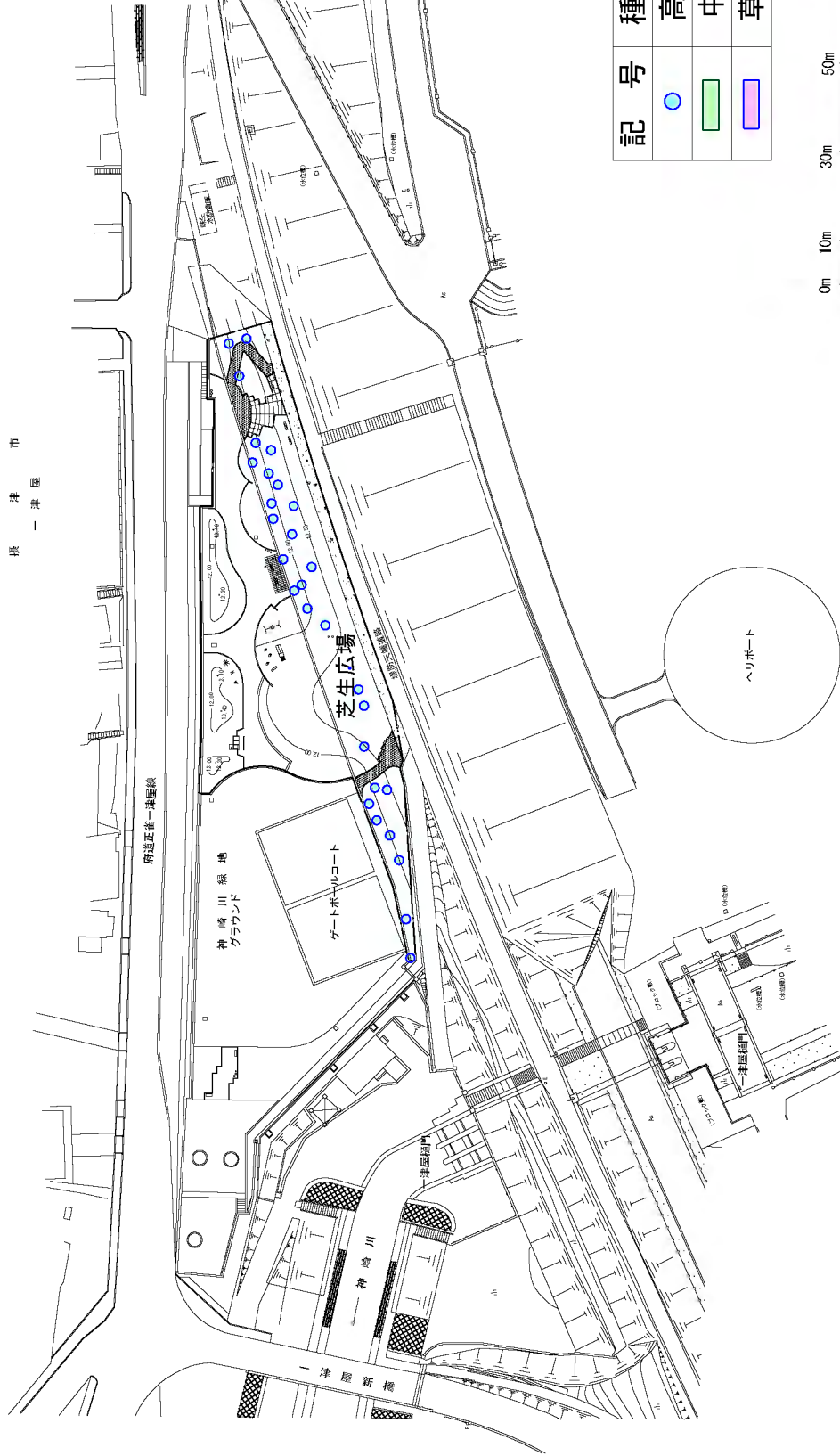
記号	種別
○	高木
■	中低木
■	草花



## 29. 背割堤地区



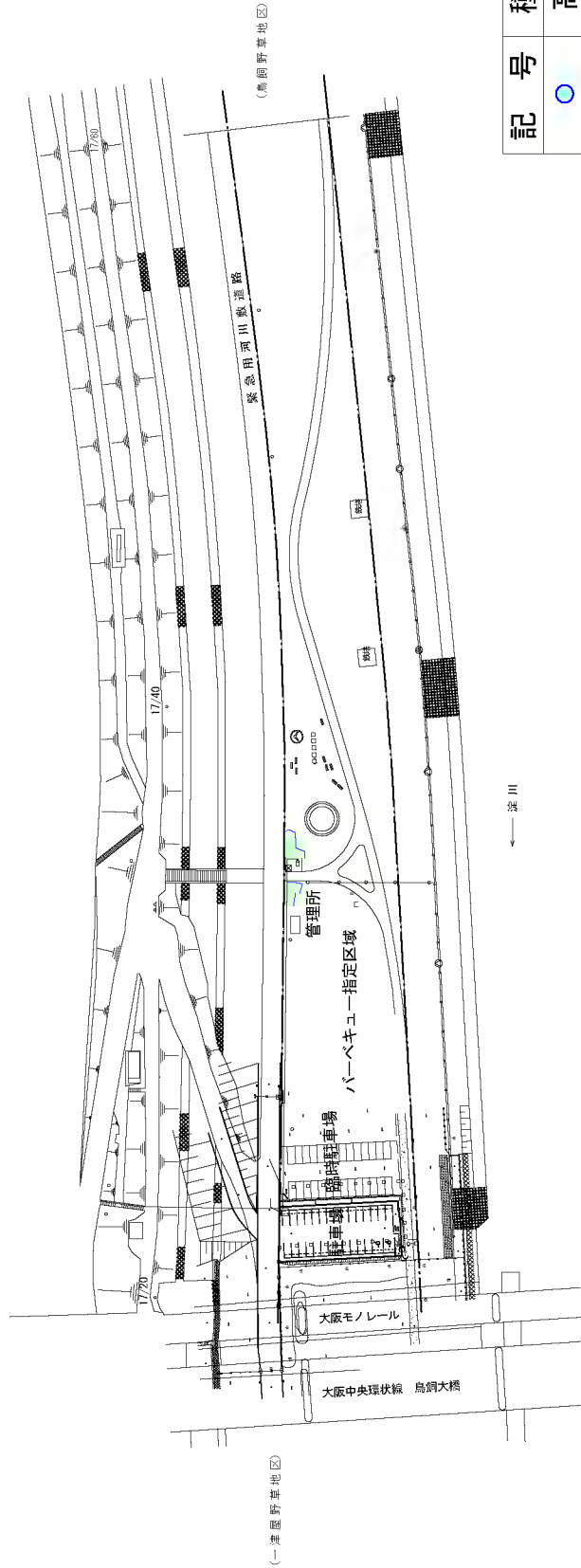
# 樹木・草花管理区域図



根津屋市

## 31. 一津屋河畔地区

# 樹木・草花管理区域図

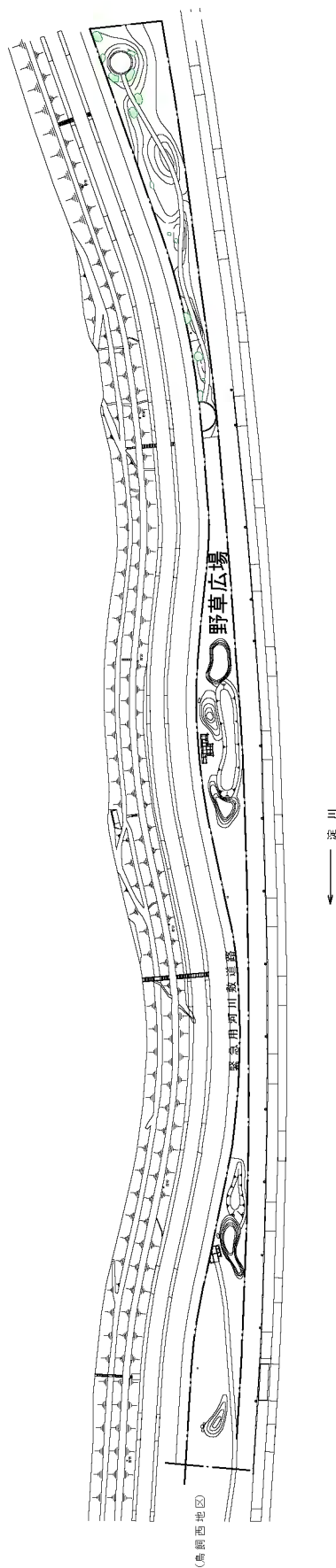


記号	種別
○	高木
■	中低木
■	草花



## 32. 鳥飼西地区

# 樹木・草花管理区域図

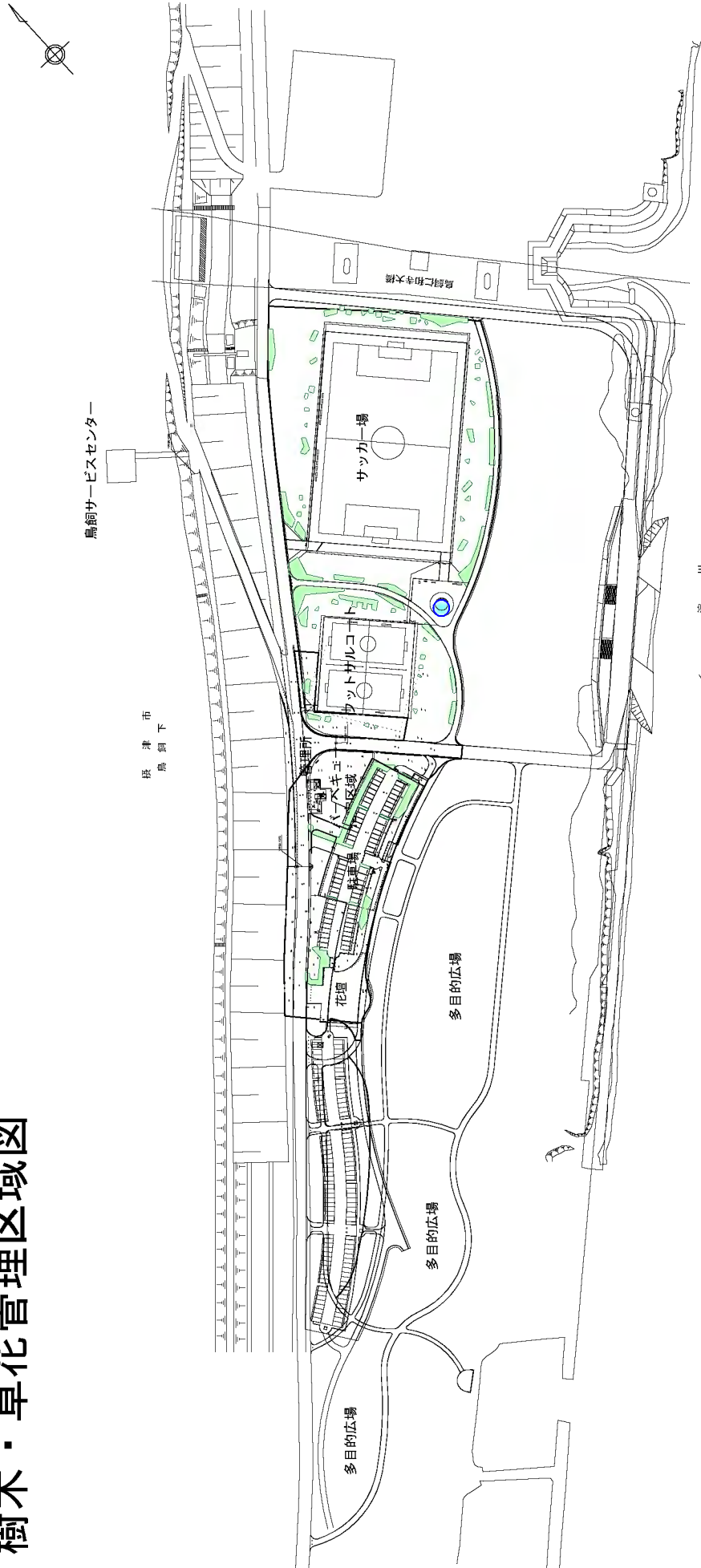


記号	種別	木別
○	高	木
□	中	木
□	草	花



## 33. 鳥飼野草地区

# 樹木・草花管理区域図

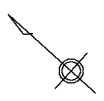


記号	種別
●	高木
■	中低木
■	草花



## 34. 鳥飼下地区

# 樹木・草花管理区域図

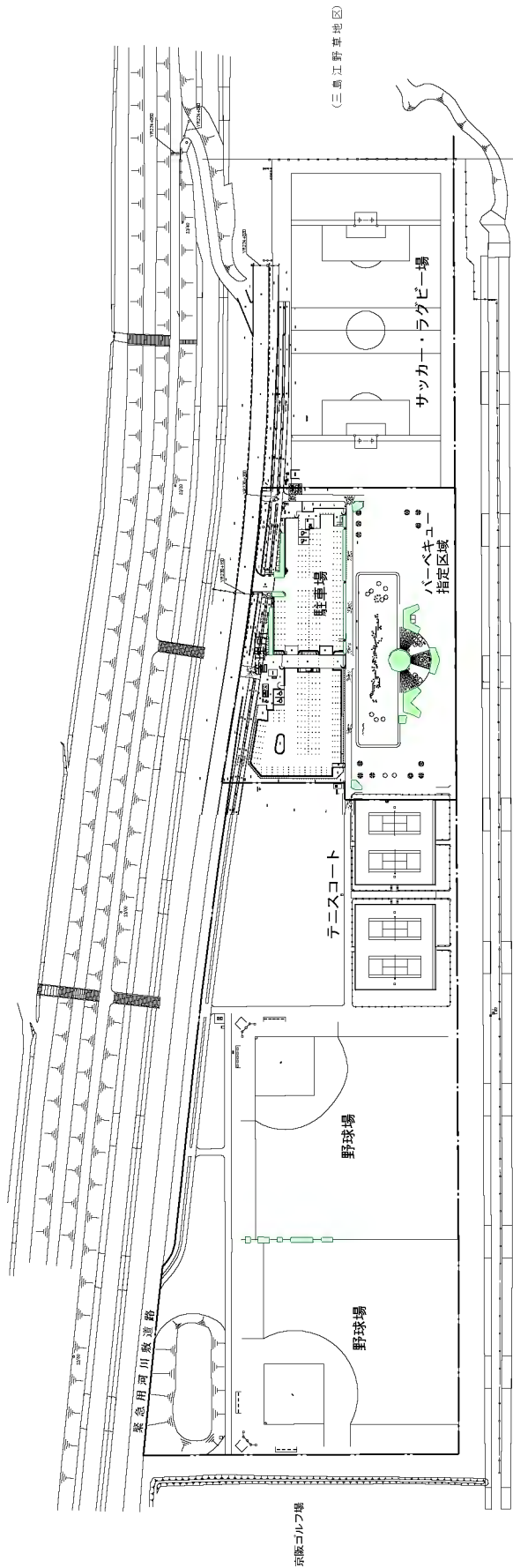
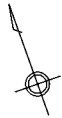


記号	種別
●	高木
■	中低木
■	草花

0m 10m 30m 50m 100m

## 35. 鳥飼上地区

# 樹木・草花管理区域図



(三島江地区)

← 深川

記号	種別
○	高木
■	中低木
■	草花

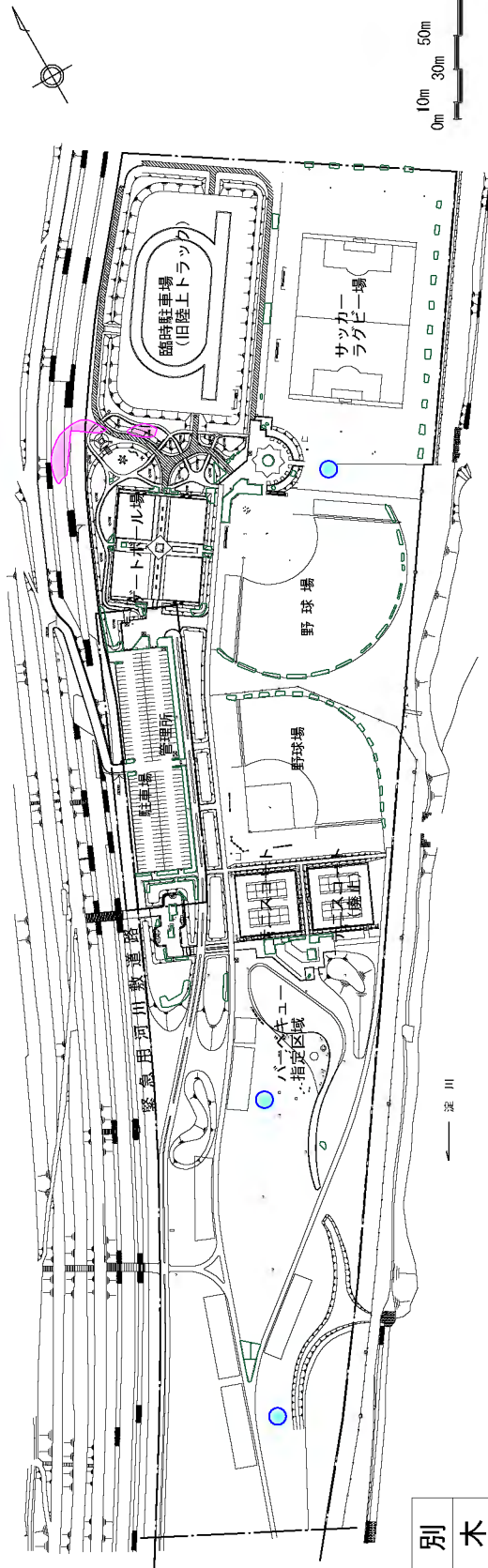


## 36. 三島江地区

# 樹木・草花管理区域図



← 淀川

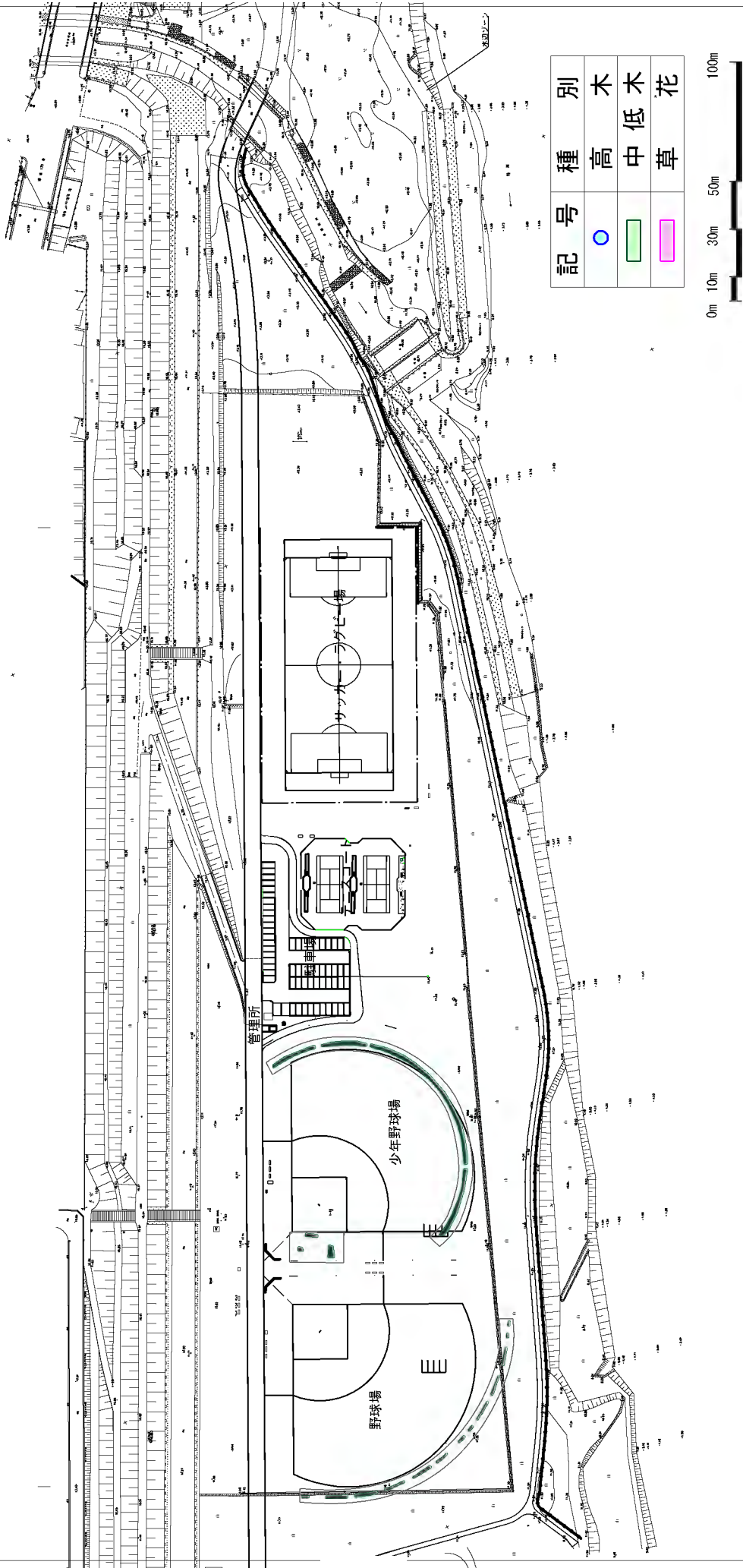


記号	種別
○	木
■	高低木
■	草花

# 38. 大塚地区



# 樹木・草花管理区域図



記号	種別
○	高木
■	中低木
■	草花



## 39. 島本地区



# 樹木・草花管理区域図



記号	種別
○	高木
■	中低木
■	草花

0m 10m 30m 50m 100m

## 40. 大山崎地区

草丈調査報告書（草地管理区域図）

# 草丈調査報告書

平成 年 月 日( )

- ・高水敷除草A：野球場
- ・高水敷除草B：その他の運動施設
- ・高水敷除草C：多目的広場
- ・高水敷除草D：保安区域

## 1.海老江地区

高水敷除草A	高水敷除草B	高水敷除草C	高水敷除草D
cm	cm	cm	cm

## 2.大淀野草地区

高水敷除草D
cm

## 3.長柄地区

高水敷除草C	高水敷除草D
cm	cm

## 4.長柄河畔地区

高水敷除草C
cm

## 5.毛馬地区

高水敷除草A	高水敷除草B	高水敷除草C	高水敷除草D
cm	cm	cm	cm

## 6.赤川地区

高水敷除草B	高水敷除草C	高水敷除草D
cm	cm	cm

## 7.城北河畔地区

高水敷除草C
cm

## 8.太子橋地区

高水敷除草A	高水敷除草C	高水敷除草D
cm	cm	cm

9.外島地区

高水敷除草B	高水敷除草C	高水敷除草D
cm	cm	cm

10.守口地区

高水敷除草C	高水敷除草D
cm	cm

11.八雲野草地区

高水敷除草D
cm

12.八雲地区

高水敷除草A	高水敷除草C	高水敷除草D
cm	cm	cm

13.庭窪河畔地区

高水敷除草C
cm

14.十三野草地区

高水敷除草D
cm

15.西中島地区

高水敷除草A	高水敷除草C	高水敷除草D
cm	cm	cm

16.豊里地区

高水敷除草C	高水敷除草D
cm	cm

17.大日地区

高水敷除草A	高水敷除草B	高水敷除草C	高水敷除草D
cm	cm	cm	cm

18.佐太西地区

高水敷除草A	高水敷除草C	高水敷除草D
cm	cm	cm

19.仁和寺野草地区

高水敷除草A	高水敷除草D
cm	cm

20.点野野草地区

高水敷除草D
cm

21.太間地区

高水敷除草A	高水敷除草B	高水敷除草C	高水敷除草D
cm	cm	cm	cm

22.木屋元地区

高水敷除草A	高水敷除草B	高水敷除草C	高水敷除草D
cm	cm	cm	cm

23.出口野草地区

高水敷除草D
cm

24.出口地区

高水敷除草C	高水敷除草D
cm	cm

25.出口河畔地区

高水敷除草C
cm

26.伊加賀野草地区

高水敷除草D
cm

27.三矢地区

高水敷除草C	高水敷除草D
cm	cm

28.枚方地区

高水敷除草A	高水敷除草C	高水敷除草D
cm	cm	cm

29.背割堤地区

高水敷除草D
cm

30.一津屋野草地区

高水敷除草D
cm

31.一津屋河畔地区

高水敷除草C
cm

32.鳥飼西地区

高水敷除草C	高水敷除草D
cm	cm

33.鳥飼野草地区

高水敷除草D
cm

34.鳥飼下地区

高水敷除草B	高水敷除草C	高水敷除草D
cm	cm	cm

35.鳥飼上地区

高水敷除草A	高水敷除草B	高水敷除草C	高水敷除草D
cm	cm	cm	cm

36.三島江地区

高水敷除草A	高水敷除草B	高水敷除草C	高水敷除草D
cm	cm	cm	cm

37.三島江野草地区

※なし

38.大塚地区

高水敷除草A	高水敷除草B	高水敷除草C	高水敷除草D
cm	cm	cm	cm


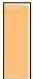


39.島本地区

高水敷除草A	高水敷除草B	高水敷除草C	高水敷除草D
cm	cm	cm	cm

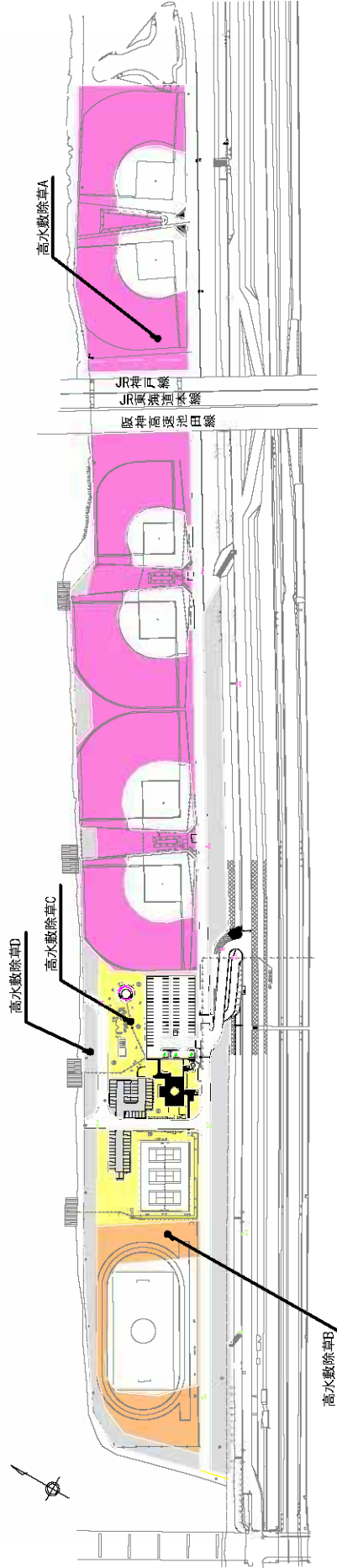
40.大山崎地区

高水敷除草A	高水敷除草B	高水敷除草C	高水敷除草D
cm	cm	cm	cm

# 草丈調査地点位置図

種別	凡例
高水敷除草A	
高水敷除草B	
高水敷除草C	
高水敷除草D	

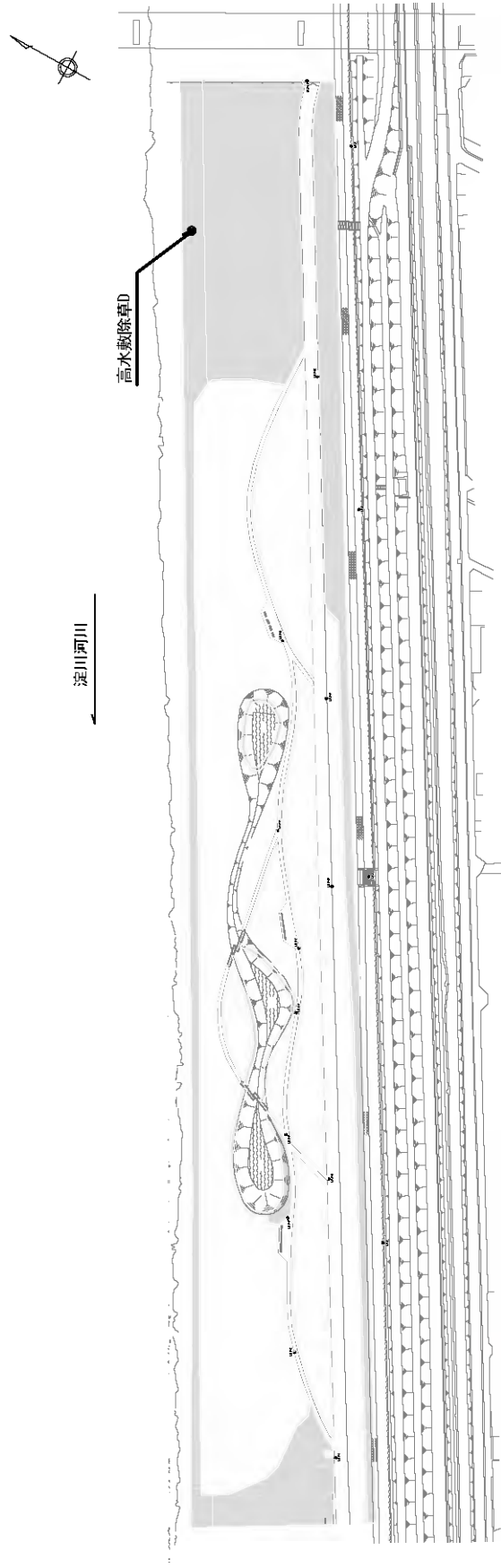
淀川河川



## 1. 海老江地区



# 草文調査地点位置図



種別	凡例
高水敷除草 A	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #FF69B4; border: 1px solid black;"></span>
高水敷除草 B	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #FF8C00; border: 1px solid black;"></span>
高水敷除草 C	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #FFFF00; border: 1px solid black;"></span>
高水敷除草 D	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #A9A9A9; border: 1px solid black;"></span>

## 2. 大淀野草地区

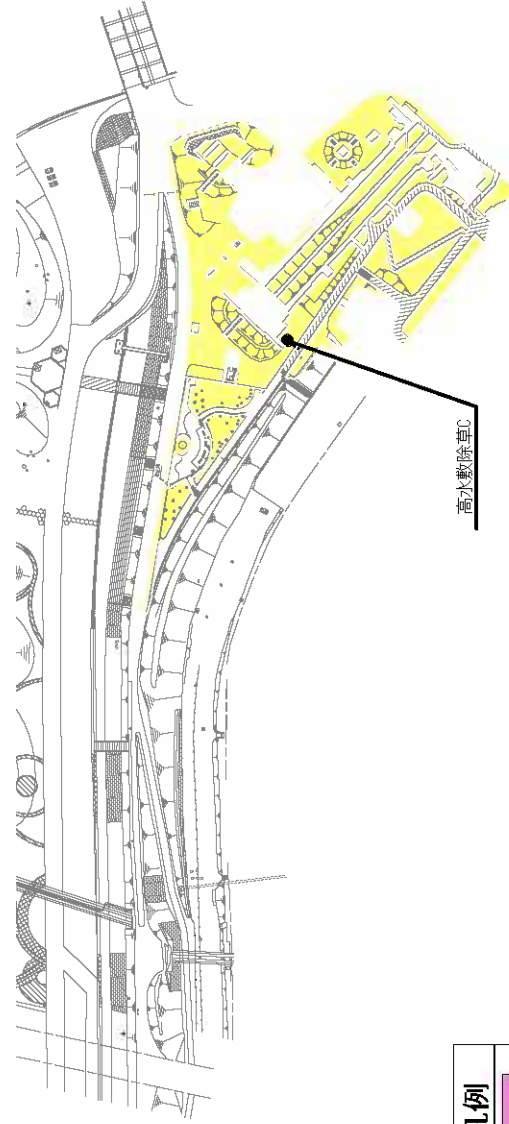
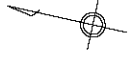
# 草丈調査地点位置図



種別	凡例
高水敷除草 A	
高水敷除草 B	
高水敷除草 C	
高水敷除草 D	

## 3. 長柄地区





# 草文調查地点位置图

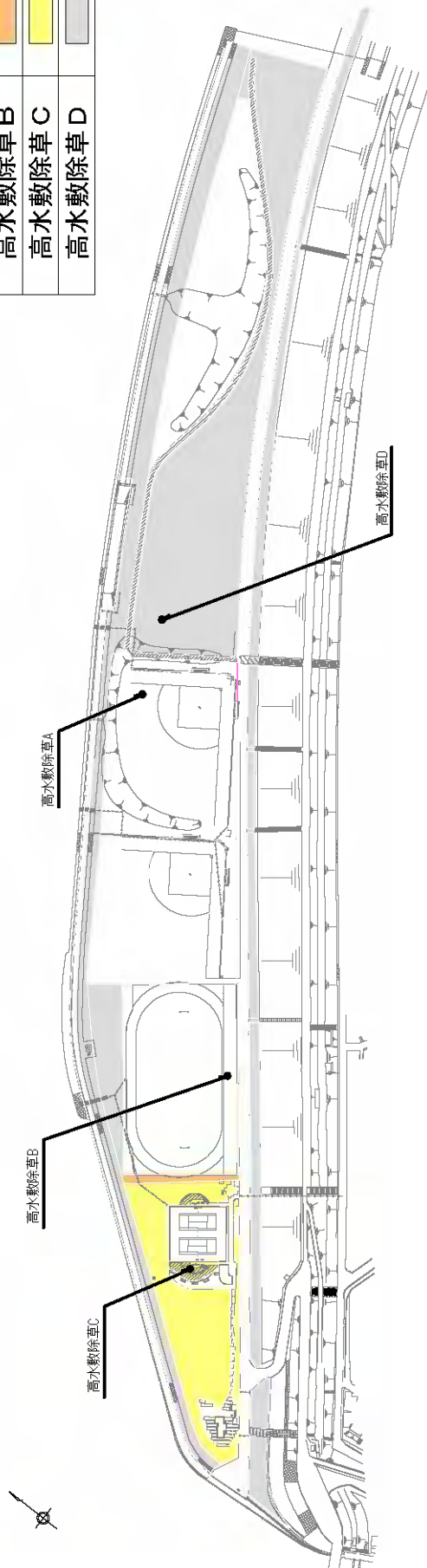


種別	凡例
高水敷除草 A	
高水敷除草 B	
高水敷除草 C	
高水敷除草 D	

## 4. 長柄河畔地区

# 草文調査地点位置図

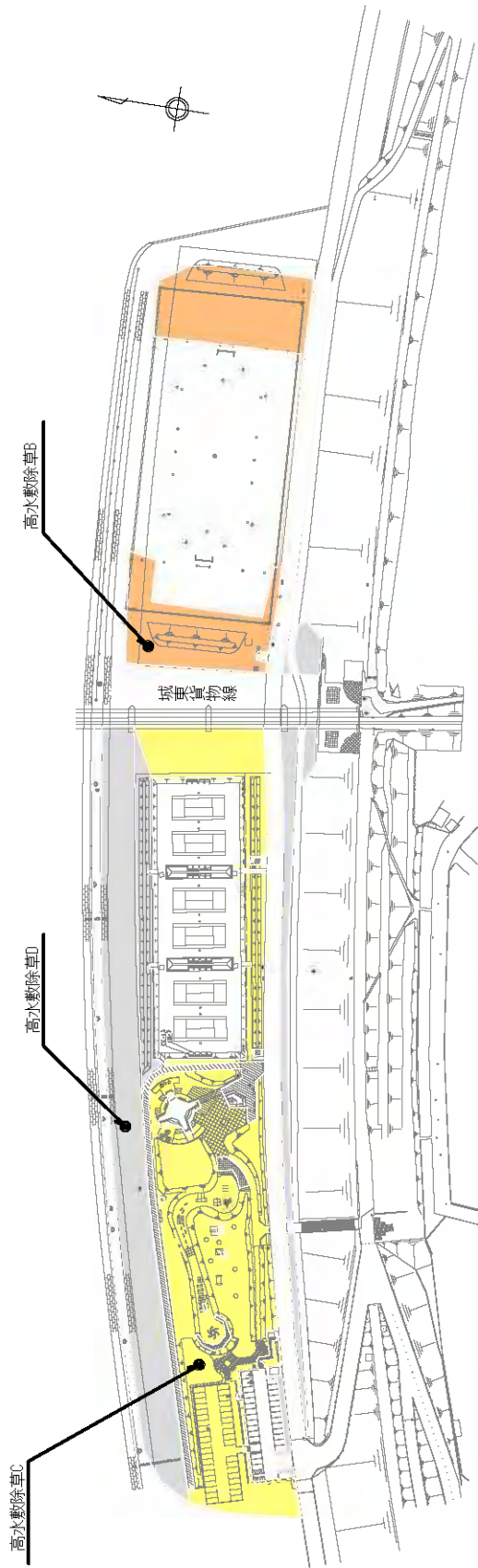
種別	凡例
高水敷除草 A	
高水敷除草 B	
高水敷除草 C	
高水敷除草 D	



## 5. 毛馬地区

# 草文調査地点位置図

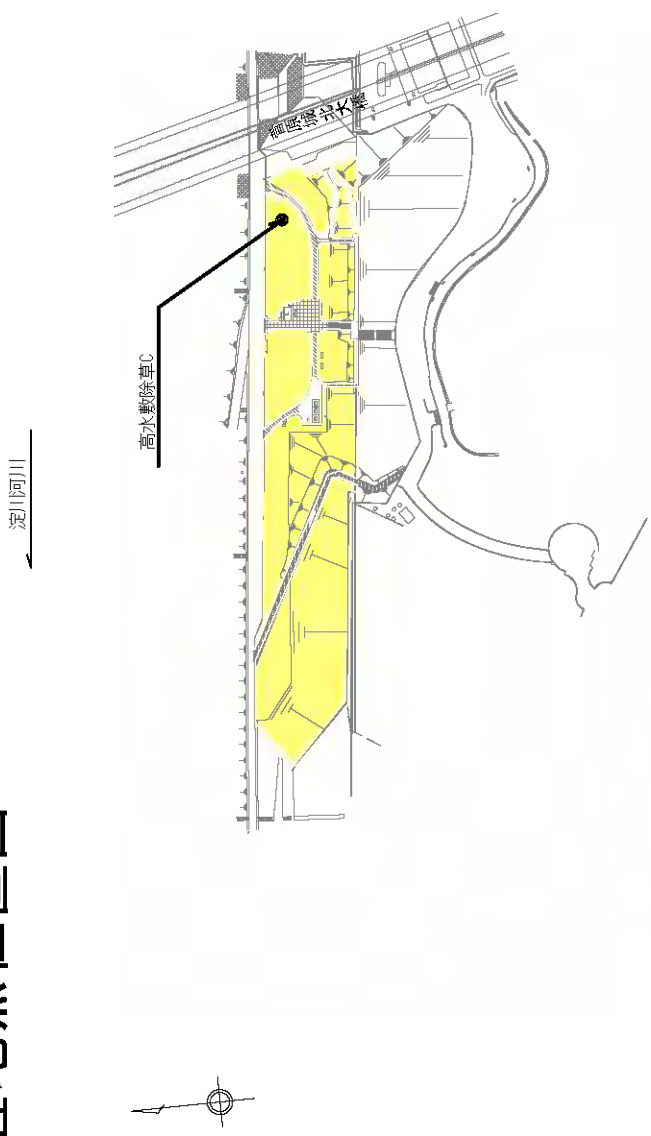
淀川河川



種別	凡例
高水敷除草 A	
高水敷除草 B	
高水敷除草 C	
高水敷除草 D	

## 6. 赤川地区





# 草文調査地点位置図

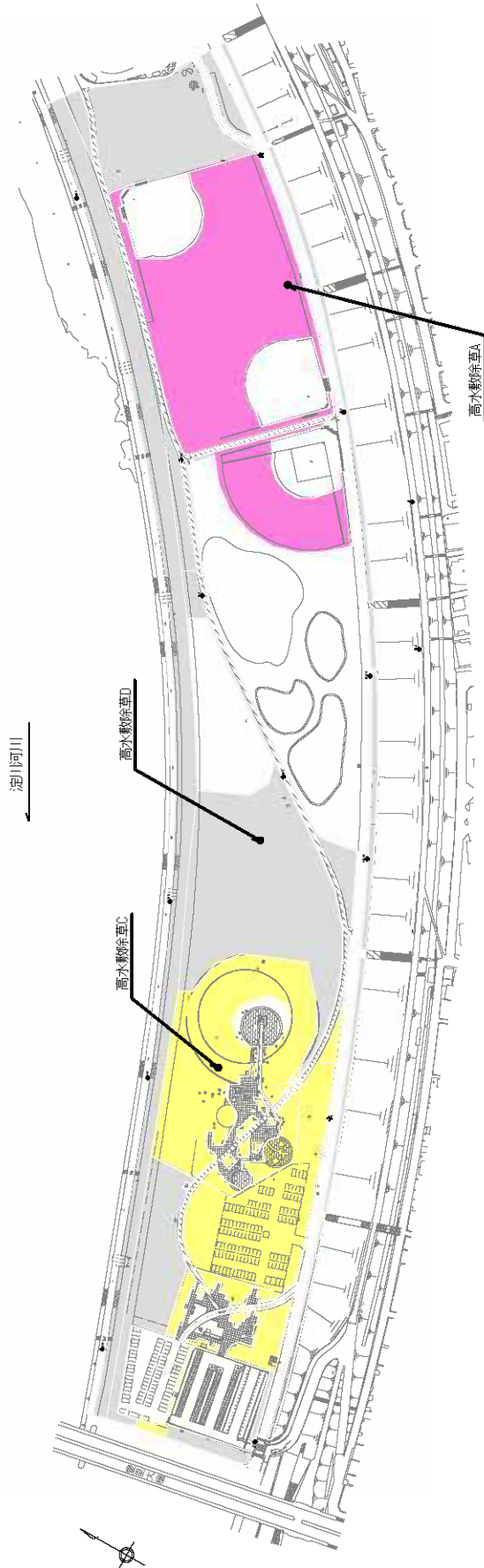


種別	凡例
高水敷除草 A	
高水敷除草 B	
高水敷除草 C	
高水敷除草 D	

## 7. 城北河畔地区

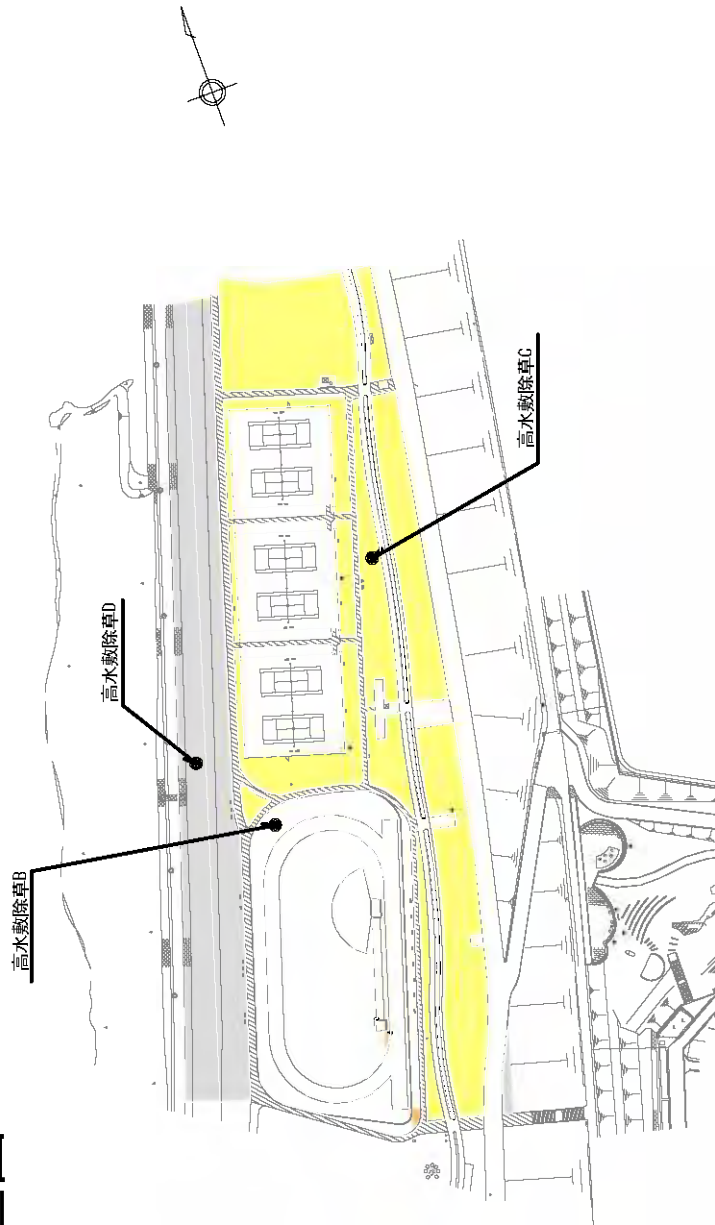
# 草文調査地点位置図

種別	凡例
高水敷除草 A	
高水敷除草 B	
高水敷除草 C	
高水敷除草 D	



## 8. 太子橋地区

# 草文調査地点位置図

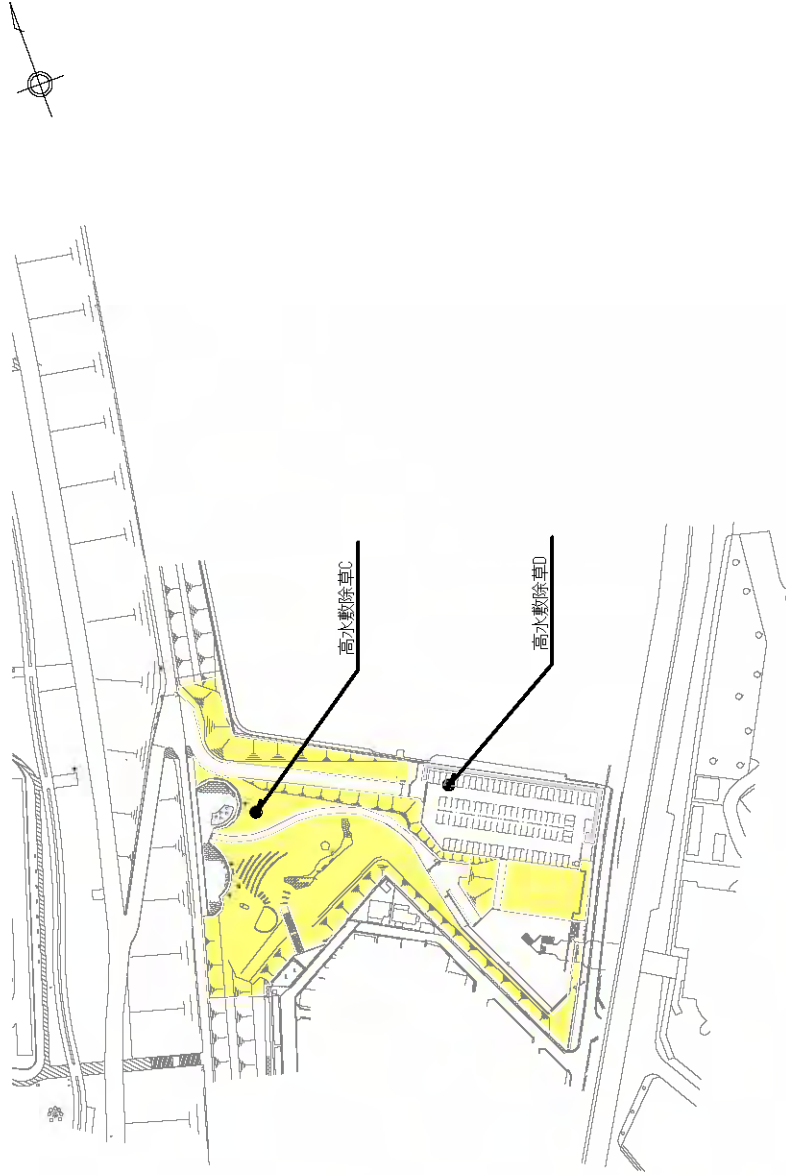


種別	凡例
高水敷除草 A	
高水敷除草 B	
高水敷除草 C	
高水敷除草 D	

## 9. 外島地区







# 草文調査地点位置図

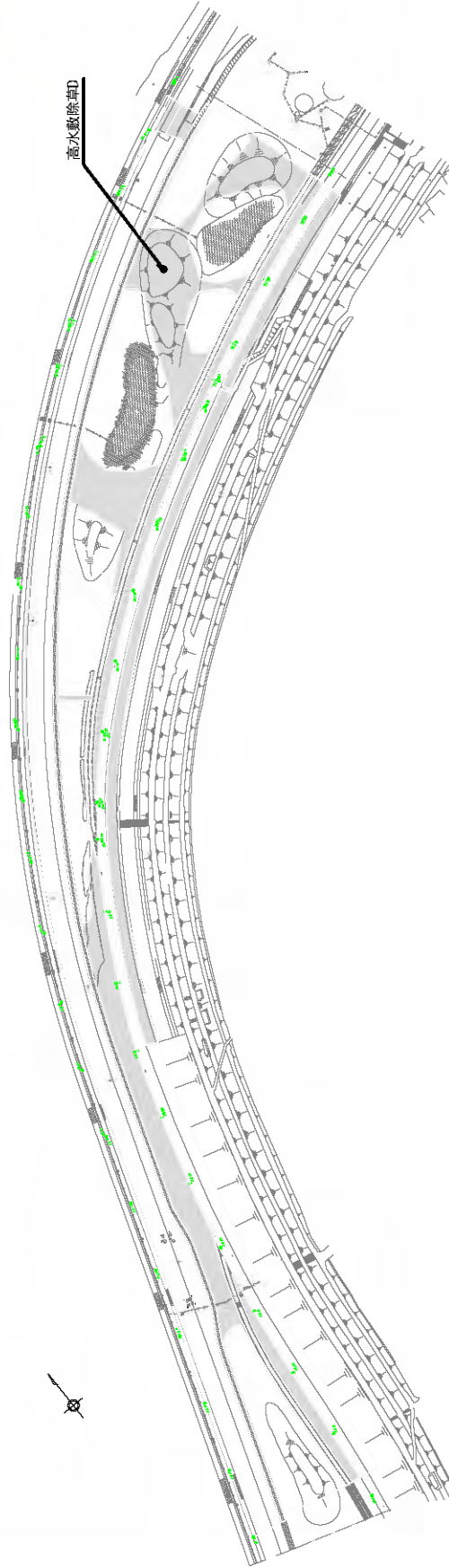


種別	凡例
高水敷除草 A	
高水敷除草 B	
高水敷除草 C	
高水敷除草 D	

## 10. 守口地区

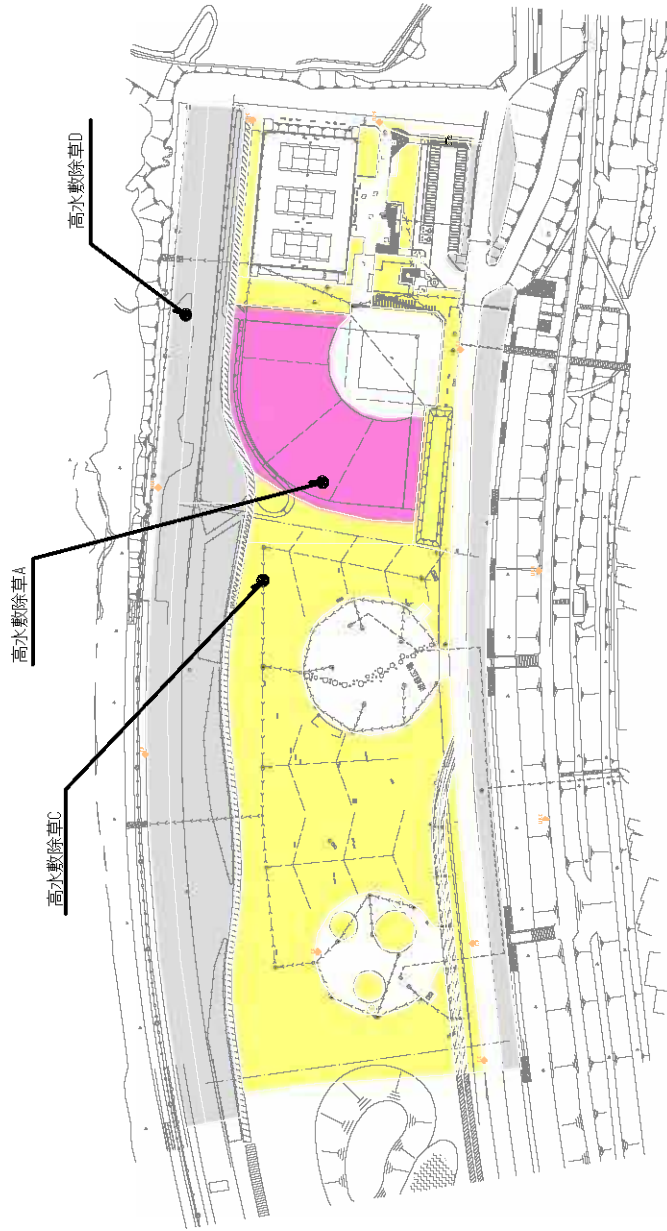
# 草文調査地点位置図

種別	凡例
高水敷除草 A	
高水敷除草 B	
高水敷除草 C	
高水敷除草 D	



## 11. 八雲野草地区

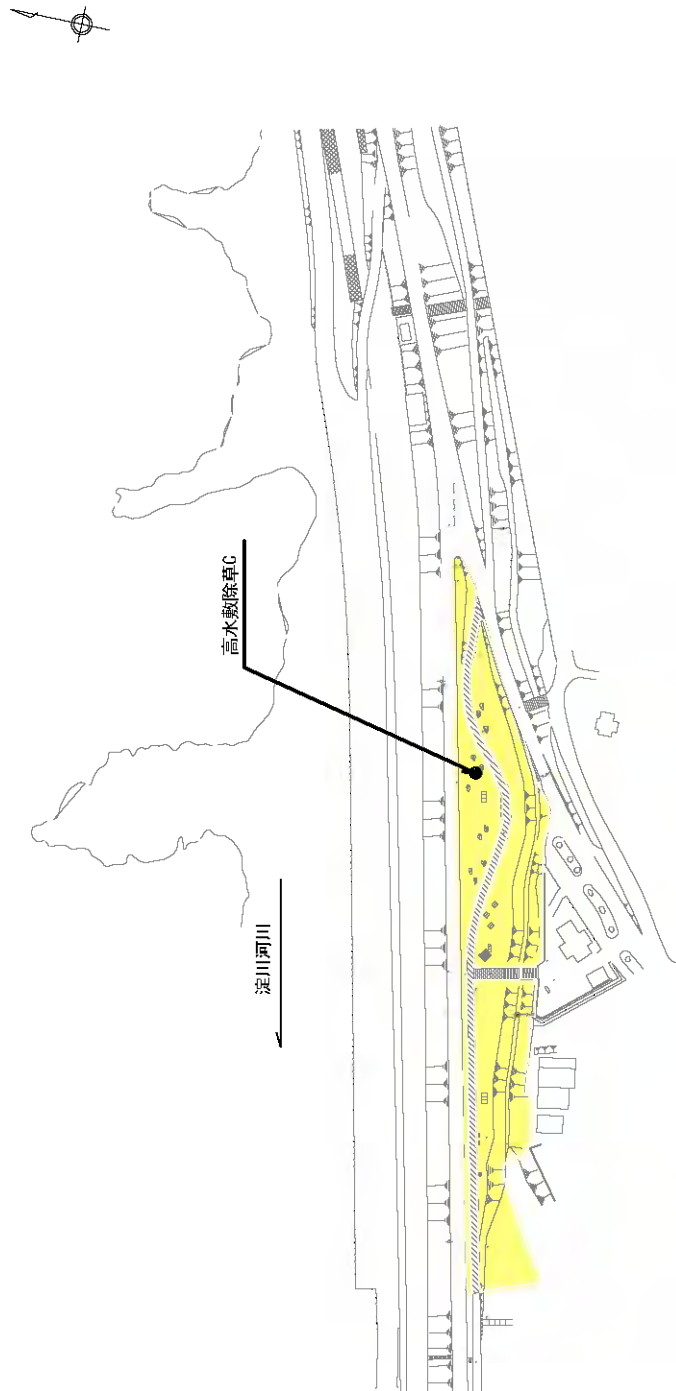
草丈調査地点位置図



種別	凡例
高水敷除草 A	
高水敷除草 B	
高水敷除草 C	
高水敷除草 D	

12. 八雲地区

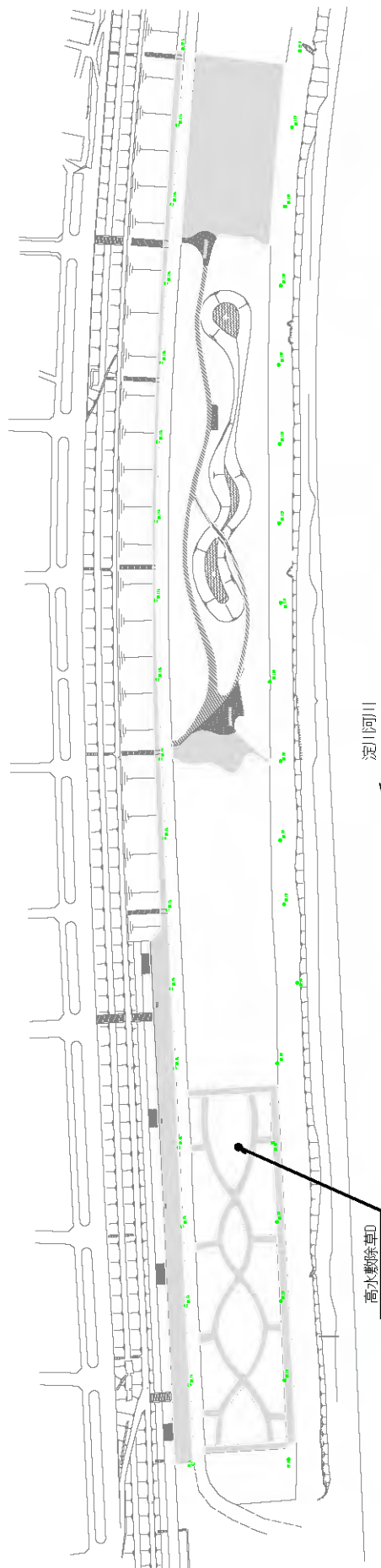
# 草丈調査地点位置図



種別	凡例
高水敷除草 A	
高水敷除草 B	
高水敷除草 C	
高水敷除草 D	

## 13. 庭窪河畔地区

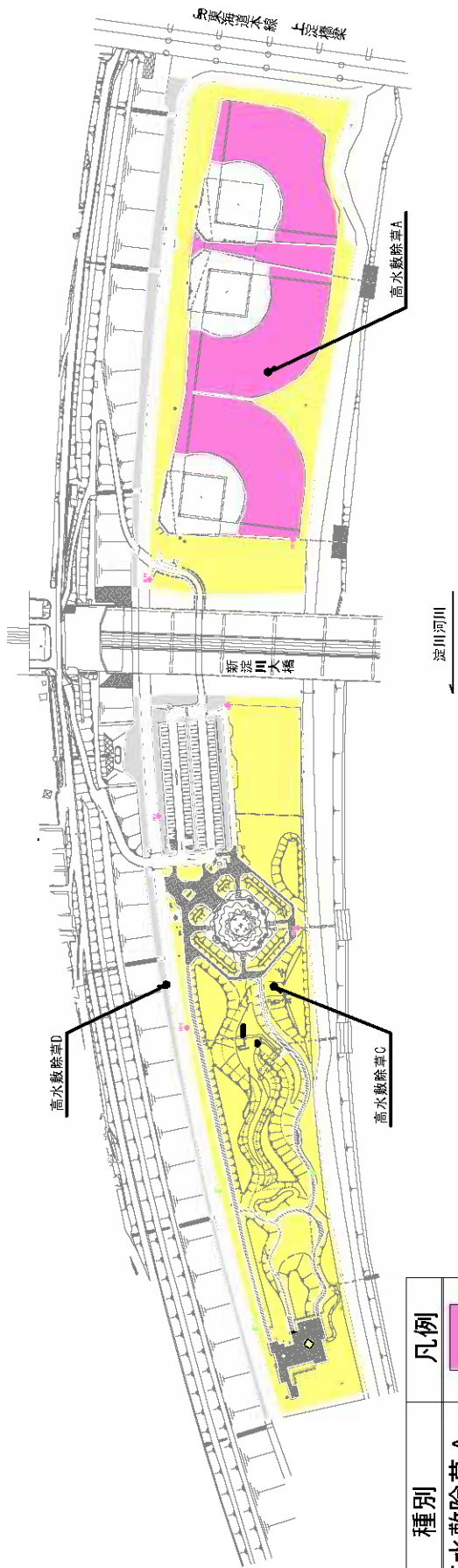
# 草文調査地点位置図



種別	凡例
高水敷除草 A	
高水敷除草 B	
高水敷除草 C	
高水敷除草 D	

## 14. 十三野草地区

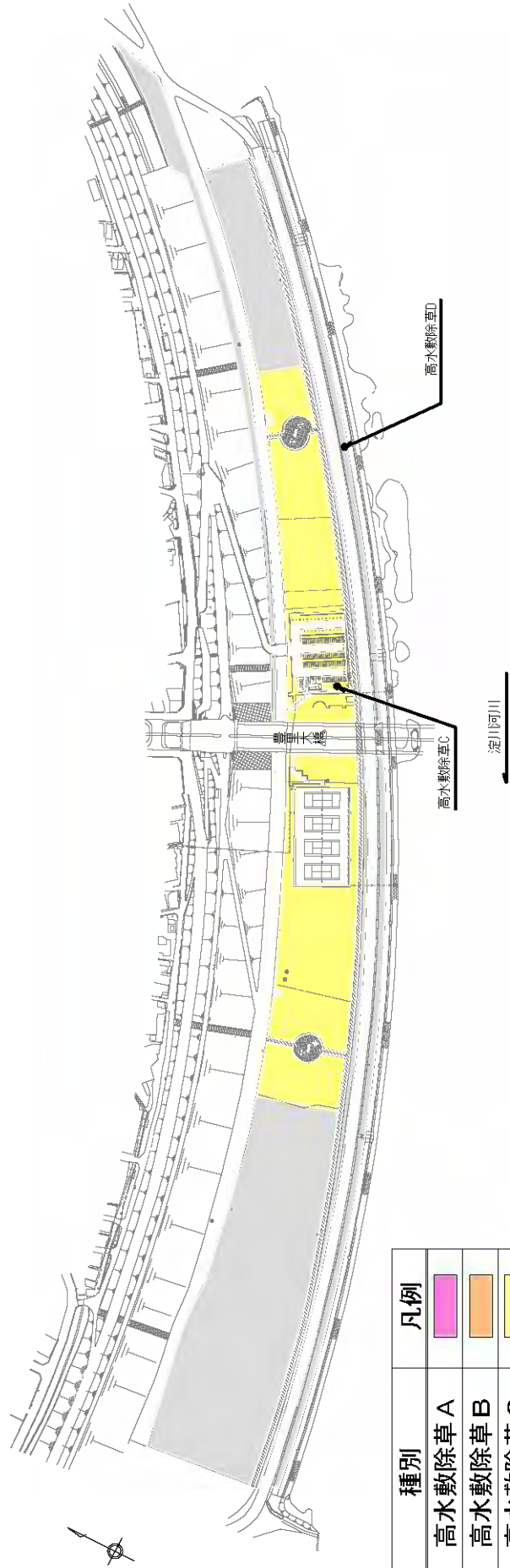
# 草文調査地点位置図



種別	凡例
高水敷除草 A	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #FF69B4; border: 1px solid black;"></span>
高水敷除草 B	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #FF8C00; border: 1px solid black;"></span>
高水敷除草 C	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #FFFF00; border: 1px solid black;"></span>
高水敷除草 D	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #D3D3D3; border: 1px solid black;"></span>

## 15. 西中島地区

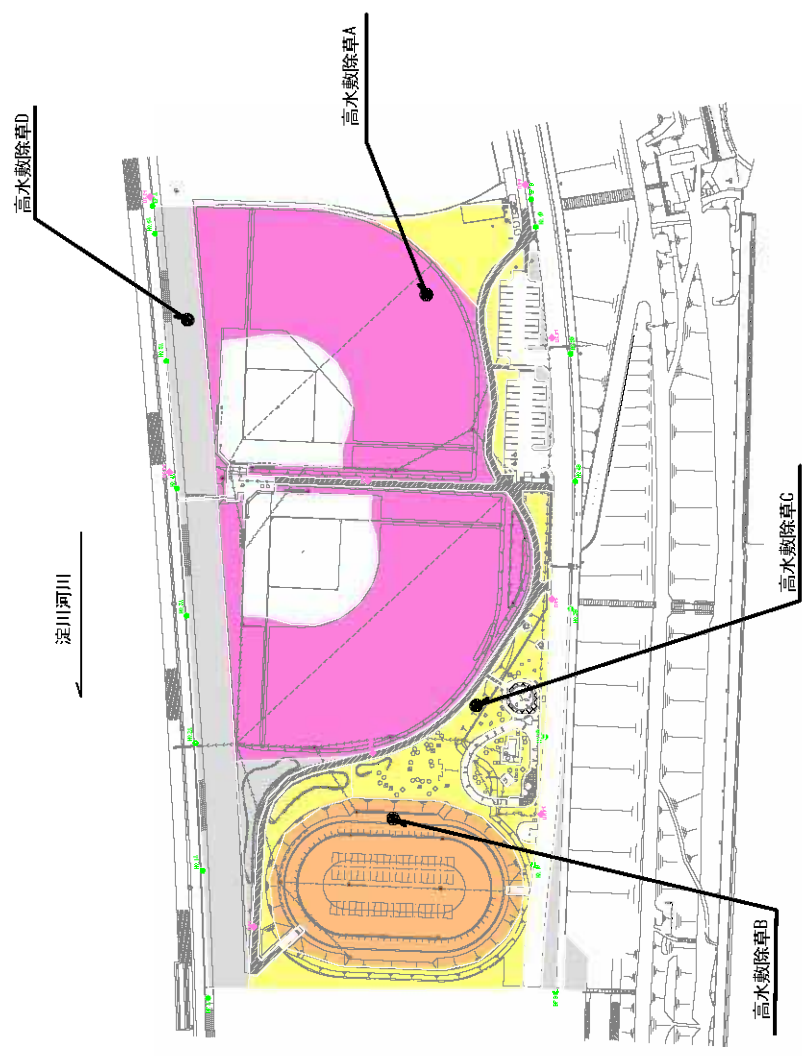
# 草文調査地点位置図



種別	凡例
高水敷除草A	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #FF69B4; border: 1px solid black;"></span>
高水敷除草B	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #FF8C00; border: 1px solid black;"></span>
高水敷除草C	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #FFFF00; border: 1px solid black;"></span>
高水敷除草D	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #A9A9A9; border: 1px solid black;"></span>

## 16. 豊里地区

# 草丈調査地点位置図

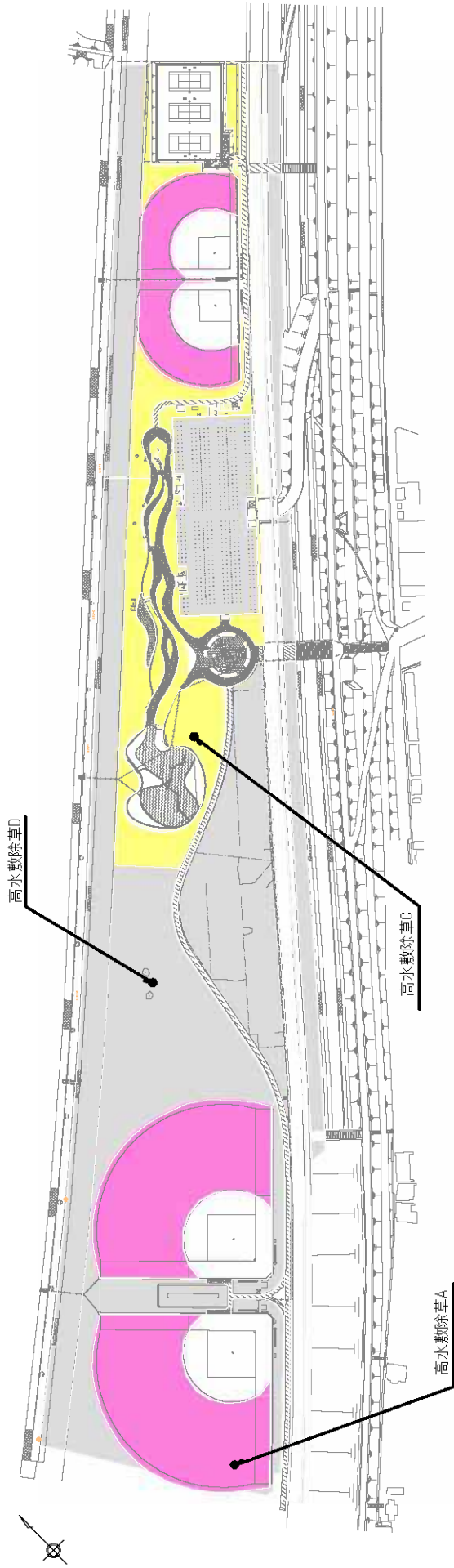


種別	凡例
高水敷除草 A	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #FF69B4; border: 1px solid black;"></span>
高水敷除草 B	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #FFA500; border: 1px solid black;"></span>
高水敷除草 C	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #FFFF00; border: 1px solid black;"></span>
高水敷除草 D	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #D3D3D3; border: 1px solid black;"></span>

## 17. 大日地区



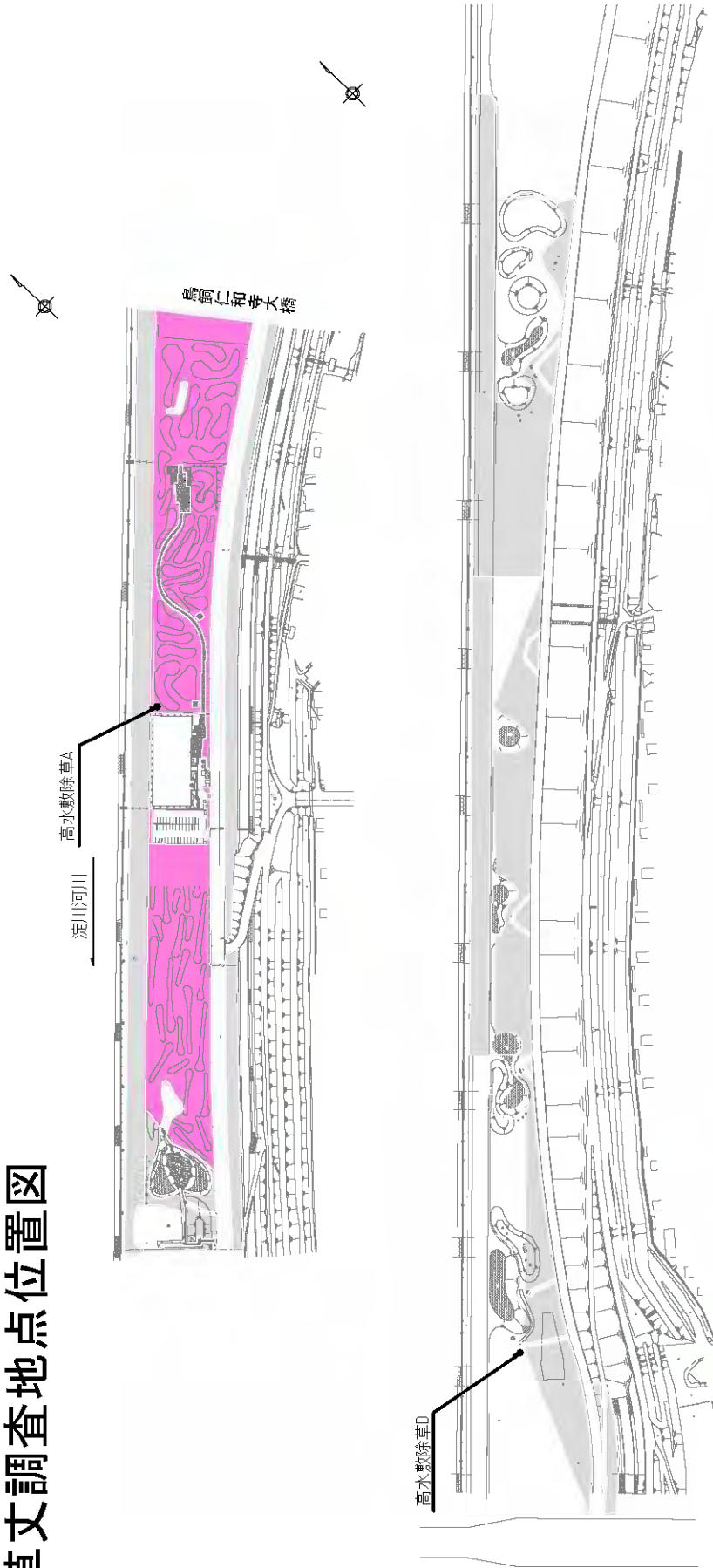
# 草文調査地点位置図



種別	凡例
高水敷除草 A	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #FF69B4; border: 1px solid black;"></span>
高水敷除草 B	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #FF8C00; border: 1px solid black;"></span>
高水敷除草 C	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #FFFF00; border: 1px solid black;"></span>
高水敷除草 D	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #D3D3D3; border: 1px solid black;"></span>

## 18. 佐太西地区

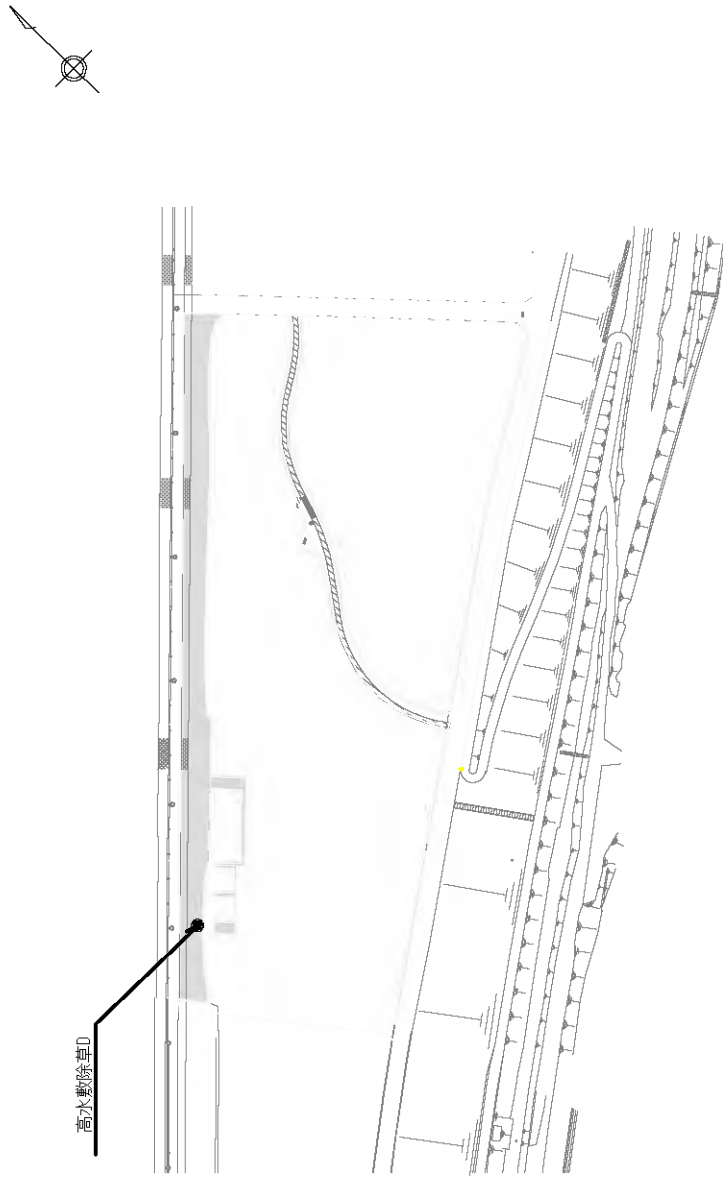
# 草丈調査地点位置図



種別	凡例
高水敷除草A	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #FF69B4; border: 1px solid black;"></span>
高水敷除草B	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #FF8C00; border: 1px solid black;"></span>
高水敷除草C	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #FFFF00; border: 1px solid black;"></span>
高水敷除草D	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #A9A9A9; border: 1px solid black;"></span>

## 19. 仁和寺野草地区

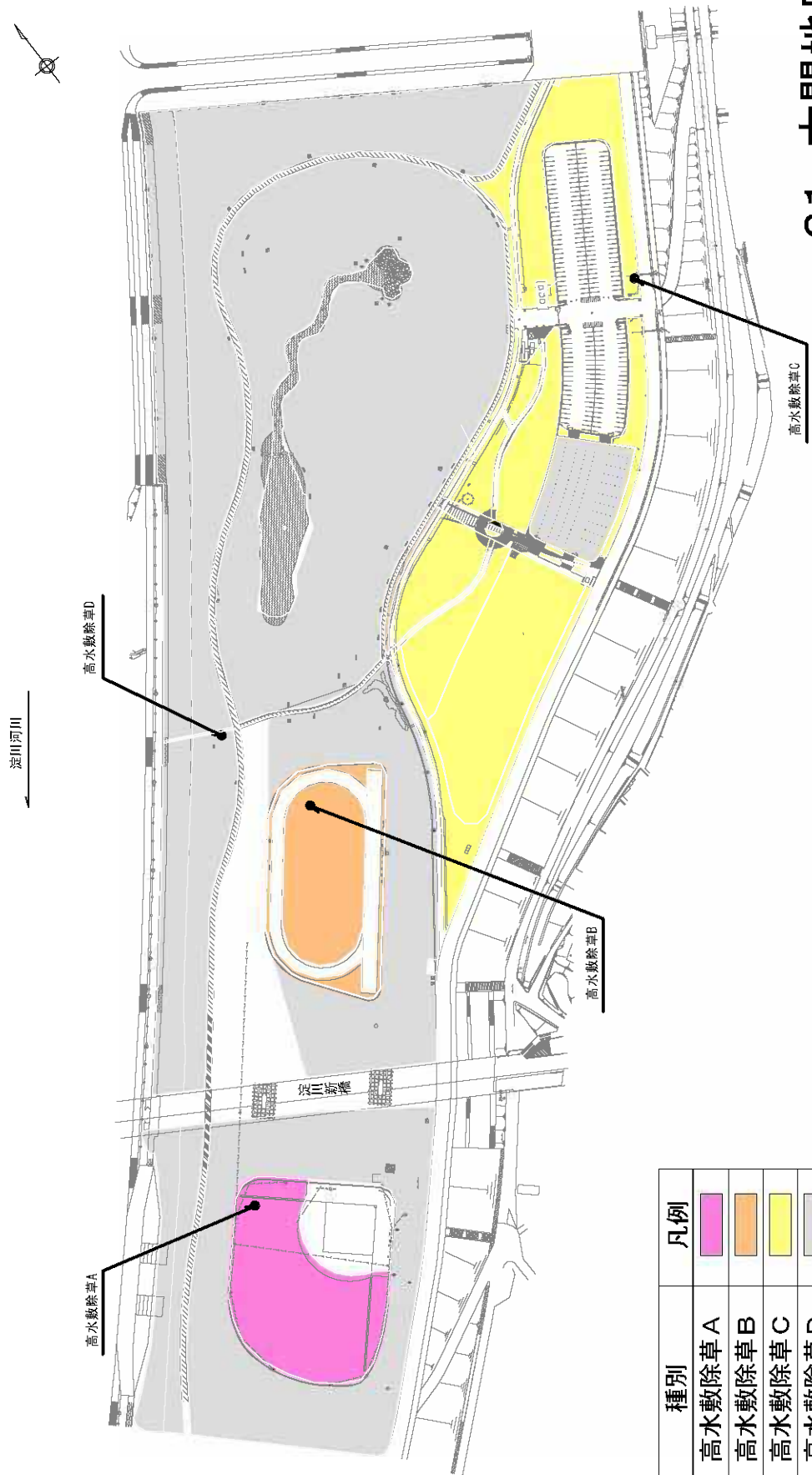
# 草丈調査地点位置図



種別	凡例
高水敷除草 A	
高水敷除草 B	
高水敷除草 C	
高水敷除草 D	

## 20. 点野野草地区

# 草文調査地点位置図

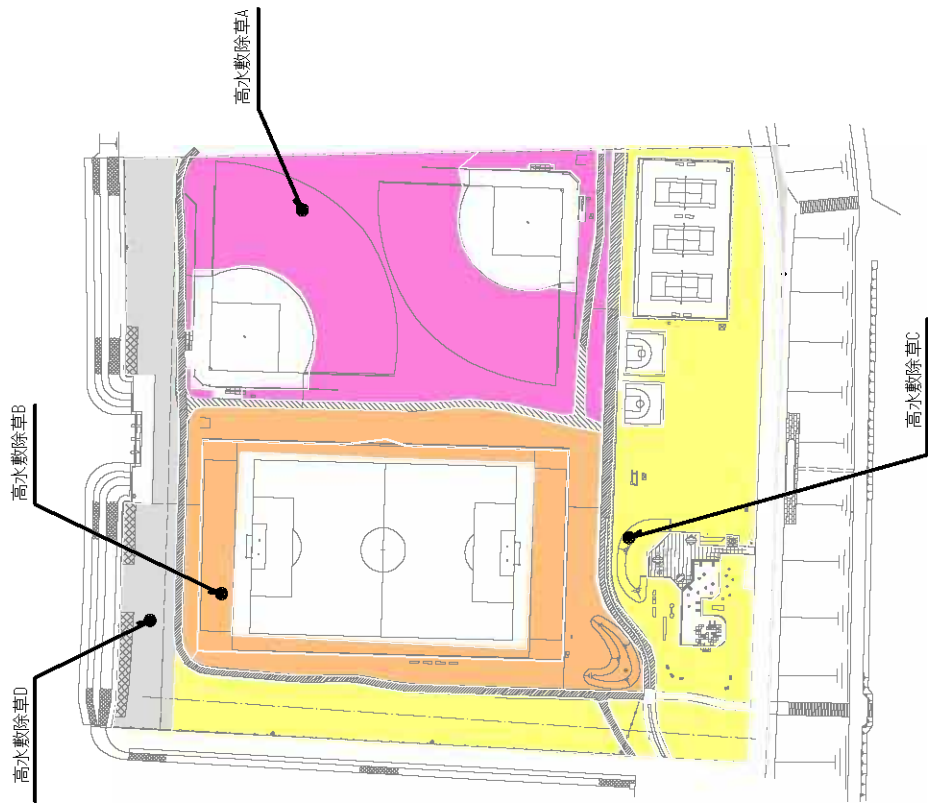


種別	凡例
高水敷除草 A	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #FF69B4; border: 1px solid black;"></span>
高水敷除草 B	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #FF8C00; border: 1px solid black;"></span>
高水敷除草 C	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #FFFF00; border: 1px solid black;"></span>
高水敷除草 D	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #A9A9A9; border: 1px solid black;"></span>

## 21. 太間地区

# 草丈調査地点位置図

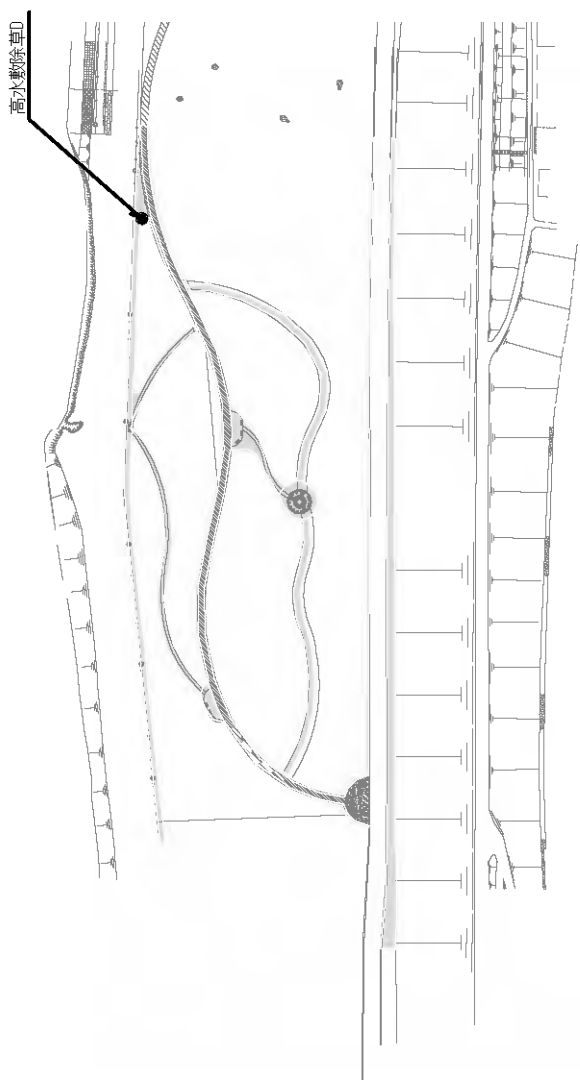
淀川河川



種別	凡例
高水敷除草A	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #FF00FF; border: 1px solid black;"></span>
高水敷除草B	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #FFA500; border: 1px solid black;"></span>
高水敷除草C	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #FFFF00; border: 1px solid black;"></span>
高水敷除草D	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #D3D3D3; border: 1px solid black;"></span>

## 22. 木屋元地区

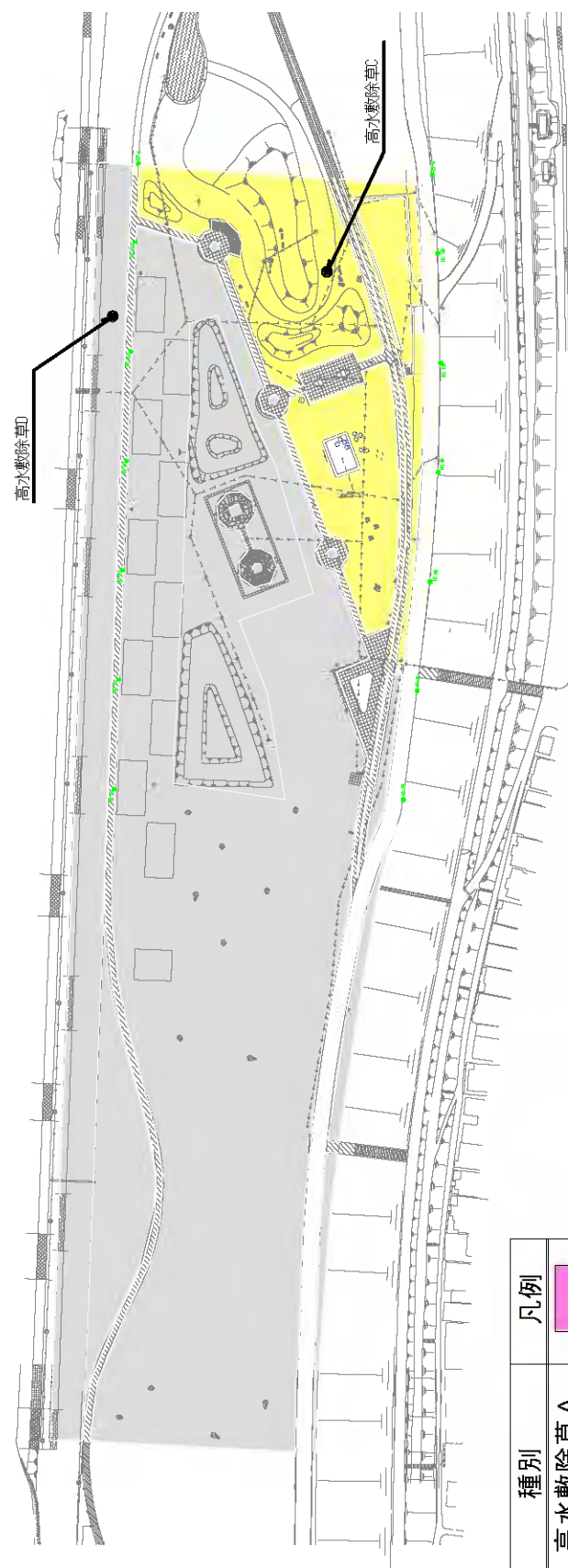
# 草文調査地点位置図



種別	凡例
高水敷除草 A	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #FF69B4; border: 1px solid black;"></span>
高水敷除草 B	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #FF8C00; border: 1px solid black;"></span>
高水敷除草 C	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #FFFF00; border: 1px solid black;"></span>
高水敷除草 D	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #A9A9A9; border: 1px solid black;"></span>

## 23. 出口野草地区

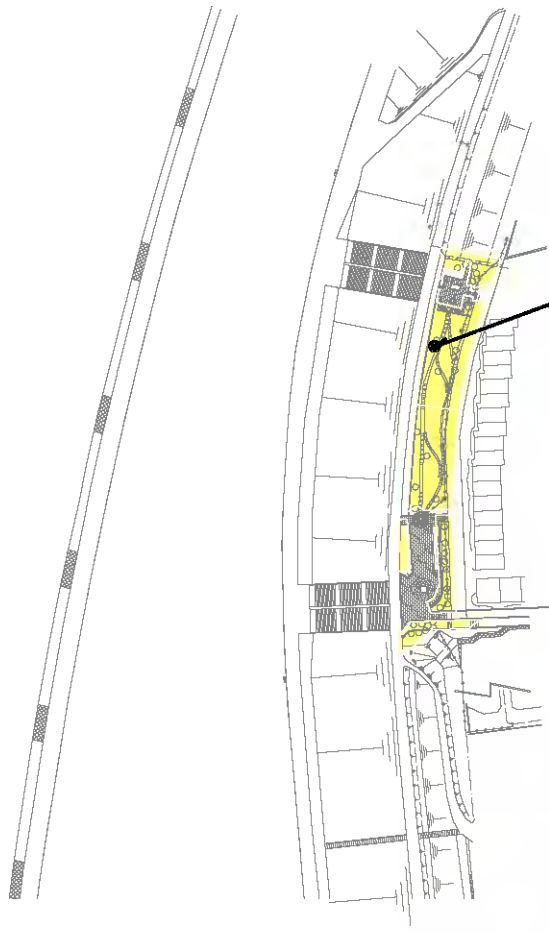
# 草文調査地点位置図



種別	凡例
高水敷除草 A	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #FFD700; border: 1px solid black;"></span>
高水敷除草 B	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #FFA500; border: 1px solid black;"></span>
高水敷除草 C	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #FFD700; border: 1px solid black;"></span>
高水敷除草 D	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #D3D3D3; border: 1px solid black;"></span>

## 24. 出口地区

# 草文調查地点位置图

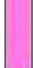





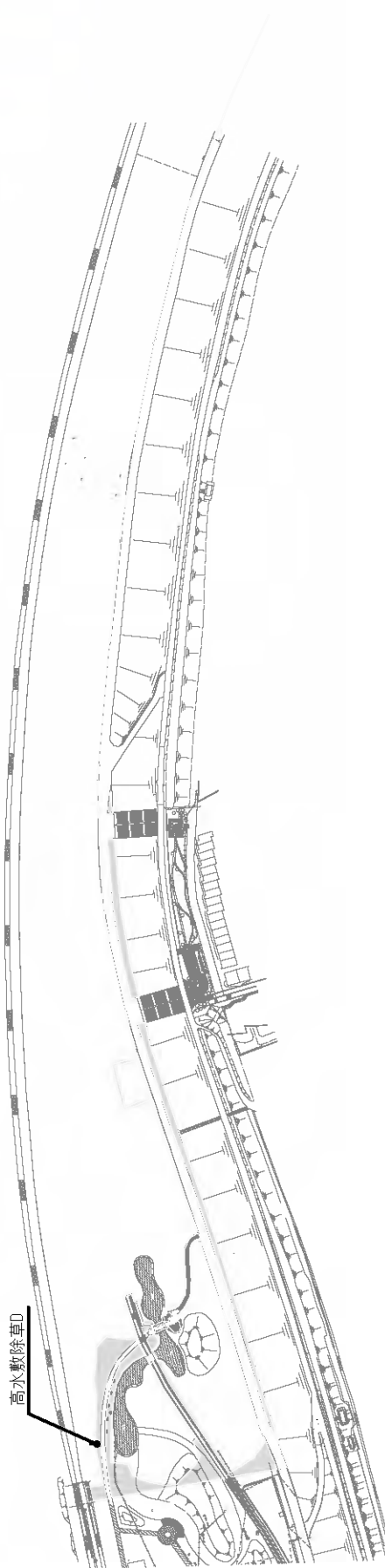
種別	凡例
高水敷除草 A	
高水敷除草 B	
高水敷除草 C	
高水敷除草 D	

## 25. 出口河畔地区



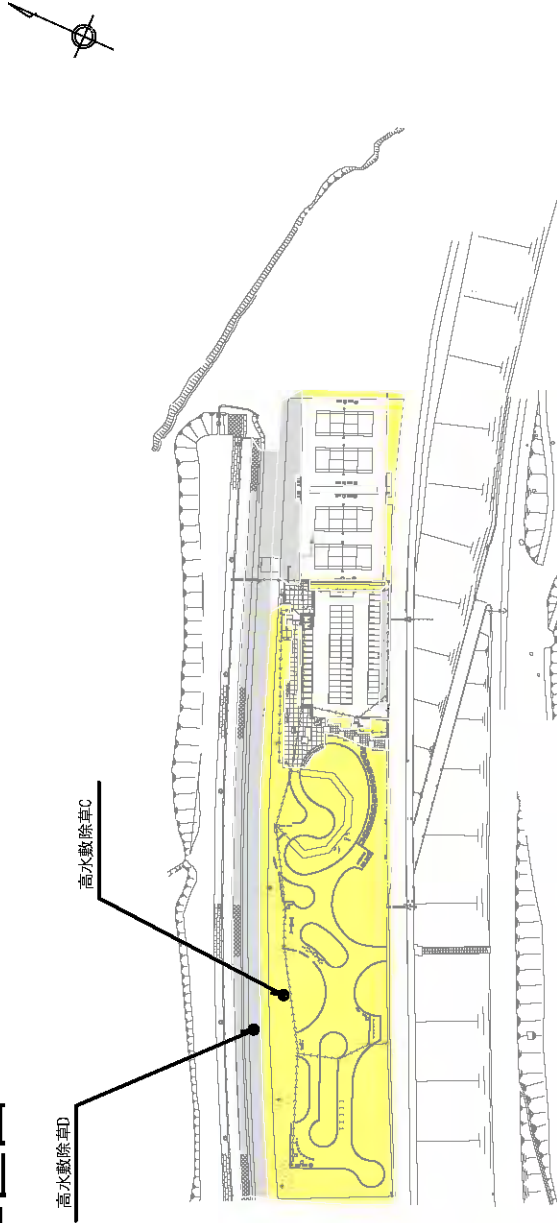
# 草丈調査地点位置図

種別	凡例
高水敷除草A	
高水敷除草B	
高水敷除草C	
高水敷除草D	



## 26. 伊加賀野草地区

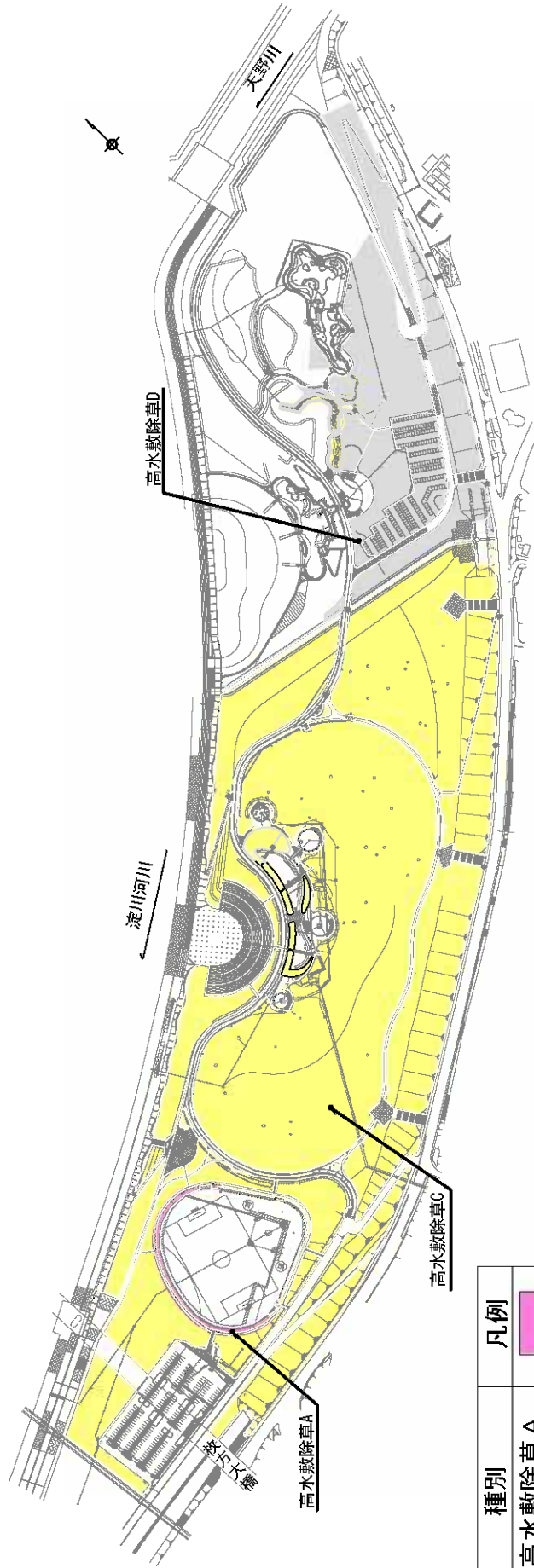
# 草文調査地点位置図







種別	凡例
高水敷除草 A	
高水敷除草 B	
高水敷除草 C	
高水敷除草 D	

## 27. 三矢地区

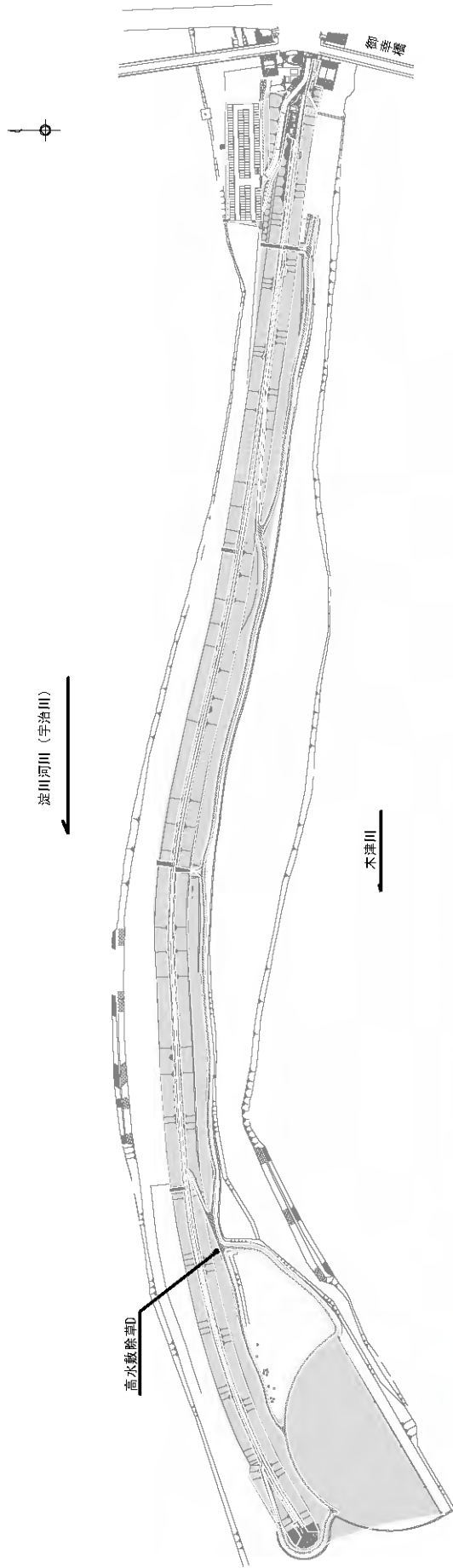
# 草丈調査地点位置図



種別	凡例
高水敷除草 A	
高水敷除草 B	
高水敷除草 C	
高水敷除草 D	

## 28. 枚方地区

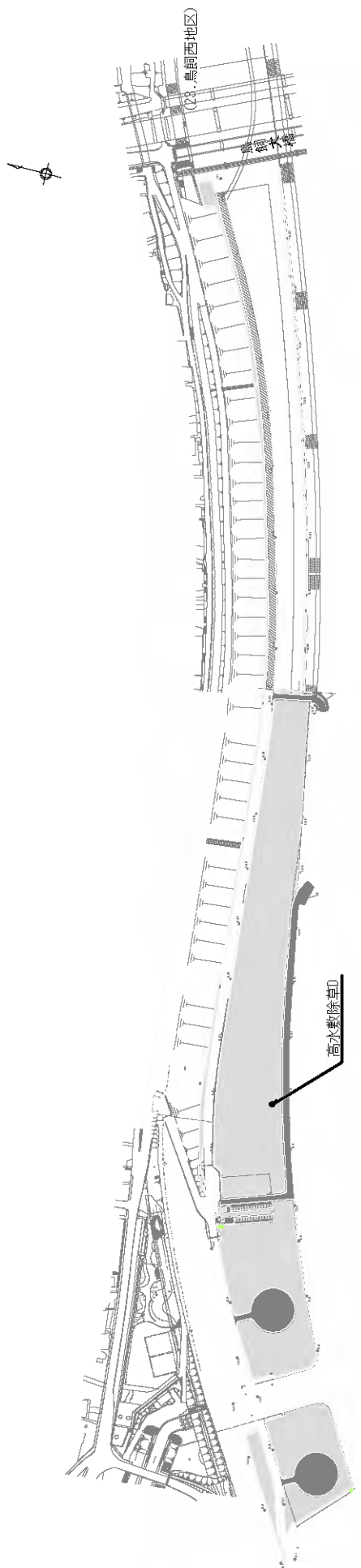
# 草丈調査地点位置図



種別	凡例
高水敷除草 A	
高水敷除草 B	
高水敷除草 C	
高水敷除草 D	

## 29. 背割堤地区

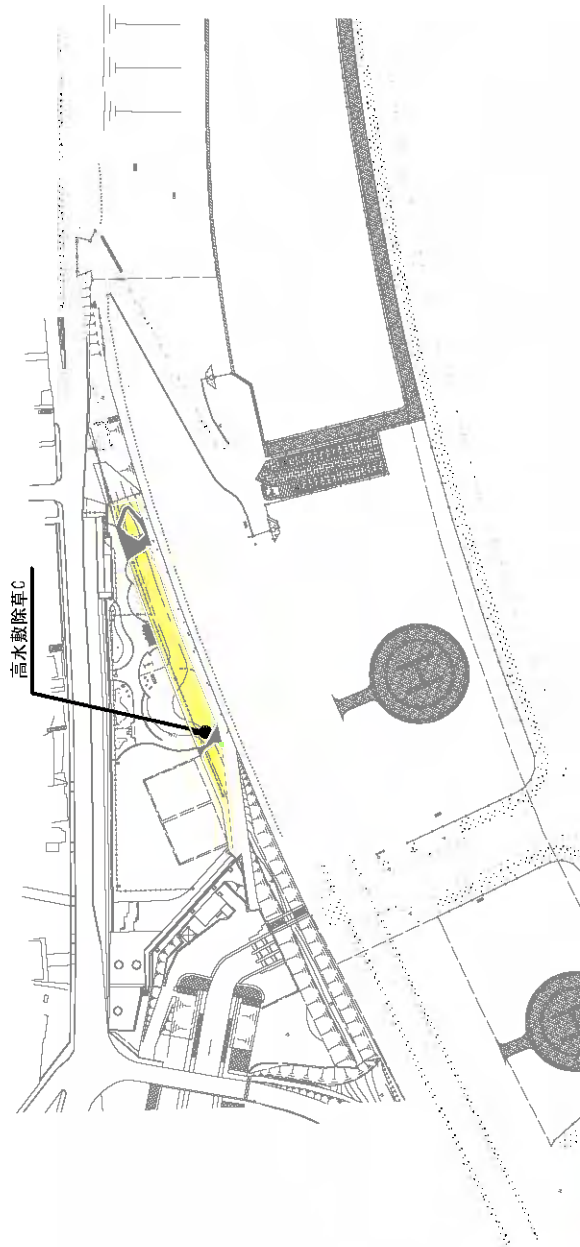
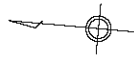
# 草丈調査地点位置図



種別	凡例
高水敷除草 A	
高水敷除草 B	
高水敷除草 C	
高水敷除草 D	

## 30. 一津屋野草地区

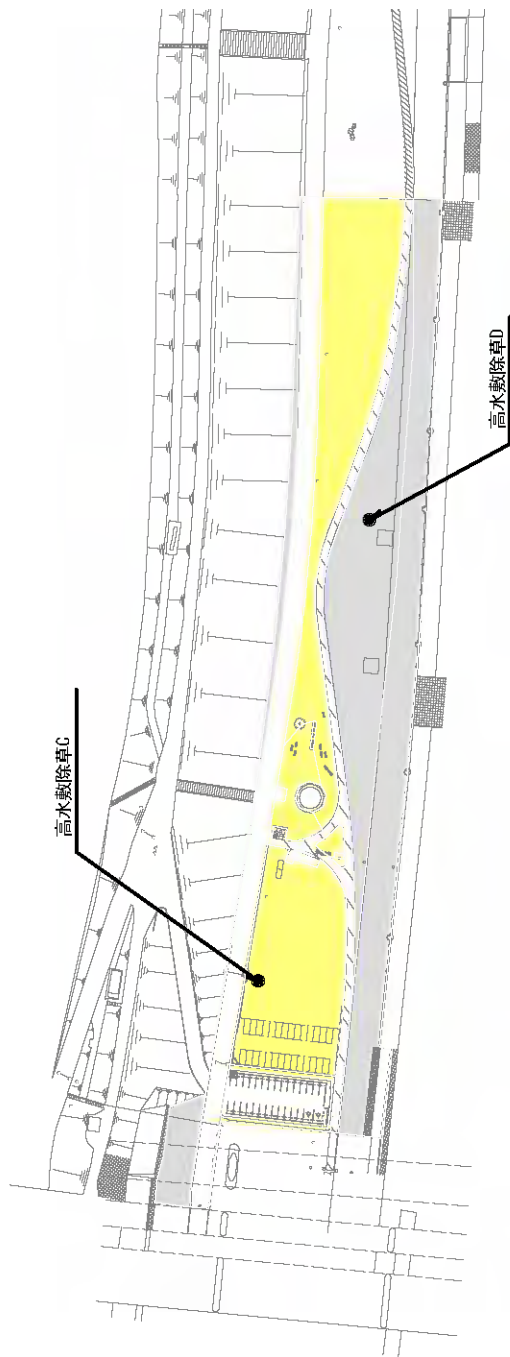
# 草文調査地点位置図



種別	凡例
高水敷除草 A	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #FF69B4; border: 1px solid black;"></span>
高水敷除草 B	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #FF8C00; border: 1px solid black;"></span>
高水敷除草 C	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #FFFF00; border: 1px solid black;"></span>
高水敷除草 D	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #D3D3D3; border: 1px solid black;"></span>

## 3 1. 一津屋河畔地区

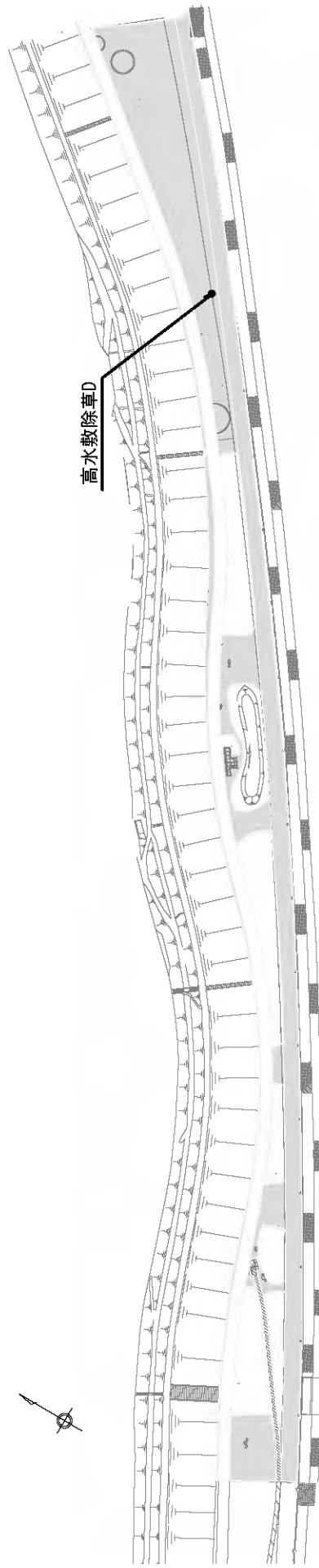
# 草文調査地点位置図



種別	凡例
高水敷除草 A	
高水敷除草 B	
高水敷除草 C	
高水敷除草 D	

## 32. 鳥飼西地区

# 草文調査地点位置図

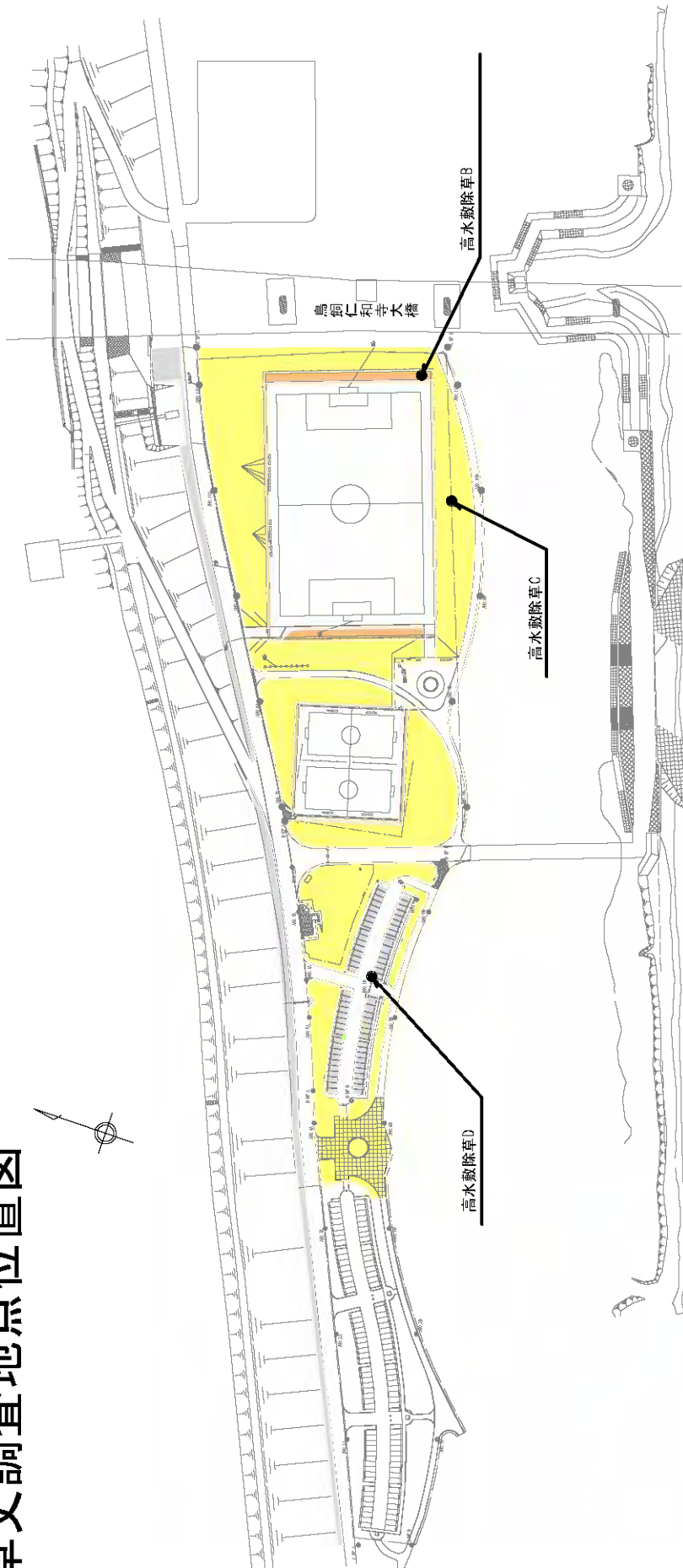


種別	凡例
高水敷除草 A	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #FF69B4; border: 1px solid black;"></span>
高水敷除草 B	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #FF8C00; border: 1px solid black;"></span>
高水敷除草 C	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #FFFF00; border: 1px solid black;"></span>
高水敷除草 D	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #A9A9A9; border: 1px solid black;"></span>

## 33. 烏飼野草地区



# 草文調査地点位置図

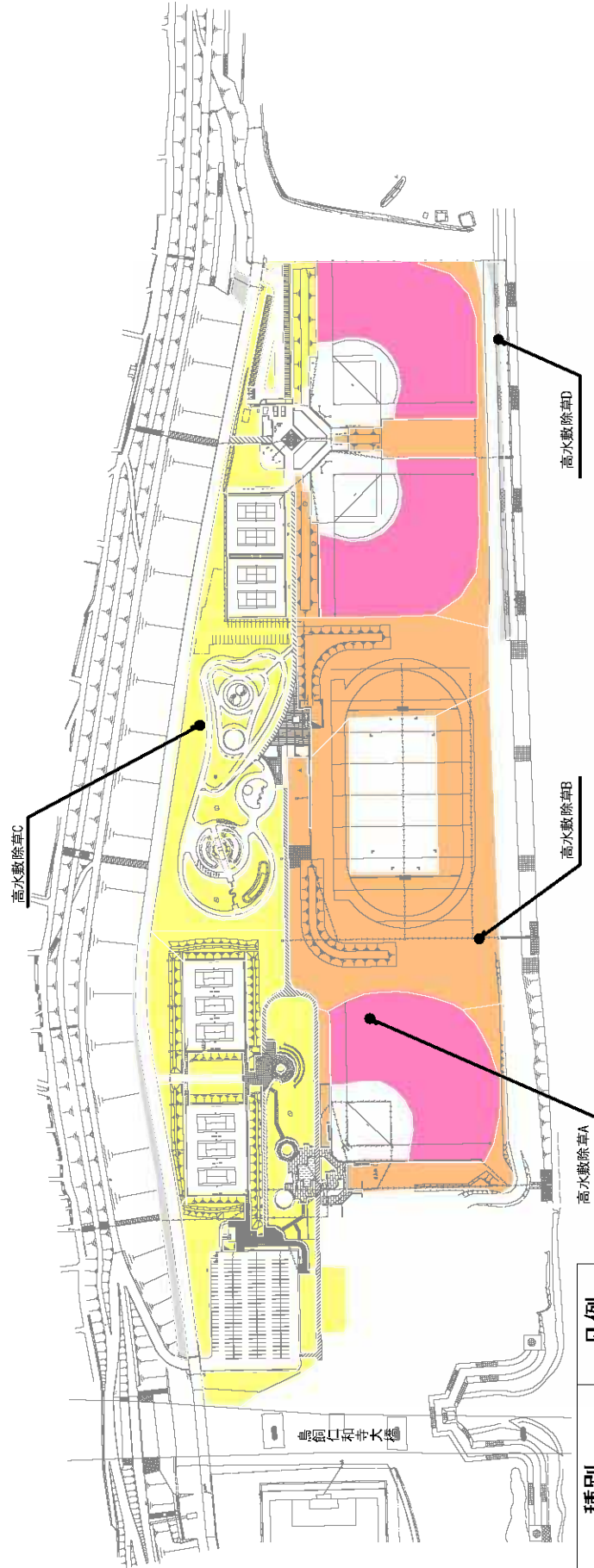


種別	凡例
高水敷除草 A	
高水敷除草 B	
高水敷除草 C	
高水敷除草 D	

渡川河川

## 34. 鳥飼下地区

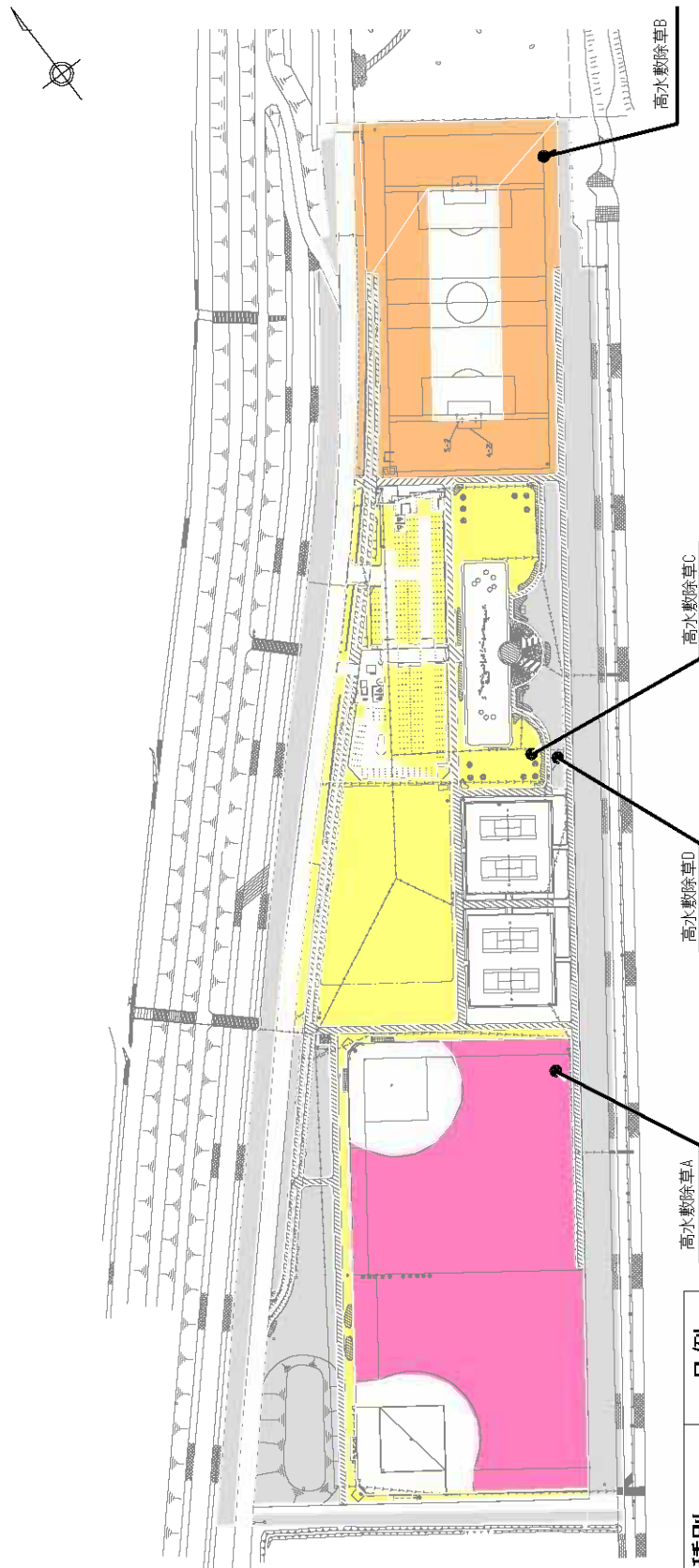
草丈調查地点位置図



種別	凡例
高水敷除草 A	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #FF00FF;"></span>
高水敷除草 B	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #FFA500;"></span>
高水敷除草 C	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #FFFF00;"></span>
高水敷除草 D	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #808080;"></span>

35. 鳥飼上地区

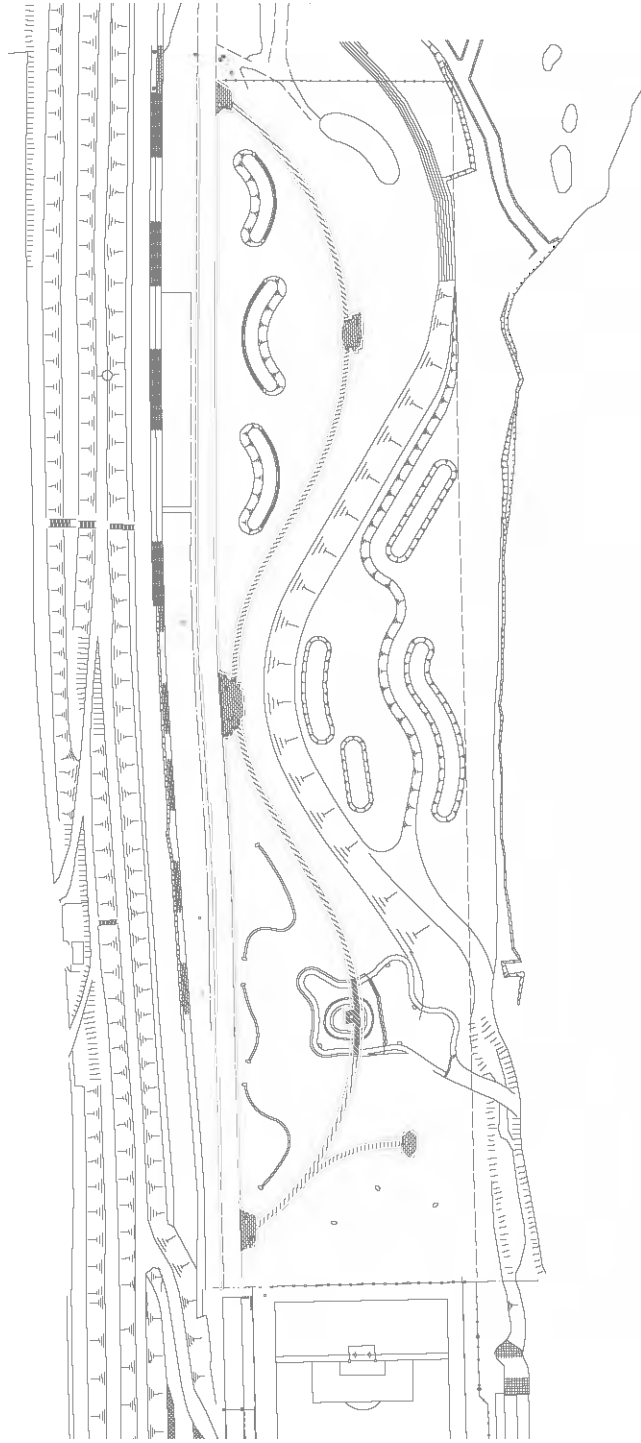
# 草文調査地点位置図



種別	凡例
高水敷除草 A	
高水敷除草 B	
高水敷除草 C	
高水敷除草 D	

## 36. 三島江地区

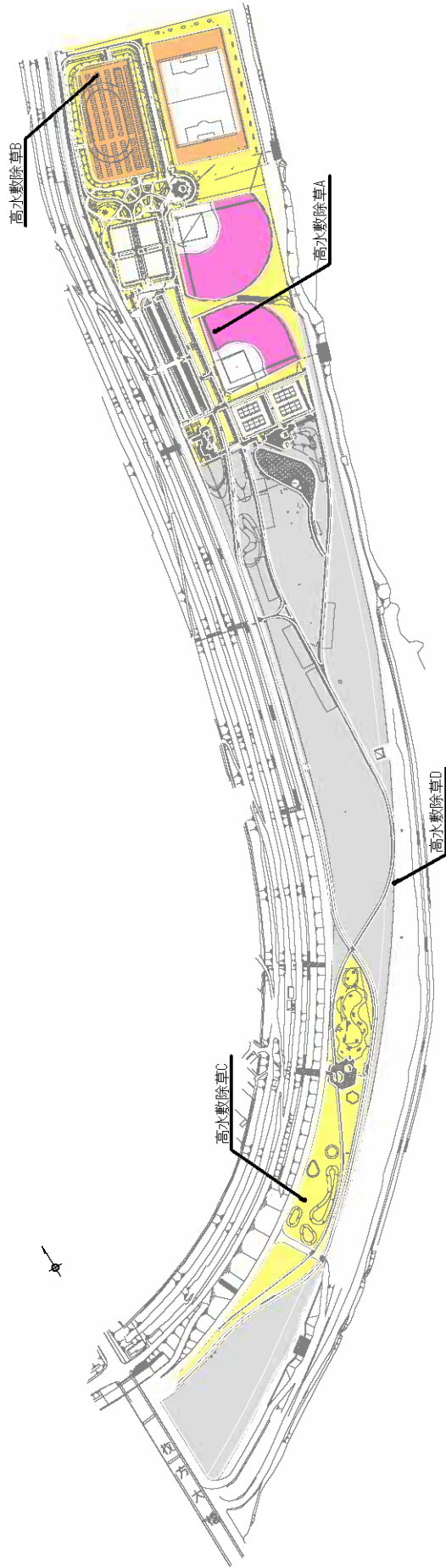
# 草丈調査地点位置図



種別	凡例
高水敷除草 A	
高水敷除草 B	
高水敷除草 C	
高水敷除草 D	

## 37. 三島江野草地区

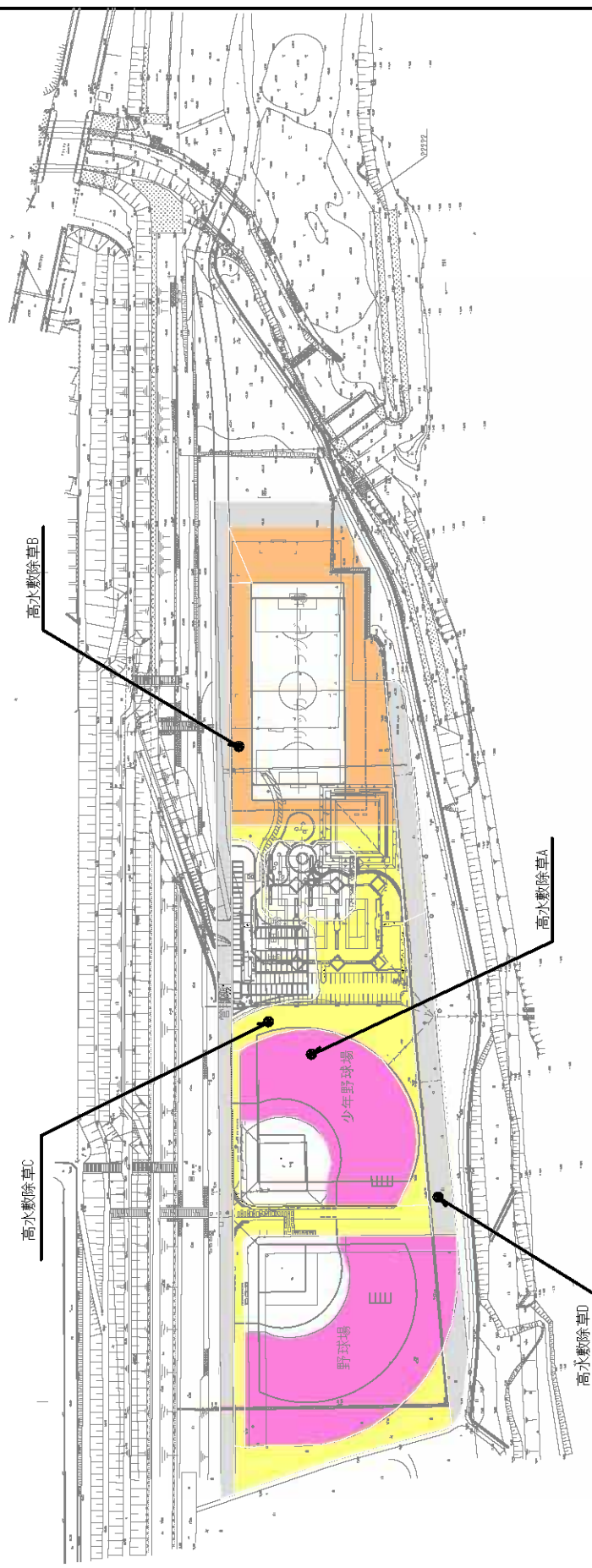
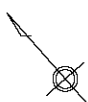
# 草文調査地点位置図



種別	凡例
高水敷除草 A	
高水敷除草 B	
高水敷除草 C	
高水敷除草 D	

## 38. 大塚地区

# 草文調査地点位置図



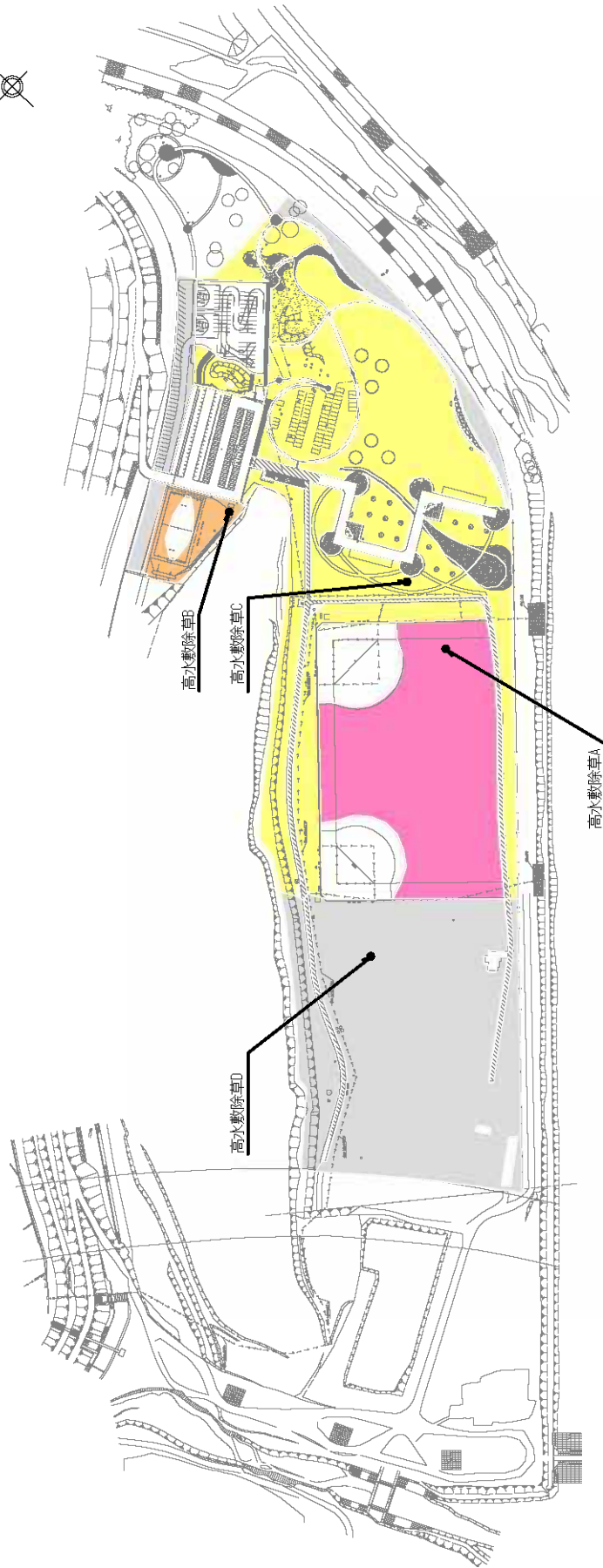
種別	凡例
高水敷除草 A	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #FF69B4; border: 1px solid black;"></span>
高水敷除草 B	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #FFA500; border: 1px solid black;"></span>
高水敷除草 C	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #FFFF00; border: 1px solid black;"></span>
高水敷除草 D	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #D3D3D3; border: 1px solid black;"></span>

淀川阿川

## 39. 島本地区



# 草文調査地点位置図



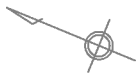
種別	凡例
高水敷除草 A	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #FF00FF; border: 1px solid black;"></span>
高水敷除草 B	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #FFA500; border: 1px solid black;"></span>
高水敷除草 C	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #FFFF00; border: 1px solid black;"></span>
高水敷除草 D	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #808080; border: 1px solid black;"></span>

## 40. 大山崎地区

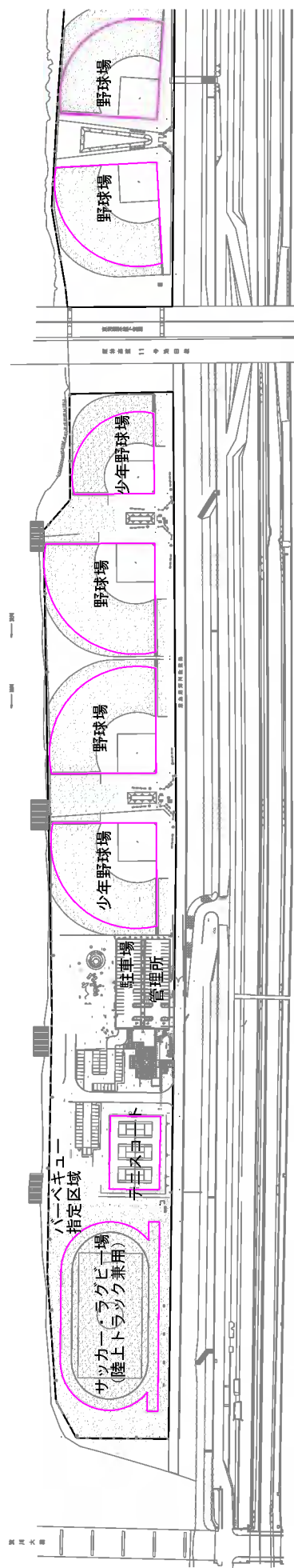
収益施設管理運営対象区域図



# 収益施設管理運営対象区域図



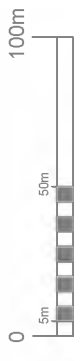
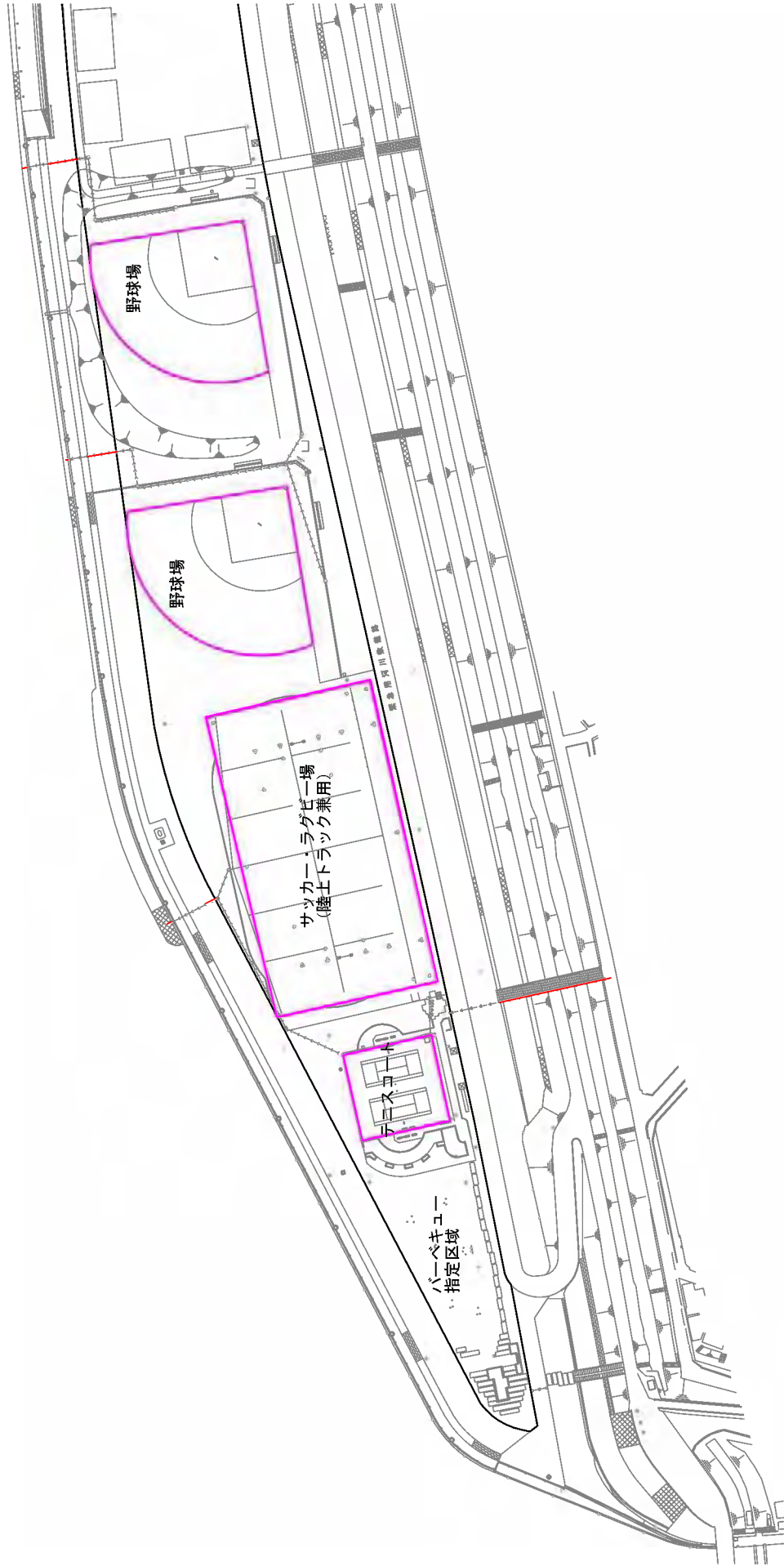
1. 海老江地区



凡 例  
 収益施設管理運営対象区域

## 1. 海老江地区

# 収益施設管理運営対象区域図

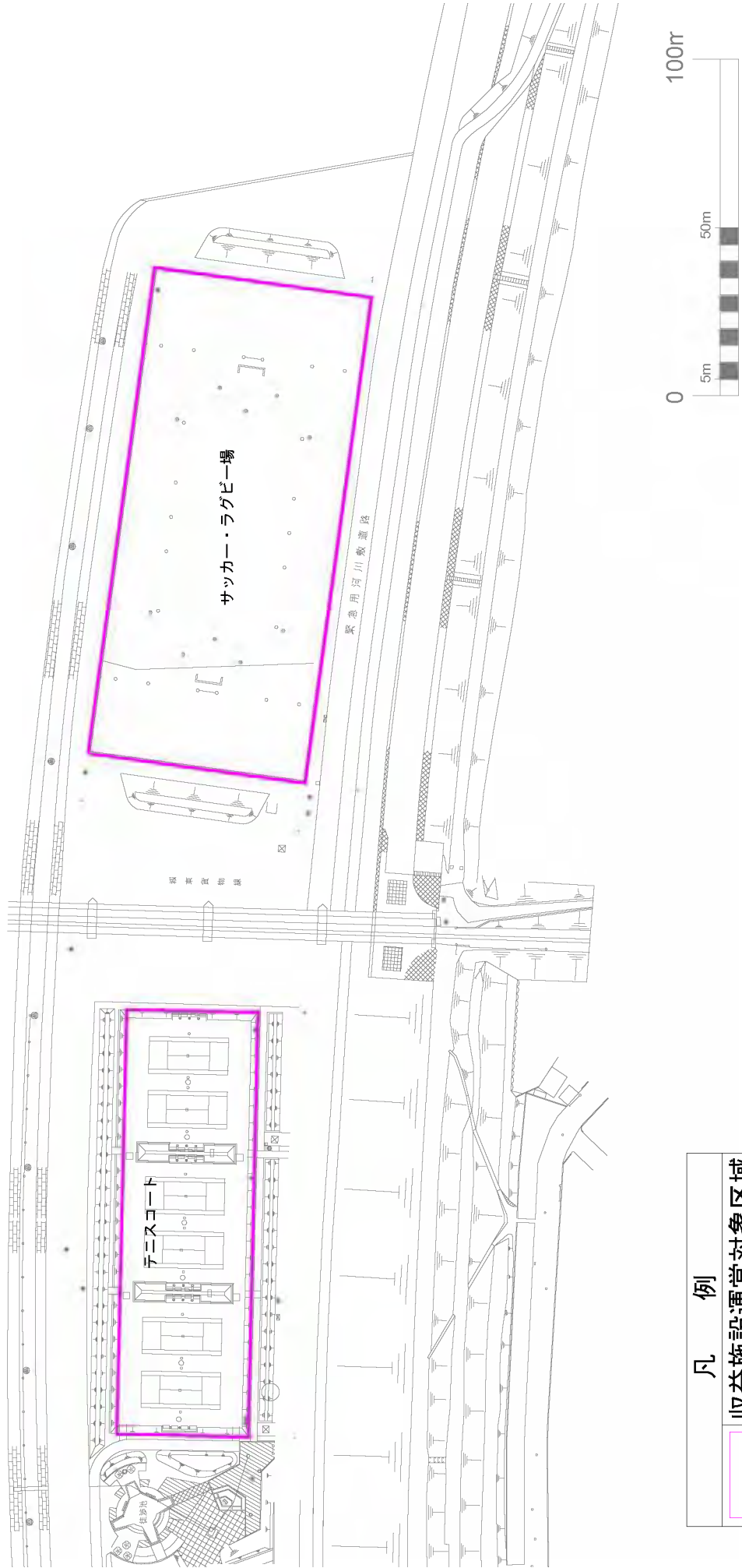


凡 例  
収益施設管理運営対象区域

## 5. 毛馬地区

# 収益施設管理運営対象区域図

## 6. 赤川地区

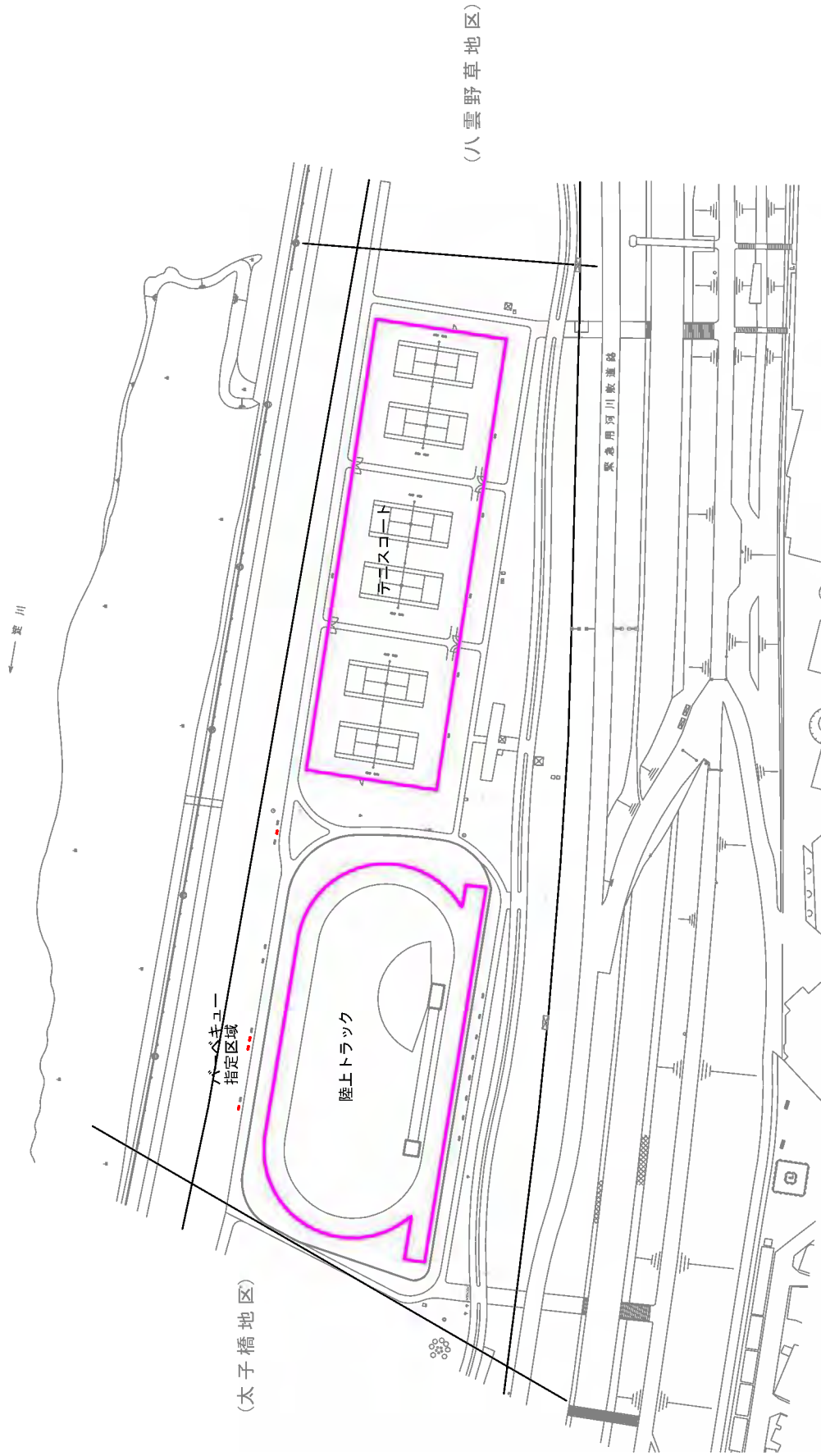


凡 例

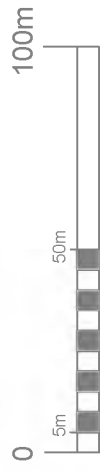
収益施設管理運営対象区域

## 6. 赤川地区

# 収益施設管理運営対象区域図

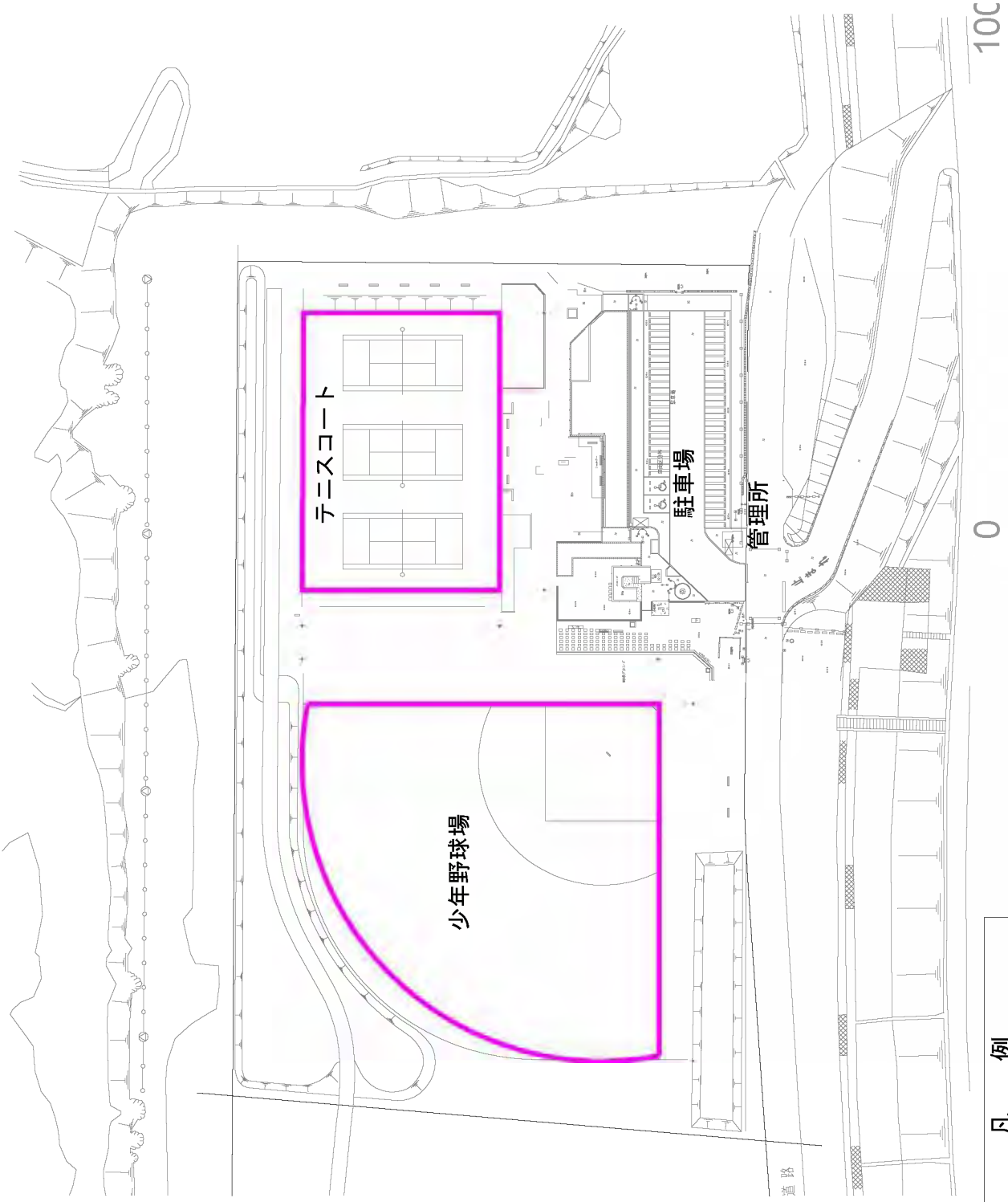


凡例
 収益施設管理運営対象区域



## 9. 外島地区

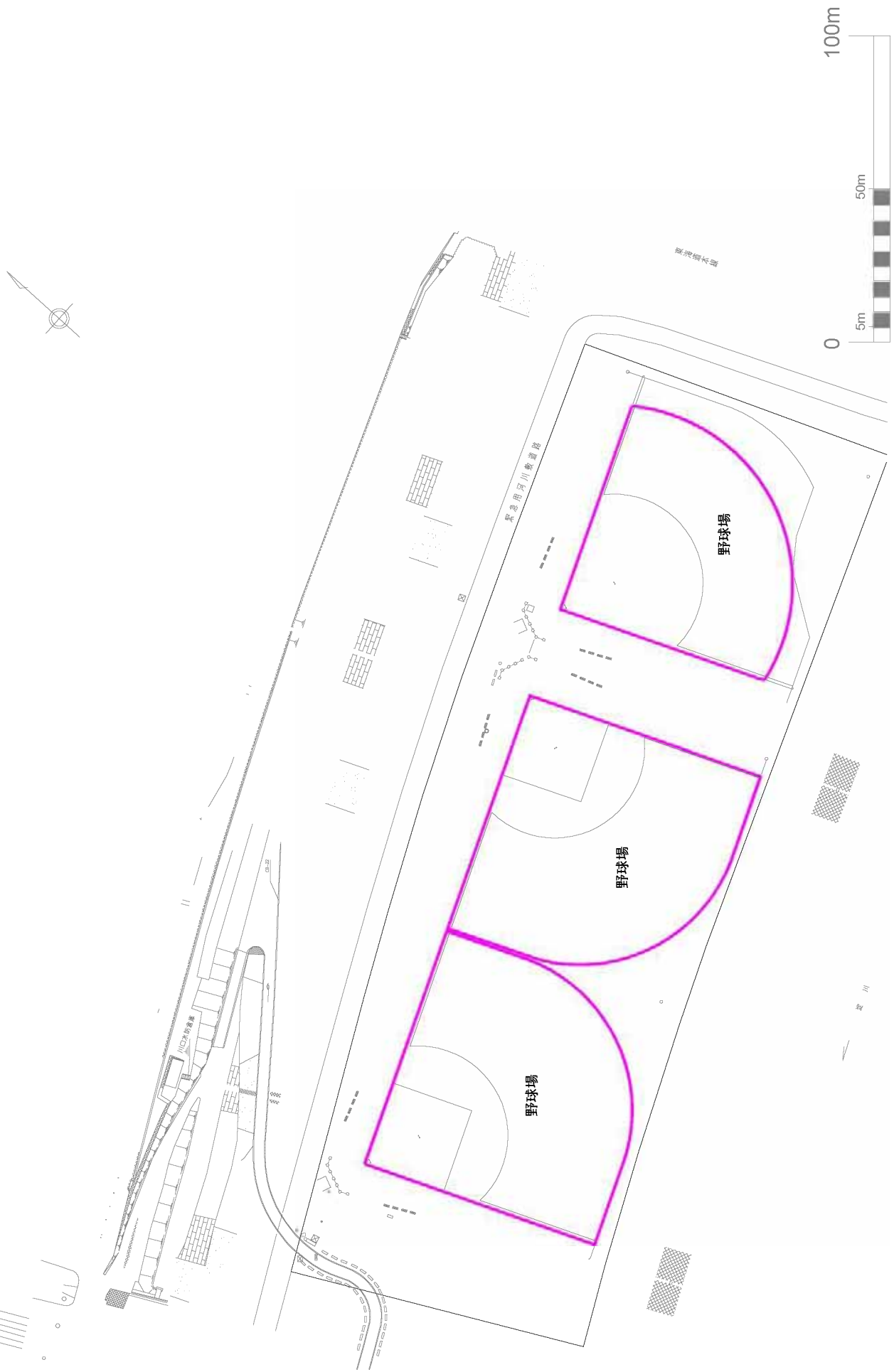
# 収益施設管理運営対象区域図



凡 例  
収益施設管理運営対象区域

0 5m 10m

# 収益施設管理運営対象区域図



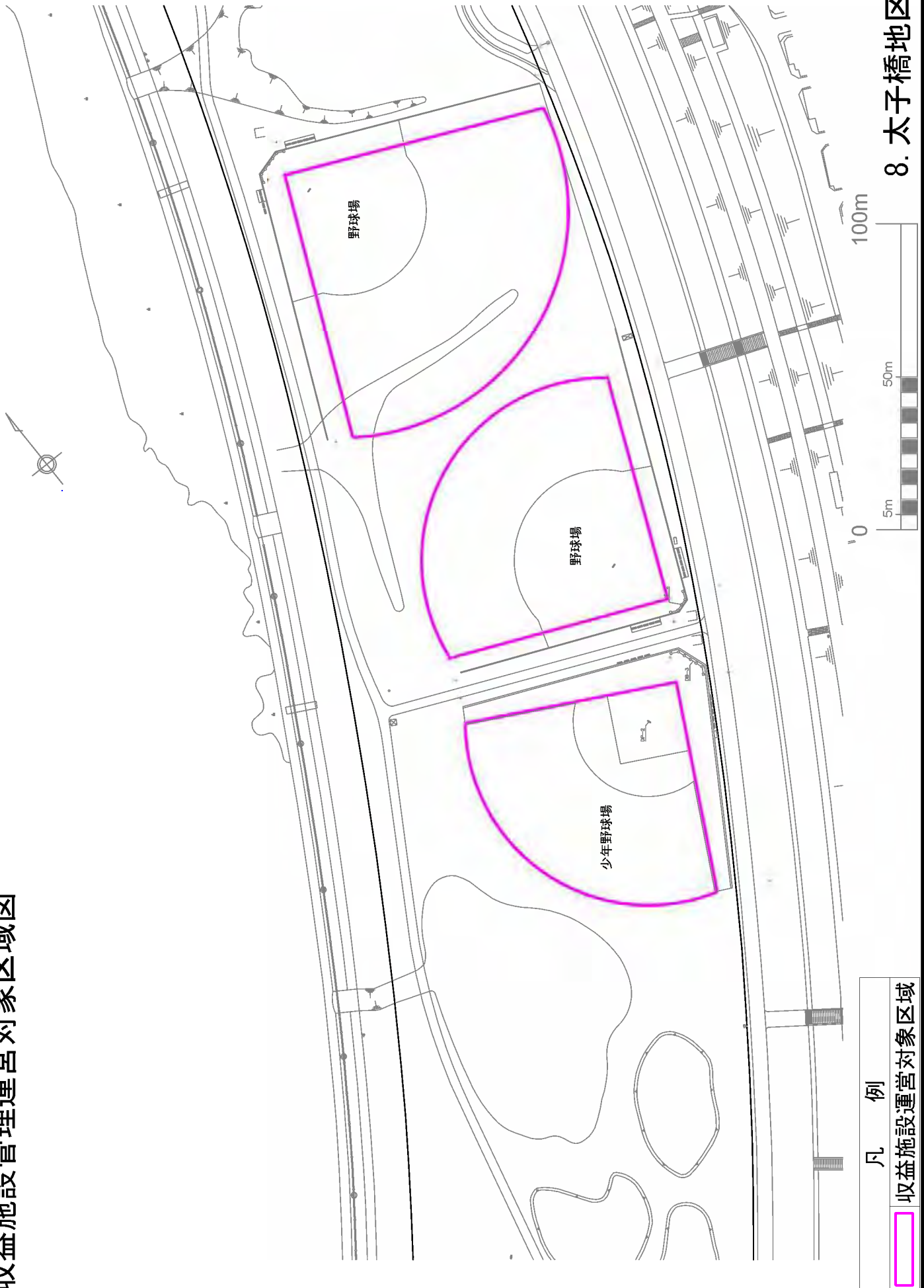
凡 例

収益施設管理運営対象区域

## 15. 西中島地区



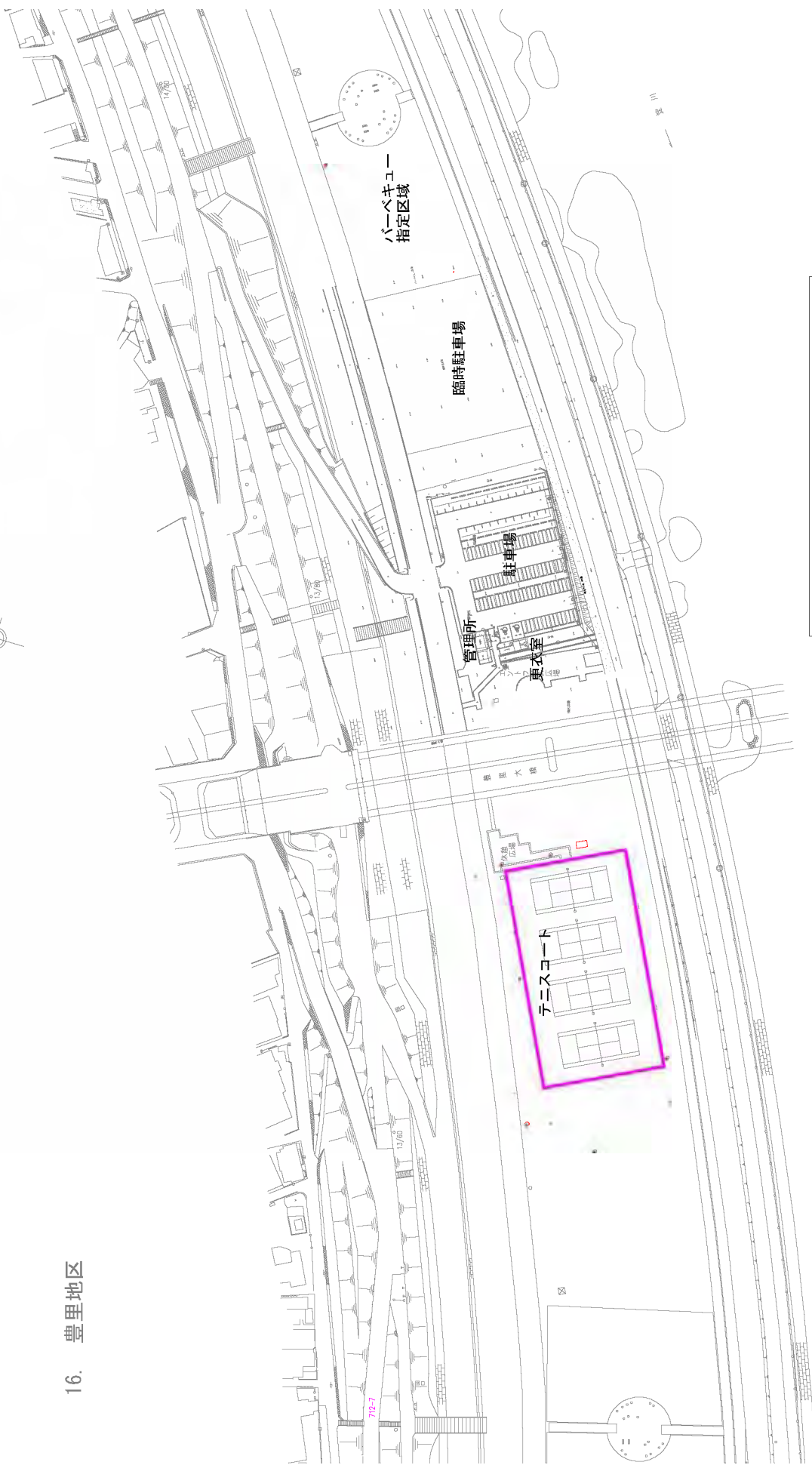
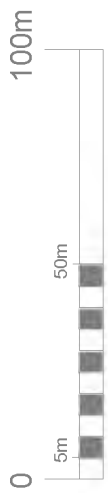
# 収益施設管理運営対象区域図



## 8. 太子橋地区

# 収益施設管理運営対象区域図

## 16. 豊里地区



凡 例
収益施設管理運営対象区域

## 16. 豊里地区

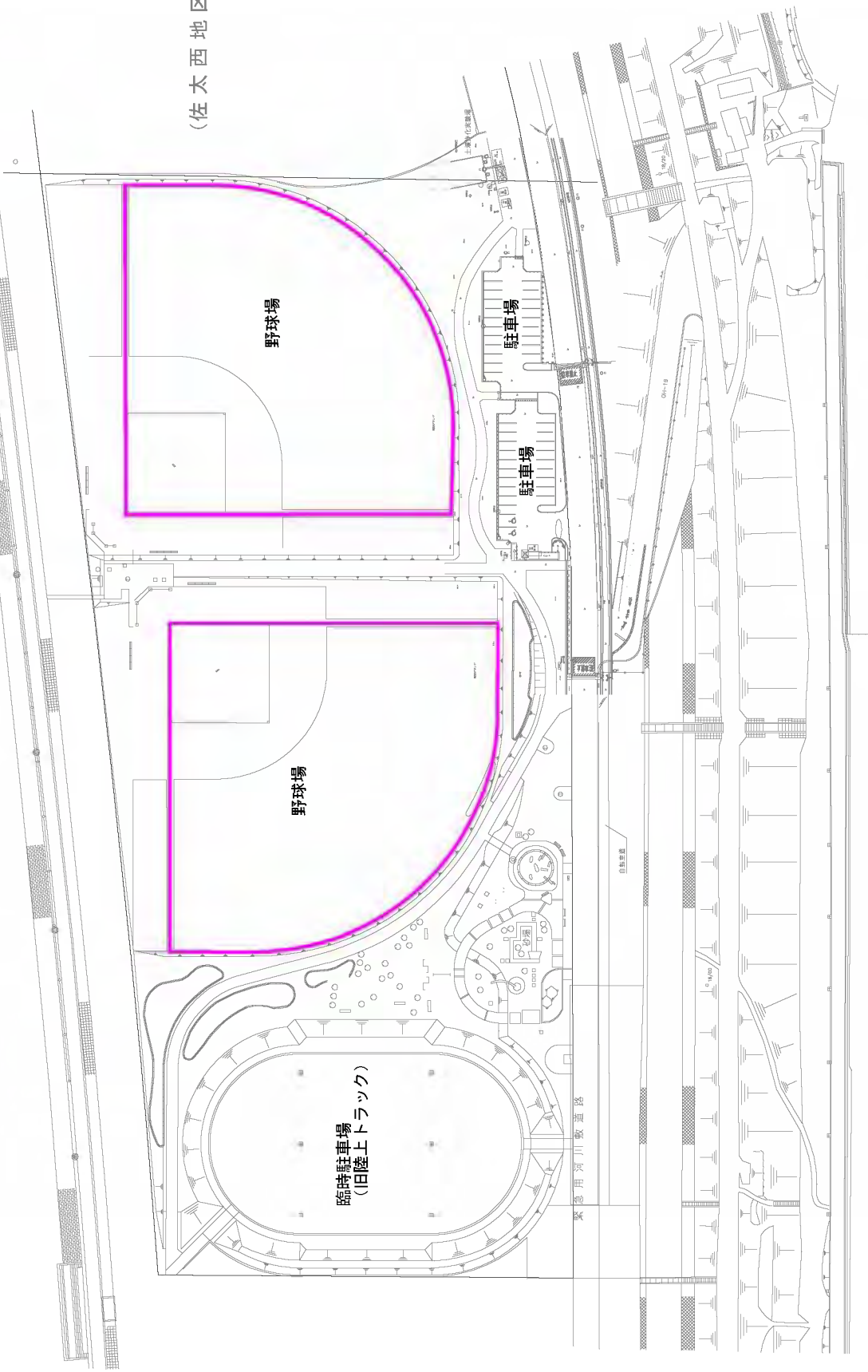


# 収益施設管理運営対象区域図

14. 大日地区

← 聖 川

(佐太西地区)



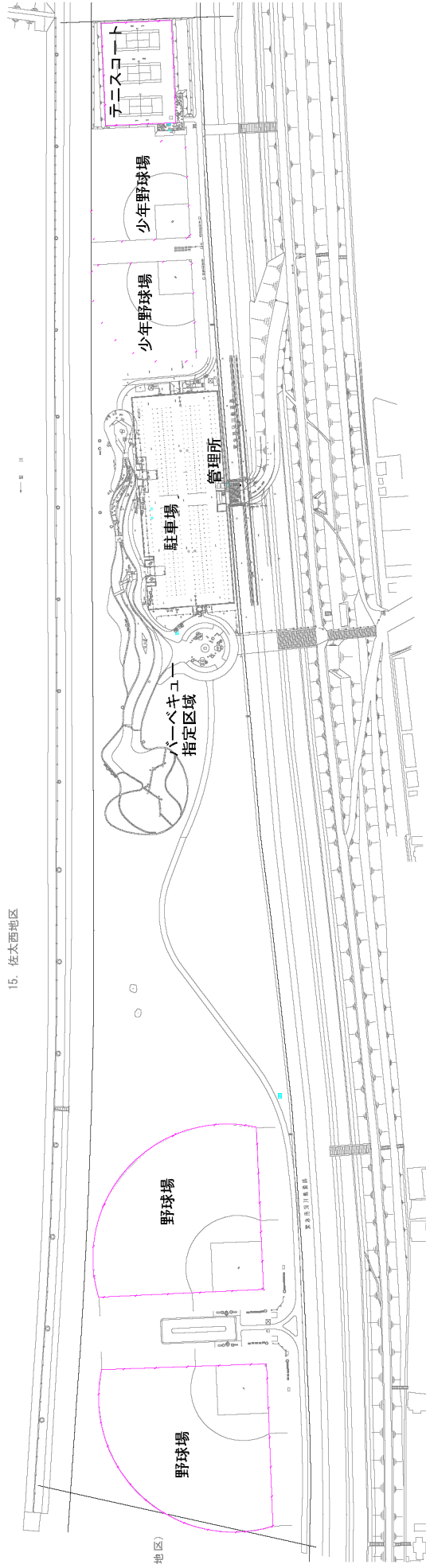
凡 例

収益施設管理運営対象区域

## 17. 大日地区

# 収益施設管理運営対象区域図

15. 佐太西地区



凡 例
<span style="border: 1px solid pink; display: inline-block; width: 20px; height: 10px; vertical-align: middle;"></span> 収益施設管理運営対象区域

# 18. 佐太西地区

# 収益施設管理運営対象区域図

(太間地区)



凡 例

収益施設管理運営対象区域

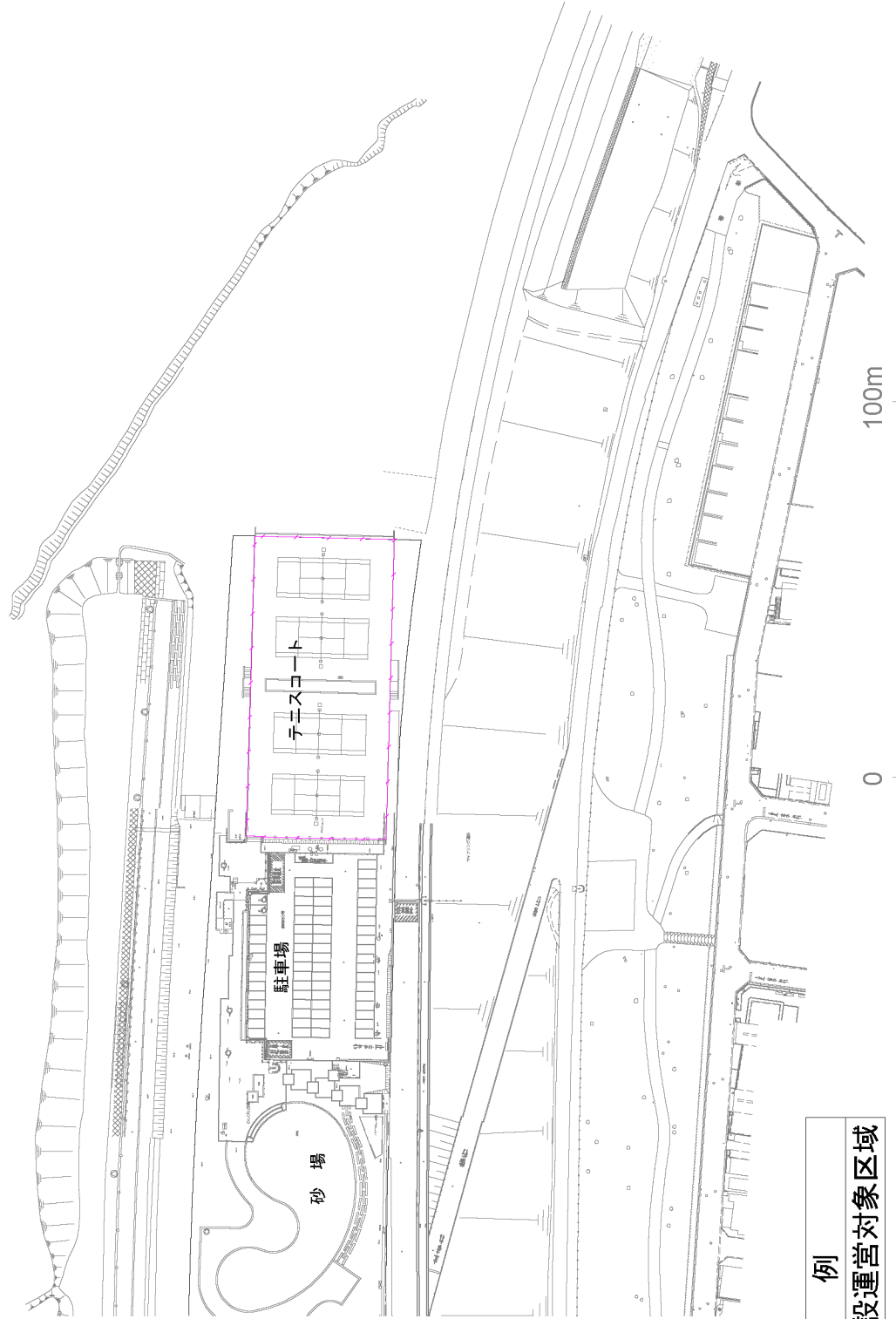
# 22. 木屋元地区

# 収益施設管理運営対象区域図

川



## 27. 三矢地区

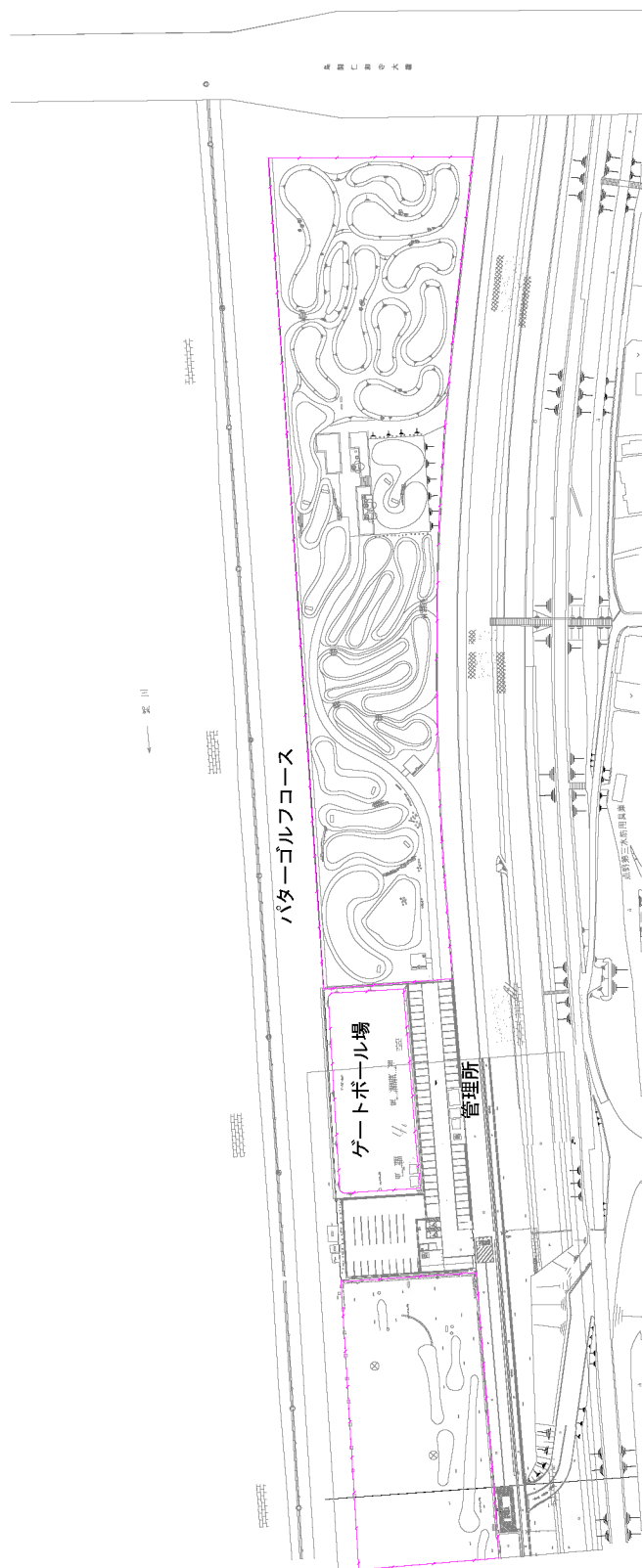
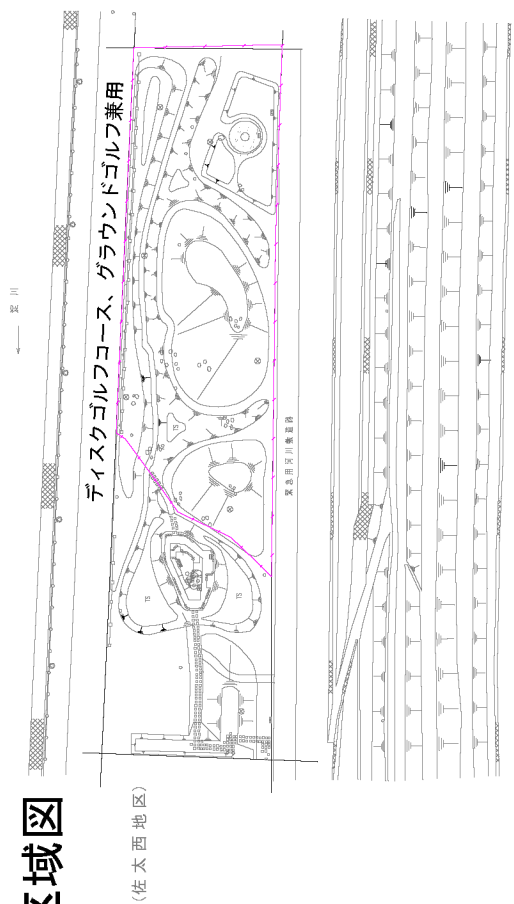


凡 例

収益施設管理運営対象区域

## 27. 三矢地区

# 収益施設管理運営対象区域図

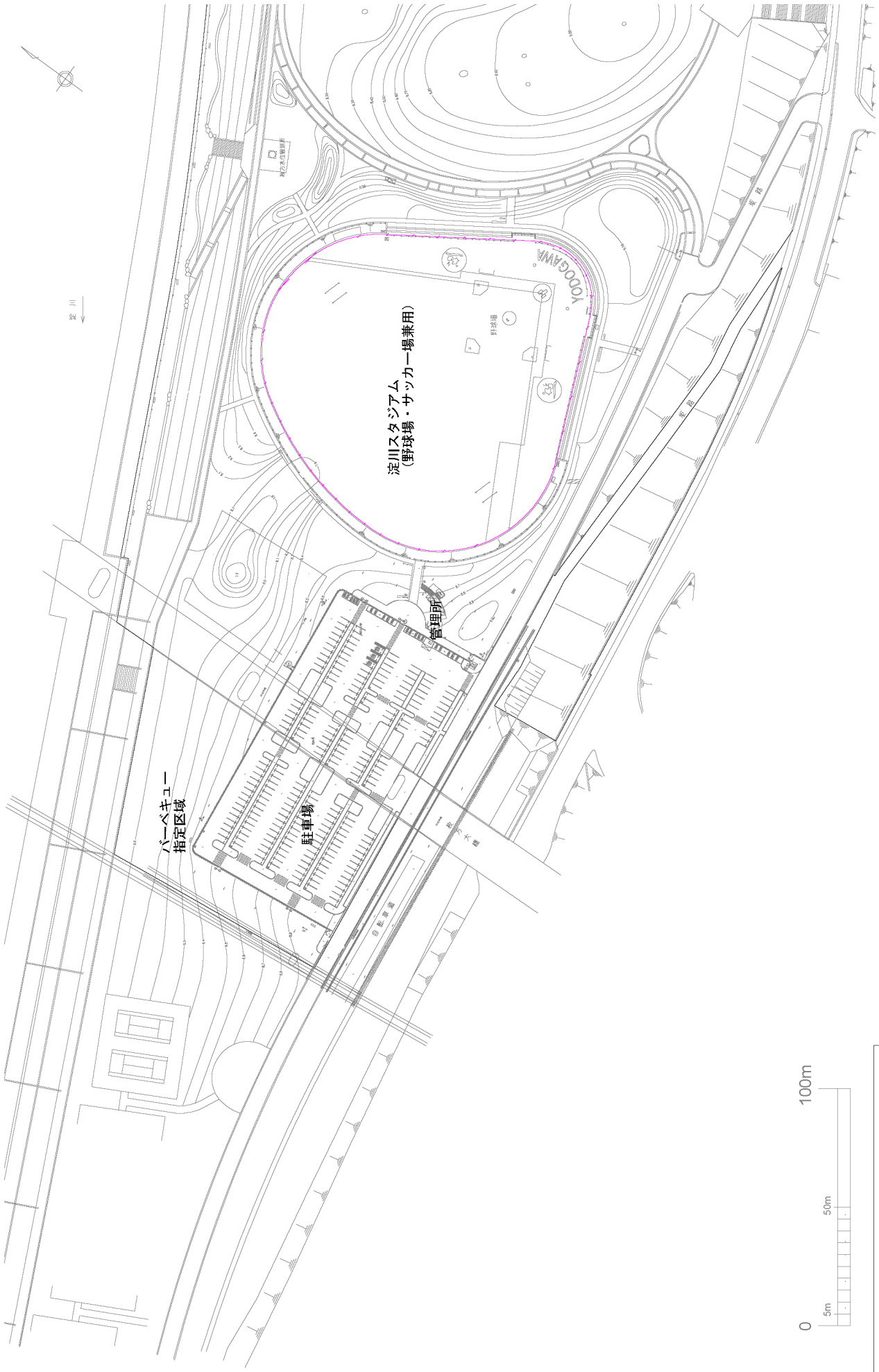


凡 例

収益施設管理運営対象区域

## 19. 仁和寺野草地区

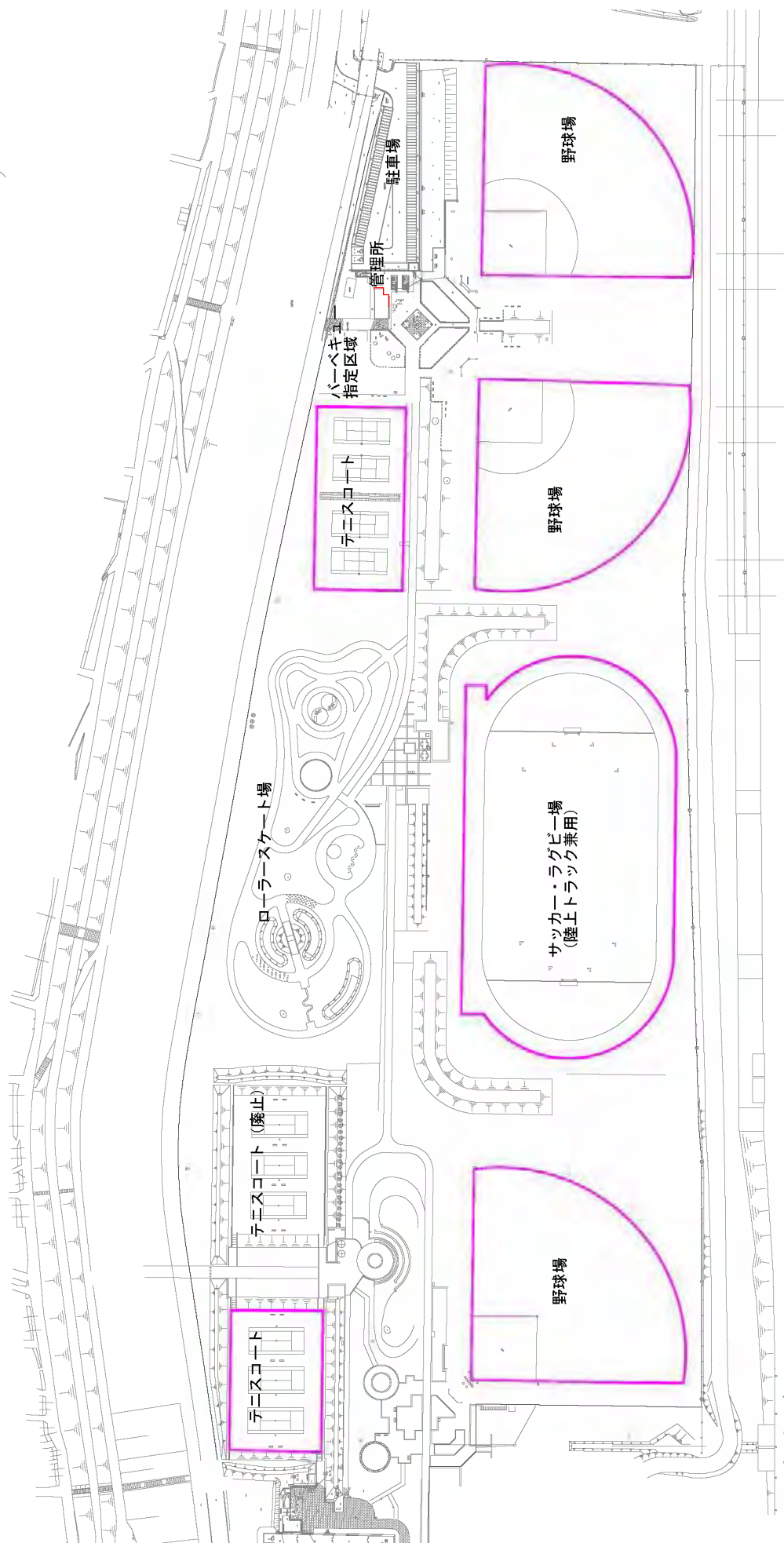
# 収益施設管理運営対象区域図



凡 例
 収益施設管理運営対象区域

## 28. 枚方地区

# 収益施設管理運営対象区域図



凡 例

収益施設管理運営対象区域

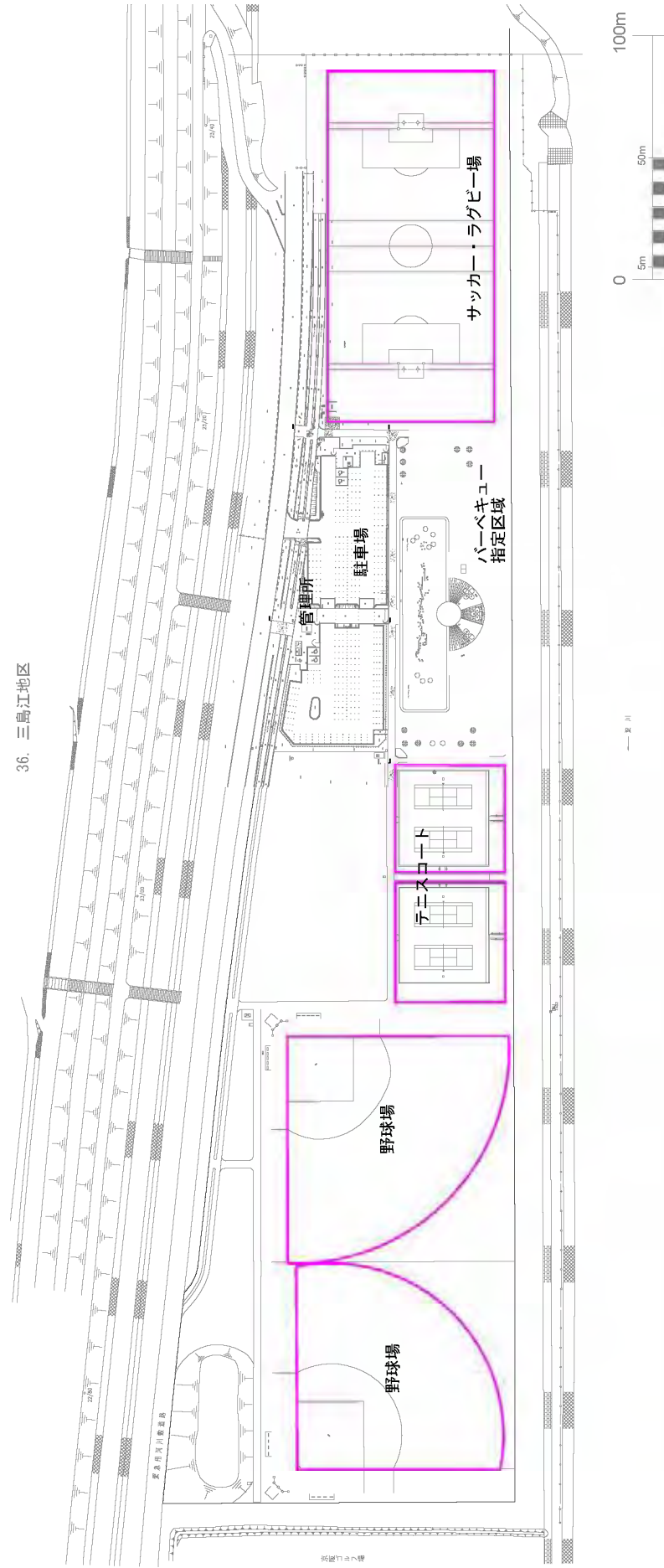


## 35. 鳥飼上地区



# 収益施設管理運営対象区域図

36. 三島江地区



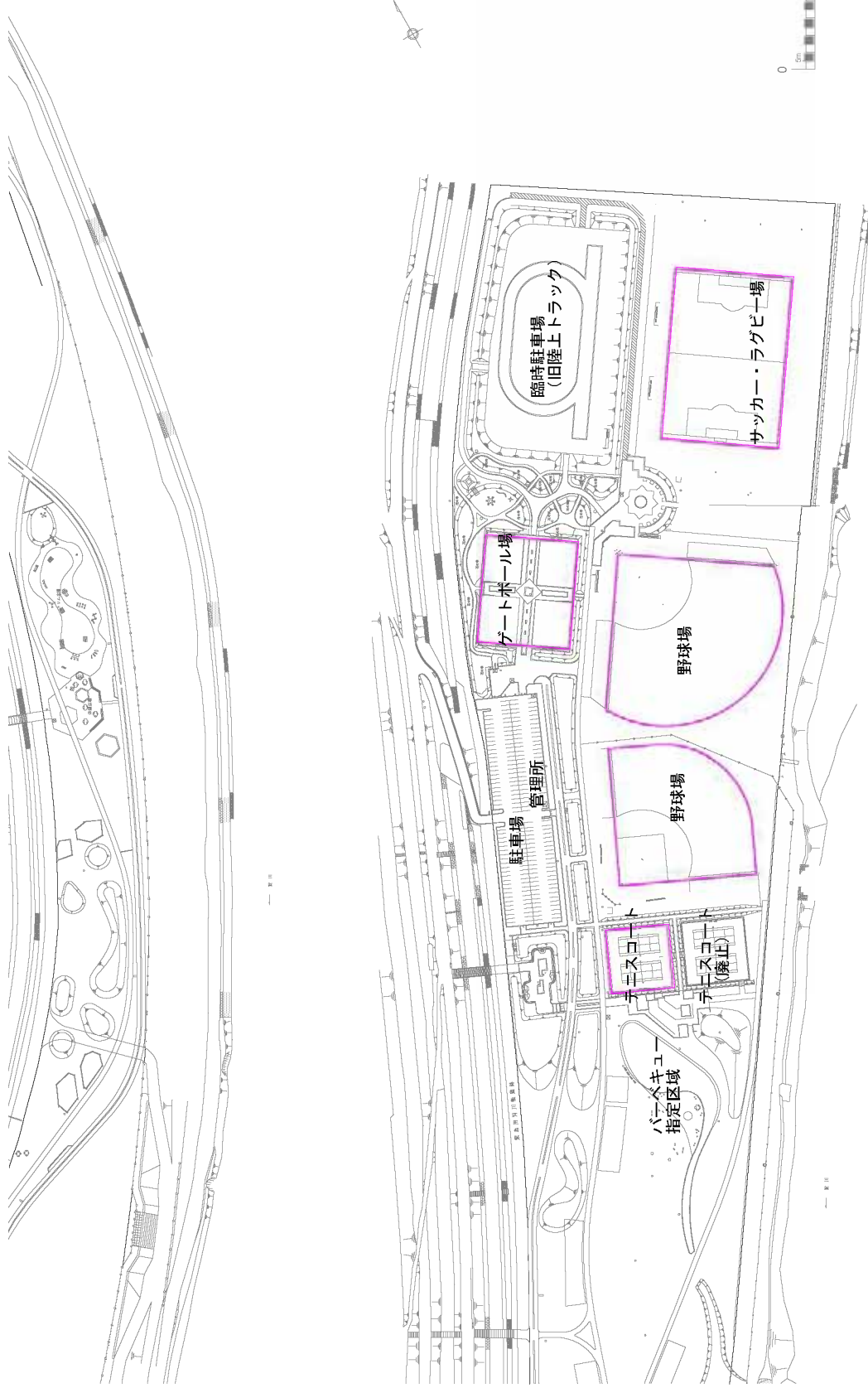
凡 例

収益施設管理運営対象区域

## 36. 三島江地区

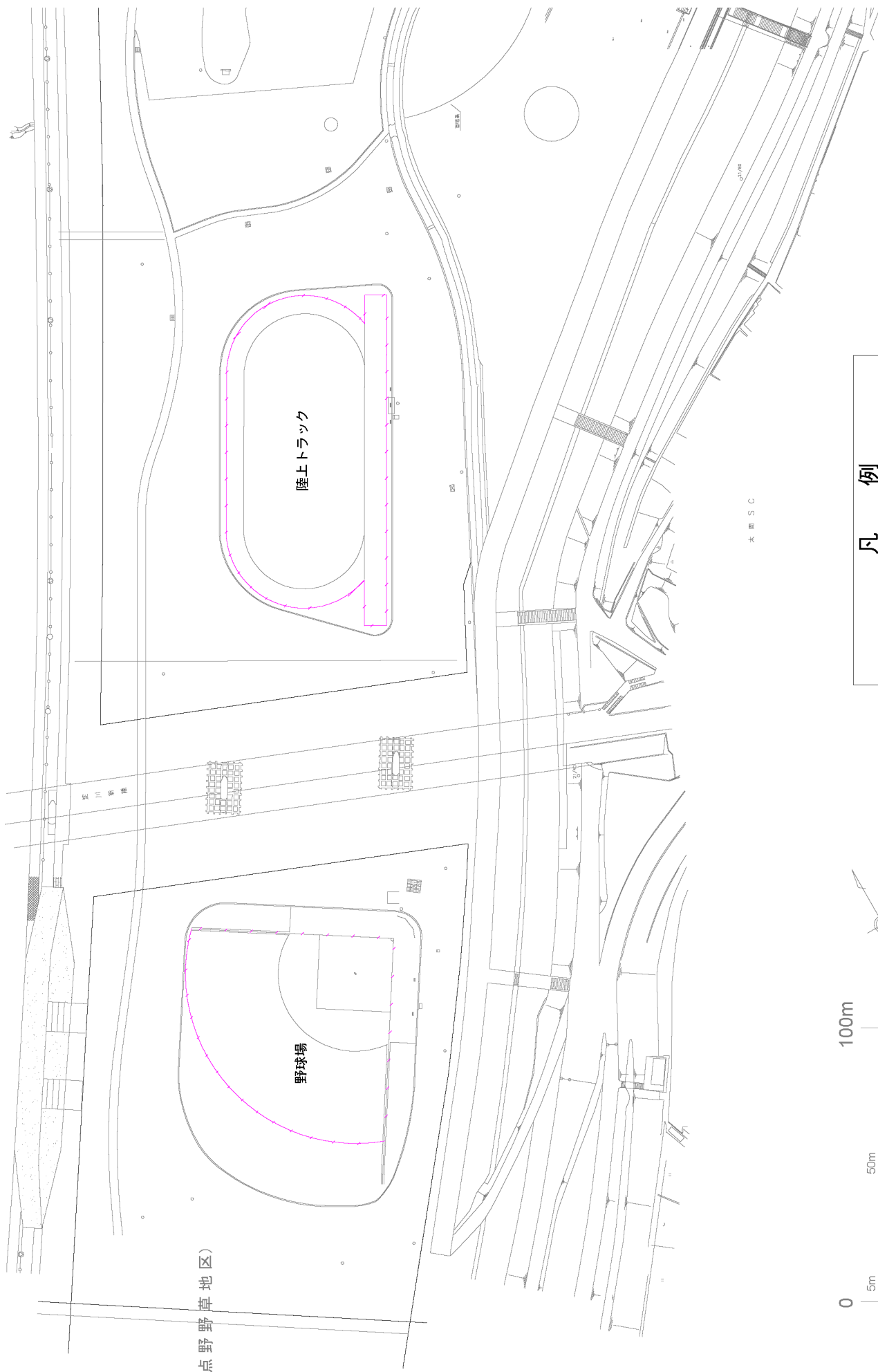


# 収益施設管理運営対象区域図



凡 例	
[Pink Shaded Box]	収益施設管理運営対象区域

# 収益施設管理運営対象区域図

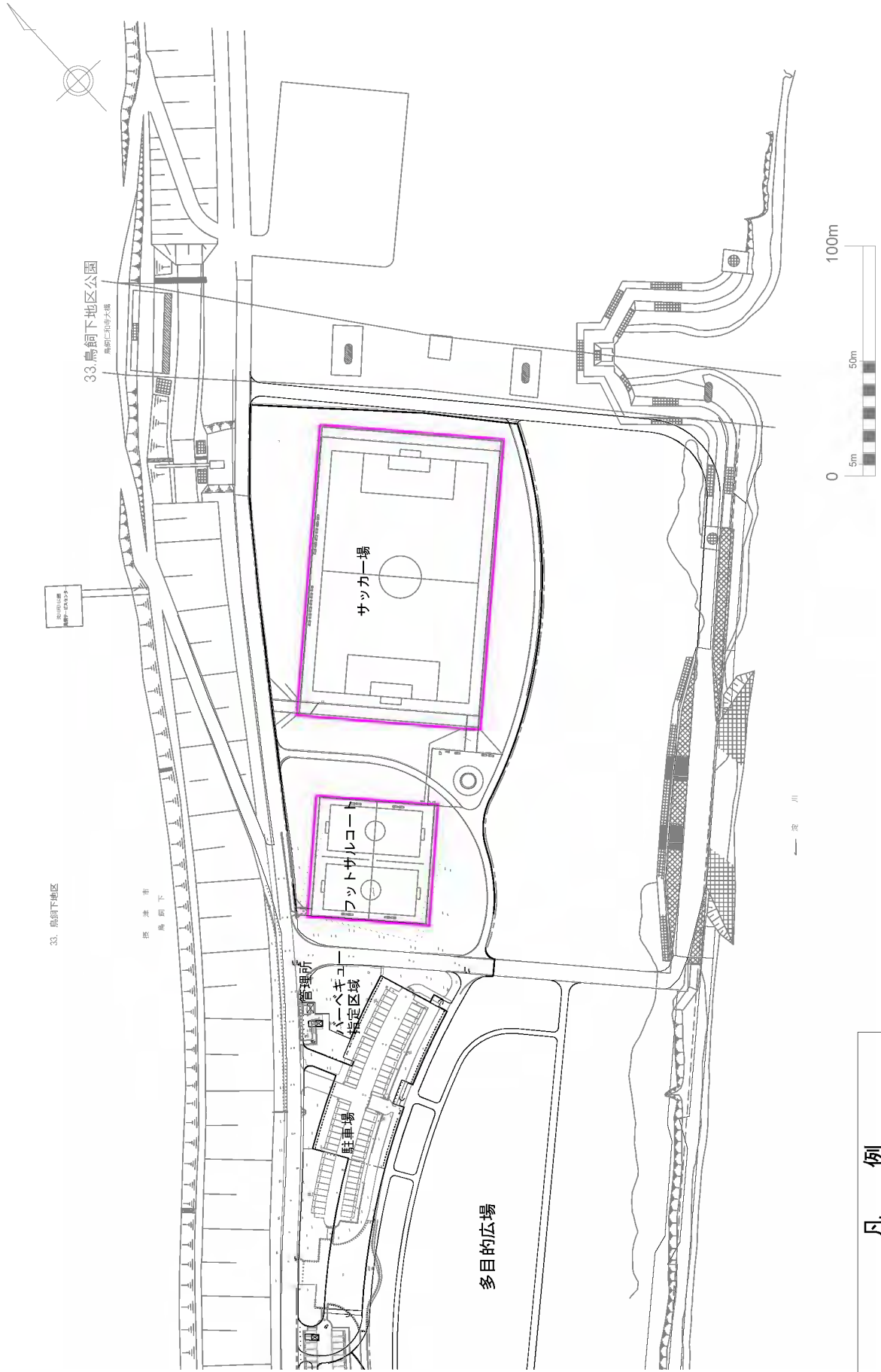


凡 例

収益施設管理運営対象区域

## 21. 太間地区

# 収益施設管理運営対象区域図

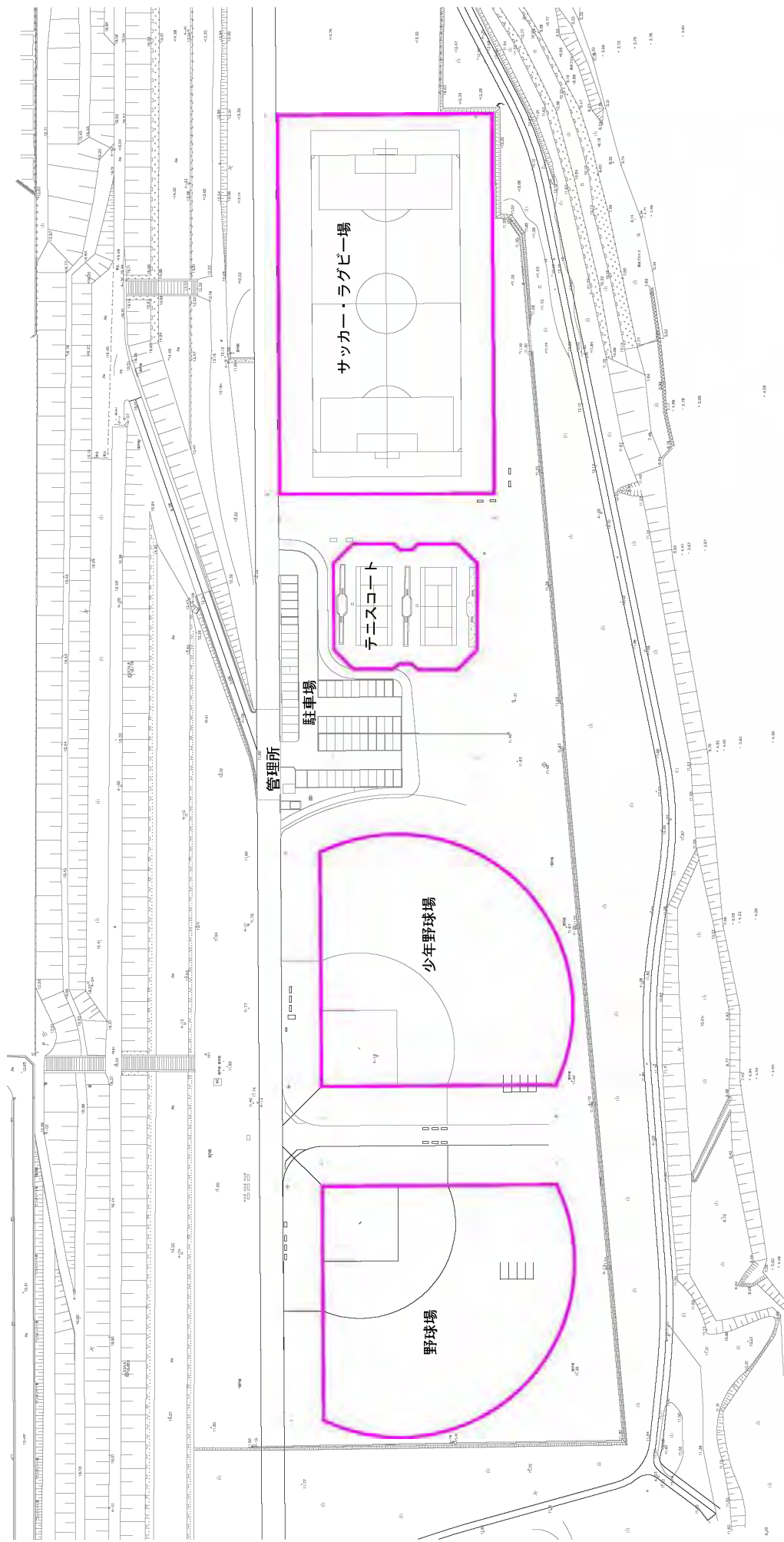


凡 例

収益施設管理運営対象区域

## 34. 鳥飼下地区

# 収益施設管理運営対象区域図

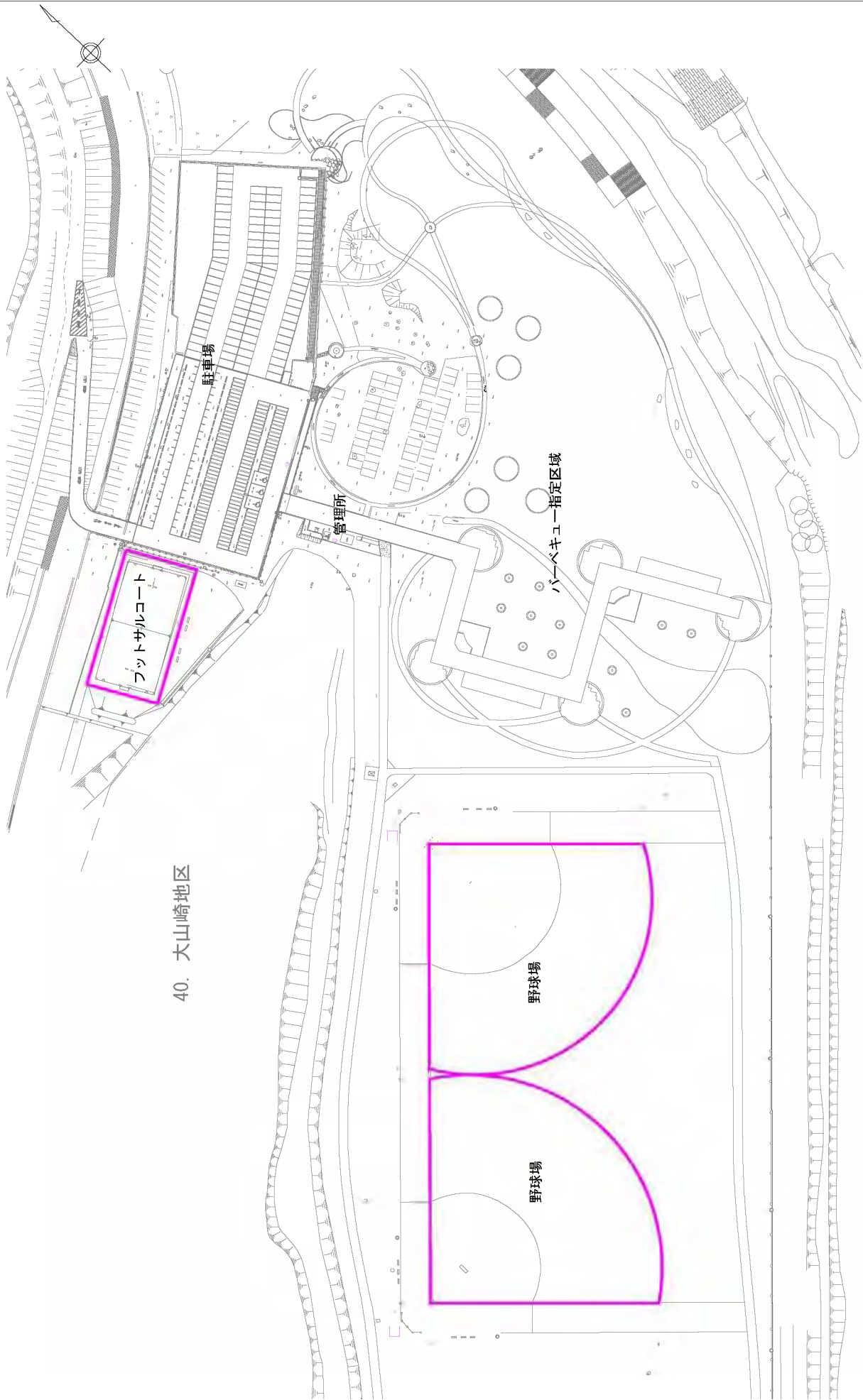



凡 例  
収益施設管理運営対象区域

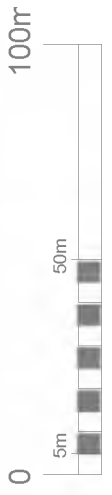
## 39. 島本地区

# 収益施設管理運営対象区域図

## 40. 大山崎地区



凡例
 収益施設管理運営対象区域



## 40. 大山崎地区

# 淀川河川公園施設 予約システム(よどいこ)

## 一般ユーザー操作マニュアル

---

第 1.01 版  
2015 年 6 月 1 日

# 淀川河川公園

## 更新履歷

第 1 版

2 0 1 5 / 0 6 / 0 1

新規制定

全項

## 目次

更新履歴 .....	i
淀川河川公園施設予約システム『よどいこ』について .....	1
施設のご案内 .....	2
施設の予約について .....	3
施設の予約について .....	3
施設の予約の仕方 .....	3
イベント情報 .....	4
お問い合わせ .....	5
地区情報 (New ! ) .....	6
地区情報 (New ! ) .....	7
地区詳細トップページ .....	7
各地区詳細ページ (海老江) .....	8
基本操作について .....	9
トップページの画像の役割 (すべてのページで共通する基本操作) .....	9
トップページへ戻る .....	9
前のページへ戻る .....	9
各ページへのリンク .....	9
パソコン版を見る (PC 表示になる) .....	10
トップページ .....	11
お知らせ .....	11
初めての方 .....	12
ご利用者登録の方法のページ .....	12



ログインする.....	13
ログイン .....	13
予約・利用状況の確認をする場合 .....	14
会員情報を変更する場合 .....	14
抽選申込の確認と結果を見て当選の確定作業をおこなう場合 .....	14
施設の空き状況の確認と予約申込をする場合 .....	15
予約方法 1：「施設、地区より」空き状況・予約を申込する場合.....	15
予約方法 2：「日時より」空き状況・予約を申込する場合.....	15
予約・利用状況の確認をする場合 .....	16
予約状況の一覧表示 .....	16
会員情報を変更する場合 .....	17
利用者情報編集画面 .....	17
抽選申込の確認と結果を見て当選の確定作業をおこなう場合 .....	18
抽選申込確認画面と抽選当選確定画面.....	18
予約方法 1：「施設、地区より」空き状況・予約を申込する場合.....	19
「施設、地区より」空き状況・予約を申込する 画面 1 .....	19
「施設、地区より」空き状況・予約を申込する 画面 2 .....	20
予約方法 2：「日時より」空き状況・予約を申込する場合 .....	21
「日時より」空き状況・予約を申込する場合 画面 1.....	21
「日時より」空き状況・予約を申込する場合 画面 2.....	22
予約申込方法（この操作は、抽選の申込みではありません） .....	23
『空状況・予約申込（施設、地区から）』からの予約方法.....	23
『空状況・予約申込（日時から）』からの予約方法.....	24

抽選申込方法（この操作では、施設予約を確定したものではありません） .....	25
『空状況・予約申込（施設、地区から）』からの予約方法 .....	25
『空状況・予約申込（日時から）』からの予約方法 .....	26
抽選確定方法 .....	27
抽選申込確認画面 .....	27
予約のキャンセル確認画面 1（予約の申込みをキャンセルする場合） .....	28
予約確認一覧表示 .....	28
予約のキャンセル確認画面 2（予約の申込みをキャンセルする場合） .....	29
抽選申込確認画面 .....	29
利用券の印刷 .....	30

## 淀川河川公園施設予約システム『よどいこ』について

淀川河川公園施設予約システム（以下『よどいこ』と言う）は、利用者の利便性を向上させるため、インターネットや携帯電話を利用して、淀川河川公園に整備された運動施設（一般野球場（29面）少年野球場（7面）テニスコート（49面）サッカー・ラグビー場（10面）陸上トラック（2面）フットサルコート（3面）ゲートボール場（3面）利用の予約申込みを行うシステムです。パターゴルフ、グラウンドゴルフ、ディスクゴルフは、現地管理所で受付します。

『よどいこ』を利用して運動施設利用の申込を行うには、事前に利用者登録が必要です。利用者登録は、本人確認、口座番号、銀行お届け印が必要となりますので守口・太間・鳥飼サービスセンターで受付しています。

施設利用料金のお支払いは、口座振替で行います。口座振替は利用月の翌月23日（この日が金融機関休業日にあたる場合は、その翌営業日になります。事前に入金をお願いします。）

### 1. 施設の空き状況と予約申込

利用者登録をしていなくても空き状況の確認は可能です。平日の予約申込は、利用日の1ヶ月前の9:00から当日の施設利用時間の1時間前まで先着順予約で受付を行っています。土日祝日の空き予約（抽選終了後）は、利用前月の21日（0:00）から先着順予約で受付を行います。

### 2. 抽選に参加する申込方法

土日祝日は、野球場、テニスコート、サッカー・ラグビー場、陸上トラック、フットサルコートは抽選申込になります。申込は、利用希望日の前月の9日（9:00）から15日（24:00）まで受付を行っています。最大4枠まで（1日には2枠まで）申し込めます。当選者には、16日（9:00）に『よどいこ』で発表します。当選者の方は、20日（24:00）までに予約の確定作業をして下さい。確定作業をされないと予約が無効になります。

### 3. 予約の取り消し（キャンセル処理）

利用予定日1週間前の17:00まで取り消しが可能です。同時刻を過ぎますと、施設利用の有無、予約手続きの間違い等に関わらず、指定された口座から利用料金が引き落とされます。

### 4. 主な機能

- 1) 複数の地区の満空状況を一度に検察できるようにし、空いている施設をすぐに見つけます。
- 2) スマートフォンでも操作しやすいように、抽選結果や予約確認を同じ画面で確認できます。
- 3) 運動施設までの詳細地図や経路案内、駐車場入口の写真など施設の情報がわかります。
- 4) 運動施設予約の申込や予約の取り消しの処理後、メールアドレス登録の利用者の方に、受付した旨をメールでお知らせします。

### 5. 『よどいこ』の利用停止について

- 1) パスワードを3回間違った場合。
- 2) 口座振替日に利用料金が引き落とせなかった場合。（口座残高不足）
- 3) 最後に『よどいこ』へログインした日から1年以上経過した場合。

詳しくは、『マニュアル、施設のご案内、施設の予約について、お問い合わせ』をご覧ください。

## 施設のご案内

### 淀川河川公園の運動施設のご案内

『よどいこ!』を利用して、淀川河川公園の運動施設利用の予約ができるのは野球場、テニスコート、サッカー・ラグビー場、陸上トラック、フットサルコート、ゲートボール場です。 パターゴルフ、ディスクゴルフ については現地管理所で受付します。

### 淀川河川公園全体図

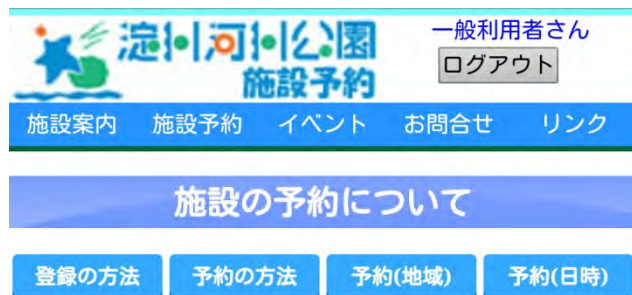
各地域の所在地にピンを配置し一覧で地区を探せるようになっています。

### 公園内の地区別による運動施設

地区名	都市名	管理所	駐車場	野球場	少年野球場	人工芝野球場	サッカーラグビー場	陸上トラック兼サッカーラグビー場	人工芝サッカー場	陸上トラック	フットサルコート	人工芝フットサルコート	テニスコート	パターゴルフコース	ディスクゴルフコース	グラウンドゴルフコース	施設問い合わせ場所 及び 電話番号															
		棟	台	面	面	面	面	面	面	面	面	面	H	H	H																	
1 海老江	大阪市福島区	1	73	4	2		1						3				守口サービスセンター 守口市外島町4-18 Tel. 06-6993-0684															
2 大淀野草	大阪市北区																	守口地区の駐車場は (守口スポーツプラザ) スケート利用者専用と なっています。														
3 長柄	大阪市北区																		太間サービスセンター 寝屋川市太間町7-31 Tel. 072-838-0888													
4 長柄河畔	大阪市北区						1						2							枚方地区 3月～11月 野球 12月～2月 サッカー優先												
5 毛馬	大阪市都島区			2									6								鳥飼サービスセンター 摂津市鳥飼下1-8-1 Tel. 072-654-9800											
6 赤川	大阪市都島区	1	79				1															鳥飼サービスセンター 摂津市鳥飼下1-8-1 Tel. 072-654-9800										
7 城北河畔	大阪市旭区																						鳥飼サービスセンター 摂津市鳥飼下1-8-1 Tel. 072-654-9800									
8 太子橋	大阪市旭区	1	106	2	1																			鳥飼サービスセンター 摂津市鳥飼下1-8-1 Tel. 072-654-9800								
9 外島	守口市								1				6												鳥飼サービスセンター 摂津市鳥飼下1-8-1 Tel. 072-654-9800							
10 守口	守口市		95																							鳥飼サービスセンター 摂津市鳥飼下1-8-1 Tel. 072-654-9800						
11 八雲野草	守口市																										鳥飼サービスセンター 摂津市鳥飼下1-8-1 Tel. 072-654-9800					
12 八雲	守口市		32		1								3															鳥飼サービスセンター 摂津市鳥飼下1-8-1 Tel. 072-654-9800				
13 庭窪河畔	守口市																												鳥飼サービスセンター 摂津市鳥飼下1-8-1 Tel. 072-654-9800			
14 十三野草	大阪市淀川区																													鳥飼サービスセンター 摂津市鳥飼下1-8-1 Tel. 072-654-9800		
15 西中島	大阪市淀川区	1	122	3																											鳥飼サービスセンター 摂津市鳥飼下1-8-1 Tel. 072-654-9800	
16 豊里	大阪市東淀川区	1	65										4																			鳥飼サービスセンター 摂津市鳥飼下1-8-1 Tel. 072-654-9800
17 大日	守口市		45	2																												
18 佐太西	守口市	1	231	2	2								3				鳥飼サービスセンター 摂津市鳥飼下1-8-1 Tel. 072-654-9800															
19 仁和寺野草	寝屋川市	1	59											27	8	24		鳥飼サービスセンター 摂津市鳥飼下1-8-1 Tel. 072-654-9800														
20 点野草	寝屋川市																		鳥飼サービスセンター 摂津市鳥飼下1-8-1 Tel. 072-654-9800													
21 太間	寝屋川市	1	217	1					1											鳥飼サービスセンター 摂津市鳥飼下1-8-1 Tel. 072-654-9800												
22 木屋元	寝屋川市			2			1						3								鳥飼サービスセンター 摂津市鳥飼下1-8-1 Tel. 072-654-9800											
23 出口野草	枚方市																					鳥飼サービスセンター 摂津市鳥飼下1-8-1 Tel. 072-654-9800										
24 出口	枚方市																						鳥飼サービスセンター 摂津市鳥飼下1-8-1 Tel. 072-654-9800									
25 出口河畔	枚方市																							鳥飼サービスセンター 摂津市鳥飼下1-8-1 Tel. 072-654-9800								
26 伊加賀野草	枚方市																								鳥飼サービスセンター 摂津市鳥飼下1-8-1 Tel. 072-654-9800							
27 三矢	枚方市		68										4													鳥飼サービスセンター 摂津市鳥飼下1-8-1 Tel. 072-654-9800						
28 枚方	枚方市	2	216			1			1																		鳥飼サービスセンター 摂津市鳥飼下1-8-1 Tel. 072-654-9800					
29 背割堤	八幡市	1	158																									鳥飼サービスセンター 摂津市鳥飼下1-8-1 Tel. 072-654-9800				
30 一津屋野草	摂津市	1	29																										鳥飼サービスセンター 摂津市鳥飼下1-8-1 Tel. 072-654-9800			
31 一津屋河畔	摂津市																													鳥飼サービスセンター 摂津市鳥飼下1-8-1 Tel. 072-654-9800		
32 鳥飼西	摂津市		29																												鳥飼サービスセンター 摂津市鳥飼下1-8-1 Tel. 072-654-9800	
33 鳥飼野草	摂津市																															鳥飼サービスセンター 摂津市鳥飼下1-8-1 Tel. 072-654-9800
34 鳥飼下	摂津市		66						1			2																				
35 鳥飼上	摂津市	1	234	3			1						7				鳥飼サービスセンター 摂津市鳥飼下1-8-1 Tel. 072-654-9800															
36 三島江	高槻市	1	146	2			1						4					鳥飼サービスセンター 摂津市鳥飼下1-8-1 Tel. 072-654-9800														
37 三島江野草	高槻市																		鳥飼サービスセンター 摂津市鳥飼下1-8-1 Tel. 072-654-9800													
38 大塚	高槻市	1	194	2			1						2							鳥飼サービスセンター 摂津市鳥飼下1-8-1 Tel. 072-654-9800												
39 島本	大阪府島本町	1	61	1	1		1						2								鳥飼サービスセンター 摂津市鳥飼下1-8-1 Tel. 072-654-9800											
40 大山崎	京都府大山崎町	1	201	2						1												鳥飼サービスセンター 摂津市鳥飼下1-8-1 Tel. 072-654-9800										
		17	2,431	28	7	1	5	3	2	2	1	2	49	27	8	24																

## 施設の予約について

この施設の予約についてのページのみ『ご利用者登録の方法』、『施設予約の仕方』、『空き状況・予約申込(地区、施設)』、『空き状況・予約申込(日時)』へのリンクがページ上部にボタンとして配置しています。



施設予約についての関連ページにすぐにたどり着くようにしています。

## 施設の予約について

『よどいこ!』を利用して施設を予約する方法を詳しく掲載しています。

- 「抽選予約」「先着予約」について
- 予約可能枠数。
- 予約のキャンセル
- 降雨等による運動施設利用の中止
- テニスコートの利用ポイントについて
- 『よどいこ!』の利用停止について

## 施設の予約の仕方

施設と予約の申込みの流れが表にまとめられており、初めて利用される方も表の順に沿って行けばスムーズに予約をすることが可能です。

ポイント利用について、キャンセルについても説明してあります。

## イベント情報

イベント情報が表示されます。



## イベント情報

春のマラソン大会 **NEW!**

桜祭り **NEW!**

イベントのお知らせ

イベント情報 **NEW!**



淀川河川公園 守ロサービスセンター  
〒570-0096 大阪府守口市外島町4-18  
TEL 06-6994-0006

>トップページへ >戻る  
>パソコン版を見る

スマートフォン表示の場合イベントのタイトルのみが表示されています。タイトルをタップするとイベントの詳細が表示されます。

## イベント情報

春のマラソン大会 **NEW!**

春の淀川河川マラソンのお知らせ。

ご好評の淀川河川マラソンの受付が4月1日より4月20日まで各サービスセンターで行います。

参加費用と申込書を持参してください。メール、電話等では受け付けていませんのでご足労ですが、各サービスセンターにお越しください。

詳細は<http://yodoiko.jp/contact.html>

桜祭り **NEW!**

イベントのお知らせ

イベント情報 **NEW!**

再度イベントタイトルを押す（タップ、クリック）とイベントの詳細は非表示になります。複数のイベントの詳細を同時に表示することはできません。

## お問い合わせ

『よどいこ!』に関するお問い合わせ先、施設利用料金の一覧、よくあるご質問を掲載しています。

お問い合わせ先として守口・太間・鳥飼サービスセンターの運動施設受付窓口お問い合わせ先として各サービスセンターの受け付け電話番号を掲載しています。

守口サービスセンター受付 :06-6993-0684 住所:守口市外島町 4-18  
 太間サービスセンター受付 :072-838-0888 住所:寝屋川市太間町 7-31  
 鳥飼サービスセンター受付 :072-654-9800 住所:摂津市鳥飼下 1-8-1

### 施設利用料金一覧

施設名	貸出単位	曜日	料金	概要
野球場	2時間	全曜日	1,230円	
少年野球場	2時間	全曜日	1,230円	
淀川スタジアム(枚方)	2時間	全曜日	4,530円	人工芝
サッカー場(鳥飼下)	2時間	全曜日	4,530円	人工芝
サッカー・ラグビー場	2時間	全曜日	1,230円	
陸上トラック	2時間	全曜日	1,230円	
フットサルコート	2時間	全曜日	620円	大山崎地区
フットサルコート	2時間	全曜日	2,060円	人工芝
テニスコート	2時間	平日	1,690円	
		土日祝	2,300円	
ゲートボール場	1時間	全曜日	210円	
ディスクゴルフ場	1ラウンド (2時間)	全曜日	210円	小学生以下及び65才以上は半額 用具持参の場合は無料 1ラウンド8H
グランドゴルフ場	1ラウンド (2時間)	全曜日	210円	1ラウンド24H
パターゴルフ場	1ラウンド (2時間)	平日	530円	一般
		土日祝	740円	1ラウンド27H
		平日	270円	小学生以下及び65才以上
		土日祝	370円	1ラウンド27H

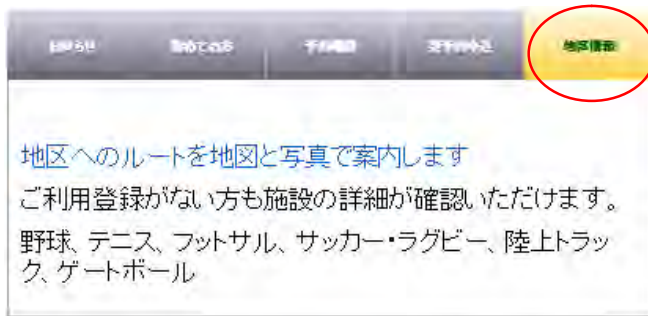
ディスクゴルフ、グランドゴルフ、パターゴルフは現地受付とします。



## 地区情報 (NEW!)

トップページの中段タブの『地区情報』を押す(タップ、クリック)と地区詳細の表示へのリンクが表示されます。施設予約可能な21地区の所在地マップのあるトップページが表示されます。

地区詳細のトップページからは、各地区の施設概要、マップ、交通アクセスが確認できる各地区のページへリンクしています。



地区詳細のページについては地区情報(7ページ)を参照してください。



[施設案内](#) [施設予約](#) [イベント](#) [お問合せ](#) [リンク](#)

### 地区詳細

#### 地区一覧

海老江

毛馬

赤川

太子橋

外島

八雲

大日

佐太西

仁和寺野草

大間

木屋元

三矢

枚方

大山崎

島本

大塚

三島江

鳥飼上

鳥飼下

豊里

西中島

[予約確認画面へ](#)

#### 澁川河川敷公園運動施設全体マップ



#### 施設別一覧

野球場	海老江・毛馬・太子橋・八雲・大日・佐太西・大間・木屋元・枚方・大山崎・島本・大塚・三島江・鳥飼上・西中島
テニスコート	海老江・毛馬・赤川・外島・八雲・佐太西・木屋元・三矢・島本・大塚・三島江・鳥飼上・豊里
サッカー・ラグビー場	赤川・木屋元・枚方・島本・大塚・三島江・鳥飼下
陸上トラック	海老江・毛馬・外島・大間・鳥飼上
フットサルコート	大山崎・鳥飼下
ゲートボール場	仁和寺野草・大塚



[>トップページへ](#) [>戻る](#)  
[>パソコン版を見る](#)



## 地区情報 (NEW!)

トップページの中段タブの『地区情報』を押す(タップ、クリック)と『地区詳細』へのリンクが表示されます。『市区詳細』へはトップページの『地区情報』からアクセスします。

### 地区詳細トップページ

淀川河川公園 施設予約 よどいこ

施設案内 施設予約 イベント お問い合わせ リンク

### 地区詳細

#### 地区一覧

海老江 毛馬 赤川 太子橋 外島 八雲 大日  
佐太西 仁和寺野草 大間 木屋元 三矢 枚方  
大山崎 島本 大塚 三島江 鳥飼上 鳥飼下  
豊里 西中島

予約確認画面へ

#### 淀川河川敷公園運動施設全体マップ

地図 航空写真

施設別	地区
野球場	海老江・毛馬・太子橋・八雲・大日・佐太西・大間・木屋元・枚方・大山崎・島本・大塚・三島江・鳥飼上・西中島
テニスコート	海老江・毛馬・赤川・外島・八雲・佐太西・木屋元・三矢・島本・大塚・三島江・鳥飼上・豊里
サッカー・ラグビー場	赤川・木屋元・枚方・島本・大塚・三島江・鳥飼下
陸上トラック	海老江・毛馬・外島・大間・鳥飼上
フットサルコート	大山崎・鳥飼下
ゲートボール場	仁和寺野草・大塚

>トップページへ >戻る  
>パソコン版を見る

#### 地区一覧

淀川河川公園の地区名から各地区の詳細ページにリンクしています。

淀川河川敷公園運動施設全体マップに各地区の位置にピンを配置しています。ピンを押す(タップ、クリック)ことで各地区の詳細ページに移動します。

#### 施設別一覧

施設ごとに地区を分類し、地区名から各地区の詳細ページにリンクしています。

## 各地区詳細ページ（海老江）

淀川河川公園 施設予約

施設案内 施設予約 イベント 公開合せ リンク

海老江地区

地域詳細

地域詳細TOP 海老江 尾島 清洲 太子橋 外島 八景

大日 南大府 仁和寺野原 大塚 水原元 三矢 牧方

大山村 旗本 大塚 三島江 南長よ 横野下 旗原

西中島

予約施設案内へ

施設概要

野球場（4面）・少年野球場（2面）・テニスコート（ハードコート3面）・陸上トラック（サッカー兼用）（1面）・駐車場（86台）

マップ

交通アクセス

【徒歩】

阪神電車野田駅下車10分。⇒ [経路地図](#)

JR東西線海老江駅下車10分。⇒ [経路地図](#)

地下鉄千日前線地下鉄野田阪神駅下車10分。⇒ [経路地図](#)

阪神野田駅「野田阪神前」より大阪市バス又は阪神バスで「上海老江」下車徒歩7分。⇒ [経路地図](#)

【自動車】

国道2号線尾島方面より淀川大橋南詰交差点左折。なお、大阪市より淀川大橋南詰交差点右折禁止。

駐車場までの進入(走行)道路状況

1. 淀川大橋南詰(此花方面から撮影)

此花方面から進路  
淀川河川公園方面から左折  
福原区方面から右折禁止(進入不可)

5. 駐車場状況

→トップページへ戻る  
→地域詳細TOP →パソコン版を見る

### 地区詳細

淀川河川公園の地区名から各地区の詳細ページにリンクしています。現在のページのボタンが白くなっています。

左上に地区詳細のトップページへのリンクがあります。

### 施設概要

どのような施設があるか、駐車場の台数など表示します。

### マップ

施設所在地にピンを置いています。

### 交通アクセス

公共交通機関を利用した場合と、自動車の場合とを表記しています。公共交通機関の場合、経路地図へのリンクがある場合もあります。

### 駐車場までの新入（走行）道路状況

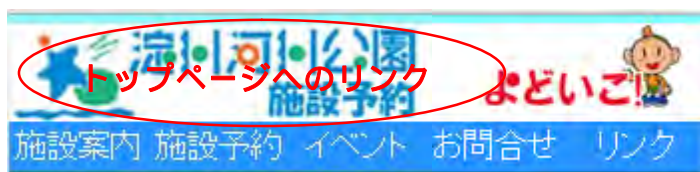
マップに番号を配置し、番号の地点の写真を掲載しています。写真によっては説明文があるものもあります。

## 基本操作について

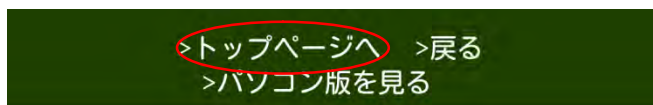
### トップページの画像の役割（すべてのページで共通する基本操作）

#### トップページへ戻る

スマートフォン表示、パソコン（PC）表示ともにページ左上の淀川河川公園施設予約の画像を押す（タップ、クリック）とトップページへ移動できます。

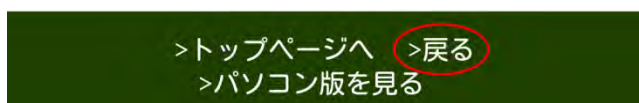


また、トップページの画像（フッター）のテキストリンクの『トップページへ』の部分を押す（タップ、クリック）ことでトップページへ移動できます。どのページからも1動作でトップページへ移動できるようになっています。



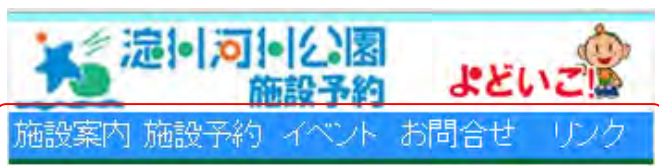
#### 前のページへ戻る

トップページの画面下にある（フッター）にある『戻る』を押す（タップ、クリック）ことで1つ前のページに戻ることができます。



#### 各ページへのリンク

トップページの画像（ヘッダー）には常に、『施設案内』『施設予約』『イベント』『お問合せ』『リンク』に移動するリンクボタンがあります。

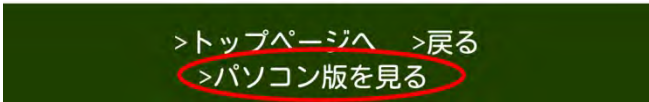


## パソコン版を見る（PC表示になる）

---

スマートフォン表示のときのみフッターのパソコン版のを見を押す（タップ、クリック）とスマートフォンでパソコン表示にすることができます。

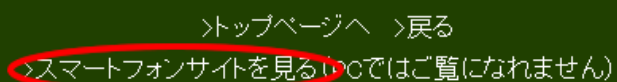
注）互換表示ではありません。各スマートフォン端末により文字サイズなどに違いがあります。



>トップページへ >戻る  
>パソコン版を見る  
>スマートフォン版を見る

スマートフォン表示に戻すにはトップページの画像（フッター）『スマートフォン版を見る』を押し（タップ、クリック）ます。

注）PCで操作している時もスマートフォン版を見るという表示がありますが、押し（タップ、クリック）してもスマートフォン表示にはなりません。



>トップページへ >戻る  
>スマートフォン版を見る  
>パソコン版を見る



# トップページ

お知らせ、初めての方、ログイン、空予約確認、地区情報の表示を中段のタブで切り換えることが可能です。

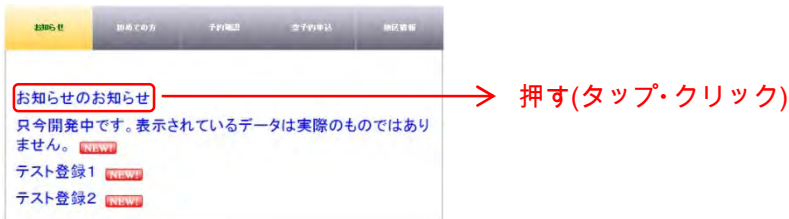
## お知らせ

お知らせはトップページに表示されています。トップページには中段にタブ状の表示切り替えのボタン（中段タブ）があり、初期状態では『お知らせ』が選択されています。お知らせが自動で表示されています。



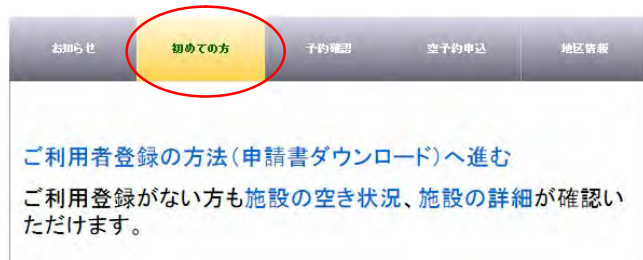
『お知らせ』以外の、『初めての方』、『予約確認はこちら』などのタブを押して（タップ、クリック）お知らせの表示が消えた場合もお知らせのタブを押す（タップ、クリック）ことでいつでもお知らせを再表示することが可能です。

スマートフォン表示では『お知らせ』は見出しのみの表示になっており、本文は見出しを押す（タップ、クリック）ことで表示非表示を切り替えることが可能です。（複数の本文を同時に表示することはできません）



## 初めての方

トップページの中段タブの『初めての方』を押す（タップ、クリック）とご利用者登録の方法のページへのリンクが表示されます。ご利用者登録の方法のページからは申請書、施設の利用規約、個人情報保護の方針のファイルをダウンロードすることが可能です。



利用者登録（ログイン）をしなくても、施設の空き状況（地区、施設）と施設の詳細のトップページへのリンクができます。

## ご利用者登録の方法のページ

ページの下部から以下の書類を押す（タップ、クリック）ことでダウンロードすることが可能です。

「利用者登録申請書」は、以下よりダウンロードできます。施設の利用規約および個人情報保護方針に関する事項も必ずご一読ください。

[申請書（PDF形式）](#)

[申請書（Word形式）](#)

[施設の利用規約（PDF形式）](#)

[個人情報保護方針（PDF形式）](#)



淀川河川公園 守ロサービスセンター

〒570-0096 大阪府守口市外島町4-18

TEL 06-6994-0006

[>トップページへ](#) [>戻る](#)  
[>パソコン版を見る](#)

[申請書（PDF形式）](#)

[申請書（WORD形式）](#)

[施設利用規約（PDF形式）](#)

[個人情報保護方針（PDF形式）](#)

ブラウザの仕様により保存されずにブラウザで開くことがあります。

## ログインする

利用者登録を済ませた方が使用するタブです。

トップページの中段タブの『予約確認はこちらから』を押す（タップ、クリック）とログイン画面へのリンクが表示されます。また、ログイン後、予約確認、会員情報の更新、抽選申込結果へ進むリンクが表示されます。利用者登録されていない場合はいずれもログイン画面が表示されます。利用者登録されている方は、予約確認、会員情報の更新、抽選申込確認から直接ログインすることも可能です。



## ログイン

ログインページです。ログイン ID とパスワードを入力し、ログインボタンを押す（タップ、クリック）します。

予約申し込みや、予約、抽選申込の確認などログインが必要なページに移動したとき、ログインしていない場合はこのページが表示されます。

初めてログインした時、または初期パスワードを変更せずに使用している場合、初期パスワード変更のお願いのページが表示されます。

セキュリティを高めるため初期パスワードのまま放置せずに、新しいパスワードを設定してください。パスワードは6桁以上最大16桁の英数字です。

新しいパスワードの欄と新しいパスワードの確認欄に同じパスワードを入力してください。旧「よどいこ」パスワードをお持ちの方は必ず変更してください。



ログイン時は、ページの右上段にユーザー名が表示されます。また、ユーザー名の下にログアウトのボタンが表示されます。（地区詳細のページはログイン中は、ユーザー名、ログアウトボタンは表示されません）

スマホ表示のときはログイン時には、『よどいこ!』の画像は表示されません。（地区詳細のページはログイン時も『よどいこ!』の画像は表示されています。）

#### 予約・利用状況の確認をする場合

ログイン時には予約の確認をすることが可能です。  
詳細は予約確認（16 ページ）を参照してください。

#### 会員情報を変更する場合

ログイン時には会員情報の更新が可能です。  
詳細は会員情報の変更（17 ページ）を参照してください。

#### 抽選申込の確認と結果を見て当選の確定作業をおこなう場合

ログイン時には抽選申込確認が可能です。  
詳細は抽選申込確認（18 ページ）を参照してください。



## 施設の空き状況の確認と予約申込をする場合

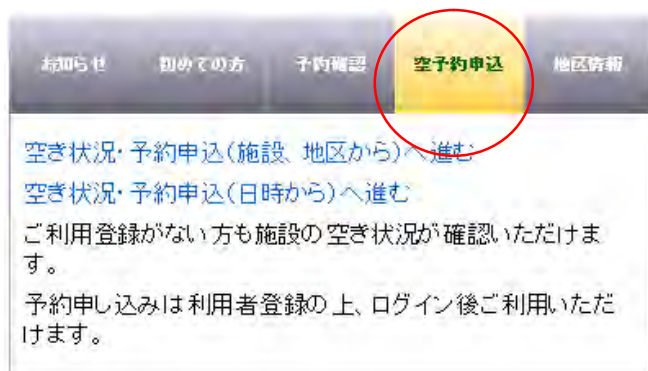
トップページの中段タブの『空状況・予約申込』を押す（タップ、クリック）と、空き状況・予約申込（施設、地区から）と空き状況・予約申込（日時から）が表示されます。

空き状況・予約申込（施設、地区から）は、施設と地区を選択することで、カレンダー形式で施設予約に関する状況を確認することが可能です。

空き状況・予約申込（日時から）は施設と日時を選択すると地区を横断して空状況を確認することが可能です。

空予約の確認の機能は利用者登録をされていない方も利用することが可能です。

ログイン中は、予約確認の画面から施設利用の予約、抽選の申し込みが可能です。



### 予約方法 1：「施設、地区より」空き状況・予約を申込する場合

利用者登録されていなくても空状況の確認は可能です。

空き状況・予約申込（施設、地区から）(19 ページ)を参照してください。

### 予約方法 2：「日時より」空き状況・予約を申込する場合

利用者登録されていなくても空状況の確認は可能です。

空き状況・予約申込（日時から）(21 ページ)を参照してください。

## 予約・利用状況の確認をする場合

トップページの中段タブの『予約確認はこちらから』を押す（タップ、クリック）と『予約確認』へのリンクが表示されます。『予約確認』へはトップページの『予約確認はこちらから』からアクセスします。



### 予約確認

予約者 public  
 対象年月 2015/03 **翌月**

>トップページへ >戻る  
 >パソコン版を見る

予約を確認する年月を選択します。翌月の場合は翌月ボタンを押す（タップ、クリック）ます。

年月の指定が完了したら、検索のボタンを押す（タップ、クリック）ます。

## 予約状況の一覧表示

### 予約確認

予約者 public  
 対象年月 2015/03 **翌月**

地区	施設	日付	開始	終了	料金	確定
海老江	テニスコート	03/19	9	11	1690	○
海老江	テニスコート	03/19	15	17	1690	○
海老江	テニスコート	03/26	9	11	1690	○
海老江	テニスコート	03/26	11	13	1690	○
海老江	テニスコート	03/28	11	13	2300	○
海老江	テニスコート	03/28	11	13	2300	○
海老江	野球場（一般用）	03/26	11	13	0	○
海老江	野球場（一般用）	03/30	9	11	0	○
海老江	野球場（一般用）	03/30	11	13	0	○
海老江	野球場（一般用）	03/30	13	15	0	○
合計					11360	

1～10 / 全11件

※行をクリックすると予約申込ができます。

指定年月の予約一覧が表示されます。10件以上ある場合は一覧下の『次へ』、『最後へ』のボタンで表示を切り替えることが可能です。

戻る場合は『先頭へ』、『前へ』のボタンで戻ることができます。

地区	施設	日付	開始	終了	料金	確定
海老江	野球場（一般用）	03/30	15	17	0	○
合計					0	

11～11 / 全11件

条件クリアのボタンはこのページを開いたときと同じように画面がクリアされます。

## 会員情報を変更する場合

トップページの中段タブの『予約確認はこちらから』を押す（タップ、クリック）と『会員情報の変更』へのリンクが表示されます。『会員情報の変更』へはトップページの『予約確認はこちらから』からアクセスします。



### 会員情報の更新

利用者ID	利用者名	権限
public	一般利用者	一般利用者

※行をクリックすると詳細が表示されます。

>トップページへ >戻る  
>パソコン版を見る

ご自身の利用者 ID、利用者名、権限が表示されている部分を押し（タップ、クリック）ます。

## 利用者情報編集画面

編集可能な項目は以下の通りです。

メールアドレス

パスワード

左のように、入力欄がグレーアウトしている項目は編集できません。

編集が終了したら『保存』のボタンを押し（タップ、クリック）ます。編集を無効にする場合は『戻る』のボタンを押し（タップ、クリック）ます。

## 抽選申込の確認と結果を見て当選の確定作業をおこなう場合

トップページの中段タブの『予約確認はこちらから』を押す（タップ、クリック）と『抽選（申込・結果）確認』へのリンクが表示されます。『抽選（申込・結果）確認』へはトップページの『予約確認はこちらから』からアクセスします。

一般利用者さん ログアウト

施設案内 施設予約 イベント お問い合わせ リンク

### 抽選申込確認

予約者 public

対象年月 2015/03 翌月

検索 条件クリア

>トップページへ >戻る  
>パソコン版を見る

抽選申込を確認する年月を選択します。翌月の場合は翌月ボタンを押す（タップ、クリック）ます。

年月の指定が完了したら、検索のボタンを押す（タップ、クリック）ます。

## 抽選申込確認画面と抽選当選確定画面

一般利用者さん ログアウト

施設案内 施設予約 イベント お問い合わせ リンク

### 抽選申込確認

予約者 public

対象年月 2015/04 翌月

検索 条件クリア

地区	施設	日付	開始	終了	料金	結果	申請	確定
海老江	テニスコート	04/25	9	11	2300		未	
海老江	テニスコート	04/25	9	11	2300		未	
合計					4600			

1～2 / 全2件 先頭へ 前へ 次へ 最後へ

※行をクリックすると予約申込ができます。

>トップページへ >戻る  
>パソコン版を見る

指定年月の抽選申込一覧が表示されます。

条件クリアのボタンはこのページを開いたときと同じように画面がクリアされます。

抽選当選者は、行を押（タップ、クリック、）して確定作業手続きをして下さい。抽選確定方法（27 ページ）を参照してください。



予約方法 1 : 「施設、地区より」空き状況・予約を申込する場合

トップページの中段タブの『空き状況・予約申込』を押す（タップ、クリックする）と『空き状況・予約申込（施設、地区から）』へのリンクが表示されます。『空き状況・予約申込（施設、地区）』へはトップページの『空予状況・予約申込』からアクセスします。

「施設、地区より」空き状況・予約を申込する 画面 1

一般利用者さん  
ログアウト

施設案内 施設予約 イベント お問い合わせ リンク

空き状況表示

利用施設

地区

検索 条件クリア

... 空あり  ... 空なし  ... 抽選

2015/03

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

2015/04

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

空情報を表示する利用施設と地区を選択します。結果は2か月分表示されます

空き状況表示

利用施設

地区

検索 条件クリア

... 空あり  ... 空なし  ... 抽選

2015/03

利用施設と地区を設定したら、検索のボタンを押す（タップ、クリック）ます。

条件クリアのボタンを押すと画面が全てクリアされます。

>トップページへ >戻る  
>パソコン版を見る



空き状況表示

利用施設 テニスコート

地区 海老江

検索 条件クリア

... 空あり  ... 空なし  ... 抽選

2015/03

月	火	水	木	金	土	日
						1 <input checked="" type="checkbox"/>
2 <input type="checkbox"/>	3 <input type="checkbox"/>	4 <input type="checkbox"/>	5 <input type="checkbox"/>	6 <input type="checkbox"/>	7 <input checked="" type="checkbox"/>	8 <input checked="" type="checkbox"/>
9 <input type="checkbox"/>	10 <input type="checkbox"/>	11 <input type="checkbox"/>	12 <input type="checkbox"/>	13 <input type="checkbox"/>	14 <input type="checkbox"/>	15 <input type="checkbox"/>
16 <input type="checkbox"/>	17 <input type="checkbox"/>	18 <input type="checkbox"/>	19 <input type="checkbox"/>	20 <input type="checkbox"/>	21 <input type="checkbox"/>	22 <input type="checkbox"/>
23 <input type="checkbox"/>	24 <input type="checkbox"/>	25 <input type="checkbox"/>	26 <input type="checkbox"/>	27 <input type="checkbox"/>	28 <input type="checkbox"/>	29 <input type="checkbox"/>
30 <input type="checkbox"/>	31 <input type="checkbox"/>					

2015/04

月	火	水	木	金	土	日
		1 <input type="checkbox"/>	2 <input type="checkbox"/>	3 <input type="checkbox"/>	4 <input type="checkbox"/>	5 <input type="checkbox"/>
6 <input type="checkbox"/>	7 <input type="checkbox"/>	8 <input type="checkbox"/>	9 <input type="checkbox"/>	10 <input type="checkbox"/>	11 <input type="checkbox"/>	12 <input type="checkbox"/>
13 <input type="checkbox"/>	14 <input type="checkbox"/>	15 <input type="checkbox"/>	16 <input type="checkbox"/>	17 <input type="checkbox"/>	18 <input type="checkbox"/>	19 <input type="checkbox"/>
20 <input type="checkbox"/>	21 <input type="checkbox"/>	22 <input type="checkbox"/>	23 <input type="checkbox"/>	24 <input type="checkbox"/>	25 <input type="checkbox"/>	26 <input type="checkbox"/>
27 <input type="checkbox"/>	28 <input type="checkbox"/>	29 <input checked="" type="checkbox"/>	30 <input type="checkbox"/>			

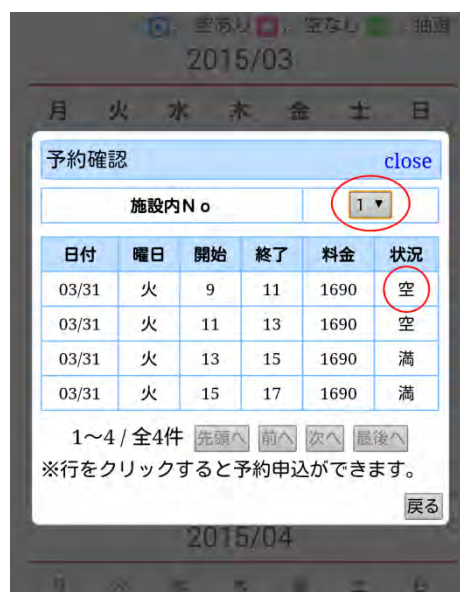
>トップページへ >戻る  
>パソコン版を見る

検索条件に合致した空状況が表示されます。

... 空あり  ... 空なし  ... 抽選

は先着で予約できる施設が1つ以上、空がある状態を示しています。

日付  の下の画像をタップ(クリック)すると詳細が表示されます。



は予約可能な施設利用に「空」がない場合と、抽選による予約で日時が過ぎた場合に表示されます。

は抽選による予約申込を受け付けることを示しています。抽選による予約申込は、申し込んだ時点では施設の利用の予約は確定していません。システムによる抽選で当選後、当選を確定する操作をして、予約が確定します。

抽選申込可能な日時が到来していない場合もこの印が表示されている場合があります。


## 予約方法 2 : 「日時より」空き状況・予約を申込する場合

トップページの中段タブの『空予状況・予約申込』を押す(タップ、クリック)と『空状況・予約申込(日時から)』へのリンクが表示されます。『空状況・予約申込(日時から)』へはトップページの『空予状況・予約申込』からアクセスします。

### 「日時より」空き状況・予約を申込する場合 画面 1

The screenshot shows the top navigation bar with the logo and menu items: 施設案内, 施設予約, イベント, お問い合わせ, リンク. Below the navigation is a blue header with the text "空き状況表示". The main form includes a dropdown menu for "利用施設", a date input field with a calendar icon, and radio buttons for "午前" and "午後". There are also buttons for "検索" and "条件クリア". At the bottom, there are two green buttons: ">トップページへ >戻る" and ">パソコン版を見る".

空情報を表示する利用施設と日、時間を指定します。時間は午前か午後で指定します。

日の指定はカレンダーの  アイコンを押す(タップ、クリック)ます。

This screenshot shows the calendar selection interface. It features a dropdown for the year (2015) and month (3月). Below this is a calendar grid for March with days 1 through 31. A second calendar grid for April (2015年 4月) is shown below, with days 1 through 30. A button labeled "今月閉じる" is at the bottom right of the calendar area. The form also includes a "利用施設" dropdown, "日" and "時間" labels, and a "検索" button.

カレンダーが表示されますので空状況を表示したい日を押す(タップ、クリック)ます。三角のアイコンで月を送ることが可能です。



「日時より」空き状況・予約を申込する場合 画面 2

一般利用者さん  
ログアウト

[施設案内](#) [施設予約](#) [イベント](#) [お問合せ](#) [リンク](#)

**空き状況表示**

利用施設 テニスコート  
 日 2015/04/15  
 時間  午前  午後

[>トップページへ](#) [>戻る](#)  
[>パソコン版を見る](#)

利用施設と日、時間を設定したら、検索のボタンを押し（タップ、クリック）ます。

... 空あり 
  ... 空なし 
  ... 抽選

一般利用者さん  
ログアウト

[施設案内](#) [施設予約](#) [イベント](#) [お問合せ](#) [リンク](#)

**空き状況表示**

利用施設 テニスコート  
 日 2015/04/15  
 時間  午前  午後

... 空あり 
  ... 空なし 
  ... 抽選

地区	施設No	開始	終了	料金	状況
海老江	1	9	11	1690	<input checked="" type="radio"/>
海老江	1	11	13	1690	<input checked="" type="radio"/>
海老江	2	9	11	1690	<input checked="" type="radio"/>
海老江	2	11	13	1690	<input checked="" type="radio"/>
海老江	3	9	11	1690	<input checked="" type="radio"/>
海老江	3	11	13	1690	<input checked="" type="radio"/>
毛馬	No 1	9	11	1690	<input checked="" type="radio"/>
毛馬	No 1	11	13	1690	<input checked="" type="radio"/>
毛馬	No 2	9	11	1690	<input checked="" type="radio"/>
毛馬	No 2	11	13	1690	<input checked="" type="radio"/>

1~10 / 全10件

※行をクリックすると予約申込ができます。


[>トップページへ](#) [>戻る](#)  
[>パソコン版を見る](#)

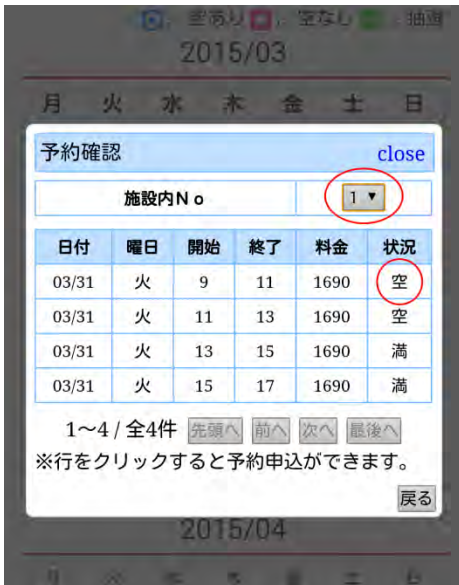


## 予約申込方法（この操作は、抽選の申込みではありません）

『空状況・予約申込（施設、地区から）』からの予約方法

『空状況・予約申込（施設、地区から）』へはトップページの『空状況・予約申込』からアクセスします。

『予約方法 2：「日時より」空き状況・予約を申込する場合』（21 ページ）の手順で検索条件を指定し、カレンダーを表示します。  予約可能な日付の下の画像を押す（タップ、クリック）と詳細画面が表示されます。



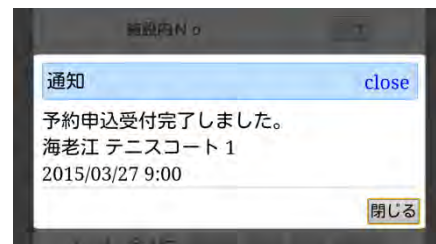
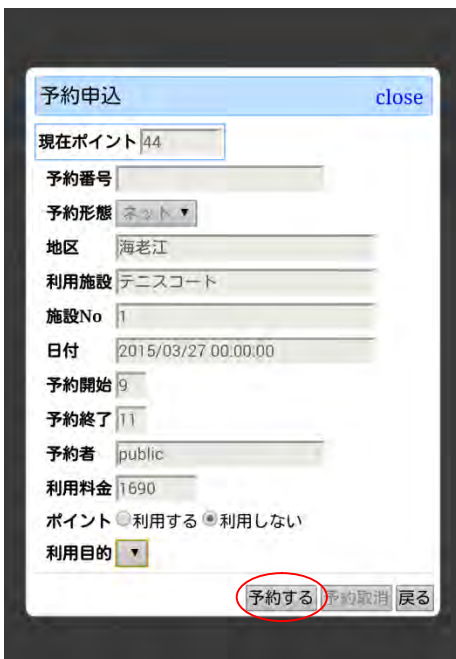
施設が複数ある場合は施設 No.から施設（コート）を選択します。

状況が『空』になっている行を押し（タップ、クリック）ます。

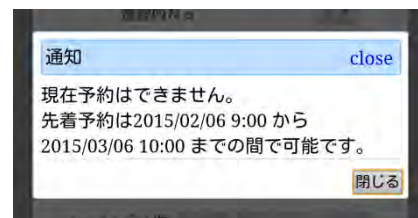
予約申込の画面（ダイアログ）が表示されます。

テニスコートの場合のみ 20 ポイント以上のポイントがあればポイントを利用するかどうか選択できます。

利用目的を選択し予約するのボタンを押し（タップ、クリック）ます。




『予約申込受付完了しました。』と表示されれば予約申込は終了です。

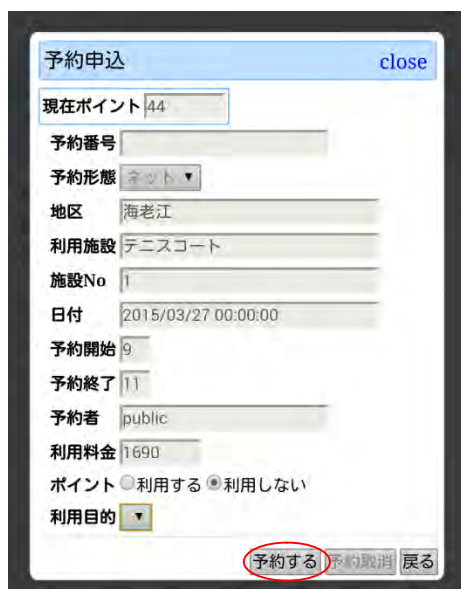


『現在予約はできません。』と表示された場合は操作が間違っていますので、ポイント残高や予約可能な日付けなどを確認してやり直してください。

## 『空状況・予約申込（日時から）』からの予約方法

『空状況・予約申込（日時から）』へはトップページの『空状況・予約申込』からアクセスします。

『予約方法1:「施設、地区より」空き状況・予約を申込する場合』（19ページ）の手順で検索条件を指定し、一覧  を表示します。状況の画像を押す（タップ、クリック）と予約申込の画面（ダイアログ）が表示されます。



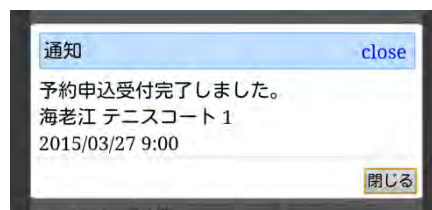
The screenshot shows a reservation form titled "予約申込" (Reservation) with a "close" button in the top right. The form contains the following fields and options:

- 現在ポイント: 44
- 予約番号: [empty]
- 予約形態: ネット
- 地区: 海老江
- 利用施設: テニスコート
- 施設No: 1
- 日付: 2015/03/27 00:00:00
- 予約開始: 9
- 予約終了: 11
- 予約者: public
- 利用料金: 1690
- ポイント:  利用する  利用しない
- 利用目的: [dropdown menu]

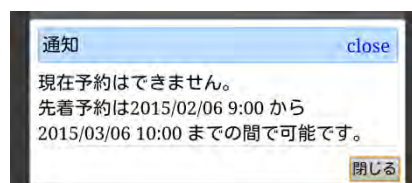
At the bottom right, there are three buttons: "予約する" (Reserve), "予約取消" (Cancel), and "戻る" (Back). The "予約する" button is circled in red.

テニスコートの場合のみ 20 ポイント以上のポイントがあればポイントを利用するかどうか選択できます。

利用目的を選択し予約するのボタンを押し（タップ、クリック）ます。



『予約申込受付完了しました。』と表示されれば予約申込は終了です。



『現在予約はできません。』と表示された場合は操作が間違っていますので、ポイント残高や予約可能な日付けなどを確認してやり直してください。

## 抽選申込方法（この操作では、施設予約を確定したものではありません）

### 『空状況・予約申込（施設、地区から）』からの予約方法

『空状況・予約申込（施設、地区から）』へはトップページの『空状況・予約申込』からアクセスします。『予約方法 1:「施設、地区 **抽** より」空き状況・予約を申込する場合』（19 ページ）の手順で検索条件を指定し、カレンダーを表示します。予約可能な日付の下の画像を押す（タップ、クリック）と詳細画面が表示されます。



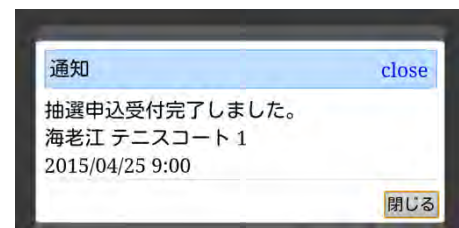
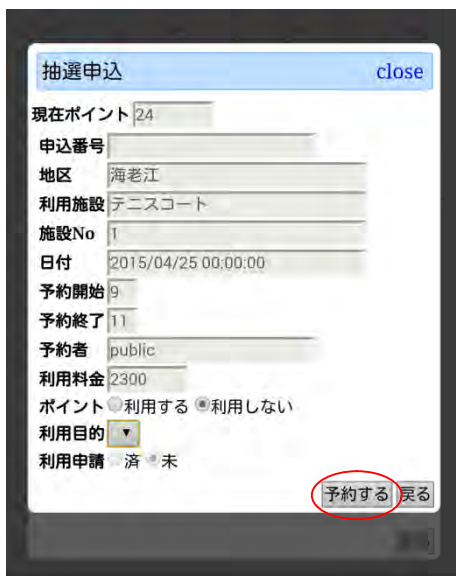
施設が複数ある場合は施設 No.から施設（コート）を選択します。

状況が『抽』になっている行を押し（タップ、クリック）ます。抽選申込の画面（ダイアログ）が表示されます。

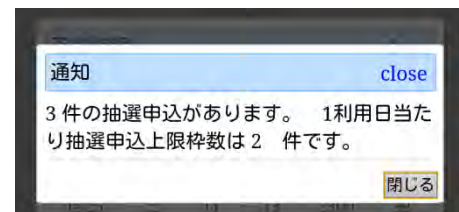
抽選の場合は申込時にポイントを利用することはできません。

抽選申込時は利用申請は選択できません。

利用目的を選択し予約するのボタンを押し（タップ、クリック）ます。



『抽選申込受付完了しました。』と表示されれば予約申込は終了です。

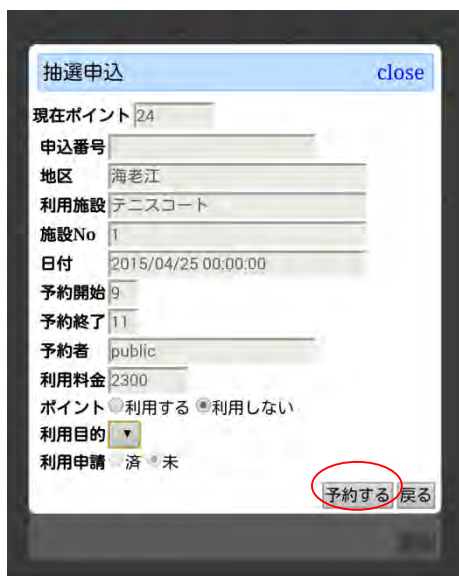


『抽選申込受付完了しました。』以外の表示の場合は操作が間違っていますので、ポイント残高や予約可能な日付けが、抽選申し込みの上限に達していないかなどを確認してやり直してください。

## 『空状況・予約申込（日時から）』からの予約方法

『空状況・予約申込（日時から）』へはトップページの『空状況・予約申込』からアクセスします。

『予約方法 2: 「日時より」空き状況・予約を申込する場合』（21 ページ）の手順で検索条件を指定し、一覧を表示します。 **抽** 予約可能な日付の下の画像を押す（タップ、クリック）と予約申込の画面（ダイアログ）が表示されます。



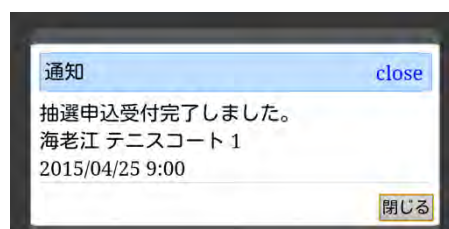
The screenshot shows a reservation application form titled "抽選申込" (Lottery Application) with a "close" button in the top right. The form contains the following fields and options:

- 現在ポイント: 24
- 申込番号: [input field]
- 地区: 海老江
- 利用施設: テニスコート
- 施設No: 1
- 日付: 2015/04/25 00:00:00
- 予約開始: 9
- 予約終了: 11
- 予約者: public
- 利用料金: 2300
- ポイント:  利用する  利用しない
- 利用目的: [dropdown menu]
- 利用申請:  済  未
- Bottom right buttons: "予約する" (circled in red) and "戻る" (Back).

抽選の場合は申込時にポイントを利用することはできません。

抽選申込時は利用申請は選択できません。

利用目的を選択し予約するのボタンを押し（タップ、クリック）ます。

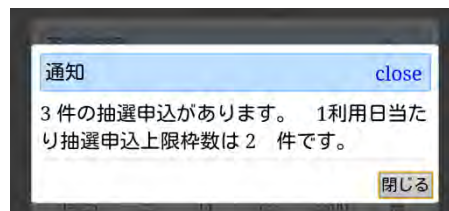


The screenshot shows a notification dialog titled "通知" (Notification) with a "close" button in the top right. The message reads:

抽選申込受付完了しました。  
海老江 テニスコート 1  
2015/04/25 9:00

There is a "閉じる" (Close) button in the bottom right corner.

『抽選申込受付完了しました。』と表示されれば予約申込は終了です。



The screenshot shows a notification dialog titled "通知" (Notification) with a "close" button in the top right. The message reads:

3 件の抽選申込があります。 1 利用日当たり抽選申込上限枠数は 2 件です。

There is a "閉じる" (Close) button in the bottom right corner.

『抽選申込受付完了しました。』以外の表示の場合は操作が間違っていますので、ポイント残高や予約可能な日付けが、抽選申し込みの上限に達していないかなどを確認してやり直してください。

## 抽選確定方法

抽選申込をして、抽選が当選した場合、確定作業を行わなければ期限が過ぎると自動的にキャンセルとなってしまいます。抽選申込をしたら抽選日以降期限までに抽選結果を確認し、当選していた場合は、当選を確定してください。

『抽選申込の確認と』へはトップページの『予約確認はこちらから』からアクセスします。

抽選申込の確認と（18 ページ）の手順で抽選申込確認の画面を表示し検索条件を指定し、一覧を表示します。

抽選予約を確定させたい予約の行を押し（タップ、クリック）ます。

## 抽選申込確認画面

抽選申込	close
現在ポイント	24
番号	5
地区	海老江
利用施設	テニスコート
施設内No	1
日付	2015/03/08 00:00:00
予約開始	13
予約終了	15
予約者	public
利用料金	2300
ポイント	<input type="radio"/> 利用する <input checked="" type="radio"/> 利用しない
利用目的	▼
利用申請	<input checked="" type="radio"/> 済 <input type="radio"/> 未
利用申請保存 申込取消 戻る	

抽選申込の画面（ダイアログ）が表示されます。

テニスコートの場合のみ 20 ポイント以上のポイントがあればポイントを利用するかどうか選択できます。

利用申請の済をチェックして利用申請保存のボタンを押し（タップ、クリック）ます。

通知 close

予約申込受付完了しました。  
海老江 テニスコート 1  
2015/03/08 13:00

閉じる

『予約申込受付完了しました。』と表示されれば抽選結果の当選が確定されました。

通知 close

現在予約はできません。  
先着予約は2015/03/25 9:00 から  
2015/04/25 8:00 までの間で可能です。

閉じる

『現在予約はできません』などの『予約申込受付完了しました。』以外の文字が表示された場合は操作が間違っています。申請期日や、ポイント残高などを確認して最初からやり直してください。



## 予約のキャンセル確認画面1（予約の申込みをキャンセルする場合）

予約の申し込みや、抽選の申し込みで施設の利用の予約が確定した場合でも、所定の期日までなら予約をキャンセルすることができます。キャンセルは、利用予定日の1週間前の17時迄です。

予約確認画面から予約のキャンセルを行います。『予約確認』へはトップページの『予約確認はこちらから』からアクセスします。

予約・利用状況の確認（16ページ）の手順で予約を確認する年月を指定し予約の一覧を表示します。取り消したい予約の行を押し（タップ、クリック）ます。

## 予約確認一覧表示

The screenshot shows a reservation confirmation dialog box titled "予約申込" (Reservation Confirmation) with a "close" button. The form contains the following fields:

ポイント	26
予約番号	44
地区	海老江
利用施設	テニスコート
施設内No	3
日付	2015/03/19 00:00:00
予約開始	15
予約終了	17
予約者	public
確定日時	2015/03/19 13:04:01
利用料金	1690
ポイント	<input type="radio"/> 利用する <input checked="" type="radio"/> 利用しない
利用目的	▼

At the bottom of the dialog, there are three buttons: "予約取消" (Cancel Reservation), "利用券" (Voucher), and "戻る" (Back). The "予約取消" button is highlighted with a red box.

予約申込の画面（ダイアログ）が表示されます。

予約取り消しのボタンを押し（タップ、クリック）ます。

予約取り消し（キャンセル）のダイアログが表示されますので『はい』を押し（タップ、クリック）ます。

The screenshot shows a confirmation dialog box titled "確認" (Confirmation) with a "close" button. The text inside reads: "キャンセルします。よろしいですか？" (I will cancel. Is it all right?). At the bottom right, there are two buttons: "はい" (Yes) and "いいえ" (No).

正常に取り消された場合は、初めの一覧の表示に戻ります。取り消した行がなくなっているのを確認してください。

The screenshot shows a notification dialog box titled "通知" (Notification) with a "close" button. The text inside reads: "現在キャンセルはできません。キャンセルは2015/03/12 17:00 まで可能です。" (Cancellation is not possible at the moment. Cancellation is possible until 2015/03/12 17:00). At the bottom right, there is a button labeled "閉じる" (Close).

『現在はキャンセルできません』などのダイアログが表示された場合は操作が間違っています。キャンセル可能かどうか確認し最初からやり直してください。

## 予約のキャンセル確認画面 2 (予約の申込みをキャンセルする場合)

抽選申込確認画面から抽選予約のキャンセルを行います。『抽選 (申込・結果) 確認』へはトップページの『予約確認はこちらから』からアクセスします。

抽選申込の確認と結果を (18 ページ) の手順で予約を確認する年月を指定し予約の一覧を表示します。指定年月の予約一覧が表示されます。取り消したい予約の行を押し (タップ、クリック) ます。

### 抽選申込確認画面

抽選申込

close

現在ポイント 24

番号 31

地区 海老江

利用施設 テニスコート

施設内No 1

日付 2015/04/12 00:00:00

予約開始 13

予約終了 15

予約者 public

利用料金 2300

ポイント  利用する  利用しない

利用目的 ▼

利用申請  済  未

利用申請保存 申込取消 戻る

抽選申込の画面 (ダイアログ) が表示されます。

申込取消のボタンを押し (タップ、クリック) ます。

予約取り消し (キャンセル) のダイアログが表示されますので『はい』を押し (タップ、クリック) ます。

確認

close

抽選申込みをキャンセルします。よろしいですか?

はい いいえ

元の一覧表示に戻ります。作業した抽選申込が削除されていますので確認してください。

通知

close

現在キャンセルはできません。  
キャンセルは2015/03/01 17:00 まで可能です。

閉じる

『現在キャンセルはできません。』の文字が表示された場合は操作が間違っています。キャンセル可能期間かどうか確認し、初めからやり直してください。

## 利用券の印刷

施設を利用するには利用券、またはスマートフォンの予約確認画面の提示が必要です。利用券の印刷は予約確認画面から行います。『予約確認』へはトップページの『予約確認はこちらから』からアクセスします。

予約・利用状況の確認（16ページ）の手順で予約を確認する年月を指定し予約の一覧を表示します。指定年月の予約一覧が表示されます。取り消したい予約の行を押し（タップ、クリック）ます。予約申込の画面（ダイアログ）が表示されます。



利用券のボタンをクリックします。印刷プレビュー画面が表示されます。



ブラウザにより表示が異なります。ブラウザの仕様に従って印刷してください。



# 淀川河川公園施設予約システム 「よどいに」操作フロー図

淀川河川公園

## 淀川河川公園施設予約システム『よどいこ』について

淀川河川公園施設予約システム（以下『よどいこ』と言う）は、利用者の利便性を向上させるため、インターネットや携帯電話を利用して、淀川河川公園に整備された運動施設（一般野球場（29面）、少年野球場（7面）、テニスコート（49面）、サッカー・ラグビー場（10面）、陸上トラック（2面）、フットサルコート（3面）、ゲートボール場（3面）利用の予約申込みを行うシステムです。バッテリーゴルフ、グラウンドゴルフ、ディスクゴルフは、現地管理所で受付します。

『よどいこ』を利用して運動施設利用の申込を行うには、事前に利用者登録が必要です。利用者登録は、本人確認、口座番号、銀行お届け印が必要となりますので守口・太閤・鳥飼サービスセンターで受付けています。

施設利用料金のお支払いは、口座振替で行います。口座振替は利用月の翌月23日（この日が金融機関休業日にあたる場合は、その翌営業日になります。事前に入金をお願いします。）

### 1. 施設の空き状況と予約申込

利用者登録をしていなくても空き状況の確認は可能です。平日の予約申込は、利用日の1ヶ月前の9:00から当日の施設利用時間の1時間前まで先着順予約で受付を行っています。土日祝日の空き予約（抽選終了後）は、利用前月の21日（0:00）から先着順予約で受付を行います。

### 2. 抽選に参加する申込方法

土日祝日は、野球場、テニスコート、サッカー・ラグビー場、陸上トラック、フットサルコートは抽選申込になります。申込は、利用希望日の前月の9日（9:00）から15日（24:00）まで受付を行っています。最大4枠まで（1日には2枠まで）申し込めます。当選者には、16日（9:00）に『よどいこ』で発表します。当選者の方は、20日（24:00）までに予約の確定作業をして下さい。確定作業をされないと予約が無効になります。

### 3. 予約の取り消し（キャンセル処理）

利用予定日1週間前の17:00まで取り消しが可能です。同時刻を過ぎますと、施設利用の有無、予約手続きの間違い等に関わらず、指定された口座から利用料金が引き落とされます。

### 4. 主な機能

- 1) 複数の地区の満空状況を一度に検索できるようにし、空いている施設をすぐに見つけます。
- 2) スマートフォンでも操作しやすいように、抽選結果や予約確認を同じ画面で確認できます。
- 3) 運動施設までの詳細地図や経路案内、駐車場入口の写真など施設の情報がわかります。
- 4) 運動施設予約の申込や予約の取り消しの処理後、メールアドレス登録の利用者の方に、受付した旨をメールでお知らせします。

### 5. 『よどいこ』の利用停止について

- 1) パスワードを3回間違った場合。
- 2) 口座振替日に利用料金が引き落とせなかった場合。（口座残高不足）
- 3) 最後に『よどいこ』へログインした日から1年以上経過した場合。

詳しくは、『マニュアル、施設のご案内、施設の予約について、お問い合わせ』をご覧ください。

# 「よどいこ！」操作の流れ

(空き予約申込) → 施設・地区から予約申込  
 → 日時から予約申込

空き状況・予約申込(施設・地区から)へ進む  
 空き状況・予約申込(日時から)へ進む  
 ご利用施設がない方も施設の空き状況を確認いただけます。  
 予約申し込みは利用者登録の上、ログイン後ご利用いただけます。

空き状況表示

利用施設 テニスコート  
 地区 海老江

検索 条件クリア

空あり...空なし...抽選

2015/03

空き状況・予約申込  
(日時から)

空き状況予約申込  
(施設、地区から)

一般利用者さん  
 ログアウト

施設予約 イベント お問合せ リンク

施設案内 施設予約 イベント お問合せ リンク

空き状況表示

利用施設 テニスコート  
 日 2015/04/15  
 時間 午前 午後

検索 条件クリア

トップページへ戻る  
 パソコン版を見る

一般利用者さん  
 ログアウト

施設予約 イベント お問合せ リンク

施設案内 施設予約 イベント お問合せ リンク

空き状況表示

利用施設 テニスコート  
 日 2015/04/15  
 時間 午前 午後

検索 条件クリア

トップページへ戻る  
 パソコン版を見る

一般利用者さん  
 ログアウト

施設予約 イベント お問合せ リンク

施設案内 施設予約 イベント お問合せ リンク

空き状況表示

利用施設 テニスコート  
 地区 海老江

検索 条件クリア

空あり...空なし...抽選

2015/03

2015/03

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2015/04

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

トップページへ戻る  
 パソコン版を見る

予約確認

日付	開始	終了	料金	状況
03/31	火 9	11	1690	空
03/31	火 11	13	1690	空
03/31	火 13	15	1690	満
03/31	火 15	17	1690	満

1~4/全件  
 ※行をクリックすると予約申込ができます。

(ログインなしで閲覧可)

通知  
 現在予約はできません。  
 先着予約は2015/02/06 9:00 から  
 2015/03/06 10:00 までの間で可能です。

通知  
 予約申込受付完了しました。  
 海老江 テニスコート1  
 2015/03/27 9:00

ログイン

ID

パスワード

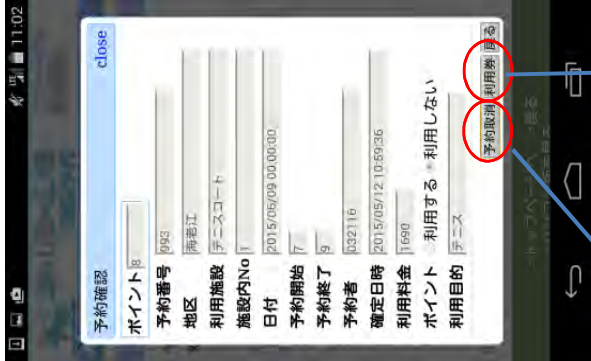
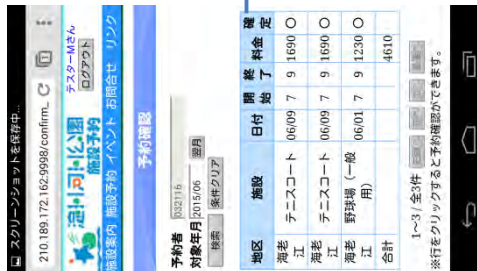
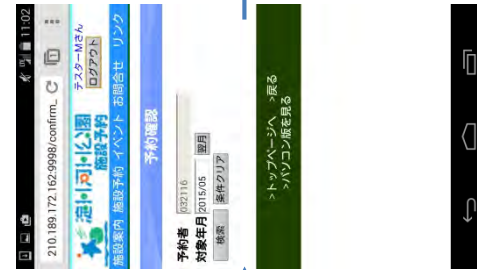
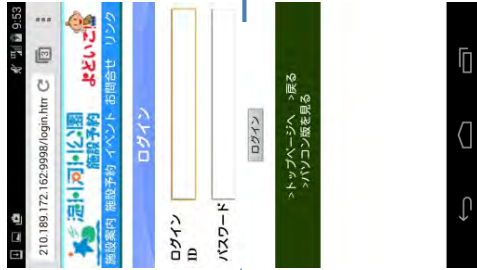
ログイン

トップページへ戻る  
 パソコン版を見る

空枠を申込み

# 「よどいこ！」操作の流れ

## (予約申込確認)



利用券名	テスターM	利用
予約番号	993	予約
地区	海老江	利用施設
利用目的	テニス	利用日
		2015

- ※注意事項
1. 利用当日は「澁川河川公園施設利用券」を各施設の常務職員で予約された方は、管理所で「予約取消」の旨を伝える。
  2. 利用については、管理所職員の手配に従って利用し、施設内でのケガ、所持品の紛失等の責任は負いません。
  3. 施設内でのケガ、所持品の紛失等の責任は負いません。
  4. 利用に際しては、一般入場料の請求となります。
  5. 利用に際しては、一般入場料の請求となります。
  6. テニスコート以外でのテニスコートへの立ち入り、テニスコート以外の施設の利用は禁止されています。
  7. 申し込み時間以外にテニスコートやランドリ等を利用する場合は、利用開始の直前に予約センターまでご連絡ください。
  8. 利用後は、清掃、整理等を行い、施設を正常状態にしてください。
  9. 公園に関する工事、出水、優先利用等により運動施設が利用できない場合があります。
  10. 施設の修理上利用が中止となる場合があります。
  11. 予約は最終日の利用日まで有効です。
- ア. 天候による利用不能の場合  
ブ. プレー途中で降雨等により利用不能となった場合



# 「よどいこ！」操作の流れ

## (抽選予約申込)

空き状況表示

利用施設 テニスコート  
地区 海老江

検索 条件クリア

空き状況、予約申込(施設、地区から)へ進む  
空き状況、予約申込(日時から)へ進む  
ご利用条件がない方も全国の空き状況が確認いただけます。  
予約申し込みは利用者登録の上、ログイン後ご利用いただけます。

< 抽選予約申込 >  
(9日9:00 ~ 15日24:00まで)

空き状況表示

利用施設 テニスコート  
地区 海老江

検索 条件クリア

2015/03

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2015/04

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

>トップページへ戻る  
>パソコン版を見る

ログイン

ID

パスワード

ログイン

>トップページへ戻る  
>パソコン版を見る

予約確認

施設内No

日付	曜日	開始	終了	料金	状況
04/25	土	9	11	2300	抽
04/25	土	11	13	2300	抽
04/25	土	13	15	2300	抽
04/25	土	15	17	2300	抽

1~4 / 全4件

※行をクリックすると予約申込ができます。

抽選申込

現在ポイント 24

申込番号

地区 海老江

利用施設 テニスコート

施設No

日付 2015/04/25 00:00:00

予約開始 9

予約終了 11

予約者 public

利用料金 2300

ポイント 利用する 利用しない

利用目的

利用申請 済 未

予約する

通知

抽選申込受付完了しました。  
海老江 テニスコート1  
2015/04/25 9:00

閉じる

通知

3件の抽選申込があります。1利用日当たり抽選申込上限件数は2件です。

閉じる

15日24:00  
エントリー締切

いつも「よどいこ」をご利用いただきありがとうございます。  
抽選 予約結果をお知らせします。  
2015/06/27 9:00 - 11:00  
海老江 テニスコート1  
抽選結果:「当選」  
必ず20日24時迄に「確定処理」を行ってください。  
「確定処理」をしないと当選は無効となります。  
アクセスはこちらから  
<https://www.yodoiko.go.jp/>  
お問い合わせ下さい。  
ご不明な点がございましたら守口サービスセンターまで  
お問い合わせ下さい。  
淀川河川公園事務所 守口サービスセンター  
住所: 〒570-0096 大阪府守口市外 編町4-18  
電話番号: 06-6994-0006

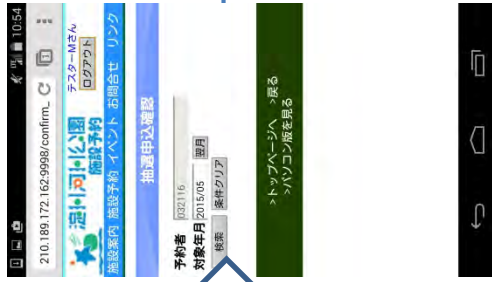
(抽選当選お知らせメール16日9:00送信)

# 「よどいこ！」操作の流れ

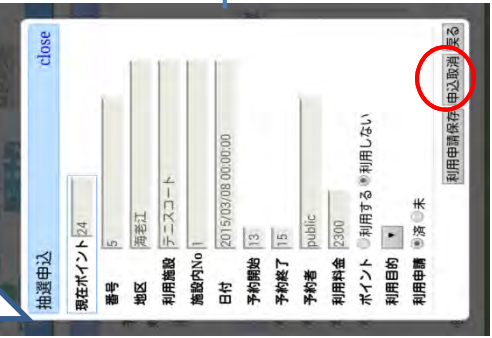
(抽選(申込・結果)確認) → 抽選予約確認・取消  
 当選者申請受入れ



ログイン

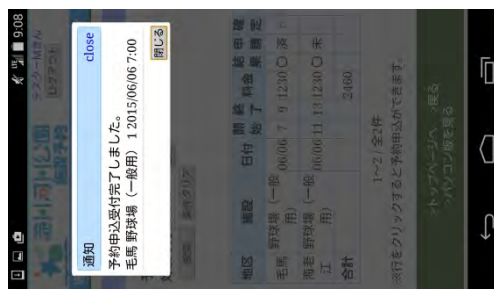
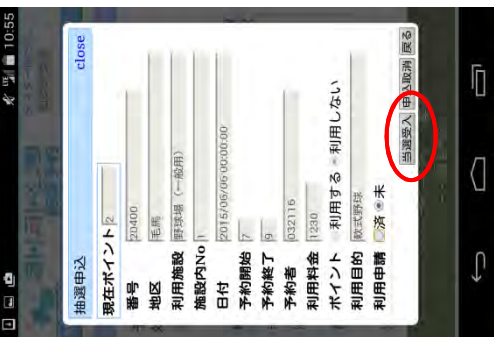


< 抽選申込取消し >  
 (9日9:00 ~ 15日24:00まで)



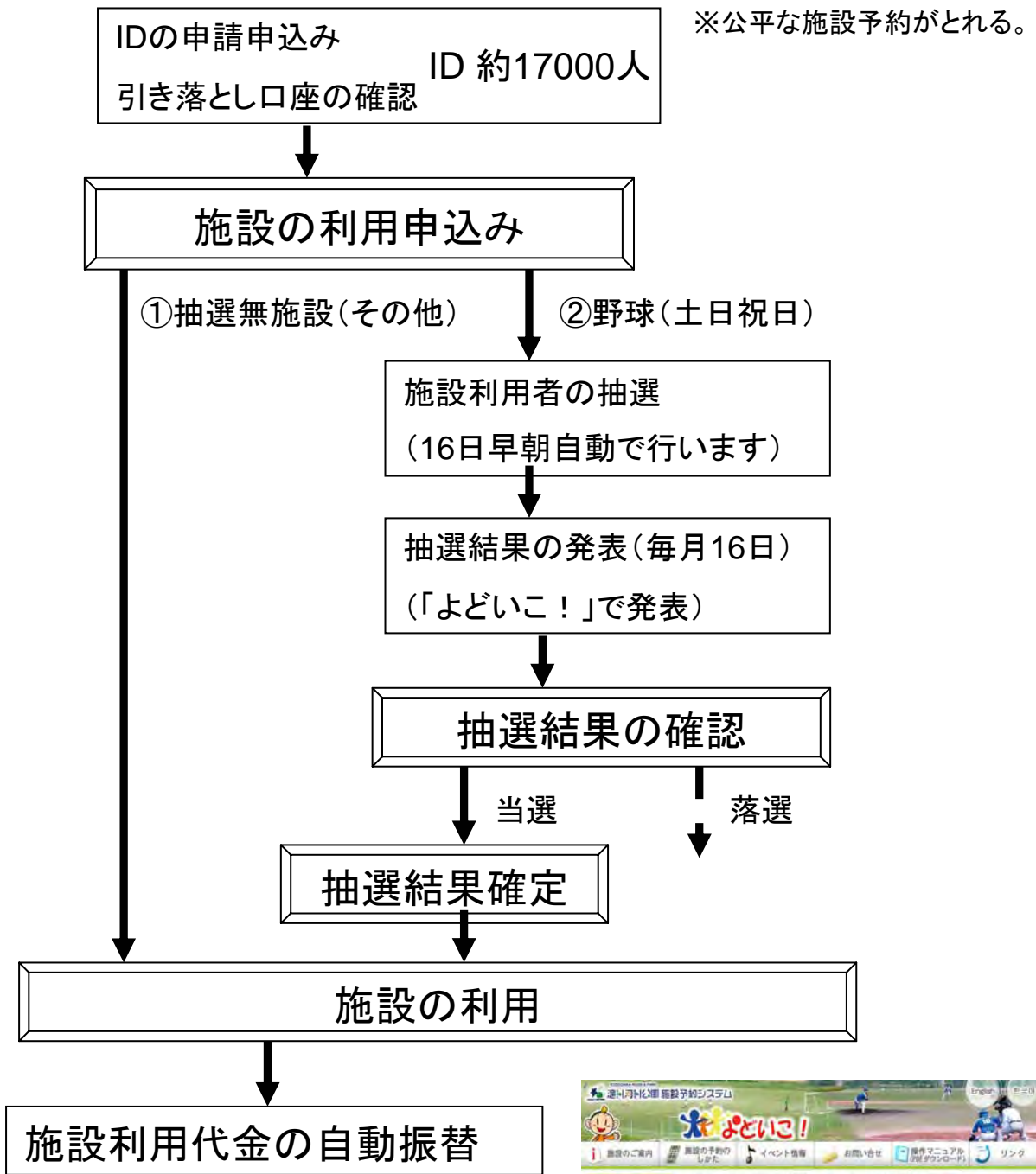
いつもよどいこをご利用いただきありがとうございます。  
 抽選予約結果をお知らせいたします。  
 2015/06/27 9:00 - 11:00  
 海老江テニスコート1  
 抽選結果：当選  
 必ず20日24時迄に「確定処理」を行ってください。  
 「確定処理」をしないと当選は無効となります。  
 アクセスはこちら  
<https://www.yodoko.co.jp/>  
 ご不明な点がございましたら守口サービスセンターまで  
 お問い合わせ下さい。  
 (お問い合わせ先)  
 淀川河川公園事務所 守口サービスセンター  
 住所：〒570-0096 大阪府守口市外島町4-18  
 電話番号：06-6994-0006

< 当選確定申請 >  
 (16日9:00 ~ 20日24:00まで)



## 施設（よどいこ！）の利用申し込み手順

# 施設の利用手順



※雨天等の利用不可の場合は  
引き落とししません。





↓

当月施設利用代金を翌月23日に自動振替

↓

自動振替不備(残高不足)利用者

※自動振替は1回のみ。

↓

自動振替不備(残高不足)利用者

↓

現金支払い

※現金支払いは  
守口SCのみ。

↓

即日解除

↓

指定口座に振込

※振込手数料は利用者負担。

↓

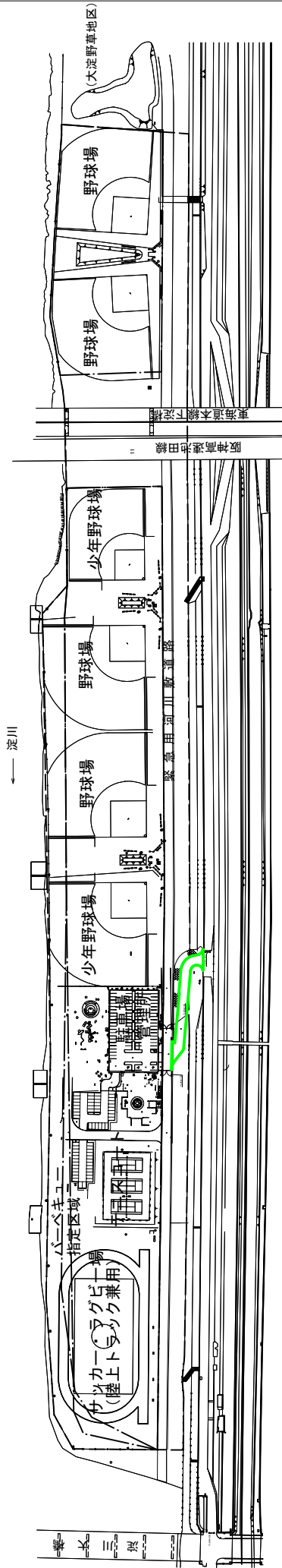
振込確認後解除  
(2日から7日)

↓

督促を継続

公園利用重点調整区域

# 公園利用重点調整区域



凡 例
 公園利用重点調整区域



## 1. 海老江地区

# 公園利用重点調整区域

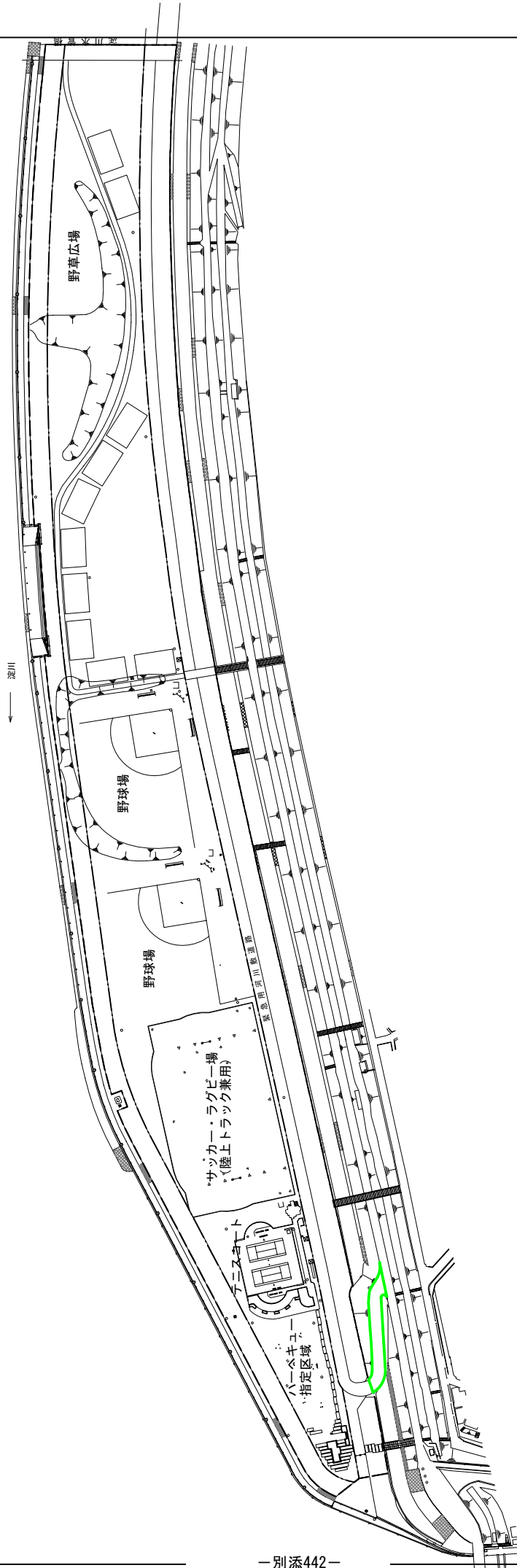


凡例

公園利用重点調整区域

## 3. 長柄地区

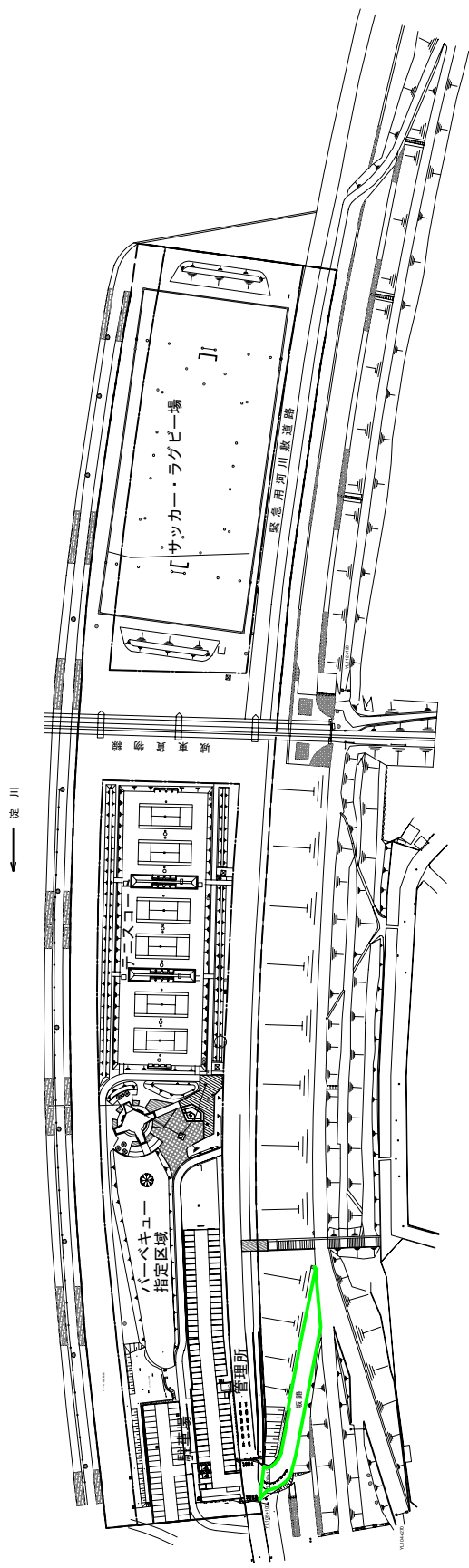
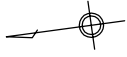
# 公園利用重点調整区域



凡 例  
公園利用重点調整区域

## 5. 毛馬地区

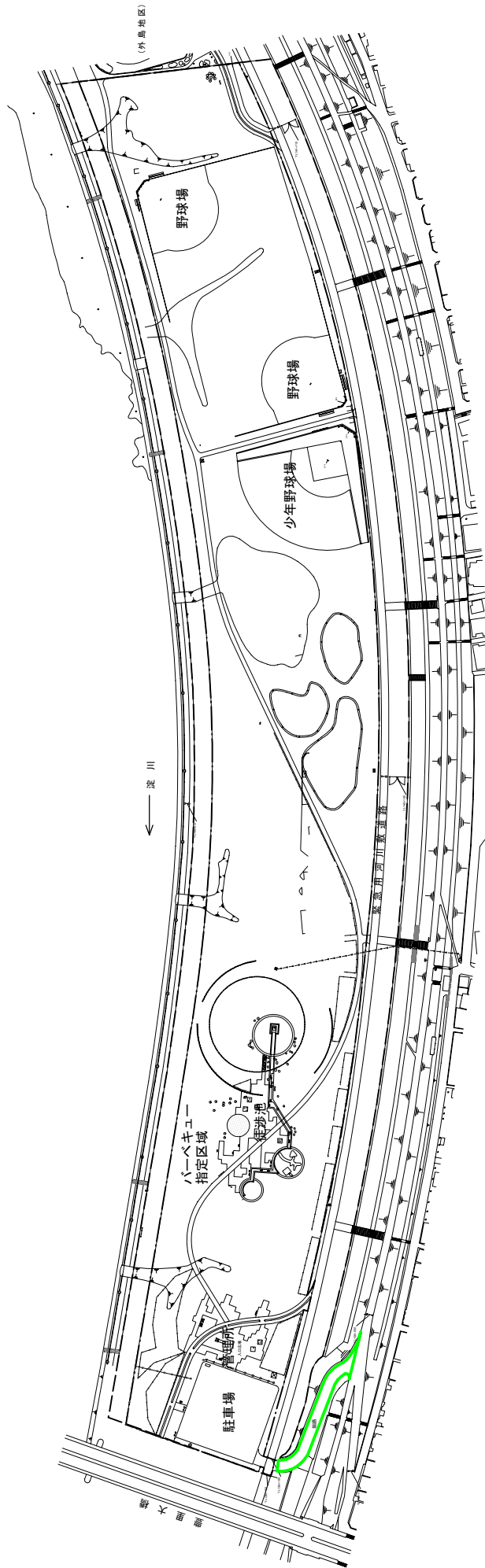
# 公園利用重点調整区域



凡例
 公園利用重点調整区域

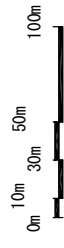
## 6. 赤川地区

# 公園利用重点調整区域



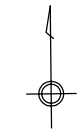
凡 例

	公園利用重点調整区域
---	------------

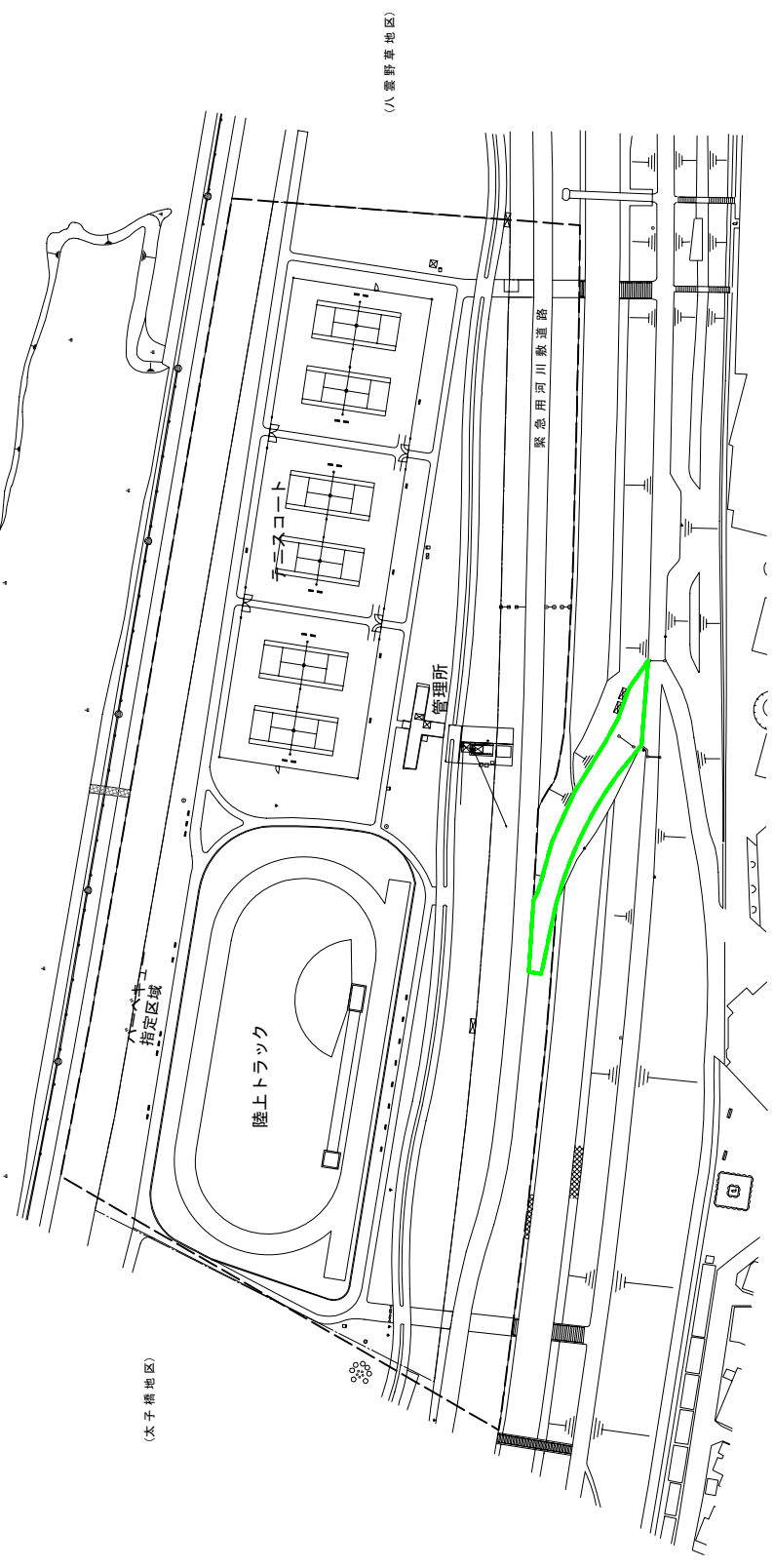


## 8. 太子橋地区

# 公園利用重点調整区域



淀川



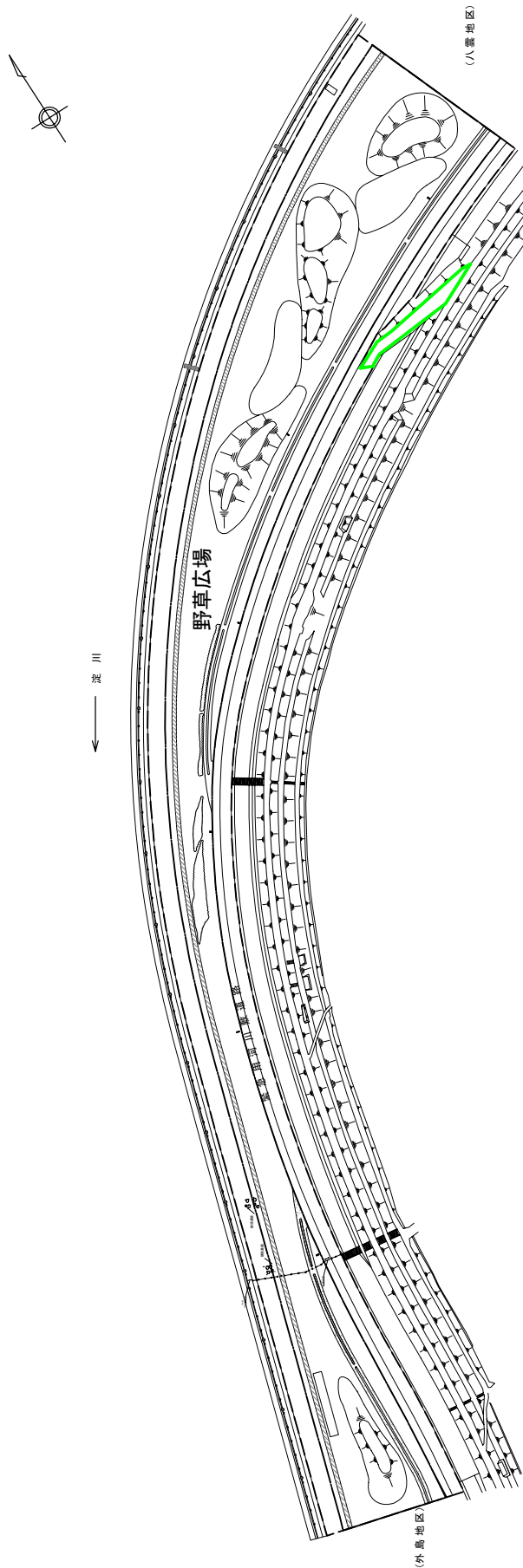
凡 例
 公園利用重点調整区域




## 9. 外島地区



# 公園利用重点調整区域



凡例	
	公園利用重点調整区域

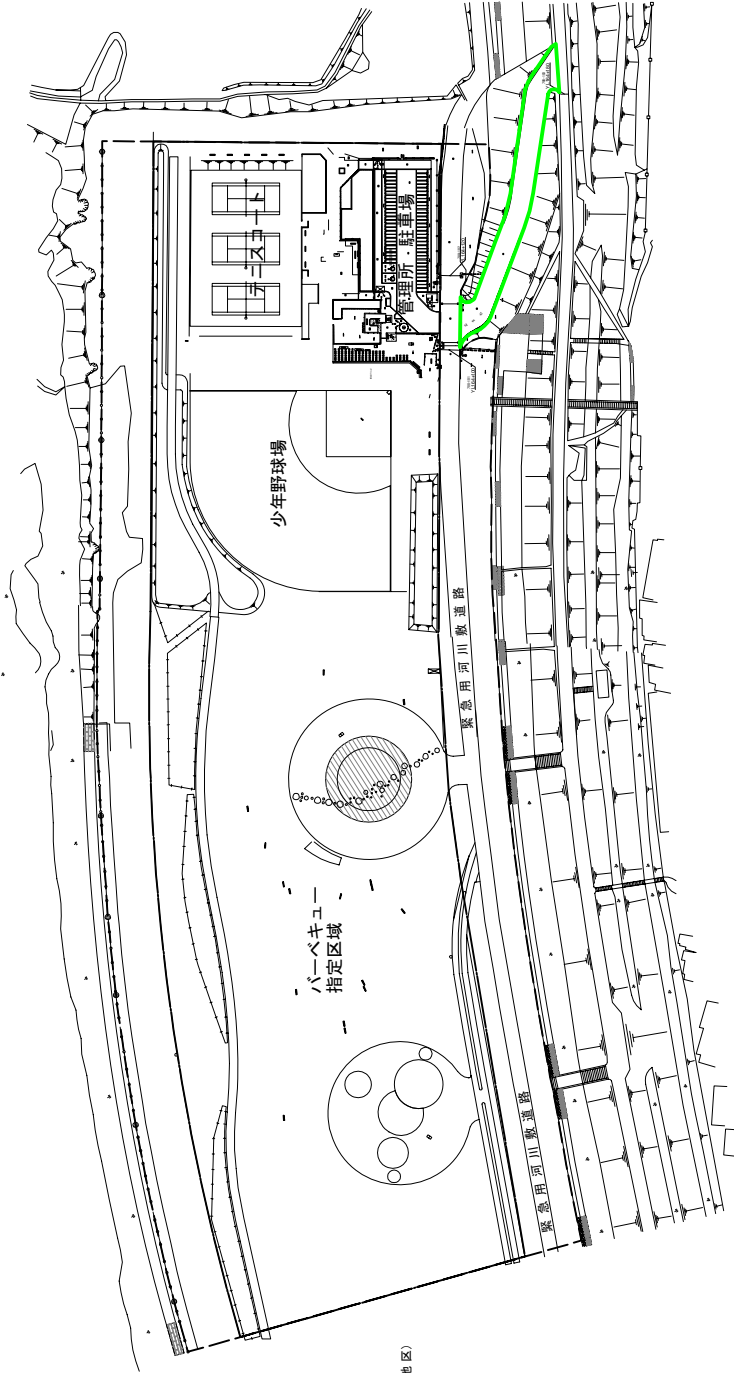


## 11. 八雲野草地区

# 公園利用重点調整区域



淀川 ←



(八雲野草地区)

0m 10m 30m 50m 100m

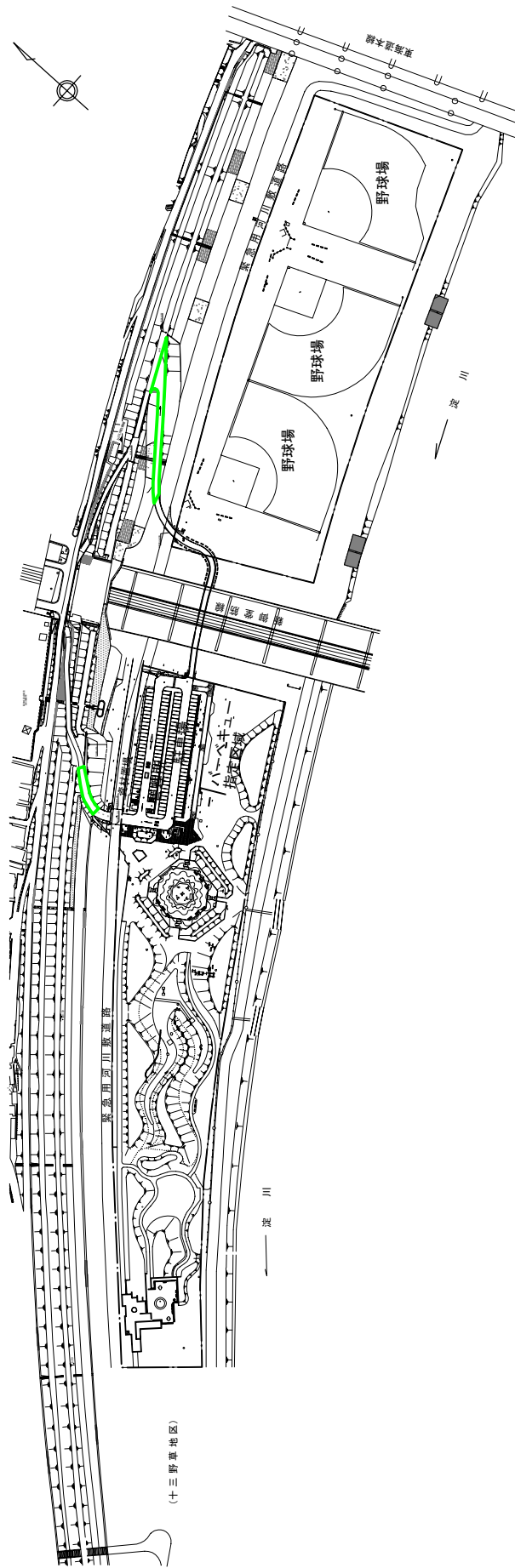
凡 例

公園利用重点調整区域



## 12. 八雲地区

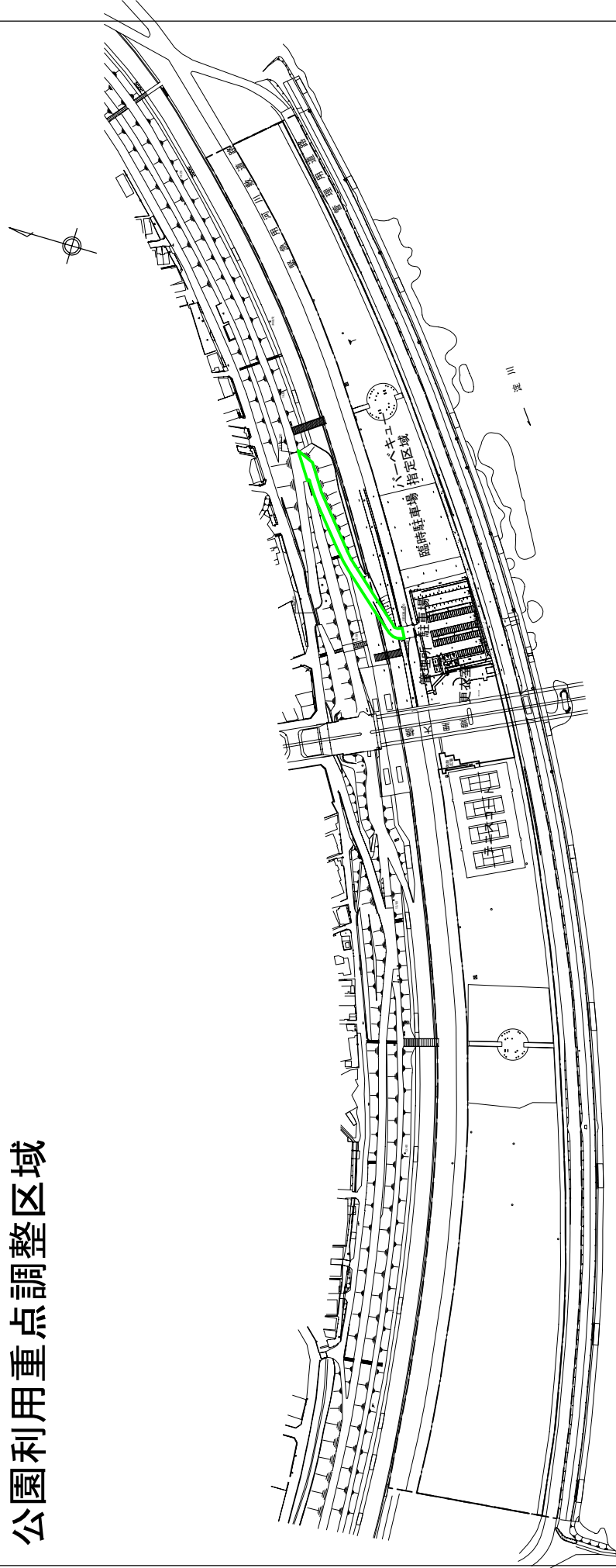
# 公園利用重点調整区域



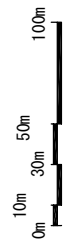
凡例
公園利用重点調整区域

## 15. 西中島地区

公園利用重点調整区域

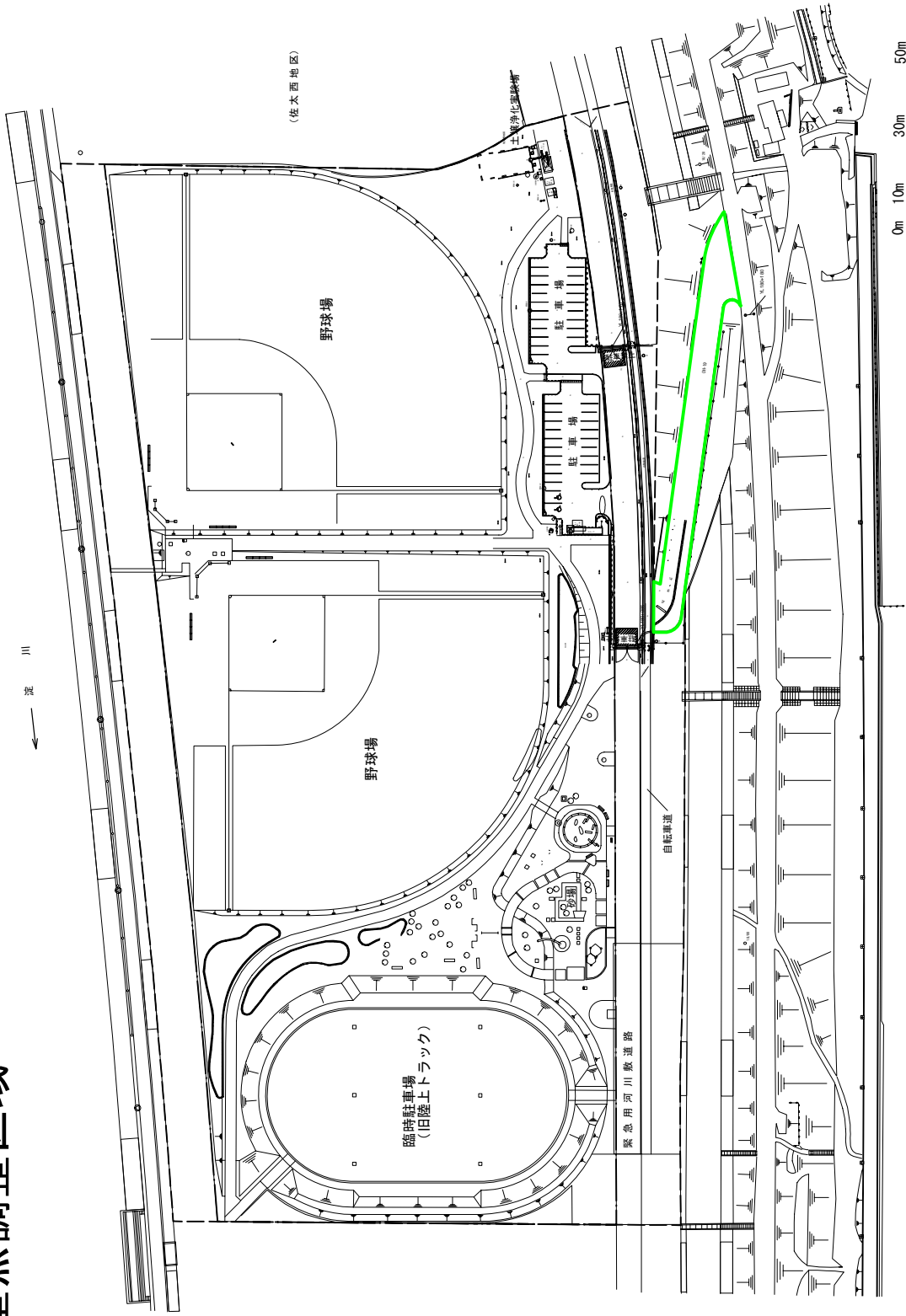
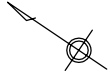


凡例
公園利用重点調整区域



16. 豊里地区

# 公園利用重点調整区域



(佐太西地区)

野球場

野球場

臨時駐車場  
(旧陸上トラック)

緊急用河川敷道路

自転車道

土着北園地帯

駐車場

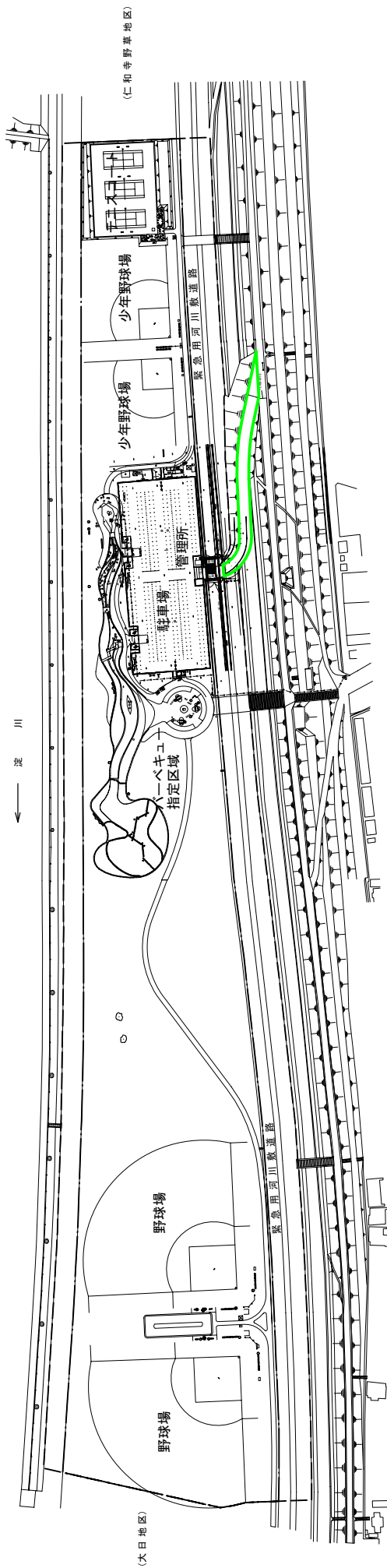
駐車場

0m 10m 30m 50m 100m

凡 例  
公園利用重点調整区域

## 17. 太日地区

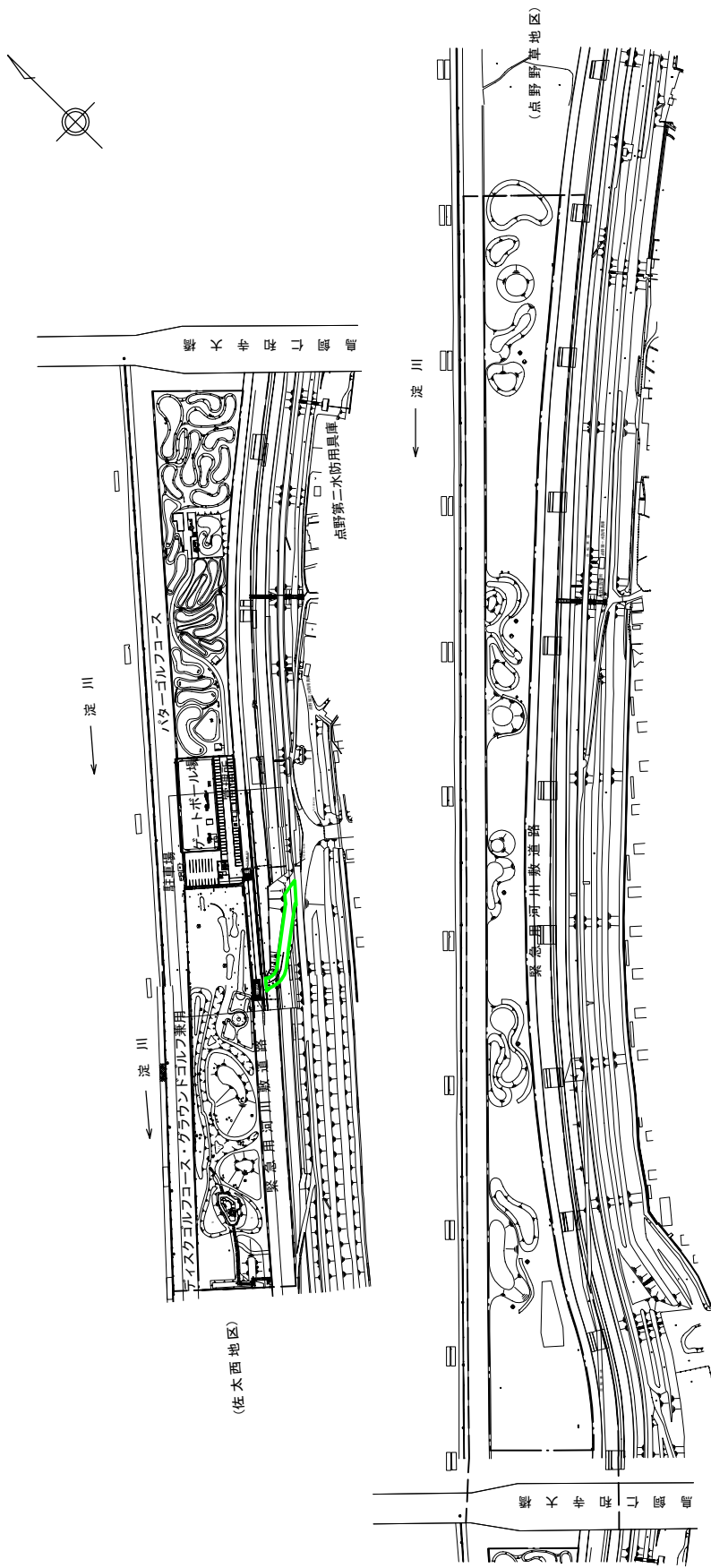
# 公園利用重点調整区域



凡 例	
[Green Outline Box]	公園利用重点調整区域

## 18. 佐太西地区

# 公園利用重点調整区域

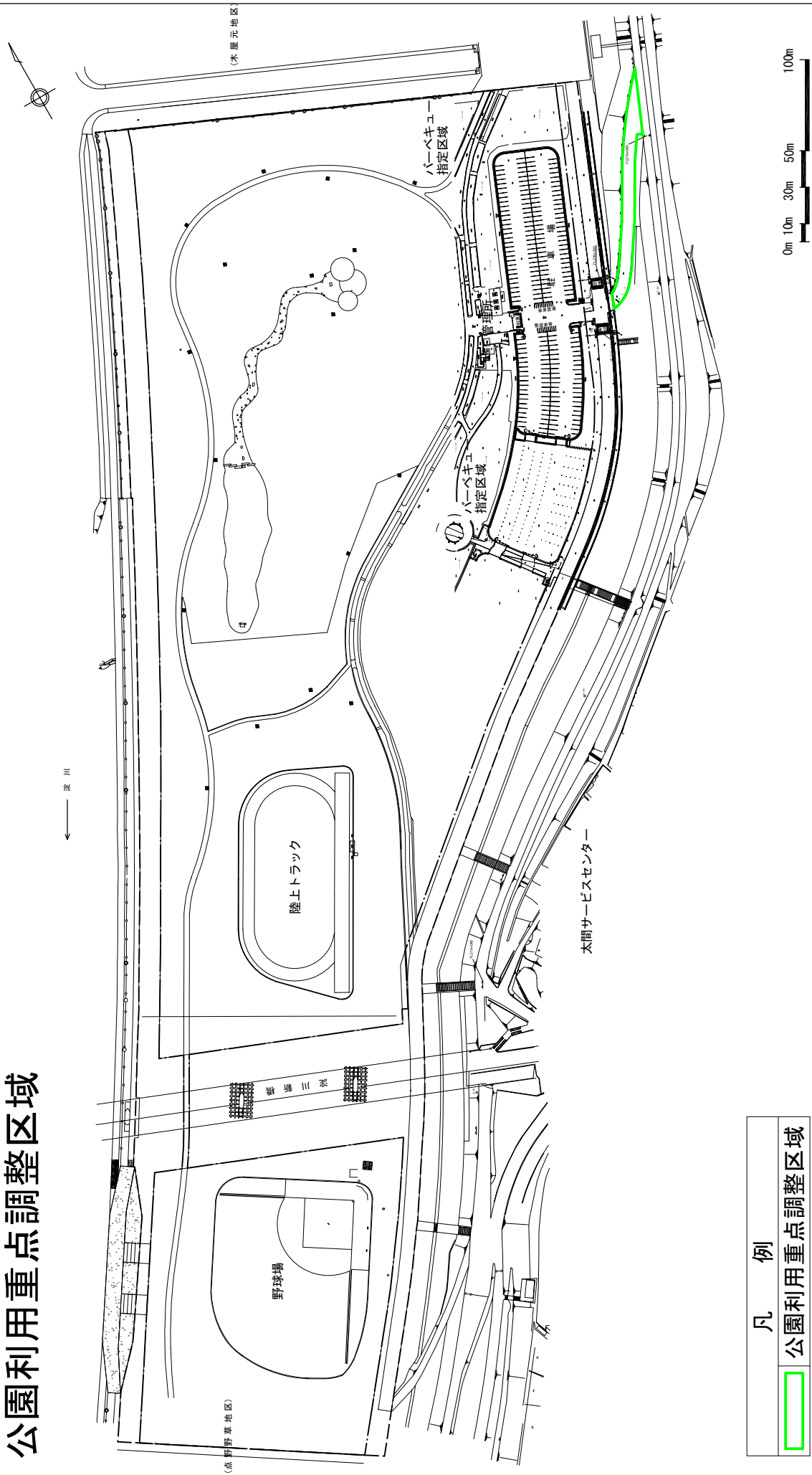


凡例
公園利用重点調整区域

# 19. 仁和寺野草地区



# 公園利用重点調整区域

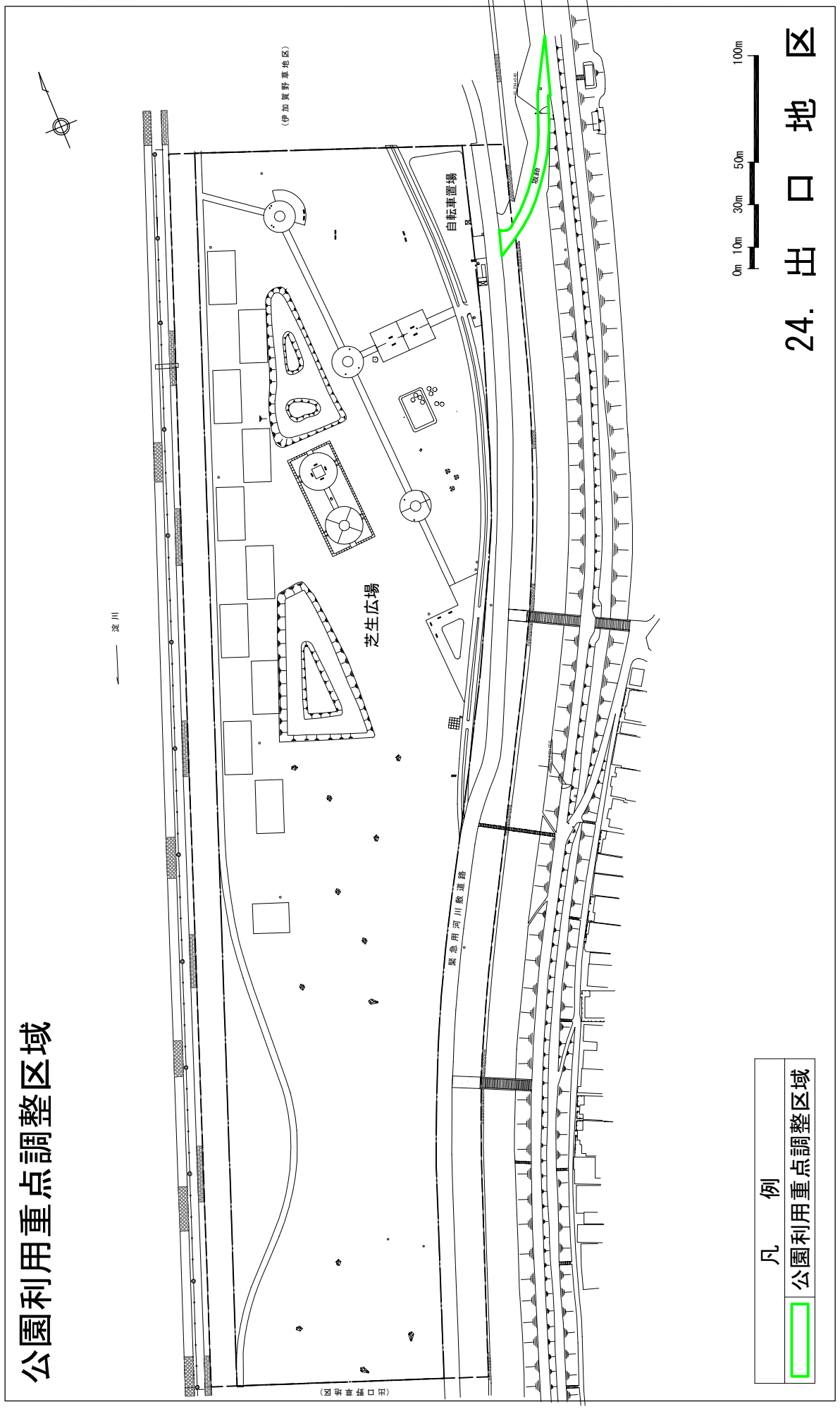


凡例
<span style="border: 2px solid green; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 公園利用重点調整区域

## 21. 太間地区



# 公園利用重点調整区域

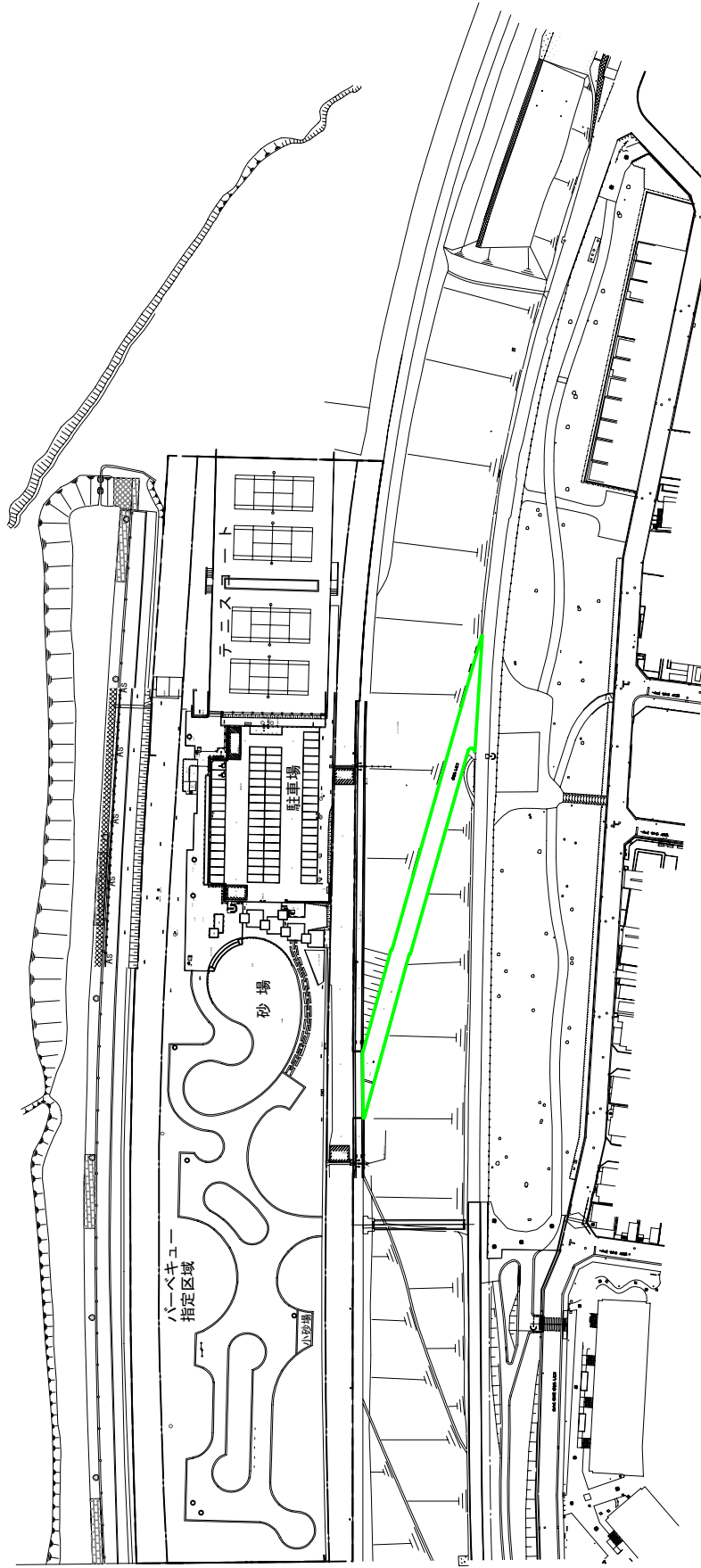


# 24. 出口地区

# 公園利用重点調整区域



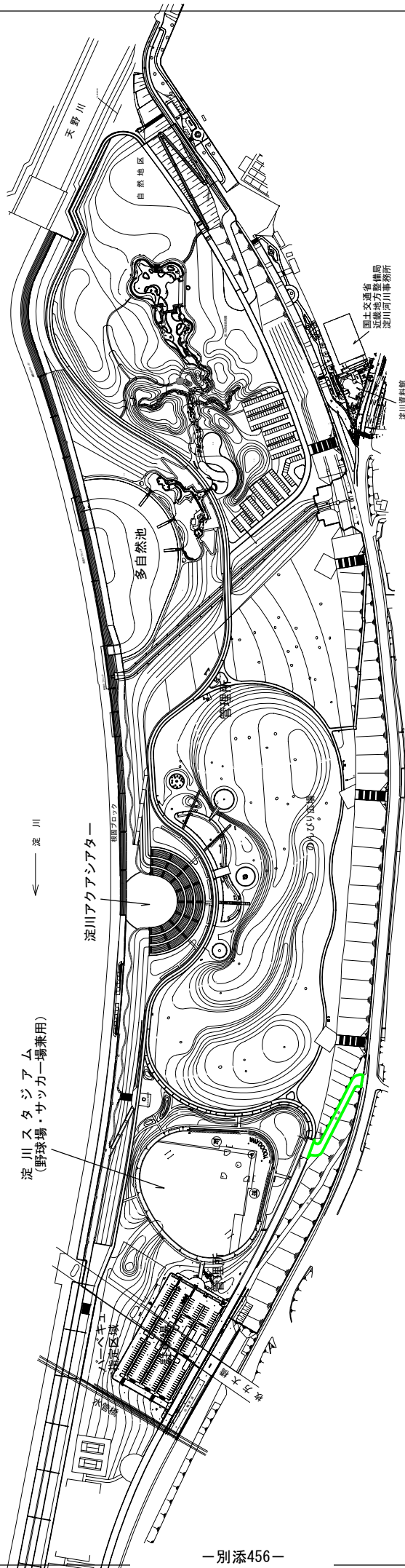
← 渡川



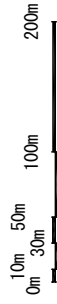
## 27. 三矢地区

凡 例
 公園利用重点調整区域

# 公園利用重点調整区域

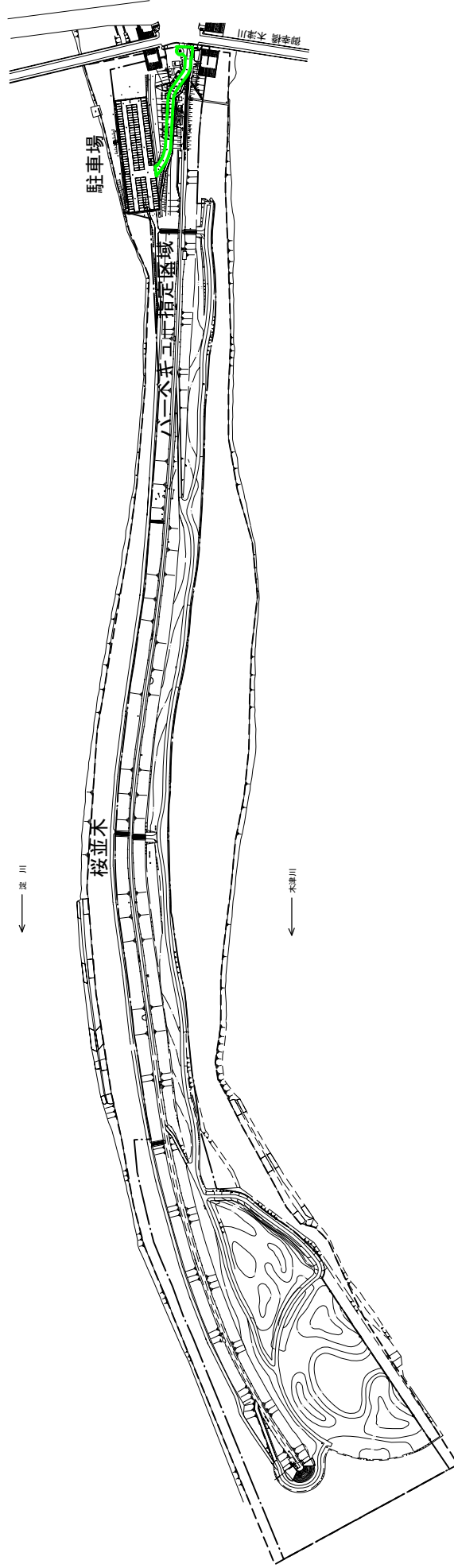
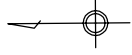


凡例
公園利用重点調整区域



# 28. 枚方地区

# 公園利用重点調整区域



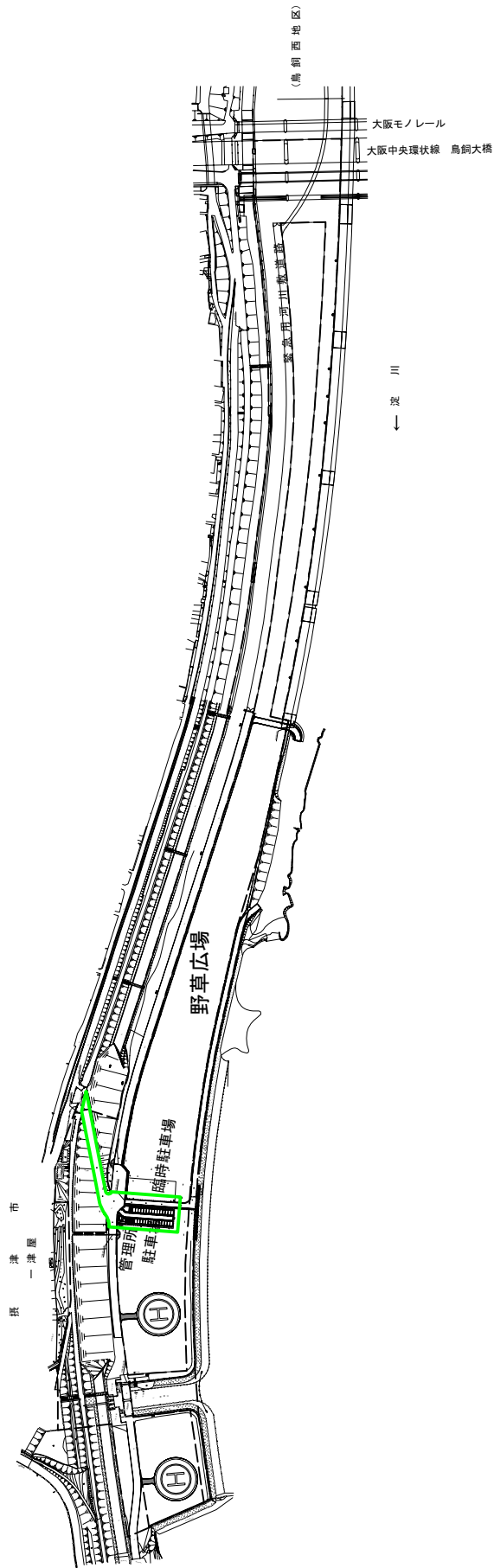
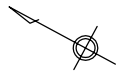
凡 例

公園利用重点調整区域



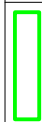
## 29. 背割堤地区

# 公園利用重点調整区域



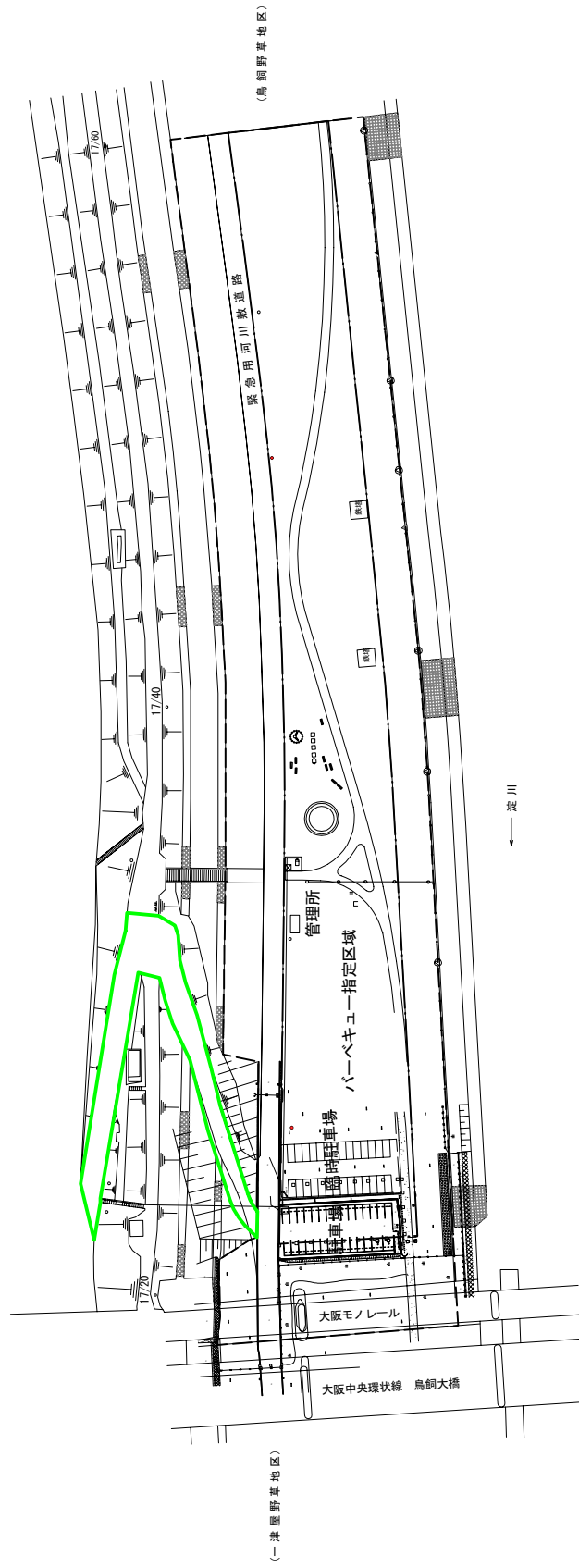
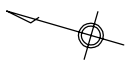
凡 例

公園利用重点調整区域



# 30. 一津屋野草地区

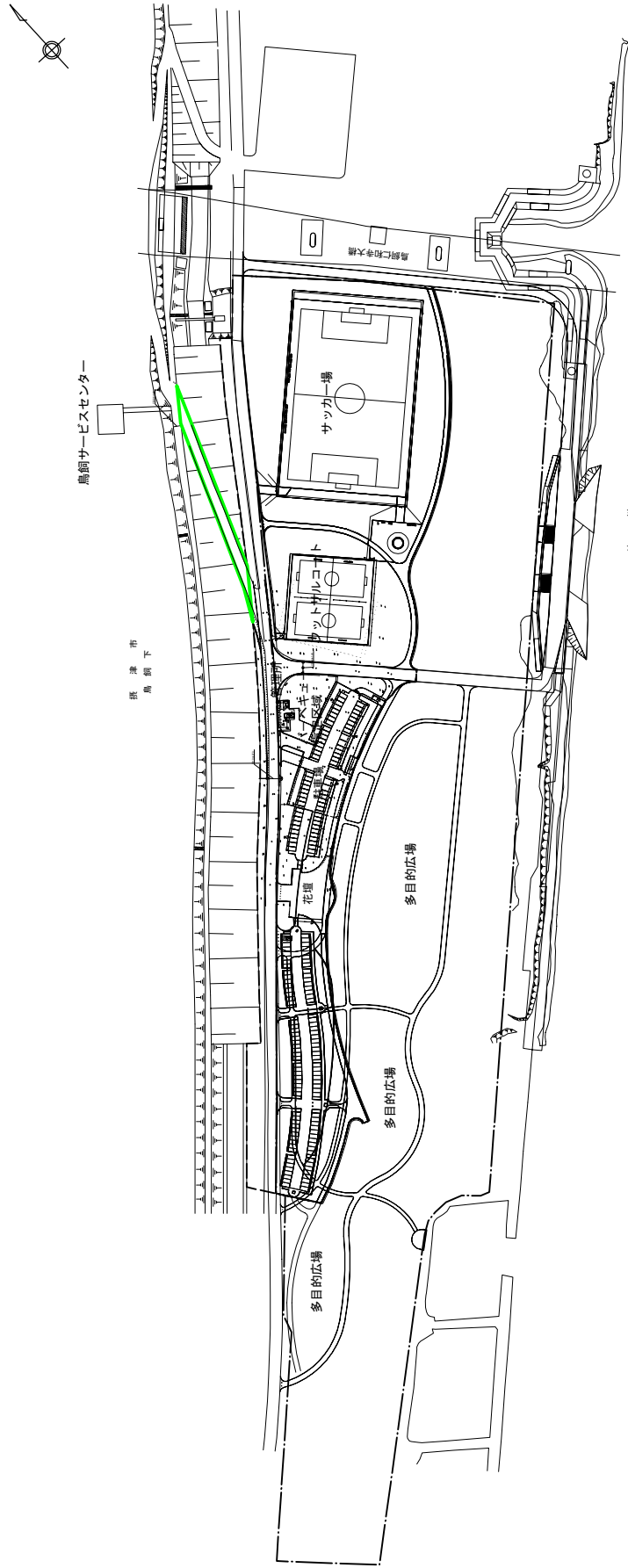
# 公園利用重点調整区域



凡例
<span style="border: 2px solid green; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 公園利用重点調整区域

## 32. 鳥飼西地区

# 公園利用重点調整区域

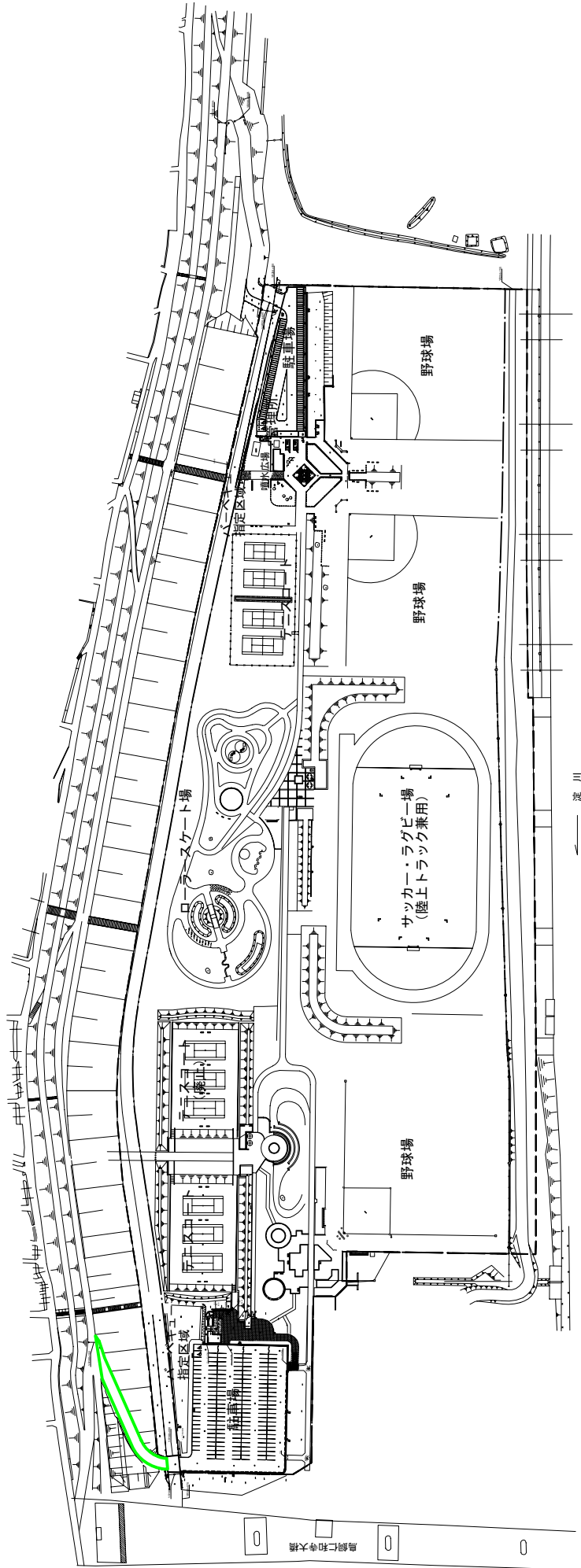
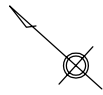


凡 例

公園利用重点調整区域

# 34. 鳥飼下地区

# 公園利用重点調整区域

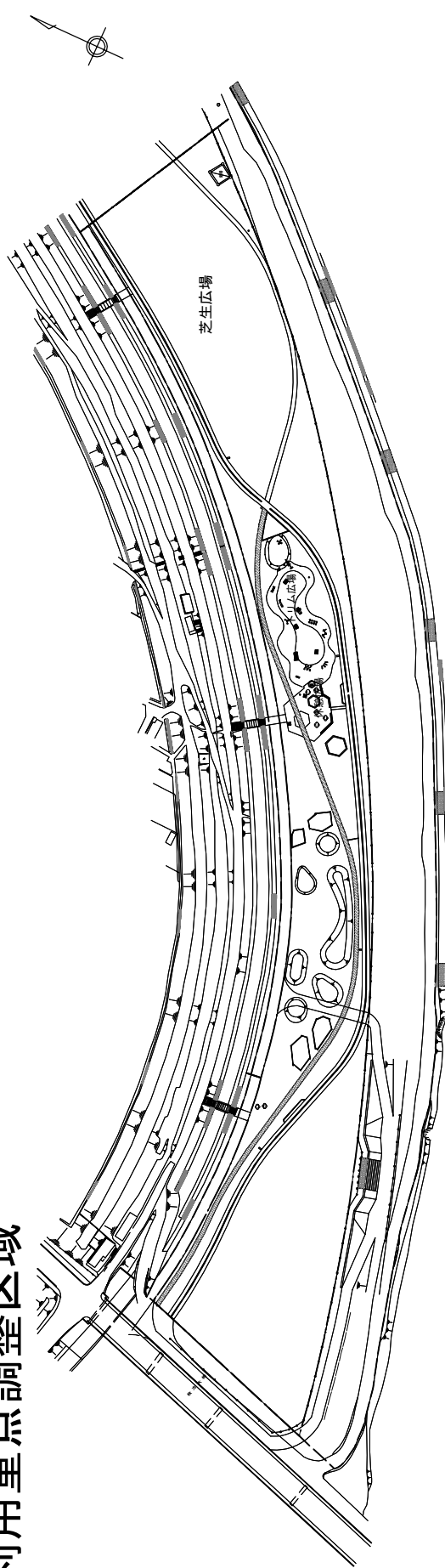


凡 例
公園利用重点調整区域

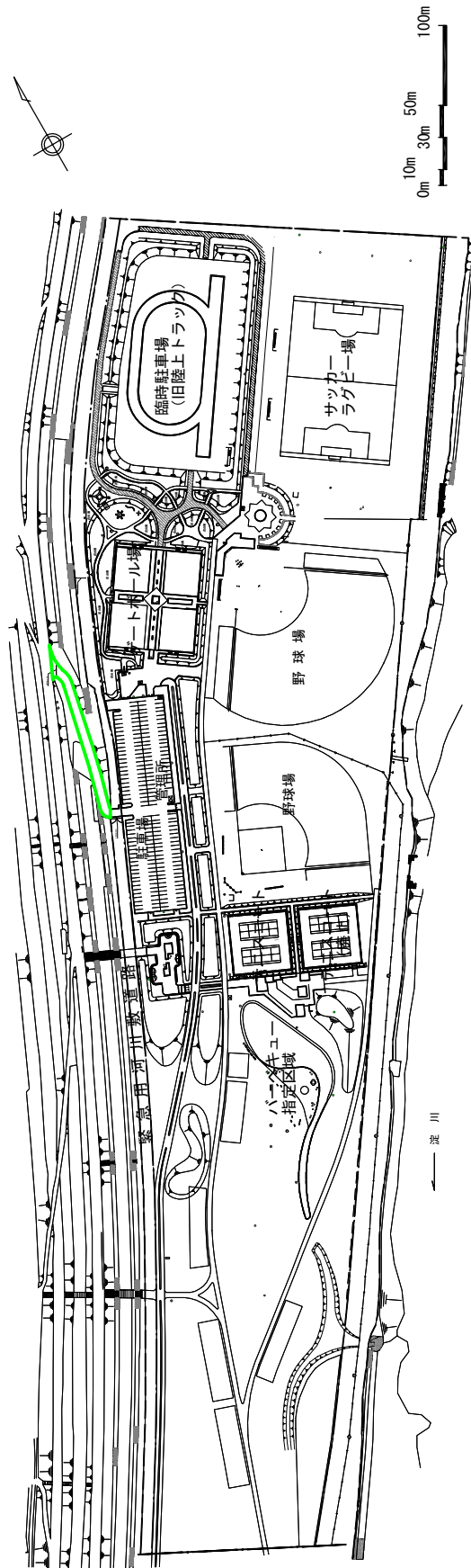
## 35. 鳥飼上地区



# 公園利用重点調整区域



← 渡川

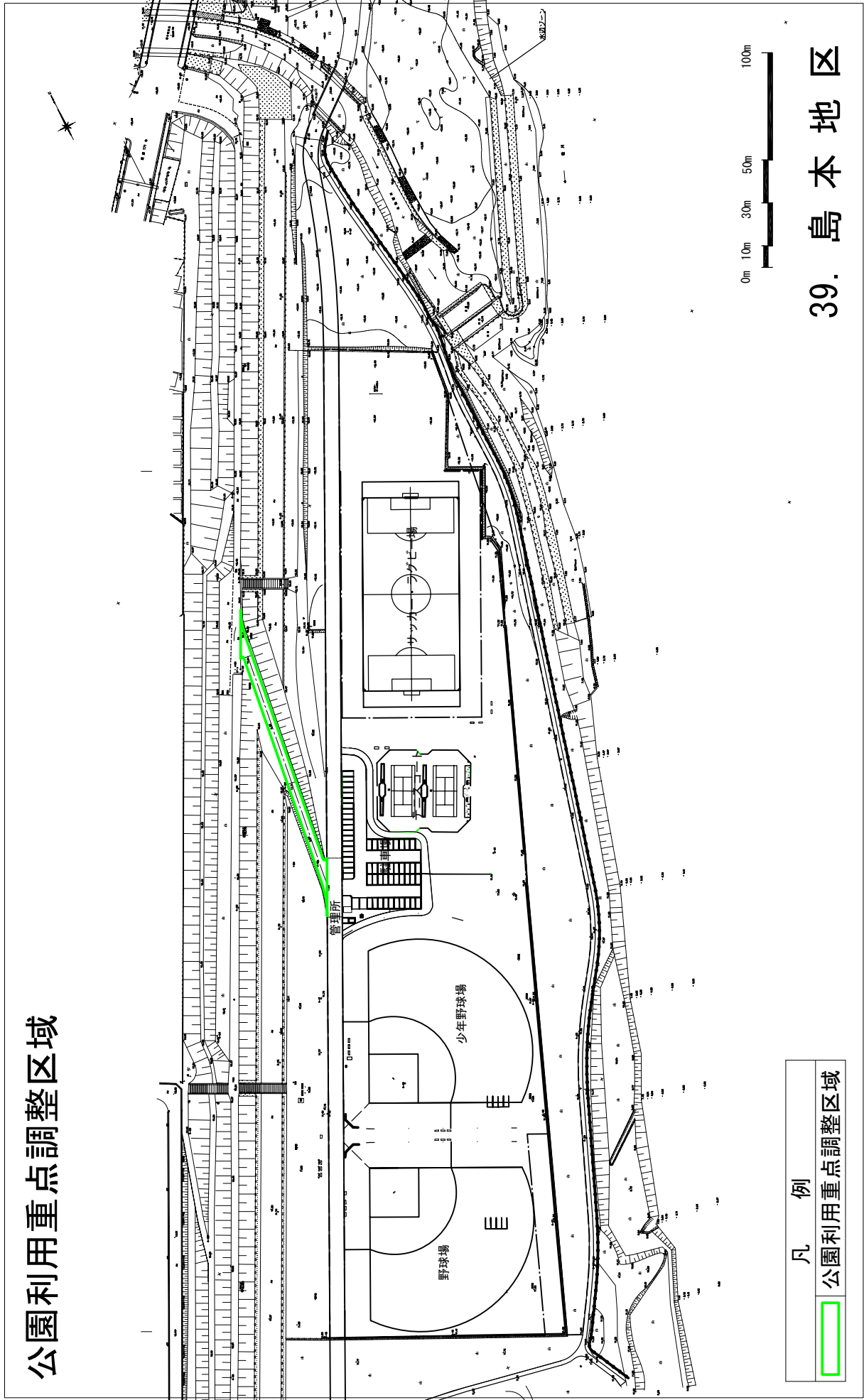


← 渡川

凡 例
公園利用重点調整区域

## 38. 大塚地区

# 公園利用重点調整区域



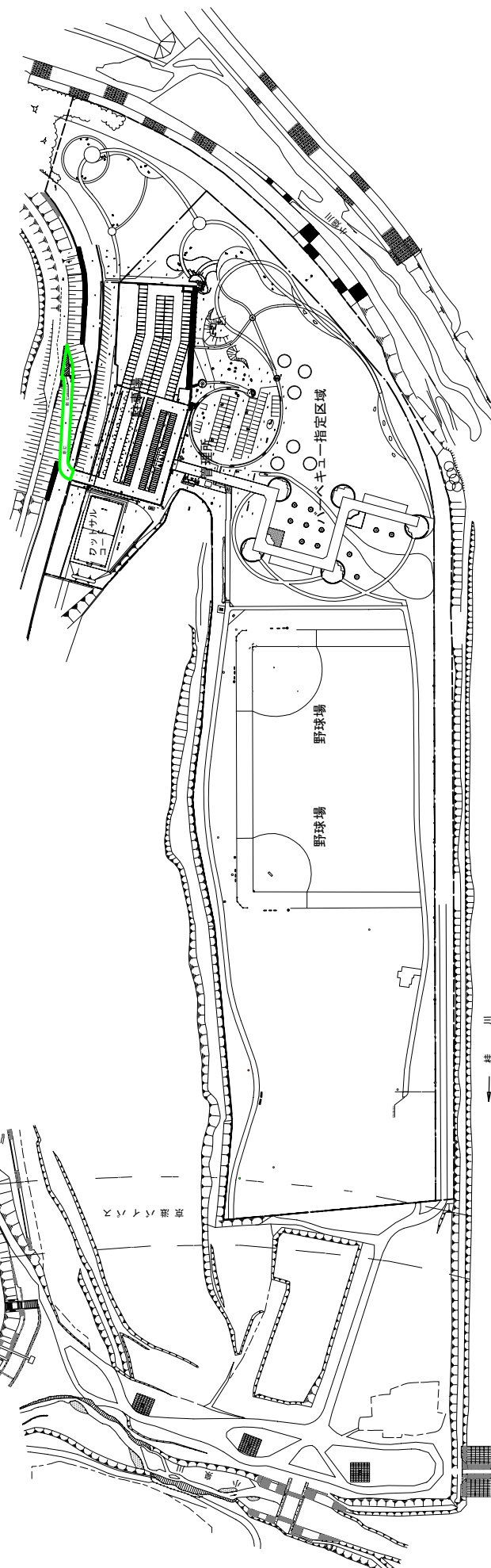
凡例

公園利用重点調整区域

# 39. 島本地区

# 公園利用重点調整区域

ダイハツ工場グラウンド  
下種野排水ポンプ場



桂川

凡例

公園利用重点調整区域

0m 10m 30m 50m 100m

## 40. 大山崎地区

## 背割堤サービスセンター(仮称)の概要



A：背割堤公園入り口からのパース（案）



施設鳥瞰パース（案）

規模・構造	<p>管理棟（建築面積：757㎡ 延床面積：757㎡ 木造 平屋建て）</p> <p>展望塔（建築面積：75㎡ 延床面積：150㎡ 鉄骨造 高さ約29m）</p> <p>駐輪場（48台収容（自転車40台、バイク8台））</p> <p>駐車場（普通車20台、身障者用1台、バス転回、駐車可能）</p> <p>【管理棟と展望塔は防犯対策及び繁忙期の展望塔への警備のため壁を設置し接続する事で一体的な運用を行う】</p>
-------	---

平成 年度 管理月報 ( 月分)

公園名

担当者

連絡先

開園日数	当月	日	累計	日
入園者数	当月	人	累計	人
入館者数	当月	人	累計	人

管理所開所日数	当月	日	累計	日
従事職員数	常勤	人日	非常	人日
				人日
				バイト
				人日

	当月		累計	
問合せ件数	電話等	件	来所	件
			電話等	件
			来所	件
苦情件数	電話等	件	来所	件
			電話等	件
			来所	件
要望件数	電話等	件	来所	件
			電話等	件
			来所	件
賞賛件数	電話等	件	来所	件
			電話等	件
			来所	件

通報件数	警察	件	救急	件	消防	件
------	----	---	----	---	----	---

	当月		累計	
写真撮影		件		円
				円
映画等の撮影		件		円
				円
その他の占用		件		円
				円

利用状況	当月		累計	
		件		人
				人
		件		人
				人
		件		人
				人
		件		人
				人

行催事実施状況	
日	実 施 内 容

自主事業の実施状況

特記事項

--

維持管理の実施状況

直営		委託	
日	業務内容	日	業務内容



運営維持管理業務

下記は記載例である

実施予定				当期までの契約状況					
項（例示）	単位	数量	予定額	契約額	業務名等	金額	業務等の内容	実施期間	請負業者名等
植物管理	式	1	〇〇	〇〇					
芝生管理	式	1	〇〇	〇〇					
芝生管理	式	1	〇〇	〇〇					
					〇〇工事	〇〇	〇〇	H〇.〇月~〇月	〇〇
					〇〇工事（第1回変更）	〇〇	〇〇	H〇.〇月~〇月	〇〇
低木管理	式	1	〇〇	〇〇					
低木管理	式	1	〇〇	〇〇					
					〇〇工事	〇〇	〇〇	H〇.〇月~〇月	〇〇
高木管理	式	1	〇〇	〇〇					
高木管理	式	1	〇〇	〇〇					
					〇〇工事	〇〇	〇〇	H〇.〇月~〇月	〇〇
草花管理	式	1	〇〇	〇〇					
草花管理	式	1	〇〇	〇〇					
					〇〇工事	〇〇	〇〇	H〇.〇月~〇月	〇〇
清掃	式	1	〇〇	〇〇					
清掃	式	1	〇〇	〇〇					
					賃金等				
					諸材料購入				
体験学習施設管理	式	1	〇〇	〇〇					
体験学習施設管理	式	1	〇〇	〇〇					
					〇〇	〇〇	〇〇	H〇.〇月~〇月	〇〇
工作物管理	式	1	〇〇	〇〇					
〇〇管理	式	1	〇〇	〇〇					
					〇〇管理		〇〇	H〇.〇月~〇月	〇〇
〇〇設備管理	式	1	〇〇	〇〇					
					〇〇設備管理		〇〇	H〇.〇月~〇月	〇〇



